朝鮮
一月號

朝鮮總督府及京城帝國大學發行叢書

朝鮮史料叢刊第一
高麗史節要 附解說
一部二十四册 寫眞製版 全三帙和綴
定價二十八圓（送料實費）

朝鮮史料叢刊第二
海東諸國記 附解說
一部一册 寫眞製版 和綴帙入
定價三圓八十錢（送料實費）

朝鮮史料叢刊第三
軍門謄錄 附解說
一部一册 寫眞製版 和綴帙入
定價三圓二十錢（送料實費）

朝鮮史料叢刊第十
鎭管官兵編 附解說
一部一册 寫眞製版 和綴帙入
定價五圓（送料實費）

朝鮮史料叢刊第十二
制勝法略 附解說
一部一册 寫眞製版 和綴帙入
定價三圓五十錢（送料實費）

奎章閣叢書第一
瀋陽狀啓 附、附錄
一册 總クロース製本 菊版六八〇餘頁
定價五圓（送料實費）

奎章閣叢書第二
大東輿地圖 附別册索引
一部二十三層 寫眞製版 菊版
定價七圓（送料實費）

京城府蓬萊町三丁目六十二
發賣元 朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇番

朝鮮 一月號 目次 第二百七十二號

口繪

新題『神苑の朝』

南京陥落祝賀旗行列

南京陥落祝賀提灯行列

國威宣揚·堅忍持久

愛國子女團活動

朝鮮

昭和十三年

一月號

覺悟を新にせよ

朝鮮總督 南 次郎

坤輿一轉、軍國多事の裡に新春を迎ふるに際り、疆内同胞と共に聖壽の無窮を祈り、皇運の隆昌を頌し奉る。

隆暑の季に起つた支那事變は今や半歳を經て祁寒の節に及んだ。陸海萬里の異域に戈をとる皇軍將兵の辛苦、家郷に征士の武運を祈る人々の心情を想ふて年頭特に感慨の切なるを覺ゆるのである。

謂ふまでもなく戰ひは國家の不虞、人類の凶禍である。能ふべくは之を避けて國際の和調を偕にすることが人類の理想であり、同時に我が國民性に發する國風、國策であつて、日清日露兩大役の動機も自衞及び東亞全局の平和を擁護すべき眞に已むなき事情に出でたことは史の明證する所である。這回事變も亦此の例外にあらず、我が隱忍却つて支那黨軍の

自恣兇逆を加へしむるに及び、東亞の禍根を斷つの大乘的計圖に基いて一擊彼の反省を促すの趣旨に外ならぬことは今更架說の要を見ない。即ち近き將來は勿論、吾人子孫の時代に涉りても再び斯くの如き災禍を東亞民族の犧牲に於て繰返さしむるが如き原因を拔塞し、眞個、日滿支提携に依る東洋平和の根礎を定むるを以て本旨とするのであつて、今次事變を聖戰と稱する所以繫つて此にあるを知らねばならぬ。

此の天業恢弘の使命に蹶起せる皇軍は、世界環視裡にあつて克く隨時到處に本來の面目を發揮し、征戰半歲にして國都南京をはじめ南北の主要都城に頑敵を討ち斥け、政治的に、經濟的に國民黨政府を窘窮せしめて勝敗の數早くも決し去つたことは　聖上陛下御稜威の下、內に全國民の鞏固なる結束と、外皇軍威武の齎す所として感激に堪へないのである。

南京の陷落により蔣介石政權は完全に消失せり、假令其の殘骸に似たるものの存在することありとするも夫れは單に一地方政權と化し去つた今日、吾人は支那に於ける眞の政治的中心が既に治安略々定まれる北支の地域と、我國と俱にアジア興隆の理想を同くする其の民衆とに在ることを知るのであるが、蔣一派が長江上流に逃竄しつゝも依然外力倚賴による抗日の意圖を改めず、平和建設の障碍たる匪賊的騷擾勢力として殘存する限り、事變は勿

論終熄を告げたるものにあらずして、容易に戈を收むべからざるは言を俟たず、我々國民としては彼の常套的猾策に欺かるゝを警め、功利を以て危局に乘ぜんとする二、三列國の異圖を注意しつつ、彌々鞏き擧國一致の國民的態勢を整へて、聖戰の意義を完からしめねばならぬ。

恰も舊歳中、伊太利の參加により强化されたる日獨伊防共陣營は滿洲、スペイン其他數箇國の隱然たる支持を加へ、亞歐に跨る國際の新紐帶として赤化の破壞から世界文明の擁護に任ずるに至つたことは洵に會心の事とすべきであつて、蓋し平和建設に貢獻する所大なるを疑はないのである。

斯くの如く我が帝國の國是、國策を中心として東亞に國民的大經綸を行ふ時に當り、我が朝鮮に於ては同胞殆ど悉く帝國の崇高なる使命と之を貫くの實力とを認識し具に赤誠を國家に捧げて皇民たるの名實を示し來つたことは、眞に統治史上の劃期的事象にして、國家の幸慶たると同時に、同胞自らの福祉を將來するの所以たるを思ふのである。　施政二十七年、其の實績は素より未だ完璧を稱し難く施設の擴充に俟つべきもの隨つて猶ほ前程に山積するのである。　然しながら之等は勿論國民としての意氣を同じうするに依てのみ其の

實現を促し得るのであつて、輓近民衆の間に昂揚され來つた國民意識により更に內鮮一體の實を深化し、啐啄同時の趣を以て物心の開拓に當つたならば、施政の伸暢、民福の向上は蓋し招かずして來るであらう。

事變の戰果から自ら展開さるべき東亞の新情勢に對して朝鮮の占むる地位と使命とは益々重からざるを得ない。即ち日、滿、蒙、支に亙る道義的なる民族融和と平和の新機構及び經濟相助關係の結成に對して我が半島は多くの意味に於て一重心を爲し、他面此の地位はまた半島民衆の生活に福祉を齎さゞれば已まぬ機運を提供するのである。疆內官民は宜しく此の機運に處して使命を辱めざる樣各人共に日本國民たるの矜持を以て東洋安定の指導的立場を理解して志向を高遠にし以てアジア建設のために全幅の努力を傾倒せねばならぬ。

戰勝の榮光に輝く年頭、更に事變の長期化と時局の轉變とに對して覺悟を新にするに際り特に所思を披瀝する所以である。

年頭の誓願

大野緑一郎

歳華改まりて玆に戰勝の春を迎へ恭しく　皇室の彌榮を壽ぎ奉ると共に、皇軍の建設したる偉績を讃仰して國家の光榮を慶祝致します。

日支間の戰事勃發以來、南北陸海に亙る戰鬪に就て示されました皇軍の壓倒的勝利は、世界今古の戰史に一大光芒を放つて國威を顯揚し、其の赫々たる戰果の齎す所は國際情勢及び東亞の諸事態に對する劃期的なる大變化でありまして、事變に拂はれつゝある尊き人命の犧牲は必ずや國是遂行の成果によつて酬ひられるものたるを信ずるのであります。卽ち我が帝國が　明治大帝の聖謨に基いて東洋平和擁護の使命に任じ、尊き許多の犧牲を拂ひ來つて約半世紀、今こそ此の國是の目標とする所に到達して、東亞民族の康寧を不動の基礎の上に保障すべきの秋でありまして、吾人國民は此の感激の下に決意を新にし、更に決定的に支那抗日勢力の止めを刺し、以て聖戰の戰果を完璧ならしむるに努めねばなりませぬ

先般獨逸の或人は、日本が經濟的にいかなる期間の戰爭に堪へ得るかを批判した結語に於て、結局それは日本國民の異常なる精神力意思力によつて決定さるゝ問題であるとの意味を申して居つた樣でありますが、蓋し正しい觀察であると思はれます。時局に際し、我が國民によつて全的に示されました擧國一致の態勢は、眞に我が國民性の醇美と強靱とを立證して餘さゞるものであります。殊に從來施政上隔靴搔痒の憾を禁じ得なかつた半島同胞の間に期せずして漲溢しました忠誠愛國の精神は內鮮一體を以てする國民意識への歸一でありまして、まさしく御稜威の遍滿する所、天意人心の相合致せる現象とも申すべく、我が帝國の國力は今や此の限りに於てその強度を加へたるに外ならず、施政の局に在る者として、只管感佩に堪へざる所であります。

惟ふに此の傾向、此の現象が招來する所は當然に半島施政の暢達による福祉の向上であります。支那に於ては、我國が差しのべたる親善の手を拂ひ退けて抗日侮日を以て酬ひた所に蔣政權沒落の悲劇が起りました。又隣邦滿洲國は建國以來已に七年を數ふるに至つて、國基益鞏く已に治外法權を撤廢して諸種の制度を整備し、產業を充實して躍進的進展を示して居る。蓋し我國是たる日滿支相提携して東洋永遠の平和の基礎を鞏むるの方針は已に滿洲國に於て第一段の實現を見たものと謂はねばならない。彼是對照致しまして感慨無量のものがあります。此度の事變が半島同胞の正義認識を促し、內鮮一體の國民的結

束を强めしめましたことは天意の偶然ならざる所以であります。

今や此の純一蕪雜なる心境合致の素地の上に於て半島の施政は愈々滑かに運行さるべき時期を迎へたのでありまして、戰時より戰後に亙り東亞新情勢の齎すべき機運に對し、非常に重要且つ多幸なる地位に置かるゝに至つた半島の實情に鑑み、洵に會心のことゝ申さねばなりませぬ。特に國防産業の發達、之が要素としての敎育及交通機關の徹底的擴充の如き、所謂農工併進政策の內容は必然に新なる命題を帶び來ることを豫想し得らるゝのでありまして、半島同胞諸君が戰勝日本國民の自覺と誇とを以て協力一致、此の希望に輝く大なる時代に處せられんことを冀念致すのであります。

事變は無論まだ終つたのではなく、又複雜なる國際關係の將來を想ふ時は嚴として次の波瀾湧起に備ふべき覺悟をも必要とする時期であります。吾人國民は過去半歲に亙つて練成したる結束奉公の信念を此の上にも强化して、事態の如何なる變化にも應處し得る强盛なる意力と全き體制とを完備しなければなりませぬ。これ吾人の年頭に於ける誓願であります。

聊か所感を述べて年頭の言葉と致します。

日支提携と朝鮮の經濟

―朝鮮の經濟の過去及び將來―

伊藤正雄

『一』

經濟上から見た朝鮮の將來に就いて一種の豫測を試みんとするのが本篇の目的である。之を云ひ換ふれば『朝鮮の經濟は何處へ行く？』といふ問題に對する筆者一個人の管見を述べたのが本篇の結論となる譯である。

顧みれば、明治四十三年八月二十九日、日韓併合が行はれて以來玆に二十八箇年、此の僅かな歳月の間に、日本の國運の隆盛と正比例して朝鮮の經濟は實に驚くべき大發展を遂げ、尙ほより以上の『テンポ』を以て將來發展すべき過程を辿りつゝあるといふべきである。

朝鮮は農本國であると今も一般に云はれて居るけれども此の見方は過去の習慣に囚はれた錯覺に過ぎない。朝鮮の現實を正視すれば朝鮮の經濟は封建制竝に農業本位等の舊殼を蟬脫して立派な資本主義經濟時代に入り現代式工場工業も可成りの程度に發達して居ることに氣が付くであらう。而も朝鮮の工業は此の程度に留るべきでなくして、今後、驚くべき勢ひを以て益々發展すべく約束されて居る。而して遂には大阪に代つて朝鮮は將に日本帝國の工業中心地帶と化する時代も遠からず來る。慥かに來る。

然らば如何なる論據に依つて斯る豫想を爲し得るかと云へば之には多くの理由がある。之に答ふる爲めに筆者は順序と

して先づ過去二十八箇年に於ける朝鮮經濟の發展狀態を述べることにする。

『二』

朝鮮の經濟が資本主義組織の現段階に辿り付く迄には過去二十八箇年といふ歳月を費し多くの段階を經過して來た。今此の二十八箇年間に於ける發展過程を時代別に分類して見れば次の如くになる。

第一期　準備時代（地均し時代）。　日韓併合の年たる明治四十三年から大正八年八月齋藤總督就任直前に至る約十年間

第二期　產業開發時代。大正九年から滿洲事變勃發の年たる昭和六年九月に至る約十二年間

第三期　工業勃興時代。昭和七年から支那事變勃發の年たる今年卽ち昭和十二年に至る約六年間

第四期　工業本位時代。支那事變が、帝國の完全なる勝利に於て終局を告げてから以後

第一期（地均し時代）。　自然現象と同じく社會現象もまた飛躍を許さないものである。朝鮮に今日、見る樣な資本主義經濟を成立せしめる爲めには多くの基礎工作が必要であつた。之を裏面からいへば舊韓國時代の腐敗其の極に達した制度施設を其の儘にして置いたのでは其の上に資本主義經濟を建てる術が無かつたのである。

玆に暫く、朝鮮總督府施政年報（昭和十年度）に依り舊韓國時代の朝鮮を見ると此の事がよく分る。

「惟フニ韓國ハ數百年來施政漸次頽廢セル結果宮府混淆シ財用給セズ上下ノ有司、内ハ黨爭誅求ヲ事トシ、外ハ事大彌縫以テ一時ヲ糊塗シ偷安姑息風ヲ爲シテ文化興ラズ產業衰ヘ人民疲弊シテ生命財產ノ安固ヲ缺キ國礎屢々動搖シテ東洋禍亂ノ因ヲ爲シ之ガ爲メ益々住民ノ不幸ヲ重ヌルノミナラズ……』。（同書一頁參照）

舊韓國時代の朝鮮は政府の秕政は姑く捨くも法制警察等の諸制度未備に依り人民の生命財產は安固を缺き、取引の安全且つ圓滑を期する爲めには絕對に必要である所の度量衡制度、貨幣制度等は實に亂雜を極めて居たのであり、銀行、金融

組合等の金融機關に見るべきもの無く、其の他道路、鐵道等の交通機關は原始狀態其の儘であり、郵便、電信等の通信機關も實に幼稚なものであつた。斯かる狀態を以てしては現代式の商工業が起らぬのは勿論であるが、原始產業たる農業漁業、林業も其の發達を期することが出來ない。

そこで併合劈頭に於て朝鮮統治の任に當る者の任務は從來の秕政陋習を打破し、新しき制度施設を整備し以て朝鮮に現代的資本主義經濟を成立せしめる基礎を作るのにあつた。

『三』

總督政治第一期に於ける寺內正毅、長谷川好道の兩總督は約十年を費し此の任務を果したのである。

前揭施政年報に

『爾後朝鮮統治ノ局ニ當ル者克ク併合ノ本旨ヲ體シ半島ノ發達ト民衆ノ福利增進トヲ圖リ財政及ビ幣制ノ整理、税制ノ改善、治外法權ノ撤去、地方制度ノ整理、司法權ノ確立、敎育ノ振張、產業ノ獎勵、交通ノ整備、衞生ノ改善、治安ノ確保等ニ努メ人心漸次平靜ニ赴キ各種ノ施設正ニ其ノ初程ヲ經テ半島文化ノ發達見ルベキモノアルニ至レリ』……(同書七頁)

とあるは昭和十年迄の歷代總督の治績を一括していつた形になつて居るが、之を仔細に考へて見れば、玆に謂ふ第一期時代に於ける兩總督の治績が之に該當するものと見るべきである。

玆に第一期の準備時代に於ける治績の主なるものを擧げて見れば左の如くである。

(1) 土地調査。古來朝鮮に於ける不動產所有權の得喪は文記又は文劵と稱する私署證書の引渡に依つて之を行ふに過ぎないので權利の保障が不確實であるのみならず、從つて亦賣買抵當等に由る不動產の現金化又は資金化が困難であつ

た。是に於てか、併合初期に於て直ぐ土地調査事業に着手し調査事業の進行に依り、土地臺帳を設備せる地域に對しては朝鮮不動産登記令を施行し來つたが大正七年七月を以て全鮮に之を施行するに至つた。斯くして所有權の確保資金化の容易且迅速に便ならしめたのであるが、之は私人の財産の殆んど全部を占めるものが土地である朝鮮に於ては、商工業發達の促進を計る上に於て缺く可からざる最大前提條件であるといふべきである。

(2) 司法權の確立。舊韓國時代には諸般法律に未備が多いだけでなく、裁判官は槪ね地方官が之を兼ねて居たので裁判の事務は紊亂し情弊甚だしきものがあつた。依つて併合後に於ては内外人の生命財産の確保を期する爲めに司法制度の整備を計り朝鮮の民情慣習を斟酌し諸般の法律を制定實施した。

(3) 警察制度の完備。韓國時代に於ける警察制度は名實共に備はらなかつた爲め、當時は匪徒や草賊が各地に出沒して容易に剿滅せられなかつた。であるから、現在支那の國で見る樣に各都市の商店は日沒以後に於ては店門を閉めなければならなかつた。それが併合以後の警察制度の完備に依り今は夜中の二時三時にも安心して外出が出來る樣になつたのである。

(4) 交通機關。先づ道路に就いていへば、朝鮮では從來道路として見るべきものなく、槪ね畦畔を通行し、貨物の運搬は人肩馬背に依る狀態で此の一事から見ても人文の發達、經濟の進展は到底期し得られなかつた。是に於てか併合初期から朝鮮全土に於ける道路網を規畫し、之が系統的改修に着手し大に努めた結果、今は殆んど津々浦々まで自動車が通れる樣になつた。

次に鐵道を見ても併合當時は僅かに京釜線、京義線、京仁線の三線を有するだけであつたものが今は延長粁程で當時の約四倍に近き約四千粁の鐵道を有することになつた。

(5) 通信機關。韓國時代にも通信機關が無かつた譯ではないが、其の施設が非常に貧弱であるのみならず小包郵便、爲

替貯金の如き特殊取扱に付いては未だ何等の設備を爲すに至らなかつた。それが今は郵便、電信の何れを問はず、山間僻地に於ても殆んど不自由を感じない程度に完備して來た。

(6) 金融機關の整備。韓國時代の經濟組織は甚だ幼稚で金融機關として見るべきものがなかつた。斯くては商工業が發達し得ないのは勿論であるが、財産ある者も之を有利に活用することが出來ない。併合以來、銀行、金融組合其の他の金融機關の整備に努めた結果、今日となつては殆んど先進諸國に遜色なき程度に金融機關が完備して居るといふべきである。

(7) 幣制確立。韓國時代には一定の幣制なく、數百年來專ら葉錢(鐵を主たる材料とする)のみを使用し來つたが末期には二錢五厘白銅貨を鑄造し之を葉錢と併用した。當時政府は財政窮乏の結果、白銅貨を濫發するのみならず、地方民間に於ては私鑄贋造亦盛んに行はれ、貨幣の信用地を拂ひ物價の變動常なく、幣制實に紊亂を極め遂に民間では貨幣授受に依る取引を嫌ひ物々交換に還元せんとする風をさへ誘致する狀態であつた。
そこで總督府始政以來、逐次帝國貨幣に統一するの方針を取り、大いに努めた結果大正七年四月一日、帝國貨幣法を朝鮮に施行するに至り玆に全く幣制は確立したのである。

(8) 度量衡の統一。韓國時代には度量衡に一定の標準なく其の取締りが殆んど行はれなかつたが、被保護國時代の明治四十二年九月統監府は韓國政府を指導し度量衡器の製作販賣及修理は之を官營とするの趣旨に依つて韓國度量衡法に大改正を加へ、逐次施行區域を指定擴張する方針を立てゝ其の普及統一を計り併合三年目の明治四十五年六月に至つて全鮮に其の施行を完了した。其の後内地のメートル法實施に追隨して朝鮮も大正十五年四月一日からメートル法を實施した。

(9) 教育の普及向上。(説明省略)

(10) 衛生施設。(說明省略)

以上十項目に亘る事項は一つの社會が資本主義經濟組織に移り行く爲めには必ず具備するを要する前提要件である。更に之を裏から云へば何れの一項目を缺ぐもそこに現代式の商工業は起り得ない。故に斯かる基礎工作に專ら努めて克く其の治績を擧げた寺內、長谷川兩總督時代を稱して朝鮮經濟の地均し時代、或は準備時代といふのである。少くとも筆者個人はさう見る。

『四』

第二期。(産業開發時代)。第一期を更に前期、後期に分けて見れば後期は歐洲大戰時代であつた。後期に於ける歐洲大戰は一方朝鮮の民間には天地開闢以來始めて見る樣な現代的意味に於ける經濟上の好景氣の味を味はつたのであり、他方從つて總督府の財政を豐かにし前記地均し工作を容易にせしめたと見るべきである。昭和四年朝鮮總督府編纂『新興の朝鮮』は『貿易』の章下に當時の概況を次の如く書いてゐる。

『朝鮮の貿易は併合前に在つては總額五千萬圓內外に過ぎず加ふるに年に依つて增減常なき狀態であつたが始政後産業、金融、交通等經濟機關の發達と相俟つて漸次面目を改め殊に歐洲大戰の影響を受け內地、支那及び露領等に於ける物資の需要旺盛となつたばかりでなく製造工業勃興の氣運を促進し輸移出に於て農産品、水産品、工産品の增進は勿論、新に工産品を加へる樣になり貿易額に於て比年著しい膨脹を示した。輸移入に於ても、富力の增進、民度の向上に伴ひ食料品、衣料品其の他日用品等が逐次增加し歐洲大戰の勃發當初一時不振に陷つたが其の後輸移出貿易の活躍と內地資本の流入に基く事業界の進展とに因り事業建設材料及び原料品の輸移入も長足の進歩を見るに至つた。而して大戰以來輸移出入貿易品價格の急激に膨大したのは物價の騰貴が其の一因であるが大勢は一般經濟界の實質的進展に伴つて居る

ものであることは疑ひを容なれい』。（同書一三二頁）

併し歐洲大戰の朝鮮經濟に與へた影響の中、最も重要なるものは之にあるのではなく、歐洲大戰の列國に與へた敎訓が日本帝國の國策にも響いて、それが朝鮮經濟の第二期を作る原因並に動機となつた所にある。

いふ迄もなく獨逸の敗因は食糧並に軍需品原料の不足にあつた。他にも數多き原因があるであらうが、それ等は皆小因又は副因であつて根本的原因はどう見ても原料並に食糧の不足といふ一事であつた。是に於てか、戰後當の敗戰國たる獨逸は勿論、其の他の國々も皆此の活きた敎訓に刺戟を受けて自給自足主義を採ることになつたのである。

帝國も矢張り、此の敎訓に鑑みる所ありて平時は勿論戰時迄も考慮に入れ全領土を一括して自給自足を計るべく新に方針を樹てたのである。

此の食糧、原料の自給策の下に於て朝鮮が負擔することになつた任務が即ち(一)産米增殖、土地改良計畫であり(二)農業、漁業、林業、養蠶、棉花栽培等々の原始産業の奬勵である。此の事を前掲『新興の朝鮮』は次の如く書いてゐる。

『朝鮮に於ける米穀生産額の增減は民衆の經濟に影響を及ぼすこと大なるのみならず、帝國の食糧問題に密接な關係があるので始政以來農事各般の施設に依つて産米の增加を計ると共に雜穀及補食作物の栽培を奬勵した結果農産物の生産比年增加し米の輸移出量の如きも昭和元年に於て始政當時の約六倍に增加するに至つた。しかし之等の增加は主として品種改良及耕作法の改善に基くもので今後一層産米增殖を圖るには積極的に耕地の擴張を圖るの緊切なるを認めたので本府は灌漑改善を要する畓(水田)、畓に變換すべき田（畑）畓に開墾干拓し得べき草生地、干潟地等の開拓及び水利灌漑の改善を助長し、併せて農耕法の改良を勵行する爲め、大正九年以降十五箇年を期する第一期産米增殖計畫を樹て該期間を通じ總工費一億六千八百萬圓、其の内土地改良事業金として約三千八百五十五萬圓を支出する見込を以て、約四十二萬七千五百町步（改良を施すべき總面積約八十萬町步の二分一に相當する。）の土地改良を助成せんとし、之が爲め

大正九年十一月本府殖産局に土地改良課（昭和二年殖産局より分離して土地改良部を設置し其の下に土地改良、水利、開墾の三課を置く。）を新設して灌漑開墾に關する事務の統一を期すると共に耕地擴張改良に關する基本調査を開始した』。（同書一三九頁）

斯くの如く第二期の特徴とする所は朝鮮の經濟が帝國の國策に應ずる任務の一部分を意識的計畫的に分擔するといふことにあつた。此の點前記第一期とは正反對である。第一期に於ては朝鮮は政治上日本帝國の領土であるが、經濟上から見れば關税制度其の他に於て兩地相異なるに依り殆んど別國の感があつたのである。然るに第二期に入つて朝鮮の經濟が帝國の國策遂行の任務を負擔することになつてから朝鮮の經濟は内地の經濟に名實共に從屬することになつた。

此の從屬問題に關聯して特に記すべきものは、第二期の前後に於ける朝鮮の關税制度の改廢である。日韓併合の際、帝國政府は爾後十年間を期し朝鮮に於ける外國貿易及び内地貿易に對しては從前と同率の關税を課すべきことを宣言したので此の期間に於ける關税行政は右の宣言に牴觸せぬ範圍内に於て之を刷新し産業貿易の發達を期して來たのである。之が第一期に於ける朝鮮の關税行政の概略である。

然るに第二期に入る少し前の大正八年四月以後に於ては、朝鮮對内地貿易に於ける移入税は酒精、酒料含有飲料竝に織物等少數品目を除く外、一切の物品に對する移入税を撤廢したので、玆に朝鮮は内地の一府縣と殆んどかはりのない地位に置かれるやうになつた。他方大正九年八月二十八日關税据置期間滿了するや、内地と共通の關税制度に依ることゝし同年八月二十九日より朝鮮關税令及び朝鮮關税定率令等を廢止し、内地現行の關税法、關税定率法、保税倉庫法、假置場法等を朝鮮に施行し内地朝鮮を一關税區域としたのである。

移入税の撤廢に關して前掲『新興の朝鮮』は次の如く書いて居る。

『移入税の撤廢は既定方針なので大正十二年四月一日より有税移入品中酒精、酒精含有飲料、竝に織物を除く外、一切

の物品に對する移入税の撤廢を斷行し之と同時に船舶貨物の取締を緩和し內鮮間通航船舶及貨物に對しては移入税、消費税の課税關係ある貨物を除き開港と不開港とを問はず出入を自由ならしめ、前記課税關係を有する貨物に對しても開港の外東方及南方沿岸地方重要の諸港を指定して其の出入を許し殆んど移入税全廢の場合と同樣たらしめた。其の後昭和元年朝鮮税制の改正に際し、移入税を存置せる物品中、綿織物は從來の税率の三分の一を減じて從價五分とすることゝし、同二年四月より之を實施し更に同四年三月三十日上叙過渡期に於ける特別税を撤廢し以て內鮮關税の完全なる統一を見るに至つた』。（同書一〇六頁） 第二期の特徴とする所を箇條書きに要約して見れば

(1) 關税制度の改廢並に內鮮間通航船舶貨物の取締緩和等に依り、朝鮮は制度上內地の一府縣と同じくなつた。

(2) 帝國の食糧原料の自給策の遂行に依り產米增殖、原料增產等實質に於ても朝鮮の經濟は內地の經濟に從屬せざるを得ないことになつた。

(3) 今尙存置せる少數品目の移入税は他に理由が有るのでなくて只財政上の收入問題であるに過ぎない。今の豫定通りに行けば昭和十六年度以降は全廢することゝした。

移入税存置の理由に就いて『朝鮮事情』といふ本には次の如く書いてゐる。

『移入税は統一關税制度採用と共に內鮮間相互に之を撤廢し、且つ船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし內地に於ては新制度の施行と共に移入税の撤廢を斷行したが朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて政費の膨脹を來たし、朝鮮歲入中の主要資源である移入税を撤廢することが出來ない事情に際會した爲め、內地側と同時に之を實行することが出來なかつたばかりでなく、其の後も屢々延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入税の撤廢を斷行し更に昭和二年度より織物の中綿織物が生活上の必需品であるに鑑み、民衆の負擔輕減の爲め税率の三分の一を減じて之を從價五分としたのであるが最近財界の好轉に伴ふ一般歲入の

自然增加及び昭和九年度より實施の稅制整理に依る增收、產業界好況等に依り昭和十二年度移入稅の輕減及廢止に關する制令を公布し昭和十二年度以降十五年度迄の四箇年間に於て過渡的に從來の稅率を大體三分の一宛二回に互り低減し昭和十六年度以降之を全廢することゝした。(中略)昭和十一年度中に於ける移入稅の總額は五百四十三萬一千六十七圓である。』(朝鮮事情最新版による)

『五』

第三期工業勃興時代。昭和六年後半期に於ける二大事件は同年九月十八日の滿洲事變勃發であり、同年十二月十三日の金輸出再禁止であつた。

然るに朝鮮の經濟を驅つて第三期の工業勃興時代に突き進ませた原因竝に動機も亦此の二大事件であつた。或は軍備擴張、暗雲低迷の國際情勢を其の原因として擧げる者も有るかも知らぬが、筆者から見れば國際間に於ける斯かる雰圍氣は列國の國情を原因竝に推進力として釀し出された結果であつて原因ではなかつた樣である。而して朝鮮の經濟を第三期に進めた最大原因は矢張り滿洲事變である。更に之を裏から云つて見れば、若し滿洲事變なく單に金輸出再禁止だけがあつたとすれば、工業勃興の起らざりしは勿論のこと、原始產業の一に數ふべき產金奬勵も今日見るが如くに盛んでなかつたと見るべきである。更に又此の二大事件が共に起らなかつたとすれば朝鮮の經濟は程度の差は有るかも知らぬが今日尙第二期の狀態を繼續したであらうと思はれる。

既に第一期の後期に於て歐洲大戰の影響を受け朝鮮に製造工業勃興の機運が促進されたといふことは既述の通りであるが、第二期の約十二年間は中央政府の朝鮮に對する國策が食糧原料の增產に重きを置いて居たばかりでなく、他方歐洲大戰の反動に依る不景氣が殆んど第二期の全時期を通じて續いたのであるから、少數の例外を除いて云へば內地に於ては既

設工場も倒れる位であり從つて朝鮮には新しく工業の發達する餘地が無かつた。

殊に昭和四年七月に始まり同六年末の金輸出再禁止迄續いたところの所謂金解禁不景氣は、工業は姑て措き、既存原始産業に於ても物價の暴落に遭遇して萎微沈滯の已むなきに至つて居た。

然るに昭和六年九月滿洲事變勃發の結果、同七年に滿洲國が成立してから帝國の國防上經濟上朝鮮の占むる地位は俄に高まることになつた。斯かる事情を前揭『朝鮮事情』は次の如く書いて居る。

『朝鮮の工業は往時相當の發達を遂げたことがあつたが漸次衰退し李朝の末期に在つては纔に機業、窯業、製紙業、皮革業、釀造業、金屬工業等の家內工業又は小規模工場工業に其の片影を留むるに過ぎず、産額は少く而も技術の幼稚、器具の不完全等の爲め、製品頗る粗惡にして一般の需要を充す能はず、日常必要品の多くは之を輸入に俟つ狀態であつたが本府は施政以來鋭意之が改善と發達に努めた結果之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦增加し來たれると共に朝鮮人の工業に關する智識は啓發せられ、工場經營を試みんとする者增加し、且內地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ紡織、製絲、製鐵、パルプ、硬質陶器、セメント、製粉、麥酒、製油、硫安、硬化油、金屬精錬、石炭、液化、石油精製等各種の大規模工場が設立せらるるに至つた。殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なるを認め、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着手し、各種の事業を目論むもの益々增加するに至つた。昭和十一年に於ける工産額概算は七億二千八百六十九萬圓、此の內二億二千八百二十萬圓は家內工業又は副業の所産である』。

今滿洲事變の朝鮮の經濟に及ぼした主なる影響を箇條書きにして見れば次の如くなる。

(1) 朝鮮は內地と新興滿洲國を連絡する連絡地帶或は中樞地帶となつた。

(2) 日滿兩國對蘇聯、又は日滿兩國對支那の關係に於て朝鮮は國防上滿洲國成立以前に比してモット重要な役割を演ず

ることになつた。

(3) 新京、吉林を日本海沿岸の敦賀、新潟に連絡する新交通路の開拓の結果、又は非常時の要求に依る資源開發の必要から北鮮一帶の開拓景氣を演出し、且つ日本海に面した朝鮮の東海岸一帶の發展を促進した。

(4) 朝鮮に多くの軍需工業が起つたのも同じく滿洲事變の影響である

(5) 紡績、麥酒、人絹等々の平和産業の多くが最近四五年間に於て踵を接して朝鮮に進出して來たのも矢張り滿洲國成立の影響と見るべきである。何んとなれば之等が朝鮮進出を敢行した動機は(一)朝鮮は諸税の負擔が内地より輕いこと、(二)法規の制肘を受けることが内地に比し寛大であり、(三)朝鮮の氣候、風土が工業適地であり、(四)勞働者を得るに易く賃銀亦低廉である等々の理由に依るが、其の最も重なる理由は之等にあるのでなく、從來朝鮮の二千萬人だけを相手にしたのでは算盤の合はなかつたものが今度滿洲國の三千萬人を合せ五千萬人を相手にすると經營上の收支が立派に合ふといふ一事にあると見るべきである。

(6) 國防道路の改修並に鴨綠江の架橋も亦滿洲事變の主な影響の一つである。此の事に關し朝鮮事情は次の如く書いて居る。

『滿洲國確立以來、鮮滿間に於ける産業、經濟、治安、移民等諸般の交渉は漸く頻繁となり、其の交通連絡は極めて緊要となつたので兩國政府の協議に基き鴨綠江及び豆滿江上に國境連絡橋梁十四箇所を架設することに決定し其の内六箇所は總督府に於て施行することゝし、工費三百六十四萬圓を以て昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手した。又咸鏡北道は江を隔てゝソ滿國境に對し、國防上極めて重要なる地帶に屬するのみならず、各種の軍事施設があるも交通機關整備せず、極めて不便なるを以て工費二百萬圓を投じて昭和十二年度以降三箇年繼續事業として國防道路の改修に着手し目下施工中である』。

(7) 又鐵道網の計畫實現も滿洲事變の影響により促進される氣運にあるといふべきである。殊に日滿兩國の國防上重要なる鐵道即ち朝鮮半島を縱走し滿洲國と連絡する鐵道敷設計畫は既存線以外に二線も三線も增加する氣運にあるといふべきである。最近傳ふる所に依れば平壤より平北滿浦鎭、鴨綠江對岸滿洲國側の輯安を經て吉林、新京を結ぶ線も遠からず實現するといふではないか。

(8) 移民の增加も亦滿洲國成立の御蔭であること勿論であるが、此の一事を朝鮮內に於ける人口問題解決上、滿洲國側に於ける富源開發上輕視すべからざる一大事象である。

(9) 序に內地人たると朝鮮人たるとを問はず、智識階級の對滿移出の目立つて增加したことも此の際考へて置くべきである。

(10) 產金獎勵最近六年間に於て產金業大いに發達し產額增加し、價格騰貴に依る一種の產金景氣を演出し、大小の成金者を輩出したのも、亦金輸出再禁止、竝に滿洲事變の影響の最も大なる事象の一つである。

以上十箇目に亙り擧げたる諸種の原因あるに依つて朝鮮は滿洲事變以來、今日に至る六箇年間に於て、(1)米價高、(2)地價高、(3)勞働の需要增加、(4)同賃銀高、(5)金價高等々に因る好景氣を現出したのであつた、而して之等の諸原因は今後も尙續く形勢にあることを忘れてはならぬ。而して軍需品の原料たる金以外の諸種の地下埋藏物の採掘事業は今後益々旺んに行はれる情勢にあり、之等から來る景氣も實にすばらしいものがあると思はれる。

『六』

第四期（工業本位時代）現在はと云へば未だ筆者の所謂第三期に屬する。之は南總督の五大政策の一として言ひ現はした如く農工併進主義で行く時代である。併し目下進行中の支那事變が完全に帝國の勝利に歸し支那全土に或は少くとも北支五省にだけでも親日排共の新政權が確立し、日本との經濟提携が帝國の希望通りになるの日が來れば、その時は朝鮮の經濟は今一段と飛上がり、農業拔きの純粹の工業本位時代に向つて第一步を踏み出すことになると思はれる。其の理由は簡

單である。曰く、朝鮮は內地と滿洲國とを連絡する樞要地帶であるばかりでなく、又少くとも北支一帶と內地とを連絡する樞要地帶である。故に北支と日本との關係が現在の日滿關係の樣に緊密になれば朝鮮は滿洲國の三千萬に加へて北支の一億の人口も相手とすることが出來る樣になるからだ。

次に滿洲國の成立に依り、朝鮮の東海岸が異常なる發展を開始した如く北支に於ける新政權が出來日本が之と握手する氣運にある今日以後は黃海に面したる西海岸一帶が大發展を開始するだらうと思はれる。

勿論、今日の國際情勢が續く限りは對蘇關係もあつて西海岸繁昌が始まれば東海岸は衰へると見るべきではない。兩者同時に今後も併行して發展して行くであらう。併し北支は其の人口に於て滿洲國の人口の三倍以上であるのみならず、諸種の富源も亦驚くべきものがあるから、之を相手とする黃海沿岸各地の發展振りは或は東海岸の發展を凌駕する程度のものではなからうか。

若し筆者の推測にして將に來るべき事實と符合する日が到來するならば、鎭南浦、海州港、仁川、群山、木浦等の既設港も急激な『テンポ』を以てモット繁昌するであらうが、その何處かに第二第三の雄基、羅津たるべき候補地が有るのではなからうか。

『七』

以上の論據に依つて今一歩筆者の想像を進めて見れば筆者の所謂第四期の到來の節は日本帝國の工業家達は朝鮮を標準として玄海灘の彼方の內地側に八千萬の人口を持ち、鴨綠江、黃海の對岸に合計一億三千萬の人口を持ち、朝鮮自體に二千五百萬の人口を持つことになる。而して朝鮮內の人口を暫く內地側に編入すれば、一億に對する一億五百萬であつて兩方略ぼ同數になる、斯かる理由に依つて朝鮮は阪神一帶に代つて日本帝國の工業中心地帶になるのではなからうか。

而して支那及滿洲の富源と日本の技術並に資本とを合はせて之が經營に當れば向ふ四半世紀を出でずして朝鮮は世界何れの工業都市をも凌駕する世界第一位の工業地帶となるのではなからうか？(昭和十二年十二月十五日)

昭和十三年經濟界の展望と希望

賀田直治

日本内地の經濟界は支那事變以來、戰時體系の方針を執り、其の運用は尙ほ第一段階に過ぎざるが、資金調整、爲替管理、貿易統制、消費節約、代用品使用、國產奬勵、國防產業、等に重點を置いて居り、之が運用に關しては日本經濟の特性と經濟界の實情とに鑑み、適切に實行せられねばならぬことは勿論であつて、朝野を擧げて協心努力の要があるのである。幸に農村は米、雜穀の豐作に賴りて聊か活氣づき、軍需工業は技術者並に熟練職工の不足を訴へつゝも益々隆盛の狀勢であり、貿易も下期に著しく輸入超過を減縮し、株式界も頓々强調に赴き、年末資金の手當も支障なく經過したのである。併し一方には平和工業は資金並に原料難、購買力不振等の爲め多大の打擊を蒙り、中小商工業は最も不況に惱まされ、農村と雖も事變の長きに亙る場合、勞力、畜力の困難は之より愈々加はるべく豫想せられて居る。今日の如く極度に輸入を制限する結果は輸出貿易に劣勢を現ずることゝなる恐あり、同時に原料供給の外國側の報復を惹起する因となり同時に刻下緊要なる我邦軍需工業にさへ多大の支障を來すべく、現在の如き凹凸景氣の有樣では前途の發展が少からず憂慮に値すると思ふ。然れども皇軍戰爭の大勝利で、人心の緊張と元氣とは數倍し、玆に愈々經濟戰の重要性を發揮して居るのである。武力戰に日本獨特の作戰の必要なる如く、經濟戰の作戰にも同じく日本獨自の運用が要求せらるゝのである。この點に關し現在果して經濟作戰が武力作戰の如くゆき屆き居るか否やが重大なる關心事であらねばならぬ。外交戰・思想戰の事も決して忽諸に附すべきに非ず、相伴ふて多大の犧牲を捧げて得たる戰果を獲得し、東洋平和確立の鴻業が遂げらるゝのである。幸なる哉盟邦滿洲國は國基頗る固く、益々明るき經濟的發展が期待せられ、之と不可分的密接關係に立つ

北支確立も確實に期待し得る狀勢にして、更に全支に亙り日本の地歩と權益とが振張し得る望あり、我邦の運命は奮闘次第、限りなく開拓せられ、振張せらるゝの天命天祐を有することに十分なる確信を置いて良いのである。どうせ國運發展の前には幾多の犧牲を必要とし、戰爭に依る不景氣は急に脱却し得ざる筈にして、前途長く十分なる忍苦と努力とを要することは勿論なるも、此間に張弛伸縮のあることも自然の勢で、南京陷落、北支戡定を契機として、一時戰捷景氣の出現するは期待し得る筈にして、併し戰爭第二年目の經濟界は最も苦心に値するものであり、一方國際關係は素より端倪と安心とを容るすべきにあらざるも、戰捷と共に國際的優位に立つは自然の結果たるべく、日獨伊の防共協定の効果も相應に計算し得る要素と考へ得、今後の國防對象たる蘇聯の事も十分なる信念と權威とを以て對處して差支なく、東洋に强力なる權益を有し、南京政府を影にて操つり居りたる英吉利が利害の打算上轉向を促がされつゝあるが如くこの際の對策極めて重大であり、米國の中立態度に對しては成るべく好意と諒解とにつとめ、我邦の正當なる進展に障害なからしむるは外交上執るべき必要事であつて、同時に通商貿易、企業投資に狹隘なる僻見を棄て、宏量寛大なる活方針を運營することが最も適切なる態度と考へ得るのである素より經濟は世界共通の現象であつて、米國には既に不景氣の風が吹き起り、之が歐洲に傳播し、世界に波及する事も自然の勢であり、我國經濟界もこの點に深く意を用ひねばならぬのである。しかし米國が自國の景氣恢復工作に惱み、歐洲が地中海問題に苦しむ現狀は東洋問題解決に任ずべき我邦の使命が一層に重加せられ、同時に絶好の機會を得たものと考へ得るのである。所謂「持てる國」と「持たざる國」「現狀維持國」と「現狀打破國」との爭鬪は是より一層激化せらるべく、所詮公正なる均衡を得るにあらざる限り世界の不安は熄まぬのである。此際に處し富以上に貴く力あるものは精神力にして我邦の貴き日本精神、皇道精神は無上の財產、無限の富力なることを理解し、人的資源に重きを置き保健と教化とを盛んにし、且つは精神力の作興を加ふる限り如何なる國難も、困苦も突破せずには置かぬのであり、平然として難局に對處し、突破克服するを得るのである。この時局の認識と覺悟とを推起堅持し得

る以上、區々たる憂慮は脫却して旺盛なる元氣と活力とを以て經濟界前進に邁往すべきである。幸に今年の干支は寅年である。所謂千里を走る虎の如く、猛然として邁進徹底すべきである。否更に虎に翼を添ゆるの慨を以て一段の飛躍を期すべきである。我邦の七十年前に於ける明治維新の忍苦的鴻業、事業會社の過去不振狀態からの突破、近くは滿洲事變と滿洲建國の經過等に考及し、昔に還り忍苦努力の覺悟さへあらば如何なる困難も平然として耐へ忍び、光輝ある前進を續くることが出來る。是ぞ正に日本の爲めのみならず、東洋平和の爲め將た世界進步の爲め貢獻する所以なるを考ふるに於て眞に愉快なる任務であり。光榮ある聖業であるのである。國民各自がこの任務を分擔し、生業報國の一念に燃え共同團結するに於て、猛然たる勢力を活現することは必至の勢である。時局柄前途幾多の障害困難あることは覺悟して、突破克復、東洋平和の確立、國運の發展を築くに至ることを確信し努力すべきである。

我朝鮮は正にこの日滿支經濟圈の一圜、否中樞機軸であつて、多年忍苦努力の結果は近時大に見るべきものあり、この際一段と朝鮮飛躍の猛志を擁揮し、半島統治を完成するは勿論、大陸國防に對する兵站基地たる任務に鑑み、之が根本對策としては擧國一致の生業報告の念を燃やし共同團結、努力奮鬪を續くべき重要期に直面して居る。幸に半島の治安は確定し、內鮮一如の績は益々擧がり、產業經濟の熱誠は全鮮を通じ益々熾烈である。只此際斷然陋風を打破し、生々革新の氣分と勤勉努力の氣風とを作興し、目前の小利に拘はれ、思惑的小策を弄することなく、右に滿洲、左に北支の兩翼を張る首腦部且つ策源地として、人材と良種とを提供する產業、國防の基地たるの自重と自奮とを擁揮するの要があるのである。端的に云へば昨年の豐作豐漁並に伸びゆく鑛工業的且貿易的の成績を展開して天利、地利、人和を十二分に發揮せねばならぬ。外に對しては滿支の爲め、內に對しては日本內地の爲めに稗補協力するの方針を實現せねばならぬ。滿洲建國と共に朝鮮の盡せる貢獻は貿易額高を以ても明瞭に、眞の發展は正に是からであり、北支事變と共に朝鮮の盡しつゝある誠意と努力も決して鮮少ならず、日本內地に對しては今後一層に稗補的寶庫たるの役割を爲し得るのである。現に昨年の

如き米は二千六百餘萬石以上の豐作且つ良質米を產し、內地市場に於て大に歡迎せられて居り、恐らくは一千百萬石、三億數千萬圓の內地取引が行はれ得べく、この外、雜穀に棉花に蠶畜に鑛物に水產物に林產物に更に內地の畜力不足を補ふ朝鮮生牛供給に、將た內地勞力の不足を緩和すべき內地在住中の朝鮮人勞力利用に、稗補的役割は顯著に實現し得るものと考ふ。此間半島としては產金の增加に、電源の開發に、石炭の開堀に鐵鑛の製錬に、輕金屬の利用に、乃至パルプ其他の工業原料を供給する林利開發に、時局柄緊要なる國防產業、殊には軍需並に貿易工業の振興に、總じての資源開發並農工併進的產業方針發揚に盡すべき事業は多くしてしかも之が基本たる金融、交通力の增備に關し重大なる任務を負はされて居り、鮮內の伸びゆく實力を傾注するは勿論、日本內地の最安全最有利なる發展地として朝鮮の發展は正に是からだと確信し得るのである。

滿洲に於ける高勾麗遺蹟

藤田亮策

一

高勾麗が朝鮮の古王國の一つであり、新羅・百濟と鼎立して覇を爭ひ、吾が上代とも密接な關係にあつたことは何人も知つて居るが、其本據か滿洲にあり、而かも政治的にも文化的にも、半島には殆ど其影響は遺されずして、反て滿洲に力強い印象を與へて居ることを忘れて居る人が多い。成程平壤を中心とした地方に高勾麗の遺蹟は尠くなく、特に其壁畫古墳の存在は天下に知られて居る。ところが滿洲にも各方面に遺蹟が現存し、或は朝鮮よりもより多くの優れたものが見出されるのである。滿洲國の建國以來、治安の安定と共に王道政治による文化施設も着々進み、遺蹟の調査保存の如き方面にも多大の關心が拂はれ、此一兩年間に高勾麗の遺蹟の新に發見され又は報告されたものも少くない。

之によつて滿洲に於ける高勾麗王國の全版圖が次第に明瞭となり、其遺蹟遺物によつて示現された工藝美術の如きは驚くべき發達を遂げたることを知り、而かも爾後滿洲に國を成したるものが、多くは高勾麗文化を繼承祖述して居ることが明となつて來て、固有の北方文化とも云ふべきものゝそこに見られることは甚だ興味深いことである。

仍て茲に少しく最近の高勾麗遺蹟の調査狀態を概述し併せて其文化の特質を擧げて見たい。

新興滿洲國の歷史はどうしても高勾麗に溯つて之を究めねばならず、其文化の正しい研究によつて漢族と異つた獨特のものを見出し得るであらうし、渤海・遼・金・元・淸等と滿洲に相次いで興つた國々の本質を考ふる上にも必要なことで

ある。今日の滿洲國の半以上と、朝鮮半島の大半とを領有した高勾麗國が滿洲族の作つた最初の大國であつたと云ふことが如何なる意義を持つかをも考へて欲しいと思ふ。

二

高勾麗族の本源地が何處であるかは滿洲史家によつて論究されては居るが、彼等自ら傳承して來た建國說話によれば北扶餘の出自と云ひ好太王碑にも、牟頭婁墓銘にも繰返して云つて居る。少くとも扶餘と云ひ濊・貊・沃沮と云ひ駒驪と云ひ同一種族であつて、地方的に其名を異にして居るだけで朝鮮の東北部・北部から滿洲の中部・東北部に亙つて早くから安住した種族であることに疑はない。

第一圖　通溝附近の古墳群

其内特に高勾麗が勢力強く、漢武帝の四郡設置によつて玄菟郡に高句麗縣のあることは、後漢に於ける高勾麗族の擡頭と共に先づ注目すべきである。漢代の高勾麗縣が興京であつても又今日の奉天附近でなければならないとしても、今之を確定し得る材料は望み難い。夫よりもむしろ三國以後南北朝にかけて、其本據は鴨綠江の中流なる通溝盆地にあり、其都城も永く此處に置かれたであらうことは、史料の上からも、亦最近の調査による大都城の地域と無數の古墳群とによつて證據立てられる。少くとも今日までの知識では、通溝盆地以外に確實にして雄大な都城の跡も又堂々たる墳塋も見出し難く、此處が平壤奠都に至るまでの都城であり、平壤移都後と雖も重要な政治的又軍事的中心であつたことを否定

出來ない。高勾麗の遺蹟の主要なるものは、朝鮮の平安南北道以外に、滿洲では臨江・通化・桓仁・撫順・海城・吉林・延吉等が知られて來たが、何れも平壤・通溝の兩地に比較して小規模であり、到底高勾麗王國の都城とは考へられない。高勾麗族本來の發源地が、以上の內又は其他にあるにしても、少くとも高勾麗王國の出來上つた三國時代以後は、通溝を中心として居たとして異論はあるまい。

通溝は輯安縣治が置かれ、淸代には盛京省(奉天省)に屬し、滿洲建國以來安東省の管下に置かれたが、康德四年から通化省の有力な縣となつた。鴨綠江を溯ること二日程、高山鎭・滿浦鎭の對岸にあつて、高麗末には此處を皐城坪と云ひ、金の都城地と考へて居たらしい。龍飛御天歌五に朝鮮太祖が江北の東寧府を降した條に「平安道江界府西越江一百四十里、有大野、中有古城、諺稱大金皇帝城、城北七里有碑、又其北有石陵二」とあり、好太王陵碑と將軍塚等の存在を確認して居る。此地は東西一里・南北二里餘の鴨綠江岸の一盆地に過ぎないが、前後に峻嶺を控え棚段をなして江水に臨み、鴨綠江流域に於ける最大の平野であり、最も要害堅固の土地であつて、自然の城池とも云ふことが出來る。盆地の中央稍西寄に輯安縣城があり、其北一里の谿谷の奧に峻嶺によつて山城子山城が作られ、此兩城を繞つて數千の巨大な墳壟は累々と相望み、其數の多きことに於て殆ど他に類例なく、其雄大な點は我が大和河內の古墳陵墓の堂々たるには劣るが、新羅の舊慶州の夫れと伯仲の間にある。

平壤を基點とする滿浦線鐵道は既に狗峴嶺を越して江界に至り、近く滿浦鎭から通溝まで開通せんとして居り更に通化に向ふ爲めに新線の工事が急がれて居る。滿洲國の建國と共に、其の最初の王國であつた高勾麗の兩都城の地が連結されるのは因緣の深いものがあるやうに思ふ。最近此地に於て驚くべき發見が相次で起つて居るので其概要を紹介することゝするが、未だ充分に發表する丈の自由を有せず、又實見しないものもあるので、私の親しく調査したものゝみに止める。

三

通溝附近の遺蹟の史籍に著錄されたものは、朝鮮の龍飛御天歌が最初であつて、高麗史にも同一の記事があり、恭愍王十九年、朝鮮太祖李成桂が北元の東寧府を伐つて遠く鴨綠江北に至り、東は皐城坪に西は海に至るまで一空となしたと云つて至る。御天歌註に「江界の西江を越えて一百四十里大野あり、中に古城あり、城北七里碑あり、又其北に石陵二あり」とするのが夫れで、必ず太祖北征當時の起述に基く確實の記事である。輿地勝覽・東寰錄以下の地理書の舉ぐる皐城坪・皐帝坪等は皆之によつたもので、爾後朝鮮人にして此地を實踐したものはあるまいと思ふ。寔に貴重の記錄と云ふべきである

淸末に至つて是等塞外の地も營を置き縣制を布かれるに至り、先づ其大碑が紹介されて來たもので或は同治の末年に初めて北京に此の碑の拓影が傳へられたと云ひ、又光緒初年とも云ふ。少くとも光緒十五年(明治二十二年)頃初めて北京の拓手によつて精拓本が將來され、又著錄されたのである。然るに光緒己丑に先づ六年前乃ち明治十七年に早くも酒匂大尉によつて此碑の拓本が日本に傳へられ、之が高勾麗廣開土境好太王の陵碑であることが明瞭となり、其碑文中に日本の勢力の海を越えて新羅百濟を臣屬し、高勾麗と戰ひ、又任那加羅等の事の明記されあることが知られた爲めに、俄然として我國史學界に衝動を與へ、上代の大陸關係史は大に考究され、朝鮮の史籍の採るに足らざることを知ると共に、日本書紀の記事の確實なることは斷乎として保證さるゝに至つたのである。否記紀の記載以上に判然

第二圖　通溝附近古墳群

と半島南部の日本服屬を明記し、夫が西曆四世紀にあることをも知ることが出來た。此碑は單に高勾麗の研究史料たるばかりでなく、實に日本民族の大陸發展の事實を知るべき最古にして唯一の紀念碑と云へる。從つて日本學界の此碑に對する關心は非常のもので、江を越して朝鮮內に移したいとの熱望も屢々あつたと云ふ。幸にして今日は友邦滿洲國によつて嚴重に保護せられ、又滿浦線の開通によつて容易に調査研究の出來るに至つたことを慶ぶものである。苟も皇恩に浴して大陸に生を享くるものは、一度此の壯大なる紀念碑を訪ねて皇祖の威烈と我等の祖先の活動の跡を追憶すべきである。

碑は高さ約二十一尺、一邊の幅四尺六寸乃至六尺五寸の方形の巨石柱で、四面に四十四行の大字が陰刻され、古撲にして端正、一千五百二十餘年の星霜を經て尙ほ嚴然と大野の中に立つて居る。或は傳へて此碑は百年以前に土中より掘り出したと稱し、又倒れたのを立てたと言つて居るが、高麗恭愍王の時、征旅の人の眼にも映じたのを以てすれば六百年前に竪てられてあつたことは疑なく、大正四年の黑板博士の基石の發掘調査によれば、曾て仆れたことはないと立證され、後人の野談のあてにならぬことが知られる。泰山の巖刻は暫く措き、碑石として斯の如く巨大雄壯のものは他に類例なく、高勾麗人の勇猛果敢の氣象と共に、大に誇るべきものゝ一つである。

四

通溝の古墳の所在に就きても龍飛御天歌註の二石陵の記載が最も古く、而かも其位置を誤らず今日の東崗の地にあてゝ居るのは、所謂將軍塚と太王陵とを指すものと思はれる。

好太王碑の紹介以來、通溝の遺蹟の支那側の人々の注意に上つたことは疑ないが、實は學術的調査を行ひ之を學界に報告したのは日本の學者が最初であり何れも朝鮮總督府の古蹟調査事業の一部としてゞあつた。卽ち鳥居龍藏博士は明治四十五年の暮から大正元年正月にかけて此地を踏査し、通溝城卽ち輯安縣城を初め山城子山城を調査し、東崗の好太王碑・將

軍塚・太王塚・其他五塊墳・大陵・厤線溝の千秋塚・山城子の古墳群に至るまで撮影して之を總督府に報告されて居る。次で大正二年秋、關野貞博士一行の調査隊は此地を踏査し、鮮麗優秀なる壁畫古墳の存在を學界に紹介された。大正四年に至つて黑板勝美博士は特に好太王陵碑の精密なる調査を遂げられ、碑趺の存在を明された。

當時紙上に於て是等の調査の結果を取つて高句麗の都城に關する激論が戰はされたが、然し其遺蹟は永く學者の訪ふ所とならず、交通の不便と匪害の虞との爲めに全く放置さるゝ有樣にあつた。

然るに滿洲國誕生の三年目、昭和十年に至つて新な壁畫古墳二基の存在が伊藤安東省視學官によつて報告され、次で之が調査撮影事業が興され大正十一年秋には四神塚の驚くべき完全なる壁畫を發見し、又環文塚・牟頭婁塚の發見あり、特に後者の壁面上部には大使者牟頭婁を祭る文が墨書され、高勾麗人の筆蹟を眼のあたり見るばかりでなく、牟頭婁の履歷を述ぶる内に、其祖先が始祖神朱蒙大王に從つて北扶餘から來たことを記し「河伯之孫日月之子鄒牟聖王」と歌謠の如くに繰り返し繰り返し唱へて居る。好太王陵碑に次ぐ貴重な文獻である。

昭和十二年六月に至り黑田源次博士によつて新なる壁畫古蹟の發見あり、縣城外東部の丘陵畔には礎石・赤色瓦・土器の包含地域の發堀され、秋十月に至つて更に驚くべき流麗鮮彩の壁畫古蹟の見出されたと聞く、寔に通溝近郊の遺蹟は調査の進捗と共に益々驚嘆すべきものを呈露すべく、滿洲國の建國の初に當り引き續き斯の如き新發見あるは、早忙の際に尙能く文化事業に專心する王道國家の本領を發輝し、併せて祖先の燦爛たる文化の光を宣揚して、前程の洋々たるを思はしめるに充分である。

通溝附近に於ける壁畫古墳の曩に關野博士によつて紹介されたもの兩三基に過ぎず、其内三室塚の怪異の壁畫も僅に一部分が圖示されて居るのみで、無數の開口不開口、の古蹟の壁畫の有無すらも充分調査されて居なかつた。從つて其壁畫の美術的價値の如きも平壤附近なる江西三墓里又は龍岡眞池洞の壁畫に及ばざること遠しと考へられて居た。然るに最近發

見の舞踊塚・角觝塚の夫れの如きは輕快なる長袖舞、勇壯な角力技・狩獵圖其他當時の風俗服飾を知るべき好材料であり、昭和十二年六月發見の兩室塚の壁畫には武裝の人の戰鬪・狩獵の光景・馬舍と馬具馬槽・臼を踏む風俗圖其他繪畫に於て優秀の技術と色彩とを見、併せて高勾麗人の日常生活を知るに無上の資料を得たのである。又四神塚の四神及ぶ四方持送の神仙鬼人・雲靈雨師怪・獸神龍日月等の壁畫は、極彩色の色料鮮麗眼を驚かし江西壁畫の色彩と構圖とを補ふべき絶好の例である。然るに更に新らしく發見された壁畫は、五塊墳中の一基の第二石室にあつて、江西・眞池洞の夫れに優るとも劣らぬものと云はれ、完好鮮明に保存されて來たことが特に誇るべき點であると云ふ。因に本古墳は早く盜堀され、其第一石室は大正の初年に出入が出來其特殊の構造は古蹟圖譜に載せられて注意を惹いて居たものである。

滿浦線鐵道は鴨綠江を渡つて此古墳群の中央に設けられる輯安驛に連絡し、更に古墳群中を迂廻して通化に至る新鐵路の工事が着手されんとして居る。其爲めには多數の古墳も犧牲とならねばならず從つて又新らしい發見の續出を期待するものである。

第三圖　通溝二室塚入口

五

高勾麗の積石塚は特殊の構造を持ち大さに於てピラミットやマスターバに遠く及ばないにしても、其整然たる形式と巧妙な築造法は世界の積石墳墓の中の最も誇るべき一つである。特に將軍塚は七段の大丘壇を作り、各段は更に三層から成

つて、周に八個の大自然石を立てかけ、四方に土壘を築き正面に石敷の拜道を設けて、其高壯な位置と共に、高勾麗の最も勢威ありし王の山陵たることを思はしめる。東崗の大王陵竝に麻仙溝の千秋塚は同樣の規模と構造とを有し、大さに於て反つて優つて居るが、今崩壞して威容に於て將軍塚に一歩を讓つて居る。以上の大石塚に次ぐもの及び直徑二三間の小形のものは東崗附近から麻仙溝に至るまで無數に散布し、更に楡樹林子方面・朝鮮の渭原・楚山・雲山地方、平壤の大聖山下にも甚だ多い。

此種の石塚が高勾麗の遺蹟に於て特に發達し其特異の構造を見せて居る爲めに、高勾麗族獨特のものと考へ、或は其墳陵の原始型と考へるのは當然であるが、之を相交錯して多數の封土石室墳即ち石を積んで石室を作り上に土饅頭を覆ふた形式のものゝあることを忘れてはならぬ。前記の壁畫古墳は悉く此種の石室內にあつて、未だ積石塚の玄室に壁畫のあるものを見ない。

積石塚は蒙古のオボ・西比利亞や露本國のクルガンの內の或ものと發生の課程を一にして居て、烈風の多い沙漠地帶或は凍結して堀土困難な北方地區には自然に生れたる形式で、朝鮮の土俗に產胎を累石中に收めて鳥獸の害を救ふのと同一理由に出て居る。從つて積石塚は獨り滿洲・蒙古に限らず、西比利亞から露西亞本國・北部歐羅巴の各地に珍らしくない。又段階狀の構造が石積墳の自然の構成順序であることは、三角錐形のピラミツトが、階段ピラミツトから發達したものであると云ふ佛蘭西の學者の說が其儘引用出來る。只夫にしても高勾麗の積石墳は巨大な石を累ねて三段・五段・七段等の整然たる方形壇を次第に重ねて、其中部以上の中央に石室を構へ、壯重神嚴たることに於て他を壓して居る。

玆に高勾麗には積石塚と土饅頭塚との二種があり、前者は外形が嚴重堅固にして、石室は比較的簡素であり、後者は外形は土盛に過ぎないが石室は複雜多岐で且壯大を極め豪華な壁畫を描いたものもあるので明瞭に區別されて居る。何が故に此二つが併存するかゞ學界の疑問とされ或は石塚が時代的に古く、土塚は後代の築造と解釋する人もある。然し乍ら實

査によれば兩者は必ずしも築造時代に異ありとは思はれず、一列の墳壟群の中にも相混在し、又土饅頭と雖も形は方錐形で、四周に倚石を八個置いたものもあり、又頂上に方大の蓋石を置き、石塚と同巧なることを示したものが少くない。石塚の中にも方形石室の天井は四方持送式で漆喰を塗り土墳の石室と全く同樣のものもある。又平壤附近を始め平安南北道にも積石墳の壯大なものが多く、高勾麗の朝鮮進出後に土墳が出來たなどゝ云へないことは勿論である。間島省延吉縣內龍井村の水南村には遼金時代と思はれる無數の古墳が散在し、其半數は土饅頭で半數は長方形段丘狀のものである。單に高勾麗時代に限らず其後繼者とも云ふべき渤海・女眞等も、遺風を傳へて兩形式を其儘保存したものと思はれる。

第四圖　神塚內限壁畫

六

平壤奠都後の高句麗の遺蹟は平壤を中心として甚だ多く、大正五年以後屢々總督府の調査を經て次第に明瞭の度を加へ、昭和十一年・十二年には朝鮮古蹟研究會の調査によつて之を補足し、平壤城壁の調査・元五里の高勾麗寺址の調査も着手された。又從來知られなかつた高勾麗人の日用土器・服飾に對する確實の材料も初めて知ることが出來たのである。

平壤市街南部の方眼形街衢は朝鮮に於ては古來箕子傳說に附會して井田の遺制と云はれ、高麗以來屢々周尺によつて丈量修補をなし境石を立てゝ保存されて來て居る、此界石によつて高麗尺の法量を知らうとする關野博士の試は誤であるが、之を以て先づ高勾麗都城の條里

と解せられたのは發見である。即ち正陽門外の平地帶で、高勾麗の古石城内には幸にして條里の迹が田畔に遺され、箕子井田と信ぜられたが爲めに今日まで保存されて來たのである。

滿洲に於ける高勾麗の舊都城は通溝城及び山城子山城たることは疑なき所であるが、未だ充分の調査は行はれて居なかつた。而かも通溝城の現在の城壁地域にのみ重きを置き、夫れが餘りにも少區域で、東北方亞細亞の最初の大國の都城として貧弱過ぎることに考及ぶものが少なかつた。滿鐵醫大の黑田博士が城東二十町の田圃に南北に通ずる數條の路線と畔緣とに注目し之と古瓦の分布區域・土器片包含地・礎石の配置等と考へ合せて舊都域と推定されやうとするのは甚だ興味あることで、僅かに二日半の表面視察ではあるが、余は雙手を擧げて博士の說に賛意を表するものである。現在の通溝城も重要な一部ではあるが、全部ではあり得ないし、又其石壁の如きも、基石には古式の構造を見るが、上半は後世に至り積石塚の石を運んで築造したものと考へる。

斯くの如く廣大の地域を都城として初めて國内城の規模も明瞭となり、周圍に數千の大陵巨墓を連ぬる大都城の面目を知ることが出來る。通溝東門外の東台子の建築址の如きは、寺址ではなくて中央宮殿にも擬すべきである。其北崗丘端には塼築の天壇とも云ふべきものがあると云ふ。高勾麗王は自ら日月天帝の子と云ひ祭天は濊貊族の第一の信仰行事であつた。

七

滿洲に於て高勾麗の遺蹟の確實なものは、通溝附近以外には學術的調査を經たものは少いが、略其範圍を知るに足るべき各地に少數乍ら所在の知られて居るのはありがたい。

通化は通溝から北方二十數里にあり、新開道は土口子嶺を經、老嶺の險を越して佟家江畔の通化に達し今は乘合自動車を

通じて居り、亦鐵道は滿浦線に連絡して工を急いで居る。昭和十二年通化省を新設し、輯安・臨江・長白・懷仁等の縣は之に隷屬することゝなつた。一兩年前には多數の護衞によつても尚此道は危險極りないものであつた。寔に感慨の深いものがある。

通化及び其西南に當り同じく佟家江畔にして恰當通溝と鼎立の位置にある懷仁(桓仁縣)には高勾麗の山城があり、又古墳群の所在が知られて居て、古くは鳥居博士により近くは黑田博士の踏査を經たものがある。臨江縣内の古墳は早く所在のみ云はれて學者の踏査を經て居ないし、楡樹林子の夫は關野博士が親しく實査された。以上通化縣の遺蹟は調査不充分の上、詳細の資料を缺いて居るが、險阻なる山城以外には通溝を凌駕すべきものも、亦其前期と推定すべきものもないと云ふことである。

南方では奉天省内に數個所の遺蹟が知られ、特に撫順街北の山城竝附近建築址海城の大山城は明確に高勾麗式の特徴を有し、撫順の夫れを高勾麗の新城に擬定した人もある。又遼陽・鞍山附近にも高勾麗の古墳の存在が傳へられ、今後の調査の進展によつて更に確實の例を增すことゝ思ふ。何れにしても遼河以東、遼東半島に至る地域は、高勾麗の領域たりしことに謬なく、隋煬帝・唐太宗の數次の高勾麗攻略は主として此方面に於て行はれ、勇壯にして慘な失敗を味つたのである。唐の高宗が先づ百濟を滅して半島の南部を確保し、次で南北から挾擊するの策戰に出なかつたならば、高勾麗の運命は未だ定らなかつたかと思はれ、其際の半島の形勢は全く異つた形式を取つたと思ふ。

北方に於ては昭和十一年六月余は吉林城外龍潭山及び團山子に二つの山城を現認し、又昭和十二年四月、間島省延吉縣龍井村に一土城を見、延吉街東方の城子山山城の純然たる高勾麗山城たるを知り、又琿春縣の高力城子土城が古く高勾麗族によつて築かれ、後金・元の修築たることを確め得た。是によつて高勾麗の北境は少くとも琿春から吉林を結ぶ線まで達して居たことは斷言出來る。高勾麗族と近いと思はれる扶餘族其他の種族的の研究は別に考へらるべきである。

以上の如く滿洲建國以來、高勾麗の遺蹟の次第に面目を明にし、其特質・其範圍の概要の知られるに至つたことを喜ぶもので、而かも滿洲國としては更に〱之を徹底的に調査保存するの義務と責任とを負ふものと信ずる。夫は滿洲國が歴史的にも文化的にも高勾麗の承繼者と考へられるからである。

八

高勾麗の滅亡後鴨江以南の地は唐の直轄の領土たること數年後に新羅の侵領する所となつても實勢力の及ぶ所北は大同江を限り、東北は咸鏡南道の一部に過ぎなかつた。從つて高麗中期に及ぶまでは是等の地は全く北方土族の盤居に委してあつて、昔乍らの同族聚落國家が澤山出來て次第に固有の文化に還元しつゝあつたと考へられる。然し乍ら多少なりとも高勾麗時代に榮えた工藝美術の一部はどこかに保有されたと見え、高麗初期と思はれる頃の平壤附近の寺址等から發見される瓦紋は、隋・唐直接影響による百濟・新羅の夫れと趣を異にし、多分に高勾麗的要素を包含して居り、渤海又は金の瓦に近いものがある。高勾麗遺蹟の調査にあれ程熱心であり、朝鮮の美術工藝徹底して居られた關野博士ですら、安鶴宮址牡丹臺等から發見される椽實形の高い瓣を彫つた蓮華文瓦を最後まで高勾麗のものと主張せられたのであつて、渤海の瓦を比較せられなかつたことを殘念に思ふ。

高勾麗の滅亡後、其有力部族が北方に國を建てたのが渤海であり、其北疆は高勾麗よりも遙に北に又西北に及んで居たらしいが、次第に其舊領土をも併せ、朝鮮の東北部・北部をも包含して滿洲に大きな國を作つた。而かも一方晩唐に交通して其物資と文化とを攝取すると共に、日本海を渡つて屢々奈良朝廷に貢使を送り、日本の使節亦豆滿江口附近に上陸して其上京に往來した。即ち渤海は唐と日本と兩方から文物を補充して北方に雄視して居たのである。今や其上京龍泉府の跡と推定される寧古塔附近の東京城には、新興滿洲國の守護の爲めに皇軍の堂々たる威風が見られ寔に感慨の深いものが

ある。

渤海亡びて次に滿洲に國を作つたのは契丹族の遼であり、高麗も之に奉事して事大の禮を缺ぐことが出來なかつた。遼に次で女眞族が故土に興起して遂に金帝國を稱へ、渤海の舊地の外に北支那を完全に占據して、滿洲人による未曾有の大國となつた。蒙古族の元興つて金も宋も亡ぼされ、元亡びて明の大國が出來北人の勢威は失はれたが、長白山附近に蹶起した女眞族によつて後金國が建てられ、淸と改稱して遂に明に代つて大支那を支配して來たのである。

之によつて考ふれば、滿洲の廣野は古來滿洲人の國土であり、其部族の隆替によつて變化して來たのである。一時契丹族の遼に奪はれ、再び蒙古族の元の領土の中に編入せられ、三度明帝國の一部とはなつたが住民は全部滿人であり而かも間もなく女眞人の淸國の本據であり故鄕となつた。

渤海及び遼金の文化に就ては最近まで充分に知られて居なかつたが、東京城即ち渤海の上京發掘以來頓に明瞭の度を增し、間島省延吉縣內に西古城子土城・渾春縣內の半拉城子土城等も確實に渤海の都城址たることが證據立てられ、從つて渤海の遺物と遼・金以後の夫れとは比較的はつきりと區別することが出來るやうになつた。是等遺物の中には晩唐の文化の新輸入も明に讀みとられるが、之とは全々趣を異にして高勾麗の夫れの繼承たることを示すものが少くない。山城の利用の如き其著しいものであり、瓦當文樣の如き明瞭に高勾麗形式を表現して居る。而かも渤海は唐の影響をうけて稍優麗に遼・金は其形式のみを傳へて次第に素朴となるが、而かも彼の平壤安鶴宮址及び牡丹臺等の高麗瓦と同巧異曲と云へる。

之によつて思ふに滿洲に於いては古來文化的にも獨立したものを繼承し其祭天の俗・狩獵遊牧の風習と共に今日に傳へて失はれて居ない。只淸朝三百年間に入りこんだ漢人と漢人の影響とは區別して考へる必要がある。

高勾麗は滿洲に於ける最初にして最强の國を作り、漢以來數次の國を擧げての漢族の大壓迫にも華々しい抵抗をなし、而かも屢々大勝を博して來て居る。渤海も金も淸も悉く濊貊、駒驪族の子孫であり、其國土と民とを繼ぎ、其文化を承襲して來たのである。支那本土に對しては朝鮮半島と同じ位置にあつたが、土壤の直接する爲めにより屢々慘憺たる攻略も蒙つた。然し同じ理由で屢々中原を略屬して大帝國を興すことも出來たのである。

最後に一言附加して置きたいことは、高勾麗は其最大盛力の三百年を朝鮮北部に據つて居たと云ふことであり、其先住民は元より樂浪帶方以來の漢族の植民をも撫垂して良く强大を誇り、韓族の新羅・百濟と相往來して言葉其他に不便を感じなかつたらしい。山城に於ても墳墓に於いても又服飾・信仰等に至るまで調査の進むにつれて韓族の夫れと相一致するものが多く、特に漢文化の影響によらざる固有のものに至つては我上代の夫れとも同じきものが少くなく、漢族の夫れと根本的に異つて居たことを知つて來る。乃ち韓族と濊貊族亦必しも異種族ではあり得ない。

我等が上古以來江河の文化に浴し其攝收によつて發達して來たことは否み難い事實であるが、其底に毅然として動かし難い固有の文化獨自の信仰を持つて居たことを忘れてはならぬ。之を基礎とし其信念を以て新來の優れたものをよく選擇咀嚼して初めて日本文化は生れたものである。佛教は日本佛教となり、儒教も日本の忠孝を敎へ、基督教亦日本式の信仰とならなかつたならば、今日の如く隆盛を來さなかつたであらう。支那文化を排斥するものでなく、其驚くべき發達に亞細亞民族の誇を感ずるのであるが、日本にしても亦滿洲にしても自ら獨特の優れたものを持つてゐたことを强調したい。高勾麗文化に先立ち、蒙古・滿洲・朝鮮半島を一貫する特殊の文化が、漢文化とは別に石器時代から既に流れて居たことは余の持論であるが、今は只高勾麗の遺蹟に關連して一言を挿んだまでゞある。（昭和十二年十二月十二日）

滿洲に於ける朝鮮同胞

朝鮮總督官房外務部

一、はしがき

本年十一月末日を期して滿洲國に於ける帝國の治外法權が全面的に撤廢せられたるを以て、今後に於ける在滿朝鮮人に對する朝鮮總督府の保護撫育事業は一大變革を見るに至るが、この劃期的時期に際し在滿朝鮮人同胞の狀況を記することにする。

現在滿洲各地に在住する朝鮮同胞は大略百萬と推算せられ、地理的に觀て、夫れは南滿、東滿は勿論、遠く北滿の端にまで及び、就中東滿間島地方の如きは其の概數在滿全朝鮮同胞の約半數四十餘萬、同地方居住全人口の約八割に當るのである。

右の如く在滿朝鮮同胞は相當の數に上るのであるが、然し彼等が今日まで經來りたる路程は決して平穩なるものではなかつた。回顧すれば、舊東北政權華かなりし時代にありては、唯一途に排日政策の鞭の下に困苦營々農事開墾に涙ぐましい努力を拂ふことを餘儀なくせられたのである。幸に昭和六年滿洲事變の勃發は、萬事好都合に展開して王道政治、五族協和を標傍する滿洲國の創立となり、日滿の間には一德一心、鮮滿の間には一如の精神が釀成せられ、政治、經濟、産業各般の方面に頗る協和融合の度合を增し來つたのである。斯る好ましき事態に隨伴して在滿朝鮮同胞の上にも漸く黎明の輝きが訪れ來たり、既住者の生活は安定し又新に鮮內より滿洲へ移住する者は或は團體移民として、或は自由移民として多

くの便宜を享有するに至つた、又一方我朝鮮總督府は斯る好時態と對應して在滿朝鮮同胞の保護助長の完璧を期せむが爲め各般の施設經營に一段の努力を拂ひ來つたのである。斯る情況に鑑み玆に在滿朝鮮同胞の現狀の一端を概記して參考に資したいと思ふのである。

二、朝鮮同胞の滿洲移住の沿革

朝鮮は鴨綠江、圖們江の一葦帶水の間に滿洲國と接壤して密接なる地理的關係を有し、往昔高句麗の偉業華かなりし頃より複雜なる民族的交渉を有して居た。當時の事は暫く措き近代に於ける朝鮮人の滿洲移住は淸朝の初期鴨綠江岸の農民が越江して所謂朝耕暮歸の生活を馴致したが、中頃淸韓兩國が江都會盟を結び各々其の邦疆を守つて互に私越を禁ずる事を約した。然れども明治二、三年北朝鮮一帶に互つて稀有の凶歉が起つてからは、飢民法を顧る處なく先を爭つて對岸に逃れ出で、頓に移住者を增し、遂に明治十六年には越境禁止令を撤廢し明治三十年の頃には同地方の移住者は數萬に達したと謂ふ。更に日露戰爭後安奉線の開通に依り益々移住が促進せられ、單に其れは鴨綠江右岸のみでなしに奉天、吉林より東蒙、北滿にまで伸張するに至つた。一方間琿地方に於ける朝鮮人の去來に就ては康熙帝の南征以來朝鮮人の越境農耕に從事する者出づるに至り、明治十六年の春朝鮮の西北經略使魚允仲が北鮮を視察し圖們江封禁令を排して自由越境を奬勵してより移住者頓に增大し、尙日淸戰爭後淸國の威信の失墜、明治四十年龍井村に統監府派出所を設置し韓民の保護に當らしむるに及び朝鮮人同胞の移住は一層積極性を加へ、當時既に約七七、〇〇〇名を算したと謂ふ。更に明治四十三年間島協約締結以後は龍井村に帝國總領事館が開設せられ朝鮮人が條約上の居住の保障を得て以來連年移住朝鮮人の數を增し全鮮より來住するに至つたが、明治四十三年日韓併合以後は民族的、思想的或は生活環境の激變に影響せられた、移住者の激增と共に彼地に於ける生活困難を招來し、未墾地の多き地方に轉住するに至つた事情は南滿地方に於けると其の軌

を一にするのである。北滿東蒙に於ける朝鮮人移住の古き史實は明かでないが、近代的移住は大體一九〇〇年頃東支鐵道の工事に從事したる勞働者に始まるのである。其の後阿片の栽培及水稻の耕作有望なりと宣傳せられ、逐年鮮內より直接移住者を招致するに至つたのである。

如斯、朝鮮人の滿洲移住は恰も水の低きに向つて流るゝが如く漸次增加し來たり、殊に滿洲國建設以後に於ては年每に五萬乃至六萬の渡滿者を見るに至つて居るのである。

而し在滿朝鮮人は移動の激しいのと邊僻な奧地に居住するものも相當に存ずるので正確な數字を求めることは困難であるが、昭和十一年十二月末現在に於ける外務省調查に依れば八十八萬四千一百五十六名（其他關東州內居住者四千二十五名）を算して居る。調查漏奧地地方居住者の數を加算すれば大略百萬强と見て間違のない所であらう。之を地方別に觀れば次の通りである。

地方	人數	地方	人數
奉天省	十一萬七百二十四名	三江省	二萬一千一百四十六名
通化省	六萬五百九十三名	黑江省	八百五十名
安東省	四萬一千四百五十六名	龍江省	五千七百三十二名
濱江省	二萬一千六百三十一名	錦州省	三千一百五十三名
牡丹江省	六萬一千八百八十九名	熱河省	九百五十七名
吉林省	六萬二千六百六十六名	興安省(東西南北)	五千三百八十一名
間島省	四十七萬六千七十二名	計	八十八萬四千一百五十六名

三、職業と生活狀態

在滿朝鮮同胞の職業は、主として水田耕作である而して其れに從事して居る朝鮮同胞の數は十數萬に上り在滿全朝鮮同胞戶數の約七割五分に相當すると見る事が出來る。之を地方別に見れば、第一が間島地方、第二が東邊道、第三が北滿地方であるが、其他吉林、敦化及新京を中心とする地方にも相當の數を算するのである。現に夫等朝鮮人同胞に依つて開墾せられた水田は約十萬町步にして滿人經營のものに比すれば約二倍に當り、昭和十年度に於ける其れが收穫高は二百二十萬石を越えて居る。尙將來朝鮮同胞に依る水田可耕地と見るべきものが百萬町步に上るのである。又大豆、粟、玉蜀黍、高粱等の畑作物も決して僅少ではない、殊に之は間琿地方に多く其の耕作面積は二十四萬五千町步に上り、昭和十年度に於ける收穫高は大豆八十五萬石、粟七十萬石にして、畑作物中の大宗であり、高粱、玉蜀黍が之に次ぐ有樣である。

滿洲國創立以前に於ける在滿朝鮮人同胞の生業は、大部分前記の農業經營で商工業に從事するものは極く僅少であつたが、滿洲國創立後は漸次農業に附隨する精米業、或は特產物取引商、雜貨商、料理屋、旅館等を營む者出づるに至り、其等現在數は約三千五百餘戶を算するに至り、其の多くは新京、吉林、奉天、安東、哈爾賓等の都市に集中して居る。其等の內精米業は籾生產者の大部分が鮮農なる關係上各都市に於て相當の業績を示してゐるが、其の他は何れも資本の關係より日滿人の同業者に比し遙かに下位にあり、中には未だ店舖を有せざる行商程度の小賣人も相當の數に上るのである。其の他官公吏、銀行會社員或は學校敎員、醫師等の所謂知識階級に屬する者も漸次多きを加へ、又北滿、熱河等に於ては牧畜、漁撈に從事する者もありて現今に於ては多かれ少かれ滿洲に於ける職業圈の全般に及んでゐるのである。

從來在滿朝鮮人の生活狀態は大旨窮迫の域を脫せず、營農者にありては殆んど滿農地主の小作農であるが、さもなくば滿人地主より高利の資本を借りて辛じて小農を經營する程度にして多く其の生活は悲慘な狀態にあつたが、滿洲建國後漸次庶政は整備し、官規は振肅せられ舊來の不當課稅は撤去せられ、官憲に依る故なき壓迫、地主の橫暴なる處置も緩和し來り、加之治安の確立竝に低資融通を目的とする金融機關が整備して來たのと、副業奬勵、生活改善の聲に促されて自力

更生、農村振興運動も鮮內に於ける夫れと相呼應して起り土着蓄財の思想漸く喚起せらるゝに至り、其の生活狀態は逐年向上の一路を辿りつゝある。

四、教育狀況

在滿朝鮮人同胞は比較的好學の精神に富み、彼等は十數戸集團するや必ず私立學校或は書堂の如き教育機關を設置し競ふて子弟の教育を圖り餘程の負擔にも甘んじて堪ふる誠に喜ばしき傾向を有してゐる。然し在滿朝鮮人の多くは資財に乏しく生活の安定を得ざる者多きため、父兄に於て自力で之を維持する事極めて困難なる關係に在るのである。從つて朝鮮人の多數集團する地方に於ては、當局が可及的に教育機關の施設經營に努め、就中間島地方に在りては本府が咸鏡北道を經て普通學校及書堂の施設經營を行ひ之がために經費を補助し訓導を派遣し、又滿鐵附屬地及其の近接都市の數校に對しては、昭和三年度以降之を滿鐵會社の管掌に委ね、其他全滿に於ては數百個の教育機關を施設經營し、專ら朝鮮人子弟の教育作興に努力し其の向學精神に順應する措置を講じてゐるが、今其等教育機關の恩惠に浴して居る朝鮮人同胞の狀態を示せば次の通りである。

表　滿洲

初等學校	二七八校	兒童數	四四、五五一人
書堂	一六〇校	同	九、五一九人
中等學校	七校	同	一、五六〇人
間島地方			
初等學校	六校	兒童數	三、八五九人

書　　堂	六二校	兒　童　數	九、四九八人

尚同地方には、其他財團法人光明學園に於て經營せられ在外指定學校となつてゐるもの、中學校一、高等女學校一、小學校一及同學園經營の語學部一、師範部一、實踐女學部一、右の外曹洞宗別院の經營に係る星葉女學校一等がある、之等に對して本府は相當額の補助金を交附して朝鮮人同胞兒童の教育に遺憾なきを期して居る。

滿鐵沿線

滿鐵の經營に係る普通學校	十六校	兒　童　數	八、四三五人

之に對しては、本府は滿鐵との協定に基いて年々多額の補助金を交附して居る。

其他滿洲國或は外國人經營の學校等に於ても朝鮮人兒童の入學を認め教學に努めてゐるのである。

其等就學兒童總數は大旨六萬人の多きに達し、之を就學率より觀れば四〇%にして朝鮮内の二七%より遙かに高率を示し、又滿洲人の就學率一九%に較ぶれば約二倍の好成績を示して居る。

五、集團部落と安全農村

集團部落と安全農村は共に滿洲事變並に滿洲事變後に於ける治安紊亂或は水害等に依つて、耕地を失ひ住むに家なきに至りたる避難朝鮮人に對する救濟策として當局が企圖して來た所の施設である。

昭和七、八、九年其等避難民の數は數萬の多きに及んだ、之が措置に關しては原住地又は新移住地に歸農安定せしむる事が最も緊要であつたので、本府は外務省の協力を得て之が處理に當ると共に、歸農不能者に對する恒久的安定策として間島、琿春地方には集團部落を、又南北滿洲地方には安全農村を建設して彼等を收容したが、今日之が治安の維持及民心の安定に役立つ所は實に大なるものがある。

集團部落は昭和七年度に十箇所、同八年度には十四箇所、同九年度には四箇所計二八箇所に設置し、現在戸數二、九三三戸一六、四六九人を擁し、其の全耕作面積は八、九五九町餘に及び其の內八、七九四町步は粟、麥、馬鈴薯、籾等の普通作物を栽培し、一六五町步は特用作物其他蔬菜を栽培して居り、其等平均一戸當りの耕作面積は約三町步に相當するのである。

自作農創定事業―集團部落に於ては、部落民の永久的な生活安定に必要なる施設として當局は東洋拓殖會社をして自作農創定事業を行つて居る、昭和十一年八月末に於ける之が成績は次の通りである。

種別	自作農創定 戸數	自作農創定 面積	投資額
集團部落	七五〇戸	二、六一二町	二五八、六九六、六九円銭
一般鮮農	二、〇四〇	一〇、六五三	一、二五一、四五六、三八
計		一二、三六五	一、四七四、一五三、〇七

安全農村―安全農村は前記の滿洲に於ける困窮避難朝鮮人農民を救濟收容して集團的に就農せしめ、將來土地其他を年賦償還に依り取得せしめ自作農たらしめむとして、本府が東亞勸業株式會社に補助金を下附して之が施設經營に當らしめて來たのであるが、鮮滿拓殖會社設立以後は前者を解體し、後者をして之が經營の任に當らしめて居るのである。

安全農村の現況は左の通りである。

村名	建設年度	入村者 戸	入村者 人	建設費	農村面積	耕地面積
鐵嶺農村	昭和七年度	三四四戸	一、七〇六人	二三一、八七〇円	五、五七〇町	四、三八・八反
河東農村	同八年度	六八三	二、九三九	七七九、一五三	二、四七〇	一、七九一・三
營口農村	同九年度	一、七九〇	九、一〇七	一、六五九、五九〇	七二〇	六五〇・九

綏化農村	同	九年度	四五七	二、〇九三	四四三、七三五	一、五五〇	一、〇三一・一
三源浦農村	同	十年度	一五二	七五五	一三、七〇四	四七〇	三六八・八
計			三、四二六	一七、三〇〇	三、一二七、〇五八	一〇、七八〇	七、九七〇・九

右安全農村に對しては福利增進施設として衞生、教育に關する施設と共に金融機關を設け、專ら農耕費、生活費の貸出に當らしめ、農民生活の安定を計らしむる一方警備に就ては、領事館より夫々警官を派遣する外自衞團を組織して匪襲に備へて居るのであるが、現今に於ては一般に治安狀況頗る平穩となり特別に警備を必要とせざるまでに至つて居るのである。

六、移植民狀況

朝鮮同胞の滿洲移住は、近年駸々乎として增加の趨勢を示して居る、本府は從來之等の移住者に對して、特別な統制を加ふる事なく、全く自然移住の儘に放置して居たので、全滿隨所に入植し、其の間に何等の統制もなく、動もすれば彼等は既移住者との融和を缺き、滿人農民との紛議を誘致し勝であつたのである。而して其れは延て滿洲國の五族協和に依る理想國家の建設及日滿一體不可分の關係の强化を防ぐ虞なきを保し難き狀態にあつたので、當局は滿洲各地の派遣員又は朝鮮人民會をして在滿朝鮮人の輔導統制、滿人との融和調整に努め又一方朝鮮人金融會、農務契等の金融機關をして金融上、產業上各般の利便を與へ、其の生活の安定を計り來たりたるが特に滿洲國の達成と共に朝鮮同胞の滿洲移民に關する事業を統制的に行ふ機關を設置する事が必要となつたので、當局は京城に鮮滿拓殖株式會社を昭和十一年九月二十一日設立したのである。

而して將來は可及的に朝鮮同胞の移住は之の機關に依つて取扱ふ事とし、其等の移民は主として間島、東邊道地方に集

結せしむる如く指導奬勵し、其の他の地方に於ては散在せる朝鮮人移既住者を地區毎に集結せしむる如く指導統制を加へ特に農民の定着心を養はしめ其の堅實なる經濟的發展の根基を確立せしむる方針である。

從つて朝鮮人の滿洲移民は之を大別して、(一)は統制移民、(二)は自由移民と謂ふ事が出來よう。

(一) 統制移民とは、專ら鮮滿拓殖會社に於て取扱ふ移民である。會社移民は原則として春秋二回本府外務部の協力に依り、鮮內各道に於て之を募集し、特別の移民列車を仕立てゝ會社の指定する移民地に入植せしむるのである。移住者の汽車賃は普通運賃の半額となし、移住地に於ては耕作地として畑ならば大體四町步、水田ならば大體二町步、を貸付け其他營農資金としては大體一戶當一六〇圓、土地及建築資金としては大體五五圓を貸付け、前者は一箇年据置き十箇年年賦償還とし後者は三箇年据置き十箇年年賦償還することゝして居る。

鮮滿拓殖會社に於ては昭和十二年三月、第一回として間島省延吉縣に三七七戶一、九一八人、汪淸縣に七二一戶三、八〇七人、安東縣に一、〇三七戶五、三一九人計二、一三五戶一一、〇四四人又營口農村へ一九八戶一、一一一人を入植、營農に就かしめた。夫等統制移民に對しては汽車賃は半額、食費は普通の借金とし、其他の費用は大體十二箇年間の年賦償還に依ることゝして居る。

(二) 自由移民—自由移民は公共機關の特別の保護を受くる事なく全く自由に移住する移民を謂ふのである。當局は統制移民の行はれる以前より右自由移民に對しては可及的範圍に於て便宜を與へて來たのである。身元確實なる者、滿洲に緣故者あり渡滿後も其等の者の援助によつて農耕に從事し得る者に對して、在滿緣故者よりの呼寄證明書を有する事を條件として本人の居住する地を管轄する府、邑、面の照會に依り本府は鮮滿汽車賃の半額券を交付する事としてゐるが、朝鮮人の滿洲移住に際しては、統制移民に依ることが農地入手についても、又營農資金の借入についても便宜なるは言ふまでもないのである。

尚自由移民の滿洲移住に關しては汽車賃割引券の要求をなさゞるものも相當にあるので、其の數を明かにする事は困難であるが、大體一年間に約一萬二三千名に上るものと推定せられるのである。

七、金融狀況

在滿朝鮮人にして銀行其の他の金融機關を利用し得る者は、僅かに都市の有產商人に限られて居り、其の發展は餘り期待し得ない。

然れども本府は地方農民の金融を計らんが爲、大正十年頃金融會なるものを各地に設けて年額約二十萬圓の補助金を與へ且つ此等の金融資本として別に滿鮮拓殖股份有限公司及東洋拓殖株式會社をして低利の貸出を行はしめてゐる。此金融は元來貧農の農耕資金を目的とするものであるから各地朝鮮人をして農務楔を組織せしめ之を連帶責任として春耕期に貸付け秋收穫期に回收する事に定めてゐる。全滿の金融會數二十九、昭和十一年度貸付總額五、六三〇、六四一圓八七、金融會の會員は五萬七千八百二十二人に上つて居る。回收成績はその年の豐凶により一樣ではないが、此兩三年來の成績は百%に近い。併し之等の金融會も未だ奧地にて農耕するものに對してまでは融通するに至らないが、汎ねく之等の者をして此の恩惠に均霑せしむるを緊要とするのである。

而して昭和十一年の治外法權一部撤廢のため、之は七月一日以降金融合作社法及同法施行規則の適用を見、財政部の指揮監督を受くることゝなつたが、金融會の沿革現狀、其の地朝鮮人の民度等の特殊事情に鑑み金融合作社と同樣の取扱を爲し難きもの多々存するので當分の間金融合作社法及其の運用に關し必要なる特例を設け漸進的に之が調整を圖ることゝなつてゐる。即ち金融會及金融會聯合會はその名義を舊來の通り存しつゝ金融會は金融合作社、金融聯合會は金融合作社聯合會の規定に從つて、財政部大臣の監督を受け、その監督方法及其の他重要事項及理事の任免等に付ては滿洲國當局よ

尚自由移民の滿洲移住に關しては汽車賃割引劵の要求をなさゞるものも相當にあるので、其の數を明かにする事は困難であるが、大體一年間に約一萬二三千名に上るものと推定せられるのである。

七、金融狀況

在滿朝鮮人にして銀行其の他の金融機關を利用し得る者は、僅かに都市の有產商人に限られて居り、其の發展は餘り期待し得ない。

然れども本府は地方農民の金融を計らんが爲、大正十年頃金融會なるものを各地に設けて年額約二十萬圓の補助金を與へ且つ此等の金融資本として別に滿鮮拓殖股份有限公司及東洋拓殖株式會社をして低利の貸出を行はしめてゐる。此金融は元來貧農の農耕資金を目的とするものであるから各地朝鮮人をして農務楔を組織せしめ之を連帶責任として春耕期に貸付け秋收穫期に回收する事に定めてゐる。全滿の金融會數二十九、昭和十一年度貸付總額五、六三〇、六四一圓八七、金融會の會員は五萬七千八百二十二人に上つて居る。回收成績はその年の豐凶により一様ではないが、此兩三年來の成績は百％に近い。併し之等の金融會も未だ奧地にて農耕するものに對してまでは融通するに至らないが、汎ねく之等の者をして此の恩惠に均霑せしむるを緊要とするのである。

而して昭和十一年の治外法權一部撤廢のため、之は七月一日以降金融合作社法及同法施行規則の適用を見、財政部の指揮監督を受くることゝなつたが、金融會の沿革現狀、其の地朝鮮人の民度等の特殊事情に鑑み金融合作社と同様の取扱を爲し難きもの多々存するので當分の間金融合作社法及其の運用に關し必要なる特例を設け漸進的に之が調整を圖ることゝなつてゐる。即ち金融會及金融會聯合會はその名義を舊來の通り存しつゝ金融會は金融合作社、金融聯合會は金融合作社聯合會の規定に從つて、財政部大臣の監督を受け、その監督方法及其の他重要事項及理事の任免等に付ては滿洲國當局よ

―産業施設―一般農業施設に對する監督補助
―救濟施設―移民及窮民救濟施設に對する監督補助

九、結語

在滿朝鮮人同胞は久しい間舊東北政權の壓制と桎梏の下に忍從と屈辱の生活に堪へ來つたのであるが、然し滿洲國建國と共に其の悲慘な過去は一掃せられ王道政治の黎明は彼等の上にも訪れ來るにつれて益々日本帝國臣民たるの意識を强め、日本人たるの誇りに燃えると共に滿洲國構成分子として大なる理想と希望を抱き眞に其の責務を自覺し、官の保護撫育の下に自らの素質を向上し內容を充實すると共に進んで滿洲國の發展に貢獻せんとし治外撤廢に伴ひ滿洲國の主權の下に他民族と協和融合し均等の條件を以て各方面に堅實なる發展を遂げんとしつゝあるのである。

鮮滿正月民俗を語る

出席者

稻葉岩吉
今村鞆
鳥山喜一
玄檍
孫晋泰
秋葉隆
朱鍾宜
吳晴

主催者側

村山智順
倉元弘

時 十一月二十二日

所 京城朝鮮館

會談の趣旨と民俗的理解

村山 一寸御挨拶申上げます。話は少し大きくなりますが、私共東洋人が、世界平和に、眞に貢獻する、といふことは、今猶ほ多く歐米の植民地市場のごとくに取扱はれてゐる東洋が、悉くその域を脱しまして、東洋の本當の姿に立歸り、東洋文化本來の眞面目を發揚するにあるものではないか。これがためには、先づ東亞諸民族の昭和といふことから致しまして、世界和平の重鎭を形造る、といふことが必要ではないかと考へるのであります。天運とでも申しませうか、極東に位する我が日本が、夙にこの點に覺醒致しまして、一意、この理想に向つて邁進して參り、曾ては日淸・日露の兩役を經過し、またさきには滿洲事變、今又支那事變を餘儀なくせられるやうな事柄も、一として對外的には、東洋以外の外力を擊退し、對內的には、東

洋本來の意識の覺醒、といふことの促進運動でないものはないと思はれるのであります。斯くて、幸ひにも日滿の結合は漸く成り、軈ては今次事變の結果日滿支三國の提携も亦やがて望まるゝことと存じます。

併しながら、その結合提携といふことは、單なる政治的經濟的ブロック――いひ換へますれば、利害とか、打算の協同だけでは、そこに危機の到來することが免れないのではないか。眞の協同といふ事柄は、文化的に思想的に、互によく同情し合ふブロックを形成するのでなければならない。結局、彼我民衆相互の間に、暖い情操的握手が堅く交はされなければならんのではないか。彼我民衆の間に、この暖い握手を容易ならしむる事柄が、玆に工作されなければならないと考へるのであります。

然らば、如何にして、彼我民衆の間に暖き握手を促進すべきであらうか。これには幾多方法はあるでありませうが、その一つの方法と致しまして、彼我兩民族の十分なる理解とその共通せるものゝ發見、といふやうな事柄から致しまして、お互によく同情し合ふやうに仕向けて行く、といふ事柄が大切ではないかと考へられるのであります。朝鮮と滿洲とは、古來その地域の接近してゐるといふ點から、又、彼我兩民族の交通がずつと古くから行はれて居つた、といふやうな點から致しまして、その文化の上に於て、その民俗の上に於て、相互に融合し、共通してゐるものゝ存在することは、疑ひのないところであらうと考へるのであります。そこで鮮滿兩民衆の間に支持されてゐる習俗、といふものにつきまして、これを明かにするといふことは、お互の間に、昔ながらの文化的同情、民俗的同胞感を甦らせられまして、情操的に堅き握手を交す機運を釀成するものではないかと考へるのであります。

御承知のことゝ存じますが、本府の文書課に於きまして編輯して居ります雜誌『朝鮮』は、施政の方針を中外に宣傳するとともに朝鮮事情をも内外に紹介致しましてその眞相を傳へ、これに依て、朝鮮に對する正しき理解

と同情とを呼び起し、相携へて明朗なる朝鮮の發展を望み、朝鮮本來の天職遂行に役立てようといふ文化的使命を有つてゐるのでありまして、私共、微力ながらその使命に盡してゐるのであります。かういふ意味に於きまして、來年の正月——一月號を、鮮滿に於ける正月の民俗を主題にして、一つこの使命に副ひたいといふやうな希望から、この座談會を催すことになつたのでありまするが、この正月の民俗を選んだといふことは、別に深い譯はないのでありまするが、唯正月は一年の初めでありまして、正月に行ふ民俗は、他の季節や臨時に行ふものよりも、民衆の間に普遍的に重要視されてゐるものと考へられますから、正月に行はるゝ民俗の間に、若し異同がありと致しますれば、その異同は、軈て彼我兩者間に於ける普遍的な異同といふ事柄になりはしないか、斯う考へられるのであります。さういふ意味に於て、正月の民俗といふものを話題に採り上げた譯であります。もう一つはほんのつけたりに過ぎないのでありますが、正月の民俗は概してお目出たいものを多分に有つてゐるものでありますから、これを語り合ひますることは、兩者の民俗を明かにすると同時に、自からその民俗を有つ民衆を祝福する、その人々に對して慶賀の意を表する、といふやうな意味合をも、少し付加へたいといふやうな考へから致したのであります。どうか斯ういふ企てに十分に御贊成下さいまして、皆さんの御蘊蓄をお傾け下さいましてこの座談會を立派に終らせて頂きますやうお願ひ致したいと存じます。

それで、大體正月に行はれる民俗といふことになりますと、大きなものになりまして、一時間や二時間では、到底纒りがつかないと思ひますが、正月——所謂正月らしい氣持を起させる衣食住——風俗と申しますか、住ひ着物、食物といふやうなものに觸れ、乃至行事といふものを通して、正月といふものが斯ういふものである、といつたやうな事柄を大體まとめて見たいと思ふのでありますが、その正月の衣食住並に行事なるものが、朝鮮と

滿洲とに於て、如何なる關係に於てあるかといふやうな事柄を、なるべく具體的にお話願ひますれば、非常に結構だと思ふのであります。

それで先づ最初に朝鮮の方から話を進めて見たいと思ふのでありまするが、玄さんに正月全鮮的に行はれる、唯今申上げましたやうな衣食住竝に行事といふものに關して、總論的にお願ひ致しまして、殊に正月の儀禮といふものを中心としてお話を伺ひたいと思ふのであります。どうか一つお願ひ致します。

朝鮮の正月行事とその德談

玄　私は餘りさういふことには通じてゐないのでありますが、斷片的にならば、私の知つてゐることだけでも申上げまして、總論といふ程ではございませんが。さて朝鮮に於ける正月の民俗と申しまするど自然衣食住の方面に關する行事見たやうなものでございます。ところが、それが、さつき村山先生のお話のやうに、矢張り正月と申しまするど、まあ、所謂年が改まつた。新年――斯ういふやうな意味に於いて尙ほ又三元と申しまして、年の元、或は月の元、或は日の元、斯ういふやうな意味に於て、正月を餘程重く見ていろ／＼の民俗が行はれてゐるやうに考へられるのであります。それと同時に、三元であるから、さういふやうな意味に於いて、一年で行はるべきものを、大概お正月の行事の中に織込んだやうにも思はれるのであります。

その內容を申上げますれば、第一道德的に織込んだものがあるやうに思はれるのであります。それは先づ祖先崇拜を必ずする、それと同時に、禮儀と致しましては、年始廻りをするのであります。親戚故舊を年に一ぺんは必ず訪問致しまして、新年の挨拶を述べるといふやうなことは、無論正月に行はれる一つの禮儀或は道德として全般的に普及されてゐるやり方であります。それからもう一つは、信仰に關聯したやうな行事が、多分に行はれ

てゐるやうに思はれるのであります。一年内に於ける祈願、さういふやうなものが、このお正月のうちに全部行はれてゐるやうであります。それの元は禱神でございますが、その他にもいろ〳〵さういふやうな意味のものが行はれてゐるやうに思はれるのであります。それから又新年はお目出度い、斯ういふやうな意味に於ける、所謂慶賀の意味を織込んだ行事が多分に行はれてゐるやうに思はれます。その行事のうちにはいろ〳〵前祝ひをする斯ういふやうな目出度い時に當り、今年中或は將來といふやうな意味に於て前祝をするやうなことも大分行はれてゐるのであります。その中に、一例を擧げますれば、所謂『德談』といふものがありまして、三箇日のうちには、必ずこれをやるのであります。人に會ひましても、その人が官吏であつたならば昇進した、子のない人であつたならば子が生れた、商賣人であつたならば金が儲かつた、といつて祝ひをするやうなこともあります。目出度い時には、さういふいゝ氣持で慶賀するやうなことも行はれてゐるやうに思ふのであります。

更に又斯ういふ事ばかりでなく、趣味、娛樂といふやうなものが、大分行はれてゐるのであります。その行事の項目から致しましても、都市に依り、地方に依り、多少の違ひはあるに致しましても、一般的に共通してゐるやうに思はれます。それが衣食住―衣に於ても、食に於ても、住に於ても、いろ〳〵な形で現れてゐる點もあります。要するに、朝鮮の正月に於ける民俗の大體には以上擧げましたやうな精神が織込まれて、さうして現に行はれつゝあるやうに思はれるのであります。

正月の一般の休みの期間は、以前は隨分長かつたのであります。先づ十五日まで―十五日を所謂上元と申しまして、元日から上元まで十五日の間に於て、全部休まれるのであります。その間の行事の如きも、隨分數が多いやうに思はれるのであります。それからもう一つ、新年といふやうな意味からして、すべてが新しく、そして將來の希望を有つ、斯ういふやうな意味合ひから行はれ

るのが大分存在してゐるやうに思はれるのであります。ですから、例へば服装に致しましても、新粧とか、新物とか、盛に「新」といふ字を使ふのであります。そして又「新」といふ字の代りには「歳」といふ字も多分に入つてゐるのであります。例へば文字に現すのにも、「歳酒」、「歳拜」、「歳餐」、「歳祝」――斯ういふやうに、新の字の代りに歳といふ字を多く使つてゐるのであります。

斯うしたものが綜合されまして、朝鮮に於けるお正月の民俗といふものになり、一年の間に行はれる行事よりも、可なりに目立つて行はれつゝあるものであります。今は廢れてゐるものもありますが、又現に盛に行はれつゝあるものもあるのであります。これで、總論になるかどうか存じませんが、大體總論見たやうなことに解したいと考へます。

稻葉　今の徳談ですが、つい最近――四、五日前徳談といふ字を、或る記事の中から見付け出したが、何の意味だか分らなかつた。今承つて大へんよく分りました。何でも朝鮮の宣祖の時に、朝鮮の使者が滿洲に行きまして、あちらで元旦に御馳走になつた。その時に大へんお目出度いことをいろ〳〵述べられた。それを「我が國の徳談の如し」と書いてある。どうも分らなかつたですな。

今村　東國歳事記に「逢親舊年少以登科進官生男獲財等語徳談以相賀」と書いてあります。

玄　徳談といふものに對して、「問安婢」といふものがあります。問安婢といふものは、安否を問ふ女中といふことでありまして、態々召使ひをやつて、さうして『いゝお年を迎へられた、今年は非常にいゝ年であつて、あなたのお家のすべての仕合せを祈る、子供が生れたからお喜びでせう。老人が安らかに過されたからお喜びでせう。あなたのお家の人が昇進したからお喜びでせう』といふやうないろ〳〵なことをいふのであります。徳談といふのは直接會つた時の話であります。

今村　非常に飾つた、比較的別嬪をやる………

稻葉　面白いですね。（笑聲）

吳 召使と云つても下女ではないですね。氣品の高いものをやります。

村山 生きた年賀狀といふところですね。「貴家の萬福を祈る」とか……

今村 さうでせう。

秋葉 昇進しない時にも「お目出度うございます」とやるのですか。（笑聲）

孫 昇進するやうに、儲かりますやうにと……

玄 いや決定的に云ひます。「したさうだ」とですね。

秋葉 そいつは面白い。「したさうだ」と決つてゐるとね。（一同哄笑）

吳 玄さん、あれはどうですか。朝鮮の社交的な談話にはお世辭は使はないが、正月の時に限つて、德談にはお世辭を使ふが、あれは何ですか。

玄 新年となつたといふ時に於ては、ウンといゝ氣分でといふ譯でせう。

鳥山 德談といふのは、支那では餘り使つてゐなかつたね。

今村 勿論ありませんね。

秋葉 朝鮮語辭典にはありますね。

玄 その思想は支那にしても、朝鮮にしても、文字に現はれるものでは同じではないかと思はれます。といふのは、朝鮮では『新祝』といふ文句を書いて貼ることがありますが、それは支那と同樣に考へられます。

秋葉 それは支那から來たものです。

玄 朝鮮では禮を表す文句を一から八まで集めて、葉書なんかに刷り込んで出します。その文句は多方面に亙つて居りますが、主として、世の中が太平になるやうにとか、皇恩帝力とか、又國を憂へて豐年を願ふとか、私的には自己の幸福を祈る、とかいふ風でありますが、總括的には禍よりは福を齎らす、さういふものであります。それから又、春は乾坤に滿ちて、福は家に滿つ――さういふものもあります。

村山 德談の際、現すべき祝福の意味にはどういふものが多いですか。

玄　個人の榮達を圖り、財物の多豐を祈り、家族の無病を祈る、さういふやうなものが多いのであります。

正月の松飾としめ繩

村山　次には、今村さんにお願ひしたいのですが、朝鮮の正月の飾付――〆繩とかさういつた方面のことを……

今村　內地と共通のものはありますが、滿洲とは關係してゐない……

村山　滿洲と關係なしで結構です。

今村　飾付は內地では松飾をするが朝鮮にはこれはない。私の考へでは、松飾は古い時代――足利時代からあり、元來民間で辟邪に松の針を使用したといふのが元で、それを目出度い方に取上げたのではないかと思ひます。朝鮮の習慣ではこの松葉はよく辟邪に使はれてゐる。これは元來節分にひいらぎを出す習慣と同じことで、つまり辟邪のものが目出度い方に轉換して來たものです。松で共通してゐるものは、墓に松の木を植ゑるといふやうな習慣が、內地にも、朝鮮にもある。ところで、たつた一つ朝鮮で正月に松飾をする所がある。それは、南鮮の慶尙道の一部分で、そこでは又松飾と合せて〆繩を張る。內地のやうに、〆繩を左繩にするかどうかは分らないが……あれは南洋系統か、北の方の系統か分らない。蒙古にもあり、黑龍江の附近にもあつて、どつちか分らない。私共は南洋系統ではないかと思ふ。內地に殘つてゐる〆繩を左繩にする習慣は、死人を縛るといふ方面に使つた。それが目出度い方に轉換して來たのではないかと思ふ。そこで一番古いのは、古事記に、しめくり繩を引廻した、といふやうなことが、天の岩戸の所にあるから、極く神式のもので、さういふ方面にも關係があるやうに思はれるのであります。內地と同じやうに、南鮮に新年に左繩の〆繩を使ふ習慣が少し殘つてゐる。それは例へて見ると、遠方で人が死んだ時にその運搬に罪人を使ふが、それに對して左

繩を使ふのがあつた。又南鮮で正月の時にやる奴は、どういふ譯かと聞くと、餅がよく煮えるといふことをいつて居りました。(笑聲)

吳　南鮮では餅を搗く時に、飾りに〆繩を張ります。その餅は祭りに用ゐるあの餅ですが……

今村　祭禮の時には、內地の氏子が皆〆繩を張るやうに、南鮮では氏子が全部繩張る習慣がある。〆繩は淸めて避邪をする、といふ意味の下に出來たものと思はれます。內地と朝鮮の共通な點は、南鮮で〆繩を張つて松を立てるそれ位でせう。

正月に船に松を付けることは、內地各地にある。今でもある。それが又黑龍江附近にもあり、それから楊子江の近所にもある。これは共通です。〆繩と松を立てるが靑い松葉などは付けません。それから朝鮮で正月にやるものは、支那や滿洲では行ひません。が、支那と共通のものは歲畵――あれは朝鮮では鳥を描くが、支那では神荼鬱壘の繪を描く。これは滿洲でもやる。あれは共通してゐます。

秋葉　向ふから來たのでせうね。

今村　あれも矢つ張り辟邪の意味ですね。正月にあゝいふことをやるのは……もう一つ、松と關聯して、內地ではひいらぎを使ふ。ひいらぎは目を突く、といふ意味ですが、あれに似た習慣が朝鮮にある。とべらといふ非常に惡臭を放つ木がある。それからはりぎりといふ木があるそれを立てる習慣がある。これは內地と一致してゐる。何故さういふことをやるかと聞いてみると、これは京城にもあるが――その傳說を聞いて見ると、東方朔と鬼とが問答した。鬼に東方朔が聞いた。お前は何か嫌ひかと聞いたら、鬼ははりぎりの木ととべらが嫌ひだといつた。そこで今度は東方朔に鬼か聞いた。お前は何が嫌ひだと聞いたら東方朔は酒が一番嫌ひだといつた。で、鬼は盛に酒を持ちこんだが、東方朔ははりぎりととべらをどつさり竝べたので鬼はとう〱その木を恐れて逃げ出した、といふのであります。(笑聲)朝鮮に錢の占ひがありますが、あれは滿洲と朝鮮とは共通のものであります。

玄　〆繩は、私は內地見たやうに、淸めるといふ意味に於て、お正月ばかりに使ふのではないと思ひます。京城あたりでも見られるやうに、左繩に綯つて、醬油甕にぐるんと巻きます。（笑聲）又南鮮地方ではお產のあつた時にも張ります。（笑聲）

お正月に淸めるといふのは、あれは淸潔法から來てゐるのでありまして、先づ女は一年中貯めた髮の毛をその夕方に必ず燒く。それから、古い履物を全部纏めて隱しておく。これも一種の淸潔法と思ひます。

今村　履物は、夜光といふ鬼が來て取つて行く。さうすると一年中不運にありますから、それを取られないやうにざるを出して置く。鬼がそのざるの穴を數へてゐるうちに鷄が歌つて逃げて行く、といふ傳說がありますが、それが又內地とも共通です。ざるをかける所は、內地の至る所にあります。

秋葉　正月にですか。

玄　元日の晩にやるのです。

今村　內地と共通です。それから、九十九まで數へて、百まで來ると、ひつくり返るといふ、あの九十九傳說と關係があります。鬼が鷄の聲に恐れて逃げる、といふその關係です。今、綺麗にするといふ玄さんのお話もあるけれども、矢張りさういふ迷信もあります。夜光といふのは、どういふものか分りませんが‥‥‥

玄　夜光といふのは實は朝鮮語で「ヤウコウ」なんです。それは、昔、お正月の晩に非常に雨が降つた。それがために履物が流れてしまつた『それが「ヤウコウ」の起りなんです。「アングエンイ」といふのは鬼の名前で、「ヤウコウ」といふのは、番をするといふことであります。さういふことから來た傳說でありますが、要するに、履物の仕末は、一年中ちらばつてゐるものを取纏める――なほすものはなほす、いらないものは捨てる、といふ、一種の淸潔法を、あゝいふものになぞらへてやらしたものだと考へます。

今村　朝鮮では正月には餠を喰べる。北京や滿洲では喰は

ない。内地でも昔は喰はなかつたものです。この餅を喰ふといふことは、餅の種類は違ふが今では内鮮共通したものです。この餅を正月に喰ふことがどういふ理由かと考へて見ると、大概目出度い時には餅を配つてゐる。内地でも、朝鮮でも‥‥あれは糯が初めて出來た時、喰つて見て一番美味かつたことから來てゐるのではないかと思ひます。

村山 餅に關聯して、正月の飾として用ゐます。お鏡は共通ですか。

孫 違ひますね。お鏡といふのは‥‥(笑聲)(以下速記中止約五分間)

村山 ハハ‥‥(と笑ひながら孫氏へ)南鮮の方で變つたものはありませんかね。

豐年綱引と地神踊り

孫 南鮮といつても、別に變つたものはないが、今日行はれてゐるのは、綱引位のものですかね。

村山 京城と變つたものでは?‥‥

孫 あれは京城にはないか知れん。地神踏といふものはですね。

鳥山 綱引は北にはないですか。

今村 あまりやりませんね。

玄 東北地方までも入つて居り、江原道あたりにもあります。

鳥山 去年、東萊でね‥‥‥

今村 東萊は盛です。

鳥山 驚きましたよ、斯ういふやうなもので‥‥(と兩手を大きく擴げられる)

玄 舊のお正月を見たいと考へて、去年方々に行つて參りましたが、大きな村の中で、古木を中心にして、それに全部〆繩を張つてゐる。さうして祈禱をしてゐる所がありました。

秋葉 部落祭ですね。あれと同じですよ。

今村 あれは繩を新しく張り替へる。正月に‥‥

鳥山　一年間やつてゐるのをですか。

今村　さうです。さうして古い縄は、捨てないで置いておくですね。

鳥山　内地では「勿體ない」といつて、物をよく燒くが、朝鮮には、さういふ習慣はありませんか。

今村　祭文を燒くのがあります。

孫　南鮮での特殊なものは綱引と地神踏位ですが、その綱引といふものは、豐年を祈る——初めの意味は、矢張り農業的に、豐年を神様に祈るといふ儀式らしい。南鮮方面では、さういふ意味よりも、一般的に考へてゐるのは、豐年を占ふ、斯ういふ意味のやうです。例へば、東と西とに分れて、東の方が勝てば豐年になり、西の方が勝てば作が惡くなる、とかいふ風にしてやつてゐるのですね。綱引の綱は、東萊や釜山でやるのは、とてもでかいものですよ。この位（兩手を大きく擴げて輪を作り）ありますね。或はもつとありますか。

鳥山　まんなかの所は、僕の脊より（氏は五尺二、三寸位です）ずつと高い。

村山　さしわたしですね。

鳥山　さうです。

孫　東の方の形は男、西の方の形は女にして、男の方に穴が開いてゐる。そこへ丸太を通す。隨分長いものですよ。さうして曳張りあひをやる。

村山　丸太を通して、女綱と男綱を噛み合はせる時の行事はありませんか。

孫　行事は別にないでせう。けれども、非常に嚴肅に行ひます。

村山　どういふ風にしてやりますか。

呉　あれをやる時に、初めは先頭に樂隊をおいて、なか〳〵歛めない。歛めるまでに相當時間がかゝります。兩方から力の強い者が出て、先頭に立つその周圍を樂隊が樂器を鳴らしながら廻つて、それから旗を立てゝ試合を

する。大きい所はそれまでに少くとも二、三時間はかゝる。なか〳〵どつちもやらうとしません。

孫　矢張り一種の儀式ですね。

秋葉　何時頃ですか、正月の……

呉　初めにやる所もありますが、多くは十五日ですね。

稲葉　私は金海附近のものを實見しました。その時、案内してくれた人が斯んなことをいつた。非常に神聖視してゐるので、女が股ぐといけない。この前にこんなことがあつた。或る家の婦人が、すつと股いだのが見付かつた。さうすると、その繩を持つて行つて、その婦人の家を取巻いて、兩方から引いて、とう〳〵引き倒してしまつた（笑聲）。さういふ話がありました。

呉　女の如きは、絶對に股がせません。

秋葉　女と男とに分れて、綱引をすることはありませんか。正月でない時にですね。

呉　それはないですね……女は通らせない。通らせるとその方が負けるといふので……

秋葉　全北のどこですかね。女と男と分れて綱引をして、必ず男が負けることになつてゐるのは……（笑聲）

今村　それは初めてゞすね。

秋葉　村の道端の石に綱を巻いておいて、來年の綱引の時にそれを解いて、又新しい綱を作つてそれに巻きつけておく。その巻いた石が、他の村から見えると、そこの村の女の風紀が惡くなる、といふので、その石をかくすといふことがありますね。（笑聲）

今村　或るものを見たら、女の風紀が惡くなるといふのは各地にあります。（笑聲）

孫　元日から三、四日頃までの最初は、子供達が、「藁をくれ」といつて集めて廻る。その藁を繩に綯つて、夜になると、東西に分れて引き合ひつこする。毎日さうしてゐるうちに、十二、三日も經つと、可なり大きくなる。さうなると子供では間に合はなくなるから、大人が出て、部落で試合する。藁は農家ならいゝが、農家でない家は藁代として金を出しますね。それから又港——あゝいふ

所になりますと、船が大事であるから、船に旒繩をつけてゐる。あの綱をみんな貰つて來る。それを斷るわけには行かん。今ではどうか知りませんが……それでもつて繩を綯つて、十五日の晩から、十六、七日の間に綱引をやる。勝負は先づ三尺引かれると負けとか、六尺引かれると負けといふ風に、限度を決めておいてやるのです。本綱はでかいもので、頭が一番大きく、尾に行くに從つてだん／＼細くなる。それに又穗綱といつて、枝綱を入れる。その枝綱に又小綱を挾んで行く。女も參加するのですが、自分の方が怪しくなると、女達は、みんな裳(チマ)の所に石を入れて頑張る(笑聲)女が綱を跨ぐことは許されない。さうして傳令見たやうな者が居つて、いろいろの文句を書き竝べた旗を押立て、いろ／＼な樂器を持つて、「引け」と大將が命令すると、その命令を傳へる…
………

秋葉 繩を作るのは同じ村内でやるのですか。

孫 さうです。

秋葉 曳合ふのは村内で別れてやるのですか。

孫 村でも、小さい村では、あつちの村と、こつちの村と云ふ風に別れてやり、大きい處は、同じ村内で二つに別れてやります。

秋葉 他の村とやる時には、矢張り共同で對抗しますか。

孫 さうです。

秋葉 綱は二本ですか。

孫 男綱と女綱とあります。

吳 あれは何でせうか。同じ部落でやる時には、始めの時には、頭のない旗を澤山立てゝ、さうして東の方の一番老人で、重要な人物が祭りをする。明太魚二、三匹を置いて、酒を大きな甕に一つ持つて來て、祭りをします。その祭りが濟んで、先頭に立つ者が、皆組ませて試合をする。御互に三尺か一間位の間を置いてですね。さうして、その眞中に線を引いて、その線を少しでも越したら負けにする……

今村 さうするところは何處ですか。

吳　安東・滿州・大邱方面です。

秋葉　農業とは關係がありませんか。

吳　豐年と關係があるから、農業に關係がありますよ。

玄　地方に依つて違ふ所もあります。

孫　勝つた綱は、高く賣れる。それでもつて、舟の綱にすると、魚がよく獲れるといふので、高く賣れる。

吳　地方に依つては、その綱を保管して置く處もあります。

鳥山　勝つた綱ですか、それを買ふのはどういふ意味なんですか。

孫　勝つた方の綱――例へば、男綱が勝てば、男綱が非常に高く賣れる。船を有つてゐる者は、もう引つ張り凧で買ふやうです。‥‥‥‥

この綱引は、支那の絜河遊び――それに似て居ります。支那にもさういふ綱引がありました。

玄　絜河といふのは私共も子供の時に田舍の方でやつて居つた。こつちは堤防をこしらへて水を引いて居つて、向ふの方から水を注ぐ。その水に依つて堤防が切れゝば勝つのです。水が堤防を突破して、出るといふと、負けたといふことになるのです。それは一種の絜河です。

村山　綱引はこの位にして地神踏の話を續けて下さい。

孫　地神踏――あれは、あまり他の所では見ませんがね。お正月になりまして、二、三日過ぎると、そろ〳〵始まります。どういふ風にやるか、はつきり覺えませんから極めて杜撰なことを申上げるかも知れませんが。若い者達が、頭に紙でこしらへたコッカルといふ樣なものをぶらさげて、さうしていろんな樂器を持つて、大勢隊を組んで――その數は、數十人位に達する所もあります。御史大夫、通政大夫、さういふものを書いた紙をコッカルにぶら下げて行く。或る者は道袍を着たり、扇子を持つたりなんかして居る。これを所謂兩班と稱する。その後には、狩に用ひるところの袋――鷹狩の時に雉子を獲つたり、鳩を獲つたりしたさういふ獲物を入れる袋、あれをぶらさげて、背中に鐵砲をかついで、頭に毛の帽子を被

つたりした者がついてゐる。さうして、朝から晩まで、數十人列をなして歩く。そこの村は、一戸殘らずその家の中に入る。その列は、竈の神の前とか、家の神の前とが、井戸や便所の神の前等に入つて行つて、さうして何か祝詞「雜鬼、邪神を除かせ給へ」といふ樣な言葉を云ふ。かういふものなのです。

村山　そこをもう少し詳しく……

孫　さうですね。もう少し詳しいことをいつて見ますとこの一隊は先づ人の家の庭に入つて、樂器を鳴らしながら、暫く踊つたり、舞つたりする。その間に主婦は、板の間に莫座を敷いて、食卓を出す。併しその食卓には別に何にも出さないで、淨化水（淸水）だけを出して供へる。そしてその側には、その家の家計に應じて、米だの錢だのを供へる。一隊の者に對しては、酒を振舞つたりする所もありますが、それは例外で、大抵米か、淨化水を出す。これが主らしいです。さうして、暫く庭で遊んで行く。その有樣を女達は障子の穴から覗く。さうすると、村の子供達がついて來て、一緒になつて見る。兩班といふのと鐵砲打、この者達は、いろんな藝——どんな藝と限つたことはないが、人を笑はしたりなんかする藝をやる。併しこれは家々に依つて違ふのであつて、金を餘計出すとか、米を餘計出すといふ家では長くやる。家の神樣のところに行つては、斯ういふことをいふ。例へばイリオプショ〳〵（御出で下さい）。これは音頭取りがあつて、その音頭取が先に唱へると、外の者はそれと同じことを、樂器に合はしてやる。その次の文句は雜鬼雜神を拂ひ淸め給へ、といふやうな意味のものであります。さうすると又外の者もそれと同じことを樂器に合はして繰返す。斯うして、井戸の神の所に行つても、竈の神の所に行つても、或は藏の神、或は便所の神の所に行つても、同じことをやります。

秋葉　地神踏の文句をどこでゞもやるのですか。

孫　さうです。もう一つ、水の神樣あすこに行つてもそれをやる。さういふことをいつて、そこの神樣に敬意を

表するのです。そこで面白いことは、兩班で、兩班と云ふのは、勿論若い者で、遊びごとなんかの好きな者がやるが、その者は一日中尊敬を受ける。自分の親爺であらうが、村の老人であらうが、どんな偉い人であらうが、普斷はさうでなくても、兩班の帽子を被り、兩班の服を着てゐる以上は、その人に對しては鄭寧な言葉を使ひ、絕對に非禮なことはしない。(笑聲)併しながら、その者はどうするかといふと、自分が目上になつて外の誰にでも卑語をよく使ふ。奴とか、お前とかいふやうな言葉をですね。(笑聲)

秋葉 地神踏の踏むといふ、それは足で踏むのですか。

孫 踏むといふのは遊ぶことをいふのです。

今村 地神踊ぢやないですか。

孫 さうだ〳〵、地神踊です。

秋葉 どうして地神除きと間違つたのかね。

孫 所に依ては地神踊といふけれども、他の所では――慶州などではコールチンダといふ。これは地方の統治を司つてゐるところの神樣を、コールチンダと樂器を打ちながら唱へて慰めるといふ意味なんでありませう。

今村 今の水(淨化水)を汲むのはサバリ宛ですか。

孫 勿論サバリですね。

今村 汲む時に棒を一本乘せんですか。

孫 何も乘せません。大體さういふことですね。

秋葉 それをやるのは正月の何日頃ですか。

孫 何日頃とも決つてをりませんが、二、三日頃で、小さい村では二、三日で終り、大きい村は十五日頃終ります。

これは昔は宮中でもやつてゐたと書いたものがあります。私は黃海道のを見たことがある。一體お正月の行事なんかは一番多い。これは大體三つに分類されると思ひます。

一つは、女さんの先ずおしやつたやうに社交的のもの、もう一つは農業的なもの、――朝鮮は農業の國で、商業は元來發達してゐない。商業の發達しなかつたことは、

やつぱり社會的な影響を蒙つたからでありませう。もう一つは、これは世界共通な除災に關するもの、この三つに分けられます。そのうちでも、農業的なものが一番意味が深く、又一番重ぜられてゐたやうです。

今村　それが一番多いだらう。

孫　一番多い、さうして嚴肅に行はれる。社交的なものは、所謂社交的に行はれます。

今村　宮中で內農作といつて、いろんな事をやりましたね。

孫　豐年をイミテーション（模倣）したところのプレイ(行事)をやります。

村山　つまりは、その年の豐年を祝福することですね。

孫　さうです。

今村　內農作は、もと民間にあつたものを、宮中でとり上げたものでせう。

孫　これも、儀式は、七日邊りにやつたとか。

今村　宮中の儀式にはじやんけんをやつて、左右に分れて勝負をやり勝たつ方には、色々な物をやるなどもあります。そして農夫には、宮中の人がなります。

村山　その宮中の人といふのは雇人ですか、女官ですか。

今村　上の方の人も入るし、又、下の方の人も入つたでせう。

孫　慶州にあるのは、莫大な費用を費つてやるので、大臣連が王樣にそのことは止めた方が好からうといふことで、そんなことを建言した。すると、王樣は『それは不可ん。祖先傳來のことだから、やつた方がよからう』といつた。かういふやうなことが書いてあります。又このやうなことは民間でも、盛にやつたらしい。黃海道の長淵で、最近まであつたといふことだが、餘り詳しいことは解らない。一昨年調べたところでは、大體かうなのです。正月十五日上元の朝から、村の若者達が集つて、山の方の者と、浦の方の者とに分けて、擲柶を行ふ。山の方が勝てば、今年は山の農作が好くなり、浦の方が勝てば、浦の農作が好くなる。一寸これも理屈はあるか、……さうして、これが濟むと、彼等は、裏の廣い所に出

て、稻を植える競技をやる。中心は山の神で、非常に面白いことです。農業は始は山でやつたのですかね。山の神樣は、牡牛に乘つて、體には道袍を着て、頭には冠を被つて、山の方から村の方へ降りて來る。併しその時には、神樣の頭は逆に山の方に向いて居る。山の神樣が降りて來ると、村の若い者が迎へに行つて、暫く歌を歌つたり、踊りを舞つたりして、山の神を慰める。村の若者達が、みんな田植の時の樣な服裝をして、さうして、紙だの、藁だのさういふ物を持つて、頗る稔りの好い稻の穗をこしらへて、それを持つて、樂器に合せて、歌を歌つたり、踊りを踊つたりして、山の神樣を中心にして、田植をする樣子をする。その間に、山の神樣は、牡牛に逆に乘つた儘一日中無言で――神樣だから、ものをいつたら可笑しい（笑聲）一日中無言で、そのステーヂを、くる〳〵廻つて居る。さうして、神樣は、村人から尊敬を受けます。

秋葉　何處ですか。

孫　長淵です。

秋葉　退牛といふ字を見たことがありますが……

孫　あれは神樣に上げて後に下げるのです。その場面には猿なども出て觀衆を喜ばしたりすることもあります。

今村　生きた猿ですか。

孫　さうらしいです。

村山　猿は沙里院の鄕土舞踊「鳳山タール」にも出ますね。

孫　さうして植付が濟んだら、今度は非常に盛大に、山の神樣を中心にいろんな舞踊をやる。この日は村中の人は男女老幼を問はず殆ど集つて來て、これを見物して一日中樂しみます。

村山　何時の日ですか。

孫　上元の日です。

北鮮の行事、若水・踏橋・豐穰竿

村山　朱さん、北鮮の方で、正月の行事として何か面白いものはありませんかね。

朱　私は突然で……で、ざつくばらんに聞いたことを

一寸……

孫　北鮮は獅子舞が有名ですね。

朱　先づ祭りの方から初めます。祭りの中で自分の祖先の祭りは、大晦日の晩にやります。

孫　夜中ぢやないですか。

朱　さうです。時計からいふと、一時乃至二時頃ですね。それから一年に用ゆる服は正月にみな作る。それから、さつき邪神を除くため笊をかけるといふお話がありましたが、矢張りさういふものを門にかけておく。といふのは、悪い神が來て門でその笊の穴を數へてゐる中に、夜が明けて逃げてしまふといふことからです。それから陰暦の二十一日、この日は一番多く邪神が入る日だ、といふことで、その晩には履物を古いものも、新しいものも全部外においてはいかん。若し履物を外においておつて、それを邪神が穿いて行くと、その人は今年中には死ぬ、といふ迷信があつて、子供から大人まで、自分の履物は古いものも、新しいものも、みんなかくしてしまひます。それは一方、さつきどなたかおつしやいましたやうに、清潔の意味でみんな片づけるのではないかとも思はれますが……

吳　二十一日ですか。

朱　はつきり記憶ては居りませんが……

今村　下駄と笊とは關係ないですね。

朱　それから、祝の方でありますが、年始廻のことを「歲拜」といひます。內地でもこれを歲拜といふのでせうか。年末大晦日にやるのと、元日にやるのと、二通りありますが、これは京城あたりにはないやうです。

孫　京城でも同じですよ。

朱　晦日の夜中ではありません。農村あたりは、大晦日から休んで、舊歲拜といふものをやります。これはその家を早くから廻るのです。それから、その翌日の元日に年始廻りをやります。年始廻りの時は、主に年の差別で行く——年取つた人の方へ、若い者が行く。六十以上に

なつた人は、別に廻りません。さうして、豊でない家は別ですが、少し持つてゐる家は、酒も、煙草も出す。これは、今でいふと午前中に廻つてしまつて、後は飲むのですが、それがつまり年末、年始の廻禮です。又、これは、家々に依て違ふやうですが、そして、主に主婦達がするのですが、お正月のうちに、いろ〳〵の祝福をやります。その一例を擧げますれば、毎朝、井戸水を一番先に汲んで來る。これを「夜生水」といひますが、一番早くその日に出た水でせうね。それを爭つて、一分でも早く汲んで來やうとする。さうして、その水で飯或は餅を拵へたら、非常にいゝといふ次第です。祈禱する時にもこの夜生水を使ひます。

それから、遊び――娯樂の方ですが、女達は板飛び、雙六などの遊びをやります。若い方は柶といつて匙を投げる。併し、北鮮の方は、こつちのやうな匙ではなく、豆でやります。豆で、一の豆に穴を四つばかり穿ちますが、その穴のあるのとないのとで點數が分る。大振二十歳未滿の女の人があれをやります。

今村 穴は四つですね。

朱 さうです。こちらのやうな匙は何時使ふかといふと十五日に使ひます。夜生水を汲んでおいて、先づ、初めその水の上でお禮をして、それから、祝福の時分の言葉があれば、その言葉を唱へておいて、その匙で、一番先は眞上から、その次は兩肩から落す、といふ風にして三回やります。その三回の點數に依て、どれ位の福があるか、或はどれ位の禍があるか、といふことを書いた本がありますから、その本を見て、吉か、凶かゞ分りますから、占ふのであります。

村山 それは月に向つてするのですか。

朱 庭の方へ座を拵へておいて、その座のすぐ下の方へ水を汲んで來ておいて、外から内に向つてやるのであります。

鳥山 神樣は内にゐるのですね。どういふ神ですか。

朱 さうです。併し、神樣はどういふ神樣か、明かであ

りません。

秋葉　水を供へるのはどこですか。

朱　庭です。

秋葉　月ぢやないですかね。

今村　さうでなくて、水を汲んで來る、といふことはないかね。

孫　金持の家の土を盜んで來る、といふことはないかね。

（笑聲）これは本當の話ですがね。京城にもこの話があると本にありました。平安道に行つたら、お正月の朝、十時が鳴つたら、一番早く、誰も知らないうちに、金持の家に行つて、そこの庭の土を盜んで來て、自分の家に置くと金持になる、とあります。（笑聲）

今村　それは、三、四年前まで開城でやつてゐた。一方では盜まれると福が減る、といふことですね。（笑聲）土の崇拜の一種ですね。

朱　十五日の行事ですが、私の郷里は咸興で、そこに萬歲橋といふ大きな橋があります。十五日にその橋を足が疲れるまで踏むと、福が來るといふので、男女の區別も老幼の區別もなく、朝からみんな總動員して、その橋を踏みますが、それは非常に盛大なもので、一年であれほど賑かなことはありません。（笑聲）これを所謂踏橋（たふきやう）といふのです。

今村　そこの橋に着物の襟を結びつける、といふことはありませんかね。

朱　そんなことはありません。唯、歩くだけなんです。

村山　往つたり來たりするのですね。

朱　それから、もう一つ、矢張り十五日あたりの行事で農村の行事でありますが、所謂烽火といひませうか、澤山の人が野原に出て、鞋草や粟の殼なんかに火をつけてさうして、村と村と對抗して勝負をやることがありますね。

孫　炬火（タイマツ）でね………

朱　野原の草にも火をつけてやかせるといふことがあります。そこで、聞いたところでは、これには二つの意味がある。その一つは野原をみな燒かせると怪鳥が來ない

といふことと、もう一つは、若い者の一つの祝ひごと、斯ういふ二つの意味からやるのださうです。

秋葉 農業的の意味ですね。

朱 これは盛にやつたやうです。あまり盛にやつたものですから、負傷する者も大分出たさうです。私の方では、二月一日までは新年氣分で行きます。

もう一つは、正月に——これも全く農家の方のことですが、曩にも繩の方のお話がありましたが、竿の長いのを立て、それに繩を張つておいて、大抵藁で拵へますが馬の形もあれば、粟の穗見たやうな形もある。それを提灯と入混ぜて、丁度萬國旗見たやうにして、その繩にぶら下げる。(笑聲)夜はその提灯に灯を入れて、その下で村の若い者達が集つて、酒を飲んだり、歌を歌つたりして遊ぶ。最近はないだらうと思ひますが……

秋葉 それは何といひますか。

朱 別に名前はありません。

秋葉 豐年祝見たいにね。

朱 さうです。

今村 その綱は右綯ですか、左綯ですか。

朱 右の方でせうかね。

今村 晦日に行李を立てゝ、灯りをつける、といふことはありませんか。

朱 私の方では、どんな家でも、灯りをつけて徹夜するといふこともあります。

孫 それは大晦日のことでせう。

村山 今度は話を滿洲方面に移しまして、稻葉先生に一つお願ひ致します。現在の滿洲に到るまでの民俗行事についてお話願ひたいと思ひます。

滿洲の祭天思想と堂子(たんつ)

稻葉 只今司會者よりの指名に與かり、滿洲初期、卽ち、淸初の女眞人の年中行事を話せとのことでありますが、御承知の如く、滿洲八

旗氏族の大部分は、殆んど北京方面に移住し、近代になつて入り代りに山東人や河北人が、どし〳〵入り込んで現代の樣な社會になつたのですから、昔の年中行事を、滿洲の殘存者、即ち女眞系のものより見出すといふことは、至難であり、文獻的の資料に依るの外はないといふ樣な次第で、又其の文獻的資料と申しましても、漢民族の風俗習慣に合致する樣なことを强調し、固有の風俗習慣に就いては、如何にも記述が缺けてゐることは、甚だ遺憾に思はれます。唯一つ堂子（タンツ）の祭といふものがありまして、北京へ行つても遂に衰へずにゐたのであります。

堂子（タンツ）の語原に就いては、まだ十分調べてゐませんが、淸朝實錄でみると、太祖（ヌルカチ）が未だ建州左衞の酋長と云はれた頃からこの祭がありまして、戰爭に出かける時など、必ず堂子の祭を濟ませてから出陣したものゝ如くでありまして、どうも、古い傳統的存在であるやうに思はれます。それが後になると、堂子の祭は正月元旦にも皇帝は必ず親行することになつたのです。

淸實錄には、滿洲文字で書かれた老檔と云ふものが一番古く、今も殘つてゐるのでありますが、滿洲文字の創造は、萬曆二十七年以後のことであり、愈々それが記錄に充當され出したのは、大分後のことであらうから、老檔だと云つても、さして古いものでもなく、古い部分の史實は、却つて朝鮮の方に傳つてゐると思ひます。最近のことですが、私は、宣祖時代に、朝廷から使者申忠一を建州に遣して、ヌルカチの實情を探らせたことがあります。萬曆二十四年春の記錄、即ち書啓（復命書）及び自らの手錄、圖記と云つた樣なものを一覽する機會を得たのです。

大層面白いものでした。面白いと云ふことは、この時代は、今述べました樣に、滿洲文字の出來てゐない頃なのです。

この時代の實錄の記事と云ふものは、恐らくは古老の記憶や、或は、蒙古字、或は女眞字で書き殘されてゐた

ものがあり、それを材料として書かれたものに相違なく一方的ですから、どうも頼りがないのでありまして、これらの缺點は、今のところは半島文獻の出現に依つて判明され、或は證明されなければならないので、私共は、早くから此の點に氣を付けてゐたのでありまして、今聞きましたところの堂子(タンツ)に相當するものが、圖記より發見されたのです。私は、從來かなりに満初文獻を渉獵した積りですが、この堂子に相當する外民族の見聞に出會したことはなかつたのです。

この朝鮮の使者申忠一の行つた建州の城は、興京(ホトアラ)にはなく、その以前の城、今の興京の西南に當り二道河子と云ふ所がありますが、ヌルカチの最初に築かれた城は、そこであります。

さて、この申忠一の圖記には、堂子とは書いてありませんが、太祖の居城より遙か南方の山上らしい所に、「祭天祠」と立派に書かれてあることに氣付かれるのです。

祭天祠が即ち堂子であることは、これからお話致しますれば、容易に御解りになることですが、唯、この祭天祠の位置です。どうも地誌などには會はぬ様に考へられます。即ち、盛京通誌などで見ますると、堂子は城内に在り、住居とはか程かけ離れてはゐないものゝ様です。尤も、この二道河子の城は、後に擴大させたらしいから、その擴大の時に、祭天祠は城中にとり圍まれたものかも知れません。何れにせよ、朝鮮の使者は、明らかに祭天祠の存在を記してゐるので、多分、彼申忠一は、この建物を瞥見し「あれは、何を祭つてゐるか」と聞きましたところ、女眞人は、「祭天の祠である」と答へたに違ひなからう。祭天祠は名稱ではなく、内容です。そしてこの名稱がしつくりと堂子(タンツ)の内容に相當するのです。

女眞人と祭天――これは大層興味あることです。年號と云ふものは、勿論漢民族に依り始められたものではありますが、「天」と云ふ文字を年號に充用することは、漢民族よりは寧ろ塞外民族の方に多く見られる樣に思はれ、特に、開國の君主は、殆んど一様に「天」の字を年號の

始めに採用してゐるのです。例へば、契丹の太祖には、「天贊」の年號あり、次の太宗には「天顯」の年號がある。又金卽ち女眞の太祖には「天輔」の年號あり、次の太宗に「天會」又その次の熙宗には「天春」があります。さうして、このヌルカチが、愈々後金國（淸國の前名）を創建すると、「天命」と建元し次の太宗は「天聰」と申しました。

堂子（亭式殿ト神杆）之圖

斯樣の例は、漢民族間に多く見られない傾向です。つまり、敬天は、東方諸民族の根本的傳統的信仰であり歲首卽ち正月元旦には、先づ第一に天を祭る、その天を祭るところをば滿洲では堂子（タンツ）と申したのであります。

これは、淸朝が北京に遷都してからのことでありますが、元旦の堂子の祭典には、豫め北京附近の山林から、大きな松の木を枝葉の附いた儘に

堂子の構内に運ばして、圖に見られる如き亭式殿と云ふ建物の前にうち立てられるので、之を堂子立杆大祭と申してゐます。左右に立竝ぶところの小松は、諸王などの立杆である相です。

亭式殿には、前夕即ち除夜に於て、宮中の幾つかの神位が移安せられ、皇帝の親拜後、二三日後になつて、これらの儀注と申しますか、禮式の次第は、「滿洲祭神祭天典禮」と云ふ滿漢兩文で書かれた勅撰の書物に滿載されてあるから略すことに致しますが、これら祭天祭神に當り、今云つた松の木（杉も用ひる樣です）即ち潔淨の木を立てゝ杆とすると云ふことは、古い三國志の韓傳に、

三韓諸國邑、各立一人主天神、名立天君、諸國各有別邑、名立爲蘇塗、立大木、懸鈴殺、事鬼神、其立蘇塗之義、有似浮屠

ともあり、滿洲源流考の著者は、この蘇塗は索摩（ソモ）に音が近い、滿洲では、神杆の杆を索摩と云つてゐると解してゐるのです。この解釋の正否は判りませんけれども、大木を立て、天神の降臨を祈請すると云ふ思想は、堂子立杆に於て認められるのであります。何れにせよ、祭天と云ふことは、それが、女眞滿洲にも轉々として傳はつたものでありませう。かやうに考へられます。是迄のお話は、舊皇室の堂子立杆大祭のことです。一般民間にても、同樣であつたらしいが、後に祭天は、皇室だけの行事で、民間には、祭神のみとなつたらしいのです。神杆も、奉天の淸寧宮に遺つてゐる樣な斗の附着したのもあります。この種の神杆のことは、後に秋葉教授の御話もありませうから略します。

竈の神・惠方・春祝の門神

村山　只今、稲葉先生から文獻上から滿洲初期の民俗について承りましたので、こんどは、現在の滿洲に行はれるお正月の習俗などにつきまして、鳥山さんに一つお願ひしたいと思ひます。

烏山　さう云ふ話は、前以てお斷りしておきましたが‥‥ハハ‥‥これは非常に難しいのでありますが支那の風俗習慣のうちで、今滿洲で行はれてゐる事柄は、非常に多いのでありますだからして、支那の正月と云ふことになつてしまひさうなんですが、支那の正月を、今の滿洲の正月と見てよろしうございますから、さう云ふやうな意味で聞いて頂きたいと思ひます。

今の稻葉さんのお話の中にありました通りに、滿洲のお正月の中には、個人的のもの――自分の先祖を祭ることが一番大事なことで、神位を家長が持つて、家族がそれに連れて拜禮をする、と云ふやうな信仰的なもの――これは今でも、ずつと行はれてゐるやうな話ですね。これは漢人の方も同樣です、それから、今もお話がありましたが本來の滿洲人の中には、佛教方面から來て、菩薩を祭ると云ふこともあるやうです。概して、今の滿洲でも支那でも、お正月と云ふものは道教的なものが多いやうです。

滿洲の正月民暦の竈神

この暦は（とて暦を出される）昭和四年の暦ですがこれは、つまり、滿洲事變で斯う云ふやうな（暦を見せながら）形式のものが、廣く行はれてゐた。これは、一番滿洲のうちで信仰の厚いのは竈の神――それから、道教は人間的になりますから、夫婦をおく。内地でも、昔は暦は多く臺所のやうな

ところに貼つたやうでありますが、矢つ張り滿洲でも、それと同じやうに聞いて居ります。實際は、私、家に入つて見ませんが……これはいろ／＼細工をしてゐるのですがね。斯う云ふやうなものが各家々にあります。この繪紙そのものには信仰しないが、竈の神は、家のことをすつかり支配すると云ふので、非常に强き信仰がある。(笑聲)竈の神は、又同時に、臺所ばかりでなく、家中の家族の日常の動作などを見てゐて、さうして例の天の神のところに行く。これは道教の方の考へ方ですね。

それから、いろんな行事がありますね。暦に八つ區切りが出來てゐる。喜ぶ神の喜神とか、財神とか、七龍とかいふ風にですね。それから、內地でいふと惠方に當るのですが、今年はそつちにいろ／＼な幸福を授けるといふ方角があつて、その方を拜む。所に依てはその方角へお詣りに行く所がある。つまり惠方詣りに當ります。又その方に向つて拜禮をする、といふやうなことが、新年の一つの行事になつて居ります。

朝鮮の方と關聯した行事の中では、門の扉に繪紙を書いて貼ることでせう。その文句には神荼鬱壘とか、秦瓊(シンケイ)とか、もう一つは敬德とかいふやうに二組あります。

吳　「春祝」として、支那では立春にやるのですか、大晦日の晩にやるのですか。

鳥山　大晦日の晩です。――門神を貼らないで、紅唐紙ですね。それを門とか臺所に斯ういふ風にして貼る（菱形に）。これには「福」とか、「壽」とかいふ、簡單な目出度い文句を書く。

神荼鬱壘といふのは、歷史からいへば、ずつと古くからやつてゐるやうです。さういふ名前は山海經あたりに出て、黃帝までくつゝけてゐる。これは度朔山といふ惡鬼を、神荼鬱壘といふ者が捕へて封じてしまつた、といふことから來てゐるのです。桃の木があつて、そこに惡鬼が出るのを、神荼鬱壘の二臣が張り込んで、葦の柵を以て縛して封じた、といふ話がある。そこで、黃帝と桃符と、それに神荼鬱壘の二臣を描いて、邪鬼を拂ふこと

を定めた、とかいふのが起りといふのですが、こういふやり方は漢時代からもあつたらしいですね。

それから、秦瓊と敬德の一對は、これは唐の初めで、西遊記に戴つてゐるのが初めてゞす。秦瓊といふのは、秦が苗字で、瓊が名なんですね。併し、本名は叔寶といふのであつて、瓊は字名なんです。敬德は尉遲といふのが苗字で、敬德といふのは字名なんです。話はこんな風です。

唐の太宗の時に、龍王が天の掟を破つたので、天帝が非常に怒つて、魏徵に、「龍王を、明日の午の三刻に斬れ」といふ命令下した。明日の午の三刻に、悪鬼を斬れといふ譯ですね、それを龍王が知つて、非常に悲しんだ。さうして、太宗に命乞ひして「その時分に魏徵を眠らせて頂くやうに……」と頼んだ。太宗はよろしいといつてこれを許してやつた。さうして龍王を外に出してしまひ、何とかして魏徵を引止めようとして、碁を圍んでゐた。そのうちに午の三刻になつた。ところが魏徵が、盤に俯して寢てしまつた。これは正史にも出てゐますが、兎に角魏徵が寢てしまつたので、自分の龍王に約束したことは、巧く行くだらう。果すことが出來るだらう、と安心して居つた。ところが、その晩の太宗の見た夢の中に、首を落された龍王が現はれて、何で約束を破つたといつて非常に怒つた。だん〳〵聞いて見ると、魏徵は、自分の眠つてしまつた時に、魏徵の魂が飛んで行つて、龍王を斬つてしまつた、といふのである。（笑聲）そこで龍王は怒つてしまつて、夜な〳〵太宗の許に來て苦しめる。太宗は非常に弱つてしまつた、このことを臣下に漏した。これを聽いた秦瓊、尉遲敬德とが「それなら私共で陛下の御身を護りませう」といつて、それから、宮内の外に出て、龍王のやつて來るのを俟つて龍王を斬つてしまひ、太宗の悩みを解いた。太宗は非常に喜んで、お前達の功勞を、繪の上手な者に命じて描せて、さうして、宮門に貼つてその印しにする、といふのがあつて、その習慣があゝなつたといつて居ります。それで、今描かれ

てゐる鎧を着てゐる姿は、西遊記に書いてある、その日の紛装(イデタチ)であります。

今村　今の話の中に雨が降りはしませんか。

鳥山　あるかも知れません。さういふ二つのもので邪氣を拂ふといふのです。

今村　その門神ですね。これは私の歩いたとこでは、大概綺麗な門神を貼つてゐるやうです。極く田舍に行くと、福とか、何とかいふ字を赤い紙に書いて貼つてゐる。朝鮮の白い紙はさつぱりしてゐる。簡粗だとか、いふやうなことはありますけれども、滿洲を歩いてみますと、汚い家の戸口に紅唐紙が貼つてある。門扉に貼つたりなんかしたのは、何だか賑かな、一陽來福といふやうな氣持を、よく出して居りますね。

どちらにしましても、道敎の影響が大分ありますね。

孫　道敎は民間信仰だからでせう。

鳥山　內地の方にも、大分いろ〳〵なものがあるですね。

玄　今支那のお話を承るといふと、朝鮮のものと、非常に共通したものがあります。今の竈の神といふのも共通したもので、朝鮮では、お正月の初夜の晩に竈の神に對して灯りをつけて御馳走を供へます。竈の神の名前は竈王といふのです。それから、赤い紙に書く習慣もあります。元日の朝、天井のまん中に、「新歲、萬事如意」といふやうな文句を書いて貼ります。處に依ては「歲在甲子諸願成就」といふやうな文句を書きます。これは門扉に貼るのとは一種違ふが、そこが共通でございます。臺所の神樣も共通でございます。曆には「三殺法」といふやうな方角がついて居りまして、その年には、その方角には引越が出來ないといはれて居ります。

村山　今、道敎の話が出ましたが、信仰的な、宗敎的な、或はシヤーマン的なもので鮮滿に共通なものについて、秋葉さんにお願ひ致したいと思ひます。滿洲或は蒙古方面に及んで結構でございますから・・・・・

秋葉　滿洲でも、漢民族でも、今、鳥山さんのお話にありましたやうに、道敎的なものが澤山あるやうであります。

秋葉

私はお正月の行事と、その行事をいたします場所の説明位をさせて頂きませう。

　支那の建物は一番簡單なものでも、大むね三つのへやから成つてゐます。通例これを三間房子と云つて居りますが、それは中央が土間で、兩方の二つが温突になつてゐる。臺所は入つて正面か、一番まん中の入口かにある。そこに竈がある。竈の上に、壁になる位に斯うして張るのですが、これを暮になると燒いて昇天させてしまひ、更に新しいのを拵へて貼る。古いのが燒かれて昇天する時に、その家族の一年中の功過表を持參して昇天し、そして天神に告げるといふのでそれを非常に怖がつてゐる。

　それから、竈の土間の正面に祖先の靈がある。家屋の中央に入つて正面ですから、家は南向に建つてゐるから南面して祖先の靈がある譯です。そこに長い紙を貼つて祖先のお祭りをします。ところが、大晦日から正月にかけての行事は見られません。我々が家に入らうとすれば大戸をピンと締めてしまふから、話を聞くより仕方がない。そこで私は奉天の或知人の紹介に依つて特に許を得て見せて貰ひましたが、灯りを澤山つけまして、音樂をやつたり、爆竹を鳴らしたり、非常に賑かなものです。大晦日の行事では、眞夜中に大戸を降して、土間の四箇所に出て來て、爆竹を鳴らして、線香を立てゝ、火を焚いて地面に御酒を注いで、神樣を迎へて、非常に緊張して、線香を持つて入つてしまふ。中に入ると分らないが兎に角正月中、いや一年中その神を大事にしてゐる譯です。

　それから、十五日まで過ぎまして、上元になると、杆を正月一ぱい立てゝ、之に提灯を吊して、毎日燈明をつけ、網を張つて、その上に松をさしてゐる。これは田舍に行くほど多く見られます。貔子窩の方に行つた時には、自動車沿道至る所に立つてゐた。或る一つの村なんか、全村戸毎に立つて居つた。それは「燈杆」といふの

です。それが著しい現象です。

滿洲國は、漢民族の風を年中行事に取込んでゐますので、漢民族のものが多分に影響して居りますが、併し神事は妙なもんで、非常に違ふ所があります。今稻葉先生のお話にあつたやうに、堂子が行はれてゐる。文字も何も知らない婆さんまでが、堂子（タンツー）といふ、家の中でもですね。（笑聲）大昔の滿洲人の家は、どんな家か知らんけれども、今は漢人風な家を作つてゐるが、家の中央に神樣はゐない。中央の正面には先祖を祭つてゐないが、中央を入つて、西の方に下つた部屋の西側に祀つてある。家の中に壁があつて、いろ〳〵祀り方は違ふが、棚が上の方にあるが、支那人は祖先の靈でも佛樣の靈でも小高い所に祀るが、滿洲の祀り方は、日本人に似て、非常に高い所に一つか二つ位棚を吊つて、そこに神樣が祀つてあります。家に依つて名前が違ひますが、最近見て來たのは片方に一つ、片方に二つといふ風にしてありました。こちらの方に下ろして見せてくれないかと、いひましたらこれは見せられないといふ。（笑聲）何が入つてゐるかといふと、帛が入つてゐる。これは朝鮮でも、箱に幣帛を入れて祀る、といふことは澤山あるが、こちらには人間の形したものが入つてゐる。馬に乘つて……（笑聲）何だか分りません。第一日の朝の祭りの時に、溫突部屋に下して、シャーマンが來て祭る。帛の形で入つてゐるのは夜やる。それはとても神秘的な祭りです。

その明くる日は天を祭る。それは外でやつて、家の中ではやらない。奉天邊りの滿洲人の家に行くと、門を入つて右側ですから、東南ですが、そこに神杆が立つて居ります。私の見たのでは數の多いのは庭の正面に立つてゐるのでありました。それにはいろ〳〵な供へ物をする。そしてこのまつりには女は參加しない。男達がやつて手を打つ。さういふ杆の立つてゐる家と、立つてゐない家がある。祭り毎に立てる家もあれば、立てつ放しのものもあります。

村山 今の杆ですが、それはどういふ木ですか。

稻葉　楠の木‥‥‥‥

秋葉　（稻葉氏の言葉を受取つて）それが一番いゝのでせう。淸の太祖が、人蔘掘りに使つてゐた杖とか、棒とが――人蔘が目つからないから、その杖を立てゝ神に祈つた。これがこのことの起源だと聞いてゐます。又、太祖が敵に追はれて、逃げかくれた時に、烏が澤山來て、その烏のために敵兵の目を晦ますことが出來て助つた。それで烏に奉賽する祭りがくつゝいてゐる。神杆に藁で作つた斗をつけ中に高粱を入れて置くと、烏が朝來て食べてしまふ。と非常に喜ぶ。お正月にさういふ祭りをしますが、祭り方は神杆の前に行つて、香を焚くだけです。神樣を堂子から濕突に下して、シャーマンが八人がかりで祭るのは、每年十月やります。だから、やかましくいへば、滿洲の家は、北の方に家が建てゝあると、正面には祖先の靈はなくて、西側の上の方に棚があつて、若し堂子がこつちの方に建つてゐると、西南とか、東北といふやうに對角線をなしてゐる。蒙古の殿堂は南東に多く建てる。少し眞北より西の方に寄つてゐる。さうして正面には主人公が座る。こつちにお客さんがかける。偉い人が來ると、主人公は正面をのいてお客さんがそこに座る。支那に行くと佛樣があると云へば北でなくて、西北になるのです。東西南北と違つて、もう一つのシステムがあるのですが‥‥‥

村山　神杆には柳の木は使はんですか。

孫　神杆なんか原則として柳を使ふけれども、それが得られなければ、綺麗な木を使へばいゝといふことになつてゐる。

秋葉　さうですかね。蒙古は白樺で、二本立てゝ鳥居見たいにして殿堂の入口に立てる。殿堂の入口にはシャーマンがゐて、鳥居の方に向いて、踊つたり、太鼓を叩いたりする。鳥居の横に、血の滴るやうな臟腑なんかをかけてやるんです。滿洲人が骨を捧げるのと、よく似てゐますよ。

吳　元旦の朝、朝日の上る時に、春を迎へて歸る。あれ

は何ですかね。

秋葉　最近見たんですが、堂子には狐を祀つてゐる。狐の神様は狐神といひます。これは滿蒙人にも、オロチョン族にも多く、專門に祭つてゐる婆さんがある。何といふかと聞いたら、狐神堂子と云ひました。(笑聲)

稻葉　それは山東人でもやる。狐崇拜から來たんですね。

正月遊びのいろ〱

村山　呉さんに、正月に最も喜び合つて行はれる遊び、娯樂で正月氣分を濃厚に織込んだものを一つ……

呉

呉　朝鮮では、先づ擲柶でせうね。これは男女老幼を問はずやります。全羅南道では小さいものをやりますが、あれが一番です。先程朱さんがいはれましたが、咸北でも、普通の時は大きい長いものをやります。これは平安道地方でも同じであります。それから女の方は板飛であります。南の方の——安東地方の娘のお正月の娯樂として特にあるものは、踏橋遊びといふものであります。安東ではこれをのつたりと云つてゐますが、忠清道・慶北道方面では河原遊びともいふて居ります。やり方はどこも全く同じです。安東では又車戰がとても盛でした。

孫　その車戰と云ふのはどういふ風にしてやるのですか。

呉　今の牛車のやうな車を使つて、その上に人が乘つてやるのです。安東の車戰は、一郡が二つに分れてやりますから、それは大變なものです。朝鮮のお正月遊びは、まあこんなものですね。

孫　凧遊びも多いですね。

呉　それも多いですね、凧遊びにもいろ〱なやり方があります。お互に糸をかけあつて、切れた方が負けとか又、火をつけて燒かせるものもあるさうですね。

村山　室内の遊びとしては？……

呉　擲柶、雙六、陞卿圖遊びといふものが、多く行はれ

てゐました。

村山　滿洲邊の正月の遊びで、一番熱狂するものは何ですか。

稻葉　面をつけて踊るやつがあります。

鳥山　高脚などはさうでせう。

村山　現在ですな。

鳥山　それから博奕ですよ。

秋葉　朝鮮の正月と比較すると、色彩、音響は、滿洲の方が賑やかです。人間の動きも賑やかです。

鳥山　時代に依つて違ひますが、今は麻雀が多いやうです。

村山　博奕で、その年の運命を占ふといふことはありませんか。

鳥山　そんなものはないでせう。全くの遊びでせう。

吳　今村さん、朝鮮の擲柶ですね。あれはどういふ意味のものですかね。

今村　あれは老子が作つた骰子（チョボイチ）これがどうも擲柶らしい。チョボイといふ字から來てゐますね。

吳　擲柶も一つの豐年の祈りぢやないでせうか。

村山　どうもありがたうございました。大分時間も經ちましたから、これで終りと致したいと存じます。お寒いところを、おそくまでありがたうございました洵に感謝に堪えません。　（倉元編輯部員速記）

朝鮮の說話

——虎の話——

眞木琳

私はこの數年來、現在半島の民間に語られてゐる說話の蒐集を試みて來たが、此の度圖らずも、恩師秋葉教授の推輓により、その一部を本誌に繼續發表することになつた。そこで、本號には先づ、寅年の寅月に因んで、虎を經にした笑話だけを選んだ。それは何れも、朝鮮語で語られるまゝに採錄したものを和譯したのであるが、譯するに當つては、出來るだけ原語の釀出す情趣を失はないやうにしやうと心掛けて、成るべく直譯に近い譯をした。尤も國語として餘りぎこちない感じを與へる部分は意譯せざるを得なかつたが、わざ〳〵文を作らうとして無理はしなかつたつもりである。で、勿論私の創意とか徒らな修飾等を加へることによつて原形を壞はすやうなことはしなかつたし、又、各地方の同類ではあるが多少の變化のある說話を、その長所だけをとつて、一つの說話に作り變へたといふやうなこともしなかつた。話は各地に同類のものが相當にあつたので、初めは之等を一々並べてその種々な變化の樣態を見やうかとも思つたが、それでは大多數の人にとつては興味のないことであり、却つて煩はしいことだらうと思ひ、大體一題づゝに限つた。又、副題に示す說話だけでも、その月に一纒めに纒めて見ることも考へたが、紙數の關係上難點があらうと遠慮し、たゞその一端を示すに止めた。尙、各題の終りに記した地名は私の採集し得た地名を示すもので、その土地以外にその說話が語られないといふことを意味する

ものではない。

一、虎とキムチ(1)

正月になつて春めいて來ますと、キムチは酸つぱくなつて食べられなくなります。所が、山奥の人はこのキムチを使つて虎の皮を剝ぎ取るのですから、とても重寶がります。卽ち先づ食殘りのキムチの甕を裏庭へ出しておきますと、虎は見慣れないものがありますから、やつて來てその酸つぱいキムチを一口ガブリと頰張ります。ですが、あまりの酸つぱさに虎は目を細くして顏をしかめながら左右へ頭を幾度も搖動かします。この時、よく利れる刄物を虎の顏に當てますと、自然に顏に創が幾筋もつきます。さうしておいて、後へ廻つて、尾をしつかり握つて、棍でいやといふ程尻を擊ちますと、虎は吃驚して跳出します。すると、その拍子に、中身だけが拔出で、後には皮が丸ごと殘ります。この皮は丸ごとの皮ですから、とても高く賣れます。(平北・龍川)

(1) 白菜や大根に唐辛子、鹽辛等を混ぜて漬ける漬物で冬中不可缺の副食物。

二、虎と木樵

一人の木樵が春の日に山へ柴刈に行きました。草や木はどれもこれも皆、水氣を含んで、すぐ笛(1)にすることが出來ました。こんな風だと、鳥や獸も春の氣を受けて水氣が多いからさぞ皮がよく剝がれるだらうと想像しながら步いてゐました。と、岩の陰に大虎が眠つてゐるのを見ました。木樵は、あれもきつと水氣を十分含んでゐるに違ひないと考へ、忍足で虎の所へ行きました。そして爪で虎の鼻頭を搔切つて小さな裂目を作つておきました。そして後の方へ廻つて、尾をしつかり踏張つて、ウオーと大聲をたてました。今まですやすやと眠つてゐた虎は、突然な大聲に吃驚して飛び出しました。するとその拍子に、虎は皮を丸ごと殘して、中身だけがするりと脫出ました。(全北・高敞)

(1) 春先、柳やポプラや松や其他の木は水氣を十分含んだものであれば、若い枝を輕く捻ると、皮と木質部とがたやすく離れて笛にすることが出來る

三、虎の皮

ある人が市場で酒をうんと飲んで家へ歸る所でした。途中、高い峠の頂に差しかゝつた時、醉が廻つて來ましたので、そこへ倒れて寢込んでしまひました。相當長い間寢ましたが、何だか顏が冷々するので、そうつと目を開けて見ました。あたりはすつかり暗くなつてゐましたが、何物かゞ顏に水をふりかけるので、よく〳〵見ると、それは大きな虎で、尻尾に水をつけて來ては顏にふりかけるのでした。[1]あたりが暗くなつてゐるだけでも怖いと思つてゐるのに、こんなに大きな虎から水をひつかけられてゐるので、これではもう助からぬ。かうなつた以上は虎と喧嘩でもして死ぬ外はないと考へました。そして又水を尻尾につけて來てふりかける時、この男は尻尾をぎゆつと摑まへて引張りました。虎は意外なことに吃驚して振返りました。その時、男はすかさず、虎の兩耳を摑んでひらりと背に打乘りました。虎は益々驚いて男を振落さうと、ありつたけの力で、どん〳〵走りました。夜通し方々駈廻りました。そして夜明頃になると、虎は自分の洞穴へやつて來て、中へ入らうとしました。男は洞穴の中へ入つては百年目と、兩足で穴の入口の兩側の壁に踏張つて、兩耳を握つたまゝ、入るまいと頑張りました。虎は又虎で、洞穴の中へ入らうと、益々力を出して勢込みました。さうかうしてゐる中に、急にシューンといふ小音がすると共に、何物かゞ穴の中へ跳入りました。よく〳〵見ると、虎は皮から脫けて、中身だけが洞穴の中へ跳入つたのでした。男は意外にも虎の皮を得たので大喜びで、それを持ち歸つて高く賣つて金持になりました。

隣の男は、この人が俄に金持になつたのを羨んで、どうして金持になれたかをきゝました。斯う〳〵いふ譯だと、今までのことを話してやりました。すると、隣の男も早速市場へ出掛けて、酒をうんと飲んで、例の峠の頂へ來て寢ました。暫くすると、虎は尻尾に水をつけて來て、男の顏にふりかけました。男は頃あひを見計らつて、前の男のやうに尻尾を摑み、振向く所を兩耳を摑んで、背中に打乘りました。虎は又驚いてどん〳〵駈けて、夜通し方々走廻りました。そして夜明頃になると、自分の洞穴の所へ來て、その中へ入らうとし

ました。男は穴の兩側の壁に兩足で踏張つて、兩耳を引つ張り入るまいと力みました、兩方ともありつたけの力を出して力んでゐると、又もシユーンといふ音がするとともに、虎は皮から脱けて中身だけで穴の中へ入りました。男は易々と虎の皮を得たので、大喜びで早速賣らうと市場へ持つて行きました。所が買手は言ひました。「この皮は疵もなく筒拔で、いゝにはいゝが、二番皮だから値が出ない。是非賣るといふなら、買つて上げやうが、手間賃として五兩[2]しか出せない。それで酒でも飲めば引合はう。」かういはれて男は大いにがつかりしたさうです（平南・安州、平北・定州、同・宣川、同・龍川、同・鐵山）

（1）虎は眠つてゐる人は決して捕つて食はないといはれてゐる。眠つてゐる人があれば虎は必らず起すのである。酒に醉つて眠つてゐる人に水をかけて醒まして起す話はこの外にも多くある。

（2）「兩」(량)は朝鮮の昔の貨幣の單位で、今日のに換算すると、一兩は南鮮では二十錢、京城では二錢、西鮮では十錢となる。咸鏡道では又少し違つて二十錢は一兩二錢(돈)としてゐる。

四、虎の珠數繫ぎ

部屋の下座で飯を食つては、上座で糞をたらすぐうたらがゐました。[1]獨子ではありましたが、あまりの能なしなので、ある日母親は「やい　穀潰し野郎！　外の家の兒供を見ろ！柴を刈つたり、畑を耕したり働くでねーか。お前と來たら、飯は人一倍食ふくせに、何もせんで糞ばかりたらす。一體どういふ量見だえ?」と罵りました。するとこのぐうたらは「畑を起したいから、長者(かねもち)の所から鍬を借りて來てくれろよ。」といひました。母親は早速鍬を借りて來てやりました。ぐうたらは一日中かゝつて地面を深く掘つて、その中へ糞を一杯塡め、その上に胡麻の種子を一石ぶち蒔きました。すると間もなく、胡麻の苗はもやしのやうに生えて來ました。ぐうたらは何を思つたのか、それを唯一本だけ殘して後は皆引拔いてしまひました。胡麻は段々大きくなつて、間もなく大きな亭子木位[2]になり、胡麻の實がどつさりなりました。ぐうたらは秋になつてこれをとつて油を搾り、何十といふ甕に入

れておきました。そして小犬を一匹買つて來て、この油を飲ませながら、一方、油甕の中に一々全身をつけて、すべ〳〵するやうにしました。それから山へ行つて、葛の蔓をどつさり刈つて來て、それでとても丈夫で長い長い綱を綯ひました。そしてその綱の端に小犬を結へて、山へ持つて行つて、綱の片方の端を大きな木に結へておきました。暫くすると、山奥の虎達は胡麻油の匂ふ香んばしい香を嗅いて、方々から小犬の周りに集つて來ました。そしてこれはよい御馳走と、一口パクリと食ひ付きました。すると、小犬は餘りにすべ〳〵するものですから、そのまゝ虎の腹の中をする〳〵と通つて、尻穴からするりと拔出ました。後にゐた虎はこれを見て、又よい御馳走と食ひ付きました。又小犬はするりと尻穴から拔出ました。すると、その後にゐる虎が又食ふといふやうにして、何十何百といふ虎を一度に綱へ珠數繋ぎに通して捕りました。(全北・淳昌、同・井邑、同・高敞、慶北・豐基)

(1) 何も出來ない能なし者によくかういふ表現法を使ふ。因みにいふが、温突の下座(アレンムク)は上座に當り、然るべき來客がある時は主人は席を離れてこゝに坐らせる。上座(ウツムク)は反對に下座に當る。然し家祭にはこゝを使用する。

(2) 村里の前にある大木で、その村の守護神の宿る處のやうにも考へられ、年に一回又は二回、祭る。夏等は村人が、この下で涼をとつたり、村の公事を相談し合つたりする。

五、人を囮に虎を捕る 共一

昔、一人の鹽賣が山奥へ鹽を賣りに行きました。日が暮れたので、やつと一軒の貧しい茅屋を見付けて、そこで一夜過すことにしました。夕飯を濟まして暫く經つと、表の方で何かドシーンと重い荷を下すやうな音がしました。とすぐ、一人の恐ろしい人相の總角[1]が入つて來ました。鹽賣を一眼見て、何もいはずに又外へ出て行きましたが、間もなく網橐[2]を一つ持つて來ました。そして鹽賣をつまんでその中へ入れて背負つて裏の山へ登つて行きました。池があつてその側に大きな木のある所へ來て、池の方へ伸びた枝に、その網橐を吊しておいて、總角はそのまゝ歸りました。夜が更けて邊が靜かになると、虎は人間の香をかいで方々から澤山集つて來ま

した。そして、この木にぶら下つてゐる鹽賣を認めるや否や、虎共は跳付きました。然し、鹽賣の所までは屆かず、宙を食つて池の中へ墜ちて、溺れて死にました。かうして夜明頃まで、數知れない澤山な虎は池に溺れて死にました。夜が明けきると、總角は長い棒を持つて來て、溺れ死んだ虎を一匹々々引上げました。鹽賣も木から下してやりながら、昨夜はどうも御苦勞でしたといつて、その捕つた虎を半分程分けてやりました。（慶北・豐基）

（１）未婚の男子で、貧しくて齡三十を越えても式を舉げ得なかつたものは髻を結ばず、一見して分るやうに裝ふ。

（２）指太の繩で編目荒く編んだ袋樣のもの、普通は鎌、鋤、小鍬、其他の日用道具を入れる。壁にかけておくこともあり、又肩にして田畑へ道具を持つて行くこともある。こゝの網橐は特別大きいものであつたらしい。

六、人を囮に虎を捕る　其二

昔、一人の鹽賣が山奥へ鹽賣りに行きました。日が暮れたので、ある家に一晩の宿を乞ひました。主人は快く迎へてくれたので、そこに泊ることにしました。夕飯を濟まして暫くすると、主人は近所へ遊びに行かうと誘ひました。鹽賣は主人の後へ従いて行きますと、ある家に入つて行つて、そこで餅などを出してくれながら一緒に食べやうと勸めるのでした。鹽賣は勸められるまゝに、暫く餅を食べながら話してゐました所、主人はすぐ歸つて來るといつて、外へ出て行きました。所が、どうしたことか、その部屋は急に狹くなり、空中にぶら下るやうでした。鹽賣は吃驚して、よく／＼見ると、家と思つたのは皮の袋で、もう出口もないやうに締め括つてしまつたのでのた。鹽賣はどうなることかと、恐ろしさに堪え兼ねて、餅など食ふ氣にはなれず、大聲でワア／＼泣き出しました。すると方々から、虎が人間の聲をきゝつけて澤山集つて來ました。そして、この鹽賣の入つてゐる皮袋目掛けで飛付きました。然し、虎はそこまでは屆かず、そのまゝ墜ちて、その下にある岩に頭を打つて死にました。かうして一晩の中に何十といふ虎を捕ることが出來たのでした。翌朝、主人がやつて來て、皮袋を下してやりながら、昨晩はどうも

御苦勞さまでしたといつて、その虎の皮を剝いで半分分けでやりました。鹽賣はそれを持ち歸つて、俄に金持になりました。

隣の男はどうして金持になれたかとききました。鹽賣はどこそこの山奥へ鹽賣に行つて、餅を御馳走されながら皮袋の中に入れられたからだと敎へてやりました。この男は自分も一つ金持になつてやらうと、早速鹽を擔いてその山奥へ鹽賣りに行きました。そして例の家へ宿をとりました。主人は夕飯を濟ましてから、近所へ遊びに行かうと誘つてつれて出ました。男はいはれるまゝについて行きました。ある家へ入つて餅などを出してくれながら、食べてくれと勸められました。男はいはれるまゝに食べてゐると、主人は一寸外へ出て見るといつて出て行きました。間もなく部屋は狹くなり、吊上げられるやうでした。男はあゝいよいよ虎をとる段になつたなと喜び、大聲を出して泣き喚く必要もないので、にやにや笑ひながら、たゞ餅ばかり食べてゐました。所が、虎は一匹もやつて來ませんでした。翌朝主人がやつて來て、この不獵を見て、どうしたことかと早速袋を下して開けて見ました。男はにやにや笑ひながら、餅を一つも殘さず、皆食べてしまつてゐるので、非常に怒つて、貴樣は泣かないで餅ばかり食べてゐたので虎が捕れなかつたのだと怒鳴り、餅代だけでも拂へ拂へときめつけました。男はあまりのことに吃驚仰天して、ほうほうの態で逃げ歸りました。(平北・龍川、同・宣川)

七、虎の裏返し

昔、一人の總角がゐました。これどいふ仕事もせずに、部屋の中に閉ぢこもつて油蟲を狙打ちしたり、髮の毛で罠を作つては躍び跳ねる蚤を締め捕つたりして、日を送つてゐました。そこで母親は、人の家の兒供達は金儲けをしたりして暮らしを助けるのに、お前はそんな馬鹿な眞似ばかりしてゐて、この母を飢死にさすつもりかときめつけました。然し、總角はどこを風が吹くといふ風に、いつものやうに蚤をとつて得意になつてゐました。長い間の練習は恐しいもので、もう蚤一匹逃がすことのない程うまくなりました。そこで、總角は、小さい蚤さへこんなにうまくとれるのだから、虎位は

何でもなからうと考へ、丈夫な繩で罠を作つて、深い〳〵山奥へ入つて行きました。日が暮れかゝつたので、一軒家を捜し求めて、一夜の宿を請ひました。家には婆さんが一人ゐて、「こゝは虎がよく出る所で危いから」と斷りました。總角は「自分は虎を捕りに來た者だから却つて好都合だ。」といつてそこに泊ることにしました。

翌日、總角は繩を手にして庭に立つてゐると、果して大きな虎が現はれて、屋根を跳び越えて庭に下立ちました。總角はよし來たと、早速罠を投げて虎の頸にかけ、一端をしつかりと手に握つて引つ張りました。虎は頸を締められて怒り猛つて、總角に跳付きざま、一口に呑んでしまひました、總角は虎の腹の中に入りましたが、そこは色々な内臓があつて窮屈ではあり、又暗い上に熱いので、息苦しくて堪りませんので、方々手搜りで出口を求めました。そしてやつと尻穴を見付けて、そこから外へ出ました。傍に大きな木があつたので、手に握つてゐた繩をしつかり木に繫いで休んでゐますと、虎は益々怒り猛つて狂ひました。するとその中に、頸は段々と口の中へ入つて、終にはとう〳〵尻穴から出ました。かうして虎は裏返しになつたので五臓六腑は外へ出てしまひ、そのまゝ死んでしまひました。(平北・宣川)

八、虎と坊さん

昔、一人の男がゐました。暫く行くと、丈夫な繩を持つて深い山奥へ虎を捕りに行きました。暫く行くと、向ふの丘の林の中に、家程もある虎が鼾をかいて寢てゐるのが見えたので、そうつと近付いて行つて、尾をしつかり括り、片方を手にして虎を起しました。虎は目を覺ましてむつくと起上りましたが、人がゐるので、捕つて食はうとしました。然し、虎は背骨が一本で出來てゐるために、首を曲げて後をふり向くことが出來ないのです。ですから、いくら向きをかへても、人はいつも尻尾の方にゐてとれませんでした。この男は虎を捕りに來たものゝ、繩の外には何も持つてゐないのでどうにもならず、若し放しでもしたら食殺されるので、それもならず、そのまゝ繩を握つてゐました。

その時、丁度一人の坊さんが近くを通りかゝりました。男は早速呼び止めて事情を話し、今一寸用便に行つて來るか

ら、その間これを握つてゐてくれないかと頼みました。坊さんは宜しいと、繩を受取りました。然し、男は用便とは嘘で、そのまゝその場から家へ逃げ歸りました。坊さんは、そんなことゝは少しも知らず、たゞ男の歸るのを今か／＼と待つてゐました。然し、男は却々歸つて來ませんので、どうすることも出來ず、そのまゝ握つて居りました。男は家へ歸つてから一年の後、件の處へ行つて見ました。ところがどうでせう。もうとつくに死んで了つたものと思つてゐる坊さんは、未だに虎の尾を離さず握つたまゝ、生きてゐるではありませんか。そこで男は「坊さん！　どうして死なないでゐるのだい？」とききました。すると坊さんは「死なうにも、こんなんぢや、死ぬ暇がないではありませんか。」といひました。この調子では、その坊さんは未だに虎の尻尾を摑へて、生きてゐるかも知れませんな。（平北・定州）

九、鹽賣と虎と兎

昔、一人の鹽賣が鹽賣りに出掛けました。途中で綺麗な絲で結んだ鈴を拾ひました。山奥へ入つて日が暮れたので、あつちこつちと宿を探し求めました。やつと向ふ側の山の麓に灯がついてゐるのを見付けて、そこへ尋ねて行き、一夜の宿を乞ひました。主人はすぐ許してくれました。鹽賣は鹽を外へおいて、鈴を持つて部屋の中へ入り「腹が減つて困つてゐるから、何か食はせてくれないか。」と願ひました。主人は「何もないが」といひながら何か持つて來ました。それは人間の骨や髮の毛でした。鹽賣はこれは虎の家だと悟り、大變な所に來たと思ひましたが、今更どうすることも出來ず、何とか虎をおどかしてやらうと工夫しました。

主人は鹽賣の持つてゐる鈴を不思議さうに眺めてゐましたが、暫くして「それは何か。」とききました、鹽賣は「これか。これはオルロンサイ(1)といふ鳥で、わしを捕つて食はうとする獸が出た時に、放してやると、すぐそのものゝ腹に食付いて腸を出して食ふんだ」といつて「この近くには人間を害する獸はゐないだらうか。」と尋ねました。すると主人は顏を赤くして、困つたやうな樣子をしながら「その鳥は放さないでしつかり持つてゐた方がよからう。」といひました。

夜は更けて、もう休まねばならなくなりました。然し、鹽

賣はうつかりして寢ると、その間に虎に食はれさうなので寢ず、虎は又虎で、自分の眠つてゐる間にあの鳥が取付いて來たら大變だと思つて寢ないでゐました。所が夜が段々更けて行きますと、虎は勞れたのか、居眠をしました。鹽賣はこれを見て占めたと思ひ、早速彼の鈴を虎の尾に結付けました。[2]そして虎の肩を叩いて目を覺まし、「もし〳〵、今わしの手からオルロンサイが飛んで出ましたよ。」といひました。虎は吃驚して身を動かすと、後の方でガラン〳〵と音がするので、これはもう自分に食付きに來たのだと思ひ、振離さうとして急に跳出しました。然し、いくら走つても、その恐ろしい鳥は離れません。ありつたけの力を出して走りましたが、やつぱりついて來るのでした。虎は仕方がないので、苦しまぎれに深い〳〵藪の中へ入り込み、尚も走續けました。暫く走つてゐる中に、鈴は木の枝に引つかゝつてとれました。虎はそこでやつとあの恐ろしいオルロンサイめを振切ることが出來たので喜んで、岩の下の泉の水を飲みながら、息をはづませました。

その時、悧巧な兎が出て來て「虎さん。どうしたんです。」ときゝました。虎は「今、わしはオルロンサイに捉まつて、もう少しの所で殺される所だつた。でも、運よく今さつきそいつを振切ることが出來て、やつと助かつた。」と話しました。兎は今まできいたこともない名なので好奇心を起し「オルロンサンつて、どんなものですか、一つ一緒に見に行きませう。」といひました。虎は頭を横に振つて「とんでもないことをいふ。そいつに捉まつたら腸を食取られて死ぬんだ。」といつてきゝませんでした。然し、兎はそんなことには構ひなく、なほ〳〵色々とせがんで、尾と尾を互に結合つて、一緒に行くことにしました。かうして虎と兎は例の藪の中へ入つて行つてオルロンサイを見ました。その時、どうしたはづみでか、鈴は虎の尾に觸れてガランと音をたてました。虎はこれをきいて吃驚仰天して、オルロンサイに又捉まるわいと急に駈出しました。兎も一緒に駈けましたが、その小さい體は大きくて強くて早い虎とは、とても一緒には走れませんでした。始めの間は半分引きずられるやうにして、ついて行きましたが、終には叶はず、引きずられて行きました。さうして行く中に、兎は荊の藪に引つかゝりました。それを虎は無理に

引きずりましたので、兎は腹が裂けて腸が出てしまひました。だが鈴はいつの間にかなくなつてゐました。虎はこれを見て「おー、オルロンサイが兎の腸を食取つて行つたんだな。オイ兎公。だから云はないことはない。行くんぢやない、〳〵と、あれ程いつたのに、きかないで行つて、こんな目に逢ふぢやないか。アーン。」馬鹿な虎は自分の愚さは知らずに、兎を憐んだといふことです。(平北・朔州、同・龍川、同・宣川同・博川、同・昌城)

(1) オルロン(올롱)はオルロン、チルロンの約で、鈴などのガラン〳〵或はシヤリン〳〵となることの形容であるから、オルロンサイとはガラン鳥とでも譯すべきだ。勿論、こんな鳥は實在しない。

(2) 虎はよく人間に化けるが、寢てゐる間は元の正體を現はすといはれてゐる。この話の場合にも、主人は虎に返つたものと見える。

一〇、川獺と虎と兎

昔、濟州島の漢拏山の麓に棲んでゐた川獺が、ある日、江原道の金剛山へ見物に參りました。方々限なく見てから、一番高い峯の絶頂に登つて、四方の景色を樂しんでゐました。ふと、目を麓の方へ向けた時、山程もある頭の、海のやうな眼に日月のやうな光を湛えた怪物が、のそり〳〵と自分の立つてゐる頂に向つて登つて來るのが見えました。

川獺は吃驚して「あれは一體何だらう。」と獨言をいひながら考へました。そして、世の中には虎といふ恐ろしい獸がをるといふことをきいたが、あの恐ろしい姿から考へると、まさしくあれは虎に違ひないと判斷しました。それに、虎は山中の王といはれ、どんな獸をも捕つて食ふ强い獸ださうだから、俺なんかは一たまりもなく、すぐ食殺されるにきまつてゐる。あゝ、どうしようと心配しましたが、然し、今から恐をなして逃げるのは意氣地がないと考へ、何とか虎の方から逃げて行くやうな、旨い智慧はないものかと考へ續けました。そして、とう〳〵一案を得「オー、そこへ現はれ出たのは虎ぢやないか。」と如何にも勿體ぶつた大聲でいひました。

虎は氣をゆるして歩いてゐましたが、そこへ、突然かういふ大聲をきいたものですから、ハッとして立停りました。そ

して自分の名をこんなにも大膽に呼び捨てにする無禮者は何物か、見屆けてやらうといふ樣に、方々へ目を配りました。そんな奴は八裂にしても尙足らぬ程怒つたのでした。川獺はあれ程いつておけば虎は逃げるものと思つたのに、流石は虎で、びくともせず、ぢつと立つて自分を睨んでゐるやうでした。今度は川獺は、前よりももつと大きな聲を出して「俺(わし)は白頭山の神樣であるが、玉皇上帝の命を受けて、世の中の虎を退治に來たのぢや。他所の虎をばすつかり退治して、金剛山へ來て數日になるが、未だに一匹も現はれないので不審に思つてゐる所ぢや。そこへお前が現れて來たとは奇特の至りぢや。サア、早くこつちへ來て命を獻げよ。」と、雷のとゞろくやうに怒鳴りました。虎はこれをきいて「これは大變、下手をすれば俺があいつを取つて食ふ所か、却つてこちらの命が危いわい。」と、吃驚仰天して、そのまゝ全力を出して逃げ去りました。川獺はこれを見てうまく虎を退散させたので、喜びながら、馬鹿な虎の愚を嗤ひました。虎は息をもつかずに走りました。

どん〳〵逃げて行く中に、途中で兎に出逢ひました。兎は「虎の小父さん。そんなに息せき切つて何處へお出でですか。」と、きゝました。虎はやつと駈けるのをやめて、息をはづませながら「俺は今、すんでの所で命を失ふ所だつた。」といつて、今までの川獺とのいきさつを、すつかり話しました。兎はそれをきゝ終つてハハハと笑ひながら「何です。小父さん。柄にもなく一杯喰はされて。あれは濟州島の漢拏山の麓に棲んでゐる川獺といふものですよ。何でもないものです。奴さん、小父さんに喰はれると思つて、先手を打つて小父さんを走らせたんですな。あんなもの、何でもないから、安心して早く行つて取つておあがりなさい。」と勸めました。虎はそれをきゝ入れないで、逃げようとしました。兎は又笑ひながら「さう私のいふことが信ぜられないなら、私と一緒に行きませう。」といつて自分の尾と虎の尾とを一緒に結付けて、川獺のゐる方へ行きました。

川獺はうまく虎を追拂つたので、もう安心と構へてゐる所へ、おせつかいな兎めが虎を連れて來るので、大變憤慨しました。どうしたら又彼奴等を退散させられるかなと、一生懸命に思案しました。そして一計を案じて、又大聲で怒鳴りま

した。「俺はこゝへ來て、やつと虎を見付けて捕つて食はうとしたら、逃げて了つて、不快に思つてゐる所ぢや。そこを兎、お前はよくも俺の心情を察して、虎を欺しすかして連れて來るとは奇特の至りぢや、俺はようく、玉皇上帝に申上げて、お前に千金の賞と萬戸の侯とを遣はすやうに取計はう。さあ早う參れ！」

虎はこれをきいて、これはてつきり、この狡い兎は自分を欺して連れて行き、澤山の褒美に與らうとしてゐるのだと思つて、急に駈出しました。兎は不意を喰つて引きずられて行きながら「虎の小父さん。どうしたんです。一寸待つて下さい。」と呼ばはりました。然し、虎は兎のいふことなんか、きかうともせずにどん／＼走りました。兎は仕方なく、虎と一緒に走りましたが、虎の足には及ばず、半分引きずられて行きました。そして木の株に引つかゝりましたが、虎は見向きもせず走つたので、兎は尻を裂かれて、尻穴が三つになり、尻尾は拔けてしまひました。それで、兎は今日見るやうなものになつたといふことです。（忠南・扶餘）

（1）漢拏山は朝鮮の南西海上の孤島濟州島にあり、金剛山・智異山（慶南道にあり）と共に朝鮮の三神山といはれてゐる。

一一、虎と熊と馬泥棒

昔、ある村に金持の家がありました。主人は他所へ出かけようと馬を廐から引出しておきましたが、折惡しくも雨が降出したので、出掛けることを見合せて馬は別の所に繋いでおきました。その晩、この家の子供は泣出しました。母親は干柿を上げるからとか、お菓子を上げるからとかいつて宥めて泣き止めようとしましたが、子供はいつかな泣止みませんでした。それでお母さんは「狼が來たぞ、虎も來たぞ」といつて脅かしました。けれども、子供は尙も泣續けるのでした。その時、虎は來てゐて、このことをきいて自分が來たことをどうして知つてゐるのだらうと不審がりました。その中に、お母さんが「ほら、オリヅ[1]が來たぞ。」といひました。すると、子供は急に泣止みました。虎は本當にオリヅが來たものと思ひ、吃驚して廐の中へ入つて隅つこに隱れてゐました。丁度その時、馬泥棒が馬を盜みに來て、廐の中を手探りで馬を搜

し求めました。そして、とても毛並のいゝ馬があつたので、面繋をかけて、打乘つて一鞭當てました。虎は自分にかうも大膽に振舞へれるのはきつとオリヅにちがひないと思ひ、それを振落すつもりで、ありつたけの力を出して山の方へ向つて駈出しました。さうして、一晩中方々駈廻つてゐる中に夜が明け初めました。馬泥棒が馬を一つ見てやらうと、よくよく見ると、馬と思つたのは思ひもよらぬ恐ろしい虎であつたので、髪の毛が一時に天に向つて立上り、どうしたものかと困じ果てました。が、運よく、虎が柳の木の下を通つたので、すばやく枝を摑んで跳下りました。虎は自分の力で恐ろしいオリヅを振落したものと思ひ、これが又取付かぬ中に逃げのびようと、どん／＼駈けて行きました。途中で、熊がこれを見て「オー、虎公、どうしたんだい。そんなに息せききつて走つたりなんかして。」と尋ねました。虎は「大變な目に逢つたよ。オリヅが昨晩中俺の背中に取付いてゐたんだ。それを今先、やつと振落したので、取付かぬ中に逃げのびようとしてゐる所だ。」といひました。熊はこれをきいて笑つて「何だい君は。オリヅだなんて、あれは唯の人間ぢやないか。お前早う行つて乘せて來い。一緒にとつて食つてやらう。」といひました。けれども虎は「何をいふんだい、人間がどうして俺の背中になんかに乘れるものか、あれは間違なくオリヅだ」といつて取合はうとしなかつた。熊は、「お前はそんなに俺のいふことを信ぜられないなら、俺の後について來い。」といつて前に立つて歩いて行きました。虎は尙もびく／＼して遠くから從いて行きました。

馬泥棒はやつとの思ひで柳の枝に摑まつて虎から跳下りたものゝ、又虎が來たら大變と木のうつろの中へ入つて隠れました。すると、間もなく熊がやつて來てうつろの上の口から覗きながら「ヤアー人がゐる。だが引出せないな。どうしよう。中へ入つたら、奴さん、小刀で刺すかも知れんな。よし／＼、旨いことを考へた。この口を塞いでおけば、息が窒つて死ぬだらう。」といつてうつろの口の上に腰を下しました。泥棒はこれは大變と小さい穴を開けて風を通しました。そしてふと、上を見上げると熊の睾丸がだらりと下つてゐたので、帶を解いてそれを締め括り、力を入れて引張りました。熊は不意に急所を引張られたので、大聲を上げて喚きまし

た。これを見た虎は「ホーレ見ろ、オリヅだといつても、きかないで行つてあんな目に逢ふ。」といつて逃げ去りました。熊は痛さに堪へ兼ねて、獨りでもがき騷いでゐる中に、とう〱鼻頭から皮が裂けて、皮を脱いで死んでしまひました。泥棒はこれを見てうつろから出て來て石を燒いてその上に熊の肉をおいて燒いて食べました。遠くからこれを見てゐた虎は、腹が減つてゐたために、急に食異地が出て、恐る〱泥棒の傍へ寄つて來ました。そして「オリヅさま、私にも少々肉を惠んでくださいませ」といひました。泥棒は「よし、やらう。俺が肉を投げてやるから、そいつが地べたへ落ちない中に受取つて食はんにやいかん。若ししくじつて落しでもしたら、お前まで殺して食ふから承知しろ。」といひました。虎はヘイ〱といつて畏まりました。そこで、泥棒は眞赤に燒けた石を投げてやりながら「ホーラ行くぞ。」といひました。虎は本當の肉と思ひ、地面へ落ちない中に口で受けて、そのまゝ呑込みました。所が、石は腹の中へ入つてぢり〱と腸を燒いたのですから堪りません。虎は川の方へ走つて行つて水を飲みました。然し、あまり澤山飲み過ぎたので腹が大きく膨れて動けなくなりました。そこを泥棒は行つて、虎の皮を剝いで、熊の皮と一緒に王樣に捧げました。王樣は澤山の褒美を下さいました。（平北・龍川、同・鐵山）

（1）虎をとつて食ふ獅子すらとつて食ふものといはれてゐる。又、鬼怪を追拂ふ時に使ふ呪言のやうなものともいはれる。

虎の夢占

虎が大きく吼える…………官職に就く兆
虎に乘つて廻る…………惡事なき兆
虎が家中に入る…………官職が重くなる兆
虎が動かない…………官職に幸ある兆
虎を殺す…………重要な官印を得る兆
虎人を咬む…………男兒を生む兆

虎に關する古文獻拔萃

今村鞆

此の一篇は日本、朝鮮、支那の古文獻中より虎に關する記事の要領を拔萃したるものなり。

(一) 日本の部

『日本書紀』 欽明天皇六年膳臣巴提便(カシハデノハスヒ)百濟の濱に小兒(ワカゴ)を虎に攫はれ、跡を跟け之を殺し其皮を剝ぎ歸朝す。

『延喜式』 凡そ五位以上虎皮を用ゆることを許す。但豹皮は參議以上及非參議三位之を聽す。

『紫式部日記』 皇子誕生の時虎の頭宮の內侍とりて御さきに參る‥‥(産湯に入れ煎じる爲なり)。

『東鑑』 元暦二年三月對馬守親光高麗に渡りし時、猛虎窺ひ來りしを射取り國王三箇國を賜ひ臣下とす。後範頼等に迎へられ日本に歸る。

『宇治拾遺物語』 昔し築紫の人新羅に至り船にて歸る途中、山居より虎に覗はれ危きを遁る。壹岐守宗行が郎等主の怒を買ひ新羅に逃れ金海府にて虎害あるを聞き虎を射殺す。此國の人其勇に驚く。

『溫知叢書窓のすさみ』追加 島津義弘朝鮮在陣の時、虎足輕を喰へ山に入る其上に眠る。此男細引を以て虎の陰囊を括り木に結び付逃げ歸りて同列を伴ひ現場に至る。虎怒り陰囊切れて死す。

『史籍集覽安西軍策』 壬辰の大亂に虎多く里に出で人を食ふ。諸大名山狩を催し吉川廣長長さ一丈餘の大虎を獲て秀吉に獻ず。

『寛永諸家系圖傳』 文祿二年二月龜井茲矩獵遊して鐵砲

にて大虎を打ち、牧彦十郎を遣はし名護屋なる秀吉に獻ず。後叡覧に供し事にのせ洛中をわたす。

『和漢三才圖會』文祿年中秀吉公の軍朝鮮に在り、大虎を撃つあり以て之を獻ず。舁き擡して都鄙に渡らしむ。其長丈餘斑毛鮮明也。

『常山紀談』黑田長政朝鮮の全義館に陣せし時夜虎現はれ馬屋に入る。菅政利、後藤基次之を斬殺す。長政曰く先陣の士大將たる者獸と勇を爭ふは大人氣なしと喜ばず。

『羅山文集』には此時菅政利が虎を斬りたる刀を藏せる人より銘を乞はれ、林羅山が銘を作り與へし記事あり。

『事實文編』文祿四年秀吉虎肉を得て藥にせんとし書を以て島津義弘に命ず。義弘世子と共に唐島より昌原に出で虎狩を催ふし一を獲て送る。後に薩人虎狩の文を作る。著者之に和して詩を作る中に「汝主我犬虎見猫」の句あり。

『新著聞集』大阪城に於て能を催ふせし時檻の虎出て椽にかけ上る。伊達政宗、加藤清正は刀に手をかけ、徳川秀忠はハタとにらむ虎威におそれ退く。

『駿府政事錄』慶長十九年九月阿蘭人駿府に於て家康に御目見、虎の子二匹を御覽に供す。

『續近世畸人傳』長崎の小譯官熊代熊斐は沈南蘋に畫を學び名世に高し。台命を蒙り虎を畫く、恰もよし此時蠻人虎を持來る、熊斐檻に近く坐し虎を叱して模寫す人其大膽に驚く。

『甲子夜話』朝鮮役和議調ひし後。多太浦、釜山浦、西生浦、水營機張等に留陣せし宗、松浦、有馬、大村、五島等の諸將徒然の餘り九德山に於て虎狩を催し虎十一麕十九を獲行列歸陣す朝鮮人其勇氣に驚く。

『翁草』『史料叢書』『蜀山人半日閑話』『十三朝紀聞』明和八年草梁なる對馬の代官屋敷附近に虎出沒して人畜を害す。代官屋敷の者數十人虎狩を催し勇奮齊闘二虎を獲、一匹を丸鹽とし、對州に送る。朝鮮人其勇壯に驚き頌す。東萊府使は書を送りて其人畜の害を除きし事に感謝の意を表し、且負傷者の慰問として白米二石雉十羽を贈る。

『柳莽隨筆』文政十年六月對馬の商人釜山に於て虎の子

を買ひ、之を見世物にせんとして江戸對馬屋敷役人より伺ひ出づ。九州限り領主地頭へ懸合の上此れを許す。

『梅園日記』武の字を書いてトラをよます考證に就て、暦林問答、本草和名、釋日本記、隋書、尚書、漢書、白氏六帖、文苑英華等を引用して記せり。

(二) 朝鮮の部

『三國史記』百濟三斤王二十三年正月、二虎南山に鬪ふ之を捕へて得ず。

『三國遺事』新羅の俗、仲春士女興輪寺の塔を遶る。元聖王の時、金現なる者深夜此塔を遶つて美女と會す。其家に到り情を通ず此女は虎の化身にして王の虎狩の時其天命の盡きたるを覺り金現をして功を立てしめ之に死す。金現此より立身し後彼女の供養の爲虎願寺を立つ。

『高麗史』高麗太祖六代の祖たる聖骨將軍は扶蘇山に居る。同里の人九人と共に平那山に鷹狩し日暮れ洞穴に入る。夜半大虎來り吼號す聖骨を欲する如し、仍て出づ。天地晦冥大音響と共に穴崩れ八人死す、虎は聖骨を拉し去り夫婦となる。是虎は雌たる山神也。村人爲めに祠を立てゝ虎景將軍と稱す。虎景は後にも時に家に歸り妻と夢合し子を産む。

『李朝歷代實錄』歷代各王の實錄日記に以下各項の記事甚多く散見す。

△虎の人畜を害すること多く、之れが爲に捕虎軍を設け賞を懸けて捕虎に力めたること。特に壬辰役中嶺南は此害多く山民獨居するを得ず、數十戶集團し周圍に柵を繞らし猶安んずるを得ざりしこと。

京城に屢々虎が出沒し、宮殿城内に入りしことも時にありしこと。

△旱の時虎頭骨を漢江楮子島又は開城朴淵等昔より龍の棲めると稱する所に沈め雨を祈りしこと。

△夫又は父母が虎に襲はれ、身を以て之を防ぎ虎が感じて無事なりしこと。或は此時身を以て之に代はりて虎に咬はれしこと。或は夫又は父母を咬ひたる虎を危地に入り殺して讎を酬ひしこと。等々により旌表せられし孝子節

婦。

△支那の皇帝へ獻上品として虎皮を用ひしこと。日本足利政府竝德川政府へ贈物として虎皮を用ひしこと。

『李朝野史中の記載』

△高麗の時虎害多し王之を憂ふ。侍中姜王に謂つて虎の主領を宮庭に呼び入る。貧寠なる一僧形なり王信ぜず、姜に命じて虎形たらしむ忽ち猛虎となり吼哮す王驚駭色を失ふ。又命じて僧形たらしむ、依て人畜を害するの罪を責め全鮮内の虎に退去を命じ、虎王旨を諒して命に從ふ。唯一雌虎の姙めるあり此一匹の殘留を請ひ他は悉く江を渡つて滿洲の地に去る。此後虎害絕えしも、彼一雌子を生み復た孳殖して元の如し。

△定州の黃注居一子の爲めに金姓の女と婚約し采納す。故ありて約を破り更に李姓の女と婚を通ず。華燭の夕(李姓の宅に於て行ふ)黃は夜腹痛を催ふし厠に出づ、此時虎來つて黃の襟を啣へて去る。黃人事不省となる漸く蘇りし時頸は虎の涎に洽く不識の人の家に在り。老夫之を介抱す、互に談ずれば曩に婚を約せし金の家なり。茲に於て天緣なりとして典を擧げ夫婦となる。然るに李の家平かならず官に訴ふ。官は虎の神媒を認め金を正室李を側室たらしむ。

△徐敬德花潭先生諸生に講ず、時に一老僧入來り叩頭して去る。此僧は虎にして人を食ふことを先生に告げに來りしなり。先生曰く今夜某里の處子虎に咬はる憐むべしと雖も運命奈何ともする無しと。一生之を救ふ術を問ふ曰く大勇猛心ある者に非ざれば能はず、而して法華經一卷を誦するにありと。生馬に鞭つて經卷を携へ某地某家に向ふ、達すれば女の華燭の夕也。生其由を告げ女をして一室に入らしめ鍵を固くし生之を護つて法華經を誦す。夜半に至り女便を催し室外に出んとす生固く之を扼し止む。忽ち一猛虎庭に入來り哮吼屢室に突入せんとす、生が讀經の聲將に憊なり。斯くして天明に及び女子恙なし生還つて先生に事の由を告ぐ。先生曰く子讀經を讀み誤りしこと三回、窓外に虎の嚙跡三處あるべしと、果して

言の如し。

△窮措大朴生困乏日夕に窮す、山に入り虎に喰はれて死なんと欲し某る深山へ入り溪澗の傍の石上に端坐す。暫くして、一大猛虎跳踴し來り溪を飛んで朴生に嚙着せんとし、誤つて樹枝の間に挾まれ。離れんとして悶動すれば、する程枝間に陷る。時に一獵師あり遙かに此虎を追ひ來りし如く此現狀を見て朴生が手づから虎を投げたるものと信じ、其豪勇無双に驚き。先づ虎を射て斃し朴生を伴つて家に歸り厚く歎待し多く酬ゆ、朴生死を期して死を得ず家に還る。其後十數年の後窮乏元の如く遂に推奴の一策を考へ某地に赴く(推奴とは父祖の奴婢が主人と離れ某地に定住農業を營み一族子孫繁榮せる處に赴き古き奴婢證文を提出して金品を徵收するを謂ふ。此行爲に對し彼等の怨を買ひ殺さること屢ありし)彼等陽に朴生を歡迎し密かに謀つて之を殺さんとす。其主謀者は彼獵師の後身にして朴生の顏面を一見して大に驚き罪を謝し厚く朴生に贈る。

△湖南の一士人婚を行ふ、新婦新郎新房に入る時に一聲霹靂後門碎けて大虎房中に入り新郎を啣み去る新婦蒼黃虎の後脚を抱て離さず、虎山中に入り新郎を岩上に棄て去る。新婦急ぎ山下の家に告ぐ共に介抱して新郎を死地に蘇らし翌日共に全を得て家に還る。

△湖南の山村に曹某あり隣家の白丁(特殊民内地の水平社に同じ)に債を償はんことを督促す。白丁柳を刈らんとして山下に大虎の狗を食ひ醉ひて眠れるを觀て、死虎なりとし之を曹に告げて債務を消さんことを請ふ、曹此言を信じ捕へんとして至る。時に虎醒めて咆哮して去る曹魂を失ひ岩下に墜ち傷づく。之を機に載せて家に歸る。家人遠く之を望んで曰く、虎來る無斑の虎(曹は黃色の麻衣を着す)なりと。

△松都の友成なる者少き時群少と共に聖居山に遊ぶ。大虎あり林莽に死す、傍に二雛虎あり母を失ひ飢に死せんとす。群少之を殺さんとす友成之を止め二雛を抱ひて家に歸り之を飼ふ。長ずるに及び人を見て咆哮す遂に之を山

に放つ。翌年冬此虎來つて一大鹿を友成の門に置く後又大鹿を置く。

△昔某地に三人の兄弟あり、季弟は父母の墓地を地師に相せしむ。曰く某所の山地最よく此處に父母を入葬すれば子孫繁昌すべきも、三兄弟皆虎害を免れずと、季弟之を意とせず父を入葬す。初虞の夜長兄、再虞の夜次兄、虎に咬はる。三虞の夜季弟虎を恐れて某家に潜伏す。隣に大家あり妙齢の美婦夜裸體にて用便に出づ。生之を見て心動き墻を越へて突入し共に內房に入る。生晝間家に還る、途に又虎に食はる。彼女姙み一男子を生み後子孫繁榮し皆高官となる。

(三) 支那の部

『易經』風虎に從ふ。

『左傳』僖公二十八年晉侯、戰に臨み馬に虎皮を蒙らしめ楚の師を潰へしむ○襄公四年晉に虎豹の皮を獻じ和を諸戎に請ふ。

『禮記』月令、仲冬の月虎始めて交る○檀弓、孔子泰山を過ぐ婦人の夫と舅を虎の爲に殺され墓に哭する者を見る。

『戰國策』荊宣王に江乙が虎威を假る狐の喩を以て王を諷す。

『管子』桀の時女樂三萬人、虎を市に放つて人の驚駭を見て娛しむ。

『山海經』女牀之山、虖陽之山、孟山、岐山、荊山、女几之山、風雨之山、堇理之山に虎多し。

『淮南子』道應訓　紂　文王を囚ふ、散宜生千金を以て白虎の文皮を得之を紂に獻じ以て免る。

『拾遺記』始皇二年畵工烈裔白玉の虎二を刻す兩目に睛を點ぜず。始皇餘工をして之を點ぜしむ虎飛去る。明年南郡白虎二を獻ず之を視れば前の玉虎也。命じて目睛を去る乃ち復飛去せず○漢の武帝の時樂浪虎を獻ず文斑錦の如し、鐵を以て檻を爲くる。

『風俗通』虎は陽物百獸の長○虎能く鬼魅を食ふ。人卒かに病を得れば虎皮を燒て之を呑む。又之を皮服に繫ぐれ

ば亦辟惡。○九江虎害多し、太守宋均は各縣に令し捕虎の賦課を除き貪殘の吏を退く。虎感じて悉く東し江を渡り復民害無し。

『方言』陳魏宋楚虎を李父と謂ふ。江淮南楚は李耳、或は䖘。關東より西は伯都と謂ふ。

『西京雜記』東海人黃公赤金刀を佩び能く虎を御す。秦末白虎東海に見はる公往て之を厭す、術行はれず虎の爲に殺さる。年老ひ飮酒過度爲めに術を失ひしによる○李廣兄弟冥山の北に虎を獵し得て其頭骨を枕とす、其形を鑄て溲器とす。

『說文』虎は西方の獸、獸君と曰ふ。其山獸の君たるを以て、亦山君と曰ふ。

『春秋緯運斗樞』樞星散じて虎と爲る。

『後漢書』劉昆弘農の太守となる驛道虎多し。昆政を爲す三年仁化大に行はる。虎皆子を負ふて河を渡る○東夷傳　濊虎を祠つて以て神と爲す○南蠻傳　秦昭襄王の時板楯蠻に一白虎群虎を從へ秦蜀巴漢の境に於て千餘人を害す。昭王賞を懸けて之を殺す者を募り、巴郡閬中の夷人白竹の弩を以て之を殺す。

『抱朴子』虎五百歲に滿る者は其毛色白し良く變化(ヘンゲ)す。

『搜神記』廬陵の婦人蘇易產をよくす。夜虎に負はれ行くこと六七里、牝虎壙中に難產せるを見三子を產ましむ。虎易を負ひて家に還し、後再三獸肉を易の門內に送る○魏の時尋陽縣北山の蠻人、人を化して虎と作すの術を能くす。之を醉臥せしめ身體を搜すに、髻中一紙に虎を畫くあり密かに之を取る醒めて後復た其術を能くせず○漢和帝の時王業、荊州刺史となる。惠風大に行はる。湘江二白虎あり公の側に宿衛す。

『唐書』五行史　顯慶二年普州の人化して虎となる。載初中涪州の民范端化して虎となる。久視二年彬州佐史病に因り化して虎となる其嫂を食はんと欲す之を擒にすれば乃ち人也未だ全く化せずと雖も虎毛生ず。元和二年高州の洪崖は冶役の夫將に化して虎と爲らんとす、衆水を以て之に沃く。虎となり果さず。

『唐國史補』　婁昃龍華の軍使となり北平を守る。虎三十一を射る。實眞虎に非ず彪なり。後眞虎に遭ひ避易し危を免る。復虎を射ず。

『酉陽雜俎』　虎死すれば鬼となる○虎鬚歯を治す○虎人を殺せば其屍をして起つて自から衣を解かして後之を食ふ○虎交つて月暈る。

『獨異志』　僞蜀の宮人鄭美人あり。李勢寵愛す、化して雌虎となる。一夕勢の姬三人を食ふ。未だ幾ばくならず勢は桓溫の殺す所となる。

『朝野僉載』　周の永昌中虎多し暴す。一獸あり虎に似て絕大一虎を噬殺す則ち酋耳也。

『埤雅』　虎は地を劃して食を卜す○虎狗を食へば醉ふ。

『癸辛雜志』　虎路を曲つて行かず之に遇ふ者曲路すれば卽ち避くべし○虎犬を食へば卽ち醉ふ、犬は虎の酒也○虎醉へる人を食はず、必ず坐守し醒むるを俟つ○男子を食ふには勢(ペニス)より先にし婦人を食ふには乳より先にす。

『大平廣記』　鳳翔府李將軍虎に攫はる。李は虎を大王と稱し憐を乞ひ數十日虎窟に同居す○潯陽の虎を捕へ業とする一獵人弩を備へ置くに虎跡地に印し弩發せるも得ず。樹上に上り覗ふに一倀鬼先づ至り弩を發して後虎來るを知り樹に上り箭を以て其虎を斃す。

『山堂肆考』　虎に食はれたる人は其神倀鬼となり往々虎に役せられ前導を爲す。

『錄異記』　巴の危峽人煙絕え猛獸多し、細路中檻穽を設く。一夜機發す。村人炬火之を見れば一老僧也哀を乞ふ。村民憐みて檻を開けば忽ち跳躍して一頁虎となる。開寶中の事也。

『五朝小說宋談藪』　大平康國中虎永康軍の市に入り咆哮す。捕獵を善くする李次口至る。虎其名を聞きて恐怖の狀あり、遂に同人に刺さる、同人其血を飮む。李曰く虎の目精地に入り琥珀狀の玉となる、小兒の驚癎を治す。

『高僧傳』　南海始興虎多し、天竺の沙門跋摩山の名を靈鷲と改む。此に住錫す。杖を以て虎を打ち頭を按ず。自後虎害無し。

『處州府志』 宋乾德間清辨禪師烏巖山に得道す。常に虎に騎して下山す、郷人誤つて其虎を殺す。悔ひて田十畝を寺に入れて償ふ。之を償虎田と謂ふ。

『異苑』 扶南王范尋常に五六頭の虎を畜ふ。訟あり曲直不明の者は虎に投ず。食はざれば必ず理あり。

『曠園雜志』 山東に一婦あり姑に不孝なり、一日老嫗美裝して過ぐ婦見て此衣を欲す、嫗其衣を贈る。婦取つて之を着る忽ち虎皮に變ず。但頭面は猶存す。咸な不孝の報と謂ふ。繪圖刊行以て世を警む。

『輟畊錄』 大德年間荊南の境內に九人雨に遇ひ洞中に息ふ。虎洞口に現はる八人は其同行中の愚者を强ひて洞口に排出す。虎之を食はず忽ち土洞崩れて八人皆死す。

『彙苑』 虎人を咬ふ一より十五日に上身を食ひ、十六より月終に下身を咬ふ。

『墨客揮犀』 虎一人を食ふ毎に耳一缺を成す。汀州西山虎あり暴を爲す。十餘年後に射らる。耳鋸の如し。

『謝肇淛塵錄』 樵者太平山中にて虎に攫はる。死者を伴裝す虎之を食はず、土と木葉を其上に覆ふ。虎の去りたる時此人大樹に上る。前の虎は大虎を率ひ來り前の處を示す人在らず。大虎怒つて小虎の頭を撫す忽ち斃るよりて危きを免る。

『簷曝雜記』 鎭安虎害多し。夜半人腹痛便を催し菜園に出づ虎啣し去る。其腹痛は虎倀の爲す所なりと。禾倉門外に在るも虎多きを以て盜まれず。

『情史抄』 正德間木工丘高番夷に至り病んで山に捨てられ。雌虎に救はれ之を妻とし伴ひて舟山に來り子を產む。死して虎と合葬す。

『虞初新志』 嘉靖の時山西孝義縣に一樵夫あり、誤つて虎穴に入り虎と馴れて其與ふる獸肉に活き、尿を飮んで生を繫ぐ。後互に泣いて訣る、虎西園に入り將に生擒せらんとす、樵夫官に告げ之を救ふ、虎淚を墮す雨の如し。觀者數千人嘆息せざるなし。其亭を義虎亭と名く。

『本草綱目』 虎の骨、牙、睛、屎等を辟邪並藥用とす。

『尙書故實』 南中久しく旱すれば、長繩を以て虎頭骨を

繋ぎ、龍有る處に投じ入水數人牽制すれば俄頃雲潭中に起り雨隨つて降る。龍虎に敵する也。

『永昌府志』 隆慶末年隴川の白彝夫婦山に入り竹を伐る。其中を剖れば水あり水中生魚六七頭あり持歸り烹て食ふ。夫婦化して虎となり人畜を殘害す計るべからず。百方阱捕するも竟に得ず。

『幽明錄』 郗折の何參軍‥‥此時暴虎あり人敢て夜出る無し。何壁に穴を穿ち溺す、夜虎の爲めに陰莖を嚙まれて死す。

『瀛涯勝覽』 榜葛剌に優人あり虎を鐵室に繋ぎ置き人と鬪ふ、或は手を虎の喉へ入る、如此虎戲を以て財を需む。

『珍珠船』 神巫あり能く壇を結び虎を召す、人罪の疑あらば壇に登らしむ、無罪の者は虎顧みず。

『虎苑』 江口の孫御史夫人一乳虎を養ふ、甚だ馴る玩弄意の如し。後虎漸く長ず夫人五日歸寧して還る、虎夫人を食はんとする狀あり命じて之を格殺す〇二廣の俗門に虎を畫き聻字を頭書するを好む。

『虎薈』 紙衲の僧菴を龜湖禪院の前山に築く、餓鬼を見乃ち身を棄て之に飼ふ〇浦州人崔韜旅遊滁州仁義館に宿す。夜半一虎門より入る庭に獸皮を去れば一美人なり。崔之と懽好し其獸皮を井中に投じ女を率ひ去る。後韜官に赴く。其妻及子を挈げ此館に來る。其妻前の獸皮を井中より探り一大虎となり崔及其子を食ふて去る〇葉鷹の妻妬なり、葉七十にして始めて一妾を畜ふ。妻離異を求め室を山後に築て居る。家人日夕省候す。妾之を訊ふ。日落て返らず、葉之を伺へば其妻已に虎に化し妾を食ひ盡す。

『格物總論』 虎の兩脅間及尾端に骨有り、乙字の如し。長さ一二寸許肉を破つて之を取る。人をして能く威あらしむ。臨官者之を帶ぶる佳也、無官者之を帶ぶれば人に憎まる。

『談藪』 大木上鼯鼠多し、虎其下を過ぐれば鼠必ず鳴噪し自から其毛を拔て虎に投す。鼠毛虎身に着く處必ず蟲を生じ遍身瘡爛以て死に至る。故に恐れて敢て至らず。

——(終)——

俳句に現れた朝鮮の正月

北川左人

朝鮮の風俗習慣は、ちよつと見たゞけでは、内地の風俗習慣と對比して、非常に異つてゐるやうであるけれども、穿鑿すればするほど、接すれば接するほど、その形式において、その精神において、或は酷似し、或は同じきものであることは、古來の文獻に徵し、現在の實際に見て瞭かなところであつて、今更ら、諄々しくこれを論ずることの徒爾であるは言ふまでもない。

けれども、玆に目出たく新年を迎ふるにあたり、私は、私の常にたづさはりつゝある俳句の方面に於いて、朝鮮の舊正月中の行事のうち、俳句の季題としてのそれのそくばくを捉へ來り、内地のそれとを對照して、春永のつれ〴〵の興に供したく思ふ。

以下、主題は、俳句の季題として取扱ひつゝある語彙であり、解說は、諸家の說と實際とを綜合して叙したものである。例句は、朝鮮に關するものは、現に朝鮮に在住し、或は曾て在住した諸家の作品中、特に地方色のあざやかなものを選ぶことにした。但、私の自作には未定稿のものゝあることをお含みおき願ひたい。

次に、對比した内地の行事についての總ては既刊書冊によるものであつて解說および例句は、その全部、或はその一部を抄錄したものであることをお斷りしておく。

× ×

正月――(舊正月) 朝鮮の正月の行事は、從來、悉く陰曆によつて行はれてゐたが、近年、これを改めて新曆を用ふるものも次第に增加する傾向にある。正月は一年の始、各々年首を壽ぎ迎新の氣分に浸る。曾ては業を休むこと月の半ばに及ぶものも珍しくなかつた。從つて、この月の行事は日々次々に絕ゆることなく、厨房の婦もまた多忙を極める

はいふまでもない。

雪晴の北漢山やお正月　春江

我克より正月花火揚げをれり　幽靜

正月や溫突にして大廣間　左人

虛子編『新歲時記』舊正月　陽曆に對して陰曆の正月を指していふ。農家等は收穫その他の關係から舊曆に依る地方が多い。

草の戶や舊正月の子持客　長船

道ばたに舊正月の人立てる　草田男

元日――(元旦)　年中第一の名節である。家族早旦より起き揃ひ、歲粧(春著)を纒ひ、天主(太陽)を祭りて此年の雨順風調と避災迎祥を祈り、祖先の神主(位牌)を安置せる祠堂に歲饌歲酒を供へ正朝茶禮を行ふ。

元日や四溫に入りて日本晴　宕山

元日の支那人街の靜かなる　觀川

元日や朝鮮服の知事夫人　園生

元日のうから靜かに朝茶禮　左人

柏浦編『纂修歲事記』元日　正月一日をいふ。元日は一年劈頭の第一日とて、各々無事を壽ひ平和を欣び、新計畫、新企業の發端として祝ふ。元日は終日門戶を閉ぢて業を休みむを例とし、また此日に限りて掃除をなさゞる俗習もある。

元日や神代のことも思はるゝ　守武

旅にある子に幸あれやお元日　虛子

關の戶を開けぬれば年の旦かな　山梔子

歲粧――正月の衣裳、春著のことを歲粧といふ。十五日までは著用する。普通の好みとしては原色美のかつたものを用ひ、女兒は特に赤・青・黃、または縞物、模様物等の上下衣に周衣(羽織)を纒ひ、特に華美な髮飾して刺繡沓その他の彩沓をうがつ。

歲粧のくつたび白く沓あをく　左人

歲粧の仲よしと出でゆきにけり　同

歲粧の兒の手に紙の日章旗　同

虛子編『新歲時記』春著　新年のために新調した衣服。

曳く裾に足袋先そりて春著かな　みさ子

引流す櫻ちらしの春著かな　宕石

歳饌――（餅湯）歳饌とは、元日の食物のこと また正月中に用ふる特殊な食物のことである。貧富貴賤によつて多少の相違はあるが、就中餅湯は一般に必ず用ひられる。餅湯は粳米の粉を蒸し搗きて引伸ばしたるを薄く錢形に切り、水に醬油を加へ、牛肉または雉肉を混ぜ蕃椒屑を振りかけたものである。これは祠堂に供へ、賀客にもすゝめる。このほか、糯米の餅を長さ三寸、幅一寸ほどの長方形に切り、大豆または小豆の粉を振りかけたものをも用ふる。

歳饌をたてまつりたる燈かな　左人
歳饌や冠たゞしく幼な戸主　同
餅湯の沙針(サバル)の匙の鳴りにけり　同
餅湯やおとがひをとき妻姿　同

虛子編『新歳時記』雜煮　貞丈雜記に雜煮の本名をほうぞうといふとある。本草綱目にいはゆる臟腑を保養する意である。三ケ日毎朝、餅を羹にして神佛に供へ、一家擧つてこれを食うべて年を祝ふ。海山さまざまのものを投じて食べるので雜煮といふ。國々によつて、そのしきたりがさまざまであるから、地方色を豐かにうかゞふことができる。

正月も二十日になつて雜煮かな　嵐雪
鰒喰ひし我にもあらぬ雜煮かな　蕪村
長病の今年もまゐる雜煮かな　子規
雜煮食うて卓に掛けたり白木綿　鬼城
一學系を率ゐてまゐる雜煮かな　虛子

歳酒――元日に用ふる酒を歳酒といひ、特に冷酒を用ふことになつてゐる。迎春の意を表はすためであらうか。京都雜志卷二、元日の條に『饋以時食、曰歳饌。酒曰歳酒。歳酒不溫。寓迎春之意』とある。

朴魯植たづねて歳酒いたゞきぬ　左人
銀髮に扉あかりや歳酒盃　同
歳酒早や醉ひたる聲の舍廊房　同

虛子編『新歳時記』年酒　一家のもの屠蘇を酌んで年を壽ぎ、また禮者に膳部をすゝめ一盞をすゝめる。これを年酒といふ。

お年酒や田親畑親むかへ來て　六々

柏浦編『纂修歳事記』年酒　大阪および關西地方において賀客に一盞をすゝむるをいふ。改まれる宴會にあらず、た

ゞ新年はじめて盃を擧ぐるをいふ。

珍らしき貌つぎ／＼に年酒かな　月斗

歳拜――元日早朝、歳粧して、父母、祖父母、伯叔父母等尊屬親に禮拜して新年の機嫌を伺ひ、次いで近隣親戚その他の年長者を歴訪して賀詞を述べることゝ。但、喪中は十五日以後でないと歳拜に出歩かないのが例である。

歳拜の窓にかさゝぎ啼きにけり　左人

歳拜のよき兒ばかりが入り來る　同

柏浦編『纂修歳事記』年賀（年禮、廻禮）新年、親戚、朋友または營業上の取引先などを訪問して年頭の賀詞を述ぶるをいふ。女は十五日以頃より廻るを常とし、醫師と僧は概ね四日より廻禮するを普通とする。

小役人つながり歩く年賀かな　鬼城

草庵や賀客を延きし古疊　瓦全

歳啣――（歳銜）老人を除きたるほかの男子は悉く年始廻りに出るので、自宅には玄關に帳面と筆硯を備へ置く。賀客はこの帳面に姓名を記入して去る。これを歳啣といふ。また歳銜の紙片を呈上するものもある。古昔、官員の間において行はれた風習も同樣であつた。

歳啣の大いなる門くゞりけり　左人

歳啣を記するあとにも五六人　同

歳銜を受くる螺鈿のうつくしき　同

處子編『新歳時記』名刺受　三ケ日、禮者の名刺を受ける器を玄關に置く。

大德寺庫裡深々と名刺受　誓子

名刺受早や暮れそめてをりにけり　晩果

朝禮――朝鮮の朝禮は、新羅の眞德王のときに始まつたといはれてゐる。往昔、元旦、議政府大臣は早朝自宅の正朝茶禮を畢り、百官を率ゐて參内、新年の問安をなし且つ箋文と表裏（表裏とは白木綿または白紬のこと）とを奉り、正殿の庭に參列して朝賀する。尚ほ八道の地方官も同じく箋文および地方々々の特産を獻上し、承政院侍從並に堂下文官（正三品以下の官）等は延祥の詩を作つて進上した。これ等の詩は弘文館提學に命じて審査せしめ、當選の佳詩は、立春の日、春貼子として宮中各殿の柱または門楣に貼られることゝなつてゐた。

朝禮や雪の晴れたる光化門　　　左　人
朝禮に參ずる列の尙つゞく　　　同
朝禮の樂きこゆると思ほしき　　　同

柏浦編『纂修歳事記』朝賀（朝拜、小朝拜）元日および二日、天皇、群臣の賀儀を受けさせ給ふ御儀、朝拜ともいふ。昔は群臣悉く禮服を着用して之に列り、昨年中諸國に現れたる嘉瑞を奏した。これを奏賀または奏瑞ともいつた。小朝拜は、朝拜の略儀にして朝拜の行はれざりし年に行はれた儀式である。

玄關や鞍燦然と參賀客　　　陽　光
參賀人に敷砂ひろし車寄　　　子　瓢

紙鳶――朝鮮の紙鳶は、高麗の名將崔瑩の耽羅征伐の役に用ひたるより始まつたといはれてゐる。現今では、新年の厄拂として、正月の遊戯として、兒童相競うて旺んに揚げられてゐる。卽ち、紙鳶に送厄とか送厄迎福とかの文字を書き、絲には火繩を吊り下げ紙鳶が高く揚つたとき、この火繩の火によつて絲を斷ち飛ばしめ、または他人の紙鳶に自己の紙鳶を引つかけて絲を斷ち遠くへ飛ばしむることもある。紙鳶は普通大きくて竪三尺幅二尺、小さくて竪一尺幅五六寸、中央に圓形の孔を穿つた紙片を丸竹または割竹の骨に貼りつけてある。圓形の孔のないのは防牌鳶といひ鬼の面などをも描いてある。

城壁にたつ少年や紙鳶日和　　　如　針
筏士や買ひたる紙鳶を荷に結び　　　雉子郎
ぺこ〳〵と朝鮮紙鳶の揚りけり　　　草　穗
江堤や紙鳶のわらべの走ること　　　蝸牛洞
舞ひ落ちし紙鳶樓門の中にあり　　　十四翁
學校と書堂の紙鳶のたゝかへる　　　左　人
みづうみの四溫の空に紙鳶眞白　　　同

柏浦編『纂修歳事記』凧（繪凧、字凧、奴凧、角凧、蝙蝠凧）いかのぼり又はいかといふ。竹を削りて骨子とし、それに紙を張り絲をつけて、東風に孕ませ空中に飛翔せしむる兒童の玩具、その形狀または構造等によりて各々稱呼を異にし、種類多し、新春は風强くして凧よく飛揚し、且つ正月氣分を唆るもの多きを以て新年の季題とする。

大凧に近よる鳶もなかりけり　　　子　規
畑の中に色落したる繪凧かな　　　月　舟
川波の寒き光や奴凧　　　紅花女
凧の尾の相並びたる二つかな　　　耕　雪
切れ凧の絲水の上に沈み行く　　　麥　雨

獨樂——朝鮮の獨樂は、栗材を以て團栗の如き形に下方の尖つたものである。これを棒の先端に布切または麻苧をつけた鞭で打ちつゝ廻すのであるが、それは地に限つたことでなく、多くは氷の上において行はれる。獨樂遊びには嫁入遊びといふのがあつて獨樂の勢ひよく廻るとき双方より衝突せしめ、倒れた方の獨樂が征服されて嫁となり、勝つた方の獨樂が婿となるといふのである。正月の兒童の遊戯として旺んに行はれる。

氷上の獨樂まはしゐる童かな　牛彦

鞭あげて朝鮮獨樂を追ひにけり　蘭の秋

獨樂を打つ兒にあを／＼と氷面鏡　左人

門出でて獨樂を見て佇ち雪となる　同

獨樂遊びあきたらねども暮れにけり　同

虚子編『新歳時記』獨樂　新年子供の弄ぶ玩具で、色々の形のものがある。昔は都會においても流行したが、今では田舎の子供達の遊び道具となつてゐる。小さな圓形の扁木材に鐵の心棒を附けたものが多く、紐で廻はし、ぶつつけあつたりして勝負を爭ふものである。

守歳——（別歳）、除夕（除夜）の行事に守歳といふのがある。二階（樓）、板の間（廳）、部屋（房）をはじめ土間（厨房）、豚小屋（溷）に至るまで油燈をともすこと白晝のごとく、家族こぞつて團坐して鷄鳴を聞くも眠らない。若し眠つたならば忽ち眉毛が白くなるなどといひ、中には眠つたものゝ眉に白粉を塗つて興ずる兒童もある。（この項たゞしくは冬の季）

別歳や内舍外舍の灯を明かく　左人

別歳の笠子かたむき老庵主　同

虚子編『新歳時記』歳守る　大晦日の夜、眠りに就かないで年去り年來るを打ち守つてゐることである。一人しよんぼりと燈下に年を守ることもあらうし、大勢が爐を圍んで語り興じながら行く年を守り明すこともあるであらう。

年守る夜老は尊く見られけり　蕪村

× ×

以上要するに僅にその色彩を異にするだけであるといつても過言でない。而して詩材として取扱ふ場合においては、この僅に異なれる色彩に特に興味をおぼゆるものがある。從つて、朝鮮に在住する諸家の作品中、ひとり正月の行事ばかりでなく春夏秋冬を通じて、地方色の濃やかな多くの佳作を發見できるのもまた偶然でない。斯くあり得べき筈なのである。

（完）

南鮮蠶業地雜感

陸　芝　修

昭和十一年度に於て朝鮮の養蠶戶數八十二萬六千餘戶掃立枚數百五萬二千餘枚、產繭額六百一萬九千餘貫（七十二萬三千餘石）であつて始政當時に比すれば五十餘倍の激增である。しかし內地の養蠶戶數二百萬戶、繭の生產額九千萬貫に比すれば遙かに及ばない。にも拘らずそれは內地の農村に於けると同樣に鮮內の農村にとつても重要な現金收入源であるのだ。此の如く蠶絲業がその產額に於て內地の十分の一にも達しないし、しかも一戶當り掃立枚數に至つては更に少いことは窮乏してゐる朝鮮の農村にとつては大した效果を及ぼさないかも知らない。がとにかく最近の狀態からすれば朝鮮の農村に約二千萬圓の現金が此れによりもたらされるのだ。かくの如き重要な蠶絲業は朝鮮に於ては主として南鮮地方に於て行はれる。忠淸・全羅・慶尙の六道の生產高を見ると約四百四十萬貫にして全體の七三％に該當する。以て南鮮地方の重要性を知り得るであらう。以下最近見た南鮮の蠶業地についての雜感を述べて見たいと思ふ。

× × ×

先づ忠北をみよう。本道はその面積一番小さく七千四百餘方粁で熊本縣と同樣であるが、人口はその七割にすぎない、のみならず本道は全鮮十三道中地方色の缺乏してゐる點に於ては隨一である。物產の如きも特產物として或は產額、品質等に於て他に誇るべき何物をも有してゐない。從つて養蠶業も大した發達はしてゐないが道當局者は非常に熱心に奬勵してゐる事は確だ。本道はその產額三十七萬餘貫で南鮮に於て第五位、全鮮に於て第九位を占めてゐる。しかし耕地面積に對する割合から見れば慶北についで第二位にある。之當局者の

好き指導の賜物である。即ち桑田一陌に對する産繭額慶北一一・六〇瓩本道八・八八瓩である。かくの如く本道はその産繭總額は少ないがあらゆる點に於て模範的施設がなされてゐるがその内最も注意すべきことは模範養蠶地區の設定と産繭の規格統一とである。先づ前者について若干の說明を試みよう。卽ち養蠶地區を甲種・乙種・丙種に分つのであるがその重點は乙種に置いてある。甲種は既設養蠶家の改良統一を目的としたもので規格統一の伏線だ。道内に十箇郡があるが各郡に一地區を選定し一地區約三十戸で一戸一枚を掃立るやうにし、郡農會の指導の下に着々その實を擧げてゐる。だが此の甲種よりも更に注意すべきは乙種の自作桑田創設の前提としての模範養蠶地區の設定である。此れは後述するであらう全北のそれと一脈相通ずるものがある。此の大要を見るに道内に於て最も植桑養蠶に適する地區を一箇所宛選定し一荷口の生絲を養蠶一期の繭にて生産することを目標として一地區約十五町歩の桑田を設け、その地區内に細農約百五十戸に分割擔當せしめるもので、製絲業者の負擔として土地桑苗植付基肥金肥蠶種その他の費用、養蠶者の負擔としては人肥勞力、蠶具、蠶室その他の費用等である。かくて出來上つた繭は製絲養蠶兩者に於て折半分配する。かくの如き經營を續けること十三箇年にして桑田は農民が每年の積立金で買取りその所有となりこゝに自作桑田が設けられる。今日の所では「郡是」の清州工場が道内に五地區を設定し約七十五町歩の桑田を七百五十戸の農家をして經營せしめてゐる。そこで「郡是」は先づ此の地區の産繭の規格統一をはかるため優良蠶種を購入して農民に分配してゐる。此の産繭の規格統一は本道の蠶絲業策の一つである。卽ち昭和八年迄は道内に數種の蠶品種があつたが昭和九年春期には國蠶歐十七號國蠶支十四號との交雜を、同秋期には國蠶日一〇六號と國蠶支一〇一號との交雜を、昭和十年春期には國蠶歐十八號と國蠶支一〇六號との交雜を、同秋期には國蠶日七號と國蠶支一〇一號との交雜を、更に昭和十一年春期には國蠶歐十八號と國蠶支一〇六號との交雜を、同秋期には國蠶日一〇六號と國蠶支一〇一號との交雜を飼育せしめたのである。尙産繭の規格統一を更に强化するため母體による繭質の相異をも考慮して道内を二分し主として山間地帶に當る北部五郡には春秋蠶種とも「支母」

を主として平野地帶に當る南部五郡には春蠶にあつては「歐母」を秋蠶にあつては「日母」を配付して十二年度より飼育せしめる豫定で此れにより漸次道內の蠶種を統一せんとする。しからば此の模範地區の設定と規格統一は如何程の効果を收めたであらうか？今日五地區約四百九十戶の養蠶家と六百七十餘反の桑田に於て十一年度に實際養蠶小作を開始した地方は陰城郡の遠南地區のみであるのでその一區以外の實績は判らないので此の地區のみ示せば別表の如し。（註一）

右の結果を全鮮平均と比較すれば一戶當りの收繭高に於ては約二倍を示し桑田一戶當りに對しても相當の優位を占めてゐる事が判る。從つて農家一戶當りの現金收入も全鮮平均よりは優良であらう。しかも產繭の檢定成績も相當立派であるであらう。それ故に此の地區は槪してよき成績を擧げてゐると云へるであらう。だが此の地區の制度について一言したいことは契約滿了後農民が會社より小作地購入の價格である。契約の條文によれば「小作地の購入價格は會社が購入した當時の價格とす」と規定されてゐる。だが契約期間は滿十五箇年間である。經濟事情は常に變動しつゝあるのに今日の正當なる價格が十五年後に於て果して正當と云へるだらうか。殊に昨今の如く地價が暴騰してゐる時（昭和四、五年頃の暴落と比せば）の標準で十五年後もそれを用ゐやうとするのは經濟の變動を無視したものと云へるであらう。しかして農民は十五箇年間會社のために非常な努力がなされる筈である。その勞力に對してはそしてその勞力によりて多くの利益を收めた會社は農民に對して何ら報ゆる處がなければならない筈だ。毎蠶期の收入の折半だけでは會社の利得があまり大きすぎる。道當局は此の點をもう少し考へて欲しかつたと思ふのは僕一人のみではないであらう。だが本道當局者の養蠶奬勵のための努力は多とせねばならないと思ふ。最後に本道の養蠶擔當者にとつて大なる問題が一つのこされてゐる。それは桑田と煙草畑との競合である。周知の如く本道は朝鮮に於ける有數の煙草生產地である。處が桑田の附近にある煙草畑は桑田にとつて有害でありそれは直ちに繭質と桑の收葉量に影響する。しかも煙草は本道の農民の一部の重要な收入源でもある。こゝに於て當局者はヂレンマに陷らざるを得ない。

次に忠南を訪ねたが此處はその生產額四十萬餘貫で南鮮に

於て第三位を占めてをり、全鮮では第七位である。本道は面積八千百餘方粁で宮崎縣よりやゝ廣く人口はその二倍の百五十二萬餘人を數へ概して戸數密にして農産も亦豐な地方である。即ち錦江流域の内浦平野は三南の寶庫の一に數へられ古くから米作に主力を注ぎ今日は多摩錦、穀良都、中神力等の優良な米を産し、その全面積に對する産額も相當よく朝鮮の米種改良史上江景・論山の名は逸する事が出來ない程の重要性を有してゐる。米がかくの如く重要な地位を占めてはゐるが一面亦養蠶業に對しても相當力を入れてゐるやうに見受けられる。殊に大田に於ける郡是製絲工場の設置は本道の農民をして養蠶に力を注ぐやうに仕向けたのであるし、亦大正十四年より始つた本府の百萬石計畫により道の當局者の奬勵により養蠶戸數は漸次增加して行く傾向にあるのだ。

本道では他道と同樣に桑園に人肥を奬勵してゐる。桑園一段歩に約二百貫の人肥が必要であるが一貫一錢の經費とすれば約二圓となる。所が此れは農民から實際に支出されるのではない、從つて農民は先づ桑葉の生産費に於て得をする。勿論金肥を施せば一段歩當の收葉量も多くなるだらうが、今日の本道の農民の經濟狀態では金肥は無理だ。從つて一般的に施肥が充分と云へない。その結果は高刈仕立も根刈仕立も收葉量に於ては變りがないので主として中刈仕立の桑園が設けられてゐる。本道に於ては早くから桑園一段歩當の收入を高めやうと色々と努力して來たが最近は桑皮による朝鮮紙の製造及桑枝の竹代用品の製造等をなして副收入の方から段當の收入を高めてゐるがその副收入が一段歩約十圓前後である。朝鮮紙の如き一個年の生産額約三十萬斤であり、紙質も相當よいものであつた。此等の副收入が農民にとつては非常な助けとなるのだ。朝鮮の養蠶家にとつて今日一の問題となつてゐるのは共同販賣である。去る五月全鮮に於ける唯一の自由取引市場を許してあつた大邱もなくなり今や全部共同販賣でなされてゐる。此れに對しては今尙贊否相半してゐるやうだ。然らば本道の農民達は此れに對して如何なる考へを有してゐるか。本道は昔から共同販賣と云ふ形式がとられてゐた。それは當時は製絲工場も道内にはなかつたので農民はその生産した繭の處分に窮したので當時から所謂相互扶助的に共同販賣の形式をとつたのだ。それが今日は法令化されたに

すぎぬ。從つて農民間の不平もないやうだ。たゞ農民の不平と云へば檢定に對するそれのみだ。かくて本道は共同販賣は何の差障もなく行はれてゐる。本道の製絲工場中の雄は云ふ迄もなく「郡是」である。此れは大田に大正の末期に設けられたものである。此の工場は主として輸出向の生絲をひいてゐる。たゞ小部分だけ地遺品を出しそれを同工場で朝鮮向の織物にしてゐるが非常に好評を博してゐるらしい。當工場で使用する原料は道內十箇郡と平北方面から來るが今日平北に製絲工場なきためで、もし將來同地に工場が設立された時は郡是はその原料を何處より求むべきかゞ今から問題となつてゐるらしい。郡是の絲は主として輸出向であるが、原料關係により輸出に向かないのがある、その時は地遺絲に向けるのである。現に昭和十一年度は原料不良のため輸出絲がひけないので全部地遺絲にしてゐるらしいが、此のやうな結果のため繭の生產費及勞賃は安いにも拘らず生絲の生產費が內地のそれより割高になる事が少くないやうだ。此れは當工場のみならず多分全鮮の工場が同じく經驗してゐる所であらう。當工場には女工のための寄宿舍が設備されてゐるが一人一疊當りの溫突で、しかも溫突の下にはスチームが通ふてゐると云ふやうな整つた設備には感心した。他の大工場も寄宿舍は比較的立派であつた。最後に本道に於て特筆すべき事柄の一つは養蠶組合網の完成である。卽ち道內に百餘の組合を設け約六千餘戶の養蠶戶數中その七八%に該當する四千七百餘戶が加入してゐる。その組合の大きいのは百四十餘戶の養蠶家を有するものもあり、小なるものは十四戶のものもある。此等の組合は、內地の養蠶實行組合の如きものであり、郡農會、道農會、或は面費及郡是等から相當な補助金をもらつて養蠶技術の改善、繭質の向上、共販、共同乾繭等をなしてゐる。しかして此の組合の積極的活動は本道の養蠶の發達に貢獻すること多大であるのだ。

湖南線に身を投ずると汽車は錦江と萬頃江と東津江がなす廣漠たる全北平野を通過する。京釜線に於けるが如き高い山も見えず松林で被はれた低い丘陵の散在する景觀が見える。此の平野は花崗岩の山地が殆ど海面近くの高さに迄侵蝕されで表面に岩石の霧爛による土砂と河流の運搬した沖積土とを頂いたもので、散在する丘陵は下の岩盤のなす花崗岩が堆積

層の間に所々に頭を出したものである。此の全北平野を有する本道は米の主要産地所謂「米の全北」として聞えてゐるにも拘らずその産繭額三十八萬餘貫養蠶戸數五萬二千餘戸で南鮮に於ては第四位全鮮に於ては第八位にある。しかし何と云つても米が主であるので道の當局者もあまり力を入れてゐなかつたらしい。現に道内の某製絲工場長の話によれば「何んと云つても本道は米の全北ですから道當局者も米にのみ全力を注ぎ養蠶は割に等閑に附する傾向が强かつたのです、所が昨年の水害で米作が非常に打撃を受けたので此れではいけない、何か補助的手段を考へねばならぬとて養蠶の奬勵に傾いて來たのです」と。從つて本道の養蠶については特筆すべきものはないが、唯前述せし如く本道でも自作桑田の創設にのりだしたことは注目すべき事だ。しかも此處の方法は忠北とその趣を異にしてゐる。即ち簡單に云へば郡農會が桑田を買入れてそれを農民に與へ農民は毎年の養蠶收入から支拂ふ小作料で地價を返濟して自分の所有となす制度である。即ち一種の年賦償還であり、毎年支拂ふべき金額は養蠶收入の五割である。その例を示せば次の如し。

養蠶小作收支豫定例（對一經營單位十町歩）

（植付初年は反當一圓の補助あるものとす）

其の一　坪當二十錢にて土地を購入せし場合

項目＼年度	昭和十一年度	同十二年度	同十三年	自昭和十四年度至同二十八年度每年	昭和二十九年度
支出					
土地購入費	六、〇〇〇	—	—	—	—
桑苗代	八一〇	—	—	—	—
指導員費	—	—	三八五	三八五	三八五
諸税雜費	二〇〇	七〇	七〇	七〇	七〇
肥料代	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
利子又は元利償還金	—	四〇八	四五六	九六八	九六八
償還金積立金	—	—	—	三七	—
計	七、四一〇	八七八	一、三二一	一、八〇〇	一、七七三
收入					
借入金	七、四一〇	八七八	一、三二一	—	—
桑田小作料	—	—	—	一、八〇〇	一、三六八
積立金繰入	—	—	—	—	四〇五
計	七、四一〇	八七八	一、三二一	一、八〇〇	一、七七三

本案に依る時は桑田設置後滿十八ケ年にして小作料(總收繭量の五割但し最終年は三割八分)のみを以て土地購入費其の他諸費用を完全に償還し小作人は其の土地の所有權又は小作料免除(但し諸稅納入を要す)の永小作權を取得す。

此の制度によれば桑田設置後滿十八箇年にして所有權又は永小作權を小作人が取得することゝなる。しかも忠北の制度とことなり改めて地價を支拂ふが如き二重の負擔をなさないのであるから農民にとつては非常に有利であらう。かくの如き方法を以てなす自作桑田の設置は非常に有意義でありしかも農會が働くことによりて始めて可能となりうるのだ。今日全鮮に於てかくの如き方法を以て自作桑田の創定にのり出してゐる處は本道の外に咸南があるのみ。各道に於ても農會の財政の許す限りに於ては、此の方法による自作桑田の創設されんことを希望する。

全北から全南に入る。元來本道は全鮮中氣候最も溫和な地方で雨量も多く榮山江流域を始め海岸部に少なからぬ平野があり、農耕に適し從つて農業は最も主要な產業である。就中米・棉・繭は三大農業生產物である。しかして米は耕地面積に於ても收穫量に於ても全鮮第一位にありしかも昭和十四年度には四百萬石の生產に達せしめる計畫を以て開墾事業に力を注いでゐる。一方陸地棉の生產高約六千五百萬斤で全鮮の生產額の約半分を占めてをり、しかも昭和八年以後本府の六億斤の增產計畫に順應して昭和十七年迄に一億一千萬餘斤に達せしむべく積極的な奬勵をなしてゐる。更に繭の生產額は六十二萬餘貫にして全鮮に於ては慶北江原兩道について第三位にある。しかして此の部門も本府の百萬石計畫に順應するため種々の施設をなしてゐる。それ故に本道に於て此の三つの主要產業の開發に際して第一に著逢する難關は耕地の不足である。從つて思ふやうに增產をなすことが出來ないのが本道の惱みであり、しかも米と棉が何んと云つても重をなしてゐるので特に桑田のための土地が少ない、殊に桑は永年作物であるから小作地に桑を植えることは地主が賛成しない場合が多い、從つて本道も自作桑田の創定のため、桑田の共同購入を奬勵してゐる。本道の桑田について注目すべき點は他の地方よりは比較的純桑田の多いことである。此れは本道には內地人養蠶業者が他道に比して多いためだと云はれてゐる。

本道の繭の生産額は全鮮に於て第三位であるが、その品質は全鮮一と云つてもよい。此の結果は共同販賣に對する悩みとして現はれる。卽ち共同販賣は絲量十二匁のものも、十三匁のものも同樣に取扱はれることになるのでそこに非常な不平がある。本道の二箇郡程此の不平のため、共同販賣反對を道廳に陳情してきた程である。從つて本道でもそれをみとめ近き將來に於ては肉眼鑑定を廢し正量檢定をなすつもりであり、そして當分は絲量のみをなすが後には絲質にも及ぼす豫定である。このためには今日の一等の外に特等とでも云ふべきものを設けねばならない。と道當局者は語つてゐる。本道に於て特筆すべきことは蠶種の自給自足である本道は前述せし如く氣候溫和なるため、蠶種の製造としては鮮內隨一である。從つて內地よりの委託製造希望者多く昭和十年度の如き道內の需要額十萬枚以外に內地に移出せしもの約三十萬瓦に達した。內地への移出は勿論先方の註文によるのであるが、道內に於ては交雜種の奬勵をなし、今日春蠶にありては支歐白繭種六割、支歐黃繭種四割、秋蠶に在りては日支二化、交雜六割日支一化交雜約四割を供給しつゝある。

最後に慶北であるが、此處は鮮內第一の養蠶地であり、多くの製絲工場の存在する處だ。その產繭額百十餘萬貫で朝鮮の全生產額の六分の一以上を占めてゐる。本道は南鮮に於てその面積最も廣いが本道は地理學上三の地方に分けられる。卽ち琴湖江平野地方と洛東江上流盆地地方と洛東江中流地域等である。此の內後の二地方は主として農業が行はれる。此の農業地帶では米作を主とし最近苹果の生產が多いが、しかし傳統的に蠶絲業に對する熱意を道民が持つてゐるらしく見られた。たゞ遺憾に思ふたのは熱意あるに拘らず繭質が全南に比して劣つてゐる點である。此れは技術の問題か蠶種の問題か或は自然的諸條件によるものか旅行者の私には明瞭に知ることは出來なかつたがとにかく道當局者の繭質向上に努力せられんことを切望する。本道には昨年以來私用にて度々來たのであるが來る度に大小製絲家或は繭絲問屋或は養蠶業者を訪ねて見た。そして當時問題になつてゐた自由取引の可否について夫夫の意見を徵しても見た。共販に對する意見は夫々の立場により勿論異つてゐる。第一に養蠶業者は大部分は反對のやうだ。殊に優良繭の生產者に於て特にその傾向が强

く見受けられた。だがその原因はときけば至極簡單だ。曰く「繭價が割安だから」と從つて今日の共販制に於て此の點を考慮すべきと思ふた。次に小製絲家の意見であるが大邱の自由取引廢止が決定されんとした時、新聞紙は小製絲家も大反對であると報じてゐたが、僕が直接製絲家に聞いた所によれば、小製絲家は大體贊成のやうだつた。彼等が一般に原料繭に缺乏してゐるのは事實だ。しかして彼等は今日四等以下の繭でも容易にもらへないのであるが、自由取引が廢止になつたら四等以下は自分らの方に分けてもらへると確信してゐるので、そのことは却て自分等には有利であると云つてゐた。その人々ですら自由取引の廢止は生産者の爲めに不利益ですと云つてゐた。更に繭絲問屋のある人は共販に强く反對してゐた。勿論共販の實施は問屋の生活を脅かすものであるが、僕の會つた問屋は比較的自分の利害をはなれて繭生産者のために辯じてくれた。曰く「私共はたとへ大邱の自由取引が廢止されても大して生活の問題に迄影響しません。廢止された時は乾繭と繭倉庫業者に轉向すればいゝんですから、だが繭生産者が氣の毒ですよ、元來共販制は昔製絲工場のなかつた時代に産繭處理のために出來たものです、所が今日は本道內の器械製絲だけでも二十餘軒あり、釜數にしても二千二百餘釜あるのです。今日は産繭處理の困難所か産繭の不足を來たしてゐるんです、從つてよき繭でさへあればどし／＼賣れるんです、何も共販にする必要はありません、それは共販制を認めるのはよいでせうがそれをすべての人に强制すべきではないのです、自由意志にまかせばいゝんですよ、しかし當局者の意見が自由取引廢止なら仕方ありません。長いものにはまかれる主義で私は繭の取引を止めて乾繭と繭倉庫に轉向するでせう、しかし長い間丹精をこめて作つた繭を實際の價値よりも安く賣らねばならぬ繭生産者は氣の毒です」と。更に大製絲家の意見をもたたいて見たが大體は自由取引廢止に贊成であつたが中には自由取引廢止の結果繭質の低下を來しやしないかと心配するものも少くなかつた。かく見てくると今日全鮮に行はれてゐる共販制は再檢討して見る必要がありやしないだらうか。

本道の蠶絲業については色々とかきたいことがあるが紙數の關係上次の機會にゆずることにする。

×　×　×

さて、以上で南鮮の蠶業地を一巡したのであるが、全體として感じたことを少しく述べて見たいと思ふ。第一に純桑田の少いことだ。內地に於ては長野・群馬・愛知・埼玉等の養蠶地を旅すれば非常に廣大なる桑田を見出すのであるが、私は今度は全南の一部分と第一の養蠶地である慶北ですら京釜線淸道驛附近に僅かの純桑田を見たのみだ。統計を見れば純桑田は全體の三五・五％しかない。一番多いと云はれる全南すら四千二百餘陌に過ぎない、本府の百萬石增産計畫の下に各道では畦畔桑田を奬勵してゐるらしいが畦畔桑田の桑により優良な繭が得られるだらうか。各道に於て桑田の增加をはかるならば竿頭一步を進めて純桑田を增加させた方がよくはないだらうか。そして人肥でも結構であるから施肥することにより反當の收葉量をよくし繭の生産費の低下を志すべきだ。第二に繭の品質の點だ。多くの人は朝鮮繭は質が惡い從つて生絲が惡いと云つてあたかも先天的のことでどうする事も出來ないやうに考へる者も多いやうだが此の點をもう少し考慮すべき點ではなからうか。例へば朝鮮の繭は一般に酸度が高いのでセシリンの溶解が充分でなく爲に解舒が惡いと云ふが、此の酸度を低下させるための裝置を施してゐる工場は私の見た所では一、二しかなかつた。皆が此の點を考慮してゐたならば解舒が惡いと云ふ缺點は一部分解消されやしないだらうか。此のやうに皆がもう少し色々と研究し改良するやうにすれば、繭の品質からくる缺點は相當除かれる筈だ。第三に朝鮮の繰絲工は能率惡く繰絲量百五十匁前後で內地の工女の半分だ、それ故に生産費が安くても大して利益なくしかも工女の勤續年限があまり短いので困るとよく云はれる。しかしその工女等の賃銀があまり少いのには驚いた。某大工場の見習工の一日の手取は最低五錢最高十錢と云ふ。內地に於て僕の調べたのによれば最低が二十七錢であつた。あまりに差がありすぎる。かくの如き待遇の下に工女のよき能率を期待するのは無理であらう。此の點に關し某工場長は「工女の能率が惡いのではないんですよ水原の蠶種部が惡いんです、水原でもう少しよい蠶種を作つてくれたらたとへ養蠶家の技術が內地の人々より劣るだらうが工女の技術が拙いだらうが相當な絲がひける自信はあります」と。此れに對し全幅的な

贊成をなすことは出來なくとも首肯される點も少くない。第四に生絲の加工費の分析を各工場で見たが內地より高くなつてゐるのは、燃料と職員に對する俸給である。燃料の高いのは朝鮮の氣候から當然の事であらうし、亦南鮮地方には石炭の產地なく、それを內地に求めねばならぬ事から運賃その他のため燃料費が嵩むのだ、そこで「全北製絲」の如き和順の無煙炭を使用してその低下をはからうとしてゐる。次に俸給の點だが之は大工場に於て特にさうである。それは云ふ迄もなく內地人職員に對する加俸の結果である。第五に此れは蠶絲業のみのことではないが各道の統計に人爲的誤謬があまりに多いことだ。蠶絲業は多分百萬石計畫の下に每年產繭額を增加せしものとせねばならぬと思ふためであらうが、某道に於て產繭額と生絲製造數量との數字にあまり差があつたので「此の原因は」と尋ねて見たら「自家消費のためです」と答へてくれたがその自家消費が五割近いのはどうも首肯できない。もし自家消費が事實五割であるならばそれは本府百萬石計畫の意圖する所を充分に解してゐないものと云へるであらう。第六に若し朝鮮の繭が質惡く輸出向をひくためには多額の生產費がかゝるとするならば、輸出絲より地遣絲に轉向することが亦朝鮮の製絲業にとつては有利ではなからうか。何も無理をして迄D格以上のものをひく必要はあるまい。今日生絲檢查成績は別表の（註二）示す如くE格が三割以上を占め、A格以上は一割にも達しない、從つてD格以下G格迄をひく爲めに高い生產費をかけるよりは地遣絲に轉向した方がよくはないだらうか。此の事は片倉、郡是の如き大製絲家よりもその他のものが考慮すべきである。第七に片倉、郡是及その他二三を除いて朝鮮の製絲工場はあまりにも小規模だ。內地に於ても製絲業の小規模なのはその特徵の一つだが、內地の小規模に慣れてゐた私さへも朝鮮の工場の小規模なのには驚かざるを得なかつた。此の小規模なことがあらゆる點に於て朝鮮の製絲業に不利となることは明かだ。此の點に關しては道當局者も製絲家も考慮して欲しいと思ふ。

×　×　×

以上述べた所に含まれてゐる諸問題についての詳論は他日試みたいと思ふ。

（註一）

一、養蠶作柄狀況

		春期	初秋期	晩秋期	計
一戸當飼育數量（箱）	最多	五・五	八・〇	五・五	一九
	最少	〇・五〇	〇・五〇	〇・二五	一・二五
	普通	一	一	一	三
	合計	一三九	一七〇	一一・七五	三〇・七五
一枚當收繭額（貫匁）	最多	一一、一〇〇	六、四〇〇	七、六〇〇	八、三六七
	最少	四、一五〇	四、四〇〇	四、九〇〇	四、四八三
	平均	六、七六六	五、四六二	七、一二八	六、四二五
反當收繭額（貫匁）	最多	一一、八二〇	九、二三七	一三、一四九	三四、二〇六
	最少	三、一一〇	三、二七八	五、四五〇	一一、八三八
	平均	五、七五〇	五、五六一	八、五〇〇	一九、八二一
産繭總額（貫匁）		九四〇、五四〇	九二八、五九〇	八三、七八〇	一、九五二、九一〇
同上内譯（貫匁）	特上	五七〇、三三〇	六八四、七一〇	七一、四五〇	一、三三六、四八〇
	特等	一八七、七五〇	一七五、二二〇	一〇〇	三六三、〇七〇
	一等	一一、一〇〇	六、五〇〇	―	一七、六〇〇
	二等	二、八五〇	―	―	二、八五〇
	三等	四五〇	―	―	四五〇
	四等	一〇、七〇〇	一、三〇〇	―	一二、〇〇〇
	下繭	一〇八、五三〇	一三〇、七七〇	七、七八〇	二三七、〇七〇
	玉繭	四八、八五〇	四〇、〇九〇	四、四五〇	九三、三九〇

備考　春期は最初二〇二箱を掃立飼育したる處、五月二十八日午後三時頃約十分間甚だしき降雹ありたる爲め桑田被害甚だしく爲めに掃立したる蠶兒を六四箱分遺棄したり。

二、養蠶小作成績

		春期	初秋期	晩秋期	計
收繭額（貫匁）	製絲家收得分	四〇六、九二〇	四五五、二二二	四一、三七九	九〇三、五二一
	養蠶家收得分	五三三、六二〇	四七三、三七八	四二、四〇一	一、〇四九、三九九
	計	九四〇、五四〇	九二八、五九〇	八三、七八〇	一、九五二、九一〇
同上養蠶家收得分販賣金額		一、五八九・三四円	一、四七〇・一四円	一三六・五二円	三、一九六・〇〇円
同上一反當	最多	二五・八七	一八・六九	二二・五一	六七・〇七
	最少	六・二六	四・七九	九・〇七	二〇・一二
	平均	九・三七	八・八一	一三・六五	三一・八三
引去金總額		四六二・四八	三八六・八七	一五・六四	八六四・九九
同上の種類	蠶具代	―	二一〇・四七	六・六四	二一七・一一
	鉋丁代	七三・五八	―	―	七三・五八
	簇代	一〇八・五三	―	―	一〇八・五三
	桑代	一三六・三八	―	―	一三六・三八
	土地買收基金	一五五・〇〇	一七六・四〇	九・〇〇	三四〇・四〇

		春期	初秋期	晩秋期	計
一反當引去金額	最多	九・〇六	六・〇三	五・七〇	二〇・七九
	最少	一・三八	一・一三	—	二・五一
	平均	二・八二	二・三一	一・五六	六・六九

備考 一、製絲家と養蠶家との收得分が同一數量にあらざるは蠶桑能率增進奬勵の爲め地區單位當平均收繭額以上に收繭を見たる養蠶家に對し其の超過分を養蠶家の收得としたるに依る。

二、春期は雹害の爲め掃立したる蠶兒の一部を遺棄したるも壯蠶期に到り尙桑葉に不足を生じ右の如く買桑をなしたり。

三、養蠶家手取收入金使途狀況

		春期	初秋期	晩秋期	計
手取金總額		一、一二六・九六円	一、〇八三・一七円	一三〇・八八円	二、三三一・〇一円
同上一反當の	最多	一七・九八	一六・八〇	二〇・〇〇	五四・七八
	最少	一・一三	二・二一	八・九一	一二・二五
	平均	六・八七	六・九〇	一二・〇九	二五・八六
使途狀況					
營業費	農具代	七〇・一三	六九・〇三	八・一一	一四七・二七
	購牛	八五・二五	一〇一・三四	三五・五〇	二二二・〇九
	金肥	一三五・四〇	—	—	一三五・四〇
	計	二九〇・七七	一七〇・三七	四三・六一	五〇四・七六
衣食費	食料	二四五・一二	一四〇・九五	一五・〇〇	四〇一・〇七
	被服	一五七・二六	一八五・一八	一四・〇三	三五六・四七
	計	四〇二・三八	三二六・一三	二九・〇三	七五七・五四
其の他	負債整理	一九九・八五	二七七・七〇	二二・三九	四九九・九四
	公課金	一四〇・六八	一二一・四一	—	二六二・〇九
	貯金	九三・一八	一八七・六六	二五・八四	三〇六・六八
	計	四三三・七一	五八六・七七	四八・二三	一、〇六八・七一

四、生產繭檢定成績

	選除繭歩合	繭絲長	繭絲纖度	解舒絲長	生絲長	繰絲量	小類	増減すべき絲量	精算絲量
春期	〇・一%	八一四米	二・九三デニール	六六七米	三・五一匁	二・七九匁	八八點	△〇・四二	三・八二匁
秋期	二・九	八〇三	三・一五	六八二	三・五七	四・八四	八〇三	〇・三五	三・六七

備考 △は減を示す。

（註二） 內鮮別生絲檢査成績狀況（百分率）

（昭和十一年橫濱・神戶生絲檢査所）

	特別AAA	AAA	AA	A	B	C	D	E	F	G	計
內地	三	六	三	一五	一八	二〇	一五	八	二	一	一〇〇
朝鮮	〇	〇	一	七	二	一四	二四	三三	八	二	一〇〇

雲崗石佛の今昔

佐々瀬雄山

はしがき

今回の支那事變に於て、わが皇軍が支那の國寳的文化遺蹟に對し、之を破壞せぬやう愼重なる注意を拂ひ萬全の策を講じつゝあることは、誠に心床しき限りであつて、敬慕の念禁じ能はざるものがある。新紙の報ずる所に依れば、先般山西省大同に入城した〇〇部隊長は、同城の西北約七マイルの地に遺存する雲崗の石佛が、戰亂に乘じ無殘にも不逞の徒の爲に、續々毀損され漸次荒廢に委しつゝあるの現狀に鑑み、これが保存方に付布告を發し、之に違反する者をば、嚴罰に處する旨を示達した由なるが、寔に時宜を得た措置と云ふべきである。同石佛は、今を距る一千五百年前北魏時代に、天然の巖石に石窟を穿ち、大小無數の佛像を彫刻したもので、世界的に著名なものである。今左に其の梗概を掲げて、大方の一粲に供することゝする。

一、雲崗石佛開鑿の由來

雲崗の石佛は、今を距る一千五百年前、北魏文成帝の時代、沙門曇曜が幾多の佛師を率ゐ、文字通り一世の心血を注いて、大約半世紀に近き歳月を費し、天然の巖石に大小無數の佛像を彫刻したもので、北魏時代の雄渾瑰瑋の風を現はし、幽玄神秘寔に獲易からざる天下の至寶とも云ふべく、わが推古朝に於ける佛像も、多分にこの流れを汲んでゐるとのことである。

雲崗（Yun-Kang）は、山西省大同縣の西郊三十支里の處にある一寒村である。大同は北魏の建國より、孝文帝の太和十八年洛陽遷都に至るまでその都城たりし所で、此の地は、古く漢代には平城縣と呼ばれ雁門郡に屬し、東部都尉の治所

たりし所で、古來蒙古に對する防禦の要地として有名である。山西省第二の都城で、人口七萬餘四周堅固なる城壁に圍まれ、城の內外名勝舊蹟に富み、殊に同地の西方約七哩の處にある雲崗の石佛寺は、多數の石佛石窟を以て世界的に著名であることは、前述の通りである。

該石窟は武周川の北岸、水蝕によりて生じたる高さ百餘尺の斷崖に無數に開鑿せられあるが、その岩質は、水平層を成せる良質の砂岩で、その質堅緻ならず、雕琢に便なるため、その石窟には規模極めて大なるもの多く、壁面には、大小多數の佛龕千軀佛等を彫刻し、また建築的細部裝飾文樣等を作りあり、寔に壯嚴富麗なる景觀を呈してゐる。

本石窟創成の年代に就ては、從來二說に岐かる。その一は、明元帝の神瑞年間となすものと、他は文成帝の興安二年となすものどであるが、更に文成帝の和平元年との說もある。普通には太武帝廢佛毀法の後を承け、文成帝の復佛興法の後となす說を有力とする。この興安和平兩說共「魏書釋老志」より出でたものである、夫に據ると「和平初師賢卒。曇曜代之。更名沙門統。初曇曜以復佛法之明年。自中山被命赴京。値帝出見于路。御馬前銜曜衣。後以爲馬識善人。帝後奉以師禮。曇曜白帝。於京城西武州塞。鑿山石壁。開窟五所。鐫建佛像各一。高者七十尺。次六十尺。雕飾奇偉。冠於一世」とあり。文成帝の佛教を復興せしは興安元年なるを以て、文中明年とあるは興安二年に當れば、興安二年說は之より出でたるものなるべく、又た「初曇曜」の初は「帝後奉以師禮」の後に對し、曇曜の帝に白して、五大窟を開きたるは、賓僧師賢に代りて沙門統となりし後と解すべく、仍てその創成を和平元年以後なりとなす說出でたるものであつて、この說實際に庶幾

きものと見るべきである。

本石窟開鑿の動機としては、(一)太武帝の峻烈なる廢佛毀法に對する懺悔滅罪、(二)北魏建國以來の五帝卽ち太祖平文帝、太祖道武帝、太宗明文帝、世祖太武帝、恭宗景穆帝に對する追善供養、(三)付法相傳以て佛法を永遠に不滅ならしめんとする祈願の三つを考へらる。斯くて沙門曇曜に依りて五大窟が先づ開鑿せられ、引續き多數の石窟が順次開鑿を見るに至り、その總數實に千を算ふるに至つた。而して此の開鑿の期間は、大體和平の初より太和十八年に至る五十四年間でほゞその完成を見たるものゝ如くである。

二、石窟の構造及樣式

今石窟の構造狀態を見るに、巖壁の狀勢に因り大體これを三區に分ち得るのであつて、各區毎に小なる谿谷を以て界となしあり。東側のものを第一區となすべく、その東端に二窟相駢らび、西端に重要なるもの二窟存す。東端より相算へて順次第一窟乃至第四窟と稱す。第二區は、中央石佛寺の境内にあるもので、重要なる石窟九つあり、卽ち第五窟より第十三窟に至るもの夫れである。その中第五、第六の兩窟前には、大規模なる四層樓を巖壁に接して構築しあり、また第七窟の前面には三層樓を構へありて頗る壯嚴を極む。第三區は西側に在るもので、重要なる石窟七あり、卽ち第十四窟より第二十窟に至るものそれである。その中第十九窟には左右に脇佛を控へたる大佛あり、第二十窟は前面崩れ落ちて、偉大なる三尊佛を露出してゐる。

雲崗にて(その二)

この大佛より以西には、佛龕の存するもの大小幾百なるを

知らざる狀態なるが、その多くは破損甚だしく、觀るに足るもの尠きは遺憾である。たゞその西端に一洞ありて、その內部に塔形を刻出せるものゝ稍々人目を惹くに足る。

以上雲崗石窟の主要なるもの三區二十餘窟の內、沙門曇曜に依りて最初に開かれたるは、第三區の第十六窟より第二十窟に至る五窟であつて、第三窟先づ成り、それより次第に東方に及び、第二區次に成り、第一區は最後に成りしものゝ如くである。第一區及第二區は塔洞とも稱すべく、共に窟內中央に塔婆樣のものを雕鏤し、その四周並に窟の四壁皆佛龕を作り佛像を彫刻しあり、天井亦た飛天蟠龍蓮華等を以て粉飾しありて、頗る富麗を極む。その第三窟は規模甚だ壯大であつて、內に巨大なる三尊佛二軀を作らんと企てたものゝ如きも、西側のもの成りしのみで、工事を中止せる迹がある。若し此の二軀にして完成せんか、古今に比ひなき偉觀を呈せしものならんと思はる。その樣式他の諸窟とは著しく趣を異にし居り、技巧頗る圓熟然かも未だ唐代の樣式を具現するに至らず、恐らく隋末のものと思はるゝのである。彼の隋の煬帝父君文帝の爲に三尊佛を作り、その東方にも之と同樣のものを母后の爲に作らんとせしが、圖らずも不慮の變事出來身崩御し、國亦尋いで滅亡したれば、本工事もその儘中止の已むなきに至つたものと思惟せらる。

三、雲崗石佛中の偉觀

雲崗石佛中最大なるものと目せらるゝは、第五窟中央に鑿成せられたる本尊釋迦如來の坐像で、高さ約五十五尺の巨大なるもので、現在支那に遺存する石佛中、これに比肩すべきものなしとのことである、本佛は孝文帝が其の父獻文帝の爲に開鑿されたもので、よく北魏の特質を備へ、姿態整齊、端嚴雄偉の氣象を具現し、洵に比類なき傑作なりとす。本尊の左右、西脇侍の立像を壁面に刻出しあり、高さ孰れも十八尺、共に後世の修補を經たるは憾みとす。而して其の規模の雄大で、技巧の精錬、飾窟の富麗、雲崗第一の偉觀とも云ふべきは、第六窟であつて、窟はその一邊四十七尺の方窟で、後壁には深さ十三尺餘の大佛龕あり、中央に釋迦の坐像を作れり。窟の中央には一邊二十六尺の方柱を遺こし之を二層に分ちあり、各面各層には佛龕を作り佛像を雕め羅漢菩薩化佛飛天塔婆等を配し、四壁亦一面に佛像其他の彫刻を施こしあり、壯麗を極むるものであつて、前出第五窟と共に北魏藝術の最高峯に達せる孝文帝の時代に鑿成せられたるものと思はる。

次にその第十三窟は、東西三十四尺三寸、南北二十七尺三

寸で、特に大規模のものと云ふべからざるも、中央にある本尊佛は、高さ五十尺の彌勒菩薩の像で、方座に倚りて兩脚を交叉し、寶冠は直ちに天井に接しあり。頗る傑作なるも、後世の修補に因り俗惡化せるは惜むべきである。本窟は第二區中最も古式を現はせるもので、恐らく獻文帝が其の父文成帝の爲に作りしものと推せらる。第十六窟は雲崗最初の五大窟の一で、その平面は楕圓形をなし、東西三十九尺五寸、南北二十八尺二寸あり、南面入口の上部に窓を開き、以て採光に便にしあり。本尊は後壁に接して刻出せられ、像高約四十尺、蓮華上に立ち壯嚴なるものなりしも、今や胸部以上を遺せる外殘骸を止め居るは惜しむべきである。第十九窟亦最初の五大窟の一で、その中央に本尊佛を安置せる一大石窟あり、左右には脇佛を安置せる小洞各一あり。中洞はその平面稍々楕圓形をなし、東西約六十二尺、南北約三十六尺、内に偉大なる坐佛像を彫刻す。高さ四十五尺、面相端嚴なれども腹部以下甚だしく破壞せるは遺憾である。第二十窟亦最初の五大窟の一で、今壁の前面全く崩潰せしため、殆んど露佛の狀を呈し居れり。本尊は釋迦の坐像であつて、その左右に脇侍佛の立像を配しあれども、右脇侍佛は今は全く崩潰しあり。本尊佛は膝部以下は埋沒し、高さ三十三尺を算するに過ぎざるも面相よく北魏の特質を存じ、雄渾の氣象を具現し居れるは寔に欣ぶべきである。

第十九窟大佛の頭部

　以上雲崗石佛の梗概を傳へたるに過ぎないが、今や北支は皇軍の威武により戰塵の巷も明朗化するに至り、彼我の文化使節を交換し古代文化の復活を圖り以て相互の親睦に資せんとしつゝあるの今日、本卑稿が聊かたりとも、古代文華の復興に拍車をかくるの一契機たるを得ば、洵に望外の幸である。（一二、一〇稿）

朝鮮總督府報告例の改正に就いて

朝鮮總督官房文書課

改正の要旨

上級官廳が下級官廳に對して各種の報告を課するのは、政策施設の計畫資料として、その實施成績の觀察資料として、統計書その他官廳刊行物の編纂資料として、或ひは單なる監督目的のためにしてゐるのであるが、その形式に於いて法令の如き重き形式に依るものあり、單なる通牒を以つて命ずるものあり甚だ一樣でない。而してその目的の何れにあるにせよ、又その形式の何れに依るにせよ、上級官廳自らこれが課徵に適度の制限を加ふるにあらざれば動もすれば濫發に流れて中には重複を生じ下級官廳に過當の事務を負擔させ勝ちな傾向がある。そこでこれら個々の法規通牒に定められたる報告事項の定例的なるものはこれを一箇の例規に綜合統一することゝすれば、自らその重複過重は制御せられ、且つ各廳の報告事項及其の限界は明瞭となつて、事務簡捷上得るところは蓋し甚大である。

朝鮮總督府報告例はかくの如き趣旨の下に制定せられたものであるが、その内容の重要なる部分をなしてゐるのは統計事項である。しかして報告例は未だ必ずしもあらゆる定例報告事項を網羅して剩すところなしとは言ひ難いが少くとも統計事項に關する限りに於いては、國勢調査、人口動態調査、資源調査、會計に關する報告等特別の法規に規定せられてゐるものや、機密に關する報告等性質上編入すべからざるものの如き、當然報告例の圏外に置かるべきものは別として、殆んど定例報告を網羅してゐるのであつて、報告例は卽ち朝鮮總督府一般統計事務の根幹をなしてゐるのである。

現行報告例は昭和八年の改正に係るが、最近產業經濟、教育等行政各部門の伸長發達は顯著なるものがあり、政策施設の更新擴張せらるゝもの從つて益々多きを加へつゝある現下の情勢に於いて、報告例の內容はこれに伴はず、時世の需要を充たすに足らざるものがあるに至つた。尤も特に緊急を要する事項は慣例に從ひ便宜通牒を以つて直接間接報告例を補足し、或ひは報告例中一部の取扱を變更し、事實上これに改正を加へて來たのであるが、形式上報告例と區別すべきこれら例規通牒は年々少なからざる件數に上つて、報告例本來の趣旨たる報告例規の單一化に背馳する結果を招來したのみならず、報告例とこれら通牒とは相錯綜し競合して、事務の圓滑なる遂行上障害となることも一通りでなく、統計事務刷新の根本問題として、その根幹をなす報告例を改正することは忽せにするべからざるに至つた。

こゝに於いて今般庶政刷新の根本趣旨に鑑み、十一月十九日訓令第七十七號を以つて報告例中本文の一部と別冊全體を改正せられたのであるが、今次改正の主眼は言ふまでもなく別冊の改正であつて、別冊は甲號乙號共に內容形式の兩方面に互り大改訂を加へられ面目を一新した。卽ち內容方面に於いては報告例本來の趣旨に立ち返つて報告例事項の整理統一を圖り、現に報告例以外の通牒等を以つて徵しつゝある定例報告事項を取纒めこれに編入すると共に、全般に亙り時勢に卽應して改正を行はれた。又形式方面に於いては別冊の編纂方法に劃期的な改革が行はれて各廳特に下級報告官署の便益は著しく增大された。

以下これら改正の要點に付きその梗概を述ぶるに當つて、別冊各報告事項の改正の要點を擧ぐることは最も必要なことと思はれるが、廣汎に亙る改正事項を一々列擧するのは容易でないから、本稿は全然これに觸れなかつた。豫めお斷りしておく次第である。

第四條の改正

報告例は原則として第一次所屬官署に報告を命じてゐるが、別冊甲號中には道路に關する事項に付きその管轄關係から直接府に報告を命じてゐる二、三の例外があり、別冊乙號中には刑務所の支所、稅關の支署出張所に報告を命じてゐる

多くの例外がある。更に改正前の報告例は右の外に地方法院の支廳及檢事分局に對しても同樣報告を命じてゐた。これらの場合その報告は本來他の一般公文書と同樣、監督官署たる道、刑務所、稅關、地方法院又は同檢事局を經由して本府に提出すべきであるが、刑務所の支署、稅關の支署出張所、地方法院の支廳及檢事分局の場合は、管轄關係に基く府の場合と趣きを異にし、專ら報告の迅速を圖らんとする便宜上の取扱に過ぎないのであるから、報告例は從來から特に第四條の規定を設け、これらの官署の報告は監督官署を經由せず直接本府に提出するものとしたのである。

しかるに裁判所關係の報告事項中年報に付いては從來と雖もすべて第一次所屬官署たる地方法院又は同檢事局を報告者とし、しかして「民事統計ニ關スル件」第七號及「刑事統計ニ關スル件」第十四號に依りこれらの官署に於いて其の管內支廳出張又は檢事分局の分を取纒め本府に提出することゝなつてゐた。卽ち改正前の報告例第四條は地方法院の支廳及檢事分局に關する限り、事實上年報を除いた一部の報告事項に付いてのみ適用せられたのである。これを要するに從來地方法院の支廳及檢事分局の分は年報に限り地方法院又は同檢事局より報告せしめ、年報以外は直接その廳より徵したのであるが、かゝる二樣の取扱は往々にして事務の統一連絡を阻害する虞があるから、今次の改正に依り取扱を統一せられ、年報とその他との區別なくすべて第一次所屬官署たる地方法院又は同檢事局に於いてその廳の分と共に管內支廳出張所又は檢事分局の分を取纒め、一括して本府に提出することゝせられた(第四條第一項追加、民事統計ニ關スル件第七號及刑事統計ニ關スル件第十四號改正)。

右改正と共に別冊乙號中第一六二號民事事件報告(卽報)、第一六三號第一審民事事件件數表(月報)、第一八一號檢察事務報告(卽報)、第一八二號檢事搜査事件表(月報)、第一八六號第一審刑事事件表(月報)、第一九九號死刑執行濟報告(卽報)の各件はいづれも當然その報告者中から地方法院支廳又は同檢事分局の名を抹消せられた。卽ちこれら各號に付いては從來地方法院又は同檢事局に於いては自廳の分のみを報告すれば足りたのであるが、今後管內支廳出張所又は檢事分局の分をも併せ報告すべきは從來年報に於いて取扱ひたると同

様であるから注意すべきである。

次に刑務所の支所、稅關の支署出張所に關しては從來と何等變更はない。卽ちこれらの各官署より提出すべき報告はその監督官署たる刑務所又は稅關を經由せず直接本府に提出すべきは從來と全く同樣である。（第四條第二項）

第六條の改正

各廳の統計報告用紙の型を一定することは、整理集計に於いて又書類の編纂保存に於いて極めて有利であることは、論を俟たない。そこで從來報告例は第六條「前段に統計表ノ用紙ハ特別ノ定アルモノノ外美濃型ヲ用ヒ」と規定してゐたのであるが、今次の改正に依りこの字句を削除された。これはしかし諸用紙規格標準化の一般方針との牴觸を避けんとしたのに外ならないのであつて、これによつて統計用紙の型を無制限に自由にせんとする趣旨のものでは勿論ない。

商工省に設置せられた臨時產業合理局用紙標準化委員會の決定に係る日本標準規格は、本府もこれに順應して兼ねて鮮內各官公署團體に對して慫慂するところがあつたが、未だ普ねく徹底してゐないやうである。しかし本府は率先して既に一部特殊の用紙を除く外一般事務用紙に標準規格を採用してゐるから、他もこれに倣ひ漸を追ふて普及し、全鮮的統一を見るのも遠き將來ではないと思はれる。しかしてそれまでの取扱としては統計樣式の大小同異にも依るが、大體に於いて標準規格に依る官署は日本標準規格 B4 (257×364mm) 型又は B5 (182×257mm) 型を用ひ、在來規格に依る官署は從來通り美濃型を用ふることゝすれば、略々統一されて報告者及受理者の相互に便宜と思はれる。

尙ほ別冊甲號中一部の統計事項に付いては昭和十一年以來本府に於いて報告用紙の共同印刷を斡旋してゐるが、漸次印刷の範圍を擴大し將來別冊甲號の全般に及ぼす方針であるから、自然統計報告用紙の完全なる統一を見ることゝ思ふ。但し右の共同印刷に於いては標準規格の普及充分ならざる現狀に鑑み、未だ在來規格たる美濃型に依つてゐるが、將來機を見て標準規格を採用するつもりである。

道府郡島名順序中改正

統計表に揭記すべき道府郡島名は報告例第五條に依り一定の順序に配列することが必要とせられ、しかしてその順序は別表に示されてゐる。今回同表中の一部が改正せられたのは大田・全州・光州及羅津に府制が施行せられたのと、これに伴つて一部の郡名に變更があつたのとに因るのであるが、本件に關しては既に昭和十一年十二月官通牒第四十號及昭和十一年十二月官通牒第四十號を以つて便宜その取扱を變更されてゐるのであるから、今次の改正に依り實際上別段の異動を來すわけのものではない。

別冊編纂方法の改革

既に述べた通り本府報告例は原則として第一次所屬官署に報告を命じてゐるが、第一次所屬官署に於いて自ら直接これが報告資料を調査することは少い。多くは更に下級官署に命じて資料を徵してゐるのであるが、この場合本府報告例は報告者、報告期限等の指定に若干の變更を加へらるゝ外、殆んどそのまゝ準用されるのが普通である(例へば道告例)。卽ち本府報告例は形式的には本府對第一次所屬官署の關係を規律してゐるに過ぎないが、實質的には廣く各所屬官署に適用されてゐると言ふことが出來るのである。しかるに從來の報告例に於ける別冊編纂方針は報告例の形式的關係に重點を置き本府自身の利便を本位としてゐるが、その實際上の運用を考慮するに稍々缺くるところがあり、報告者特に下級廳に對しては必ずしも利便でなかつたやうである。

卽ち從來の別冊は報告事項をその報告期に依り分類配列したのであるが、この分類は索引に不便なる點に於いて、又報告期の改正比較的多く部門編成に異動性の多い點に於いて編纂方法それ自身に缺陷があつたのみならず、下級官廳に至りては本府の定むる報告期とは自らこれを異にし、一月の部に必ずしも一月の報告事項を發見し得ざる如き不利を生じたのである。

もとより統計事務の生命は最下級機關に於ける單位調査の正確と迅速とにあるのであつて、統計事務に關するあらゆる改善方策は下級機關を本位として講ぜらるべきである。今回の別冊編纂に當つてはこの點に鑑みて下級廳に於ける從來の不利不便を除去することに重點を置き、編纂方法に劃期的改

革が行はれた。

即ち新編纂方法は報告期を全然考慮の外に置き、別冊甲號は道の事務分掌に適應して先づ報告事項を内務・產業・警察の三編に大別し、内務編は更に人口・土木及交通・敎育及宗敎・社會事業・財政及金融・官公吏・雜の七章に、產業編は農業・林業・水產業・商工業の四章に、警察編は警察・衞生の二章に分ち、又別冊乙號は報告官署別に分類し各官署・遞信局(附・海員審判所)・鐵道局・專賣局・稅關・稅務官署・裁判所(附・供託局)・監獄・營林署・學校・其の他の官署の十一章に分ち夫々部門を編成せられたのである。

この新編纂分類に依るときは各廳各部の處理事項は一目して總覽せられ、且つ相關事項の對照考察に著しく便利となるの結果、各部門の調査をして組織的にし且つ脈絡あらしめ、統計の内容的向上に及ぼす效果も亦期待することが出來るのである。

報告一覽簿の添附

前述の新編纂分類は報告期を全然考慮の外に置いた結果、反面各報告期に於いて報告事項を一覽するに不便を伴ふことは避け得ない。そこでこれを補ふため今回始めて月別報告一覽簿を別冊甲乙兩號に夫々添附せられた。本簿には本府報告例に於いて定められた報告期限を記載してあるが、これに基いて更に所屬官署の定むる第二次的或ひは第三次的報告期限に付いては別に記入欄が設けてあるので、本簿は上級下級を通じて各廳に利用することが出來る。

本簿には更に報告月日の記入欄を設け、報告整理簿に併用することゝしてある。各廳擔任者は本簿を座右に備へ報告に遺漏なきを期せば、本簿の添附は別冊編纂方法の改革と相俟つて極めて意義ある企圖となり、事務の刷新向上に一時代を劃するものと信ずる次第である。

朝鮮昭和十年國勢調査結果の概要（咸鏡南道）

國勢調査課

人口　昭和十年十月一日現在に於ける本道の總人口は一、七二一、六七六人にして、全鮮總人口二二、八九九、〇三八人の七・五二%に該り、十三道中第五位を占む。之を既往に就て觀るに、昭和五年は七・五〇%にして同じく第五位を占むるも、大正十四年の七・二四%に比すれば稍其の割合を增したり。總人口を昭和五年の一、五七八、四九一人に比するときは一四三、一八五人（九・一%）の增加を示し、其の增加割合は全鮮人口の增加割合八・七%に比し稍高し。而して之を大正十四年乃至昭和五年の五年間に於ける增加一六五、四九五人（一一・七%）に比すれば人員、割合共に減少したり。尙大正十四年乃至昭和五年に於ける本道の自然增加は一三三、四三九人、昭和五年乃至昭和十年に於ける夫れは八〇、五五八人なるに對し兩期共實人口增加の遙かに之を凌駕せる人口の社會的移動に於ける來住超過の結果なるべし。

年次	人口增加數	同增加割合	出生數	死亡數	死亡に對する出生の超過	往住に對する來住の超過
自大正十四年至昭和五年	一六五、四九五	一一・七%	二九八、五三〇	一六五、〇九一	一三三、四三九	三二、〇五六

自昭和五年至昭和十年	一四三、八五	九〇・七	一三一、五六三	一七一、〇三五	八〇、五五六	六三、六二七

道人口の府郡別分布狀態を觀るに、元山府は六〇、一六九人(三・五%)、咸興府は五六、五七一人(三・三%)にして、郡部に在りては咸州の二〇九、三二七人(一二・〇%)を最多とし、之に亞ぐ北靑、端川、永興、甲山の各郡は孰れも十萬以上を占め、十萬未滿の郡は新興、洪原、定平、安邊、長津、豐山、三水、德源、利原、高原の順位にして、文川の四一、〇四四人最も少し。次に府郡の人口增減を檢するに、大正十四年乃至昭和五年に於て定平、洪原、端川の三郡に、昭和五年乃至昭和十年に於ては文川、德源、利原、新興の四郡に人口の減少ありたる外、他の府郡は孰れも人口を增加したり。而して最近五年間に於て元山府は八、三四七人、咸興府は一二、七二〇人を增加し、郡部に於ける增加は咸州の三八、七四二人最も多く、甲山の三一、九四三人、長津の二三、七七七人、安邊の一三、二〇〇人等順次之に亞ぎ、又增加割合より觀るときは元山府一六・一%、咸興府二九・〇%を示し、郡部に在りては長津の四一・九%は例外的に高く、甲山の三一・四%之に亞ぎ、其の他咸州の二二・七%、安邊の一七・五%を比較的著しきものとす。尙人口の減少に在りては新興の九、一三一人(八・六%)最も著しく、德源の二、三九八人(四・五%)、利原の二、一四六人(四・一%)、文川の六五二人(一・六%)順次之に亞ぐ(註一・二)。

府郡	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	全管人口千中 昭和十年	全管人口千中 昭和五年	全管人口千中 大正十四年	人口の増減(△は減) 自昭和五年至昭和十年 人員	自昭和五年至昭和十年 割合	自大正十四年至昭和五年 人員	自大正十四年至昭和五年 割合
全管	一、七三二、六七六	一、五七八、四九一	一、四二二、九九六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五四、一八五	九八‰	一五五、四九五	一〇九‰
元山府	六〇、一六九	五一、八二三	四七、一五一	三五	三三	三三	八、三四六	一六一	—	—
咸興府	五六、五七一	四三、八五一	三一、六七九	三三	二八	二二	一二、七二〇	二九〇	—	—
咸州郡	二〇九、三三七	一七〇、五九五	一四五、二八八	一二一	一〇八	一〇二	三八、七四二	二二七	二五、三〇七	一七四
定平郡	八九、〇五九	八三、八二九	八四、三四六	五一	五三	六〇	五、二三〇	六二	△五一七	△六
永興郡	一三七、九九八	一三七、八四〇	一二九、七八九	八〇	八七	九一	一五八	一	八、〇五一	六二
高原郡	四九、三五九	四七、八五三	四一、三五三	二九	三〇	二九	一、五〇六	三一	六、五〇〇	一五七
文川郡	四一、〇四四	四一、六九六	三五、九四六	二四	二六	二五	△六五二	△一六	五、七五〇	一六〇
徳源郡	五〇、三五二	五二、七五〇	四三、六七〇	二九	三三	三一	△二、三九八	△四五	—	—
安邊郡	八八、六一三	七五、四一三	六九、三二三	五一	四八	四九	一三、二〇〇	一七五	六、〇九〇	八八
洪原郡	九三、八三八	八九、五三七	九〇、九七四	五四	五七	六四	四、三〇一	四八	△一、四三七	△一六
北青郡	一九四、八〇三	一八二、五七一	一七三、七三四	一一二	一一六	一二二	一二、二三二	六七	八、八三七	五一
利原郡	五〇、二一七	五二、三六三	四三、二一一	二九	三三	三一	△二、一四六	△四一	九、一五二	二一二
端川郡	一三八、八八二	一三七、七三三	一四四、三二四	八一	八七	一〇一	一、一四九	八	△六、五九一	△四五
新興郡	九七、三三六	一〇六、四九七	七五、三八一	五六	六七	五三	△九、一六一	△八六	三一、一一六	四一三
長津郡	八〇、五三六	五六、七八九	四六、一二三	四七	三六	三二	二三、七四七	四一八	一〇、六六六	二三一
豊山郡	七九、〇七九	七六、〇八四	七五、五九九	四六	四八	五三	二、九九五	三九	四八五	六

三水郡	六六、六三三	六六、四三一	五七、四六八	三九	四二	四一	二〇二	三	八、九六三	一五六
甲山郡	一三七、八〇一	一〇四、八五八	七七、九四九	八〇	六六	五五	三二、九四三	三一四	二六、九〇九	三四五

（註一）咸興府は昭和五年十月舊咸興郡北州東面區域の一部を舊咸興面に編入して新設し、元山府は昭和八年十月德源郡赤田面及縣面區域の一部を編入せられたるも、之等大正十四年の人口は分割整理するに由なきを以て、咸興府大正十四年人口は舊咸興面人口を記載し、元山府大正十四年人口は赤田面人口を合算表示することゝし、大正十四年乃至昭和五年に於ける人口の增減及割合の算出は之を省略したり。尙後述體性に於ける男女別人口表の當該大正十四年人口も同様の取扱ひに依りたり。

（註二）前述の如く咸州、甲山及長津の三郡に於ける最近五年間の人口增加並新興、德源及利原の三郡に於ける人口減少は實數、割合共に顯著なるものあり。而して之等の人口激增及激減は大體左の如き理由に基くものなるべし。

咸州郡　興南、本宮等を中心とする一帶に於ける近代科學工業の勃興、各種工場の設立及長津江水電發電工事に伴ふ從業員、一般商工業者並に勞働者等の移住激增に因る。

甲山郡　吉惠線鐵道敷設工事の爲多數の勞働者一時來住せるに因る。

長津郡　昭和九年長津江水電工事着手以來人夫、商人を始め其の他各地方よりの移住者激增に因る。

新興郡　昭和五年國勢調査當時は恰も赴戰江水電工事の最盛期に屬し、之が爲一時的來住者多數ありたるも、其の後工事の終了すると同時に殆んど他地方へ引揚移住するに至りたると、本郡管内の一部に於ては近年甚だしき冷害に遭遇し、生活難に依る農民の流離者多かりしに因る。

德源郡　昭和五年以來打續く凶作の災害に依り他地方への移住者激增に因る。

利原郡　昭和五年國勢調査當時は恰も鰯の盛漁期にして本郡管内群仙、遮湖等の沿岸一帶に他地方より多數の來漁者ありたるも、今回調査當時は右に反し極めて不漁なりし爲地元漁業者の他地方へ出漁せる者多かりしに因る。

人口密度　本道の總面積三一、九七八・四七方粁に對する人口密度は一方粁五四人にして、全鮮平均一〇四人に比し著しく低く、十三道中第十二位に在り。然れども之を昭和五年の人口密度四九人に比するときは一方粁

五人、大正十四年の四四人に比すれば一方粁一〇人の增加なり。次に各府郡の人口密度を觀察するに、日本海沿岸を占むる所謂平地帶は交通の便開け、殊に咸興平野一帶に在りては近年各種生產工業勃興し其の人口比較的稠密なるも、其の他の大部分は所謂高地帶に屬し、河川、平野の殆んど見るべきものなく交通不便にして冬期は寒氣甚しく產業の發達遲々として其の人口も亦極めて稀薄なり。卽ち元山府の一方粁 三、八八四人、咸興府の同 六、〇一二人は之を例外とし、郡部に在りては咸州の一方粁二三九人最も高く、利原の同一一一人、洪原の同九四人、安邊の同八四人之に亞ぎ、其の他北青、定平、文川、永興、德源の各郡は孰れも道平均（一方粁五四人）以上に在るも、爾餘の諸郡は道平均以下に在り、就中長津の一方粁一六人及豐山の同二〇人は其の特に低きものとす。

府郡	面積(方粁)	人口	一方粁に付人口	府郡	面積(方粁)	人口	一方粁に付人口
全管	三二、九七八・四七	一、七三二、六七六	五四	洪原郡	九九五・六三	九三、八三八	九四
元山府	一五・四九	六〇、一六九	三、八八四	北青郡	二、三八四・六三	一九四、八〇三	八二
咸興府	九・四一	五六、五七一	六、〇一二	利原郡	四五〇・五〇	五〇、二一七	一一一
咸州郡	一、五〇九・三七	三〇九、三三七	二三九	端川郡	二、八一五・六五	一三八、八八二	四九
定平郡	一、二三五・六〇	八九、〇五九	七三	新興郡	二、一七五・一一	九七、三六六	四五
永興郡	二、一九二・七四	一三七、九九八	六三	長津郡	五、一一三・八二	八〇、五六六	一六
高原郡	九六一・三九	四九、三五九	五一	豐山郡	三、九二五・九四	七九、〇七九	二〇
文川郡	六一五・四一	四一、〇四四	六七	三水郡	一、九二三・〇八	六六、六三三	三五
德源郡	八七五・七四	五〇、三五二	五七	甲山郡	三、七四七・六七	一三七、八〇一	三七
安邊郡	一、〇五二・三一	八八、六一三	八四				

人口階級別府邑面數及人口

調査當時に於ける本道の府邑面總數は二府、三邑、一三七面にして、之を人口階級別に分つときは五萬以上二、四萬以上一、三萬以上三、二萬以上八、一萬以上五三、五千以上七〇、三千以上五にして、府邑面總數の五割三分は一萬未滿の階級に、四割七分は一萬以上の階級に屬す。然るに其の所屬人口の總人口に對する割合は一萬未滿三割二分、一萬以上六割八分にして府邑面數の割合と全く相反する傾向に在るは人口の都市集中に依る當然の結果なるべし。更に之を既往に就て觀るに、各調査を通じ一萬未滿の府邑面數及人員を減少し、一萬以上の夫れを增加したり。之卽ち人口增加に伴ふ必然的影響なるは勿論なるも、其の直接原因として府邑面の廢置分合に依る影響も亦尠からざるものあり。

人口階級	昭和十年			昭和五年			大正十四年		
	府邑面數	人口	人口千中	府面數	人口	人口千中	府面數	人口	人口千中
總數	一四二	一、七三一、六七六	一、〇〇〇	一四一	一、五六八、四九一	一、〇〇〇	一四三	一、四二三、九九六	一、〇〇〇
一、〇〇〇未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一、〇〇〇以上	五	三一、五四四	一三	七	三〇、四六七	一九	九	三七、四三四	二六
一、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	一	二、九四五	二
三、〇〇〇以上	一	三、七三四	二	一	三、一六九	二	三	一一、三九九	八
四、〇〇〇以上	四	一八、八一〇	一一	六	二七、二九八	一七	五	二三、〇九〇	一六
五、〇〇〇以上	七〇	五五六、九三七	三二一	七七	五八七、七七三	三七三	八四	六三四、〇八一	四四九
五、〇〇〇以上	二	六二、〇一五	三六	一〇	五五、一三六	三五	一三	七三、五八七	五一

六、〇〇〇以上	一三	八五、〇九三	四九	一七	一二〇、六〇三	七〇	一八	一一八、九三三	八四
七、〇〇〇以上	一四	一〇五、三一四	六一	一七	一三七、〇九〇	八一	二一	一五八、三八九	一一三
八、〇〇〇以上	二〇	一七〇、四〇六	九九	二〇	一七一、八三一	一〇九	三	一八九、六三一	一三五
九、〇〇〇以上	一三	一二四、一〇九	六六	一三	一三三、一一四	七八	一〇	九四、五五一	六七
一〇、〇〇〇以上	六五	一、〇四五、四五五	六〇八	五七	九六〇、二五一	六〇八	四九	七四一、四八一	五二五
一〇、〇〇〇以上	五三	七〇二、九三一	四〇九	四七	六五三、四三〇	四一四	四五	六二六、〇八二	四四四
二〇、〇〇〇以上	八	一八八、三六九	一〇九	六	一四二、九九八	九一	二	四七、二九九	三三
三〇、〇〇〇以上	三	一一一、五〇五	六五	一	三三、八四三	二一	二	六八、一〇〇	四八
四〇、〇〇〇以上	一	四二、六五〇	二五	三	一二九、九八〇	八二	—	—	—
五〇、〇〇〇以上	二	一二六、七四〇	六八	—	—	—	—	—	—
一〇〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—

體性　總人口一、七二一、六七六人を男女に分つときは男八八五、四一六人、女八三六、二六〇人にして、女百に付男一〇五・八八に該る。之を既往に就て觀るに、大正十四年は女百に付男一〇六・五〇、昭和五年は同一〇七・六二にして、昭和五年に於て男超過の割合を幾分增加したるも、昭和十年に於ては之に反し其の割合を稍減じたり。

年次	男	女	男の超過	女百に付男
昭和十年	八八五、四一六	八三六、二六〇	四九、一五六	一〇五・八八
昭和五年	八一八、二二二	七六〇、二六九	五七、九五三	一〇七・六二
大正十四年	七二八、七四八	六八四、二四八	四四、五〇〇	一〇六・五〇

而して男女の増加數は大正十四年乃至昭和五年に於て男八九、四七四人、女七六、〇二一人、昭和五年乃至昭和十年に於て男六七、一九四人、女七五、九九一人にして、前期に在りては稍男の増加多く、後期に在りては反對に女の增加多し。之を同期間に於ける死亡に對する出生の超過卽ち自然增加に比較するときは、前期に於て男二〇、七八四人、女一一、二七二人、後期に於て男二六、四五二人、女三六、一七五人の實增加の超過なり。之卽ち人口の社會的移動に於て男女共來住の超過を示すものなるべし。

年次	增加數 男	增加數 女	出生 男	出生 女	死亡 男	死亡 女	死亡に對する出生の超過 男	死亡に對する出生の超過 女	往住に對する來住の超過 男	往住に對する來住の超過 女
自大正十四年 至昭和五年	八九、四七四	七六、〇二一	一五七、二〇七	一四一、三三三	八八、五一七	七六、五七四	六八、六九〇	六四、七四九	二〇、七八四	一一、二七二
自昭和五年 至昭和十年	六七、一九四	七五、九九一	一三三、六二八	一一七、九五五	九二、八八六	七八、一三九	四〇、七四二	三九、八一六	二六、四五二	三六、一七五

府郡に於ける男女の權衡を觀るに、永興及利原の二郡に女超過を見るの外、他は孰れも男の超過を示し、男の割合特に多きは長津の女百に付男一二四・九九、甲山の同一一三・二三、三水の同一一一・五一、咸州の同一〇八・九五、安邊の同一〇八・八五にして、其の他咸興、文川、元山の各府郡を比較的著しきものとす。

府郡	昭和十年 男	昭和十年 女	昭和十年 女百に付男	昭和五年 男	昭和五年 女	昭和五年 女百に付男	大正十四年 男	大正十四年 女	大正十四年 女百に付男
全管	八八五、四一六	八三六、二六〇	一〇五・八八	八一八、三三三	七六〇、二六九	一〇七・六三	七二八、七四八	六八四、二四八	一〇六・五〇
元山府	三一、〇三九	二九、一三〇	一〇六・五五	二七、三〇九	二四、五一三	一一一・四一	二四、九六八	二二、一八三	一一二・五五

咸興府	二九、三三四	二七、三四七	一〇六・八六	二三、八七二	二〇、九七九	一〇九・〇二	一六、〇八〇	一五、五九九	一〇三・〇八
咸州郡	一〇九、一四六	一〇〇、一八一	一〇八・九五	九〇、四一五	八〇、一七〇	一一二・七八	七四、一九一	七一、〇九七	一〇四・三五
定平郡	四四、八四九	四四、二一〇	一〇一・四五	四一、八四六	四一、九八三	九九・六七	四二、九一四	四一、四三三	一〇三・五八
永興郡	六八、七〇〇	六九、二九八	九九・一四	六九、二四三	六八、五九七	一〇〇・九四	六五、七〇八	六四、〇八一	一〇二・五四
高原郡	二五、三二一	二四、〇四八	一〇五・二五	二四、五九八	二三、二五五	一〇五・七八	二一、一八一	二〇、一七二	一〇五・〇〇
文川郡	二一、一七九	一九、八六五	一〇六・六一	二一、七九三	一九、九〇三	一〇九・五〇	一八、八一六	一七、一三〇	一〇九・八四
徳源郡	二五、七二三	二四、六四〇	一〇四・三五	二七、四三五	二五、三一五	一〇八・三七	三二、六九二	三〇、九七八	一〇八・一七
安邊郡	四六、一八三	四二、四三〇	一〇八・八五	三九、二九六	三六、一一七	一〇八・八〇	三五、八七二	三三、三五〇	一〇七・五六
洪原郡	四六、九六三	四六、八七五	一〇〇・一九	四四、七八五	四四、七五二	一〇〇・〇七	四五、七二七	四五、二四七	一〇一・〇六
北青郡	九八、九七〇	九五、八三三	一〇三・二七	九二、四〇六	九〇、一六五	一〇二・四九	八七、五七五	八六、一五九	一〇一・六四
利原郡	二四、九八一	二五、二三六	九八・九九	二七、二六九	二五、〇九四	一〇八・六七	二一、八五三	二一、二五八	一〇二・八〇
端川郡	六九、五三四	六九、三五八	一〇〇・二四	六九、一五二	六八、五八〇	一〇〇・八三	七三、七三三	七〇、四九一	一〇四・六〇
新興郡	四九、八九一	四七、四七五	一〇五・〇九	五六、六七五	四九、八二三	一一三・七五	三九、〇六二	三六、三一九	一〇七・五五
長津郡	四四、七五七	三五、八〇九	一二四・九九	三一、一六九	二五、六二〇	一二一・六六	二五、三九八	二〇、七二四	一二三・五五
豊山郡	四〇、六八三	三八、三九六	一〇五・九六	三九、五四三	三六、五四一	一〇八・二二	三九、五二九	三六、〇七〇	一〇九・五九
三水郡	三五、一二九	三一、五〇三	一一一・五一	三五、八〇一	三〇、六二〇	一一六・九二	三一、三四〇	二六、二一八	一一九・九九
甲山郡	七三、一七五	六四、六二六	一一三・二三	五六、六一五	四八、二四三	一一七・三五	四二、一〇九	三五、八四〇	一一七・四九

年齢　總人口一、七二一、六七六人を年齢に依り幼年、生産年齢及老年の三階級に區分すれば、十四歳以下の幼年者七〇四、一四九人（四〇・九％）、一五―五九歳の生産年齢者九二一、八九三人（五三・五％）、六〇歳以上の老年者九五、六三四人（五・六％）となる。之を男女別に觀るに、男は女に比し生産年齢者の割合高く、

幼年者及老年者の割合低し。而して各年齡級に於ける男女の權衡は幼年級に於て女百に付男一〇三・六七、生產年齡級に於て同一〇八・三九にして共に男の超過なるも、生產年齡級に於ける男超過の割合高し。然るに老年級に於ては同九八・七〇を示し反對に女の超過割合稍高し。

年齡	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	男	女
總數	一、七二一、六七六	八八五、四一六	八三六、二六〇	一〇五・八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇――一四	七〇四、一四九	三五八、四一六	三四五、七三三	一〇三・六七	四〇九	四〇五	四一三
一五――五九	九二一、八九三	四七九、四九六	四四二、三九七	一〇八・三九	五三五	五四一	五二九
六〇以上	九五、六三四	四七、五〇四	四八、一三〇	九八・七〇	五六	五四	五八

年齡三階級別割合を前二回の調査と比較するに、幼年者は男女を通じ昭和五年に於て稍其の割合を減じたるも昭和十年に於ては幾分之を增加し、生產年齡者は男に在りては昭和五年に於て稍其の割合を增し、昭和十年に於ては之を減じ、女に在りては調査每に增加したり。而して老年者は各調査を通じ減少の傾向に在り。

年齡	昭和十年 總數	男	女	女百に付男	昭和五年 總數	男	女	女百に付男	大正十四年 總數	男	女	女百に付男
總數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇五・八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇七・六二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇六・五〇
〇――一四	四〇九	四〇五	四一三	一〇三・六七	四〇三	三九六	四一三	一〇三・五三	四一三	四〇八	四一六	一〇四・三九
一五――五九	五三五	五四一	五二九	一〇八・三九	五三九	五四八	五二八	一一一・五五	五二三	五二八	五一八	一〇八・八一
六〇以上	五六	五四	五八	九八・七〇	五八	五六	六〇	一〇一・〇四	六五	六四	六六	一〇一・八三

更に之を五歳階級別に區分して其の割合を觀るに、低年齢級より高年齢級に進むに從ひ例外なく其の人員を遞減し、正常なる年齢構成を示せり。之を男女に就て觀るも亦同一傾向に在り。而して各年齢級に於ける男女の權衡は六〇―六四歳級迄は孰れも男の超過にして、特に三〇―三四歳級乃至四〇―四四歳級に於て著しきも、六五―六九歳級より七〇―七四歳級の例外を除き女の超過に轉ず。

年齢	總數	男	女	女百に付男	各人口千中		
					總數	男	女
總數	一、七二一、六七六	八八五、四一六	八三六、二六〇	一〇五・八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇―四	二八二、九九八	一四三、六六二	一三九、三三六	一〇三・五五	一六六	一六二	一六六
五―九	二二二、六四五	一一三、三三〇	一〇九、三一五	一〇三・六七	一二九	一二八	一三一
一〇―一四	一九八、五〇六	一〇一、八〇四	九六、七〇二	一〇五・二八	一一五	一一五	一一六
一五―一九	一六八、九八九	八五、七三五	八三、二五四	一〇二・九八	九八	九七	一〇〇
二〇―二四	一五九、一九七	八二、八九六	七六、三〇一	一〇八・六四	九二	九四	九一
二五―二九	一二八、〇七四	六七、〇五七	六一、〇一七	一〇九・九〇	七四	七六	七三
三〇―三四	一〇三、一七五	五四、三八八	四八、七八七	一一一・四八	六〇	六一	五八
三五―三九	一〇二、八八八	五四、二五三	四八、六三五	一一一・五五	六〇	六一	五八
四〇―四四	八一、六三七	四二、七六四	三八、八七三	一一〇・〇一	四七	四八	四六
四五―四九	六九、九六一	三六、五〇九	三三、四五二	一〇九・一四	四一	四一	四〇
五〇―五四	五九、〇七一	三〇、八四七	二八、二二四	一〇九・二九	三四	三五	三四
五五―五九	四八、九〇一	二五、〇四七	二三、八五四	一〇五・〇〇	二八	二八	二九
六〇―六四	三五、三七九	一七、七七七	一七、六〇二	一〇〇・九九	二一	二〇	二一

六五——六九	二四、三四七	一二、一四二	一二、二〇五	九九・四八	一四	一四	一五
七〇——七四	一七、四二八	八、八二八	八、六〇〇	一〇二・六五	一〇	一〇	一〇
七五——七九	一二、三三〇	五、九七六	六、三五四	九三・五九	七	七	八
八〇——八四	四、六三五	二、一五四	二、四八一	八六・八二	三	二	三
八五——八九	一、三〇四	五五五	七四九	七四・一〇	一	一	一
九〇——九四	一五四	六七	八七	七七・〇一	〇	〇	〇
九五——九九	四一	一七	二四	七〇・八三	〇	〇	〇
一〇〇以上	二六	八	一八	四四・四四	〇	〇	〇

配偶關係　總人口一、七二一、六七六人を配偶關係別に觀れば、未婚の八四八、四一一人最も多く總人口の四九・二％を占め、有配偶の七五七、一二六人（四四・〇％）之に亞ぎ、死別は一〇六、六三四人（六・二％）、離別は九、五〇五人（〇・六％）に過ぎず。之を男女別に觀るに、男は女に比し未婚及離別の割合高く、有配偶及死別の割合低し。而して離別に於ける男の超過及死別に於ける女の超過は共に著しく孰れも他方の約二倍を示せり。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	男	女
總數	一、七二一、六七六	八六五、四一六	八五六、二六〇	一〇一・〇八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
未婚	八四八、四一一	四六五、一〇二	三八三、三〇九	一二一・三四	四九三	五三五	四四八
有配偶	七五七、一二六	三七六、一八八	三八〇、九三八	九八・七五	四四〇	四三五	四四六
死別	一〇六、六三四	三八、〇六三	六八、五七一	五五・五一	六二	四三	八二

離別	九、五〇五	六、〇六三	三、四四二	一七六・一五	六	七	四

次に十五歳以上の所謂可婚年齢者に就て其の配偶關係を觀るに、有配偶最も多く總數の七四・〇%を占め、未婚の一四・六%、死別の一〇・五%之に亞ぎ、離別は〇・九%に過ぎず。之を男女別に觀るに男は女に比し未婚の割合遙かに高く、有配偶は略相等しきも、死別及離別は總數に於けると同様死別は女に、離別は男に著しく高し。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	男	女
總數	一、〇一七、五二七	五二七、〇〇〇	四九〇、五二七	一〇七・四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
未婚	一四八、三三六	一〇八、二六七	四〇、〇六九	二七〇・二〇	一四六	二〇五	八二
有配偶	七五三、〇八一	三七四、六二五	三七八、四五六	九八・九九	七四〇	七一一	七七一
死別	一〇六、六一九	三八、〇五三	六八、五六六	五五・五〇	一〇五	七二	一四〇
離別	九、四九一	六、〇五五	三、四三六	一七六・二二	九	一一	七

配偶關係別人口の割合を十五歳以上の可婚年齢者及十五歳未滿の幼年者に分ちて前二回の調査と比較するに、十五歳以上に在りては男女を通じ未婚は調査毎に漸增し、死別は之に反し漸減の傾向に在り、有配偶は男に在りては昭和五年に於て幾分減少し昭和十年に於ては反對に增加したるも、女に在りては昭和五年に於て幾分增加し昭和十年に於ては反對に減少したり。而して離別は男に在りては昭和五年に於て僅かに增加し昭和五年と昭和十年は同率を示し、女に在りては昭和五年に於て約半減したるも昭和十年に於ては僅少の增加を示せり。尙可婚年齢者に於ける女の有配偶の割合が各調査を通じ男の夫れを凌駕せるは主として男子有配偶者にし

て道外出稼者の多き結果に因るものなるべきも、一面朝鮮特有の蓄妾の慣習未だ衰へざるに基因するものなるべし。次に十五歳未滿の幼年者に就て之を觀るに、男女共に未婚は調査毎に漸增し、有配偶は之に反し漸減の傾向に在り。惟ふに之は近時漸く早婚の弊風を認識したる朝鮮人が漸次結婚年齡を高めつゝある證左にして誠に慶ぶべき現象と謂ふべきなり。

十五歳以上

配偶關係	昭和十年 總數	昭和十年 男	昭和十年 女	昭和十年 女百に付男	昭和五年 總數	昭和五年 男	昭和五年 女	昭和五年 女百に付男	大正十四年 總數	大正十四年 男	大正十四年 女	大正十四年 女百に付男
總數	1,000	1,000	1,000	一〇七・四四	1,000	1,000	1,000	一一〇・四八	1,000	1,000	1,000	一〇八・〇一
未婚	一四六	二〇五	八三	二七〇・二〇	一三四	一九八	六三	三四七・二六	一一九	一八〇	五四	三六〇・五三
有配偶	七四〇	七一三	七七一	九八・九九	七四六	七〇九	七八七	九九・五六	七四七	七一七	七七八	九九・三六
死別	一〇五	七二	一四〇	五五・五〇	一一一	八二	一四四	六二・七五	一二四	九三	一五八	六四・〇三
離別	九	一一	七	一七六・三三	九	一一	六	二〇九・五五	一〇	一〇	一〇	一一三・八二

十五歳未滿

配偶關係	昭和十年 總數	昭和十年 男	昭和十年 女	昭和十年 女百に付男	昭和五年 總數	昭和五年 男	昭和五年 女	昭和五年 女百に付男	大正十四年 總數	大正十四年 男	大正十四年 女	大正十四年 女百に付男
總數	1,000	1,000	1,000	一〇三・六七	1,000	1,000	1,000	一〇三・五三	1,000	1,000	1,000	一〇四・三九
未婚	九九四	九九六	九九三	一〇三・九六	九九〇	九九一	九八九	一〇三・七九	九八四	九八五	九八三	一〇四・六三
有配偶	六	四	七	六二・九七	一〇	九	一一	八〇・一九	一六	一五	一七	九〇・二七

死別	○	○	○	二〇〇・〇〇	○	○	○	一七三・七三	○	○	○	一〇八・六
離別	○	○	○	一三三・三三	○	○	○	二八〇・〇〇	○	○	○	三一・二

更に可婚年齢者に就き五歳階級別に其の割合を觀察するに、未婚は男に在りては八〇歳以上の老年級に於ける例外を除き年齢の上昇に從ひ其の割合を遞減し、女に在りては四五—四九歳級に至る迄其の割合を遞減し、五〇—五四歳級乃至六〇—六四歳級に於ては幾分增加の傾向あるも、六五—六九歳級より再び漸減に轉ず。有配偶は男に在りては三五—三九歳級、女に在りては二五—二九歳級に至る迄其の割合を漸增し爾後漸減に轉ずるも、女の減少率は男に比し特に著しきものあり。死別は男女共に年齢の進むに從ひ其の割合を增加するも、男の五〇％以上を占むるは七五—七九歳級以上なるに對し、女は六〇—六四歳級に於て既に五一・九％を示せり。離別は年齢に依る著しき差異を認めざるも、大體靑壯年階級に於て其の割合比較的高く、又一五—一九歳級の例外を除き各階級を通じ男に其の割合高し。斯の如く男女に依り各年齢級に於ける配偶關係の割合を異にするは、惟ふに其の初婚年齢、生存年數、死別或は離別後の再婚の能否、特に朝鮮に於ては寡婦の再婚を禁ずる風習等の存在するに因るものなるべし。

年齢	各年齢階級人口千中（男） 未婚	有配偶	死別	離別	各年齢階級人口千中（女） 未婚	有配偶	死別	離別
總數	二〇五	七七〇	二三	二	八三	七七一	一四〇	七
一五——一九	七五五	二四〇	二	三	四二四	五六八	三	五
二〇——二四	三七一	六〇九	九	二	四九	九二九	一三	九
二五——二九	一〇九	八五七	二〇	一四	八	九五九	二五	八

三〇——三四	三九	九一六	三〇	一五	三	九四五	四四	八
三五——三九	二四	九一七	四四	一五	二	九一六	七四	八
四〇——四四	一七	九〇一	六六	一六	二	八六七	一三四	七
四五——四九	一五	八七六	九四	一五	一	八〇六	一八五	八
五〇——五四	九	八四八	一三一	一三	二	七一八	二七四	六
五五——五九	九	八〇六	一七二	一三	三	六〇二	三八九	六
六〇——六四	八	七四七	二三五	一〇	三	四七三	五一九	五
六五——六九	六	六七〇	三一六	八	二	三四八	六四六	四
七〇——七四	三	五五四	四三八	五	二	二四〇	七五六	二
七五——七九	一	四四〇	五五四	五	一	一四七	八五〇	二
八〇以上	二	三〇三	六九三	二	一	七二	九二六	一

常住人口　本道の現在人口より一時現在者を除き之に一時不在者を加へたる所謂常住人口は一、七一〇、二四〇人にして現在人口に比し一一、四三六人少く、現在人口百に付常住人口九九・三四に該る。之即ち本道外に常住地を有する者にして一時現在せる者比較的多數なりしを示すものなり。更に常住人口を男女に分てば男八七四、九八五人、女八三五、二五五人にして女百に付男一〇四・七六に該り、現在人口に於ける男超過の割合に比し其の率稍低し。飜つて現在人口の超過を男女別に觀るに、男は一〇、四三一人の超過なるも、女は一、〇〇五人の超過に過ぎず。之を要するに現在人口の常住人口に超過する所以は主として男の一時現在者多きに基因するものなるべし。

	常住人口	現在人口	一時現在者	一時不在者	常住人口に對する現在人口の超過	現在人口百に付常住人口
總數	一、七一〇、二四〇	一、七三一、六七六	四三、六三七	二二、二〇一	二一、四三六	九九・二四
男	八七四、九八五	八九五、四一六	三二、三六三	一一、九三二	二〇、四三一	九八・八三
女	八三五、二五五	八三六、二六〇	一一、二七四	一〇、二六九	一、〇〇五	九九・八八
女百に付男	一〇四・七六	一〇五・八八	二八七・〇六	二一三・五七	—	—

次に常住人口を府郡別に觀察するに、人口多寡の順位は現在人口の夫れと略相等しく、又常住人口を現在人口に比較すればゞ咸州、高原、文川、安邊、北靑、利原、長津、三水、甲山の各郡は現在人口の超過にして、其の他の府郡は常住人口の超過を示せり。而して現在人口の超過に在りては北靑の較差人員六、八六〇人特に著しく、甲山の二、一五三人、長津の二、〇〇八人、高原の一、〇一四人、咸州の八六七人等順次之に亞ぎ、常住人口の超過に在りては洪原の較差人員一、〇〇二人最も多く、之に亞で咸興府の六一〇人、永興の五三六人、元山府の四四三人を比較的著しきものとす。之を要するに北靑、甲山、長津、高原の諸郡に於ては一時現在者特に多く、洪原、咸興、永興の各府郡に於ては反對に一時不在者の多かりしを示すものなり。更に男女の權衡を觀るに、永興、北靑、利原の三郡に女超過を見るの外、他は孰れも男の超過を示せり。常住人口に於ける男の超過を現在人口の夫れに比較せば、咸州、定平、高原、安邊、長津、三水、甲山の各郡を除き其の他の諸郡は孰れも男超過の度合高し。尙北靑郡は現在人口に於て男の超過なるも、常住人口に於ては女の超過を示せり。

府郡	常住人口	現在人口	常住人口に對する現在人口の超過(△は現在人口の減)	現在人口百に付常住人口	女百に付男 常住人口	女百に付男 現在人口
全管	一、七一〇、二四〇	一、七二一、六七六	一一、四三六	九九・三四	一〇四・七六	一〇五・八八
元山府	六〇、六一二	六〇、一六九	△四四三	一〇〇・七四	一〇六・六一	一〇六・五五
咸興府	五七、一八一	五六、五七一	△六一〇	一〇一・〇八	一〇七・二四	一〇六・八六
咸州郡	二〇八、四六〇	二〇九、三二七	八六七	九九・五九	一〇八・六四	一〇八・九五
定平郡	八九、一三六	八九、〇五九	△七七	一〇〇・〇九	一〇一・三四	一〇一・四五
永興郡	一三八、五三四	一三七、九九八	△五三六	一〇〇・三九	九九・五四	九九・一四
高原郡	四八、三四五	四九、三五九	一、〇一四	九七・九五	一〇二・六一	一〇五・二五
文川郡	四〇、九五〇	四一、〇四四	九四	九九・七七	一〇六・七一	一〇六・六一
德源郡	五〇、五四八	五〇、三五二	△一九六	一〇〇・三九	一〇四・五四	一〇四・三五
安邊郡	八七、七九一	八八、六一三	八二二	九九・〇七	一〇七・五二	一〇八・八五
洪原郡	九四、八四〇	九三、八三八	△一、〇〇二	一〇一・〇七	一〇一・九五	一〇〇・一九
北青郡	一八七、九四三	一九四、八〇三	六、八六〇	九六・四八	九六・四〇	一〇三・二七
利原郡	四九、八三三	五〇、二一七	三八五	九九・二三	九七・六八	九八・九九
端川郡	一三九、一九四	一三八、八八二	△三一二	一〇〇・二二	一〇〇・五八	一〇〇・二四
新興郡	九七、四八三	九七、三六六	△一一七	一〇〇・一二	一〇五・二六	一〇五・〇九
長津郡	七八、五五八	八〇、五六六	二、〇〇八	九七・五一	一三一・四八	一三四・九九
豐山郡	七九、一八五	七九、〇七九	△一〇六	一〇〇・一三	一〇六・〇六	一〇五・九六
三水郡	六六、〇〇〇	六六、六三三	六三三	九九・〇五	一一〇・八一	一一一・五一
甲山郡	一三五、六四八	一三七、八〇一	二、一五三	九八・四四	一一一・七三	一一三・二三

常住人口に於ける五歳階級別年齢構成を觀るに、現在人口に於けると同様年齢級の上昇に伴ひ其の人員を遞減せり。然れ共各年齢級の人員を現在人口の夫れに比較すれば悉く現在人口の超過にして、特に二〇―二四歳（較差人員二、一九五人）、二五―二九歳（同二、一一五人）、三〇―三四歳（同一、六〇〇人）、三五―三九歳（同一、五二九人）、四〇―四四歳（同一、〇二二人）の各階級に於て著しきものあり。之即ち二十一、二歳より四十三、四歳に至る青壯年者に一時現在者の特に多かりしを物語るものなるべし。更に男女の權衡を觀るに、大體現在人口に於けると同様の傾向を示せるも、〇―四歳の幼年級に例外を見るの外、孰れも現在人口に比し男の割合低し。

年齢	常住人口	現在人口	常住人口に對する現在人口の超過	現在人口百に付常住人口	總數千中		女百に付男	
					常住人口	現在人口	常住人口	現在人口
總數	一、七一〇、二四〇	一、七三二、六六六	二二、四二六	九九・二四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇四・七六	一〇五・八八
〇―四	二八二、七〇九	二八二、九九八	二八九	九九・九〇	一六七	一六六	一〇三・五七	一〇三・五五
五―九	二三三、四八八	二三三、六四五	一五七	九九・九三	一三〇	一三九	一〇三・六六	一〇三・六七
一〇―一四	一九八、三六〇	一九八、五〇六	一四六	九九・九三	一一六	一一五	一〇三・三一	一〇三・九八
一五―一九	一六八、二六五	一六八、九八九	七二四	九九・五七	九八	九八	一〇五・二五	一〇五・二八
二〇―二四	一五七、〇〇二	一五九、一九七	二、一九五	九八・六二	九二	九二	一〇六・〇九	一〇八・六四
二五―二九	一三五、九五九	一三八、〇七四	二、一一五	九八・三五	七四	七四	一〇六・八四	一〇九・九〇
三〇―三四	一〇一、五七五	一〇三、一七五	一、六〇〇	九八・四五	五九	六〇	一〇八・五五	一一一・四八
三五―三九	一〇一、三五九	一〇二、八八八	一、五二九	九八・五一	五九	六〇	一〇八・七四	一一一・五五
四〇―四四	八〇、六一五	八一、六三七	一、〇二二	九八・七五	四七	四七	一〇七・六六	一一〇・〇一

四五―四九	六九、二五四	六九、九六一	七〇七	九八・九九	四〇	四一	一〇七・三九	一〇九・一四
五〇―五四	五八、六四二	五九、〇七一	四二九	九九・二七	二四	二四	一〇八・二九	一〇九・二九
五五―五九	四八、六三九	四八、九〇一	二六二	九九・四六	二八	二八	一〇四・一八	一〇五・〇〇
六〇―六四	三五、二三三	三五、三七九	一四七	九九・五八	二一	二一	一〇〇・四〇	一〇〇・九九
六五―六九	二四、二八九	二四、三四七	五八	九九・七六	一四	一四	九九・〇一	九九・四八
七〇―七四	一七、三八八	一七、四二八	四〇	九九・七七	一〇	一〇	一〇二・一六	一〇二・六五
七五―七九	一三、三二〇	一三、三三〇	一〇	九九・九二	七	七	九三・四九	九三・五九
八〇以上	六、一五四	六、一六〇	六	九九・九〇	四	四	八三・一〇	八三・三九

民籍國籍　總人口一、七二一、六七六人を民籍國籍に依り大別すれば、內地人五一、二二七人(三・〇%)、朝鮮人一、六六三、三七三人(九六・七%)、臺灣人二人、樺太人及南洋人は併せて一三人、滿洲國人八四四人、中華民國人六〇、〇〇二人、其の他の外國人二一五人となる。而して之が男女の權衡を檢するに、左の如く悉く男の超過を示し、而も內地人、朝鮮人を除き孰れも其の超過割合特に著しきは其の大部分が男の出稼者なるに因るものなるべし。

民籍國籍	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	男	女
數	一、七二一、六七六	八八五、四一六	八三六、二六〇	一〇五・八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
內地人	五一、二二七	二九、三六一	二一、八六六	一三四・二八	三〇	三三	二六
朝鮮人	一、六六三、三七三	八五〇、一六一	八一三、二一二	一〇四・五四	九六七	九六〇	九七三
臺灣人、樺太人、南洋人	一五	一二	三	四〇〇・〇〇	〇	〇	〇

滿洲國人	八四四	六六一	一八三	三六一・二〇	〇	一	〇
中華民國人	六、〇〇二	五、〇四一	九六一	五二四・五六	三	六	一
其の他の外國人	二二五	一八〇	四五	五一四・二九	〇	〇	〇

民籍國籍別人口の消長を既往に就て觀るに、昭和五年乃至昭和十年の五年間に於て內地人は一一、九八〇人（三〇・五％）、朝鮮人は一三五、三九八人（八・九％）の增加を示し、大正十四年乃至昭和五年に於ける內地人の增加一六、四七七人（七二・四％）、朝鮮人の增加一四二、二一三人（一〇・三％）に比し孰れも減少したり。中華民國人は前期に於て六、七九八人（一五五・一％）を增加したるも、後期に於ては之に反し五、一七九人（四六・三％）の激減を來したるは主として滿洲事變の影響に基くものなるべし。而して其の他の外國人は前期に於ては僅かに六人の增加に過ぎざるも、後期に於ては一二八人の激增を示せり。

民籍國籍	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	人口の增減（△は減） 自昭和五年至昭和十年 人員	割合	自大正十四年至昭和五年 人員	割合
總數	一、七二一、六七六	一、五七八、四九一	一、四三二、九九六	一四三、一八五	九一‰	一六五、四九五	一一七‰
內地人	五一、二二七	三九、二四七	二二、七七〇	一一、九八〇	三〇五	一六、四七七	七二四
朝鮮人	一、六六三、三七三	一、五二七、九七五	一、三八五、七六二	一三五、三九八	八九	一四二、二一三	一〇三
臺灣人、樺太人、南洋人	一五	一	―	一四	一四、〇〇〇	一	―
滿洲國人	八四四	―	―	八四四	―	―	―
中華民國人	六、〇〇二	一一、一八一	四、三八三	△五、一七九	△四六三	六、七九八	一、五五一
其の他の外國人	二一五	八七	八一	一二八	一、四七一	六	七四

次に民籍國籍別人口を幼年、生産年齢及老年の三階級に區分して其の年齢構成を觀るに、内地人は幼年者三一・五％、生産年齢者六六・五％、老年者二・〇％にして、總數の場合に比し生産年齢者の割合高く、幼年者及老年者の割合低し。朝鮮人は總人口の大部分（九六・七％）を占むる關係上大體總數の場合と同一傾向に在るも、總數の場合に比し幼年者及老年者の割合幾分高く、生産年齢者の割合低し。而して其の他は中華民國人をはじめ孰れも生産年齢者の割合が幼年者及老年者に比し著しく高きは移住者の性質上當然のことゝ謂ふべし。

民籍國籍	總數	〇—一四	一五—五九	六〇以上	民籍國籍別人口千中 〇—一四	一五—五九	六〇以上
總數	一、七二一、六七六	七〇四、一四九	九二一、八九三	九五、六三四	四〇九	五三五	五六
內地人	五一、二二七	一六、一一八	三四、〇五九	一、〇五〇	三一五	六六五	二〇
朝鮮人	一、六六三、三八三	六八七、〇二三	八八一、八七五	九四、四八五	四一三	五三〇	五七
臺灣人、樺太人、南洋人	一五	三	一一	一	二〇〇	七三三	六七
滿洲國人	八四四	一六九	六六一	一四	二〇〇	七八三	一七
中華民國人	六、〇〇二	八四〇	五、〇八五	七七	一四〇	八四七	一三
其の他の外國人	二一五	六	二〇二	七	二八	九三九	三三

更に民籍國籍別人口の配偶關係を觀察するに、内地人は男女を通じ未婚の割合四八％以上にして最も高く、有配偶、死別及離別順次之に亞ぐも女の死別は男に比し著しく高し。之を總數の場合に比すれば男女を通じ未婚の割合高く、死別の割合低し、而して男の有配偶及離別は其の割合低きも、女の有配偶及離別の割合は幾分高し。朝鮮人は略總數の場合と同一傾向を示し、男に在りては未婚の割合五二・三％にして最も高く有配偶の

四二・六%之に亞ぎ、女に在りては未婚四五・八%、有配偶四五・五%にして殆んど均衡を保ち、死別は女に著しきも離別は其の割合男に高し。臺灣人、樺太人、南洋人は男に在りては未婚の割合五八・三%にして最も高く有配偶の四一・七%之に亞ぎ、女に在りては其の全部が有配偶者なり。滿洲國人及中華民國人は男に在りては未婚の割合最も高く孰れも五三%以上を占め、有配偶の三七%以上之に亞ぎ、女に在りては反對に有配偶の割合五二%以上にして最も高く未婚の四四%以上之に亞ぐ、而して死別及離別は共に男に著しきを特異なる點とす。最後に其の他の外國人は男女共未婚の割合著しく高く孰れも六四%以上を占め、有配偶の二五%以上之に亞ぐ。

民籍國籍	民籍國籍別人口千中（男）				民籍國籍別人口千中（女）			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
總數	五二五	四二五	四三	七	四五八	四五六	八二	四
內地人	五七三	四〇四	一八	五	四八八	四五八	四八	六
朝鮮人	五二三	四二六	四四	七	四五八	四五五	八三	四
臺灣人、樺太人、南洋人	五八三	四一七	—	—	—	一、〇〇〇	—	—
滿洲國人	五三一	三八三	七一	一五	四四三	五三〇	二二	五
中華民國人	五六四	三七七	五一	八	四五〇	五二二	二六	二
其の他の外國人	六四五	三四四	一一	—	七四三	二五七	—	—

世帶　世帶總數二九八、九四五を普通世帶及準世帶に分てば、普通世帶二九五、七四〇、之に屬する人員一、六九一、二四三人、準世帶三、二〇五、同所屬人員三〇、四三三人となり、其の割合は普通世帶九八・九%、

同所屬人員九八・二%にして其の大部分を占む。而して普通世帶に於ける一世帶平均人員は五・七二人に該る。

世帶	世帶數	所屬人員	世帶數千中	所屬人員千中	一世帶平均人員
總數	二九八、九四五	一、七二一、六七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—
普通世帶	二九五、七四〇	一、六九一、二四三	九八九	九八二	五・七二
準世帶	三、二〇五	三〇、四三三	一一	一八	—

普通世帶を昭和五年と比較するに、世帶數二五、六三二、同所屬人員一三九、一六五人の増加にして、之を大正十四年乃至昭和五年に於ける增加數に比すれば世帶、人員共に減少したり。而して一世帶平均人員は昭和五年の五・七五人及大正十四年の五・八六人に比し幾分減少の傾向に在り。

普通世帶	昭和十年	昭和五年	大正十四年	增減數（△は減） 自昭和五年 至昭和十年	增減數（△は減） 自大正十四年 至昭和五年
世帶數	二九五、七四〇	二七〇、一〇八	二三八、九一八	二五、六三二	三一、一九〇
所屬人員	一、六九一、二四三	一、五五二、〇七八	一、四〇一、二二五	一三九、一六五	一五〇、八五三
一世帶平均人員	五・七二	五・七五	五・八六	△ 〇・〇三	△ 〇・一一

普通世帶の一世帶平均人員を府郡別に觀るに、元山府は四・六四人、咸興府は四・九六人に該り郡部に比し稍少く、郡部に在りては豐山の六・四〇人、端川の六・一五人、長津の六・〇二人、三水の六・〇〇人、新興の五・九三人等交通不便なる高地帶の諸郡に於て其の人員比較的多し。

府郡	普通世帶數	所屬人員	全管世帶數千中	全管所屬人員千中	總人口千中普通世帶人員の割合	一世帶平均人員
全管	二九五、七四〇	一、六九一、二四三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九八二	五・七二
元山府	一二、四八〇	五七、九六四	四二	三四	九六三	四・六四
咸興府	一〇、四九五	五二、一〇三	三五	三一	九二一	四・九六
咸州郡	三六、三五八	二〇五、〇九九	一二三	一二一	九八〇	五・六四
定平郡	一五、一八二	八八、五八七	五一	五二	九九五	五・八四
永興郡	二三、六五〇	一三七、三三八	八〇	八一	九九五	五・八一
高原郡	八、五三九	四八、七一九	二九	二九	九八七	五・七一
文川郡	七、三七四	四〇、六五八	二五	二四	九九一	五・五一
德源郡	八、六九一	四九、八三四	二九	二九	九九〇	五・七三
安邊郡	一五、八六九	八七、五四〇	五四	五二	九八八	五・五二
洪原郡	一五、九四九	九三、四四五	五四	五五	九九六	五・八六
北青郡	三三、二八七	一八六、七六一	一一三	一一〇	九五九	五・六一
利原郡	九、〇八七	四九、四八〇	三一	二九	九八五	五・四五
端川郡	二二、三八二	一三七、七二六	七六	八一	九九二	六・一五
新興郡	一六、二九七	九六、五八三	五五	五七	九九二	五・九三
長津郡	一二、九一三	七七、七七〇	四四	四六	九六五	六・〇二
豐山郡	一二、二八九	七八、七〇二	四二	四七	九九五	六・四〇
三水郡	一一、〇三五	六六、二四九	三七	三九	九九四	六・〇〇
甲山郡	二三、八六三	一三六、六九五	八一	八一	九九二	五・七三

兩陛下御寫眞御下賜

畏き邊りに於ては、今囘朝鮮人側各初、中等學校計五十九校に對して、天皇、皇后兩陛下御寫眞を御下賜あらせられたので、總督府に於ては、十二月二十三日總督室に於て、傳達式を擧行南總督より各道知事に對しそれ〴〵傳達した。

南京陷落の日の朝鮮

十二月十一日、抗日支那の首都、南京陷落の快報至るや、半島全民衆はその歡喜の坩堝の中に放り込まれた。が、この日南總督は、南京陷落の覆ひ難い歡びのうちにも、過去に稽へ、將來を想ひ、銃後國民の一層の堅忍持久以て、皇國の國是完遂に邁進すべきを訓して、先づ左の如き談話を發表した。

南京陷落の報に接して欣快に堪へない。過般大場鎭の崩壞、杭州灣北岸上陸の作戰奏効以來、江南方面に於ける皇軍の神速果敢なる追擊戰の行動は、正しく本來の面目を發揮したるものであつて、特に、この度の首都陷落は、日露戰爭に於ける奉天陷落以上の戰果であり、我が戰史は更に光輝燦然たる一頁を加へたものである。

蔣介石等は、面子の手前、無暴にも南京死守を豪語したが、その抵抗力が案外に脆かつたのは、蓋し頽瀾の囘し難きものであつて、落日の悲運既に窮つたものといふべきであらう。蔣政權は今や明かに一地方政權と化し去り、支那政治の中心的容體としての資格を喪失したものと斷定するを至當とする。從て蔣政權が一地方政權として、その存否の如何に拘らず、やがては秩序安定せる地域に於て健全にして、時局收拾に堪へ得る政權が發生するに至るべく、又、彼等蔣の一黨が今にして覺醒し、翻然態度を改むるに非ざれば、徒に國を賊する騷擾的勢力として、全支那國民からは怨嗟の聲を浴び、皇軍に依て完全に討伐さるべき運命に立到るだらう。我が國民は、南京陷落を祝福すると共に、この觀點に立ち、彼等の長期抗戰主義に應じ、派兵の目的たる膺懲方針の貫徹せらるゝまで、擧國一致、堅忍持久、銃後の奉公を完ふする覺悟を固めねばならぬ。

更に同日、南總督は、本府廳員を第一會議室に招集し、南京陷落を契機として進展すべき將來の新事態に即應すべく、官吏は率先國意宣揚、堅忍持久の精神を堅持して、日々の業務に勵精し、以て、眞に國難打開に努力すべきことを强調して左の如き訓示を與へた。而して右訓示は直に全鮮各道知事に通牒され、全鮮各官吏へ徹底せしめられた。

南京陷落の快報に接して同慶の至りであります。

南京陷落の快報を待つことは、國民全體の非常の樂しみであつたのであります。南

京は早晩陥落すべきものである、との確信は、我が國民は老幼男女の別なく、皆有つて居つたと思ふのでありまするが、それが斯くの如く迅速に實現しようとは、國民全部が期待して居つた次第ではありません。奉祝の意を表するのにも、地方に依ては、或は間に合はないかも知れぬと思はれる程それ程迅速なる南京の陷落は、我等をより一層の歡喜に導いたのであります。これ固より御稜威の然らしむる所でありまして、我等臣民の等しく恐懼感激に堪へない次第であります。而して、下國民に於きましては、擧國一致の堅實なる結束を以て陸海軍を支持し、出征將兵亦勇戰奮鬪、殆ど世界歷史に曾つて見ざる程の迅速さを以て、今日の成果を收め得たのでありまして、私共は銃後の人として深く我が皇國陸海軍の忠勇義烈に對して、深厚なる感謝の意を表する次第であります。

これと同時に事玆に至るまでに、或は戰場の露と消え、或は護國の神と化した我が忠勇なる將兵に對しては、深厚なる感謝と哀悼の意を表する次第であります。更に戰場に於て負傷し、今尙、或は野戰病院にあり、或は後方各地の病院に後送せられてゐる將兵に對して深く同情し、且つ一日も早く全快せられんことを切望して已まないのであります。

南京陷落は、それが今後我等に如何なる覺悟を與ふものであるか、この點につき、又南京陷落其の後の影響に關する若干の所懷を申述べて、我等の覺悟に及びたいと存ずるのであります。南京の陷落――それは端的に申せば蔣政權の覆滅を意味するのであります。然らば蔣政權とは何ぞや、即ち今日まで容共政策を採り、抗日、侮日政策を採り、而して、最も悲しむべき東洋に於ける東洋人の戰鬪を惹起した、その元兇の政權であり、その政府下にある軍閥であります。國際上に支那全體を代表して居つたこの誤つた蔣政權首班蔣介石は、宋美齡夫人と共にその首府南京を飛行機にて逃げ出した。而して城は落ちた。この事實に依て蔣政權は、最早支那を代表する資格を失つたものと見なければならぬ。又それが實際なのであります。或は蔣介石は今後も尙存在するかも知れない。蔣介石を支持してゐるところの共產主義者及び從來の勢力者、それらは或は漢口に、或は重慶に、或はその一部は廣東、廣西さやうな所に存在するかも知れない。併し存在しても、それは唯一地方政權に止り、彼等の威令は今日に於て、既に隴海線以北には全く行はれてゐない。河南に於ても既に順德に於て自治政權成立を見て居る、斯やうな次第でありますから、蔣政權は南京陷落と同時に覆滅し、假令存在して居つても、それは一地方政權若は匪賊の類に過ぎない。斯やうな情勢が南京陷落に依て、現實に吾人の前に展開して來たのであります。これは一大變化であります。

他の一つは既に支那代表の政權が覆滅した。然れども彼の支那四億の民衆の生活の

安定、生命の安寧を圖らねばならぬ。茲に於てか支那民衆は、今後彼等に不利な蔣政權を離れて、或は自治政權を樹立するであらうし、或は又それらの自治政權を聯合して新興政權を作るであらう。いろ〳〵の現象が、今日以後雨後の筍の如く新に現はれて來るのでありませう。左樣なものが出來た時に、日本の態度がどうなるかを省察して見まするに、如何なる政權が如何なる土地に出來ようとも、その政權なるものは、斷じて容共政策を排棄するものでなければならぬ。抗日、侮日の思想を絶滅するものでなければならぬ。親日主義のものでなければならぬ。左樣なものであるならば、我が帝國は悉く包容してやる。この現象が必ず今日以後各所に起るのであります。

次に起るべき現象は何か民衆の生活とその生命の安全を保持するため、各所に雨後の筍の如く小さな政權が出來たのでは、それでは民衆の目的に合致しない。眞に民衆の目的に合致するためには、秩序ある政治が行はれ、安心して産業に從事することが出來、治安に心配の要らない、警備に何等意を用ゐないで行けるといふ、さういふものが速に成立することが必要であります。然らばそれはどういふ方法で出來るか、各人が想像すれば中らずとも遠からざる所に必ず達するものと思はれます　その證據に今日既に察哈爾も綏遠も落付いてゐる。落付いてゐるのみならず、既に貨幣は日本の貨幣と、元使つて居つたその地方の支那貨幣とが全く一緒に使はれてゐる。河北、山西、山東も亦既に落付いてゐる。そして新政權が内部に於て着々組織せられつゝある。上海方面に於ても然り、南京に於ても恐らくは自治政權が生れて來るでありませう。左樣な時に、或る程度これらを纒める總括的の政權が生れて來るであらう。その時一番大切なるものは支那の實質を代表するもの――換言すれば蔣介石政權に代るべきもの、それは親日主義であり、防共主義であり、排日抗日を絶滅するのみならず、我が帝國軍に依て治安を維持し警備の心配がないやうな政權であることであるし、又斯やうな政權が生れるであらうと思ふのであります。

抑々今回の事變の全面に亙つて、我が帝國は總動員を以てこれに臨んだ。その目標は　聖旨に示されてある如く、眞に東洋の和平を圖るにある。而して支那全人民を敵としたのではない。支那民衆四億を救濟するために、彼等を塗炭の苦しみに陥らしめ東洋平和を攪亂しつゝある蔣介石政權の政策、茲に、この政策を支持する軍閥、及びその背後にある第三國の共産主義を打破するがためであります。私は南京陥落は端的に申せば、支那四億民衆のために、大いに祝すべきことであると考へてゐる。これは甚だ矛盾した言葉の如くである。支那の首都である南京が陥落せられてゐるのに、その國民が喜ぶ譯はない。斯う思ふかも知れない、がさうでない。それは遲くとも今後數年を經れば、南京陥落が、眞に四億民衆

のために、幸福を招來し來、民衆は曾ての如き內亂の弊害を受けることなく、又折角粒々辛苦働いて得たその結果を、彼等の苛斂誅求により失ふことなく、彼等は安心して、太平の民として生きられる、といふことを證據立てる時機が、必ず來るものと確信するのであります。この故に、南京陷落は、支那民衆四億に幸福すると私は思惟するのであります。

南京陷落の意義は大體以上述べた樣な事柄であります。然らば今後に於ける吾人の覺悟は如何。蔣政權そのものは覆滅した。それが支那代表でない、といふことは事實がこれを證明した。然れどもその背後に或るものが存在して、飛行機を供給し、飛行士を供給し、或は彈藥、火藥等すべての軍需品を供給するものがある限りに於ては、これで事變が終末を告げたといふ譯には行かない。支那民衆が、その背後の第三國の手に依て踊らされる、といふことが絕滅せざる限りは、未だ終局といふ譯には行かないから「平和未だ來らず」といふことを、よく知らなければならぬと思ふのであります。

事變に對する覺悟については、今日まで機會ある毎に、諸君にお話をいたし、お互それに基き協力實行して來ました。然してその最も大切なる事項は、時局は長引くものと覺悟せよ。而して生業報國の考の下にこれを日常の生活に織込め。又これがためには堅忍持久なれ。といふことでありました。本日總督府の表玄關に貼出された標語は「祝皇軍大捷」「祝南京陷落」とありますが、この標語は南京陷落を奉祝する本日と明日だけでありまして、明後日からは「國威宣揚」「堅忍持久」の標語を揭出します。これは今後吾人の進むべき目標と、吾人が爾後日々業務に服する時の心得である、と覺悟せられたいのであります。南京陷落に際り衷心より國家のために奉祝すると共に今後に於ける我等本府職員としての覺悟を申述べる爲に、玆に會同を煩した次第であります。（速記）

朝鮮臨時肥料配給統制令公布

總督府に於ては、十二月十日制令を以て、朝鮮臨時肥料配給統制令を公布したが、本令につき穗積殖産局長は大要左の趣旨の談話を發表した。

時局の推移に鑑み、肥料配給の圓滑と、價格の公正とを圖り、農村の安定及び農業生産の確保を期するの要は、刻下の喫緊事である。この情勢に顧み、非常時肥料對策として本臨時肥料配給統制令が制定せられたのである。

本令の內容は、內地の臨時肥料配給統制法と大差はないが、唯、朝鮮の事情に卽應せしむるため、同法の第一條を削除し、全文六箇條より成る法令で、第一條が骨子となつてゐる。同法令に於ては、必要に應じて肥料の販賣、使用、消費、移動及輸出入に關し必要なる命令をなし、事態の推移如

何に依り、隨時適當なる措置を講じ得ることになつて居り、而して同條に基く命令の主なるものとしては販賣價格の監督取締、地方的配給割當等が豫想せられる。

尙ほ、本令の運用上特に一言し度きことは、第一に、本令の適用はあらゆる種類の肥料に及び得るのであるが、現狀に於ては差當り販賣肥料中化學肥料が主なる取締對象として考へられることである。次に本令は、重要肥料製造業者を對象とした。朝鮮重要肥料業統制令とは異り、配給業者を主たる對象としたる關係上、究局の目的は前者と同一なりとは雖も、本令被適用者は極めて廣範圍に亙るのである。

本令は卽ち現下の非常時局に處する臨時立法である。從てその運用に當つても、現在の配給組織に著しき變革等を與へることなく、先づ當業者の自治的統制に依て配給の圓滑と價格の公正を期したく、關係當業者の協力を期待する次第である。

殖産契の指導、監督の改

半島農村の經濟生活の合理化と、これが向上發展を圖り以て、農山漁村振興に寄與せんとする趣旨を以て、去る昭和十年創設せられた殖産契は、爾來着々その實績を擧げてゐるが、その指導監督系統、或は郡、島農村振興委員會との聯絡關係、或は主管事務の聯絡等の點に於て、種々の不合理、不便の點が多々あるに鑑み、今回これを左の如く改善することに決定し十二月十日各道知事宛政務總監通牒を發出した。

（一）殖産契設立方面に關するもの

1. 更生指導部落に、共同事業遂行の見込確實なる者にして、然も契員を指導すべき中心人物を存置すること。
2. これが指導の便宜、機能發揮の點を考慮し、なるべく集團的に設立すること。
3. 本契設立の場合は、部落更生の見地より、その地域內居住者は、なるべく全部加入せしめること。

（二）聯絡統合方面に關するもの

1. 産業組合、又は金融組合に於て、本契を設立する場合は、豫めその地區の選定に關し、郡、島農村振興委員會の意向を徵し、府の域內に於ては、當該府尹に經伺すること。
2. 殖産契地區內に、これと類似の共同事業を目的とする組合ある時は、なるべく殖産契に統合すること。
3. 産業組合所屬と、金融組合所屬との殖産契が、同一地區內に竝存對立することを極力避け、殖産契を設立すべき區域が、兩組合に屬する時は、原則として産業組合所屬にすること。

（三）指導、監督方面に關するもの

1. 指導、監督の權限を、道知事のみに限定せず、その地方の實情に依り、府尹、郡守にも、その一部を委任するの方法を講ずること。
2. 道に於ける殖産契に關する事務は、理財課、或は産業課に於て取扱ふことを避け、農村振興關係事務の主管課たる地方課に統一管掌せしめること。

日誌（自十一月十六日 至十二月十五日）

十一月十八日　第一會議室に於て裁判所及檢事局監督官會議開催。

府令第百八十一號を以て防空法施行規則發布。

府令第百八十二號を以て朝鮮總督府及所屬官署防空規則發布。

十一月二十日　勅令第六百五十七號を以て朝鮮總督府癩療養所官制中改正。

府令第百八十三號を以て朝鮮總督府及所屬官署執務時間中改正。

十一月二十二日　勅令第六百五十九號を以て朝鮮總督府官制中改正。

勅令第六百六十號を以て朝鮮總督府地方官官制中改正。

勅令第六百六十一號を以て防空法朝鮮施行令公布。

勅令第六百六十二號を以て朝鮮防空委員會令公布。

十一月二十四日　府令第百八十四號を以て移出牛檢疫規則中改正。

府令第百八十五號を以て昭和七年府令第九十七號畜牛結核病豫防に關する件中改正。

十一月二十七日　府令第百八十六號（朝鮮獸醫師規則は昭和十三年一月一日より之を施行す）發布。

府令第百八十七號發布。

十一月二十八日　政務總監議會出席の爲東上。

十二月一日　府令第百八十八號を以て郵便振替貯金規則中改正。

府令第百八十九號を以て郵便振替貯金小切手拂込規則中改正。

府令第百九十號を以て郵便爲替規則中改正。

府令第百九十一號（昭和八年府令第七十三號は昭和十二年十一月三十日限り之を廢止す）發布。

府令第百九十二號を以て航空郵便規則中改正。

府令第百九十三號（昭和六年府令第百四十六號は昭和十二年十一月三十日限り之を廢止す）發布。

府令第百九十四號を以て昭和七年府令第十八號中改正。

府令第百九十五號を以て昭和十二年府令第九十九號中改正。

府令第百九十六號を以て朝鮮と內地・臺灣樺太・南洋群島及滿洲間郵便規則中改正。

十二月四日　府令第百九十七號を以て朝鮮總督府看守長特別任用學術試驗及實務考査規程中改正。

十二月六日　府令第百九十八號を以て大正十四年府令第三十四號中改正。

遞信省令第百號を以て日滿郵便振替規則中改正。

遞信省令第百一號を以て日滿郵便爲替規則中改正。

遞信省令第百二號を以て外國郵便振替規則中改正。

十二月八日　遞信省令第百三號を以て外國郵便規則中改正。

十二月十日　制令第十八號（朝鮮臨時肥料配給統制令）發布。

府令第百九十九號を以て國債募集、賣出、買上及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱規則の發布。

十二月十一日　總督午前十一時半第一會議室に於て全職員に南京陷落祝賀の辭を述べ更に銃後國民の覺悟を强調。

勅令第七百十三號を以て朝鮮に於ける官立又は公立の小學校又は普通學校の訓導に對する疾病療養料給與に關する件公布。

府令第二百號、第二百一號公布。

十二月十四日　府令第二百二號を以て電話規則中改正。

十二月十五日　遞信省令第百十八號發布。

編輯後記

＊あけまして御目出たうございます。恐れ多いことですが、御勅題に御示し下された「神苑の朝」の心持を基調として 皇事に盡さうではありませんか。申すまでもなく大晦日に大祓の行はるゝは新年に於ける活動がより清らかにより明かなる身心に依つて起さるべきを期してのものであり、この清明な身心に依つて成し遂げられるものが、やがていやさかの生活を約束するものでありますから、こゝに新年御目出たうのことばが用ゐられるのではないでせうか。

＊わが國は昨年國家總動員の下に支那南京政府を膺懲し、莫大な犧牲を拂つて遂に首都南京を攻略し、その政府をして四分せしむるの餘儀なきに到らしめました。今次の事變も、また東洋平和を破壞し亞細亞民族の生活を毒するけいがいれの淸掃です。些の領土的野心を藏することなくして、かゝる淸掃を斷行したことは皇道に立脚する日本のみが成し得た道義的力です。

＊しかし淸掃はそのついみ・けいがいれの祓除であつて、南京陷落は皇軍の偉勳ではありますが、まだこれだけでは皇威宣揚の完成ではありません。皇道の所期するところは萬邦の昭和であり、アジアの明朗化であり、之を局しては支那民衆の淸明なる甦生であります。この皇威宣揚を完成し支那數億民衆の心奧にこの昭和の記念塔を搖ぎなく樹立するには、われ〳〵こゝに並ならぬ決心と覺悟が必要です。

＊この覺悟と決心を懷ふ時、われ等の忘れてならないことは朝鮮の位置です。朝鮮の役割の重要さです。西洋が昔の西洋でなくなつたと等しく、いやそれにも增して東洋も古の東洋ではなくなりました。東洋共昌の僞に日滿支提携の氣運漸く熟し來りし今日半島を御覽なさい、まことに樞要な楔ではありませんか。併合後四半世紀餘、半島の同胞は最早古い半島の姿に戀々たるものではなくなりました。アジアに向つて天業を恢弘する大日本の臣民として喜んでその聖業に參し、その第一線を承はるゝことを寧ろ光榮として居る有樣です。

＊東洋の和平、アジアの甦生に參加する者は相互にその土地と人とを知らねばなりません。その土地と人との認識なくして論議する樂土建設は、例へば空中樓閣のプランにそのエネルギーを空費するものと變らないでせう。或はその空想の强行より遂には所期に反する結果を將來するやも解りません。本誌はこの意味に於いて朝鮮の文化と實狀を如實に宣傳紹介することをその使命の一として來ました。朝鮮の地位と役割がその重要性を加へ來つた今日、愈その使命の重大なるを痛感いたします。

※所謂「雜誌」であり、編輯の事に從ふ者未だその技に熟せず、よくその使命を果して大方の期待に添ひ奉ることは極めて覺束ない次第でありますが、幸にも執筆者各位の熱誠ある御協力と大方諸賢の同情ある御後援とを得て居りますので、只管至誠、編輯報國に邁進する覺悟であります。何分ともよろしく御願ひ致します。

昭和十二年十二月二十九日印刷
昭和十三年一月一日發行

發行人 朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所 朝鮮總督府
京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
印刷所 朝鮮印刷株式會社

京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
一手賣捌所 朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇番

明治四十四年六月二十日第三種郵便物認可
昭和十三年七月一日発行

朝鮮
二月號

朝鮮　二月號　目次　第二百七十三號

口繪

□臨時道知事會議
□中樞院及朝鮮人有力者會同
□冠帽峯をゆく
□雪景毘盧峯
□明太魚

臨時道知事會議　—彙報參照—

（一月二十二日）

中樞院及朝鮮人有力者會同

同上

雪の冠帽峯をゆく

毘盧峯　一外金剛極樂峴にて一（一月十八日飯山寫）

メンタイ・・・・とは？（八六頁朝鮮北魚明太記事參照）

朝鮮

二月號

第二百七十三號

御用始式に於ける南總督の訓示

總督府の御用始式は一月四日午前十一時より本府正面玄關前に於て、南總督臨場、本府及在城第一次官署全職員二千餘名列席の下に擧行された。左は當日の南總督訓示である。而して同訓示は式場より、マイクを通じて全鮮各官署へ中繼放送され、超非常時下に迎へし昭和十三年劈頭に於ける全鮮官吏の決心を彌々堅くせしむるものがあつた。

茲に光輝ある昭和十三年の年頭、御用始めに際り一言所懷を述べて各位の注意を喚起致したいと思ひます。

畏くも　天皇陛下に於かせられましては一般御政務と共に大元帥として大本營に親しく全軍の御統帥を遊ばされ頗る御多端に拜せらるゝ事は誠に恐懼感激に堪へない次第でありますが、玉體益々御安康に渡らせらるゝ事は我等臣民として眞に欣喜に堪へざる所であります。茲に恭しく聖壽の無窮を壽き奉る次第であります。

現下我が帝國は前古未曾有の重大時局に直面し、茲に對支事變第二年の新春を迎へ國民擧つて天業恢弘の大業に邁進すべき秋なるに鑑み帝國國民の覺悟に就て二、三の所信を述

べて各位の了得に俟ちたいと思ふ。

第一は本年に於ける時局の重大性を適確に認識することである。

皇軍は毎戰、捷を奏し北に在つては敵を黄河以南に壓迫し南に在つては上海・南京・杭州既に陷り大に勇武を中外に顯はせり、蔣政權は今や全く沒落して北支には親日滿、赤化防衞を目標とする新政權の成立を見、中支亦其の機運に在り、故に現下の情勢を以てすれば事變は既に峠を越へ、重大危機は早や解消しかゝつたといふ樣な印象を與へるのであります。然しながら這は、支那事變を以て單に日支兩國間のみの出來事であるとの觀方であつて、決して其の眞相に觸れたものでない。成るほど事變は蘆溝橋畔に端を發したのであるが、支那黨軍の裏面に在つて之を操り武器を供給し、惡宣傳を事として抗日侮日に導ける者は何者であるか、而して夫等が今後何を爲さんとしつゝあるかを正視しなければならぬ。長期抗戰を策謀して我が國力の減耗を待ち、機に乘じて我軍の戰果を覆へし、以て思想侵略、經濟侵略の意圖を逐げんとする第三國無しと斷ぜられない。故に我が國民として徒らに戰勝の光榮に醉ふことなく、勝つて兜の緒を締め直すべきは今である。卽ち時局の複雜性と深刻性を洞察して擧國一致堅忍持久の覺悟を新にすること、之れ昭和十三年に課せられた國民的命題であります。

第二は國體觀念を明徵ならしめ國民精神を愈々昂揚せしむることである。

我が皇軍の百戰百勝の戰績は中外の等しく驚異とする所であるが、支那軍も亦決して弱くはなかつた。歐米の軍事専門家は支那軍を評價して歐米何れの軍隊にも劣らない有數の强兵であると賞讃した程であるが、其の支那兵に對し連戰連勝を博したる皇軍の威力は實に我が萬邦無比の光榮を有する皇國に生を享けたる國民としての國體觀念から湧き出づる所の偉大なる精神力であります。先般ヒツトラー總統の某日本人に話せる言葉の一節に、自分も曾ては軍人であつたから用兵戰鬪の事には體驗があるが原則として攻撃軍は防禦軍に對し二、三倍の兵力を要するものである。然るに日本軍が常に寡勢を以て衆敵に當り每戰必ず勝を制する所以の者は如何なる原因理由に依るか、專門家に調査を命じて居る、との事であつた。之れは恐らく我皇軍將兵の精神力に關心を持つた意味であらうと思はる。由來獨逸は日露戰後、日本の歷史、特に國民精神に深刻なる硏究を爲しつゝあることは識者の普く承知し居る處である。今次皇軍の必勝は即ち國體觀念に基く精神力の發露に外ならぬ。然らばその精神力は何によつて起るかと申せば　明治大帝の御製に拜する「事しあらば火にも水にもいりなむと思ふがやがてやまとだましひ」之であります。君民一體にして忠孝一致、君國の事に處して己れを忘れ身も心も國家全體の意圖、目的のために捧げ得る信念に外ならないのであります。而して此の信念は單純に知識を透して培ひ得らるゝものではない。永い國民生活の先天的傳統であると同時に、各人の修練と體驗、實踐を

通じて來るものである。譬へば神社に參拜して清淨、崇嚴なる神殿のあたりに磅礴として漂ふ靈氣に打たれ、豁然として神人冥合の妙機に觸れる。そこに國體の尊嚴を體得し、世界に比儔なき日本國民たるの感激を覺へるのであります。現下重大時局に直面して、國民としての奉公の修練を最も切要とするに際りて、吾等半島在住の官民は益々國家觀念に基く精神力の昂揚を期せねばならぬと思ひます。

第三には帝國の國是遂行の本旨を知り、堅忍持久、飽くまで之を貫徹するの用意に就てである。

東亞民族の協和を基として、東洋は東洋人の手に依り道義的な平和機構を招來建設することは、我が帝國の國是であります。有史以來日本は常に此の理想の下に平和的手段を以て國是の實現を企圖し來つたのであるが、之を妨害するもののある時は或は干戈に訴ふるの止むを得ざる事あり。例へば、日清・日露の兩役、滿洲事變、今次の支那事變の如きである。而も帝國の要望する所は常に東亞民族の安全と福祉を實現するにあつたのであります。現にそれは朝鮮統治の實績により證明せられあるが如く又日滿一體の實績に顯現して居るのであつて、何人も此の嚴たる事實に對して眼を掩ふを許さないのであります、我等は此の理想と信念によつて建設し來れる平和機構を更に支那國民黨の苛政、共產黨の迫害に泣いて居る四億の民衆に推し及ぼし、以て相共に恒久平和の成果を納めんとする國際正義に立脚しつゝあるのであります。從て此の精神と態度とは、有色人種の搾取、犧牲を自己の特

權と心得來れる者共の到底理解し得ざる所である。

我々は人道上絶對の正義なる此の信念を堅持して、國是遂行に膺りつゝあるのであります。之がため荊棘を開くを聖戰と謂ひ、之が善後の工作を聖業と呼ぶのであります。謂ふまでもなく、思想と信念の伴はざる仕事は、何人の如何なる仕事に於ても散漫、無統一無氣力に流れ易いのである。

今や世界は一大轉換期に直面して居る。此際東洋道義を發揚し皇道を宣布するは我が帝國が天より課せられたる重大使命である。我等國民は此の大切なる時局に直面して全國民が國を擧げて協力一致し彌々旺盛なる精神力を發揮して堅忍持久の態勢を採らねばならぬ。此のことが破邪の偉力となつて敵を壓服し、第三國の禍心を封じて、時局の解決を容易ならしむる最高の途であります。

以上三點は、希望と意氣に燃ゆる此の昭和十三年の年頭、私の特に切言して各位と共に心を一にせんとする精神的態度である。而して此の信念を實踐に現はすには各人日常の生業、勞務の間に全身の魂を打ち込んで國家の目的のために各自の仕事を活かして行くにある。歴代　天皇を育め奉り、父祖先輩の遺業を完成し、且つ東亞民族の子々孫々にまで平和の樂土を相續せしめんとする此の千載一遇の偉大なる聖業に身を以て貢獻するの感激の下に、內鮮一體、官民一致の結束の力を以て統治の美果を擧げ、銃後の任を完うして行く此の知行合一の働きを私は各位に要求するものであります。

玆に各位の健鬪を切望して、私の訓示を終ります。

國際情勢と我國經濟の將來

松　原　純　一

『一』

暴支膺懲の聖戰はその歩武行進以來漸く半歳に過ぎざるも、神速果敢なる我皇軍の奮闘力戰により概ねその所期の戰果を收め、茲に明朗新支那の將來を擔當する政權は由緒ある北支に於て成立し、軈て彼我善隣友邦の緊密なる提携が表顯せんとしつゝある。而も南京政權はその實力を僞裝過信し未だ長期抗戰の愚を放棄せざるを以て、此際輕卒なる樂觀を警め聖戰究極の目的を達成すべく擧國邁進するの必要を痛感する。

斯くて今次の支那事變は我國として曠古未曾有の大事なると共に之が國際政治にも强烈に反映し、ベルリン・ローマ・東京を樞軸として三國防共協定の成立を見るに至り、愈現狀打破派國の戰線統一とその强化が期せられ、他面、英・米・佛の現狀維持派國の結束を固くし、以て二大ブロックの對立を激化しつゝある間に於て、イデオロギーを武器とする蘇聯の暗躍を促し、茲に三者鼎立して益國際政情を不安ならしめてゐる。加之、スペインの一角には世界戰爭を壓縮したるが如き戰火の餘燼尙收らず、而も各國に於ける對戰準備の强化により之を擴大するの虞を多分に包藏し、世界平和體制の確立は容易に庶幾し難き情勢に置かれてゐる。

此の間各國に於ける一般の景氣は軍擴經濟を中心に逐年好轉し、殊に昨年上半期に於ける各國の貿易及生産狀況は恐慌前の水準を突破する盛況を呈したるも、持つ國に於ける生産過剩と、持たざる國に於ける供給不足とに因る矛盾は遂に爆發し、政治上の對立を餘儀なくしたる反面、經濟上に於ては最近各種生産品に亙る減産協定の復活、貿易制限の深化及經濟ブロックの强化を齎し、景氣の後退と前途の不安が各國經濟界の通有性と化しつゝある。

『二』

世界經濟の指標たる米國の經濟界は最近凋落著しく、過去兩三年來の好景氣は一朝にして挫折し、今や反動恐慌の防止に汲々たる狀態である。卽ち同國の景氣を先驅する株式は昨秋に入りて激落を續け、その樣相は一九二九年の恐慌當時に彷彿たるものあり、爲に景氣崩壞の警戒心瀰漫し延てその實勢を挫折した。而して之が原因は製品安の原料高なる收益の低下及農産品の過剩傾向を擧示し得べく、政府はその對策として資本課稅の輕減、物價抑制、産業金融の動員及公共事業に對する干渉の緩和策等を採用した。乍然中樞事業たる重工業は恢復を示さず農産物輸出は不振に陷り、貿易惡化の傾向は改善の跡なく、從つて政府の景氣振興政策は過去の如き實績を示さず、殊にその間勞働問題再燃の兆もある。斯くて米國はニュー・ディールに依る農業及勞働政策を通じて農業及工業品の對外競爭力を喪失し、是等が錯綜して國內に於ける一般景氣の惡化を防止し得ぬ狀態にある。

英國經濟界は比較的健實な發展を持續し、殊に昨年初はブーム樣相さへ呈したるも、米國經濟界惡化しショックを受けし以來一抹の暗影が漂ふに至つた。英國經濟の好勢を支持する最大要素は軍擴經濟にありて、重工業は未曾有の生産活動を示すに反し、紡績業其他の平和産業は曾ての地位を恢復し得ず、從て今後の景氣は現狀維持に止まるものと觀らる。貿易は前年に比し輸出入共に二割內外の增加にして恒例の入超は幾分增加したるが、海運界の好況に依り貿易外收入の增加あり國際收支は惡化を見ず、爲に金融緩慢と低金利は繼續し景氣の基調は稍健實なるが如くである。然し株價及物價は反落傾向に入りしに反し勞賃は向上し、更に最近には熟練工の不足を痛感しあれば、米國同樣にコスト高の製品安を示現し、是等は建築活動の不振に反映する如く、購買力の萎縮の前兆と觀られ、既に好景氣も峠を越し若干の産業部門には多少の後退を豫見せられるが、スペイン戰爭及支那事變の影響として、政治的にはロンドン・パリー樞軸の强化を圖ると共に再軍備計畫の促進を期すべきを以て、軍擴景氣は一段の昂揚あるべきも、支那に於ける損害とその勢力の衰退は延て海外全般の落勢をも意味し、而もその所謂實利外交に依つての頽勢挽回は此後頗る至難と觀られるにより繁榮の獨占の期待は望み薄であらう。

佛國は政治上經濟上慢性的に不安を體驗し來つたが、ショータン內閣成るや、輿論を基礎として擧國一致の實を示し、以て久しきに亙る國內の不安を解消せんとしつゝある。而して佛國に於ける政治經濟安定の決定的要件は、その財政均衡と金流出の防止とにあつたが其後增稅を斷行し、政府事業の增收を圖り同時に節約を斷行して健全財政の編成に成功したる爲、財界は一應の落付きを示しフランは强調を呈する狀況となつた。然し

過去四箇年に亙る金本位の確守より轉じ一咋秋及昨年六月の二回に亙りフランの切下げを決行したことは銘記すべきである。金利は昨年下半期に於て四回の利下を見現在三分に低下し、證券界の活況を促進したると同時に銀行預金の增加さへ示現し、逃避資金の歸還に依る國內經濟の恢復は顯著なるも、生產活動は比較的好轉せず、勞働立法の產業界に與ふる影響の大なるを物語つてゐる。物價は比較的安定してゐるが四十時間勞働に依る生產不足は入超を增大し、フラン減價に依る貿易外收入の增加あるも國際收支は惡化を回避し得ず、從つて經濟界の根本的再建は前途困難を見込まれる。而して其の第一方策は勞働政策の緩和にあるが、人民戰線派勢力の强固なるものあれば之が改革は容易に非ざるも、地方選擧に於ける政府大勢は是等勞働問題の解決を促進せしむる氣運にある。

獨逸は國家社會主義國家として完成の段階に到達し、ヒツトラーの辭を以てせば獨逸國民の經濟生治は世界に於て最勤勉な獨逸國民の創造力と勞働とに依つて再び豐かなるリズムに充たされてゐる狀態にある。產業經濟の全部門に對する統制は益强化せられ、その結果總ての惡條件を克服し軍備擴充、自給自足經濟が着々奏効すると共に失業者は著減し、正統派經濟觀念よりすれば一切は魔術の如く觀られる。斯くて政治上に於ける地位は日、伊との提携に依り更に向上し、今や現狀打破派國の最右翼にあつて國際政治のイニシチーヴを把握せんとしてゐる。

『三』

善隣滿洲國は支那事變を契機として我國との不可分關係を益濃密ならしむると共に、新興國家の眞價を發揮するに至つた。蓋し伊太利は滿洲國承認の擧に出で、日本は治外法權を全面的に撤廢する等國際地位は躍進向上し、對內的には行政機構の改革、產業五箇年計畫の著手、產業統制の强化等により建國第二期計畫は漸次實行されてゐる。而も昨年は周邊多事を極め、カンチヤズ事件は一時大なる危險を誘發せんとせしも幸ひにして對蘇關係は事なきを得たが、日支事變の發端地北支とは接壤し又特殊の歷史的關係あり、殊に日滿一體の精神は自ら暴支膺懲の態度に出でしめ、長城方面に兵力の發動さへ見たのであつた。斯かる對外戰時姿勢に呼應し從來の國防經濟は一段と昂揚し戰時體制の段階に進みつゝある。其の間產業五箇年計畫は日支事變の影響を受け華々しき展開を見ざるも、日產移駐に依る滿洲重工業會社の成立はその急速なる實現を見込まれ、他面重要產業統制法の實施に依る產業の統制的建設の將來も期待し得べく、加ふるに重工業資源の寶庫たる東邊道の開發は着々進行せらるゝに至りたるを以て、朝鮮との提携に依る鴨綠江の水電開發と俟つて、一般產業の發展は期して待つべきものがある。昨年の農業は特產價格不勢なりし爲活況を呈するに至らざりしも、新規の各種工業は何れも操業を開始したる爲、商工界は好調を持續し金融方面に於ては低利の基調は不變なりしも、日本の新投資は足踏狀態にあつた反面、國內資金の動員を期する見地より株式公開の擧あり、國內金融市場は步一步完成に近付き、更に滿洲クレヂツトの成立を見る等、金融經濟の發展は注目すべきものがある。一方貿易は引續き擴大の一途を辿ると共に入超は依然として激增してゐる。之は產業建設資材輸入の增加に負ふものにして敢て介意を要せぬものと觀られる。斯く內外に亙り革新發展を見つゝあるは一に日滿連繫の賚に外ならぬ。

支那は國民政府によつて十年餘に亙り苦心經營せる國家再建も、その過れる排日抗日の結果今次の事變發生したる爲、一切は水泡に歸したるのみか南京政權は一の地方政權化するに至つた。此後の政情は豫斷し難きも今や北支に臨時政府成立したれば、之に依る統一と復興は時日の問題と觀られ、殊に日本の積極的協助を豫想し得べきが故に、新政府要人の熱意と俟つて新支那の建設は速急なるを豫見せられるが、其の間農業の振興、資源の開發、思想的再訓練は新政府當面の課題として重視すべきであらう。

『四』

我國は支那事變發生以來戰時立法と戰時行政とが採用せられ、既に戰時體制機構の全面的確立に及んでゐる。從つて斯かる機構下に於ける經濟の推移は自ら平常と其の趣を異にすると共に、景氣の基調も自ら異らざるを得ない。卽ち事變の發展に連れ財政は未曾有の膨脹を告げ之が收入の大半は公債に求められてゐるが、一部增稅も決行せられた。而して尨大な公債發行は比較的順調に行はれてゐたが市中應募は少額に止り、是等は一般金融動向と關聯して將來の課題と化してゐる。財界の時局認識は普及徹底し何れも率先して戰時經濟の遂行に參與する風潮强く、從つて過去に難點とされた經濟統制もその運用の宜敷きと俟つて戰時經濟の意義を發揚してゐる。戰時經濟立法としては多々あるが、軍需工業動員法・臨時資金調整法・產金法・外國爲替管理法・輸出入臨時措置法・暴利取締令・ステープルファイバー混用規則・鐵鋼工作物許可規則等の發布或はその改正は、生產・金融・爲替・貿易・價格及消費等經濟全部門に對する統制の强化擴充を意味し、以て經濟編成を質

的に轉換せしめてゐる。斯かる戰時統制の究極目的は戰時資材の供給確保にありて略所期の効果を擧げつゝあるも、國際收支の適合、物資の調整及生産力の擴充即ち所謂財經三原則が統制方針の基調を爲してゐることも見逃し難い。斯くて經濟界は時局産業を推進力として活況を呈し來つたが、平和産業は若干の後退を示せるものあり、産業別に跛行性が看取された。金融界は通貨增發に比し左迄緩慢とはならず、殊に起債市場は停頓狀況にあつたが今年初再開見込みにある。低金利は依然繼續してゐるが之が將來は政策的に支持される傾向にある。資金需要は活潑なるも金融機關の自治統制に依り調整され、今や自由金融の現象は見る能はざる狀勢にある。計畫資本は依然旺盛裡にあるが法的調整は確保せられ、時局産業生産力の擴充に集中してゐる。一般商勢は重要商品に對する統制を受け、販賣機構に多大の變化を齎したが商內は順調を告げ且つ取引改善の跡は顯著なるものがある。證券界は可成りの波瀾を繰返し時局の影響を敏感に反映し、一時警戒人氣が瀰漫し大勢悲觀に陷りしも、採算本位の實勢が動向を支配し健全性を恢復してゐる。爲替は協力相場に終始し我經濟の對外信用を確保してゐる。されば軍事インフレに拘らず物價は微騰に終つたが、世界物價の反落傾向に比せば注視すべきものがある。帝國の貿易は十一月末に於て前年に比し輸出二割餘、輸入四割の增加を示し、殊に入超は未曾有の額に上つた。是等は事變關係に基因するは勿論なるが、戰時に於ても尙輸出の振興を見るは我國經濟の强靱性を示すに外ならぬ。斯くて我國は戰時經濟體制の完成を圖りつゝ、國民生活の安定と經濟發展が期せられてゐる。

『五』

朝鮮は事變勃發以來交通の要衝として輸送施設を整備し作戰に寄與し、併而物資の調達に貢獻する所あり、以て本來の地位と使命に鑑み時局に善處した。他面戰時經濟の遂行に關しては內地に呼應しその體制の完成を企圖すると共に時局產業の發展に邁進し來つた。卽ち戰時立法及行政は內地に順應することゝなり、統制機構の確立と運用の完全を期し、產業の擴充殊に重工業の發展計畫は着々實現せられつゝある。斯くて朝鮮の產業經濟は時局產業を樞軸に工業發展の一大展開過程にあり、茂山鐵鑛の開發進捗とその鐵鋼事業計畫の着手、朝鮮重工業會社・朝鮮機械製作所設立等、重工業の躍進はその著例として注目すべく、而も資源開發の見地より此種工業計畫は接踵し、曾ての輕工業中心の工業發達に對し葛龍點睛の形を見るに至つた。懸案の產業統制は昨年初重要產業統制法の施行に依り內鮮一貫されたるも、その運用に於て特殊性は確保せられ、以て內地と協調し健實なる發展を約束してゐる。傳統方針たる電氣統制は南鮮電氣會社の成立に依り企業統制を結實し、發電に在りては水力開發の促進せらるると共に新規計畫續出し、工業發展を支持助成してゐる現況にある。日滿不可分關係の緊密表現たる鮮滿一如方針は、國境鐵道敷設・國境架橋・鴨綠江の利用及水力開發等彼我接壤地帶に於ける特殊施設として實現に移され、而も是等施設は東邊道に對する西鮮地方の特殊關係の成立を齎し、更に鮮滿人事の交流及交歡屢行はれ、物心兩面共にその一如精神の推擴を見つゝある。昨年の經濟推移は事變前に於ては產業建設景氣を謳歌する好勢にあつたが、事變發生後は輸送力の不足に依り若干の停滯を免れ

なかつた。然るに漸次輸送力は復舊するに連れ商勢は回復し事變の影響は全く解消した。農村は米穀生産二千六百餘萬石と云ふ未曾有の超豐作及米價安定に依り活況を呈し、漁業は鰯漁獲是亦超豐漁にして、購買力の二大支柱たる農漁村は近年になき好新年を迎へ、今年の朝鮮經濟は頗る期待すべきものがある。昨年の貿易は總額に於て前年對比一割餘の增加と同時に、十一月迄に十二億八千萬圓の新記錄を示したるのみか、對外輸出は前年に比し五割餘の激增を告げ、對外經濟發展の顯著なるを物語つた。金融は内地事情を反映し一時多少硬化氣配を見受けたが大勢は順調を續けた。此の間當行保證發行限度は擴張を見、その鮮內金融に與へた好影響は蓋し至大なるものがある。斯くて朝鮮は皇國意識を宣揚しつゝ、帝國戰時體制に於て重要任務を分擔し、併而固有の產業經濟の發展を促進しつゝ、益その將來を待望されてゐる。

『六』

要之大戰後に於ける世界政治の指導原理たるヴエルサイルス體制の維持は、新興國の國家生活及信念に依り變革を要求せられ、以て國際三大ブロツクの鼎立を齎し相互の對立を激化し、而も是等は世界經濟と密接なる因果の關係あり、益事態の解決を複雜に導きその勢の趨く所前途全く豫斷し難き狀勢にある。而も之は早晚世界に於ける新秩序の樹立に依りその回復を期し得べきも、その過程に對處して萬全の對策を講ずるの要あるは勿論、這次の事變に對しては徒に戰捷に陶醉することなく時局益重大を加へたるを認識し、國家總動員の姿勢を更に推擴すべきである。斯くて戰時體制の日滿一體を推進する方針の下に、產業經濟上鮮滿一如的施設を擴充して十分にその効果を收むるに努むると共に、新支那の再建に擧國邁進せねばならぬ。

朝鮮金融界の針路とその特性

川合彰武

はしがき

朝鮮の金融殊にその機構問題をテーマとすることは、斯かる問題の分析が必然的にゾルレンに觸れざるを得ない性質上、筆者の職掌柄之を遠慮すべき筋合にある。乍然筆者の立場と關心とは、金融事象に於ける朝鮮的性格と云つたやうなものを强烈に意識する。そこで此の特殊性の一端をこゝに紹介して見たいと思ふ。尤も以下の文中意見に亙るものは筆者個人のそれであるは申すまでもない。

尙、本稿は正月の休暇を利用し思付きの儘アットランダムに記述したものなれば、精粗均整を得ず意盡さざるも、讀者の判讀を得ば幸甚の至りである。

一、朝鮮の金融機構

朝鮮の金融機構に就て一應公式的な說明をする。此の場合朝鮮總督府官制第三條の規定が、朝鮮の特殊性を形成する淵源を爲してゐることを想起すべきであらう。卽ち朝鮮金融制度は朝鮮總督の權限獨立制に依據し、その法規及運用に於て特殊性がある。之を略同じ立場に在る臺灣と比較するに、兩總督府官制の各第三條が總督權限を規定してゐるが、その實質が根本に於て相違あるにより兩地の金融制度は其の趣を異にせざるを得ない。（註一）されば朝鮮に於ては多くの金融關係法規は制令たるに反し、臺灣に於ては法律がその儘施行せられてゐる。銀行法、貯蓄銀行法等が施行せられてゐるはその著例である。從つて金融行政乃至金融機關の機能又は活動に於て、朝鮮は內地とは異樣なものあるべきも、臺灣は殆ど內地と軌を一にすることが目につく。然し朝鮮統治の根本が內地延長主義と謂はるゝが故に、制度の形態は制令と云ふ特殊形式を採るも、その實質的內容と運用とは多くの異變を見る能はず、就中金融の如きは制度の力は微弱なれば必然的に內地追隨を餘儀なくせざるを得ない。從つて朝鮮の金融機構は獨立した構造姿相を呈するが、事實は內地の金融機構と云ふ母屋の一附屬建築物と看做すべきだ。

註一　臺灣ニ於ケル政務中大藏大臣ノ主管事務　明治三十年二月一日勅令第九號、臺灣ニ於ケル貨幣、銀行、擔保附社債信託關稅及租

製樟腦、樟腦油專賣ニ關スル政務ハ大藏大臣ノ管理ニ屬セシム

前項ノ政務ニ就テハ臺灣總督ハ大藏大臣ノ監督ヲ承クルモノトス

金融機構のモノタイプは中央銀行を樞軸とし普通銀行之を圍繞し、更に之に配するに特殊金融機關の存在が之である。而して金融機構の樹立あれば所謂金融單位が形成せられてゐる理であるが、機構は形式であり金融單位と云ふが如きは機能上の表現たれば、兩者の意義を同一系列に於て理解するは妥當を缺ぐ。朝鮮の金融機構は制度の觀點に於ては獨立的だ。

朝鮮の金融機構

朝鮮の金融機關
- 銀行
  - 特殊銀行
    - 朝鮮銀行—朝鮮銀行法に依る
    - 朝鮮殖産銀行—朝鮮殖産銀行令に依る
  - 普通銀行
    - 地場銀行—銀行令に依る
    - 支店銀行—銀行法に依る
  - 貯蓄銀行—貯蓄銀行令に依る
- 銀行
  - 信託會社—朝鮮信託業令に依る
  - 金融組合—金融組合聯合會—金融組合令及朝鮮金融組合聯合會令に依る
  - 無盡會社—朝鮮無盡業令に依る
  - 東洋拓殖會社—東洋拓殖會社法に依る
  - 保險會社
    - 地場會社—特別法規なく商法に依る會社
    - 内地會社—保險業法に依る

以外の機關
- 株式取引代行清算會社―商法に依る
- 證券會社―商法に依る
- 土地建物金融會社―商法に依る
- 質屋
  - 公益質屋―公共團體規則に依る
  - 私設質屋―質屋取締法規なし
- 朝鮮簡易生命保險
  - 朝鮮簡易生命保險特別會計法、同生命保險積立金運用規則、同生命保險積立金の預入に關する預金部資金融通規則に依る

斯くて朝鮮は發券制度の獨立主義を根源に獨立金融機構が編成せられ、內地に相對しつゝ金融現象が展開されてゐる。而して臺灣は發券制度に於ては獨立主義を採るも、機構に於ては發券銀行以外に於ては支店制度の傾き濃厚にして全く內地の一分子化してゐるに注意を煩し、以て朝鮮の特殊性の理解を促して置く。

外觀的に近代的獨立金融機構を編成してゐる朝鮮も、一度その內容に着目するならば、凡そ資本主義下に於ける金融機關の配置としては異色、卽ち特殊性が看做される。此の特殊性は外地的なものと朝鮮的なものとに大別される。

イ　中央銀行たる朝鮮銀行及抵當銀行たる殖產銀行が一般金融に從事し、寧ろ此の部面に於て兩行の存在意義が强烈だ。

ロ　拓殖金融機關として東拓が存在する。

ハ　普通銀行の機能的地位が低下してゐる。

ニ　金融機關に强度の統制主義が採られてゐる、貯蓄銀行、信託會社、無盡會社に於ける一行乃至一社主義又は各道一社主義之である。

ホ　補助金融機關たるべき金融組合が甚だ有能的地位にある。

右は今日朝鮮の常識として何等の解說を必要としまい。是等の特質を玆には、(イ)(ロ)(ハ)を朝鮮の本質、外地的特質と呼ぶ、而してそれはアカデミックの辭で表現するならば、植民地金融制度當然の所産と解するに躊躇せない。之に對し(ニ)(ホ)は單純に朝鮮的なものであり、政策的產物と解する外ないと思ふ。而して斯かる二面的特質は所謂金融機構問題の中心を爲すであらうが、その特質の意義よりして問題は政治的色彩を帶ぶことだけを一言したい。

要之、朝鮮の金融機構は外觀的には一獨立單位を形成するが、實質的機能の觀點に於ては內地の附屬に過ぎず、內部的には系統序列に於て內地の如からざるをその特性と指摘し得る。

尙蛇足ではあらうが有力金融機關の配置狀況を附記して置く。(昭和十二年十月末)

		本支店
特殊銀行	朝鮮銀行	一四
	殖產銀行	六六
普通銀行	地場銀行(本店七)	一〇九
	支店銀行	六
貯蓄銀行(本店一)		一一

		本支店
金融組合		一〇一七
金聯合會(本部一)		一四
保險會社	地場會社	二
	內地會社	詳細不明
無盡會社	本店	二三

信託會社（本店一）　七　其の他省略

東拓會社　九　本支店には出張所、派出所、支所を含む

二、朝鮮金融機關機能の特性

金融機關と云ふ廣義の社會經濟的意義を綜合的に規定することは不可能であるが、機能と云ふ側面よりは統一的な定義が下し得るだらう。それは休息資本を集積し貨幣資本化し、以て資金として社會的動員する過程を謂ふ、從つて銀行たると協同組合の金融組合たるとを問はず、之を同様に理解して差支へない。然し茲では先に擧げた一聯の金融機關の全部に就て、之を云爲する資料を持たないから、近代的金融機關の有力なものゝみを吟味する。

鮮內金融機關の機能方面に於ける特性の第一點は、資本の動員、詰り資金供給機關として授信業務に主力が置かれてゐること之である、此のことは金融機關の預金對比貸出の異常なる超過に發見される。

鮮內金融機關の預金貸出（十二年九月末 千圓單位）

	預金	貸出	貸出超過	拂込資本及積立金
銀行	四一一、一二八	八七一、三四〇	四六〇、二一二	一〇二、七二八
金融組合	一五四、七六〇	二五四、〇二四	九九、二六四	三九、五八八
東拓	—	九七、五七九	—	—
信託會社	四八、六九四	四三、七二六	△四、九六八	二、六一六

郵貯	五九、二一四	一	一	一
無盡會社	一	二、八五八	一	三、七七三
合計	六七三、七九六	一、二七九、五二七	五五四、五〇八	一四八、七〇五

貸出が預金の略倍額に當る。而も各機關は應分の有價證券を所有し、それは銀行のみにて二九九、一三九千圓の巨額に達してゐる。今日の金融機關經營原則は貸出は預金額以下に止るを以て健實なものとしてゐる。然らばとて鮮內の金融機關が不健實な經營を爲してゐると云ふは勿論早計に失する。兎に角、鮮內金融機關は全體としては所謂預金銀行としては成立たないことを實證すると共に、金融機關の經營方針が授信業務の量を經營單位としてゐるを物語る。例へば支店設置に當り、內地では先づ預金の吸收量を想定し採算を求めるに反し、朝鮮では原則として貸出量を標準とするものゝ如く內地とは對蹠する。從つて朝鮮に於ける金融機關の意義は積極的であり産業經濟のパイオニアとして重要な地位を有する、殊に地方經濟に對しては然りであつて、これは內地に於ける銀行の地方支店が預金吸收機關たるに好對照を爲す。

而して此のことは、鮮內金融機關は資金の地方撒布と云ふ社會機能を爲す上に於て重大な役割を有ち、內地の資金の中央集中機能を爲す實狀とは實質を異にし、その社會的評價は同日に語るべきでない。勿論個々の機關としては資金の調達を預金に求むるに懸命となつてゐるは爭へない。然し結果より觀るならば預金に依る資金調達は常に不足と云ふが朝鮮の實狀だ。

何故に如斯現象が齎されるか、それは産業開發のテムポと資金累積との間にギヤツプがある、卽ち、資本主

義發展上の過渡的現象だ、朝鮮の近代化は大衆の所得增進を齎した反面、消費生活の向上が伴つた。此の所得と消費とが均等的に發展する所には資本の蓄積は顯著に起り得ない、然し消費の向上は限度があれば大衆資本の蓄積の將來は悲觀すべきではない。更に企業發達に隨伴し休息資本の累積を增加しつゝある。之はその量的增加が銀行資金の恒久的豐富を齎すやうに質的轉化を爲すを以て、大衆資本の銀行資金化と俟つて預金對比貸出超過の現狀を訂正するは必至だ。斯く將來あるものゝ、産業發展に比例して預金と貸出とのギャップが擴大し鋏狀差を爲し、從つて銀行の地位が積極的能動性を有つことは疑ひ得ない。

斯くて鮮內金融機關は不足せる資金を何に依つて調達するかと云ふに、周知の通り債券に求めてゐる。債券發行機關は殖銀、東拓及金組聯合會を擧げ得る。その發行現在高は（十二年九月末）―單位千圓

殖銀	東拓	金組聯	合計
三四五、五七四	二四八、一〇八	二四、七四二	六一八、四二四

卽ち三者合計は六億餘圓に上るが、東拓社債はその全部が鮮內で利用されてゐない故に、大體五億圓內外が社債に依り鮮內資金化してゐると觀られる。問題は此の社債の引受地であるが、その大半は內地起債であり、內地の金融機關及び個人等がその消化先である。その中預金部が相當多額の引受をなし、その額は鮮內郵貯の三四倍を占むると謂はれる。何れにせよ債券發行に依る內地資金の吸收が、鮮內金融機關の積極業務の上に於て決定的なことが識られるであらう。此の事柄は近代金融機關が預金を主たる資金とするに對し一例外を爲し、而も朝鮮の金融機關は內地資金に依存するを語るに外ならぬ。從つて、鮮內金融機關の社會經濟上に於ける機能は、內地資金吸收のパイプ・ラインとして作用したことが大なれば大なる程、之を尊重せざるを得ない事情

にある。そのことは同時に、債券發行に依り内地資金を獲得する金融機關が、極めて優勢な地位に就く內的必然性をも語る。

茲に一言を要するは、先に預金を鮮內の資金蓄積の所産と解したが、之は嚴密に云ふならば當らない。蓋し預金中には內地在住者が利廻上鮮內に預金したものも含まれてゐるからである。從つて內地資金の吸收は獨り債券發行に依存せず、內地よりの預金又は金錢信託の形式を以てするものもあるが、之は內地組合銀行協定等の關係より多額とは觀られず、その結果內地資金の吸收は、債券主義を執らしめてゐる。

されば內外何れの場合に於ても、鮮內金融機關は內地資金に依存することに依つて、その社會的機能を遂行し得る必然性を有つと指摘し得るだらう。之、その朝鮮的性格の第二特徵に外ならぬ。

斯く云ふに對し、前述した二つの朝鮮的特徵は發券銀行たる朝鮮銀行の活動如何に依つては之を除去し得べしとの疑問を生ずるに違ひないと思ふが、實は此の點が朝鮮的性格を形成する根因を爲すのだ。朝鮮銀行は保證發行限度一億圓、更に大藏大臣の認可あれば年三分の發行税を納入することに依り、或る程度資金創設が可能なる法的施設を有つ。然しそれは鮮銀券が日銀券との引換が絕對に保維されてゐる事實、卽ち鮮銀券は兌換券だと云ふ事柄を識るならば、鮮銀の發券機能は嚴然と制約せられてゐることに氣付かれるであらう。

換言せば內鮮の通貨價値は絕對的等價を前提として居る。從つて鮮銀が發行制度を利用して經濟的需要を超過する積極的資金供給を爲すならば―鮮內で銀行が積極的資金供給を爲すことは種々な行路を經て輸移入を齎す―朝鮮の鮮外貸借は逆調を呈する、その結果鮮內より鮮外支拂が行はれ、鮮銀は內地資金の減少を來す、之

が繰返されるときは鮮銀の發券制度は根本を破壞される。詰り内鮮間には爲替管理は行へず資金の罐詰が不可能なれば、物價の平準作用が起り朝鮮固有のインフレ餘地なく、一定限度を超過する發券銀行の資金供給は事實行ひ難いのだ。此の點は非金本位下の日銀とは本質を異にし、鮮銀は謂はば内地に對し金本位下の日銀發券制度と同樣の立場に在る。斯かる特殊的發券機能は臺灣銀行にも發見され、滿洲中銀も略同樣であるが爲替管理が採用されてゐる點に於て多少異る。斯くて鮮銀の發券機能は鮮内金融機關の根本的資金不足を積極的に打開する上に於ては、その力に或一定の極限が置かれて居り、その結果として現狀が形成せられてゐるのだ。

以上三點が鮮内金融機關機能の特性であるが、是等は朝鮮の生産力が擴充せられ民度が向上するならば修正せらるべきもので、即ち朝鮮の鮮外貸借が固有の生産力―内地新規投資なくとも―に依り賄はれるに至るならば、總ての特性は解消すると觀るべきであらう。

三、朝鮮金融界の特性

金融界なる辭を金融市場と解するが一般であるが、斯かる意味に於ては朝鮮に於ては金融界は存在しないと解すべきだ。蓋し朝鮮には所謂短資及起債市場なるものが存在せない。是等は金融機關相互の横の關係を指稱すると觀るべく、然るに只中央銀行と次位金融機關との關係現象を目し得るのが朝鮮の現狀だ。從つて金融機構乃至金融動向等の視角より金融社會はあると謂ひ得んも、熟語として慣用せられる金融市場の意義を含む金融界は見當らない。然し金融界なる辭を深く詮索せず單なる集合名詞として假稱せんに、朝鮮のそれは短資及

起債市場が存在せないが特徴だ。元來金融市場は短資市場と起債市場に大別され、前者を貨幣市場、後者を資本市場と呼ぶが學者の用ひる所、而して是等は所謂金融單位を構成する上に於ては不可缺の存在と看做すべきだ。然らば何故に兩市場が朝鮮に勃興發達し得ないか、此の回答はそれ等の發生事由より逆說的に識られるであらうが、之を朝鮮の實狀より云ふならば、

イ　鮮內金融機關はその何れにも資金の餘裕がない

ロ　地場銀行は再割を求める立場にある

ハ　支店銀行は餘裕金を本店に集中する

ニ　中央銀行たる鮮銀の當座預金は有利子である（日銀は無利子である）

ホ　金融の繁閑が全鮮的に均整してゐる

ヘ　地場銀行は必要時には鮮銀に再割を求むるを躊躇しない。（內地一流銀行は日銀再割を忌避する爲預金準備を常に豐富にしてゐる。之が餘裕金として市場に放出される）

ト　比較的有利な貸出が易々として行ひ得て、公社債所有は利廻上不利である

チ　利廻上一般に公社債手持が歡迎せられず、爲に證劵賣買盛ならず、從つて證劵業發達せず市場消化困難なり

等に基因すると觀られ、卽ち金融中心地に金融市場を構成する程度に資金が量的に集積せず、之が反面には資金は產業界に直接吸收せられる狀況にあることは、前述した金融機關の機能上怪しむに足りない。而して鮮

内に短資及起債市場が構成せられるの日は前途遼遠、否殆ど不可能と觀るべきではなからうか、寧ろ從來の諸種の經過よりせば、如斯市場が發生せず朝鮮の金融界が完全に内地の一環と化することが希望されて居るのではなからうか。

次に朝鮮の金融界は所謂爲替市場を持たないことが注視される。内地に於ても爲替政策に於ける統制主義は、爲替業務の正金集中及正金銀行爲替資金の日銀借入方針は、爲替市場を骨拔化すると共に爲替と金融市場との關係を稀薄にしたが、年二億圓餘の對外貿易を有する朝鮮が爲替市場なく、その業務が不振なことは不思議である。然し之とても、對外貿易の相手國が滿洲國又は支那と云ふ地域であり、その貿易過程は國内賣買同樣に扱はれ圓建取引にして、之に對應して金融は爲替を發生することなく内國金融たるべく、又外貨建外國貿易を扱ふ商社の大半は内地會社であり、その金融は内地に於て行はれる關係に依る。近來貿易及爲替管理の關係上、鮮内に於て對外爲替決濟を行ふもの漸增傾向にあると共に、外貨建地域に對する貿易も增加しつゝあるが、是等の爲替は鮮銀外一、二行に集中する實狀なれば爲替市場は將來共に發達しないだらう。

斯くて朝鮮の金融界は比較的プリミチーヴな段階に在ることがその特徴と云ふべく、之は外地金融の共通性と觀るべく、正に産業經濟狀態の反映と解すべきだ。

外地金融の特徴は中央銀行と普通銀行との關係にも見出される。中央銀行は普通銀行に統制力を及ぼすべきものとされてゐるが、内地及各國の事例は之が文字通り行はれてゐない。その主因は「大銀行は中央銀行に依存せず」と云ふ英國流の面子に依るが、之は我國にも尊重せられ爲に内地の金融界が變態情勢にあり、その改

善が叫ばれてゐるは周知の通りだ。

而して中央銀行たる鮮銀の統制力は日銀或は諸國の中央銀行に比し必ずしも全面的に强固と云ひ難きことも周知の事實だが、之は構造的な當然の歸趨と云ふべきだ。それは、

イ　鮮銀は發券制度運用上極限がある。

ロ　內地資金の吸收は內地に於ける債券發行に依る調達をその主義とし、それ等發行金融機關は鮮銀の資金統制力とは本來より遮斷の關係にある。

ハ　支店銀行は必要時にはその本店より廻金する。

ニ　金融繁忙時に於て預金部資金が特定金融機關に直接融資せられる。

等に求められるだらう。然しそれが朝鮮金融界の特色たるは云ふまでもない。

轉じて內部的方面に於けるメルクマールを紹介する、それは資金供給に於けるものだ。

鮮內金融機關の資金供給狀況（十二年九月末　單位千圓）

證書貸	手形貸	當座貸	割引及荷爲替	其他	合計
一一六、五三〇	五六六、八六五	三〇、〇〇五	五六、八八四	五二九、四六六	一、二九九、七五〇

（銀行、金融組合、東拓、信託及無盡會社の合算、信託及無盡の貸付は手形項目に、東拓の貸付は其他項目に含む）

右表から直接には何物も理解することは困難であらうが、資金使途別と云つた形式計數なくとも、われわれの經驗は右表より資金供給方面を吸取ることが出來る、卽ち

イ　所謂産業公共金融が壓倒的地位にある、之は「其他」項目計數が巨大なることにより示される。

ロ　純然たる商業金融は比較的不振である、割引及荷爲替手形項目が之を反映してゐる。

ハ　不動産又は商品擔保金融が旺盛なることは手形貸の大なるに見出される。

從來朝鮮の金融は産業別に云ふならば農業中心、擔保別に云ふならば不動産主義、系統方面より云ふならば米穀金融と云ふことが常識化してゐた。それが工業發達が相當程度に達した現今に於ても見受けられる理だ。産業公共金融の大半は水利組合其他農業施設に向けられ、荷爲替手形の多くも米穀移出手形割引を内容とする。又、手形貸の使用方面に於ても土地建物、殊に畓の購入及經營に當てられてゐるのが多い。從つて金融の視角からは農業中心經濟が展開せられてゐるは不變と觀るべきだ。玆に特異性を見出すと共に、次の特性が抽出される、それは企業的金融が不振だと云ふこと丶、又不振たらざるを得ない事情が潜在することだ。

曩に鮮内金融機關は産業經濟に對し能動的地位にあると云つたが、それは巨大經營産業殊に巨大工業に對するのを除外してのことである。企業集中に比例して企業と金融機關とは密接を加ふるが、之が朝鮮に於ては逆比の關係を示す。蓋し最近に於ける朝鮮の工業發展は、内地産業資本の進出に負ひ、その結果工場新設、擴張改良は勿論、原料購入、製品販賣に於て、その多くを自己資金又は鮮外金融機關借入を以て賄ひ、鮮内金融機關は單にその出納事務を掌るが如き事例が多い。之が内地ならば社債又は株式拂込前貸とか企業と金融機關との交渉が深いことは、今日目睹する事實が語つてゐる。最近鮮内會社の擴大に伴ひ彼我の交渉多きを加へたが、鮮内工業の發達が内地産業資本の進出に依存する限り、それに對しては鮮内金融機關はその機能發揮の機

會を喪失してゐるとも觀られる。

最後に資金動向に於ける朝鮮的なものを擧げる。金融機關の貸出が前掲した「其他」即ち産業公共金融に偏傾してゐる、之は「證書貸」と併せて長期貸出が五割内外を占めてゐることを語り、詰り資金の流れと關係稀薄な沈澱資金が巨額なことを意味する。此の流動性のない資金供給が多額なことは、金融に活潑性乃至彈力性を與へない。然し之を以て金融に季節的變動なしと觀るは誤解の甚だしきものだ。季節的變動が顯著なることは滿洲と共に著例をなし、それは米穀金融が決定的要因を爲す、概觀して夏枯閑散期と米穀金融繁忙期とは金融機關貸出に於て二億圓内外の幅が見られる。而も貸出の五割が殆ど不動を約束づけられてゐる中に於てだ。如斯季節的變動の大なることは、所詮工業金融の不振と米穀以外に商品的生産品の僅少なるを示すものだらう。

此の季節的變動は單に金融のみならず、鐵道船舶等交通業にも顯著に見られるが、之が爲に資金調達又は從業員人事操作等に内地では味へぬ苦勞が存するものゝ如くである。

以上の諸特性は、朝鮮の經濟地位よりする本質的なものと、自然的條件がその發生原因を爲してゐるは更めて云ふまでもなからう。

四、金融機關の個別的性格

植民地金融制度は統制主義が通有とせられる、之は近代金融機關が資本主義の産物であり、その種機關を資

本主義の未發達な地域に移植することは、金融機關自體は勿論植民地産業經濟全般の健全なる發達に懸念が持たれるに因由すると察せられる。朝鮮が金融制度上外地的姿相を有することは前に一瞥したが、元來現存金融機關が歴史的發達の結果に非ず、政策的移植なれば植民地的金融制度のカテヂオリーを趁つてゐるのは當然である。それは企業金融機關が本質的機能を發揮する機會に惠まれざる反面、政策的施設たる特殊金融機關が活潑なる職能を演じ、高度段階に於ける金融機關の機能とは逆な現象が展開されてゐる點に特性が置かれる。實例から鮮内金融機關をその機能及活動狀況より個別的に觀察するならば、特殊金融機關中心主義でありそれが又優越的地位にあり、民間金融機關は寧ろ補助的な現狀にある。

鮮内金融機關活動狀況（十二年九月末　單位千圓）

	預金	貸出	有價證券	拂込資本金	積立金
朝鮮銀行	九二、一〇三	一五九、九二三	二〇八、四三九	二五、〇〇〇	八、五〇一
殖産銀行	一〇六、三三五	五〇〇、四六五	三八、七七八	二九、九九九	一五、六八三
貯蓄銀行	五七、四四四	二七、三三七	三〇、七八一	三、七五〇	九三〇
普通銀行	一五五、二五五		一一、一四〇	一三、九八一	四、八八三
計	四一一、一二八			七二、七三一	二九、九九七
金融組合	一五[illegible]			二二、六一一	二三、一五九
信託會社				二、五〇〇	一一六
無盡會社				三、四四三	一、三三一
合計				一、二六八九	八四、六〇〇

註　朝鮮銀行の預金
金融組合出資金は便宜

特殊金融機關たる鮮銀、殖銀[illegible]ムし、普通銀行は地場銀行七行、支店銀行三行と行數に於ては勝れる[illegible]く茲に外地金融制度の特色とその發揮とが明瞭に投影されてゐると觀るべく、即ち特殊[illegible]主義が展開されてゐるのだ。特殊金融機關の各性質を今更說く迄もないが、茲にその見解を示すならば、鮮銀が中央銀行業務と共に上位短期金融機關として一般金融を爲すのは、植民地發券銀行本來の共通的性質に基くのと、それに併行して負荷された鮮銀の海外銀行的使命の當然と謂ひ得るだらう。此のことは植民地發券銀行が所謂兼營銀行たらざるを得ない歷史的事實及現實的レーゾン、デートルから首肯されると思ふ。從つて鮮銀が特殊銀行なる故に一般金融を消極化すべき何等の理由なきのみか、資金調整及金融の圓滿なる疏通を期する見地より、殊に生産力の擴充に對し金融的寄與をなすべく一般金融に積極的態度を持するは、寧ろ本來の任務を忠實に盡す所以と觀るべきだ。同じく特殊銀行たる殖銀は所謂抵當銀行を本來の性質と觀るべきも、抵當金融は地方産業開發の見地よりその地方進出を必要とするに對し、之のみの地方支店經營は至難なる反面、一般的に地方金融疏通の必要あり、加ふるに政策的施設に對する金融の圓滿を期する見地より、兼營銀行として一般金融をも行ふ使命を有する。

而して鮮銀と共に兼營業務の可否が彼是論議されてゐるは周知の通りであり、そこに所謂機構問題が伏在することは指摘するまでもなからう。金融組合は協同組合的金融機關たる性質を有つことは斷るまでもないが、

補助金融機關たる地位を脱却し專門的金融機關たる現狀に達せしことより、普通銀行の現狀と對比して之亦種々議論が生じてゐる。要するに朝鮮に於ては、その產業及社會經濟狀態が內地の如からざるに依り、之に適應する金融施設を採るの已むなきにあり、從つて若し現狀改革すべきものあるとせば、各機關を如何するやと云ふ個別的見地に低迷することなく、外地金融制度の根本を再吟味して掛らねばならぬ。

筆勢思はず横に外れたが、各金融機關の個性を紹介したい。之には多少縱の關係を說かねばならないだらうが茲にはそれを避け、活動狀況より察せられる特色と云つたやうな點を描寫してみる。

鮮銀は整理一段落と在滿支店移讓とを契機に再生のスタートを切つた、鮮內預金貸出の異常なる膨脹がそれを示すが、僅か十四箇の支店をもつて一億六千萬圓の貸出にあることは、同行の意那邊に在るやを暗示する、即ち短期大口金融に主力を注ぎ次位金融機關とのフリクションを避け、專ら指導金融に當らんとする氣風が看取される。貸出中に於ける再割は公表を憚るも初老期の動脈硬化が全癒したると、鮮內金融系統が再調整をみつゝある最近よりせば、再割、即ち中央銀行的業務の擴大が顯著なるは說くまでもない。殖銀は創立以來順調な發達を遂げ、その貸出は全金融機關の四割餘を占むる盛況を呈する、之は朝鮮の實狀が公共性金融を要請する時運にあり、同行がその任務を擔當する地位に在るに基くと、六十有餘に亙る支店網の結果である。而して同行は金融組合及その聯合會と密接な關係あれば、地方金融に對する積極性は必然的に生れる。尨大に上る貸出の資金調達は債券發行にあれば、內地起債市場の動向は同行活動の支配的要因を爲し、從つてそれに關心せざるを得なく、此の點鮮銀が短資市場に關心するのと好對照を爲す。貯銀は殖銀の分身にして今尙人的及資本

的に殖銀系統に屬し、殖銀支店を代理店とすることに依り有利な地位にある。鮮内大衆の貯蓄心を動員するは重大な任務と謂はねばならぬ。普通銀行は地場銀行は合同に依り七行に減じたが、近來地方進出と中小金融方面に於ける活動は刮目に價し、而も鮮内中小商工業の振興氣運にある際とて、自ら分野の開拓が期待せられる。支店銀行にあつては第一銀行は歴史的由緒あり、その地盤は鞏固なるものあるが、總じて支店銀行は本店方針に順應し内地式金融を採る爲、一異彩たると同時に鮮内金融の改善に資してゐることは認めねばならぬ。蓋し内地に於ては普通銀行は近來不動産は見返り擔保としても忌避する傾向にあり、擔保は有價證券主義のもの丶如くである。金融組合はその聯合會の創設以來縱斷的系統組織を樹立するに及び、隱然として銀行に對立する發展を持續して居る。信託會社は朝鮮信託會社の獨占する所である、同社は巨額な不動産受託を以て知らる丶が、既に先進信託會社の水準に達してゐる事實を注視せなければならぬ。無盡會社は此の兩三年來統制が進み、有力會社が續出しつ丶あるが、庶民金融機關は時勢と共に痛感せられ居れば、之亦一金融分野を形成するに至るであらう。

斯くて鮮内金融機關は、自然發生に非ず官治的施設の所産たるもの多きを以て、自ら各機關の性質は規定され現狀に及んでゐるが、その結果金融分野に於ける統制は確立すべき筈だが、元來物の流れに資金が着く、卽ち金融はそれ自體が受動的作用たれば、機關相互に若干のフリクションは不可避と觀ねばならぬが、各機關の自制と時潮とは漸次區劃をより明瞭に導くと觀るべきではなからうか。

結　言

以上朝鮮金融制度及金融現象に於ける特異性をピック・アップしたが、之が成生の根本原因は朝鮮が政治行政の點に於ては內地とは別個の存在たるに反し、經濟方面に於ては殆ど內地の一地方に過ぎないと云ふ政治と經濟の交錯が、金融形式に於ては一獨立地位を形成しながら、その實體は一金融單位を爲してゐない現狀を齎してゐるに基く。之を別な辭で表現せば、金融機構は金融の獨立を可能にしてゐるが、事實は資金の自給自足が不可能な構造的性格あり、そこに前述の特異性が必然性を有つて展開されてゐるのだ、朝鮮が一金融單位を形成しないとは、或る街の經濟學者が新發見の如く指摘したことに依り彼是云はれるに至つたが、それは歸する所資金の自給自足が不可能にして、その當然の歸結として金融動向―金融の硬軟、金利動向が內地の寫眞として表はれるの謂ひである。而して之は本質的特質ではあるが、中央銀行たる鮮銀が動脈硬化に陷り永く假睡狀態を餘儀なくしたことも、朝鮮の金融をアブノーマルなものとせしめたことは爭へない。然るに今や鮮銀は更生躍進途上にある。斯くて副次的原因に基くアブノーマル現象は、近き將來拂拭されるに至るであらう。

(昭和十三年一月五日稿)

朝鮮に於ける

「郵便貯金發達の跡を辿る」

大久保義雄

緒言

朝鮮に於ける郵便貯金制度は、明治十三年八月、當時在外郵便局として釜山にあつた帝國郵便局で之が取扱を開始したのを嚆矢とする。爾來逐次之を他の在鮮郵便局所にも及ぼしたのであるが、同三十八年七月日韓通信事業合同前に於ける取扱局所數は三十に過ぎず、消極的に在鮮日本人の利便を圖るといふ程度のものであつた。明治三十八年四月締結の韓國通信機關委任に關する取極書に基き同年七月より通信事業の合同が行はれ、同時に取扱局所も七十二箇所を增設し、全鮮的に郵便貯金の取扱を開始するに至つた。

由來朝鮮に於ては貯蓄機關の缺如してゐたのみならず、多年苛斂誅求の結果一般人民は貯蓄の思想に乏しく明治三十八年度末の郵便貯金現在高は、僅かに人員二千六百人、金額三十五萬圓に過ぎない有樣であつた。然るに爾來三十三年間官民相協力して、勤儉貯蓄の奬勵に不斷の力を致し、他面業務の刷新、機關の擴張充實を講じた結果、半島經濟界の發達と相俟つて逐年貯金額及び貯金者の增加を見、最近に於ては預け人員は四百萬

人、貯金額は六千萬圓を突破するに至り、益々躍進の兆あるは洵に慶賀に堪へない次第である。

斯様な發達を遂げた經路は果して如何であつたか。顧みて過去を追懷するに、之は必ずしも終始順風に帆を上げて來たわけではなく、寧ろ絶えず社會情勢及び經濟界變動の浪に揉まれて、相當の迂餘曲折を踏んでゐる。朝鮮に於ける郵便貯金の事實上の創始と見るべき日韓通信事業合同以後今日に至る三十三年間の郵便貯金發達の狀況を、便宜上明治三十八年度より大正六年度迄、大正七年度より昭和二年度迄及び昭和三年度より現在に至る三つの時代に區分して觀察して見たいと思ふ。

一　通信事業合同より大正六年度末に至る

明治三十八年七月日韓通信事業の合同から大正六年度末に至る約十三年間に於ける朝鮮の郵便貯金は次表の如く異狀な發達を遂げてゐる。このうち大正二年迄の九年間は制度の普及時代とも稱すべきで、人員、金額共に殆んど幾何級數的な躍進を爲したのである。又大正三年以後は同年七月に突發した歐洲大戰に伴ふ我が國經濟界の發達に基因する增加と考へて差支なからう。前の期間が人員の增加が特に著しいのに對し、後の期間に於ては人員、金額の增加步合が略一致してゐるのも此の間の消息を物語るものと言へよう。

自明治三十八年度至大正六年度　郵便貯金現在高（指數は明治四十年度末を基準とす）（內鮮人合計）

年度	人員	前年に比し増減（△）歩合	指数	金額	前年に比し増減（△）歩合	指数
		割		円	割	
明治三十八年度末	二五、八〇八	—	四三	三五〇、二三九	—	三〇
明治三十九年度末	四八、八三四	八・九二	八二	八三五、七四三	一三・八六	七二
明治四十年度末	五九、八三八	二・二五	一〇〇	一、一五九、五五八	三・八八	一〇〇
明治四十一年度末	八〇、五八七	三・四七	一三五	一、六九五、六五八	四・四五	一四五
明治四十二年度末	一〇六、六四四	三・二三	一七八	二、三三二、六六一	三・九一	二〇一
明治四十三年度末	一三八、九八六	三・〇三	二三二	三、二〇六、四六五	三・七五	二七七
明治四十四年度末	二三三、五九九	六・〇九	三七四	四、三六五、九九六	三・六二	三七七
大正元年度末	四三七、五一八	九・五七	七三一	五、〇八三、七三五	一・六四	四三八
大正二年度末	六一四、一三七	四・六五	一、〇二六	五、六九二、〇九九	一・二〇	四九一
大正三年度末	七二〇、一六七	一・二三	一、二〇四	六、三五九、六二〇	一・一七	五四八
大正四年度末	八七〇、七五一	二・〇九	一、四五五	八、〇四五、二六九	二・六五	六九四
大正五年度末	一、〇六九、三二二	二・二八	一、七八七	一〇、一八八、四一五	二・六六	八七九
大正六年度末	一、二五三、五〇一	一・七二	二、〇九五	一三、〇〇三、二四六	一・七八	一、〇三五

又同じ期間中に於ける朝鮮人のみの貯金狀況を示せば次の通りである。但し三十八・九年度分は貯金原簿を内地で所管してゐた關係上計數を得ることが出來ない。これによつて見るに、金額の絶對額は兎も角、朝鮮人の利用增加は人員金額共に目覺ましいものがある。

朝鮮人郵便貯金現在高 自明治四十年度至大正六年度（指數は明治四十年度末を基準とす）

年度	人員	前年に比し増減(△)歩合	指數	金額	前年に比し増減(△)歩合	指數
明治四十年度末	四、二八四	割 —	一〇〇	円 三〇、七一二	割 —	一〇〇
明治四十一年度末	一〇、九九九	一五・六七	二五七	七五、八一四	一四・六八	二四七
明治四十二年度末	一九、四三六	七・六七	四五四	一一七、三三七	五・四六	三八二
明治四十三年度末	三四、九一三	七・九六	八一五	一九〇、〇四五	六・二一	六一九
明治四十四年度末	九九、九五八	一八・六三	二、三三三	四五九、八二一	一四・二〇	一、四九七
大正元年度末	二九四、一二〇	一九・四二	六、八六六	七四四、六五四	六・一九	二、四二五
大正二年度末	四八〇、七九八	六・三五	一一、二二三	一〇一七、七〇三	三・六七	三、三一四
大正三年度末	五四八、〇九〇	一・四〇	一二、七九四	一、一三一、六八四	一・一三	三、六八五
大正四年度末	六四九、五二八	一・八五	一五、一六二	一、四七〇、六八二	三・〇〇	四、七八九
大正五年度末	八二七、二一五	二・七四	一九、三〇九	一、八九三、八〇〇	二・八八	六、一六六
大正六年度末	九九八、〇四三	二・〇七	二三、二九八	二、一七六、一三三	一・四九	七、〇八六

二　大正七年度より昭和二年度に至る

大正七年度から昭和二年度に至る十年間に於ける郵便貯金の消長は次表の如くで、相當苦難の道であつたことが窺はれるのである。此の期間に於ては、先づ大正七年十一月には五年間に渉る世界大戰が休戰を告げ、九年三月には大戰中から續いた好景氣が反動に出會ひ、同十二年九月には關東大震災、それにつぐ財界の不況時

代、昭和二年の大金融恐慌等々、經濟界の變動常なく郵便貯金も之に影響せられざるを得なく非常な變化を示し、大正十三年には僅かではあるが前年に比して減少をさへ來して居る。特に昭和二年の大恐慌は我が國の財界を未曾有の混亂狀態に陷れ、其の結果銀行不信となり、銀行預金が續々郵便貯金に流入し、同年度末の郵便貯金現在高は前年に比して二割の激增を示し、大正十年以降の不振狀態を一氣に挽回するかの觀があつた。之を要するに此の十年間の特徵は、朝鮮の郵便貯金も旣に單なる普及時代を脫して、其の增減が主として一般經濟界の變動に左右されるに至つたことで、之を反面から考察すれば郵便貯金の經濟界に於ける地位の向上を示すこと丶もなるわけである。

自大正七年度 至昭和二年度 郵便貯金現在高 （指數は大正六年度末を基準とす） （內鮮人合計）

年度	人員	前年に比し增減（△）步合	指數	金額	前年に比し增減（△）步合	指數
大正七年度末	一,三八二,三七八	一・〇三割	一一〇	一四,三六二,三六八円	一・九七割	一二〇
大正八年度末	一,四〇六,二五九	〇・一七	一一二	一四,九二五,九九〇	〇・三三	一二四
大正九年度末	一,三八三,〇八八	△ 〇・一六	一一〇	一七,〇九三,五七一	一・四五	一四二
大正十年度末	一,四一六,三三五	〇・二四	一一三	一八,七二六,三三八	〇・九六	一五六
大正十一年度末	一,五九〇,四七〇	一・二三	一二七	一九,八七五,〇九三	〇・六一	一六六
大正十二年度末	一,六九四,〇八七	〇・六五	一三五	二一,〇四〇,三四二	〇・五九	一七五
大正十三年度末	一,六〇六,七四〇	△ 〇・五二	一二八	二一,〇二九,八四九	△ 〇・〇〇	一七五

大正十四年度末	一、七二一、五九〇	〇・六五割	一三七	二一、五三三、一七三円	〇・二四割	一七九
昭和元年度末	一、七九五、八五八	〇・四九	一四三	二二、四六八、九四五	〇・四五	一八七
昭和二年度末	一、九一〇、二八九	〇・六四	一五二	二六、九六二、〇二五	二・〇〇	二二五

尙此の期間に於ける朝鮮人の郵便貯金利用狀況は次の如くで、大體に於て增加の趨勢を辿つてゐるが、大正初年のやうな活潑さは見られない。之は經濟界の變動に直接影響されることの少いことにもよるが、又金融組合の發達によつて資金が地方に吸收せられたことも一因である。

朝鮮人郵便貯金現在高（自大正七年度至昭和二年度）（指數は大正六年度末を基準とす）

年度	人員	前年に比し増減(△)歩合	指數	金額	前年に比し増減(△)歩合	指數
大正七年度末	一、二一〇、五七一	一・一三割	一二一	二、五七〇、四五三円	一・八一割	一一八
大正八年度末	一、二一九、〇二八	〇・〇八	一二二	二、四九八、〇九三	△〇・二六	一一五
大正九年度末	一、〇七七、九〇六	△〇・二七	一〇八	二、二二九、〇二七	△一・〇八	一〇二
大正十年度末	一、〇八四、一五四	〇・〇六	一〇九	二、五六三、一三七	一・五〇	一一八
大正十一年度末	一、一九八、〇七五	一・〇五	一二〇	二、七六四、〇三二	〇・七八	一二七
大正十二年度末	一、二六〇、七八三	〇・五二	一二六	二、八九九、〇三六	〇・四九	一三三
大正十三年度末	一、一六七、九七七	△〇・七四	一一七	二、九一六、八六五	〇・〇六	一三四
大正十四年度末	一、二二一、七二三	〇・四六	一二二	三、〇〇五、八六七	〇・三一	一三八
昭和元年度末	一、二八七、九一二	〇・五四	一二九	三、二三〇、七一五	〇・七五	一四八
昭和二年度末	一、三六七、七五二	〇・六二	一三七	三、七七七、三七三	一・六九	一七四

三　昭和三年度より現在に至る

昭和三年度以降の郵便貯金は七年度の利子引下げに因る減少を除いては比較的堅實な歩調を以て發達を續けてゐる。

自昭和三年度至昭和十二年度　郵便貯金現在高（指數は昭和二年度末を基準とす）（内鮮人合計）

年度	人員	前年に比し増減(△)歩合	指數	金額	前年に比し増減(△)歩合	指數
昭和三年度末	二,〇〇三,九七七	割 〇・六〇	一〇六	円 三〇,八〇五,五一八	割 一・四三	一一四
昭和四年度末	二,〇七八,四三九	〇・三七	一〇九	三六,二九〇,三七〇	一・七八	一三五
昭和五年度末	二,一一八,一七八	〇・一九	一一一	三八,八五二,八六六	〇・七一	一四四
昭和六年度末	二,二八三,八七一	〇・七八	一二〇	四一,四三二,六七〇	〇・六六	一五四
昭和七年度末	二,四九四,〇六二	〇・九二	一三一	四〇,九三九,三九一	△〇・一二	一五二
昭和八年度末	二,八四〇,六五六	一・三九	一四九	四四,八〇七,一五四	〇・九四	一六六
昭和九年度末	三,一五六,〇九四	一・一一	一六五	五二,六三一,五五三	一・七五	一九五
昭和十年度末	三,五七一,二三七	一・三二	一八七	五四,八二〇,七一〇	〇・四二	二〇三
昭和十一年度末	三,八六一,一〇五	〇・八一	二〇二	六〇,四二三,九六一	一・〇二	二二四
昭和十二年十一月末	四,一六四,四二七	〇・七九	二一八	六三,〇五七,〇一二	〇・四四	二三四

前表に依れば昭和三・四年度に於ける金額の増加が特に著しい。之は昭和二年につゞく金融恐慌の爲の銀行

預金流入と郵便貯金の利子が一般金利に比して高率であつたことに因るものと考へられる。一般の金利は昭和二年を境として急激に低下したにも拘らず、郵便貯金は大正元年に改定されたまゝの五分四毛の利率を持續してゐたのである。郵便貯金は信用が絶對確實であること、それだけで既に庶民階級の利用を促すに充分の理由となる上に、利率が比較的高かつたことは、其の當時郵便貯金へ資金の流入を促した一理由であつたのである。而して此の狀態は五年七月頃迄續いた。更に昭和四年の終から五年の上期にかけての貯金增加の他の原因として、當時の濱口內閣が金輸出解禁の準備工作として採つた財政の整理緊縮政策及び消費節約の奬勵も見逃し得ないことである。

昭和五年十月一般金利の低下に順應して郵便貯金も六厘利下げの四分四厘四毛となつたが、一般金利は尙低下の一途を辿つた爲郵便貯金の利下げに因る影響は二・三箇月續いたのみで、昭和五年度末の現在高は前年に比し七分の增加を示してゐる。昭和六年十二月金輸出が再禁止せられ、低金利政策が採用せられた結果、翌七年十月郵便貯金利子の大巾引下げとなり三分二厘四毛に改定せられた。此の回の利下げは一分二厘の大巾であつた爲、大口預金の流出多く、又据置貯金の期間內拂戾を認めた結果小口貯金も亦尠からず拂戾され、爲に昭和七年度末の現在高は前年に比して一分强の減少を示すに至つた。

然し乍ら此の狀態は昭和八年度に入ると共に挽回せられ同年度は九分、翌九年度は一割七分五厘と激增を來した。十年度に於ては人員は一割三分の增加であるが、金額は四分の增加に過ぎず幾分沈滯氣味であつたが、十一年度は一割强の增加を示して堅實味を現はしてゐる。昭和十二年四月更に郵便貯金利子の引下げが行はれ

三分一厘二毛と定められたが利下げの率が少かつた爲貯金の增減には影響少く、一面物價騰貴の甚しかつた際にも拘らず郵便貯金は順調な增加を續けてゐる。要するに此の十年間に於て郵便貯金は三度も利下げが行はれたにも拘らず逐年堅實なる進步を見せ人員、金額共に十年前の二倍强となつてゐる。

昭和三年以降の朝鮮人のみの貯金狀況を示せば次の通りで、特に注目に價することは昭和七年には一般貯金は減少してゐるのに對し、朝鮮人の貯金金額は二割近く激增してゐることである。其の他の年に於ても一歩一歩前進を續けてゐることは洵に力强く感ぜられるのである。(昭和九年以降は貯金原簿の內鮮人別を廢した爲正數を得ることが困難であるから揭上しなかつた)

自昭和三年度 至昭和八年度 朝鮮人郵便貯金現在高 (指數は昭和二年度末を基準とす)

年度	人員	前年に比し增減(△)步合	指數	金額	前年に比し增減(△)步合	指數
昭和三年度末	一、四三九、四三五	割 〇・五二	一〇五	円 四、三〇六、三四一	割 一・四〇	一一四
昭和四年度末	一、四八二、八二五	〇・三〇	一〇八	四、九二七、一三三	一・四六	一三一
昭和五年度末	一、五二三、三六四	〇・二八	一一一	五、一二六、六二三	〇・三八	一三六
昭和六年度末	一、六八九、一〇五	一・〇九	一二三	五、三六五、二一七	〇・四七	一四二
昭和七年度末	一、八九六、一六四	一・二三	一三九	六、四一四、三四三	一・九六	一七〇
昭和八年度末	二、一七三、三〇〇	一・四六	一五九	七、四二三、三四三	一・五七	一九七

結語

以上の如く朝鮮に於ける郵便貯金は逐年發達を遂げて來たのであつて、今後と雖も此の進調は依然として渝らず其の健實なる發展を永く持續することは疑ふべき餘地がないのである。然し乍ら朝鮮の郵便貯金と我が國全體のそれとを比較するときは、次表の如く格段の差が見出され前途尚遼遠の感を懷かざるを得ないと共に、更に一層貯蓄奬勵の必要があるのではないかと痛感せられるのである。

	全國	朝鮮
昭和十二年十一月末郵便貯金現在高	三、六七八、一〇一、四五四圓	六三、〇五七、〇一二圓
昭和十一年度末預け人一人平均貯金額	六九圓二四錢	一五圓六五錢
同　人口一人平均貯金額	三四圓七八錢	二圓七四錢

朝鮮北魚明太

鄭　文　基

一、朝鮮北魚明太

朝鮮で生産される明太魚の最近五箇年間の平均年漁獲高は約一億五千萬尾である。之れに近來毎年北海道から移入する乾明太約六千萬尾を加へると二億一千萬尾となる。朝鮮人口は二千二百萬であるから一人で一年間に平均十尾弱の明太魚を食べる計算になつてゐる。

朝鮮の人は古くから廣く明太魚を嗜食するの風があり、春夏秋冬何れの季節を問はず農山漁村到る處に乾明太を利用するので、其の漁業も非常に發達して、朝鮮水產業中重要な地位を占むるに至つたのである。その產額こそ彼の鰮には及ばないが漁業の古くて發達してゐること、利用價値の豐富なこと等から云へば朝鮮重要水產魚類中第一位である。

斯くも我等の生活に重要な關係を有する明太魚とは如何なる魚族で、如何に漁獲され如何に利用されるかをこゝに紹介しよう。（尙本稿の外昭和十一年一、二月「朝鮮之水產」には朝鮮明太魚なる記事の下にその詳細なる一齣を發表したことがある、參照せられたい）

二、名稱と其の由來

明太魚は鱈科の魚類で學名を Theragra Chalcogramma 英俗名を Alaska Pallack と稱する。日本内地では普通スケトオダラ（鯳）と呼ぶが所に依つてはスケトオ又はスケソウと呼ぶ。富山、新潟では單にタラと呼び富山ではキジタラとも呼ぶ。尚キツネダラ、ホソコケダラ、ホソダラと呼ぶ所もある。

朝鮮では一般に凍乾製品を北魚（bug-o 북어）と呼び生のものを明太（Myong tae 명태）と呼ぶが所に依つては生のものを鮮太・餄魚・凍太・網太・釣太・江太・杆太・春太・冬太・ワイ太（wae-tae 왜태）・アイ太（Ae-tae 애태）・アイギ太（Aegi-tae애기태）マクムル太・（Magmul-tae 막물태）・銀魚バチ（Eun-o-taji 은어바지）冬至バチ（Dong-jibaji 동지바지）・サツタルバチ（Sot-tal-baji 섯달바지）・一太・二太・三太・四太・五太とも稱し製品を乾太・干太・北薨魚・タタク北魚（Do-dog-bug o 더덕북어）とも稱す。

北魚とは主に京畿道以南地方で明太魚の凍乾製品を指す名稱で傳說に依れば今から約六百年前高麗時代に江原道で呼ばれた名稱で北方の海から群來する魚であるとの義である。當時此の魚は江原道沿海で盛んに漁獲されたが「無名の魚は食ふべからず」と云ふ迷信から世人に顧みられず其の漁業も興らなかつたが其の後咸鏡北道で漁獲され明太なる名稱が命名されてから保健食糧品として全鮮的に廣く利用される樣になつたのである。

明太とは今から約二百九十年前卽李朝開國二百五十年頃咸鏡北道明川郡沿海で太某と稱する一漁民が延繩で初めて漁獲された魚類があつたが誰れも此の魚の名稱を知るものがなかつた。其の後同道の関觀察使の巡視の際該

魚を試食に供したところ名稱不明であることを知り其の魚の漁獲の由來を索ねて産地と漁獲者を記念する爲に明川郡の「明」と太氏の太の「字」を取つて「明太」と命名したと傳へられてゐる。

古文獻に依れば今から約百年前に著述された趙三在氏著松南雜識卷第十四卷魚鳥編に依れば北魚明太は朝鮮元山島の産物で昔は咸鏡北道明川地方では漁獲されなかつたが明川人太氏と云ふ人が初めて釣で此の魚を漁獲して試食したところ肥大で美味であつた爲に明太と命名したと書かれてゐる。其の本文を紹介すれば次の通である。

「我國元山島所産而明川地古不捉矣明川太姓人釣如得北魚大而肥美故名明太」

明太漁業根據地咸南西湖津に於て出漁せんとする機船底曳網漁船

本文に書かれた北魚明太とは北海の魚即ち明太魚と云ふ意でなく北魚、明太は同意別名である。尚約百年前に著した李晩永氏著才物譜に依れば「出北海故名北魚」と記錄されてゐる由つて考へて見ると北魚と云ふ名稱は明太なる名稱の前に命名された樣である尚今から約百三十年前に書かれた林園經濟志第十六卷佃漁志第三魚攷編に依れば生のものを明太と稱し乾ものを北魚と呼ぶと記錄されてゐる現在も斯く區別して呼んでゐる。

鮮太とは生鮮明太の略稱であるが咸鏡南道沿岸地方では毎年凍乾製造に不適當な時期即ち十月中旬前後約二週

間に亙つて漁獲されるものを指す名稱で、未熟卵多く、價格の廉い所謂下等明太である。

飴魚とは今から約百三十年前徐有榘氏が命名した名稱で同氏著林園經濟志中佃漁志魚攷編に記錄され生明太を指す名稱である。

凍太は東海岸一帶及び京城地方で呼ぶ名稱で冬節寒天の爲に棒の樣に堅く凍つたもの即ち空氣冷凍にされた明太を指す名稱であるが咸鏡南道沿岸地方では十一月下旬以後に漁獲されるもので良好な明太魚を指す。

網太とは咸鏡南道で呼ぶ方言で刺網、擧網及水底網等の樣な網に依つて漁獲された生明太の別稱で最も大きくて製造用明太として最も高價なものである。

釣太も咸鏡南道地方の方言で延繩釣に漁獲された生明太魚である。

江太とは江原道沿岸で漁獲される明太を**杆太**とは江原道襄陽郡杆城沿海で漁獲される明太を指す名稱で十月及十一月頃寒風未だ凍らず凍乾製造に不良な時期に漁獲されるもので製品もよくなく所謂下等明太で生製品共に通稱せる名稱である。

漁船內に於ける鰓串作用（咸南西湖津）

春太及**冬太**は東海岸同業者間で呼ぶ生製品共に通用する名稱で春太は春季に、冬太は冬季に漁獲される明太を指す名稱である。

ワイ太とは咸鏡南道沿岸地方で呼ぶ方言で特大の生明太を指す名稱である。

アイ太・アイギ太等の名稱は咸鏡南道地方で小形生明太を指す名稱でアイ及アイギとは赤兒の意である。

マクムル太とは咸鏡南道で最終漁期卽ち春季に漁獲される生明太を指す名稱である。

銀魚バヂ・冬至バヂ・サツタルバヂ等の名稱も咸鏡南道沿岸地方で漁師等が明太魚群の游來期別に呼ぶ名稱である。

銀魚バヂとは明太魚群の初期卽ち陰曆十月十五日頃から群來する明太魚群を指す名稱で銀魚とは鰰(ハタハタ)のことである。

朝鮮では一般にあゆを銀魚と稱するが咸鏡南道地方では鰰(ハタハタ)を銀魚と書く。此の季節になると鰰が産卵の爲に沿海近く群來するのであるが此の鰰群の後には必ず明太群が之れを追ひ盛んに捕食するのである。此の季節に群來する明太は體長一尺五、六寸、頭大、背黑で年齡は五年內外で貪食性の大形雌明太魚が多部分である故に銀魚バヂとは鰰を追つて群來する明太の意であらう。

冬至バヂとは中期卽ち陰曆十一月十五日頃冬至前後から來游する明太魚群を指す名稱で體長は一尺四、五寸頰赤の中形明太で熟卵を有するものが多部分である。

サツタルバヂとは終期卽ち陰十二月初旬頃から來游する明太魚群を指す名稱でサツタルとは臘月のことである。

乾太・干太・北薨魚とは共に凍乾明太のことで林園經濟志卷第十七佃漁志第一魚類部に依れば「北薨魚を俗

に北魚と呼ぶ」と記録され尙同卷第四魚攷編には「其鮝爲北薨魚……」と記録されてゐる。鮝とはしつかり乾燥された魚の意である。

タタク北魚とは主に京城地方で呼ぶ名稱で色黃く最も優良な凍乾明太魚を指す名稱である。此明太は朝鮮明太料理の一種である**明太ボプルム**(maongtae bobrum)の原料として最も賞味されるもので從つて値段も最も高い。**タタク**とは沙蔘のことである。

一太・**二太**・**三太**・**四太**及**五太**とは咸鏡北道沿岸地方で月別に漁獲される明太の別名であるが咸鏡南道では十月下旬乃至十一月上旬間に漁獲される稍々良好な明太を二太と呼ぶ。

尙同業者間では生のものを生明太・乾製品を乾明太とも呼び北海道から移入される乾明太魚を北海道明太又は**北太**と呼ぶ昭和八年北海道に於ても朝鮮移出が盛んになつた爲か近年鱈を明太魚と改名して呼んでゐる、尙距今約四百年前に著した「輿地勝覽」中咸鏡道鏡城郡土産部に記載された**無泰魚**及同郡邑誌に記錄された**無太魚**とは明太魚なりと云ふ人も居るが未だ確證に接しないことを遺憾とす。

斯く明太魚は古から我々の生活に密接な關係を持ち來た魚類丈あつて其の名稱も多種多樣である。

三、分布と習性

明太魚は太平洋沿岸には少ないが山口縣及び慶尙南道以北の日本海特に朝鮮東海岸に多く、オホーツク、ベーリング海にも多い。朝鮮東海岸では咸鏡南道沿岸に最も多く次は江原道、咸鏡北道及慶尙北道の順である。こ

れを垂直的に云へば朝鮮東海沿岸では三十米から三百米水層の間に分布するがこれを水溫上から云へば、明太魚は攝氏十度以下の水層に棲息する所謂寒流性中層魚族で、棲息に最も好適な水溫は攝氏二度乃至四度、比重は一、〇二五乃至一、〇二六である。尙明太魚は鰭の調節力が非常に發達してゐる爲に水中に於ける上下運動が巧みで水溫其の他の環境が許せば海の表面から數百米突の深海面に於ても生活可能である。然し朝鮮東海岸には海底を流れる寒流の上に淺く乘り込んだ暖流系の水帶の消長がある。此の消長は明太魚の棲息水深に變化を來すもので、若し冬期暖流系水帶の勢力が弱い時は明太魚群は深く潛る傾向がある。要するに明太魚群の棲息密度が濃厚な處は暖流系水層の直下である水溫躍層の附近である。尙明太魚は視力も相當に發達してゐるばかりでなく音波に對する感覺が銳敏である。爲に水を擊つて驚かせたり又は威嚇的漁具卽ち機船底曳網の如き漁具で攪亂する時は急速度で逃避する。然し平時に游泳する速度は大して速くない。游泳水層は晝間は稍々上層であるが夜間は下層である故に、明太魚の釣漁業の時刻は黎明から日沒前迄であつて夜間は全然駄目である。

朝鮮明太魚群は每年春から夏の終期迄は主に東海岸中部以北の沖合深海の中層に棲息するが秋の初旬から漸次沿岸に向つて移動を初め二百米突等深線附近の海底に群來する。冬季に入れば卵が熟するに伴ひ更に淺海內灣に向つて海底に沿ひつゝ緩傾斜面を選んで移動を續け水深五十米突內外の沿岸に近い內灣に群來して產卵を終り、再び沖合に去るのが通性であるが一部は水深百米突乃至數十米の沖合中層で產卵するものもあれば又冬期以外の季節でも熟卵を有するものもある。

明太魚は高等動物と變りなく子孫蕃殖大事には熱心なもので產卵する時は殆んど食餌を攝らず無我夢中であ

る。故に機船底曳網漁具は斷の如き産卵時刻を利用して漁獲をなすのであるから一投網でよく四萬尾餘を大漁することは容易なことである。

産卵場で有名な所は朝鮮海灣内の白安端の沖合五十米突乃至百米突の海底平坦で砂泥混合してゐる所である其の外は咸鏡北道造山灣附近鏡城灣内、明川郡沿岸及江原道水源端瓮端附近が知られてゐる。

産卵期は周年であるが其の盛期は冬期である即ち江原道では十一月、咸鏡南道では十二月、咸鏡北道では中部二月北部三月である。産卵時刻は夜半過ぎから未明迄の間殊に未明頃無風或は微弱風の時が最も盛んである。明太魚一尾の産卵數は、體長三十五乃至五十糎程度のものでは二十五萬乃至四十萬粒である。上述の産卵場に着いた明太魚群は普通の魚類の様に雌が先に産卵をすると雄は其の上に射精を行ひ所謂受精作用が水中で行はれるのである。受精した卵は約十日目に孵化し、孵化した仔魚は約六箇月迄體長約七糎に達する迄は産卵場附近の海流の早くない、靜かな海の中部又は内灣で成長するが、游泳が幾分加はつて秋の初め頃になると

機船底曳網より陸上されたる明太市

咸南西湖津では明太盛漁期に入ると三十隻内外機船底曳網漁業が毎日約百八十萬尾（一隻平均三十駄）の明太の漁獲物が陸上されたら婦女子に依つて直に腹割作業が行はれる。而して腹割後肝・卵・臓を取り除かれたる母體は牛車で德木にはこばれ乾凍に付す。

漸次沖合の深所に向つて移動するのである。それから

満一年目には十五糎乃至二十糎

満二年目には三十糎乃至三十三糎

満三年目には三十五糎乃至四十糎

満四年目には四十糎乃至四十五糎

満五年目には五十糎內外の大さになるのであるが體長約三十糎卽ち滿二年生になる迄は二百米突等深線附近の海底で生活するのである。

明太魚の壽命は未だ明かでないが體長六十糎以上のものがあるから少なくとも八年は生きるものと思つて差支なからう。

朝鮮總督府水產試驗場調査季節別明太魚分布圖を紹介すれば左の通りである。

冬季ニ於ケル分析
凡 例
釣獲率（釣1000本ニ対スル漁獲尾数）
0 ～ 10
10 ～ 50
50 ～ 100
100 ～ 200
200 ～ 400
400以上
128
130
132
134
129
42
40
38
36
Gamova
雄基
清津
漁大津
舞水端
城津
新浦
西湖津
元山
注文津
釜山
本洲

春季ニ於ケル分布
Gamova
C Povorotni
雄基
清津
漁大津
舞水端
城津
新浦
西湖津
元山
水源端
注文津
釜山
本洲
凡　例
釣獲率(釣1000本ニ対スル漁獲尾数)
0 ～ 10
10 ～ 50
50 ～ 100
100 ～ 200
200 ～ 400
400以上
128
130
132
134
42
40
38
36
34

夏季ニ於ケル分布
128
130
132
134
42
40
38
36
Gamova
C. Povorotny
雄基
清津
漁大津
城津
新浦
西湖津
元山
注文津
釜山
本洲
凡例
釣獲率(釣1000本ニ対スル漁獲尾数)
0 〜 10
10 〜 50
50 〜 100
100 〜 200
200 〜 400
400以上

四、漁期と漁獲高

漁期は大體に於て九月から翌年四月迄であるが盛期は十二月から一月迄である。漁獲高は年に依つて差はあるが最近五箇年間の朝鮮産明太魚の平均漁獲高は約七萬四千駄即ち一億四千八百萬尾であるから一駄平均四十圓とすれば約三百萬圓であるが今日迄の最高記録は數量に於ては昭和九年の二億三千四百餘萬尾、金額に於ては昭和十一年の五百七十六萬圓である。之れを二十六年前の明治四十四年の漁獲高七千駄、九十二萬圓に比較すれば數量に於て十六倍、金額に於て六倍强の増加である。(第一表參照)

尙昭和十一年全鮮漁獲高約八千萬圓に比較すれば約十四分之一强に相當する生產で產額に於て朝鮮重要魚類中第二位である。(第三表參照)

第一表

明太魚累年生產高表（朝鮮總督府統計から生明太一駄二千尾の目方一、六〇五瓩即ち四二六貫として換算したものなり。）

年別	數量（貫）	數量（千尾）	價額（円）
明治四四年	三、〇八九、〇〇〇	一四、五〇二	九二一、〇〇〇
大正元年	三、二三三、〇〇〇	一五、一三三	一、二三〇、〇〇〇
同二年	八、一一〇、〇〇〇	三八、〇七四	一、〇七三、〇〇〇
同三年	八、一七二、〇〇〇	三八、三六六	六二一、〇〇〇
同四年	五、一九一、〇〇〇	二四、三七〇	八六九、〇〇〇

年			
同五年	一五、八二七、〇〇〇	七四、三〇四	一、三〇九、〇〇〇
同六年	二四、〇四三、〇〇〇	一二二、八七六	一、五九四、〇〇〇
同七年	一二、一五六、〇〇〇	五七、〇七〇	二、七五二、〇〇〇
同八年	二〇、六七四、〇〇〇	九七、〇六〇	四、七四〇、〇〇〇
同九年	一八、三〇二、〇〇〇	八五、九二四	三、八七六、〇〇〇
同一〇年	一九、〇九六、〇〇〇	八九、六五二	四、二七〇、〇〇〇
同一一年	一五、六〇八、〇〇〇	七二、二七六	三、九六四、〇〇〇
同一二年	一七、四二七、〇〇〇	八一、八二〇	四、一一六、〇〇〇
同一三年	一四、七三八、〇〇〇	六九、一九二	三、三六七、〇〇〇
同一四年	一三、七九二、〇〇〇	六四、七九八	二、七六三、〇〇〇
昭和元年	一四、二七一、〇〇〇	六七、〇〇〇	二、七六七、〇〇〇
同二年	一〇、七四六、〇〇〇	五〇、四五〇	二、六三八、〇〇〇
同三年	一二、五〇三、〇〇〇	五八、五九八	三、〇八〇、〇〇〇
同四年	五、八九七、〇〇〇	二七、六八四	二、二四〇、〇〇〇
同五年	五、六二八、〇〇〇	二六、四二三	一、〇九三、〇〇〇
同六年	二一、六二三、〇〇〇	五四、五六八	一、八三四、〇〇〇
同七年	二九、七二五、〇〇〇	一三九、五三〇	一、九六九、〇〇〇
同八年	一九、五一八、〇〇〇	九一、六三四	三、五四九、〇〇〇
同九年	四九、八九二、〇〇〇	二三四、二三四	四、〇四九、〇〇〇
同一〇年	二三、九二五、六〇〇	一一二、三三〇	四、一九一、〇〇〇
同一一年	三二、三三二、〇〇〇	一五六、四八八	五、七六九、〇〇〇

第二表　明太魚の漁獲高（昭和十一年）

道名	漁獲數量	漁獲金額
咸鏡北道	八、〇五二、〇〇〇尾	三一〇、〇〇〇円
咸鏡南道	一三八、九四八、〇〇〇	五、三三五、〇〇〇
江原道	七、六八三、〇〇〇	九三、〇〇〇
慶尚北道	一、三九八、〇〇〇尾	三一、〇〇〇円
慶尚南道	二、〇〇〇	九〇〇
計	一五六、〇八三、〇〇〇	五、七六九、〇〇〇

第三表　年産百萬圓以上の重要魚十五種（昭和十一年朝鮮總督府統計）

	魚種	金額
1	鰮（まいわし）	二六、八〇〇、〇〇〇圓
2	明太（めんたい）	五、七六九、〇〇〇圓
3	鯖（さば）	四、七八〇、〇〇〇圓
4	石首魚（いしもち）	四、七五四、〇〇〇圓
5	鰊（にしん）	三、〇〇〇、〇〇〇圓
6	鰯（かたくちいわし）	二、七八五、〇〇〇圓
7	蝦（えび）	二、五五二、〇〇〇圓
8	太刀魚（たちうを）	二、二〇一、〇〇〇圓
9	鯵（あぢ）	一、八〇三、〇〇〇圓
10	鰈（かれい）	一、六二六、〇〇〇圓
11	鱈（たら）	一、三八五、〇〇〇圓
12	鯛（たい）	一、二九五、〇〇〇圓
13	鰆（さわら）	一、一一五、〇〇〇圓
14	鮸（にべ）	一、〇七七、〇〇〇圓
15	鮃（ひらめ）	一、〇四二、〇〇〇圓
16	其の他	一七、八七八、〇〇〇圓
	計	七九、八七九、〇〇〇圓

五、漁具と收支計算

明太漁具は最も古い歴史を有する延繩を初めとして次は刺網、底角網及機船底曳網等であるが最も收益の多いものは機船底曳網である。

延繩は距今二百九十三年前咸鏡北道明川郡沿海で始められた釣漁具の一種であるが現今は咸鏡南北道及江原道を通じて最も廣く行はれてゐる漁具である。此の漁具は他のものに比して最も小資本で經營が可能であることゝ、明太魚の移動を追ひ海深潮流の關係なく自由に漁業し得るので相當安全な漁具であつて漁獲高も上記漁具中第三位を占むる有要な漁具であるが、多量の餌料を用ひること毎年綱絲を取代へることの不便がある。

延繩漁業の收支は普通七人乘木船で創設費が約三百圓、年經營費が八百六十圓で年漁獲高が千三百圓内外であるから差引純益は、百圓内外で大した利益はないが、沿岸地方小漁業者の生計を保支する漁業としては重要な漁業である。

刺網は延繩に次ぐ漁具で距今約百二十年前咸鏡南道北靑郡沿岩で使用し始めた漁具で、約十年前迄收支もよく相當盛んであつたが、機船底曳網が現はれてからは段々衰退しつゝある。其の原因の一つは機船底曳網漁場が刺網漁場より以沖にあつてしかも相接してゐる關係上、明太魚群が産卵の爲に沖合深所より沿岸近く群來する頃卽ち盛漁期になると、先づ機船底曳網が之れを漁獲したる後底曳網を逃れて沿岸近くに游來したものが初めて刺網にかゝるからである。尙刺網漁具は經營資本が相當多くかゝるのに對して純益が少なくなつて來たが總漁獲高から云へば機船底曳網に次ぐ第二位の漁具である。然し帆船刺網は遠い沖合へ出漁が不可能なこと竝荒天の時航海が不自由である弱點を充すべく最近咸南では動力を付けた所謂機船刺網を利用するものが現はれ

て稍々良い成績を揭げつゝある。

尙帆船刺網漁業の年收入は平均二千八百圓內外であるが創業費が約四千圓であるから五箇年使用と見て其の五分の一八百圓と經營費千五百圓を差引けば初年度の純益は約三百圓である。

底角網とは一名擧網とも呼ぶ漁具で明治四十二年頃始めた漁具で一時は盛んであつたが現在其の總漁獲高は刺網に次ぐ第三位で漁期は十二月中で咸鏡南道退潮及三湖で盛んに使用してゐる。本漁具の創設費は十四人乘りで母船網及手船共に約四千圓で年漁獲高は平均二千圓（六十五駄）最高六千圓（二百駄）である。

機船底曳網は朝鮮では初め發動手繰網の名の下に大正八年初めて咸鏡南道新浦に現はれ、カレイを漁獲したものであるが當時は餘り成績が擧らなかつた爲に大正十三年頃から明太魚を漁獲することになり現在では明太漁具中最も規模大きくて有利な漁具となつた。最近彗星の如く現はれた朝鮮東海鰛巾着網漁業と共に朝鮮水産業中萬人欲望の的となつた機船底曳網漁業とは何んなものであるかを簡明に紹介せんとす。

機船底曳網とは三〇噸、九〇馬力內外の機船に手繰網を結び付けて明太魚群の棲息場卽ち三〇乃至二〇〇米突の海底に網を投入し、機船の動力で適當時間底曳を行ふものである。强い馬力と長いロープがあるから海中深淺と云はず、春夏秋冬と云はず、明太魚群の居住さへ分れば漁獲可能の漁具で盛漁期には一日二、三回で良く六〇駄、十二萬尾を漁獲し得る有利な漁具である。漁期は九月から翌年四月迄であるが盛漁期は十二月と一月の産卵盛期である。明太魚群は産卵期になると東海深所から沿岸近い海底五〇米突內外の處に群來して産卵大事を行ふのである。此産卵時の明太群は殆んど食餌を攝らず無我夢中で手捕み出來る位漁獲が容易で機船底

曳網が一網良く四萬尾を漁獲するのも此の時期である。

機船底曳網漁業は全鮮海岸を第六區に區別して咸鏡北道を第一區、咸鏡南道及江原道を第二區、慶尙北道を第三區、慶尙南道を第四區、全羅南北道を第五區、忠淸南道以北平安北道迄を第六區とし各區には各々左の通り許可船數を制限し許可權は總督にある。

機船底曳網許可制限數

第一區	五〇隻	第四區	三〇隻
第二區	四五隻	第五區	六五隻
第三區	二〇隻	第六區	四五隻

機船底曳網が漁獲する魚類と其の漁獲高は各區に依り自から異なるものであるが其の中收益が最も多いのは第二區で次は第一、三、四、五、六の順序である。第二區で漁獲される魚種は明太魚が第一位で總漁獲高の約三分之二を占め、其の他はカレイ・キンタラ(ポテ)コビキカヂカ(ヘツテキ)及毛ガニ等である。第一區ではカレイが主で次はタラ・メンタイ・ズワイガニ・イミンス及ニシン。第三區ではタラが主で次はカレイ・ヒラメ・タラバエビ・タラバガニ及フカ。第四區ではタラが主で次はフカ・グチ・アカムツ・カレイ・ヒラメ・ホウボウ・タイ及タラバガニ。第五區ではグチが主で次はタイ・カレイ・エヒ・ニベ・ホウボウ及タチ。第六區ではグチが主で次はカナガシラ・ニベ・エヒ・フカ・カレイ及タイ等が主な魚類である。第二區卽ち咸鏡南道及江原道で操業する機船底曳網は幾何程の資本金で幾何程の收益があるかを昭和十一年の實例に照して見ると、機船・

漁網其の他一切を合せた創業費が約二萬七千六百圓、其の一年間經營費が約二萬三千圓であつて一隻當年漁獲高が平均五萬六千餘圓であるから、創業費償却費其の他の經營費を差引いても年平均純益約二萬六千圓は擧げ得るのである。彼のまいわし巾着網漁業の平均純益六萬圓に次ぐ朝鮮水産界の花形である。

機船底曳網漁業の收支計算の內譯を紹介すれば左の通りである。

六、機船底曳網漁業收支計算

收入部　　五六、一九七圓

右は昭和十一年第二區機船底曳網漁業水産組合所屬船四十四隻分の平均一隻漁獲高（內明太四〇、〇〇〇圓）にして最高は七六、五三六圓九九錢（內明太五九、八三〇圓三一錢）最低三一、七六九圓（內明太一六、四〇三圓八一錢）なり。

支出部　　三〇、一五三圓

內譯

創業費中償却額　　六、五二九圓

一、一七二圓　三十一噸の機船一隻新造費八、二〇〇圓の七分の一（七ケ年使用とす）

一、七一二圓　右船九〇馬力機關新設費一二、〇〇〇圓の七分の一（七ケ年使用とす）

八六圓　電氣機具六〇〇圓の七分の一（同）

一、〇〇〇圓　大阪附近造船場より咸鏡南道元山附近迄運搬及其の他に要する費用

二八六圓　船舶検査規定により具備すべき附屬品代二、〇〇〇圓の七分の一（同）

九〇〇圓　網及其の他漁具代二、七〇〇圓の三分の一（三ヶ年使用とす）

三七三圓　ロープ代一寸經もの二丸、九分經もの三丸、八分經もの二丸、七分經もの四丸、ワイヤーロープ四丸、代一、一二〇圓の三分の一（三年使用とす）

一、〇〇〇圓　網及ロープ流失補充費三、〇〇〇圓の三分の一（同）

人件費　四、一五九圓

八一〇圓　船長一人月九〇圓の九ヶ月分

七二〇圓　機關長一人月八〇圓の九ヶ月分

六三〇圓　水夫長及火夫長各月三五圓の九ヶ月分

八一〇圓　水夫三人各月三〇圓の九ヶ月分

七二九圓　掃除夫三人各月二七圓の九ヶ月分

四五〇圓　臨時人夫二人各月二五圓の三ヶ月分

食炭費　七一〇圓

三五〇圓　船員十一人各月白米一升の五ヶ月分、白米漬物其の他の食糧代として船員一人に白米一升を支拂ふ慣例とす

三六〇圓　木炭四ヶ月分

油代　一二、七三五圓

一二、六〇〇圓　重油一罐一圓三〇錢もの一ヶ月分八〇〇罐の九ヶ月分

一三五圓　機械油一罐三圓のもの一ヶ月分四罐の九ヶ月分

其の他　六、〇二〇圓

一〇〇圓　ウエス代

五、六二〇圓　賞與金（備考參照）
三〇〇圓　雜費
差引純益　二六、〇四四圓
備考
漁獲高賞與金は一ケ月二千圓以上水揚の時は漁獲高の六分
一ケ月二千三百圓以上　同　七分
但し十一月より翌年一月末日迄に
三萬五千圓以上水揚の時は漁獲高の八分
四萬圓以上　同　九分
四萬五千圓以上　同　一割
船員分配率は　賞與金中其の四割を船長と機關長の所得とし船長五分五厘、機關長四分五厘、六割中其の九割を全船員に等分配分し一割を優秀なる船員に分配す。

七、明太漁業者

明太漁業は古く且つ發達して居る丈あつて其の漁業者も多い。
昭和十一年全鮮明太漁船に乘込み從事した船員總數は約一萬八千餘人であるが此の外凍乾明太、肝油及明太卵等を製造するに要する業者及勞働者數が約十二萬人であるから毎年咸鏡南道を中心とする東海沿岸民の約十四萬人は明太漁業に依つて生活が維持されてゐるのである。然も之等明太魚を凍乾する時腹割をなす勞働者は全部婦女子であつて一人當一日一圓乃至三圓の收入がある故に一漁期に婦女子一人が五十圓乃至百圓の收入と

なり一年間の生活費の大半を稼ぐのである。

第四表漁具別明太漁業者數を紹介すれば左の通りである。

第四表

漁具別明太漁業者數（昭和十一年）

漁具別	船數	乘組人員	滿獲高
機船底曳網	一四五隻	三,四八〇人	三,九四七,〇一八円
明太刺網	七九一	二,一八五	一,八一八,三四五
底角網	九二四	七,七七二	一,〇六五,五一八
明太延繩	五八七	三,二七八	一九八,四四九
手繰網	三〇六	一,四八一	一二九,〇五一

備考 1 機船底曳網は咸南北・江原及慶尙北道・手繰網は咸南北・江原道のみの漁獲高であるが其の內には明太以外の魚類をも含む
　　 2 製造業者及其の從業者數十二萬人は生明太百駄を凍乾し肝油、明太卵を製造するに要する從業者と平年漁獲高七萬五千駄等より概算せり。

八、利用價値

明太魚は其の利用價値の豐富であることから云へば朝鮮水產物中最も重寶な魚類である。乾明太魚は朝鮮では古くから農山漁村民の常食保健食糧品として重寶がられるばかりでなく冠婚葬祭の儀式にも缺くべからざる水產物である。尙明太魚で料理した「カンゴム」は病後衰弱した老幼人の健康恢復の營養食物として賞味され

てゐる。「カンゴム」とは乾明太、乾たこ、ねぎ、醤油等を混合して作つたスープで所謂明太スープである。

實際明太スープは想像以上に效果のあるもので特に京城以南湖南地方で廣く利用されてゐる料理である。尙朝鮮では古から小供に明太魚を食べさせると、蟲が蕃殖すると傳へられ之れを嚴禁する家庭が少なくないのである。要するに北魚明太は見掛は瘦せて營養不良の樣な魚類に見えるが化學分析の結果に依れば明太は食用魚類中優秀な營養素を多大に具備してゐる魚であることが明かになつた。朝鮮總督府水產試驗場の研究に依れば明太魚肉中には我々の生命を維持し身體各部の細胞成長に缺くべからざる營養素卽ちリヂン・ヒスチヂン・シスチン・チロシン・ドリプトファン等のアミノ酸を多く含んでゐるばかりでなく明太肝油中にはビタミンAを多く含んでゐることが分つた。明太魚に含んでゐる各營養素の含量と他の重要水產物の其れとの比較表を紹介すれば左の通りである。

無灰水分肉蛋白質一〇〇瓦中に對するアミノ酸の含量

種名	リヂン	ヒスチヂン	シスチン	チロシン	ドリプトファン
明太魚	一〇・一二	三・七三	〇・八九	六・五五	一・五三
鯛	六・二八	二・〇七	+	二・六〇	+
鱒	八・三五	二・二九	+	二・四六	+
鰹	七・四一	三・〇四	+	二・一〇	+
鰤	五・八一	二・二八	+	四・八一	八・一〇
鯨	九・四八	四・四四	+	二・四〇	+
たらばがに	五・八八	二・三三	+	一・八七	+
鮑	三・四〇	〇・四〇	+	六五・六〇	+

尙明太魚一尾に付ての利用價値を紹介すれば明太魚の肉は勿論のこと內臟骨油から皮眼球に至る迄我々の生活に利用せざるものはない。

乾明太製造の時に副產物として取り出される肝及臟からは肝油と內臟鹽漬（Bael-zot）を製造し卵と白子は生のまゝ料理して食する外に明卵鹽漬及白子鹽漬を製造するのである。それから眼玉は乾明太を萩串になす際に得られるもので附近酒場の肴に利用されてゐる。斯く明太魚は一から十迄我々の食料品として利用されてゐる。之等各種利用品の年產額を紹介すれば左の通りである。

明太魚利用種類別生產高

種類別	生產數量	生產金額
明太總漁獲高	一五六、四八八、〇〇〇尾	五、七六四、〇〇〇圓
乾明太總生產高	一二一、〇七三、四〇〇尾	四、三四九、〇〇〇圓
明太卵	一二一、〇七三樽	五四四、八三三圓
肝油	九〇、八〇五罐	二五四、二五五圓
肝油粕	一二一、〇七三貫	一三、七三九圓
腸	六〇、五三七罐	一三、三一八圓
明太白子	九〇、八〇五罐	七二、六四四圓
眼球	一二一、〇七三升	二、四二一圓
計		一一、〇一四、二一〇圓

備考　右算定は乾明太を製造する時に乾明太一駄（二千尾）から生產される副產物の平均數量

卵　二樽　（五貫入一樽當四圓五十錢）

肝　油　一罐半（四貫八百匁入一罐當二圓八十錢）
肝油粕　二貫（貫當十三錢）
腸　　　一罐（五貫入罐當二十二錢）
白　子　一罐半（五貫入一罐當八十錢）
眼　球　二升（升當二錢）

を基として右各々を昭和十一年乾明太生産高六〇、五三七駄に乘じた。

九、乾明太製造方法

機船底曳漁船は一度に數萬尾の明太を漁獲するので其の都度漁場近い港に陸揚げするのであるが其の他の明太漁船は漁獲すると船内で直ちに十尾宛葛蔓で鰓串にして所謂鰓串作業を終へる。そうして港に入れば其の儘製造者に渡すのである。製造者は先づ明太船から生明太を受取ると櫨（明太を乾す棚）の下に運ばせて婦女子をして腹割作業を爲すのである。櫨の下に運ばれた生明太は普通二、三日置いてから腹割作業を行ふのであるが大漁の場合は直ちに腹割作業に移るのである。船中で鰓串が出來なかつた明太は先づ莚の上で庖丁で腹を割り内臟全部を取出して葛蔓に六尾乃至十尾づゝ鰓串して海水で善く洗ひ鱗を落してから一日間位陸水に浸した後櫨に懸乘して凛烈な寒風に曝すのである。曝すこと二十日乃至三十日間で凍乾製造を終るのである。此の凍乾製造法とは最近非常に發達して來た所謂空氣冷凍法の一種で現代の科學をしても魚類の保存法としては最も理想的な方法である。此の空氣冷凍方法を咸鏡道明太漁師が數百年前から發明利用したことは朝鮮漁業上一大偉業と云はねばならぬ。

斯くして凍乾が終ると二十尾づゝ萩串になしたものを一級又は一連(Han-durum 又は Han-kwae) と稱し百級を一駄と稱する。尚三十級を一チヤク(chak) と稱し、百チヤクを一バリ(Bari) と稱する。一チヤク又は一バリになすのは荷造運搬が便利であるからである。

乾明太の良否

優良な乾明太を製造する爲には良い原料と適當な時期を選ばなければならぬ。乾明太の原料としては放卵期前即ち十二月から一月間刺網に依つて漁獲されたものを最良とする。而して之等原料を水洗ひを善くした後凜烈な寒氣朔風に曝露させて凍乾しなければならぬ斯くして充分乾燥させたものは飴色の光澤を有し肉質粗笨で形體

咸南西湖津に於ける明太魚腹割狀況

整然としてゐるが反之小形明太で灰黑色を呈し肉堅くて偏平なものは不良製品である。之れを地方別に云へば江原道の明太は寒氣未だ凍らざる十月頃から漁獲され小形明太が多いので製品は不良で所謂江太或は杆太の名稱をつけてゐるし咸北の明太は三、四月頃春和の頃産卵後の明太が漁獲されるので之れ又乾明太製造としては時期、原料共に不良であるが咸南の明太は時期は十二月一月の最も適期で產卵中のものであるから最も優良な乾明太が出來るのである。咸南でも新昌、遮湖及前津が最も名高い優良乾明太の產地である。即ち京城地方

で多く北魚と稱するのがこれである。次に北海道から毎年百萬圓内外の乾明太が移入するが此の北海道明太の品質は我が江原道の明太と大同小異のもので不良品である。但し北海道産乾明太は色澤丈は朝鮮優良乾明太に似てゐるから注意を要すべき點である。

一〇、蕃殖保護

魚族の一般的蕃殖保護方策としては、勦滅的漁獲能力を有し、漁場を荒廢させる虞のある漁具漁法の制限、産卵場及稚魚成育場の保護等に依り蕃殖に必要な親魚、魚卵、稚魚の保護竝に鮭鱒類の如く漁期、漁場が蕃殖期蕃殖場に於て行はれ、しかも其の漁場が河川で漁獲が容易である場合には特に人工受精放流等の積極的方法を用ゐること等が主要なものである。卽ち魚類の蕃殖保護は其の漁獲の減少を防いで漁利の永績を計るのが目的であるから漁業なくしては無意味な仕事である。故に假令蕃殖は有效に保護し得るとしても經濟的價値の大きい魚類を有利に漁獲し得る漁業の成立を困難ならしめるやうな極端な方法は出來得る限り避けるべきである。從つて目的物なる魚類の利用價値及魚類の習性に關係のある必然的の漁法等を考慮してそれぞれの種類毎に適當の保護方法を講じなければならない。要するに未だ最小成體體長にならない卽ち比較的經濟的價値が尠ない時代の漁獲を制限乃至停止し、且つ産卵蕃殖場若くは幼弱な時期の成育場を保護することが眼目である。然し之れを統一徹底を期する爲には法令による制限乃至禁止を必要とするがその效果を實際に確實ならしめるには漁業者乃至直接の關係者が眞に蕃殖保護の精神卽ち增殖しながら漁獲すると云ふことを理解して自ら實行し

なければならぬ、勿論これを實行するには多少の犧牲を要する場合があるが究極する處は經濟問題であつて目前の小さい利益を犧牲にしてより大きな利益の永續を計るにあるのである。

明太魚の場合は主要漁具は機船底曳網、刺網、底角網及延繩等であるが、就中刺網、底角網及延繩は共に主として產卵前後の明太魚自らが漁具に來游して漁獲されるもので產卵場を荒廢したり產卵の爲に群來する魚群を威嚇する樣な漁具でないから明太魚の蕃殖上差支へのない漁具であるが機船底曳網漁具丈は主に產卵期に產卵場へ產卵の爲に來游する親魚を採捕するので漁獲高も最も多いのであるから單に蕃殖保護の見地のみから見れば甚だ有害であるが此の漁法は冬期廣大な深海へ群來產卵してはより深い海底へ去る明太魚の習性上當然行はれるべきものである然し本漁具は無制限に多數が全產卵場及全產卵期を荒廢してはいけないので何等かの蕃殖保護方法を講ずべき必要は旣に感じたのである。そこで、漁獲物として經濟價値が尠なく且つ濫獲の弊に陷り易いものとして小明太の採捕禁止竝產卵場及產卵期の保護として採捕禁止區域及期間が考慮されたのである。

咸南西湖津に於ける凍乾明太を製造する棚

現在朝鮮に於て法令に依つて保護取締の行はれてゐるのは一般的に小明太體長三十糎以下のもの、採捕禁止

と、機船底曳網漁具の禁止區域（蕃殖保護取締規則第三、四號及同附圖參照）及同漁具の咸南に於ける明太採捕禁止期間（自一月十六日至十月末日）等である。

明太漁獲高が最近迄大した變動がなく持續して來たお蔭は機船底曳網の活動ではあるが機船底曳網漁具の漁獲高に毎年大した變動がないのは右蕃殖保護に依るお蔭である。

處が最近數年間に於て小明太の漁獲數量が毎年增加を示す一方刺網の樣な比較的沿岸近き漁場に於て漁獲される明太魚が減少しつゝある。

右小明太の增加が一時的現象であれば幸であるが若しそれが產卵場の攪亂及濫獲に依る因果だとすれば明太魚の蕃殖保護上一大事である。故に明太漁業の永續の爲に過去に於ける漁獲統計、小明太魚の增加竝に稚明太群の定置網漁獲等の再檢討が望ましいのである。

さて過去二十六年間の明太漁獲高を見るに明治四十四年から大正六年間は逐年增加を示し大正七年から昭和五年間は逐年減少を示し昭和六年から昭和九年間は逐年增加を示し、昭和十年から更に減少の傾向を示してゐる。

大正六年の漁獲高一億一千萬尾が十三年間も漸減を示し昭和五年には二千六百萬尾しか漁獲されない不漁になつた事は我が東海に棲息する明太魚群が何かの原因により減少した爲に沿岸近く群來する魚群が減少して來たので沿岸近き海面を漁場とする刺網、底角網及延繩の如き所謂古式漁具の漁獲高が減少したのである。處が昭和六年から昭和九年間に於ける增加はと疑心反問する方が居ると思ふが之れは主に機船底曳網漁具の出現發

達に依つて增加されたことで魚群が增加したのでない樣に考へられるのである。それに昭和十年からの漁獲高は更に減少の傾向を示して來たのである。

現在漁獲される明太魚の體長を見るに最近五年前から三十五糎内外の小明太が漁獲され初め每年其の數を增して最近では十二月中は全數の三割内外を占むるに至つたのである。明太魚は滿三年體長三十五糎乃至四十糎に達しなければ最小成體にならないのである。蕃殖保護上生れた明太魚は少なくも一回は產卵行爲を終へた後に漁獲しなければならないのに未だ最小成體體長に達しない三十五糎内外の小明太が每年多量に漁獲されるとすれば明太魚產卵數の平衡が破れはしないだらうか。同業者の等しくこの點に對する注目が望ましいのである。

尙最近每年夏末から秋末にかけて無數の明太稚魚群が咸南北沿岸内灣に群來し定置網に入るのである。之等稚魚は一斗で約百萬尾となるが一灣で一日數十斗の漁獲は難事でないのである。若しこれをこのまゝ放任すれば一灣で一年に數年分の明太魚が無價値に漁獲されてしまふことになる故に之等不正漁獲は官民等しく嚴重に取締を爲すべきことが望ましいのである。

然らば明太魚の每年平均漁獲高一億五千萬尾を持續する爲には如何なる蕃殖保護方法を施せばよいか？　此の問題は頗る重要なことでしかも簡單に解決すべき性質の問題でないから其の具體的保護方策は別として以上述べて來た漁獲高の減少、小明太の出現、稚明太の沿岸群游竝に機船底曳網漁具の發達等明太魚蕃殖保護上不利な現象が現はれた以上我々明太魚に關係ある人々は、お互に之が再檢討を行ひ以て明太漁業の永利を計らなければならぬ秋は來たのである。

重ねて述べるが明太魚は我々が古から嗜食する魚族であり且つ我々の日常生活に最も廣く利用される水產物丈あつて本漁業の豐凶は我々の一大感心事とならざるを得ないのである。閔老峰氏は今から約三百年前に咸興で東海の明太魚を見て朝鮮三百年間寳物であることを豫言したと傳へられてゐるが事實明太魚は距今二百九十餘年前より今迄重要漁業として保健食糧品として我々の生活に缺くべからざるものであつた。而して最近明太魚に依つて生活を維持するものは約十四萬人を算してゐる。處が機船底曳網業者中或る人は朝鮮東海の明太魚は無盡藏で幾何程漁獲しても減少しないだらうと放言する人も居るが、實際に於て明太魚は每年平均漁獲高一億五千萬尾を支持するであらうか？　若し此の平年漁獲高が將來迄永續するとすれば朝鮮明太關係者にとつて何んと云ふ幸福なことであらう。然し明太魚は一生物である。自然狀態に於ても生物の蕃殖盛衰には周期的限りがあるのである。況んや現代科學の力に依り明太魚の棲息場と產卵蕃殖場が明白となり機船底曳網の如き銳利な漁具が發明されて之等產卵場に於て一網善く四萬尾餘を漁獲出來る今日に於ては、明太魚の平年漁獲高の平衡が何時迄繼續するか疑問なきを得ないのである。（昭和十二年十二月二十一日烏南）

仁川沖海戰とロシア國公使の撤退

田保橋　潔

一　日露の危機と韓國

二月九日は朝鮮に於て、最も紀念すべき日である。毎年仁川府に於ては、三十四年前を追懷して、府民はその業を休み海岸には炬火を焚くと云ふ。叉西公園にはその紀念碑として、舊巡洋艦千代田の大檣（惜しいことには手入も行屆かず、標識もなく、府民の關心も疑はれるが）が聳立して居る。思ふに明治三十七年二月九日は、半島の住民にもつと注意されてよい。仁川沖海戰は一小戰に過ぎないが、政治的意義は絶大である。此の一戰によつて、日本は朝鮮半島に於ける支配權を確立し、更に進んで極東海中の島帝國から、アジアの大陸帝國たる輝かしい第一步を力強く踏み出したのである。三十四年前上陸部隊を迎へて、萬歳を絶叫した仁川府居留民の何人が、果して今日の日本帝國あるを豫想したであらうか。當時私はまだ母の膝下に戲れる幼兒で、此光榮ある戰勝をも記憶して居ない。此に三十四餘年を經て雙鬢漸く白を交へた今日、日露兩國が發表した史料に基いて此小篇を草し、半島住民諸氏と共に此海戰の史的意義を考へて見たいと思ふ。

滿洲占領、韓國中立に關する日本・ロシア兩國間の外交交涉は前年來の懸案で、東京・ペテルブルグ間に往復を重ねられて居たが、明治三十六年秋に至つて全く行詰りの觀を呈し、兩國の國交斷絶、開戰は單に時間の問題と見られるに至つた。

日露交戰に當つて、南滿洲が主要戰場となることは、兩國參謀本部に於て一致した見解である。又極東に於けるロシア海軍力が、日本に比して劣勢なるが故に、攻勢を取ることが出來ず、日本國軍隊の朝鮮南部に上陸することを阻止し得ないことも、兩國海軍參謀部に於て一致して居た。當時日本國は明治二十九年五月十四日小村ウェーベル覺書第四條により居留民保護の名義を以て、京城に步兵二中隊（一中隊の定員は二〇〇名を超ゆるを得ず）、釜山・元山に各一中隊駐屯せしめて居たが、かゝる小部隊では、到底韓國政府を威壓し、物情を鎭靜せしめるに足りなかつた。韓國皇帝及び政府の態度は日露の戰局に重大な影響を及ぼし得たから、日本國政府は開戰に先んじて、有力なる陸軍部隊を派遣し、京城を確實に日本國軍憲の勢力下に置くことの必要を認めて居た。然れども平時かゝる大部隊を、表面上獨立國たる韓帝國に駐屯せしめる理由を見出し難い。此に於て政府は駐韓特命全權公使林權助に訓令して、日韓同盟密約の締結を提議せしめた。林公使は明治三十六年十月三十日韓國皇帝（李太王）に謁見して、日韓同盟の必要を力陳し、又外部大臣臨時署理李址鎔と交渉を開始したが、皇帝は躊躇して決せられず、加之憲宗繼妃明憲王后洪氏薨逝に際し、國葬のため交渉は一時中止せられた。

明治三十七年一月に至り林公使の督促によつて、日韓同盟に關する交渉は再開された。當時皇帝は外部顧問官山島（ウイリアム・フランクリン・サンヅ William Franklin Sands 前合衆國公使館書記官）の進言する永世局外中立案に動かされて居たのと、情報を得たロシア國特命全權公使兼總領事アレクサンドル・イワノウイチ・パウロフ（Alexandr Ivanovitch Paulov）の强硬なる反對と威嚇に制せられて、依然好意を表しない。林公使の苦心により一月二十二日同盟密約調印に內定し、軍部に於ても第十二師團に出動の內命を下したのであるが、韓國皇帝は俄かに軍隊を京城に進入せしめないといふ附帶條件を提出して、一頓挫を來さしめた。而して翌一月二十三日には突如局外中立を宣言した。之は永世局外中立と、戰時に際しての局外中立を混同した嫌があるが、日本國の軍事施設を妨害する意圖に出でたことは想像に難くない。

日韓同盟密約の不成立により、日本國は武裝せる軍隊を、韓國に上陸せしめることが出來なかつたが、大量の軍需品を釜山・仁川の諸港に集積し、軍用電信架設等の事は、合法手段を以て之を實施し、京城には平服の陸軍將校多數來着したと傳へられ、京城・仁川間の空氣は甚だしく緊張して來た。

元來韓國の政情は極度に不安で、何時重大な政變暴動勃發するや殆ど豫想し難く、かゝる場合列强の有する權益を保障し得ないばかりでなく、居留民を保護すべき手段をすら有しなかつた。之が爲め列强はいづれも比較的有力な警備艦を仁川に定繋し、海兵を京城に分遣して、自國公使館居留民護衞の任に當らしめた。日本國は明治三十六年末より巡洋艦濟遠千代田を交代派遣し、ロシア國は同年十二月巡洋艦「ワリャーグ」(Variag)砲艦「ギリャーク」(Giliak)を派遣した。翌三十七年一月六日「ワリャーグ」は巡洋艦「ボヤーリン」(Boyarin)と交代に旅順口に歸港した。

明治三十七年一月十日「ワリャーグ」は、極東總督海軍大將エフゲニィ・アレクセエフ(Evgeni Alexeiev)の命令により、再び仁川に急航を命ぜられた。アレクセエフ總督の命令に基き、太平洋艦隊司令長官海軍中將オスカル・スタルク(Oskar Stark)の賦與した訓令によれば、「ワリャーグ」艦長ルウドネフ(Rudnev)海軍大佐は

一　京城駐箚パウロフ公使の區處に從ひ、先任警備艦の任務を執行すること。
二　宣戰前日本國軍隊上陸することあるも、之を阻止せざること。
三　京城に於ける陸戰隊及び公使館護衞兵を統率すること。
四　總て發生事件に對しては、自ら適當と思惟する所に從ひ、機宜に處置すること。
五　如何なる場合に於ても、一定の方法を以て傳達せられたる命令なくして、仁川を離るべからざること。

との任務を賦與せられたと云ふ。

日露間の危機に際して、ロシア國海軍が「ワリャーグ」の如き最新最銳の大巡洋艦を警備艦として、仁川に常泊せしめ

た理由は明かでない。大戰前ドイツ國海軍は最新式の巡洋戰艦・大巡洋艦・輕巡洋艦を遣外勤務に充てゝ居たが、それはいづれも政治上、軍事上特殊の使命を有するものであつた。從つて開戰の電命一度到るや、以上諸艦は豫定計畫に從つて作戰に從事し、戰史上不朽の功績を殘した。「ワリャーグ」に至つては、艦隊長官訓令によつて明かな如く、普通の警備に宛てられたもので、ドイツ國艦隊のやうな特殊の任務に從事すべき命令を有しなかつた。元來遣外警備艦は軍事的より政治的意味を有すること多く、海軍當局から見れば、なるべくその數を減じた方が得策であり、又萬一の場合を考慮して——ドイツ海軍のやうに特殊任務を有する場合は別であるが——敵手に落ちても、艦隊作戰に支障のない老朽艦を選ぶのが原則である。明治三十六年來より三十七年初に亘り日本國海軍省が、日淸戰役戰利巡洋艦濟遠及び舊式巡洋艦千代田を仁川在泊警備艦に充てたのは、此原則に從つたものである。ロシア海軍が優秀艦を仁川に派遣したのは、パウロフ代理公使の請求によつたか、極東總督の直接命令であつたかは不明であるが、戰略上重大な過失と云はざるを得ない。ニコライ・クラード (Nikolai Klado) 海軍大佐が、『駐外外交官の用に供する警備艦の如きは、却つて實力以上の依賴心を起さしむるものなれば、一二隻の警備艦を配置せんよりは、寧ろ一隻も配置せざるを可とす、元來實力を要するか、又は示威の目的に出づる場合には、堂々全艦隊を派遣すべきものにして、現下の場合の如く、風雲急にして戰鬪の期待せらるゝ時に當り、一二の艦船を配置するは、是滅亡に提供するに等し』と痛論して居るのは、至言と云ふべきであらう。

「ワリャーグ」が仁川に到着するや、艦長ルウドネフ海軍大佐は在泊「ボヤーリン」艦長サルイチェフ (Sarytchev) 海軍中佐等の報告を受け、即日京城に赴き、パウロフ公使と協議した結果、一月十二日「ボヤーリン」を旅順に歸還せしめた。然るに當日より日本陸海軍が開戰を豫想して、韓國内に各種の軍事施設を行ひ、且十隻より成る日本國艦隊木浦沖に出現したとの情報傳へられたので、「ワリャーグ」艦長はパウロフ公使の要請に從ひ、一月十四日軍艦「ギリャーク」に機密公信を附して旅順に派遣した。恰も同艦と入り違ひに、一月十八日砲艦「コレーツ」(Koreitz) 入港交代した。ルウ

ドネフ艦長は曩に木浦沖を通過した日本國艦隊の所在を疑ひ、一月二十一日「コレーツ」を牙山灣に派遣偵察せしめたが同艦は卽夜歸仁し日本國軍艦同灣に在泊するものゝないことを報告した。ついで一月二十五日義勇艦隊所屬商船「スンガリ」（Sungari）が入港したので、ルウドネフ艦長は同船長に命じ、以上の報告を齎して旅順に歸還せしめた。是は在朝鮮ロシア國外交機關竝に海軍指揮官より極東總督府――極東總督は副王の資格で、管內に於ける文武の大權を有する外に、日本・淸・韓三國駐箚公使を指揮する權限を賦與せられて居た――に到達した最後の報告であると云ふ。

二　仁川沖海戰（上）

明治三十七年一月末に至つて日露交涉は事實上斷絕し、二月六日にはペテルブルグ駐箚日本國特命全權公使栗野愼一郎は、外務大臣小村男の訓令により、國交斷絕をロシア國外務大臣ウラヂミル・ラムスドルフ伯（Vladimir Lamsdorff）に通告し、且公使館員を引率して引揚げ、同日聯合艦隊は大命を奉じて佐世保軍港を出發し、對敵行動を開始した。

ロシア國政府は形勢がかくまで切迫することを豫想せず、殊に在韓國公使及び海軍指揮官は、之に關して本國より何等の情報に接しないことゝて、嚴重な警戒は怠らない乍ら、猶京城・仁川間の空氣は未だ平和の消滅を豫想せしめる何者もなかつた。然るに二月五日に至り、パウロフ公使は義州駐在日本國領事代理が、憲兵・警察官を引率し、居留民を率ゐて同地を撤退し、平壤に向つたとの情報を得た。ついで翌二月六日には日露兩國々交斷絕し、駐露日本國公使は既に撤退命令を受領したとの報道を聞知した。公使は卽時此事實を直屬長官たる極東總督竝に外務大臣に打電したが、何等之に關する訓電を得ることが出來なかつた。（因みに公使に到達した最後の公電は、一月三十一日附外務大臣發のものである。）

國交斷絕の風說は仁川にも傳へられたので、「ワリャーグ」艦長ルウドネフ海軍大佐は、卽時パウロフ公使に打電して、

眞否を質したが、公使の返電は公報に接しないことを述べ、且同艦長の來京を要請した。此に於てルウドネフ艦長は、在旅順口極東總督府海軍參謀長海軍少將ウィルヘルム・ウィットゲフト（Wilhelm Vitgeft）――極東總督は管内に於ける陸海軍を指揮するが故に陸海軍參謀長を有す、當時の陸軍參謀長は有名なジリンスキイ陸軍中將――に打電して、『國交斷絶の風說を耳にせり、日本人は屢々電報を抑留するを以て、我等の將來の行動に關する命令ありたるや否や不明に付、更に通知せられんことを請ふ、千代田は出發の準備中、回答は公使館及び「ワリャーグ」の兩方に宛てられんことを請ふ』と。

ルウドネフ艦長は、上記の電報に對するウィットゲフト參謀長の返電を得ず、不安に感じつゝ、二月七日上京、パウロフ公使を訪問した。而して公使・艦長共に本件に關して、何等訓電を得て居ないことが判明した。もと外交官は通信に關して不可侵權を有する。而してロシア公使館公電は、京城日本電信局に差出し、電信局官印を押捺した受領證を交付されて居るので、必ず發信せられたことを信じて居たが、二月五日・六日兩度の發信に對して、返信を得ないところを見れば、日本國公使の命令で、差押へられて居ることは疑ふ餘地がなかつた。更に釜山駐在副領事コザコフ（Kozakov）に對しては、南鮮に於ける日本國軍憲の行動を詳報すべき旨命令してあるのに、同副領事より何等報告のないところを見れば、これまた電報を差押へられて居ることは明白である。

パウロフ公使は此事情を說明して、ルウドネフ艦長に「コレーツ」を旅順に歸還せしめ、公用電報竝に郵便物を輸送せしめようとした。蓋し當時の無線電信の有効距離は僅々數十海里に過ぎず、「ワリャーグ」備付の機械では、到底旅順と通信を交換する見込はなかつたからである。

パウロフ公使の要望に接したルウドネフ艦長は、之に對して開戰の危機に際し、單に巡洋艦一隻を外國領海に殘留せしめるのは全く無意味であるから、公使自身「ワリャーグ」に搭乘して其旗章を揭げ――通例國旗を前檣頂に揭揚する――

して、旅順に到達することが出來ようと提議した。公使は直屬長官の許可を得ずして、任地を離れることが出來ないことを説明して之に同意しなかつた。事實問題としては、本國との通信はすべて遮斷せられ、直屬長官の許可を得るに方法なく、遂に後外國軍艦に搭乘して、任地を去るの已むなきに至つた狀況であるから、此際ルウドネフ艦長の提議に從つた方が得策であつたことゝ思はれる。

クラード海軍大佐は公使乘艦問題を頗る重要視し、最後の手段として、戰鬪價値殆ど皆無なる老朽砲艦「コレーツ」を爆破し、「ワリャーグ」に公使を搭乘せしめ、堂々仁川を出港したならば『パウロフ公使は韓國を撤退するが爲に、當然「ワリャーグ」を其乘艦に利用する權利を有せるが故に、若し同公使にして同艦檣頭に其旗章を掲げんか、日本人如何に無法なりとも、敢て戰鬪開始の故を以て、其任地を撤退する外交代表に危害を加ふることをなさんや』と論じ、ルウドネフ海軍大佐が其主張を貫撤し得なかつたことを遺憾として居る。此問題は實際の狀況如何によつて決することであり、俄かに豫斷を許さないが、若しパウロフ公使が自己の責任に於て、ルウドネフ海軍大佐の提議に從つたならば、日本國艦隊司令官は、更に愼重に行動することを餘儀なくされたことゝ思はれる。

ルウドネフ海軍大佐は二月七日即日歸艦し「コレーツ」艦長べリャーエフ（Beliaev）海軍中佐を招致して、旅順に向け出港準備を命じた。是夜午後十一時五十五分日本國巡洋艦千代田は密かに拔錨して外海に向つた。

當時千代田艦長海軍大佐村上格一は、秘密に不時出港準備を整へ、暗夜に乘じ、ロシア國軍艦の注意を惹くことなしに脫出し得たと確信して居たが、實は同艦は二月三日以來錨地を港口に變更し、戰鬪準備に汲々たる狀態は明かに看取せられ、且七日夜出港の際、艦尾上部の燈火を消滅せず、又拔錨のため點燈して居たため、その出港は「ワリャーグ」艦上より望見し得られた。唯「ワリャーグ」は開戰の命令を受領して居ないが故に、千代田の脫出を妨害しなかつたのである。

因みに夜戰に於ける燈火遮蔽は戰術の第一課であるが、完全に實施し難いものと見え、一九一六年五月三十一日ジャットランド(スカゲラク)海戰に際し、英國巡洋艦戰隊の一艦が夜間檣燈を消滅するのを怠つたゝめ、その所在を曝露した事實がある。

二月七日は無事過ぎて、翌二月八日午前公使館附コサック衛兵は京城より公用郵便物を齎したので、「コレーツ」は同日午後三時四十分拔錨出港したが、港口八尾島附近に於て、早くも日本國艦隊に遭遇した。

當時日本海軍の戰略は、聯合艦隊の主力を以て、旅順口・大連灣なるロシア國太平洋艦隊の主力を撃破して制海權を獲得し、之と同時に若干の巡洋艦を分遣して、京城占領の任務を有する第十二師團の先發隊の輸送を護衛し、仁川海面所在のロシア國海軍力を撃滅するのを主眼として居た。而して前者は聯合艦隊司令長官海軍中將東鄕平八郎主力を率ゐて之に當り、後者の作戰は第二艦隊司令官海軍少將瓜生外吉に委任せられた。

瓜生司令官は此任務を達成するために、麾下第四戰隊に大巡洋艦淺間及び第九艇隊を加へ、陸軍少將木越安綱の指揮する臨時派遣隊(平時編成の四個大隊より成る)の乘船大連丸・小樽丸・平壤丸を護送し、聯合艦隊と分れて仁川に向ひ、二月八日未明ベーカー島附近で、千代田に會同し、艦長村上海軍大佐の報告により、仁川の狀況を詳かにすることが出來た。

瓜生司令官の最も考慮を費したのは、陸兵の上陸地點であらう。當時の狀況では、京城占領を一日も急ぐ必要があるので、仁川を選ぶのが當然であるが、有力なる敵艦の妨害を受ける危險がある。それで牙山灣が第二の候補地に擧げられ、軍部は兩港に上陸準備を整へ、その選擇を瓜生司令官に一任したと信ぜられる。然るに同司令官は一日も早く京城を占領するのは、陸軍作戰の根本であることを知り、且在泊ロシア國軍艦指揮官が中立國港灣に於て、日本國軍隊の上陸を妨害するだけの決心を有しないことを推して、多少の危險を排しても、仁川に上陸せしめるに決したものと信ぜられる。

瓜生司令官は以上の判斷に基き、陸軍部隊の上陸を終るまで、ロシア國軍艦に挑戰しない事に決し、麾下大巡洋艦一隻小巡洋艦五隻・水雷艇四隻を以て、三隻の運送船を護衛しつゝ仁川に直進した。而してその港外に於て、早くも「コレーッ」の出港に會したのである。

當時「コレーッ」より望見すれば、日本國艦隊は二列縦陣をなし、左列には軍艦、運送船、右列には水雷艇を配したので、「コレーッ」はその列外を反航しようとしたが、日本先頭艦千代田は針路を轉じて之を妨害し、「コレーッ」をして兩列の中間を航過するに至らしめた。而して同艦が日本二番艦高千穂の正面に達した時、三番艦淺間は急に回頭して、「コレーッ」の前路を遮つたため、同艦は出港を斷念し、仁川に向ひ引返すの已むなきに至つた。「コレーッ」の回頭を好機とし、日本國水雷艇は一齊に襲撃の姿勢を取り、三隻の水雷艇より三個の魚雷を發射した。

此襲撃は二、三百メートルの近距離より行はれたものであるが、魚雷はいづれも命中しなかつた。「コレーッ」艦長ベリャーエフ海軍中佐は魚雷發射を望見すると共に、射撃開始を命じたが、間もなく港口に接近したので、射撃停止を命じた。然るに命令が徹底しない間に、三七ミリ砲より二彈發射せられたと云ふ。

以上はロシア海軍戰史の記事によつたものであるが『明治三十七八年海戰史には、『既にして午後四時二十分八尾島附近に達し、千代田・高千穗は列を離れて前進し、第九艇隊は其の後方に從ひ、淺間は少しく後れて運送船隊の先頭に立ちしに、偶々露艦「コレーッ」出港し來りしを以て、千代田・高千穗は更に前進し、彼我漸く接近して、「コレーッ」は今や二艦の左側を通過せり。是に於て淺間は運送船隊を掩護せんがため、直に左旋して「コレーッ」と運送船隊の中間に入り、同船隊は稍右方に變針し、第九艇隊は「コレーッ」を左舷正横に見るに及び、蒼鷹・鴿は其の左方を航し、雁・燕は其の右方に進み、燕は誤りて淺礁に擱坐せり。仍て他の三艇は「コレーッ」に向ひ疾驅せしに、八尾島附近に到り、彼は右方に回頭せんとし、我が艇隊の近づくを見て、終に砲火を開けり。時正に午後四時四十分にして、之を明治三十七八年戰役開戰

の第一砲火となす』と見え、水雷艇の襲擊を疾驅と云ふ含蓄ある用語に代へ、それに從つて多少修正を加へた形跡があるが、本質的には彼我戰史の記事の內容は一致して居る。

明治三十七年二月八日午時四時二十分より約三十分間ほど、兩國將兵は森嚴な緊張した氣分を味はつたことは尠いであらう。日露間の國交は斷絕したけれども、宣戰は未だ公布されては居ない。從つて日本國艦隊司令官は、敵艦たるべき「コレーツ」に對して發砲を許可しない。「コレーツ」が陸兵を搭載した運送船に接近するに及び、優勢な大艦淺間の回頭によつて航路を遮斷し、退却の已むなきに至らしめた。此瞬間水雷艇が「コレーツ」を襲擊したのは、司令官の命令によるものか、運送船の危機を見た艇隊司令の獨斷擅行によるか、戰史は此邊の消息を明かにすることを好まないのである。

「コレーツ」の歸港と共にその報告を受けた「ワリャーグ」艦長は、列國艦長の先任官たる英國軍艦「タルボット」艦長海軍大佐リュイス・ベエリイ（Talbot, Captain Lewis Bayly）を訪問して事の經過を詳述した。ベエリイ艦長は、日本國艦隊が韓國領海に於て、對敵行動を開始したことを中立違反と認め、瓜生司令官を訪問して、口頭を以て抗議した。瓜生司令官は水雷艇の襲擊については、何等の報告を受けて居ない。恐らく誤解であらうと否定したと云ふ。

「コレーツ」の退却により、瓜生司令官は全艦隊を率ゐて、何等の妨害を受けることなく仁川に入港し、運送船は午後五時三十分頃無事投錨し、仁川居留民の熱誠なる歡迎と援助の下に、陸兵の揚陸を開始し、翌九日午前二時三十分には全部の上陸を終了し、運送船は諸艦掩護の下に相ついで出港した。

仁川沖海戰の記事を閱して、二月八日事件の條に至るごとに想起するのは、大戰中地中海戰史の一節である。一九一四年八月四日對獨宣戰に先んじて、英國海軍省は地中海艦隊司令長官に對して、ドイツ國地中海戰隊を Shadow すべき事を命じた。此命令により英國巡洋艦「インデファティガブル」及び「インドミタブル」は、當時アルジェリア沖にあつ

て、フランス國陸兵の海上輸送を妨害しつゝあつたドイツ國地中海戰隊司令官海軍少將ウイルヘルム・スウション(Wilhelm Souchon)の率ゆる巡洋戰艦「ゲーベン」・輕巡洋艦「ブレスラウ」を追跡した。八月四日朝、英獨艦隊は正しく遭遇し、約八五〇〇メートルを隔てゝ反航した。當時兩國艦隊共に對敵行動を開始して居たにも拘らず、共に砲塔を前後の位置に置き、戰鬪配置の外觀を示さなかつた。「ゲーベン」は殊更に軍艦旗も將旗も揭げなかつた。若し同艦に少將旗を揭げて居れば、英國先任艦「インドミタブル」は規定の敬禮を行ひ、禮砲を發射しなければならない。然るに英獨兩艦共に砲には實彈を裝塡し、砲員を配して居る。英艦禮砲の第一發は、直ちに獨艦の實彈を以て報いられないことを誰が保證するであらうか。ドイツ國艦隊司令官の措置は最も賢明であつたと稱する。スウション海軍大將は智謀と果敢を以て知られた海將である。彼が此用意を持ち合せたことは當然であらう。若し之がドイツ海將でなくして、日本海將が司令官であつたならば、如何なる結果を生じたであらうか。之は一の興味ある課題であらう。

三　仁川沖海戰(下)

第二艦隊司令官瓜生海軍少將は豫定計畫に從ひ、陸軍部隊の輸送を終へた後、敵國軍艦の攻擊を開始した。然るに敵艦は中立國港灣たる仁川に碇泊して居るのであるから、順序として領海外に退去を要求しなければならない。瓜生司令官は陸兵上陸が二月九日未明に終了することを確かめた後、二月八日付を以て、左の公文をロシア國先任將校たる「ワリャーグ」艦長ルウドネフ海軍大佐に送り、二月九日正午までに出港を要求した。

日本國皇帝陛下ノ軍艦浪速　於仁川錨地

一九〇四年二月八日

貴下

今ヤ日露兩國間ニ交戰狀態成立セルヲ以テ、本官ハ茲ニ貴下ニ對シ、一九〇四年二月九日正午迄ニ、貴下ノ指揮下ニアル兵力ヲ率キ、仁川港ヲ出港セラレンコトヲ請求ス、若シ之ニ應ゼラレザルニ於テハ、本官ハ同港内ニ於テ貴下ニ對シ、戰鬪行爲ヲ執ルノ已ムヲ得ザルニ至ルベシ。

本官ハ謹デ貴下ニ敬意ヲ表ス。

日本帝國艦隊司令官　海軍少將　瓜生外吉

露國海軍先任將校殿

之と同時に在泊英佛伊米四國軍艦及び英淸兩國領事にも此意味を通告し、猶ロシア國軍艦に對する攻擊は、二月九日午後四時まで開始せられないこと、並に各國軍艦は危險を避けるがために、錨地を變更せられたき事を請求した。

此公文は瓜生司令官自身英文で起案し、參謀海軍大尉谷口尙眞に命じ、仁川駐在領事加藤本四郎を通じて、傳達せしめた。加藤領事は二月九日朝關係方面に傳達し、特に「ワリャーグ」艦長宛公文は、ロシア國副領事ポリャノフスキイ (Polianovski) に交付したのであるが、その「ワリャーグ」艦長の手に達したのは著しく遲れ、同艦長が英國軍艦「タルボット」に於ける艦長會議に出席中の事であつたと云ふ。

瓜生司令官の公文は先づ中立國艦長間に問題となつた。當時仁川在泊各國軍艦は左の四隻である。

英國巡洋艦「タルボット」艦長　海軍大佐リュイス・ベエリイ (Talbot, Captain Lewis Bayly)
フランス國巡洋艦「パスカル」艦長　海軍中佐セネス (Pascal, Capitaine de frégate Sénès)
イタリア國巡洋艦「エルバ」艦長　海軍大佐侯爵ボレア (Elba, Captain Borea)
合衆國砲艦「ヴィクスバーグ」艦長　海軍中佐マアシャル (Vicksburg, Commander Marshall)

「パスカル」艦長セネス海軍中佐は、瓜生司令官の公文に接するや、卽時先任將校たる「タルボット」艦長ベエリイ海軍

大佐を訪問して、その國際法違反であることを力說した。ついで「エルバ」、「ヴィクスバーグ」兩艦長も來會し、又セネス艦長の招請により、ルウドネフ「ワリャーグ」艦長も來艦、ベエリイ艦長統裁の下に、セネス「パスカル」艦長、ボレア「エルバ」艦長參加して會議を開いた。會議の席上、韓國は現在局外中立國であり、仁川砲臺に同國々旗揭揚せられて居るので、瓜生司令官の要求は明かに中立違反であると認め、聯合公文を以て抗議するに決した。而して指定せられた時間内に、「ロシア」國軍艦が出港せず、港内で戰鬪開始せられる場合には、危險を避けるために、中立國軍艦はその錨地を變更することに決定した。「ワリャーグ」艦長は日本艦隊司令官の指定した時間内に出港を約したが、同時に韓國領海を去るまで、中國軍艦の同航を依賴した。之は又中立違反の嫌があるので列國艦長は拒絕した。かくしてベエリイ、セネス、ボレア三艦長連名の抗議書を作成し、英國將校汽艇に乘じて、八尾島外四浬沖の地點に假泊中の旗艦浪速に赴いたが、之と殆ど同時に「ワリャーグ」、「コレーツの」出港が望見せられた。

「ワリャーグ」艦長ルウドネフ海軍大佐は「タルボット」の會議より歸艦するや、「コレーツ」艦長ベリャーエフ海軍中佐を招致して、單獨優勢なる日本國艦隊と決戰する決意を傳へ、總員を戰鬪配置に付け、國歌「ボーゼ・ツァリヤ・フラニイ」を吹奏しつゝ、午前十一時三十分頃拔錨出港した。列國軍艦は登舷禮を以て、決然死地に就く兩艦に袂別の意を表したと云ふ。

クラード海軍大佐は此問題について論じて云ふ。

日本人の此要求は無法にも國際法を無視せるものなりき。當時韓國は未だ日本に征服せられたるにあらず、卽ち獨立國にして、韓國皇帝の側には、外國政府より全權を委任せられたる外交代表駐在せり。從つて又交戰國に對しては、韓國は局外中立なりき。卽ち露國代表者は之を利用して、假令威力を以てなりとも、京城撤退を餘儀なくせらるゝ迄は韓國の局外中立に就きて爭ふべきものなりき。又韓國の港内若くは領海に於て、日本の提督が他國軍艦に對し、攻擊

の威嚇をなすべき何等の權能をも有せざるなり。假令露國警備艦が日本人の要求に應ぜざる場合と雖も、日本人は他國警備艦に向ひて、港內より撤退すべき要求をなすの權能を有せざりき。日本のかゝる壓迫に對しては、外交團及び各國警備艦長は一致して、之を抗爭せざるべからざりしなり。然るに事此に出でず、露國警備艦が孤立して、國際法を全然無視せる脅迫者と對抗せざるを得ざるに至れり。事情斯くの如くなるを以て、露國警備艦々長がその苦境にありて取りたる措置に對しては、其の責任を問ふを得ざるなり。

クラード大佐の所論は委曲を盡して居るが、猶重大なる點を看過して居る。卽ち韓國の局外中立を維持する義務と責任は、韓國政府獨り負ふべきものであつて、外交團並びに第三國海軍將校の負ふべきものではない。韓國政府が局外中立の義務を遂行する上に不滿足であつたとして、第三國公使或は海軍將校が仁川港の中立維持に關して、强制手段を取るならば、それこそ重大な國際法違反である。從つて此際各國艦長の取つた態度は妥當と云ふべく、又「ワリャーグ」艦長が損害を第三國軍艦に及ぼすことを避け、日本國艦隊司令官の挑戰に應じ、勝敗を度外視して戰場に赴いたのも、武人として當然の決心であらう。(註二)

仁川沖海戰は二月九日午後零時二十分より約一時間繼續し、遂にロシア國軍艦の自爆を以て終つて居るが、その詳細は此に記述を避ける。クラード海軍大佐の主張によれば「ワリャーグ」艦長が飽くまで中立問題につき、列國艦長と協調を保つて、日本國艦隊司令官に抗議を繼續し、出港時間を延期せしめ、九日夜暗に乘じて「コレーツ」を爆破し、其乘員を自艦に收容して、全速突破を圖るべきであつたと云ふ。

「ワリャーグ」の計畫速力は二三節で、當時日本國巡洋艦には之に及ぶ快速艦なく、第四戰隊所屬諸艦は殊に劣速で、その一隻を除き、二〇節を出し得るものはなかつた。但淺間は計畫速力二一・五節である。同艦が特に「ワリヤーグ」擊沈の任を帶びて、仁川方面に派遣せられ、且其後旅順方面の作戰に從事し、ロシア國快速巡洋艦と對抗して居るところを見れ

ば、日本大巡洋艦中最大速力を有して居たことは疑ひがない。猶クラード大佐の記事によれば、「ワリャーグ」の機關は不良で、計畫速力を出し得なかつたと云ふ。「ワリャーグ」の速力が二三節に達せず、淺間の速力二一・五節に多少餘裕を見れば、彼我速力は殆ど同一で「ワリャーグ」の夜間脱出も、速力の點より見れば、望み難いものと云はなければならない。

此戰鬪に於て、淺間は「ワリャーグ」、千代田は「コレーツ」を目標とした。淺間の主砲二〇三ミリ砲の初彈が「ワリャーグ」艦橋に命中して大損害を與へてより、命中率頗る良好であつたが、千代田の射擊は不良で、一彈も「コレーツ」に命中しなかつたと云ふ。射擊開始の際距離約七〇〇〇メートルで、其後どれだけ短縮したか不明であるが、要するに二〇三ミリ砲、一五二ミリ砲には適當な距離であつても、千代田の一二〇ミリ砲には過大なためであらう。猶淺間・千代田共に敵彈の命中するものはなかつた。

此短時間の戰鬪に於て「ワリャーグ」の受けた損害は甚大であつた。先づ人員について云へば、海軍少尉アレクサンドル・ニロード（Alexandr Nirod）伯以下戰死三〇名、艦長ルウドネフ海軍大佐、副長ステパーノフ（Stepanov）海軍中佐以下負傷者八五名（微傷者は一〇〇名以上に達したと云ふ）を生じ、又備砲中一五二ミリ砲一〇門、七六ミリ砲七門、四七ミリ砲六門破壞せられ、艦體に大損害を蒙り、著しく左舷に傾斜した。但し機關部には何等損傷を受けなかつたと云ふ。「コレーツ」は艦體乘員共に損害を受けなかつた。之を要するに「ワリャーグ」、「コレーツ」の兩艦が一旦脱出することを得たのは、淺間・千代田が仁川錨地に危險を及ぼすことを恐れて、自發的に追擊を中止したゝめで、若し公海に於ける戰鬪ならば、「ワリャーグ」、「コレーツ」共に、優勢なる敵艦に何等の損害を與へることなしに擊沈されたであらう。

仁川錨地に歸還した「ワリャーグ」艦長ルウドネフ海軍大佐は、到底日本國艦隊を突破して脱出し得る見込がないばかりでなく、瓜生司令官の通告通り、午後四時に日本國艦隊が錨地に進入して攻擊を再開した場合、防戰の手段もないので、將校會議を召集して協議の結果、徒らに艦が敵手に落ちるのを防ぐため、艦を爆破するに決し、先づ英國軍艦「タルボッ

「ト」艦長ベエリイ海軍大佐を訪問して、その決心を通告し、且乗員を救助收容せられるやう懇請した。ベエリイ艦長は之を快諾したが、「ワリャーグ」の自爆は錨地に危險を及ぼすので、斷念せられるやう要求したので、ルウドネフ艦長も之に同意し、滿水自沈の方法を取るに決した。ルウドネフ艦長歸艦後、「タルボット」、「パスカル」、「エルバ」三艦の端艇來着して、「ワリャーグ」乘員を收容した。乘員は退艦の際、艦内に火を放ち、海水弁(キングストン・ヴァルヴ)を開放したので、「ワリャーグ」は午後六時過左舷に顚覆沈沒した。

ルウドネフ艦長は自沈の決心を「コレーツ」艦長ベリャーエフ海軍中佐に傳へたので、同艦長は將校會議を召集して、自艦を爆破するに決し、總員退去後午後四時火藥庫に點火して爆沈した。猶ベリャーエフ艦長は在泊義勇艦隊所屬商船「スンガリ」船長に命令を傳へ、同船に放火自沈せしめた。

仁川沖海戰は「ワリャーグ」、「コレーツ」の自沈を以て、日本國艦隊の全勝となつたが、此に殘つたのは乘員の問題である。當時在泊軍艦の「タルボット」は士官一名・下士官兵二六一名、「パスカル」は「ワリャーグ」艦長、「コレーツ」艦長以下士官一七名・下士官兵一九七名、「エルバ」は士官六名・下士官七〇名を收容し、殊に重傷者の處置は最も困難であつた。此に於て京城駐箚フランス國代理公使フォントネイ子爵より、日本國特命全權公使林權助に交渉するところがあり、林公使より本國政府に上申の結果、二月十二日に至り、日本國政府は兩艦乘員が本戰役間一切の軍事行動に參加しないことを宣誓するに於ては、歸國せしめることを承諾した。

「ワリャーグ」艦長は勅裁を仰いだ上之に同意したので、二月十六日「パスカル」、「タルボット」、「エルバ」三艦に相ついで仁川出港、サイゴン及び香港に赴き、ロシア國軍艦乘員を上陸せしめた。但し重傷者を艦内に留めることは、艦内衞生上危險であるが、さりとて之を收容すべき陸上病院が仁川にあるわけではない。遂に萬已むを得ず仁川駐在フランス國副領事フェルナン・ベルトウ(Fernand Berteaux)の提議に從ひ、日本赤十字社臨時病院(英國教會附屬病院を借り入

れた）に移すに決した。而して此負傷兵二四名に對しては俘虜とせず、遭難海員の取扱をなすことを、日本國政府に於て同意したと云ふ。

（註一）合衆國警備艦「ヴィクスバーグ」の行動は、著しく英佛伊三國軍艦と相違して居る。同艦長マアシャル海軍中佐は、二月九日英國軍艦「タルボット」に開かれた艦長會議に參加を拒絶し、又「ワリャーグ」が大損害を受けて錨地に歸還するや、列國軍艦に倣ひ軍醫を派遣したが、「ワリャーグ」乘員の收容を拒絶した。後「パスカル」收容人員中重傷者多く、其取扱困難なるが故に、英佛伊三國艦長は協議の上、その收容を「ヴィクスバーグ」に懇請したが、マアシャル艦長は本國海軍長官の許可なきことを理由として、之を拒絶した。同艦長の態度は、ロシア人は固より列國艦長の感情を害したが、かの義和拳匪亂に際するアジア艦隊司令官リュイス・ケムプ海軍少將と等しく、極東に於ける列國の軍事行動には一切共同參加を拒否する。アメリカ海軍の傳統に基くことは疑ひがない。猶之に反對なのは駐韓合衆國公使アレンである。同公使は從前パウロフ公使多く共同動作を取つた故でもあらう。パウロフ公使撤退に際して仁川在泊合衆國艦船を其使用に供し、公使館員のみならず「ワリャーグ」負傷兵の輸送をも辭しないことを申出でた。パウロフ公使はフランス國軍艦便乘の故を以て之を謝絶したが、若し合衆國公使の提議を受諾したならば、アレン公使とマアシャル艦長間に困難な問題を惹起したであらう。

四　ロシア國公使の撤退

日本國政府が明治三十七年二月六日日露國交斷絶と共に、韓國政府の同意を待たず、軍隊を京城に派遣したことは、前年來の懸案たる日韓同盟密約を實行するものである。果して臨時派遣隊が二月九日拂曉までに全部上陸を終へたとの報道に接するや、特命全權公使林權助は、公使館附武官の名義を以て、最近來着した陸軍少將伊地知幸介（後旅順攻圍軍參謀長として知らる）と協議の上、同日韓國政府に左の公文を送つて、日本國軍隊の上陸を通告し、併せて皇帝に謁見を許されんことを請求した。

以書翰致啓上候、陳者帝國政府ハ日露間時局ニ關スル平和的交渉ノ絶望ヲ認メ候ニ付、斷然露國ニ對スル外交關係ヲ斷絶シ、先ツ以テ露國ニ依リ侵迫セラレタル貴國ノ地位ヲ克服シ、以テ東洋全般ノ危厄ヲ排除スルニ決シ、本日ヲ以テ陸兵二千餘ヲ貴國内ニ上陸セシムル事相成候ニ就テハ、本使ハ右ノ事情豫テ貴國大皇帝陛下ニ親シク奏上致度候ニ付、本日内ニ伊地知少將〇陸軍少將伊地知幸介ヲ帶同、謁見ノ榮ヲ得度候間、貴大臣閣下ヨリ可然御執奏相成度切望致候。敬具

明治三十七年二月九日

特命全權公使　林　權　助（印）

外部大臣臨時署理李址鎔閣下

九日夕刻仁川港に碇泊して、韓國政府を威壓した「ワリャーグ」、「コレーツ」兩艦既に敢へなき最後を遂げた情報到達するに及び、戰勝國公使の謁見を妨げる何者もない。同日夕刻林公使は、公使館附武官伊地知陸軍少將以下陸軍將校若干名を帶同して謁見し、日本國軍隊の上陸は、全くロシア國の侵略より韓國を救濟するがためである。日本國はロシア國に宣戰した以上、戰爭中日本軍占領地方には軍政を布くを以て、韓國皇帝は施政上、日本國政府竝にその代表者の指導に從はなければならないことを開陳した。皇帝も事態已むを得ざるものとして、之を容認せられた。

京城・仁川が日本軍占領下に置かれた以上、敵國たるロシア國特命全權公使アレクサンドル・パウロフ、仁川駐在副領事ポリヤノフスキイ、釜山駐在副領事コザコフの在留は、日本國に取つて望ましいことではない。然れども韓國は猶中立國たるが故に、之が撤退を要請する權限は固より林公使にない、此に於て林公使は京城外交團を動かした。パウロフ公使の報告に云ふ。

二月十日朝、外國代表者數名本官ヲ訪問シ、本官ニ内示シテ曰ク、唯今日本公使ト會見シタルニ、其談話ノ模樣ニ依レハ、日本政府ハ將ニ當國ヨリ露國公使館ノ至急引拂ヲ請求スヘシト推察セラレ、且ツ林氏ノ言語ヲ翫味スレハ、若

シ之ヲ穩便ニ應諾セサル場合ニハ、或ハ日本人ヨリ兵力ヲ用ヰラルルノ懸念アリトセリ（中略）本官ハ一個ノ私見トシテ余ノ同僚等ニ告ラク、諸氏ノ豫見セル日本政府ノ行爲ハ、既ニ前夜仁川ニ於ケル事件アリシ今日ハ毫モ怪ムヘキニアラス、卽チ日本ハ仁川ニ於テ、實ニ明晰ナル國際公法ノ原理ヲ蹂躪シ、且ツ局外中立ヲ恪守スヘシト正式ニ申出テタル韓國ノ意向ニ對シ、全然侮蔑ヲ加ヘタルモノナリ、今日ノ場合ニ於テ、韓國ヨリ露國各代表者ヲ追放セムトスル日本政府ノ希望ハ、卑見ニ依レハ寧ロ合理的ナリトス、然レトモ刻下ノ形勢ニ由リ、我公使館ハ韓國ヨリ撤退スルノ止ムナキニ到ルコトアルヘキハ、充分之ヲ諒トスルモ、本官ニ於テ斯ル決心ヲ爲シ得ヘキハ、一ニ本件ニ關シ、日本政府ヨリ交親國代表者ヲ經テ公然ノ請求アリタル場合ニ限ルノミナラス、尚ホ前以テ一應之ヲ我政府ニ具報シ、其指揮ヲ受クルヲ要スヘシト（下略）。

蓋しパウロフ公使は仁川在泊艦船全部破壞のために、敵國軍隊占領下にある中立國首都に孤立し、本國と通信の自由を奪はれて、職務を執行すること不能となつて居るばかりでなく、開戰と共に京仁日本國本國居留民の敵愾心俄かに昂揚し、公使館員・領事館員等の保護に不安を感じて居た折柄、日本國政府にして、同公使の地位に相當な敬意を拂ふならば、撤退もまた已むを得ないとの意嚮であることが看取される。

パウロフ公使は外交團代表者等の退去後、直ちにフランス國代理公使フォントネイ子爵（Vicomte de Fontenay）を訪問し、京城撤退について協議した。パウロフ公使は同公使の撤退については、（一）本國外務大臣の許可を要するを以てペテルブルグとの電信往復の自由を日本國公使に於て保證すること。（二）ロシア國公使及び其隨員、護衞兵、領事及びその隨員、一般居留ロシア國臣民の安全を保證すること。（三）ロシア國公使撤退後、公使館竝に韓國に於けるロシア國臣民の權利財產の管理保護は、フランス國之に任ずることの三條件を提出した。フォントネイ代理公使は先づ林公使を往訪した。林公使は同代理公使に對して、『韓國に於て、日本の占有せる狀勢は、日本軍隊の占領地域に露國各代表者の存在を

許し難しとするは、日本政府の意向なる』を說明し、且『韓國より露國公使館の急速引揚を勸告すべき旨、東京より訓令に接したる』旨傳へた。フォントネイ代理公使はパウロフ公使が本國政府の許可なくして、任地を撤退し得ない事情を說明し、同公使とペテルブルグ間の電信往復の自由を認められるやう懇請したが、林公使は一切電信往復を許し難しと言明した。其他については、フォントネイ代理公使の提議を承諾し、且林公使は個人的にはパウロフ公使に敬意を表するが故に、同公使の退去については、其權限内に於て、出來るだけ便利を取計ふべきことを公約した。

フォントネイ代理公使は以上交涉の經過を說明するに及び、パウロフ公使も目下の狀況、本國政府の許可を經ずして、急遽撤退するの已むなきを感知した。

此ニ於テ本官ハ、既ニ本國政府及配下ノ各領事トハ勿論、駐箚國ノ政府トモ直接交涉ノ自由ヲ强奪セラレタルニ由リ、前途韓國內ニ滯住スルコトハ、露國代表者ノ威嚴ト兩立セサルモノト思考シ、遂ニ急速韓國ヲ退去スルニ決セリ、就中本官ノ此決心ヲ促シタルモノハ、此際本官ノ引揚ハ、相當ノ禮遇條件ヲ以テ伴ハレ、加之本官ト共ニ公使館護衛兵モ相當ノ保護ノ下ニ無事出發スルヲ得ヘシト雖モ、若シ此機ヲ逸スルニ於テハ、將來假令日本政府ハ本官及館員ニ對シ、兵力ヲ應用スルカ如キハ、恐ラクコレ無カルヘシト雖モ、彼ノ激昂セル日本軍隊ハ、殊ニ日本軍敗戰ノ報ニ接シタル場合ニハ、我護衛兵ニ降伏ヲ勸メ、軍虜タレト要求スルヤ論ナカラム、又日本居留民ニ於テモ、我公使館員ニ對シ、又同館ニ避難セル露國臣民及其家族等ニ對シ、暴行ヲ敢テスルコトアルヘシト推考セシコト是ナリ（下略）。

乃ちパウロフ公使は明二月十一日公使館員及び在仁川副領事を從へ、又ロシア國居留民中自發的に殘留を希望する者を除き全員撤退し、仁川よりフランス國巡洋艦「パスカル」に便乘して芝罘に赴くこと、並に在韓國ロシア國公使館をフランス國の管理に委任することを、林公使に請求せられるやう、フォントネイ代理公使に要請した。

本件についてはパウロフ公使の要望により、フランス國代理公使より公文を以て、林公使の同意を要求するところがあ

つた。

林公使はフォントネイ代理公使の公文に接するや、直に小村外務大臣に請訓した。

佛國代理公使本官ヲ來訪シ、露國公使ハ自ラ京城ヲ立退カムコトヲ希望スル旨ヲ告ケ、右ニ關シ露國公使ノ依賴ニヨリ協議ノ申込アリタルニ付、本官ハ之ニ應シ、露國公使ニ於テ平穩ニ撤退ノ希望アラハ、我ヨリハ同公使ニ對シ、充分ノ保護ト便宜ヲ與フヘキ旨約シタリ、佛國代理公使ノ談ニヨレハ、露國公使ハ明日ニモ當地出發、佛國軍艦ニテ芝罘迄退去スル希望ナルカ如シ、又同代理公使ハ、露國公使撤退後露國公使館ノ家屋敷地ハ、佛國國旗ノ下ニ、少數ノ佛國護衞兵ヲ附スルコトニ致シタシトノ申込ヲナセリ。右ニ對シ至急何分ノ御電訓ヲ乞フ。

小村外相は即日ロシア國公使の要望をすべて承認すべき旨回訓した。

露國公使貴地撤退ノ際ハ、露國護衞兵ヲシテ武器携帶ノ儘、公使及館員ヲ守護シ、同時ニ退却スル樣御取計アルヘク、尙ホ必要アラハ、更ニ我兵ヲ以テ一行ヲ守護シ、韓國人等ヲシテ、毫末モ公使以下ニ危害ヲ及ホサシメサル樣、最モ完全ナル注意ヲ採ラルヘシ、又露國公使撤退後、同國公使館ノ家屋敷地ヲ佛國國旗ノ下ニ置キ、少數ノ佛國護衞兵ヲ附スルノ件ニ關シテハ、帝國政府ニ於テ更ニ異議ナシ。

林公使は既に外務大臣回訓到著前、公使館一等書記官萩原守一に命じて、フォントネイ代理公使に對し、ロシア國公使館管理の件を除き、同公使に於て異議なき旨通告せしめたが、翌二月十一日早朝フランス國代理公使宛公文を以て、ロシア國公使の要望はすべて承諾した旨通告した。又外務大臣訓電に從ひ、伊地知陸軍少將と協議の上、公使一行の安全を圖り、且その地位に對して敬意を表するがため、先づロシア國公使館外に憲兵及び巡査を配し、出發當日には京城西大門驛に、護衞兵一個中隊を派遣するに決した。

ロシア國公使の京城撤退は都合により一日を延期し、二月十二日早朝に確定した。同日午前八時、パウロフ公使先頭と

なり、護衛兵及びコサック衛兵之に續き、公使館員及び居留民最後となり、公使館正門を出でゝ、西大門驛に向つた。沿道は日本國憲兵及び警察官を以て嚴重に警戒し、公使一行の驛に到著するや、日本護衛兵は敬禮を行つた、外交團及び居留外國人の主なる者も見送つた。一行は九時二五分發臨時列車にて仁川に向け出發したが、伊地知陸軍少將は同地まで見送り、又沿路警戒のため、京城憲兵隊長並に外務省警部渡邊鷹次郎は特別列車に便乘下仁した。

パウロフ公使は仁川に於て、同地駐在副領事ポリヤノフスキイ及び同地居留民を併せ、即日「パスカル」に乘艦した。同艦は即日出港、芝罘に航行することの保障を得て居たが、同艦に收容せられたロシア國海軍軍人の處分に付、日本國政府と交渉中であつたがため、パウロフ公使一行は、乘艦後猶數日仁川に滯在するの已むなきに至つた、二月十六日に至り、日本國政府の同意を得て、「パスカル」はサイゴンに向ひ仁川出港、翌十七日上海寄港、公使一行は此の地に上陸した。(註一)

二月九日仁川沖海戰、續いてロシア國公使京城撤退は、韓國の地位に急激な變化を與へた。韓國政府が從前極力回避しつゝあつた日韓同盟に關する交渉を自發的に進行せしめることゝなり、外部大臣臨時署理李址鎔は林公使と日韓議定書案について審議し、皇帝の裁可を得て、二月二十三日調印を了した。其第一條に『日韓兩帝國間に、恒久不易の親交を保持し、東洋の平和を確立する爲め、大韓帝國政府は、大日本帝國政府を確信し、施設の改善に關し、其忠告を容るゝ事』、第四條に『第三國の侵害に依り、若くは内亂の爲め、大韓帝國の皇室の安寧、或は領土の保全に危險ある場合は、大日本帝國政府は速に臨機必要の措置を取るべし、而して大韓帝國政府は右大日本帝國政府の行動を容易ならしむる爲め、十分便宜を與ふる事。大日本帝國政府は前項の目的を達する爲め、軍略上必要の地點を臨機收用することを得る事』と規定した。此議定書は數年來日本國が要望した權利を認めたもので、此後日韓兩國の關係は、何人も疑惑を懐く餘地のないものとなつた。

最後にロシア國公使の韓國撤退が中立違反なりや否に關して、日露兩國間に論爭を惹起したことを附記しよう。明治三

十七年二月二十二日、ロシア國外務大臣ラムスドルフ伯は聲明書を發し、日本國の韓國中立侵害の一例として、『日本國政府は、在韓國公使を經て、在韓我公使に宛て、我公使館員及領事館員を率ゐて、韓國より退去すべき旨を促したる書面を送附せり』と主張して居る。之に對して日本國政府は、三月八日左の如き聲明書を發して、ロシア國外相の主張の事實に相違して居ることを指摘して居る。

帝國政府ハ露國公使ニ對シ、韓國ヨリ退去セムコトヲ、直接ニモ亦間接ニモ要求シタルコトナシ、二月十日駐韓佛國代理公使ハ我公使ヲ來訪シテ、告クルニ露國公使カ韓國退去ヲ希望シ居ルヲ以テシ、之ニ關シテ我公使ノ意見ヲ尋ネタルニ付、我公使ハ露公使ニシテ、其隨員並ニ公使館護衛兵ヲ隨ヘ平和ニ撤退スルニ於テハ、日本軍隊ヲ以テ十分之ヲ保護スヘキ旨答ヘタリ、此ノ趣ハ其後日佛兩代表者ノ間ニ書翰ヲ往復シテ、更ニ確メラレタリ、斯クテ露公使ハ二月十二日ヲ以テ任意ニ京城ヲ撤退シ、而シテ我ハ仁川迄日本兵士ノ護衛ヲ付シタリ。

日露兩國の主張は一見表裏相反するやうに見えるが、その實決して矛盾するものではない。日本國政府は林公使に對して、ロシア國公使の自發的撤退を取計ふやう訓令した。林公使は此訓令に從ひ、直接パウロフ公使に撤退を交渉することなく、第三國代表者特に英國總領事ジョン・ジョーダン（John N. Jordan）、並に合衆國辨理公使兼總領事ホレエス・ニユウトン・アレン（Horace Newton Allen）を通じて、同公使の自發的退去を要望したものである。之と共に林公使はパウロフ公使が同意しなければ、强制手段に訴ふべき事を暗示した。パウロフ公使より見れば、撤退を强要されたと解釋したのも當然であらう。之を要するに、パウロフ公使は事實上日本國政府の主張する如く、自發的撤退――林公使は本件に關して、なるべく文書の往復を避け、フォントネイ代理公使宛公文に於ても、撤退の手續については毫も言及して居ない。尠くとも此點については、ラムスドルフ伯の聲明は事實に相違して居る――の形式を取つて居り、從つて韓國の中立侵略は此際問題とならないと解釋さるべきであらう。（昭和十二年十二月三十一日於漢城駱駝山下梨花草堂稿）

（註一）駐韓ロシア國使臣の撤退に際し、釜山駐在副領事コザコフだけは、行動を共にすることが出來なかつた。パウロフ公使の報告には、二月十日フランス國代理公使に『猶は本官は在釜山我副領事と直接に通信を爲し能はざるを以て、帝國公使館引揚の件は、コザコフ氏に通知の上、同氏に於ても上海又は北支の一港に向け、無事釜山を出發し得べき樣取計方に付、日本公使と約束せられんことを併せて依賴したり』と見え、フォントネイ代理公使が林公使に此事を傳へたことは疑ひないが、日本國政府は恐らく軍事上の理由より、コザコフ副領事を過早に出發せしめることを不利とし、パウロフ公使の撤退命令を故意に抑留したものと思はれる。最後に同副領事が撤退命令を受領して釜山を出發したのは、二月二十八日であつた。

附表　仁川在泊列國艦艇（一九〇四年二月九日現在）

一　日本國艦艇

艦名	艦種	進水	排水量 T	速力 K	實馬力	裝甲 mm	兵裝 mm	定員	備考
浪速	巡洋艦	1885	3708	18.5	7328	防禦甲板 76	8—152/40; 2—47; 4—TT.	357	第四戰隊司令官瓜生少將旗艦
高千穂	〃	〃	3708	18.5	7177	76	〃	357	第四戰隊所屬
新高	〃	1902	3420	20	9500	63	6—152/40; 10—76; 4—47.	307	〃
明石	〃	1897	2800	19.5	8000	51	2—152/40; 6—120/40; 12—47; 2—TT.	310	〃
淺間	〃	1898	9750	21.5	18000	裝甲 178	4—203/40; 14—152/40; 12—76; 5—TT.	500	第二戰隊所屬
千代田	〃	1889	2439	19	5500	92	10—120/40; 15—47; 3—TT.	350	第六戰隊所屬

蒼鷹	水雷艇	1903	137	29	4200	—	1—57; 2—47; 3—TT.	30	第九艇隊所屬
鴿	〃	〃	137	29	4200	—	〃	30	〃
雁	〃	〃	137	29	4200	—	〃	30	〃
燕	〃	〃	137	29	4200	—	〃	30	〃

二　ロシア國軍艦

Variag	巡洋艦	1899	6500	23	20000	防禦甲板 76	12—152/45; 12—76; 6—47; 4—TT.	590	戰利艦宗谷 大戰中ロシアに賣却
Koreitz	砲艦	1886	1270	13.6	1570	13	1—227/35; 1—152/35; 1—102; 1—TT.	200	

三　中立國軍艦

Talbot	巡洋艦	1895	5600	18.5	8000	63	11—152/45; 9—76; 7—47; 3—TT.	450	英國
Pascal	〃	1895	3988	19.5	8500	5	4—164/45; 10—100/45: 10—47; 2—TT.	378	フランス國
Elba	〃	1893	2730	18.5	7500	25	2—152/32: 8—120/40; 8—57; 3—TT.	247	イタリア國
Vicksburg	砲艦	1396	1000	12	1227	—	6—100/40; 6—47.	160	合衆國

朝鮮に於ける住宅の變遷

——附けて住宅採暖法の變遷——

笹　慶　一

一、朝鮮に於ける住宅の變遷

明治三十八年十二月二十日韓國政府との條約により統監府設置せられ、伊藤公初代統監として赴任せしより明治四十三年八月二十二日、日韓併合の條約締結し、引續き同年十月一日朝鮮總督府開設に至る迄この間滿四箇年九箇月餘、更に總督始政より今日迄滿二十七箇年四箇月(昭和十三年一月迄)卽ち統監府設置より玆に滿三十二箇年の歲月を經過せり。

今此の間に於ける吾が半島内の内鮮住宅の變遷に付き聊か摘記し參考に資せんとす。

先づこの期間を便宜上左の三期に分たんとす。

第一期　明治三十八年十二月統監府設置より大正五年十月寺内總督退鮮迄‥‥約十一箇年間

第二期　大正五年十月寺内總督退鮮より大正十二年九月東都大震災迄‥‥約七箇年間

第三期　大正十二年九月震災後より現在に至る‥‥約十四箇年間

二、鮮内人口の動態

統監府設置より今日迄の鮮内動態は始政より昭和九年迄の分左に記載す。

	明治四十三年末	昭和九年末
朝鮮人	一三、一二八、七八〇	二〇、五一三、八〇四
內地人	一七一、五四三	五六一、三八四

外國人	一二、六九四	五〇、六三九
總數	一三、三一三、〇一七	二一、一二五、八二七
	増	七、八一二、八一〇

朝鮮人一年平均三十萬人宛の増加計算となる。然し朝鮮人の増加率年平均三十萬人は多過ぎるが故に、舊韓國政府時代の戸口調査が不正確で相當多數の統計洩があつたと見るべきである。

内地人人口動態

明治四十三年	一七一、五四三
大正三年	二九一、二一七
同八年	三四六、六一九
同十三年	四一一、五九五
昭和四年	四八八、四七八
同九年	五六一、三八四

以上の如く内地人一年間約一萬七千人の増加になつて居る

三、第一期　明治三十八年十二月統監府設置より大正五年十月寺内總督退鮮迄（約十一箇年間）

内地人住宅　前期…統監府時代　この前期に於ては内地人住宅を見るに殖民匆々にして鮮内の交通機關整備せられず、其の他左記の如き各種の事情存せり。

一、朝鮮の氣候風土を充分研究の遑なきこと
二、内地人人口僅少なりしこと
三、交通機關整備せず建築材料の運搬思ふに任せざること
四、建築材料の資源開發が行はれず爲に最初は木材等何れも内地材を使用せざるべからざりしこと
五、各外國人との交渉相當多かつたこと

以上各種の原因により内地人住宅は初期に於ては内地にて切組み船積にて仁川に揚陸し京城に建設せられたる例も相當あり、現在本府和泉町・倭城臺等の官舍等は夫れなり。

當時の平面を見るに疊敷の室・温突室等も可成洋風兩開窓を使用し、外觀亦西洋風を加味せる當時としては尤も新様式のものなるべし。これ恐らく一面外國人との交渉相當ありしと他面朝鮮の嚴寒凛烈なる氣候に對應するには、日本式よりも西洋式の方遙かに適切なりと信ぜられたるに依るべし。

尚これと同時に煉瓦造「ヌーボー」式の純西洋舘の官舍相

當に建築せられたり。これ等は平面外觀共純粋の洋館にして、疊敷の室は僅かに一、二室よりなく各室共唐戸を使用せり。これ啻に統監府關係のもののみならず、駐箚師團時代の陸軍官舍等を見るに大同小異、外觀は勿論洋風にして洋室を本位として僅かに疊敷の室を附屬せしめたり。

住宅の外側は木造簓子下見板張、或は英吉利下見造とし煉瓦造の分は殆んど化粧目地のもの多く僅少の塗家を見るのみ。

屋根は天然「スレート」(內地産)日本型燒瓦、又は亞鉛引鐵板にして統監府の建築に係る洋館陸屋根は鐵板打出「モナーク」瓦を使用せり。當時は「セメント」瓦未だ存在せず。

後期…寺內總督時代　寺內總督時代は前期の延長と見てよく然も總督はその方針と言ふべきか、或は本人の趣味と申すべきか、洋室の利用を奬勵し、可成日本室に遠ざかるの感ありし爲、自然洋館信者の增加と共に洋館本位の家屋自然に增加し、然も純粋のもの多く官邸の如きも洋館を本位とし僅かに申譯的に日本室を附屬せしめたるに止まるの狀況なり。

朝鮮住宅　朝鮮住宅を見るに前記に於ては大なる變化を認めざるも總督時代となり、內地人により建築せらるゝ住宅は西洋風を基本とせると、更に內地人との交渉益々多きのみならず、全く內鮮併合一體となり　聖恩に浴するの御代となりし關係上、新築せらるゝ住宅はその溫突室に洋風の上下窓を附し、膳板を附せる洋室たらしめ寢臺を使用するの風を來せり。

由來朝鮮溫突室はその構造上より見るも、室內の建具及設備より見るも、これを日本室たらしむるは仲々困難にして朝鮮建として建築されしものを日本室に模樣替等を根本的に改築するに非ざれば困難なり。然るに朝鮮室は建具の性質、室內の設備、周圍の調和等西洋室に至極類似す、從つて洋室として利用すること至極容易なり。

內地人經營の住宅が西洋風を基準とし、或は之に準ずるものを採用せる關係上、常に內地人に準ずる朝鮮住宅の洋風類似の傾向となるは自然の道理なりしなり。

第一期住宅の採暖設備

第一期に於ける採暖方法は例外として、龍山官邸の如く蒸

氣煖房設備せられたるものあれどもこれは除外例に過ぎず、これ等の官邸には「マンテル・ペース」あれども亦單に室內裝飾に過ぎざるなり。

一般的には內地人住宅には露式「ペーチカ」に準ぜる宮崎式「ペーチカ」及溫突室及舊式「ストーブ」に過ぎず。官邸「ホテル」等には大半は室內裝飾的に獨逸式据付「ストーブ」あれどもこれ亦特殊の建物に限られ大衆的住宅に利用されたるものに非らず。當時の狀態として洋式類似の室及體裁に重きを置かぬ疊敷室內に据付「ペーチカ」は尤も衛生的なりと推奬せられ重寶がられ理想的に考へられしなり。

尤も大衆的に然も經濟的なるは溫突なるが故に民間住宅に ては唯一に重寶がられしは勿論なるべし。

朝鮮住宅は千遍一律溫突室にして眞の洋室は「ペーチカ」「ストーブ」を採用せるは內鮮同一なりしなり。

四、第二期　大正五年十月寺內總督退鮮より大正十二年九月東都震災迄（約七箇年間）

この期に於て最初に大なる影響を與へたるものは朝鮮二箇師團增設と、半ば頃に於ては青島占領の影響と間接には半ば以後米國「バンガロー」風住宅の內地に輸入せられその影響により變化を與へたるなり。

最初には大正三年春の議會に於て朝鮮二箇師團增設案通過し、これに對する建築工事は大正四年より計畫され同五年より着々工を起せり。然も數年前より世に表はれし新建築材料として淺野「スレート」と川崎鐵網「コンクリート」の利用なり。

寺內總督時代迄に相當に西洋風の住宅が推奬されしも、時と共に內地人には充分に滿足されず、又朝鮮の氣候も馴れるに從つて左迄意とせざるも充分凌げる自信も付き、寧ろ內地風の住宅が却つて悅ばれる傾向となりし事と更に二箇師團設置により內地より初めて渡鮮する幾多の軍人、軍屬及其の家族には家屋は純內地風とし、それに相當な採暖方法を採用せる家屋は寧ろ洋風加味の住宅より悅ばれると云ふ結論のもとに、陸軍に於て新築せられたる官舍は今迄駐箚師團時代のものと異り日本風の住宅を採用せられたり。

當時の官舍は煉瓦造の分は多くは化粧煉瓦積とし屋根は最

初は日本型燒瓦、後には日本型「セメント」瓦又は淺野「スレート」葺なり。木造の分は外壁横板下見張を主とし僅かに鐵網「コンクリート」を採用せり。

第一期の塗家は多くは木摺打「モルタル」塗か、然らざれば張瓦「モルタル」塗に限られ居りしもの時と共に何れも結果悪しく、第二期の初期に於て殆んど鐵網の表はれにより之に張替えられる結果を生ぜり。

瓦は今迄主として日本式燒瓦を使用し居りしも一時に增師の爲め需要の增加を來たしたる結果供給不能の狀態となれり。京城附近の燒瓦は永登浦・軍浦場等の工場の製作によれるがその製作工場に限度あり、如何となれば燒瓦は素地を乾燥し竈入する必要あるもその素地を製作乾燥せしむるに氣候の關係上冬季は温突に粘土を貯藏し素地も温突室にて乾燥せしむる關係上、往々凍害を蒙りて折角の素地も全然徒勞に歸する場合あり。又温突設備に相當の經費と燃料を要するが故に、單に尨大なる設備をなすは非常なる不利益を生ずる場合あり、折角出來せし瓦も燒具合により生產品に不合格のものを生ずる缺點もあり。

茲に於て試みに「セメント・モルタル」を壓縮し「セメント」瓦を製作せしに型が自由にして不合格品少く冬季と雖も自由に製作し然も能率よく、如何に大量の數量も容易に供給し得る長所を有し、且つ燒瓦の缺點と困難も「セメント」瓦には容易に征服し得られ、然も使用上凍害の心配もなく價格亦低廉に製作し得る自信を得たる爲め一時に燒瓦の代用品として大流行を見るに至れり。然も一方には淺野「スレート」表はれ各特徵を利用し採用せらるゝに至れり。

この期の半ば頃となり青島陷落による影響あり、世界大戰中日獨戰に於て青島陷落は大正三年十一月七日吾が皇軍の手に歸せると同時に彼地に於ける獨人經營の各種施設が吾に引繼がれたり。青島に於ける鐵道及同附屬の施設は殆んど滿鐵職員の手により動かされたると、彼が領土にて最もこれに近接せるは遼東半島なる爲め、青島の文化施設は間もなく滿鐵附屬地に輸入せられたり。當時朝鮮鐵道は滿鐵の委任經營時代なりしが故、青島に於ける獨人住宅の赤瓦は滿洲瓦として吾が半島に輸入せられ一時破竹の勢にて大正七、八年頃より鐵道方面に第一に採用せられ、急速に各方面に採用せられた

り。然るにこの型の半島民衆の趣味に合致せぬ爲か、或は破損率の多き爲か、さしも一時大流行せる赤色滿洲瓦もこの期のみにて半島より影を沒するの止むを得ざるに立至れり。

大正十年頃になりては青島に於ける獨人經營住宅の様式が追々滿鐵附屬地に建築せられ、一方アメリカ「バンガロー」式の和洋折衷住宅が内地各地に散見せらるゝに至り、これ等の間接の影響が吾が半島に韻きたると、又他面内地式住宅のみにては滿足行かず、ぼつ〳〵和洋折衷様式に興味を有するの氣運を生ぜり。

その先驅として三坂通に朝鮮銀行舍宅を見たり。これ側は「コンクリート・ブロック」陸屋根にして「アスファルト」防水を爲し然も滿鐵附屬地の住宅に模し溫水煖房を採用せり。

朝鮮住宅 前記に於ては内地式住宅の洋風加味に準じ鮮式住宅の洋風化を述べしが、第二期に於て純和風に逆戻りの關係上亦鮮式住宅の日本化を來たせるは自然の道理なり。卽ち細柱を使用し、和風の建具を利用し眞野造のものを生ぜり。乍然この風の住宅は修繕厄介にして常に故障簇出然も溫突充分の能率を擧げ得ざるに氣付き然も前述の如くこの期終り頃には所謂文化住宅的の傾向を生ぜると共に、これ亦影を潜むるに立至れり。

第二期住宅の採暖設備

住宅の採暖方法は何等前期に比し進歩の跡を見ず、只溫突の築造法・煙突・焚口の變化に過ぎず、依然据付「ペーチカ」溫突、及舊式「ストーブ」なり。朝鮮住宅に於ても大同小異の經路を辿り居るに過ぎず。

然るに大正十年以後滿鐵方面の文化住宅にならひ溫水煖房を採用せるものと、他方据付「ペーチカ」の室內體裁並に夏期に於ける邪魔もの式の感より初めて移動式の置「ペーチカ」を散見するに至れり。

五、第三期　大正十二年九月東都大震災より現在に至る十四年間

この期を更に三期に分ち、

第三期			
	初期	大正十二年九月大震災より昭和五年十月始政二十周年大博覽會迄	七年間
	中期	昭和五年十月大博覽會より昭和十年十月始政二十五周年記念式迄	五年間
	末期	昭和十年十月始政二十五周年記念式より現在に至る	

第三期、初期 大正十二年九月彼の大震災により一夜にして東都の大半を灰燼に歸し幾萬の生靈を奪ひ、得難き國寶を喪ひ、幾十億に値する國帑の犧牲を餘儀なからしめたるは未曾有の事なりしなり。

これが復興には國民一となり、東都には防火地區を設け、耐火耐震構造を奬勵し、鐵筋混凝土構造に對しても種々なる制限と奬勵を設け國家百年の計を樹てたり。從つて郊外に於ける住宅に於ても鐵筋混凝土構造を奬勵し、不止得るものと雖準耐火構造たらしめ、屋根材料は可成輕量のものを選び瓦葺も引掛棧瓦とするなど、將來の災害防止に遺憾の點なからしむるに努めたり。

吾が國の建築は此の期を一「エポック」として建築樣式に構造に將又施工に設備に一大革命を促し我が國建築史上劃期的時代を生むに至れり。

さてこの期に於ける朝鮮に於ける住宅への影響を見るに、震災後一般建築物への大なる變革を來せるに拘らず、一般住宅への影響は左程大ならざる感あり。

卽ち朝鮮に於ける過去幾百年の歷史を案ずるに地震の記錄も相當多く、その回數亦尠少ならざるも、その被害の程度內地との比較に非らざる輕微のものたり。歷史上の實績斯の如く又他面平素の現狀より見て朝鮮人の之に關心を有する者殆んど無く內地よりの移住者亦考慮を拂ふ者絕無の現狀なり。

乍然東都大震災後普通住宅に對しては構造上の注意火災豫防の設備等特に目立つて考慮を拂はるゝに至れり。

震災後の初期に於て特に變化を與へたるは化粧煉瓦造住宅は全然影を沒し何れも塗家「タイル」張或は變色煉瓦の使用なり。

今日變色煉瓦と稱せらるゝものは前期には全然使用されたる事なく竈場にて斯かる副產物を生ぜしむるは工場の恥と考へられしものなり、大正十四年初めて某建築に試に利用されてより、その雅味を推賞され爾來變色煉瓦の名稱を附し一般

に採用さるゝに至れり。

初期に於ては旅順の老虎灘、大連の星ヶ浦等の所謂文化住宅が盛んに建築せられ、内地は亦震災に鑑み新規の構造に、新規の材料に復興時代に相應せる文化住宅の建設に專念せられたる時代なり。我が半島にては之等の新機運に直接間接の影響を受けたれどもその趨勢は遲々たるの狀況たりしなり。

前期には種々雜多の屋根材料輸入せられ、その取捨に迷へるの觀ありしも、それ等は自然に淘汰され大體二樣に限られし感あり。

イ、日本型セメント瓦(或は燒瓦)

ロ、人造「スレート」(一文字型、網代型、おさなみ型)

色彩は赤色瓦を最も採用され次いで黑色瓦、更に多少他の色彩ものなり。

中期　總督始政以來昭和五年秋を以て二十周年を迎ふ。この間爲政者の努力と民衆の自覺により半島の治績益々昂り、産業の發達、經濟界の扼進、敎育の振興其の他萬般の施設全く面目を新にし、半島民衆の福祉の增進と文化の向上とは眞に隔世の感あり。總督府茲に見る處あり、始政二十年記念大博覽會を景福宮後庭に開催す、眞に意義深き施設にして半島の面目躍如たるの感ありしなり。

朝鮮在住者も亦今日となりては眞に土着の感をいだき内鮮一體殖民氣分は自然に薄らぎ同時に落付の氣分生じ、今迄の「バラック」にては物足らず、永久的の住宅に我が世を謳歌するの氣分の生じ來るは自然の道理なりと云ふべし。又一面より觀るに産業の發達と共に鮮内に各種の事業日に月に勃興し來れるにつれ、之迄は相當の位置、名譽を有せる智識階級者は退官の上は一樣に內地に歸還するを例とせしも、今日となりては退官者の實業界に轉向者相次ぎ內地への歸還者絕無の環境を現出するに至れり。時恰も博覽會の開催に當り朝鮮建築會が率先して朝鮮に最も適應せりと認めたる住宅實物三棟を出品し、住宅趣味の涵養と住宅改善の參考に供せしに多大の賞讃を博し、半島文化の向上に寄與せる點多大なりしと信ず。

かゝる狀況のもとに京城に於ては、西四軒町住宅地を初めとし住宅經營會社が雨後の筍の如く簇出し鮮內各地競ふてこれにならひ、赤屋根文化住宅の建設目覺しく大連附近のもの

を遙かに凌駕するの盛況を現出せり。

次いで昭和六年九月滿洲事變勃發し、翌七年三月一日を以て滿洲國の成立を見、日滿一體、滿鮮一如の精神のもとに東洋平和旗幟に邁進する機運に到着せり。滿洲國の基礎日增强固に產業の發達日を追ふて顯著となると同時に、朝鮮を足溜として滿洲國に進出するの有利を認められ各種の工場特に纎維工場の新設せらるゝもの多く、又一面產金奬勵の結果各地に之に對する施設を見るに至り住宅の新設せらるゝもの彌が上にも盛んになりしなり。

第三期末期　滿洲國の成立と其健全なる發達と共に一九三五乃至六年の非常時局が國民の人心を彌が上にも緊張せしめ、次いで國體明徵の精神を明かにせらるゝと共に建國の精神の强調と共にその氣分は自然に建築樣式に反映し、近時の公共建築の日本趣味を表はせる、卽ち一言に云へば勾配屋根附の建築を各所に見るに至れり。鮮內に於ける住宅としては前期の延期に過ぎざれども、第一に前期の赤屋根がすたれ至極地味な餘り目立たぬ方式を採用し、虛飾の體裁を廢し何處迄も眞面目の風を生じ、この意味に於て一大進步をせるものと云ふを得べし。客昭和十二年夏期に於て北支事變を生じ、次いで支那事變と變じ皇軍の向ふ處敵なく赫々たる武勳只々感激の一言あるのみ。此處に於て世界に於てその例を見ざる爆擊の程度、空襲への對抗、消防への設備、建物の色彩、建物の樣式等へ幾多の變化を與へ、延いては住宅への影響甚大なるものあるべきも未だ外形に示されたるものを見ず。

朝鮮住宅　朝鮮住宅は內地住宅の變化に伴ひて自然影響されるは自然の道理なり。前期の末には既に純內地風のものゝ不合理が認められ、世相の進展に順應し文化住宅に變化をなしあるは內地住宅と同樣なり。

中期に於ては內地住宅の全盛期に際會し當時に於けるものは外觀より見て內地住宅か否かを判別すること全く不可能にして只單に朝鮮住宅は溫突室を多く有し、それに應接室を設備し、階上を日本室とし床棚を設け夏期の使用と來客用に備ふるを普通とす。

然るに末期卽ち現在の傾向は著しく變化し來れり。乍然內容は內地式の傾向を辿り至極眞面目にして時世に適應せる現代生活に根柢を置き虛飾、體裁に捉はれざるは最も悅ばしき

傾向と云ふを得べし。

然らば外觀は如何かと云ふに、何れも平家にして屋根は二重極、柱上には斗組を使用し、屋根は古來の朝鮮勾配屋根に逆戾の狀況なり。これ朝鮮古來の國粹保存の意味か何處迄も朝鮮趣味を味ふとの意味か、或は今日迄各種の方式の家屋を經過せしもその何れも充分に滿足されず、結局古來の樣式に戾れる爲か、何れにせよ結構なる傾向と云ふべし。一面國體明徵の精神の表現として可成外來樣式を避け古來樣式の長所保存との意味なれば尙結構と云ふべし。その意味に於ては內地住宅よりも一歩更に進めりと見るを得べし。

只平面は決して古來のものに非ざるは既に述べたる通りにして在來の朝鮮建具を使用し、可成片開を避けて片引戶とし、壁は大壁とするを普通とす。

第三期の採暖方法

第三期の初期には据付「ペーチカ」追々すたれ、置「ペーチカ」大流行となれり。一面溫突室は勿論在來通り使用され「ストーブ」は未だ舊式のものなり。但し一部に溫水煖房が追々採用さるゝに至れり。

中期となり、始政二十周年大博覽會の開催に新式「ストーブ」の紹介されてより中期となりては前記の置「ペーチカ」を全く驅逐し、從つて据付「ペーチカ」を採用する者跡を絕つに至れり。

又新式「ストーブ」の流行につれ舊式の「ストーブ」も亦自然に見ざるに至れり。卽ち住宅の高級住宅は溫水煖房を採用し、大衆的のものは溫突室及新式「ストーブ」に一定せる感あり。

末期、卽ち現在も何等これと變化を認められず。朝鮮住宅も全く上記の內地住宅と變りたる處なく只單に溫突室の數多きに止まるのみ。

六、結論

我が朝鮮が始政以來既に二十七年の星霜を經、その間內地住宅朝鮮住宅共に時世の浪に順應し最初は西洋風を加味され次いで內地風に戾り、次いで文化式住宅の時代を經て今日は最も適應せりと認めらるゝ和洋折衷式に落付けり。この傾向を見るに內容外觀益々眞面目に然も實質と經濟を旨とし眞に日常の利便と一家の團欒を得られ、大和民族の躍進に副ふ傾向を帶び來れるは眞に力强き次第と云ふべし。時恰も事變半ばにして今後更にこれにより影響せらるゝもの大ならむと信ずるものなり。

伊・獨の國民運動から觀た現下の朝鮮

――歐米の旅より歸りて――

田中靜夫

一

私は昨年の一月二十二日神戸を出帆し、約八箇月間に亙つて歐米諸國を巡歷したのち、九月十五日橫濱入港の船で歸朝した。北支事變勃發當時は丁度倫敦滯在中だつたので、其の後の大西洋航海中及び北米合衆國旅行中はひたむきなる事變への關心と、內地朝鮮への思慕が彌が上に募つて旅の面白味は殆んどなくなつてゐた。そこで取り敢へず歐洲旅行中特に印象深かつた伊太利と獨逸の國民運動について參考になる點をかい摘んで述べて見たいと思ふ。

扨て、しかし斯かる歐米諸國の印象もさることながら、朝鮮に歸つて來て且つ驚き、且つ欣んだのは朝鮮が內鮮一體となつて、この度の支那事變に依る時難克服のため目覺ましい活動をしてゐることを目擊し、如上過去八箇月間の旅行の印象よりも、もつと〳〵胸を打つものがあることである。

朝鮮は私は以前から亞細亞に於ける伊太利と言ひたいくらゐ、その住民も伊太利人に似たやうに思つてゐた。それは地理的には大陸から突出して半島を象り、昔、一時は華かな文化を現出した時代を持ちながら、永い間周圍の優秀な民族に挿まれて因循姑息に墮し、活氣乏しく、民族性が大體において懶惰に流れてゐるやうに思はれる點であつた。昔から伊太利には物乞ひ、押賣・掛値賣・鼠賊などがウヨ〳〵し、其の他市中には野次馬や無賴の徒が多くて旅行者が迷惑を感じたさうであるが、朝鮮も恥かしいことには惡い點において伊太利

人に似てゐた。朝鮮はその歴史を繙けば分るやうに新羅の半島統一この方、一千三百年間に政治的大變革といふものが殆んどない。たつた二回高麗王朝起り、李朝が之に交迭したくらゐで、政治的にも、經濟的にも、軍事的にも、文化的にも少しも進歩してゐない。上下擧つて事なかれ主義で、現實を糊塗してゐた。昔から住民の八割は農民で、八割そのまゝが細農であることには今も變りはない。更でだに李朝五百年の政弊はこりかたまつて半島の總身に浸潤し、如何に彼等は新しい善政に憧がれてゐたであらうかゞ判る。朝鮮には元來宗族道德ともいふべき大家族主義の畸形的觀念に支配され、父系同姓の强化擴大こそ唯一の目的なりとし、國家思想乃至超家族的精神は少しも發達してゐなかつた。そして兩班と常民の間には幾多の階級に分たれ、その間に越ゆべからざるギャップあり奴隷制度の殘滓ありて腐敗はその極に達してゐたが、幸ひ明治聖代の日韓併合の鴻業あり、四民はために解放され平等となり生業への自由な就業となり、樂土建設への道は拓かれたのである。然るに日韓併合が東洋永遠の平和のための歴史的必然であることに認識を深めることもなく、朝鮮人の先覺者として任じてゐる民族主義者達は一時は日本の統治に反對し、大正八年には萬歳騷擾事件の如き不祥事件もあつた。其の後における朝鮮の思想界は内地と同じ步調を踏みその飜譯でもあつた。内地におけるマルクス主義の華かなりし時代には朝鮮の若き學徒達は批判なく之を受容共鳴し、朝鮮の統治をマルクス流の資本主義的搾取なりとか、植民地的取扱だと斷じ過激な思想を抱く者さへあつた。また批判、吟味、反省することもなく感情一點張をもつて日本に憎惡と反感を持つものさへあつた。しかしそれは須らく一時的な迷夢でしかなかつた。未だ眞の日本精神に理解がなく、淺薄な一時的現象に迷はされたからであつた。然し時代は變つた。滿洲事變以來内地の殆んどの主義者が轉向し日本主義者となつたやうに、朝鮮人は思想犯人中五割は轉向を誓つてをり、支那事變以來轉向者續出だといふから、暗雲一掃朝鮮は名實共に明朗な朝鮮となつた譯である。私はこの明朗な朝鮮に歸つて來たのだつた。驛に街に出征將士を見送りに雪崩れる朝鮮人の男女老幼の赤誠こもる姿、手に手に日章旗を振つて「天に代りて不義を打つ」の歌を高らかに唄ふを聽く時眼頭の熱くなる

程私は感激させられた。

私は先に伊太利人が朝鮮に似てゐる點を指摘したが、ムッソリーニが一九二二年ローマに黒シャツ團を進軍せしめ政權を掌握してからは、極力國民精神の涵養に努め道路を浮浪する無賴の徒は殆んど姿を消したさうで、私は市中を歩いて成程面目一新の印象を受けたのであるが、之はまた朝鮮人諸君が日本精神に依る教育によつて漸次文明國民として目覺めつゝあることゝ一脉相通ずる點があるやうに思はれる。伊太利はエチオピヤ戰爭を契機として最近メキ／＼その國威を發揚し列國の間に重きをなして來たのであるが、最も印象深く思ひ出されるのは、軍費調達のため女達の所持せるプラチナ・ダイアモンド等の指輪を國家に寄附せしめ、その代りに寄附した證據として眞鍮の指輪を渡したさうであるが、私は伊太利滯在中この眞鍮の指輪を嵌めた婦人を可成見受けることが出來た。この度の事變に際し朝鮮の婦人達が早速金釵會を作り國防獻金調達のため、その愛翫の簪と指輪を惜氣もなく獻納してゐることを聽き、伊太利婦人のことゝ思ひ合はせてその麗はしい心懸けに感服した次第である。

二

人も知るやうにファシストの精神は凡てのものは國家生活の爲に存在するものである。卽ち法律の如きも國家を離れては存在しない。國家生活の爲には一部私人の生活を犧牲にする場合あるも亦止むを得ない。蓋し「國家は國民全體の生活を保護する責任を有するが爲である」といふのである。此際朝鮮人にも家族第一主義的殘滓を奇麗に淸算せしめ、日本主義に依る全體主義的國家主義へ昂揚せしむることは何よりも肝要なのである。ムッソリーニは內閣の首班で同時に最高評議會の議長を兼ね、閣議と雖も事務打合せに過ぎない。全くの獨裁政治を行つてゐる。而して各種の國家的政策を着々と實行してゐるのである。最近の一、二の例を擧げれば

（イ） 物價統制委員會

昨年十月平價切下(四割一分)後物價の急激な騰貴を恐れて物價統制委員會を作り必要な輸入品關税を引下げると共にインフレーションに基く物價の騰貴を調節抑制したのである。

（ロ） 産 兒 奬 勵

數年前迄は伊太利の人口は年々增加してゐたが最近其の增加は停止の狀態となつたので結婚を奬勵し、子供の多い者には各種の利便を與へ、結婚しない者に對しては獨身稅を課してゐるが、更に私のローマ滯在中（卽昨年三月一日）の閣議で子供四人を有する者は相續稅のみ課するが、三人の時は其の財産の三分の一を、二人の時は其の二分の一を國家に沒收することに決定した。

其他家賃の値上禁止とか不動産を有する者は其の價格の幾%かを公債に應募せしめるとかしてゐるが、之等の事項は閣議を經て卽時實行に遷されるのである。

斯くの如くすべて良いと思つた事はどし〳〵實行されるので、國家としては多額の費用を要するので稅金は相當高く國民一般は生活難に追はれてゐる樣である。

從つて結婚も遲れ勝ちで三十歳以上になつて結婚する者が多いのである。序に一寸結婚のことを述べると

我國ならば九尺二間の藁家に手鍋提げて男女二人が揃へば夫れで結婚生活が出來るが、伊太利では家屋の構造其他の關係上女はシーツ・テーブルカケ・ナプキン等を、男はベット一式食堂の道具等の用意を必要とし、其れに約千七八百圓の金を要するので其等の準備の爲仲々結婚が出來ない。又結婚した女は官廳には勤められないので數年の婚約時代を過ごすことになり、婚約しても相手に金がないと破約になるといふ狀態である。そして普通の女は大抵黑の洋服一着しかない、女の流行品といへば帽子・ハンドバック・襟卷・手袋等であつて、其の中の二品を流行品で揃へて持つてゐれば良い方である。又軍人は軍隊にある時も歸宅後も軍服以外を許さない。之は軍紀を保つ一面、生活を簡易にする爲でもある。斯くの如く國民生活は一般に苦しい樣である。又伊太利國家の財政狀態は經濟封鎖と同時に發表しない。豫算・決算等は發表するが金の保有高・紙幣流通高・貿易のバランス運賃・移民の送金等は發表せられない。或學者は伊太利國家の經濟は四年前に破産すべき筈であつたと言つてゐるが、國家の財政には彈力性があつて理論と實際とは必ずしも一致しない。

ムツソリーニは國民精神指導の目標を古代ローマ帝國に置きローマ精神の鼓吹に努めてゐる。ローマ人はチベル河のほとりパラチヌスを中心とする七丘の上に都市を建設し、伊太

利半島を平定し、カルタゴ人を征服し地中海を自己の湖とした古今未曾有の大帝國を建設した。近年建てられた伊國統一記念塔の横の壁には彼の華かなりしシーザーやアウグスツス大帝の時代の地圖を劈頭として、順次ローマ帝國興亡の姿を一目瞭然たらしめる樣にしてあり、最後にエチオピヤ征服を以て終つてゐるのである。卽ち伊太利はエチオピヤ征服を以て漸く古人に顏を合はせることが出來たといふ意味である。

かくして伊太利人の國家的觀念は漸次昂揚し、エチオピヤ戰爭の際には國民の意氣軒昂、英國に對して頑張り通したのであつて其の事例を擧ぐれば

1　ムツソリーニが時々統一記念塔の前に立つて國家に國債を寄附した者の氏名を讀上げ之を表彰して其の國債を燒拂つた。

2　先にも述べた女の所持せるプラチナ・ダイヤモンド等の指輪を國家に寄附せしめたこと。

3　英國との危機が迫り英國の艦隊を飛行機で爆擊しようとして決死隊を募集した時澤山の應募者があつた程である。

尙フアシストは「明日の國家を擔當する者は國民の靑少年なりとして其の訓育に着目し愛國少年團を組織した。之を次の三階段に分け八歲より十四歲迄は之をバリイラー、十五歲より十八歲迄はモスケティアレ、十九歲より二十歲迄をゲオバーネフアシスタと呼んで、夫れ〴〵適當な訓練卽ちフアッショ的精神の涵養、軍事敎練（航空隊、高射砲隊）の如き訓練をも含む」を施してゐる。

尙伊國に於て特に感じたことは發明の獎勵である、ムツソリーニは「發明の獎勵は富裕にして資源を有する國家に對する唯一の手段なり」といつて立派な發明發見家は經歷の如何を問はないで學士院會員としてゐる。

三

ヒツトラー內閣成立後獨逸は外に對してはヴエルサイユ條約を破棄し、國際聯盟を脫退し、對內的には全權委任法によつて形式的にも實質的にも完全な獨裁權を掌中に收めて以來、矢繼早に發布した法令の數は夥しい數に上つてゐる許りでなく今尙續々として發布せられてゐる。何しろ今日の閣議の決定事項が明日は法律となつて現れ、此の間何等國民の立

法的關與が行はれない。其處に所謂大權委任法に依る獨裁權の實が存するのであるが、獨逸の政狀を組織的體系的に述べることは極めて困難である。今日にあつて明日は如何なる事が爲されるかを豫測することが不可能であるといつても決して過言ではない。殊に獨逸政府の抱懷する根本方針の眞髓を理論的に把握し之を解明することは容易なる業ではないが、私が一旅行者として見且感じた二、三の點に就いて述べて見ることにする。

ドイツ國民は凡ゆる祝祭日に於て「ハーゲンクロイツ」(鉤十字)の旗を屋上又は街路に揭げる。(黑・赤・白は帝政華かであつた獨逸の光榮ある歷史を物語り、ハーゲンクロイツは獨逸國民の一致協力を體驗せしめんとするものである)

國家は全くナチス黨を以て固められた觀がある。卽國家統一法によつて一國一黨主義を達成し、官吏法によつて國家官吏の質的改革を斷行した。この官吏法は政治行政組織に深く喰入つた猶太人を取除くばかりでなく、言葉や文書其他何等かの方法で國民運動の指導者を侮辱し又は其の運動を阻害したものは官吏たることを得ないといふのであるが、事實ナチス黨員でなければ官吏、公吏其の他重要なる職務に就くことが出來ない樣である。

又經濟的方面に於ては獨逸政府の經濟的施設の指導標語は「公益は私益に先んずる」といふにあつて、公共の利益と個人の利益との調和を圖らんとするにある。國民社會主義の經濟理想はマルクス主義及び高度資本主義の何れとも異り、私有財產制度を基本として之が弊害を是正せんとするものである、從つて其の施設の重點は經濟機構の國家的統制と社會政策にある、特に失業救濟と勞働創設に對して最大の力を注いでゐる有樣である。

先づ失業救濟について述べて見ると

ヒットラーは獨逸國宰相の印綬を帶びた當夜、ラヂオを通じて「我れに供するに四年の月日を以てせよ、國民政府は鐵の如き決心と不拔の忍耐とを以て四箇年の間に失業を徹底的に克服して勞働とパンとを作らんとす」と全國民に呼びかけ、本問題に對し眞劍な努力を以て解決する意思あるを明らかにした。而して第一、第二の失業救濟法を制定し、國費を(大藏省證券を發行)公共團體等に貸與して各種工事を起し以て

失業者を少くし、又出來得る限り婦人の勞働を局限した。而して婦人は其の生來の性質からして人の妻、家庭の母として其の天分を充分に發揮せしめる樣にし、金が無い爲に結婚の出來ない者には結婚資金を貸與して結婚の促進を圖り、且獨身者には獨身税を課し一般男子の失業者を無くすることに努力した。而して此の失業救濟と密接なる關係を有するのが獨逸の失業保險である。

次に勞働團體に就いて述べるに從來の獨逸に於ける勞働團體は凡そ百を以て數ふる程多くあつたが、ヒットラーは第一回獨逸勞働祝日の翌日すべての勞働組合を解散してアルバイツフロントなる組織の下に統合した。而してアルバイツフロントは資本家に對抗する勞働階級の代表機關ではなく、勞資一體となつて獨逸の經濟活動を翼成せんとするものである。其の使命とする所はナチス黨の直接指導下に於て所屬員を「公共性」に訓練するに在る。これが爲に地方訓練所・邦訓練所・國訓練所を設け國民的勞働觀念と公共奉仕の精神を涵養し、更に其れによる養老、疾病等に對する保險制度を設け又信用施設、消費組合制度をも取り入れることゝなつてゐる。

農業方面に關しては「農は國の基、百姓は民の礎なり」といふ觀念は啻に我が國許りではなく獨逸に於ても重要なる根本方策をなしてゐる。ヒットラーは議會に於ける演說中に於ても農を基とせざれば國民經濟の隆盛を計り難き旨を說き、農業救濟に關しては世襲田地法を制定して農民の「土着性」を涵養し「國の基」としての神聖なる使命に安住努力せしめんとしてゐる。又中央農會を設置して農産物の生産及び其販賣の計畫的統制、農産物價格及其の動きの合理的安定等々を初めとし、全所屬員相互間の經濟的社會的調和と更に進んで獨逸農業、引いては全國民經濟の繁榮隆興を齎さんとした。

尚此の外製粉所の統一に關する法律並穀物類の價格維持に關する法律、農村負債整理に關する法律、内國産動物性油脂及飼料の使用獎勵に關する法律其他馬鈴薯・ホップ・羊毛・家畜・肉類等の食糧品に關しても種々の規定が設けられてゐるのである。

獨逸國內は一般に物資が缺乏してゐるので物品管理卽國內

物品の貯藏配給等ばかりでなく外國から輸入の物品も管理してゐる。元來獨逸の人口は四十五ヘクターにつき百人の割合であつて寒冷な氣候の爲到底全人口を養ふだけの食糧品を生産することは出來ない、又軍備の充實强化の爲め外國から多量の鉛・亞鉛・錫・ニッケル等の重要原料買入れの爲金準備を當てなければならぬので國民は食糧品の大節約をしなければならぬのである。

獨逸旅行者の等しく感ずることは食物の粗惡なことである、バターは人造バターで、各家庭の一日の消費量も大體の制限を受け果物は實に不味である。又私の滯在中も鐵材不足の爲建築を禁じ、織物には幾パーセントかの人絹を混ぜよといふ如き命令が出た。國家觀念の强い獨逸人はヒットラーの全體國家精神の鼓吹によつて祖國愛と大獨逸主義の爲めによく生活上の不便と不滿を克服して涙ぐましい程の健鬪を續けてゐるのである。獨逸國家は資源の不足に對する方策として四箇年經濟計畫を樹立し着々と代用品の發明に成功してゐる。昨年五月開催された四箇年計畫の博覽會を見ても其の意氣込の程は察せられたのである。

此の外獨逸政府は輸入を制限し輸出を奬勵し、ベルリン・ハンブルグ・ブレーメン等に外國貿易振興所を設けて地方工業家及貿易商と密接なる連絡を採らしめ、之が相談相手となつて必要なる後援を供與し外國貿易の助長に努めてゐるのである。

ヒットラーは國民精神の鼓吹涵養方法として如何なることをしてゐるかといふに

(イ)　ヒットラー青年團（ヒットラーユーゲント）

この制度は一九三三年頃出來たもので、青年を集めて土曜日に訓練することになつてゐるのであるが、事實は日曜日にも呼び出して訓練してゐる樣である。

(ロ)　勞働奉仕（アルバイツデイーンスト）

一昨年頃より出來たもので十八歲に達したものは半箇年間アルバイツデイーンストに入り、そこで國民的勞働觀念と公共奉仕の精神を涵養し、一方不毛の土地開墾其の他の勞働奉仕をする(婦人は任意)。而してアルバイツデイーンストを終へ、兵役の義務を終へなければ大學に入ることを許されない。

(ハ)　ヒットラー學校

小學校・中學校・高等學校等の成績優良な者から選拔して之をヒツトラー學校に入學せしめ之を教育するやうにした、故に將來は此の學校の卒業生中から高等官吏ナチス黨の指導者等が出るものと思はれる。

以上伊太利及獨逸の國情の一端を簡單に記述したのであるが、此の二國は今や吾國と防共協定を結び遠く歐洲から我國に友邦として暖い手を差し出してゐるのである。之といふのも持たざる國としての不滿足を共通とするか、共產主義の排擊とかいふばかりでなく、之等の國民がよく我國民性を理解し思慕を感じて來たのであると思ふ。

こういふことから考へても、內鮮一體は最も眞劍な態度をもつてその紐帶を強くせねばならない。苟しくも一時の誤魔化しとか、遠慮勝ちな口頭禪であつてはいけない。然ることとによつて半島思想部面と生活部面の一切の摩擦は克服され、解消され、詰るところ日本國體の世界的意義、日本國體觀念の文化的役割が朝鮮において先づその美しい成果を遂げるであらう。

若き教師の朝鮮人生徒に語る言葉

江口巳與吉

私は渡鮮匆々或る私の敎へる學生達に所感を求められて孫選手のオリンピックに於ける優勝につき、ある新聞は「我等は民族的一大榮譽を得たと同時に民族的一大自信を得たのである。卽ち朝鮮の悉ゆる環境は不利であつても、我等の民族的天禀は他の何れの民族に勝るとも劣らぬ」云々と書いてあるが、黎明期に於ける奬勵の意味としては結構であるが、その反面に冷靜な自己認識を缺いではならぬ。‥‥私はこの言を敢へて敬愛する半島の諸兄に獻じようと思ふ。朝鮮の人々の生活は原始の其に近く文化の光は更に認め難い。將にこの時に當つて若き人々は力に自信を生じ、この狀態を認識して向上に努めんとしてゐる。然らばその方策如何。其處にこそ具體的な內鮮融和の途が示され、又之によつてのみ朝鮮の輝しき前途が開けるのでなからうか。卽ち內地がその蓄積した文化財を以て力を藉しそして導き、朝鮮が之に依賴して固有の力を發揮する。かくて初めて兩民族が歷史的に結びつけられた眞意義が遂達される。之には先づ第一に安定せる政治組織の基礎が與へられねばならぬ。之こそ一切の國民生活の基である。そしてその上に文化財が貸し與へられる。スポーツの例によつて具體的にいふに、朝鮮人達より見れば合體して安定せる社會的政治的地盤の上に立ち、且つ內地に發達せる技術をとりいれて肉體力の眞價を發揮して優勝したのであり、內地人よりすれば半島人の肉體力を借りて自己の力を發揮したのである。兩者の見方は何れも正しいのであつて、二者が

相合して新しい生命を作り歴史を一歩前進せしめる基礎的方式である。

と述べ、この原理が實際生活に具現されねばならぬ。そして實際生活の内先づ第一に經濟生活に具現されねばならぬ。之が唯一の内鮮合一への途であると述べた。一年有餘を半島に過ごした今日この言を顧みると、之は内地人一般の通有する基礎觀念であり功利的でない、最も良い意味に於ける理想主義が嘗て教へこまれて思はざるに私の口から出たのではなかつたかと思ふ。

この事は單なる自己防衞戰爭でなかつた滿洲事變及び今次の日支事變について見ると、更に認識を强めるものがあると思ふ。日露戰役の結果、日本はより有效に自己の存立を全うするために滿洲に特殊の權限を以て臨むことになつた。日本は是處に力を致して、政治的に安定をはかり經濟的には資源の開發に努めた。そこへ年々山東の民が自然と社會の暴威に堪へ得ずして流浪し來り、定着して殷振なるこの土地を豐土と化するに至つた。地圖の色は問はぬ、事實上此處は日本人と先住滿蒙民族と漢民族との共有地であつた。然るに不逞僭越にも支那はこの歴史的事實に眼を蔽うて之が横領獨占を企てた。現實の事實に着目せずして徒らに法的形式を固持するものは、常に新しい生命をもつものに打撃を與へられる。之が滿洲事變であつた。滿洲は日本の支配下に委ねらるに至つた。然し日本人は之を獨占しはしない、玆に五族協和の王國を實現せしめ之が支持をはかつた。當時私の友人は滿洲事變の最も權威ある科學的解説者であつた作田博士に向つて、「滿洲國は如何なる種類の國家ですか」といふ趣旨の質問をしたところ、博士は「滿洲國は滿洲國さ」と笑つて答へられたさうである。實に世界史に類のない國家であり、國際社會生活に於て日本人の抱く純な理想主義に基いて生成した國家である。

今次の支那事變について見ても亦同じ事が言へる。日本の對支行動の根本的原動力は自己の利益を相手の犧牲に於て貪らんとする帝國主義から出てゐるのではない。寧ろ日本の犧牲に於て支那の自立を計り、延びて東洋の自主的安寧を確立するところに源を發する。勿論「日本の犧牲に於て」といつても、國家の爲めに國民が死ぬといふ樣な意味に於てゞな

く、市民社會に於て甲乙共に利益を蒙り、隣人と共に存在を全うすると同じく、「共存共榮」を計るために日本が力を致すといふ意味に於て言ふのである。同等の地位にある諸國家が構成するところの國際社會に於てもこの共存共榮が國家の對外行動を導く原理である。日本は支那の爲めに自己を犠牲にする必要はない。先づ自己の存在を第一義に考へねばならぬ、然し之が同時に隣國を助け共に榮えることを理想とする。支那が奴隷としてゞなく、獨立人として永く存在を全うする所以は東洋の支配權を東洋人自身の手に握る事を措いて他にない。東洋人として眞に東洋の支配權を握り保護者たりうるものは現實に於ては日本であり、之が日本の神聖且つ重大なる使命である。而も日本は自己一人の力のみを以てしては尚この使命を全うするを得ない。況や支那が隣人に背き、之を裏切る場合は不可能といふべきである。玆に日本が支那に握手を求めるために手を差出し、或は差出した手を向ふが叩く時に之が反省を求めて行動を起す根據がある。然し支那人の心が完全に日本を不倶戴天の仇敵と信じ、之以外に考へ樣がないといふ樣な處まで行つて了へば、卽ち日本が反省を求めてもその效果がないとすれば、之は日本にとつて甚だ悲しい、然して如何ともし難い事に違ひない。その時は我ひとり行かんのみである。が、幸ひな事に、支那の抗日は彼の本懷ではない。彼の心の奥底から歴史的必然性を以て出て來るものは日本と提携する事である。抗日の心は彼の心の表面に、一部を占めて存在するのみである。そしてその主體をなすものは英ソ特に前者に巣食はれ支配されながら、兎も角も表面は民族資本の支持の下に、國民國家形成に向つて進まんとした蔣介石政權であつた。その國家統一の手段とさへ見えた抗日のスローガンは、支那のインテリ、――近代科學の地盤を有せざる所に生れて、高い而も質の異る文化に接し、米國からは感傷的自由主義を、露國からは公式的マルクシズムを學んで來た――の抽象的な、現實の歴史的必然に卽して物を考へ樣としない頭には極めて蠱惑的なものであつた。之が支那式に誇張されたゼスチュアを加へ敎へこまれて抗日イデオロギーとなつた。抗日運動は他面英國の經濟的帝國主義、露國の思想的帝國主義に措くべからざる奇貨であつた。而してこの兩强國との結緣は日本の憂慮する事柄が早められて到來し

た結果となり、日本の決意を更に鞏固にする結果となつた。斯くて蔣政權は始めの眞の意圖の如何に拘らず、政權の維持のために自暴的な抗日を續けざるを得なくなつて了つたが、他面に於て、當初より之を支持せざる意向があり、又事變の發展に伴つてその不可を認識した人々が尠くない。之は現實の歴史的動向を見誤らなかつた人々であり、又一旦見誤つたが反省して正しいものを認識した人々であつて、支那人の心の内抽象的な考方をする心の部分を除き、又外國の帝國主義と結托して私利を計らうとする心の部分を除去れば、この本來の心が現はれて來る。この心が即ち彼の本心であり、この心ありと見られるが故に、日本の今次の行動が所期の目的を達成する事を樂觀的に考へらるのである。若し然らざれば、遠き將來の政策に關して我等は悲壯な決意をしなければならぬ。要するに今次の事變は文字通りの意味に於て、東洋平和確立の目的をもつものであり、日本自身の同時に隣國の存立を完了する目的をもつものである。

支那事變は滿洲國獨立とは形を同じくしないが、その根本には等しく相通ずる理想主義を認める事が出來、國際倫理の上より見て大義名分をもつところの「聖義」なのである。

私は内地人一般の有する半島に對する心構へは、之をば以上の日本の行動に現はれた理想主義と結びつけて考へる。私は玄永燮氏が「朝鮮人の進むべき道」に於て示される對内地人評價は少し過褒でないかと自ら顧みて思ふものであるが、然し前述の樣な根本精神については信頼されてよいと聊か信ずるものである。この理想主義はかのおほらかな創造的な上代祖先の素朴な心を觀、又この心を基として古代東洋文化、近代西洋文化をとり入れ、更に新しいものを生み出さうとしてゐる歴史的事實を思併せる時、之を日本人の惠まれた性格に基くものと見てよいと思ふ。

内地人は先に述べた樣な理想主義的な觀念を以て朝鮮にわたる。然し暫く是處に暮すと朝鮮について如何に知らなかつたかを悟り驚く。そして内地に住む内地人が朝鮮につき、否朝鮮人につき如何に正しい認識を持たないかを知る。一言を以て蔽へば、朝鮮は餘りに非近代的であり、餘りに停滯的である。固有の文化の跡を見ても餘りに淋しく、高い文化に接

しても其が大して刺戟とならぬらしく、まるで大きな枷に身心が捕へられて身動きをする意志も力もない様にさへ見える。之は歷史の結果であると說明する丈で滿足すべきでない。胸底に尙潛むであらうところの力强い息吹きを呼び醒ます方策を考へる事が肝要である。我等のもつ生命力を以て共鳴を呼起さねばならない。その意味に於て精神振興の運動が急務であると考へられる。この點に關して、矢內原氏が朝鮮に於ける統治政策は官治的內地延長主義であり、從つて父權的保護主義であり、且つ同化主義である。同化政策は終局に於て植民地人の政治的自由の意識と要求とを刺戟するといふ矛盾に陷るべく、そこに於て產業及敎育に對する父權的保護政策は政治及軍事に於ける官治的專制主義により補强せられざるを得ない。かくて同化主義の植民地統治は軍隊的及び警察的監視の下に於てのみ行はれる。從つて植民地統治に關する軍事費及行政費補充金を本國が負擔することは、同化政策の當然の費用であると考へられねばならぬ。云々と（國家學會雜誌第五十二卷第一號）と述べてゐられるのを想起する。同化政策が良いと抽象的にいふ事の出來ぬことは言を俟たないが、朝鮮人社會自身の中に內地人の指導さへあれば芽を吹出す力が認められぬ程沈頽して居ると見た場合にこの同化政策を採つた事は正しかつたと思はれる。卽ち日本人のもつ精神を吹込み國語によつて文化に直面させその中に引込まうとする事が、如何ほど彼等に新しい刺戟となつて自己の環境を振返らせ、之から拔け切らうとする精神を呼醒さした事か、同化でない單なる獎勵によつて、その幾多の舊慣を破り、心を奮立たせる事が出來たであらうか。私は內地に暮らし學んだ半島の青年が內地人を理解し讃へ、その生命力に於て力强くなつた例を見てゐる。この意味に於て青年達を內地に送り特に名所だけでなく、精神生活經濟生活の代表的な部分を見せる事は最も急務であると思ふものであるが、ともかく、矢內原氏のいはれる同化政策は半島人の心の火を再びつける役割さへしてゐると思ふ。（同化政策に被同化者の自覺の程度によつて緩急の差をつけるべきは言ふまでもない。）尤も同化政策の可否については聊かも論じてゐられないのであるが、この事は氏自身亦認めてゐられるのでないかと思ふ。卽ち「內地資本の朝鮮進出は資本的に朝鮮を同化したのであ

り、朝鮮の資本は内地資本の「延長」たるものに外ならない。朝鮮土着資本の微力なる事は朝鮮總督府部内に於ける朝鮮人官吏の官僚的地位の微力なるが如くである。朝鮮統治の官治的內地延長主義は、內地資本の朝鮮進出に於てその經濟的表現を獲得したのである」と述べられてゐる事は、經濟的には彼自身開發力なく、併合によつて開發の義務を負うた內地が自己の力によつて開發し、卽ち同化したのであり、せねばならなかつたのであり、この間の事情を認めてゐられる限り、先の同化政策一般も亦認めてゐられることゝ思ふ。

經濟社會について見ても直ちに後進性無力性に直面する。資本の蓄積は極めて乏しく、多く土地に投資されるのみであり、而も生產の部面に之を活用するよりは一攫千金の投機に利用する事が好まれる樣に見える。朝鮮がその有する動力、原料富源の故に、又その好位置の故に、今や日滿ブロック經濟の工業地帶となり最近代工業の地帶と化した。然し半島自體は自然を除けば何人も之に參加してゐない。資本は固より、人的生產力も問題にならない。卽ち近代工業に於ける參加者としては、極く低級な粗製品工業を除けば、朝鮮の青年は未だ勞働者としても之に無緣なのである。斯くては餘りに心許ない。どうしても教育によつて、比較的單純な作業でも分擔出來る樣にせねばならぬ。況や多少は管理上の又は生產上の技術者もあるのだから、之が活用に努めねばならぬ。自己の土地で自己が近代生產に參加し、其より分配に與る事は自己の力への自覺であり、喜びであり、そして其はやがて自己鞭撻の最も有效な方法である。之に參加し得ない人達はその結果による事が出來ないか。必ずしもさうではない。內地の物的人的資財と朝鮮の富源と結付いて生產された富は、そのまゝ悉く之を內地に持つてゆく事を許されない。政治機關を經て或は市民社會に於ける富の再分配によつて、朝鮮自體に若干は留保せらるべく、それは直接その生產に參加し得ない人達にも恩惠を施す。理想的にはやがてそこに參加する能力を養ふところの教育研究其他の公共施設の爲めに用ゐらるべきであらう。斯くして始めてスポーツでいへば內地人の技術と朝鮮人の肉體とが相結合し優勝した狀態に譬へることが出來るのである。　（昭和十三年一月十三日夜）

夜雪抄

井澤巨明

すこしふつて芝をうづむる雪の冴え

雪しづかにしづかにふりつもりたる朝

ひそやかにふりつ雪夜のともしびは

こゝろにもなき言(こと)をおもひ雪に寝る

枝の雪ゆふべの翳をふかくしぬ

雪の夜のひかりの隈を遠ざかる

肩にかゝりそのまゝしづく雪みぞれ

半島國民體育雜感

梅澤慶三郎

◇前言

一國の興隆は文化、經濟、國民體力が三要素をなして居ることは今更言を俟たぬ。

而して文化も經濟もその生成發展は、一にかゝりて國民體力が礎石をなすものと思ふが、世人一般が體力の根元が、國民體力にあることに氣がつかぬ事象が往々見られることは、實に殘念に堪えぬ。

特に戰爭に直面して失はるゝものの中、最大なるものは國民健康と物資であることは、今次支那事變に徵しても明かなる事實である。

ドイツが世界大戰に際して失ひし國民體力の一例を次に示さう。

大戰當時獨逸青年の年齡別、男女死亡率

千人につき（戰死者も含む）

	二〇歲—二五歲		二五歲—三〇歲	
	男	女	男	女
一九一三年	四・四	四・〇	四・六	四・七
一九一四年	三七・八	四・一	三二・五	四・九
一九一五年	六六・七	四・一	四五・七	四・七
一九一六年	五二・九	四・四	三二・九	五・〇
一九一七年	四四・一	五・四	二七・八	五・九

一九一八年	五八・五	一一・六(流感)	四〇・四	一二・七(流感)
一九一九年	八・三	六・四	七・九	六・九
一九二〇年	七・一	五・八	六・七	六・八
一九二一年	五・九	四・四	五・三	五・一

大戰時獨逸老人の年齢別、死亡率

千人につき

	八〇歳―八五歳		八五歳―九〇歳	
	男	女	男	女
一九一三年	一八九	一七六	二七四	二五八
一九一四年	一九四	一八三	二九九	二八五
一九一五年	二〇〇	一八四	三一六	二八六
一九一六年	二一四	一九七	三三二	三二一
一九一七年	二六三	二三八	四〇六	三九八
一九一八年	二三八	二三四	三五二	三六三
一九一九年	二一四	二一五	二九九	三〇〇
一九二〇年	一九六	一九一	二八五	二六七
一九二一年	一八六	一七八	二七〇	二五五

而して戰敗國よりの復歸の根基を體育運動振興におき、第十一回伯林の大會に際して完全に目的を貫徹し、大ドイツの面目を遺憾なく發揚したのである。

あの大曠野に無敵の進軍をなし僅か半歳にして首都南京を陷れて、皇威を宣揚して餘すなきも上御稜威の然らしむるところとは言へ、皆勇武なる皇軍戰士の鐵石の如き體力と、不退轉の氣力とによりて成されて居るのである。

幸にして吾人は戰爭の慘禍を受くることなく、銃後國民として生業報國に專念すれば足ることは、日本人であればこその仕合せと思ひ感謝の外ないのである。

健全なる精神は健全なる身體に宿ることは、不磨の金言である。

身體が健全にして初めて、精神の健全をも期し得るものであり、體育の理想は、最も健全なる心身兩面の發達育成にあることも言を要しない。

隨つて體育運動は、平戰兩時に一日も缺くべからざる所以も亦茲に存するのである。銃後國民に最も喫緊なるものは健康そのものである。

◇保健の三大條件

俗に「三拍子揃ふ」と言ふ事があるが、保健問題についても榮養・休養・運動の三拍子が揃ふて、始めて期し得ることであると、余は信じて居る。

まづいものでも美味しく食べられる、そして夜はよく睡れる、しかもうんと活動出來る、かゝる狀態の時初めて、我は健康なりと言ひ得るのである。

其の中一を缺いても健康とは言ひ得ぬ、所謂病氣の狀態なのであると言はねばならぬ。

國民體力も此の三點が圓滿に遂行されて初めて養成されるのであつて、體育の範圍たるや實に廣汎なのである。

朝鮮に於て春窮期に惱む民衆に對しては、保健運動などは到底望めぬ問題と思はれる。

先づ食ふて然る後に睡ることも、運動も、考へられるものと言ふべきである。

故に余は半島の體育問題を考ふる時、常に農山漁村の體育と都邑のそれとは自ら別にして考へ、最も意を要する問題は、都會地の體育、換言すると文化の恩澤に浴することによりて、自然生活に遠ざかり、不知不識の裡に保健の三條件を忽にし勝ちなる民衆に對してこそ、最も必要なることゝ思ふのである。

而も國民體位低下に腐心して居る今日であり、低下の度は都會地に著しきものあるを認められるからである。

而して余は保健問題に思を致す時想起する一事は「母の教育」即ち母たる人々に對する健康問題について覺醒せしめる要あることであると思ふ。

美味なるもの必ずしも榮養價値百パーセントとは言へぬにも不拘、これ等の點について考慮する母の少いことを遺憾として居るのである。

同時に子供の睡り、子供の遊びなどについて保健的指導をなす母の教育こそ、重要事であると信ずるのである。

子供の健康問題の鍵は一に母の手にあり、日本人の發育完了の時期を滿十八歳とする時、それ迄の全部を母の手に委すことを思ひ「母の教育」が如何に重大なるかを提唱して此の項を結ぶこととする。

◇體育の發展過程と其の重要性

由來體育は行ふ場所によつて家庭體育・學校體育・社會體育・軍隊體育等々に區分せられ、夫々の對象も目的も異にして居るのである。

家庭體育は家庭人の健康增進が唯一の目的であり、學校體育は對象とする兒童生徒の心身兩面の鍛錬であり、眞の皇國臣民の育成にあるは言ふまでもなく、社會體育はまた行ふ場所によりて種々なる區分は出來るが、其の目的とするところは、健康の保持にあると同時に能率の增進を目的として居るのである。

而して軍隊に於ける體育は、最後の一員となりても尙且忠烈なる皇國軍人としての面目を發揮せしめんが爲の手段なのである。

世人動もすれば、體育を一種の遊びであるかの如く觀ずるものあるは、實に謬見も甚しいと言ふべきである。

體育の事たるや、百年の計に屬し病者に對する頓服の樣な顯著なる効驗を示し得ざるところより忽諸に附せられ勝ちなので、遺憾千萬である。

國民體位低下の傾向ありとの爆彈投下も、三十年の經過にまつて示されたのである。

而も國力の根源は國民體力にあることを思ふ時、體育の實に重大事なることに國民の全層が覺醒することの、一日も早からんことを望むや切なるものがある。

新興國滿洲はあらゆる經綸を遂行する中に併行して、體育振興へ大努力を傾けて居る。

體育舘の建設、體育指導機關の完備、體育思想の啓培等、數十年來實施の上に今日ある內地の狀勢に匹敵して遜色なきのみならず、一步先んずるの氣勢を示して着々と實行して居る。實に羨望に堪えぬ。

我が半島は中間に於て取殘された現況にある恨がある。指導機關ありても實に微弱にして、何等なすなき現狀である。

惟ふに我國に於ける體育の發達は、學校體育が中心となりて漸次社會體育の振興へと發展の經過をとつて居り、外國のそれとは稍趣を異にするものと思はれる。故に學校に於ける體育は、殊の外その重要性を帶びてゐると言へるのであ

る。

此の觀點に立ちて朝鮮體育を眺めるとき、實に重大性を觀得出來るのである。

何となれば就學歩合は三割に充たぬ現況なれば、此の兒童に對する體育の宜敷きを得ざる時は、眞に體育も伸展を期し得ぬからである。

社會一般に行はるゝ體育運動も、精神的訓練の尊さを忘れ、單に勝者としての優越感を感得せんが爲のものであるとせば、其の價値も半減せらるゝのであらう。

斯かる正しき見地を的確に教育すべき特殊的重要性あることを朝鮮教育の中に認めざるを得ぬのである。

而して鮮内學校兒童の發育經過は著しく低下の傾向にありはしまいか……(普通學校に於て特に著しき感あるも之は年齡の點に確實さを缺ぐきらひあるが故に、數字的に示すことを避けるが)而も余の經驗に徵するに、胸圍の發達著しく劣り臂力の弱い缺點のあることを知る。

之等を矯正し、發育を助長して最も健全なる皇國臣民を育成するの途は體育運動を措いて他にないのである。

◇國民體育と厚生省の新設

國民體育の目的は國民體位を向上せしめ、國民精神を振作し、國民をして眞に國民たるの自覺のもとに、克く國家の要望に副ふべき健全有爲なる資質を具へしむるにあるは、言ふまでもなく、世界各國の情勢は自覺せる國家に於ける必須の重大國策を、最も適正なる國民體育振興におきつゝあるは、極めて明瞭なる事實にして、新興日本、東洋平和の盟主たるべき日本に厚生省の新設を見るに至りたるは、誠に慶賀すべき事柄である。

斯くして國民體育運動の眞義を徹底、體育行政機關の確立もなし得たるものと言ふべきである。

我が朝鮮に於ても之に順應し、體育行政機關の整備を企圖し、國民體育運動振興、指導原理の樹立、運動團體の統制强化、學校體育の刷新を期し、國民精神總動員の趣旨に則り、益々體育運動の奬勵を圖り、之が健全なる普及發達を促進するは、極めて緊要のことゝ信ずるのである。

學校教育にしても知的偏重打壞を叫びつゝある今日、國家

興隆の一要素である國民體力の養成を擔當する體育運動に關する、視學機關すらなき現狀は、跛行的施設と言はねばならぬ。

宜敷く之等機關の整備の一日も早からんことを切望して已まない次第である。

而して高所より大觀したる國民たるもの丶體育、皇國臣民たるもの丶體育の目的達成に邁進し、一は體位の向上、一は皇國精神の振作を企圖し、國民心身の一體としての向上發達を念願してやまぬのである。

◇東京オリンピック大會と朝鮮

第十回國際オリンピック大會視察の感激を有する余は、東京オリンピック大會に對する憧憬を殊の外强烈なるものを持つのである。

而も皇紀二六〇〇年祭を期し行はるゝは、其の意義更に深遠なるものを覺える。

肇國二六〇〇年の金甌無缺の我が國體の精華を、體育運動を通して顯現するに遺憾があつてはならぬ。

曾て南加羅府に開催せられたる時の市長ポーター氏の細心なる用意と緊張とは、あらゆる方面に觀得したのである。

東京にオリンピック開催の決定が國際オリンピック委員會に於て、發表せらるゝや、我が東洋の日本に、絶對なる憧憬を持ち大觀光團組織を發表したのは友邦獨逸である。

而してその他の國もそれ〴〵計畫をすゝめられて居ることは言を要しない。

かゝる時偶々支那事變の突發に際し、東京オリンピック大會中止の噂が飛んだことがある。

其の時の消息を中央公論新年號に永井松三氏は次の樣に述べて居る。

『諸外國からは東京オリンピック大會中止の噂に就いて問合せ否寧ろ激勵の電報や手紙が殺到した。

其の多くは戰局は必ず日本が勝つから東京オリンピック大會はやらなければいけないといふのであつたが、アメリカのI・O・C委員ブランデーヂ氏の如きは、支那事變に際して日本に對するアメリカの輿論は惡い。

それに又東京オリンピック大會を放擲したならば、スポー

ツに最も强い關心を持つて居るアメリカ國民は一層日本に對して悪く傾くだらうから、東京オリンピックだけは是非共やつた方がよい。どうかこの手紙と新聞の切抜きを政府當局者に見せて、その判斷をさせてくれ、と言ふのもあつた。

更に盟邦ドイツ、イタリーが東京オリンピックに對する熱情は著しく、各體育協會からオリンピックを開催すべしと激勵の電報が來た他に、名も知らぬ少青年が、日本を敬愛して居るから東京オリンピック大會は開いてくれ、私はその折には日本を見ることが出來るのだなどとの可憐な手紙が數通來た。

國際オリンピック委員長バイエ、ラツール伯からも懇篤な手紙が來て、一路開催方針で邁進せよと認めてあつた。

之等を綜合すると支那事變で日本が悪評されて居る最中でも、スポーツ方面では日本に對する支持、信頼が相當に强かつたことを立證して居るので、東京オリンピックに對しては、自ら進むべき道が明示されて居るやうであつた』と。

斯くて東京オリンピック開催は世界各國の注視の的となつて居り、我が日本としては萬難を排しても敢行し近代オリンピック大會の眞目的を日本化した、遺憾なき具體的顯示を國民の一人として切望に堪えぬのである。

而して余の滯米四十日間に亙り、羅府オリンピック大會を視察した感想數多あるを、錄して「オリンピック行」として報告に代へたことがあるが、其の中の最後に次のことを書き綴つて居る。

×

世界スポーツ史上永遠に記錄さるべき第十回オリンピック大會閉會式は、八月十四日午後六時より優勝旗掲揚式に引續き莊嚴裡に擧行された。

白色のユニフオーム姿勇ましき靑年に依つて國表旗と各國國旗は捧持され、希臘を先頭にアルハベット順で主催國米國を殿りとして夕陽映ゆるフイールドに入場、南面して整列すれば大會組織委員長ガーランド氏挨拶を述べ、次いで會長ラツール伯閉會を宣告した。

オリンピック塔上から古風のラツパが鳴り響く、オリンピツク旗はスルスルと引下された。

號砲五發殷々と轟く。

オリンピツク旗は羅府市長ポーター氏に引渡され、二百人

の音樂隊と二千人の合唱團に依りて告別の歌アロハ・オエの奏樂合唱の裡にいとも靜に參加國々旗が第六トンネルに退場するや、オリンピック塔上會期中燃え續けた聖火は次第にうすれ行き午後六時三十分全く消え、大會の幕は閉ぢられたのである。

その間場内げきとしてさゝやきもなき靜けさで、その莊嚴さを表はすべき言葉がない。

塔上よりの古風の喇叭の音と相呼應する合唱、餘韻流れて盡くるところなく、參加各國の旗もオリンピック旗と共に永遠に聖堂に飾られ行く思に滿たされたあの氣分、余の腦裡に深く〲刻まれたものである。

閉會式を觀ずしてオリンピック大會を視察したる價値なしと絕叫するのみ。

オリンピック大會、平和の戰への使者、優勝への憧憬、スポーツを通して國威を宣揚など色々な考へを持つてゐた余は閉會式の十數分の感激より醒めた時には、祭禮としてのオリンピックの本質に想到してゐた。

歷史的に見ても本質的に見てもオリンピックは祭禮で終始すべきであるまいか。

華麗であるよりは嚴肅でありたい。

その嚴肅莊嚴を眞實に味ひ得たのは實に嬉しい。

祭禮に參加する。

それは本能的に喜ばしいことであり又幸福でもある。

「もつと速く」「もつと高く」「もつと遠く」の共通の目標に向つて、萬人が肉體的、精神的に力を傾注する時、オリンピックの目的は半ば達せられてゐるのだ。

選手は吾人民族を代表するこれ等への願望の象徴であると思ふ。

而してこの目標達成に向つて籠めた熱誠が結晶して優勝となり、萬人がこれを祝福する時オリンピック祭禮參加の收穫は十二分に收め得たといへるのではないだらうか。

勝つたものがあり、祝ふものがあれば、お祭としての意義は完うされる。

勝つことのみを知つて祝ふことを知らず、祝ふことのみを知つて勝つことを知らぬとせば、共に完全とはいへぬ。

かく考ふる時この度のオリンピック大會に於ては、我が日

本こそ目的達成を遺憾なくなし得たといふべきである。
南部の優勝、西田の飛躍、西中尉の優勝、水上の王座を占めたことに對しての國民の祝福と歡喜は恐らく空前ではなかつたらうか。
量的に見れば優勝の數等、芬蘭の十八名の小勢で五つの選手權を得てゐるのに比し、その差大なるものあるはいふまでもないが、本質的に考へる時は問題ではない。
而も勝つことにも堂々と勝ち、負けて又氣を吐き、その日本精神を彼の地に發揚し得たことを思ふ時快哉の極みである。
スポーツマンシップは日本人に學べと米人をして叫ばしめたことは最も喜ばしき獲物であり「淸く」「明く」「正しく」の精神發揚に於て些かの遺憾なく、大會參加の目的を完全に達成し得たことは、誠に欣快に堪えぬところである。
而して「淸く」「明るく」「正しく」の日本精神の發揚鼓吹に一層の努力を拂はねばならぬと信ずるのである』と。
余は徹頭徹尾皇國日本臣民として、最も熾烈なる國體觀念に燃えて終始し、此の信念のもとに體育運動を指導して、國民體育の眞義徹底に奉公の誠を捧げて今日に及んで居る。今や體育行政の任にあり感慨深いものがあるのである。而して多大なる憧憬を持して、神秘日本に訪れる彼等多數外人に對して、あらゆる機會あらゆる場所に於て、皇國（スメラミクニ）の姿に接せしめ不動の感銘を與へねばならぬ。かくしてこそ皇紀二六〇〇年にオリンピック大會を開催する主旨にも副ふことゝ思ふのである。而して我が朝鮮も眞の皇國臣民としての有力なる代表選手を派遣し、上述の心構へに於て缺ぐる所なきやう一段の訓練を望むのである。

◇結語

今や皇國臣民の誓詞の頒布あり、皇國臣民體操の創定を見る。而も現下日支事變の最中であるを思ふ時、益々國民意識の强烈に向ふを制止し得ぬ現狀である。盡忠報國の至誠必勝の信念、堅忍持久の志操、和協一致の道、勤儉質素の習慣等體育運動を通して訓練すべき諸德性に思を馳ること常住である。而も東京オリンピック大會を劃期として、あらゆる體育運動をして皇國臣民の誓詞實行の體育行政に大飛躍をなさしむべきであるまいか。

（昭和十三年一月十日記）

檢閲上より見たる
朝鮮に於ける最近の映畫界

池田國雄

朝鮮に於ける映畫界もこゝ數年以來、益々本格的になつて來た感じがある。一例を取れば京城府内に於ても常設館として本格的建設物が相繼いで建てられ、全鮮の各主要都市に於ても相當な設備を持つ常設館が續々と建設されつゝある狀況である。しかもこれらの常設館は内地にも劣らぬ程度の興行成績を擧げてゐるのである。これらの館に映畫を配給する所謂映畫配給業者も漸次增加して現在では約三十を越える數となつてゐる。

飜つて一方檢閲上より見たる昭和八年以降の數を揭げてみると

檢閲各年比較表

年別	件數	卷數	米突數	手數料金額
昭和八年	二、三三三	一三、五三五	二、九〇五、三二九	二五、九七四・七八円
昭和九年	二、七三四	一三、八七七	三、〇八七、〇六九	二六、七四四・九〇
昭和十年	二、七二五	一四、七六八	三、〇八七、〇六九	二九、五八〇・六三
昭和十一年	二、八二六	一四、三九二	三、三四一、一六六	二八、五五八・七八
昭和十二年	三、二七〇	一三、四二七	三、〇七二、三〇九	二四、六七九・四二

右の表に於て明瞭なる如く、昭和八年以降檢閲上に現はれたフイルムの數は年每に順調に增加して行つたのであるが、十二年度に至つて一寸變動を見せてゐる。これは取りも直さず支那事變によるものであつて、事變に依る物品特別稅賦課、爲替管理令の改正による洋畫の輸入禁止、事變ニユースの增加等の爲各種の影響が直ちに反映した結果を物語るのである。卽ち支那事變勃發以來各新聞社は競つて優秀なるカメラマンを現地に送つて、第一線の生々しい戰況を撮影して、これを又總ゆる犧牲と努力を拂つて逸早く一般に公開するべ

く努めたので、ニュース映畫の激增は驚くべき數に達した。試みに事變勃發以來、我々の手を經た事變關係のニュース及時局を織り込んだ映畫の件數は、總計八百二十二件に及んでゐるのであつて、その中の大多數は生々しい戰爭の記錄映畫である。これらの映畫が、如何に一般大衆に深い感動を與へ、ひいてはそれが銃後を護る赤誠の根據となつたかといふことは多言を要しないであらう。總督府としても、その映畫の持つ强い影響を考慮した結果、出されるだけ時局映畫を一般大衆に觀せる爲、ニュースの上映を奬勵し、又時局の重大性に鑑みて一般國民の時局認識を深めしめ且銃後の護りの固い決心を促す爲に、國民誓詞を映畫化しフィルムを總督府に於て作成して、鮮内の各常設館に配給して適宜之を上映せしめる等の施設を爲して相當の成績を擧げてゐる。尙この重大時局はさう簡單に解消さるべきものでないから、將來に於ても、この種の施設は繼續さるべきものであらう。

時局ニュース映畫等は前述の如く激增したのであるが、爲替管理の立場より内地に於て九月より洋畫の輸入を禁止した結果、これが又多大の影響を齎したのである。洋畫の輸入禁止に依り、洋畫の配給業者は、勢ひそのストック品にて、洋畫輸入禁止解除迄、持ちこたへねばならぬ結果となり、然もその輸入禁止解除が果して豫定通り行はれるものやら見透しのつかない現況にあるため、洋畫の配給が極めて不順となり又不足を告ぐべき見込みとなつた。かゝる機會こそ日本映畫が、眞にその本來の面目を發揮して、事實上洋畫を壓倒すべき好機だと思ふが、これは將來に待つべき問題であらう。かくの如く洋畫の輸入禁止や同じく爲替管理令の改正に基いて制限を受けた生フィルムの不足等の爲、製作方面にも障害を受けて、意の如く製作及配給が出來ない。かうした事情が朝鮮にも多く反映してゐることは否めない。尙一言して置きたいことは前揭の統計中、十二年度に於ては、檢閲件數の增加した割合に手數料金が減少してゐるのは、事變ニュース等の一卷物が激增した爲、件數が增加したのであつて、しかもこれらは、時局柄公益的内容を有する映畫として、手數料免除とした爲、手數料收納金が減少したのである。

次で事變ニュースと同じく、時局をねらつた時局映畫に就て述べると、これは單なる報道ニュースと異つて、劇を構成

するものであるから、どうしても出來不出來が現れて來る。同一方面の戰況ニュースに於てすらも、その撮影に於けるカメラマンの技術や、態度に依つて巧拙が出て來るが、一度劇物となると、この差は極めて明瞭となる。卽ち製作者の製作態度の眞劍さが如實にフイルムの上に現れて來る。昔流の所謂「際物」として片づけられる一夜作りの時局映畫に至つては國民を益するどころか、むしろ害する方が多いであらう。何等の考證も爲すこともなく、十年前の兵隊の服裝をそのまゝ使つたり、實戰を織り込む場合に於ても、各國のトリック寫眞をそのまゝ失敬して使つてみたり、前の上海事變當時の寫眞を使つて、今度の事變寫眞として押し通さうとするが如き無良心さが、場面〴〵だけでなく、全體を通じて明瞭である時には、如何に金儲けとはいひながら、時局を喰ひ物にする輩と同一であると言はざるを得ない。然しながら全體的に見る時には、かゝる事實のみを目して邦畫の質的低下を斷言することは早計である。國家的大局より見れば、國民精神總動員の國是に從つて、愛國心の誘發に資する處があれば、時局映畫としては、その使命の半ばを達したものといふべきであらう。次に主要なる時局映畫を揭げてみると

松竹

敵國降伏	九卷
曉は遠けれど	十卷
進軍の歌	七卷
吼へろ銀ちやん	八卷
軍國子守唄	八卷
さらば戰線へ	五卷

日活

國民皆兵令	八卷
悦ちやんの千人針	六卷
戰士の道	六卷
軍神乃木さん	八卷
夢の鐵兜	五卷
男の誓ひ	四卷
軍國の花嫁	五卷

新興キネマ

男なりやこそ	七卷

軍國母の手紙	七卷
肉彈記者	六卷
皇軍一度起たば	六卷
海軍爆擊隊	九卷
東寶	
北支の空を衝く	八卷
十字砲火	七卷
愛國六人娘	七卷

總督府としても、かゝる劇物であつても優秀なる作品に對しては手數料免除の特典を與へてゐる。蓋し目下の戰時狀態下に於ける大衆娛樂の最大なるものは映畫であるが、これは同時に又極めて强大なる宣傳・敎化の手段として役立つことを知るが故である支那側が日本誹謗の映畫を巧みに作成して之を對外的に宣傳して、日本の立場を不利に陷れた事は周知の事實であるが、之などは宣傳術に於て支那に敗れた實例である。日本の映畫技術が支那に劣つてゐない今日、かゝる立場に於ける優れた映畫の出現こそ望ましい。

更に普通映畫に就て見ると、內地の製作會社同志の排優引拔問題や、事變以後の生フイルムの値上りや、洋畫の輸入禁止等の諸問題があつたに不拘、例年と大差はなかつた模樣である。映畫統制によつて、昭和十二年以降洋畫の上映メートル數は總上映メートル數の半分に制限されてゐるが、之も圓滿に實行されてゐる。しかも、洋畫の配給業者の憂慮した如き、洋畫業者の生活を脅かす等の事は全く杞憂に過ぎなかつた事が實證された。もつとも洋畫輸入禁止の問題は別であるが。邦畫に於ては內地の東寶對六社聯盟の問題が朝鮮にも影響して、或程度の對立を見せてゐる樣であるが、朝鮮は特殊事情の下に置かれてゐる爲か、之も大したことにならずに濟んでゐる狀勢である。何れにしても、朝鮮だけだと內地に比較して萬事スケールは小さい。我々としては圓滿に共存共榮して行く事を望んでゐる次第である。

文化映畫の展望

津村勇

時代の寵兒である活動寫眞映畫は生れながらに持つ魅力とでもいはふか、安値で、短時間に、色々なものを目に見せ、耳に聞かせて喜ばせ、而もそれが刺戟性に富んで居ると云ふ點に於て、ビヂネスの忙しい現代人にシツクリとあつた娯樂機關として、大衆に歡迎せられ他を壓倒して斷然娯樂界に君臨して居ることは、今更云ふまでもないことで、この長所を捉へて教化的方面の分野に貢獻せしめんとする運動は年と共に熾烈となつて來た。斯うした役割を演ずる映畫を今日では文化映畫と稱し娯樂專門の映畫と共に二つに大別されて居ることは歐米諸國と同樣である。尤も娯樂映畫が卽文化映畫であり、文化映畫と銘を打つたものでも多分に娯樂味を持ち常設館に上映せられて居るものゝあることは勿論である。そして映畫の檢閲は娯樂映畫も文化映畫も內地では內務省、朝鮮では總督府で一應檢閲を受けなければならぬ。次に娯樂映畫が各地の映畫會社で製作されるのに對して文化映畫は內容の如何により、文部省、農林省、商工省、鐵道省、遞信省其の他陸海軍省等が其の持場に於て管掌し、或は之を直營にて製作し、或はそれを民間製作所に依囑せしめて居る。朝鮮に於ける娯樂映畫の大半は內地からの移入品であるが少數の鮮産映畫もないことはない。文化映畫に於ては移入映畫に待たねばならぬものもあるが、大半は總督官房文書課の作品であるとも云ひ得るであらう。

本稿では主として朝鮮としての文化映畫に就て筆を進めて見たいと思ふのであるが、これに先だち參考の爲め昭和十二年中に內鮮滿に於ける主なる文化映畫の動きを掲げて見よう

1 文部省が映畫教育振興費として二十七萬圓の豫算を獲得、映畫教育中央會創立
2 帝國教育會に映畫教育部を創立したこと
3 東京で開かれた第七回世界教育會議に映畫教育部會が附設されたこと
4 支那事變勃發するや、ニュース映畫の一大活躍によつて國民に事變の認識を深めしたこと
5 國民精神總動員運動に映畫が乘り出し質實剛健の氣風を作興せしめたこと
6 非常時局に對する映畫の製作が多くなつただけ、往年の樣な極端的色彩の映畫が一掃されたこと
7 これと同時に外國輸出入統制は本邦映畫の伸展に一大エポックを劃したこと
8 爲替管理によつて映寫機や、フキルム等一齊に値上げを斷行したこと
9 朝鮮總督府に於ては事變に鑑み數多の時局映畫を特作、配給せしこと
10 滿洲國に於ては國策映畫の製作所とも云ふべき滿洲映畫協會の如き大會社設立

等々

而して我が朝鮮に於ける文化映畫の進展振りは年次異數の發達を遂げ、而も近年非常時局の線に平行して活躍を續け居ることは驚異に値するものがある。

以下その概要を記述せん。

一　本府の映畫班

總督府の映畫班は朝鮮の事情を內外に又內地の事情を朝鮮に紹介する大衆向通俗的な施設として、大正九年四月總督官房文書課に新設されたのであつたが、當時朝鮮事情を早く內地に宣傳しなければならぬ必要が生じ、僅か三週間に釜山から新義州までの一般事物を撮影し「朝鮮事情」と題名した五卷物を携へ、四月中旬より大阪、名古屋、東京、福井等朝鮮と深き關係を持つ地方に公開上映を試みたのであつた。これが娛樂、文化を通じて朝鮮映畫の處女作であり又內地に公開上映した初めてのものであつた。この映畫は時恰も大正八年騷擾事件の跡を享けただけ、內地では多大の興味を以て迎へられ各地とも超滿員の盛況を呈したが、就中東京では貴衆兩院議員の觀覽に供して、朝鮮に對する認識を深めたことは何んと云ふても大きな收穫であつた。而してこの映畫を十八年後の今日に上映して見ると、總督府は今の南山麓の科學館で、京城驛は昔の木造一階建であり、朝鮮神宮もなければ京城大學もなく、仁川の月尾島には干潮時に飛石を踏んで行く場面が現はるゝなど凡てのものに隔世の觀がある。蓋し朝鮮の進度を如實に物語る映畫としての基礎であり、今日に於ては國寶的映畫の存在であるとも云ふべきであらう。

而して內地各地で巡回映寫の傍ら母國の風景文物を五卷物に撮影し、其の年の五月にはこれを「內地事情」と題して各道所在地を巡回映寫したのであるが、これが又朝鮮內に於ける文化映畫上映の嚆矢とすべきもので

あつた。當時鮮内一般に民心は荒んで居たが、この内地紹介映畫は朝鮮民衆に一沫の清凉劑を與へ内地に親しみを抱かしむることが出來たのは豫期せざる處であつた。次で此の「内地事情」は七組を作製し二道に一組を配給し各道内を巡回映寫せしむべく各道に映寫班を新設したのも亦この時代であつた。

然るにその後に於ける映畫利用は益々擴大され、單なる内外事情の相互紹介に止まらず、大正十三年よりは社會教化の分野に、昭和五年よりは本府映畫の常設館上映を試み、或は農山漁村の振興運動や、納税、衞生思想の普及等にも利用し、あらゆる部門に進出することゝなつた。そして畏くも　皇室に關係ある映畫は總督より聖き邊りへ獻上せらるゝ例もある。

例へば宮殿下の朝鮮御成、御大禮奉祝狀況、其の他侍從の水害地視察や、侍從武官の國境警察官の慰問などの光景を謹寫せる映畫であつて、昭和十二年末には實に五十八卷を獻上し、尙外國の皇族や貴顯に、獻上或は寄贈したものも十二卷に及んで居る。

斯くして昭和十二年中は新撮影三十二卷、所要原板一萬二千七百米、又既往十八箇年の累計を示せば六百七十九卷、二十七萬七千四百七十一米に達し、トーキー映畫としては「躍進二十五年」全八卷「躍る朝鮮」全七卷「新興朝鮮」全五卷「朝鮮旅行」全二卷等があり、十年前より十六ミリ班も充實し本府撮影の三十五ミリ班はどれでも十六ミリに縮寫配給せらるゝと云ふ狀況である。又時には映寫技術員の講習會も開けば、内鮮滿宣傳映畫主任の打合會等も開催し内容の美化向上に努めつゝある。

又本府映畫班は一面公衆の第一線に進出して映寫も行ふて居る。今では内外より朝鮮に來る各種の視察團に

朝鮮紹介の映畫を觀覽せないものはない位に徹底して居る。映寫場としては本府廳舍の映寫室を使用する場合もあれば、總督官邸やホテル等を使用する場合もあり、軍艦入港等に際してはデッキ映寫を試み、又定期的に行ふものに毎年花時の昌慶苑に於ける夜間映寫、五月の兒童愛護週間や、夏期衛生週間の映畫會、十月始政記念日前後に於ける施政宣傳映畫會、秋季神苑に開く銀幕の教化映畫である。又内地に開催される博覽會には朝鮮紹介の映寫會を開くことを例として居るが、その内でも昭和七年の金澤博覽會の如きは五十日の全期間を通じ連日數回の映寫を行ふたこともあつた。昭和十二年中に映寫した回數は三百九十二回、六十八萬三千餘人の觀覽者を集めて居る。因に大正九年以來の映寫回數は四千七百三十三回、一箇年平均二百六十三回に及んで居る。

尚朝鮮の名勝、風俗其の他一般的諸施設は海外にも宣傳し、以て國際觀光の一助に供して居るが、此の種の映畫には歐文字幕を入れ外國人向に仕立て、帝國の大公使館或は特殊團體に寄贈し、適當の機會を捉へて映寫を依囑して居る。

又各道を初め各官公署、新聞社、科學館兒童映畫デー、府民館の學友映畫會等にも無料貸付を行ひ教化宣傳に努め、時には常設館にも貸付して民衆淨化の一助に供し、劍戟や追かけ物などで疲れ切つた觀客の頭を幾分か陶冶させ、その間に民衆の趣味を向上せしめ、延いては一般興行映畫の水準を高め高尚な娯樂の琴線に觸れしむる樣努めて居る。

文書課では現在までに製作した映畫六百七十八卷と、これに外部からの購入映畫百四十三卷を所藏し、この

内で十二年中の貸出卷數は八百二十二卷、使用延日數二萬九千七百二日、既往十八年間を通ずれば實に九千七百六十卷、使用延日數四十萬二千五百十一日、これを一箇年に平均すれば五百四十三卷、使用延日數二萬二千三百六十二日と云ふ尨大な計數を示して居るが、この大規模なフヰルムライブラリーは恐らく全日本を通じての最大なものであると云ひ得るであらう。

次に本府に於ては昭和二年より映畫の實費拂下を行ふて居る。從來は三十五ミリ及十六ミリとも一米の單價四十錢であつたが、昭和十二年九月以降爲替管理の影響により生フヰルム暴騰の爲め他の官廳同樣當分の間一米六十錢に値上げすることゝなつた。

又昭和四年よりは優良映畫を多衆に積極的に觀覽せしむる趣旨の許に、政務總監を會長とする朝鮮社會事業協會に於て推薦を行ふことゝなし、藝術的にも、教育的にも、又娯樂的にも教化の趣旨に添ふものであると認むるものは、映畫の所有者より願出に依つて推薦を行ふて居るが、これは一卷につき五十錢宛の手數料を徴すべきであるけれ共、斯道奬勵の爲當分の間はこれを免除することゝして居る。昭和十二年末までに七十七本の優良映畫が推薦されて居るが、是等の映畫に對しては本府としても大きな犧牲を拂ひつゝ藝術的價値の昂上と、民衆への教化的影響を與へしむることに努力して居る。

扨て本府映畫班の稿を終るに臨み特筆すべきことは今次の事變と映畫の關係である。七月に入り突如支那事變の勃發するや、文書課映畫班は常例的の映畫製作を中止し、專ら時局認識と、銃後の朝鮮としての心構を指導する映畫の製作に沒頭し、軍隊の見送、千人針、金釵會、慰問金品の發送及防護團結成等の場面を撮影蒐集

し朝鮮としての時局關係映畫ニュースたる二卷物の「銃後の朝鮮」は、十三組を製作して逸早く各道及外局等に配給し時局認識に努めしめ、又引續き長期戰に對處する國民の指導映畫として、事變の發端より出兵の必要、これに對する國民の覺悟を教へんとする映畫「銃後に捧ぐ」全三卷を十三道分製作し、又「皇國臣民の誓詞其の一」は三十萬本を、「其の二」は百十五本をプリントして全鮮百十五の常設館に上映せしめた。

又一方には同盟通信にて撮影せる事變ニュース映畫を第一報より引續き毎報毎に購入せるが、十二年末までには三十卷に達した。これ等は前記「銃後朝鮮」と共に公開して居るが、その映寫回數のみにても七十餘回に達して居る。

又文部省製作の「國民精神總動員大演說會」有聲版全二卷を三組購入し、内一組宛を南鮮と北鮮の二方面に貸付して巡回映寫を行はしめ、今明年に亙りて大衆映寫を實施すること丶なつて居る。時局に對する映畫の利用は斯くの如くにして、統制ある時局認識方法は映畫國策と相俟ち銃後映畫の報國運動として正に劃期的時代を生んで居る。

尙既往十八年間に於ける文書課映畫班の撮影卷數、映寫回數並に貸付卷數等の計數を揭ぐれば

年別	新撮影卷數	新撮影米數	映畫回數	貸付卷數	貸付延日數
大正九年	一八卷	七、四二〇米	四九回	—	—
同十年	二〇	八、六〇〇	六六	八	二、〇四八
同十一年	三九	一七、六〇〇	九三	六六	一〇、〇一五

同十二年	四四	二九、一〇〇	一三一	一六八	七、三三九
同十三年	三六	一八、一八〇	一二三	三四五	七、五二四
同十四年	三八	一一、九〇〇	一九二	六四五	二四、七〇四
同十五年	四三	二〇、四〇〇	一九二	七五五	三六、〇二九
昭和二年	三六	一〇、九〇〇	二〇三	六五三	六七、四二七
同三年	三一	八、七八七	五〇五	一、〇三二	二五、一三五
同四年	六〇	二六、五四〇	四六五	八五六	三四、七九三
同五年	三一	一四、〇〇〇	五一〇	六七九	三〇、六五〇
同六年	二六	一四、〇〇〇	三六〇	七二五	一八、四七八
同七年	三六	一二、四二〇	七一〇	六九九	二〇、四三〇
同八年	三六	一二、四一四	二一四	七一〇	二三、三九二
同九年	四三	一七、五〇〇	三一〇	七〇八	二一、四七七
同十年	五六	一七、九〇〇	三三〇	八三六	二一 二九六
同十一年	五二	一六、九〇〇	三三六	六五三	三三、〇七一
同十二年	三三	一三、七〇〇	三九二	八三三	二九、七〇二
計	六七九	二七七、四七一	四、七三三	九、七六〇	四〇二、五一一

尙本府內には文書課の外に

イ　外事課に於ては大正十一年以來在滿鮮人の慰安を目的とする映寫班を置き、文書課製作映畫の大半を提げて一年一囘南北滿洲に巡囘映寫を試みたものであるが、併合當時に不滿を抱いて渡滿した同胞も映畫を通じ

て見る郷土の進展には感慨無量のものがありとして、今更の如く總督政治を謳歌せぬものはなかつた程である。就中赤ん坊の頃父母に同伴された今の三十歳前後の青年層は、朝鮮のことゝ云へば記憶にもあらう筈なく、映畫に依つて初めて朝鮮を知つたと云ふ狀態で誠に涙ぐましい情景を見せつけられたのであつた。しかしこの映畫班は昭和十二年治外法權の撤廢と共に滿洲國に引繼がれることゝなつたのである。

ロ　林政課には火田民指導の具として十六ミリの映寫班を設置し、專ら平安北道、咸鏡南北道の火田民に文書課の製作映畫其の他を提供し、未だランプの光りさへ見ない海拔千二百米の高原に、ホームライトの威力をかりて百燭光電燈の數箇も點じつゝ、映畫利用の指導教化に當つた。ヤナギランの花に腰をかけて見とれる火田の里人が驚くまいことか、映畫前には誰れもが銀幕を背にし映寫機に面して坐り込み、映畫が映りだすとボツ〳〵と銀幕の方に視線を向け、時には幕の後ろに行つて布面を撫で見ると云ふ情景をよく見たものである。

ハ　又警務課では國境警備や消防宣傳映畫として「國境冬の陣」「消防陣」などあり、稅務課では納稅思想の普及映畫として「區長の子達」あり、農村振興課では農振映畫として「深犁講習」あり、農產課では緬羊飼育の指導映畫として「北鮮の緬羊は語る」あり、商工課には工場紹介映畫として「女性は强し」あり、其の他社會課では職業紹介映畫を、社會教育課では民風作興に關する各種の映畫を、それ〴〵文書課に依囑して作製し、隨時これを貸出し斯道の宣傳紹介に寄與せしめて居る。

二　各地の映寫班

各道に於ける映寫班は前項本府映畫班の新設に伴ふて一齊に設置せられ、大正九年九月までには整備を告ぐるに至つた。されど當時の映寫機はアーバレと稱する手廻機で最も原始的なもので、今日の若い映寫技術員などは名前さへも知らない程の前世紀の遺物である。そして電氣のない所では酸素瓦斯を發生するため大型のタンクを牛車で運ぶと云ふ騒ぎを演じたものであつた。

或る普通學校の生徒が讀み方の時間に先生から敎へられたる所の鹿は、市内でも散歩して居ると云ふことをどうしても信じない、山に住む鹿がどうして市内を歩むものかと同級生は疑つて居た。然るに前項の如く一夜「内地事情」の映畫を見て初めて先生の敎のほんとであつたことが判つたと云ふ樣な話は屢々聞かされたことであつた。從つて斯うした方面に使用する映畫の製作には觀察に骨の折れない樣に極めて簡易に撮影し複雜した表現法では効果がなかつたものである。内地人などが見れば何んたる無趣味な映畫だらうと思ふ程度のもので却てこの時代にはよかつたのであつた。

其の後映寫機も次第に自働式のものに向上し、說明には擴聲器を使用するもあり、蓄音機も側に置いてレコード伴奏さへも加味する樣になり、更に運搬の便と維持費の安値を考慮して、十六ミリも混用し又慶尙北道の如きは早くもトーキーの映畫班を設置するに至つた。

三 外局の映寫班

イ 外局方面を見渡すに當りては豪華を誇る鐵道局の映寫班から掲げねばなるまい。同局には觀光映畫をも利用し旅客を誘致せうと云ふだけあつて、其の機構の凡てが蕭洒に出來て居る。既製映畫には稍々古いものに「朝鮮の旅」「金剛山」「四季の行事」「朝鮮の展望」「新羅王朝の跡を尋ねて」「羽衣天女物語」などがあつて東京、大阪、下ノ關の鮮滿案內所に配給せられ旅客吸收に使用されてゐる。

又昭和十二年にはＰＣＬで錄音した內鮮周遊映畫の「朝鮮篇」が完成し、更に同年末には巨費を投じ日活とタイアップした「大金剛の譜」を作製し、半島の舞姬、崔承喜をヒロインとし、內地常設館での上映は勿論、近く歐洲向に仕立てゝ舞姬が携行し歐洲各國でお目見えする計畫がある。兎も角近來の鐵道局映畫は何れも時代の尖端を走り、凡てがトーキー化され伴奏音樂も高級な生の音樂を入れると云ふ狀況で無聲映畫の如きは實に昔の物語となつて居る。

又同局では鐵道會館に理想的の防音裝置を施し、これに高級映寫機を据へ付け局員や家族に屢々優秀映畫や時局ニュースを上映し觀賞會を開いて居る。小供を脊負ふて京城の常設館まで足を運ぶことを許さない家族達に對し、每土曜日の定期ニュースが如何に家庭人に時局認識を徹底せしめあるかは申すまでもないことである。又一方地方の從業員や家族達に對しては別に慰安の途を講じて、巡回映寫班を派遣するなど今や黑潮に乘つた鐵道局映畫陣の活躍振には驚異に値するものがある。

ロ　遞信局映畫班は大正十一年に始まり、當時は本府文書課に郵便貯金宣傳の映畫製作を依囑し或は民間製作所に注文せるもの等數本を所藏し本局で統制したものであつたが、その後地方の映寫は京城、釜山、元山、平壤の四分掌局に委することゝなつた。尙遞信局としての特異性は映畫の性質が不燃性でなくてはならぬことで、これは先年遞信省の映寫班が福山市の小學校でフヰルム引火の不祥事を惹起した苦い經驗から警戒せられたものである。

又同局では昭和十二年遞信會館を新築し、其の四階には數百人を收容し得る防音裝置の映寫室が出來て居る。据付用の映寫機は未だ整ふては居らぬが小會合の映寫室としては先づ理想的のもので、自力でトーキーの音波を出すことも遠き將來ではあるまい。

ハ　專賣局では昭和八年より煙草耕作違反の取締に映畫をも利用することゝなり「タンバクヤ」全五卷の製作を手始めに「煙草の製造」或は「專賣十五年」などの映畫を本府文書課に依囑し、當初は本局直營にて全鮮の耕作組合等に巡回映畫を行ふたものであるが、現今では京城、大邱、全州、平壤の四地方專賣局に十六ミリ映寫班を充實し、本局から配給される映畫に依つて、各地方局管內を巡回映寫し、更に昭和十二年よりは本局にトーキー班の新設を見るに至つた。

このトーキー班が年末にかけて國境に巡回映寫を行ふた際、或る一人の觀覽者が我々の吸ふ煙草は民間の會社が高く賣つて儲ける商品だと許り思ふて居たのに、今回の映畫を見て專賣局と云へば總督府の官廳であつて煙草を造ることは國家の仕事であつたか、と驚いたと云ふ土產話を聞かされたが、これも專賣映畫の齎

した珍談の一つではあるまいか。

四　金融組合の映畫班

金融組合では古くから各道支部に技士一、映寫技術員一より成る三十五ミリの映寫班を設置し、映畫は配給會社等から其の都度借上げ組合員慰問の意味で、毎年一回組合を單位とする巡回映寫を行ふたものであるが、昭和十一年よりは巡回映寫の强力なる統制を圖り、これを京城の本部に引き上げ、二箇班を置き本府の文書課に製作を依囑した「榮え行く金融組合員の村」を初め教化物四卷娯樂物八卷の三本立て、尤も昭和十二年はこれに事變ニュース三卷を加へた四本立て計十六卷を持て巡回映寫を行ふこと丶し、昭和十二年には二百八十二回の映寫に、六十七萬六千五百五十人と云ふ組合員に觀賞せしめて居る。從てホームライトの使用數は他の映寫班の追從を許さないとのことであるが、それだけ山奥にはいり込んでの映寫であることを物語る。尚「榮え行く金融組合員の村」と云ふ長い題名の映畫は、現に金融組合で指導して居る農村振興部落中最も優秀なものを各支部毎に一箇所を選び撮影したもので、金組の事業を紹介する傍ら農山漁村の振興運動に寄與する處大なるものである。

五　新聞社の映寫班

大阪毎日及大阪朝日の京城兩支局と、京城日報社にトーキーの映寫班を設置したことは最早や古いことであ

るが、何れも讀者慰安を目的とし、殊に時節柄時局ニュースの上映には常設館の封切映畫と同時上映を行ふなど、非常時意識の昂揚に努むる蓋し甚大なるものがある。

六　學友映畫會

學生達が常設館から封ぜられたことに同情し、何んとかして害にならぬ興味映畫を是等の學徒に見せてやりたいとの一念から生れた學友映畫會は、道知事、府尹了解の下に各學校長、補導員等と連絡をとり、昭和十一年に發會式を擧げ京城府民館を會場に、前田昇少將を委員長に充て、毎月數回初等學校生徒よりは五錢乃至十錢、中等學校生徒には十錢乃至二十錢の入場料を徴し、新鮮な娯樂映畫や事變ニュース映畫などを上映觀覽せしめて居る。

京城府内の學校を統制的に觀覽せしめると云ふ企ては內地の先進都市に於ても未だ見ざる所で、學生達よりは恰も旱魃時に於ける慈雨の如くに喜ばれ、又これには父兄母姉等も觀覽することが出來るのであるから、結局親子連れの見物と云ふ譯で一般からも多大の贊意を博して居る。

以上の如く朝鮮の文化映畫は內地のそれの如く時代の要求に連れて一段と異彩を放ち、殊に事變に對する認識と其の心構に對處する爲に貢獻せる實績は、計り知ることの出來ぬものがあるであらう。唯だ惜しむらくは各種の文化映畫を內地よりの移入物に滿足せず、朝鮮に題材を捉へた所謂朝鮮向き映畫としての優秀品を多産せしめんことを希望して止まないものである。

朝鮮昭和十年國勢調査結果の概要（全羅北道）

國勢調査課

人口　昭和十年十月一日現在に於ける本道の總人口は一、六〇七、二三六人にして、全鮮總人口二二、八九九、〇三八人の七・〇二%に該り、十三道中第八位を占む。之を既往に就て觀るに、大正十四年は七・〇一%、昭和五年は七・一四%にして、昭和五年に於て其の割合を幾分增加したるも昭和十年に於ては之を減じ大正十四年と略同率を示せり。總人口を昭和五年の一、五〇三、六九五人に比すれば一〇三、五四一人（六・九%）の增加を示し、其の增加割合は全鮮人口の增加割合八・七%に比し稍低し。而して之を大正十四年乃至昭和五年の五年間に於ける增加一三四、六八五人（九・八%）に比するときは人員、割合共に之を減少したり。尙大正十四年乃至昭和五年に於ける本道の自然增加は八八、三四三人、昭和五年乃至昭和十年に於ける夫れは八三、四七八人なるに對し兩期共實人口增加の之を凌駕せるは人口の社會的移動に於ける來住超過の結果なるべし。

年次	人口增加數	同增加割合	出生數	死亡數	死亡に對する出生の超過	往住に對する來住の超過
自大正十四年至昭和五年	一三四、六八五	九八・四‰	二〇〇、〇七五	一一一、七三二	八八、三四三	四六、三四二
自昭和五年至昭和十年	一〇三、五四一	六八・九	一九二、三一三	一〇八、八三五	八三、四七八	二〇、〇六三

道人口の府郡別分布狀態を觀るに、群山府は四一、六九八人、全州府は四二、三八七人にして共に道人口の二・六%を占め、郡部に在りては井邑の一七四、九二八人(一一・〇%)を最多とし、之に亞ぐ金堤、益山、完州、高敞、南原、沃溝の各郡は孰れも十萬以上を占め、十萬未滿の郡は扶安、任實、錦山、淳昌、鎭安、長水の順位にして、茂朱の五二、七六九人最も少し。次に各府郡の人口增減を檢するに、昭和五年乃至昭和十年の期間に於て鎭安、淳昌の二郡に人口の減少ありたる外、他は兩期を通じ孰れも其の人口を增加したり。而して最近五年間に於て群山府は七、一四二人、全州府は三、七九二人を增加し、郡部に在りては金堤の一二、二九八人最も多く、益山の一七、七七九人、沃溝の一〇、四九七人、井邑の九、四八四人等順次之に亞ぎ、長水の七二九人最も少し。又之を增加割合より觀るときは、群山府二〇・七%、全州府九・八%を示し、各郡中最も高きは金堤の一四・七%にして、益山の一一・六%、沃溝の一〇・七%、扶安の九・九%順次之に亞ぎ、其の他の諸郡は孰れも道平均(六・九%)以下に在り。

府郡	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	全管人口千中 昭和十年	全管人口千中 昭和五年	全管人口千中 大正十四年	人口の增減(△は減) 自昭和五年至昭和十年 人員	人口の增減(△は減) 自昭和五年至昭和十年 割合	人口の增減(△は減) 自大正十四年至昭和五年 人員	人口の增減(△は減) 自大正十四年至昭和五年 割合
全管	一、六〇七、二三六	一、五〇三、六九五	一、三六九、〇一〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇三、五四一	六九%	一三四、六八五	九八%
群山府	四一、六九八	三四、五五六	二一、五五九	二六	二三	一六	七、一四二	二〇七	—	—
全州府	四二、三八七	三八、五九五	二三、六八三	二六	二六	一七	三、七九二	九八	—	—

完州郡	一五一、〇二四	一四五、八八六	一四三、四五二	九四	九七	一〇五	五、一三八	三五	—	—
鎮安郡	六九、七二〇	六九、七四一	六八、九一四	四三	四六	五〇	△二一	△〇	八二七	三
錦山郡	七六、九〇五	七二、九六二	七〇、一七三	四八	四九	五一	三、九四三	五四	二、七八九	四〇
茂朱郡	五二、七六九	五一、五七三	五〇、五三五	三三	三四	三七	一、一九六	二三	一、〇三八	二
長水郡	五三、二四一	五三、五一二	五二、三五七	三三	三五	三八	七二九	一四	一五五	三
任實郡	八一、三九三	七九、七八九	七六、五三一	五一	五三	五六	一、六〇四	二〇	三、二五八	四三
南原郡	一二五、二二三	一二〇、七八四	一〇八、八八二	七二	七四	八〇	四、四三九	四〇	—	—
淳昌郡	七三、八六二	七四、五三九	七〇、四六五	四六	五〇	五一	△六七七	△九	—	—
井邑郡	一七四、九二八	一六五、四四四	一四九、八七三	一一〇	一〇九	一一〇	九、四八四	五七	一五、五七一	一〇四
高敞郡	一三三、三三九	一二五、〇三〇	一〇九、六六四	七六	七六	八〇	七、三〇九	六四	五、三五六	四九
扶安郡	九八、七三四	八九、八四五	七八、五五四	六二	六〇	五七	八、八八九	九九	一一、二九一	一四四
金堤郡	一七四、〇七八	一五一、七八〇	一三三、三二五	一〇八	一〇一	八九	三、二九八	一四七	—	—
沃溝郡	一〇八、一四八	九七、六五一	八七、五五〇	六七	六五	六四	一〇、四九七	一〇七	—	—
益山郡	一七〇、七九七	一五三、〇一八	一三五、五〇三	一〇六	一〇二	九九	一七、七七九	一一六	一七、五一五	一二九

（註）大正十四年及昭和十年の兩國勢調査期間に於て左の如く府郡區域一部の分合行はれたるも、之等大正十四年の人口は今分割整理するに由なきを以て、群山府、南原郡、淳昌郡、金堤郡及沃溝郡大正十四年人口は各其の調査當時の區域に依り、全州府同人口は其の調査當時に於ける全州面の人口を記載し、完州郡同人口は舊全州郡人口より全州面人口を除き舊雨林面人口を合算することゝし、大正十四年乃至昭和五年に於ける人口の增減及割合の算出は之を省略したり。而して昭和五年人口は全部昭和十年の區域に依り組替整理したるものなり。尙後述體性に於ける男女別人口表の當該大正十四年人口も同樣の取扱ひに依りたり。

群山府　昭和七年十月舊群山府一圓に沃溝郡米面及開井面區域の一部を編入

全州府　舊全州面は昭和五年七月其の一圓に上關面、歔田面及伊東面區域の各一部を編入し、昭和六年四月邑制を、亞で昭和十年十月一日府制を施行

完州郡　昭和十年三月舊雨林面區域の一部を新設金堤郡金山面に編入

南原郡　昭和十年三月舊大山面區域の一部を淳昌郡東溪面に編入

人口密度

本道の總面積八、五五三・二七方粁に對する人口密度は一方粁一八八人にして、全鮮平均一〇四人に比し著しく高く十三道中第三位に在り。而して之を昭和五年の人口密度一七六人に比較するときは一方粁一二人、大正十四年の一六一人に比すれば一方粁二七人の激増なり。次に各府郡の人口密度を觀察するに、黄海沿岸地方及錦江、萬頃江、東津江各河川の流域は稀に見る大平野を成し、而も地味頗る肥沃にして其の密度著しく高きも、道の東北部殊に忠清北道及慶尙南北道に接する地方は孰れも山岳重畳起伏し、交通不便にして其の密度概して低きは當然のことゝ謂ふべし。卽ち群山府の一方粁五、四一五人、全州府の同三、七六一人は之を例外とし、各郡中密度の最も高きは金堤の一方粁三二三人にして、益山の同三一九人、沃溝の同二八四人、井邑の同二五二人、扶安の同二三八人、高敞の同二〇七人之に亞ぎ、爾餘の諸郡は孰れも道平均(一方粁一八八人)以下に在り、就中茂朱の一方粁八四人及鎭安の同八八人は其の特に低きものとす。

府郡	面積(方粁)	人口	一方粁に付人口	府郡	面積(方粁)	人口	一方粁に付人口
全管	八、五五三・二七	一、六〇七、二三六	一八八	南原郡	七五一・六九	一一五、二三三	一五三
群山府	七・七〇	四一、六六八	五、四一五	淳昌郡	四九七・七六	七三、八六三	一四八

全州府	一一・二七	四三、三八七	三、七六一
完州郡	一、〇一〇・〇七	一五一、〇二四	一五〇
鎭安郡	七八八・九三	六九、七二〇	八八
錦山郡	五七六・四七	七六、九〇五	一三三
茂朱郡	六二九・一五	五二、七六九	八四
長水郡	五三一・九七	五三、二四一	一〇〇
任實郡	五九三・六九	八一、三九三	一三七
井邑郡	六九五・〇一	一七四、九二八	二五二
高敞郡	五九一・六〇	一三三、三三九	二〇七
扶安郡	四一四・一四	九八、七三四	二三八
金堤郡	五三八・六二	一七四、〇七八	三二三
沃溝郡	三八〇・八二	一〇八、一四八	二八四
益山郡	五三五・三八	一七〇、七九七	三一九

人口階級別府邑面數及人口　調査當時に於ける本道の府邑面總數は二府、四邑、一七二面にして、之を人口階級別に分つときは四萬以上二、二萬以上二、一萬以上四〇、五千以上一一九、三千以上一五にして、府邑面總數の七割五分は一萬未滿の階級に、二割五分は一萬以上の階級に屬す。然るに其の所屬人口の總人口に對する割合は一萬未滿六割一分、一萬以上三割九分にして、之を府邑面數の割合と比較するに兩者に著しき懸隔あるは人口の都市集中に依る當然の結果なるべし。更に之を既往に就て觀るに、各調査を通じ一萬未滿の府邑面數及人員を減少し、一萬以上の夫れを增加したり。之卽ち人口增加に伴ふ必然的影響なるは勿論なるも、其の直接原因として府邑面の廢置分合に依る影響も亦尠からざるものあり。

人口階級	昭和十年			昭和五年			大正十四年		
	府邑面數	人口	人口千中	府面數	人口	人口千中	府面數	人口	人口千中
總數	一七八	一、六〇七、二三六	一、〇〇〇	一八九	一、五〇三、六九五	一、〇〇〇	一八九	一、三六九、〇一〇	一、〇〇〇
一、〇〇〇未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—

一、〇〇〇以上	一五	六七、二一〇	四二	一三	一〇三、四七六	六八	二七	一八、七一七	八七
一、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三、〇〇〇以上	一	三、八六三	二	三	一一、〇三八	七	四	一四、四三七	二
四、〇〇〇以上	一四	六三、三四八	四〇	二〇	九一、四四八	六一	二三	一〇四、二八〇	七六
五、〇〇〇以上	一九	九二一、〇四八	五六七	一二七	九九一、三五九	六五九	一三九	九六一、七二〇	七〇三
五、〇〇〇以上	三	一二三、八七八	七七	三六	一九八、八七〇	一三三	三九	二一三、九七九	一五六
六、〇〇〇以上	二〇	一三〇、九二六	八一	二六	一六七、三四〇	一一一	三五	二三四、九五五	一六四
七、〇〇〇以上	二一	一六〇、五八五	一〇〇	二八	二〇八、四九二	一三九	三五	二六三、七一七	一九三
八、〇〇〇以上	三〇	二五一、五一八	一五七	二八	二三五、二一九	一五六	二三	一九三、八八一	一四三
九、〇〇〇以上	二六	二四四、一四一	一五三	一九	一八一、四三八	一三一	七	六六、一八八	四八
一〇、〇〇〇以上	四四	六二八、九七八	三九一	二九	四〇九、八六〇	二七三	二三	二八八、五七三	二一一
一〇、〇〇〇以上	四〇	五〇〇、四三九	三一一	二六	三二五、一五三	二一〇	二〇	二三三、五〇九	一六三
二〇、〇〇〇以上	二	四四、四五四	二八	二	五六、一一三	三七	三	六五、〇六四	四八
三〇、〇〇〇以上	—	—	—	一	三八、五九五	二六	—	—	—
四〇、〇〇〇以上	二	八四、〇八五	五三	—	—	—	—	—	—
五〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—

體性　總人口一、六〇七、二三六人を男女に分つときは男八二三、九二一人、女七八三、三一五人にして女百に付男一〇五・一八に該り、男の超過割合著しく高し。然れ共之を既往に就て觀るに、左の如く調査を重ぬ

る毎に男女の權衡近接の傾向に在り。

年次	男	女	男の超過	女百に付男
昭和十年	八二三、九二一	七八三、三一五	四〇、六〇六	一〇五・一八
昭和五年	七七七、二五〇	七二六、四四五	五〇、八〇五	一〇六・九九
大正十四年	七〇九、五二一	六五九、四八九	五〇、〇三二	一〇七・五九

而して男女の增加數は大正十四年乃至昭和五年に於て男六七、七二九人、女六六、九五六人、昭和五年乃至昭和十年に於て男四六、六七一人、女五六、八七〇人にして、前期に在りては稍男の增加多きも後期に在りては反對に女の增加多し。之を同期間に於ける死亡に對する出生の超過卽ち自然增加に比較するときは、前期に於て男一九、一三八人、女二七、二〇四人、後期に於て男二、三八四人、女一七、六七九人の實增加の超過なり。之卽ち人口の社會的移動に於て男女共來住の超過を示すものなるべし。

年次	增加數		出生		死亡		死亡に對する出生の超過		往住に對する來住の超過	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
自大正十四年至昭和五年	六七、七二九	六六、九五六	一〇九、三五〇	九〇、七二五	六〇、七五九	五〇、九七三	四八、五九一	三九、七五二	一九、一三八	二七、二〇四
自昭和五年至昭和十年	四六、六七一	五六、八七〇	一〇四、七〇五	八七、六〇八	六〇、四一八	四八、四一七	四四、二八七	三九、一九一	二、三八四	一七、六七九

府郡に於ける男女の權衡を觀るに、各府郡悉く男の超過を示し、男の割合特に多きは群山府の女百に付男一一六・八八、金堤の同一〇九・〇九、沃溝の同一〇七・三二、完州の同一〇六・六一にして、其の他茂朱、長水、鎭安、益山の各郡を比較的著しきものとす。

府郡	昭和十年 男	昭和十年 女	昭和十年 女百に付男	昭和五年 男	昭和五年 女	昭和五年 女百に付男	大正十四年 男	大正十四年 女	大正十四年 女百に付男
全管	八二三、九二一	七八三、三一五	一〇五・一八	七八七、二五〇	七三六、四四五	一〇六・九九	七〇九、五三一	六五九、四八九	一〇七・五九
群山府	二一、四七二	一九、二二六	一一一・六八	一九、二〇三	一五、三五三	一二五・〇八	一三、一五六	九、四〇三	一三九・二八
全州府	二一、四一一	二〇、九七六	一〇二・〇七	一九、九一六	一八、六七九	一〇六・六二	一二、九四九	一〇、七三四	一二〇・六三
完州郡	七七、九二九	七三、〇九五	一〇六・六一	七六、〇三九	六九、八四七	一〇八・八七	七四、九三一	六八、五三一	一〇九・三五
鎭安郡	三五、八六三	三三、八五七	一〇五・九二	三六、〇八一	三三、六六〇	一〇七・一九	三五、八七九	三三、〇三五	一〇八・六一
錦山郡	三九、一五九	三七、七四六	一〇三・七四	三七、一八一	三五、七八一	一〇三・九一	三六、一〇七	三四、〇六六	一〇五・九九
茂朱郡	二七、一八三	二五、五八六	一〇六・二四	二六、五五九	二五、〇一四	一〇六・一八	二六、二九四	二四、二四一	一〇八・四七
長水郡	二七、三九九	二五、八四二	一〇六・〇三	二七、一六六	二五、三四六	一〇七・一八	二七、二六三	二五、〇九四	一〇八・六四
任實郡	四一、四六六	三九、九二七	一〇三・八五	四一、三五九	三八、四三〇	一〇七・六二	三九、五七五	三六、九五六	一〇七・〇九
南原郡	五八、三三〇	五六、九〇三	一〇二・四九	五六、三六五	五四、四一九	一〇三・五八	五五、五九四	五三、二八八	一〇四・三三
淳昌郡	三六、九八六	三六、八七六	一〇〇・三〇	三七、三〇五	三七、二三四	一〇〇・一九	三五、七〇三	三四、七六二	一〇二・七一
井邑郡	八九、〇九三	八五、八三五	一〇三・八〇	八四、九六五	八〇、四七九	一〇五・五七	七七、七三四	七二、一三九	一〇七・七六
高敞郡	六二、一一九	六〇、二一〇	一〇三・一七	五八、七九一	五六、二二九	一〇四・五六	五六、三五四	五三、三一〇	一〇五・七一
扶安郡	五〇、三九九	四八、三三五	一〇四・二七	四六、二七八	四三、五六七	一〇六・二二	四〇、二四二	三八、三三二	一〇五・〇四
金堤郡	九〇、八二一	八三、二五七	一〇九・〇九	七九、五九二	七二、一八八	一一〇・二六	六三、四九七	五八、八一八	一〇七・九六
沃溝郡	五五、九八三	五二、一六五	一〇七・三三	五一、〇三七	四六、六一四	一〇九・四九	四五、六二三	四一、九二八	一〇八・八一
益山郡	八七、三二八	八三、四七九	一〇四・六〇	七九、四二三	七三、六〇五	一〇七・八九	七〇、六二一	六四、八八二	一〇八・八五

年齢　總人口一、六〇七、二三六人を年齢に依り幼年、生産年齢及老年の三階級に區分すれば、十四歳以

下の幼年者六五四、一四七人(四〇・七%)、一五―五九歳の生産年齢者八七〇、六〇四人(五四・二%)、六〇歳以上の老年者八二、四八五人(五・一%)となる。之を男女別に觀るに、男は女に比し幼年者及生産年齢者の割合高く、老年者の割合低し。而して各年齢級に於ける男女の權衡は幼年級に於て女百に付男一〇五・四六、生産年齢級に於て同一〇七・〇三にして共に男の超過なるも、生産年齢級に於ける男超過の割合高し。然るに老年級に於ては同八五・七六を示し、反對に女の超過割合稍高し。

年齢	總數	男	女	女百に付男	各人口千中		
					總數	男	女
總數	一、六〇七、二三六	八三一、九一一	七七五、三二五	一〇五・一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇―一四	六五四、一四七	三三五、七六五	三一八、三八二	一〇五・四六	四〇七	四〇八	四〇六
一五―五九	八七〇、六〇四	四五〇、〇七四	四二〇、五三〇	一〇七・〇三	五四二	五四六	五三七
六〇以上	八二、四八五	三八、〇八二	四四、四〇三	八五・七六	五一	四六	五七

年齢三階級別割合を前二回の調査と比較するに、男女を通じ幼年者は調査毎に増加し、生産年齢者及老年者は之に反し漸減の傾向を示せり。

年齢	昭和十年				昭和五年				大正十四年			
	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男
總數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇五・一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇六・九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇七・五九
〇―一四	四〇七	四〇八	四〇六	一〇五・四六	三九九	三九八	四〇〇	一〇六・四五	三九一	三九一	三九二	一〇七・三六
一五―五九	五四二	五四六	五三七	一〇七・〇三	五四七	五五四	五三九	一〇九・九六	五五二	五五九	五四四	一一〇・五九

六〇以上	五一	四六	五七	八五・七六	五四	四八	六一	八四・二一	五七	五〇	六四	八三・五七

更に之を五歳階級別に區分して其の割合を觀るに、三五—三九歳級の例外を除き低年齢級より高年齢級に進むに從ひ其の人員を遞減し、正常なる年齢構成を示せり。之を男女に就て觀るも亦同一傾向に在り。而して各年齢級に於ける男女の權衡は五五—五九歳級迄は孰れも男の超過なるも、六〇—六四歳級を境として女の超過に轉じ、而も九五—九九歳及一〇〇歳以上の高年齢級に例外を見るの外、年齢級の進むに從ひ女の超過割合を增大せり。

年齢	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	男	女
總數	一、六〇七、二三六	八二三、九二一	七八三、三一五	一〇五・一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇——四	二五九、五六三	一三一、七二三	一二七、八四〇	一〇三・〇四	一六〇	一六〇	一六三
五——九	二二四、七八五	一一〇、九四七	一〇三、八三八	一〇六・八五	一三四	一三五	一三三
一〇——一四	一七九、八〇〇	九三、〇九六	八六、七〇四	一〇七・三七	一一二	一一三	一一一
一五——一九	一五五、一七四	八〇、〇三七	七五、一三七	一〇六・五二	九七	九七	九六
二〇——二四	一三三、〇四六	六八、二四六	六四、八〇〇	一〇五・三三	八三	八三	八三
二五——二九	一一九、九四九	六一、八三三	五八、一一六	一〇六・四〇	七五	七五	七四
三〇——三四	九六、八六九	五〇、一四〇	四六、七二九	一〇七・三〇	六〇	六一	六〇
三五——三九	一〇〇、〇九六	五二、一〇四	四七、九九二	一〇八・五七	六二	六三	六一
四〇——四四	九〇、七二八	四七、三八九	四三、三三九	一〇九・三四	五六	五八	五五
四五——四九	七三、二一九	三八、二七一	三四、九四八	一〇九・五一	四六	四六	四五

五〇——五四	五五、六五三	二八、七七六	二六、八七七	一〇七・〇七	三五	三五	三四
五五——五九	四五、八七〇	二三、二七八	二二、五九二	一〇三・〇四	二九	二八	二九
六〇——六四	三一、六一一	一五、七七六	一五、八三五	九九・六三	二〇	一九	二〇
六五——六九	二四、二二七	一一、一五三	一三、〇七四	八五・三一	一五	一四	一七
七〇——七四	一五、八〇六	六、八九五	八、九一一	七七・三八	一〇	八	一二
七五——七九	七、九三〇	三、一五九	四、七七一	六六・二一	五	四	六
八〇——八四	二、二八八	八八五	一、四〇三	六三・〇八	一	一	二
八五——八九	四九八	一七二	三二六	五二・七六	〇	〇	〇
九〇——九四	八三	二五	五八	四三・一〇	〇	〇	〇
九五——九九	三六	一五	二一	七一・四三	〇	〇	〇
一〇〇以上	六	二	四	五〇・〇〇	〇	〇	〇

配偶關係　總人口一、六〇七、二三六人を配偶關係別に觀れば、未婚の七七六、八一三人最も多く總人口の四八・三%を占め、有配偶の七一五、三七九人(四四・五%)之に亞ぎ、死別は一〇二、九二八人(六・四%)、離別は一二、一一六人(〇・八%)に過ぎず。之を男女別に觀るに、男は女に比し未婚及離別の割合高く、有配偶及死別の割合低し。而して離別に於ける男の超過及死別に於ける女の超過は共に著しく孰れも他方の約三倍を示せり。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	各人口千中 男	各人口千中 女
總數	一、六〇七、二三六	八二三、九二一	七八三、三一五	一〇五・一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

未婚	七七六、八一三	四三五、一〇一	三四一、七一二	一二七・三三	四八三	五一八	四三六
有配偶	七一五、三七九	三五一、九〇二	三六三、四七七	九六・八二	四四五	四二七	四六四
死別	一〇二、九二八	二七、六三五	七五、二九三	三六・七〇	六四	三四	九六
離別	一二、一一六	九、二八三	二、八三三	三二七・六七	八	一一	四

次に十五歳以上の所謂可婚年齢者に就て其の配偶關係を觀るに、有配偶最も多く總數の七四・六%を占め、未婚の一三・三%、死別の一〇・八%之に亞ぎ、離別は一・三%に過ぎず。之を男女別に觀るに、男は女に比し未婚の割合遙かに高く、有配偶は略相等しきも、死別及離別は總數に於けると同樣死別は女に、離別は男に著しく高し。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中		
					總數	男	女
總數	九五三、〇八九	四八八、一五六	四六四、九三三	一〇四・九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
未婚	一二六、八四七	九九、八九八	二六、九四九	三七〇・六九	一三三	二〇五	五八
有配偶	七一一、二五三	三五一、三五一	三五九、九〇二	九七・六二	七四六	七一九	七七四
死別	一〇二、九一四	二七、六三三	七五、二八二	三六・七〇	一〇八	五七	一六二
離別	一二、〇七五	九、二七五	二、八〇〇	三三一・二五	一三	一九	六

配偶關係別人口の割合を十五歳以上の可婚年齢者及十五歳未滿の幼年者に分ちて前二回の調査と比較するに、十五歳以上に在りては未婚は男女を通じ調査毎に増加し、有配偶は昭和十年の女に幾分の減少ありたるも大體に於て漸増し、死別は之に反し漸減の傾向に在り。而して離別は男に在りては昭和五年に於て増加したる

も、昭和五年と昭和十年は同率を示し、女に在りては昭和五年に於て其の割合半減したるも、昭和十年に於ては幾分之を増加したり。尚可婚年齢者に於ける女の有配偶の割合が各調査を通じ男の夫れを凌駕せるは主として男子有配偶者にして道外出稼者の多き結果に因るものなるべきも、一面朝鮮特有の蓄妾の慣習未だ衰へざるに基因するものなるべし。次に十五歳未満の幼年者に就て之を觀るに、男女共に未婚は調査毎に漸増し、有配偶は之に反し漸減の傾向に在り。惟ふに之は近時漸く早婚の弊風を認識したる朝鮮人が漸次結婚年齢を高めつゝある證左にして誠に慶ぶべき現象と謂ふべきなり。

十五歳以上

配偶關係	昭和十年				昭和五年				大正十四年			
	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男
總數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇四・九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇七・三六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇七・七三
未婚	一三三	二〇五	五八	三七〇・六九	一二四	一九五	四七	四四九・二三	一二〇	一九三	四一	五〇一・六九
有配偶	七四六	七一九	七七四	九七・六二	七四六	七一七	七七七	九八・九七	七三五	七一五	七五八	一〇一・七八
死別	一〇八	五七	一六二	三六・七〇	一一八	六九	一七一	四三・六七	一三二	七七	一九一	四三・三四
離別	一三	一九	六	三三一・二五	一二	一九	五	三七五・八五	一三	一五	一〇	一五三・六七

十五歳未満

配偶關係	昭和十年				昭和五年				大正十四年			
	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男
總數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇五・四六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇六・四五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇七・三六

未婚	九九四	九九八	九八九	一〇六·四九	九八八	九九六	九七八	一〇八·四五	九八一	九九二	九六八	一一〇·一一
有配偶	六	二	一一	一五·四一	一二	四	二二	一七·一七	一九	八	三二	二五·二〇
死別	〇	〇	〇	二七·二七	〇	〇	〇	一〇〇·〇〇	〇	〇	〇	五五·三六
離別	〇	〇	〇	二四·二四	〇	〇	〇	六三·一六	〇	〇	〇	三三·三三

更に可婚年齡者に就き五歲階級別に其の割合を觀察するに、未婚は男に在りては五五―五九歲級、六〇―六四歲級及七五―七九歲級に、女に在りては五五―五九歲級乃至七〇―七四歲級に稍例外を見るの外、年齡の上昇に從ひ其の割合を遞減す。有配偶は男に在りては三〇―三四歲級、女に在りては二五―二九歲級に至る迄其の割合を漸增し、爾後漸減に轉ずるも女の減少率は男に比し特に著しきものあり。死別は男女共に年齡の進むに從ひ其の割合を增加するも、男の五〇%以上を占むるは七五―七九歲級以上なるに對し、女は六〇―六四歲級に於て既に六二・五%を示せり。離別は年齡に依る著しき差異を認めざるも、大體靑壯年階級に於て其の割合比較的高く、又一五―一九歲級の例外を除き、各年齡級を通じ男に其の割合高し。斯の如く男女に依り各年齡級に於ける配偶關係の割合を異にするは、惟ふに其の初婚年齡、生存年數、死別或は離別後の再婚の能否、特に朝鮮に於ては寡婦の再婚を禁ずる風習等の存在するに因るものなるべし。

年齡	各年齡階級人口千中（男）				各年齡階級人口千中（女）			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
總數	二〇五	七一九	五七	一九	一一八	七一四	一六二	六
一五―一九	八二四	一七一	一	四	三二二	六六七	三	八
二〇―二四	三八〇	五九七	六	一七	三二	九五〇	九	九

二五——二九	八八	八六五	一六	三一	五	九七〇	一九	六
三〇——三四	三三	九三三	二六	三〇	二	九五三	四〇	五
三五——三九	二	九二一	四〇	一八	一	九二〇	七三	六
四〇——四四	七	九一六	五三	二四	一	八五六	一三八	五
四五——四九	四	九〇四	七二	二〇	一	七六四	二三〇	五
五〇——五四	三	八八四	九七	一六	一	六三五	三五九	五
五五——五九	四	八四一	一四一	一四	二	五〇五	四八九	四
六〇——六四	四	七八九	一九七	一〇	三	三六九	六二五	三
六五——六九	三	七〇三	二八七	八	二	二四九	七四七	二
七〇——七四	一	五九四	三九九	六	二	一五七	八四〇	一
七五——七九	二	四六二	五三三	三	一	八四	九一五	〇
八〇以上	一	三五三	六四三	三	一	六二	九三六	一

常住人口　本道の現在人口より一時現在者を除き、之に一時不在者を加へたる所謂常住人口は一、六〇八、二七四人にして、現在人口に比し一、〇三八人多く、現在人口百に付常住人口一〇〇・〇六に該る。之即ち道内常住者にして他道内に一時現在したる者比較的多數なりしを示すものなり。更に常住人口を男女に分てば男八二四、六三四人、女七八三、六四〇人にして、女百に付男一〇五・二三に該り、現在人口に於ける男超過の割合に比し其の率幾分高し。隨つて常住人口の超過を男女別に觀るに、其の差男は七一三人、女は三二五人にして、他道に往住せる一時不在者は男に多數を示せり。

	常住人口	現在人口	一時現在者	一時不在者	現在人口の常住人口に對する超過	現在人口百に付常住人口
總数	一、六〇八、二七四	一、六〇七、二三六	二七、一二二	二八、一六〇	一、〇三八	一〇〇・〇六
男	八二四、六三四	八二三、九二一	一八、七四一	一九、四五四	七一三	一〇〇・〇九
女	七八三、六四〇	七八三、三一五	八、三八一	八、七〇六	三二五	一〇〇・〇四
女百に付男	一〇五・二三	一〇五・一	二二三・六一	二二三・四六	—	—

次に常住人口を府郡別に觀察するに、人口多寡の順位は現在人口の夫れと全く相等しく、又常住人口を現在人口に比較すれば群山府及茂朱、金堤、沃溝の三郡を除き、他は孰れも常住人口の超過を示せり。而して常住人口の超過に在りては淳昌の較差人員八三四人最も著しく、之に亞で南原の七一九人、全州府の五七五人、高敞の五三二人、錦山の五〇八人等を比較的多きものとし、現在人口の超過に在りては金堤の較差人員一、三七五人特に著しく、群山府の五〇六人、沃溝の三三七人順次之に亞ぐ。之を要するに全州府及淳昌、南原、高敞の諸郡に於ては一時不在者特に多く、群山府及金堤、沃溝、茂朱の各郡に於ては反對に一時現在者の多かりしを示すものなり。更に男女の權衡を觀るに、現在人口に於けると同樣各府郡共男の超過を示し、常住人口に於ける男の超過を現在人口の夫れに比較せば群山、茂朱、金堤及沃溝等の現在人口の超過せる府郡を除き其の他の府郡は孰れも男超過の度合高し。

府郡	常住人口	現在人口	現在人口の常住人口に對する超過(△は常住人口の減)	現在人口百に付常住人口	女百に付男 常住人口	女百に付男 現在人口
全管	一、六〇八、二七四	一、六〇七、二三六	一、〇三八	一〇〇・〇六	一〇五・二三	一〇五・一八

群山府	四一、一九二	四一、六九八	△五〇六	九八・七九	一一四・一六	一一六・八八
全州府	四二、九六二	四二、三八七	五七五	一〇一・三六	一〇四・〇五	一〇三・〇七
完州郡	一五一、〇八四	一五一、〇二四	六〇	一〇〇・〇四	一〇六・九二	一〇六・六一
鎭安郡	六九、七七〇	六九、七二〇	五〇	一〇〇・〇七	一〇六・二三	一〇五・九二
錦山郡	七七、四一三	七六、九〇五	五〇八	一〇〇・六六	一〇四・〇四	一〇三・七四
茂朱郡	五二、五九二	五二、七六九	△一七七	九九・六六	一〇五・九〇	一〇六・二四
長水郡	五三、三八〇	五三、二四一	一三九	一〇〇・二六	一〇六・八四	一〇六・〇三
任實郡	八一、八四二	八一、三九三	四四九	一〇〇・五五	一〇四・六四	一〇三・八五
南原郡	一一五、九四二	一一五、二二三	七一九	一〇〇・六二	一〇三・二三	一〇三・四九
淳昌郡	七四、六九六	七三、八六二	八三四	一〇一・一三	一〇一・一〇	一〇〇・三〇
井邑郡	一七五、一九八	一七四、九二八	二七〇	一〇〇・一五	一〇四・一四	一〇三・八〇
高敞郡	一三三、八六一	一三三、三三九	五二二	一〇〇・四三	一〇四・〇六	一〇三・一七
扶安郡	九八、九九一	九八、七三四	二五七	一〇〇・二六	一〇四・三八	一〇四・二七
金堤郡	一七一、七〇三	一七四、〇七八	△二、三七五	九八・六四	一〇六・八七	一〇九・〇九
沃溝郡	一〇七、八一一	一〇八、一四八	△三三七	九九・六九	一〇六・九九	一〇七・三三
益山郡	一七〇、八三七	一七〇、七九七	四〇	一〇〇・〇二	一〇四・六六	一〇四・六〇

常住人口に於ける五歳階級別年齡構成を觀るに、現在人口に於けると同樣三五―三九歳級の例外を除き年齡級の上昇に伴ひ其の人員を遞減せり。然れ共各年齡級の人員を現在人口の夫れに比較せば三〇―三四歳級、五五―五九歳級及七〇―七四歳以上の老年級を除き、他は孰れも常住人口の超過を示し、特に〇―四歳（較差人

員一三一人)、一五—一九歲(同一五八人)、二〇—二四歲(同一八一人)、二五—二九歲(同一〇九人)、三五—三九歲(同一五五人)の各階級に於て著しきものあり。之卽ち五歲未滿の幼年者及三〇—三四歲級の例外を除きたる十五、六歲より三十八、九歲に至る青壯年者に一時不在者の特に多かりしを物語るものなるべし。更に男女の權衡を檢するに、大體現在人口に於けると同樣の傾向を示せるも、〇—四歲、一〇—一四歲、三〇—三四歲、四〇—四四歲、四五—四九歲及七五—七九歲以上の各階級に在りては現在人口に比し男の割合低く、其の他の階級に在りては六〇—六四歲級の同率を除き、孰れも其の割合高し。尙一五—一九歲級乃至三五—三九歲の各階級に於て兩種人口の男女割合の差特に著しきは當該年齡級に於ける一時不在者若は一時現在者は男に多數なりしを證するものと謂ふべし。

年齡	常住人口	現在人口	現在人口に對する常住人口の超過(△は常住人口の減)	現在人口百に付常住人口	總數千中		女百に付男	
					常住人口	現在人口	常住人口	現在人口
總數	一、六〇八、二七四	一、六〇七、二三六	一、〇三八	一〇〇・〇六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇五・二三	一〇五・一八
〇—四	二五九、六九三	二五九、五六二	一三一	一〇〇・〇五	一五九	一五九	一〇二・九八	一〇三・〇四
五—九	二一四、八七三	二一四、七八五	八八	一〇〇・〇四	一三四	一三四	一〇六・九一	一〇六・八五
一〇—一四	一七九、八四八	一七九、八〇〇	四八	一〇〇・〇三	一一二	一一二	一〇七・二七	一〇七・三七
一五—一九	一五五、三三二	一五五、一七四	一五八	一〇〇・一〇	九七	九七	一〇六・八九	一〇六・五二
二〇—二四	一三三、二二七	一三三、〇四六	一八一	一〇〇・一四	八三	八三	一〇五・五五	一〇五・三三
二五—二九	一二〇、〇五八	一一九、九四九	一〇九	一〇〇・〇九	七五	七五	一〇六・五一	一〇六・四〇
三〇—三四	九六、八四〇	九六、八六九	△ 二九	九九・九七	六〇	六〇	一〇七・〇九	一〇七・三〇

三五―三九	一〇〇、二五一	一〇〇、〇九六	一五五	一〇〇・一五	六二	六二	一〇八・七五	一〇八・五七
四〇―四四	九〇、八一八	九〇、七二八	九〇	一〇〇・一〇	五六	五六	一〇九・三二	一〇九・三四
四五―四九	七三、二三七	七三、二一九	一八	一〇〇・〇三	四六	四六	一〇九・四〇	一〇九・五一
五〇―五四	五五、七一六	五五、六五三	六三	一〇〇・一一	三五	三五	一〇七・〇九	一〇七・〇七
五五―五九	四五、八五九	四五、八七〇	△一一	九九・九八	二九	二九	一〇三・〇五	一〇三・〇四
六〇―六四	三一、六六二	三一、六一一	五一	一〇〇・一六	二〇	二〇	九九・六三	九九・六三
六五―六九	二四、二二八	二四、二二七	一	一〇〇・〇〇	一五	一五	八五・三七	八五・三一
七〇―七四	一五、八〇三	一五、八〇六	△三	九九・九八	一〇	一〇	七七・五二	七七・三八
七五―七九	七、九二四	七、九三〇	△六	九九・九二	五	五	六六・一六	六六・二一
八〇以上	二、九〇五	二、九一一	△六	九九・七九	二	二	六〇・五九	六〇・六五

民籍國籍 總人口一、六〇七、二三六人を民籍國籍に依り大別すれば、內地人三四、八六一人(二・二%)、朝鮮人一、五七〇、一八六人(九七・七%)、樺太人一人、滿洲國人一九人、中華民國人二、一一九人、其の他の外國人五〇人となる。而して之が男女の權衡を檢するに、左の如く其の他の外國人を除き悉く男の超過を示し、就中滿洲國人及中華民國人の超過著しきは其の大部分が男の出稼者なるに因るものなるべし。

民籍國籍	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	各人口千中 男	各人口千中 女
總數	一、六〇七、二三六	八二三、九二一	七八三、三一五	一〇五・一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
內地人	三四、八六一	一七、六五六	一七、二〇五	一〇二・六二	二二	二一	二二
朝鮮人	一、五七〇、一八六	八〇四、三八九	七六五、七九七	一〇五・〇四	九七七	九七七	九七八

臺灣人、樺太人、南洋人	一	｜	一	｜	○	｜	○
滿洲國人	一九	三	七	一七一・四三	○	○	○
中華民國人	二、一一九	一、八四一	二八	六六二・三三	一	二	○
其の他の外國人	五〇	三三	二七	八五・一九	○	○	○

民籍國籍別人口の消長を既往に就て観るに、昭和五年乃至昭和十年の五年間に於て內地人は二、一一四人（六・五％）、朝鮮人は一〇二、五八二人（七・〇％）の增加を示し、大正十四年乃至昭和五年に於ける內地人の增加六、四一〇人（二四・三％）、朝鮮人の增加一二七、一七四人（九・五％）に比し孰れも減少し特に內地人に於て著しきものあり。中華民國人は前期に於て一、〇九四人（四九・七％）を增加したるも、後期に於ては之に反し一、一七八人（三五・七％）の激減を來したるは主として滿洲事變の影響に基くものなるべし。而して其の他の外國人は各調査を通じ幾分增加の傾向に在り。

民籍國籍	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	人口の增減（△は減） 自昭和五年至昭和十年 人員	割合‰	自大正十四年至昭和五年 人員	割合‰
總數	一、六〇七、三三六	一、五〇三、六九五	一、三六九、〇三〇	一〇三、六四一	六九	一三四、六六五	九八
內地人	三四、八六一	三二、七四七	二六、三三七	二、一一四	六五	六、四一〇	二四三
朝鮮人	一、五七〇、一八六	一、四六七、六〇四	一、三四〇、四三〇	一〇二、五八二	七〇	一二七、一七四	九五
臺灣人、樺太人、南洋人	一	二	二	△一	△五〇〇	○	｜
滿洲國人	一九	｜	｜	一九	｜	｜	｜
中華民國人	二、一一九	三、二九七	二、二〇三	△一、一七八	△三五七	一、〇九四	四九七

其の他の外國人	五〇	四五	三八	五	一二	七	八四

次に民籍國籍別人口を幼年、生産年齢及老年の三階級に區分して其の年齢構成を觀るに、内地人は幼年者三七・九%、生産年齢者五八・七%、老年者三・四%にして、總數の場合に比し生産年齢者の割合高く、幼年者及老年者の割合低し。朝鮮人は總人口の大部分(九七・七%)を占むる關係上大體總數の場合と同一傾向に在るも、總數の場合に比し幼年者及老年者の割合幾分高く、生産年齢者の割合は之に反して低し。而して其の他は中華民國人を始め孰れも生産年齢者の割合が幼年者及老年者の割合に比し著しく高きは移住者の性質上當然のこと、謂ふべし。

民籍國籍	總數	〇—一四	一五—五九	六〇以上	民籍國籍別人口千中 〇—一四	一五—五九	六〇以上
總數	一、六〇七、二三六	六五四、一四七	八七〇、六〇四	八二、四八五	四〇七	五四二	五一
内地人	三四、八六一	一三、二三七	二〇、四四一	一、一九三	三七九	五八七	三四
朝鮮人	一、五七〇、一八六	六四〇、六二一	八四八、二九五	八一、二七〇	四〇八	五四〇	五二
臺灣人、樺太人、南洋人	一	—	一	—	—	一、〇〇〇	—
滿洲國人	一九	五	一三	一	二六三	六八四	五三
中華民國人	二、一一九	二七六	一、八二六	一七	一三〇	八六二	八
其の他の外國人	五〇	一八	二八	四	三六〇	五六〇	八〇

更に民籍國籍別人口の配偶關係を觀察するに、内地人は男女を通じ未婚の割合最も高く孰れも五〇%以上を占め、有配偶、死別及離別順次之に亞ぐも女の死別は男に比し著しく高し。之を總數の場合に比すれば男に在り

ては未婚及有配偶の割合高く死別及離別の割合低し、女に在りては未婚及離別の割合高く有配偶及死別の割合低し。朝鮮人は略總數の場合と同一傾向を示し、男に在りては未婚の割合五二・八%にして最も高く有配偶の四二・七%之に亞ぎ、女に在りては有配偶の割合四六・四%にして未婚の四三・五%に比し稍高し、而して死別は女に著しきも、離別は其の割合男に高し。滿洲國人及中華民國人は總數の場合と反對に男に在りては有配偶の割合著しく高く孰れも六〇%以上を占め、未婚は三六%以下に過ぎざるも、女に在りては未婚の割合五二%以上にして最も高く有配偶之に亞ぎ、而も滿洲國人に於ける女の有配偶は二八・六%にして男に比し著しく低し。最後に其の他の外國人は男女共に未婚の割合最も高く孰れも五二%以上を占め有配偶之に亞ぐも、未婚は女に、有配偶及死別は男に其の割合高し。

民籍國籍	民籍國籍別人口千中（男）				民籍國籍別人口千中（女）			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
總數	五二八	四二七	二四	二	四三六	四六四	九六	四
內地人	五四四	四三九	一三	五	五〇八	四二七	五八	七
朝鮮人	五二八	四二七	二四	二	四三五	四六四	九七	四
臺灣人、樺太人、南洋人	—	—	—	—	—	一,〇〇〇	—	—
滿洲國人	一六七	八三三	—	—	五七一	二八六	一四三	—
中華民國人	三五五	六〇三	二九	一三	五二四	四五〇	二二	四
其の他の外國人	五二二	四三五	四三	—	六三〇	三三三	三七	—

世帶　世帶總數三〇八、四〇二を普通世帶及準世帶に分てば普通世帶三〇六、八一四、之に所屬する人員

一、五九五、一一八人、準世帶一、五八八、同所屬人員一二、一一八人となり、其の割合は普通世帶九九・五%、同所屬人員九九・二%にして其の大部分を占む。而して普通世帶に於ける一世帶平均人員は五・二〇人に該る。

	世帶數	所屬人員	世帶數千中	所屬人員千中	一世帶平均人員
總數	三〇八、四〇二	一、六〇七、二三六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—
普通世帶	三〇六、八一四	一、五九五、一一八	九九五	九九二	五・二〇
準世帶	一、五八八	一二、一一八	五	八	—

普通世帶を昭和五年と比較するに、世帶數一五、五八七、同所屬人員一〇四、一三三人の増加にして、之を大正十四年乃至昭和五年に於ける増加數に比すれば世帶、人員共に減少したり。而して一世帶平均人員は昭和五年の五・一二人及大正十四年の五・〇六人に比し稍増加の傾向に在り。

普通世帶	昭和十年	昭和五年	大正十四年	増加數 自昭和五年 至昭和十年	増加數 自大正十四年 至昭和五年
世帶數	三〇六、八一四	二九一、二二七	二六八、九八〇	一五、五八七	二二、二四七
所屬人員	一、五九五、一一八	一、四九〇、九八五	一、三五一、一二六	一〇四、一三三	一三九、八五九
一世帶平均人員	五・二〇	五・一二	・〇六	〇・〇八	〇・〇六

普通世帶の一世帶平均人員を府郡別に觀るに、群山府は四・六七人、全州府は四・九一人に該り、郡部に在りては錦山の五・五一人、金提の五・四五人、沃溝の五・四二人、益山の五・三九人、茂朱及扶安の五・二四人等を比較的多きものとす。

府郡	普通世帯數	所屬人員	全管世帯千中數	全管所屬人員千中	總人口千中普通世帯人員の割合	一世帯平均人員
全管	三〇六、八一四	一、五九五、一一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九九二	五・二〇
群山府	八、五〇〇	三九、六六〇	二八	二五	九五一	四・六七
全州府	八、一三六	三九、九三八	二七	二五	九四二	四・九一
完州郡	二八、八二五	一五〇、五二四	九四	九四	九九七	五・三三
鎭安郡	一三、五六二	六九、三一七	四四	四三	九九四	五・一一
錦山郡	一三、九一六	七六、六三八	四五	四八	九九七	五・五一
茂朱郡	九、九九二	五二、三八二	三三	三三	九九三	五・二四
長水郡	一〇、三六九	五二、八四六	三四	三三	九九三	五・一〇
任實郡	一六、一六九	八一、〇一七	五三	五一	九九五	五・〇一
南原郡	二三、四五八	一一四、四五五	七六	七二	九九三	四・八八
淳昌郡	一四、八〇六	七三、六二〇	四八	四六	九九七	四・九七
井邑郡	三三、四〇六	一七三、九四〇	一〇八	一〇九	九九四	五・二一
高敞郡	二三、八二〇	一二三、一〇一	七八	七七	九九八	五・一三
扶安郡	一八、七二三	九八、一九〇	六一	六二	九九四	五・二四
金堤郡	三二、七二八	一七三、九〇五	一〇三	一〇八	九九三	五・四五
沃溝郡	一九、八六七	一〇七、七三三	六五	六八	九九六	五・四二
益山郡	三一、五三八	一六九、八四三	一〇三	一〇六	九九四	五・三九

新刊紹介

小田省吾著　増訂　朝鮮小史

本書は能ふ限り簡易明確に朝鮮地方の往古より最近に至るまでの變遷を叙述して朝鮮の事情を世人に紹介し、朝鮮に對する理解を一層大ならしむる目的の下に、昭和六年第一世總督寺内正毅元帥の偉勳を記念する魯庵記念財團に依つて刊行された「朝鮮小史」の增訂再版である。

今その內容を觀るに章を分つこと五、上世章にては、石器時代・古朝鮮及び四郡、三韓と三國、新羅の興起、百濟及び高句麗の滅亡、三國時代の文化、新羅一統時代、新羅の衰亡を、中世章にては、高麗の創業と盛時、外戚の專權と武人の跋扈、高麗と蒙古、高麗の末路、高麗の文化を、近世章にては、李氏朝鮮の創業、朝鮮の盛時、士禍と朋黨、壬辰・丁酉の亂、丁卯・丙子の亂、黨爭の積弊、文運復興と世道政治を最近世章にては、大院君の政治、閔氏の世道、事大主義の沒落、露國の活躍、日韓關係の進展、日韓の併合を、現代の朝鮮章にては、朝鮮總督府及び地方制度、總督政治の發展其一、二、三、四を述べ猶ほ附錄に、歷代表、王室世系表、年代表、及び歷代疆域圖八葉、圖版二十七枚を收めて居る。

著者は今更紹介の要もないが、史學殊に朝鮮史の最高權威先年京城帝國大學教授の任を退かれ、今尙ほ李王職編纂室に於て益々研究の步を進められつゝあり、嘗ては總督府編輯官として教科書編纂に從事し、或は朝鮮史講座、朝鮮史大系等を初めとして幾多の大著を世に送られた。本書はこの學問的權威に加へて著作に對する造詣の深さをその流暢なる行文に依つてものされたものである。從つて讀者は本書を一讀してよく朝鮮の史的變遷を文字通り明確にして、しかも簡易に知ることが出來るであらう。

猶ほ一二の注意すべきことは、今回の增訂版に於て最近世期に於ける朝鮮併合までの經過を明かにし且つ併合以後四半世紀間に於ける內外の形勢と總督政治進展の跡を尋ねて現總督の施政にまで及ぶことである。從來斯種の著書は最近史と

銘打つても多くは現在より數十年前で打切つてしまうから、現在とはかけ離れた緣遠いものゝ感尠くなかつたものであるが、本書は昭和十二年の現勢にまでその筆が進められて居るので、讀者をして現實的興味と關心とを持たしめるであらう。この興味は能く讀者の讀史慾を刺戟するが故に容易く朝鮮史の大要に通ぜしむべく、この關心はまた現實と歷史との間に切放し得ざる密接なる關係の存在するに注意せしめ、現在の朝鮮を理解するに如何にその歷史に通ずることの重要なるかを覺らしめるであらう。

次に注意せられる點は、附錄として年代表、歷代疆域圖乃至多數の圖版が添附してあることである。年代表は本書の性質上朝鮮を中心として日本支那を併せ對照して居るが、この對照大略ながら朝鮮を中心とする東亞の動きを跡づけ得べく從つて東亞に於て重視せらるゝに至りし朝鮮の今日の地位を考ふる上に少なからざる示唆を與へると思ふ。疆域圖は縱の年表を橫に展開してその理解を一層明にせむとしたものであるから、朝鮮の東亞に於ける地位の變遷を知るに便なるは勿論、各時代に於ける地名の變遷から朝鮮地名の今昔を窺ふ好個の指針と考へられる。

本書收むところ二十七葉の圖版は、著者苦心の撰定に成るだけに、朝鮮古來の文化を代表的に物語るものとしては粒撰のものであり、しかもその臺紙には圖版と向ひ合せて、懇切なる解說を附してあるから、この圖版を見たゞけでも朝鮮文化の史的大觀は得られるであらう。著者非凡の用意周到さを見る。因に本書は菊版總クロース製、約二百頁、定價二圓半京城大阪屋號書店發行である。(村上)

志願兵制度採用につき總督談發表

今回の上京は內閣總理大臣よりの招致により時局下の朝鮮の現狀、特に內鮮一體を中心とする人心の動向および、その後の治政の重要問題につき奏上のためである、就中目下計畫を進めつゝある學制の改革、半島人の志願兵制度は、畫期的の重要問題たるが故に、總督自ら委曲を闕下に伏奏し奉つた次第である。

重大聲明に關し道知事會議その他開催

東洋平和樹立の軍を中南北支に進めること半歳、昭和聖代第十三年こそは東洋史上に光輝燦然と輝き渡り、東亞の新時代を劃する一大轉換期である。今や朝鮮統治二十八ヶ年、全半島同胞は內鮮一體の精神的結合による熱狂的愛國運動は大旋風時代を現出した、この時にあたり南總督は義務教育を前提とする學制改革、並に眞に劃期的な一大英斷である半島人の志願兵制度を實施することゝなり、過般來東上し闕下に伏奏し、政府要路と統治上に就いて重大打合せを行ひ、元老重臣の意見を質し、或は意見の交換を行つて施政上の決意を更に强固にして歸任したが、時恰も帝國政府は過般御前會議を基礎とし、蔣政權の長期抗戰に備へる重大聲明を中外に宣し、長期戰時體制の第二段階に入り擧國一致不退轉の決意を固むるの重大局面に直面した。この秋にあたり朝鮮半島の軍事、國防、產業、經濟交通は帝國大陸政策の一大據點となり、半島二千三百萬民衆は彌が上にも結束を强固ならしむる時が來た。南總督はこの重大なる半島統治上の一大轉換期に際し、全鮮の士氣を振作、緊張せしめると共に、今後に於ける施政の大方針と、その中に流れる國民精神總動員の徹底强化を呼びかけるため、二十二日は午前九時半から本府高等官以上、外局課長以上を本府第一會議室に招集して、この決意を披瀝し、更に午前十時から第一會議室に各道臨時知事會議を開催し、今後に對する施政の根本方針を闡明、更に同十一時半から中樞院參議、朝鮮貴族、朝鮮人有力者に、午後一時三十分から在城實業、財界の有力者を、同二時三十分から新聞通信社代表者を招致して以上の趣旨に基き協力を求める處があつた。

道知事會議に於ける
總督訓示

今回急遽各位を招集して臨時會同を煩はすことゝなつたのは、本官上京の結果に基き重要事項の二、三を指示し國是、國策の遂行に寄與すべき責任を頒たんが爲であります。

我帝國政府は本月十六日を以て今後に於ける對支態度を中外に公表せり。其の要旨は諸官の知悉せらるゝ通り、爾後國民政府を默殺して交渉の相手とせず、新興支那政權の成立發展を期待して更生支那の建設に協力するに在り。本聲明發表に至る迄の經過に就ては幾多の迂餘曲折ありて、時機既に遲きに過ぐる程の最大なる忍耐を以て國民政府の反省を促したるも遂に覺醒を見るに至らず。由つて帝國は時局の歸趨に就て內外の疑惑を此に一掃して、帝國確乎不拔の意圖を明瞭にした。然らば此の帝國の態度決定の結果として國民は如

何なる覺悟の下に、如何なる時務に服さねばならぬか、半島統治の觀點より之を明白にして置きたいと思ふ。

第一は時局の持久化を官民共に一段と認識し、覺悟を新にすることである。

本職は從來屢々事變が長期に亙るべきを強調して、輕率なる樂觀を警め來つたのであるが、今や帝國政府は對支事變の態度を確定して斷乎國是の示す所を貫徹することゝなり、政府も國民も共に鐵石の決意を以て擧國一致徹底的の解決に邁進する氣勢更に新たなるものがあります。

惟ふに支那國共兩黨の禍心と、之を操縱し支援せる第三國の策謀とに徴するとき、勢の赴く所、前途に惹起さるゝことあるべき如何なる困難の事態をも、之を克服するに足る十分の用意がなければならぬ。用意とは他なし、國民擧つて東亞全局の運命を支配すべき地位の自覺により、國民の氣魄をして强盛ならしめ、衆心一結して此の難局を乘り切るといふ覺悟を固むるにあり。我半島に於ては事變以來人心の趨嚮殆ど定まり、愛國の至情に於て内鮮相一致する現象を十分に認めましたことは洵に同慶とする所でありますが、今後時局の深刻化に伴ひ、一般衆庶をして具に此の推移を認識せしめ、國民の責任更に一段の重きを加へたる事實に即して誤りなく民心を領導せられんことを望むのであります。

第二は統治の目標は、半島の日本化、則ち内鮮一體の具現にある。一視同仁の　聖旨を奉體して行はれ來つた朝鮮統治が、彼の歐米諸國の植民地支配とは理念に於ても實績に於ても、其の根本に於て絶對に出發點を異にして居るのである。即ち崇高無比なる皇道精神を以て原理とする統治の任務は、一日も速かに渾融一體の域に達することを理想、目的とするのであります。

如上の理想と目的を達成する爲め二つの重要施設を致したいと思ふ、其の一つは朝鮮人志願兵制度の實施、其の二は教學刷新及擴充であります。

志願兵制度の實施は皇猷無邊の姿として、相共に感激に堪へざる所であります。而して此の制度は決して一部人士の要望、或は運動に本づいて生るゝのではない。歷代の　稜威と先人の努力及半島民の自覺修養とによりて今や其の機運に到着したものである。特に今次事變に際り、半島に於て泉の湧き出づる樣な自然な動機と形に於て熱烈なる愛國心が迸つた。「誠」は人を動かし天を動かす。即ち本制度實施の機運は「誠」より生れたものと見るべきである。

而して本制度の好果を促進擴充する爲に之を表裏、形影の關係に於て朝鮮教育令の一大改正を行ひ、内鮮一體の深化を企圖致したのであります。此等は共に統治史上劃期的の施設であつて、次に來るべき時代を豫想し、深く其の效果を期待するものであるが、要は形の末に無くして精神に存する所以を了解され官民互に呼應して其の眞意義を完うするやう努力されたいのであります。但し此の劃期的施政は、何れも國策に屬する重要事項でありますから、議會の協賛及樞密院の諮詢を經るものと思はれます。從て此の結果によらざれば未だ確定と申す譯に行きませぬから、其の取扱は愼重にせられたい。

最後に事變發生以來、諸官が國民精神の鼓舞作興、銃後諸施設等に亙り萬全を期して盡瘁されたる勞に感謝すると共に、更に今後の持久戰に對し皇軍將兵をして後顧の患なからしめ、光輝ある勝利の局を結ばしめる爲に、相共に全力を擧げて報效を期したく思ふ次第

であります。叙上申述べたる訓示の本旨を洽く管內官民に徹底せしめらるゝやう各位に期待して訓示を終ります。

昭和十三年一月二十二日

朝鮮總督　南　次　郎

明年度教育費國庫補助方針

昭和十三年度國費豫算成立後の各道竝に道內經營團體に對する教育費國庫補助方針は次の如く決定、各道へ通牒した。

【一】小學校補助　從前の率による

【二】普通學校補助

1　昭和十一年度迄に設置せるものに對しては昭和十一年度補助額と同額

2　昭和十二年度より實施せる朝鮮人初等教育普及擴充計畫は、之が實施期間を短縮することに決定したるも、各道に對する配當學級數及國庫補助額等に就いては追つて通牒

【三】農村簡易學校補助　增設校數は昭和十二年度と同數とし補助額は一校當り、內地人教員を配置せる學校に對しては六八四圓、朝鮮人教員を配置せる學校に對しては三九〇圓

【四】中等學校補助

1　昭和十一年までに設置せる學校にして學級の自然增加に對する補助は八校、計九、六〇六圓

2　昭和十二年度に新設又は學級定數を增加したる學校にして學級の自然增加に對する補助は新設九校二三、七〇〇圓、學級增加十二校二三、七〇〇圓

3　昭和十三年度においては十二校の新設及六校の學級定數の變更を容認し、これが補助金を交付す

【五】實業補習學校補助

1　國庫より補助を受けつゝある既設農業補習學校にして修業年限を短縮し、一年一學級となるものに對しては七五〇圓、その他は從前と同額

2　昭和十三年度新設の公立農業補習學校に對しては修業年限一年一學級の學校に限り一校七五〇圓、但し國費豫算の關係上補助を必要とする學校は設立前經伺を要す

【六】教員疾病休養費補助　退職療治料及休養給與共その所要の約八割補助

金と白金の使用禁止

長期非常時局に鑑み政府では九金以上の金使用を禁止し、これが對策の一助としたが、本府でも中央當局と諮り、四日付の朝鮮總督府令第二號を以て朝鮮に於ても次の方法により金の使用を節減することになつた。同時に白金の使用制限に關する府令も同日付で發布し、次の方法で七日から實施することに決定した。

――（金）――

府令の取締對象となる金は朝鮮產金令の所謂金地金(千分中九百九十以上の金)粗金銀金等新產金ではなく、工業、工藝、醫療用金地金拂下規則に依つて日本銀行より買受けたる金、潰金等所謂古金に屬する金であり、その要項は左の通りである。

一、原則として九金よりも高き品位の金を用ひたる製品の製造の禁止

勳章その他の法令に依り製造を要するもの工業用又は醫療用として必要已むを得ざるもの、又は特に朝鮮總督の許可を受けたるものゝ外は千分中三百七十六の品位を超ゆる金を用ひたる製品（金箔、金絲、金粉、

金液及びこれらを用ひたる製品竝に金渡金を施したる製品を除く、以下同じ）を製造することが出來ない。

二、金、金箔、金絲、金粉、金液の使用制限。

金又は金箔、金絲、金粉若は金液は特に朝鮮總督の許可を受けたる場合の外左の如き用途に使用することが出來ない。

（一）屛風、襖、額緣その他表裝用
（二）天金、金文字、裝幀その他製本用
（三）看板、標札その他廣告用
（四）金文字、金緣、金散しその他印刷用
（五）金文字、商標その他標識用

而して金を用ひたる製品又は金箔、金絲金粉若は金液の製造業を營まんとする者で毎月使用する金の純量が五十瓦以上の者は朝鮮總督へ屆出を要し、從て一月四日現に右に該當する者は三週間内にその旨屆出づることになつて居り、また製造業者は各月の使用純金量が五十瓦以上なる時は金買入高、使用高、賣却高、保有高竝にその製品の製造高、買入高、賣却高、保有高を朝鮮總督に報告を要する

——（白　金）——

朝鮮總督府令第三號

昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條の規定に依る白金の使用制限に關する件左の通定む

昭和十三年一月四日

朝鮮總督

第一條　白金は之を裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具又は什器の製造（加工及修理を含む以下同じ）に使用することを得ず但し道知事の許可を受けたる場合は此の限に在らず

第二條　前條但書の許可を受けんとする者は左に掲ぐる事項を記載したる許可申請書を道知事に提出すべし

一、製造する物品名
二、白金の使用量
三、白金を使用せんとする事由

第三條　白金の生産、輸移入又は賣買を業とする者は左に掲ぐる事項を記載したる事業月報を翌月十日迄に道知事に提出すべし

一、生産量又は輸移入量
二、買入量（輸移入量を除く）
三、販賣量
四、使用量
五、月末在庫量

附　則

本令は昭和十三年一月七日より之を施行す

本令施行の際現に第一條に掲ぐる物品の製造に白金を使用中の者には其の使用中の白金に付本令を適用せず但し本令施行の日より二週間以内に第二條各號に掲ぐる事項を道知事に屆出づべし

朝鮮鑛業警察令公布に際し殖産局長談

懸案の朝鮮鑛業警察規則は一月四日附官報（府令第一號）を以て公布されたが右は一昨年五月から鑛山災害を未然に防止する目的の下に研究立案を續けたもので全文七十條からなり、近く制定の鑛夫勞務扶助規則（三月頃までに公布豫定）と兩々相俟つて鑛夫の保護各種鑛業の發達を期するものとして期待されてゐる。右につき穗積殖産局長は左の如く語る

朝鮮鑛業は近年頗る好況を呈し來り、今後更に一層の飛躍的發展を期待されて居るが、一方之を操業狀態に見るに鑛夫數激增するの反面、災害事故亦逐年增加の傾向を

迫つて居る、卽ち鑛夫數に於ては昭和六年の約三萬六千人に對し、昨十一年には十四萬人を數ふるに至り、一方災害に於ても逐年增加し、昭和六年の死傷者約二千八百人に對し、昨十一年は八千を超ゆるの狀況であつて、今後朝鮮鑛業の堅實なる發展を期する爲には、どうしても之が對策を等閑に附し得ない實情にある。幸にして從來朝鮮に於ける鑛山災害の程度は比較的小さかつたので、當局に於ては專ら斯業の指導誘掖に努め、取締監督に付ては寬大なる措置を採り來つたのであるが、產金國策の遂行鐵鑛或は石炭の增產計畫、特殊鑛物の開發等朝鮮鑛業は一層の發展を見るべく、自然鑛業規模の擴大、鑛夫の激增等に因り、內地に於けるが如き大慘事の勃發も全然之無きを保し難いのである。依て速に斯種災害の豫防を圖るの計畫を樹立、玆に朝鮮鑛業警察規則が發表せられたる次第である、其の內容に付ては總て必要已むを得ざる限度に止め、業者の負擔過重を避けるべく考慮した。特に一言し度きは本規則は操業方法の制限等取締監督の規定多きも、其の根幹とするところは、業者の自律的災害豫防に在る、卽ち一定規模の鑛山には技術管理者或は各種係員を選任せしめ其の責任において自治的に災害を豫防せんとするものである、要するに本規則は鑛業施設の合理化を圖り、災害を防止して從業の安全を期し、以て堅實なる鑛業の發展を目的とするものであるから、此の趣意をよく諒解せられ進んで災害豫防に任ぜられ、其の完璧を期せられ度い。尙ほ本規則の施行期日は昭和十三年九月一日となり居り、發布後九ヶ月の準備期間を置かれてあるから、本規則に依り設備の改善等を要する向は同期間を漫然と經過することなく、之が準備を完了せられたい。

【日】【誌】

（自昭和十二年十二月十六日
至同　十三年　一　月十五日）

十二月十七日 府令第二百三號を以て昭和八年府令第四十號（外國爲替管理法に基く命令の件）中改正。

十二月十八日 府令第二百六號を以て昭和五年府令第二十三號（昭和五年制令第一號に依る鹽の輸入又は移入に關する件）中改正

十二月二十日 府令第二百七號を以て郵便貯金規則中改正。

本日より向ふ一週間歳末方面同情週間。

十二月二十一日 勅令第七百二十一號を以て昭和十二年法律第七十三號の一部を朝鮮臺灣及樺太に施行するの件公布。

十二月二十三日 天皇、皇后兩陛下御眞影全鮮各初、中等學校五十九校に御下賜あり、本日その傳達式行はる。

府令第二百八號を以て戰時又は事變に際し從軍し又は召集せられたる自動車運轉者の運轉免許、就業免許等に於ける特別取扱規則發布。

十二月二十七日 府令二百九號を以て朝鮮商工會議所令第十二條に依る朝鮮物價調査規則發布。

府令第二百十號を以て昭和十二年府令第百五十三號（昭和十二年法律第九十二號輸出入品等に關する臨時措置に關する法律第一條に依る命令の件）中改正。

十二月二十八日 午前十一時三十分本府第一會議室に於て御用納式擧行。

十二月二十九日 府令第二百十一號を以て官國幣社以下神社に於て行ふ昭和十三年の歳旦祭の祝詞辭別發布。

府令第二百十二號を以て大正三年府令第百二十七號（警察署の名稱、位置及管轄區域）中改正。

一月一日 午前十一時本府第一會議室に於て拜賀式擧行。

一月四日 午前十一時本府正面玄關前に於て御用始式擧行。

府令第一號を以て朝鮮鑛業警察規則發布。

東上中の大野政務總監歸任。

府令第二號を以て朝鮮産金令第十二條の規定に依る金の使用に關する件發布。

一月七日 勅令第七百四十七號を以て昭和八年勅令第二百八十三號米穀統制法第九條の規定に依り米穀其の他の輸入稅增加の件中改正公布。

一月八日 府令第五號を以て朝鮮臨時肥料配給統制令施行期日（昭和十三年一月十五日より）發布。

府令第六號を以て朝鮮臨時肥料配給統制第二條第二項の證票樣式發布。

府令第七號を以て朝鮮商品券取締令施行規則中改正。

府令第八號を以て朝鮮商品券取締令に於て依ることを定めたる商品券取締法第二條第一項に規定する權利の實行に關る件發布。

一月十日 府令第九號を以て製鐵事業法施行規則中改正。

一月十二日 南總督非常時局下の半島狀況奏上のため午前十一時四十分空路東上。

△一般事情案内

朝鮮の事に就いて質問ある場合は左記の局課へ御照會になれば出來るだけの事は回答することになつて居る。

記

事項	局課
一般的な朝鮮事情	文書課
對外移民其の他渉外事項	外務部
地方行政及土木等に關する事項	内務局
財政及税務等に關する事項	財務局
商工鑛山水産等に關する事項	殖産局
農務・土地改良・水利・林政及林業等に關する事項	農林局
法務及行刑等に關する事項	法務局
學務及社會事業等に關する事項	學務局
警察關係の事項	警務局

尚内地に在つては左記に於て朝鮮・滿洲に關する旅行・通關・貨物の御質問並に事情講演・活動寫眞の御需めに應じます。

東京　**鮮滿案内所**　丸ノ内ビルディング内　**電丸ノ内**（自三一三一 至三一三五）

大阪　**鮮滿案内所**　東區堺筋安土町　**電本町**（一七〇〇 一七〇一）

門司　**鮮滿案内所**　門司税關前　**電**（二一一三 三四七七）

下關　**鮮滿案内所**　下關驛前　**電**　**一九六二**

△旅行斡旋及案内

鐵道局營業課旅客係

ツーリストビユーロー

所在地

釜山・大邱・京城・平壤・咸興

觀光協會

京城觀光協會

『朝鮮』特約販賣店

京城 日韓書房	金泉 立川音五
同 巖松堂京城店	釜山 博文堂
同 盛文堂	居昌 奥田ナカ
同 大阪屋號書店	海州 朴昌鎭
永登浦 村田喜一	平壤 脇坂喜之助
水原 清光堂書店	鎭南浦 至誠堂
大田 鈴木書店	新義州 島田德之助
清州 稻垣豐	義州 鈴木運次郎
群山 川部政太郎	春川 桑木佐市
木浦 如藤光三	元山 岸野富次郎
大邱 王村書店	清津 今村竹風堂
永川 古田李松	羅南 大崎政善

昭和十三年一月二十八日印刷
昭和十三年二月一日發行

發行人　朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所　朝鮮總督府
印刷所　京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地　朝鮮印刷株式會社

一手賣捌所　京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地　朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇番

明治四十四年六月二十日第三
昭和十三年三月一日發行（毎

朝鮮史編修會編
朝鮮總督府編

朝鮮史

菊判天金總クロス裝
各卷五百餘頁
コロタイプ圖版入
一部 定價 百五十圓
送料實費

第一編（新羅統一以前）

卷	定價	內容	頁數・圖版
第一卷	定價四圓	朝鮮史料	本文七三二頁、圖版九葉
第二卷	定價四圓	日本史料	本文三五二頁、圖版九葉
第三卷	定價六圓	支那史料	本文八〇八頁、圖版十三葉

第二編（新羅統一時代）

卷	定價	內容	頁數・圖版
全一卷	定價四圓	自己巳新羅文武王九年 至乙未高麗太祖十八年	本文四五七頁、圖版八葉

第三編（高麗時代）

卷	定價	內容	頁數・圖版
第一卷	定價四圓	自丙申高麗太祖十九年 至癸亥高麗宣宗元年	本文五三〇頁、圖版九葉
第二卷	定價四圓	自甲子高麗宣宗二年 至丙寅高麗毅宗元年	本文六〇〇頁、圖版九葉
第三卷	定價四圓	自丁卯高麗毅宗二年 至壬午高麗高宗十年	本文五八一頁、圖版九葉
第四卷	定價四圓	自癸未高麗高宗十一年 至戊寅高麗忠烈王五年	本文五五〇頁、圖版十葉
第五卷	定價四圓	自己卯高麗忠烈王六年 至庚午高麗忠惠王元年	本文五四三頁、圖版六葉
第六卷	定價四圓	自辛未高麗忠惠王二年 至甲寅高麗廢王元年	本文四七九頁、圖版十葉
第七卷	定價四圓	自乙卯高麗廢王二年 至壬申高麗恭讓王四年	本文四八三頁、圖版九葉

第四編（朝鮮時代前期 自太祖朝至宣祖朝）

卷	定價	內容	頁數・圖版
第一卷	定價四圓	自壬申朝鮮太祖元年 至庚寅朝鮮太宗十年	本文五五六頁、圖版十葉
第二卷	定價四圓	自辛卯朝鮮太宗十一年 至癸卯朝鮮世宗五年	本文五一六頁、圖版六葉
第三卷	定價四圓	自甲辰朝鮮世宗六年 至壬戌朝鮮世宗廿四年	本文六八三頁、圖版八葉
第四卷	定價四圓	自癸亥朝鮮世宗廿五年 至丙戌朝鮮世祖十二年	本文七二六頁、圖版十三葉
第五卷	定價六圓	自丁亥世祖十三年 至丁巳燕山君三年	本文一〇三八頁、圖版十四葉
第六卷	定價四圓	自戊午朝鮮燕山君四年 至乙亥朝鮮中宗十年	本文五六三頁、圖版十葉
第七卷	定價四圓	自丙子朝鮮中宗十一年 至庚子朝鮮中宗卅五年	本文六一五頁、圖版十一葉
第八卷	定價六圓	自辛丑朝鮮中宗卅十六年 至辛未朝鮮宣祖四年	本文七七六頁、圖版十二葉
第九卷	定價四圓	自壬申朝鮮宣祖五年 至壬辰朝鮮宣祖廿五年	本文六八二頁、圖版十四葉
第十卷	定價六圓	自戊戌朝鮮宣祖廿六年 至丁未朝鮮宣祖四十年	本文一二一八頁、圖版[illegible]葉

第五編（朝鮮時代中期 自光海君朝至正祖朝）

卷	定價	內容	頁數・圖版
第一卷	定價四圓	自戊申朝鮮光海君卽位元年 至乙丑朝鮮仁祖三年	本文五三七頁、圖版十二葉
第二卷	定價四圓	自丙寅朝鮮仁祖四年 至丁丑朝鮮仁祖十五年	本文四八二頁、圖版十二葉
第三卷	定價四圓	自戊寅朝鮮仁祖十六年 至丁酉朝鮮孝宗八年	本文五八四頁、圖版十[illegible]葉
第四卷	定價四圓	自戊戌朝鮮孝宗九年 至癸丑朝鮮顯宗十四年	本文五四六頁、圖版八[illegible]葉
第五卷	定價四圓	自甲寅朝鮮顯宗十五年 至己巳朝鮮肅宗十五年	本文六三四頁、圖版九[illegible]葉
第六卷	定價六圓	自庚午朝鮮肅宗十六年 至庚寅朝鮮肅宗卅六年	本文八一〇頁、圖版九[illegible]葉
第七卷	定價六圓	自辛卯朝鮮肅宗卅七年 至丙午朝鮮英祖二年	本文八五二頁、圖版十[illegible]葉
第八卷	定價六圓	自丁未朝鮮英祖三年 至己巳朝鮮英祖廿五年	本文一〇四六頁、圖版十[illegible]葉
第九卷	定價六圓	自庚午朝鮮英祖廿六年 至乙未朝鮮英祖五十一年	本文七七八頁、圖版十[illegible]葉
第十卷	定價六圓	自丙申朝鮮英祖五十二年 至庚申朝鮮正宗廿四年	（未刊）本文一〇二〇頁、圖版九葉

第六編（朝鮮時代後期 自純祖朝至李太王朝）

卷	定價	內容	頁數・圖版
第一卷	定價四圓	自庚申朝鮮純祖卽位年 至庚辰朝鮮純祖二十年	本文七二〇頁、圖版九葉
第二卷	定價四圓	自辛巳朝鮮純祖廿一年 至庚子朝鮮憲宗六年	本文七一〇頁、圖版九葉
第三卷	定價四圓	自辛丑朝鮮憲宗七年 至癸亥朝鮮哲宗十四年	本文七〇一頁、圖版九葉
第四卷	定價六圓	自甲子朝鮮李太王元年 至甲午朝鮮李太王卅一年	（未刊）本文　頁、圖版

發賣元　京城府蓬萊町三丁目六十二　**朝鮮印刷株式會社**　振替口座京城四〇番

朝鮮　三月號　目次　第二百七十四號

口繪

紀元節 南總督官民に訓示 —朝鮮神宮—

京畿道民並京城府民有志の獻納愛國機命名式
—京城飛行場—

皇國臣民體操 —京城校洞公普校—

族譜の外形 —本文「朝鮮族譜の研究」參照—

塔誌　—本文「新羅時代の金銀に就いて」参照—

南鮮出土塔誌　—本文「新羅時代の金銀に就いて」參照—

朝鮮

三月號

第二百七十四號

紀元節に於ける總督訓示要旨

（昭和十三年二月十一日朝鮮神宮前に於て）

戰時體制下に迎へたる今日の紀元節に於て、皇國肇國の精神を回顧し、併せて、憲法發布五十週年を記念するため、茲に、朝鮮神宮境内に於て式典を擧行すること丶なりました。然るに本日は、國民精神總動員第二回强調週間の第一日に當るを以て、本擧式は三つの意味が結び合つて擧行せられたのであります。

一、紀元節について

今より二千五百九十八年前の今月今日は　神武天皇が大和國橿原に於て御即位遊ばされたる日であつて、天皇の雄大なる御氣魄、宏遠なる御理想は、天業恢弘（天業を恢め弘べ）八紘一宇（八紘を掩ひて宇となさむ）の大詔に依て、昭乎として悠久の國是を示されたるものであります。この崇高なる肇國の大理想は、內に在つては道義國家の建設、外に向つては、世界の道義的統一を意味するものと拜察し得るのであります。爾來、歷代の皇統、皆この大精神を繼がせ給ひ、君民一體、醇乎たる國體の精華を形造つて、今日に至つたのであるが、特に明治の維新開國以後、東亞の情勢に處して、我が肇國の大理想は、事ある毎に發揮せられ、皇國の國運は一大進展を遂げたのであります。就中、現下の支那事變に對しては、擧國の信念鐵の如くに凝結して、史

上未曾有の一大聖業を達成すべく邁進致して居るのであります。我等　皇國臣民は　神武天皇以來今日まで一貫せる、この崇高にして莊嚴なる國是を十分に認識して、今次時局の意義を把握し、皇國臣民たるの使命遂行に邁進せねばなりません。

二、憲法發布記念について

五十年前の本月本日は、我が帝國憲法の發布せられたる日でありますから、これを記念するため、政府に於ては、内閣總理大臣告諭を一般國民に發し、訓令を百官有司に下して、憲法發布の意義を回顧せしめ、時局打開に邁進すべきを示されました。又、東京に於ては、貴衆兩院並に憲法關係各機關の合同を以て　秩父御名代宮殿下の台臨を仰ぎ、嚴粛なる祝賀の式典を擧行すること丶なつて居ります。我が朝鮮にありても、全鮮官民を通じて、嚴かなる式典を擧行致しまするが、特に京城に於ては、朝鮮神宮境內に於て神宮の御前に官民多數參集して、嚴粛なる式典を擧行する次第であります。

抑々我が國の憲法は、所謂欽定憲法であつて、諸外國の憲法が、人民の君主又は統治者に對する要求、或は强制に對し契約として實現したものに比すれば、全然その動機目的を異にしてゐるものであつて、世界無比なる我が國體の本義に基き、萬世一系、祖宗の遺烈を享け給ふ　天皇御自らの　聖旨に依て實現せられたるもの

であることを一大特色と致してゐるのであります。　明治天皇は、御維新を斷行せらるるや、直に專門の學者等に憲法政治の樣式並に運用に關する進講を命せられ、臣下に先立つて、深く憲法制定に御心を潜め給ひ、明治二十三年を期して國會を開設する旨の　詔を下し給ひ、明治二十一年樞密院の新設と共に、伊藤公を議長として、皇室典範竝に憲法及びその附屬法典の審議に着手せらるるや、　天皇には終始臨御あらせられて、時に或は　玉體御不例の場合、或は皇子御病氣の場合等の事があつても「祖宗の鴻業を繼述して、國家の大憲を議するに、區々の私情に依て阻むべきに非らず」と仰せられ、假令議長より議事中止を乞ひ奉つても御聽許なかつたと漏れ承る程、御熱心であらせられたのであります。全く　神武天皇の御氣魄を髣髴し奉る程、偉大なる御神格を御備へあらせられましたことを、唯々恐懼感激して追慕し奉るのであります。　明治天皇の　聖旨に基いて出來上りました我が帝國憲法は、廣く列國の立憲の精を極め、然も我が國特有の國體と國史に則り、固有の良風美俗を助長し、傳統の道德情義に悖ることなく、眞に　天皇の神聖と臣民の自由、生命財産の安固を圖らんとする、統治の洪範として實現せられたのであります。

本日の佳節に際し、畏くも恩赦の　大詔を渙發せられましたことは、寔に感激の極みでありまして、我半島の蒼生も等しく　御仁澤に浴し得るのであります。その人數は未だ明言し得ませんが、相當多數に上る見込みであります。我等半島官民は一視同仁の　睿旨を拜察し、皇國臣民たるの感激を新にし、この宏大無邊の　皇

恩を深く心肝に銘記して、益々内鮮一體の團結を固くし、現下の時局を克服する爲め各自その本分遂行に邁進しなければならんと思ひます。

三、第二回精神總動員週間に就いて

本日は我半島に於ける國民精神總動員第二回强調週間の第一日でありますが、この運動の本旨は、各種の行事を通じて、國民擧つて、皇國臣民たるの意識を强化徹底するに在ります。換言すれば建國の大理想といひ、憲法の大精神といひ、皆國民の常識中に晋く消化せられて血となり、肉とならなければならんのであります。現前混沌たる東亞の事態を克服して、國家的偉業を完成すべき秋に當り、國民個々の信念の內容中に、これら要件が備つて、初めて堅忍持久の覺悟を以て生業報國の信念に邁進する意圖が可能となるのであります。我等皇國々民は、この千載一遇の聖業に、現に心身を捧げて參劃しつゝある感激を共にして、時艱克服への邁進を期せなければなりませぬ。

玆に所懷の一端を述べて訓辭と致します。

朝鮮金鑛業の現況

石田千太郎

一、朝鮮は由來産金國

朝鮮の産金は數千年の歷史を有し、三韓時代金銀が日本に入りたる文獻の外、高句麗時代より一千年の永きに亘り連綿として支那に朝獻したる史實に徵するも、如何に産金が豐富であつたかを窺知することが出來るのである。然るに其の後李朝時代に及び採金禁斷の政策に遇ひ、爾來數百年に亘り金鑛業は頹廢の已むなきに至つたが、明治初年大院君によりこの禁を解かるゝに及び、再び金鑛業の勃興を促し産金國の名は遠く歐米にまで知られた。明治三十八年日本統監府の設置により諸政大に革まり鑛業立法亦確立せられ、次いで日韓併合の成るに及んで朝鮮鑛業令の公布を見、着々健實なる發展の道程を辿るに至つたものである。斯の如く産金國としての素地を有する朝鮮は歐洲大戰後經濟界の不振に伴ひ産金事業も一時低調を示したが、昭和六年金輸出再禁止以來金價昂騰するに及び俄然急激なる發展の氣勢を示すに至り、總督府に於ても特に産金獎勵の策を講じ內鮮資本家の活動を促したる結果、全鮮的に金鑛業の躍進を見るに至つたもので、昭和十一年末に於ける金鑛區數は實に五、三六九鑛區を示し、其の分布は全鮮津々浦々に及び、其の分布の廣範圍に亘る點に於ても朝鮮は稀に見る産金地帶と謂ひ得る次第である。

二、地下深部に及ぶ金鑛床

朝鮮の金鑛床は其の産出狀態より謂へば大體に於て含金石英脈、接觸交代鑛床及び砂金床に大別されるが、就中含金石英脈と砂金床が最も多きを占め接觸交代鑛床は比較的尠い。含金石英脈は所謂鑛脈にして、內地に於ては第三紀以後の岩石を母岩とする場合を普通とするに反し、朝鮮に於ては花崗片麿岩・雲母片岩・花崗岩等中生代末葉又は夫れ以前の岩石中に胚胎し、而も地殼の比較的深部に生成せられたものが多い樣である。しかし後代に於て水の蝕磨作用により地表の削剝が地下深く及び、比較的深部に於て生成せられたる鑛脈も今日に於ては地表に曝露するに至つたものと信ぜられてゐる。此等の金鑛脈は一般に走向、傾斜共に相當長く續くものも尠くないが、鑛脈生成後地質の變動を受け屈曲し或は引き伸され、走向斷層を伴つて不規則となることが普通である。從つて脈幅の如きも或は尖滅し、或は膨張して十數米に達する例もある。一般に露頭部の酸化帶は含金量甚だ多く、母岩亦軟弱を常とする爲、採掘容易にして硫化鑛物を伴はぬ關係上、簡易なる方法により容易に採金の目的を達することが出來、技術や資本に乏しい小鑛業者は競つてこの酸化帶を採掘し下部採掘を顧みるものが尠なかつたのである。爲に從來往々朝鮮の金鑛脈は露頭部のみに產するものなりとの誤謬を招く素因をなしたものであるが、事實は深部にも富鑛帶のあることが立證せらるるに至つた。卽ち半島金山の筆頭に在る雲山金鑛の如きは現に地下三千六百尺の深部に於て採鑛を續けつゝあり、又他の金山に於ても深部の硫化帶を趁ふて業績を擧げてゐる。然し大部分の金山は規模小さく採掘の設備整はず下部に降るに從ひ湧水の捲揚困難となるのみでなく、硫化鑛に變化する爲簡易なる混汞法のみを以てしては採金の實を擧げ得られざる狀況にあつて、施設の機械化合理的操業に依る鑛利の保全、產金の增加は喫緊の要事である。卽ち優秀なる技術と豐富なる資本の誘致を必要とするに至つたのである。

三、金鑛業の近代情勢

朝鮮の金鑛業は其の分布の廣汎なると產額の多き點に於て、斷然他鑛業を壓し朝鮮鑛業界の王座を占むるものである。顧るに日韓併合當時の金鑛業は所謂特許鑛山と稱せられる外國人經營の鑛山の外には殆ど見るべきものなく、一般鑛勢は中小金山の群立する搖籃時代であつたが、其の後歐洲大戰の勃發により一般鑛業は頓に活氣を帶び、金鑛業も好調を示した。然し當時の物價及勞銀等は著しく昂騰せしにも拘らず、金價格は依然平價を保つて騰貴しなかつた關係上、他の軍需鑛物を目標とするものに比し著しき遜色を示してゐた。降つて大正九年財界の恐慌に遭ふや、鑛勢は逆轉して衰退の一途を辿り大正十・十一年頃は不況の極に達した。其の後復活興起に努めたるも大勢の波には抗すべき術なく、自然の增產に委ぬるの外なき狀態を持續する內、昭和六年末に於ける金政策の變更に依り產金增加の必要は一般に高調せらるるに至つた。總督府は此の狀況に鑑み、積極的助長策として昭和七年以降金探鑛獎勵補助の途を拓きたるを手初めに種々施設を講ずる反面に於て、內地資本の誘致に努めたると、金市價の昂騰に依り採算の向上を來し、年を逐ふて發達を遂ぐるに至つたものである。

四、金鑛區の增長

韓國政府時代に於ける金鑛區の狀況は數字的には全く詳かでない。日韓併合の年卽ち明治四十三年の金鑛區數は五百に足らぬものであつたが、歐州大戰に依る經濟界の好轉に伴ひ金鑛區も一千八百鑛區に增加した。然し平和克復後一般鑛業の沈衰と共に、金鑛業の不振を招き廢業又は休業するもの續出して、大正十一年には一千餘鑛區に激減した。其の後經濟界の不況に物價勞銀等漸く低下するに及び稍擡頭の氣勢を示し、昭和四年頃迄は一千百鑛區臺を維持したが、金市價の昂

騰と總督府の助長奬勵施設に刺戟せられて鑛業出願相亞ぎ之が處理に忙殺せらるゝ現象を呈した。從て金鑛區は頓に增加して、昭和八年には二千五百餘鑛區に達し、更に昭和十一年には五千三百餘鑛區を示し、昨年は恐らく六千五百鑛區を超えんとする趨勢である。

之等の金鑛區中稼行せるものは明治四十三年百二十餘鑛區にして、總金鑛區數の二十七%に過ぎなかつたものが、昭和十一年には三千六百餘鑛區に及び、總鑛區數の六十二%を占めてゐる。由來鑛業は投機的色彩を多分に有し、鑛業權を繞つて奇利を博せんとする虛業家も決して尠くなく、殊に金鑛業に於て甚しきものがあつたが、最近一般に眞摯堅實なる起業を志す者漸く多きを加へ、順調なる發達を示すに至つた。稼行鑛區數の增加は此の間の消息を雄辯に物語るものと見ることが出來る。

五、金產額の趨勢

朝鮮に於ける鑛產額の過半は金を以て占め產金國の名を馳せてゐるが、昔日の產金額は之を詳にすることが出來ぬ。日韓併合後の產出狀況を見るに、明治四十三年には僅々五百萬圓に過ぎなかつたものが、大正五年には一千百餘萬圓に增加した。然るに歐洲戰亂後は金鑛業の不振により漸減步調に轉じ、大正十一年には再び五百萬圓臺に落ち、其の後業界の好轉により增產の傾向を見せたが、昭和四年頃迄は八百萬圓臺を上下する狀況に過ぎなかつた。斯くする中金市價の騰貴、其の他の好條件に迎へられたる金鑛業は遽に活況を呈し、昭和六年以降は每年一千萬圓程度の增產を示し、昭和十一年には實に七千萬圓に垂んとするに至つた。これを明治四十三年に比すれば約十四倍の增加を示してゐる。斯くの如く玆數年來著しい發達を遂げたる原因は、金市價の昂騰に負ふところが最も多いが、他面官の奬勵施設に刺戟せられたると、內地資本家の朝鮮進出に由り操業の合理化を見た結果でもある。

更にこの產金狀況を個々の金山に於て見るときは、昭和十一年末現在稼行金鑛山は約二千八百に達してゐるが、年產五萬圓以上の所謂重要金山に屬するものは百六十九鑛山に過ぎず、而かも產金の八十五％は之等重要金山より產出せられ、他の十五％は爾餘の二千六百餘の中小金山より產出せられたる狀況にして、之を以て觀ずるも如何に朝鮮の金山は開發の餘地が多分に殘されてゐるかが想像される。更に之等重要金山の動態について觀るに、昭和六年に於ては僅に二十七鑛山にして、其の產金額合計は一千萬圓にも及ばなかつたものが、昭和十一年には百六十九鑛山、五千六百萬圓に達せんとする狀況にして、金山數に於ても將又產金額に於ても約六倍の增加を示してゐる。此の內年產百萬圓以上の金山は、昭和八年迄は外國人の經營に係る雲山・大楡洞の二金山に過ぎなかつたが、昭和九年には三金山・昭和十年には六金山と逐年增加し、昭和十一年には十一金山に達してゐる。又此等大金山の營業年數を見るに雲山金鑛は四十年、遂安金鑛は三十年、大楡洞鑛山二十二年にして他は永きも十六年短きは數年を出でぬ實情である。以上の諸般事情を綜合するに、朝鮮金鑛業の發達は最近の事實に屬し、操業方法の合理化によりては將來急激なる發展を遂ぐるを得べき優良なる金鑛地帶であることが容易に證明せられるのである。

六、河床に躍る砂金採取船

朝鮮は砂金地帶としても有名である。由來砂金は河川溪流等表土淺き所に偶然發見せられ、或は井戸掘、土工、耕作等地表の排土中に發見せられることを常とし、此等が手掘採金の端緒をなすものにして、往年行はれた砂金鑛業は總てこの種のものに屬して居る。然るに最近に於ては此等偶然の發見のみに滿足することなく、地形地質上精細なる調査を遂げ試錐、掘割、坪掘等により含金層の探査究明に努むるに至つた。殊に試錐による組織的探鑛は總督府に於て之が奬勵に努めたる結果、特に其の多きを示してゐる。

かくして昭和十一年末現在の砂金鑛區は約三百五十鑛區にして、之亦全鮮各地に散在し河床の續く所砂金の賦存せざるなしとまで稱せられ、就中咸鏡南道・平安南道・忠淸南道・京畿道・全羅北道等が最も多きを示してゐる。此等の砂金採取は作業極めて容易なるため手掘によるもの多く、農家の副業として小規模に亂掘せられた時代が可成長きに及んだのであるが、最近に於ては採鑛の合理化と相俟つて採金事業も漸次機械化し、ゴールドドレッヂャー(砂金採取船)を使用するものが激增した。この採取船は大正六年末忠淸南道に於て一隻就業したるを嚆矢とし、其の後昭和四年全羅南道金堤に於て更に一隻の運轉を見たるものにして、當時は專ら米國より輸入したものであつた。昭和八年國產船を採用するに及び遽に發展の氣運を招來し、現在に於ては運轉中のもの十五隻、起工中のもの六隻、計畫中のもの七隻に及んでゐる。砂金採取船一隻の採金能率は其の規模の大小其の他により差異あるを免れないが、最も優秀なるものに在りては一日純金約一瓩(時價約三千七百圓)を採取しつゞけて居るものさへある。砂金の產額は昭和六年迄は百萬圓に足らなかつたが、翌昭和七年以降大幅增加を示し、昭和十一年には九百五十萬圓に達し、總產金額の十四%を占むるに至つた。斯の如き急激なる發達を遂ぐるに至つた主因は、砂金採取船の活動によるものと云つても差支へない。

七、金鑛山の鑛業施設

朝鮮に於て坑道の掘進に鑿岩機を使用する金鑛山は、昭和六年末僅に八鑛山二十數臺と云ふ弱勢振りであつたが、昭和七年以降總督府に於て極力之が使用奬勵の方途を講じたる結果、漸次使用の普及を見、昨年六月末に於ては實に百二十八鑛山約千七百餘臺に及んでゐる。

又金鑛石處理の第一楷程である選鑛に於ては未だ手選鑛によるものも決して尠くないが、之亦最近機械化の傾向頗に顯著なるものがあつて、製錬所に於ける買鑛石の平均品位の如きも一瓩中三十瓦內外の高率を示してゐる。

一方又金山の山元に於て金の製錬を行ふものは、昭和十一年末現在七百八十七を算してゐるが、未だ此等の鑛山の施設は尚規模狹小姑息なる方法によるもの多く、鑛利を損しつゝあることも否めない事實であつて、之が向上發達は金增產上最も緊要事であると言はねばならぬ。

八、金增產目標と其の將來

朝鮮の金山は敍上の如く、經營の年數に於ても將又經營の設備に於ても、未だ若き時代に在るものにして、眞の開發々展は寧ろ將來に殘されたる課題と見るべきである。從つて金增產を必要とする現下の情勢の下に於ては、多數の若き金山を有する朝鮮は極めて重要なる地位に在ると謂はねばならぬ。然し乍ら朝鮮金鑛地帶の大半は山間僻地に散在し、從つて交通不便にして近代文化の惠澤を受くるに緣遠きを常とする爲、鑛業施設の如きも遲々として進まず、姑息不完全なる方法に甘んじなければならぬ狀態にあるのである。中小金山の過半は此等の理由に依り今尚開發の氣運に際會せぬのである。加之朝鮮金鑛業者の大部分は資金に乏しく、永久的施設を伴ふことを避け、常に富鑛帶を追ふて之を蠶食し成否を一氣に決せんとする惡弊を有してゐる爲、眞摯なる鑛業家の企業を妨ぐる場合が決して尠くない。

斯くの如く朝鮮の金鑛業は未だ試錬期にあると謂ひ得るものであつて、其の指導誘掖宜しきを得んか、急速に大量の增產を期待し得るのである。玆に於て總督府は政府の產金政策に順應して、昨年八月朝鮮產金令を公布し、翌九月十五日より之を施行したもので、之により產金增加の趣旨を徹底せしめ、而かも產金の政府集中の策を樹立するに至つたものである。更に之れに併行して金增產の計畫を樹立し、昭和十一年に於ける產金二十瓲を五箇年後の昭和十七年には其の約四倍に相當する七十五瓲に達せしめんとしてゐるのである。而してこれが爲種々必要なる奬勵助長の方策を講じて鑛業施設の擴充强化を計ると共に、更に進んで鑛業金融の確立、道路及送電綱の普及速成、下級技術者、熟練鑛夫の養成等を考慮し廣く積極的手段を講じて產金增加に强く拍車を加へんが爲、目下着々計畫の具體化に努めてゐる。

新羅時代の金銀に就いて

——昭和十二年十二月十日於書物同好會第八回例會——

黒田幹一

本夕は新羅時代の金銀に就いて、お話して見たいと思ひます、然し其全般に亘つてゞなく新羅に於て金銀が貨幣として使用されたか何うか、若し使用されたとすれば、如何なる形に於て、使用されたかを検べて見たいと思ふのであります。朝鮮と文化史的に密接な關係を有つてゐる支那に於ては、金銀は古くから發見され使用された、殊に黄金は早くから物品貨幣として使用されたやうであります。然し支那上代の貨幣記事は杜撰でありまして信を措き難いのであります。かの竹書紀年の商紀成湯の條に「二十一年大旱、鑄金幣」とありますのや、其他管子の中の貨幣關係の記事などは到底信ずることが出來ないのでありまして、却て之等の書物が周末漢初の鑄造貨幣に慣れたる者の筆になつたことの證據にはなると思ふのであります。尤も周代に云ふ金には黄金及銅の意味が混用されてゐます。然し周代に黄金及白金卽ち銀が使用されたことは確であります。漢書食貨志にも「秦竝天下、幣爲二等、而珠玉龜貝銀錫之屬爲器飾寶藏、不爲幣」とありますが珠玉も龜貝も嘗ては物品貨幣であつたのでありますから銀錫も亦同様に解することが出來ると思ひます。殊に黄金は周末の戰國時代には、相當多量に使用されて居つたやうであります、そして、これは、文獻ばかりでなく、考古學的にも證明されるのであります。

併し、支那に於て金が貨幣として最盛に使用されたのは漢時代であると思はれます、漢書に「梁孝王未死時、金以巨萬

計不可勝數、及死藏府餘黃金、尚四十餘萬斤」と記されてゐます、淸朝の碩學顧炎武の日知錄にも「漢時黃金上下通行、故文帝賜周勃、至五千斤、宣帝賜霍光、至七千斤、而武帝以公主妻欒大至、齎金萬斤、衞靑出塞、斬捕首虜之士、受賜黃金二十餘萬斤」と云つてゐます。

銀の方は周代にも漢代にも使用された形跡はありますが、盛に使用さるゝに至つたのは唐宋以後のやうであります。顧炎武は金の哀宗正大年間に民間唯銀を以て市易した、これが今日上下銀を使用するに至つた始めであると云つてゐます。

日本に於きまして黃金の發見されましたのは、孝謙天皇の天平感寶元年でありまして、この年、陸奥の國の小田郡から初めて黃金を獻じた、といふことであります。天平感寶元年は、唐の玄宗天寶八年であり、新羅景德王の八年に相當します。銀の方はそれから七十五年前の天武天皇の白鳳三年に、對馬の國から、獻上されたのが文獻に現はれた最初であります。然しこれは朝鮮から將來されたものゝやうでありますが、兎に角さういふ記錄が殘つて居ります。それから、和銅元年には、銀錢を鑄て居ります。これは今でも存在してゐます。之は朝鮮の銀のみを使用したのではなく、日本に出たものだらうと思はれます。兎に角、平安朝に入りますと、但馬の生野や、岩代の半田や、陸奥の細倉などから大分銀が出たらしいのであります。然し其銀が一般に流通するに至つたのは、餘程後のことのやうであります。寶永戊子の年八月に八十六歲で死んだ伊藤坦菴といふ人が、その祖父の記憶に殘つてゐたものを書いたといふ「老人雜話」の中に

> 世上に金銀澤山になること、五十年以來なり。臺德院殿（秀忠）の御時、佐久間所持の雲山といふ茶入を、金森黃金百錠に求む。臺德院お聽き遊ばされ、その價をあたふべしとのたもふ。折節金三十錠は有て、七十錠不足すといふ。今の世と甚だ相違せり。

と書いてゐます。又同書に「東鑑」を引いて、

南都東大寺の奉加に、賴朝金五十兩を寄附せんといはれけれども、甚だ、とし旱にて、都合調はざりしといふこと東

鑑に見えたり。

といふ記録がありますから、金銀の使用は相當古い時代からではありますが、盛になつたのは比較的近世のことであります。我々鑄造貨幣に慣れてゐる者が考へるやうに、古くから金銀貨が盛んに使用されたのではないのであります。

支那と直接關係のあります朝鮮半島に於きまして、金銀は何時頃發見されたかといふことは、記録も無論ありませず、はつきりしたことは分りませんが、日本内地に於ける金銀の發見事情などから考へて、大體、漢の武帝の樂浪郡設置以後といふやうな感じがするのであります。漢文化の輸入以前の半島の文化は極めて低かつたやうでありますから、例令金銀が發見されても、之に加工する技術がなかつたのではないかと思はれます、でありますから早くとも秦の遺民が半島に流れ込んだ時期以前には渉らないだらうと思はれます。文化の興隆は漸進的でなく、寧ろ躍進的の場合が多いやうであります。殊に隣國に文化の高き國家が存在する時には猶更さうであります。故に四郡設置に依つて漢文化が一時に半島に流入した以後の半島の文化を以て其以前の半島の文化を律することは無理であります。然し私は其當時の半島原住民を野蠻なる原始人であつたと云ふのではないのであります。それは漢文化を受け入れた直後に於て、彼等の手に成つたと思はるゝ遺物の或物には、相當優秀なる手法の認められるものが殘されてゐるからであります。

今一つは半島に於ける各時代の遺物が相當多數發見されてゐますが、樂浪以前に比定すべき、然も半島人の手に成つたと考へらる可き優れた遺物は未だ一個も發見されてゐないのであります。其反對に三國のやゝ初期に比定すべき金製品にして、明かに半島民の手になつたと考へらるゝものゝ手法が未だ幼稚なる點等より考察して、金銀の發見及び金銀を使用した時代が、さう遠くは渉り得ないといふことが考へられるのであります。

唯、玆に特に注意を惹きますのは、日本書記などの古い記録の中に半島の金銀に關すると思はるゝ記事が出て來るのでありますが、其年代に關しては種々學說もあることでありますから、此處には觸れないことに致して置きます。

次に三國史記、三國遺事等に現はれた、金銀に關する記事を少しばかり擧げて見やうと思ひます。

新羅第七代逸聖王十一年に「下令、禁民間用金銀珠玉」とあります。

次に第十九代訥祇王十八年の條に「冬十月、王以黃金明珠、報聘百濟」とあります。第二十三代の法興王の八年には梁に使を遣はして方物を貢してゐます。そして、その十五年に初めて佛法を行ふといふ記事があります。この時分から、相當に金銀が使用されるやうになつたのではないかと思はるゝのであります。

茲に注意しなければならないことは、此王の二十三年に始めて建元の年號を用ゐてゐることであります。之は恰度梁武帝の大同二年に相當します。第二十四代眞興王の五年には興輪寺を造營して居ります、又同王の三十五年には皇龍寺の丈六の佛像を鑄造してゐます。そしてこれに要した銅は三萬五千七斤、鍍金は一萬百九十八分と記されてありまして、銅の方は斤で示し、金の方は分で示されてゐます。又此頃から支那北朝との交通が漸く盛んとなり、第二十五代眞智王の時には隋及び唐に朝貢してゐます。唐には同王の四十三年から五十一年迄の間に六回朝貢した記事が見えてゐます。

第二十七代善德女王の三年に例の芬皇寺が造營されてゐます。第二十八代眞德女王の四年に、始めて唐の年號永徽を行つてゐます。此時まで大昌・鴻濟・太和等の新羅のみの年號が用ひられてゐたのであります。卽ち此王の時から支那との關係が益々濃厚になつたことが伺はれます。

話が少し橫道に入りましたが、金銀の記事に返りまして、第三十代文武王の二年には、唐將蘇定方に銀五千七百分を贈つてゐます。又五年の條には「王贈唐使者、金帛尤厚」と記されてゐます。そして此王の九年に半島を平定し、新羅統一の宏業が完成したのであります。同十二年は原川等を唐に使はし、銀三萬三千五百分、銅三萬三千分、金百二十分、四十升布六匹、三十升布六十匹等を進貢してゐます。

第三十二代孝昭王八年の條に「新村人美肹、得黃金一枚、重百分、獻之授位南邊第一、賜租一百石」とあります。

第三十三代聖德王二十九年に、王族志滿を唐に遣はし、小馬・狗等と共に金二千兩を獻じてゐます、又同三十三年には金五百兩、銀二千兩を他の貢物と共に唐に獻じてゐます。

第三十四代孝成王三年には、唐の使節邢璹に、黃金三十兩、布五十匹を與へてゐます。

第三十五代景德王十三年に、皇龍寺の鐘を鑄造してゐます。「長一丈三寸、厚九寸、入重四十九萬七千五百八十一斤」と記されてあります。又其翌年に芬皇藥師の銅像が鑄られました。「重三十萬六千七百斤、匠人本彼部强古乃末、又捨黃銅十二萬斤」と記されてゐます。

第四十八代景文王九年には、王子蘇判・金胤等を遣はし入唐せしめ、種々の貢物を獻じてゐますが、其中に麩金一百兩銀二百兩があります。又此時買書銀三百兩を賜ふと云ふ記事が出てゐます。

以上が新羅史に現はれた金銀に關する概略であります。

高句麗に於ては、殆んど金銀に關する記事は殘つてゐません。唯第二代瑠琉王十一年と、同三十七年の條とに「黃金三十斤」「金十斤」の記事が出てゐるばかりで有ります。

百濟に關しては、全く此種の記事は殘存してゐないのでありまして、久爾王八年の條に「新羅報聘、以良金明珠」とある位のもので、然も之は新羅の報聘に關する記事で、百濟のそれでは無いのであります。

之に依つて見ますと、文獻の上では、三國中新羅に金銀關係の記事が多く、高句麗及び百濟には、殆んど見當らないのであります。之は前者が比較的長く繼續したるに反し、後二國の記錄が其國の滅亡と共に散逸した爲めでありませうが、又一方新羅の富と文化が、他の二國に比し遙に優れてゐたからでありませう。それは發掘品の上からも證明出來ると思ひます。

次に前記金銀の計量に、孝昭王の頃までは分を單位としてゐますが、聖德王の頃からは兩に變つてゐるのが目立ちま

す。尤高句麗に於ては斤が用ひられてゐます。新羅にありても、銅の計量には斤を用ひてゐます。然し銅も亦分で現はされてゐる時代もあつたやうであります。

一方支那に於ける金銀の計量を見ますると、秦に於ては黄金は鎰、漢に於ては金又は斤が使用され、其後唐・宋時代に於ては兩・斤・鋌が使用されてゐます。

銀は周代に於て如何なる單位にて計つたか不明でありますが、漢では兩を用ひたやうであります。そして其後の唐・宋時代には兩・鋌・笏等が使用されてゐます。そして此等の金銀は、無論鑄貨ではなく、秤量貨幣であり、一種の地金であつたのであります。それ故之を量るに、兩又は斤を以てすると共に、其形より取つた鋌・笏が使用されたのであります。鋌は墨を吾々が一挺二挺と云ふ如く、之に類似の形から取つた名稱と考へられます。笏は手板であり、備忘の板であるとも云はれまして、今神官の持つてゐるのが其名殘りであります。唐・宋時代には廣さ三寸、長さ一尺二寸ばかりのものであつたやうであります。故に鋌とか笏とか云ひますのは枚と云ふが如き程度のものでありまして、之は金銀鋌一枚が何兩と定つた重量を有つてゐたのであります。故に其枚數に依つて全體の重量も自然分る筈であります。故に支那の唐・宋時代に於ては金銀は切斷しても使用されたでせうが、多くは一個の定つた形にて使用されたのであります。東洋文庫所藏の唐代の銀鋌は、端午の佳節に進奉したもので、長さ九寸二分、幅二寸八分五厘、厚さ二分、重さ五十兩ださうであります。當時行使された銀鋌の形制を知ることの出來る、貴重な資料であります。

尙金銀の研究に就いては、加藤繁博士の「唐宋時代に於ける金銀の研究」と云ふ有益なる著述があります。博士は其中に金鋌の形制を窺ふべき記事として、次の四項を擧げられてゐます。卽ち太平御覽（卷四百）金上、裴談の條の「取金得五鋌、皆長尺餘」と云ふ記事と、酉陽雜俎（卷十五）中、東平未用兵の條の「遂模靴中得金一挺」の句と、同續集（卷二）支諾皐下の「(石枕)中有金銀各一鋌、如模鑄者（中略）鋌各長三寸餘、闊如巨指」の項及び茅亭客話（卷六）金寶化爲煙

の條の「因掘得、一處古藏、銀皆笏鋌、金若墨鋌」と云へる項を擧げて居られます。

此等の記事の中にて、私の注意をひくのは第三の石枕の中より發見された金銀鋌の記事であります。同文中に尙「枕中如風聲」と云ふ句があります。一本には「如風雨聲」となつてゐますが、之は風聲が正しいのでせう。又一本には「闊如巨臂」とありますが、之も其長さ三寸に對し、巨臂は誤りで、巨指でありませう、之が當時行はれた金銀鋌に關し、幾分でも眞を傳へてゐるとすれば、此金銀鋌は、何れも長さ三寸餘りで、幅が拇指の太さほどであり、且つ石枕中で、風聲を發したとしますれば、極めて薄いものでなくてはならぬと思ひます。卽ち當時支那に於ては、大小幾種かの金鋌及銀鋌があつて、小さきは長さ三寸餘、幅拇指大のものも存在したと思はるゝのであります。

次に朝鮮出土の金銀に就いて述べたいと思ひますが、其例が極めて稀でありますと云ふよりは、寧ろ他に見當りませぬので、唯一例だけしか擧げることが出來ません。上圖に載せました、寫眞は南鮮の寺塔中から發見された塔誌でありまして、長さ三寸ばかり、幅

二寸一分、厚さ一寸五分ばかりの長方形の石に、雄勁なる筆蹟で、左の六十字が刻まれてゐます。

「乾符六年己亥五月十五日、禪房寺塔、練治內記、佛舍利二十三、金一分惠重入、銀十五分道如入、節、上和上忠心、
第二志萱、大伯士釋林典、道如、唯乃志空」

乾符六年は、唐の僖宗六年、新羅憲康王五年に當ります。

塔誌の文中にある、金一分は發見されなかつたのでありますが、之は金箔として銅製の盒を包んだのであらうと思はれます。盒の周圍に美しい金箔が斑々と附着してゐます。道如の入れた銀十五分は次の圖の(二)であります、圖は横にすべきを紙面の關係で縱にすつてゐます、之は銀板でありまして、廣さ一寸八分、長さ一寸一分乃至一寸、厚さ一分二厘、重量十四匁三分であります。廣さ一寸八分と云ひましたのは此兩端が原形の儘であるからであります。長さ一寸一分と云ひましたのは、下端（向つて左側）は原形のまゝでありますが、上端（右側）は細刄の鑿で切斷されてゐるからであります。故に原形は更に長かつたと思はれます。之で見ますと、新羅の一分は我邦の九分五厘强に當ります。然し此十五分は恐らく概數であつたと考へられますから、新羅の一分は大體我邦の一匁と見てよいのではないかと思ひます。さうすれば新羅の一分は、我古金銀の量目の一分とほゞ一致するやうであります。

新羅の計量單位分は、文獻上にては聖德王の頃まで使用され、其以後は斤・兩に變つてゐるやうでありますが、此塔誌の銘で見ますと、それより遙に後迄使用されたことが分ります。そして分は初め新羅特有の名稱であつたが、唐と交通するに及んで彼の制度を採用し兩を使用するに至つたのでありますが、猶後までも分の名稱が民間に使用されてゐたことは考へられ得ることだと思ひます。

それでは此銀板の原形は何んなものであつたかを考へて見たいと思ひます。東京帝室博物館所藏の古銀板中に、興福寺金堂工事中に發見された、長き分銅形のもの二枚、長方形のもの二枚があります。加藤博士の調査された所に依りますと

前者は上下端の幅約一寸八分、厚さ二分乃至一分四厘、後者は幅一寸六分、厚さ一分五厘乃至一分弱、長さは何れも五寸三・四分、重量百十匁餘りであります。此銀板と塔誌件出の銀板との間には、其形に於て製作に於て相通ずるものがあるやうであります。興福寺の創建が和銅三年と云はれてゐますから、此銀板が其當時のものとすれば、皇紀千三百七十年であり、塔誌の乾符六年は皇紀千五百三十九年に相當致します。故に此二者の間には百七・八十年の隔りがあります。然るに其幅に於て、厚さに於て非常に類似してゐるやうに思はれます。實物に依つて檢べたならば、更に類似點を發見し得ると思ひます。而して塔誌件出の銀板も恐らく原形は長さ五寸餘、重量百匁前後のものであつたと思はれます。此種の製法は兩端に薄く、中央に厚いのが常でありますから、それを考慮の中に於いて、然も前述の如く此塔誌件出の銀板が全形の下端に當ることより考へますと、此推側は誤つてゐないと思ひます。

(一)

(二)

(三)

次に朝鮮古墳出土の延金（圖三）であります。之は伴出物を缺いでゐる爲め、確定年代は不明でありますが、其製作及古色より推して高麗初期を降らざるものと考へられます。此延金は兩端圓味を帶びた、長さ四寸二分、厚さ二厘計り、幅五分乃至六分、重量三匁であります。之が例令高麗朝のものでありましても、金銀の形制の如きものは必ずや新羅の遺制を其儘繼承したものと考へられますから、此種の延金も亦同樣に新羅時代に行使されたと斷じて誤りはないと思はれます。然し勿論新羅の金がかゝる樣式のみにて使用されたと云ふのではありません。斯る形のものも行使されたと、共に新羅第三十二代孝昭王八年の條にある「新村人美肹、得黃金一枚、重百分、獻之授位南邊第一」とある如く、一枚にて重量百分のものも存在したことが知られるのであります。尤も此金は之を獻じて位を授かつた程でありますから、其當時行使されたものでなく、以前の時代のものであつたか、或は渡來品であつたのを發掘して獻上したのかも知れません。然し又金二千兩、五百兩等の記事の有る所から考へますと、太平御覽にあるやうに「長尺餘」の大形の延金も存在してゐてよいと思ひます。又小形の方も酉陽雜俎の中に出てゐるやうに「模靴中得金一挺」とか、石枕の中から出た「長三寸餘、闊如巨指」の程度のものも存在したことは確實のやうであります。唯之が支那と關係して發生したか、若くは朝鮮獨自の發生であるかの問題が殘るのでありますが、之が解決は鮮支の交渉が古くから行はれただけ益困難であると思はれます。唯金銀に使用された量目の分なる名稱は專ら朝鮮にて行はれ、やがては日本にも傳つたこと、鋌笏等の名稱の朝鮮に行はれなかつたのは、此圖では金銀が或完全形に於て使用されたよりも、切斷して使用されるのが原則となつてゐたからでありませう。圖（一）は銅板でありますが、此處には關係がありませんから省きます。

尙最後に此新羅系統の延金と我國の古金殊にヒルモ金、延金との關係を研究すべきであることを附言して此話を終り度いと思ひます。

時局と朝鮮の商工業

西本計三

輓近朝鮮の商工業は内外情勢の遷變殊に滿洲國の創建を契機として新局面へ進展するに至り、從來の農業を中心とする原始産業中心時代より農工併進時代に移行して參つたのである。抑も朝鮮の天然資源に就ては從來往々其の賦存する所極めて貧弱で、産業發達の彈力なく、希望に乏しき土地柄であるかの如く評價され來つたのであるが、從來の觀察は全く淺薄で事實に即せざる事が實際上に於て證明さるゝに至つたのである。例へば金・石炭・鐵其の他各種の地下資源及工業用の動力に就ても、又米・麥・豆・亞麻・棉等の農産物及牛・豚並に緬羊等の畜産物に至るまで實に風土に適合し、發展の素地に富んで居るのである。之に加ふるに滿洲・北支との關係に於て朝鮮が内地の前衞とし、又兵站基地として重要なる地位を占むるに至つたことが最近各種工業の相踵ぐ勃興を促すに至つた重要なる原因であるのである。今其の工産額を見るに昭和十一年の産額七億三千八十萬圓に達し、之を前年に比すれば一億二千三百三十二萬圓（二割）の增加を示し、又之を五年前の昭和六年に於ける工産額二億五千萬圓に較ぶれば約三倍に激增を見て居るのであつて、其の增加は主として工場生産額の增加に基いて居り、從來工場生産額と家内工業生産額とは略同額を示して居つたものが漸次工場生産額は家内工業生産額を凌駕して參り、昭和十一年に於ては工場工業生産額五億二百八十九萬餘圓で總工産額の六九％に當り、家内工業生産額は二億二千七百八十萬餘圓で三一％に該當し、前者は後者の倍額以上となつて玆に工場工業の躍進振を覗ふに足るのである。尚之を業態別に見るに、工場工業に依る生産額中首位を占むる工業は化學工業の一億六千三百萬圓で、食料工業の八千八百萬圓、紡織工業の七千五百萬圓が之に亞いで居るのである。

次に新興工業の主なるものを擧ぐれば、製鐵・精錬・人造肥料・油脂・石炭液化工業を始め、紡織・セメント・石油精製麥酒・製粉・製紙・琺瑯鐵器・電球・硬質陶器・水産罐詰等であつて、現に新規又は擴張計畫を進めつゝあるもの、又は將來有望視せらるゝものに、人絹及びステープルファイバー製造工業・交織物・製鐵・無水酒精及石炭液化其の他各種の化學工業・アルミニューム・マグネシウム等の輕金屬工業・自動車・航空機・船舶・工作機械等の機械工業等がある。

今一例を北鮮地方の實際に付て見るに、玆六、七年前と比較してその餘りの變化に一驚せざるを得ないのである。即ち興南一帶の各種近代的工業地帶は申すに及ばず、鰮を原料とする魚油工場・石炭液化竝に低溫乾餾工場・元山に於ける石油精製工場・吉州に於ける人絹パルプ工場・茂山に於けるセメント工場等があり、又近く淸津に大製鐵工場・人絹工場等も新設を見る豫定である。

而して之等の製品は漸次鮮内の需要を充すは勿論、輸出品として海外に仕向けられつゝあるので、即ち魚油・綿絲布・人絹布等の輸出が逐年增加しつゝあり、又琺瑯鐵器・電球・硬質陶器・水産罐詰等の如きは現に世界各國に進出しつゝあるの狀況である。

× × ×

支那事變勃發以來此等の諸工業は、内的には臨時資金調整法其他の事變關係の臨時立法に依り種々制限を受け、又外的には支那市場に輸出減退等の懸念の爲、一時逡巡の色が見えたのであるが、新興工業が概ね重要國策工業であつて、時局柄寧ろ助長すべきものが多く、制限を受くるが如き懸念がないのと、一面に於て朝鮮が支那派遣軍團の兵站基地として軍用物資の供給上重要なる任務を帶ぶるに至つた關係上、却つて朝鮮の工業界竝貿易は活況を呈してゐるのである。今、支那事變が朝鮮の貿易其他に如何なる影響を及ぼしたかを一瞥するに、先づ第一に貿易に付て朝鮮の對外國貿易を事變發生前後に區分し比較考察せんに、事變發生直後卽ち八月に於て軍隊輸送の爲一般貨物の輸送不圓滑となり、輸出入共停頓狀

態を呈したが其の後漸次回復し前年同期に比し各月共增加を示すに至つたのである。併しながら其の增加率は事變前後によつて大いに變化を見せてゐるのは見逃せない。

卽ち輸出貿易に在つては事變前卽ち十二年一月以降六月迄の前年同期に對する增加率七割六分六厘に對し、七月以降十月迄に於ける前年同期に對する增加率は三割六分四厘に低下し、之を相手國別に見るに何れも低下して居るが殊に中華民國は一月以下六月迄の前年對比增加率二割三分九厘に對し、七月以降は僅かに九分七厘に過ぎず、甚しく低下を見たのである。併し前年同期に比較すれば尙增加を示して居るのであつて右は北支向軍用物資の增加に因るものである。之を地方別に見るに山東省及南支那方面に對する輸出は事變後激減を見たが、北支方面は軍用物資の供給と皇軍戰捷に依る治安の回復に因り八月に於て減少を示したる外、九月に於ては十九割增、十月に於ては六十一割の激增を見たのである。北支仕向品にして前年に比し增加を示したものは米・小麥粉・砂糖・淸酒・麥酒等で減少したものは紅蔘・紙類等である。

輸入貿易に在つては事變前の前年對比增加率一割七分三厘に對し事變後は一割四分を示し、而して中華民國よりの輸入は一月より六月迄累計に於て既に前年同期に對し五分二厘の減少を示したが、事變後は前年比五割五分の減少となつたのである。是に事變以來の對支輸入品目を見るに石炭・天日鹽・繰綿は略前年同樣の輸入を見たが、其の他は一般に杜絶又は激減の狀況にあり、卽ち豆類は激減を示し粟・胡麻子・蕃椒・支那麻布等は輸入皆無となつて居るのである。

次に對內地貿易を見るに移出入共一月以降每月前年同月に比し增加趨勢に在つたが、事變に依り貨物輸送上支障を來した爲、八月九月に於ては何れも前年に比し減少を見たのである。然るに十月に入るや貨物輸送制限の解除と共に移出入共增加し、移出高は四千三百三十二萬四千圓となり、前年同月に比して一千十九萬圓の增加を示し、移入高は六千八百四萬九千圓にして前年同月に比し二百六十一萬九千圓の增加を示してゐるのである。

之を要するに支那事變の朝鮮貿易上に及ぼしたる影響は對南支貿易を萎縮せしめたる外は特に大なる惡影響なく、北支

方面に對しては却つて輸出激增し今後益々增進の趨勢に在つて、南支方面に對しても南京陷落による皇軍の決定的戰捷は今後の貿易上異常なる跳躍を約束するものであると考へらるゝのである。而して朝鮮が今次事變に際して對外貿易上益々有利なる條件を具有するに至つたのに鑑み、本府は全國に魁け十月四日及五日天津に於て鮮產品見本市を開催し北支貿易の促進を圖つたのであるが、尙今後に備へる爲貿易協會を大いに擴充して特に對外貿易の促進に努むることになつたのである。

次に物資需給上に及ぼしたる影響を見るに、軍事輸送の爲八月四日以降九月三十日迄鐵道貨物の受託制限を行つた結果制限を受けた貨物の配給極度に不圓滑となり、特に建築材料・鑛石・石炭等の大量貨物は一時相當の滯貨を見、斯業に相當の影響を與へたが、普通一般貨物は時恰も夏枯閑散期にて荷動きが少かつたのと「トラック」或は水運利用可能の地は水運を利用し配給に努めたる爲大なる支障を見なかつたのである。又事變による物價騰貴の對策としては暴利取締令の發布を見るに至り是に不當なる昂騰は見られないやうになつたのである。

其他株式取引所に於ける賣買の一時減退したること、米穀取引所に於ける買占傾向等夫々事變の影響と見るべきものがあつたが、買占傾向の如きは當局の豫防的措置と當業者の自覺に依り事なく解消し、又一般小賣商に於ては、貨物輸送制限に依り蒙りたる不便其他輸出入品等に關する臨時措置に關する法律に基く輸出入品の制限、其他事變に關聯する社會的奉仕等の爲、直接或は間接的に影響を蒙りつゝあるものと思惟せらるゝも、克く時局を認識し忍苦自重、各々其の生業に精勵して居る有樣である。

以上の如くにして支那事變は朝鮮の躍進しつゝある產業界に惡影響を及ぼしたること少く、却つて好影響を招來しつゝあると謂へるのである。南京陷落に依り大勢既に決したる今日、朝鮮の立場を顧み其の將來を展望する時、朝鮮が今後支那市場に將又滿洲市場に飛躍するに最も有利なる條件を具有するに至つたことに氣付くのであつて、朝鮮產業の今後の道

程は實に多望多彩であると言はねばならないのである。

×　　×　　×

玆に於て吾人は此の伸び行く朝鮮の商工業の將來に對し如何なる態度を以て臨まなければならないか、之が助長に大いに努力しなければならないのは無論であるが其の施策の緩急宜敷きを制せざれば、より良き結果を得難たいのである即ち工業に付いては

第一には時局に鑑み、國策上特に國防上重要なる工業、卽ち製鐵業・精錬業・輕金屬工業・造船業・自動車及飛行機の製作竝に修理工業・各種の工作機械製造工業・石炭液化及燃料酒精工業等に付いては特に振興策を講じ、以て急速且積極的に其の發達を圖るの必要があるのである。

第二には中小工業の振興を圖ると共に併せて大工業との調整的發達を圖ることで、卽ち朝鮮に於ける工業全般の健全なる發展上竝に現下の社會的情勢に鑑み、今後一層中小工業の振興と副業的工業の普及に努むると共に一面大工業と此等中小工業との調整を圖り、以て兩者の併存的發展を期するの要切なるものがある。

第三に熟練工の積極的養成を圖り勞働效率の昂上を促すと共に勞資間の融和を圖り、以て工業の順調なる發達に資するの必要がある。熟練工の養成に就ては現に本府は工業協會をして電氣工及機械工の養成を行はしめて居るが、此の施設は今後一層擴充して行く考へである。

第四には工業の合理的分布を圖ることである。卽ち工業地帶たるの素地を有する地方に對しては工業地帶を設定し、其の地價の暴騰を抑制するに必要なる方途を講ずる外、交通・運輸・電力・用水等に關する集約的且合理的施設を爲し、以て工業の成立及經營を容易且經濟的ならしむると共に右工業地帶以外に於て有利なる企業條件を有する地方に對しても、適當なる施設を講じて工業の地方的發達を促すことが必要である。

第五には工業の統制である。工業の濫立は國家的に見て不利であるので、之に適當なる統制を加ふることが必要であるが朝鮮に於ける工業は漸く發展の緒に就きたるに過ぎず、之を高度の段階に達せる内地に於ける工業と一律に統制し得ざる實情にあるを以て内地と關聯ある工業に付ては特に當該生産品の生産及販賣條件を較量の上、適地適業の趣旨に則り箇々の事態に應じ適當なる統制上の對策を講じ、尚滿洲と關聯ある工業に付ては之との調整をも考慮し以て此等の相互の協調を保ち、其の他の工業に付ては鮮内生産者及消費者の利害を考慮の上適宜之が統制を行ふの要があるのである。

次に商業及貿易に關する施設としては對外貿易竝に通過貿易の振興を圖る爲、（イ）海外直通航路の設定、（ロ）輸出港に於ける集荷施設の擴充、（ハ）對滿對北支關税制度の調整、（ニ）輸出補償制度の設定、（ホ）國外市況の調査竝に商取引の斡旋、（ヘ）輸出品檢査制度の擴充等を圖る必要を認めるのである。

又中小商業經營の合理的改善策を講ずる爲、（イ）商業組合制度を設け其の共同施設に依り商品の仕入・保管・運搬等の經濟事業を行はしめ、以て大企業の有する利便を享受せしむるの外、組合員の營業に關する統制竝に指導・研究・調査及金融の施設等に依り業界の改善發達を圖ること、（ロ）資金融通損失補償制度を設け、金融機關の中小商業者等に對する資金の融通に付ては其の損失に對し一定限度の補償を爲し、以て事業資金融通の圓滑を圖る等の助成策を講ずる必要を認めてゐるのである。

斯くの如く以上の諸施設は今後可及的速かにその實行を期せむとするものである。

非常時に蹶起せる農山漁村

岸　勇　一

一、農山漁民赤誠の概要

今次の事變に際し半島同胞の間に恰も急潮の如く漲り來つた愛國の赤誠、內鮮一體の强化は、正しく施政以來の一大快事と謂ふべく、國家總動員下の非常時局に好望なる影響を齎し、擧國一致の體勢の强化に力强き推進力となりつゝあることは申す迄もない。殊に目に一丁字なき農山漁村の老幼婦女子や、酒屋に三里、豆腐屋に二里といつたやうな人煙稀なる山間僻陬の部落民等に至る迄、皇軍の忠勇義烈なる活動や、將兵の日夜の勞苦に感激して、日々の細々とした暮しの中から、朝夕一匙宛の飯米を節約して獻金し、或は落穗の拾集、勞働出役等、涙ぐましき汗の結晶を其の儘御國に捧ぐる等、美談佳話の數々は到底枚擧に遑ない有樣であつて、街頭の千人針や驛頭の歡送に、國民的感激を新にするといふが如き機會に、殆んど惠まれることのない此等農山漁村の人々の間に、斯樣に自然に盛り上り來つた愛國の赤誠を見るに至つたことは、洵に心强い限りであつて、之こそ眞に施政の精華と謂ふべきであらう。

特に大麥、燕麥、其の他の農產物に對する軍需用品の供出に當つては、收穫後相當の期間を經過して居たの

と、食糧不足に惱む農家の少くない半島農村の實情よりして之が割當數量の供出は、相當の難事として危惧せられて居たのであるが、既往數年來施政の主力を傾け來つた農山漁村振興運動に基く、大衆の自覺と生産力の向上とは克く此の重責を全うして豫想外の好成績を收め、兵站基地たる半島の使命遂行に、遺憾なきを期しつゝあるのであつて、此等諸般の實情を滿洲事變當時の狀況と比較考量するとき、感慨洵に禁じ得ないものがある。

今次の事變に際し農山漁村の民衆は、皇軍將兵の身命を賭しての奮鬪振に心からなる感激を湧かせ、或は人馬の應召に伴ふ勞力不足や生産力減退に惱む內地農山漁村の人々に對して、衷心よりの同情を寄せ、更に動亂相踵ぎ、戰禍に喘ぐ支那民衆と比較して、幸福平和なる生活を營み得る自己を省みて、帝國臣民たるの衿恃と責務とを、心底に刻み込んで居る狀態であつて、雄心勃々たる青年子弟の中には、皇軍將兵と等しく戰地に銃を把り、暴支膺懲の第一戰に活躍したい念願に驅られ、微衷を披瀝して赤心を血書に訴へる者等も亦尠くない有樣である。

此等感謝感激の思念は、事變の長期戰に入るに及んで、必然的に生業報國の赤誠となつて顯はれ、生産の改良增殖に專念する一面、消費の節約、生活の合理化に努め、家業を通じて國恩に酬ひんとする、所謂堅忍持久の本體に立歸りつゝあるのであるが、恰も此の動向は一面官邊の指導の手を離れて、愈自主共勵の本格的實行期に入り來つた農山漁村振興運動最近の趨勢と相俟つて、必ずや半島農山漁村の物心兩面に於ける更生上、刮目すべき大なる收獲を齎すべきことを確信するものである。

二、農山漁村振興運動の眞使命

施政以來統治上の一大癌症なりとさへ目せられ、食糧不足と負債の重壓に呻吟しつゝ、希望も光明もなく、所謂醉生夢死の生涯を送る者が、大部分を占めて居た半島農山漁村の大衆をして、叙上の如く、現下の時局に蹶然として奮起せしむるに至つた所以のものは、畏くも一視同仁、萬民を赤子の如く憐れませ給ふ、歴代御聖德の然らしむる所であることは申す迄もないことであるが、又過去四半世紀に亘り、此の有難き叡慮を奉じて、牧民の局に當り來つた爲政者、指導者の不屈不撓の努力の賜であり、之と共に昭和七年來斯る時局に備へんとして官民の總動員下に、不退轉の努力を續け來つた農山漁村振興運動に俟つ所が、又極めて多いことは掩ふべからざる事實である。申す迄もなく、本運動は農山漁村大衆の物心兩面に於ける、生活の安定向上を企圖し、個々の農、漁家を指導の對象として、其の更生の具現化を圖り以て皇國臣民としての自覺に基く、内鮮一體の實を擧ぐるを終局の理想と爲すものである。而して運動の中心施設である農家更生計畫の三大目標として掲げられ來つた、不足食糧の充實、負債の根絕、現金收支の均衡の三點が恰も運動の目的の全部であるかの如く、不斷特に强調せられつゝあるのであるが農山漁民生活困窮の實情と、民度低き地方の現狀等とに鑑み、先づ第一段として此等の者の衣食の途を講じ、經濟生活安定の方途を策し更に進みては彼等をして皇國臣民たるの矜恃と、信念に生かしめんとするのが究極の目的である。卽ち端的に謂へば、前記の三目標は、農山漁家の自家更生の物的目標であり、實地指導の重點ではあるが運動そのもの、終局の理想、目標は、飽く迄も忠良

健實なる皇國臣民の育成に存することは、終始一貫せる大方針である。

三、美談佳話及時局感想の一例

農山漁民の純眞無垢なる愛國の至情や、報恩感謝の赤誠は、凝つて幾多の美談佳話を生み、無言の教訓を一般に與へつゝあるのであるが、其の中の二、三を左に掲げて、更に江湖の認識を新にしたい。

（註）農、漁民訓練所生徒の感想文は原文の儘である。

○更生の餘裕を語り細農少年が獻金する。

平北雲山郡東新面加洞金聖煥君（當十五年）は、本年四月普通學校を卒業したものであるが、在學中より自力を以て一家の更生を圖り、貧しき中に良く働き、模範少年として一般より賞讃せられてゐる少年であるが、去る十七日所轄駐在所首席を訪ね、金拾圓を差出し、

今回の北支事變發生以來、私は出來る事ならば御國の爲に身を投げ出して働き度いのですが、年少の事とて何の御役にも立たず、何とかして少しでも御役に立つ方法はないかと、昨晩は寢もやらず考へましたが、考へが出ませんので、本年私が作つて賣りました西瓜代が拾圓になりますから僅少ですが之を御國の爲に使つて戴けば、私はどんなに嬉しいか知れません

といつて、現金を持つて來たが、同家は豫てより貧困であることを首席も充分承知してゐる事とて、同人の赤誠を賞し、金額は少額にても、國を思ふ心持だけで結構だからといひ聞かせたところ

私は當局の御指導により貧乏ながらも昨今は漸く更生の緒に就き、本年は牛も一頭飼ふやうになり、借金も濟す事が出來たのですから此のお金は無くても決して困りませんから、是非御送り下さいと、赤誠面に溢れての懇願に、首席もいたく感動し、その旨署長宛報告して來た、自家の更生に懸命となつて働いてゐる模範少年の、家を思ふ心と、國を思ふ誠心とは何等變りはない、この美しい而も涙ぐましい報告を受けた署長も思はず感泣したといふ。

○無言の勇士へ嬉しい乾草を贈る

もの言はぬ勇士たる軍馬への飼料乾草を獻納し、痛く軍部を感動せしめた愛國美談――京畿道始興郡西面老溫寺里沙垈洞農村振興會會長朴齋混氏外同會會員二十二名は、現下重大非常時局を痛感し、小作農或は勞働生活を營む貧困者である爲、金錢を以ての國防獻金は不可能であるので、各自の勞力によつて乾草二十貫宛獻納して、銃後の義務を果すべく、一同は十四日龍山騎兵第二十六聯隊を訪れ、乾草合計四百貫を獻納し、痛く軍部を感激せしめた、右につき軍部當局では語る

兎角忘れられ勝な軍馬へ對して、乾草多量を獻納されたことは、誠に感激に堪へない、時局獻納品として此等は最も推奬するに足る思付であると思ふ、馬糧には濃厚飼料と粗飼料の二種あり、濃厚飼料は貯藏も容易で充分あるが、粗飼料の一である乾草は、收穫高も少く從つて貯藏量も少いので、一朝有事の場合は、稍もすると不足し勝となる惧れがあるので、目下年に一度の收穫時であるから、この種の勞力に依る銃後の後援こそ、最も望ましいことである。

○農村振興會員の活動振り

江原道襄陽郡では各面各部落の婦人會竝に農村振興會員が、日を定めて勞役奉仕を爲すこと丶し、過般も襄陽面の婦人會員三百五十名は、鐵道工事の砂利運びに出役、平素全く勞役の經驗なき良家の婦人まで、嬉々として所定の五時間の勤務を全うし、その所得全部を獻金した。

尙同郡降峴面長山里の梁昇煥といふ二十二歳の青年は、模範青年として知られて居るが、皇軍の活躍に痛く、感激し、何等かの方法で微衷の萬分の一でも表明せんと日夜苦慮して居たが、家貧なる爲思ふに任せず自分の家の裏に一本の柿の樹があり、年々之が收穫は一家の唯一の樂しみとなつて居たものを今年は之に手を觸れず、全部を賣却して一圓三十錢を得、之に自分の指を齒で喰切り、滴る血を以て日の丸の國旗及　天皇陛下大日本帝國、皇軍萬歳と血書したるものを添へて獻納した。

○之ぞ貧者の一燈

平南大同郡在京面下石花里金承鎬氏六十三年は、時局を深く認識し、七名の家族を抱へ、辛うじて生計を支へてゐるにも拘らず、炎熱と戰ひつ丶日夜轉戰奮戰を續けてゐる、皇軍慰問金の一端にもと、事變勃發以來、每日一錢宛貯へた金二圓を大同署に差出したが氏は公共事業には何時も率先範を示し、先般行はれた共同井戸改善には、其の働き特に顯著なるものがあり、同里の模範人物として知られ、一般から崇拜されて居る。

○漁村に於ける赤誠の發露の數々

日支事變勃發以來朝鮮の各水產團體でも水產物の獻納や國防獻金等、夫々銃後の護りに盡して居るのである

が、今回は慶尙北道沿海の各水産團體が生業報國の一として、歩兵第八十聯隊及大邱陸軍病院の將兵に自分等の手で獲つた鮮魚を贈つて、之が慰問を爲すことを申合せ、本月十三日各團體代表者がピチピチした魚を携へて、聯隊と陸軍病院を訪問し、海の幸の獻納を行つた。

尙此の外各道の漁村部落に於ても或は國防獻金に、或は慰問袋の發送に、中には部落民が總出動して魚貝、海草類の採取を行ひ、之が賣却代金を以て、國防獻金や慰問袋に當てるものもあつて、今やかうした赤誠美談の數々は、半島の津々浦々に迄次から次へと織出されて居る。

○非常時局に直面して我等の覺悟を語る（感想文）

忠淸北道農道實踐所修了生陰城郡孟洞面　鄭　寅　玉

片田舍の一隅に住む私としては、時局に對する御話を聞くことも少く、聞くといつても流言か、事實か判斷に苦しむ位でありました。ところが幸に今度修了生の召集指導に依りて、金知事閣下を始め、諸先生の御講話に依り、時局に關する正しき知識を得ることが出來た次第である。

北支事變が起つてから以來、我が皇軍は實に勇ましく活動致しました、その活動振りを拜聽して我々皇國農民も層一層働かなければならないことを感じました。戰場に於て我が皇軍が死を何とも思はず、猛烈な活動を續けて居るのには、全く感心のほかなく、然も國家の爲國民の爲にと專心働いて居られることを思ふと我等も此の儘では居られないと思ひます。

國家の一分子であり、皇國の農民である私としては、如何なる困難辛苦も骨折りも兵隊さんの働きにくらぶ

れば、何でもないことであります、よろしく皇軍の威力に信賴して安じて産業開發、農村振興の爲に奮勵努力をなし以て國力の增進をはからなければなりません。

一方皇軍の勞苦に對しては心からなる感謝を持ち、出征に對しては萬障をくりあはせて、赤誠以て之を送り、慰問等に關しても應分のことをなし、銃後の國民としての責任を果さなければなりません。

○支那事變に對する感想（感想文）

平安北道農民訓練所　李　孝　潤

過去數年間、我が國に於て非常時であると叫んで來ましたが、一體如何なることが非常時であるかと考へてゐましたが、その事が今回の突發した蘆溝橋事變が北支事變となり、尙擴大されて現在支那事變と言はれるやうになつた。是れ卽ち我國に眞實の非常時が來た譯であります。初めはたゞ和解するであらう、戰爭なんかないであらうと考へて居りましたが、毎日支那軍は不法行爲をのみ續ける。其の一例として任留同胞をいじめたり、皇軍に不正な射擊をする等、その暴狀は一言には語れません。原因は遠い昔からあつたことも時事講演や新聞で知りました。

今や內鮮一體となつて上下擧つて國難にあたる覺悟でなければなりません。聞けば朝鮮の人の中にも、義勇兵を志願する者もあるとの事で大變よい事だと思ひます。又婦人や子供迄も國のため獻金をしたり、兵士の世話をしたりする事も毎日の新聞に出て居ります。そこで私も銃後の務を果さなければならないのですが、當地は大きな驛で夜も晝も出征兵士の爲大勢の見送人や在鄉軍人が働きをしますが、私等は農業者で幾分の暇もあ

りませんが、然し自分の職務を犠牲にしても是非出なければなりませんので、毎日交替で驛に出る事にしてゐます、そして在郷軍人と共にお茶の世話や馬水の給與等をやつてゐます。私が當番になると、朝早くから準備をして急いで驛に駈けつけます。或時は兵士達が泊つて居る時もあります。どちらからですか「九州だ」と答へる、何日かゝつて來ましたか「五日」と答へる、汽車の中で一日もかゝると大變疲れるのに、大勢混み合つて中には馬と一緒に乘つてゐるのを見ると、どんなに苦しいか知れません。それだのに元氣で萬歳の聲に送られて勇ましく出發します。

驛に出た際は良く見受ける事ですが、朝鮮の婦人で愛婦のたすきを掛けて洗濯をする、國語のよくわからない人が手まねでシャツをぬげと兵隊さんに言ひますが兵隊さんはどんな事か知らないで頭をふります、そこで私は洗濯してあげると言ふ事ですと通譯せば、兵隊さんは頭をさけて有難うと言ひつゝシャツをぬぎます。或る兵隊さんは朝鮮には初めて渡つた者ですが、內地に居つては朝鮮人は勞働者や不良者多く、感心しないが、釜山に上陸してずつと新義州方面へ來る途中には、涙ぐましい事實が數多あつたので、朝鮮人を本當に知りました。その一例には農夫が鎌やホミを上げて作業中にも、萬歳々々と勇氣を付けて與れる等の事で充分知れると思ふ。私等の水田が線路の近い所にありますので、作業に行く時は國旗をわざともつて行きます。兵隊さんと武器を乘せた列車が見えると、一齊に作業を止めて、旗や帽子を振り上げて、聲を限りに萬歳を唱へ勇氣をつけてあげます。今後事變は益々擴大されるやうでありますから、私等農民は前より二倍も三倍もうんと働き、勤儉貯蓄を實行して、我國の經濟界に多少なりとも盡したいものであります。九千萬同胞よ、手ゐ握り心

を合せて銃後の護りを堅くして、やがて光明なる世界を現出させませう。

○出動兵士を送りて（感想文）

平安南道价川中堅農民校　康聖奎

新安州停車場のホームに出て行つたのは午前八時であつた、時折擴聲器が鳴る、今度は兵隊さんが多く乘つて居る列車が入るとの合圖であつた。遙か南の方を眺めれば、大地を轟かす程の物凄き聲と共に長蛇の如く列車にはヒラ〳〵と日の丸が飜らめいてゐた。忽ち起る萬歲の聲と共に軍歌がひゞき渡り、大空に高く日章旗をはためかせつゝ列車は我々の前に止つた。

列車の中のどの兵士を見ても顏には固き決心と微笑が浮んでゐた。一人も心配顏をした兵士は居らなかつた。あの兵士の中には口では云へない程の悲慘な家の事情のある人も居るであらう。此を思ふと同時に私の心は躍り出した。我々は今迄とかく遊惰安逸に流れて居つたのではなからうか。私は思はず兵隊さんしつかり賴みますとの意が心の底から湧き起つた。國防婦人會の人達はお茶を汲んでその勞をねぎらつたり、男子は軍馬に水をやつたりして男女の別なく一生懸命だつた。

あの兵士等は遙々內地から玄海灘を渡り、故國を何百里と離れて廣漠なる支那大陸に入り、一命を投げうつて君恩に報ゆる處の烈々なる愛國心に燃えつゝあると思ふとき、私は今にも軍服に身を固めて君恩に報いたいとの思が頭腦を動かした。時は進んで出發のベルが鳴つた、突然起る萬歲の聲と共に出動兵士と見送る我等は夢中になつて萬歲を唱へた。

萬歳を唱へる心の底には、兵隊さん達者で戰はれて、あの未開文盲の支那大陸の民衆を正義武力で穩かにし、東洋の平和否普く世界の平和を確立し一日も早く凱旋して下さい、其の間皆樣の後顧の憂はないやうに、我等がしつかり引受けてゐます、どうかしつかり賴みますといふ氣持が一杯であつた。

汽車は速力を出して走り行く、日章旗を振り〳〵目の届く限り見送つた、我々はこの感激の光景を眺めて、皇國に對する感謝の念が湧き起ると共に、一層自己の職業に精出して幾分なりとも報國したいと云ふ感を强くした。

○勇士の遺骨を迎へて（感想文）

全羅南道農村中堅婦人養成所　金　貞　培（女）

午前十時我等一同は作業服のまゝ急いで潭陽驛に行つた。

迎へに出た澤山の人の目は、悲しい響きで入つて來た汽車にそゝがれた。白布で包んだ遺骨の箱、金銀に輝く花輪を持つた人が、次々と下りて來た。私の心を引き締つたやうで又何だか胸がどきどきする。あゝ私達の出迎へはあの金子さんの魂である。

聞くさへ恐ろしいあの北支の平野に酷暑に苦しみながら、敵の彈丸雨飛の戰場で、命を鳥の毛ほどにも思はない我が日本軍の忠勇義烈の有樣――遺骨になつて歸へられた金子さんもさぞ勇ましく戰はれた事でせう。

金子さんは出征の命令を受けて歸宅するひまも無く、旅行先から戰地に向はれたそうです、遺骨の前に立つてゐられる七人の方は、あの金子さんの親類や兄弟でありませう、何だか氣品高くは見えるが、胸の中はどれ

ほど悲しいかと思ふと、自然と私の眼にも涙が流れた。「軍人は一旦出征したら、皆此の樣でなければならないのだ」と思つてゐなさる樣な父らしい人の顏を見て、私は之れこそ萬國無比の我が國體の美點であると思ひ、我々國民としてどんなに感謝せねばならぬかと强く考へました。同時に我が　天皇陛下の爲に、一身を捧げられた金子樣の英靈の永遠の幸福を祈りました。

驛前の燒香式は終り、遺骨の自動車は水北面の自家へと進んだ。私の目は何時の間にか涙にかすんで、自動車が見えなくなつた。澤山の來會者はそれぞれ感激と感謝の念に滿ちて後を見送りました。

若しも我が日本の兵隊が支那兵の樣に弱かつたならば、我々はこれまでどんなつらい目にあつて居たかも知れません。我々がこんなに平和に幸福に暮すことは夢にも考へられません。あゝ實に有難いことです。此の平和の國土に住む銃後の國民としては、我が天皇陛下の爲――農山漁村振興のため――一家更生の爲――協力一致し、農民たる我々としては鍬をふるひ戰場に居る氣持で國家の爲に働かねばならぬと思ひました。

四、生業報國の諸行事其の他

本府に於ては、叙上の如き農山漁村大衆の純潔崇高なる報國の赤誠を益々善導助長せしめんが爲種々の施策を講じ遺憾なきを期し來つたのであるが、其の主なるもの、概要を擧ぐれば次の通である。

一　農山漁民報國日の實施

１　趣　旨

農山漁村の民衆をして時局認識の徹底を期せしめ生業報國の赤誠を披瀝せしむるの一助たらしむ。

2　期　日　昭和十二年九月二十三日（秋季皇靈祭當日）

3　範　圍　農山漁村の全部落

4　實施方法

イ　行　事

部落集會所、神祠又は洞社の境内其の他部落民の集合に適當なる場所を選び午前七時を期し左の式を擧行す。

一　集　合

一　參　拜（但し神祠又は洞社の發祀しある部落に限る）

一　開　式

一　國旗揭揚

一　東方遙拜

一　總督訓示の聽取（ラヂオある部落に限る）又は持導者の訓話

一　宣　誓

一　萬歲三唱

ロ　報國作業

右の式終了後引續き左の作業を實施す。

推肥其の他の自給肥料の增製

乾草の增製

藁の保管準備

繩、叺其の他の副業の實行

共同耕作地の手入

牛、豚、鷄舍の改善

海草、魚貝類の採取

土木、砂防工事の出役

節米其の他の零細貯金

節酒節煙

5 實績

右報國日を實施した部落數は五萬八千餘部落、參加人員總數三百五十三萬餘人に達し、殆んど半島全土の農山漁村を擧げて之に參加し、報國の意義ある一日を終了したのであつて、而も當日の行事に依つて收得した金品は、擧げて之を國防、恤兵の資金に獻納したのであるが、其の額十五萬一千餘圓（一邑面當六十四圓、一部落當二圓九十一錢）現物穀類二百五十餘石に達し、其の量必ずしも多いといふは認め難いが、

斯る多數民衆の赤誠の結晶なるを思へば眞に貴重なものであり、之に依つて齎された精神的の效果に至つてはより以上大なるものありしことを確信するものである。

二　農山漁民報國宣誓式及國威宣揚祈願祭の實施

1　趣　旨

農山漁民をして生業報國の精神を益々振作更張せしめ、併て國威の宣揚と皇軍將兵の武運の長久とを祈願する。

2　執　行　日

昭和十二年九月二十三日（秋季皇靈祭當日）

3　場　所

京城及各道廳所在地竝に其の他の都邑地

4　主　催

京城に於ては朝鮮農會、朝鮮金融組合聯合會、朝鮮漁業組合中央會、朝鮮山林會其の他の地に在つても概ね右に準ず。

5　京城に於ける擧式の概況

九月二十三日午前七時より朝鮮神宮大前に於て南總督、大野政務總監以下本府各局課長、在城農、林、水産、各關係職員、農會、金融組合、漁業組合、山林會其の他の關係團體の代表、地主其の他の關係者竝に

全鮮農山漁村振興關係官等七百五十名參列の下に、盛大且嚴肅裡に執行せられ先づ寶前に於て國威宣揚祈願祭を行ひ、主催者代表矢鍋朝鮮金融組合聯合會長の祭文朗讀、南總督、大野政務總監以下の玉串奉奠があり、一同皇軍の威武と、國力の伸張とを恭しく祈願して同八時式を終り、引續いて神宮境內の奉賛殿裏廣場に於ける農山漁民報國宣誓式に移り、旭光映ゆる南山の翠綠を仰いで、國旗掲揚、國歌合唱、東方遙拜を行ひ次いで南總督の生業報國に邁進すべき旨の熱烈なる訓示があり、其の一語一語は、强く參列者一同の耳朶を打ち、又マイクを通じて全鮮の津々浦々に限なく徹底し、全土を擧げて重大時局に處する忠誠奉公の覺悟を新にし、訓示終つて同總督發聲の下に奉唱せられた萬歲の聲は、森嚴の氣溢るゝ神域に谺し、非常時日本に相應しき擧國一致の姿を現出した。

三　時局關係全鮮農山漁村振興關係官會同の開催

1　趣　旨

地方に於ける指導責任者に對し一層時局認識の徹底と、指導精神の强化を期せしめ、以て非常時に對處すべき農山漁村振興運動の使命遂行に一段の努力を致さしめる。

2　期　日

昭和十二年九月二十三日（秋季皇靈祭當日）

3　場　所

京城　朝鮮金融組合聯合會

4　會同者の範圍

イ　全鮮各府尹、郡守

ロ　各道地方課長及農務課長

ハ　其の他本府竝に關係團體職員

計　四百八十名

5　會同の概況

午前十時大竹内務局長の開會の挨拶に次いで、大野政務總監の時局に處すべき農山漁村振興運動の使命遂行に關し、委曲を盡したる一時間餘に亘る訓示があり、引續き久納朝鮮軍參謀長の事變の因由、經過、銃後國民の責務等に付興味深い講演があり、終つて金平安南道大同郡守、一同を代表し全力を盡して當局の期待に副ふべき旨の答辭あり、一同は此の非常時に於ける永久記念すべき大會同に、何れも感激緊張して益々犧牲奉公の念を振起し、記念撮影を終つて非常時に相應しい日の丸辨當に戰地の皇軍の勞苦を偲んだ。午後は山崎延吉氏の銃後の御奉公と題する講演があり、湯村農林局長の閉會の辭に依つて會同を終へ、時局映畫の觀覽をなし午後五時散會した。

四　時局に關する農山漁民の指導方針の示達

以上の如き諸行事を實施して、民衆竝に指導者の生業報國の氣運の强化高揚を圖ると共に、尙之が具現化を期すべき日常の具體的指導方針に關して、左の項目及内容の通牒を發し、農山漁村の各指導關係機關は勿

論、農、漁民訓練所、部落振興會及同青年團、婦人會等關係施設竝に團體の活動を全鮮的に統制し、大衆の銃後の責務の遂行に遺憾なきを期しつゝある。

1　農漁民訓練生及改組農業補習學校生徒に對する時局認識に關する事項

イ　訓練修了生及卒業生の召集指導

既に訓練を修了し歸鄕せる者に對しては此の際可及的速に召集指導を實施し特に時局の重大性と生業報國、內鮮一體を强調し銃後の責務を確認せしむること。

ロ　出動將兵の歡送及祈願祭等の參列

出動部隊通過驛附近の訓練生、改組農業補習學校に在りては訓練に支障を來さゞる限差繰りの上訓練生、生徒及其の修了生の代表者を定めて之を最寄驛に派遣し將兵の歡送を爲さしむると共に神社に於ける祈願祭、慰靈祭等にも努めて參列せしむること。

ハ　軍隊の輸送及警備に對する協力

鐵道沿線に在る訓練生及改組農業補習學校にして警察其の他關係方面より依賴ありたる場合は訓練上支障なき限り輸送、警備等に關し協力を爲し得るやう措置すること。

2　農山漁村民に對する時局認識に關する事項

イ　農村振興委員會の活用

郡島及邑面に於ける農村振興委員會を當分の間少くとも每月一回は必ず定例的に開催せしめ其の機會に

於て今次事變の因由及經過、銃後の國民の責務、生業報國に關する實踐事項、愛國及陣中美談等事變關係の事項に付協議打合を行ひ一層第一線指導者に對する指導資料の把握確認に努めしむると共に生業報國に關する指導の徹底を期するの方策たらしむること尙邑面農村振興委員會開催の際には各區長又は其の代理者をも召集して右會議に列席せしめ道又は郡島の農村振興委員會委員其の他も隨時臨席する等努めて時局認識の途を講ずること。

ロ　部落振興會等の普遍的設置

更生指導部落に非ざる一般部落に對し振興會等の如き團體の設立なき向は此の際努めて此の種團體を普遍的に設立せしめ國民精神の作興、勤勞心の振作其の他卑近なる生活及營農の改善事項の共勵實行に努めしむると共に時局認識及生業報國を普遍徹底せしむるの方策たらしむること。

ハ　自力更生彙報に時局關係事項の登載

本府發行に係る自力更生彙報の編纂に當りては每號必ず時局關係事項をも併て登載することゝし特に諺文彙報に在りては事變の經過、戰況、銃後及陣中美談、寫眞其の他座談會の記事を成るべく平易に編纂掲載し部落民に對する時局認識の資に供すべきを以て右彙報以外本府及道等より配付せらるゝ各種資料等と共に一般への配付を可及的速かならしむると共に之が熟讀利用方に付ても此の際一層遺憾なきを期せしむること。

3　農山漁民の恤兵、慰問、獻金、現物、獻納等に關する事項

イ　將兵の歡送

驛附近竝に鐵道沿線の部落に在りては將兵通過及應召の際は國旗を掲揚し且家業に支障なき限り努めて之が歡送を行はしむることは勿論なるが圃場に於て就業中の者と雖も鐵道沿線に在りては其の位置に於ても歡送の意を表せしむると共に地方に於ける祈願祭、慰靈祭等には最寄部落民は努めて之に參列せしむるやう措置せしむること。

ロ　國防、恤兵等に關する獻金又は現物の獻納

地方に於ては夫々農山漁村の民衆に對する或る程度の國防、恤兵等の獻金又は現物の獻納等の計畫實施中の如くなるが此等民衆の獻金は努めて共同勞作、節酒節煙、冠婚葬祭費の節約等其の身分に相應しき財源中より醵出せしむるやう考慮を拂はしむると共に乾草、藁、馬糧其の他の農産物獻納等に付ても規格、輸送等に支障なきものに付ては過重の負擔にならざる限り努めて斯る氣運を釀成せしむること。

4　生業報國に關する事項

イ　農山漁村振興運動の强化

現下の時局は特に半島農山漁村民衆をして生業報國の赤誠を披瀝せしむるに時を得たるものと認むるを以て此の際益々衆庶をして營農竝に生活の改善、副業の實行、消費の節約、負債償還、備荒貯蓄等自家の更生に一層精進せしむると共に生産の擴充、特に非常時國策に關係ある農作物の增收は勿論支那人の引上げると共に供給圓滑を缺きつゝある蔬菜類の栽培、各種勞働力の補給等に付ても將來に備へ充分遺

憾なきを期せしむるやう一段の指導督勵を加へしむること尙軍需用品の買上げある場合は敏速且積極的に之に應せしむるやう示達周知のこと。

ロ　勞資の協調

地主、小作人其の他勞資間の融和協調を一層緊密に保持せしめ苟も小作問題等の如き紛議を釀して擧國一致、内鮮一體の實を阻害するが如きことなきやう此の際特に戒愼せしむると共に特に本年度は小作契約の改定期に相當するを以て一層事前の措置に付遺漏なきを期せしむること。

5　農會、產業組合、金融組合、漁業組合、水利組合等各種團體の活動に關する事項

イ　關係官公署との連絡

各團體は常に府郡島、邑面其の他關係團體と緊密なる連絡を採り當局の方針に順應し各自の機能に應じ前各項の事項に付積極的に協力し以て時局に善處すること。

ロ　役職員及團體員に對する時局の認識

各團體の役職員は時局の重大性を認識して行動を愼重にし團體の機能を發揮することに一段の努力を拂ふと共に各團體員に對し時局の認識を徹底せしめ流言蜚語に惑はさるゝことなく其の業務に精勵せしむるやう指導すること。

ハ　應召職員に對する優遇

各團體の職員にして應召せる者に對しては出來得る限り優遇の方法を講ずると共に其の家族の生活狀況

其の他に付常に注意し關係方面と協力して必要に應じ之が生活上の援助を與ふること。

６　應召農山漁家の家業援助に關する事項

事變の勃發に伴ひ農山漁家の應召に因り勞力の不足を來し農林漁業の經營上支障を招來せるものに付ては家業經營の安固を期し銃後の生活を安定ならしめ以て應召者に對し後顧の憂なからしむる爲振興會等の農山漁村振興關係部落團體をして隣保共助の精神に基く勤勞奉仕の施設を講せしむること。

五、結び

半島の住民の大多數を占むる農山漁村民衆の、叙上の如き盛り上る愛國熱の勃興と、内鮮一體への力強き結束こそ、眞に克く戰時體制下の半島の責務を全うし、時艱の克服に貢獻して、東洋平和確立への帝國の大使命の遂行に、重要なる役割を演ずるものであることは、今更申す迄もない。而して此の崇高なる愛國の熱情をして、現實に其の日常の業務生活の上に具現せしめ、之を統制あらしめ、且恒久的ならしめ以て生産擴充への實行を促進强化せしむるものは、卽ち農山漁村振興運動であることも亦絮說を要しない。今や半島に於ては志願兵制度の實施、朝鮮教育令の改正、國民精神の總動員、生産擴充への再努力、地下資源の開發、交通の整備統制等物心兩面の凡ゆる部門に亘つて、戰時體制下の線に沿うて着々强化せられ、革新せられて日々に面目を改めつゝある。之は勿論帝國の大陸發展の足場たる我が朝鮮の重要性に基くものであることは謂ふ迄もないが、又一面過去四半世紀に亘り、統治の上に不滅に培はれた大生命の顯れとも見るべく、内鮮一體、協力一致して此の半島の重責を果し、將來の飛躍發展に備ふる所がなければならない。

在北支半島人雜感

瀬戸俊夫

支那事變は半島同胞の愛國心をかりたてた、と同時に、統治上にも劃期的轉換を招來した。これまでしば〳〵論議されながらも一抹の懸念が殘されて今日まで斷行し得なかつた朝鮮教育令改正による內鮮共學も、志願兵制度問題も、時局下の半島同胞の現實の姿を反映して急速度に進展實現する運びとなつた。南總督が一昨年夏赴任にあたつて、この二つの重要問題を斷乎として實現する肚を決して來たかどうかは知る由もないが、着任してみてまづ內鮮共學問題を斷行することに決し、着々準備を進めつゝあつた時に北支の山野に砲煙が渦まいた。この事變勃發によつて半島二千三百萬同胞の胸は愛國の血に燃えあがつたのだ。而も單なる表面的なものでなく深さを持つた大きな波であつた。南總督はこの眞實こもつた半島民の動きを見つめた時に、教育擴充、內鮮共學と、一連の理論的關連を持つ志願兵制度を同時に實施せんと決定したものとみることは、決して無理なこぢつけとみるべきではなからう。皇國臣民たるの赤誠に沸いた半島人は、この二大政策の具體化によつて、一段の歡喜にあふれ、總督府の國體明徵の徹底、皇國臣民たるの自覺の强調と相俟つて、二千三百萬の大衆は內鮮一體の本格的軌道に乘つて、ぐん〳〵と進展しつゝあることは喜ばしい現象ではある。この半島統治史上に一大エポックを劃する意義深い轉換期にあたつて、北支における朝鮮人の事變前の動向と、その後の動向についての感想を述べることも、あながち無意味なことでないであらう。

◇　　◇

南總督は滿洲事變當時の陸相でありまた關東軍司令官とし

て滿洲にあつた人だけに、日本の大陸政策については深い經綸を持つてゐるやうだ。總督となつて來鮮して以來、我等新聞人はしば〳〵會ふ機會を持つのだが、その度に强く感じたことは、大陸發展に對する强力な積極的意見である。だから南總督は常に半島の見方を飽くまで日本の大陸的發展への足場であるとし、朝鮮人の大陸進出についても頗る眞劍な再檢討を加へ、また從來殆んど閑却されてゐたかの感があつた北支方面の朝鮮人問題についても着眼、種々の具體的對策樹立を企圖したのであつた。この南總督の大陸政策が提唱されたとき、たま〳〵我等新聞人有志は總督府の好意もあり、北支に事變の勃發する僅か二箇月前の五月上旬、滿洲から天津・北京を短い日數ではあつたが視察し天津・北京在留の朝鮮人の主なる人々にも會ひ、また外務當局の人々にも會ひ、當時外務當局と總督府との間に盛んに折衝されてゐた朝鮮人問題について、兩者の意見を聽いたのであつた。何にしろ當時北支にあつた朝鮮人のなかには所謂不正業者の名に呼ばれる仕事に從事してゐた者が少くなく、そのため支那官憲、民衆との間にも面白くない問題を釀し、外務當局の人々を相當手こずらせてゐたことは事實で、なかには明朗北支建設の癌だとまで極言する人もあつた。だが半島人は京綏線の終點包頭方面にまでも進出してゐたことだから、大陸政策のある一面からすればパイオニヤーであるこれら半島人の暗い部面のみて、直ちに排擊することは私は少くも贊成出來ないと思つてゐた。だが何れにするも事變前には在北支の在留半島人の指導には總督府としても頗る消極的政策を取つてゐたにすぎなかつたし、一方外務省關係者はともするゝと白眼視してゐたことは否めないことであつた。かゝる現實をつぶさに聽かされた私は北支事變勃發と同時に天津に派遣され、戰線をかけ廻つてゐる間も事變と在北支朝鮮人の動きについては、多大の關心を持つたのであつた。

◇　◇

八月二日南苑攻擊から長辛店攻略まで從軍してゐた私は、一時京漢線方面の戰ひが待機となると同時に天津に引返し、軍病院・義勇隊など各方面を訪れたのであつたが、何處でも在天津の朝鮮人の動きを尋ねると同時に、現實に彼等の働き振りを注目することを忘れなかつた。事變前餘り香しい風評

これこそ私が最も關心を持つた一事であつた。しかし事變は半島における二千三百萬同胞の赤誠を燃えあがらせたが、砲煙たゞよう天津にあつた半島同胞の胸も、皇國臣民たるの愛國に沸き立つた。まづ在留邦人達によつて義勇隊が組織さるや是非半島同胞も一役買ひたいと赤誠を吐露して申出た。居留民會もこの烈々たる愛國心に燃ゆる心情には大いに打たれ、直ちに義勇隊に半島人からなる特別義勇隊が結成され、輸送、土嚢作成その他の雜事にあたつたが、義勇隊たるの名に恥ぢない、實に涙ぐましい奮闘をみせ、在留邦人達を感激せしめたのであつた。ことに天津事件が勃發した二十九日朝日本租界と天津東驛との連絡は斷たれ、而も東驛は反亂した保安隊の包圍下に落入つたが前夜來寡兵よく千餘の反亂軍を相手に東驛を死守する我軍に一刻も早く食料を送らねばならない。義勇隊では握飯をトラックに積んで決死的輸送をすることに決した。まさに小銃彈機關銃彈が雨と飛び迫撃砲彈が炸裂するなかを突破しようといふのだからまづ死を覺悟せねば出來ない仕事だ。こゝにおいて義勇隊から決死隊を募つたが半島同胞達は是非私を私をと殆んど全部決死隊を志願したでなかつた彼等同胞が事變に對し如何なる態度を取つたか。のだ。「一死報公」のこの精神、これこそまさしく皇國臣民の尊い發露ではないか。かくて志願者のなかから十二名が選らばれて遂にこの彈雨のなか、見事輸送に成功、特別義勇隊の名を飾つたのだつた。これのみではない。

二十九日早朝肩に小銃彈をうけて前年身を鮮血に染めた一半島青年が義勇隊を訪れ「私は東驛から連絡のため軍司令部に行つて來たが、これからまた東驛に歸るから用事がないか」といふのだ。義勇隊では同君が負傷してゐる姿をみて連絡の役は濟んだのなら傷を手當をして休んだ上歸ればよいと奬めたが、頑として應ぜず、丸山中佐に「私が連絡の任務をはたした」と報告しないうちは任務が終つたのではないと、傷の手當もせず連絡絶へた東驛に引返した。この青年の態度など忠勇なるわが兵士を偲ばせるものがある。同青年名は忘れてしまつたが○○部隊のオートヴアイの運轉手として從ひたまく當夜は天津東驛に下車してゐた。時に夜半天津事件が勃發したのだ。寡兵で守る東驛は忽ち反亂の支那軍のために包圍されてしまつた。東驛の司令官だつた故丸山中佐は－－

刻も早くこの危機を日本租界の軍司令部に報告せねばならない。中佐は「誰か連絡に行く者はないか」と決死的連絡者を募るや「私を行かせて下さい」と一半島青年が進み出た。「私はオートヴァイを運轉するのですから、是非やつてもらいたい」と涙と共に嘆願するのだ。中佐もこの青年の熱と奔る誠に打たれた。「ではやつてくれ。無事で任務をはたしてくれ」と手を固く握つて出發した。東驛を一歩出れば敵彈の一齊集中だ。任務は重大だ。この手紙を司令部に屆けるまでは死ねるものか、青年はぐつとハンドルを握りしめて日本租界をめざしてフールスピードで飛ばした。萬國橋にさしかゝると敵彈は雨霰れと飛んで來る。一彈は遂にオートヴァイに命中して急に動かなくなつた。飛び降りて押さうとしたが彈は物凄い勢ひで集中される、ちよつと躊めらつてゐるうちに一彈は肩の上部を貫らぬいた。何にこれしきのことにと奮張りオートヴァイを捨て匍ひながら萬國橋を渡るや、當時同橋の袂はフランスの官憲によつて交通遮斷されわが軍の通行を拒絶してゐたので同君もこの關所にひつかゝつた。併し武裝してゐた譯ではないので漸くにして通され肩の傷を忘れて夢中に馳け、遂に重大な連絡の任務をはたし、前記のやうに義勇隊に姿をみせたのだつた。こんな話は恐らく一つや二つではないだらう。

◇　◇

また○○部隊が天津に到着するや半島同胞はわが郷土部隊だとばかり、全員總動員で同部隊の如何なる雜務にも喜々として從事し、全く痒ゆい處に手の屆くこの至れりつくせりの奉仕には兵隊さん達も異鄉に鄉土の人々にめぐり會つたやうな氣持だと心から語つた程感激したのだつた。戰線が擴大されると共に兵隊さんも增加し、これらの將兵のなかには鮮內を經由して來た人々が少くない。私はこれらの將兵に朝鮮の事變に對する情況はどんなに映りましたかとしば／＼尋ねたのだが、どの兵隊さんもどの兵隊さんも鮮內半島同胞が、眞夜と云はず日の丸を打振つて各驛で送つてくれた姿には驚きもし感謝してゐた。恐らく半島同胞の動向などは內地の片田舍の人々まで十分認識されてゐないことは事實である。いまでも虎が出るかと眞面目に質問する人さへあるのだから已むを得ないと云へないこともないかも知れないが、事變によつ

て半島人が愛國熱に沸き立つたと同時に、出征將兵を通じて半島人の赤誠が内地の人々に燒きつけられる效果は必して小さいものでないであらう。内鮮一體が南總督によつて提唱されてゐるが、出征軍人の胸に殘る半島人の姿は理窟を拔いた眞心と眞心とを結ぶ强い内鮮一體だ。

南苑攻撃で名譽の負傷をした將兵が軍病院に收容にされたが、何れも頭や髯の手入れなどする暇があらばこそ、皆は眞黑に陽やけした顏に髯は延び放題、頭髮はぼろ〳〵とこれも延びるにまかせたまゝだ。傷ついたこれらの勇士の散髮に率先乘り出したのも半島同胞であつた。私は一日軍病院を訪れ重傷以外の勇士達が藤棚の日影に腰を降ろして奉仕志願の半島人達の手によつて髯を剃つたり頭髮を刈つてもらつてゐる、なごやかな情景をながめて頰笑んだことであつた。

輸送や通譯に從事してゐる半島人も現在必しも少くはない。これらの人々は彈雨のなか勇敢に皇軍と行を共にし、死を賭して働いてゐる。全くどのトラックをみても敵彈をうけてゐないものがないほどだから、これを運轉してゐる人々の危險も必しも生やさしいものではないことが想像出來ると思ふ。

◇　◇

これは單なる戰場で拾つた話とでも云ふべきものだが、朝鮮には緣の深い部隊であるから簡易に記してみよう。それは岡崎部隊に從つてゐる半島人夫婦だ。不幸にしてこの人の名も忘れたが同夫婦は數年前北支に渡り京漢線良鄕に入りこみ生活の道を得んとしたのだが、最近は抗日のため迫害甚だしく苦痛を嘗めてゐるうち、事變が勃發し避難せんとしたものゝ機を逸し支那人に化けてかくれてゐるうち、八月早々わが岡崎部隊が良鄕に入つて來たので「私達は半島人であるがこれでやつと命拾ひをしました。この御恩返しに如何なることでも命じて下さい」と淚を流して喜び、結局夫は通譯となり妻は岡崎部隊本部の炊事係となつて獻身的努力を續け、而も岡崎部隊は、俊速部隊であるのと山西に向つて山また山の難行軍であつたにも拘はらず、この夫婦は心から喜んであらゆる苦難を踏み越へて山西まで從軍、妻君の如きは同部隊の「おばさん」で通つてゐる程兵隊さん達にしたはれてゐるのだ。恐らくいまもなほ同部隊にあつて働いてゐることだらう。

金部隊長の南苑攻撃にあたり、行宮の激戰に敵陣に切り込み名譽の負傷されたことは餘りにも知られてゐるが、私は同部隊長を八月始め天津軍病院に訪れ、當時の激戰振りを尋ねるや「何に傷は大したことはありません、こんなことで病院には入るのは誠に殘念です」とベツトの上に起きあがつて如何にも無念さうに語られたことだつた。何にしろ同部隊長は行宮で負傷された後も屈せず、たゞ足をやられてゐたため乘馬も出來ずまた步行も困難だつたので、洋車に乘つて飽くまで指揮しながら長辛店まで進んだのであつたが、他の部隊長から極力奬められやつと後方に送られることを承知するといふ勇猛振りだつた。同部隊長はいまや負傷癒へて再び北支戰線にあるから、さらに大きな功績をあらはしてくれることであらうと期待して已まない。

私は京城を出發天津に向つたのが七月十一日であつたから鮮内銃後の熱誠といふものはまだ目立つほど沸き返つてはゐなかつた。しかし一度奉天を出發しことに山海關を通過すると、私の乘てゐた汽車にも兵隊さんが乘り込んでゐたので各驛ごとに僅かな在留邦人達が婦人といはず子供といはず總出動で、兵隊さんの水筒に水を入れたり慰問の菓子を贈つたりしてゐたが、このなかには半島同胞の婦人達が多數加はつて盛んに働いてゐたことは全く嬉れしかつたし强く眼に映じたのだつた。

北京籠城のに際にも半島同胞は相當殘つてゐたのだが、大使館にいよ〳〵籠城と決して各自の家から引きあげた時も極めて落着いてゐたし、籠城中も秩序正しい生活を續け、事變前の風評など微塵もないあつぱれなものであつた。事變勃發して以來すでに八箇月を經過してゐることであるから、その後現地にある半島人の目ざましい活躍も必しも少しとしないことであらうし、私など耳にしなかつた涙ぐましい美談やエピソードも數々あることゝ思ふが調査する方法もなく、玆に述べられないことは誠に遺憾である。だが何れにしてもすでに具體化した北支の安全農村を始め今後半島同胞は事變前早くも入りこんでゐた包頭方面にまで再び發展することであらうが、この事變を契機に現實に示してくれた半島人の心からなる愛國精神や行爲によつて、從來ともすると香しくない風評の對象となつた半島同胞に對する感じも大きな變化を來す

であらうし、半島人自身も從來の行爲に反省を加へ新政權のもとに日本臣民たるの確たる誇りと自制とを持ち、一方總督府自體の指導とによつて輝かしい大陸進展へのスタートを切ることを切望して已まない。而もいまや南總督は近く時局對策委員會を設置し朝鮮のあらゆる部門の北支進出策が確立されんとしてゐるから、今後半島人の大陸進出も一段の拍車をかけることであらうから總督府も半島人自身も事變前にあつた大陸の風評を一掃して明朗北支建設の一分子となつて努力、寧ろ歡迎の手が差延べられるやうな時の來ることを期待する次第である。

◇返された借金を獻金◇

兄が借りた金を五十八年目にその妹が債權者の孫に返し、その孫がその金を國防獻金したといふ美談二重奏——堤川郡堤川面邑部里監理教堤川教會の張傳道師がこの程原州に傳道に行つたところ見も知らぬ全某（七八）といふお婆さんが

今から五十八年前わたしの死んだ兄があなたの祖父さんから葉錢二十兩（今の二圓）を借りたがその後貧困のため返濟出來ずそのうちに祖父さんが死んでしまつたので誰に返してよいか判らずに困つてゐたところ、あなたが金を貸してくれた張さんの孫と知つて嬉しさのあまり、飛ぶ思ひで參りました。

と啞然としてゐる張傳道師の手に當時婆さんの兄が貸りた金の倍額四圓を押しつけて

これで冥土に行つても兄に叱られずに濟みますわい

とすつかり安心して立去つた、この思ひもよらぬ金を受取つた張傳道師もいたく感動し

自分は現在六十歲だから五十八年前といへば當時わたしは二歲だつた、祖父もみんな死んだ、今日この金を自分のものにしては勿體ない、

とそのまゝ國防獻金したといふ修身教科書に活きた教材として載せたいやうな美談である。

動くソビエート・ロシア

鎌田澤一郎

一、半島接壤の地ソビエート・ロシア

東亞の天地に新しい歴史が展開し、世界の視聽が日本の動向に集中されてゐる眞最中私は逆に歐洲十五箇國を視察研究して來たのであるが、その最近の情勢を一言にして之を盡せば、歐洲も亦間斷なく動搖しつゝあると言ふことが出來ると思ふ。謎の國ソビエート・ロシヤも亦その一連としてつねに激動を免れず、殊に嵐の如き清黨工作を中心として內政的に百八十度の政策的轉向を餘儀なくされてゐるやうである、否この轉向の爲に恐怖の清黨工作が必要になつて來たといへるのであつて、何分一箇年六百の新法令を出すソビエートのこととて、昨年のソビエートはすでに本年のソヒエートならず昨日のロシヤは今日のロシヤならずといふ有樣で、日滿蘇の風雲依然として緊張の狀態にあり、殊にシベリヤに於ける半島同胞二十萬の安定せる生活を奪ひ、中央アジアに强制移住をなさしめつゝあるといふ現況に照し、この激動するソビエートの內容を一つでも多く知つておくことは時局に處する國民の心構への一つとしても最も必要の事柄ではないかと思ひ、歐洲現勢の研究中よりまづこの命題を取上げた所以である。

二、社會制度の大變化

動くソビエートのうちその最も興味の深いのは社會制度の變化であり、そのうちの最も驚くべきものの第一は家族制度の再建設である。これは昨年より實施のスターリン憲法の中にも明らかに示されて居るが、革命當時は家族制度こそ資本

主義國の惡弊である、法律と習慣によつて家長に過重の權限が與へられてゐるが故にそこに家庭に於てすでに被壓迫階級が發生する。從つてこの家庭を大きくした國家がいけない。そこに多數の被壓迫階級が發生することは必然であるとなし從つて社會制度の改革はまづ家庭の破壞から――といふわけで、その實踐にはまづ家庭に於ける被壓迫階級である婦人を解放し、男女同權となさなければならぬ、それについては性の解放こそ當然である、ついては結婚が自由であるとともに又離婚も自由でなければならぬ――といふ順序で、コロンタイ女史の所謂「赤い戀」が提唱され、極度の自由戀愛が許され「戀愛とは一杯の水をのむに等しきもの」との觀念のもとに實に奔放極まる性道徳が展開されてゐたのである。

然しこれらの結果生れて來た兩親の揃つてゐない子供達は國家社會の共有物とし乳兒の時代より、共産主義イデオロギーのもとに教育を施し、中學時代からはその學校も生徒が經營するといふ有樣「これらの子供こそ將來のソビエートを背負つて立つべき精鋭分子」として非常なる期待がかけられてゐたやうであるが、革命二十箇年にして、數年前よりこれらの子供が學校を卒業し、社會の一員として活動を開始したのであるが、意外にも、ソビエート最高指導者達の期待を裏切りこの青年達は殆んど不良で役に立たぬといふ驚くべき事實に逢着したのである。

三、未成年者嚴罰主義

一九三五年に發布された苛酷な法令はこの事實を完全に裏書きしてゐるのであつて即ち九歳以上、十八歳までの未成年者にも尚大人と同じ一般刑法を適用し嚴罰主義をとるに至つたといふことは、如何に無頼漢的不良少年が殖えて政府が手を燒いたかといふ何よりの證左であると思ふのである。

爾來百八十度の轉廻を試みたソビエート政府は、初め社會の細胞は個人だといつて居たものを、家庭に置くといふことを憲法にまで採用し、二、三年前までは家庭を呪ひ、イデオロギーの問題で、子が親を訴へて賞められ、親は牢獄に泣くに不拘、子はその爲に出世をして喜ぶといふ狀態であつたのを今日では全く家庭中心主義をとり、子は親に絶對服從せねばならぬ、親は子に絶對の義務を負ふべしといふ樣に變つて來

た。

四、家族制度の復活

それにつれて敎育の方針の如きも全く變化し、一時生徒の自治經營に任してあつた學校等も敎師の手に還元され、國士を敬ひ、長上を敬し、親孝行をなし、女は良妻賢母たれと强調され、校則の嚴守を行ひ、以前は採點をやらなかつたのであるが、最近は嚴格なる試驗制度と採點主義を執ることとなり、そこに又入學試驗が産れて來たといふが如き奇現象を呈するに至つた。

次の時代の健全性は全く子供にある――と云ひ、從つて從來の失敗に鑑み、子供にイデオロギーを持たせてはいかぬ、卽ち政治敎育の代りに須らく「夢」をもたせねばならぬといふことをカガノウイツチなども唱ぶるに至り、今日までは童話、お伽噺などを全く「ブルジョア」の遊戯だといつて排撃してゐたのが、今では學士院に命じて子供達の爲にこれらの夢を多く作らせて居るといふ有樣である。

勿論性道德が嚴格になつて來たことは云ふまでもないことであつて、一九三六年六月二十七日からは墮胎は絶對に禁止、離婚の登錄稅が第一回五十留、第二回百五十留、第三回三百留と上り、子供のある場合離婚すれば男の收入の半分を成人するまで與へねばならぬといふやうな禁止稅に近い制度を設け、もし不品行の場合は、その事實を工場又は組合內に揭示して「同志裁判」といふ制度を設け、制裁を加へるといふ有樣、これはレーニンなども生前「濁つた水を好まぬのは人間の感情だ」といつて、所謂「赤色戀愛」に反對してゐたやうであるが、一時の勢ひから混亂時代を經て今日の狀態に立ちかへつたのであつて逆に七人以上の子供がある家庭には國家が特別の保護を與へるなど、健全なる家庭の建設と人口增加といふ目標に向つて急角度の轉向を遂げつつあることは覆ふべからざる事實である。

五、ヒロイズムの採用

第二は英雄主義の採用であつて、偉人を敬ひ、英雄を崇拜し、從つてすぐれたるものゝ階級的存在を認めるといふこの方策も又百八十度の轉向といふべきであらう。その爲にはま

づ中等學校に英雄傳の入つた歴史を復活し濃厚なる英雄主義教育を施すに至つたのであるが久しく禁止されてゐた科目だけに、歴史擔任の教師が非常に少いので、共産主義のこの國にもやはり需用供給の關係は存續してゐるものとみえて、歴史の先生の給料が一番高い由である。そして目下十五萬留といふ莫大な金をかけて、一大歴史の懸賞募集をしてゐるのである。

又嘗つては「勳章といふがごときものは「ブリキで作つた子供の玩具の如きもの」として嘲笑してゐたのであるが、今日では九つの勳章を制定して、その最高章を「ソ聯邦の英雄」といふ名前をつけ、從來のレーニン勳章よりも二倍の價値があることになつて居る。レーニン勳章は今日まで二十箇しか與へられてゐなかつた由であるが、最近はこれらの諸勳章を續々として與へ一九三六年から七年へかけてその數七千箇餘りに達してゐると云はれてゐる。しかもそれは軍人や官僚のみでは勿論ないのであつて、特に科學、藝術の方面へ多數散布されてゐるのが特長であつて、學者、畫家、音樂家、小説家等へも續々下附され、尙勳章の上に、年金を與へられ、自動車を與へられるといふ有樣「拓かれたる處女地」といふ小說をかいたショウロフといふ文士の如きは、百萬ルーブルの年金を與へられて居る。

六、科學的共産主義

何が故に「家族制度」とともに、ソビエート革命のいはゞ正面の敵であつた筈の英雄主義を採用しなければならなかつたか、これはソビエート最高首腦部が、今日までのやり方をユートピア共産主義と名づけて幾多の失敗とともに精算し、新らしく科學的共産主義の旗幟を鮮明にし、優れたる科學の創造によつて、これを産業及軍備の充實に振り向けんとする動向によつて、その必然性を知ることが出來る、英雄主義は卽ち個性尊重の所以であり、個性の尊重によつて、國民の創造意識を培ひ、以て新時代の精鋭なるサイエンスを建設せんとするのであつて、これらの記錄はすでに續々現はれつゝあり、たとへば北極探險のごとき、これには政府が苦しい財政の内から實に四十億留といふ莫大な經費を放出してゐる由であるが、シュミット博士によつて遂にその榮冠は贏ち得られ、

北極横斷飛行も又成功してアメリカに到着したるが如き、溌溂たる記錄が作られつゝあるが、これは單に學術的成功のみならず、資源獲得の方面に於ても又莫大なる黄金と岩鹽の埋藏を發見してゐるのであつて、金の價値についてはいふまでもなく、鹽が近代軍事及化學工業の資源として曹達とともに如何に重大であるかは周知のことであり、四十億ルーブルの探險費又廉い哉といふ結果になつて來た。

七、成層圏航空

又パラシュートの研究に於ては何といつても世界第一であるが、最近一萬メートルの成層圏内から落下の試驗に成功してゐるし、更に驚くべきはこの成層圏航空卽ち空氣のない一萬メートル以上の空へ飛行船をあげ、これを飛ばすと、眞空の爲全くの無抵抗であるが故彈丸の如き速力を出し、モスコー・東京間實に三十二分で飛んで來られるといふのである。軍事用に供せられるには尚若干の距離があらうが、試驗に成功したことは事實であつて、この實用化軍事化は、再び世界の化學戰術に異常なショックと變化を與へることになるであらう。

其の他ジヤガイモ又はコールタール等から人造ゴムを造る世界的記錄を得るとか、又は中歐アジアの雜草からゴムの採取に成功するなど、科學の新領域を開拓することに必死の力を注ぎつゝあることは張心瞠目の事實である。

さらにモスコーの中央に、勞働宮を建設中であつたが、この大建築物の高さは紐育のエンパイヤビルよりも十九米高いのであつて、パリのエッフエル塔の倍あるといふことだが、その上に三十メートルのレーニンの銅像を置くことになつて居り、建物も、銅像も全く世界一だといふわけ、アメリカの世界一病をそろ／＼ソビエートが奪ひかけたといふ次第であつて、つまりこれらの英雄主義によつて、一つは民心を收攬し、他面科學の進步發達を企圖せんとする一石二鳥の政策に外ならないのである。

八、私有財產制度の一部復活

第三は私有財產の一部復活である、これは一九二三年當時に於けるネツプ、卽ち一歩後退二歩前進と唱へられた新經濟

政策當時に於てすでにその萠芽は見えてゐたのであるが、ブハーリンが農業階級へ呼びかけた有名なスローガン「富裕なれ」によつて實證されるが、今日に於ては農民に土地五反歩、乳牛一頭、豚三頭、鷄は無限に夫々私有を許し、又生産物も六〇%は國家が買上げるが四〇%は自由販賣を許すといふことになつてゐるのであつて、シベリヤ鐵道の各驛々に農民の直接賣販する牛乳や鷄卵などがおそろしく高價であるが大分豐富に販賣されるやうになつて來たのは、卽ちこの現象の一端を指すのである、又從來、工場・鑛山・ホテル等夫々の國營事業の責任者に收支償はねば不可ぬと言つて居たのを今日では、收益がなければ不可ぬと命令するやうになり、その代り計畫以上の收益を得た場合、その五〇%をヂレクター・フワンド卽ち支配人資金といひ、支配人が社會福祉事業に自由に使ふことが出來、あとの五〇%も又工場の改善の爲には自由に使用していゝことになつて居る。工場が勞銀を支拂ふ制度も、累進的出來高拂、卽ちよく働くものによく酬いられる樣に變化し來り、俸給、賞與の如きも夫々階級的にハンデキヤツプがついて來たのである。

九、ソルホーズの失敗

農業制度の方面に於ても、ソルホーズ、卽ち國營農場は三〇%までに激減して、コルホーズ卽ち共同農場はやゝ榮えて居るが、この農場の分配にも出來高拂を採用して居る。このコルホーズの收穫の如きも、一九三六年までは强制的に稅金をとられた上、尙收穫物資の一定量を徵發されて居たのが、今では稅金が累進するだけになり、一方組合農場中の農戶一戶當り三ヘクタールは自由耕作を許し、生産物の自由處分を許し、又この附屬土地は農戶とも〳〵勝手に處分が出來るといふ變り方である。

殊に一番苦心して居るのは畜産問題であつて、革命直後牛二頭以上もつてゐるのは「ブルジョア」だといはれ壓迫をうけ、必要もないので家畜をドシ〳〵殺して喰つて了つたので最近畜産資源が各方面共不足して困つて來たが、これを容易に充足することが出來ない。そこで今度は逆に牡牛一頭を屠殺するのすら許可を要するほどに保護されて來たが、肝腎の生産は、命令やイデオロギー、卽ち單なる計畫經濟では增加

しない、結局人間の深い愛でなければいけない、といふことに氣付き、畜產增殖問題は個人々々に濃厚な指導を加へてゐるやうであるが、トロツキーの「裏切られた革命」書中「最も暴風雨の荒んだのは動物の王國であつた馬は五五%を減少した。豚も亦五五%を減じ、羊は六六%を減少した。飢餓、寒さ、流行病、彈壓手段に基く人々の破壞は不幸にして百萬に達したと見られる」と書いてある樣に、極度に減少した家畜の數は仲々容易に恢復されぬやうである。「社會主義と畜產」といふ命題も又好箇の研究題目と思ふが、いづれこれは他日畜產問題について專門的に書く機會を得た時のことにしよう。

一〇、宗敎は阿片にあらず

第四に宗敎の問題であるが「宗敎は阿片なり」といふマルクスの言葉は有名であつて、革命後敎會を彈壓し、民衆から信仰の自由を極端に奪つて來たが、最近に於ては奬勵こそしないが、民衆の敎會通ひを默認し、心の糧としての宗敎の存在を否定せぬやうになつたやうである。それかあらぬか、シベリア鐵道沿線の農村に於ても、敎會の建物が、白く美しく修繕された情景を車窓の外にしば〳〵見受けるのであつた。

以上第一に家族制度の再建設、第二に英雄主義の採用、第三私有財產制度の認容、第四宗敎の默認の諸現象は如何にソビエート式に巧みなる理論的補裝が施されてゐようとも、要するに百八十度の轉向に外ならぬのであつて、イギリスの左翼社會評論家マツクイーストマンが「ソ聯にはソシアリズムは無くなつた」と言つて居るし、フランスのギイオーは「ソビエートの終焉」なる一書を現はし、ソビエート社會主義の崩壞を批評して居るが、これは如何なる理由に基くのであらうか、ソ聯革命の急先鋒であつたトロツキーは「裏切られた革命」の一書の中で次のやうに述べて居る。

一一、トロツキの「裏切られた革命」

「戰時共產主義時代の理論的誤謬は、ヨーロツパ革命の勝利を全的に信じてゐた點にある。革命成功の曉には、獨逸のプロレタリアートは、ソ聯邦へ、クレジツトで、食料品及原料品の代りに、機械及び製造品のみならず、多數の熟練勞働者、

技師、設計家を送るであらうと確信してゐた。ドイツに於けるプロレタリア革命にして成功すれば、兩國の經濟は一大飛躍的發展を遂げ、ヨーロッパの福祉は、今日と同日の比でないであらうと考へた點に存する」と。

この見込違ひは否定すべからぬ眞因の一つでもあらうが、しかし要するに何千年來の訓練による人間の本能を餘りにも多く無視し過ぎたユートピアイデオロギーが、現實の人間を幸福にすることが出來なかつたことに歸着するのであつて、それがヘーゲルの所謂「實在を信ぜよ」に變化して來たもので、スターリンはこれらの現實相を強く肯定し、斷乎としてこの方針で進む模樣であるが、これこそ共産主義の敗北、革命の失敗、資本主義への降伏だとしてこれに抗する純粹理論派を一律にトロツキストの名のもとに、嵐の如き淸黨工作を行ひつゝある次第であつて、私のモスコーに入つた當時すでに相當名あるもので死刑に處せられたのが三千七百名、有名無名を合すれば犧牲者三萬五千以上であらうと言はれたが、何にせよこれはソビエート内部の弱體を暴露したものであつて反共産理論に強力なる實證を與へたことになると思ふ。この眞の情勢を知らず今尚革命當初のユートピアイデオロギーを信じて、ソビエートを祖國の如く思慕する小兒病的思想者が尙若干我國に殘存するやうであるが、まことに笑ふにも堪えない皮肉の現象だと思ふ。

一二、國家資本主義？

さりとてこれら内部狀勢の變化による次の時代のソビエートは、愈々益々侮り難いのであつて、スターリン憲法の内容は、以上述べたソビエート現勢の急角度の轉向を、完全に裏書し、その經濟政策は全く國家社會主義と同じく、實踐面に於てドイツ・イタリーに酷似して來たのは、要するにスターリン獨特の「國家資本主義」とも言ふべき行き方であつて、卽ち個人の資本家の搾取及蓄積を、國家が代つてこれを行ひ、强度の勞働力の搾取より生ずる剩餘價値を國家の力で蓄積し、これによつて産業と軍備の充實を行はんとするに外ならぬのであつて、その爲に科學主義を採用し、しかも精鋭なる科學を産む爲にはそのイデオロギー的體面をかなぐり棄てても、前述の如くに國民の精神力、創造力の培養に力を盡し、從つ

て多くの前人驚異の科學的レコードを産みつゝあるの狀勢は斷じて侮るべきにあらず、しかも軍事の方面に於てはつねに對獨・對日の戰意に燃え、ヴオルセヴイキの哲理より出發したる「言はずして擊つべし」との反擊精神を充實して、世界各國に於て第二インターの失敗したる所以は、武力鬪爭を排擊したる爲なりとし、つねに戰備を整へつゝある狀態、一方產業の方面に於ても、國家が行ふ勞働力の搾取と、貨幣制度の秘密主義との二つは輸出に際してコストのない商品を作る可能性があり、これが行はれつゝある狀態は、今後のソビエートこそ愈々益々世界各國の脅威の的になるのであつて、ドイツの哲學者オスワルドシユペングラーの言ふ「貧困に整理と秩序を與へた恐るべき力」が隣邦ソビエートにもまさに新らしい角度のもとに湧起しつゝあることは疑ひもない事實であると思ふのであつて、この點深く國民各位の注意を喚起したいのである。

北鮮の工業概況

最近に於ける內地資本の北鮮進出は實に素晴らしく、而かも時局の必要から日鐵では淸津製鍊所の急速な建設を企圖して居り、これを契機として北鮮は愈々大工業地帶化せんとしてゐる。現在野口系では興南を中心に朝窒工場、アルミニウム工場、火藥工場、曹達工場、硫酸工場、素の味工場、製鍊所、永安阿吾地に石炭液化工場あり、利原鐵山系では日本高周波工場、マグネサイト化學工場、住友の製鍊所、吉州北鮮製糸工場、元山に朝鮮石油工場があり、日產系では城津の朝鮮油脂があり、新興化學工業の粹は北鮮一帶に集められてゐる。本年中には野口系興南工場の既存設備大擴張が行はれ、黃水院電力發電、長津江第三、第四發電所の着工、淸津には大日本紡績工場、日鐵製鍊所、朝鮮油肥聯の硬化油一貫作業工場が着工され、又城津、雄基にも硬化油工業の目論見があり、茂山鐵道の改修、茂山三菱選鑛所の本格的擴張が期待されるので一大工業地帶を形成せんとしてゐる。

時局雑詠

覇王樹社詠草

生々と血染（アケ）の戎衣の眼ににほへわれ魂に哭く憤怒にぞもゆ　増山三矣

青空の何所を飛ぶや飛行機の爆音のどかにひびく初春　松尾衣子

雪しぶき枝をしづるゝひとゝきは冬もしづかにつきむとおもふ　大内則夫

戰に夫（ツマ）死なしめていさをしの轟けばそこにまた悔のあらむ　百瀬千尋

南京陷落のその夜振りたる紅提燈高くかかげて年を迎へぬ　中西三枝

かにかくに眞夏はじめし聖戰は大地も凍る冬を迎へぬ　眞島義雄

萬感言葉とならで召しにいゆけるか弱き兵いまだ命の書（フミ）おこしたり　臼井靖晃

外つ國に使命を果し戰捷にかゞやく春を君かへります　山田葉奈惠

三越にかざりし海の荒鷲にチョークで記し彈丸の痕　庄司淸次郎

戰死者の名前つぎ〳〵讀みにつゝ召されし友の誰れ彼れを思ふ　入江俊生

慰問袋に入れて殘りし勝ち栗を食みつゝ雪の北支を思ふ　小林林藏

（大平洋上航海中南京陷落）

うつけものゝあつまりのごと叫ぶなり甲板上の提灯行列　鎌田澤一郎

（去る日吾が家に宿りし得丸大尉の戰死をきゝて）

讀みゐつゝ熱きものゝ胸をつくつはものぶりぞ男々しき君ぞ　增山滿津

靜かなる船路なりけり遠ざかる白雪かゝる椰子の島はも　大塚九二生

久にふむ高麗（カラ）のみ空の澄み淸く銃後のまもりあまねく堅し　鎌田縫子

移り住むせわしさに吾ゐる時しみ戰旣に徐州に迫れり　川谷喜代

朝鮮族譜の研究

金　斗　憲

一、族譜の本質とその種類

現代人にとつて族譜は殆んど不必要なるものとなつてゐる。否その存在さへ忘れられがちになつてゐる。がそれは東亞に於ける大家族制度の社會にあつては至つて貴重なる文化財であつたのである。蓋し家系の記錄は子々孫々をして崇祖孝弟の觀念を厚からしめ、同族一團の共同精神を堅からしむる上に大きな動力をなすものであつたからである。卽ち族譜は一家の歷史を示すものであり、家系の連續を實證するものであるから、家系の永續を尊重する社會にあつては系譜の記錄を鄭重に保存することが要求せられ、而もその祖先の中、國家・社會に有爲の功蹟を遺して世の崇敬を受くるに價する人物がある時は、その遺業を讃仰し自らその後裔たることを誇るものであるから尙更それが尊重せられるのは當然であつたのである。斯くて族譜なるものは祖先を崇拜し、家系を存續し同族を團結し、門閥を尊重する等、大家族制度本來の精神

を如實に具體現したものである。一般に族譜の序文はよく這般の事情を物語るものがある。

人家之有譜猶國之有史乘也　史而有闕托宋無徵信之獻譜而不修骨肉爲行路之人　所謂尊祖敬宗收族之義將於何講求也耶（中略）噫近代紀曉嵐書鮑氏世孝祠記後曰蘇明允作族譜　稱觀是譜者　孝弟之心可以油然而生矣　自末而溯其本則百世之祖宗　皆此身之所自出　知爲此身之所自出則至遠者　亦至親不期孝而自孝矣　自本而究其末則九族之子孫　皆一人之所漸分知爲一人所漸分則至疎者　亦至親不期弟而自弟矣　夫孝弟之心人苟有之　苟能推而擴之則遠具疎者　同歸於至親而足以不匱錫類無參所生矣　由是觀之　爲人後裔者豈敢或忽於修譜也哉(1)

即ち家に於ける族譜は國に於ける史乘に比せらるべきものであり、それに依つて尊祖、敬宗、收族の義を明かにし、後裔をしてその遠近を問はず孝悌の心を生ぜしめ、同族をしてその親疎を問はず和睦の風を成さしむるものであつて、從つて人の後裔たるものは修譜を忽せにしてはならぬと云ふのである。して見れば族譜なるものは單に血統の連續を示すに止まるものでなく、子孫をして「以先祖之心爲心　追先睦族」と云ふ精神的內容を繼承せしむるの意義を有するものである。今全義李氏族譜(2)に據れば『家傳忠孝　世守仁敬』（次頁圖）の八字を卷頭に揭載して、揭于譜牒首張　以爲同譜人開卷即見　世々遵奉之地とあるが如き、まさにその一例である。

一般に族譜と云へば、斯る意義を持つ家族系譜の書であること云ふ迄もないが、それが亦族譜・系譜と謂はれる外に譜牒・世譜・世系・世誌・家乘・家牒・家譜・姓譜等頗る多樣の名稱を以つて謂はれるものは、まさにその社會的重要性を示すに足るものがある。特に家牒と云へば同族全部に亙らず自己一家の直系に限つて拔萃抄錄したる世系表（多くは一枚續きの折疊式になつてゐる）を指すものとなつて居り、家乘と云へば系圖の外に祖先の傳說・事蹟に關する記錄の蒐錄したるものを指すものとなつて居るが、これも左程峻別されてゐる譯のものではなく、殆んど同義に用ひられるのが通常である。何れにせよ、一般に族譜と云はれるものは根本的には所謂宗譜に當るものであるが、更に分派を生じ其の分派一團

の世系に限る場合には之を支譜・派譜等と云ひ、中にはその巻數の浩翰なること宗譜を凌駕するものが尠くない。斯る派譜は時代の遷移につれて著しく增加の傾向を示してゐるのは自然の經路であつて、その表題には延安金氏派譜、慶州李氏佐郎公派譜、淳昌薛氏咸鏡派世譜等と云ふ如く、本貫と姓氏の外に支派の中始祖名又は同族部落の居住地と見られる地名を附するものもあるが、その內容・形式にあつては宗譜と變りが無い。從つて一姓氏族の族譜にしてまた數種に及ぶものが多い。(3)如斯きは歲月の推移につれて子孫蕃殖し、それに應じて漸次增補したるに因るものであるが、多くの場合その舊譜は散逸して傳はるものが少い樣である。

全義李氏族の中中祖孝靖公李貞幹（松泉書院に亭贇）に賜ふた世宗大王の親筆

之に對して又半島族譜全般を網羅したる系譜書がある。靑邱氏譜・簪纓譜・萬姓大同譜・朝鮮氏族統譜等がその主要なものである。(4)此中比較的に最も備はつてゐるものと思はれる靑邱氏譜を見るに、その凡例に「此編拈錄　我東士族　諸家譜乘誌狀等　書輯爲一帙　舊名大東譜　凡十冊　而枉宋氏家　同因刊役吏收諸家草本　補其所未備　釐爲二十冊　改名曰靑邱氏譜」とあるに據れば、既にその前身として大東譜なるものゝあつた事を認めることが出來るが、尙ほその序文に據れば、「近世礪山宋公西岡啓升氏　讀書之暇　蒐輯東方姓氏　上自羅麗下至本朝　凡有姓有異者　旁搜博採　遠者或四五十世　近者或十餘世　有官者書其官　無官者只書姓名、名門巨族　希貫僻姓　無不備載　釐之爲十數卷　其子奎淵氏增輯之　其

孫雲坡基夏氏修潤之　積累三世編成」とあるから、啓升・奎淵父子の在世年代から見て恐らく憲宗年間に編成し始めたものと推察される。之に依つて見ても知らるゝ如く、此種の族譜は左程古くから始まつたものではないらしい。文獻備考に依れば[5]「成宗朝　命南源君梁誠之　撰海東姓氏錄」とあり、又「洪汝河文集曰　嘗致意於氏族之學　作爲一書　名曰海東姓苑」とあるが、此等は卽ち姓氏錄であつて、系譜書とは見難く「近世以譜牒名於世者　不爲不多　而其中縣監趙仲耘撰氏族源流　典籍丁時述　所撰諸姓譜　尤號該洽盛行於世云」とあるから、所謂譜學なるものは卽ち後世の所産であると見られる。[6]蓋し、此種の大同譜が發生したのは階級的意識と黨派觀念の愈々熾烈となるにつれて門閥の優劣を明かにせんとしたに因るものであることは、また青邱氏譜の序文の一端に「後之覽此譜者　閱其統系其階級　曰某是甲族　某是乙族某也優　某也不及　分別黨派　指證淵源　是不過口耳之學　反足以招謗議　而激物論　惡乎其可也　必也使人知其同根之可親　同種之可愛互相携手　云々」とあるに據つて見て明かである。所がそれはまた他面に於て半島民族の糾合統制の必要に應じたものであることを見逭すことが出來ない。卽ち姓氏血族を單位とする相互提携の途を取るべきものとされたのである。萬姓大同譜序文の一端に、

天下之與吾同胞者衆　而畛城之分亦已甚矣（中略）然則父與人均是老也　而漫加兼愛之道可乎　自吾老吾幼以及人之老幼　而人我於是乎分矣　至於國而民族家而宗族　其別亦可已者乎　故友具小綾羲書氏　以譜學名于世　嘗蒐錄吾東名門巨族之世系子孫　成一部書名曰姓彙　用列宿名第其次　凡道德文章勳業及先民之秀而名可稱者　莫不一開卷瞭然全見而好之謀公諸世　欲喚起民族心矣

とあるのは卽ち各姓族の分を明かにすると同時に亦諸姓族糾合團結の要を述べたもので、殊に名門巨族の世系中凡そ道德文章、勳業の秀でたる人物を蒐錄すと云ふのは蓋し民族國家的崇祖觀念を尊重すべきことを述べたものに外ならない。斯くの如きは李朝の世に國家統一の觀念漸く圓熟したる所以の發露であると見る可く、殊更檀君說話を尊重したる事實を以

つて見ても明かなことである。

尚ほ此種に類する部分的な系譜書として文譜・三班十世譜・縉紳五世譜・號譜等あるが、(7) 何れも國家・社會に於ける顯達貴賢の世系を明かにせんとする所以のものに外ならない。從つてまた或る姓族の間には其祖先の中特に忠孝節義の世に顯はれたる人物を擧げて、その事蹟功業を蒐錄したるものも尠くない。例へば、帶方世家言行錄・寶城宣氏五世忠義錄・柳氏六賢實記等の如きそれである。

斯くて族譜なるものは家族主義を基本とする朝鮮殊に李朝社會にあつて、可成り重要なる文化財であつたのである。夫故に族譜を通してよく家族制度の本質を究めることが出來るものであり、またそれに依つて李朝社會史の一面相を窺ひ知ることが出來るであらう。

(註)

1. 全州李氏族譜は李朝太祖の先祖、度祖の長子贈兵曹判書李子興の子孫を錄したもので、李王家の世譜である璿源系譜と密接なる關係にある。子興十二代孫萬翼その編成に着手し、萬翼の六代孫容肅が更に增補して哲宗戊午に之を刊行した。
2. 此譜は高麗太師李棹の子孫錄であつて、其の舊譜は宣祖七年に編成され、爾後屢々補修して肅宗三十七年に完成した。
3. 豐壤趙氏世譜の如きは高麗太祖の功臣趙孟の子孫三十七派の系譜であるが、顯宗の時趙涑始めて編輯に着手し、英祖三十六年庚申趙曮之を續成して三十卷となしたるもの、後純祖二十六年丙戌趙寅永增補して三十五卷となしたるもの、後又李太王光武四年庚子趙秉弼更に增補して八十卷となしたるもの等三種類が今日傳つてゐる。
4. 此中氏族統譜は東國文獻備考の姓氏錄に準じて諸姓氏の本貫と其分派の淵源等が記載されてゐるが、其他は何れも族譜を有する諸姓氏族の世系表が殆んど網羅されてゐる。
5. 增補文獻備考、卷四十六
6. 所謂譜學なるものは族譜に關する科學的研究を意味するものでないこと云ふ迄もない。それは諸姓氏族の世系に關する知識の斷片に外ならぬものであつて、何姓氏族に何某の兩班又は顯達の士を出したとか、某は誰々の後裔であるとか等を知る程のことである。

7. 文譜は純祖・憲宗・哲宗及李太王の四代間に於ける文科及第者の姓貫を分類し、父祖以上八世の名と外祖・妻・父の姓名とを錄したるもの。三班十世譜は、純祖以後哲宗の代に至る文蔭武の三班に登りたる人々の十世系を錄したるもの。號譜は羅麗以來忠孝・道德節義・勳業・詩歌文章・書畫・技術に秀でたる者より僧尼・娼妓に至る迄、凡そ一藝一能あつた別號ある人名を集錄したるものである。

8. 帶方世家言行錄は南原尹氏の中名臣碩德の事歷及嘉言善行を輯錄したるもの。寶城宣氏五世忠義錄は洪武年間明より來り歸化して特に湖南觀察使を拜し遂に寶城に永住せし宣允祉以下炯・居怡・若海・世綱等五世間に於ける忠節の事歷を錄したるもの。柳氏六賢實紀は文化柳氏の中、經術・忠孝を以つて著名なる六人卽ち、柳璥・柳孟智・柳鐵柱・柳世溫・柳晦根・柳敷の事蹟を實錄したるもので、何れも後孫の編にかゝつたものである。

二、族譜の淵源

朝鮮に於ける族譜の淵源を尋ねるに、其は支那模倣のものであること云ふ迄もないが、また族譜の編成刊行を促進せしめたる朝鮮固有の社會的情勢を度外視することは出來ない。抑々族譜なるものが家系存續と門閥尊重の要求に由來すること旣に述べた通りであるから、朝鮮に於ける族譜の發生は閥族の勢力相對峙し同姓一族の觀念も愈々顯著になつた以後の事に屬することは想像に難くないであらう。李氏朝鮮は太祖その人が『化家爲國』の偉業を遂げた程に、李氏一族を最大優族とする閥族政治の國家社會に外ならぬものであつて、恰も氏族集團のそれを思はしむるものであつた。旣に麗朝以來京鄕の豪族にして其の勢力官僚に優るもの尠くなかつたが、貴族兩班の多くは王族の宗親を始めとしてその姻戚乃至外戚に當るものであり、又其等閥族は勢力抗爭の官僚的階級社會を形成してゐたこと史上に歷然たるものである。而して其勢力爭奪の動力をなすものはまさに血族觀念に外ならなかつた。蓋し兩班貴族にあつては社會的特權が世襲せられ、その子孫にあつても納稅賦役軍僉の如き國民的義務の免除が公認せられてゐて、苟も此等貴族の後裔に當る者は誰しもその家系上の身分を明かにすることが至つて必要であつたのである。其中にも李氏王家の家系に關する宗敎辯誣の問題は國初以來

對明關係の重要問題になつてゐた。(1) 此問題は可成り長年月に亘つたことであるから、其間朝臣を始め貴族階級の人々には家系明徵に關する影響が決して尠くなかつたに相違ない。加之、愈々隆盛に赴いた儒學思想は直接間接にこの族譜發生の上に及ぼす影響亦大なるものがあつた。蓋し祖先崇拜の觀念と睦族敬宗の精神は儒教本來の要求であること論を俟たないが、麗末李初に當り儒教思想が漸く普及しそれが治世の基礎原理となつてからは幾多の實際問題として家系明徵の必要を促したのである。今其主要なる動因を指摘すれば、

1. 同姓不婚律に基いて姓族派別を明かにし、階級的内婚制に基いて門閥家乘を明かにすること。
2. 祭祀・相續・收養・立後等の上に昭穆の序、尊卑の別、行列の分を明かにすること。
3. 嫡庶の分を明かにすること。
4. 裁判上刑の輕重を定むるに行列の分、親疏の別を明かにすること。
5. 黨派の別を明かにすること。

等が擧げられる。即ち此等諸條件は直接・間接に族譜刊行を具體現せしめたものと想はれる。

然らばその時期は何時であつたか。またその先鞭を付けたのは何族の系譜であつたか。從來朝鮮に於ける族譜の編成刊行は文化柳氏が最初であると一般に認められてゐた樣である。(2) これは燃藜室記述別集に、我東族譜　嘉靖年間　文化柳譜最先刱　而纖悉洋載外裔　故後來修譜家　輒就考訂とあるに依るものであるが、この嘉靖年間と云ふのは恰も李朝十三代明宗十七年（A.D1562）のことである。其の編成の體裁は既に完備の形を成してゐた宋・明の族譜を模倣したものと推察されるが、この嘉靖譜そのものは今日傳はつてゐない樣である。想ふに明宗の代は時恰も士類黨爭の焔漸く熾烈なる頃であつて、柳氏の出身亦その渦中に活躍するもの尠くなかつたから、柳氏一門に修譜事業が運ばれたであらう事は想像に難くない。然るに今文化柳氏の族譜を調べて見るに、其序文に我柳之得姓　盖千有餘年　歷を亦三十有奇年代久遠　雲仍昌

衍　爲東方盛族　在昔永樂之世　始有我譜　五轉至丁巳譜而子姓尤極盛矣云々　とあり[3]、嘉靖譜を遡ること百餘年前即ち永樂の世（太宗乃至世宗年間）に既に族譜があつたことを傳へてゐる。若し永樂譜を以つてするならば上記燃藜室記述に認めた我東族譜　嘉靖年間　文化柳譜　最先刱の說は全く誤認であると云はねばならぬ。併し、この永樂譜が果して刊行本としてのものであつたか、將た筆寫に止まる程のものであつたかは明かでない。若し筆寫のものを以つて朝鮮族譜の先刱と見るならば必ずしも文化柳氏のそれを以つてすべきではないであらう。蓋し、家系譜の筆寫保在は恐らく麗朝にあつても名門巨族の間になされてゐたに違ひなかつたからである。高麗にあつても、所謂族望を尙ぶの風盛んであつて、「高麗士人以族望相高　柳崔金李四種爲貴種」[4]とあり、守太師尙書令李資謙の事蹟に關して、高麗素尙族望　而國相多勳戚　自王蓮（宣宗）娶李氏之後　而俟（睿宗）爲世子時　亦納李女爲妃　由是門戶始光顯云々。[5]とあるに據つて見ても明かである。而して此等貴族にあつては後代族譜の體裁を備へたる世系、行列の方式を取つたるものが尠くない。今高麗時代の極盛時と云はれる靖・文・順・宣・肅・仁の七代百餘年間に顯著なる權門巨族であつた慶源李氏、海州崔氏、坡平尹氏三姓族の系譜の一部に依つて之を窺ひ知ることが出來るであらう。[6]此等系圖に依れば同行列にある人々の名が同字根を有するもので其中二・三の異つたものがあるのは、特殊なる事情によつて後改名したるものであつたらしく、また兄弟が兩派對立してゐる場合でも、其の同行列は相通じて同形字を用ひて四世、五世に迄及んでゐる。如斯は當時既に系譜に關する觀念が流布されてゐたことを示すものではなからうか。尙ほ此等三大姓族や王族に姻戚關係を持ち、同族蕃昌敷汎して一世の權勢豪奢を極めたる大姓名族に安山金氏、慶州金氏、光陽金氏、江陵金氏、平山朴氏等があり、而も此等巨家名門は既に支那文化の影響を受くること久しく、族譜の流行愈々旺盛であつた宋明との交通もまだ頻繁であつた時代にあつたから、族譜の制に全然無關心でなかつたらふことは推察に難くない。果せるかな、高麗史に、文宗九年　內史門下奏　氏族不付者勿令赴舉[7]　とあるに據れば、當時姓氏血族の系統を記せる簿冊が官に備へられ、科舉に應じ得る者の身分關係を明かにし

てゐたことが窺はれる。まだ王族の苗裔、功臣の子孫に對して入仕・叙爵の特權を賦與することは官の重要なる職務であつた。卽ち、肅宗五年二月　詔太祖內玄孫之孫　外玄孫之子　及太祖同胞昆弟玄孫之子　及外玄孫後代正統君　王玄孫之子及外玄孫　各戶爵一人。睿宗三年二月　詔太祖內玄孫之孫　外玄孫之子　許初入仕一人　屬南班者改屬東班。(8)等に始まり、祖王苗裔に對して特別なる優遇をなす可く屢々之を規定したが、功臣の子孫に對しても同樣であつた。仁宗八年十二月　判功臣子孫付簿點職とあり、忠宣王卽位の教旨には、祖代功臣之內外五世玄孫之子　代々配享功臣內外五世玄孫之曾孫　太祖代衛社戰亡金樂・金哲・申崇謙及能使丹兵還退徐熙・河拱辰・盧戩・揚規等內外孫與玄孫中一名　許初入仕とあり、恭愍王五年六月　教太祖以來　歷代功臣　錄其子孫　優加奬用とある等、(9)一々之を枚擧するに遑がない。此等の史實は何れも貴族兩班の氏族系譜を記錄保存することが重要視されてゐたことを示すものであつて、官制としても明かに「宗簿寺掌族屬譜牒」と記されてゐる。(10)之に依れば、巨家貴族の間には系譜を記錄保存することが實際行はれてゐたこと丶推定される。唯それが刊行流布の實を擧げ得なかつたのは出版事業の容易ならぬこと丶、一族糾合、大同協力の困難なることに依つたものであらう。

して觀れば、筆寫の系譜は既に高麗の末期以來作成されてゐたものと見るべく、李朝時代に至つては國初からその編成刊行の必要が釀されてゐたと見えて、太祖元年七月丁未、文武百官の制を定るに際し、東班の諸官制の中に「殿中寺は親屬の譜牒及殿內の給事を掌る」(11)とあり、太宗十二年十月戊寅の條には、

作璿源錄宗親錄類付錄　上嘗與河崙議　至是召李叔蕃・黃喜・李膺密語之曰　元桂及和　太祖庶兄也　若混施於璿源錄　則後嗣何知　宜更爲族譜以誌之　乃分三錄　其叙祖系者曰璿源　叙宗子曰宗親　叙宗女及庶孽子者曰類付　一藏于王府　一藏于東宮(12)

とあるに據つて見て、王族の系譜錄が重要視せられてゐたことが窺はれる。斯く璿源譜は國初以來その記錄を怠らなかつ

たが、世宗十一年正月辛亥の條[13]には傳旨咸吉道監司同知總制李原吉・前監正申臨等　令進族圖　更加訪問　續載族派　圖原吉等　以派連璿源　啓達也とあり、同十年十月壬寅の條には、

本朝宗簿寺即古宗正之官也　合宋宗正寺　及修玉牒官　與夫大宗正司而爲一者也　其職未盡合古　乞以宗親位高屬尊有德望二人　爲提調　判事以下　以宗姓朝官及庶姓交差　無宗姓朝官則專用庶姓　職掌敦睦宗族　如有非違　糾察啓聞　一依古制施行　兼任宗學　又令兼春秋二品以上一人　三品以下一人兼之　十年一修璿源錄　三年續寫宗室譜牒從之。[14]

とあつて、璿源譜錄と宗室譜牒とは官制上からも可成り重要視せられてゐたことが明かである。從つて貴族權門にあつても亦修譜の氣運が既に熟してゐたに違ひない。併し、此間何れの姓氏族譜が最先覯をなしたかを知ることは難しい。唯今日傳つてゐる族譜の中で、文獻的に可成り古いものとして信頼に足りるものは、上揭文化柳氏譜の外には安東權氏の族譜が擧げられる。

安東權氏の族譜は李朝九代成宗(A.D.1476)、明憲宗十二年(成化丙申)の刊行で之を成化譜と名付けてゐる。此の成化譜は、太宗朝集賢殿の大提學であつた止齊・權踶と世祖朝領議政の官職であつた所閑堂・權擥の父子の手に依つて成つたものであることは(文化柳氏の嘉靖譜より先立つこと八十六年に遡る譯であるが)その序文に明かである。[15]此序は世宗朝の碩學徐居正の文であるが、特に徐居正が此序文を草したのは彼が麗朝より李朝初代にかけての碩學であり、太祖朝の大提學であつた陽村・權近の外孫に當ると云ふ親戚關係にあつたに由るもので、陽村は其の學問を子又孫に傳へず特に外孫居正に傳へたのだと云はれてゐる。今踶が家譜編成の事業に就いたのは、恐らく父近の遺志であつたかもしれない。權近は固より一代の巨匠であつたのみならず、實錄に「命中樞院事權近　撰定冠婚喪祭之禮」[16]とあるに據れば支那禮教に詳しかつた人物であつた程に家系尊重の意識も明かであつたものと推察される。加之、踶は父近を始めその先祖文正公溥・文

垣公漢功等が麗朝以來の貴顯であつた爲め殊更に崇祖觀念を敦くし以つて權門の後裔たることを明示せんとするの意圖があつたに違ひない。して觀れば此の安東權氏譜は李朝初期の產物と見る可く、其以前には完備せる族譜なるものが無かつた樣である。右居正の序文の一端には、

吾東方　自古無宗法　又無譜牒　雖巨家大族絕無　家乘纔傳數世　有不記高曾祖考名號者　子孫寢以乖隔　或不識緦功之親　視同路人

とあり、明かに此事を述べてゐる。が、それは兎もあれ、朝鮮に於ける族譜は李朝階級社會の產物であつて、安東權氏譜文化柳氏譜等がその先掫であると見られる。而して一度此等豪族の族譜が現れるに及んでは、其他權門巨族は競つてその編成刊行に從事したのであらう。

(註)

1. 明國には太祖李成桂が高麗の臣李仁任の嗣子であると認められたので、太祖は之を聞くと直ちに我家系を明にせる奏本一道を撰び使者をして其の誣妄を辯明せしめたが、容易にその效を奏せず、後太宗・中宗の代にも辨誣の使節を派遣したること數回、遂に宣祖の世重區の努力に依つて始めてその目的を達成した。
2. 東亞經濟（昭和十五年一〇ノ二・三）稻葉岩吉氏論文、朝鮮の族譜に就いて。參照。
3. 文化柳氏忠景公派譜、崇禎紀元後三丁亥十一月日　忠景公十五代孫渙の序文。尙ほ同譜凡例に五轉の修譜の順序が記載されてある。——永樂譜（參判穎著一卷）、嘉靖譜（僉正希潛著十卷）、己巳譜（處厚著五卷）、庚申譜（煥文著十三卷）、丁巳譜（秉均著二十八卷）
4. 高麗古都徵。
5. 高麗圖經卷八、人物條。
6. 青丘學叢第十三號、藤田亮策氏論文、李子淵と其の家系。參照。
7. 高麗史、卷七十三、志卷第二十七、選擧條。
8. 同　上、卷七十五、志卷第二十九、選擧條。
9. 同　上。

10. 高麗史卷七十六、志卷第三十、百官條。
11. 太祖實錄、卷一、四十七枚下。
12. 太宗實錄、卷二十四、二十一枚上。
13. 太宗實錄、卷三十九、十四枚下。
14. 同上、卷四十二、八枚上。
15. 成化譜序（徐居正著、四佳集）

權本新羅宗姓金氏也　羅季有金公幸者　守古昌郡時　甄萱入新羅　弑王辱妃　高麗太祖赴救　與萱相持　幸謀於衆曰　萱義不共戴天　盍歸王公以雪痛憤　遂迎降　麗祖曰幸能炳幾達權　乃賜姓權　授太師以郡爲食邑　陞爲安東府　幸生仁幸　官至郎中　仁幸生冊　冊自求爲本邑吏　權氏自冊爲吏以還　中微不振者七世　至守平復興　子孫趾美　逮文正始大顯隆　守洪之後　文坦亦復遺顯　權氏遂分爲二大族　今衣冠簪履　布列朝著　僉數千指　皆二族支派也　居正外祖陽村權文忠公近　亦文正曾孫　舅氏權文景公踶　始修家譜小牒子　吉昌權翼平公擥　承先志　廣探博訪　大加增潤　亦未就緒　居正與尙州判官朴元昌・大邱府使崔灝元　又加探問　補其闕遺　證其訛僞　釐爲圖譜二卷　其爲譜詳於文正・文坦以下　而略其上者　錄其所可知而蔑其所不可知　將以傳信將來耳　譜旣成　侍慶尙監司尹公壕　刊于安東府　予惟古者有宗法　序昭穆別支庶　子孫雖百世可考　自宗法廢　而譜牒興　凡爲譜必推本其所自出　而詳錄其所由分　明支派別親疎　猶足以篤恩誼　而正倫理者矣　隋唐而上　置圖譜局　有郎吏　以掌撰述　婚姻選擧　皆關譜牒　今中朝上者公卿大夫　下至孤門單族　亦莫不有譜　上自唐虞三代始封之祖而祖之　雖高辛神農顓頊之遠　皆一々接續而序次其譜系　豈不以圖牒相傳得有所考歟　吾東方自古無宗法　又無譜牒　雖巨家大族　絕無家乘　纔傳數世　有不記高曾祖考名號者　子孫寢以乖隔　或不識緦功之親　視同路人　何待服盡　親盡而疎且遠哉　如是欲興孝弟成禮讓　豈不難乎　此吾文景翼平所以惓々於著譜　而居正之勉卒其志也　權氏自太師始封　今六百年　子孫蕃衍　詩書之澤悠久未艾　蓋根深者末茂　源遠者流長　理之必然也　嗚呼自古名宗華胄不爲不多　當其珪組蟬聯　門地煥赫　孰非可慕而可尊著乎　曾未數傳傾覆勦絕何哉　由其先世封植未固　而子孫遽以驕奢失之也　權氏世以淸白傳家　忠孝爲心　爲子孫者　可不念祖宗積之勤　而思所以繼之之道乎　記曰人道親親也　親親故尊祖　尊祖故敬宗　敬宗故收族　若能始於親親　推及九族　則所以厚本敎末者　豈有窮哉　詩曰無念爾祖　聿修厥德　吾更爲權氏子孫勗之　成化紀元三十二

年倉龍丙申正月日　純誠明亮佐理功臣　崇政大夫行議政府左參贊兼藝文館大提學知成均館事同知　經筵事達城君徐居正剛中敍。

16. 太祖實錄卷七、十三枚下。

三、姓氏の由來

朝鮮に於ける姓氏の稱が支那特に漢唐より傳來のものであることは明かな史實である。然しこの事は朝鮮の姓氏が漢唐より輸入したるに依つて始めて出來たことを示すものではなく、從つてそれ以前には朝鮮に姓がなかつたと云ふ譯のものでもない。若し社會發展の一般姓に思ひを致して見る時は、元來朝鮮固有の姓なるものがあつたが、時代變移の中或る必要にせまられて、漢字化又は漢式化されたものであることを認めねばならぬ。今これを明かにするが爲めには先づ支那に於ける姓氏の如何なるものであるかを暫く考察する必要がある。

抑々支那に於ける姓なるものは原始的母系社會に於ける血族團體としての氏族(Clan又はGens)名稱であつたが(1)社會進展につれ父系的父權時代に至つて男系の血統を示す宗族の標識となり、更にそれより分派を生じて氏なるものが出來た。(2)嘗て呂東萊の言に、三代時曰姓者　統其祖考之所自出也　百世而不變　曰氏者則子孫之所自分也　數世而一變　とあるのは卽ち父系時代に於ける血族的姓氏發展の經路を示すものと見られる。然るに封建組織の社會發展過程に於いて姓氏は著しく階級性を現はすに至つた。左傳に、

天子建德　因生以賜姓　昨之土以命之氏　諸侯以字爲謚　因以爲族　官有世功　則有官族　邑亦如之。(3)

とあるに據れば、天子が諸侯に姓氏を下賜したことが認められる。固より姓氏は必ずしも皆天子が諸侯に賜ふたものではないが、社會的階級の懸隔漸く著しくなるに及んで、氏亦貴賤の別を示すものとなつたことは通志に、

氏所以別貴賤　貴子有氏　賤者有名無氏　今南方諸蠻　此道猶存　古之諸侯詛辭多曰　墜命亡氏　踣其國家　以明亡

氏　則與奪爵失國同　可知其爲賤也。(4)

とあるに依つて窺ひ知ることが出來る。斯くて姓氏は一面に於いて血族の系統を示すと同時に、他面に於いて貴族の特權を表す標識となつた。然るに周末以降賜姓の數も益々增加し宗族の分派も愈々著しくなり、民庶亦姓氏を通用するにつれ自姓を隱匿して他姓を冒稱する者、所謂墜命亡氏に依り姓氏を改變する者等生ずるに及んで、姓は必ずしも血統の眞正を示すことを得ず、氏亦必ずしも姓の分派を示すにあらず、時代の變遷につれて姓・氏・族の三者は混じて一となり、其區別は甚だ明瞭ならざるものとなつた(5)支那の古典を徵するに、姜・嬴・嬀等明かに姓と見られる可きものが左傳には姜氏、嬴氏・嬀氏等と記され、史記には黃帝姓は公孫、名は軒轅とあり氏を擧げず、夏本紀には禹の姓氏を擧げず、贊に禹を姒姓とし其後分封國を以て姓と爲す故に夏后氏とあり、殷本紀に契を子姓とし贊には殷契を子氏と賜ふとあり、列傳穰侯傳に姓芊氏とあり、孟嘗君傳に姓田氏とあり、秦本紀に始皇姓趙氏とある等、既に今村鞆氏の指摘せる如く、上代に於ても姓氏二者の區別は明瞭でない。(6)

併乍ら一面には亦崇祖敬宗の觀念に基いて、姓氏の系統を明かにすることが要求せられたのは陳北溪の言に、

然今世論之　立同宗又不可泛　蓋姓出於上世　聖人之所造　正所以別生分類　自後賜姓匿姓者　又皆混雜　故立宗者又不可悖同姓爲憑　須擇近親有來歷分明者立之　則一氣所感　父祖不至失祀

と述べたるに據つて明かである。加之、貴賤の階級を明かにし、血族相婚の禁制に基いて系譜の記錄をなす上に、姓氏の系統を明かにする事が要求されるものであつた。通志、氏族序に、

自隋唐而上官有簿狀家有譜系　官之選擧必由簿狀　家之婚姻必由於譜系　歷代並有國譜局置郞令史以掌之　仍用博通古今之儒知撰譜事　凡百官族姓之有家狀者　則上之官爲考定詳實　藏於秘閣副在左戶　若私書有濫則糾之　以官籍不及則稽之以私書　此近古之制　以繩天下使貴有常尊賤有等威者也　所以人尙譜系之學　家藏譜系之書　自五季以來取

士不問家世　婚姻不問閥閲　故其書散逸而其學不傳（中略）三代之後姓氏合而爲一　皆所以別婚姻而以地望明貴賤於文。（下略）

とあるに據れば、姓氏の系統を明かにし系譜を保存することは官の司る所であつたが、後世には猶ほその明かならざるに至つたものがあり、姓氏は卽ち合して一となつたことを知るものである。

斯くて朝鮮に於ける系譜上の姓氏に就いては如上の事情を考慮に入れて見ることが必要である。固より系譜と姓氏とがその傳來の時期を同じくすると云ふのではない。併し、朝鮮固有の氏族名稱としての姓氏と族譜上の姓氏とは兩者區別して見なければならぬ。既に白南雲氏は此點に留意する所あり、本來の氏族名としての姓と貴族の特權名としての姓とを混同すべからずとなして、姓氏なる語は漢代以來の輸入語であらうが、これが朝鮮語として適用された理由は、その文化的表現法を輸入する前にすでに存在した氏族制の崩壞過程に於て、特に漢式の姓名を適用することを必要とする現實的事實關係、卽ち氏族制の分裂過程から現はれた特權階級の成立、支那文化の輸入等を前提として理解すべきである。(7)と述べたのは、至當の見解と云はねばならぬ。蓋し、後世の姓氏は一般に貴族階級の所有するものであつて、明宗時の人權文海の著、大東韻府群玉には「東韓之名閥非一　自高麗時奕世不絕者　李・金・朴・沈・尹・韓・鄭・崔・柳・任・許・申・趙曹・成・安・盧・南・宋爲最。」とあり。肅宗時の人李宜顯の文集陶谷叢說には「著姓十二、李・金・朴・鄭・尹・崔・柳洪・申・權・趙・韓、次之者吳・姜・沈・安・許・張・閔・任・南・徐・具・成・宋・兪・元・黃十六姓」とあるが、此等姓氏族は其家門の盛衰興廢に依り政權上の勢力消長があつたとはいへ、社會上の特權階級として夫々族譜を編成保存したものと思はれる。李朝の初葉成宗年間に成り、爾來正宗の代に至る迄數回に亘つて修補を經たる地理書東國輿地勝覽の姓氏條には、所謂兩班階級と認めらる可き姓氏族のみが擧げられてあり、それに依れば、漢城府には僅かに十一姓、開城府には六姓・隱城・利城・富寧・慶興・慶源・鏡城の如き郡縣には一姓の記載だも無く、まだ李朝の中葉に至る迄奴婢、

白丁の如き賤民階級の人々には姓氏として認められる可きものがなかつた事に依つて見れば、略その實狀を窺知することが出來るであらう。

之に對して、上古より固有の氏族名と認められる可きものを漢字式に變改したるものには、先づ百濟の所謂八氏即ち燕氏、沙氏、木氏、劦氏、解氏、眞氏、苩氏、國氏があり、高句麗の禮氏、克氏、仲室氏、小室氏、位氏、羽氏、絡氏、大室氏、泉氏、晏氏、明臨氏、再曾氏、古爾氏、乙支氏、似先氏等がある。固より此等の氏稱は後世に存續したるものがなく、之を姓氏として族譜の傳はるものも無い。今此等の氏稱が朝鮮固有の如何なる氏族名を飜案したるものであつたかは明かでない。中には亦氏稱を付せずして朝鮮固有の氏族名として認められる可きものを含む人名が、三國史記や三國遺事又は支那の古典乃至日本の紀記に散在するもの尠くない。(8) 然し此等のものは從來姓氏として殆んど顧みられぬ狀態にあつて、唯新羅六村の賜姓のみが姓氏の始源とのみ盲信されてゐた。即ち、三國史記や三國遺事の記錄によれば、新羅建國の當初固有の遺民山谷の間に分居し、六村を成したが、後儒理尼師今九年（後漢建武九年・A.D32）夫々李・崔・孫・鄭・裵・薛の六姓を賜はつたとされてゐる。(9) 併し乍ら、此の賜姓の年代に關しては疑はしきものがあり、近來に至つて其は新羅初期のことでないと云ふのが殆んど定說となつた。之に關して稻葉君山博士は唐の名門大族に淸河・博陵の兩崔氏、范陽の盧氏、隴西の李氏、滎陽の鄭氏、瑯琊の王氏、河東の裵氏、薛氏、樂安の孫氏等があるに照して見て、六村賜姓の記事は新羅統一後に於て唐の大姓を國史に取込むことが鮮支關係を圓滑ならしむるものとなした學者（恐らく、崔致遠の如き）の考案によつて成つたものと見る可く、唐の林寶が元和壬辰（A.D 801）に起草した元和姓纂の出來上つた後のことに屬するものと說いてゐる。(10) 今此の六部賜姓の記錄が果して唐の元和壬辰以後の史實であるか否かは一つの推論に過ぎぬものであつて、之を斷定するに徵すべき文獻は見當らぬものであるが、少くとも次の事實に照らして見て新羅の中葉迄は漢式の姓氏が無かつたと云ふ事は充分認められる。即ち第二十四世王眞興王（A.D 540—576）の建てた碑石——黃草嶺碑

北漢山碑、昌寧碑――には隨駕人名が記載されてゐるが、その官職、出身の部名等よく記録されてゐるに拘はらず、漢姓の如きものは一つも見當らないのである。[11]此等人名の中には貴族階級の人物も加はつてゐるのに、その姓と名の區別すら明かに認め難いのは、蓋し當時迄漢式化されてゐなかつた新羅固有の姓が用ひられてゐたことを物語るものである。一體に新羅は支那文化の影響稍々遲れてゐて、第二十三世法興王以前迄は王稱が新羅方言の居西干、尼師今、次々雄、麻立干等の稱呼で云はれてゐたのに據つて見て、新羅の姓が未だ漢式化されてゐなかつたことを推斷するに充分である。

して觀れば、これら六村はもと母系的氏族團體であつたものが社會の進展につれて父系的血族團體としての六部に轉換し、新羅統一の前後唐の文化に影響されてその輸入に汲々であつた頃、鮮支關係の圓滑を計ることも之に加はつて、新羅固有の族稱を唐の大家名門の姓氏に倣つてこゝに單姓化したものと考へられる。新羅はもと辰韓の十二小國の一つであつた斯羅に始まつたもので、六村と云ふのは斯羅卽ち今の慶州邑内に散居した氏族團體であつたに相違なく、既に國家を成して後は氏族制度の崩壞と共に父系的家族の形態を成し漸く階級分化の過程を經て、大家豪族は愈々社會の優位を占めて來たらしく、三國遺事の記録に依れば、辰韓の地に南宅・北宅・本彼宅・梁宅・池上宅等凡そ三十五の金入宅卽富潤大宅があつたことを傳へてゐるのは、[12]蓋し斯る名家巨族を示したものであらう。從つて此等大家名族は同族の標識として所謂姓を稱する樣になつたに相違なく、冉會桀妻、古爾萬年、乙支文德、木劦滿致、祖彌桀取等の歷史的人物に見る如き新羅固有の姓稱が遺事や史記に傳はり、斯る複姓は支那文化の影響に依つて漸次漢式の單姓に改變されたものである。木劦滿致、祖彌桀取の二人に對して、三國史記の著者金富軾は「木劦・祖彌ともに複姓であるのに、隋書では木劦を二姓にしてあるが、孰れか之を知らず」と述べた如き、恐らく斯る變移過程に對して充分知らなかつたによるものと云はねばならぬ。

また新羅王族の三姓金・昔・朴は天降姓として神話的に、潤飾されてゐるが、それは史記に傳はつてゐる如く、新羅建國の當初より稱せられたものではなかる可く、後代にあつて先に考察したる六村賜姓と同樣な動因に基いて、新羅固有の

最大豪族であつた三姓王族を漢姓化したものであることは明かである。從つて漢字を以つて示されたる所謂姓なるものには、朝鮮固有の姓稱をその儘表現したるものと、漢唐の姓を以つて改變したるものとの別があることを認めねばならぬ。今村鞆氏は朝鮮に於ける姓名の變遷を次の三期に分けて、

1. 朝鮮の固有名稱を以つてせし時代。
2. 漢字を用ひて在來の族名を表示したる時代。
3. 唐の姓名に倣ひ其の變更をなしたる時代。

となしたのは、(13)正に至當の見解と考へられる。而して族譜上の姓はこの第三期以降のものであること云ふ迄もない。

所が唐姓の影響を受けて以後、また賜姓の事象は屢々あつたらしい。今その顯著なるものとしては三國史記に見える景德王十四年金忠奉南來　賜姓南氏。景文王四年李枝春三兄弟　賜姓安氏等であるが、此等は既に漢姓化したるものを更に王より賜姓したものである。如斯は名譽の典、親愛の表彰等に依る封建的貴族分化の徵しと見られるが、まだ昭聖王母金神述之女　改申氏。哀莊王六年叔後金叔明女　改叔氏。等の如きは、新羅固有の血族相婚の俗を避けて漸く同姓不婚の律を勵行せんとする爲めの改姓に外ならなかつた樣である。高麗に至つては尙更諸樣の機緣に基いて姓を賜はつた例が頗る多い。中には其の優れたる功蹟に依つて支那朝廷より姓を賜はつたものも尠くない。慶源李氏の祖となれる子淵は唐より姓李を賜はり（高麗史列傳）旌善文氏の祖となれる幹はもと姓全であつたが、中朝に入り文章を以つて名を著はしたので宋より姓文を賜はり（東國輿地勝覽）、甘泉文氏の祖となれる高嶷はもと金氏であつたが、同じく中朝に入り文章を以つて名を成したので宋より姓文を賜はつた（文獻備考）等その最も顯著なるものである。

高麗太祖は自ら姓を王氏に定め、王妃を韓氏に定めたが、又參政朴儒に王氏を賜ひ、新羅の末裔金幸に權氏を賜ふたに始まり、爾來辛禑に至る迄王氏其他の姓を賜ふたる者枚擧に遑がない。斯如きは多く功臣、閥族に對する懷柔又は賜賞の

意圖に出でたるものであるが、まだそれと反對に背叛の徒に對して處罰の意義で賜姓又は去姓したる場合もあつた。卽ち高麗太祖は木州の人が屢々叛亂を起したる爲め、その邑人于・尙・頓・張の姓を有する者に夫々牛・象・豚・獐等獸音の名を以つて賜姓したし(輿地勝覽)、忠宣王二年王の龍陽の寵ありし元忠に王鑄忠なる姓名を賜ふたが、後王意に應せず違忤する所あつて王姓を剝り去つたと云ふ(高麗史列傳)。まだ李朝に入り適々支那より來たと云はれたる野人佟豆蘭に太祖は姓李を賜ひ(文獻備考)、――其後裔は現在咸北北靑郡内に同族部落を成してゐる――壬辰の亂後降附の將日本人沙河可釵にその戰功を賞めて姓名金忠善を賜ふた(備局謄錄)と傳へられてゐる。

如斯きは姓氏がもと貴族階級に限られたもので、一般庶民には未だ用ひられてゐなかつたことを物語るものである。新唐書に新羅初期の狀態を述べて「民有名無氏」とあるが、之は恐らくその眞相を傳へたものであらう。然るに時代の變移につれて、姓氏は漸く民庶の間にも普及するに至つた。英宗時の人、李重煥の著擇里誌に、

我國寧有士大夫乎　中原除五胡裔外　皆聖賢帝王之後　修堯舜文公周孔之法制　爲之眞正士大夫　乃我東士大夫皆本國人苗裔耳　但箕子後孫鮮于氏　高句麗高氏　新羅朴昔金三姓　駕洛國金氏　俱以王者　自命其姓　此爲貴種　自新羅末通中國　始制姓氏　然只仕宦士族略有之　民庶則無有也　至高麗混一三韓　始倣中國民族　頒姓八路　人皆有姓然未頒姓之前派族各異云々。

とあるに據つて見るに、初段「我國寧有士大夫乎云々」の句は極端なる中華崇拜偏重の現はれであり、高麗時代に亦姓を八路に頒ちたる史實なく、何れも之を信ずるに足らぬものであるが、卽ちこの記述によつて姓の階級的性質を有したることと竝びに漸次民庶へ普及したることを窺知することが出來る。世宗實錄附錄地理志(14)に記載せる姓氏錄に依れば、各州縣に諸多の姓雜居し、それら諸姓をば略二十餘種別にしてある。卽ち、土姓、加屬姓、屬姓、亡姓、次姓、次吏姓、續姓、入續姓、入姓、來姓、京來姓、來接姓、投化姓、向國入姓、向國姓、賜姓、天降姓、百姓、入鎭姓、我成姓等それである。(15)

此等の種別は中に其意味明かでないものもあり、大體に於いて異語同義のもの又は略稱のものもあつて確然たるものではない様である。が之を一概に要約して言へば、其の土地固有のものを土姓と名付け、其當時既に無くなつてゐたものを亡姓となし、入又は來の字を含むものは他の地方又は外國より來住したるものを示し、屬・次・續等の字を含むものは稍々社會的地位の劣れるものを示し、百姓、戎成姓は更にその劣位にあるものと見る可く、天降姓、賜姓は尙ほ說明を要しないものである。今此等諸姓の總數が如何程のものであつたかは之を算ふるに由なきものであるが、肅宗朝の人李宜顯の姓氏集錄に依れば、著姓十二、其次姓十六、稀姓四十一、其次姓十九、僻姓三十八、其次姓百三十六、複姓十一、總計二百九十八姓を擧げて居る(陶谷叢說)。尙ほ東國輿地勝覽には各府州縣の姓氏を擧げてあるが、當時存亡の別なく古來の姓を網羅して記錄してあるから其の實數を算し難く、英祖の時に編し、正祖・李太王の時に增修したる增補文獻備考には本貫別に分けて記錄せる姓數四百九十六に達するが、之また現實の姓數を示したるものではないと見る可く、昭和五年國勢調査に依る現存姓氏の實數は二百五十種になつてゐる。(16)

併乍ら、此等諸姓氏は悉くその系譜書を持つてゐる譯のものでなく、一般的には著姓のみが之を有し、――またその派譜を有し――稀姓、僻姓に至つては士族に列するもの僅かに之を所有する。蓋し、著姓は卽ち貴族兩班に列するものであり、族譜はまた此等特權階級乃至士儒の必需品であつたからである。

(註)

1. 支那古代の姓が姬・姜・嬴・姒・嬀・姞・姚の如く女偏の字になつてゐるのは、卽ち之が爲めである。而して此等の姓は或は自然現象に象るもの或は地名より來るもの、或は瑞祥より來るもの等諸樣の形態に始源したるものである。其の實例を二・三示せば次の如きものがある。

イ　少典之君　娶于有嬌氏之女　曰安登　生二子　長曰石生　育于姜水　故而姜爲姓。

ロ、禹姓姒　祖昌意以薏似生。

ハ、周姓姫　祖以履大人跡生也。

2. 左傳に見える孟孫・叔孫・季孫の如きは卽ち氏の原形である。

3. 春秋左氏傳隱公八年條。

4. 鄭樵漁仲撰、通志卷二十五、氏族序。

5. 服部宇之吉、支那研究、宗法考參照。卽ち氏は姓より別れ族は氏より別れたるも、後世は姓氏族の別なく皆之を姓となす所以の經路を明かにしてある。

6. 今村鞆、朝鮮の姓名氏族に關する研究調査、二六八頁。

7. 白南雲、同上、七二頁。

8. 今村鞆、同上、四一〇頁參照。

9. 六村・六部・六姓表（三國遺事と三國史記とには多少の差異がある）

村	部（史記）	部（遺事）	姓（史記）	姓（遺事）	
閼川楊山村	梁部	及梁部	李	李	（中央）
突山高墟村	沙梁部	沙梁部	崔	鄭	（南）
觜山珍支村	本彼部	漸梁部	鄭	孫	（西）
茂山大樹村	漸梁部	本彼部	孫	崔	（東南）
金山加利村	漢祇部	漢岐部	裴	裴	（東）
明活山高耶村	習比部	習比部	薛	薛	（東北）

10. 稻葉君山、朝鮮文化史研究、一二六頁。

11. 今西龍、新羅史研究、新羅眞興王巡狩管境碑考參照。碑文の中明瞭に讀み得る人名を若干擧げ示せば、略次の如きものがある。居柒夫知、服冬知、比知夫知、內部智、屈珍智、武力智、里夫智、忽利智、刀下智、子力智、未得智、比尸智、福登智等々。

12. 三國遺事、卷第一、紀異卷第一、辰韓條。

13. 今村鞆、同上、三頁。

14. 世宗實錄第百四十八卷——第百五十五。尹淮・申穡等王命に依つて撰したるものであるが、州郡の沿革を叙し、その中に各州縣の姓に就いて記載せる所、朝鮮の姓に關する最初の詳錄である。

15. 今其の實例を擧げれば次の如くである。

開城府—土姓五、高・金・王・康・田、來接姓一、李。

廣州牧—土姓三、李・安・金、加屬姓三、朴・盧・張、亡姓五、尹・石・韓・池・素。

慶州府—土姓六、李・崔・鄭・孫・裵・薛、天降姓三、朴・昔・金、來姓一、庾、賜姓一、偰。續姓一、楊

其他地方に依つて記錄の精粗に差異を有するが、鏡城・富寧・慶源・穩城・慶興・平壤等の地には一姓の記錄だも無いのは蓋し實際に姓氏がなかつた爲めではなかつたらしい。

16. 朝鮮總督府編、朝鮮の姓、五五頁參照。

—（以下次號）—

朝鮮の裁判醫學

—關係書を中心として—

昭和十三年一月廿一日　於書物同好會第九回例會

三木榮　述

裁判醫學は又斷訟醫學とも謂ひます、今の言葉では卽ち法醫學であります。此の席上では裁判醫學の方が俗で分かり易いやうに思ひましたので是を採つたのであります。仰々しく朝鮮の裁判醫學と題を出しましたが、私は臨牀醫家ですから法律學のことは一切知りませんし又法醫學の詳細な所に至つては勉强してゐませんので大いに尻込をしたのですが、幹事の櫻井さんからの强いての命令で、依つて止むなく私は以前に少し許り裁判醫學に就いて調査したことがありましたので之に枝葉を附け加へまして、話さして頂き命令に服する次第です。且つ厚顏を顧みず此の席に出ましたのは、私は田舍に居て見聞も狹う御座いますから勉强ともなることですし又此の席上で皆樣に御叱正を頂戴出來ると思ふたからであります。何卒此の點を御諒承下さいまして御叱正あらんことをお願ひ申します。

一、法醫學書の刊行史大概（朝鮮、附 支那、日本）

朝鮮の法醫學書は御承知の通り無寃錄であります。是は檢驗の方法・規式等を示し法醫學的知識を詳細に述べたものであります。此の無寃錄は元の王與と云ふ人が至大元年に洗寃・平寃の兩錄と結案程式とを併せて損益し編述したものです。これより前に宋時代に疑獄集（五代の和凝が編み宋に入り其子の和㠓が編次したもの）とか內恕錄とか申す書物があ

つたのでありますが、是等が洗冤錄の編述の參考書となり又平冤錄が作られ斯くして無冤錄が編まれるやうになつたのであります。

高麗史を揷きますと其の文宗十三年（西紀一〇五九）に疑獄集が板にせられたことがあります。これで其の後、高麗朝に疑獄集が實地に使用せられたかどうか未だ調べてはゐませんが、兎角讀まれたことだけは察知出來ると思ひます。而しまあ大した役目を演じなかつたものでせう。此の疑獄集の世に傳はるものは稀で（勿論高麗板は佚書）、私は先年內閣文庫で林羅山の江雲渭樹、林氏藏書、昌平坂學問所等の印があり、道春考之の朱記のある寫本（嘉靖乙未刊本によるもの）を見ました、これなどは原本を窺ふに足るものでせう。近年刊行せられたものに咸豐元年金鳳淸により增輯せられた重刊本があります。洗冤錄の傳はつてゐるものは澤山ありますが、殆んど總て康熙年間に出來た律例館校正のもので、原本はありません。比較的原本の形貌を具へてゐるものは矢張り內閣文庫にある白雲書庫（野間三竹の藏書印）、孝經樓（山本北山の印）、昌平坂學問所等の印記があるもの（原著者宋慈の序あり、恐らく明刊本？）などが夫でせう。內恕錄と結案程式とは洗冤・平冤・無冤錄によつて略ぼ其の內容は窺はれますが、私は未だ成書を見たことはありません。平冤錄（趙逸齋編）は古いものはありませんが、淸の嘉慶十七年に重刊せられた宋元檢驗三錄の中に在り、之は滿洲醫科大學法醫學教室で董炳然氏が和譯せられてゐます。

扨て無冤錄でありますが、王與が編纂した所以は偶然ではないのであります、元は風習上斷理訟獄は頗る嚴格であつて世祖の時に至元新格が制定せられ公規が定まり、此の時に當つて司獄者である王與に依つて省部の考試程試を持循本として無冤錄が作られたのであります。其後、明時代に入り太祖六年に明律が定められ律令を行ふに王與の無冤錄の有用なことが認められ、梓を改め刻を大にして刊行せられたのであります、時は洪武十七年（西紀一三八四）であります。

此の時我が朝鮮では太祖李成桂が高麗を滅し朝鮮を建てました。開國以來事大主義の太祖は大明律を採用施行したので

ありますが、從つて無寃錄の擧用も必要缺く可からざるものとなりました。然して無寃錄は朝鮮官吏が讀修するのに難解の所が多く實地に應用し難いので、第四代の世宗は崔致雲、李世衡、卞孝文、金滉等に命じて註解及び音註を附し、其の二十年（正統三年一四三八）に完成せしめ、柳義孫に序文を書かしめました。之が卽ち新註無寃錄であります。而して新註無寃錄の原本の傳はるもの稀で、現存のものに活字版のものと整版のものとがあります（奎章閣本の實物を供覽す）。共に初刊本ではありませんが古い版で特に活字版の方は活字の恰好、紙質から見ても古く李朝初期の活字本としても大切なものと思はれます。新註無寃錄の初刊本は江原道觀察使崔萬理の跋文で分かるやうに、監司俞孝通が命を奉じ正統五年正月原州で刊印し、又再刊本は孫肇瑞の跋文で分かりますやうに嶺南諸郡に布及を計るため正統十二年に嶺南府で刊印したのであります。其の後、各地で必要に應じ度々と云はれませんが時にふれ刊印せられたことゝ思はれます。鏤板考を見ましても忠州牧のものと關西觀察營のものとが揭げられてゐます。

新註無寃錄序
昔元朝東甌王氏增損洗寃平寃二錄
以傳于世蓋欲使天下無寃民
能盡解以致檢覆難明疑獄尚繁良可歎已恭惟我
主上殿下以好生之德行不忍之政
軫念赤子
命吏曹參議臣崔致雲
直提學臣卞孝文承文院校理臣金滉等
註於是悉校本文傍考他書
詳加註釋又附音訓令乃徹
命臣序其卷端臣竊伏觀此書

附圖第一　新註無寃錄活字版（奎章閣本）

新註無寃錄は其の內容中に檢驗の實例を澤山載せてゐますが、是等は至元五年（一二六八）から元貞・大德・至大を經

て延祐二年（一三一五）に至る五十年間に起つた檢驗中から代表的と思はれるものを撰び拔いもので、又上記の年號は丁度元の國初に相當します、依つて之を見ますれば元の法醫學の狀況、引いては刑法上の問題や社會狀態をも窺ひ知ることが出來ると思ひます。斯くして新註無寃錄中から註解の條を拔けば原本に近いもので、原本の王與のものを彷彿させるに充分であります。由つて勿論王與の原本はなく明版も傳はらず？　又洗寃錄、平寃錄の確かな原本もない今日では、此の朝鮮版の新註無寃錄は東洋で現存中最古のものと云はねばなりません。從つて玆に供覽した活字版（附圖第一）のものなどは最も貴重視さる可きものと思はれます。

それからずうと下つて後年、李朝中興の英主と云はれる英祖が續大典を修せられた時に、以前の無寃錄卽ち新註無寃錄は中國行會の文字や方言が多く難解であつて朝鮮で行ふのに不便不備でありましたから是の補註修正を必要とするに至つたのであります。斯くて其の二十年に具宅奎が命を奉じ增刪し訓註を加へ、更に其の後、次の正祖時に入つて補國崇祿大夫具允明（宅奎の子）、律學敎授金就夏等によつて添註增刪せられたのであります。之が增修無寃錄であります。更に正祖は其の十四年に刑曹判書除有隣に命じて增修無寃錄を飜諺（諺文に譯すること）せしめ、越へて二年夫を刊印せしめました。卽ち增修無寃錄諺解が刊布せられたのであります。而して原文は遲れて其の二十年に刊行汎布を見ました。諺解の方が先に刊行せられたのは夫が實地應用に第一に必要であつたためでせう。實に此の增修無寃錄の刊行汎布は朝鮮の裁判醫學上に於いて一大劃期的事蹟と云はねばなりません。

此の無寃錄に關係した書物に檢要・檢題・檢案等のやうな各道の殺獄檢案を識した書物や弘齋全書中にもある審理錄、斷獄の重大なることを警めた丁若鏞の欽々新書等があります。是等に關しては枝葉に入りますから略します。

以上は朝鮮に於ける法醫學書の凡その有樣でありますが、扨て本國とも申すべき支那ではどうかと申しますと、無寃錄はあまり行はれず（殊に淸以降に於て）、又平寃錄も行はれず主として洗寃錄が使用せられたのであります。淸朝に入つて

康熙年間に洗寃錄が律例館で校正せられ、即ち律例館校正洗寃錄は之で、廣く行はれたのであります。又是を祖述して出來た書物に洗寃錄集證・洗寃錄辨正・洗寃錄解・洗寃錄彙纂補輯・檢驗合參・檢驗集證・寶鑑編・檢骨圖格・石香秘錄・洗寃集錄・洗寃錄表・洗寃錄詳義・洗寃錄摭遺等が澤山御座います。玆に其の二、三を持つて參りましたから御覽下さい。又折獄の大切なことを記した書物も尠くありません。宋時代に折獄龜鑑・棠陰秘事、明時代に折獄明珠、淸時代に資治新書・秋審成案・刑臺秦鏡・折獄危言等あつて其他捜しますればいくらでもありませう。

次に日本に於ける裁判醫學の一端を窺つて置きませう。日本では興味あることに淸朝の洗寃錄の諸書も行はれましたが主として無寃錄が行はれたのであります。然も之は朝鮮の新註無寃錄が基本となつてゐるのであります。新註無寃錄がそのまゝに句讀訓點が附けられて江戸時代の中期より少し以前頃（刊記がないため本の體裁から察して）に刊行せられてゐるのです。朝鮮で新註無寃錄が刊行せられてすぐ日本に傳つたとすると足利義教將軍の頃ですが之に對する確證を私は知りません。或は下つて朝鮮本が夥しく日本へ將來せられた朝鮮の役の頃に傳へられたかも知れません。經籍訪古志を見ますと、新註無寃錄二卷（舊鈔本寶素堂藏（中略）蓋從朝鮮國本傳鈔者卷首有江雲渭樹道春二印記知係林氏舊物とあり）又羅山文集書目中にも本書が載せられてゐます。之に依つて少なくとも江戸初期から本書が日本に傳へられてゐたことが明かに察知出來ます。かくして上に述べたやうに日本版が刊行せられ、次いで元文元年に泉州の河合某に依つて是が下卷を抄出和譯せられ、無寃錄述と改名されて明和五年に梓行又嘉永七年に再刻せられ、廣く其の流布を見、日本に於ける代表的の法醫學書と成つたのであります。此の無寃錄述の表題紙を見ても明かでありますやうに是は新註無寃錄の下卷の抄出和譯でありますが、本文內容を相比較しましても如實に然るを認めることが出來ます。江戸時代の法醫學は主として朝鮮の新註無寃錄及び是によつて作られた無寃錄述に依つて形成せられてゐたと認めて大過がないのでありますが、此の事は富士川先生の日本醫學史の法醫學の條にも餘り重視せられてゐないやうであり又日本の法醫學者も等閑に附してゐるやうであります。我々朝鮮に住む者は特に此の點を强調

したいと思ふのであります。

二、無寃錄の學術的價値

新註無寃錄の價値に就いては前に少し述べましたが、其の學術的（自然科學的）價値は相當大なるものであります。洗寃錄や平寃錄も同樣でありますが、是等の書物が宋や元の時代に斯くも自然科學的に作られたものと感嘆の外はありません。爾他漢方醫學と比べて、勿論自然科學的にならなければならない性質のものとは云へ、雲泥の差があります。

增修無寃錄に至つては時代が若い故もありますが更に立派に出來てゐます、自然科學の見るべきものゝない朝鮮で出來たと思へば驚嘆に値することです。その中の一文を讀んで說明したいのですが、時間の都合上割愛します。此の本は比較的容易に入手することが出來ますから興味のおありになる方は夫に就いて御覽の程願ます。要するに私共が大學で法醫學の講義を聞いた其の講義と比べて餘り大差がないと云ふても過言でないと思つてゐます。玆に參考までに其の內容目錄だけ掲げて置きませう。

上篇

檢　覆

檢覆總說

檢式（聽候人吏、應用法物）

洗罨法　四時變動

白僵屍　壞爛屍

檢骨　開棺檢驗

無憑檢驗屍　免檢

屍帳式

仰面　合面

關文式（所管の上司に關する文書なり）

下篇

條　例

胎傷死

勒縊死

自縊、自勒、被勒、被殺假作自縊、移屍

溺水死

自溺、被溺、被殺假作自溺、辨生前死後

毆打死

被打（拳手、足踢、杖瘡）、死後假作打

口齒咬傷死

刃傷死

自割、被殺、辨生前死後、屍首異處

火燒死

因老病失火、被燒、被殺假作火燒、辨生前死後

湯潑死

中毒死

生前中毒、死後假作中毒、蟲、果實金石藥、鼠莽草、砒礵野葛、金蠶蠱、酒、蠱、菌蕈、(補)巴豆、(補)水銀、(補)鹽滷、(補)氷片

病患死

病患飢凍求乞、邪魔中風、中暗風、傷寒、時氣、中暑、被針灸、辜内病死、男子作過

凍死、餓死、攧死跌死

壓死

壓塞口鼻、老人被搊、隱墜

驚諕死、人馬踏死、車碾死、雷震死、酒食醉飽死、虎咬死、癲狗咬傷死、蛇蟲傷死

雜録

晝夜之分、滴血、檢地、論人身骨條

三、朝鮮に於ける無寃錄の應用

無寃錄が李朝に於いて初めて實際に採用せられたことを明記したのは經國大典であります。卽ち經國大典中の向律官の試驗科目に無寃錄が擧げられてゐるのであります。

一、明律(背講)　二、唐律疏議　三、無寃錄　四、律學解頤　五、律學辨疑　六、經國大典（二以下は臨文）

太祖五年に欽恤之堂が設けられ、太宗五年に律學廳が確立せられたのでありますが、此の律學廳は刑曹の所屬で律官を

養成する所であります。律官に成るには右に掲げた科目で試驗(三年に一度あり、初試は秋、覆試は春であつて及第の定員は初試十八人、覆試九人であります)を受けて及第せなければなりません。而して經國大典は世祖の代から編纂せられ、漸く睿宗時に完成し越へて一年成宗二年に完成せられたものでありますが、其の中、刑典は既に世祖五年に出來てゐますし、(八年に版行)又新註無冤錄は世宗二十年に作られてゐるし、又律學廳の設置は太宗五年であること等から考へて、無冤錄は國初を去ることの遠くない時期に採用せられ時には其の應用をも見たことも思はれるのであります。

後世に至つて上揭の試驗科目は改められました。續大典(英祖二十年成)には次の如くなつてゐます。

一、明律(背誦) 二、無冤錄(臨文) 三、經國大典(臨文)

矢張り無冤錄は削除せられてゐません。李大王二年に成つた大典會通に於いても試驗科目は右と同じであります。是等の試驗科目で試驗を受けて及第した律官は其の成績の優秀程度によつて最優秀者を刑曹の律官に、他を順次に京内各司及び京外各道の檢律官に任用したのであります。斯のやうに無冤錄は公に必修の書と採用せられてゐるのですが、之を修めた律官輩はどの程度まで實地に應用したでせうか。

李朝に於ける政治の歷史は閥族及び黨派の闘爭によつて盡きます。彼等は政權を爭奪するためにどんな手段も憚かることなく、ために司法權の獨立は全く認められず却つて監獄は目的遂行の好機關であつたのであります。下級官吏も亦たうで自分の官職を利用して無辜の民を任意に獄に投じ、敢へて顧みる所なく其の間に私利を營み、此のやうなことを尋常茶飯事としてゐたのであります。又國民性として苟も士大夫である者は風流韻事を以て誇りとし律學典書の類は寧ろ讀むを恥辱としましたし、律官の科祿は他官に比べて甚だ薄かつたのでありますから、從つて心ある人は此の職に就かなかつたのであります。かのやうな社會狀態に、この樣な人材を以てしては、とても司法權の確立を保つことは出來ないのでありまして、無冤錄は官吏に刑獄の神聖、無冤を叫んでも、是を行ふ人は之に從はず、こゝに李朝五百年を通じて檢驗に附

帶して多くの悲慘事を惹起し毒血を流したのであります。無寃錄は一の空文に過ぎず、彼等は檢驗のことが目前に迫つて始めて所要の箇所を披見し、一瞥して一時を糊塗する有樣で、初檢官の見る所は覆檢官の見る所と異ひ、覆檢官の見る所は三檢官の見る所と異ひ、死屍は白骨と化しても尙ほ檢證が一定しませず、檢證が定まらないから彼告は數年も甚しいのは十數年、一生の間、牢獄に呻吟しなければならなかつたのであります。丁若鏞の牧民心書中に檢驗の狀況を寫した名文があります。卽ち

『凡そ殺獄は其の正犯並に夫の關係者及び看證、隣保等の若干人これに連る。本來犯罪無しと雖も一度目錄に入れば必ず再檢を經、其の或は不幸にして三檢、四檢、五査、六査あれば枷械を着け獄に滯ること動もすれば數箇月に至り、或は數年の後ち審理に際して又復び捉入せらる。實に從ふて明白に逃ぶれば隣里の怨を買ひ保存すべからず、私かに自分で顧みる所あれば官長は罪を構え刑棍を枉受す。獄に入れば則ち踰門解枷の費あり、拘留せらるれば則ち酒飯烟炕の費あり、百に一全なし。家を破り産を蕩す。故に民の殺獄を畏るゝこと寇難に異らず。一聲纔に動いて魚駭き獸竄る片刻の間、風靡き雹散す。是に於てか頑校虎咆し、悍吏鯨吼す。其の老弱を係ばり、其の婺婦を執らへ、錡を拔き、釜を奪ひ豚を攘ひ犢を曳き、瓶罌を搜り、杼柚を掠盡し、牕戶攲傾し、厨竈荒凉し、哭聲天地に充ち、村塢慘蒼す。而して後ち官仍ち至る。汎盖鳴鑣・騶從雲騰・白梧朱杖・大枷長繩・首尾相銜み街を塡め巷に咽つ。鳴馬蕭々戯れて相啼嚙す。急卒は驚奔して汗流喘絕す。其の勢大網の天に漲り空中より下り來るかの如く、有罪無罪咸な盡く禍災に罹り、斯の民をして三魂失守し七魄叫哀せしむ。これ豫め吏校の約束する所なり。牧たるもの宜しく此を知るべし。（中略）、余久しく民間に在り殺獄を知る、其の發告者は十之二、三に過ぎず、其の七、八は皆な隱匿す。誠に一たび檢驗を經れば遂に敗村と成り、年を踰えずして凋瘵空散す。故に苦主（被害者の一族）は寃を悲しむと雖も、里中の父老のために官に訴ふることを阻止せらる。是に於て苦主に贈賂して正犯を逐ひ急に埋葬して以て其の口を減す。不幸にして權吏、武校知ら

ば之を脅す、しかる時には里中より錢二三百緡を聚め以て賂す。然して吏校の貪汚なる之を足れりとせず肯せずして發告するに至る。其の害毒の盛なる斯れ知るべし。(下略)』

以上の所記は當時の檢驗の腐敗狀況を述べ盡してゐます。私共には餘りに誇大に過ぎるやうですけれど實際に斯の樣なことが行はれてゐたとのことですから、誇大とも云へないかも知れません。

次に無寃錄の應用を全く等閑に附し屍帳なるものが如何に曖昧であつて一時を糊塗するに止まつたものであり、又斷獄に際しても上官の因循姑息なことを示した例を李朝實錄から引いて見ませう。

『宣祖八年七月、載寧の奴、其の主を殺すの變あり。而して檢屍差誤し、其の命を致せる由を得る能はず。之を義禁府に鞫して三省交坐せしむ。朴淳、委官と爲り獄久しく成らず。知義禁府事洪曇、力めて其の寃を辨ず、而かも亦明證なし。淳曰く、綱常は大獄なり、豈輕く釋すべけんやと。而して曇が語、淳を浸し必ず之を釋放せしめんとす。茲に於て淳、更に守令に命じて改めて其の屍を檢せしむ。檢屍の守令は禁府の風旨を承望し或は致死の由を錄せず、或は錄するに病を以てし紛々一ならず。淳は請ふて廣く廷議を收む。廷議又一ならず。上、屍帳相違し獄を斷ずるに據るなきを以て、意に命じて特に之を釋さしむ云々。』

更にもう一つ殺獄の社會に及ぼす影響の重大且つ恐る可きを警め、無寃錄を用ゐて檢驗を正確にすべきを敎へた王の敎書を掲げて置きます。

『肅宗十八年十二月、上覽するに湖南の殺獄按問は疎漏多し。敎に曰く、殺獄の最緊最重は檢覆に如くは無し。一に不明あるも死生係れり。詳審せざるべけん乎。往々外方守令にして其の親審を厭ひ、之を下吏に付し、因緣して奸を用ゐ、任意に增減するあり。獄事遷就して數十年間、未決にして瘐死する者あるに至る。これ怨寃の由りて興る所なり。余甚だ惻然たり。それ該曹をして諸道に委せしめ、自今以往は必ず親しく自ら開檢し、一に無寃錄に從ひ、難明未盡の患あ

附圖第二　屍帳の一例

るなかれと。』

是等の外に李朝歴代を通じて疑律の不當を飭め、照律の不審を戒めた敎書傳書は少くないのであります。

斯の様な狀態ですから檢驗に際し無寃錄は眞に其の効力を發輝し得たことは極く稀であつたのです。然し反對から考へて無寃錄は其の効少なかつたと言ふても、無下に無用視し棄却せられるものでなく、却つて此のやうな社會狀態であつたから寧ろ無寃錄は至要の書と認められ公に採用せられたと言ふことが出來ると思ふのであります。

扨て此の無寃錄は實地にどのやうな風に使用せられたかに就いて一言さして頂きます。增修無寃錄の上篇を讀めば分明でありますが、茲には屍帳の實物をお見せして大概の樣子を察して頂くことにします。此の二枚の屍帳は近年のものですが、朝鮮は舊慣保存の國ですから昔でも大體こんなものでしたでせう。鍋島論語の葉隱を著はされた府會議員の中村郁一氏から拜借して來たものです。（附圖第二參照）

而してこのやうに無寃錄が實地に應用せられ、法令に近いまでの効力を保有してゐたのは極く最近までゞ、開國五百三年（明治二十七年）甲午の改革の際も棄却せられず、漸く刑法大全が頒布せられた頃（光武九年、明治三十八年）から其の効力を失ひ始め、統監時代となつて隆熙三年（明治四十二年）に司法及び監獄事務が日本政府に委託せられるに及んで遂に無用視せられて失つたのであります。

これで終で御座いますが、永らくつまらない話に御淸聽を得ましたことを厚く御禮申し

上げます。

い、供覽書

新註無寃錄　活字版（奎章閣本）朝鮮版

新註無寃錄　整版（奎章閣本）朝鮮版

新註無寃錄　日本版

增修無寃錄　朝鮮版

增修無寃錄諺解　朝鮮版

無寃錄述　日本版

洗寃錄（律例館校正）大字本　淸版

同右　袖珍本　淸版

補註洗寃錄集證（此本中に洗寃錄彙纂補輯、洗寃錄辨正、洗寃錄解、檢驗合參、寶鑑編、檢骨圖格、石香秘錄を含む）淸版

平寃錄　滿大法醫　董炳然譯述

折獄龜鑑　朝鮮寫本

棠陰秘事　日本版

資治新書　淸版

欽々新書

牧民新書

新舊刑事法規大全

檢使楷梯

屍帳二枚（一は建陽二年、一は光武十一年のもの）等

法醫學書系統略表

支那

- 疑獄集（五代・宋）
- 內恕錄（宋）

→ 平寃錄（宋）、洗寃錄（宋）、結案程式（宋）

→ 王與の無寃錄（元の至大元年一三〇八）→ 明版無寃錄（洪武十七年一三八四）

→ 律例館校正洗寃錄（康熙年間）

洗寃錄集證、洗寃錄辨正、洗寃錄解、洗寃錄彙纂、洗寃集錄、洗寃錄表、洗寃錄詳義、洗寃錄摭遺、檢驗合參、檢驗集證、寶鑑編、檢骨圖格　石香秘錄　等

朝鮮

→ 新註無寃錄（世宗廿年成、正統三年一四三八）→ 增修無寃錄（正祖時成 正祖廿年刊）

增修無寃錄諺解（正祖十六年刊）

等

日本

→ 日本版新註無寃錄（江戸中期刊）→ 無寃錄述（元文元年成、明和五年刊、嘉永七年再刊）

洗寃錄

檢使楷梯

檢屍辨疑　等

附記　上の講演後、追加として會員今村鞆氏は氏が親しく韓國時代に體驗せられた無寃錄應用の檢驗の有樣や、無寃錄中の過房死に就いての意見を實例を引いて興味深く話された。厚く感謝の意を表する次第であります。

朝鮮の祖先祭に就て

玄　　檍

一　緒　言

祖先を祭ると云ふことは、勿論儒教思想に依るものであり、祖先崇拜の念より出でし道德行爲であることは申す迄もない。然るに此の儀禮たるや、永き年代を經るに從つて其の形式、內容共に漸く簡より煩に流れ、遂に繁褥の弊に陷り易いことは自然の勢であらうと考へる。故に今朝鮮の祖先祭に就て其の大體を申述べんとするに當つても、其の根本精神に於ては尊いものがあるであらうが、其の規模の大なることや、形式の煩雜な點などからして、古來よりの民度に比して此れを實行するに頗る困難なるものであつたことを坐に覺るのである。斯る意味に於て、次に記する事項はなるべく、一般に行はれて居る共通的なものを中心として記述するつもりであるが、尙ほその中には時代の變化に伴ひ或は經濟的關係とに依つて、漸次廢れて行く傾向を示して居る行事も尠くないやうであるから、是等の事項に就ては、特に說明を加へてその推移し往く現狀をも明かにしやうと思ふ。

二　祠　堂

祠堂とは位牌を奉安する堂宇のことであるが、これは祖先を祭る上に於て第一に必要な建物である。故に住宅を建てる

に當り、先き立つて此の場所を定めることになつて居るが、其れは必ず正寢（母屋のこと）の東方に位する處を擇んで建てるのである。建築の様式は朝鮮の堂式（府君堂國師堂）に據るのである。今其の堂内部に於ける位牌其の他の配置の模様を示せば左の通りである。

備考　堂の間數は凡そ奥行一間半、間口四間の板間にして地衣と稱する花筵を敷き詰める、尙遺書・衣物・祭器を藏めるには、別棟を建てることあるが多くは堂內に藏む。

三　祠堂房

祠堂房は敷地が狹く大家屋を建立するに適せず、從つて祠堂を別立することの出來ない者が、屋內の一間位の一室を祠堂の様式に倣つて位牌を奉安する房（室）としたものである。而してこの房內に於ける施設は祠堂と變らない。尙ほこの祠堂房をも設けられないやうな家庭では、祭日に當つて廳事（內房と越房と中間の板間であり事ある時此處に臨設して行ふ。如何なる小家屋にても此の廳事は多く有して居る）に臨設して之を行ふのである。處が近時都市に於ては、宏壯な新住宅を建てる向きも相當多きにかゝはらず、此の祠堂を建てたものは殆ど見當らない。之等の家には定めし祠堂房は設けて居るだらうとは思はれるが、文化住宅式に建てたものには、その家屋の構造

から見て、此の祠堂房に相應しい室がない様である。此のやうな家でも祖先の祭は臨設の場所に於て之を行ふのであらうが、何れにせよ、祠堂又は祠堂房の設置と云ふ點に就ては、貧なる舊家屋に比して、富裕の新住宅の方が寧ろなくなつて往く現狀ではないかと考へる、是は時代の推移と共に祖先崇拜の念の漸次薄らいで行く反映ではあるまいか。

四　神主並紙榜

神主は祖先祭を行ふ上に於て最も必要にして敬虔の禮を致す中心對象となるもの、卽ち祖先靈の憑依する物たる位牌のことである。故に之が造成の方法に就ては、相當複雜なる寓意と取象とがあり、又之が奉安の方法乃至存續法に至つても、極めて鄭重に取扱ふ慣習となつて居る。是等の概要を申し述ぶれば

イ、造成の時期　亡親の葬式前に既に之を造り、埋葬當日墓前に於て題主祭を行ふ時は件の新造神主を奉安して式を擧げるのである。此の祭儀を行ふ時の祝文(のりとのこと)の要旨に依れば造主の目的が明瞭に解る。祝文には「(前略)形歸窀穸、神返室堂、神主既成、是憑是依云々」となつて居るが、此の祭儀が終れば返虞禮卽ち神主を要轝に安置して家に歸り三年の喪を濟ます迄の間、祠堂に入れないで靈筵又は几筵と稱する別室に置いて朝夕の上食祭、朞祭(一周朞小祥祭 二周朞大祥祭を行ふ)等を行ひ、三年後に附廟祭を擧げて祠堂に入れるのである。

ロ、造成法並に其の寓意　先づ神主の長さは周尺の尺二寸(二十四、五センチ見當)にして、十二ヶ月を意味し、幅は同尺四寸にして、四季を意味し、上頭部は圓形にして、天圓を象取り、四方角の臺木(同尺五寸見當)は地方を象取り、又稍上部の兩側面に圓形の穴を通じたのは、陰を象つて靈の憑る處を爲し、向背後には、中央下方に長方形の陷井を穿ち、其の内に亡者の氏名を認めて置くのである。之を綜合すれば天地・四季・陰陽などに寓意して造つた樣であり、禮文には明記した節はないが、併し其の寸法の取り方や他の點より考ふれば右の寓意が事實らしく思はれる。そして又前面には

白粉を塗付して、中央縱に細字を以て上より四、五分下げて、「顯考某官(無官者は學生と書す)府君　神位」と墨書し、左側稍下方に「孝子　某　奉祀」と記入する。これで愈々一個の神主が出來上がるのである。倘妣（夫人）の方は「顯妣某封某氏(無官者には孺人と書す)神位」と書き其の他は考と同樣である、但府君は女子なれば省略する。

ハ、奉安の方法　既成の主身は、絹製の韜子(考は藍色妣は紅色)に納め、更に主櫝（木製の立て箱にして前面は開け、内部は朱塗り、表面は三方漆を塗る）に入れて、櫝と反對形の箱を以て蓋をし、其の櫝を袱（風呂敷）にて包んで最後に龕室(觀音開きの箱)に納め、祠堂に奉安するのである。考妣は兩位共に合櫝し、再娶の妻あれば三位合櫝になつて居る。故に考の祭日にても妣位は共に享けることになつて出處を共にするのである。

ニ、神主の用材　順序は多少前後した樣であるが、是に就ては傳統も古く、種々な說もあるからいま之を記述せんとする。用材は之を主材と稱するが、主材は必ず栗木を使用することになつて居り、なるべく淨材を擇ぶと云ふ意味に於て、鷄犬の聲を聞かない深山の淨所に成長した栗材を用ゐる慣例である。斯の如き用意は、神木として使用する上に寔に良い考へてあるが、用材を何故に栗の木に限るのであるか。其の理由とする所は、たゞ周時代に於て行はれた「周用栗」の遺風を墨守して來たといふに過ぎないものゝ樣である。處が玆に色々と牽强附會の說が行はれて居る。第一周制に由る說は、周の初め社稷壇に、地宜に隨つて適樹を擇んで植栽するに、栗木を以てして其處に土を封ずるか或は堂宇を建てたか、何にかして祭儀を行ふに、神木として他の樹木に求むるより周圍に多くある栗の木を其儘使用したのが「周用栗」と云ふ制になつたと說き、周禮を重用する以上は、神主の用材に栗木を使ふのは當然であると云ふのであり、又一說には、戰國時代に至つて魯侯が孔子の弟子たる子予に神木として栗木を使用する理由を質した所、子予が「栗は慄に通じて民をして戰慄せしむる義である」と答へたのを、後から孔子が聞かれて、斯る無稽な臆說を以て君主に對へたのは、禮に失したとなし子予を戒めたと云ふ（この記事は論語にあつた樣に記臆する）こと

に關聯するが、朝鮮の或る識者間には、孔子の否定せられたにも拘らず、子予の戰慄說卽ち嚴威を持たしむべき神主として其の用材は矢張栗が然るべきではないかと迷つて居る人もある樣である。

又一の說は、周制說や戰慄說と異つて、栗は三年目に實がなるが、發芽當時の種栗の甲殼が根元に附着して、三年の後結實するのを見屆けて、始めて其の殼がなくなる、卽ち最初の實殼親が新實（子）の結ぶのを見て消える理に依つて、栗木を使用するとの說である。言換へれば子孫繼承して往く義に則つたと云ふことである。要するに此の主材を栗に限つたことは、周の制に依つたと云ふのが最も穩當であり、又栗は木質堅くして腐蝕に耐ることも用材の一因をなしたのかも知れない。

ホ、存續期間並に其の遞遷法　元來制度としては、大夫階級以上は四代の祖先迄を祭り、それより以下に於ては父祖二代に限つて居るも、事實に於ては祖先を祭る以上、一般に四代迄に溯及することが殆んど共通的になつて居る。故に神主は四代の玄孫迄の間は、存續されて祭祠を享けるのであり、假りに一代を三十年とすれば約百二十年間内外は存續されるのである。而して五代目の孫の代になつて始めては五代祖の神主を埋安式を行つて當祖の墓前に埋めるのである。

ヘ、遞遷法　此の遞遷と云ふは、直系の子孫はその五代孫になると、五代祖に當る神主を、代盡として之を埋安するのであるが、玆に傍系の子孫中、玄孫列に相當する者あるときは、其の傍系の玄孫が同高祖の神主を移安して奉祀するのを指稱するのである。併し此の遞遷は、三度以上も行はれること極めて稀であつて最後には埋安されるのである。が、一面出來る丈四代迄制限された範圍内にても、永らく祖先を念ひ奉祀せんとする思想はこゝに窺はれるのである。

五　紙榜

紙榜は字の通り紙で造つた位牌のことであつて、神主の代りとして祭る略式の對象物であるが、之を作成して使用するのは二樣の必要からがある。卽ち位牌は素より神主の造成が原則的のものではあるが、最初から之が出來ない事情にある家庭に於て、又は既製の神主があつても是亦時代の變遷や家計の意の如くならないことなどに依つて、途中に於て埋安して仕舞ふても祭儀丈は續行する家庭などでは、祭日に當つていづれも、臨時に此の紙榜を作製して祭祀を擧げ、式後之を燒却して仕舞ふのである。而して、紙榜の樣式は略ぼ神主と同樣にして、主櫝の中に貼りつけるのであり、其の寸方や文面なども神主と大差ないが、唯木主の如く左側下方に孝子某奉祀の句は書かない。要するに此の紙榜は至つて簡便な制であるが爲めに、輓近は何れの家庭に於ても、複雜な神主制を廢して、此の略式に從ふ傾向が多い樣である。故に相當の舊家でも餘程裕かでなければ現今木製神主を以て奉祀する家庭は非常に尠いやうに思はれる。從つて今日三十歲前後の人々にはこの神主に對する觀念を有する者が殆んど居らないであらう。

六　祭儀

さて祖先の祭祀であるが、こゝでは其の內容が繁雜であつて實際には行なつて居ない事項は之を避け、なるべく現在一般に實行して居るものを中心として述べることにす。

(一)祭　具　大體祭儀の全貌を知らんとするには、順序上、祭具・祭器・祭服等につき其の名稱並に用途を明かにして置かなければ、その了解に困難な點が少くないであらう。從つて多少煩瑣な嫌はあるが先づ祭具等々を列記し、更に之に註釋を加へることゝした。

1 地衣（祭場に敷く花莚或は普通の「トツチヤリ」のことである）

2 屛風（俗に祭屛と稱し、祭場の周圍（三方）を圍む、繪畫などは書かない）

3 仰帳（天井に張る幕にして深青色を用ゆ、用布は木綿類、形は「テント」のやうなものである）

4 交椅（神主又は紙榜を安置した、主櫝を置く高脚の卓子のこと、漆塗りの黑色）

5 坐褥（交椅の神座に敷くものにして、絹紬、又は花莚製のものがある）

6 大卓（俗に祭床と稱し、祭物卽ち供物を列べる卓子にして高さ四尺內外、漆塗りの黑色）

7 座面紙（大卓の上に敷く油紙のこと、橫五尺、縱四尺見當の一枚もの、朝鮮の壯紙一枚の大きさ）

8 香案（俗に香床と稱し、香爐・香盒を置く小卓子のこと、大卓の前に置くもの）

9 香爐（眞鍮又は陶器製のものあり、形は三本の脚あり、兩側に耳があつて蓋付きのもの）

10 香盒（眞鍮又は陶器製であつて、周緣も蓋も圓みにした朝鮮の盒形である）

11 燭臺（眞鍮又木製のものあり、形は室內用のものと殊にして居る）

12 茅砂器（陶器製の鉢形にして、圓筒形の脚を付けたのが特長である、中に淨土又は砂を約半分程盛り、其の砂に茅を三、四寸の長さに切つて、指大程に束ねて挿し立てる。降神の時酒を注ぐ用をなす器である、これは地面を意味して地下に眠る靈を呼び返すを以て、降神の義に取つたのではないかと思ふ、兎に角、降神の際使ふ器である）

13 祝文板（祝文（ノリト）を讀む際、此の上に載せて捧讀する板にして半紙半分程の大きさである）

14　祝文紙（祝文を書く白紙にして、半紙の半枚程の大きさで文字は細字であるから間に合ふのである。文例は式順を記するときに譲る）

15　硯　匣（祝文又紙榜などを書く用の硯筆墨にして祭時用は別製のものを使用するのである）

（二）祭　器　私祭の用器の名稱並に其の形狀に就ては、昔から國祭用器の簠簋・籩豆・爵樽などを冒用し又模倣することが出來ないことになつて居た。故に私的祭器は日常生活に使用する器物より多少異つて居る點がないでもないが、型が少し大きく、二、三寸高の圓筒形の脚を付けて製作した點の外に、著しい特徴は認められない。次に器名を擧げ其の用途を示し、併せて如何なる祭物を之に盛つて供へるかを示めさう。

1　飯　器（普通の食器（鍮鉢）と異なることはない、或は亡者の生時に用ゐたものを其の儘使ふこともある）

2　羹　器（俗に湯器と稱し、日常使ふものと大差はない）

3　麵　器（右の湯器と同じ、素麵を供へるから此の名あるのみ）

4　匙筋楪（椀型の器にして、匙・箸を置く器である）

5　醋　楪（小椀型の器にして醋を入れる猪口の一種）

6　盞　盤（盞は盃にして盤は臺のことである）

7　魚肉器（圓形の高脚の皿にして油揚げの魚肉類を盛るもの）

8　炙　器（俗に「チョククワキ」と稱し、燒肉を串に挿して供へる器にして、方圓の兩形あり、大型の皿の一種に過ぎない）

9　脯醢器（圓形の皿にして脯は乾肉、醢は飯の中に鹽漬の魚を入れたものであるが地方に依つては甘酒の如きものを使ふ）

10 蔬菜器（圓形の皿にして一器の内に數種の蔬菜を盛るのである）

11 醬　器（猪口に似た小型の器である）

12 沈菜器（漬物を入れる器にして上記の湯器の小型のものである）

13 佐飯器（鹽引きの魚を盛る器にして蔬菜器と同じ）

14 果　器（果は生果としては栗・棗・梨・林檎・乾柿類を使ひ、造果としては菓子類を使ふ、故に果器は四個以上十餘個迄使ふのが普通である）

15 酒　架（俗に祭酒盤と稱して、方圓柄形がある、酒瓶酒注などを置く脚付きの膳の如きものである）

16 酒　瓶（陶器製にして、一輪挿の花瓶に似て居る）

17 徹酒器（俗に退酒器と稱して別に特徴なく、普通の鉢を使ふ。尙退酒と云ふのは、三獻禮を行ふとき先酌の酒は本器に明けて更に獻げる、國祭には三爵を獻げた儘列べて置くが私祭には同盞に入替へるから本器が要るのである）

備考　祭器には鍮器・陶器・木器があるが、餘裕のある家では眞鍮製を多く使ひ、或は鍮陶半半に使用することもある。木器は墓祭を行ふときに使ふ向きが多い樣である。

(三) 祭　服　私祭に於ける禮服は深衣・道袍を着用するのであるが、深衣は儒服即ち儒者服とも申し、道袍は一般の禮服である。舊時に於ても深衣を着用する者は極めて尠なく、多く道袍を用ゐたのであるが、今日は道袍を着する者も稀であらうと思ふ。併し今でも古風を墨守する者は祭主丈は道袍を用ゐるであらうが、その外の者は周衣、洋服を自由に着る樣になつて居る。

(四) 祭名並に其の內容　祭祀の種類としては、忌祭、節祀、薦新祭、朔望單祭、時祭などがある。家庭によつて之等全部を行ふものもあり、或は省略して行ふものもある。併し乍ら忌祭、節祀、時祭の三者は何れの家庭に於ても儀式の

盛大と否とはあれ、之を缺くことはない。

次に各祭の內容と輕重關係とを説明しやうと思ふ。

イ、忌　祭　本祭は亡父祖の命日に行ふ重要な祭りにして、儀禮の如きも之が祖先祭の基本をなして居る。他の祭式は之を斟酌して取り行ふのである。卽ち例へば三獻禮の如きは本祭に限り、他は皆單獻になつて居る點を見ても解るのである。而して此の命日祭以外の祭は一般に茶禮と稱して居るがこの茶禮は略式であると云ふ意味である。例へば正朝茶禮、寒食茶禮と稱するが如きものである、

ロ、節　祀　名節卽ち元日、上元（正月十五日）、寒食（淸明の翌日、冬至後百五日に相當する日）、三辰（三月三日）。端午（五月五日）、流頭（六月十五日）、秋夕（八月十五日）、重陽（九月九日）などの節日に行ふ祭にして、內春秋二回の寒食、秋夕には多く墓前祭を行ひ、他は家庭に於て行ふのが通例である。是等の節祀は皆之を勵行する者もあり、又種々なる事情に依つて或種のものは之を廢して居るものもあるが、元日、寒食、秋夕の茶禮は一般的に多く行ふ現狀である。

ハ、薦新祭　此れを時食祭とも稱するが、その地方の名物又は季節に依つて產する新物（果類、魚類、穀類）を一品大盤に盛り、之を供へて焚香再拜禮を行つて頗る簡單な式を擧げることを云ふものである。餘談ではあるが、往時は祖先に此の薦新式の濟まない新物は之を口に食することを愼む慣習があつたが、今日は如何であらうか、お互に內心自ら咎められぬものはなからうか、中庸の道を失するときは、反動的な事象の起ることは免れ難い數であらう。

ニ、朔望單祭　此れを朔單とも稱するが、毎月の一日、十五日の早朝、祭主が（參列者なくても差支なし）祠堂又は祠堂房內に於て、酒果を供へて焚香、再拜禮を行ふ式である。此れは祭りと云ふ程でもないから、朔望參とも稱したのである、尙此の儀は神主が祠堂に奉安して居るときに行なれるものにして、之が施設のないときは擧げられな

い。

ホ、 時　祭　時行祭とも云ふが、此の祭は五代祖以上より元祖に至る迄の諸祖（忌祭其の他の祭を享けられない祖）に同宗の子孫相會して墓前に於て年一回秋祭を行ふものを指稱するのである。時期は大抵舊十月の中に定日があつて行ふ。此の風習は各地共今尙盛に行ふ。費用に就ては祭位土を置いて、其の收入より支出するのであり、維持方法は墓直を置いて管理し、相當確實なものもある。祭典は茶禮式もあり、忌祭式の本祭もある。財源裕かなものは、遠近に散在して居る子孫多數參集して盛大に之を行ふのである。「古墓に子孫無し、白楊老ゆるを得ず」と云ふ詩があるが、子葉孫枝繁榮して居る墳墓は相當永續的に此の時祭を享けるであらう。

(五) 祭　禮　祭禮に關し、次に述ぶる各行事や其の內容は祖先祭祀の基本中心とも云ふべき忌祭禮を主としたものである。以上の各祭の茶禮式もこの本體を取捨して、該祭の精神に合致する樣に定めたものであるから、次の項目の內容を大體納得すれば、他は推知するに困難であるまいと思ふ。

一、(齊　戒)　祭主は忌日の三日前から外舍に（主婦は內舍に）致齊する。卽ち沐浴して衣を更め、飮酒して亂に至らない、茹葷・肉を食しない、喪を弔ひ樂を聽かない、凶穢の事に與らないのである。處が現今の人々は果して何うであらうか、偶には嚴守する者もゐるであらうが、凡俗の者は一日にても此の精神に居れば至極結構であらう。

一、(設　位)　俗に排設とも稱して前日中に正寢又は廳事に、前述の祭具を舖陳して臨時の祭場を設ける。

一、(具　饌)　祭器を洗ひ、供物の材料を準備して調理を爲し、既製品の盛り方などをして整備を圖る。

一、(陳　設)　供物の內、蔬果類、脯醢などはその位置に依つて祭床に陳列して次の進饌の一部分を豫め取り行ふのである。

一、(奉　主)　前記の具饌・陳設などの行事は時間的に申せば忌日の前日之を行ふ準備であつて、此の奉主よりが愈

々實際の祭禮が行はれる順になる故に、忌日に這入つて早く行禮を成す意味に於て質明卽ち曉方に始めたことを、今は一般に午前零時半より、一時迄に行ふ運びにして居る。而して此の奉主の儀は、祭主並に執事が祠堂に入り、龕室櫝の前にて、「出就祝」を讀み揚げる、（文例「今以、某親某官府君、遠諱之辰、敢請、神主出就廳事、恭伸追慕」）。畢つて祭主、主櫝を捧持して廳事に臨設した祭場に參り、交椅の神座に安置すのである。但し紙榜の場合は、紙榜を主櫝の中に貼つて置くのみにして、祠堂に入り出就祝を讀む式や、次の啓櫝式などは皆省略される。

一、（啓　櫝）　神主を安置してから、褓を取り、櫝の蓋を開け、主身を納めた韜子迄取つて、整頓をなし、祭主は所定の位置に就くのである。

一、（參　神）　祭主以下參列者序立して神主に向つて再拜を行ふ、平易に之を申せば神主に見ゆる儀である。

一、（降　神）　祭主拜席に就いて、香卓に備へてある香爐に三度香（多く紫檀を用ゆ）を焚き、再拜して跪坐すれば、西側祭床の前に備へてある酒架の酒瓶を取り、盞に淸酒を注いで祭主に上げる、祭主は左手にて盤を執り、右手にて盞を執つて、茅砂器に灌ぐ。畢つて俛伏して興き再拜を行ひ、位に復する。

一、（進　饌）　進饌並に其の他の配列の位置などを示せば次の如くである。

東側

神(妣)
主(考)

醋楪　餅　蜜
麵　魚　醢　燭　果
羹　素湯　佐飯　果
飯　盞　魚湯　醬　果
麵　盞　肉湯　炙　沈菜　果
羹　膾　菜　臺　果
飯　肉　脯　果
匙箸

西側

硯匣「祝文板暦書ヲ置ク」
香卓　茅砂、拜席、
酒架「執事酒注席」

(廳事内)
叔兄弟　子
祭主　侄
婿
列
主婦
叔母　姉妹　女

椽側
階　階
紗籠　前庭　紗籠

備考 一、本進饌の略圖は一般的に行はれるものに依る。
二、肉類は西側に、魚類は、東側に例べるものとす。
三、果物は西側に白色、東側に紅色を列べるものとす。
四、婦女も男子も併行して序立するものなれども、一般に玆に示す通り、向き替へて内房内に坐すること多し。

一、(初　獻)　祭主拜席に跪坐すれば、執酒架前に進み跪坐して待つ、他の執事進み、神前の盞を下げて、酒架前の執事に授く、之を順位に執つて清酒を注いで、祭主に上げる。祭主之を執つて香爐の上に三度廻はし(淸める意味ならん)茅砂に三滴程注ぎ其儘執事に授けて神前に供へて、進饌の時に控へた「炙」を進めて其の位置に置く。執事仍つて飯器の盖を取り、箸を楪器の上に横に正しく置く。畢つて祭主以下皆跪坐して祝文を讀むのである。文例は次に揭ぐる如し、維歲次、年月干支朔日干支孝子某敢昭告于。

顯考品階行職(官職なき者は學生と書す)府君。

顯妣何夫人(官封なき者は孺人と書す)某氏、歳序遷易。

顯考(妣)諱日復臨、昊天罔極(祖以上は不勝永慕と書く)謹以淸酌庶羞、恭伸奠獻、尙　饗。

右を讀み畢つて祭主以下起立して再拜を行ひ哭するのである。(再拜後伏して哭をなす家もある)此の時婦女子は坐した儘哭するのが通例である。暫くして哭を止める、(輓近は哭を廢する者多し)、尙この哭することは多く父祖祭に行はれて、曾祖以上は之をなさないのである。次に亞獻。

一、(亞　獻)　本儀の初獻と異なる點は、獻者が變るのである。主婦此に當るのが原則であるが、祭主の眷屬若くは兄弟此れに當る慣例が多い樣である。獻盞の儀も初獻と同じく「炙」は添炙と稱する燒肉類を添へて、獻盞者再拜を行ふのである。畢つて次に

一、(終　獻)　亞獻の儀に同じく、獻盞者は長男又は次男若くは侄などが當るみである。畢つて

一、(侑　食)　本儀は執事が匙楪器に匙を取つて、飯器の中に挿して(柄を稍々西に傾けてさす)添酌禮を行ふ、添酌は終獻にに上げた盞に(茅砂に少量程注いだが爲に一杯になつて居ない)祭主酒甁を執つて跪坐して執事に授けて執事をして酒を三滴程注ぎ添へる禮である。畢つて。

此際祭主丈が再拜を行ふ。

一、(闔　門)　既設屛風の前面を他の祭屛を以て遮ぎる、屛風の代りに幄を前に垂れ下すこともある。而して祭床を圍むのである。此の際は祭主以下前に跪坐して暫らく(二、三十分間)靜肅にして居る。俗に之を歆享の期間と云ふ。右畢つて

一、(啓　門)　前述の祭床の前面を遮ぎつた屛風又は幄を撤する儀である。此の啓門をしてからは、直ちに點茶禮を

行ふ、啓門の際は三度歆噫の祝聲を揚げる。

一、(點　茶) 點茶は茶を進めるのではなく多く淨水を別器に入れて羹器と取り替へて、其れに飯器に挿した匙を取つて飯を三匙宛少量、淨水に入れて匙を其儘置く。同時に飯器の蓋などを覆ふのである。本禮の趣意は生時に於て食事をなすとき熟冷と稱する湯をお茶の代りに用ゐる樣な心持であらうと思ふ。

一、(辭　神) 右の點茶式が終つて、執事更に祭床の西側に到り、匙や箸を取つて楪器に入れて、所定の位置に復すれば、祭主以下再拜を行ひ此の式を了へるのである。

一、(利成を告ぐ) 右辭神が畢つて、祭主拜席に起立して「利成」と誦して神前に告ぐる。此の儀は祭事が滯りなく安穩に執り行はれ意を告ぐる意味であるが、此れを省略する家もある由である。處が此の式を行ふ家に於ては、「利成」の音が王室の諱に觸れると云つて之を「禮成」に變へて告ぐる慣例になつて居る。

一、(納　主) 右の式畢つて、神主を納めるに、韜子に歛め、櫝の蓋をなして、祭主々櫝を捧持して祠堂に到り、龕室櫝に安置して原形に復し、再禮を行つて退出する。此の納主式に際して祝文を燒却するのである、若し紙榜を用ゐた時には、勿論納主式なく、祝文と共に之を燒却する。

一、(徹饌並に徹床) 祭床に供へて居る諸品全部を徹すると共に、臨設した祭具を片付けるのである。

以上を以て祭儀が終了するのであるが、參神より此の徹饌迄の間は、約一時間半を要する。此の外命日の前日より諸準備を整へて、實際に祭禮を行ふには、命日の當日の質明卽ち曉方に行ふ意味に於て大概午前一時頃に終了する見當を以て、行ふのが一般的になつて居るのである。

一、(受胙と飮福) 受胙は神前に捧げて居る福肉を祭主が戴く儀にして、元來は辭神前に、之を行ふのであるが、一般には、之を略して祭儀終了後に於て主人は、參禮者一同に、祭饌を供して、會食することを飮福と稱して之を行

ふのである、此の時は胙肉も皆と共に戴くのであるから、此の受胙の儀は多く略されるのである。然るに釋奠祭の時には、此の飮福禮が行はれて受胙の儀はない。而して其の形式は、私祭に於ける受胙と同じく、私祭時の飮福は公祭に於けるそれを形式を異にして居る。要するに私祭に於ける受胙は飮福の名の下に之を混同して遂に略されるのではないかと思ふ。

一、（餕）祭後に於て供物を親戚、知人などに配る義であるが、此れが爲め往々祭饌の品數や量の多くする例が乏しくない、此れは弊害と云ふべきものである。

七　結　辭

上述の祭禮は、冠、婚、喪の三禮と加へて、四禮と稱すること周知のことであるが、此れ等の儀式は現在如何なる形態をもち且つ如何なる樣式を以て行はれて居るであらうか。

冠禮そのものが既に現代に容れられない性質のものであるから、此れは今や都鄙を通じて一般に廢止せられた形になつて居る。婚禮は、種々なる樣式の下に行はれて、所謂禮拜堂式があり、又社會式たるものがあり、或は新舊折衷式なるものがあつて、舊來の醮禮式に依る者は僻陬の地方の外は行はれない。喪禮も亦近來簡略主義に依つて非常に變改されて居るが、祭禮丈は幾分變化して居る點なきにしもあらざれど、冠婚喪三者に比しては、その變化が尠い樣に考へられる。此れは祭するところ冠婚喪は多く社會と接觸して外部的に執り行はれる關係上、動もすれば虛禮に流れて弊風を生じたのであるが、此の祭禮は各自の家庭内に於て內部的に行ふが爲に、世間體を憚ることなく伸縮自在に行ふかと思へば必ずしもそうでもない、故に此の祖先祭は割合に新舊樣式の變化尠くして鄭重に行はれて居る現狀の樣である。依つて此の祭儀の大要を知らんとすれば、其の形式や他の關聯事項などを領會しなければならないと考へ、祠堂、神主並に紙牓・祭具・祭器・祭饌・祭儀などの項目を擧げて、其の內容に關して說明をなしたのであるが往々特殊な用語があり、又其の說明の盡きざる點あるかも知れないが、此れは大方の御容赦を冀ふ次第である。（終り）

朝鮮の氣候概觀

―附　滿洲及北支の氣候―

窪田次郎治

朝鮮の地形は亞米利加合衆國フロリダ半島と相似て、北は大陸滿洲國と界を接し南は海に面してゐるから、南鮮と北鮮とでは氣候が非常に異ふ。然し一般的には大陸的氣候と稱すべく、夏は暑く冬は寒くして、雨季と乾燥季とが明かに區別し得て大氣は頗る清澄である。

內地の本土が、四季溫和にして雨雪も一年中適度なる海洋的氣候に比べると、格段の相違がある。今之を箇條書にして見れば次の通りである。

(イ)南鮮が暖かく北鮮が寒いのは當然であるが國境中部や北鮮中部の蓋馬高臺は寒暑共に劇しく且一日中の氣溫の變化が甚しいのみならず降雪は九月下旬に始まり五月下旬に終る處も有る。

(ロ)東岸は西岸よりも暖かい。

(ハ)東岸の江原道から咸鏡南道邊にかけては春から初夏の間にフェイン現象と稱する特殊の乾熱風が吹き異常の高溫を示すことがある。

(ニ)雨は南鮮に多く北に至るに從つて次第に少くなり北東國境部に最少い、又東部よりも西部の方が多いが慶尙北道と黃海道とは可なり少ない。而して內地に於ける梅雨現象は殆んどなく僅かに南岸が其影響を蒙るのみである。

(ホ)雪は江原道以北の脊梁山脈地方に多い。

(ヘ)優勢な低氣壓の通過は內地同樣七、八、九月に多いが春先にも相當ある。

(ト)半島に襲來する颱風は一年に平均二回位であるが、相當

の被害を伴ふものは一年に一回或は二年に一回位の割合で内地に比べると少い。

(チ)夏の風水害は中部以南に多く秋から初春にかけての船舶主として漁船の被害は東岸に多い。

(リ)朝鮮近海部沿岸には或る時季に相當濃霧が發生する。

氣溫 朝鮮に於ける測候所の最高記録は元山の三九度六、大邱の三九度三であるが、郡廳其他の記録によれば四〇度を超えた處は、咸北富寧四〇度九、同鍾城四〇度、全北茂朱四〇度三の三箇所である。又三九度以上となつた處は、慶北七箇所咸北四箇所、全南・忠北・江原各二箇所、慶南・全北・忠南・平南・咸南各一箇所で京畿・黃海・平北には皆無である。是を見ても慶北が鮮内第一の酷暑地であることが肯かれる。而して元山の最高は前述のフェイン現象に依つて示された特例であつて、同地の夏は鮮内でも涼しい方であることは數字が證明し、又避暑地として好適であるのを見ても分る。

最低記録は測候所では平北中江鎭の(一)四三度六、郡廳其他では咸南長津の(一)四三度三であるが、(一)四〇度以下に降つたのは咸南五箇所平北三箇所である。前述の如く最高三九度以上が咸北に四箇所、又最低(一)四〇度以下が咸南に五箇所もあると云ふことは、誠に意外であるが、是は海拔千米以上の蓋馬高臺が寒暑共に如何に酷烈であるかを證據立てるもので、大陸的氣候の典型を示すものである。然し斯の如き高溫も日中僅かに一二時間に過ぎず朝夕は可なり冷えるから身體に感ずる暑氣は、慶北の酷暑程ではない。

[illegible]南洋や臺灣は一年中暑い處であるが、最高溫度は思つた程高くはない。世界で一番熱い處はアフリカのサハラ大沙漠であるが、同地アルゼリア州アウワグラ(東經六度、北緯三一度)では五三度に昇つた記録がある。又北極は世界一寒い處で平均(一)四五十度に降るが、最低記録は反つてシベリアのベルホヤンスク(東經一三三度、北緯六七度)で測つた(一)六四度である。

[illegible]本邦の領土内に於ける高低極の記録は山形の四〇度八と樺太某地の(一)四五度六である。

地名	最高氣溫	最低氣溫
宇和島	× 四〇・二度	(一)五・六度
山形	× 四〇・八	(一)二〇・〇

旭川	三五・九	（一）四一・〇
元山	三九・六	（一）二一・九
中江鎭・	三八・〇	（一）四三・六
天津	四二・九	（一）一九・五
新京	三九・五	（一）三六・〇
ハルビン	三九・一	（一）四一・四
漢口	四一・三	（一）一三・〇
上海	四〇・一	（一）一一・四
ロンドン	三四・四	（一）九・六
パリ	三七・七	（一）一五・四
ワシントン	四一・一	（一）二五・〇
桑港	三八・三	〇・六
ベルリン	三五・八	（一）二六・四
モスコー	三二・七	（一）三七・四

×印はフエイン現象による特殊高溫

降水量（雨雪其他）　半島の脊梁山脈は、白頭山を基點として東岸に近く、北より南に伸びてゐるので、大河は殆んど西流又は南流してゐる。且低氣壓は南洋又は支那大陸から來つて、朝鮮を西から東に通過するものが大多數を占める關係上降水量は北鮮よりも南鮮に又東部よりも西部に多い。

年總量は南岸及西部內陸に最多くして千乃至千四百粍。慶北・黃海兩道及平安南道の沿岸、咸鏡北道等は六百乃至千粍以下で最少い。前者は內地で比較的寡雨である瀨戶內海沿岸地方と略等しく、後者は北海道と大差がない。然し是は一箇年を通じてのことであるが、朝鮮の雨季の最盛期卽ち七、八兩月のみを較比すれば、臺灣や內地の多雨地に比敵し又は之を凌駕してゐる。つまり夏季は非常な豪雨が降ると云ふことになる、從て、荒廢せる山河を有する半島に於ては、屢々甚大なる洪水の被害を受けるのである。

朝鮮は大體六月から九月迄を雨季として、此期間內に一箇年の半ば以上の降雨量を測るに反し、內地では梅雨期（六月中旬―七月上旬）と暴風雨期（八月中頃―九月中頃）との二回の多雨期がある。又裏日本は冬季の降雪量の方が夏季の降雨量よりも遙かに多い。（單位粍）

地名	七、八月計	一日最多	年合計
釜山	四八三	二五一	一、四六三
京城	六四八	三五五	一、二六〇
新義州	五二〇	一八三	一、〇三一
惠山鎭	二六七	六七	五六九

會寧	三一	一四	五一八
大阪	三六三	一八三	一三五二
東京	二八四	一九四	一,五五八
高知	六〇四	三六四	二,六九〇
岡山	二三四	一七七	一,一〇〇
臺北	五三五	三五九	二,一一五

而して冬季江原道以北の山岳地帶に降雪が多いのは、黄海を渡つて吹き來る多濕の風が東岸の山岳地帶を越える際其濕氣を失ふ爲である。朝鮮の降雪は裏日本のそれに比ぶれば非常に少いが、江原道・咸鏡南北道・平安南道の奥地にに往々にして積雪三尺に達する處もあると云はれる。過去に於ける測候所の最深記録は次の通りである。

江陵	一三〇・二糎	元山	七四・九糎
中江鎭	六二・五糎		

內地では新潟縣を中心とする裏日本には、一夜にして降雪三尺、積雪丈餘に達する處に可なり多い。

霜雪の季節 半島で最早く降霜を見るのは蓋馬高臺で三水・豐山地方では平均九月十日頃であるが早い年には八月下旬のこともあつた。京畿道ではそれより約一箇月後るが釜山木浦の如き暖かい處では約二箇月後れる。

終霜の最も晩い地方もやはり三水・豐山・長津等で五月末頃が普通で年によると六月下旬に結霜することもある、京畿道は四月中頃又南鮮では三月下旬に終つてしまう。

初雪も亦蓋馬高臺が最早く平均十月十日頃であり、釜山・統營地方は最晩く十二月二十日頃となるが十一月中頃の處が最多い。又終雪は大抵三月中下旬であるが蓋馬高臺では五月十日頃である。一般に初雪は初霜よりも約一箇月晩く、終雪は終霜よりも約二十日位い後れるを普通とする。

顯著なる暴風雨雪 過去二十年間に於ける颱風又は颶風中被害甚大なりしものを略記すれば次の通りである。

夏から秋に至る間に於て、颱風襲來の爲被る損害は海陸共に甚大である。又晩秋より初春にかけては、朝鮮漁業の大宗たる明太魚、鱈其他冬季漁獲物の盛期に當り、大陸颶風による多數漁船の遭難も亦看過し得ざるものである。

昭和十一年八月下旬南鮮七道の猛烈なる暴風雨は人命を失ふこと數百、被害額數千萬圓に上り大正十四年の大水害以上と稱せらる。

昭和九年七月下旬洛東江を初めとし南鮮の大小河川氾濫し水禍甚大。

昭和八年八月初め南鮮及江原道に暴風雨あり海陸の被害甚大。

昭和五年七月中頃西鮮を除き殆んど全鮮暴風雨、殊に東海岸にては人畜の死傷多數、海陸の被害甚大。

大正十四年七月中頃漢江流域大水害、同九月初全鮮暴風雨殊に全南・慶南北三道は海陸の被害甚大。

大正十一年三月下旬中部暴風雪、京仁地方は積雪尺餘、交通杜絶し船舶の被害頗る大。

大正十三年二月初中部以南は稀有の豪雨、北部は異常の大雪あり海陸共風水害大。

昭和二年一月中頃全鮮暴風雨雪被害大。

昭和九年六月初全鮮風雨雪强く、中部以北にては漁船の遭難多數。

滿洲及北支の氣候概略　滿洲が朝鮮よりも寒いと人は言ふが此は北滿のことであつて南滿は山形や仁川等と大差なく只冬少し寒い丈けである。北支は朝鮮中部と略等しく、內蒙古に至つては探險家が「大陸的氣候峻酷無比、或は朝は袷、晝は單衣、夕は綿入、夜は毛皮を着る」等と言つてゐるが、調査資料が無いので數量的には不明である。概括的に見て朝鮮の蓋馬高臺の氣候と相似て尙一層寒暑の變化が甚しく、雨雪も少く且雨季と乾燥季とがはつきり分れ、又雨季が甚だ短い等々大陸的氣候の典型である。

地名	平均氣溫 一月	平均氣溫 七月	最高極	最低極
錦州	（一）九・八	二六・五	三八・四	（一）二六・〇
奉天	（一）一三・〇	二四・八	三九・三	（一）三一・九
新京	（一）一六・九	二三・四	三九・五	（一）三六・〇
滿洲里	（一）二五・七	二〇・九	四〇・〇	（一）四六・九
海拉爾	（一）二八・三	二一・〇	四〇・一	（一）四九・三
哈爾濱	（一）二〇・二	二三・二	三九・一	（一）四一・四
赤峰	（一）一六・五	二三・四	三七・三	（一）三〇・三
黑河	（一）二三・三	二二・二	三四・六	（一）三八・七
綏芬河	（一）二〇・四	一九・二	二九・八	（一）三〇・六
富錦	（一）二一・九	二二・二	三一・九	（一）三二・五

最高極　四二・六度　札蘭屯（興安東省）
最低極　（一）五〇・一度　免渡河（興安北省）

北滿の酷寒、酷暑期は一月と七月で興安嶺以西の興安北省中海拉爾・滿洲里等は夏は四〇度を超え冬は(一)五〇度近くに降る等、北鮮中江鎭を遙かに凌ぎ、夏と冬の差又一日中の變化が極めて劇甚である。之に次ぐは黑河省東部と白頭山北部通化省一帶の山地である。前者の一月平均は中江鎭以上であるが後者は蓋馬高臺と略等しく其高低極に至つては兩者共に蓋馬高臺のそれよりも大に緩和されてゐる。

高低極は以上の樣であるが、平均して暑い地方は錦州が京都邊と、奉天・新京・哈爾賓・赤峰等が長野縣と略同じく、其他は北海道と大差がない。一般に四月に入ると、約半歲の寒さから開放されて急に暖かくなり。七月は炎熱灼くが如くなるも、八月末になれば興安嶺以西では早くも零度以下に降り。其他の地方も九月の聲を聞くと急に冷氣を增して來る。

降雨雪　滿洲の雨期も大體朝鮮と同じく六月から九月迄であるが、殊に七、八兩月で約半年分は降り冬は非常に乾燥する。而かも年總量は極めて少く、東部は朝鮮北東部と略等しくして五百乃至八百粍で殊に南東部が多く、西部は蒙古國境に至るに從つて次第に少くなり五百乃至三百粍位で、京城の約三分の一に過ぎない。

降水量（粍）

地名	七、八月計	年
綏芬河	×三一〇	七四八
一面坡	三三三	七三六
新京	三一四	六五九
黑河	二九六	五二〇
富錦	二〇七	五五〇
滿洲里	一四九	二七二
赤峰	一〇五	二四二
錦州	二八五	六二二
兆南	二七六	四五四
昂々溪	二〇〇	三八六

×印は六、七月計

北支の氣溫は南滿洲と大同小異で、山西山地帶及中原平野の低極は零下二〇度内外となり、朝鮮中部の內陸や內地東北地方と大差なく敢て驚くに足りない。內蒙古では零下三〇度以下に降る處もある。

夏季は一帶に高溫で、七月の最高は四二度を超え日中の酷暑は吾等の到底想像も及ばない程である、八月も暑氣は嚴し

く九月以後は急に涼しくなる。只山東半島のみは例外で、温和な氣候に惠まれ夏は涼しく冬は暖かく、内地の氣候型で全州地方と略似てゐる。

地名	平均氣温 一月	平均氣温 七月	最高極	最低極
仁川	(一)三·七	×二四·八	三六·九	(一)二〇·〇
大連	(一)五·〇	×二四·五	三五·七	(一)一九·九
芝罘	(一)一·六	×二五·〇	四〇·二	(一)一四·八
青島	(一)一·八	×二五·三	三五·六	(一)一六·九
濟南	(一)一·六	二八·二	四二·六	(一)一七·八
天津	(一)四·二	二六·六	四二·九	(一)一九·五
北京	(一)四·五	二六·四	三八·六	—
太原	(一)八·七	二五·七	四一·四	(一)二四·九
西灣子	(一)一四·五	二〇·八	三四·五	(一)三三·一

備考

×印は八月

西灣子は張家口附近

北緯　四〇度五八分

東經　一一五度一八分

降雨雪及黃沙　北支の年總量は三百乃至五百粍で滿洲西部と略等しいが、山東省は六百粍内外である。雨季は六月に始まり七、八月が最盛となり此二箇月で總量は二百粍内外に達するが、九月に入ると急減して五〇粍内外となる有樣で、其他の月は推して知るべしで、一、二月などは僅か數粍に過ぎないから空氣は非常に乾燥する。殊に春先解氷期には蒙古風が強く、北支は黃塵萬丈、其餘波が滿鮮に及び往々にして内地に迄飛來することがある。是が有名な黃沙である。

降水量(粍)

地名	七、八月計	年
仁川	五一〇	一〇四八
大連	二九三	六〇四
芝罘	二七九	六〇九
青島	二八二	六二五
濟南	三九一	六四〇
天津	三三五	五一〇
北京	三四四	五六〇
太原	一八三	四一四
西灣子	一八六	三九二

金剛山の風景と施設

竹中要

非常時下の日本の今日に於て、金剛山の風景と施設などを論じてゐるのは些か相濟まん樣に思ふが、近來新聞紙上で二三回、金剛山保存施設委員會とか金剛山國立公園とか云ふ記事を見たので、思ひ出すまゝに此處に二、三山岳人の一人としての意見を述べて見やう。尙筆者は古く內務省に於て名勝天然記念物の仕事に關係し、當朝鮮に參つてからも文部省よりの求めに應じて調査に從事したこともあるが、此處では名勝天然記念物又は天然保護區域と云ふ事柄には觸れないで一山岳人として書いて見たい。

金剛山の風景を保存することは非常に大切なことで、吾人の偏に望む所であるが、一體今日總督府に設けられてゐる金剛山保存施設委員會（？）は如何なる目的を持つものであるか。遙かに漏れ知る所に依ると金剛山風景の開發と遊覽客吸收がその主眼であるかの如くである。風光探勝者の增加は思想的の立場からは鄕土愛、國家愛の涵養となり國民精神の作興に當るもの大である。又保健衞生の立場からは國民體位の向上に資すること大なるものがあるのは申す迄もないことである。尙又それに附加して營利經濟的の問題がある。假初めにも總督府で審議される以上は第一第二の問題が重要視さるべきで第三の營利經濟的問題に到つては、鐵道局、金剛山電鐵、金剛山協會、江原道等々に委かさるべき事柄である。

國民精神の作興、國民體位の向上と云ふ二大スローガンを揭げて金剛山探勝客の增加を計るには史蹟、名勝、天然記念物の絕對的保存と交通の便利と云ふこの事柄、而も之は或場合には非常なる矛盾に陷入るのである。此の摩擦を如何に解決するかと云ふことは仲々困難な問題であり、非常に重要な

事柄である。その爲には史蹟・天然記念物の完全なる調査と風景の名勝としての價値の批判とが先づ試みられなければならぬ。

金剛山の名勝としての價値、換言すれば山岳風景的價値は如何なるものであるか。第一に面積が狹い、第二に海拔高距が低い。抑々廣いと高いのは山岳を論じ山岳風景を論ずる場合の必須なる二大要素である。此の意味に於て金剛山は山岳美と云ふ點に於て徹底的な缺點を持つのである。然るに尙且吾人は金剛山の風景に惹きづけられるのは何故であるか。それは一に構成の妙、調和の美である。岩と水と植物とが四季に於て夫々變化し、それに氣象條件が加つて混然たる一大融合美を創作してゐるからである。此の點を充分認識して風景の開發はなさるべきものである。

スケールの小さい箱庭的風景で雄大、壯觀と云ふ文字を使ふことの許されぬのは朝鮮に居る我々山岳人にとつては實に肩身の狹いことだ。併し東洋趣味的な調和、山水畫其儘の金剛山には他に見られぬ好さがある。突兀萬二千峰の奇岩とその變化、松の特徵ある生態と紅葉(落葉樹)の配合、溪谷の千變萬化には他の何物にも追從を許さぬものがある。內金剛の靜寂、九龍淵奧の仙境、萬物相の纎細な細工等は其の代表的なものである。尙外にスケールは小さくとも、山としての價値も若干高調されて良い所がある。それは毘盧峰上の大觀、極樂峴よりの遠望、集仙峰の力强き岩壁である。

山としては小さく迫力はなくとも、素晴しい東洋趣味的な風景、山水畫から拔出された樣な金剛山の風景の開發には自ら規定せられた道がある筈である。それには飽迄も人工的惡臭のある施設は絕對に排斥せられなければならぬ。禪味、仙味の豐な施設のみ地をトして行はれるとき初めて歡迎されるのである。內金剛長安寺に架かれる朱塗の橋、恰もベニガラを塗つた樣な輕薄な橋を見るとき癇がたつて齒ぎりしない人が幾人あらうか。外金剛に於ける安ぽいコンクリートの橋を見ても同樣である。バラック建の茶店なども同樣である。

廣々とした丘陵性の高原にのみドライブ・ウエイの曲線美は調和する。金剛山中にはドライブ・ウエイは絕對に排擊される。併し唯一の內外金剛を絡ぐ交通路は是非必要である。それには溫井嶺が最適であるのは申す迄もないが、今日ある

以上には外部に現はれたドライブ・ウェイをつけることは絕對に許されない。今日より上部に於てはトンネルに依つてのみ破壞を救ふことが出來る。假に外部に自動車路をつけたとするならば最早彼處の靜かな山路を步いて山氣を滿喫する人はなくなるであらう。而も假に自動車道が出來たとて自動車中では見物すべき何物もなく破壞のみ目立つであらう。其他總ての山路は狹く細く造つて破壞をなるべく少なくし、辛うじて人が擦れ違へる程度でよい。今日ある山路以外に新設するものは二、三の範圍で止められたい。唯今日あるものを修理することゝ特に架橋には頭を使ふ必要がある。山そのものゝ施設は以上述べただけで充分であり、それ以上は金剛山の破壞であり排斥さるべきである。

以上の外、附屬施設の必要がある。此れが今日最も緊要な事柄であり、最も重要視さるべきである。先づ平地に於けるホテルの問題である。一は內金剛長安寺に、一は神溪寺又は動石洞に、前者は五十萬圓位、後者は百萬圓位かけてもらひたい。そして一泊室料最高數十圓位から最低壹圓位迄の宿泊料で、而も最低を非常に多くして(ホール式雜魚寢でもよい)多數の人々を收容し、あらゆる近代的設備をとゝのへることを望む。

以上は金剛山の風景自體を主眼とした開發方法であり、之以上の惡設は名勝金剛山を永久に失ふ以外の何者でもない。だが此處に金剛山の風景に加へることエトワスに依つて金剛山の風景をより開發することが出來る。此れが最も今後力を入れるべきものであり、スケールの小さい、粗削りならざる纖細な調和美を誇る金剛山風景にとつて最も適切なる方法である。それには第一に少くとも二、三百萬圓の費用を以て自然科學博物館を作り、朝鮮はもとより滿洲、北支、シベリヤ、內地等の自然物を網羅する。次には朝鮮文化の博物館を作る。尙漸次大規模の動植物園を造るがよい。五萬圓や十萬圓の小規模な玩具は御免をこうむりたい。輕薄な玩具は金剛山の風景に客を付ける以外の何物でもない。金剛山風景開發の上述の如き平行的施設については尙外に種々の方法があらう。

要之金剛山の風景は小規模な調和美であるから、此れ自體

に人工を加へることは愼むべきである。人工を加へること即破壞である。それよりは金剛山の風景美の外に加へること何物かによつて、名勝金剛山に別の名物を加へて金剛山へ向ふ人を多くするがよい。そのことは金剛山の風景に接して精神的に且又肉體的に啓發されて所期の目的にかなふ人々を多くすることである。

金剛山の風景を破壞することは甚だ簡單である。今日行はなくとも明日出來る。併し再び元のまゝの美しい金剛山をつくり出すことは不可能である。惡設は破壞である。自然の儘の放置は益々それを美化する。何ぞ人工を弄するを要せんやである。金剛山の風景開發施設に携はる人々よ百年の大計で進まれたい。少なくとも三十歲でそれに關係した人は六十歲にして初めて、その施設の價値の現はれるのを期待されたい。斯くしてこそ國寶金剛山の風景は次代の國民への遺産として輝くであらう。

―(十二月十日夜記)―

◇世界一のマグネサイト

世界一のマグネサイトが發見された――咸鏡南道端川郡下に於けるマグネサイト鑛は從來埋藏量四、五億トンと云はれ、昭和八年以來保留鑛區となつてゐたが、今回總督府地質調査所の徹底的調査の結果、埋藏量二十數億トンと云ふ、名實共に世界一の大マグネサイト鑛床であることが判明、斯界に多大の貢獻を齎すものとして期待せられて居り、總督府に於てもこれが開發利用方法を可及的速に樹立、實行に移すべく本格的研究を開始した。

朝鮮昭和十年國勢調査結果の概要（黄海道）

國勢調査課

人口　昭和十年十月一日現在に於ける本道の總人口は一、六七四、二一四人にして、全鮮總人口二一、八九九、〇三八人の七・三一%に該り、十三道中第七位を占む。之を既往に就て觀るに、大正十四年は七・四九%、昭和五年は七・二三%にして、昭和五年に於て稍其の割合を減じたるも昭和十年に於ては幾分之を增加したり。總人口を昭和五年の一、五二三、五二三人に比するときは一五〇、六九一人(九・九%)の增加を示し、其の增加割合は全鮮人口の增加割合八・七%に比し稍高し。而して之を大正十四年乃至昭和五年の五年間に於ける增加六一、六四四人(四・二%)に比すれば人員、割合共に二倍餘の激增を示せり。尙大正十四年乃至昭和五年に於ける本道の自然增加は八五、七〇二人なるに對し、實人口增加の之に及ばざるは人口の社會的移動に於ける往住超過の爲なるべく、之に反し昭和五年乃至昭和十年に於ける自然增加は八八、九一五人にして、實人口增加の遙に之を凌駕せるは來住超過の結果なるべし。

年次	人口增加數	同增加割合	出生數	死亡數	死亡に對する出生の超過	來住に對する往住の超過（△は來住の超過）
自大正十四年至昭和五年	六一、六四四	四三・二%	二五九、六三三	一七三、九三一	八五、七〇二	二四、〇五八
自昭和五年至昭和十年	一五〇、六九一	九八・九	二五二、〇一七	一六三、一〇二	八八、九一五	△六一、七七六

道人口の郡別分布狀態を觀るに、海州の二〇一、七三三人（一二・一%）最も多く、延白の一六五、四八一人（九・九%）之に亞ぎ、其の他黃州・鳳山・信川・平山・載寧・甕津の各郡は孰れも十萬以上を占め、十萬未滿の郡は長淵・安岳・松禾・遂安・瑞興・金川・谷山・殷栗の順位にして、新溪の四九、〇二一人最も少し。次に各郡の人口增減を檢するに、大正十四年乃至昭和五年に於て金川・平山・瑞興の三郡に、昭和五年乃至昭和十年に於て新溪・瑞興の二郡に人口の減少ありたる外、他は孰れも其の人口を增加したり。而して最近五年間に於て增加數の最も多きは延白の三一、七五六人にして、海州の二〇、五三一人、甕津の一八、二二九人、信川の一三、二六四人、安岳の一三、〇七五人、黃州の一二、九九七人等順次之に亞ぎ、又增加割合より觀るも延白の二三・七%最も高く、之に亞で甕津の二一・六%、安岳の一六・三%を比較的著しきものとし、其の他信川・黃州・海州・長淵の各郡は道平均（九・九%）以上に在り（註一・二）。

郡	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	全管人口千中			人口の增減（△は減）			
				昭和十年	昭和五年	大正十四年	自昭和五年至昭和十年 人員	割合	自大正十四年至昭和五年 人員	割合
全管	一、六七四、三一四	一、五二三、五二三	一、四六一、八七九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一五〇、六九一	九九%	六一、六四四	四二%
海州郡	二〇一、七三三	一八一、二〇二	一六九、四三六	一二一	一一九	一一五	二〇、五三一	一一三	一一、七六六	六九
延白郡	一六五、四八一	一三三、七二五	一二八、一三五	九九	八八	八八	三一、七五六	二三七	五、五九〇	四四
金川郡	六六、八七一	六五、三一一	六七、一六〇	四〇	四三	四六	一、五六〇	二四	△一、八四九	△二八
平山郡	一〇四、七〇七	一〇四、〇一二	一〇五、二四〇	六三	六八	七二	六九五	七	△一、二二八	△一二
新溪郡	四九、〇二一	四九、四九六	四八、二五四	二九	三三	三三	△四七五	△一〇	一、二四二	二六

甕津郡	一〇三、四八四	八四、二五五	八〇、二五六	六一	五五	五五	一八、二二九	二二六	三、九九九	五〇
長淵郡	九八、四五九	八八、七八〇	八二、九九七	五九	五八	五七	九、六七九	一〇九	五、七八三	七〇
松禾郡	七五、三三三	六八、九三〇	六五、三八一	四五	四五	四五	六、二九三	九一	三、五四九	五四
殷栗郡	四九、八二九	四六、八六三	四四、二八五	三〇	三一	三〇	二、九六六	六三	二、五七八	五八
安岳郡	九三、二〇八	八〇、一三三	七五、八六九	五六	五三	五三	一三、〇七五	一六三	四、二六四	五六
信川郡	一一七、六七八	一〇四、四一四	一〇一、八〇七	七〇	六九	七〇	一三、二六四	一二七	二、六〇七	二六
載寧郡	一〇四、二三七	九九、四一八	九〇、六〇三	六二	六五	六二	四、八一九	四八	—	—
黃州郡	一一八、八二九	一〇五、八三三	一〇三、一〇六	七一	六九	七〇	一三、九九七	一三三	三、七三六	三六
鳳山郡	一一七、九二〇	一〇八、六七一	一〇三、九三五	七〇	七一	七一	九、二四九	八五	—	—
瑞興郡	六九、二四六	六九、八八二	六九、八八七	四一	四六	四八	△六三六	△九	△五	△〇
遂安郡	七三、六四三	六七、八三六	六四、五四三	四三	四五	四四	四、八〇七	七一	三、二九三	五一
谷山郡	六六、六四五	六四、七六三	六一、九八五	四〇	四三	四二	一、八八二	二九	二、七七八	四五

（註一）鳳山郡西鍾面は昭和四年其の區域の一部を載寧郡南栗面に編入せられたるも之が大正十四年の人口は今分割整理するに由なきを以て、載寧郡及鳳山郡大正十四年人口は各調査當時の區域に依ることゝし、大正十四年乃至昭和五年に於ける人口の增減及割合の算出は之を省略したり。尙後述體性に於ける男女別人口表の當該大正十四年人口も同樣の取扱ひに依りたり。

（註二）昭和五年乃至昭和十年に於て延白及甕津の二郡に前述の如き高率なる人口增加ありたるは主として左の事情に基くものなるべし。

延白郡　昭和五年以降延海及黃海の兩水利組合の設立に伴ひ漸次農業隆盛に赴きたるのみならず、鮮滿開拓、東洋拓殖及黃海農業等の各株式會社に依る大規模なる農事經營の爲農民の移住激增したるに因る。

甕津郡　近年鑛山業の異常なる勃興に依り各地に於て勞働者の激增を來したると、海苔養殖等水產事業奬勵及農事經營の發展に依り多數の移住者增加したるに因る。

人口密度 本道の總面積一六、七三七・六六方粁に對する人口密度は一方粁一〇〇人にして、全鮮平均一〇四人に比し稍低く、十三道中第八位に在り。之を昭和五年の人口密度九一人に比較するときは一方粁九人の增加にして、大正十四年乃至昭和五年に於ける增加四人に比し著しき逕庭あり。次に各郡の人口密度を觀察するに、沙里院・延白の二大平野及道の中部を占むる載寧平野地方は地味肥沃にして產業經濟發達し、之に屬する各郡の密度比較的高く道平均を凌駕するもの多きも、道の西部黃海に面せる沿海地方は港灣、島嶼に乏しき爲產業發達せず、又道の東北部を占むる山岳地帶は交通の便開けず、之に屬する諸郡の密度概して低く、特に平南・江原及咸南各道に接する奥地に於て著しきものあり。卽ち延白の一方粁一七七人を最高とし、海州の同一二九人、信川の同一四九人、鳳山の同一四三人、安岳及載寧の同一四〇人之に亞ぎ、其の他黃州・殷栗・甕津・松禾の各郡は孰れも道平均(一方粁一〇〇人)以上に在るも、爾餘の諸郡は道平均以下に在り、就中谷山の一方粁三六人は其の最も低きものとす。

郡	面積(方粁)	人口	一方粁に付人口
全管	一六、七三七・六六	一、六七四、二二四	一〇〇
海州郡	一、五六四・三三	二〇一、七三三	一二九
延白郡	九三六・八五	一六五、四八一	一七七
金川郡	九五九・四六	六六、八七一	七〇
平山郡	一、三三五・三三	一〇四、七〇七	七八

郡	面積(方粁)	人口	一方粁に付人口
殷栗郡	四六七・一五	四九、八二九	一〇七
安岳郡	六六八・〇一	九三、二〇八	一四〇
信川郡	七九一・七五	一一七、六七八	一四九
載寧郡	七四六・四七	一〇四、三三七	一四〇
黃州郡	八七三・七七	一一八、八二九	一三六

新溪郡	八一九・九一	四九、〇三一	六〇	鳳山郡	八二四・三六	一一七、九二〇	一四三
甕津郡	九六九・八三	一〇三・四八四	一〇六	瑞興郡	九一四・五五	六九、二四六	七六
長淵郡	一、〇七二・八七	九八、四五九	九二	遂安郡	一、三一五・〇八	七三、六四三	六〇
松禾郡	七三三・四五	七五、三三三	一〇四	谷山郡	一、八五四・六九	六六、六四五	三六

人口階級別邑面數及人口

調査當時に於ける本道の邑面總數は三邑、二一八面にして、之を人口階級別に分つときは三萬以上二、一萬以上二八、五千以上一五三、四千以上一九、三千以上一七、二千以上二にして、邑面數の六割九分は五千以上一萬未滿の階級に屬す。之を既往に就て觀るに、各調査を通じ一萬未滿の邑面數及人員を減少し、一萬以上の夫れを增加したり。之卽ち人口增加に伴ふ必然的影響なるは勿論なるも、其の直接原因として邑面の廢置分合に依る影響も亦尠からざるものあり。

人口階級	昭和十年			昭和五年			大正十四年		
	邑面數	人口	人口千中	面數	人口	人口千中	面數	人口	人口千中
總數	二二一	一、六七四、二二四	一、〇〇〇	二二一	一、五三三、五三三	一、〇〇〇	二二六	一、四六一、八七九	一、〇〇〇
一、〇〇〇未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一、〇〇〇以上	三八	一五二、三七九	九一	四五	一八二、一二七	一二〇	五七	二三三、三三四	一五九
一、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二、〇〇〇以上	二	五、八一三	三	三	八、七七八	六	三	八、五三九	六
三、〇〇〇以上	一七	五九、四七〇	三六	一六	五七、一八九	三八	一九	六七、六六九	四六
四、〇〇〇以上	一九	八七、〇九六	五二	二六	一一六、一六〇	七六	三五	一五七、一二六	一〇七
五、〇〇〇以上	一五三	一、一〇四、七一〇	六六〇	一五六	一、〇八七、〇七八	七一三	一五六	一、〇六九、四三二	七三二

五、〇〇〇以上	二九	一五九、三一三	九五	四三	二三五、三八七	一五五	五〇	二七三、一六四	一八七
六、〇〇〇以上	四一	二六四、七〇二	一五八	四二	二七六、一〇〇	一八一	四一	二六六、九三七	一八三
七、〇〇〇以上	三九	二八七、六一八	一七三	三八	二八二、五〇五	一八五	三五	二六二、三三二	一七九
八、〇〇〇以上	二二	一八六、九五一	一一二	一七	一四二、二七四	九三	一四	一一六、八六六	八〇
九、〇〇〇以上	二三	二〇六、一三六	一三三	一六	一五〇、八二三	九九	一六	一五〇、三三三	一〇三
一〇、〇〇〇以上	三〇	四一七、一二五	二四九	二〇	二五四、三二八	一六七	一三	一五九、一二四	一〇九
一〇、〇〇〇以上	二八	三五六、五二一	二一三	一八	二〇六、五五二	一三六	一三	一五九、一二四	一〇九
二〇、〇〇〇以上	—	—	—	二	四七、七六六	三一	—	—	—
三〇、〇〇〇以上	二	六〇、六二四	三六	—	—	—	—	—	—
四〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—

體　性　總人口一、六七四、二一四人を男女に分つときは男八四五、五二五人、女八二八、六八九人にして、女百に付男一〇二・〇三に該る。之を既往に就て觀るに、大正十四年は女百に付男一〇二・八七、昭和五年は同一〇二・一一にして、調査を重ぬる毎に男女の權衡近接の傾向に在り。

年次	男	女	男の超過	女百に付男
昭和十年	八四五、五二五	八二八、六八九	一六、八三六	一〇二・〇三
昭和五年	七六九、七一八	七五三、八〇五	一五、九一三	一〇二・一一
大正十四年	七四一、二八三	七二〇、五九六	二〇、六八七	一〇二・八七

而して男女の增加數は大正十四年乃至昭和五年に於て男二八、四三五人、女三三、二〇九人、昭和五年乃至昭和十年に於て男七五、八〇七人、女七四、八八四人にして、前期に在りては女の增加多く、後期に在りては反對に男の增加稍多し。之を同期間に於ける死亡に對する出生の超過卽ち自然增加に比較するときは、前期に於て男一六、二五一人、女七、八〇七人の自然增加の超過を示せるも、後期に於ては之に反し男三〇、二四九人、女三一、五二七人の實增加の超過なり。之を要するに人口の社會的移動に於て前期に於ては男女共往住の超過にして、後期に於ては著しき來住の超過を示すものなり。

年次	增加數		出生		死亡		死亡に對する出生の超過		來住に對する往住の超過（△は來住の超過）	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
自大正十四年 至昭和五年	二八、四三五	三三、二〇九	一三六、六〇四	一二三、〇二九	九一、九一八	八二、〇一三	四四、六八六	四一、〇一六	一六、二五一	七、八〇七
自昭和五年 至昭和十年	七五、八〇七	七四、八八四	一三二、一二三	一一九、八九四	八六、五六五	七六、五三七	四五、五五八	四三、三五七	△三〇、二四九	△三一、五二七

郡に於ける男女の權衡を觀るに、金川・平山・新溪・殷栗・瑞興の各郡に女の超過を見るの外、其の他の諸郡は孰れも男の超過を示し、男の割合特に多きは載寧の女百に付男一〇八・三〇、甕津の同一〇三・五三、安岳の同一〇三・〇一、延白の同一〇二・八九、谷山の同一〇二・一九にして、其の他長淵・海州・黃州の各郡を比較的著しきものとす。

郡	昭和十年			昭和五年			大正十四年		
	男	女	女百に付男	男	女	女百に付男	男	女	女百に付男
全管	八四五、五二五	八二八、六八九	一〇二・〇三	七六九、七一八	七五三、八〇五	一〇二・一一	七四一、二八三	七二〇、五九六	一〇二・八七

海州郡	一〇一、八九六	九九、八三七	一〇二・〇六	九二、二四〇	八八、九六二	一〇三・六八	八五、八七一	八三、五六五	一〇二・七六
延白郡	八三、九一八	八一、五六三	一〇二・八九	六七、九七九	六五、七四六	一〇三・四〇	六五、〇八二	六三、〇五三	一〇三・二三
金川郡	三三、三九七	三三、四七四	九九・七七	三三、四七二	三三、八三九	九八・八八	三三、六二七	三三、五三三	一〇〇・二八
平山郡	五二、三二九	五二、三七八	九九・九一	五一、八六一	五二、一五一	九九・四四	五二、九五七	五二、二八三	一〇一・二九
新溪郡	二四、四七四	二四、五四七	九九・七〇	二四、六六六	二四、八三〇	九九・三四	二四、二一三	二四、〇四一	一〇〇・七二
甕津郡	五二、一三一	五〇、三五三	一〇三・五三	四二、六七〇	四一、五八五	一〇二・六一	四〇、九四一	三九、三一五	一〇四・一四
長淵郡	四九、七五一	四八、七〇八	一〇二・一四	四五、〇八四	四三、六九六	一〇三・一八	四二、五九二	四〇、四〇五	一〇五・四一
松禾郡	三七、七二七	三七、四九六	一〇〇・六二	三四、六七三	三四、二五八	一〇一・二一	三三、八三七	三三、五四四	一〇〇・九〇
殷栗郡	二四、八五〇	二四、九七九	九九・四八	二三、四七〇	二三、三九三	一〇〇・三三	二三、四三〇	二一、八六五	一〇二・五四
安岳郡	四七、二九五	四五、九一三	一〇三・〇一	四〇、三七八	三九、七五五	一〇一・五七	三八、三三〇	三七、五三九	一〇二・一一
信川郡	五九、三五二	五八、三三六	一〇一・七六	五二、三〇〇	五二、一一四	一〇〇・三六	五一、五三三	五〇、二八五	一〇二・四六
載寧郡	五四、一九五	五〇、〇四二	一〇八・三〇	五二、〇一八	四七、四〇〇	一〇九・七四	四六、六五九	四三、九四四	一〇六・一八
黃州郡	五九、九六四	五八、	一〇一・八七	五三、三三九	五二、四九三	一〇一・六一	五一、五四四	五〇、五六二	一〇一・九四
鳳山郡	五九、四三五	五八、四八五	一〇一・六二	五四、八七七	五三、七九四	一〇二・〇一	五三、三八五	五〇、五五〇	一〇五・六一
瑞興郡	三四、四七二	三四、七七四	九九・一三	三四、八四〇	三五、〇四三	九九・四二	三四、九八六	三四、九〇一	一〇〇・二四
遂安郡	三六、六五六	三五、九八七	一〇一・八六	三四、一三五	三三、七一一	一〇一・三三	三三、八〇五	三一、七三八	一〇三・三六
谷山郡	三三、六八三	三三、九六二	一〇三・一九	三三、七三七	三三、〇三六	一〇三・一六	三一、五一三	三〇、四七三	一〇三・四一

年齢 總人口一、六七四、二一四人を年齢に依り幼年、生産年齢及老年の三階級に區分すれば、一四歳以下の幼年者六七五、六〇二人（四〇・四％）、一五―五九歳の生産年齢者八九三、八二四人（五三・三％）、六〇歳以上の老年者一〇四、七八八人（六・三％）となる。之を男女別に觀るに、男は女に比し幼年者及生産年齢者の割合高

く、老年者の割合低し。而して各年齢級に於ける男女の權衡は幼年級に於て女百に付男一〇三・五六、生產年齢級に於て同一〇二・五三にして共に男の超過なるも、幼年級に於ける男超過の割合高し、然るに老年級に於ては同八八・九〇を示し反對に女の超過割合著しく高し。

年　齢	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	男	女
總　數	一、六七四、二二四	八四五、五三五	八二八、六八九	一〇二・〇三	1,000	1,000	1,000
〇——一四	六七五、六〇二	三四三、七一一	三三一、八九一	一〇三・五六	四〇四	四〇七	四〇一
一五——五九	八九三、八二四	四五二、五〇〇	四四一、三二四	一〇二・五三	五三三	五三五	五三二
六〇以上	一〇四、七八八	四九、三一四	五五、四七四	八八・九〇	六三	五八	六七

年齢三階級別割合を前二回の調査と比較するに、幼年者は大正十四年と昭和五年は男女共殆んど同率を示し、昭和十年に於て稍其の割合を增加し、生產年齢者は昭和五年に於て女に幾分の增加ありたる外、調査每に其の割合を減少し、老年者は男に在りては各調査を通じ其の割合同じく、女に在りては昭和五年に於て僅に其の割合を增加したるも、昭和十年に於ては之を減じ大正十四年と同率を示せり。

年　齢	昭和十年 總數	男	女	女百に付男	昭和五年 總數	男	女	女百に付男	大正十四年 總數	男	女	女百に付男
總　數	1,000	1,000	1,000	一〇二・〇三	1,000	1,000	1,000	一〇二・一一	1,000	1,000	1,000	一〇二・八七
〇——一四	四〇四	四〇七	四〇一	一〇三・五六	三九一	三九四	三八八	一〇三・五三	三九一	三九二	三九〇	一〇三・五三
一五——五九	五三三	五三五	五三二	一〇二・五三	五四六	五四八	五四四	一〇二・九六	五四七	五五〇	五四三	一〇四・一七
六〇以上	六三	五八	六七	八八・九〇	六三	五八	六八	八七・二九	六二	五八	六七	八八・五〇

更に之を五歳階級別に區分して其の割合を觀るに、低年齢より高年齢に進むに從ひ例外なく其の人員を遞減し、正常なる年齢構成を示せり。之を男女に就て觀るも亦同一傾向に在り。而して各年齢級に於ける男女の權衡は五〇—五四歳級迄は孰れも男の超過にして、特に五—九歳、一〇—一四歳、三五—三九歳の各階級に於て著しきを見るも、五五—五九歳級を境として女の超過に轉じ、爾後年齢の上昇に伴ひ女の超過割合を漸次增大す。然るに九五—九九歳級に至り遽に女の超過割合を減じ、更に一〇〇歳以上に在りては男女同率を示せり。

年齢	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	各人口千中 男	各人口千中 女
總數	一、六七四、二二四	八四五、五三五	八二八、六八九	一〇二・〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇—四	二八四、八四二	一四四、〇六五	一四〇、七七七	一〇二・三四	一七一	一七〇	一七〇
五—九	二〇六、四八三	一〇五、五三六	一〇〇、九四七	一〇四・五五	一二三	一二五	一二二
一〇—一四	一八四、二七七	九四、一一〇	九〇、一六七	一〇四・三七	一一〇	一一一	一〇九
一五—一九	一五九、一二七	八〇、六五五	七八、四七二	一〇二・七八	九五	九五	九五
二〇—二四	一四五、一四六	七二、七三三	七一、四一三	一〇一・八五	八七	八七	八六
二五—二九	一二四、二五五	六二、六六二	六一、五九三	一〇一・七四	七四	七四	七四
三〇—三四	九九、五〇七	五〇、三一三	四九、一九四	一〇二・二七	五九	六〇	五九
三五—三九	九六、〇五三	四九、〇八八	四六、九六五	一〇四・五二	五七	五八	五七
四〇—四四	八三、〇一三	四二、一〇九	四〇、九〇四	一〇二・九五	五〇	五〇	四九
四五—四九	七一、一六九	三六、一四六	三五、〇二三	一〇三・二一	四三	四三	四二
五〇—五四	六二、九七〇	三一、六五四	三一、三一六	一〇一・〇八	三八	三七	三八

五五――五九	五三、五八四	二六、一四〇	二六、四四四	九八・八五	三一	三一	三三
六〇――六四	四〇、六八四	一九、八八〇	二〇、八〇四	九五・五六	二四	二四	二五
六五――六九	三一、五二四	一四、九〇二	一六、六二二	八九・六五	一九	一八	二〇
七〇――七四	一七、八二五	八、二四八	九、五七七	八六・一二	一一	一〇	一二
七五――七九	一〇、四六八	四、六一六	五、八五二	七八・八八	六	五	七
八〇――八四	三、三〇三	一、三〇五	一、九九八	六五・三三	二	二	二
八五――八九	八三〇	三一二	五一八	六〇・二三	〇	〇	一
九〇――九四	一一二	三三	七九	四一・七七	〇	〇	〇
九五――九九	四〇	一七	二三	七三・九一	〇	〇	〇
一〇〇以上	二	一	一	一〇〇・〇〇	〇	〇	〇

配偶關係 總人口一、六七四、二二四人を配偶關係別に觀れば、未婚の七八〇、六二一人最も多く總人口の四六・六%を占め、有配偶の七六五、三五一人(四五・七%)之に亞ぎ、死別は一一七、二三三人(七・〇%)、離別は一一、〇〇九人(〇・七%)に過ぎず。之を男女別に觀るに、男は女に比し未婚及離別の割合高く、有配偶及死別の割合低し。而して離別に於ける男の超過及死別に於ける女の超過は共に著しく孰れも他方の約二倍を示せり。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	各人口千中 男	各人口千中 女
總數	一、六七四、二二四	八四五、五二五	八二八、六八九	一〇二・〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
未婚	七八〇、六二一	四二五、〇六三	三五五、五五八	一一九・五五	四六六	五〇三	四二九
有配偶	七六五、三五一	三七八、〇九三	三八七、二五八	九七・六三	四五七	四四七	四六七

死別	一一七、二三三	三五、一七五	八二、〇五八	四二・八七	七〇	四二	九九
離別	一一、〇〇九	七、一九四	三、八一五	一八八・五七	七	九	五

次に十五歳以上の所謂可婚年齢者に就て其の配偶關係を觀るに、有配偶最も多く總數の七五・九％を占め、死別の一一・七％、未婚の一一・三％之に亞ぎ、離別は一・一％に過ぎず。之を男女別に觀るに、男は女に比し未婚の割合遙に高く、有配偶の割合稍低し、而して死別及離別は總數に於けると同樣死別は女に、離別は男に其の割合著しく高し。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	各人口千中 男	各人口千中 女
總數	九九八、六二二	五〇一、八二四	四九六、七九八	一〇一・〇一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
未婚	一一二、六五三	八三、九五二	二八、七〇一	二九二・五一	一一三	一六七	五八
有配偶	七五七、七八二	三七五、五二六	三八二、二五六	九八・二四	七五九	七四九	七六九
死別	一一七、二〇九	三五、一六一	八二、〇四八	四二・八五	一一七	七〇	一六五
離別	一〇、九六八	七、一七五	三、七九三	一八九・一六	一一	一四	八

配偶關係別人口の割合を十五歳以上の可婚年齢者及十五歳未滿の幼年者に分ちて前二回の調査と比較するに、十五歳以上に在りては男女を通じ未婚及有配偶は調査毎に漸增し、死別は之に反し漸減の傾向に在り、而して離別は昭和五年に於て男に稍增し、女に著しく減じたるも、昭和十年に於ては男に稍減じ、女に幾分の增加を示せり。尙可婚年齢者に於ける女の有配偶の割合が各調査を通じ男の夫れを凌駕せるは主として男子有配偶者にして道外出稼者の多き結果に因るものなるべきも、一面朝鮮特有の蓄妾の慣習未だ衰へざるに基因する

ものなるべし。次に十五歳未満の幼年者に就て之を觀るに、男女共に未婚は調査毎に漸増し、有配偶は之に反し漸減の傾向に在り。惟ふに之は近時漸く早婚の弊風を認識したる朝鮮人が漸次結婚年齢を高めつゝある證左にして誠に慶ぶべき現象と謂ふべきなり。

十五歳以上

配偶關係	昭和十年				昭和五年				大正十四年			
	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男
總數	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇一・〇一	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇一・二一	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇三・四五
未婚	一一三	一六七	五八	二九二・五一	一〇七	一六三	五〇	三二一・四七	一〇三	一五七	四七	三四〇・二四
有配偶	七五九	七四九	七六九	九八・二四	七五五	七四三	七六九	九七・八五	七四四	七三九	七五〇	一〇一・〇三
死別	一一七	七〇	一六五	四三・八五	一二六	七八	一七四	四五・四〇	一三九	九〇	一九〇	四八・五八
離別	一一	一四	八	一八九・一六	一二	一六	七	二二七・二八	一四	一四	一三	一〇七・五四

十五歳未満

配偶關係	昭和十年				昭和五年				大正十四年			
	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男
總數	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇三・五六	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇三・五二	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇三・五三
未婚	九八九	九九三	九八五	一〇四・三六	九八三	九八八	九七九	一〇四・四四	九七九	九八三	九七四	一〇四・五一
有配偶	一一	七	一五	五一・三三	一七	一二	二一	六〇・八七	二一	一七	二六	六七・二八
死別	〇	〇	〇	一四〇・〇〇	〇	〇	〇	一二六・六七	〇	〇	〇	六九・一三
離別	〇	〇	〇	八六・三六	〇	〇	〇	一二三・五三	〇	〇	〇	九三・五五

更に可婚年齡者に就き五歲階級別に其の割合を觀察するに、未婚は男に在りては六〇―六四歲級に例外を見るの外、年齡の上昇に從ひ其の割合を遞減し、女に在りては四〇―四四歲級に至る迄其の割合を遞減するも、四五―四九歲級以上に於ては八〇歲以上の例外を除き幾分增加の傾向を示せり。而して男は一五―一九歲級に於て六九・一％、二〇―二四歲級に於て二七・一％を示し、二五―二九歲級に於て漸く七・二％に減ずるに對し、女は一五―一九歲級に於て既に三二・五％の低率を示し、更に二〇―二四歲級に於て三・二％、二五―二九歲級に於ては〇・五％に激減す。有配偶は男に在りては三〇―三四歲級、女に在りては二五―二九歲級に至る迄其の割合を漸增し爾後漸減に轉ずるも、女の減少率は男に比し特に著しきものあり。死別は男女共に年齡の進むに從ひ其の割合を增加するも、男の五〇％以上を占むるは七五―七九歲級以上なるに對し、女は六〇―六四歲級に於て既に五七・一％を示せり。離別は年齡に依る著しき差異を認めざるも、大體青壯年階級に於て其の割合比較的高く、又一五―一九歲級の例外を除き各階級を通じ男に其の割合高し。斯の如く男女に依り各年齡級に於ける配偶關係の割合を異にするは、惟ふに其の初婚年齡、生存年數、死別或は離別後の再婚の能否、特に朝鮮に於ては寡婦の再婚を禁ずる風習等の存在するに因るものなるべし。

年齡	各年齡階級人口千中（男）				各年齡階級人口千中（女）			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
總數	一六七	七四九	七〇	一四	五八	七六九	一六五	八
一五――一九	六九一	三〇二	二	五	三二五	六六六	三	六
二〇――二四	二七一	七〇五	一〇	一四	三二	九四九	一〇	九

二五―二九	七二	八九〇	一九	一九	五	九六五	三	八
三〇―三四	三一	九二三	二七	一九	二	九四五	四五	八
三五―三九	一八	九三三	四一	一九	一	九〇九	八一	九
四〇―四四	一二	九一三	五八	一九	一	八五一	一四〇	八
四五―四九	八	八九三	八二	一七	二	七七〇	二一九	九
五〇―五四	六	八六二	一一八	一四	二	六六七	三三三	八
五五―五九	五	八二四	一六〇	一二	二	五五五	四三六	七
六〇―六四	六	七五七	二三六	一二	三	四二〇	五七一	六
六五―六九	四	六六九	三一九	八	三	二九八	六九四	五
七〇―七四	二	五六三	四三七	八	三	一九二	八〇一	四
七五―七九	二	四四五	五四七	六	三	一一三	八八二	三
八〇以上	一	三三九	六五五	五	二	六〇	九三六	二

常住人口 本道の現在人口より一時現在者を除き之に一時不在者を加へたる所謂常住人口は一、六七四、二〇九人にして現在人口に比し僅に五人少く、兩人口殆んど均衡の狀態に在り。之卽ち本道外に常住地を有する者にして一時現在せる者と本道內に常住地を有する者にして一時他道に往住せる者略相等しかりしを示すものなり。更に常住人口を男女に分てば男八四五、三〇一人、女八二八、九〇八人にして女百に付男一〇一・九八に該り現在人口に於ける男超過の割合に比し其の率稍低し。翻つて常住人口と現在人口との差を男女別に觀るに、男は現在人口の超過二二四人なるに對し、女は常住人口の超過二一九人を示せり。之を要するに男に在りては一時現在者多く、女に在りては反對に一時不在者多數なりしものとす。

	常住人口	現在人口	一時現在者	一時不在者	常住人口に對する現在人口の超過（△は現在人口の減）	現在人口百に付常住人口
總數	一、六七四、二〇九	一、六七四、二一四	二〇、二六四	二〇、二五九	五	一〇〇・〇〇
男	八四五、三〇一	八四五、五二五	一五、二二五	一五、〇〇一	二二四	九九・九七
女	八二八、九〇八	八二八、六八九	五、〇三九	五、二五八	△二一九	一〇〇・〇三
女百に付男	一〇一・九八	一〇二・〇三	三〇二・一四	二八五・三〇	―	―

次に常住人口を郡別に觀察するに、人口多寡の順位は現在人口の夫れと略相等しく、又常住人口を現在人口に比較すれば延白・金川・長淵・信川・載寧の各郡は現在人口の超過にして、其の他の諸郡は孰れも常住人口の超過を示せり。而して常住人口の超過に在りては海州の較差人員一、〇七二人特に著しく、之に亞で平山の四九八人、瑞興の三九五人、甕津の三三〇人、安岳の三一二人を比較的多きものとし、現在人口の超過に在りては載寧の二、三一二人最も多く、信川の五五三人、延白の三四〇人、金川の二一二人等順次之に亞ぐ。之を要するに海州・平山・瑞興・甕津の諸郡に於ては一時不在者特に多く、載寧・信川・延白の各郡に於ては反對に一時現在者の多かりしを示すものなり。更に男女の權衡を觀るに、金川・瑞興の二郡に女の超過を見るの外、他は孰れも男の超過を示せり。常住人口に於ける男の超過を現在人口の夫れに比較せば延白・長淵・信川・載寧の各郡を除き爾餘の諸郡は孰れも男超過の度合高し。尙平山・新溪・殷栗の三郡は現在人口に於て女の超過なるも、常住人口に於ては男の超過を示せり。

郡	常住人口	現在人口	現在人口に對する常住人口の超過（△に常住人口の減）	現在人口百に付常住人口	女百に付男 常住人口	女百に付男 現在人口
全管	一、六七四、三〇九	一、六七四、三一四	△五	一〇〇・〇〇	一〇一・九八	一〇二・〇三
海州郡	二〇二、八〇五	二〇一、七三三	一、〇七二	一〇〇・五三	一〇二・九一	一〇二・〇六
延白郡	一五五、一四一	一五五、四八一	△三四〇	九九・七九	一〇二・四九	一〇二・八九
金川郡	六六、六五九	六六、八七一	△二一二	九九・六八	九九・四六	九九・七七
平山郡	一〇五、二〇五	一〇四、七〇七	四九八	一〇〇・四八	一〇〇・五一	九九・九一
新渓郡	四九、一四一	四九、〇二一	一二〇	一〇〇・二四	一〇〇・二五	九九・七〇
甕津郡	一〇二、八一四	一〇二、四八四	三三〇	一〇〇・三二	一〇四・四五	一〇三・五三
長淵郡	九八、三〇三	九八、四五九	△一五六	九九・八四	一〇一・六四	一〇二・一四
松禾郡	七五、五三六	七五、二三三	三〇三	一〇〇・四〇	一〇一・一五	一〇〇・六二
殷栗郡	四九、八五四	四九、八二九	二五	一〇〇・〇五	一〇〇・二一	九九・四八
安岳郡	九三、五三〇	九三、二〇八	三二二	一〇〇・三三	一〇三・三八	一〇三・〇一
信川郡	一一七、一二五	一一七、六七八	△五五三	九九・五三	一〇一・二一	一〇一・七六
載寧郡	一〇一、九二五	一〇四、二三七	△二、三一二	九七・七八	一〇四・〇三	一〇八・三〇
黄州郡	一一九、〇三三	一一八、八二九	二〇四	一〇〇・一七	一〇二・〇一	一〇一・八七
鳳山郡	一一八、〇八一	一一七、九二〇	一六一	一〇〇・一四	一〇一・六三	一〇一・六二
瑞興郡	六九、六四一	六九、二四六	三九五	一〇〇・五七	九九・六一	九九・一三
遂安郡	七三、七五五	七三、六四三	一一二	一〇〇・一五	一〇二・一三	一〇一・八六
谷山郡	六六、六八一	六六、六四五	三六	一〇〇・〇五	一〇二・二五	一〇二・一九

常住人口に於ける五歳階級別年齢構成を觀るに、現在人口に於けると同樣年齢級の上昇に伴ひ其の人員を遞減せり。而して各年齢級の人員を現在人口の夫れに比較すれば二〇―二四歳級乃至四〇―四四歳級及六五―六九歳級に現在人口の超過を見るの外、他は孰れも常住人口の超過を示せり。然れ共其の較差は概して少く、常住人口の超過に在りては一五―一九歳級の較差人員一〇七人最も多く他は孰れも一〇〇人未滿に過ぎず、現在人口の超過に在りては二〇―二四歳級の較差人員一三八人、二五―二九歳級の同一〇五人を特に著しきものとす。之を要するに十四、五歳より十八、九歳に至る青年階級に在りては一時不在者特に多く、二十一、二歳より三十八、九歳に至る青壯年階級に在りては反對に一時現在者の多かりしを物語るものなるべし。更に男女の權衡を檢するに、大體現在人口に於けると同樣の傾向を示せるも、〇―四歳級の同率及一〇―一四歳、一五―一九歳、七〇―七四歳の各階級に例外を見るの外、他は孰れも現在人口に比し男の割合低し。

年齢	常住人口	現在人口	現在人口に對する常住人口の超過（△は常住人口の減）	現在人口百に付常住人口	總數千中		女百に付男	
					常住人口	現在人口	常住人口	現在人口
總數	一、六七四、二〇九	一、六七四、二一四	△ 五	一〇〇・〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇一・九八	一〇二・〇三
〇―四	二八四、八六五	二八四、八四二	二三	一〇〇・〇一	一七〇	一七〇	一〇二・三四	一〇二・三四
五―九	二〇六、五二五	二〇六、四八三	四二	一〇〇・〇二	一二三	一二三	一〇四・五一	一〇四・五五
一〇―一四	一八四、三五四	一八四、二七七	七七	一〇〇・〇四	一一〇	一一〇	一〇四・三九	一〇四・三七
一五―一九	一五九、二三四	一五九、一二七	一〇七	一〇〇・〇七	九五	九五	一〇三・〇一	一〇三・一六
二〇―二四	一四五、〇〇八	一四五、一四六	△ 一三八	九九・九〇	八七	八七	一〇三・〇〇	一〇三・二五
二五―二九	一二四、一五〇	一二四、二五五	△ 一〇五	九九・九二	七四	七四	一〇一・四五	一〇一・七四

三〇――三四	九九、四八四	九九、五〇七	△二三	九九・九八	五九	五九	一〇三・一三	一〇三・二七
三五――三九	九五、九八八	九六、〇五三	△六五	九九・九三	五七	五七	一〇四・三六	一〇四・五二
四〇――四四	八二、九九〇	八三、〇一三	△二三	九九・九七	五〇	五〇	一〇二・八六	一〇二・九五
四五――四九	七一、二〇九	七一、一六九	四〇	一〇〇・〇六	四三	四三	一〇三・一九	一〇三・二一
五〇――五四	六二、九九七	六二、九七〇	二七	一〇〇・〇四	三八	三八	一〇一・〇二	一〇一・〇八
五五――五九	五三、六〇一	五三、五八四	一七	一〇〇・〇三	三一	三一	九八・八〇	九八・八五
六〇――六四	四〇、六九三	四〇、六八四	九	一〇〇・〇二	二四	二四	九五・四二	九五・五六
六五――六九	三一、五三三	三一、五三四	△二	九九・九九	一九	一九	八九・六二	八九・六五
七〇――七四	一七、八三一	一七、八二五	六	一〇〇・〇三	一一	一一	八六・一九	八六・一三
七五――七九	一〇、四六九	一〇、四六八	一	一〇〇・〇一	六	六	七八・八〇	七八・八八
八〇以上	四、二八九	四、二八七	二	一〇〇・〇五	三	三	六三・五二	六三・六九

民籍國籍　總人口一、六七四、二一四人を民籍國籍に依り大別すれば、內地人二〇、一五五人(一・二%)、朝鮮人一、六五〇、五三九人(九八・六%)、臺灣人四人、滿洲國人八六人、中華民國人三、三九七人、其の他の外國人三三人となる。而して之が男女の權衡を檢するに、左の如く臺灣人を除き他は孰れも男の超過を示し、就中滿洲國人及中華民國人の超過割合特に著しきは其の大部分が男の出稼者なるに因るものなるべし。

民籍國籍	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	男	女
總數	一、六七四、二一四	八四五、五二五	八二八、六八九	一〇二・〇三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
內地人	二〇、一五五	一〇、五二六	九、六二九	一〇九・三三	一二	一二	一二

朝鮮人	一、六五〇、五三九	八三一、一七四	八一八、三六五	一〇一・六九	九八六	九八五	九八八
臺灣人、樺太人、南洋人	四	一	三	三三・三三	〇	〇	〇
滿洲國人	八六	七〇	一六	四三七・五〇	〇	〇	〇
中華民國人	三、三九七	二、七三五	六六二	四一三・一四	二	三	〇
其の他の外國人	三三	一九	一四	一三五・七一	〇	〇	〇

民籍國籍別人口の消長を既往に就て觀るに、昭和五年乃至昭和十年の五年間に於て内地人は二、四八六人(一四・一%)、朝鮮人は一五〇、八九六人(一〇・一%)の增加を示し、内地人は大正十四年乃至昭和五年に於ける增加二、二二八人(一四・四%)に比し人員に於て稍增加したるも割合に於ては僅に之を減じ、朝鮮人は同期間に於ける增加五六、七〇〇人(三・九%)に比すれば人員、割合共に約三倍の激增を示せり。中華民國人は前期に於て二、七一四人(七八・二%)を增加したるも、後期に於ては之に反し二、七八八人(四五・一%)の激減を來したるは主として滿洲事變の影響に基くものなるべし。而して其の他の外國人は各調査を通じ稍增加の傾向に在り。

民籍國籍	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	人口の增減(△は減) 自昭和五年至昭和十年 人員	割合	自大正十四年至昭和五年 人員	割合
總數	一、六七四、二二四	一、五二三、五二三	一、四六一、八七九	一五〇、六九一	九九‰	六一、六四四	四二‰
内地人	二〇、一五五	一七、六六九	一五、四四一	二、四八六	一四一	二、二二八	一四
朝鮮人	一、六五〇、五三九	一、四九九、六四三	一、四四二、九四三	一五〇、八九六	一〇一	五六、七〇〇	三九
臺灣人、樺太人、南洋人	四	―	―	四	―	―	―
滿洲國人	八六	―	―	八六	―	―	―

中華民國人	三、三九七	六、一八五	三、四七一	△二、七八八	△四五一	二、七〇四	七八二
其の他の外國人	三三	二六	二四	七	二六九	二	八三

次に民籍國籍別人口を幼年、生産年齢及老年の三階級に區分して其の年齢構成を觀るに、內地人は幼年者三六・七％、生産年齢者六〇・六％、老年者二・七％にして、總數の場合に比し生産年齢者の割合高く、幼年者及老年者の割合低し。朝鮮人は幼年者四〇・四％、生産年齢者五三・三％、老年者六・三％にして、總數の場合と全く同一傾向に在るは朝鮮人が總人口の大部分（九八・六％）を占むる關係に因るものとす。而して其の他は臺灣人を除き中華民國人を始め孰れも生産年齢者の割合が幼年者及老年者に比し著しく高きは移住者の性質上當然のことゝ謂ふべし。

民籍國籍	總數	〇—一四	一五—五九	六〇以上	民籍國籍別人口千中 〇—一四	一五—五九	六〇以上
總數	一、六七四、二一四	六七五、六〇二	八九三、八二四	一〇四、七八八	四〇四	五三三	六三
內地人	二〇、一五五	七、三九五	一二、二一二	五四八	三六七	六〇六	二七
朝鮮人	一、六五〇、五三九	六六七、六三八	八七八、七二三	一〇四、一七八	四〇四	五三三	六三
臺灣人、樺太人、南洋人	四	二	二	—	五〇〇	五〇〇	—
滿洲國人	八六	一四	七一	一	一六三	八二五	一三
中華民國人	三、三九七	五四四	二、七九五	五八	一六〇	八二三	一七
其の他の外國人	三三	九	二一	三	二七三	六三六	九一

更に民籍國籍別人口の配偶關係を觀察するに、內地人は男女を通じ未婚の割合最も高く孰れも四九％以上を

占め、有配偶、死別及離別順次之に亞ぐも女の死別は男に比し著しく高し。之を總數の場合に比すれば男に在りては未婚及有配偶の割合高く死別及離別の割合低きも、女に在りては未婚に其の割合稍高きを見る外、他は孰れも其の割合低し。朝鮮人は殆んど總數の場合と同一傾向を示し、男に在りては未婚の五〇・二%最も高く有配偶の四四・七%之に亞ぎ、女に在りては有配偶の四六・七%最も高く未婚の四二・八%之に亞ぐ、而して死別は女に著しきも、離別は其の割合男に高し。滿洲國人は總數の場合と反對に男に在りては有配偶の割合四四・三%にして未婚の四一・四%に比し稍高く、女に在りては未婚の割合五六・二%にして有配偶の三七・五%に比し著しく高し。中華民國人は總數の場合と同樣男に在りては未婚の割合四八・四%にして最も高く、女に在りては有配偶の割合五〇・三%にして最も高し、而して死別及離別は滿洲國人と共に男に其の割合著しきを特異なる點とす。最後に其の他の外國人は男女共に有配偶の割合最も高く孰れも五七%以上を占め、未婚の三五%以上之に亞ぐ。

民籍國籍	民籍國籍別人口千中(男)				民籍國籍別人口千中(女)			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
總數	五〇三	四四七	四二	九	四二九	四六七	九九	五
內地人	五一七	四六二	一八	三	四九八	四五二	四七	三
朝鮮人	五〇二	四四七	四二	九	四二八	四六七	一〇〇	五
臺灣人、樺太人、南洋人	—	一,〇〇〇	—	—	六六七	三三三	—	—
滿洲國人	四一四	四四三	一〇〇	四三	五六二	三七五	六三	—
中華民國人	四八四	四五九	四三	一四	四七四	五〇三	二一	二
其の他の外國人	四二一	五七九	—	—	三五八	五七一	七一	—

世帯　世帯總數三二一、八六五を普通世帯及準世帯に分てば、普通世帯三二〇、四六七、之に屬する人員一、六六五、一三六人、準世帯一、三九八、同所屬人員九、〇七八人となり、其の割合は普通世帯九九・六%、同所屬人員九九・五%にして其の大部分を占む。而して普通世帯に於ける一世帯平均人員は五・二〇人に該る。

世帯	世帯數	所屬人員	世帯數千中	所屬人員千中	一世帯平均人員
總數	三二一、八六五	一、六七四、二一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	―
普通世帯	三二〇、四六七	一、六六五、一三六	九九六	九九五	五・二〇
準世帯	一、三九八	九、〇七八	四	五	―

普通世帯を昭和五年と比較するに、世帯數二三、一三一、同所屬人員一五〇、六四三人の増加にして、之を大正十四年乃至昭和五年に於ける増加數に比すれば世帯、人員共に二倍餘の激増を示せり。而して一世帯平均人員は昭和五年の五・〇九人及大正十四年の五・〇七人に比し稍増加の傾向に在り。

普通世帯	昭和十年	昭和五年	大正十四年	増加數 自昭和五年至昭和十年	増加數 自大正十四年至昭和五年
世帯數	三二〇、四六七	二九七、三三六	二八六、三二六	二三、一三一	一一、〇一〇
所屬人員	一、六六五、一三六	一、五一四、四九三	一、四五二、九七三	一五〇、六四三	六一、五二〇
一世帯平均人員	五・二〇	五・〇九	五・〇七	〇・一一	〇・〇二

普通世帯の一世帯平均人員を各郡別に觀るに、谷山の五・六五人最も多く、之に亞で安岳の五・三六人、遂安の五・三三人、載寧の五・三二人、新溪の五・二六人、殷栗の五・二五人等を比較的多きものとす。

郡	普通世帯數	所屬人員	全管世帯數千中	全管所屬人員千中	總人口千中普通世帯人員の割合	一世帯平均人員
全管	三二〇、四六七	一、六六五、一三六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九九五	五・二〇
海州郡	三九、六五二	二〇〇、〇二七	一二三	一二〇	九九二	五・〇四
延白郡	三〇、九五八	一六五、〇二三	九七	九九	九九七	五・三三
金川郡	一二、七四六	六六、四五一	四〇	四〇	九九四	五・二一
平山郡	二〇、一二三	一〇四、四五九	六三	六三	九九八	五・一九
新溪郡	九、三〇四	四八、九三六	二九	二九	九九八	五・二六
甕津郡	二〇、四三三	一〇一、九九五	六四	六一	九九五	四・九九
長淵郡	一八、九二三	九七、六六三	五九	五九	九九二	五・一六
松禾郡	一四、三六〇	七四、八七三	四五	四五	九九五	五・二一
殷栗郡	九、四二五	四九、四六〇	二九	三〇	九九三	五・二五
安岳郡	一七、三三〇	九二、八九五	五四	五六	九九七	五・三六
信川郡	二二、六〇六	一一七、三四六	七一	七〇	九九七	五・一九
載寧郡	一九、五四二	一〇三、九〇〇	六一	六二	九九七	五・三二
黄州郡	二三、七八四	一一八、〇〇一	七四	七一	九九三	四・九六
鳳山郡	二二、六一五	一一六、九二〇	七一	七〇	九九二	五・一七
瑞興郡	一三、四〇〇	六八、八六九	四二	四一	九九五	五・一四
遂安郡	一三、五七九	七二、三三三	四二	四三	九九六	五・三三
谷山郡	一一、六八八	六六、〇五七	三六	四〇	九九一	五・六五

◇産金資金審査委員會規程

總督府に於ては、産金應急資金運用の圓滑を期するため、これが機關として朝鮮總督府産金資金審査委員會を新設、二月五日付官報を以てその規程を發布した。而して右は朝鮮に於ける産金業者の事業計畫及事業資金に關する事項を調査審議するもので、委員長一名（朝鮮總督府殖産局長）委員若干名（朝鮮總督府内高等官中より朝鮮總督これを命ず）幹事若干名（任命委員の場合と同じ）を置くものである。

◇滿洲移民戸數・人員決定

昭和十三年度第一回滿洲移民については、左の如く決定、二月四日發表された。

	移住地	戸數	人員
京畿道	間島	一三〇	六三七
忠淸北道	同	二三〇	一、一五一
忠淸南道	同	二三〇	一、一〇二
全羅北道	間島・吉林	六〇〇	二、七四〇
全羅南道	通化	六一〇	三、〇一一
慶尙北道	間島	四〇五	二、四六〇
慶尙南道	同	三六〇	一、八〇二
江原道	吉林・間島	二七〇	一、二九九
合計		二、八三五	一四、一八二

◇時局對策準備委員會設置

總督府に於ては、戰時體制下半島の諸施設策に對應善處するため、時局對策委員會を設置することになつたが、右委員會への提出議案の立案審議機關として、朝鮮總督府時局對策準備委員會を設置するに決定、二月九日右準備委員會に關する規程竝に委員長及委員幹事、主事の顏觸その他を公布發表した。

時局對策準備委員會設置に就て

今回朝鮮總督府に、時局對策準備委員會が設置せられ、委員、幹事、主事等の職員の任命を見ましたが、時局對策委員會設置の目的は、

一、時局の恒久化に伴ひ、内鮮一體の趣旨の下に、半島に於ける物心兩面の體制强化策を確立すること。

二、朝鮮が日本の大陸的足場として、重要性を加重するに至つたことの深き自覺の下に、對外的に積極的に發展する方策を講究すること。

の二點にあるのであります。

委員會の構成は、廣く内鮮官民の權威者を網羅する豫定でありますが、一方基礎案の作成は一日も忽せにすべからざる事情にありますので、一應内部的に總督府部内の局課長等を以て準備委員會を設け、基礎案の作成に着手することゝなり、玆に準備委員會が設置せられたのであります。

基礎案の審議に當りましては、調査事項毎に、委員中より主事を置いてゐるのでありますが、必要に應じ、民間各方面の御協力を求むる場合も豫想して居りますから、その際は十分御援助あらんことを望む次第であります。

朝鮮總督府時局對策準備委員會規定

朝鮮總督府内訓第三號

朝鮮總督府
遞信局
鐵道局

事　賣　局

朝鮮總督府時局對策準備委員會規程左の通定む

昭和十三年二月八日

朝鮮總督　南　次郎

朝鮮總督府時局對策準備委員會規定

第一條　時局に對應する重要政策の基本案準備調査のため總督府に時局對策準備委員會を置く

第二條　委員會は委員長一名及び委員若干人を以てこれを組織す

第三條　委員長は政務總監を以てこれに充つ委員は總督府部內高等官の中より總督これを命ず

第四條　委員會に部を置く部の組織及び事務分掌は委員長これを定む

第五條　委員長は會務を總理す委員長事故ある時は委員長の指定した委員その事務を代理す

第六條　委員長必要ありと認める時は總督府部內高等官その他必要と認める者を以て會議に出席し意見を陳述せしめることを得

第七條　委員會に幹事を置く總督府部內職員の中より總督これを命じ又は囑託す

幹事は委員長の命を受け庶務を整理す

第八條　委員會に主事及び書記を置く總督府部內職員の中より總督これを命す

主事及び書記は上司の指揮を受け庶務に從事す

時局對策準備委員會顏觸

內務局長大竹十郎、財務局長水田直昌、殖產局長穗積眞六郎、農林局長湯村辰二郎、法務局長宮本元、學務局長鹽原時三郎、警務局長三橋孝一郎、遞信局長山田忠次、鐵道局長吉田浩、專賣局長鈴川壽男、事務官山澤和三郎、同松澤龍雄、同碓井忠平、同丹下郁太郎、同井坂圭一郎、

時局對策準備委員會委員を命ず

事務官碓井忠平、同丹下郁太郎同井坂圭一郎、同山名酒喜男、同西岡芳次郎、同柳生繁雄、同村山道雄、同奧村重正、同山地靖之、同西本計三、同石田千太郎、同梶川裕、同美根五郎、同岸勇一、同下飯坂元、同山下眞一、同森浦藤郎、同高尾甚造、同金大羽、同伊藤泰吉、同下村進、同古川兼秀、技師榛葉孝平、同橋本左太郎、同井芹正、同西龜三圭、遞信事務官福田敬之、同坂上滿壽雄、同岡田修一、同小川要次、同淺原貞紀、遞信技師佐々木仁、鐵道局理事西崎鶴司、鐵道局參事大島寅治、同佐藤作郎、同荻原三郎、鐵道局技師江崎義人、同福見貞治、專賣局事務官木下麟太郎、同宇野友八同森長文

時局對策準備委員會幹事を命す

陸軍步兵少佐富田直亮、海軍中佐東鄕實

時局對策準備委員會幹事を囑託す

事務官牧山正彥、同吉滿三次郎、同堂本敏雄、同松本永幹、同朴勝壽、同崔夏永、同山本彌之助、同木野藤雄、同姜元秀、同細見正義、同竹內俊平、同本多武夫、同高橋英夫、同岡久雄、同北村輝雄、同磯崎廣行

土木事務官坂本嘉一、遞信副事務官富岡正光、鐵道局副參事安宅守道

時局對策準備委員會主事を命す

◇優良社會事業團體へ御內帑金御下賜

紀元の佳節に當り、畏き邊より、朝鮮內の優良社會事業團體六十四團體に對し御內帑金を御下賜の御沙汰があつた。

南總督謹話

每年紀元の佳節に當り、畏き邊より社會事

業御奨勵の思召を以て朝鮮内の優良社會事業團體に對し御内帑金を下賜あらせられましたが本年も亦財團法人和光教園外六十四團體に對し御下賜あらせらるゝ旨の有難き御沙汰を拜しました。無邊の御仁慈誠に恐懼感激に堪へない次第でありまして、御下賜金を拜受致しました各團體に於きましては、天恩の鴻大なるに感奮し益々事業の進展に懸命の努力を拂はるゝものと信じますが、總督府に於きましても時局の重大に鑑み此の種社會事業團體に對する指導督勵を嚴にし又更に斯業に對する講究を進めまして一層國民生活の安定に努め以て、聖旨に副ひ奉る覺悟であります。

御下賜金は紀元節當日各團體の代表者を關係道廳に召集し道知事をして傳達せしむることに致しました。

内　譯

京畿道　▲京城府財團法人和光教園▲同財團法人京城佛教慈濟院▲同財團法人京城保育院▲天主教會保育院▲仁川府仁川天主堂附屬孤兒院▲京城府財團法人鎌倉保育院京城支部▲同財團法人京城救護會▲同救世軍育兒ホーム▲同財團法人朝鮮社會事業協會▲同明進舍▲同京城東部隣保館▲同財團法人保隣會▲開城府財團法人開城大成會▲仁川府仁川佛教悲田院▲京城府向上會舘▲利川郡財團法人善隣會▲京城府立正學院▲同韓鎭達財團乳兒健康相談所▲水原郡水原聖公會孤兒院▲京城府財團法人京城養老院

忠淸北道　▲淸州邑淸州博仁會

忠淸南道　▲公州邑財團法人公州慣業院▲大田府財團法人大田自彊會▲同大田佛教慈濟會▲瑞山郡瑞山孤兒救濟會▲公州邑鷄龍豐德院

全羅北道　▲全州府財團法人全州有終會

全羅南道　▲麗水郡麗水愛養園▲木浦府財團法人木浦成美會▲光州府全南共濟會▲求禮郡求禮弘濟院▲木浦府木浦共生園▲光州府光州佛教慈光會▲同財團法人光州有隣會▲高興郡小鹿島更生園癩患者慰安會

慶尙北道　▲大邱府慶北救濟會▲達城郡大邱癩病院▲大邱府天主公教修女院附設女子孤兒院▲同財團法人大邱常成會▲達城郡財團法人朝鮮扶植農園▲金泉郡財團法人金泉尙善會▲達城郡大邱警察署少年保護所

慶尙南道　▲釜山府私立釜山相愛園▲同財團法人釜山輔成會▲同財團法人釜山共生園▲馬山府馬山福壽會▲鎭海邑鎭海立正慈救園

黃海道　▲海州郡財團法人海州濟美會▲同財團法人海州救世療養院

平安南道　▲平壤府平壤佛教廣濟會▲同財團法人平壤孤兒院▲同財團法人平壤有恒會▲同平壤私立盲啞學校▲大同郡財團法人日本育兒院平壤支部▲平壤府財團法人平壤慈生院▲同平壤養老院

平安北道　▲新義州府財團法人新義州自制會▲宣川邑宣川昌信養老院▲同財團法人宣川大同孤兒院▲義州邑義州天主公教養老院

咸鏡南道　▲咸興府財團法人咸興博仁會

咸鏡北道　▲淸津府淸津行旅病人救護所▲同淸津私設託兒保護院▲羅南邑羅南佛教慈攝會▲淸津府財團法人淸津濟成會

◇教育功績者等表彰

二月十一日の紀元の佳節を卜して、南總督は恒例に依り教育功績者十七名、社會教化功績者十二名、更生指導農家二十六戸、同中堅中心人物二十六名、同指導者二十六名、その他各種靑年團體、婦人團體、教化團體聯合會、體育協會、鄕約團體等を表彰し、又は助成の意味で補助金を交付した。

◇恩赦に關して

憲法發布五十周年の光輝ある建國の佳節に當り、畏くも　今上陛下には恩赦の大詔を御渙發あらせられたが、この廣大無邊の御仁澤は半島臣民にも及び、朝鮮で今回の恩赦に浴する者は減刑、復權で二萬人、罰金に依るものを含むと約九萬五千人の多數に上る見込みである。而して恩赦の大詔を奉じた南總督は恐懼感激直に本府檢事、刑務所長、警察署長に對し左の訓令を發し、皇恩の萬一に報ひ奉らんことを期せしめた。

朝鮮總督府訓令第三號

朝鮮總督府檢事
朝鮮總督府刑務所の長
朝鮮總督府警察署の長

玆に不磨の大典たる大日本帝國憲法發布五十年の光輝ある建國の佳辰に當り恭しく恩赦の大詔を奉ず聖德洪大無邊天壤と共に覆載せざる所なし、臣次郎奉公の任に膺り恐懼感激措く能はず鞠躬盡瘁以て、聖慮に奉對せんことを期す、職を司法司獄の府に奉ずる者克く此の意を體し愼重事に從ひ萬遺漏なきを期すべし、而して恩赦の惠澤を蒙りたる者に對しては、聖旨の存する所を諭示し懇に誡飭策勵を加へて改過自新の道を啓かしめ以て、聖慈の宏深無窮なるを欽仰感戴して臣民翼贊の道を永遠に遵行せしめ皇恩の萬一に奉對せむことを期せしむべし、此の如きは億兆民生をして和衷協同益々我が帝國の丕基を鞏固にし與に俱に國家の進運を扶持せしむる所を愈々大ならしむる所以にして局に當る者宜しく夙夜精勵して以て斯の隆典をして克く其の終あらしむることに努むべし、右訓令す

昭和十三年二月十一日

朝鮮總督　南　次　郎

◇紀元節祝賀式典

總督府に於ては、二月十一日、南總督首め官民多數參列の下に、朝鮮神宮に於て紀元節祝賀並に憲法發布五十周年祝賀式を擧行したが、同式場に於て、南總督は左の訓示を行ひ以て、肇國の大精神並に憲法發布の大意義を强調し、超非常時下に處し、皇國觀念を昂揚し、內鮮一體の實を强化徹底せしめるところがあつた。

南總督訓示（要旨）

戰時體制下に迎へたる今日の紀元節に於て、皇國肇國の精神を回顧し、併せて、憲法發布五十周年を記念するため玆に、朝鮮神宮境內に於て式典を擧行することゝなりました、然るに本日は、國民精神總動員第二回强調週間の第一日に當るを以て本擧式は三つの意味が結び合つて擧行せられたのであります。

一、紀元節について

今より二千五百九十八年前の今月今日は神武天皇が、大和國橿原に於て御卽位遊ばされたる日であつて、天皇の雄大なる御氣魄、宏遠なる御理想は、天業恢弘（天業を恢め弘べ）八紘一宇（八紘を掩ひて宇となさむ）の大詔に依て、昭乎として悠久の國是を示されたるものであります、この崇高なる肇國の大理想は內に在つては道義國家の建設、外に向つては世界の道義的統一を意味するものと拜察し得るのであります、爾來、歷代の皇統、皆この大精神を繼がせ給ひ、君民一體、醇乎たる國體の精華を形造つて、今日に至つたのであるが、特に明治の維新開國以後、東亞の情勢に處して、我が肇國の大理想は、事ある每に發揮せられ、皇國の國運は一大進展を遂げたのであります、就中、現下の支那事變に對して

は、擧國の信念、鐵の如くに凝結して、史上未曾有の一大聖業を達成すべく邁進致して居るのであります、我等皇國臣民は、神武天皇以來今日まで一貫せる、この崇高にして壯嚴なる國是を十分に認識して、今次時局の意義を把握し、皇國臣民たるの使命遂行に邁進せねばなりません。

二、憲法發布記念について

五十年前の本月本日は、我が帝國憲法の發布せられたる日でありまするから、これを記念するため、政府に於ては、內閣總理大臣告諭を一般國民に發し、訓令を百官有司に下して憲法發布の意義を回顧せしめ、時局打開に邁進すべきを示されました、又東京に於ては、貴衆兩院並に憲法關係各機關の合同を以て天皇陛下の御親臨を仰ぎ、嚴肅なる祝賀の式典を擧行することゝなつて居ります、我が朝鮮にありても、全鮮官民を通じて、嚴かなる式典を擧行致しまするが、特に京城に於ては朝鮮神宮境內に於て神宮の御前に官民多數參集して嚴肅なる式典を擧行する次第であります抑々我が國の憲法は、所謂欽定憲法であつて諸外國の憲法が、人民の君主又は統治者に對する要求、或は强制に對し契約として實現したものに比すれば、全然その動機目的を異にしてゐるものであつて、世界無比なる我が國體の本義に基き、萬世一系祖宗の遺烈を享け給ふ 天皇御自らの 聖旨に依つて實現せられたるものであることを、一大特色と致してゐるのであります明治天皇は、御維新を斷行せられるや、直に專門の學者等に憲法政治の樣式並に運用に關する進講を命ぜられ、臣下に先立つて、深く憲法制定に御心を潛め給ひ明治二十三年を期して國會を開設する旨の詔を下し給ひ、明治二十一年樞密院の新設と共に、伊藤公を議長として皇室典範並に憲法、及びその附屬法典の審議に着手せられるや天皇には終始臨御あらせられて、時に或は玉體御不例の場合或は皇子御病氣の場合、等の事があつても「祖宗の鴻業を繼述して、國家の大憲を議するに區々の私情に依つて阻むべきに非ず」と仰せられ、假令議長より議事中止を乞ひ奉つても御聽許なかつたと漏れ承る程御熱心であらせられたのであります全く 神武天皇の御氣魄を髣髴し奉る聖偉大なる御神格を御備へあらせられましたことを、唯々恐懼感激して追慕し奉るのであります、明治天皇の聖旨に基いて出來上りました我が帝國憲法は、廣く列國の立憲の精を極め、然も我が國特有の國體と國史に則り、固有の良風美俗を助長し傳統の道德情義に悖ることなく、眞に 天皇の神聖と、臣民の自由、生命財產の安固を圖らんとする統治の洪範として實現せられたのであります。

本日の佳節に際し、畏くも恩赦の大詔を渙發せられましたことは寔に感激の極みでありまして我半島の蒼生も等しく御仁澤に浴し得るのであります、その人數は未だ明言し得ませんが、相當多數に上る見込みであります、我等半島官民は一視同仁の叡旨を拜察し、皇國臣民たるの感激を新にし、この宏大無邊の 皇恩を深く心肝に銘記して、益々內鮮一體の團結を固くし、現下の時局を克服する爲め各自その本分遂行に邁進しなければならんと思ひます。

三、第二回精神總動員週間に就いて

本日は我半島に於ける國民精神總動員第二回强調週間の第一日でありますが、この運動の本旨は、各種の行事を通じて、國民擧つて皇

國臣民たるの意識を强化徹底するに在ります換言すれば、建國の大理想といひ、憲法の大精神といひ、皆國民の常識中に普く消化せられて血となり、肉とならなければならんのであります現前混沌たる東亞の事態を克服して、國家的偉業を完成すべき秋に當り、國民個々の信念の內容中に、これら要件が備つて、初めて堅忍持久の覺悟を以て生業報國の信念に邁進する意圖が可能となるのである、我等皇國々民は、この千載一遇の聖業に、現に心身を捧げて參劃しつゝある感激を共にして、時艱克服への邁進を期せなければなりませぬ、茲に所懐の一端を述べて訓示と致します。

◇營林署長會議

本府に於ては二月二十一日營林署長會議を開催したが同席上に於ける南總督の訓示要旨左の如し。

今次支那事變の進展に伴ひ本官より屢次聲明を發し或は訓示を傳達し、半島官民の進むべき道を指示致しました要旨に付ては諸君の十分知悉せらるゝ所と存じます、而して一月十六日を以て發せられた帝國政府の斷乎たる對支態度の聲明と、南北を席捲する皇軍の威力とは今や將に反日勢力を窘窮せしめつゝあり、新政府の發育と北支經濟開發着手により支那軍一掃後の地帶には既に平和の曙色漲るに至つたことは崇高なる皇謨の姿として感激に堪へざる所であります、然れ共、東洋の禍根を培ひ來つた複雜深刻なる國際關係に徵すれば事變は猶未だ其中道に在り、我が國民的戰時態勢に寸隙するを許さない時である、諸君は帝國の國是遂行の本旨を知り時局の重大性を的確に認識して覺悟を新にすると共に部下を率ゐて國體觀念を明徵ならしめ、彌々旺盛なる國民精神を發揮して堅忍持久奉公の誠を盡されたいのであります、最近半島に於ける產業は各般に亘り急激なる發展を遂げ之に伴ひ木材需要の增加亦著しきに至りましたが特に今次の事變に依り多量の時局用材を直間接に供給するの必要を生じ朝鮮に於ける國有林の經營は一段と重要性を加へて來たのであります、事變の前途は今後尙長期に亘るものと覺悟せねばならないのみならず、事變終了の後と雖國策的產業振興の必要上木材の需要は更に增加すべき趨勢にありますので、木材の利用を一層有効適切ならしめ以て生產と消費の合理化を圖り、非常時に於ける木材供給の萬全に努むると共に將來に於ける之が資源の培養增殖を計る爲更新の確實、成林の促進を策し國家百年の大計遂行に遺憾なきを期せられたいのであります、なほ國有林野は前述の通り各種林產物の需要激增の爲往々にして適伐に陷るの情勢に在るのみならず、交通の發達、各種事業の勃興等の爲森林被害誘發の危險は一層多きを加へ來れる現狀でありますから、今後之等の動向に十分なる注意を拂ひ苟も機宜の施策を衍ることなく、一面地元民の善導と相俟つて國有林野の管理保護上萬全を期せらるゝやう切望する次第であります

◇簡易國語教本

十三年度から三箇年間三十萬人に國語を普及徹底させる計畫に用ひる教科書「簡易國語教本」の草案はこのほど本府編輯課で取纒めを終つたので、十七日午前十時から本府關係者と民間の權威者が集まつて協議し直ちに印刷に附し、四月一日から各道で實施される成人男女講習會へ配布することゝなつた。

（二月二十一日）

誌

（自昭和十三年一月十八日
至昭和十三年二月十五日）

一月十八日 大野政務總監東上。

一月十九日 東上中の南總督歸任。

一月二十二日 南總督は午前九時半より本府高等官以上外局課長以上の招集臨時道知事會議の開催中樞院參議朝鮮貴族朝鮮人有力者在城實業財界の有力者新聞通信社代表者を招致して時局下朝鮮施政の方針を闡明し以て協力を求むるところあり。

一月二十四日 制令第一號朝鮮所得稅令中改正公布。

制令第二號、朝鮮營業稅令中改正公布

府令第十號を以て朝鮮所得稅令施行規則中改正。

府令第十一號を以て朝鮮營業稅令施行規則中改正。

府令第十二號を以て製鐵事業者及人造石油製造事業法に依る人造石油製造事業法に依る人造石油製造會社に對する地方稅の免稅に關する件制定發布。

一月二十五日 制令第三號、土地收用令中改正公布。

府令第十三號を以て大正七年朝鮮總督府令第十號（土地收用令第二條第一項布六號の製鐵事業の範圍）中改正。

府令第十四號を以て人造石油製造事業法施行規則制定發布。

府令第十五號を以て人造石油製造事業用品の輸入稅の免除に關する件制定發布。

府令第十六號を以て朝鮮專用鐵道規程中改正。

一月二十七日 勅令第四十號を以て人造石油製造事業法施行期日制定公布。

勅令第四十一號を以て人造石油製造事業法施行令制定公布。

勅令第四十四號を以て人造石油製造事法業の一部を朝鮮に施行するの件公布。

二月一日 勅令第四十三號を以て石油業法施行中改正。

府令第十七號を以て私設無線電信無線電話規則中改正。

二月三日 中國臨時政府は京城總領事竝に鮮內各地の領事を左の如く正式任命した。

任京城總領事　范　漢　生

任新義州領事　馬　永　發

任元山副領事　彭　義　信

任釜山領事代理　袁　毓　堂

二月五日 勅令第六十九號を以て朝鮮總督府部內臨時職員設置制中改正。

府令第十八號を以て官國幣社以下神社に於て行ふ昭和十三年の紀元節祭の祝詞辭別發布。

二月九日 全鮮各刑務所に教育勅語謄本傳達二月十一日を期して一齊に奉讀式を行ふ筈

二月十日 時局對策委員會規定委員その他發表さる。

鴨綠江・豆滿江二大鐵橋架設に關する覺書正式調印を交接するため滿洲國交通部村田事務官同外務局薛事務官午前三ひかりにて入城。

二月十一日 本日より第二回國民精神總動員强調週間に入る。

恩赦の大詔渙發せらる。

二月十二日 府令第十九號を以て朝鮮農業倉庫業令施行規則中改正。

編輯後記

二月十一日の紀元節は、何時の年でもわがすめら御國を肇め給ひる　神武天皇のむかしを回顧し、その偉大なる天業恢弘八紘一宇の御理想といやつぎ〳〵に榮え來りし金甌無缺の國體とを憶念して、われら皇國臣民たるの有がたさを感謝しわれらの日本精神に一段の生氣を喚起する誠にありがたき日であるが、今年の紀元節は宏遠なる肇國の大理想が潑剌として實現せられつゝある時局に際し、且つは萬國に絕せる憲法發布五十周年を記念し、尙ほこの日を以て國民精神總動員第二回强調週間の第一日とした誠に意義深き日であつた。

×

今次事變を以て日本が東洋平和の美名に藉口してその私慾を滿さんとするものであるとなすが如き謬まれる譬は、痛ましいかな未だ國外に存在する。この見解も從來世界の各地にあらはれた國際紛爭を標準として判斷する限り間違ないところである。しかし日本は別だ。日本は未だ嘗て私慾の爲に國際紛議を釀したことがない。日本は常に道義に立つて鉾を執る。この道義の聖戰、これはやがて肇國の理想實現化の一方途に他ならない。天業の恢弘であつて人慾の滿足でなく、東洋一家、世界一家の絕對的平和鄕を實現せむとする悠遠崇高なる國是の進程である。やゝもすればわがすめら御國を他の外國と同一に觀、從つて今次事變の眞義に徹せざる不心得者も、舶來尊重者流になしとしない、さう云ふ者には卷頭所載南總督の訓示を再讀して日本の紀元節を體得するやう敎へてやるが可い。

×

大道なき砂濱を步む者は得て千鳥足の足跡をのこす。左を恐れて右に行きすぎ、右を嫌つて左に傾きすぎる、過ぎたるは及ばざるが如し。現下非常時局に際し、各層とも常規を逸し勝ちな時に於て、吾等の最も注意すべきことは、中正の大道を見失つてはならぬことである。物見遊山ならばまだしも重積を負つて目的地に急がむとする者にとつては完全な大道をはづれて如何でその目的を達すべき。之等の譬諭は何を云はんとするか、他なし五十年前　明治天皇に依つて欽定された憲法を時局多端なればなる程ありがたく拜讀すべきである、と云ふことである。憲法はわが國運發展の大道である。この五十周年記念式典が今次の紀元節に於て擧げられたことは、たゞ〳〵感激の極みではないか。

昭和十三年二月二十五日印刷
昭和十三年三月　一　日發行

發行人　朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所　朝鮮總督府
印刷所　京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地　朝鮮印刷株式會社
一手賣捌所　京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地　朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇番

朝鮮
改正敎育令
志願兵制度
實施記念特輯
四月號
昭和十三年四月一日發行
朝鮮 第二百七十五號
四月號

朝鮮 四月號 目次 第二百七十五號

口繪

教育令改正・志願兵制度實施記念特輯

★朝鮮の赤誠　その一★

（內閣情報部主催思想戰展覽會に於ける朝鮮總督府出品於東京高島屋）

血書して志願

を收容する
訓練所
京城近郊に新設
血書して志願
けふ四名

銃後のまもり

浮石寺本尊（本文記事參照）

京城郊外龍馬峰廣津城址出土百濟古瓦

（本文記事參照）

★朝鮮の赤誠　その二★

けふ改正朝鮮教育令公布

全半島に揚る歓喜の嵐

南總督諭告を發す

愈よ四月一日から實施

統治の一新時期を劃すべきを信ず

内鮮人教育に關する差異撤去さる

志願兵制度の實施に就て

千人針

時局座談會

朝鮮

四月號　第二百七十五號

內鮮一體の完成へ

今回朝鮮に內鮮人敎育一元化の學制と朝鮮人壯丁に對する志願兵制度の實施を見るに至つた事は誠に慶賀に堪えざるところである。之等の制度は明治四十三年倂合の當初に於て既に確定せられた內鮮一體化途上の自然的過程として必要且つ妥當な施設であるから、早晩斯くあるべきは當然なことであるが、倂合以後半世紀にも滿たざる今日に於てしかも半島二千餘萬の同胞等しく感激して之を迎ふることは實に驚異すべき現象である。

× × × × × × ×

學制改正に對する歡呼は論ずる迄もない、志願兵制實施の報一度び傳はるや、半島青年の出願者響の聲に應ずるが如く續出し血書以てその切願を訴ふる者さへ出づる有樣である。これ他なし、さきには國際聯盟を脫して滿洲國の建業を援け今また新支那建設の爲に貴き犧牲を拂ひ、一意東洋平和王道樂土展開に盡す皇國の公明正大なる精神と、着々として曠大の偉業を成就しつゝある國力とを實見し、嘗ては朝鮮統治を誤解し之を歐西の植民統治に類推して不滿を抱懷せる者も、釋然として倂合の大精神を了解し來り、茲に吾等も皇國臣民たるを誇り、喜び、感謝するの情湧然として沸き起つたに因る。

× × × × × × ×

然しながらかゝる內鮮一體の情操は一朝にして生ずるものではない、同時に一時にして完成せられるものでもない。その今日あるを效したのは過去二十八年間の統治と內鮮不斷の交誼とが概ねその宜しきを得たるが爲である。從つて今時に表現せられた感激を以て直ちに內鮮一體の完了せられたものとは云はれない。半島同胞擧つて皇國臣民たるを言擧げせずして皇國臣民たるの實を行ふ所まで尙若干の道程があるであらう。吾等は新制兩者の實施をよろこぶとともに將來一層の內鮮一如化に精進しなければならぬ。

教育令改正志願兵制度實施記念特輯

諭告

曩ニ陸軍特別志願兵令公布セラレ今復改正朝鮮教育令ノ公布ヲ見タルニ際シ疆內官民ニ告ゲテ其ノ深思ヲ喚起セントス

抑々朝鮮統治ノ目標ハ斯域同胞ヲシテ眞個皇國臣民タルノ本質ニ徹セシメ、內鮮一體、倶ニ治平ノ慶ニ賴リ、東亞ノ事ニ處スルニ在リ。即チ歷代當局苦心相承ケ一視同仁ノ　聖旨ヲ奉體シテ施政ノ暢達、民福ノ增進ヲ圖リ、特ニ教育ニ於テハ我ガ國民彝倫ノ規範タル教育ニ關スル勅語ニ恪遵シ、日本精神ノ培養ニ努メテ以テ今日ノ庶績ヲ見ルニ至レリ。然リト雖、新東亞建設ニ赴ク我ガ帝國ノ重責ハ益々國民資質ノ醇化向上ヲ必須ノ時務トシテ罷マズ、乃チ此ノ國勢ニ副ヒ此ノ世運ニ應ズルノ途ハ、國體明徵、內鮮一體、忍苦鍛錬

ノ三大教育方針ヲ徹下シテ、大國民タル志操、信念ノ練成ヲ基幹ト爲サヾルベカラズ。之レ教育施設ノ擴充强化ヲ不斷ニ企圖スルト共ニ、玆ニ新ニ朝鮮教育令ノ改正ニ依リ、普通教育ニ於ケル國語ヲ常用スル者ト然ラザル者トノ區別ヲ撤廢シ、内鮮人均シク同一法規ノ下ニ教育ヲ授クルノ道ヲ開キタル所以ナリ。

偶々這次事變ニ際リ半島ニ漲溢シタル愛國ノ至誠ハ人天共ニ感應スル所、竟ニ國防ノ重任ヲ分荷スル志願兵制度ノ實現ヲ迎ヘ皇國臣民タルノ名實愈々備ハリ、人心自ラ興起スルモノアルハ眞ニ同慶ニ堪ヘズ、惟フニ之レ新ニ點睛ヲ加ヘタル學制ト形影相伴ヒ、彼此交倚シテ統治ノ一新時期ヲ劃スベキヲ信ジテ疑ハザルナリ。

疆内官民須ク敍上兩個ノ新制度ノ精神ヲ正解シテ協戮之ガ運行ヲ愆ラズ、施設ノ適正、籌策ノ萬全ヲ期シテ以テ國家ノ期待ニ對應センコトヲ勗ムベシ。

昭和十三年三月四日

朝鮮總督　南　次郎

志願兵制度實施に就て

南朝鮮總督談

朝鮮人に適用さるゝ陸軍志願兵制度は其の後關係機關に於て審議中であつた處、愈御裁可を經勅令として本日公布さるゝに至つたことは國家の爲寔に慶祝に堪へない。

本制度の實現は朝鮮統治上、明確なる一線を劃するものであつて、此の意議のみを以てしても昭和十三年は永久に記念さるべき年であると信ずるのである。謂ふまでもなく本制度は半島同胞の忠誠が強く人天を動かした結果として生れ出でたものであるが、內外一般識者の間では異常なるる關心を以て此の實績如何を重視して居ることゝ思はれる、故に今後に對する期待としては其の志操、其の能力に於て、帝國軍人として恥かしからぬ資質を備へた青年が輩出して事實の上に本制度の精神を生かし、半島の名譽を發揚せねばならぬのである。

我半島青年は軍隊に入ると否とに拘らず、國防の任を負擔する名譽に對しては必ず重責の伴ふ所以を辨へ、豫て體得したる皇國臣民としての眞精神を完き姿に於て具現することを願ふてやまない。

志願兵制度實施に就て

小磯朝鮮軍司令官談

今回陸軍特別志願兵令の施行を見、玆に朝鮮同胞が直接我が國防の任に當るの途を拓かれたことは皇國の爲洵に慶祝に堪へない。特に朝鮮に職を奉じ本制度の實現を祈念して居つた本職としては寔に感慨無量である。

這回の志願兵制度の御採用が　歴代天皇の示し給へる一視同仁の　聖慮に基くものたることは申すも畏き極みであるが、半島同胞が苟も皇國民臣として至高至大なる國防の任務を負荷せしめらるゝこととなつたに就ては深くその意義を省察し、更に其の覺悟を新にするの要大なるものありと信ずるのである。

卽ち本職は本制度の採用に依り內鮮一體的聖業に向ひ最も力强き一歩を進め得たることを欣ぶと同時に、特に强調し度き點は本制度は完全なる兵役法の適用にあらずとは云ひ乍ら志願に依り一旦兵役の榮譽を擔ひたる後に於ては其の身分の取扱及服役に關しては一般徵兵に依る兵員と同一無差別のものであつて、一般の將兵と共に或は國土防衞に或は攻城野戰に活躍せしめ

らるゝは勿論、又下士官或は將校に進むの途も拓かれありて彼の西歐諸國に於ける所謂植民地軍隊の如きものと其の選を異にして居ることである。

尙一般に謂ふ兵役の義務なるものは國民の至高至大の義務であることは申すまでもないが、此の義務の觀念を直ちに所謂泰西流の權利義務の思想を以て解釋するの不可なることである。我が國に於ける兵役の本義は權利を代償とする義務の觀念を超越したる、眞の忠君愛國の至誠に其の根底を發するものであつて其の本質に於て實は義務であると同時に又國民の重大なる精神的權利でもある、玆に皇軍の躍如たる眞面目が儼存し世界無比なる皇軍の强味を物語る所以である。從來動もすれば一部人士の唱へ來れるが如き先づ國民としての義務を果し、以て權利を求むべしと爲し之に兵役問題を關聯せしめんとするが如きは啻に皇軍の本質を蹂躪し、又今回の陸軍特別志願兵令制定の趣旨を沒却するのみならず、進んで國防の任に當らんとする半島青年同胞の崇高なる精神純潔なる心情を害毒するところ洵に大なりと謂はねばならぬ。

要は半島の青年は本制度を通し物心兩面に亘り其全能を最高度に發揮して以て上 陛下の聖慮に副ひ奉ると共に、下内鮮一億同胞の期待に反かざらんことを期すべく斯くして本制度實施の成果は軈て之を擴大するの妥當なる氣運を開拓するの楔ともなり、又進んで我が半島同胞が皇國臣民として如何なる任務にも服し得べき資質の把持者たることを天下に明證するの鍵鑰たらしむるの覺悟が必要である。

今次支那事變に際し勃然として湧起せる朝鮮半島盡忠報國の赤誠が、如何に美しく又如何に世道人心を感動せしめたるか、或は此の道義的内鮮の團結が所謂西洋流の統治論者に靑天の霹靂にも似たる驚異を與へたる事實に想到するとき、本職は今回の志願兵制度の實施に方り我が半島靑年同胞が以上の如き眞の愛國の至情に基く熱烈なる意氣を如實に昂揚することを信ぜんとするものである。

之を要するに我が朝鮮同胞は深く宇宙の悠久なる歴史を省察し、克く現下東亞の事態を認識し新に皇國の使命を一層堅確に把握して以て今次志願兵制度御制定の　御聖慮に應へ奉らむことを祈りて已まざるものである。

志願兵制度實施に就て

大竹内務局長談

曩に朝鮮人に適用せらるゝ陸軍志願兵制度は　御裁可に相成り、二月二十三日陸軍特別志願兵令として公布せられ、之に伴ひ總督閣下及朝鮮軍司令官閣下の談話が發表せられたのであるが、半島二千二百萬の同胞はこの有り難き　御聖慮に感激し、熱烈なる意氣を以て我が國防の任に當らんとする靑年が輩出するに至りたるが、今回志願兵制度と密接なる關係を有する教育

制度の改革が實施せらるゝこととなり、本日朝鮮教育令の改正が公布せられ、同時に兩制度に關する總督閣下の諭告が發せられ、兩制度實施の趣旨竝に半島民の責務や覺悟に付て示されて居るので、今更私より申上ぐる迄もないのであるが、此の機會に於て志願兵制度の實施に當り其の手續に付て申述べたい。

志願兵制度の實施に付ては陸軍特別志願兵令の外、朝鮮總督府陸軍志願兵訓練所官制、陸軍特別志願兵令施行規則、陸軍志願兵訓練所規程、同訓練所生徒採用規則、同生徒採用手續等の關係諸法令の公布を要するのであるが、目下其の準備を終り、近く發布せらるる見込であり、又諸般の打合を必要とするので、近く各道關係官を本府に召集して、實施上の注意を促し萬遺憾なきを期する筈である。

出願手續、採用の方法、訓練所の組織等は右に依り明示せらるるのであるが、訓練所に關する大要を述ぶれば左の如くである。

一、志願兵訓練所に本年入所せしむべき員數は四百人の豫定である。

二、出願者は願書に履歴書、本籍地又は住所地の府尹、邑面長等の保證書、身體檢查表及戶籍抄本等を添付し、之を本籍地所轄の警察署長に提出するのである。之れ等の書式は別に示される。

三、警察署長は其の願書を受理し、身分明細書を作成し、適格者を道知事に申達す。

四、道知事は嚴密なる身體檢査及詮衡試驗を行ひ、其の道に配當せられたる員數だけ訓練所長に推薦す。

五、訓練所長は道知事の推薦者に付、更に陸軍軍醫の行ふ身體檢査を經て入所者を決定し、之を前期入所者と後期入所者に分つ。

六、前期入所者は本年六月訓練所に、後期入所者は本年十二月訓練所に夫々入所せしむ。概ね各六箇月間訓練を受ける。

大體の要旨は以上の通であるが、詳細は關係法令の發布に伴ひ近く發表せらるるであらう。思ふに半島の同胞をして、眞に皇國臣民たるの自覺を培ひ以て我が國防の任務を負荷せしめらるゝは、此の兩制度の實施せらるゝ所以なるを辨へ、深く其の意義を體し、忠誠以て御聖慮に應へ奉らんことを祈りて已まないのである。

朝鮮教育令の改正に就て

鹽原學務局長談

今般朝鮮教育令を改正せられ、來る四月一日より其の實施を見ることとなりましたに就て、

總督に於かれては諭告を發して改正の趣旨を宣明せられ、併せて朝鮮教育の進むべき途に關し諭示せらるる所がありましたが、今茲に朝鮮教育令の沿革及改正教育令の實施要領等の大略を掲げて大方の參考に資し度いと思ひます。

新政以來始めて學制の定められましたのは、明治四十四年八月、即ち併合の翌歲でありまして、之は同年十月一日より實施せられたのでありますが、其の內容は當時の民生の實情に鑑みて簡易適切を旨とし、單に朝鮮人教育に關し規定するに止り、教育を普通教育、實業教育及專門教育の三種に大別して、內地の相當學校に比較し、低位の教育を授けたのでありますが、越えて大正九年、急遽に勃興せる向學心の趨勢に應じ、差向き內地の學校との連絡を可能ならしむべく、普通學校の修業年限を六年に延長して、五年又は四年と爲すことを得しめ、高等普通學校に補習科を置く等の一部改正を施し、施設の普及を圖る一面、學制の全面的改正に關し調査を進め、時運の進展に順應して、大正十一年二月、現行朝鮮教育令の公布といふ制度の大改正を加へらるゝに至つたのであります。同令は同年四月一日より施行せられたのでありますが既に御承知の通、同令は從來の朝鮮人教育の程度を向上して、內地人教育と同等ならしめ、內鮮人教育に關する差別を撤廢するといふことをその根本精神とせられたのでありまして、茲に始めて大學教育も布かれ又師範教育の制度をも設けられまして、內地と同等の域に達したのでありますが、唯特に普通教育に關しては他の各教育が內鮮人全く同一の要旨に依る、所謂共學

の制度を以て其の本體とせられたに不拘、國語を常用する者と然らざる者とに依り、教育機關を分つの制度を執り、學校の名稱も從來のものを襲用することとせられたのでありまして、之が所以たるや即ち內鮮人の間に於ける風俗習慣の相違、世態民度の懸隔著しきものありしが爲、主として教育の便宜を考慮せられたに基くものでありまして、爾來十有六年、此の間師範教育制度の改善の爲、昭和四年及昭和八年の兩回、又實業教育令の改正に伴ひまして昭和十年其の一部改正を見ました外は、根本的の改正はなく、以て今日に及び、下は初等教育より上は大學教育に至る迄、各種教育の備はらざるなく、今日の盛運を見るに至つたのでありまして、往時を顧み洵に隔世の感禁じ得ぬものがあります。

然し乍ら、時勢の進運は駸々乎として已まず、半島の實情亦昔時の面目を一新するものがあり、而も帝國內外の情勢は極めて重要複雜を加ふる今日の狀態に處するには、徒らに舊株を守るの許され難く、一層皇國臣民としての教育を積むに遺漏なきを期することが、切實の要を加ふるに至りましたので、總督の諭告に示されたる趣旨に依り、今回の改正を見るに至つた次第であります。

即ち之に依り、從來に於ける普通教育の內鮮人教育に關する差異は撤去せられ、學制の上に於ては、全面的に內鮮一體の趣旨の具現を見たのでありまして、半島學制上又一劃期たる改正と云ふも過言ではあるまいと思ふのであります。今改正規定の內容の概略を掲ぐれば次の通り

でありますから、當事者は固より一般に於かれましても、之が實施上萬遺憾なきを期せられ度いと思ふのであります。

一、普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校の制度は廢止せられ小學校、中學校、高等女學校に統一せらるることとなる。(第一條)

一、現在の普通學校、高等普通學校及女子高等普通學校は孰れも小學校、中學校及高等女學校となる。(附則第二項)但し現在の修業年限四年の普通學校は仍當分の內修業年限四年の尋常小學校として存置せしめ得る。(附則第三項)而して其の卒業者は、修業年限六年の尋常小學校の第四年修了者と同等に取扱れる。(附則第四項)

一、從來の普通學校、高等普通學校及女子高等普通學校の卒業者に對し與へられて居た、他の學校への入學轉學に關する資格は、從來通之を保有せしむる。(附則第五項)

一、普通學校規程、高等普通學校規程及女子高等普通學校規程は廢止され小學校規程、中學校規程、高等女學校規程及師範學校規程等も當然改正を要することとなるので、此等の朝鮮教育令の施行規則とも云ふべき各學校規程は、併せて教學刷新の趣旨に副ふべく、其の內容に全面的の改正を加ふる方針で、孰れも近々の內に發布せられ來る四月一日より施行を見る豫定である。

一、學校に於ける教授上の要旨、教科目、教科課程等に關しては朝鮮語以外のものは內鮮人全く同一となる。

教育令改正志願兵制度 實施に際しての感想

尹致昊

今般、その實施を發表せられた、教育令の改正竝に朝鮮人志願兵制度に對する、私の感想を、極く簡單に申上げたいと思ひます。去る三月四日、總督府當局から、朝鮮教育令大改正のことが發表せられまして、愈々四月一日から實施せられることになりましたことは、私共朝鮮人としましては、その喜び、測り知れないものがあるのでありまして、事の玆に至りますまでの、總督府御當局は勿論、中央政府當路のお方々の御盡力に對しまして、衷心から、深く感謝の意を表する次第であります。

改正朝鮮教育令の內容を拜見致しますといふと、從來普通學校、高等普通學校、女子高等普通學校と稱して居りました朝鮮人側學校の名稱を、小學校、中學校、高等女學校といふ內地人側學校の呼稱に改正統一せられ、又修業年限四年の普通學校は、當分の間、修業年限四年の尋常小學校として存置せられるのではあるが、その卒業者は修業年限六年の尋常小學校の第四學年修了者と同等に取扱はれることゝなり、學校に於ける教授上の要旨、教科目、教科課程等に關しても、朝鮮語以外のものは內鮮全く同一となつたことなど、要するに、從來に於ける普通教育の內鮮人教育に關する差異が撤去せられ、制學上に於ては、全面的に內鮮一體の趣旨の具現を見たのでありまして、これ卽ち半島學制上の劃期的大改正たることを疑はないのであります。

この朝鮮教育令の大改正をなさしめた、半島の諸事情は、幾多存するでありませうが、何と申しましても、これは申す

も畏き極みながら　天皇陛下の一視同仁の聖慮に依りますこと、又南總督閣下が、總督として御赴任以來常に主張せられてゐました、朝鮮人の差別待遇撤去の主張の一端の具現化でありまして、斯うして一視同仁の御精神が着々として具體化されて行くことに對しまして、私共朝鮮人は、限りなき喜びを有つものでありまして、同時に、この廣大無邊な御聖旨に奉答致すべく、より一層の忠誠を勵まんことを期して居る次第であります。

尙ほ、改正朝鮮教育令の運用に當りましては、朝鮮の有する特殊事情を顧慮して、總督府に於て適宜運用して行かれるといふことは、至極御尤なことでありまして、民衆の文化の程度が内地と差異ある朝鮮に於て、内地同樣に運行して行くことは無理が感ぜられることは事實であり、從つて、實施上圓滑を期する上に、遺憾なきを保せられない現狀でありますから、朝鮮の特殊事情に卽應して、總督府に於て運用せられるといふことは、最も妥當なことだと思ふのであります。

朝鮮人志願兵制度も、去る二月二十三日總督府より發表、四月三日の神武天皇祭の佳節をトして、愈々實施せられることに決定せられましたが、これまた、朝鮮教育令の改正と同樣に、劃期的のものであり、朝鮮史上輝かしき一頁を加へた事柄でありまして、私共半島民は、舉げてこの制度實施に際して、『我々も、國防といふ重大なる義務に服することが出來るやうになつたのだといつて、非常に喜んで居ります。

朝鮮人志願兵制度實施に際しまして、朝鮮の人達から、種々な意見の出て居るのを新聞紙上に依て承つて居りますが、私はこれに對して三つの感想を有つて居ります。

第一は、天皇陛下の一視同仁の恩召に依ること、又他面南總督閣下初め、總督府當局の方々、或は軍當局、中央政府當局の方々の御盡力の結果でありまして、朝鮮人に對して、もう志願兵制度を實施してもよい、といふ風に、朝鮮人を信用して下さつたことに對して、非常な感激感謝を覺えるのであります。併しながら、これの實施に伴つて、多少憂ふるものがあるのでありまして、これが感想の第二であります。卽ち朝鮮には過去何百年といふ長い間、軍事教育といふものがなかつた。そして、民衆は兵隊になることを却つて賤しく思つてゐたといふやうな關係から、軍事訓練とか、軍規さういふ

ものに對して殆ど無頓着なのであります。そこで、今度實施に當りましては、四百人を採用されるといふことでありますが、果して彼等が、總督府及び軍當局者に對して、御滿足を與へ得るだけの成績を擧げ得るだらうか。若し成績が思はしくなく、期待の外れるやうなことがあつては、天皇陛下に對し奉り、又當路の方々に對しまして、寔に相濟まぬことになりはしないだらうか、これを、非常に憂へ、虞れるのであります。

併しながら、これが第三の感想でありますが、今次支那事變が發生しましてからこちら、朝鮮の一般の民衆は、銃後の活動に於きまして、所謂忠孝精神を發揚致しまして、可なりいゝ成績を擧げて居りますし、又、北支とか、上海などの戰線に於きましても、朝鮮の青年達が義勇隊などを結成し、立派な働きをして軍當局の方々からの御賞讃を受けて居りますので、これらを考へ合せますといふと、朝鮮人の志願兵制度が初めて實施されるとしても、相當いゝ成績を擧げて、爲政者當局竝に軍當局に御滿足を與へることが出來はしまいかと思ふのであります。

要するに私共朝鮮の人は、今度朝鮮教育令の改正、朝鮮人志願兵制度の實施等のことがありまして、内鮮差別撤廢の事柄が着々實現して來てゐるのでありますから、この一視同仁の御仁澤に對し奉り、又、爲政者當局の御盡力に叛かざるやう、より一層眞に日本國民としての赤誠を披瀝して、躍進日本帝國のため、大いに奮闘活躍する決心を堅くする次第であります。

志願兵令施行に際しての感想

陸軍少將　前田昇

這般、陸軍特別志願兵令が發布せられた。その第一條には

戸籍法の適用を受けざる年齢十七年以上の帝國臣民たる男子にして、陸軍兵役に服する者は、陸軍大臣の定むる所に依り、銓衡の上、これを現役又は第一補充兵役に編入することを得。

と規定せられてあるが、これは取も直さず、朝鮮人に於ても、帝國臣民としての、最高の義務の一たる國防の大任を分荷遂行し得ることを決定したのであつて、この事柄は正に朝鮮統治史上、劃期的事業にして、一視同仁の御仁澤の然らしむるところ申すも畏き極みであるが、他方朝鮮人諸君が、日韓併合以來、就中今次支那事變を契機として顯現し來りたる眞に皇國臣民としての自覺に基く、烈々たる愛國心の披瀝が天人に通じたるところ、亦言を俟たず、吾人等は、この廣大無邊なる　皇恩に只管感謝感激すると共に、啻に朝鮮のためのみならず、邦家のため、衷心より慶祝の念を禁じ得ないのである。

陸軍特別志願兵令が施行せられるに際り、或は人に依ては國民の最大義務たる兵役義務の負擔といふことの代償として國民最大の使行の權利——即ち參政權の附與といふことを主張する者がある。この主張は、所謂權利義務の觀念から論ずれば、尤もなる主張で、參政權といふ使行の權利の對象として兵役に服するといふ見方が成立する。併しながら日本に於ける兵役の義務は、斯くの如き見解よりするものとは、全くその本質を異にするものである。

該志願兵令發布の當日、小磯朝鮮軍司令官は、發表した談話の中に左の如く述べられてゐる。

（前略）一般にいふ兵役の義務なるものは、國民の至高至大の義務であることは申すまでもないが、この義務の觀

念を、直ちに所謂泰西流の權利義務の思想を以て解釋するの不可なることである。我が國に於ける兵役の本義は、權利を代償とする義務の觀念を超越したる、眞の忠君愛國の至誠に、その根柢を發するものであつて、その本質に於て、實は義務であると同時に、又國民の精神的權利でもある。玆に皇軍の躍如たる眞面目が儼存し、世界無比なる皇軍の强味を物語る所以である。

從來動もすれば、一部人の唱へ來れるが如き、先づ國民としての義務を果し、以て權利を求むべしとなし、これに兵役問題を關聯せしめんとするが如きは、啻に皇軍の本質を蹂躙し、又今回の陸軍特別志願兵令制定の趣旨を沒却するのみならず、進んで國防の任に當らんとする半島青年同胞の崇高なる精神、純潔なる心情を害毒するところ、洵に大なりといはねばならぬ。(後略)

小磯軍司令官のこの言葉は正に至言であつて、日本に於ける兵役の本質を十分物語つて餘すところがない。

卽ち、日本に於ける兵役は、國民皆兵、所謂必任義務であつて、西洋式の權利義務から割出された見解とは、全くその本質に於て、氷炭相容れないものがあるのである。從て、今般實施せられるに至つた陸軍特別志願兵令に對してこれを所謂、權利義務の代償觀念的に取扱ふことは、我が帝國々軍の萬邦無比なる特質を傷けるも甚だしいといはねばならない。

併しながら、これを結果的に考へるならば、朝鮮人の兵役義務服務の方途が拓かれたといふことは、それだけ朝鮮の民度が向上し、又朝鮮同胞間に於ける國體觀念の徹底化、皇國臣民としての資格を具有して來たといふことを物語るものであつて、この見解より推論して行く時、玆に、動もすればその代償として考へられ勝ちである、參政權附與の問題解決の時機を促進せしめた、とも解釋し得られるのであるが、併し吾人は、該志願兵令に關する限り、決して權利の代償としての義務と解釋することは誤謬亦大なりと信ずるのである。

更に或る者は、先づ志願兵制度を施して、その實況を實見して後、初めて徵兵義務を課す、その試驗的手段が今回の志願兵令實施だと見る向もあるが、これは、全然誤謬に基く觀察だとは斷じ得ざるも、併し、斯くの如き意味は毫も包含してゐないと吾人は考へる。

抑々國民皆兵といふ、卽ち必任義務の服務資格は、該義務と緊密なる關聯を有つそれらの者の具有する教育、生活力、思想――換言すれば、その民度及び民情が、一般的に考察して、必任義務の服務に可能なる時に於て初めて附與せられるのである。

玆に於て、個人的に、乃至、部分的に考察する時は、自ら異なるものが存在するのであるが、これを一般的に、全體的に仔細に觀る時は今日の朝鮮人の教育程度、生活程度、思想的問題等からして、現在必任義務を課するに可能の時機でないといふことは、何人にも首肯出來得る事柄であると思ふ。仍て、今回實施の志願兵制度は、卽ち、斯くの如き一般的狀態に鑑みて、個々の條件が兵役の義務に服しても支障なしと見られる者のみを選拔採用する制度なのである。從て、このことは所謂徵兵制度に對する精神的前提ではあり得ても、決して直接的前提ではあり得ず、又試驗的意味は毫末も含有するものでもないのである。

併し吾人は半島人全般の各種の條件が、その服務に對して支障なき時機が到來したる日に於ては、必任義務の施行が實現すると思ふ。故に今日に於ては、先づ自己を考へ、家庭を考へ、すべての點に於て、兵役の義務を果し得ると確信する者のみが志願すべき程度の朝鮮の現狀であると思ふ。が、吾人は半島に所謂必任義務施行の日が一日も速に到來せんことを希求して已まないものである。

今回志願兵令の實施を見たといふことは、半島全般の事情が、物心兩方面から觀察して、この時機に至つたことを實證するものであつて、この劃期的の事業は、內鮮一體具現化を大いに促進せしめたものでもあり、この意味に於て朝鮮に於ては、未曾有の慶事といはなければならない。

感激新たなる朝鮮

陸軍特別志願兵令／改正朝鮮教育令 兩制度實施

編輯部 東山浩太郎

君が惠みに幾十年
半島文化日進の
績はこゝに華咲きて
二つの制度今成りぬ

元氣な、併し歡喜にふるうメロデーが陽春彌生の空を衝いて流れて來る。四月三日全鮮一齊に擧行せられる改正朝鮮教育令、陸軍特別志願兵令兩制度實施祝賀行進の歌だ。

◇

支那事變勃發後に於ける朝鮮同胞の愛國的感情の發露は、朝鮮内外の人達をびつくりさせた。あらゆる銃後活動に對して、彼等が、眞に皇國臣民としての自覺に立脚して、遺憾なく披瀝したるあの烈々火と燃ゆる赤誠は、朝鮮施政以來二十有八年の間、未だ曾て見ざる未曾有の現象であつて、この半島同胞の擧措は期せずして、朝鮮施政の大理想、内鮮一體の實を如實に示現したのであつた。

最近の調査に依る半島内に於ける愛國獻金の總額は、四百九十餘萬圓の巨額に達してゐる。この四百九十餘萬圓の金字塔は、即ち内地人約七十萬人を含む半島二千三百萬同胞の烈々の赤誠が築き上げたのだ。

半島同胞のこの「誠」は、遂に人を動かし、天を動かした。朝鮮統治史上、正に劃期的施設といはれる陸軍特別志願兵令、改正朝鮮教育令の施行と云ふ、半島同胞の感激歡喜する朗報を玆に齎らせたのである。

◇

去る一月十五日、折柄滞京中であつた南總督は、内鮮言論機關に對して左の談話を發表した。

今回の上京は、内閣總理大臣よりの招致に依り、時局下の朝鮮の現狀、特に内鮮一體を中心とする人心の動向及び、その後の施政の重要問題につき、上奏の爲である。

就中目下計畫を進めつゝある學制の改革半島人の志願兵制度は、劃期的の問題なるが故に、總督自ら委曲を闕下に伏奏し奉つた次第である。

即ち、南總督は、右の談話に於て、朝

鮮統治史上に一大エポックを劃する、朝鮮人の志願兵制度、並に、内鮮共學制度の確立たる朝鮮教育令改正の、二大制度實施の意嚮を表明したのである。半島民衆には、寢耳に水の朗報である。

南總督の右の談話發表に引續いて、同日夕刻陸軍省では左の要項を發表した。

【東京電話】（陸軍省十五日午後四時三十分發表）朝鮮の民度民情の進展に伴ひ、朝鮮人に對しても志願兵制度を施行し、これに依て皇國臣民たるの鍛錬を加へ、内鮮一體の國防に寄與せしむるを適當と認め、志願兵は朝鮮總督府に於て、特別の教育を施せるものを選抜採用し、採用後の身分取扱及び服役は內地人徵募兵と同樣とする如く、目下陸軍、拓務兩省に於て立案し、愼重審議中なり。

更に、右の陸軍省發表と相前後して東京電話として、鮮内各新聞紙は左の如く實施期、年齡その他の案の骨子を、半島同胞に傳へた。

【東京電話】（朝鮮總督府許可濟）朝鮮に現役志願兵制度を設定することについては、豫て陸軍省・拓務省・朝鮮總督府の關係當局に於て愼重審議を遂げて政府の方針も決定してゐたが、滿洲事變より引續き今回の支那事變勃發以來朝鮮人の愛國的精神の發露に鑑み、速かに實施することゝなり、いよ〳〵近く勅令を以て、兵役義務は內地に本籍を有する帝國臣民に限定されてゐるのを、朝鮮にも適用せしめ、志願兵制度を公布することゝなつた。而して志願兵制度に依り採用されるものは陸軍部隊に編入されるもので、その骨子は大體次の如くである。

實施期　本年四月（豫定）
年　齡　十七歲以上
在營年限　二　年
採用兵種　歩　兵

採用者は現役志願兵制度に依り詮衡して、本年度は四百名を採用、六ケ月間訓練を行ひ、終了者は朝鮮師團に分散編入する方針である。（京城日報一萬八百四十號）

それから月餘――三月二十三日には、南總督の言葉は愈々茲に具體化して、陸軍特別志願兵令は、勅令として、陸軍省より公布發表され、同時に來る四月三日神武天皇祭の佳節を卜して該令を施行する旨、公布發表せられたのである。

陸軍特別志願兵令（全文）

第一條　戸籍法の適用を受けざる年齡十七年以上の帝國臣民たる男子にして陸軍兵役に服するものは陸軍大臣の定めるところに依り詮衡の上これを現役又は第一補充兵役に編入することを得

前規定により現役又は第一補充兵役に編入せられるものゝ兵役に關しては陸軍大臣の特に定める場合を除くの外兵役法の定むるところに依り現役兵又は第一補充兵として徵集せられたるものゝ兵役に同じ

第一項に規定する年齡は志願の年の十二月一日に於ける年齡とす

第二條　前條の規定による現役又は第一補充兵役に編入すべき員數は毎年陸軍大臣上裁を經てこれを定む

前條の規定により現役又は第一補充兵役編入の手續を終りたる時は陸軍大臣はその狀況を上奏すべし

第三條　補充兵役國民兵又は兵役を終りた

るものにして戰時又は事變に際し陸軍部隊編入を志願するものは陸軍大臣の定めるところにより詮衡の上これを適宜の部隊に編入することを得

前項の規定により陸軍部隊に編入せられたるものゝ身分取扱は召集中のものに同じ

第四條　前條の規定により陸軍部隊に編入せられたるものはその編入間第一國民兵役にあるもの、又は豫備兵役後備兵役若くは第一國民兵役たりしものにありては後備兵役にその他のもの（第一補充兵役を除く）にありては第一補充兵役に服せしめ兵役を終りたるものにして前に兵の階級を有したるものに對しては陸軍部隊に編入の際これに前に有したる兵の階級を與ふ

第五條　陸軍大臣は朝鮮にありては道知事及び警察署長を以て第一條に規定する事務の一部を擔任せしめることを得

附　則

本令は昭和十三年四月三日より之を施行す

該志願兵令發布と共に、總督府では、朝鮮軍と緊密なる聯携を執りつゝ、該志願兵令實施に伴ふ諸般の準備を鋭意進めて來たが、三月二十日に至り、陸軍特別志願兵訓練所（假稱）昭和十三年度入所生徒約四百名の募集要項を左の如く發表した。

募集要項

一、採用人員　約四百名

一、入所期

前期（六月十五日）　約二百名

後期（十二月十日）　約二百名

前期訓練修了者は歩兵隊に後期訓練修了者は特科隊に編入見込

（一）陸軍特別志願兵たることの要件

昭和十三年二月二十二日勅令第九十五號陸軍特別志願兵令第一條に依り陸軍の兵役に服し得る者は朝鮮總督府陸軍特別志願兵訓練所の訓練を經たる者に限る

（二）志願者の資格

イ、左の各號に該當し本籍地所轄道知事の推薦したる者より選抜採用す

一、年齢滿十七年以上の者（昭和十三年十二月一日に於て滿十七年以上に達する者）

二、身長一・六〇米以上にして陸軍身體檢査規則の規定に依る體格等位甲種の者

三、思想堅固にして體軀强健精神に異常なき者

四、修業年限六年の小學校を卒業したる者若は之と同等以上の學力者

五、行狀方正にして禁錮以上の刑に處せられたることなき者

六、入所及服役中一家の生計竝に家事に支障なき者

ロ、左の各號の一に該當する者は之を採用せず

一、妻ある者

二、破産者にして復權を得ざる者

三、親權を行ふ者若は後見人に於て前號の事由ある者

四、罰金刑以下の刑に處せられたる者と雖其の所犯志願兵として不適當と認むる者

（三）志願手續

入所志願者は願書（様式第一號）に履歴書（様式第二號）、住所地又は本籍地の府尹又は邑面長の保證書（様式第三

號）公醫又は官公立病院の醫師の作製せる體格檢査表（樣式第四號）及戸籍抄本を添付し四月十日迄に之を本籍地所轄警察署長に提出すべし

朝鮮外に居住する志願者は居住地の市町村長又は之に相當する機關若は所轄日本領事の保證書を以て前項の保證書に代ふることを得

（四）志願者詮衡試驗

志願者は本籍地所轄道知事の行ふ詮衡試驗を受くべし但し朝鮮內に居住せる者にして本籍地外に在る者は住所地所轄道知事の行ふ詮衡試驗を受くることを得

身體檢査は陸軍身體檢査規則に定むる陸軍志願者身體檢査の規定を準用して之を行ふ

口頭試驗は人物考査に重きを置き之を行ふ

學科試驗は小學校卒業の程度に依り國語（譯解、作文及書取）國史及算術の三科目に付之を行ふ

詮衡試驗の日時及場所は施行十日前迄に之を志願者に通知す

（五）採否決定

本籍地所轄道知事より推薦したる志願者に對しては陸軍身體檢査規則の規定に準じ朝鮮軍司令官の指定する軍醫に委囑して身體檢査を行ひ志願兵訓練所長採否を決定す

採用したる者の氏名及入所期は朝鮮總督府官報を以て之を公示し且志願者に通知す

（注意）

イ、志願手續の詳細に關しては居住地又は本籍地の警察署に付照會すべし

ロ、第三項の願書及體格檢査表は警察署より交付を受けたる用紙を以て作製すべし

ハ、住所地所轄道知事の行ふ詮衡試驗を受けたる者も本籍地所轄道知事之を推薦するものとす

ニ、受驗及入所の爲に要する旅費其の他の經費は自辨とす

ホ、入所中は糧食及被服を官給す但し小額の學用品費及小使錢を要する見込なるも詳細に關しては採用決定者に指示す

◇

勅令の發布、陸軍省發表、生徒募集要項の發表等に依て、その實施及び內容も玆に確定したのであるが、これより曩勅令發布の當日（三月二十三日）南總督は再び左の談話を發表して、該制度の誕生を慶祝すると共に半島民衆に對する希望を披瀝し、又、同日小磯朝鮮軍司令官も別揭の如き聲明書を發表したのである。

南總督談

朝鮮人に適用さるゝ陸軍志願兵制度は、その後關係機關に於て審議中であつた處、愈々御裁可を經、勅令として本日（二十三日）公布さるゝに至つたことは、國家の爲寔に慶祝に堪へない。

本制度の實現は、朝鮮統治上明確なる一線を劃するものであつて、この意義のみを以てしても、昭和十三年は永久に記念さるべき年であると信ずるのである。

いふまでもなく、本制度は半島同胞の忠誠が强く人天を動かした結果として生れ出たものであるが、內外一般識者の間では、異常なる關心を以て、この實績如何を重視してゐることゝ思はれる。

故に今後に對する期待としては、その志

操、その能力に於て、帝國軍人として恥かしからぬ資質を青年が輩出して、事實の上に本精神を生かし、半島の名譽を發揚せねばならんのである。

我が半島青年は、軍隊に入ると否とに拘らず、國防の任を負擔する名譽に對しては必ず實責の伴ふ所以を辯へ、豫ねて體得したる皇國臣民としての眞精神を、完き姿に於て具現することを願ふてやまない。

◇

韓國時代に存在した朝鮮人の兵役制度は明治四十三年日韓併合成るに伴つて廢止せられ、爾來今日まで、將校として帝國軍人となり得るの方途は開かれてゐたのであるが、一般民衆の兵役服務の制度は未制定のまゝ今日に至つたのである。

從て、朝鮮人に於ては、國防義務の大任を分荷する名譽の附與せられる日を、皇民としての眞面目な生活の裡に、幾年か待望してゐたのであつた。その時、偶々昨夏支那事變が勃發した。容共倚歐政策の下に、徒らに抗日侮日に奔命し、延いて東洋平和の攪亂を敢てして來た蔣政權に對して、我が帝國は、その負荷した國際正義の立場から、涙を呑んで斷乎破邪顯正の劍を執つて起つたのである。この秋、半島民衆はおしなべて、この聖戰の眞の意義をはつきり認識して、皇國臣民として、愛國活動、銃後の護りのため、敢然として起ち上り數々の涙ぐましき愛國美談、軍國佳話を齎らして、出來るだけの忠誠を勵んだのである。

◇

けれども、半島の人達の、あの烈々火と燃ゆる愛國活動は、決して、何等かの代償を希求する不純さから出發したものではない。――自分等も日本帝國臣民としての榮譽を擔ふ――この感謝報恩の念から出發した巧まざる、清淨な理念の具體的表現であり、萬邦無比な皇國々體觀念の感觸から迸り出た、崇高な營みなのである。今回の陸軍特別志願兵令の實施を見たのは、結局半島同胞のこの巧まざる、清淨な「誠」が天人に通じた實證であつて、該令の發布實施こそは、彼等のあの「誠」に對する、天人の快い贈り物である。

一月十五日、突如、この快報が傳へられるや「おゝ我等も日本の兵隊さんになれるんだ」――この歡喜は、この感激は忽ちにして全朝鮮津々浦々に滲透し、「萬歲萬歲」の歡聲は鮮內至る所に漲り溢れたのである。

◇

中でも、取分け喜んだのは、蓋し志願資格可能な半島青少年達である。

――僕も軍人になるんだ。

――いや僕もだ。

青年團員や、訓練所生徒や、學生々徒達は手ぐすね引いて待つてたとばかりに、總督府、軍當局、地方官廳、警察署などに、どつと押寄せて來て當局者を面喰はした。今日まで判明した志願希望者

數を擧げて見ると一月十五日から三月十一日までの二箇月そこ〳〵に、本年度採用人員約四百名の約十倍たる三千五百名の多きに達してをり、京畿道の六百十九名を筆頭に鮮內各道からは勿論のこと、內地やその他の在外朝鮮人青年も加つて居り、彼等は何れも、烈々たる意氣を披瀝して志願書を呈出し、中には丈餘の奉書に血の跡も生々しく、赤心を托した者さへもある。

左の一文が卽ちそれだ。（口繪寫眞參照）

三月三日

拜啓

志　願　書

私は朝鮮半島一人の人民です。閣下樣にお願ひを致したきことは、志願兵として入兵をさせて用ひたいのです。

小生は幼い頃から、貧しき村家から生れ育立、苦學でやつと普通校六年を終へました。私は今半島人民として志願兵として入兵させて戴き度希望してあります。小生は國防獻金でも出しますが、左程なる生活でもありません。若し小生を入兵させて下され、滿一の場合、御危險なる時には、戰中にも、右手で銃握り、左手では閣下の身代りになつて、國の爲に、或は半島のため盡し、名譽を得たいのであります。どうぞ私を入兵させて下さい。戰中にも戰つて、御恩返しをきつとします。

この血書は左手を切つた出血書です。寫眞は本人です。　草々

大正七年一月十九日生

閣下殿

（原文のまゝ）

◇

更に半島民間各方面の感激の聲を摘錄して、その俤の一班を窺ふよすがとしたい。（京城日報より）

陸軍中將　魚　潭氏

今回朝鮮に志願兵制度が實施せられることになつたことは、朝鮮同胞待望中の一つであり、內鮮一體の具現を名實相伴はしめたものである。これ偏に歷代總督の御貢獻であり、殊に南總督の大英斷に依るものであり、慶賀に堪へない。これに伴ひ今後朝鮮人も國民たるの義務を盡すことになり、更に將來の大きな希望に燃えるものである。今後一日も早く徵兵まで實施され朝鮮人をして眞に國民の義務をより盡さしめると同時に、幸福あらしめたいと祈るものである。（後略）

中樞院參議　崔　麟氏

朝鮮人志願兵制度が實施されるといふことは、日韓併合本來の精神が玆に實現されたもので、眞に慶賀すべきことであり、特に日本軍隊は他の外國の軍隊と異り、天皇陛下の直接御統帥の下にある軍隊であるため、朝鮮人としてこれに參加することは眞に光榮の限りである。この問題は將來內鮮間に橫はるあらゆる問題を解決する鍵とも見ることが出來、この點に於て、吾人は責任の益々重大なるを痛感するものである。終りに一言したいのは、今回が試練的初施設であるだけ、何よりも志願者選擇に資質の水準を高められることが必要であると思ふ。

子爵　尹　德　榮氏

南總督閣下の英斷に感謝する。日本國民として面目を新にした半島人の責務は重且大といはねばならぬ。一視同仁の有難い恩

惠だけに浴してゐた我等に義務を負はされて、こんな嬉しいことはない。

陸軍中將　趙性根氏

朝鮮人志願兵制の實施に對しては感激已まざるところであるが、教育程度の點から半島人として如何にして重責に副ふべきか緊張を感ずる。軍人勅諭五箇條を遵守する國民となり、日本民族として完全な義務を負ふやうになつたこの喜びを何に譬へよう。軍人は現役だけが軍人ぢやない。退役後も常に軍人の精神を失はず、その根本精神を鍛錬して軍事能力增進と、國家のために殪れて後已むの意志の訓練を忘れてはならぬ。

◇

朝鮮教育令の改正は、陸軍特別志願兵令と相前後して、三月四日文部省から公布發表せられ、年度更改日の四月一日から實施せられることになつた。

今回の朝鮮教育令改正は左の勅令の通りであつて、その主要點は、別揭學務局長の談話の中にもある如く、從來半島に於ける普通教育機關の呼稱は、公私立の別を問はず、內地人側は初等級を小學校と呼び、中等級を中學校又は高等女學校と稱し、朝鮮人側にあつては、前者を普通學校、後者を高等普通學校又は女子高等普通學校と呼ばれてゐたものが、改正朝鮮教育令に於て、朝鮮人側に於ける普通學校又は高等普通學校、女子高等普通學校の呼稱を廢し、全部小學校・中學校・高等女學校と內地人側學校呼稱に統一改稱され、從てこれらに使用する教科書も、從來朝鮮に於ては、所謂特殊事情の名の下に、朝鮮人の民度に照合して、總督府學務局編輯課に於て編纂せられたものを使用せしめてゐたのであるが、改正朝鮮教育令の實施と共に、文部省編纂の國定教科書に漸を追ふて統一し、今日まで、內地人は內地人、朝鮮人は朝鮮人と個々別々に學校が分れ、教授を受けてゐたものが、四月一日からは、內鮮一元となつたのである。改正朝鮮教育令全文は左の通りである。

改正朝鮮教育令

朝鮮教育令

第一條　朝鮮ニ於ケル教育ハ本令ニ依ル

第二條　普通教育ハ小學校令、中學校令及高等女學校令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮總督之ヲ行フ

前項ノ場合ニ於テ朝鮮特殊ノ事情ニ依リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ朝鮮總督別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條　實業教育ハ實業學校令ニ依ル但シ實業補習教育ニ關シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

實業學校令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮總督之ヲ行フ

實業學校ノ設立及教科書ニ關シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

第四條　專門教育ハ專門學校令ニ、大學教育及其ノ豫備教育ハ大學令ニ依ル但シ此等ノ勅令中文部大臣ノ職務ハ朝鮮總督之ヲ行フ

專門學校ノ設立及大學豫科ノ教員ノ資格ニ關シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

第五條　師範教育ヲ爲ス學校ハ師範學校トス

師範學校ハ特ニ德性ノ涵養ニ力メ小學校教員タルベキ者ヲ養成スルコトヲ目的トス

第六條　師範學校ノ修業年限ハ七年トシ普通科五年、演習科二年トス但シ女子ニ在リテハ修業年限ヲ六年トシ普通科ニ於テ一年ヲ短縮ス

第七條　師範學校普通科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トシ演習科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ普通科ヲ修了シタル者、中學校若ハ修業年限四年以上ノ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第八條　師範學校ニハ特別ノ事情アル場合ニ於テ尋常科ヲ置キ又ハ尋常科ノミヲ置クコトヲ得

第九條　尋常科ノ修業年限ハ五年トス但シ女子ニ在リテハ之ヲ四年トス

尋常科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十條　特別ノ事情アル場合ニ於テハ演習科ハ尋常科ノミヲ置ク師範學校ニ之ヲ置クコトヲ得

第十一條　師範學校ニ研究科又ハ講習科ヲ置クコトヲ得但シ研究科ハ尋常科ノミヲ置ク師範學校ニ於テハ之ヲ置クコトヲ得ズ

研究科及講習科ノ修業年限及入學資格ニ關シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

第十二條　師範學校ニ附屬小學校ヲ置ク

特別ノ事情アル場合ニ於テハ公立小學校ヲ以テ附屬小學校ニ代用スルコトヲ得

第十三條　師範學校ハ官立又ハ公立トス

公立師範學校ハ道ニ限リ之ヲ設立スルコトヲ得

第十四條　師範學校ノ教科、編制、設備、授業料等ニ關シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

第十五條　公立師範學校ノ設立及廢止ハ朝鮮總督ノ認可ヲ受クベシ

第十六條　本令ニ規定スルモノヲ除クノ外私立學校、特殊ノ教育ヲ爲ス學校其ノ他ノ教育施設ニ關シテハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依ル

附　則

本令ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ朝鮮ニ存スル普通學校、高等普通學校及女子高等普通學校ハ各之ヲ本令ニ依リ設立シタル小學校、中學校及高等女學校トス

尋常小學校ノ修業年限ハ當分ノ內土地ノ情況ニ依リ之ヲ四年ト爲スコトヲ得

前項ノ尋常小學校ノ各學年ノ在學者又ハ卒業者ハ其ノ轉學又ハ入學ノ資格ニ關シテハ修業年限六年ノ尋常小學校ノ相當學年ノ在學者又ハ第四學年ノ修了者ト看做ス

從前ノ規定ニ依ル普通學校、高等普通學校又ハ女子高等普通學校ノ卒業者ノ入學資格ニ關シテハ修業年限六年ノ普通學校ノ卒業者ハ尋常小學校卒業者、修業年限四年ノ普通學校ノ卒業者ハ修業年限六年ノ尋常小學校ノ第四學年修了者、修業年限六年ノ普通學校ノ卒業者ニシテ普通學校高等科ノ第一學年修了者、普通學校高等科ノ卒業者ハ修業年限二年ノ高等小學校ノ卒業者、高等普通學校卒業者ハ中學校卒業者、女子高等普通學校卒業者ハ相當修業年限ノ高等女學校ノ卒業者ト看做ス

◇

朝鮮に於ける普通教育は、特殊事情が

存在する關係から、これを國語を常用する者と、國語を常用せざる者との二種に分類して實施して來た。國語を常用せざる者とは、卽ち主として朝鮮人側を指すのである。

古來朝鮮に於ける敎育は儒學が主流をなして來たが、明治四十三年日韓併合成るや、庶政各般の制度改革と並行して、國家百年の計を樹てるには、敎育がその最中樞をなすといふ關係から、日本國民敎育に統一實施することに決し、時勢の趨勢と民度の實際を愼重考慮研究の結果、明治四十四年八月に至り、初めて朝鮮敎育令を發布し、更に引續いて同年十月各學校官制及び規則を發布し、爾來引續いて、これに據つて朝鮮人敎育を行つて來たが、時勢の進步と民度の向上、竝にそれらに隨伴して熾烈に勃興したる朝鮮人の向學熱等の諸事情は、再びその改正を要求するに至り、大正九年十一月朝鮮敎育令の一部改正を施行し、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以內の補習科を置くことを得せしめ、更に敎育調査會の決定に基き、同十一年二月、朝鮮敎育令を公布して、學制全般に亘つて大刷新を行ふと共に、新に、朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては、朝鮮人であつても、小學校・中學校・高等女學校に入學し得ると同じく、內地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學し得るやうにし、唯、內地人と朝鮮人とは、風俗習慣が自らその趣を異にするものある事情に鑑み、朝鮮人敎育に於ては、その敎科目に若干の特例を設けた外、內鮮人の差別敎育を撤廢すべく努力して來たのであつた。

が、輓近、時勢の進運は、一方朝鮮施政の宜しきと相俟つて朝鮮の文化、民度を著しく向上せしめた關係から朝鮮人の敎育觀念を痛く刺戟し、その向學心は燎原の火の如く熾烈に燃え上つて來たに鑑み、總督府に於ては、この民意に稽へ、銳意敎育機關の擴充を圖つて來た結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅かに一百に過ぎなかつたものが、現在に於ては校數二千六百餘、生徒數九十萬一千百餘人の多數を數へ、普通敎育の普及徹底は、これら普通學校以外の簡易學校施設の狀況にも徵して、愈々玆に本軌道に乘つて來たかの觀を呈して來た。

◇

斯うした情勢を朝鮮の敎育界が展開してゐた時、支那事變が勃發したのであつた。この支那事變の勃發は、朝鮮には、豫測もしなかつた大きなお土産を持つて來た。朝鮮人の志願兵制度がそれである。敎育施設の擴充强化は、この志願兵

令施行と、一連の理論的關聯ありと考へられる。玆に於てか、朝鮮教育令の大改正施行は、最もその時宜を得たるものといふべく、而してこれによつて前述の如くに、內鮮共學が、機關の上に於ても、教授內容の上に於ても、實現せられ、教育に於ける內鮮一體は、玆に大いに促進されたのであつて、民度、風俗、習慣等に於ける所謂特殊事情の存在を辨へながらも、動もすれば內鮮差別教育の嘆を喞つてゐた半島民衆も、今回改正教育令の實施を見るに至り、非常な感激に浸つたことは、敢て贅言するまでもない。言論機關は勿論、閭巷に遊ぶいたいけな兒童達に至るまで「さあこれから內地人と一緒に勉强が出來るんだ」といふ輝かしい希望と歡喜に躍つてゐる。

◇

陸軍特別志願兵令並に改正朝鮮教育令兩制度實施に際り、半島輿論の一端として、「半島統治の新紀元」と題する、每日申報社説（三月五日付）の一文を左に揭げたい。

半島統治の新紀元

（一）

曩日、陸軍特別志願兵令が公布され又本日は改正朝鮮教育令が公布された。我等は皇國臣民たるの名實を今や完全に具備するに至つた。半島統治の目標が、斯地の民生をして眞個の皇國臣民たる本質を徹底せしむるに在るは玆に今更喋々と辯ずるを要しない、蓋し歷代當局の諸般の施設が一に是を基幹として特に教育に關しては國民彝倫の規模たる教育勅語を恪遵して皇國精神の培養に努めたるところなるも、內鮮間の風俗習慣の相違と世態民度の懸隔は特殊制度の樹立を餘儀なからしめ今日まで國語を常用する者と、是を常用せざる者との區別を存したのであつた。

斯く、教育精神に何等の懸絕なきは勿論施設內容に於ても屢次の擴充强化に依り全然差異の存するを認めざりしも唯制度と名稱を異にするを避く能はざらしめ、由つて或る異別的觀念を懷くを餘儀なからしめたので內鮮一點の理想實現にも、國民精神培養上に及ぼす影響も尠少でなかつたのである。

（二）

國民として國民たるの自覺を缺ぎその矜持を感じない者程悲哀の大なる者はない。されば皇國臣民たる我等として當然に享受すべき兵役の榮譽に均霑し得ず、教育の惠澤に異別的處遇の存するを避く能はざらしむることは、延いて皇國臣民たる自覺と矜持に間然たるものゝ存するを物語るものである。

曩日我等に對する陸軍特別志願兵令が公布され、今日又亦改正朝鮮教育令が公布されたるに對し、半島民生の歡天喜地手舞足踏その向ふ所を知らざるに至りたるは豈所以無きものと云へやうか。

然して我等か今日まで斯の如き境地に處するを餘儀なきに至らしめた所以のものは凡ての實情の然らしむるものゝ他に我等自體の意思と努力が未だ完きに至るなきものあり、歷代當局が如何に我等の國民的本質顯彰に苦心努力したるかは爾間の凡ゆる施設が歷然と證左するものだ。我等は唯皇國

臣民たるの自覺をのみ確把し、皇國臣民たるの忠誠をのみ盡せば、皇國臣民としての惠澤榮譽は自づから到るべきものである。

(三)

我等は今回陸軍特別志願兵令と改正朝鮮教育令の公布に依り皇國臣民としての名實を具備するの榮譽と衿持を享受したりと雖更に百尺竿頭一歩を歩めて義務兵役制と義務教育制の實施を見るに至るまでは、未だ眞個の皇國臣民としての榮譽と衿持に點睛を缺けりと謂はなければならない。そして我等が此域に到達する間の遲速は一に此兩個劃時期的新制度に對する我等の認識と處遇如何に懸つてゐると見るべきである。本日南總督が叮嚀にも諭告を發した所以のものは實に此に在るを以て我等は徒らに今日の光榮に陶醉するを以て能事足れりとせず、克く光榮の招致さるまでの由來を省察して眞個の皇國臣民としての睛を點ずる日の速かに來るを期することに一層の努力を加ふべきである。

◇

朝鮮の、日本内地に對する役割は、昔日とは全く變化して來た。大陸へ／＼と伸張して已まない躍進日本にとつては、政治、經濟、産業、國防等々の角度から國是完遂のための、最前線基地として、半島を再認識して來、内地七千萬民衆は唯單に地圖上に於ける靜的な朝鮮としての觀念を是正して、「躍動する朝鮮」として、腦裡にクローズアップして來たのである。

この秋、陸軍特別志願兵令竝に改正朝鮮教育令の二大制度を首め、爾餘の諸事項の實施に依つて、所謂特殊事情といふ冠詞が、一枚々々、紙を剝ぐやうに取除かれて、半島同胞に對し、眞に皇國臣民としての自覺と、衿持と、信念とを與へ、朝鮮統治の根本方針であると同時にその大理想である内鮮一體の實が、着々具現化されて行きつゝあることは、廣大無邊の聖恩の下、啻に半島二千三百萬同胞のためのみならず、日本帝國の搖ぎなき國礎建立の上からして、寔に意義あり

寔に慶祝すべき事柄であるといはねばならない。

(三、二五記)

半島銃後活動の議

朝鮮施政史上劃期的擧措たる　陸軍特別志願
つた　今次支那事變に對して披瀝せられた
て　昨秋メツセージを寄せて　深甚の敬意と
男爵は　今第七十三回帝國議會開會さるるや
として質問の形式を以て　該朝鮮同胞の愛國
表明し　政府當局者側たる大谷拓務大臣亦こ
がある』として敬意と感謝の意を明答し　以て
國民にアツピールするところがあつた。
左は當日の貴族院本會議場に於て　貴族院議
れた質問應答の　速記錄よりの抽錄である。

○**議長**（**伯爵松平頼壽君**）これより通告順に依りまして、國務大臣の演說に對する質問の發言をお許し致します。男爵阪谷芳郎君

（男爵阪谷芳郎君演壇に登る）

○**男爵阪谷芳郎君**　本員は、朝鮮半島の我が同胞諸君に對して、敬意と感謝の意を表するために、一言質問を致す者でございます。拓務大臣よりお答を願ひたい。近年朝鮮の事情は、非常に進歩を示しますやうでございまして殊に製造工業、農商工その他一般に、非常な進歩を示すに至りましたことは、御同慶の至りに存じますが、これは日韓合邦の結果、その宜しきを得たことの一に歸するものでありますで、この日韓合邦と申すことは、內地の爲にも、朝鮮半島の爲にも非常に幸福である。又、東洋の平和、延いては世界の平和の爲に非常な貢獻をしたものと認むるのであります。特にこの際お伺ひしたいのは、日支事變以後、朝鮮半島の我が同胞諸君が、擧國一致愛國の熱誠を示されましたことゝ云ふものは、全く、涙ぐましい事情があつたと存じます。又、近くは志願兵の制度を實施せられこれに對しても非常な熱心に應募者があり、又、近くは敎育の制度を內鮮の區別を撤廢せられたと云ふことであります。これも非常に結構のことゝ存じます。これらのことは、內地朝鮮の非常に接近致しましたことを示すもので、一應主務大臣よりその實情の最近の情況を御答辯を願ひたいのでございます。御答辯のありました後に、尙ほ一言致したいと存じます。

（國務大臣大谷尊由君壇に登る）

○**國務大臣**（**大谷尊由君**）阪谷男爵の御質問に御答を致しますでございますが、朝鮮の同胞は、日韓合邦以來、一視同仁の御精神を奉體致しまして、歷代總督その治績を擧げましたので、各種の工業、商業、農業、總て非常な發達を致しましたが、取分け朝鮮人の、我々は日本人であると云ふ所の自覺はますます深まつて參つてゐるのでありまして、滿洲事件を契機と致しまして、その自覺は進んで參つたのでありまするが、殊に今次の事件の勃發に依りまして、その時局の認識を强く致して參りまして、帝國臣民と致しましての誇りと熱意とを懷くに至つて參りましたのでありますが、これを具體的に申しますなれば、國防獻金であるとか、或は軍需品の調達、出征兵士の見送り、又はその家族慰問等を初めと致しまし

會に於ける反映

兵令改正朝鮮教育令を實施せしめる素地とな
半島二千三百萬民衆の烈々たる赤誠に對し
感謝を披瀝した　中央朝鮮協會長阪谷芳郎
二月十四日の貴族院本會議席上　貴族院議員
至情の顯現に對して　再び敬意と感謝の意を
れに對して『深く深くこれを多とすべきもの
帝國議會を通じて　この内鮮一體の美擧を全
員阪谷芳郎男爵と大谷拓相との間に交換せら
（記者）

て、あらゆる銃後の協力を致しまして、擧國一致の精神を披瀝致しまして、内鮮融和の實を遺憾なく發揮致してゐるのであります。この事柄は唯今仰せられました御說の如くでありまして、これが帝國のため、又東洋平和のために、寔に欣快とするところでございます。その赤誠に對しましては深く深くこれを多とすべきものがあると、政府に於ても考へてゐる次第でございます。又御尋ねの志願兵制度、この朝鮮の現情に鑑みまして、いよいよ近く實施の運びにならうと致して居るのでありますが、目下着々その準備を進めつゝあるのでございまして、この事柄は内鮮一體の最も顯著なる具現でありまして、衷心慶賀に堪へない次第でございます。尙ほ教育制度の刷新等につきましては、それぞれ唯今研究準備中でございまして、時局の重大な折柄、朝鮮同胞が忠良なる皇國の臣民と致しまして、一致協力、國運の隆盛に寄與するところあらんことを、切に私は期待してゐる次第でございます。

（男爵阪谷芳郎君演壇に登る）

○男爵阪谷芳郎君　本員は當局の大臣より明確な御答辯を得ましたことを、深く感謝致します。固より日本帝國の一部分たる朝鮮半島のことでありますから、當然と申せば當然のことであります。併しながら合邦以來まだ半世紀を經ず、非常にこの度の事變についての愛國的誠意熱情と云ふものは、二千六百年歷史を同じうする内地人のそれに比して、優れるとも劣らぬと云ふことに至りましては、私と致しましては、深く深く朝鮮半島同胞諸君に對して、敬意と感謝の念に堪へません。この觀念は滿場諸君も必ず御同感であり、又全國民に於ても同感であらうと確信する者であります。尙ほ今後朝鮮半島に對するところの施政については、當局大臣に於て、十分進步改善の方針を以て力を致されんことを、切に御願ひ致す次第であります。終りに一言申上げたいのは、朝鮮半島に於ける參政權の問題も、當局の大臣に於て愼重に御考慮あらねばならぬ時期が、もう遠くないと思はれるのであります。特に御留意願つて置きます。

○議長（伯爵松平賴壽君）　本日はこの程度に於きまして、延會を致したいと存じます。

（後略）

（新朝鮮教育令 陸軍特別志願兵令）兩制度實施祝賀行進の歌

昭和十三年三月十八日、朝鮮總督府學務局

一

君が惠に幾十年
半島文化日進の
績はこゝに華咲きて
二つの制度今成りぬ

二

光あまねき同仁の
聖旨の下に時を得て
内鮮共に打集ひ
進む學びの途一つ

三

國の護に竝び立つ
譽を負へる志願兵
一億の民團結し
東亞の鎭め搖ぎなし

四

幾年待ちし半島の
山河にめぐる御代の春
皇國の民と生れ來し
歡喜は胸に躍るなり
皇國日本　萬歲　萬萬歲

(改正朝鮮教育令 陸軍特別志願兵令) 両制度實施祝賀行進の歌

竹嶺を越えて

浮石寺に遊ぶ

安倍能成

一

去年十月の半頃試驗の爲に一週間の休を得た。折柄秋空は晴れ、紅葉黄葉は美しく、心はそゞろに山水の間に馳せたけれども、かねてからの溜つた仕事をかたづけるといふ決心を勵まし、道祖神の招を辭退して毎日學校に通つて居た。けれども頭に疲勞を覺えて勉强は思ふやうに出來ない。仕方なしに雜書を讀んで見ても、心は慰まず、憂鬱になるばかりである。そこで遂に豫定を抛擲して殘の休の四五日を、山嶺の風に吹かれて積鬱を散らすことに思ひ變へた。以前から漢江の上流なる忠淸北道丹陽の勝景を耳にして居たので、この機會をその觀光に利用することにした。

十五日の午後京城を立つて淸州に宿り、翌日丹陽八景中の四景を漢江江畔に探つたが、殘る四景は丹陽の邑から支流を溯つた所にあり、往復五里の山路を歩かねばならぬといふので、それは思ひ切ることにした所、土地の人が、こゝから十里餘りの慶尙北道榮州郡に浮石寺といふ名刹がある、代にそこへ行つたら、といふことであつた。この寺の佛像と壁畫とは朝鮮でも有名であり、私も寫眞では度々見、機會があらば一見したいと思つて居たのであるから、もつけの幸と早速浮石寺見物に乘り換へてしまつた。

二

秋晴の神嘗祭の十時前に丹陽の宿を立つた。同行は淸州から一緒のH君外二氏であつた。

車は間もなく曲折の多い山路を昇つてゆき、いつの間にか右側に見る谷は隨分深くなつて來たが、その傾斜の急峻な山坂の大部分は開かれて畑になつて居る。同車のM氏はこの途中で隧道工事のある山間の駐在所に勤務の人であるが、同氏の話によれば此等は皆火田民の開いたものである。火田民は單に咸鏡南北道、平安北道等の國境地方ばかりでなく、江原道にも慶尙北道にもその山地には相當澤山居るのである。かうして彼等の開いた山畑を見ると、臺灣蕃地の山畑に劣らず、それが人跡を絕した險峻の地勢にあるのに驚かされる。畑といふ字の示す如く原始的な耕地は火田に外ならない。この火田民を如何に處理するかは、朝鮮統治の課題中の一つである。彼等が山間の僻地に住んで不毛を開拓するのは別に害もないやうだが、困るのはその爲に山林を燒くことである。それも彼等がせめて燒亡區域を狹くする用意でもしてやつてくれゝばよいが、彼等の放つた火が縱橫に非常に廣い空間に燃え擴がつて、それでなくても稀薄な朝鮮の山林を一層貧弱にし、その山谷や河流をいやが上に荒らすのだからたまらない。併し彼等が平地に下つて普通の農民と同じやうな生活をなし得ないことは、恰も臺灣の生蕃に似たものがあるらしい。彼等の中には普通の農民を食ひつめて火田民になつたものも相當にあるらしいが、乞食生活と同じく火田民生活も一旦はひれば中々止められぬと見える。彼等の自然を曲げ、原始的な暢氣な生活に無理をしないで、彼等の生活を維持すると共に山林や河川を殘害しない生活方針を與へることは、極めて困難であり、或は不可能かも知れない。彼等が遂に沒落しゆくべき運命にあることは否定されないやうである。これもM氏の話によれば、彼等には凶暴性と共に素朴な愛すべき一面もあり、又彼等仲間を支配して居る道德や仁義もあるといふことである。一體この山路は二千尺に餘る竹嶺を越えるのであつて、竹嶺は京釜線の秋風嶺などゝ同じく、半島の南半を東西に分つ小白山脈に屬するが、この山脈に沿つた山間には火田民が中々多い。これもM氏の話に、今から七八年前

に、在上海の所謂韓國假政府から、慶尙北道出身の李用才といふ男がモーゼル銃二挺を携へ、警戒網を潜つて入鮮したが、朝鮮の治安狀態が豫期に反して行屆いて居た爲に、その企畫を實現し得ず、一年位の間この附近の山地で炭燒をして居た。所がどういふ動機からかあばれ出して、强盜、强姦、殺人等の凶暴行爲を盛にやり出した。然るに彼を逮捕しようとすると、彼が火田の出であつた爲に、そんな凶行にも拘らず火田民との間に連絡が保たれて居て、警察の行動を豫知する上に、彼自身が六尺豐かの大力拔群の男で、山坂を駈けることが平地よりも速く、變幻出沒測る可からざるものがあり、警察の方も多大の族力と犧牲とを拂ひながら、彼を捕縛し得なかつたが、遂に或る冬の霧の深い朝に、彼の隱家を探知して押し寄せた警官の銃先に、この凶漢も命を失つたといふことである。その最後の地もついこの近くだつたさうである。

今京釜線と平行に敷設されつゝある中央線は、この竹嶺の下に隧道を穿たうとし、その工事の爲に數百人の人夫が急にこの山中に集まり、數十のバラツクが突如としてこの人無き山間に出現した。折柄紅葉の頃ではあるが、路傍の石に纏はる蔦や峰々の所々の梢などに點々たる紅を認め得るだけで、この靜かな山路にも何やら唯ならぬ現代の風が吹き寄せて來たけはひである。併し元來この中央線の通る道が昔の本道であり、途中に方々の嶮を擁して都邑があつたので、忠北の丹陽だとか慶北の榮州などもその數の中である、浮石寺その他の巨刹も創立時代には要害鎭護の意味を以て作られたのださうである。この寺の如きも今まで鐵道案内にすらも記されて居なかつたが、中央線の新設と共にかうした昔の文化の跡が世に出るものもあるであらう。

我々は竹嶺の頂上に着いた時、車から下りて見たが、峠を度る風が强くてとても居たゝまれなかつた。こゝから慶尙北道になり、山坂を下つて豐基といふ小邑から左折して、浮石寺の方に向つた。車は疎らに樹木の生えた又は殆んど樹木のない、淺い赤土山の間を行き、時々水の淸らかな小さな川を車のまゝ徒步する位である。道幅もわづかに車を通ずる位だから、疾行するわけにも行かなかつた。途中の順興面には李朝最初の書院と稱せられる紹修書院がある。これは中宗の時

豐基の人周世鵬の創立したもので、順興の人で高麗高宗時代の碩儒安裕を祀つてあるさうである。我々の車を運轉してくれた人は道の警官であつて、この書院に立ち寄らうかといつたが、私は別にそれを希望しなかつた。後から考へてちよつとでも寄つて見たらよかつたと思つた。朝鮮で多少舊い教養のある人が、かうした書院を尊重して居るといふことも、この時に感じだことである。書院を横に見つゝ韶川里の村を過ぎ、浮石寺の手前四五丁の處に下り立つた時には、ちやうど正午頃であつた。

三

車を殘した所は、既に寺後の鳳凰山(?)の斜面であつた。暫く行くとそこに花崗石の大きい二本の刹竿支柱があり、新羅時代のものである。清州の市中や鷄龍山の甲寺に殘つたのを見ると、刹竿は長い圓壔形の鐵環を繼いで作つたものである。かういふのを何に使つたか、竿上に寶珠焔形を作り、金銅を以てこれを飾り、佛堂前に立てたといふそれであるか、或は祭の時に佛像を畫いた大きな布片をそこに擴げたといふそれであるか、私はその何れなるやを知らない。朝鮮の大寺には古代の支柱を殘すものが多いが、刹竿が果して何時頃まで用ひられたか、今も尚使用されて居るか(恐らくは使用されて居まいが)も、私はこれを詳かにしない。我々の郷里などでも、祭の時の大きな幟を立てる爲に、花崗石の支柱が村々に設けられて居たのを記憶する。併し何れにしても刹竿が法幢を翳す爲のものであることは確かであらう。我々はこの國土に佛法が隆盛で刹竿が諸の巨刹の前に著しく人目を引いた時代を想ふと共に、その當時の寺は朽ち或は燒け、法衰へて人乏しき今の世に、獨りその支柱のみが寂しく殘る姿には、そゞろに心を動かされざるを得ない。

刹竿支柱から梵鐘閣までの間が三段位になつて、その間にかなり急な石段が設けられて居る。今の荒廢の現實と昔の莊嚴の想像との對照とが、開城の高麗宮趾滿月臺と相似たものがある。こゝにも櫻がむやみに植ゑてあるのは感心しないが、折柄の櫻紅葉はさすがに美はしかつた。

この梵鐘閣も、上の土壇から張出して二階建になり、その下を潜つて石段を上ると一階建になつて居るといふ、朝鮮特有の寺門の形である。これは恐らく李朝の初頃の建物であらう、切妻造りの他奇ない建築ではあるが、普通のかうした建築よりはどこかすつきりして居る處と、その賦彩が適當にさびて氣持よく美しい處とが、初から私の心に止まつて、それが先づこの寺全體に對する第一印象を形作つた。その次の安養門は門とはいひながら、前の梵鐘閣と同じ作りであるが、入母屋造であるのが違つて居る。これからも私には普通見る李朝の同じ様な建築と違つて、遙かに蕭洒なごた〳〵しない印象を受取り得た。こゝから寺を後にして眺めた山々が、澄み徹つた秋晴の空の下に濃い鮮明な襞を重ねて、左右に長く相連なつて居るのが、何ともいへず美はしい。樹木の少い近い山は秋日を受けて暖く茶褐色に輝き、遠い山は大體藍色であるが、その藍の色の濃淡の細かさはいつまで見ても飽きなかつた。龍谷大學版の『佛教大辭典』の浮石寺の項には、何から引いたのか、この寺に翠遠樓があり、眺望を以て知られて居るとあるが、それが安養門を指すのでないとしても、この門は確かに翠遠樓の名にふさはしい眺望は備へて居る。一たい朝鮮の寺刹は皆景勝の地にあり、山水の勝を占めると共に、自分自身がこの山水の裏に絶好の畫圖を形成するものが多く、鳳凰山を背にして南面するこの寺も亦、その多くの例の一つだとはいへるが、併し寺中からの眺がこの寺の如く開豁で佳麗なものは少い。この點

からだけでもこの寺は今少し世に知られてよいものであらう。

四

併し落着いてこの樓から景色を眺めたのは後のことであつて、我々はこの門を潜つて上の土壇に上つた時、先づ無量壽殿の好い形に心を奪はれたのであつた。入母屋造の軒が氣持よくそつて感じが重苦しくないのを始として、料拱が繁雜でなく簡潔であり、李朝時代の佛殿の如くにけばけばしい彩色がなく、正面六本の柱に氣持の好い膨(エンタシス)みがあり、細かい格子の戸の樣子が蕭洒であるなど、始めて梵鐘閣を望み見た時にほのめかされた心持は、この無量壽殿を見るに及んで、愈々鮮明な形を以て私の心に印銘されたた。何れにしてもこの建築が現在の鮮少な高麗建築中の最傑作であることは疑ふべくもない。

殿の前に燈籠がある。それが一見して新羅時代のものだといふことは、私にも分つた。八面の蓋の下に八角の胴があり、その四面には四天王かも知れないが、私には菩薩らしく見えた浮彫があつて、これが中々傑れたものである。胴の下に上を向いた蓮瓣、それを受けた八角の竿の比較的細いことが、燈籠全體を如何にもすつきりした感じにして居る。その竿の下に下向きの蓮瓣も亦美しい。その前に疊一枚位の頂戴石と稱する平石がある。石の眞中に八葉單瓣の蓮花を刻し、その側面には、後で天沼工學博士の紀行文を見ると、多葉格挾間の名彫刻があるといふことであつたが、その時はよく氣づかなかつた。この石の前で佛を拜するのだといふことは住持に聞いたが、それを頭を眞中の蓮瓣につけてするといふことは、天沼さんの記事で始めて知つた。

殿中にはひつて見ると、そこにも二列十二本の膨(エンタシス)みを持つた柱があり、その二列の間の距離は正面及び背面の柱との距離に略々同じく、正面の左端から數へて第二列と第三列との中柱に劃せられた横に長い區域内に、建物からいへば側面に、東面して佛壇が設けられて居る。かういふのがどの程度の異形式かは知らないが、適當な大きさの堂内に、かういふ風に背後にもいくらかの空地を殘し、前と左右とから傑れた佛體を拜し得るやうにし、その佛壇に天蓋をかける外に、堂

内に煩はしい装飾のないのは、この佛像を氣持よく拜するには誠に好都合である。さてこの釋迦像は丈六といつてよいのであらう。關野博士は木像と書いて居られるが、近頃塑像といふ説があるやうである。私はそんな問題のあることも知らずに拜見して居たが、知つて居てもその判定は出來なかつたかも知れない。顔貌の温和な裏に威容を含み、肩から胸、腕、手首等にも寫實の確かさがあつて、しかも如何にも理想的な美しさを見せ、その衣の襞も著しく寫實的であると共に、その線條の流れがたがなだらかに細やかで美はしい。若しこれを在來の説の如く高麗中期のものだとすれば、恐らく高麗佛中この作に及ぶものはあるまい。私は素人ながらこれを新羅末期まで持つて行く説に素直に從へさうである。光背木彫の美しさも既に喧説されて居るばかりでなく、かうした傑れた木刻光背は、朝鮮では殆んど稀有といつてよいだらう。火焔の燃え立つ形なども、裝飾と寫實との美しい抱合を示し、その化佛を失つた寶藏華の煩雜を免れた鮮かな模樣も立派である。天蓋は隨分細かな仕事であるが、併し佛體との調和を破るとも思はない。

床は瓦敷である。天沼氏の記錄によると、壁は頭貫から下が綠で上が黄土、柱は赤だか上の方は黄になり、梁、科拱、椽等は綠色だとある。壁や科拱の綠と柱の赤とに氣づいただけで、後はさういはれて見ればさうだつたかなと思ふ位のぼんやりした印象ではあつたが、私は殿内彩色の珍しさよりも、朝鮮の多くの寺に見られぬその騷しくない落着いた色合を强く感じたのであつた。化粧屋根裏など、殿内から仰いだ木組の具合も、素人にはたゞ氣持よいものだつたといつておかう。上の祖師堂にある壁畫が保存の爲にそこから外され、一つ〳〵枠に入れて近重博士の硬化法を施し、この佛像に面して殿の東隅に置かれて居る。これも高麗時代の畫であることは疑を挿まれず。鮮内に多く殘つて居ない同時代の畫として珍重す可きに止まらず、壁畫では同時代に唯一無二のものでもある。寺の説明には、四天と梵天、帝釋となつて居るが、『朝鮮古蹟圖譜』には後の二つは菩薩となつて居る。梵天、帝釋は四天と共に佛法の擁護者だから、それでも差支ないか知らないが、私にはより多く菩薩らしく見える。併し菩薩とすれば何菩薩であるか。私には日光、月光菩薩のやうに思は

れるが、これはこの本尊では差支へるものであらうか。畫は大體線を地にして紅その他を施し、色彩がおとなしく落着いて居て氣持がよい。非常な傑作とはいへないが、線がなだらかに流れて感じは悪くない。私が中で最も傑れて居ると思つたのは、第六番目の菩薩であつて、合掌した柔和な姿が如何にも尊かつた。私はこの壁畫の模寫を京城の總督府博物館で初めて見た當時から、平安初期の作なる奈良興福寺の十二神將の浮彫と何か共通なものがあるやうな氣がした。今兩者の寫眞をとつて比べて見ると、私の感じがさう精確なものでないことが分ると同時に、兩者の間に何か和かなのび〳〵した線の流動その他に於て、一脈相通ずるものゝあるのを否定することが出來ない。この畫を實見した藤島亥治郎氏が、この畫を以て高麗末期風のものでなく、平安朝及び宋朝の畫風に似て居ると見たのも、或はさういふ所からでもあらうか。

五

無量壽殿から一町も登つた所に祖師殿があり、これは切妻造の小さい建築ながら、如何にもがつちりとした感じのもので、乏しい高麗時代の木造建築として珍重されて居る。こゝに開祖義湘を始め、色々な骨相を持つた坊さんの畫像があり、畫もまづくはなかつた。前記の『佛教大辭典』に、「翠遠樓の奧隅に新羅以來本寺に住せる名僧の畫像十餘幅を懸く、何れも形容古怪」云々とあるが、翠遠樓がこの祖師堂だとは考へられないから、畫像もその安置所も或はその當時（いづのことを指すのか分らないが）とは變つたのであらう。尚寺記には、浮石寺は元の順帝の代に燒亡し、高麗恭愍王に至りて圓融國師が重創し、現存祖師堂は高麗廢王禑三年（西紀一三七七）に創建、無量壽殿は同二年に重修したとあるさうである。專門家中兩者の樣式の相違から、後者の創建を前者より百年乃至百五十年前、即ち高麗中期、我が鎌倉初期時代のものと見て居る人もあるが、私はその當否を知らない。この殿の右の方に、開祖義湘がこの寺を去る時に杖を立てゝ、この杖枝葉を生ぜんといつた豫言が適中して、果して枝葉繁茂したとある、その傳説の木が一本ある。丈は一間位で、葉の固い緑の濃いゝ小さな葉を持つて居たと記憶するが、その何の木であるかを知り得なかつた。信者達の枝を折るのを拒ぐ

爲であらう、周圍に嚴重な柵をめぐらしてある。これは人號して仙飛花樹といふとあり、表札には禪扉花と題して、そこに李退溪の詩がかゝげてあつた。退溪は慶北の人だつたし、又忠北の丹陽にも務めて居たといふから、こゝを訪ふ機會は十分にあつたであらう。

無量壽殿の背後に、一つの大きな石が小さな石で支へられて居る。かうしてこの大きな石が浮き上つた形になつて居るのが、浮石寺の名のよつて起つた所以だといはれて居る。

祖師堂と並んで醉玄庵といふ建物があつたが、今は下へ移して寺務所に使つて居る。外に應眞堂といふ十六羅漢を祀つた堂もある。

再び無量壽殿の所に下つて、その右側の庫裡へ上り、そこの溫突で持參の辨當を開いた。二間の小さい建物であるが、これも後で『朝鮮古蹟圖譜』を見ると、凝香閣といふ名で出て居る。やはり李朝の初期の建築の一つだと見える。住持は一年前に入山したさうだが、寺田がない爲この由緒ある名寺も貧乏に困るらしい。この寺は新羅文武王の十六年（皇紀一三三六、唐儀鳳元年、西紀六七六年）に王命によつて義湘の開いたものであり、彼はこの寺で華嚴一乘を開演したといふ。義湘は傑僧であつて、眞平王の四七年に生れ、同じく新羅の名僧だつた元曉と共に入唐し、終南山至相寺に至つて知儼に謁し、賢首法藏と同學だつたといはれ、唐から歸つた年なる文武王十一年には、浮石寺の開基に先だつ五年の時に、江原道の洛山寺をも開いても居る。

宋の高僧傳には、國王が田莊奴僕を施さうとしたのに對して、彼が「我が法平等、高下共に均し、貴賤揆を同じうす。涅槃經に八不淨財あり、何の莊田かこれ有らん、何の奴僕かこれ爲さん、貧道法界を以て家と爲し、盂耕を以て稔るを待つ。法身慧命之に籍つて生ず」と答へたといふ。この答は實に出家らしい立派な詞である。

又上からも容易に想像せられる如く、非常に實踐躬行の人であり、「如說の行を貴び、講宣の外、精勤修練、刹海を莊嚴

し、暄涼を憚るなし、又義淨の洗穢法を常行し、巾帨を用ひず、立ちながら乾燥を期つて止む、三法衣瓶鉢を持するの餘、曾て他物なし」と記されて居る。古今に稀なる名僧だつたことは、この簡單な記實から十分に覗ひ得られる。かういふ捨身無欲にして力行精進の人であつたからこそ、王者や民衆の尊信を得て容易に巨刹を創建し得たのであらう。併し又この開祖の無欲が末世の住持をして、寺田のない貧しさをかこたしめる理由になつて居るかも知れない。

その貧相な現住持は、朝鮮流の膳の上に、寺内に實つた小僧の頭のやうにいびつな梨二三個と生の柴栗と、それから森永製造の菓子とを並べて、我々に勸めた。六七歳ばかりの兒童が我々の側で我々の食事を見て居る。隣室とは疊一枚位の大きさの出入口を以て通じて居るが、そこに人は居ないと思つて居た所、運轉手君は壁を隔てゝ婦人の聲と語つて居る。恐らく住持殿の夫人なのであらう。

この寺の山號は鳳凰山と聞いたが、多くの書には大白山ともある。大白山はこゝからまだ大分奥の方にあるが、鳳凰山の宗山であるから、或は兩方共に呼ぶのかも知れない。『東國輿地勝覽』には、高麗王王建の父にして新羅に仕へてこれに叛いた弓裔は、嘗てこの寺に來り、壁畫の新羅王像を見て、刀を拔いてこれを擊つたが、その刄跡が高麗朝時代まで尙殘つて居たとある。弓裔の振舞は王の生時に自分が棄てられたのを怨んでの事である、この記事を本當だとすれば、或はこの寺には昔から多くの壁畫があり、今殘る壁畫の如きもその名殘を示すものかも知れない。尙同書には、東に美妙井あり、西に食沙龍井があつて、旱に雨を禱らば應があるとあり、『朝鮮古蹟圖譜』には、浮石寺東岡浮屠前にあるといふ高麗時代の石燈籠が出て居たが、此等は共に氣づきもせず、見もしなかつた。

尙義湘に關する高僧傳からの引文は、忽滑谷快天著『朝鮮禪教史』からの孫引であるが、漢文のまゝ引證することが、何か學問的なことのやうに考へられて居るに拘らず、大多數の讀書にとつて無意味なことを考へ、誤謬の恐れを冒して敢てこれを拙譯したことをおことはりして置く。（昭和十三年三月十六日夜稿）

朝鮮族譜の研究（承前）

金斗憲

四、姓氏と本貫と文化

崇祖觀念の重要視される社會にあつては人誰しも其の祖先の顯達を誇り、家系連綿として存續限りなきを尙ぶこと必然の要求である。朝鮮に於ける姓氏制の發展はまさに斯るイデオロギー助長の上に至つて好都合のものであり、それがまた族譜尊重の觀念を强からしめたことは如上の敍述によつて充分明かである。夫れ故に始祖の興起愈々悠久なるを求め、事實以上に之を飾らんとする傾向を生ずるはまた當然の結果でなければならぬ。實際或る姓族にあつては始祖の淵源を遙か上代に求め、それが系譜の記録となつて傳はるもの尠くないが、一姓族の始祖なるものの中には所謂說話、傳說として見られるもの多く、その歷史的眞實性の如きは固より之を信憑すべからざるもの尠くないことを認めなければならぬ。今その二三の實例を擧げて考察するであらう。

先づ新羅、百濟、高句麗、駕洛の王姓の始祖傳說の如きは固より、建國神話の一端であり王族の始祖である丈に神秘化されたるもので、その內容に關しては古代社會に於ける民俗學的考察の資料として見るべきものもあるが、既に林象德の東史會綱や安鼎福の東史綱目等に於て夙くから批判說述してある如く、後世の假託編作したものであること無論である。之に比して更に古い淵源をなすものに、檀君の時余守己なる者濊國の君長となり、九子諸郡を分掌して衆民に功有り、故に衆人邊に從ひて姓徐氏を賜ふたとか、箕子の時士師王受兢なる者その居る所日出之土其の傍點を上げ横に長くして王氏

に賜はつたとか等と傳はつてゐる如きは（文獻備考）以て語るに足らぬ荒誕な說話である。また韓、奇、鮮于の三姓は箕子の時に始まる同系の始祖であるとされ、德陽奇氏譜に「馬韓元王子三人國亡　曰友平奔高句麗仕琉璃王　爲北原鮮于氏　曰友誠降百濟仕溫祚王　爲德陽奇氏　曰友諒歸新羅仕脫解王　爲上黨韓氏」とあるが、——斯る本貫の姓氏は何れも後世に無い——猶ほ後世には、之等を姓の始祖と看做してゐる。今箕子の世のこと杳として知るべからず、既に箕子の人物すら疑ふ可きものであること史學上に定說となつてゐるにも拘はらず、後代に尹根壽の如き碩學にして鮮于氏を箕子の後裔となし、韓氏を箕準の後裔となしたのは、自ら「此說出魏略　雖然曰後裔而未知端的與否」とことわつてゐるものの（月汀集）笑止の極みである。

然るに猶ほ多くの系譜書には其の姓祖の淵源を支那上代に求め、金氏は少昊金天氏の後だとか、高氏は帝嚳高辛氏の後だとか、黃氏は顓頊高陽氏の後だとか等としてゐるのが尠くない。中にはまた支那の歷史的人物を以て祖とするものもあつて、その最も顯著なるものとしては朱子、孔子の後裔だとなす如きである。

新安朱氏始祖潛　朱文公曾孫　宋嘉定甲申東來　居錦城後與子與慶　隱居綾城　遂爲綾城朱氏　又分籍熊川全州　至光武六年壬寅　參將朱賜冕上疏　陳請下詔復貫新安　於是東土氏朱氏　爲潛後孫者皆貫新安。（新安朱氏譜）

昌原孔氏始祖紹　本元朝韓林學士　孔子五十二世孫　高麗恭愍王初　陪魯公主東來　拜平章事封檜原君　賜籍昌原。（昌原孔氏譜）

今新安、昌原と云ふのは朱子、孔子の故鄕を意味するものである。斯る史實があつたか何うかは疑はしいものであるが、何れにしても彼等が如何に中華崇拜の熱に燃えてゐたかは以つて察するに餘りがある。固より支那人の東來して其の後裔半島に蕃昌したる者も中にはあつたに違ひない。

文獻備考や典考大方其の他の文獻によれば、柳氏、全氏、吳氏、黃氏、嚴氏、林氏、姜氏、南氏、安氏、文氏、張氏、

呂氏等の始祖が皆支那より東來した人であることが歷々と記載されてゐる。

之に對して又始祖の傳統が純然土俗的因縁に基いてゐる者も可成り多い。その中最も汎く知られてゐるものとしては先づ濟州島の三姓を擧げることが出來る。瀛州志に、

瀛州初無人物　忽有三神人從地湧出　長曰高乙那　次曰良乙那　次曰夫乙那　忽有紫泥封石函　至東海濱　開視則中有　玉函羅衣淑女三人　容貌窈窕　且持駒犢五穀之種而來　東海碧浪國王女也　三人卽以潔牲告天　以歲次第分娶之就泉甘土肥處　射矢卜地　高乙那所居曰第一都　卽今濟州牧　良乙那所居曰第二都　卽今大靜縣　夫乙那所居曰第三都　卽今旌義縣　以高爲君　以良爲臣　以夫爲民　國號乇牟云々。

とあり、現に右三神人の出で來たといふ土穴があつて之を三姓祠と稱して其の子孫の祀る所となつてをる。この三姓の中良氏は梁氏と改めたるものがあり、今日にもこの三姓が頗る多いが、恐らく其の昔氏族團體の殘骸であつたかとも想はれる。又南平文氏の始祖は岩穴より出でたと云はれ、その譜書に、

湖之南平郡之東有大澤　澤畔有岩屹立千丈　郡主一日遊於其下　五雲叢集於岩上　忽聞嬰兒之聲隱々來　郡主心異之卽令構架觀察之　有石函以鐵索繫之而兒下　開視之中有小兒　肥膚玉雪容貌奇異　遂收養之　年甫五歲　文思自然通達　武略超邁　聰明穎悟　達事物之理　故因以文爲姓　多省爲名　明遠爲字　時人稱之曰　文多省昭若日月　燦如星辰　號爲三光。

とあり、現に其の後裔は其の岩窟に火を焚いて祀るといふ。此外、昌寧曹氏の始祖は腋下に曹字を持つて生れたるに因り姓を曹と賜はつたと云はれ、咸從魚氏は鯉魚を以て祖となし其の一族今に鯉を食はずと云はれ、書氏、天氏の如きは始祖其の父を知らざるに因り自ら姓を稱したと云はれる等、固より一つの傳說に過ぎないものが甚だ多い。而して斯る土俗的因縁に基く始祖の一族は支那人東來に因る始祖のそれより一般に其の勢力劣位にあるものと見るべく、中には系譜の無い

もの多きに據つて見れば、姓氏漸く民庶に流布されるに及び其の始祖明かでない人々の間には姓と祖とが適宜に作出されたものであるに違ひない。何れにしても如斯は姓氏尊重の俗と始祖美化の要求に出でたものであること云ふ迄もない。

姓氏は其の始祖を明かにすることを要すること以上の如くであるが、尚ほ本貫を明かにすることは更に重要であることを看過してはならぬ。本貫はまた鄕貫、籍貫、姓貫等とも云はれ、略して本または貫とも云はれるが、その由來は支那に於けると同じく、其の始祖始めて發祥したる地方名を示したるものである。想ふに、階級組織の漸く擡頭する頃大家豪族の多くが地方に雄擧して以來、其の後裔は始祖出身の鄕地を明かにすることは恰も姓氏を稱すると同じく必要のことであつたに相違ない。三國史記列傳に依れば、强首中原京沙梁人也とか、奚論牟梁人也とか、素那（或云金川）白城郡蛇山人也とか、竹々大耶州人也とか、向德熊川州板積鄕人也とか記されてゐるのは、未だ姓の明かにされてゐない時から、その鄕貫を示した端緒と見る可く、憲康王二年に建立され崔致遠の筆に成つた河東雙谿寺眞鑒禪師塔碑文中には、明かに「仍つて大皇龍寺に貫籍す」とあり、また眞聖王時代に建立した忠州月光寺圓郎大禪師塔碑文にも、「母囘氏族本取城郡の人なり」とあるのは、當時卽ち貫籍の俗行はれたことを認めることが出來る。して見れば鄕貫の稱するに至つたのは既に今村氏の指摘せる如く、(1)新羅の末葉と推定されるであらう。

謏聞瑣錄に、

佔畢齋云ふ、新羅の宗支苗裔の四方に蔓延散處する者勝て記すべからず。厥の後競ふて豪武を用ひ州郡を覇す。據つて其の土地人民を保ち以て貢賦を國に輸し、因つて以て所在の戶長となる。其の子孫を育し遂に本貫と爲す。高麗の太祖統合の初め戶長の能く鄕兵を團結し、率先歸服及其軍陣に功ある者朝に登らしむ。至中大臣に至る者あり、其の間或は本貫の俗往々强硬にして法度に遵はず、遂に蕩弛に至るを患ひ、綏治して之を鎭服せんと欲す。（下略）

とあるに據れば、本貫は卽ち鄕吏の族に始まるを見る可く、殊に高麗にあつては采食の邑地を以て本貫としたる者多く、

徳水張氏、仁川蔡氏、密陽孫氏、延安金氏の如きその顯著なるものである。中には又榮譽の典例として王より賜貫したる場合尠くなく、平山申氏、南陽王氏、長興高氏の如きその顯著なるものである。斯くて本貫の數は李朝の代に至つて著しく膨脹した。蓋し一面に於ては封建的貴族の增加と他面に於て戶籍編成の上に本貫を記することが要求せられたに依り、(2)士族より庶人に至る迄本貫を云ふ樣になつたからである。增補文獻備考の記載に據れば、本貫の數實に數百に上るものが尠くない。(3)

さて姓氏と本貫とは血族系統を表はす上に不可分離の關係を有する。姓氏は卽ち男系宗族の標識をなすものであり、本貫は卽ち其の始祖發祥の地名を示すものであること旣に考察したる如くであるが、漢姓の影響を受けて以來姓氏のみを以ては血族系統を示すものとはならず、本貫を倂稱して始めて同族の標識をなすものとなつた。蓋し、何等血族關係を有せずして同一の姓字を用ふるに至つたもの多くあつたに因るものである。例へば延安李氏、韓山李氏、光山李氏の如きそれで、これら同姓異本のものは其の始祖異鄕にあつて異族であり乍ら而も同一姓字を取つたものである。所が異族の中にも慶州崔氏、慶州李氏、慶州金氏、の如き異姓同本のものがあり、南陽洪氏の中にも土洪と唐洪と云はれるものがある。前者は其の始祖同鄕にあつて異姓を取つたものであり、後者は同姓のもの適々其地に來つて鄕里となしたものである。(4)之に對して同族であり乍ら楊州趙氏、豐陽趙氏、漢陽趙氏の如き同姓異本のものがあり、安東金氏、安東權氏の如き異姓同本のものがある。前者は同姓同族の中別異の人を祖に奉つて適々異鄕の地を本貫に取つたものであり、後者は同姓同本であつたものが或る事情例へば賜姓の如き事情に依つて改姓したものである。今之等の關係を圖表すれば次の如くである。

異族
- 同姓異本――延安李氏、韓山李氏、光州李氏の如き。
- 異姓同本――慶州崔氏、慶州李氏、慶州金氏の如き。
- 同姓同本――南陽洪氏、(土洪、唐洪)の如き。

同族〈
　同姓異本——楊州趙氏、豐陽趙氏、漢陽趙氏の如き。
　異姓同本——安東金氏、安東權氏の如き。
　同姓同本——別派を生ず。

姓氏と本貫と血族との關係は略々斯くの如くであるが、それが婚姻關係に及ぼす影響は所謂同姓不婚の律なるものも文字通り行はれたものではなく、唯同族不婚のみが行はれたことは他處に述べた處である。(5)

然るに同族にして卽ち同姓同本の間柄にあつても、派別の存する事は族譜の上に頗る重要なる問題である。假へ同族にしても姓氏と本貫とを異にするものは全然別異の族譜を有することを論を俟たぬが、同姓同本の血族にあつても世代を經る間に特定の先祖を中始祖として一つの派を成すもの著しく增加するに至つた。卽ち同族に限つて云ふならば、姓氏は本貫に分れ、本貫は更に派を生じた譯である。例へば、江陵金氏と光州金氏との祖は異つた人であるが、もと慶州金氏の祖閼智の後裔と云はれる。而して之等各金氏の中更に中始祖なるものがあつて、幾つかの派を生ずる。(6) 斯る場合本貫又は派の祖に當る人物は一般に世に秀でたる賢士功臣であつて、同世代であるか異世代であ

第三圖　慶州李氏世系分派圖

るかは一定してゐない。殊に派祖にあつては兩班貴族の中采食の邑地に封ぜられたる場合が一般であつて、族派が多く何々公派となつてゐるに據つて明かである。(第三圖參照)、して觀れば、この派別を生ずる所以のものは之を社會的に云へば卽ち封建的分封の現はれであり、之を血族上から云へば卽ち遠祖より近祖を以て近親なりと考へられたに依るものであり、更に之を族譜上から云へば姓族を悉く之に網羅すること卷帙の煩を致すに依るものと見られる。之を要するに、假へ同姓同本の同族と雖も數十世代を經る中には子孫蕃殖して頗る尨大なる人數となり、既に百代の親和を致し難く、玆に夫々顯祖を中心として更に密集せる小血族團體を成すに至るは自然の情勢でなければならぬ。這般の事情はよく派譜の序文に窺ふことが出來る。(7) 而して其の分派は至つて多岐に亘り中には其の派數百を以て算ふるものがあつて、派譜の中には又族譜を凌駕するものが尠くない。李朝末期にあつては寧ろ派譜がより盛んなものであつた樣である。

1. 今村鞆　同上、二八六頁

2. 士族敍任の必要上姓氏貫鄕を記錄することは麗朝に始まることであるが、李朝國初の經國大典には、戶籍の樣式を定めて、居所職年甲姓名の外に四祖、本貫の記載を要することとなつた。

3. 增補文獻備考の記載に依れば、姓數四百九十六種に上つてゐるが、その本貫數の多いものとしては先づ金氏の五百、李氏の四百七十、崔氏の三百二十六、朴氏の三百十四、張氏の二百四十六、林氏の二百十六、趙氏及び鄭氏の二百十等を擧げ得るが、また本貫不明のもの百四十姓の多きに達して居る。併し、之等の數は實際上のそれと甚だしく相違あることを看過すべきでない。蓋し人の世の盛衰は常無く、從つて本貫姓族の興亡亦避く可からざるものであるからである。

4. 鄕貫は多く郡縣の地名を取つたものであるが、中には郡縣内に於ける小地名を取つたものも尠くない。然るに郡縣制度の變革につれて地名の變更するもの頗る多かつた爲めに、一つの地方であり乍ら別名を以てしたものもある。鄕

貫の數が非常に多いのは蓋し斯る事情に依るものである。

5. 拙稿、朝鮮禮俗の研究參照。（靑丘學叢）

6. 他の一例を徐氏に就いて見る。（增補文獻備考卷五十）

徐氏の始祖傳說は三說ある。(1)、箕子の時余守己に徐と賜姓したと云ふ說。（既述）。(2)、箕子四十七世孫箕準、避居利川徐阿城　故其後因姓徐氏。(3)、百濟七太子扶餘隆入唐　唐贈金紫光錄大夫　故扶餘之餘字爲徐。之等は卽ち始祖傳說なるものが後世に作出したるものであることを示す外に何ものでもない。而してその分派狀態は次の如くである。

徐氏初無二貫　後來分爲七派　利川、城城、長城、連山、南平、扶餘、平當　利川祖於徐神逸　達城祖於徐顗　長城祖於徐稜　連山祖於徐寶　南平祖於徐麟　扶餘祖於徐秀孫　平當祖於徐俊邦　諸徐出於利川

利川徐氏始祖神逸。新羅阿干。一說始祖徐豆羅阿城大將軍其後孫爲神逸

徐穆　麗祖南征時郡人徐穆導之利涉故賜號利川。爲一派

徐玧　禮賓卿爲一派

徐諏　小卿爲一派

徐冀　副令爲一派

太師訥孫俊邦　分籍平當

達城徐氏始祖開。郎將顗後孫

徐晉　尙書爲一派

長城徐氏始祖稜　侍中節孝公享書院

連山徐氏始祖寶

南平徐氏始祖灝　麟後孫

扶餘徐氏始祖秀孫　承仕郎

徐存　麗末尙書爲一派

徐春　判内寺府事爲一派

徐樸　爲一派

徐鳳翔　校尉爲一派

徐吉儒　中郎將爲一派

平當徐氏始祖俊邦　峯城君、本利川人神逸五世孫

此等異貫の徐氏始祖は皆利川徐氏始祖神逸より出でたるものとしてあるが、その何世孫であるかは明かにされてゐない。尙ほ其の他異貫の徐氏百五十に及んでゐるが、殆んど其の始祖は明かにされてゐない。

7. 文化柳氏忠景公派譜序を揭げて參考に供する。

同姓同譜　是知百世敦親之義　則豈宜以世疎族繁　分派爲異譜也哉　然而我柳之得姓　蓋千有餘年　歷世亦三十有奇年代久遠雲仍昌衍　爲東方盛族　在昔永樂之世　始有我譜　五轉至丁巳譜　而子姓尤極盛矣　上稽先系所自出　下究後裔所由分　則同源分流　不知其幾千百派系　是以譜牒愈往愈繁　卷帙之多殆至於充棟盈宇而我　先祖忠景公派　各派中最巨族也　昔之入錄於譜者　今之生存於世者　厥數以萬々計　幾居譜冊之半焉、若復世益降年益久　則後生蕃殖必倍蓰于今日　後之修譜者雖欲合譜其可得乎（中略）。今以忠景公爲中始祖　合錄其子孫別爲一譜　後屬雖疎遠自先祖視之　莫非子也孫也　嗟我同祖之人　有是譜以後　以先祖之心爲心　追先睦族　益加勉旃焉。

崇禎紀元後三丁亥十一月日　忠景公十五代孫浤謹序

五

然らば族譜に記錄されてゐる内容は如何なるものであらうか固より族譜の組織内容に關してはその種類の別、大小の差に依つて一様でない。併し其の編輯述作に當つては一定の原則と方式とに依るもので、或は之を精細に記し或は彼を粗略に錄するの差異があると雖も、自らその中には共通の部分を含むことは明かである。今次に、族譜の内容を大體記錄の順序に從ひ、要素に分析して若干說明しやうと思ふ。

第四圖　文化柳氏始祖大丞公墓圖

(1) 序と跋。何の族譜にあつてもその卷頭には大抵序文を揭げて、族譜一般の意義、其の一族の淵源來歷、編成の次第等を述べてある。中には他族にして世に顯はれたる人に依つて書かれたものもあるが、多くは後孫の學識優れたる者之を記述してゐるのが常である。年代を經るにつれて増補修正すること數回に亘る場合が尠くないが、斯る場合には一般に舊譜の序跋を收錄し、また支譜にあつては宗譜のそれを再錄してある。跋は序と殆んど變りないが、唯編纂の次第がより詳細に記錄してある位である。從つて族譜一般に關する研究の上には何れも重要なる資料である。

(2) 記又は誌。序跋の外に尙ほ始祖又は中始祖の史傳を載せてある。中には顯祖の傳記、墓誌、祭文、行狀、言行錄、年譜等があり、殊に始祖傳說、得姓事蹟、鄕貫地名の沿革、分派の來歷等は可成り詳細なるものがある。稀には其の祖先に朝廷より賜はつた誥勅や書文があれば之を收錄したるものがある。何れも崇祖敬宗の念を厚からしめんとする意圖に依つたものであらう。

(3) 圖表。多くは始祖の墳墓圖（第四圖、第五圖參照）、始祖發祥地に當る鄕里の地圖（第六圖參照）、宗祠の略圖、（第七圖參照）等であるが、寧ろあるべき筈の祖先の圖像の如きは殆んどない樣である。

(4) 編修者名記。多くは族譜の編修に當る有司の人名を擧げてある。中には或る派譜にあつてもそれに參與したる他派の有司も加はつてゐる。蓋し、編修の業蹟を記念し、その名譽を表彰し、尙ほその記錄の正確を保證せんとするものであらう。

第五圖　文化柳氏忠景公派祖忠景公墓圖

(5) 凡例。編修記錄の次第を示すこと一般書籍の凡例と異ならぬものであらうが、記錄の內容を知るには至つて重要なる資料である。(2) 中には家規又は家憲の如き凡例以上のものに亘るものも稀にある。

(6) 系譜表。族譜の中心をなすもので、殆んど全書の大部分を占むるものである。以上(5)迄の記錄は僅かに首卷の一部

分を占むるに過ぎない。(3) 系圖記錄の樣式は大體第八圖に見る如くであるが、その收錄されたる内容範圍は略々次の如くである

(イ) 先づ始祖より始まり世代順に縱系をなし、其の頁の段盡きれば次頁に進み、毎頁には千字文の一字宛を順次に記して、對照の必要ある毎に其の符字を以て示す。

(ロ) 毎一人に關しては其の名、字號、諡、生卒年月日、官職、封號、科榜、勳業、德行、忠孝、旌表、文章著述等一切の身分關係を記する。

特に名は必ず冠名を記入することになつてゐるが、其の世系と排行とに縱橫一定の原則を以て世代たる事を示す。(4)

第六圖　昌原孔氏始祖紹の鄉地昌原府圖

する。先づ世系にあつては支干、五行、仁義禮智信、卦名、山川名、數等々の順を以つてし、之等の文字その儘を用ふる場合もあるが、また劃、形音、偏、意等に依りその意味を表はす文字を以てする場合もある。字は大抵二字を通例とするが、また一字に限る場合もある。之等字順盡きれば更に反復することとあるも、祖先の字諱と同一文字を用ふることを避ける。次に行列即ち排行にあつては直系の順にとつた文字を用ひ、前と同樣の原則に依つて橫に排し同一

（ハ）收錄される家族乃至親族の範圍は大體配室の姓氏と本貫（配とは本宗の妻、室とは異姓の妻、娶とは庶派の妻を示す）、配室の父祖乃至曾祖以上の顯祖、外祖、子女、女婿、外孫、外曾孫に及ぶ。

（ニ）子女に關しては特に後系の有無、出系又は入養、（實生子は子某、養子は繼某と書く）嫡庶の別（庶子を收錄せざる場合がある）、男女の別（男子を先に、女子を後に書く。但し、女子は名も書かずに女婿の姓名を記し、庶子は男子と雖も女子の後に記する）等を明かにする。尙ほ王后又は駙馬となつたものは特に之を名記する。

（ホ）墳墓の有無、其の所在地、墓誌碑文等を示す。特に始祖の墓地を先塋又は先山と稱する。

第七圖
孔夫子の墓祠のある闕里圖
昌原孔氏の祖に當ると云ふ

但、之等は何れもその有無又は單子の精粗に依つて、その記錄の詳略は一樣でない。又修補の際にはその記錄に多少の變更を生ずる場合が多い。

以上、族譜の組織內容に關して概觀したのであるが、更にその編成の次第は如何なるものであるかを略述しなければならぬ。先づ族譜を刊行せんとする時には其の有志が宗會を開いて之を決議することを順序とし、若干の有司を選定することに依つて事務を開始する。その役員は大抵、收單有司、校正有司　收錢有司　掌財有司等の幾人かであつて、多くは該宗族中の識者之に當り、適宜の場所に宗約所を設ける。族譜刊行の議既に決すれば、有司は同族各派家別に通牒を發して、該家族の狀況に關する記錄を求める。之を一般に單子と稱す

る。中には收單有司が一々家別訪問をすることもあつて、兎角これを蒐集する。單子既に集まれば更に史傳を參照して、愈々出版業務に移る譯である。其の經費に關しては貧富の差に應じて同族に集金する程度を異にするが、原則から云へば現在生存する子孫各人に割當てる。之を名下錢、名義錢、割當金等と云ひ、昔は冠一兩兒五錢の割當てであつたが、近來は大人一圓子供五十錢の程度と云はれる。特にまた富家の義捐又は宗中財産を以てすること多く、之を一般に別鳩錢と云はれてをる。愈々刊行せる族譜は一般に宗孫に當る者に頒布するものであるが、特に一家獨自の配布を求めんとする場合は別に幾らかの金額を出させるもので、殆んど賣却の形式を取るのが常である。刊行本としては木版又は石版であるが、中には筆寫本も尠くない。而して近來は印刷術の便宜なるにつれて著しくその刊行が膨脹したのである。

斯くて族譜は少なからぬ經費と勞力とを要するものであるが、その記錄に於いて將たその編作に於いては、之を信賴すべからざるもの尠くない事を認めねばならぬ。蓋し、過ぎたる世の祖先のこと等その史傳の明かならざるもの多かる可く、またその血族一團必ずしも網羅し盡し得ざることは已むを得ざる事情でなければならぬからである。それのみならず、李朝末葉にあつては貴族兩班の特權その後

一世 祖居明
二世 子金現
三世 子金書
四世 子潤弘
五世 子承訓 子承謙
六世 子周復 子齊廷

第八圖 慶州李氏族譜系圖の一部分

裔に及ぶ優偶の情勢に乘じて、庶民にして自らその子孫たることを詐稱するに至るもの漸く增して來たこと既に崔奎瑞の艮齋漫錄に於いて見たのであるが、また純祖の人李肯翊の記述に依れば、次の事實が認められる。

近有奸人冒稱錦城林某　刊出僞譜於嶺南　以錦城之林平澤之林合譜　謂本同祖兄弟分封　遂爲異貫云　撮入京中顯族若干而移易派宗　換改世代　訛其宗系　亂其倫序者甚多　遍行諸道　誑誘愚氓之姓林者　賣以資生　京中諸林覺之呈官査得其人　囚治分配　行關列邑收聚僞譜　毀去燒火　蓋近世族譜之弊甚大　人皆以無譜爲歉　至於鄕中賤人欲免軍者　必行賂冒入譜牒之淆亂愈往愈甚　近聞閭巷間　有人聚萬姓譜秘藏於家賂人有不識祖系　而欲托某族者　來致重賂則必考閱　其中無後或子孫無名稱者　換改名稱字　安排世代而與之諸家譜中所謂舊譜　無後而子孫居某地名　修單以來云々者　皆此類也　是以姓貫之僻者　漸移托於顯閥華貫　此豈非世道之一大變耶　亂倫欺世　王法之所必誅　而人不以爲恠何耶。(5)

卽ち、無智愚昧の人を誘拐して金品を集め僞譜を編作し以て生活に資する奸惡無賴の徒が横行したる事、他族の系譜を調べ無後の欄を承けて族譜割込の早業を演ずる者多くある事等亂倫欺世の事實を窺ひ知るものであつて、其の弊害は夙くから識者の叫ぶ所であつた。殊に軍簽を免れんと謀つて、世襲の絕えたる貴族の族譜を盜んで己の祖先たることを潛稱したり、功臣の末裔たることを詐稱したりするもの多く、中には僞筆を以て系譜を模寫して之を高價に賣付ける者、宗班の子孫にしてまた璿源譜を奸民に賣付ける窮士等尠く、その弊害を痛論すること嘗て茶山丁若鏞の次に述べる如くである。

僞造族譜　盜買職牒　圖免軍簽者　不可以不懲也。(6)

之に次いで彼の述べる所極めて切實なるものがある。卽ち、軍簽民の苦毒となり、百計謀りて罪犯さゞる無し。奸猾に其の情を知り之を誘ふに匪分を以てし、乃ち貴族の譜系を竊み、其の無後の派を執り非類の族を以て接し父を換へ祖を易へ

莒を以て繪を紹し、或は功臣某相を稱して八代祖と爲し、或は駙馬某尉を稱して九代祖となし、或は敬順王後裔と稱し、或は文成公安裕直孫と稱し、或は江城君文益漸遺胤と稱し、甚しきは璿系に僞接して或は孝寧大君を稱して九代祖と爲し、或は廣平大君を稱して八代祖と爲し、蓋し宗班子孫貧窮無賴の者有り其家もと璿源譜略の曾て頒受せるあり乃ち八卷の書能く百兩の錢を受け、民此の眞本を買ひ乃ち無後の派に於いて其の祖の名を以て接し其の書法を模し其刻法を仿ひ、若し慧眼に非らざれば以て發奸すべからず、之を攷するに錬れざる者璿譜を瞥見し果して眞本に係り復び疑ひを置かず、卽ち除免を許す、蒙昧の罪何を以て辭はん矣。忠勳府宗簿寺其書吏、生の理唯僞譜に據り嚴關を發して討を以て潤筆の錢有るのみ、完文幾張たるを知らず關文幾道たるを知らず、苟も一たび査考すれば都て僞譜出る所に係る、傷倫、悖義、犯分、蔑法未だ是より甚しき者有らず。余西邑に在り凡そ族譜を持ちて來訴する者を見るに十にして一つの眞なる無し、適々百家小譜有り攜えて箱中に在り之を以て照驗するに其奸卽ち綻第以て犯したる者林の如く盡く誅す可からず、但其の書を燒いて其の罪を究めず。觀察使李公義駿此弊極めて甚しきを知り守令を編飭して之を提えて報知せしむ。余督令報來を究めず、已むを得ず情重なる者一二人を以て之に應ず。南方に到るに及び此風尤も甚し、士族賤流咸名臣を戴き圖を以て上奏し宦祿の沾ひを冀ふ、之亦無智小民軍簽を謀免せんとする者の罪に非らざるのみ、必ず嚴禁あり乃ち風化を正す。然し、僞譜僞牒皆作法善からざるに由り斯を窮めて濫と爲す、情を得れば卽ち戚、之を哀みて喜ぶ勿れ、但其の軍役を除せず宮罰略施せば已に懲戒に足る、必ずしも深く治めず。

實に茶山の言說は李朝末葉に於ける族譜の弊害に關する實狀の至れり盡せりの觀を呈するものがある。如斯は一面に於いて族譜の社會的意義が嘗ては至つて重大なるものであつたことを示すと同時に、他面に於いて其の實質的價値の全く低落したものであることを物語るものである。遮莫、大家族制度の漸く崩壞の段階にあること旣に年を増す毎に顯著なる當今にあつては、更に族譜の本質的價値すら全く薄らひて來た事明かである。それにも拘はらず、近來出版業の便に乘じて

著しくその刊行を盛んにして多大の勞力と費用とをここに盡すことは、蓋し識者の熟考すべき問題であらねばならぬ。

1. 文化柳氏忠景公派譜に於いて之を見ることが出來る。

典祀令公派有司　汯
判尹公派有司　尙天
縣令公派有司　亨植
少尹公派有司　復寅

2. 今全州李氏族譜の凡例を擧げて參考に供する。

一、全州李氏先系　自贈兵判公以上　俱已尊奉於璿譜　故謹以贈兵判公　爲鼻祖而修譜　凡八編。
一、世系橫列爲六格　循次記載而格窮　則只書諱某　別起於他編。
一、始祖書姓而同宗不書姓　外孫則書姓而別之。
一、諸派世數分見他編則傍書　高祖以下四世諱以便溯攷。
一、諱左書表字、官職、科第、生卒、墓地及配位之姓貫四祖。
一、前後配詳錄子女有無　明其所自出。
一、婦人從夫職　若士妻之孺人通德以上之恭人、令人、宜人、通訓之淑人、通政之淑夫人、嘉善以上之貞夫人、不書可知故一例删去。
一、子女列書　先男後女　重本宗也。
一、女家孫曾以下不錄。
一、配位則本宗曰配　異姓曰室　庶派曰娶　用示區別。
一、本宗之連姻家則書本宗人某而同貫異派者否。
一、庶子女勿論年齒　序於嫡子女之下。

一、諸宗之散居外邑者　輒記其地名。

一、毎張首塡千字文　而更見疊出處互書某字俾便參攷。

一、記事之詳略　以譜單之不齊也。

3. 此等の記錄に關しては支那の族譜に比して、幾分簡略に出來たものと見られる。東方學報東京第六册、牧野巽、明淸族譜硏究序說、參照。

4. 斯る原則は後世のもの程整然たるものがある。今二三の例を示せば次の如くである。

全義李氏。德壽(火)—山培(土)—昌會(金)—玄永(水)—根壽(木)—億魯(火)

全州李氏。遇(甲)—胤凡(乙)—會斗(丙)—柱宇(丁)—舜儀(戊)—起龍(己)

慶州鄭氏。	晋州蘇氏。	安東金氏。
之仁	世溫	昌集
之義	世良	昌協
之禮	世恭	昌翕
之智	世儉	昌業
之信	世讓	昌緝

5. 燃藜室記述別集。

6. 丁若鏞、牧民心書、兵典第一條、簽丁。

○此の小篇は昭和十一年度帝國學士院學術研究補助費に依る朝鮮家族制度の研究の一部分であつて、昭和十二年五月神戸で開かれた第十二回日本社會學會大會に發表したものである。

百濟の瓦

西村眞太郎

天氣清朗なれども風寒き春の日、百濟の瓦を捜しに行つた。凡そ十種類の瓦を拾つて、廣津城の頂上龍馬峰の廣場で、行厨を開き、一家打揃つて冷戰是れつとめながら、握飯を嚙る。

此の邊り眺望の絶佳なること、蓋し近郊第一であり、原住民族が此處を本據に對岸の岩寺里方面の敵と、時に和睦し、時に怨敵として啀合つたのも、さこそと頂付かれる。

四方八方見晴らしが利く地で、然かも川の幸に惠まれて居り、山には鹿や兎が群を爲して居つたであらうから、敵が攻め寄せるには不便であるが、味方が打つて出るには屈竟の場所である。かるが故に百濟人も此處に城を築いて、北高句麗に備へたものと見える。阿旦城郎ちそれである。

廣津の百濟城は、凡そ七階段の段々を四方に設けて居り、稍廣々とした臺地を構築して守勢の運動に便し、然かも各臺地と臺地との間は峻坂を越えなければ取付けない樣にしてある。其の築城の妙、玆に至つて極まつたと云ふべく、如何に天然の險岨を利用したとは言へ、斯くも見事に理想的に築造が出來たものかと、感歎是れ久しうせしめるものがある。

勿論此の城は南面して築かれて居るから、京城水道の水源地附近に大手口を設けたと覺しく、其の邊から幅六米突の登り道が或る時は城壁に沿ひ或は臺地の裏へ廻はり等して、龍馬峰の頂上迄通じ、其の頂上には南北二百米突東西百五十米突の、ほれ〴〵する樣な臺地が用意されて居る。その草原では小學校の二つや三つ、一度に大運動會を催しても尙土地が餘るであらうから、誠に吃驚せざるを得ず、凡そ此の廣津城程素晴らしい城が、天下に亦と何處にあらうか、寡聞にして未だ斯位見事な城は見聞しなかつたのである。

大體山城の雄は、谷深く峰高く周圍の尨大なのを以て誇り

とするも、そは只山城と言はんよりも原住民族の生活根據地であり、上古民族の部落と云ふべきもので、決して今日の要

塞とか攻防陣地と稱すべきものではない。是れ所謂東洋式築城法であり、且つ又東洋式都會地城廓法である。此の意味を極端に推し廣めると、彼の萬里の長城があるが、萬里の長城は雄は雄であり、大城廓たるには相違ないが、姫路城とか大阪城とか云ふのとは、自ら其の趣を異にして居る。

さもあらばあれ廣津城は、朝鮮に於ける山城の内でも極めてがつちりと纒つた城の一つで、此の式の城に平壤の北二里に高句麗の大城がある。此の大城の瓦は無紋のものが多く、巴も見付からないから、誠につまらぬのであるが、廣津城の瓦は何れも表に模樣がある。而して巴が見付からないのは共に殘念であるが、或は克明に搜がせば出るかも知れん。然かし出ないから太古の瓦である傍證となる。

先づ平瓦の裏に讀むことの出來ない字が縱に三字横に四字刻まれて居る。其の字は斯で何の字か見當が付かぬ。之が或は契丹文字とか云ふのであるまいか、それとも朝鮮古文字か、此の字のある瓦は時々

見付かるがギタイにも財許りであるから、或は模様かも知れん。「漢」の左書だと聞いて判つた。

次は波形の彫刻である。是れには大中小種々の波形が刻まれて居り、其の波と波との間に斜線がある。然し青海波ではない。次は碁盤の目で、之れにも大中小の井型模様があるが、中には正しく碁盤の目と略同大の目を、太い太い線で刻んであるのがあり、一見して其の雄渾さが鈍い頭へもピンと來る。筍形の斜線のもあり煉瓦石を積み上げた型のもあり、平凡な縦線のもあるが、何れも裏は布目が明かに出て居り、其の製作の手際も決して凡でない。

何程の事かある、高が石コロ瓦のカケではないか、然しながら斯くも見事な原始的模様を色々と取換へて一枚一枚に刻みつけた我か祖先の手練は決して凡庸では無く、やがてそれが唐草模様の優美に進む搖籃であつた事を思ふと、其の苦心に一掬の泪を灑がざるを得なかつた。カハラ(瓦)は百濟の瓦工が内地へ其の手法を傳へたのであるが、カハラ自體は梵語カパラだとされて居る。之は多くは梵家にのみ用ゐた品物であり、百濟の瓦工も北扶餘、高句麗と、順次北方から南進して來た文明の餘徳で修得したものと見られるも、茲に重要なる古代建築の一階段が言語に依つて知り得られる。

百濟古瓦京城郊外廣津城址出土

カハラ(瓦)の古語は朝鮮語ではチセと云ふ。チは泥の意とされ、セは草の意とされて居るが、決してさうではあるま

い。家をチブと云ひ、家を作る動作は柱を建て、草で屋根を葺くのである。其處で、柱をキドングと云ふ。之はチドングとも言ひ得る。チは家を作る動作を指し、ドングは柱自體に相當する。故に石或は材木で柱を建てるのをドングと云ひ、之は今日のトル即ち石の變形語で、昔は石をトルクと稱したから、チドングはチトルクの變形語と云ふ事が判明した。

次にチセ(瓦)であるが、之のチはチドング(柱)のチと共にチブ(家)を家する動作其のものを指した語で、言はゞ屋根葺く事自體がチである。而して、セは草の古語である事は言ふ迄もない。

チセ(瓦)の中古語をチワーと云ふ。チワーとは、屋根を葺き家を家らしく仕上げると云ふ意で、決して瓦丈を指して居らぬ。チブ(家)のブを活かすとワとなる。故にチワーとは、チブの活用語を言据えたもので、決して瓦丈を指したものでなく、屋根全體を指したものである。

以上で、太古家屋建築の階段を、言語に依つて解剖して見たのであるが、チセー(瓦)とチワー(瓦)との連絡は、セー(草)はワー(ブの變化)とはSが省かれたものである。チワー(瓦)の近代語をキワー又はケワーと云ひ、漢字蓋瓦の二字を充てるが、之は全く當にならぬ字で、チセーやチワーの意を傳へたものでない。故に內地へ瓦が傳つたのは、蓋し所謂蓋瓦時代であらうが、其の實物の傳つた時に、旣に同時に、梵語カパーラが傳つたものと見るのが穩當であり、カハラ(瓦)は朝鮮語チセーが傳つたものでないとの判斷がつく。

頂上の草原に安坐して遙か南方を打ち眺めると、春水は四澤に滿ち、大江を上下する白帆さえ手に取る樣であり、春霞立ち罩めた邊りに、風納里の土城も見える。

風納里をプグナムニーと呼ぶが、漢字輸入前にプグナムニーと訓んだ筈は無く、然かも此の廣津城へ登つて見て、始めてプグナムニーに『風納』の字を充當した事が訓めて來る。風をパラムと云ふから、此の風納はパラムで、納はラムと訓ませてある。故に風納城はパラミと訓むべく、パラミとは風の意ではなく、眺望の意であり、漢山(南漢山城)からも見えるし、廣津城からも見えるし、其の眺望を利用して、敵に備へたのであるから、パラミ即ち風納とは、第一線步哨線の意であつたと解しなければならぬ。

由來京城附近は高句麗、新羅、百濟の勢力爭の中心地で言換へると三國の境界線を形作つて居つた爲に、其の地名も之に因んだのが多く、年代はぐつと降るが、京城敦岩里の如きも、其の一つであらうと考へて居る。敦岩は京城からは北東口に當り、李朝太祖から云ふと、南進して京城に這入つた北口に當るので、此處をトイノミと稱へた。トイノミとは北へ越えて行く口の意である。此のトイノミに敦岩の字を當て、、トーナミとしたらしい。

又平壤牧丹臺の眺望と此の廣津城の眺望とは、全く同一であり、牧丹臺の築城手口と、廣津の築城法とも、全く同一である處から見て、其のパラミ(眺望の利く要害地帶)が、兩地に存在しなければならぬ。果して平壤にパラミ(眺望要害)ありやなしや。專ら後日の發見に俟たねばならぬが、平壤をポールトルと稱へ、平原曠野の都城の意を示したと同樣に、廣津一帶楊州、楊平に、ポートル即ちポートル(柳)の楊字を用ゐた點と、平壤に柳京の當字を用ゐた點は、共に等しく廣野であり、眺望要害地の意を以つて名命した點が一致して居る。

楊平の古名を濱陽と云ふが、之は恐らく、パラムと稱へたに違ひない。パラムとは眺望要害地帶の意である。ハマ(濱)程見透しの利く地は無いのは、言ふ迄ない。然して、濱陽の地が漢江の濱にあり、眺望のよい事も古來有名である。濱陽は其後恒城と變つた、恒城は字音でハグソングである。何故に濱を恒に變へたか、即ちハグに變へたか、之は濱をハグと呼んで居つたからで濱ではピンと讀まねばならず、楊平の本名ハグソングの當字としてふさわしくないからで、玆に濱をもハグ即ちパラムと呼んで居つた證據が擧り、パラムがパマとして國語に殘り、朝鮮ではパラム(眺望守備地點)として、往昔使用した儘殘つて居り、之が一は風納として換骨脫體し、一つは『楊平』となつて似ても似付かぬものとなつて仕舞つたのである。然かし伊勢の濱荻のハマは、朝鮮語ハグ即ち濱(ピン)字であり、此の濱を往昔はパーマと訓んで居つた事が判明するのである。

況んやイセ(伊勢)はイソ(磯)であり、「ソ」とは阿蘇、阿蘇海(丹後)與謝海(丹後)木曾、熊襲等のソと等しく、それが共にソボル(蘇伐)の「ソ」に等しく、同一民族たる事を明示して

居り、チギ(荻)も朝鮮語で、オキ草と云ふ事を知るに至つては、有爲轉變は此の世の常とは言へ、餘りにも桑田が變はり果てた爲か、全然見當の違つた諸語諸地方が、一歩其の中へ立入つて調べて見ると、符を合はした以上に一致するのを發見して、今更ながら内鮮一體を一層强調せざるを得ず、兄弟の血盟は愈々固きを覺ゆるのである。

豚兒に百濟の瓦を拾ろはせた勞を謝し、糟糠のしこめに國旗辨當の苦心を謝して山を降る。リユツクサツクの重い事話にならぬ。重い筈であつた、クダラヌ瓦を詰め込んだから。

世界一を誇る地下殿堂

大自然が悠久の時を費して作つた延々二キロにわたる大洞窟、世界的名勝蝀龍窟もその發見當初から盛に入り込んだ探勝者の炬火で、すつかりすゝけてしまひ、美觀を損ふ部分が多くなるので、これが美化策を講じつゝも經費の點で行惱み中止の形となつてゐた。一方球場、院里の地元民、鳳泉、慈作、龍登の各炭礦業者が一丸となり洞窟電飾美化にも話を進めてゐたが、今度保存會では差當り洞窟内の探勝には今後ガソリンランプを使用して洞内の淸淨さを保つことになり、こゝに於て不淨部分を洗滌し面目一新、目前に迫つたハイキングシーズンに備へてゐる。(平北价川線、球場便り)

江原咸南古蹟巡游の旅

佐瀬雄山

昭和戊寅如月の末つ方、江原道春川・平昌・江陵・襄陽・高城・淮陽の各郡及咸鏡南道咸州・俗厚・北靑諸郡の古蹟名勝巡游の旅に出で立つ。春立てど殘雪山野を埋めて眞白に、餘寒尙ほ料峭、春川に向ふ途次金谷邑を過ぐ。遙か道の東側に聳ゆる山々には殘雪の積りて、折柄煕々たる旭日の光を浴びて、光り眩ゆかりしかば、

旭日（アサヒ）映え　山殘雪に　白光る

午時春川邑着、直ちに道廳に到り秋山學務課長に面會要談の上、知事室に金知事訪問諸般の打合をなし、午下一時過ぎ家村道屬の東道にて、春川附近に於ける寶物・古蹟・名勝歴覽の途に上る。

一、春川要仙堂七層石塔　本塔は昭和九年八月寶物として指定せられたる新羅時代の古塔で、花崗石にて作られ、七層一成の基壇より成る。基壇は板石の組合せで、各面中央に束石、各隅に柱形を作る。各塔身は一石より成り、初層の基壇に接する處、仰蓮の臺石を挾む。塔の高さ約十八尺、基壇一邊の長さ七尺、稀に見る優秀なる作品である。

二、春川前坪里幢竿支柱　本幢竿支柱は花崗石製にして、完全なる竿臺を有す。竿臺に蓮瓣の彫刻あり、一竿の高さ約十五尺、幅約二尺五寸、厚さ二尺餘あり。本支柱はもと寺址に在りしものならんも、今は現に水道垈地内にありて、一般人の出入を禁止し居れり。

三、昭陽亭・牛頭山・ドルメン等　春川の一名勝地たる昭陽亭は、春川邑より北方約二キロ餘の處にあり。昭陽江に臨み建てられたる、單層入母屋作り朝鮮式蒲洒なる建物なり。亭に上れば、見亘す限り平疇遠く連り、連峯遙かに聳え、江

には昭陽の長橋を架す。亭下は則ち清流漾々として流れ、夏時遊泳に適し魚介を捕ふるに宜しく、春川の一名勝たるを失はず。

牛頭山は邑の東北、新北面牛頭里に在り。古來素盞鳴尊の遺蹟地として知られ、山頂に城址を存す。頂上に彌勤堂あり石佛を安置す。祠前石狗二個ありしも、今は只一個のみを存す。この地峯巒四周し、昭陽華川の二江を控へ、天與の要害地たり。

新北面泉田里のドルメン、泉田里には現在畑地と河川との間一帶の地域に亘り、大小二十餘個のドルメン遺存しあり先住民族の遺蹟を示し居れるも、その多くは殆んど破壞し去られ、完全なる舊態を存するもの稀れなるは遺憾なりとす。

春川附近に於ける名勝、舊蹟等の巡覽を終へ、その夜春川に一泊、翌早朝自動車にて此の地出發、途中横城にて中餉を認め、晡時平昌郡珍富面着、こゝに一夜を明かすことゝせり。

珍富面は東西七里、南北十五里、面積二十四方里餘に亘れる本郡巨大の面にして、面事務所の所在地下珍富里は、春川より江陵に通ずる要衝に當り、民戸櫛比し商賈榮え、沿道稀に見る殷賑の地區たり。面長金氏能く内地語を解し事務に練達せる好紳士にして、面務大に舉揚せるは欣ぶべきなり。

翌早朝目覺むれば、夜來の積雪積むこと尺餘、天地一白、交通全く杜絶したれば、今日一日を此の驛路に過ごすの已むなきかと憂懼せしが、折よく三里餘を距つる五臺山月精寺にトラックの便ありときゝ、勇躍仕度をとゝのへ、これに便乘し、滿目白皚々たる雪路を、時餘にして月精寺に着きたるは、實に勿怪の幸なりき。途中眞白に降り積りたる雪の中に、饑烏二三羽下りたち餌食拾ふを見て、

餌を拾ふ　烏(カラス)二三羽　雪四寸

四、月精寺寶塔八角九層塔　月精寺は新羅の高僧慈藏律師の剏建に係り、一千三百餘年前の古刹なり。律師は新羅の宗族茂林公の第二子として生れ、幼時蚤く父母に別れ、世の無情を感んじて身を佛門に投じ、深く求法に志せり。新羅第十七代善德王の五年入唐し、律宗の名刹終南山雲際寺に到り佛敎の奧義を極め、妙法の玄秘を證悟し、後五臺山に入り文殊菩薩に謁し、釋尊の頂骨並舍利及袈裟等の法物を秖受して歸

國し、夢示によつて、五臺山爐峯下に寂滅寶宮を建立し、尋で月精寺を刱建せるが本寺の縁由なり。

本九層石塔は、昭和十一年二月寶物として指定せられ、現に月精寺七佛寶殿前にあり。本塔は二成基壇の上に九層の塔身蓋を重ね、覆鉢・九輪・水烟悉々く完備し、朝鮮に於けるこの種石塔の最も完全なるものとす。而して下成基壇は中臺に富麗なる覆蓮華を刻し、上成下成共に中臺の上に更らに偏平なる臺を設け、形態を複雑化すると共に安定さを加へたる特殊の構造とす。その作優秀にして結構よく整へ、高麗時代に於ける石塔の代表的のものとす。

寶塔

五、月精寺石造菩薩坐像　本坐像も昭和十一年二月寶物として指定せられ、前記寶塔の前に安置せられあり。仰蓮華を刻したる圓形臺座の上に、右脚を屈し左膝を立て、兩手を前に握れる姿態の菩薩像にして、頭に寶冠を戴き居れり。花崗石製にして、全體一石より成る。臺座及寶冠の一部缺損し居れるも、柔和圓滿の相を備へ、優良なる作品なり。

寶塔・石佛等撮影の後、先着の金道視學及李住持等と僧房にて快談少憩の上、復たトラックの客となつて下珍富里に引返し同夜こゝに宿泊。翌日交通杜絶後の初運轉として、平昌邑内より來れる自動車に搭乘、かの難關を以て鳴る大關嶺を突破し江陵に向へぬ。前日來の降雪は尚ほ四五寸の深さに達し、自動車の運行極めて困難に、途上處々部落民の警官指揮の下に盛んに除雪作業に從事せるが見ゆ。

大關嶺は江陵に通ずる一大難所として知られ、峻嶺逶迤として連なり、上下三里餘に亘る險坂を下れば則ち江陵に達すべく、この日雪は全嶺を埋めて雲漠々、風は雪粉を送つて前程見え分かず。彼の潮州に謫せられた韓退之の「雲横秦嶺家何在、雪擁藍關馬不前」といへる趣にも似て、轉た郷愁に耐えざるものあり。

關嶺は　雪に途絶えて　家見えず

夕闇逼る頃漸くにして江陵に安着、郡廳員に導かれて旅館薩摩屋に入り、公務にて春川より京城を經て當地に來れる秋山學務課長と同宿す。翌日は郡廳員の東道にて、江陵附近の寶物・古蹟・名勝等各所を巡覽するを得たり。

六、江陵客舍門　江陵邑龍岡町にある本門は、三間三戸八脚門といふ特殊の形式にて建てられ、屋根單層、切妻造り本瓦葺なり。その創建年代は未詳なるも、朝鮮時代初期の特色を有するを見る。莊重にして優秀なる八脚門にして、彼の國寶たる奈良東大寺の轉害門に酷似し、朝鮮稀に見る建築物とす。昭和十一年五月寶物として指定せらる。

七、江陵大昌里・水門里の幢竿支柱　兩者何れも江陵邑玉川町に在り。大昌里の幢竿支柱は花崗石製にして、約三尺五寸の間隔を以て對立す。高さ約十七尺、兩柱外角に面取を作る。水門里の幢竿支柱は、今や垈地と垈地との間に介在しあり。花崗石製にして、約三尺三寸の間隔にて相對す。兩柱外角に面取を作る。高さ約十三尺四寸なり。孰れも昭和九年八月寶物として指定せらる。

八、江陵文廟　本文廟は江陵邑の北方丘阜の中腹に在り。李朝太祖の時に創建せられ、近年修理を加へたるを以て丹碧燦然として華麗なり。前面に二層建の明倫堂立ち、前庭を隔てゝ大成殿横はり、規模壯麗にして、この種建築の最も完備せるものなり。

九、寒松寺石佛像　本石佛はもと南項里月呼坪寒松寺址にありしが、今は江陵郡廳内に移置す。白大理石に刻める菩薩坐像にして、頭部及右手を缺失し居れり。高さ一尺九寸八分全體に亘り風化甚だしきも、姿勢よく整ひ、衣紋の手法頗る流麗なり。昭和九年八月寶物として指定せらる。

一〇、烏竹軒　江陵郡丁洞面竹軒里に在り、李朝中期の大儒栗谷李珥先生生誕の遺墟として著聞す。

本軒は桁行二間梁間三間にして、單層屋根入母屋造り瓦葺なり。方柱にして平三ッ斗を以て軒桁を受く。内部二間を大廳となし、一間を内房とす。本軒所在地は東南に向つて開け、後ろに丘阜を負ひ老松繁茂し、烏竹軒を繞り頗る景勝の境たり。

一一、鏡浦臺　鏡浦は太古穢國の舊都にして、一名溟州又

は臨瀛と云へり。江陵邑の北一里、甑山の麓江門津に一湖あり、周匝二里許、陸水と海水と相通じ、湖色清澄にして深淺なく恰も明鏡の如し、仍て鏡浦と名づくと。湖の東岸白沙遠く連り、海潮汀を洗ひ潮音耳に妙へなり。湖岸また青松蓊葱として茂り、處々人家の隱見する杯一幅の畫圖に似、一陽來復して堅氷解くるに至るや、幾百となき白鳥の飛來し遊泳する樣、天女の沐浴するが如く美觀譬ふるにものなし。鏡浦臺上一樓立つ、樓に上れば東方遙かに日本海の碧波を望み、下は則ち瀲灔たる鏡浦の靜波に接す。眺矚最も佳にして、また日出月出を觀るに宜しく、關東八景の一として、古來文人墨客の詩に歌に嘆美措かざる勝地たり。樓上揭ぐる詩の「綠波澹々無深淺、白鳥双々自去來」の句は、よくその眞を寫せるものと謂ふべきなり。

かくて江陵附近に於ける名勝、舊蹟の歷覽を終へ、自動車にて襄陽に向ひ、邑北二里許の所にある東海の名勝洛山寺を訪ふことゝせり。

一二、洛山寺　洛山寺は襄陽邑を距る北方二里許、五峰山中にある名利にして、關東八景の一たり。

本寺は今を距る一千二百六十餘年前、新羅文武王の十一年義湘祖師の剏建したるものと言ひ傳ふ。寺域平濶にして幽寂、寺門を入れば樓門聳えたち、結構壯麗なり。その左方殿堂僧房駢び立ち、宏壯ならざれども瀟洒なり。寺域は一段の高處に在り、下は則ち碧海に臨み眺望佳なるのみならず、加ふるに老松蓊鬱として茂り、處々花卉を植ゑ楓樹を雜へ、春花秋葉人目を娛ましむるものあり。これを以て遠近來り遊ぶもの鮮からざる由なるも、時尙ほ春寒料峭の折なりしかば、訪客殆んどなく境閑寂たり。僧房に入りて、寺僧と相對して坐す。互に一語なく、相顧みて點頭するのみ。

禪堂に　僧は語らで　春寂みし

寺の東方數丁巉崖の海中に突出せる處、一亭を立つ、義湘臺といふ眺矚最も佳なり。臺下羊腸たる鳥徑を辿れば危岩磊塊海中に斗出せる所一洞窟を成す。洞窟深く入りて潮水常に啾々の聲を傳ふ。往昔洛山寺の開祖義湘禪師夢に妙音觀世音を拜し、その告げに依りて此處に庵を建て奉安し、靈驗極めて著しかりしが、近年東海一帶海岸地方を襲ひる一大暴風雨の爲、庵諸共觀音の尊像も喪はれ、庵も尊像も新たなる製作

に係れるは惜むべきなり。

此の邊一帶奇巖亂立し、或は羅漢の如く菩薩に似、或は臥牛の如く伏虎に似、千態萬狀寔に奇觀を極む。一朝風浪起れば、怒濤岩を嚙み石に激し、その狀凄絶人の心膽を寒からしむるものあり。

風浪の　觀音窟や　春寒し

暫らくにして洛山寺を辭し襄陽に引返し、こゝより汽車にて外金剛に向ふ。火車海岸線に沿うて走る、時に青松繁茂せる巨巖を仰ぎ、長汀を過ぎ曲浦を迎ふ、沿道の風景凡ならざるものあり。晡時外金剛驛着、こゝより乘合自動車の便をかり、程なく溫井里に入り萬龍閣に宿る。此の日風伯威を逞ましうし夜に入りて止まず、金剛颪は颼々として屋を搖がし樹を鳴らし、終夜眠りを成さず。

風颼々　金剛颪　冴え返る

翌朝風收まり天氣淸朗なり。高城郡廳北川屬の東道にて、自動車を驅りて神溪寺に向ふ。

溫泉里の西方約里許にして、稍々急峻なる坂路を上ぼれば、右方觀音峰左方文筆峰の鞍部に達すべく、こゝ海拔二〇九米の極樂峴となす。峴を過ぎ赤松の壯林中を疾走すること十餘町にして新溪寺に達す。

一三、外金剛新溪寺　新溪寺は金剛山中四大寺の一にして、新羅朝第二十三代法興王の十八年僧眞表律師之を創設し、後新羅敬順王の時僧普雲祖神之を重建す。後復祝融の災に罹り本寺凋落せしかば、李太王その敗殘を傷み、內官金奎復、僧止潭和尙をして大雄殿を再建せしめ以て今日に至る。

大雄殿は方九間丹碧燦爛たる大伽藍にして、中央に須彌壇を設け阿彌陀盧遮那佛を安置し、左右に勢至觀音、普賢文珠彌勒を配す。三方の粉壁には八湘記涅槃會等の繪畫を掲ぐ。殿前に立てる三層石塔は、金剛山中三古塔の一にして、新羅時代の製作に作り權衡宜しきを得、古色蒼然優秀の作品なり。本殿の左右には、七星閣・山王閣・法起庵・御香閣・三門閣・祝聖閣・祖師閣建ち、その他寺域內には、鐘閣・僧房等ならび立ち、結構壯麗なり。

本寺內より望見する外金剛の景觀は頗る雄大にして、世尊集仙の諸峰は巍々として雲表に屹立し、寺の後方には觀音峰踞然群峰を壓して聳え、晨に照々たる朝暾を迎へ、夕に金色

の夕陽を送り頗る壯觀を極む。

正午外金剛に別を告げ、一路咸興に向ひこの地一泊。翌早朝道廳に主務課長及内務部長を訪ひ、諸般の打合をなし、道廳員の東道にて定和陵に賽し、夫より引返して西咸興驛に到り、同處より汽車にて下岐川面に向ひ、もと黃草嶺上にありし新羅眞興王巡狩碑を訪づるゝことゝせり。

石塔

一四、新羅眞興王巡狩碑　本碑は咸鏡南道咸州郡下岐川面眞興里に在り。花崗石にて造り良質堅緻の角材を水磨し、その一面に幅一尺四寸一分、縱約四尺餘の欄格を劃し、その中に十二行の碑記を陰刻しあり。

大昌元年戊子八月、即ち今を距る一千三百七十餘年前、新羅眞興王には北邊巡狩管境の途次、咸州郡黃草嶺及利原郡磨雲嶺上に碑を立てたるものにして、建碑の年時は大昌元年八月を距る遠からざる時期たるべく、この碑もと黃草嶺上にありしを、李朝哲宗の三年、時の觀察使尹定鉉これを中嶺鎭に移し、後に又これを現在の地に移建し、眞興殿と名付け碑閣を立てこれが保存を圖り居れり。本碑は昭和九年八月寶物として指定せらる。

本碑の視察を終へ、晚景咸興に歸着。翌午前九時咸興を出發北行の途に上り、正午過ぎ俗厚驛前下車、直ちに若松校長を普通學校に訪ひ、同氏の東道にて、程遠からぬ女眞文字石刻を見ることゝせり。

一五、北青女眞文字石刻　本石刻は俗厚驛を距る東南里許、蒼城里城串山東畔の傾斜面にある、三角狀をなせる自然石に刻せるものにして、その一面に女眞文字を以て五行の文を陰刻しあり。岩塊の高さ約八尺三寸、幅最下部の處にて約八尺五寸、厚さ三尺四寸なり。本土城は昭和九年八月古蹟として指定せらる。

この日、天氣清朗にして風浪起らず、春潮の誘ふまゝに、

若松校長等と濱邊に下りたち、蛤貝杯拾うて歸途に就き、驛にて若松校長に別を告げ、北行の汽車に搭乘して北靑に向ふ。女眞碑所在濱邊にて貝拾ひたれば、

春潮に　貝拾ひたり　女眞の碑

北靑にて、郡廳に舊知の饗場郡守を訪ひ久濶を叙し、それより郡廳員の案内にて附近の名所を探り、正午此の地を發し汽車にて新昌驛に到り、同所より里許の處にある靑海土城を視察することゝせり。

一六、北靑靑海土城　本土城は昭和十一年五月古蹟として指定せられ、北靑靑海上城とも云ひ、南北約三百五十米、東西約三百五十米のほゞ方形に近き土築城なり。土壁の高さ現在二米乃至三米にして、處々に見張臺の突出部を設けあり。本土城を取り圍む堤上外側には老松蟠屈し、堤上は道路として使用し居れり。その内側は現在河水面より稍々高きに過ぎざるを以て、往時屢々水害を蒙りたるものゝ如し。

この地の視察を終へ新北靑に引返し、同所より鐵路鐵原まで南下し、こゝにて金剛山電鐵に乘り換へ、今回巡遊の最後のコースたる内金剛長安寺に向ふことゝせり。

鐵原にて分岐せる電鐵車は、所謂内金剛の峽谷に向つて驀進をつゞけ、大小幾十となき驛々を呑吐して、その最後のアガキとも云ふべき斷髮嶺の嶮峻を上ぼり盡せば、眼界頓に開け、金剛山特有の巍峨たる峻峰の幾つとなく連り、その皺襞に殘雪の斑らに消え殘れるあるに、折柄夕陽の殘光を浴びて、だんだら織の錦繡を見るが如く美觀言はん方なし。

土城

殘雪の　だんだら織や　嶺いくつ

程なく内金剛驛着、長安寺々僧に導かれて百川江を渡り、溪畔に立てる蓬萊館に投宿す。翌早朝長安寺々僧及全金剛山森林保護區主任等と同道して、朝靄を衝いてテフセンマツ、テフセンモミの美林中を過ぎ、迎仙橋を渡りて長安寺に詣づ。

一七　内金剛長安寺　長安寺は臨濟宗の大法燈にして、楡帖寺に次ぐ大伽藍を有し、金剛山中四大寺の一なり。新羅第二十三世法興王の五十九年即ち梁の武帝の天監十年、眞表律師伽藍を創建し毘盧遮那佛の像を鑄て之を安置す。後高麗第六世成宗王の元年、宋の太宗太平興國七年懐正禪師殿堂を再建し諸佛像を鑄刻す、即ち現在大雄殿内に安置せる三如來、四菩薩並に四聖殿内の釋迦牟尼佛、十六羅漢、冥府殿内の地藏菩薩、十大尊像はその當時の製作に係る。

大雄殿の右方十數間の處に立てる四聖殿は、昭和九年八月寶物として指定せられたる古建築にして、桁行五間梁間四間、屋根重層入母家造りの瓦葺、彩色を施こし華麗なる建物なり。その沿革詳かならざれども、李朝初期頃の建立なるが如し。本殿須彌壇前面にある格子内の彫刻は、技法鈍重の感なきにあらざるも優秀の作たることは、先年故關野貞博士及伊東忠太博士のこれを見感嘆措く能はざりしとのことで瞭かなり。境内大雄殿は往年國庫の補助を以て大修繕を加へ、丹碧燦然として人目を射り、參詣者の眼を眩ぜしむるものあり。

長安寺は内金剛の入口に位し、前は百川江の溪流に臨み、背後に峨々たる絶壁を負ひ、左右には鋸齒の如き峻峰高嶺聳え、萬瀑洞より流下する奔流は、岩を嚙んでは飛沫となり凝つては碧潭となり、且つ山麓處々にはテフセンマツ、モミ等鬱茂として繁り、こゝに岩石と溪流と建築と森林美とが渾然として一體を成し、この地寔に内金剛屈指の勝景とも云ふべく、こゝに立てる長安寺は、天下の仙境たると共に世に比類なき靈場と謂ふべきなり。

千年の　法燈　寒むし　長安寺

（おはり）

續朝鮮の說話

——武勇譚——

眞木琳

一、仇打

昔、非常に鐵砲のうまい鐵砲打がゐました。この男は枯葉の上を歩いても、カサといふ音一つ立てない男なのですから、獸といふ獸は皆怖れをなしてゐました。

ある日、向側の山の寺の坊さんがこの鐵砲打の所へ尋ねて來て、誰某さんの家にお祝があるから一緒に行かないかと誘ひました。鐵砲打は、好からうと受けて、鐵砲を持つて出掛けやうとしました。すると、坊さんはお祝に行くのに鐵砲なんかはおいて行つた方がいゝではないかと止めましたので、鐵砲打も成程と思ひ、鐵砲をおいて行きました。この坊さんは實は白虎で、一人の坊さんを喰殺し、その着物をとつて着て坊さんに化けたものでした。それで、かうして、この鐵砲打を欺して連出してとつて食つてしまひました。鐵砲打の家内は、後で自分の夫がこんなにも非業な死方をしたのを知つて狂はんばかりに悲しみました。然し、腹の中には夫の遺した血肉があつたので、氣を取り直し、月滿ちて一人の男の子を生みました。そして大事に育てゝ七つ八つになつた頃、書堂[1]に通はしました。書堂では、外の子供達はこの子に向つて、「虎の餌食、虎の餌食」といつて、からかひました。鐵砲打の子は、家へ歸つて母親に、書堂の子供達は自分に虎の餌食といつてからかふが、自分はどうして虎の餌食なのかときゝました。母は何にもいはず、「そんなこと氣にしないで勉强を勵みなさい。」といひました。子供は、それ以上はきか

ず、母のいふ通り書堂に通つて勉强を勵みました。然し、書堂の子供達の、虎の餌食といつてからかふのは止みませんでした。それで鐵砲打の子はこのからかひに堪えかねて、家へ歸つて母親に、自分は何故、虎の餌食といはれるのか敎へてくれとせがみました。母親は今は仕方なく、父のことについて一部始終、すつかり話してきかせました。息子はそれをきゝおはつて、何を思つたのか、豆を一斗ばかり炒てくれと賴みました。母親はいはれた通りに豆を一斗炒てやりました。すると息子は翌日、それを書堂へ持つて行つて友達に分けてやつて、鐵の切端を集めて來るやうにと賴みました。友達は豆を貰つて食べて、夫々鐵の切端を持つて來てやりました。鐵砲打の子はその鐵の切端で、早速一挺の鐵砲を鍛え、それからは毎日鐵砲の擊方の練習をしました。相當腕が出來たので、息子は母親に、これから父の仇なるあの白虎を打ちに出たいと申出ました。母親は未だ／＼早いといつて止めました。息子はきかないで、どうしても行きたいといひました。母親は仕方がないので一つの難題を持ち出し、それを旨く果したら許さうといひました。その難題といふのは、母親が水甕[2]に水を一杯汲んで、そこに瓢を伏せて浮ばし、その瓢に針を一本刺して頭に載せて來る時、鐵砲を打つてその彈が針の穴から拔け出るやうにすることでした。然し、息子は難なくこの難題を果しました。母親は我が子の秀れた腕前に驚き、それでは出掛けても宜しいと許してやりました。息子は喜んで父の仇打に出掛けることにしましたが、出際に一本の杖を庭に植ゑて、「この杖が芽を出して生きてゐる間は私は生きてゐますが、枯れたら、私は死んだものと思つて下さい。」と、母にいひました。

息子は家を出て父の仇を求めて深い／＼山奥へ入りました。すると、遙か向ふに一匹の白虎が大きな口を開けて舌なめづりしてゐました。息子はあれこそ父の仇に違ないと、早速一發、ぶつ放しました。すると、白虎は立上つて、飛んで來る彈を前足で受止めて、息子の方へ近寄つて來ました。息子はこれを見て、これは大變と、近寄れないやうに盛んに擊出しました。然し、白虎も、その彈を一々受止めては息子の方へ近寄るのでした。この時、息子の家では杖の芽が生きたりしほれたり、したので、母親は息子の身の上に危險が迫つ

てゐることを知りました。

白虎と息子とは暫くかうして抗ひ合つてゐましたが、白虎は「お前の腕前はとても見事なものだが、俺の方も相當なものだ。かうお互戰つても、いつ勝負がつくか知れぬ。今俺が尾をピンと伸ばして見せるから、その先の一本の長い毛を擊つて見い。それが當たれば、俺は死んでやらう。然し、お前が擊損つたら、お前は俺の餌食にならねばならぬ。」といひました。息子はよからうといつて、白虎が尾を張つた時、その先の長い毛を一本見事に擊止めました。白虎はお前は本當に美事な腕前を持つてゐると賞めて口を開けて早く擊てといひました。息子はかうして白虎を擊殺して無事に家に歸りました。そして樂しく暮したが戊辰の年に雞の脚を伸ばすやうになりました。(3)(平北・宣川)

(1) 寺小屋に似た學校で、讀み、書きを敎へる。

(2) 約一斗ばかり入るもので、婦女は飲用水をこれに汲んで頭に載せて運ぶ。

(3) これは話の終につけて、もつと興を添へるものである。これにも色々ある。例へば戊辰年のフェトン(ペスト病流行の際か?)に雞の足を伸ばすやうになつたといふのもある。實をいふと、この譯も當てにならぬ。話者自身屢々使ふにもかゝはらず、意味はわからないといふ。たゞ意味不明なものをつける所に興が湧くのでかうつけるのだらう。原語は次の通りである。

무딘딘(회동)에 닭구다리뻣두룩하소、割弧内の語はこゝの話の中にはない。

二、勇敢な花嫁

慶尙道のある人が六十里ばかり離れた所へ嫁を貰ひに息子を送りました。嫁の家では、花聟を迎へて樂しい初夜を送らうとしてゐましたが、俄かに雷が落ちるやうな音がしたかと思ふと、いつの間にか大門が壞はれ、虎が一匹飛び込んで來て花聟をくわへて逃げようとしました。花嫁はこれを見てす早く、虎の後足にすがり付きました。虎は驚いて驅出しましたので、花嫁はそのまゝ引きづられて行きました。虎は飛ぶやうに嶮しい岩の上を登つたり下りたりし、叉薊の中を潜つたりして、どん〳〵走りました。それでも花嫁は放さずに引

きづられて行きましたので、着物は破れ、髮の毛はむしりとられ、肌は傷だらけになつて血に染まりました。虎も、かうまでしても尙引きづられて來る花嫁に辟易したのか、くわへてゐた花聟を側にあつた墓の上に棄てゝ逃げました。花嫁はそこでやつと虎の足を放し、花聟の體を色々ともんでやりました。すると、間もなく鳩尾のあたりから息を吹返すやうな徵が見えて來ました。花嫁はほつと一息ついて邊を見廻はすと、遙か向ふの下の方に村里が見え、その中のある一軒から灯の光が洩れて來ました。花嫁は早速その家へ尋ねて行つて裏の窓から部屋の中に入りました。五六人の人が集つて酒を飮んでゐましたが、この血に染まつた物凄い女の突然なのに吃驚仰天して皆氣を失つてそこへ倒れてしまひました。花嫁は色々と介抱して人々を起し、事情を話して、どうか花聟を助けてくれと賴みました。人々は氣をとりなほし篝火をかざし花嫁の後について其の場へ行つて見ました。そして皆は驚きました。それは今日嫁を貰ひに途つた息子ではありませんか。主人はお客達に手傳つて貰つて息子を家へ運んで來て藥を飮ますやら介抱するやらしました。そして又花嫁にも藥を飮まし、傷口に手當をしてやりました。さうする一方、花嫁の里に人を送つて昨夜の出來事を知らせました。一晩の中に娘と聟とをなくして心配してゐたその家では、この知らせを受けて夢かと喜び、すぐとんで來て見舞ひました。この話をきいた人は誰もこの花嫁の勇氣と夫への忠實さに感歎しないものはゐませんでした。朝廷でこのことをきかれて早速旌門を建てゝ女を表彰しました。(慶南・密陽)

三、盜窟征伐

昔、年のいかない少年が美しい嫁を迎へました。三月程經つて、嫁は里歸りをするといふので、餠や其他色々な御馳走を澤山作り、馬に積んで侍女と一緒に、嫁を里まで送るために家を出ました。丁度この時、大泥棒の大將は自分の嫁を得たくて、空を翔び廻つてゐましたが、この花嫁を見て下りて來ました。この花嫁は泥棒が見た女の中で一番美しかつたので、そのまゝ侍女と一緒にさらつて行きました。花聟はこれを見てどうすることも出來ず、家へ歸り母に一部始終を話しました。そしてこれから嫁をとりもどしに出掛けたいから許

してくれるやうに願ひました。母親は「わしはこの七十になつて、お前一人を杖とも柱とも賴つて生きてゐるのに、お前が出て行つたらどうしよう。そんなことは思止つて家にゐてくれ。」と賴みました。然し息子はどうしても花嫁のことが思切れず、許してくれとせがみました。母親もかうなつては仕方がないので五年の期限を與へその中にきつと歸つて來るやうにと言添へました。

花聟は母の許を得たので背負袋(1)を背負つて嫁の在所を求めて當もなく歩きまわりました。彼方此方と搜廻つてゐる中に、いつの間にか三年の月日は流れてしまひました。ある日、川邊で洗濯をしてゐる婆さんに、若しか力の強い壯首(2)の棲家を知らないかときいて見ました。すると婆さんはどうしてそんな所をきくのだときゝかへしました。花聟はかやうかやうでと嫁のさらわれたことから、自分の旅に出たことまですつかり話しました。婆さんはそれをきゝ終つて、「左樣か。この大きな山の奧にあなたの搜してゐる泥棒が、棲んでゐるが三年前に攫つて來たお嫁には、もう子供が出來て、後二十日も經てば生むやうになつてゐるから、今、行つて見た所で何にもならぬ。こゝからそのまゝ歸つたらどうです。」と勸めました。花聟はこれをきいて大變がつかりしました。「あゝ、自分と一緒の時にはあんなに仲がよかつたのに、もう心が變つたのか。」と獨言ちながら、どうしても嫁に逢つて見たいと呟きました。婆さんは、それ程なら、まあ行つて逢つてごらん。この道をずつと登つて行けば垂柳のある所に出るだらう。その下には井戸があるから柳に登つて待つてゐると侍女が水汲みに出る。その時、侍女に賴めば何とかなるかも知れぬ。然し、少しでもへまをやればすぐ殺されるからよく〳〵注意しなさい。」と懇ろに敎へてやりました。花聟はお禮をいつて泥棒の棲家をさして行きました。山を越え谷を涉り、一足踏外せば墜ちて死ぬやうな危い崖を登つて行くと大きな垂場があり、その下には井戸があつたので、それに登つて待つてゐました。暫くして果して自分の侍女が水甕を横にかゝへて水汲みに出て來ました。花聟は柳の葉を一握毟りとつて侍女の方にバラ〳〵落しました。侍女は風もないのに柳の葉が落ちて來るので不思議に思つて上を見上げました。すると、そこには思ひがけなくも自分の若樣がゐるではありません

か。「おゝ若樣。こんな所へどうして、でも、ようお出でなさいました。」と喜びに咽びました。花聟は嫁の在所を捜すために如何に苦心して此處まで辿りついたかをすつかり話し、そしてどうか、あの邸の中へ入れるやうにしてくれと頼みました。侍女は聞終つて、泥棒の手下が家の周を幾重にも取圍んで守つてゐるため他所の者が中へ入るのは、とても難しいといひました。然し花聟は何とかしてゞも是非入れてくれと頼みました。侍女は色々考へた末、花聟を自分の裳（チマ）の下にかくして入ることにしました。そしてうまく番人の目を欺して花聟を邸の中に入れて、すぐ若奥樣の所に行き、若樣が尋ねて來ましたことを報せました。花嫁は不審さうに「何？若樣が尋ねて來たと？馬鹿な奴目が何しにこんな所まで來やがつたんだといひながら、とにかく牢屋の中にでも納れておけといひつけました。侍女は意外なことに呆れて、すぐ若樣の所へ行つて、花嫁のいつたことを話し、「どうも仕方がありませんから、まあ一先づ、牢に入つてゐて下さい。その牢といふのは岩で出來てゐて、人が入りさへすれば隅の方から劍が出て來て首を搔かうとしますから、入る時、劍が下りて來ましたら、拳に唾をつけて毆付け、劍の野郎、人が入るのに首を搔かうとは無禮千萬ぢやと怒鳴つて下さい。そしたら劍は退きます。その劍を若樣のものにしてお使ひになればいゝでせう。」と詳しく話してやりました。その時、一日も忘れたこともない戀しい花嫁が出て來ましたが、花聟を一目見るなり、「馬鹿な男め、何しに來やがつたんだい。」と大變な挨拶をし、すぐさま牢屋の戸を開けて花聟をその中に押込まうとしました。この牢の戸といふのは大變大きくて重くて千人の男がかゝつても開けられない程のものでありました。然し、花嫁はその間力持になれる水をどつさり飮んで力持になつてゐましたために易々と開けることが出來たのでした。花聟はあまりな情ない仕打に驚き、入るまいと頑張りました。すると花嫁は「馬鹿な眞似をするではない、とつと入れ。」といひざま片足でポント蹴つて入れて扉を閉めてしまひました。花聟はどうすることも出來ず牢の中に閉込められました。やがて侍女のいつた通り、劍が隅の方から下りて來て首を搔かうとしました。花聟は侍女に敎へられた通り、「この劍の野郎、人の入るのに首を搔かうとは無禮な奴ぢや」といつて、拳に唾

をかけて毆付けました。すると劍は天井の方へ上つて行きました。そこで花聟はその劍を下して腰にさげ牢屋の中をあちこち探つて見ました。人間の骸骨が無數に轉つてゐました。

侍女は若樣が閉込められたのが氣の毒でならず、何とかして助出さうと色々工夫した揚句、卜者の所へ行きました。そして大將は何時頃歸るか占つてくれと賴みました。盲人(3)は色々と占棒をチヤラン／＼鳴らしてゐたが、十五日程經てば歸るといひました。侍女は又何氣ない樣子で、うちの大將はどうしてあんなに力が强いのでせうときゝました。卜者は何處其處の窟屋の中を十里ばかり奧へ入つて行くと泉があるが、その泉の水を飮んだらあんな力持になれたのだと敎へました。侍女はこれをきいて喜んで早速若樣にその水を汲んで來て飮ませようとしました。然し、牢屋の扉は重い大きな岩なので開けることが出來ません。そこで石屋に穴を穿つてくれないかと賴みました。石屋は快く承知して五日かゝつてやつと腕が入れる位の穴を穿つてくれました。侍女は力の强くなれる泉の水を瓶に汲んで來て、扉の穴から入れてやつて若樣に飮ましました。若樣はその水を飮むと急に力が出ました。そこで牢屋の扉を開けようと動かして見ました。然し、扉は一寸動いただけでビクともしませんでした。侍女は又その泉の水を汲んで來て飮ましました。花聟は今度は足で、獄門を蹴つて見ると難なく開きました。花聟は牢屋から出て來て、この侍女と夫婦になり、力持になれる水の所へ行つて飽きる程、水をのみ女にも飮ましました。

そこで侍女は、「泥棒の大將は大變な力持なので片手に自分の嫁をかゝへ、もう一方に自分をかゝへて、空中へ跳ね上ると暫くしてやつと下りる」といつて、「あなたもそれ位の力があるかどうか、一つ試して見ませんか。さあ、こつちに妾を抱へ、そつちにはこの岩を抱へて空に跳ね上つて見て下さい」といひました。花聟は侍女にいはれる通り、片手に侍女をかゝへ、もう一方に岩をかゝへて空中に跳ね上つて見ました。すると、泥棒の大將よりも高く上れ、もつと時間が經つて地面に下りて來ました。侍女はこれを見て、「これなら大丈夫です。明日は泥棒が歸りますから、暫く牢屋に入つてゐて下さい。」といつて牢屋の中に入れておきました。

翌る日になると、空の方でウオン／＼と騷々しく唸る音が

きこえて來ました、あれは何の音ぢやときくと、今泥棒の大將が四十里の所まで來たといふ合圖に岩を投げたため、それが飛んで來る音だと答へ、そして、この音をきいて泥棒の嫁は十里の所まで迎へに出るのだと話しました。花聟はこれをきいてムラ〳〵と活氣を起し、牢屋から出て行きました。そして空を仰いで見ると、空は暗くウオン〳〵となる音はもつと激しくなり、間もなく大きな岩が飛んで來て庭に墜ちようとしました。花聟はそれを受止めて泥棒のゐる方へ投げ返してやりました。泥棒の嫁はこんなことがあつたとは知らず、岩が來ないので未だ迎へに出ませんでした。然し、泥棒の方では自分の投げた岩が戻つて來るので「どうしたことだらう。世の中には俺よりも强いものがゐるのかな。」と不思議がりながら、家の方へ急いで來ました。三十里ばかり來て見ましたが、當然迎へに來てゐる筈の嫁が見えません。泥棒は大變氣を惡くして急いで家に駈込みました。不意に夫が歸つて來たので慌てゝ庭先に出て迎へ、お歸りなさいませと挨拶しました。泥棒は「今日はどうしてか樣子が異ふぞ、何かあつたのかい。」と咎めるやうにきゝました。嫁は先の夫耶郞が尋ねて來やがつたんで氣分が惡い。とにかく牢屋に押込めておいたから仕末して下さいといひました。大將はよからうと早速下端の家來を遣はしてその男を殺すやうに命じました。この家來は勿論花聟の敵ではありません。一たまりもなく殺されてしまひました。泥棒の大將は家來が却々歸らないので、先のよりも少し强い家來を遣はしました。然しこれも花聟に殺されて歸りませんでした。泥棒は又も少し强い家來を送りました。然し、これも殺されて歸つて來ませんでした。泥棒は又それより强い家來と段々力のある家來を幾度も送つて殺さしましたが、一人も歸つて來る者がゐませんでした。そこで、大將は自分から出て行つて花聟を殺さうとしました。然し、花聟ももう大變な力持になつてゐるものですから、さう易々と殺されません。二人の間には一大激戰が開かれました。

大將は空中へ跳上つて敵の隙を窺はうとしました。花聟も負けずに空中に跳上り、大將よりも高く上つて上から戰ふことにしました。二人はかうして空中で戰つてゐる中に、侍女は泥棒の嫁の所へ來て「おい、あまつこめ、出て來んか、お前の男がへたばるか、俺の方が負けるか見てやらう。さあ、

裳を擴げて落ちて來るものを受けろ。」と大聲で罵りました。嫁も出て來て下から二人の戰を見上げて盛んに聲援を送りました。

暫くして空中から首が墜ちて來て泥棒の嫁の裳の上に墜ちました。それは泥棒のでした。續いて腕がおちて來、胴體がおちて來ました。侍女はこれを見て「おゝ、お前の男は殺されたんだぞ」と嬉しさうに叫びました。そこへ空中から花聟は下りて來ました。そして嫁に向つて「お前は今でも俺をきらふつもりか。」と詰りました。すると嫁はぶる／＼慄へながら「いゝえ、きらひません。どうか元の通りあなたの妻にして下さい。」といひました。花聟は「この賣女め、何ぬかすんだい。」といひさま、劍を振下して嫁の腹を裂きました。すると中から一つの血の塊樣のものが勢よく飛び出て來て「あゝ殘念だ。殘念だ。もう三日だけ待つてくれりや、俺が親の仇を打つてやるのに。」と叫びながら、そこらあたりを跳び廻りました。花聟はこれは泥棒の種と思つて劍で切つて棄てました。そして忠實な侍女のために生延びられた花聟は、侍女を本式に自分の妻とし、そこにあつた金銀財寶をどつさり積んで家へ歸つて一生を幸福に過しました。（平北・宣川）

（1）旅に出て使ふ簡單な身廻品を入れる袋で背中に背負ふ。

（2）壯首、壯士又は將帥とも漢字を當てるがとにかく力の強い者又力強く一軍を統率し得る者の意に使はれる。

（3）卜者には多く盲人がなる。盲人はこの外に覡の役をもする。

眞木氏の本稿については本年一月號にも〝虎の話〟として鄕土的に興味ある說話が載せてある、參照せられたい。

——（編輯部）——

朝鮮に於ける人口と移民

編輯部

總説

内鮮を通じて朝鮮人の移民問題がやかましく論議せられるやうになつた其の端緒は、抑々朝鮮人の内地渡航の問題にはじまつてゐる。當局の調査に依れば過去十數箇年を通じ年平均二萬數千人の内地滯留者を見つゝある狀況で、累年内地在住の朝鮮人の數を增加してゐる。

朝鮮に在る内地人の數は現在六十一萬人に達せない狀況にあるのに、内地在住の朝鮮人は約七―八十萬と稱されてゐることに鑑みても其の大勢を察知せられる。

政府當局としては内地そのものゝ人口問題或は勞働問題の解決に相當困難を感じてゐるのに、更に朝鮮人の内地渡航の問題を考へねばならず殊に漫然渡航者の處理には全く困却せざるを得ない狀態に在るのである。斯ることが移民問題の誘因となり、一般識者の間に熱心に叫ばれ始めたのである。反面北鮮開拓事業の着手、滿洲國の獨立等の事象は、急速に移民問題を具體化するに至つたわけである。

朝鮮人の内地渡航の原因は、朝鮮に於ける人口問題が其の根幹を爲してゐる。尙之を素直に言ふならば、農村に於ける過剩人口に起因してゐると云ふことが言へる。農村の人口過剩は、農業勞働者或は過少農を必然的に多からしめ、此等農業者は其の生計に極度の窮迫を感じ、遂には生計の方途を失ひ、何等かの局面打開を策し、之が内地渡航と云ふ現象となつて現はれるのである。

由來移民問題に依つて來たる原因は、内地は素より諸外國の例に於ても、移民を送る方には人口食糧問題があり、移民を入れる方には產業開發の問題が橫たわつてゐることは、洋の東西を問はず一つの公式である。朝鮮人の移民問題も此の

例に洩れず、人口問題を基調として、北鮮の高地帯開發の爲に移民を送り、滿洲産業開發の爲に鮮滿一如の大義に則つて滿洲移民を送り出す譯である。

最近朝鮮の商工業の發達は躍進的進歩を示して從來の農業一點張りの産業から漸次各方面の産業に轉化しつゝあることは事實であり、此等産業の勃興に伴つて逐年此等産業の從業者、勞働者を要することは當然であり、從つて朝鮮の人口問題を緩和する重大な役割を演ずるものであるが、現下朝鮮人口問題の解決には之のみを以ては不充分であるばかりでなく、一面滿洲國の開發乃至北鮮開發の如きは國策的見地から見て寸刻も等閑視する事の出來ない事柄であり、斯の如く各方面から考察して朝鮮人の滿洲或は北鮮移住は刻下の急務である。

人口問題は「社會が其の成員たる人口を收容し得るや否やの問題」であり、今少し碎いて言へば「人口の變動、構成及分布の狀態に於いて人口の過不足なからしむるやうそれを支持し又は收容せんとする問題」である。人口問題の對照たるべきものは人口そのものである。從つて其の構成する人口に依つて都市人口問題があり、農村人口問題がある。又此等の問題と共に耕地、食糧、失業等の問題がある譯である。然しこゝでは斯る廣汎な問題は之を避け何が故に人口問題特に農村に於ける過剩人口の問題を基調として移民の必要があるかを說き更に朝鮮に於ける人口の動き、總人口と農業人口との關係、農業人口と耕地等の關係等に付之を說明しよう。

朝鮮人口の推移

日韓併合以來朝鮮の人口は、躍進的に增加した。明治四十三年千三百萬人より昭和五年には二千萬人を突破し、同十一年末現在に於ては二千二百四萬八千人を算するに至つた。明治四十三年を基礎とし其の增加割合を見れば昭和五年には五割二分の增、昭和十一年には五割八分の增加となつた。

上述の人口增加を動態的に見ると

一、出　生

人口千人に對する出生は大正五年より大正十一年迄は二十七―八人より三十三人程度で、大正十二年には四十人となり爾後昭和七年迄は三十五―六人の所を上下し昭和十一年には約三十人である。

二、死亡

同じく人口千人に對する死亡は、毎年間に相當の差があつて一律に言ふことは出來ぬが、大正七年の三十一人を最高に大體二十人内外で昭和五年の十九人が最少である。

三、人口の増加

人口千人に對する人口の増加も年に依り非常な差異が認められる。過去十五箇年間に付て見ると最も少なかつた年は大正七年の三人で、大正八―九年の四人之に亞ぎ、大正十二年の約二十人及昭和五年の十九人が最も多かつた年であるが、大體十人以上の年が多い。

朝鮮に於ける出生死亡及人口増加年次表

年次	出生	人口千人に對する出生	死亡	人口千人に對する死亡	増加	人口千人に對する増加
大正五年	五六一、三六四人	三三・五人	三七〇、七四六人	二二・三人	一九〇、五一八人	一一・四人
同 六年	五七三、一七六	三三・七	四〇九、三三〇	二四・一	一六三、八四六	九・六
同 七年	五七八、五九一	三三・九	五二三、六〇六	三〇・七	五四、九八五	三・二
同 八年	四七四、四一七	二七・七	三九二、二八八	二二・九	八二、一二九	四・八
同 九年	四七六、八三三	二七・六	四〇四、二四〇	二三・四	七二、五九三	四・二
同 十年	五一八、〇六三	二九・七	三四五、二六二	一九・八	一七二、八〇一	九・九
同十一年	五九四、九七八	三三・八	三七七、七五〇	二一・四	二一七、二二八	一二・三
同十二年	七一九、一六一	四〇・二	三六七、一三〇	二〇・五	三五二、一六一	一九・七
同十三年	六九〇、六二三	三八・二	三八七、五八六	二一・五	三〇三、〇三六	一六・八
同十四年	七三二、四九三	三八・〇	二九二、四九七	二〇・六	四三九、九九六	一七・四
昭和元年	六七六、一七六	三五・四	三八七、七四三	二〇・三	二八八、四三三	一五・一
同 二年	六九八、一八九	三六・五	四一一、〇一五	二一・五	二八七、一七四	一五・〇
同 三年	七二一、五九四	三七・六	四三三、三七五	二二・六	二八八、二一九	一五・〇
同 四年	七三〇、一七九	三七・八	四六一、七二九	二三・九	二六八、四五〇	一三・九
同 五年	七七二、二七〇	三八・一	三八一、八七七	一八・九	三九〇、三九三	一九・三
同 六年	七一七、八八二	三五・四	四一〇、三八八	二〇・三	三〇七、四九四	一五・二
同 七年	六一八、二七七	三〇・〇	四五七、五一八	二三・二	一六〇、七五九	七・八
同 八年	六〇三、四〇七	二九・〇	四〇一、三二二	一九・三	二〇二、〇八五	九・七
同 九年	六二九、四七六	二九・八	四〇七、二六三	一九・三	二二二、二一三	一〇・五
同 十年	六四〇、五六八	二九・三	四三〇、六九八	一九・七	二〇九、八七〇	九・六
同十一年	六三〇、四九〇	二八・六	四三四、〇四八	一九・七	一九六、四四二	八・九

朝鮮人口の分布

昭和十一年末現在人口に付一方粁の密度に依り人口の分布狀態を見ると次の通りである。

全鮮平均の密度は一方粁に九九・九人で、内地の約一七八人に比較すると約半数である。

密度は地方に依つて甚だ不同であるが、概して南鮮地方が密で、西北鮮地方が疎である。最も稠密なのは京畿道の一八六・七人で、忠清南道の一八二・九人之に亞ぎ、最も稀薄なのは咸鏡北道の四〇・〇人で、咸鏡南道の五〇・一人、平安北道の五六・九人、江原道の五八・二人等が之に亞ぐ人口稀薄な道である。

道別人口密度表（昭和十年度末現在）

道名	面積	人口	一方粁の人口
	方粁	人	人
京畿道	一二、八二四・二四	二、三九三、二九六	一八六・六
忠清北道	七、四一八・三八	九〇七、〇五五	一二二・二
忠清南道	八、一〇六・四八	一、四八二、九六三	一八二・九
全羅北道	八、五五三・二七	一、五四〇、六八六	一八〇・一
全羅南道	一三、八八七・三七	二、四一六、三四一	一七四・〇
慶尚北道	一八、九八八・八三	二、四五四、二七五	一二九・二
慶尚南道	一二、三〇四・五八	二、二一四、四〇六	一七九・九
黄海道	一六、七三七・六六	一、六三九、二五〇	九七・九
平安南道	一四、九二五・二八	一、四三四、五四〇	九六・一
平安北道	二八、四四四・五〇	一、六三〇、八八二	五六・九
江原道	二六、二六三・九九	一、五二九、〇七一	五八・二
咸鏡南道	三一、九七八・四七	一、六〇二、一七八	五〇・一
咸鏡北道	二〇、三四六・五〇	八一三、八九三	四〇・〇
計又は平均	二二〇、七六八・六五	二二、〇四七、八三六	九九・八

朝鮮人口中農業人口の推移と其の分布

朝鮮人口の推移に關する概要は前述の通りであるが、其の中で農業者人口の推移は如何なる狀態を示し、如何なる位置を示むるかに付ては以下之を略述する。

一、總人口に對する農業人口の位置

總人口に對する農業人口は昭和十一年に於て農業者七割五分、商業及交通業者八分、公務及自由業者四分、工業者三分漁業及製鹽業者一分四厘であつて、朝鮮人口の大部分は農業者に依つて占められてゐるのであるが而しながら其の占むる割合は年々急激に減少しつゝあるのであつて内地の五割臺に近接するのも程遠いことではない。

職業別人口（昭和十一年末現在）

職業別	人口	總人口に對する割合
農業	一六、五四二、七三五人	〇・七五〇

漁業及製鹽業	三二七、〇一五	〇・〇一四
工業	六九七、六五五	〇・〇三二
商業及交通業	一、六六八、八六三	〇・〇七六
公務及自由業	八八五、九六七	〇・〇四〇
其の他の有業	一、五二六・一三四	〇・〇六九
無職又は不詳	三九九、四六七	〇・〇一九
計	二二、〇四七、八三六	一・〇〇〇

備考 玆に言ふ農業人口とは農林牧畜業者の人口にして以下同樣とす。

二、農業人口の推移

農業人口は累年增加の一途を辿り大正六年より大正十三年迄は千四百萬人臺、同十四年以降昭和六年迄は千五百萬人臺、昭和七年以降は千六百萬人臺を算し、昭和十一年末に於ては大正六年に比し約二百四十四萬人、一割七分を增加してゐる。同樣大正六年と昭和十一年との總人口の對比は約五百八萬人の增加で其の割合は一割三分に相當する。

總人口に對する農業人口の割合は、前項に於ても記述したが、之を大正六年以降に付て一覽すると大正六、七、八年の八割五分程度より大正九年に於ては一躍八割七分一厘に增加し同年を最高として爾後は累年徐々に低下し、昭和七年に至りて七割臺となり昭和十一年に於ては七割五分を算してゐる。

農業人口累年別表

年次	人口	總人口に對する割合	大正六年を一〇〇とせる指數
大正六年	一四、〇九五、九五〇人	〇・八四八	一〇〇
同七年	一四、一六一、八一六	〇・八四八	一〇〇
同八年	一四、二五四、〇〇〇	〇・八四九	一〇〇
同九年	一四、七三四、五六九	〇・八七二	一〇四
同十年	一四、七三九、八一五	〇・八六四	一〇四
同十一年	一四、七三八、一二六	〇・八六五	一〇四
同十二年	一四、八〇九、一三九	〇・八四八	一〇五
同十三年	一四、八二一・二四三	〇・八四一	一〇五
同十四年	一五、四四一、二九〇	〇・八三三	一〇九
昭和元年	一五、五一三、四一八	〇・八三三	一一〇
同二年	一五、四二九、三四六	〇・八二八	一〇九
同三年	一五、三八二、七七五	〇・八二四	一〇九
同四年	一五、四二四、六七七	〇・八二一	一〇九
同五年	一五、九一三、〇二一	〇・八〇八	一一三
同六年	一五、七九二、一〇四	〇・八〇一	一一二

同七年	一六、〇〇七、七二四	〇・七九八	一三
同八年	一六、一三七、一三三	〇・七九八	一四
同九年	一六、一三五、三七三	〇・七八八	一四
同十年	一六、六四七、九五一	〇・七六〇	一七
同十一年	一六、五四二、七三五	〇・七五〇	一七

三、農業人口の分布及其の經過

昭和九年末現在に於ける農業人口の分布は、大體南鮮地方に密に北鮮地方に疎であることは總人口の場合と正比例する。一方粁の人口は、忠淸南道の一五三・二人を首位に全羅北道の一四四・四人之に亞ぎ、南鮮地方は各道共一〇〇人を降らないが北鮮地方は黃海道の七七・一人を最高に咸鏡北道の二三・四人を最低とし其の他の道は其の間を占め南鮮地方に比して著しく疎である。

一方粁當農業人口（昭和十一年）

京畿道	一〇五・四人	慶尙北道	一〇四・三人
忠淸北道	一〇六・四	慶尙南道	一二九・二
忠淸南道	一五三・二	黃海道	七七・一
全羅北道	一四四・四	平安南道	六五・二
全羅南道	一四四・二	平安北道	四二・七
江原道	四八・四	咸鏡北道	二三・四
咸鏡南道	三四・九	平均	七四・九

更に之を地域別に而も大正八年との比較を示せば、南鮮地方は一〇八・一人が一二六・七人となり一八・六人の增加、中鮮地方は七一・〇人が八五・二人となり一四・二人の增加西北鮮地方は四〇・六人が四五・一人となり四・五人の增加を示し、西北鮮地方は南鮮地方の半數に達せない。而も南鮮地方の一方粁の人口增加は一八・六人なるに對し西北鮮地方は四・五人に過ぎずして人口濃密なる南鮮地方は年と共に其の密度濃厚となる狀態である。

地域別農業人口と其の密度

地域別	大正八年	昭和十一年	一方粁當人口 大正八年	昭和十一年	增加
南鮮地方	五、八〇八、九四〇人	六、八二一、七九七人	一〇八・二人	一二六・七人	一八・六人
中鮮地方	三、八七八、七八三	四、六五四、一九〇	七一・〇	八五・二	一四・二
西北鮮地方	四、五六六、二七七	五、〇七六、二四八	四〇・六	四五・一	四・五

備考　南鮮地方　全北・全南・慶北・慶南の各道
　　　中鮮地方　京畿・忠北・忠南・江原の各道
　　　西北鮮地方　黃海・平南・平北・咸南・咸北の各道

耕地面積の推移

大正八年以降の耕地面積の推移を見ると逐年增加の傾向に在るも其の進度は實に遲々たるものである。大正八年四百三十二萬餘町歩のものが十七年を經過した昭和十一年に於て四百九十四萬餘町歩を算し六十二萬餘町歩を增加したに過ぎずして、之を大正八年に比較すると一割一分の增加である。

其の增加狀況を地域別に見るに異常なる相異のあることが發見せられる。即ち大正八年と昭和十一年の比較であるが南鮮地方では其の增加頗る遲々たるもので約一萬九千町歩（一分四厘）に過ぎないのに對し西北鮮地方は四十九萬二千町歩で南鮮の二十六倍に相當し其の割合二割六分であり。中鮮地方は十萬五千町歩の九分四厘を示してゐる。

此の現象は南鮮地方は大正八年當時西北鮮地方に比し開墾干拓の程度が相當進んでゐたに拘はらず、西北鮮地方は其の當時未だ開墾干拓の餘地が多分に殘されてゐたことを實證するものである。

地域別耕地面積增加表

地域別	大正八年	昭和十一年	增加面積	同上割合
南鮮地方	一、三一六、八二二・四町	一、三三六、〇三三・四町	一九、二一一・〇町	〇・〇一四
中鮮地方	一、一二九、四五七・六	一、二三四、八五〇・〇	一〇五、三九二・〇	〇・〇九
西北鮮地方	一、八八八、三九九・一	二、三八〇、七〇一・〇	四九二、三〇一・九	〇・二六〇

耕地の分布

昭和十一年末に於ける各道の耕地の分布を見るに、耕地の最も多いのは黃海道の五十八萬町歩で全鮮の耕地面積の一割二分に相當する。其の次は咸鏡南道の五十五萬町歩で一割一分三厘、平安北道の一割臺之に亞ぎ、最も少ないのは忠淸北道の約十六萬町歩の三分三厘で、五分臺のものに忠淸南道・全羅北道・慶尙南道・咸鏡北道がある。

道別耕地面積表（昭和十一年末現在）

道別	耕地面積	各道の割合
京畿道	三九三、二四四・四町	八〇
忠淸北道	一六一、一五八・六	三三
忠淸南道	二四九、二五八・〇	五〇
全羅北道	二四三、四〇五・五	四九
全羅南道	四三〇、九九〇・二	八七
慶尙北道	三八四、〇一三・八	七八

慶尙南道	二七七、六二三・九	五六
黃海道	五七九、六八四・一	一一七
平安南道	四六七、三九九・五	九五
平安北道	五三五、八一二・七	一〇八
江原道	四二一、一八九・〇	八五
咸鏡南道	五五六、二二九・四	一一三
咸鏡北道	二四一、五七五・三	四九
計	四、九四一、五八四・四	一、〇〇〇

尙之を地域別に見れば左の通りである。

南鮮地方	二割七分一厘
中鮮地方	二割四分七厘
西北鮮地方	四割八分二厘

總面積に對する耕地面積

昭和十一年末現在の耕地面積の總面積に對する割合は黃海道の三割四分三厘を首位に、京畿道・忠淸南道・全羅南道・平安南道の三割之に亞ぎ、平安北道・江原道・咸鏡南道の一割七分臺を下位とし、最少は咸鏡北道の一割一分七厘である。

道別總面積對耕地面積比較表　(昭和十一末在現)

道名	總面積(A)	耕地面積(B)	BのAに對する割合
京畿道	一、二九二、一〇八・三町	三九三、二四四・四町	〇・三〇四
忠淸北道	七四八、〇一七・五	一六一、一五八・六	〇・二一五
忠淸南道	八一七、四〇〇・七	二四九、二五八・〇	〇・三〇四
全羅北道	八六二、四五一・九	二四三、四〇五・五	〇・二八二
全羅南道	一、四〇〇、三〇五・二	四三〇、九九〇・二	〇・三〇七
慶尙北道	一、九一四、七〇〇・七	三八四、〇一三・八	〇・二〇〇
慶尙南道	一、二四〇、七〇七・七	二七七、六二三・九	〇・二二三
黃海道	一、六八七、七〇八・五	五七九、六八四・一	〇・三四三
平安南道	一、五〇四、九六〇・七	四六七、三九九・五	〇・三一〇
平安北道	二、八六八、一四四・三	五三五、八一二・七	〇・一八六
江原道	二、六四八、一七六・一	四二一、一八九・〇	〇・一五九
咸鏡南道	三、三三四、四八五・〇	五五六、二二九・四	〇・一七三
咸鏡北道	二、〇五一、五九八・六	二四一、五七五・三	〇・一一七
計	二二、二六〇、七六五・二	四、九四一、五八四・四	〇・二二一

尙南鮮地方は二割四分六厘、中鮮地方二割二分二厘、西北鮮地方は二割九厘で、氣候、地勢、土質水利等の關係に依つて一律に論ずることは出來ぬが、爾後北鮮は南鮮よりも耕地增加の可能性を存することが認められる。

地域別總面積對耕地面積比較表

地域別	總面積(A)	耕地面積(B)	Aに對するBの割合
南鮮地方	五、四一八、一六五・五町	一、三三六、〇三三・四町	〇・二四六
中鮮地方	五、五〇五、七〇三・六	一、二二四、八五〇・〇	〇・二二二
西北鮮地方	二、三三六、八九七・一	三、三八〇、七〇一・〇	〇・二〇九

耕地面積と農業人口

大正八年以降の農業者一人當りの耕地面積は年に依つて多少の増加を見たこともあるが、大體に於て漸次減少の傾向を示してゐる。即ち大正十三年の三・一七段が翌年には三・一二段に減じ昭和四年迄は三・〇〇段、昭和五年以降昭和七年迄は二・九〇段に減じ爾後大した變化なく昭和十一年末現在に於ては二・九八段を示し、十七年前の大正八年に比し〇・〇四段の減少となつてゐる。右數字の減少は即ち耕地の増加が人口の増加より緩漫であることを示すものである。

農業者一人當耕地面積表

年次	一人當面積	年次	一人當面積
大正八年	三・〇二段	大正十二年	三・一六段
同九年	三・一一	同十三年	三・一七
同十年	三・一四	同十四年	三・一二
同十一年	三・一四	昭和元年	三・一三
昭和二年	三・〇九	昭和七年	二・九二
同三年	三・〇五	同八年	三・〇一
同四年	三・〇四	同九年	三・〇五
同五年	二・九七	同十年	二・九六
同六年	二・九七	同十一年	二・九八

此の經過を地域別に大正八年と昭和十一年とを比較して見ると、南鮮地方では現在約二段で〇・三段の減、中鮮地方では現在約二・六段で〇・二五段の減、西北鮮地方では現在約五段で〇・五五段の増加を示してゐる。

地域別農業者一人當耕地

地域別	大正八年	昭和十一年	増(△)減額
南鮮地方	二・三六	一・九六	△〇・四〇
中鮮地方	二・八八	二・六三	△〇・二五
西北鮮地方	四・一三	四・六八	〇・五五

既に記述せる通り一方粁内に居住する農業者は南鮮地方の百二十六人に對し西北鮮地方は四十五人、而も過去十七箇年間に於て増加した人口は南鮮地方の十八人に對し西北鮮地方は四人に過ぎない。一方耕地の割合は南鮮地方の三割に對し西北鮮地方は四割七分を占めて居り、尚耕地の増加は過去十

七箇年間に於て南鮮地方の一萬九千町歩（一分四厘）に對し西北鮮地方は四十九萬二千町歩（二割六分）を增加してゐる。此等の事實は南鮮地方は西北鮮地方に比し年と共に人口の密度を濃厚にしてゐると謂ふことに歸着するのである。

人口問題を基調として農業移民の重要視せらるゝ所以

朝鮮に於ける人口の增加率が頗る大なることは既に述べた所であるが、此の年々著しく增加する人口が如何なる產業に增加したかは次表に依つて容易に理解せらるゝのである。

即ち大正八年から昭和十一年迄の十七箇年間に朝鮮の人口は約五百萬人の增加を示して居り二百二十八萬餘人は農業人口の增加となつて現はれてゐるのである。

職業別人口增加表

年次	農業	漁業及鹽業	工業	商業及交通業	公務及自由業	其の他の有業	無職及不詳	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人
大正八年	一四、二五四、〇〇〇	二二六、二〇〇	二四六、〇八〇	九八四、八五〇	二五四、五三一	四九二、四九四	二三五、三九五	一六、七八三、五一〇
昭和十一年	一六、五四二、七三五	三三七、〇一五	六九七、六三五	一、六六八、八六三	八八五、九六七	一、五二六、一五四	三九九、四六七	二二、〇四七、八三六
增加人口	二、二八八、七三五	一一〇、八一五	四五一、五五五	六八四、〇一三	六三一、四三六	一、〇三三、六六〇	一六四、〇七二	五、二六四、三二六

斯の如く農業人口の增加は農業者一人當の耕地面積が大正八年の三段より昭和十一年には二段九畝に減じたこと、農家一戸當の耕地面積が同一期間内に約八畝の減少を示したこと等に反映し必然的に農業經營の規模を縮少し農家の收入上相當の影響を及ぼしたることは否み得ないのである。

殊に之を地域別に見ると其の程度が著しい。即ち南鮮地方に於ては現在一町二畝で大正八年に比し一段六畝の減少、中鮮地方は一町四段二畝で同じく七畝の減少、西北鮮地方は二町六段三畝で二段九畝の增加と謂ふ數字を示してゐるのである。

地域別農家一戸當耕地面積表

	大正八年			昭和十一年			増減(△)		
	耕地面積	農家戸數	一戸當面積	耕地面積	農家戸數	一戸當面積	耕地面積	農家戸數	一戸當面積
南鮮地方	一、三一六、八二三・四町	一、一一一、四三八戸	一・一八町	一、三三六、〇三三・四町	一、二九八、五一一戸	一・〇三町	一九、二一一・〇町	一八七、〇七三戸	△〇・一六町
中鮮地方	一、一二九、四五七・六	七四九、七九四	一・四九	一、二三四、八五〇・〇	八五八、三八二	一・四二	一〇五、三九二・四	一〇八、五八八	△〇・〇七
西北鮮地方	一、八八八、三九九・一	八〇三、五九三	二・三四	二、三七〇、七〇一・〇	九〇二、六一〇	二・六三	四八二、三〇一・九	九九、〇一七	二九
計	四、三三四、六七九・一	二、六六四、八二五	一・六三	四、九四一、五八四・四	三、〇五九、五〇三	一・六一	六一六、九〇五・三	三九四、六七八	△ 一

此の一戸當面積を内地の北海道を除いた一戸當面積の約九段四畝に比するときは、南鮮地方は略之と同面積で、西北鮮地方は内地の約二倍半に相當する。

一戸當面積は上述の通り朝鮮は内地よりも大きいが、其の耕地に付て考察して見ると

一、反當收量は内地の約半分である。
二、二毛作地は内地より遙に少い。
三、朝鮮は田が多いが内地は畓が多い。

等のことが擧げられ、斯る點より考察するときは單位面積からの收穫は内地の約半分に過ぎないといふ事が言へる。このことは一人當の耕地面積が半減されたと同様の結果となり從つて西北鮮地方には未だ相當の農業人口收容力あるも南鮮地方は人口過剩に惱んでゐると云ふことを謂ひ得るのである。

即ち南鮮地方に於て内地渡航者が多く又農業勞働者が増加することは敍上の事實を物語るものである。

大正八年以降昭和九年迄の朝鮮人の内地渡航の狀況に付て見るに年々約十萬五千人の渡航者があり歸還者は約七萬八千人で年々約二萬七千人の内地滯留者を生じてゐるのである。

朝鮮人の内地渡航者數及歸還者數年次表

年次	渡航者數	歸還者數	滯留者數
大正八年	二〇、九六八人	一二、七三九人	八、二二九人
同九年	二七、四九七	二〇、九四七	六、五五〇
同十年	三八、一一八	二五、五三六	一二、五八二
同十一年	七〇、四六二	四六、三二六	二四、一三六

同十二年	九七、三九五	八九、七四五	七、六五〇
同十三年	一三三、二一五	八六、四三〇	四六、七八五
同十四年	一三二、二七三	一一三、四七一	一八、八〇二
昭和元年	九一、〇九二	八三、七〇九	七、三八三
同二年	一三八、〇一六	九三、九九一	四四、〇二五
同三年	一六六、二八六	一一七、五二二	四八、七六四
同四年	一五三、五七〇	九八、七二五	五四、八四五
同五年	九五、四九一	一〇七、七二一	△一二、二三〇
同六年	一〇二、一六四	八三、六五一	一八、五一三
同七年	一一三、六一五	七七、五七五	三六、〇四〇
同八年	一五三、二九九	八九、一二〇	六四、一七九
同九年	一六四、一七六	一一三、四六二	五一、七一四

而して内地渡航者の道別内譯を昭和十二年に付て見るに次表の通りであり之を地域別に分類集計すれば

南鮮地方	五三五、二四四人
中鮮地方	六三、五二九人
西北鮮地方	二三、一三九人
計	六二一、九一二人

となり渡航者總數の八六%は南鮮地方の者に依り占められてゐる。勿論渡航者中には學生あり、勞働者あり、商工業者あることは當然であるが其の重要部分は農業者に依つて占められてゐることは想像出來るのである。

朝鮮人の内地渡航道別表（昭和十二年）

京畿道	一二、六一二
忠清北道	一九、八六〇
忠清南道	二三、八七九
全羅北道	三八、六五七
全羅南道	一五九、〇五九
慶尚北道	一六六、〇四九
慶尚南道	一七一・四七九
黃海道	四、八〇四
平安南道	六、〇二五
平安北道	三、九六八
江原道	七、一七八
咸鏡南道	五、五六〇
咸鏡北道	二、七八二
計	六二一、九一二

次に農業勞働者の問題である。農業勞働者は

昭和八年	九三、九八四戶
同九年	一〇三、二二五戶

同　十　年　一一一、七七一戸

で累年増加の傾向に在つて昭和十年は同八年に對し約一割二分の増加である。而もこの分布狀態を昭和十年に付て見ると

南鮮地方　七一、八五四戸
中鮮地方　二六、五四四戸
西北鮮地方　一三、三七三戸

で南鮮地方六四％、西北鮮地方一二％で南鮮地方の五分の一に相當してゐる。

之等の事實は南鮮地方に於て農村過剩人口の現象が激甚であることを裏書するものである。

斯の如く耕地面積の過少より來る或は人口の過剩より來る農民の逼迫は、朝鮮農業の發達を阻害し、農民生活に脅威を與へる重大な問題であることを考へねばならぬ。

故に西北鮮地方の割合に人口稀薄なるに着眼し、又滿洲國開發の機會を捉へ南鮮地方の過剩人口を此等各地に移植して前述の如き人口問題を解決し、朝鮮の産業の進展に資することは極めて必要なことである。

朝鮮總督府斡旋集團移民

昭和九年以來朝鮮總督府に於ては集團に依る移民を斡旋し來れるが、その成績良好で逐年增加の趨勢にあり、殊に昭和十三年よりは大々的にこれを行ふこと〻なつてゐる。即ち本年春期のみの取扱數二千八百三十五戸の多數に上りこれが移住地は間島省を主として其他吉林・通化省等にまで及んでゐる。

集團移民年度別及各道表

道名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年春期	計
京畿道	一〇戸	—戸	—戸	九〇戸	一三〇戸	二三〇戸
忠淸北道	一四	—	—	二九五	二三〇	五三九
忠淸南道	二七	—	—	—	二三〇	二五七
全羅北道	三四	—	一九七	—	六〇〇	八三一
全羅南道	八六	—	一九七	—	六一〇	八九三
慶尙北道	一五八	—	九九	七一九	四〇五	一、三八一
慶尙南道	二〇六	—	九九	三八七	三六〇	一、〇五二
黃海道	九	—	—	—	—	九
平安南道	七	—	—	—	—	七
平安北道	九	—	—	—	—	九
江原道	—	八三	—	七〇〇	二七〇	一、〇五三
咸鏡南道	—	七一	—	二七三	—	三四四
咸鏡北道	—	八六	—	六四	—	一五〇
合計	五六〇	二四〇	五九二	二、五二八	二、八三五	六、七五五

戰時體制下の職業紹介

須崎照雄

蘆溝橋事件に端を發した支那事變は今や聖戰の鉾を全支那に進めらるゝに至つた、數年前より叫ばれた非常時局は將に目前に直面してゐるのである。國民は如何なる困苦にも堪えなければならぬ。互に一致協力して心の團結をしつかりとしなければならぬ。卽ち國民精神總動員をしなければならぬのである。玆に於て國家總動員の體制をとるに至つたのである。人的にも物的にも資源の開發充實に國を擧げて主力が傾注せられてゐるのである。

職業紹介事業は單なる失業救濟事業としての意義のみならず人的資源の開發充實に缺ぐべからざる樞要なる國策事業であると云はなければならぬ。事變の勃發と共に其の機能の充實擴張が促され多年の懸案たりし國營が實現せんとするに至つたことを考へ、私共に負荷された責務の重大さを思つて例年に倍加する繁忙さも打ち忘れて働いてゐる。

事變勃發の當初は出征者の後任の補充と云ふこと等は考へられず缺員の儘お互の努力に依つて補つてゐたのであるが、事變が長期進展するに伴ひ、臨時的缺員補充の求人が相當多數に達するに至つた。又是と同時に軍部方面より各種の求人が殺到するに至つた。一方半島重工業殊に軍需工業方面は異常なる活躍を爲すやうになり、各工場共熟練職工が極端に足らなくなり、紹介所では種々手配を盡すも熟練職工の求職しくる者殆んど無き狀態となつた。それで已むなく素人工員を以て之れに代らしむることゝなり、半島青年の輝かしい新職場が開拓せられたのである。斯くして京城府職業紹介所の昭和十二年中就職者總數九千六百餘名に達し、開所以來の最高記錄を示し、昭和十一年中の六千九百名に比し二千七百餘名

約四割の激增となつた。更に就職者が如何なる方面に目覺しく進出したかと云ふことは又左表に示す職業別からしても明らかである。即ち工業及鑛業が前年に比して約四倍、土木建築が約三倍餘、其の他は大體前年と大差なきより見ても重工業或ひは土建方面の求人の增加しつゝあるかゞ判つて、如何に半島工業の飛躍しつゝあるかを如實に反映してゐるのである。

職業別就職者表　京城府職業紹介所取扱

職業別	昭和十一年	昭和十二年
工業及鑛業	一三三人	五三七人
土木及建築	一三八	四四三
商業	一、五七二	一、七九一
農林業	三五	一五
水産業	—	二
通信運輸業	八〇	四〇
戸内使用人	三、六九九	五、二五九
雜業	一、二三五	一、五一五
計	六、八九二	九、六〇二

尙事變の影響は求人、求職、紹介、就職を月別として對査すれば判然と顯れてゐる。一月二月三月の冬枯期には取扱少くなく四月五月六月の陽春に取扱の增加を來し七月八月九月の夏枯期に又取扱數減少し十月頃より增加の步調を辿るを通例とするのである。然るに昨十二年は左表の如く例年の夏枯れの現象を見せず、七月以降は每月前年の二倍以上の激增となつたのである。此の事變の影響に依る激增に就て、更に詳細に檢討して見たい。即ち職業紹介事業は年と共に一般の認識を深められつゝありしは勿論なるも事變を契機として利用範圍が擴大せられ求人、求職の双方の理解が徹底され、同時に職業紹介所の機能が根本的に革新せられんとするに至つたが爲めである。例へば從來餘り利用せられざりし、知識階級者の就職者が昭和十一年中に三百四十一名であつたのが、昭和十二年には八百三十五名と約二倍半となり官廳、銀行、會社等へ就職せしむることが出來るやうになつた。今日では京城府内の官廳會社等にして職業紹介所を利用せざる者無き迄になつた。又一方知識階級の求職者は親類緣者を賴み、情實を以て職を求むることを潔しとせず寧ろ自分の力で自己の進路

を開拓せんとする頼母しい考へ方をするやうになつて堂々と職業紹介所を利用するやうになつた。是は今回の事變が青年に力強い考へ方をさせるやうになつたと云ふべきである。洵に同慶の至りである。又從來當所の利用求人求職は殆んど京城府内のみに限られてゐた。地方よりの求人求職は極く稀であつた。然るに半島の工業の勃興殊に重工業等は事變の影響を受けて劃期的の躍進の結果地方よりの求人求職殺到するやうになつた。昨十二年事變後地方の××工場へ百九十三名××工場へ百十六名×××工場へ七十一名等就職赴任せしむることを得たるは昨年初めてゞあつた。

昭和十一、十二職業紹介成績比較表　京職紹取扱

區分	求人（十一年）	求人（十二年）	求職（十一年）	求職（十二年）	紹介（十一年）	紹介（十二年）	就職（十一年）	就職（十二年）	求職に對する就職率（十一年）	求職に對する就職率（十二年）
一月	一、一二八	一、四九六	人 一、〇三六	一、五〇二	人 四九八	六〇五	三六五	四一六	三五	二八
二月	一、八〇三	一、五三九	一、三九一	一、五六四	八六六	五八一	七一三	三八六	五一	二五
三月	一、五七一	二、〇〇九	一、八三三	一、九五九	一、一三四	九七五	八六三	六五一	四七	三三
四月	一、二七六	一、六六六	一、八九六	一、九一五	一、〇四三	一、〇〇〇	八三四	七五〇	四四	三九
五月	一、二四四	一、七四〇	二、一〇九	二、三二三	一、〇八四	一、〇五九	八九五	八二六	四二	三六
六月	一、三六二	一、八六一	二、一九九	二、一七七	七七九	一、二六七	四七二	九五〇	二四	三五
七月	一、六二四	一、六六八	一、八四二	三、〇八一	六九二	一、三〇六	四四七	一、〇四〇	二四	三四
八月	一、一〇九	一、九七六	一、五七六	二、六七三	五三八	一、三一八	三三七	九二八	二一	三五
九月	一、二九三	二、五八九	一、六九九	三、一四五	六九五	一、四三三	四二一	一、一〇三	二五	三五
十月	一、八〇八	二、四七六	一、九九九	二、五四六	七一六	一、三四四	五〇九	九三〇	二六	三七
十一月	二、一八四	二、三一五	一、八六五	一、七〇四	七〇二	一、〇五三	四八八	七六一	二六	四五
十二月	二、〇八一	二、〇三三	一、七三三	一、六六七	七六九	一、一一三	五五九	八七一	三三	五二
計	一八、四六八	二四、三四八	二一、一六七	二六、七八五	九、五一五	一三、九三九	六、八九二	九、六〇三	三三	三六

注‥‥右側の數字は十一年左側は十二年を示す

次で軍部方面に就職して行く者は最初殆んど臨時雇員級の者であるが、其の給料の多寡或ひは仕事の種類、勤務時間の長短等の條件は毫も考慮せずして、只直接軍部の仕事をさして戴くと云ふ愉悦と矜持とを以つて、懸命に働きつゝあるを見ては『日本は强い』と云ふのは此の精神が國民一人殘らず漲つてゐるからであると感じた。先日も大學出の青年が日給で或る軍部の臨時雇員に採用された。私共は其の意氣に敬服させられた。其の後極めて眞面目にはりきつて働いてゐるこ

とが傳へられたのであります。此の青年なども事變が斯くさせたのである。又從來初等學校卒業兒童は殆んど皆言ひ合はしたやうに官廳或は銀行會社の給仕を希望して來たのである。そして給仕の就職口がなければ店員とか職工とかとだん〴〵と希望を變へて行くのであるが、兒童の性質能力等を選職の場合全く閑却されてゐたのであつた。然るに最近半島工業殊に重工業方面、或ひは纖維工業化學工業等が各地に勃興し多數の職工を使用するやうになつたので、初等學校卒業兒童も其の性能に應じ技術見習とか職工見習を希望する者が增加して來たのである。兒童の保護者も亦給仕等にするよりも寧ろ將來性のある技術方面に進まして、手に一定の職を習得させてやりたいと云ふやうに兒童の環境に變化を來たしたのであつて半島工業の爲め心强き現象である。然し未だ半島に於ては工業方面に對して一般求職者の認識が充分でない、工場生活と云ふものに對しての理解が足らないことは、過渡期にある半島工業としては、止むを得ないことであるが、漸次一般の理解も成り、認識も深まるに至るものと思ふ。昨年當所より某重工業會社地方工場へ素人工員を連續して多數斡旋就職せしめたが、重工業に對する理解が充分でない爲めか、赴任就職後一箇月足らずで京城に引揚歸還した者が二、三名あつたので如何にすれば、勤續せしめることが出來得るかと腐心し、工場の衞生設備或ひは、其の他の福利施設まで調査したが、決して無理な點はないやうであつた。要するに理解が充分でないと考へられ試みに左の如き文書輔導を爲し數日後には其の返信があつた。

（文書輔導の原文）

拜啓　近秋の候諸賢益々御健祥の段奉慶賀候陳者其の後職務に精勵致され居り候事と信じ候へ共一、二の歸還者有之候に付乍老婆心玆に一言申し上ぐる次第に有之候

凡そ有爲の士は現在の職務を完全に爲し遂げらる者にて候、徒に他を羨望し現職を輕ろんずるの輩は時に依り收入多き他の職に轉じたりとするも其の人生の眞實の進展には無之候斯る輩こそ言あり、行無き類にして識者の常に組せざる處に有之候、而も尙現在の職務を爲し遂げ得ざる者がより以上の職を爲し得る道理無之筈にて周知の如く草鞋取りをも嫌はざる太閤にして初めて天下を取

り得るの道理は、吾人の意に留めて然るべきものと存じ候

而して自己の職務を考察するには常に社會的國家的観點より爲すべく個人的慾望にのみ驅せらるゝに於ては終始心の動搖を免れず、安心立命の人生を建つること不可能に有之候

『國家の爲、社會の爲働いてゐる』との考へ方と心境とは常に諸賢を人生の强者たらしむるものと存じ候

又物の生るゝには必ず苦節有之候、○○○○○重工業株式會社○○工場は誕生せしばかりにて候、此の誕生の辛苦を共にし得る者にして始めて將來重工業界に覇を誇り得る者にて候、何卒國家社會の爲○○○重工業の進展に力と魂とを打ち込み被下度願上候、實に重大なる責任は諸賢の双肩に有之候、待遇に關しても勤務手當及び精勤手當有之、寄宿舍も近く新築せらるべき趣に候へば益々意を强して精勵致され度候

『樂中の樂は眞の樂にあらず、苦中に樂を得て初めて眞の樂あり』諸賢の御健闘を熱望して止まざる次第に有之候　敬具

（返　信）

謹啓　残暑酷しき折柄諸先生には御健勝の事と存じます。時の流れは水の如く○○に來て早や一箇月近くとなりました愚鈍の輩も漸く工場の樣子が解り初め日夜精勤致して居ります故御安心下さい。

唯今は午前七時より午後四時半まで、途中晝食に一時間、午前、午後に三十分宛の休みで働いてゐます。

私と一緒に來た××、××、××、××、××の諸君も一緒の部署に働き約○○○○ヴオルドから○○○○ヴオルドの電氣を使つて○を作つてゐます。

私達は××君、××君の『志』なかばで歸城の後は殘留部隊として京城から來た人達の名譽の爲め斷然『鐵の生活には鐵の意志を以て當れ』と云ふ事をモツトーとして相互親睦を計ると共に、工場上司、先輩との和を爲す事に務めて居ります。

私個人としては生まれて初めて工業界に飛び入り、生來の希望でありました電氣界に（工場電氣課勤務に決定して先日辭令を貰ひました）乘り出す事が出來て心から嬉しく思つてゐます。此の上は益々技を磨き國家非常時

の折柄微力乍ら粉骨碎身、工業報國を爲す覺悟であります。

先般工場内で待遇云々の事がありましたが、私見として此の事を述べますれば、工務員各位が會社の『心』に對する認識不足が最大原因だと思ひます。

卽ち工務員各位が自己の過去如何を振り返へらず、唯身の一攫千金を夢見るやうな不心得を持つて仕事に當つたからだと思ひます。それとも一つの原因は會社が出來た許りであると云ふ事をやゝもすれば失念し、既設會社の工場と比較して考へるからである。建設期工場に働く人々は近き將來に於て必ず中堅となる人々であるから、幾ら大きな苦しみが出來ても此れを打ち破つて、進む丈の意志と體力と知識とが必要だと思ひます。

此の事に就ては京城殘留部隊中少くとも私共六名だけでも石に噛りつき草の根を食つても會社の捨石となり、影武者となつて陰に陽に懸命に勤めて行く決心であります。

色々と所長様初め諸先生に御心配をお掛け致し誠に相濟みませんでした。

國家非常の折柄薄志弱行の徒輩こそ憐れむべき人達だと思つてゐます。

必ずや私達六名は私が先頭に立ち親和を計り將來の大計を立て出來得る限り永く勤務して行く樣に努めて行かうと決心致しました。

先づは御禮旁々近況報告迄　敬具

此の文書輔導の結果何づれも眞面目に勤續してゐるやうであり、又其の後就職した者も皆元氣で朗らかに働いてゐると工場の人から話があつた。又內地の工業都市に於ては敢えて珍しき趨向ではないが、昨年當所より素人工員として就職せしめた者の中には、中等學校の卒業生が十數名あつた。中等學校卒業生が所謂月給取りを望まず、見得を飾らず、菜葉服を着て雄々しくも一職工を希望して來た。是等の靑年は軈ては工場の班長となり、組長となり、職工長となる日は遠くあるまい。躍進途上の半島工業の爲め益々助長すべき慶賀すべき現象である。然るに今尙時々初等學校を終へたばかりの靑少年が頭髮を延ばし、背廣服を着て一廉の紳士になりすまして職業紹介所に來て役人になりたい、會社員になりたいと求職して來る人と較ぶれば、其の考へ方に於て雲泥の差異がある。之れ等の求職者に對しては希望實現困難なることを諭し、意志を轉向せしむやうに努めてゐる。半島に於ては諸工

業の發達等に刺戟せられて漸次、求職者の希望も堅實となつて來るものと確信するものである。

更に出征軍人の遺家族の職業斡旋の狀況を見るに、事變以來其の取扱相當多數に達した。是等の求職者の大多數は未だ嘗て就職の經驗は無く相當の年齡に達してゐるにも拘らず、雇傭者側はその求人條件とは非常なる隔りがある者と雖も喜んで迎へられてゆく。或ひはいたいけ盛りの子供を連れた遺家族も夫々溫い理解のある雇傭者に採用せられて行くのを見ては、唯々感激に堪へないものがあります。出征軍人の遺家族は軍事扶助法等に依つて生活の安定が保證せられてゐるのであるが主人が異鄕の荒野に聖戰を續けつゝあるを思つたならば遺族の私達も銃後の國民として如何なる職場でも國家の爲め、社會の爲め働きたいと馴れない職業戰線に立たんとするのである。此の使ふ人、使はれる人の心情の尊さ、美しさは益々私共職業紹介事業に携はる者を勵して吳れるのである。茲に於て軍人遺家族の爲めに職業紹介のみならず、完全なる授產場とか托兒所、嬰兒院等の設備が職業紹介所に附設せられるやうになる日の一日も速かならんことを冀望する次第であります。

併して職業紹介事業の活躍は今後に於て更に更に重大なるものがあります。即ち傷痍軍人竝に除隊軍人の職業問題であります。此の名譽ある尊敬すべき傷痍軍人に對して朗らかに働くことの出來得る職業がなければならぬ。先づ傷痍軍人の境遇の調査をして負傷部位とか殘存能力とか學力資質などを愼重に調べて適性を確實にして再教育の必要な者に對しては其の適性に合致する再教育を施さなければならない。更に一朝戰後復員の場合は職業保障法等に由り再び出征前の原職に復歸せしめることが出來る者は別として此の恩惠に浴することの出來ぬ者の職業斡旋は當然公益職業紹介所に於て他の一般求職者に優先して就職せしめなければならぬ責務がある。半島に於ける公益職業紹介所は其の數に於て、其の規模に於て未だ完備したとは云はれないが幸に昭和十三年度より各紹介所に軍事部が特設せられることになつたので充分なる活動が期待することが出來るのである。又半島に於ける職業紹介事業に從事する私共は常に連絡協調して戰時體制下に於ける本事業の爲め高全の努力を拂ひ人的資源の開發充實につくさして戴きたいのである。

(本稿中統計數字等は京城府職業紹介所取扱のもの又本稿の資料は大體京城府職業紹介所を通じて觀察したものである)

一三、三、一八

朝鮮昭和十年國勢調査結果の概要（忠清北道）

國勢調査課

人口　昭和十年十月一日現在に於ける本道の總人口は九五九、四九〇人にして、全鮮總人口二二、八九九、〇三八人の四・一九％に該り、十三道中第十二位を占む。之を既往に就て觀るに、大正十四年は四・三四％、昭和五年は四・二七％にして、其の割合調査毎に漸減の趨勢に在るは本道の人口増加が比較的遲々として全鮮的人口増加の夫れに伴はざる結果なり。即ち總人口を昭和五年の九〇〇、二二六人に比すれば五九、二六四人（六・六％）の増加を示し、其の増加割合は全鮮人口の増加割合八・七％に比し著しく低し。然れ共之を大正十四年乃至昭和五年の五年間に於ける増加五二、七五〇人（六・二％）に比するときは人員、割合共に稍之を増加したり。尙大正十四年乃至昭和五年に於ける本道の自然増加は六五、〇六七人なるに對し、實人口増加の之に及ばざるは人口の社會的移動に於ける往住超過の爲なるべく、之に反し昭和五年乃至昭和十年に於ける自然増加は四一、七二〇人にして、實人口増加の遙に之を凌駕せるは來住超過の結果なるべし。

年次	人口増加數	同増加割合	出生數	死亡數	死亡に對する出生の超過	來住に對する往住の超過（△は來住の超過）
自大正十四年至昭和五年	五二、七五〇	六・二％	一四八、三四三	八三、二七六	六五、〇六七	一三、三一七

自昭和五年至昭和十年	五九、二六四	六六・八	一二七、九五六	八六、二三六	四一、七二〇	△	一七、五四四

道人口の郡別分布狀態を觀るに、清州の一九七、二五八人（二〇・六%）最も多く、之に亞で忠州・槐山の二郡は十萬以上を占め、十萬未滿の郡は永同・堤川・陰城・沃川・報恩・丹陽・鎭川の順位にして、就中丹陽の四九、〇六八人及鎭川の四八、七七七人は其の特に少きものとす。次に各郡の人口增減を檢するに、昭和五年乃至昭和十年の期間に於て報恩・鎭川・丹陽の三郡に人口の減少ありたる外、他は兩期を通じ孰れも其の人口を增加したり。而して最近五年間に於て其の增加の最も多きは清州の二一、五〇七人にして、忠州の一三、三七四人、陰城の八、六一一人、永同の六、四六六人等順次之に亞ぎ、沃川の三、四二二人最も少し。又之を增加割合より觀るも、清州の一二・二%最も高く、忠州の一一・八%、陰城の一一・六%、永同の七・五%順次之に亞ぎ、堤川・槐山・沃川の各郡は孰れも道平均（六・六%）以下に在り。人口の減少に在りては丹陽の三、三二五人（六・三%）最も著しく、報恩の六八五人（〇・九%）、鎭川の三九一人（〇・八%）之に亞ぐ。丹陽郡に於て斯の如き顯著なる人口減少を來したるは、本郡が山間地帶に屬し耕地面積極めて少く、其の住民の大部分は火田耕作者にして昭和八年以來連年冷害を蒙りたる結果生活の窮迫に伴ひ管外出稼者或は往住者の激增したるに因るものなり。

郡	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	全管人口千中 昭和十年	全管人口千中 昭和五年	全管人口千中 大正十四年	人口の增減（△は減） 自昭和五年至昭和十年 人員	人口の增減（△は減） 自昭和五年至昭和十年 割合	人口の增減（△は減） 自大正十四年至昭和五年 人員	人口の增減（△は減） 自大正十四年至昭和五年 割合
全管	九五九、四九〇	九〇〇、二二六	八四七、四七六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五九、二六四	六六%	五二、七五〇	六二%

清州郡	一九七、二五八	一七五、七五一	一六四、〇九七	二〇六	一九四	一九四	二一、五〇七	一三	—	—
報恩郡	七五、〇一〇	七五、六九五	六七、九〇一	七八	八四	八〇	△六八五	△九	七、七九四	一一五
沃川郡	八〇、四六三	七七、〇四〇	七二、三六九	八四	八六	八五	三、四二三	四四	四、六五一	六四
永同郡	九二、五二三	八六、〇五七	八四、〇八九	九六	九六	九九	六、四六六	七五	一、九六八	二三
鎭川郡	四八、七七七	四九、一六八	四八、三九八	五一	五五	五七	△三九一	△八	七七〇	一六
槐山郡	一一八、九二九	一一三、六九三	一〇六、七四七	一二四	一二六	一二六	五、二三六	四六	六、九四六	六五
陰城郡	八二、五四一	七三、九三〇	六九、三〇四	八六	八二	八二	八、六一一	一一六	四、六二六	六七
忠州郡	一二六、五〇七	一一三、一三三	一〇五、八六二	一三二	一二六	一二五	一三、三七四	一一八	七、二七一	六九
堤川郡	八八、四一五	八三、三六六	八〇、三四一	九二	九三	九五	五、〇四九	六一	三、〇二五	三八
丹陽郡	四九、〇六八	五二、三九三	四八、三四八	五一	五八	五七	△三、三二五	△六三	四、〇四五	八四

（註）清州郡江外面は昭和三年四月其の區域の一部を忠淸南道燕岐郡鳥致院面（現在鳥致院邑）に編入し、又同郡西面區域の一部は江外面に編入せられたるも、之等大正十四年の人口は今分割整理するに由なきを以て道及淸州郡大正十四年人口は各其の調査當時の區域に依ることゝし、大正十四年乃至昭和五年に於ける淸州郡の人口增加及割合の算出は之を省略したり。尙後述體性に於ける男女別人口表の當該大正十四年人口も同樣の取扱ひに依りたり。

人口密度　本道の總面積七、四一八・三八方粁に對する人口密度は一方粁一一九人にして、全鮮平均一〇四人に比し稍高く、十三道中第七位に在り。而して之を昭和五年の人口密度一一一人に比較するときは一方粁八人、大正十四年の一〇四人に比すれば一方粁一五人の增加なり。次に各郡の人口密度を觀察するに、本道の地勢は四境山岳に圍繞せられ海岸線を有せず、僅に道の北部及南部の一地域を貫流する漢江並に錦江沿岸に肥沃

なる小平野を有し產業經濟の發達稍見るべきものあり、從つて其の密度比較的高きも、道の東北部慶北・江原道界に接する地方は小白山系に屬する諸峯相連亙し交通の便極めて惡しく、其の密度も亦概して低きは當然のこと〻謂ふべし。即ち清州の一方粁二〇三人最も著しく、之に亞で陰城の同一六一人、沃川の同一四九人、忠州の同一四一人比較的高く、爾餘の報恩・鎭川・槐山・永同・堤川の各郡は孰れも道平均（一方粁一二九人）以下に在り、丹陽の一方粁六二人は其の特に低きものとす。

郡	面積（方粁）	人口	一方粁に付人口	郡	面積（方粁）	人口	一方粁に付人口
全管	七、四一八・三八	九五九、四九〇	一二九	槐山郡	九七三・八四	一一八、九二九	一二二
清州郡	九七三・八二	一九七、二五八	二〇三	陰城郡	五一三・七一	八二、五四一	一六一
報恩郡	五九九・一四	七五、〇一〇	一二五	忠州郡	八九八・九三	一二六、五〇七	一四一
沃川郡	五四一・一八	八〇、四六二	一四九	堤川郡	八七九・九一	八八、四二五	一〇〇
永同郡	八五一・九〇	九二、五三三	一〇九	丹陽郡	七九一・五三	四九、〇六八	六二
鎭川郡	三九四・四二	四八、七七七	一二四				

人口階級別邑面數及人口 調査當時に於ける本道の邑面數は二邑、一〇四面にして、之を人口階級別に分つときは二萬以上二、一萬以上三一、五千以上七二、四千以上一となり、邑面數の六割八分は五千以上一萬未滿の階級に屬す。之を既往に就て觀るに、各調査を通じ一萬未滿の邑面數及人員を減少し、一萬以上の夫れを

増加したり。之即ち人口増加に伴ふ必然的影響なるは勿論なるも、邑面の廢置分合に依る影響も亦尠からざるものあり。

人口階級	昭和十年 邑面數	昭和十年 人口	昭和十年 人口千中	昭和五年 面數	昭和五年 人口	昭和五年 人口千中	大正十四年 面數	大正十四年 人口	大正十四年 人口千中
總數	一〇六	九五九、四九〇	一、〇〇〇	一〇六	九〇〇、三二六	一、〇〇〇	一一〇	八四七、四七六	一、〇〇〇
一、〇〇〇未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一、〇〇〇以上	一	四、九六九	五	二	九、六二三	一一	七	三、〇七七	三八
一、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四、〇〇〇以上	一	四、九六九	五	二	九、六二三	一一	七	三、〇七七	三八
五、〇〇〇以上	七二	五三五、四七三	五四八	七九	五七五、〇三八	六三九	八五	五九五、一四三	七〇三
五、〇〇〇以上	一三	七一、八一三	七五	一七	九四、九七四	一〇六	二六	一四三、二四〇	一六九
六、〇〇〇以上	一九	一三三、一〇八	一二八	二〇	一三〇、九六八	一四五	二二	一三五、四五一	一六〇
七、〇〇〇以上	一七	一三九、一一三	一三五	一八	一三五、三九九	一五〇	一四	一〇三、一五一	一二二
八、〇〇〇以上	一五	一三五、五七五	一三一	一四	一一八、三九九	一三二	一三	一〇九、八九二	一三〇
九、〇〇〇以上	八	七五、八五四	七九	一〇	九五、二九八	一〇六	一一	一〇三、四〇九	一二二
一〇、〇〇〇以上	三三	四二九、〇四八	四四七	二五	三一五、五六五	三五〇	一八	二二〇、二五六	二五九
一〇、〇〇〇以上	三一	三八〇、二三七	三九六	二四	二九二、四八一	三二四	一八	二二〇、二五六	二五九

二〇、〇〇〇以上	二	四六、八〇二	五一	一	三三、〇六四	三六	—	—	—
三〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—

性　體　總人口九五九、四九〇人を男女に分つときは男四九一、二二二人、女四六八、二六八人にして女百に付男一〇四・九〇に該り、男の超過割合著しく高し。然れ共之を既往に就て觀るに、左表の如く調査を重ぬる每に男女の權衡近接の傾向に在り。

年次	男	女	男の超過	女百に付男
昭和十年	四九一、二二二	四六八、二六八	二二、九五四	一〇四・九〇
昭和五年	四六三、三三八	四三六、八八八	二六、四五〇	一〇六・〇五
大正十四年	四三七、七七二	四〇九、七〇四	二八、〇六八	一〇六・八五

而して男女の增加數は大正十四年乃至昭和五年に於て男二五、五六六人、女二七、一八四人、昭和五年乃至昭和十年に於て男二七、八八四人、女三一、三八〇人にして、兩期を通じ女の增加多し。之を同期間に於ける死亡に對する出生の超過に比較するときは、前期に於て男一〇、六〇六人、女一、七一一人の自然增加の超過なるも、後期に於ては之に反し男四、四八一人、女一三、〇六三人の實增加の超過を示せり。之を要するに人口の社會的移動に於て前期は男女共往住の超過にして、後期は反對に來住の超過を示すものなり。

年次	増加数		出生		死亡		死亡に対する出生の超過		來住に対する往住の超過(△は來住の超過)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
自大正十四年至昭和五年	二五、五六六	二七、一八四	七九、七九五	六八、五四八	四三、六二三	三九、六五三	三六、一七二	二八、八九五	一〇、六〇六	一、七一一
自昭和五年至昭和十年	二七、八八四	三一、三六〇	六九、〇二一	五八、九四五	四五、六〇八	四〇、六二八	二三、四〇三	一八、三一七	△四、四八一	△一三、〇六三

郡に於ける男女の權衡を觀るに、各郡悉く男の超過を示し、男の割合特に多きは丹陽の女百に付男一〇七・二七、陰城の同一〇七・二三、忠州の同一〇七・一〇にして、其の他堤川・鎭川・槐山・清州の各郡を比較的著しきものとす。

郡	昭和十年			昭和五年			大正十四年		
	男	女	女百に付男	男	女	女百に付男	男	女	女百に付男
全管	四九一、三三三	四六八、二六八	一〇四・九〇	四六三、三三八	四三六、八八八	一〇六・〇五	四三七、七七二	四〇九、七〇四	一〇六・八五
清州郡	一〇〇、七九四	九六、四六四	一〇四・四九	八九、九一五	八五、八三六	一〇四・七五	八四、三四五	七九、七五三	一〇五・七六
報恩郡	三七、九一七	三七、〇九三	一〇二・二三	三九、〇六三	三六、六三三	一〇六・六四	三四、八六三	三三、〇三九	一〇五・五三
沃川郡	四〇、五八三	三九、八七九	一〇一・七七	三八、九九九	三八、〇四一	一〇二・五三	三七、一〇〇	三五、二八九	一〇五・一三
永同郡	四七、〇四九	四五、四七四	一〇三・四六	四三、三〇三	四二、七五四	一〇一・二八	四三、〇七九	四一、〇一〇	一〇五・〇五
鎭川郡	二五、〇〇七	二三、七七〇	一〇五・二〇	二五、三四三	二三、八二五	一〇六・三七	二四、八二一	二三、五七七	一〇五・二八
槐山郡	六〇、九二五	五八、〇〇四	一〇五・〇四	五八、六五〇	五五、〇四三	一〇六・五五	五五、一〇九	五一、六三八	一〇六・七三
陰城郡	四二、七一〇	三九、八三一	一〇七・二三	三八、三三八	三五、六〇三	一〇七・六六	三五、八〇〇	三三、五〇四	一〇六・八五
忠州郡	六五、四三三	六一、〇八五	一〇七・一〇	五八、九二三	五四、二一〇	一〇八・六九	五五、二七九	五〇、五八三	一〇九・二八

堤川郡	四五、四二一	四二、九九四	一〇五・六四	四三、五三五	三九、八三一	一〇九・三〇	四二、〇五七	三八、二八四	一〇九・八六
丹陽郡	二五、三九四	二三、六七四	一〇七・二七	二七、二七九	二五、一一四	一〇八・六二	二五、三三〇	二三、〇二八	一〇九・九五

年齢 總人口九五九、四九〇人を年齢に依り幼年、生産年齢及老年の三階級に區分すれば、一四歳以下の幼年者三八七、九九三人(四〇・四%)、一五—五九歳の生産年齢者五一三、五九八人(五三・六%)、六〇歳以上の老年者五七、八九九人(六・〇%)となる。之を男女別に觀るに、男は女に比し幼年者及生産年齢者の割合高く、老年者の割合低し。而して各年齢級に於ける男女の權衡は幼年級に於て女百に付男一〇五・六六、生産年齢級に於て同一〇六・二一にして共に男の超過なるも、生産年齢級に於ける男超過の割合稍高し、然るに老年級に於ては同八九・五七を示し、反對に女の超過割合高し。

年齢	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	男	女
總數	九五九、四九〇	四九一、二二二	四六八、二六八	一〇四・九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇——一四	三八七、九九三	一九九、三三四	一八八、六五九	一〇五・六六	四〇四	四〇六	四〇三
一五——五九	五一三、五九八	二六四、五三一	二四九、〇六七	一〇六・二一	五三六	五三八	五三二
六〇以上	五七、八九九	二七、三五七	三〇、五四二	八九・五七	六〇	五六	六五

年齢三階級別割合を前二回の調査と比較するに、男女を通じ幼年者は調査毎に增加したるも、生産年齢者は漸次減少の傾向に在り、老年者は男に在りては大正十四年と昭和五年は同率にして昭和十年に於て稍其の割合を增加し、女に在りては各調査を通じ幾分の減少を示せり。

年齢	昭和十年 総数	男	女	女百に付男	昭和五年 総数	男	女	女百に付男	大正十四年 総数	男	女	女百に付男
総数	1,000	1,000	1,000	一〇四・九〇	1,000	1,000	1,000	一〇六・〇五	1,000	1,000	1,000	一〇六・八五
〇―一四	四〇四	四〇六	四〇三	一〇五・六六	三九二	三九二	三九二	一〇六・一八	三八六	三八八	三八五	一〇七・六〇
一五―五九	五三六	五三八	五三三	一〇六・二一	五四九	五五五	五四二	一〇八・四五	五五五	五五九	五四八	一〇九・〇三
六〇以上	六〇	五六	六五	八九・五七	五九	五三	六六	八五・五一	五九	五三	六七	八四・五八

更に之を五歳階級別に區分して其の割合を觀るに、低年齢級より高年齢級に進むに從ひ例外なく其の人員を遞減し、正常なる年齢構成を示せり。之を男女に就て觀るも亦同一傾向に在り。而して各年齢級に於ける男女の權衡は六〇―六四歳級迄は孰れも男の超過なるも、六五―六九歳級を境として女の超過に轉じ、而も九〇―九四歳級に稍例外を見るの外年齢級の進むに從ひ女の超過割合を增大せり。

年齢	総数	男	女	女百に付男	各人口千中 総数	男	女
総数	九五九,四九〇	四九一,二二二	四六八,二六八	一〇四・九〇	1,000	1,000	1,000
〇―四	一五八,五九〇	八〇,七三七	七七,八五三	一〇三・七〇	一六五	一六四	一六五
五―九	一三三,五八九	六三,六三九	五九,九五〇	一〇六・一五	一三九	一三〇	一二八
一〇―一四	一〇五,八一四	五四,九五八	五〇,八五六	一〇八・〇七	一一〇	一一二	一〇九
一五―一九	九〇,九一七	四六,四八七	四四,四三〇	一〇四・六三	九五	九五	九五
二〇―二四	八二,七一〇	四二,〇四九	四〇,六六一	一〇三・四一	八六	八六	八七
二五―二九	七〇,七四八	三五,八四九	三四,八九九	一〇二・七二	七四	七三	七五

三〇――三四	五五、八六四	二八、七三三	二七、一三一	一〇五・九〇	五八	五八	五八
三五――三九	五三、二〇〇	二七、七〇七	二五、四九三	一〇八・六八	五五	五六	五四
四〇――四四	四七、七三二	二五、三五八	二二、三七四	一一三・三四	五〇	五二	四八
四五――四九	四五、二一〇	二三、九九七	二一、二一三	一一三・一三	四七	四九	四五
五〇――五四	三六、九四八	一九、一五六	一七、七九二	一〇七・六七	三九	三九	三八
五五――五九	三〇、二六九	一五、一九五	一五、〇七四	一〇〇・八〇	三二	三一	三三
六〇――六四	二四、一〇四	一二、一三五	一一、九六九	一〇一・三九	二五	二五	二六
六五――六九	一六、八三一	七、九四九	八、八八二	八九・五〇	一八	一六	一九
七〇――七四	一〇、〇〇一	四、四九〇	五、五一一	八一・四七	一〇	九	一三
七五――七九	五、〇〇九	二、〇五二	二、九五七	六九・三九	五	四	六
八〇――八四	一、四六四	五六九	八九五	六三・五八	二	一	二
八五――八九	四〇四	一三一	二七三	四七・九九	〇	〇	一
九〇――九四	六三	二五	三八	六五・七九	〇	〇	〇
九五――九九	一九	五	一四	三五・七一	〇	〇	〇
一〇〇以上	四	一	三	三三・三三	〇	〇	〇

配偶關係　總人口九五九、四九〇人を配偶關係別に觀れば、有配偶の四四六、一三一人最も多く總人口の四六・五%を占め、未婚の四三六、六八〇人（四五・五%）之に亞ぎ、死別は六八、三二〇人（七・一%）、離別は八、三五九人（〇・九%）に過ぎず。之を男女別に觀るに、男は女に比し未婚及離別の割合高く、有配偶及死別の割合低し。而して離別に於ける男の超過及死別に於ける女の超過は共に著しく前者に在りては約五倍、後者

に在りては約二倍を示せり。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	各人口千中 男	各人口千中 女
總數	九五九、四九〇	四九一、二二二	四六八、二六八	一〇四・九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
未婚	四三六、六八〇	二四〇、四八三	一九六、一九七	一二二・五七	四五五	四九〇	四一九
有配偶	四四六、一三二	二一八、八二〇	二二七、三一二	九六・二六	四六五	四四五	四八五
死別	六八、三二〇	二四、八四七	四三、四七三	五七・一六	七一	五一	九三
離別	八、三五九	七、〇七二	一、二八七	五四九・四九	九	一四	三

次に十五歳以上の所謂可婚年齢者に就て其の配偶關係を觀るに、有配偶最も多く總數の七七・〇%を占め、死別の一二・〇%、未婚の九・五%之に亞ぎ、離別は一・五%に過ぎず。之を男女別に觀るに、男は女に比し未婚の割合遙に高く、有配偶は略相等しきも、死別及離別は總數に於けると同樣死別は女に、離別は男に著しく高し。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	各人口千中 男	各人口千中 女
總數	五七一、四九七	二九一、八八八	二七九、六〇九	一〇四・三九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
未婚	五四、二二八	四二、四四二	一一、七八六	三五九・八〇	九五	一四五	四二
有配偶	四四〇、六二六	二一七、五四五	二二三、〇八一	九七・五二	七七〇	七四六	七九八
死別	六八、三一〇	二四、八四三	四三、四六七	五七・一五	一二〇	八五	一五五
離別	八、三三三	七、〇五八	一、二六五	五五七・九四	一五	二四	五

配偶關係別人口の割合を十五歳以上の可婚年齢者及十五歳未滿の幼年者に分ちて前二回の調査と比較するに、十五歳以上に在りては未婚及有配偶は男女を通じ大體に於て調査毎に漸増し、死別は之に反し漸減の傾向に在り、而して離別は男に在りては調査毎に増加し、女に在りては昭和五年に於て著しく減じたるも、昭和十年に於ては幾分之を増加したり。尚可婚年齢者に於ける女の有配偶の割合が各調査を通じ男の夫れを凌駕せるは主として男子有配偶者にして道外出稼者の多き結果に因るものなるべきも、一面朝鮮特有の蓄妾の慣習未だ衰へざるに基因するものなるべし。次に十五歳未滿の幼年者に就て之を觀るに、男女共に未婚は調査毎に漸増し、有配偶は之に反し漸減の傾向に在り。惟ふに之は近時漸く早婚の弊風を認識したる朝鮮人が漸次結婚年齢を高めつゝある證左にして誠に慶ぶべき現象と謂ふべきなり。

十五歳以上

配偶關係	昭和十年				昭和五年				大正十四年			
	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男
總數	1,000	1,000	1,000	一〇四・三九	1,000	1,000	1,000	一〇五・九七	1,000	1,000	1,000	一〇六・三六
未婚	九五	一四五	四二	三五九・八〇	八八	一四一	三三	四五〇・二八	八四	一三六	二九	四八九・六六
有配偶	七七〇	七四六	七九八	九七・五二	七六九	七四一	七九八	九八・四〇	七五八	七三九	七七七	一〇一・三二
死別	一二〇	八五	一五五	五七・一五	一三〇	九七	一六五	六二・一七	一四五	一〇七	一八五	六一・六三
離別	一五	二四	五	五五七・九四	一三	二二	四	六二〇・八二	一三	一八	九	二一三・五二

十五歳未満

配偶關係	昭和十年 總數	昭和十年 男	昭和十年 女	昭和十年 女百に付男	昭和五年 總數	昭和五年 男	昭和五年 女	昭和五年 女百に付男	大正十四年 總數	大正十四年 男	大正十四年 女	大正十四年 女百に付男
總數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇五・六六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇六・一八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇七・六〇
未婚	九八六	九九四	九七八	一〇七・四〇	九七七	九八八	九六六	一〇八・五九	九六二	九七八	九四五	一一一・三三
有配偶	一四	六	二二	三〇・一四	二三	一二	三四	三七・六五	三八	二二	五五	四三・五九
死別	〇	〇	〇	六六・六七	〇	〇	〇	一七五・〇〇	〇	〇	〇	九一・六七
離別	〇	〇	〇	六三・六四	〇	〇	〇	九一・六七	〇	〇	〇	五六・二五

更に可婚年齢者に就き五歳階級別に其の割合を觀察するに、未婚は男に在りては五五——五九歳級及六〇——六四歳級に、女に在りては六〇——六四歳級及七五——七九歳級に稍例外を見るの外、年齢の上昇に從ひ孰れも其の割合を遞減せり。然れ共男は一五——一九歳級に於て六四・六%、二〇——二四歳級に於て二一・一%を示し、二五——二九歳級に於て漸く五・一%に減ずるに對し、女は一五——一九歳級に於て既に二四・二%の低率を示し、更に二〇——二四歳級に一・九%、二五——二九歳級に於ては〇・三%に激減す。有配偶は男に在りては三〇——三四歳級、女に在りては二五——二九歳級に至る迄其の割合を漸增し爾後漸減に轉ずるも、女の減少率は男に比し特に著しきものあり。死別は男女共に年齢の進むに從ひ其の割合を增加するも、男の五〇%以上を占むるは七五——七九歳級以上なるに對し、女は六〇——六四歳級に於て既に五六・五%を示せり。離別は年齢に依る著しき差異を認めざるも、男に在りては二十一、二歳より三十八、九歳の靑壯年階級に、女に

在りては十五、六歳より二十三、四歳の青年階級及四十四、五歳より五十八、九歳の中年階級に於て其の割合比較的高く、又男女の夫れを比較せば各階級を通じ男に其の割合高し。斯の如く男女に依り各年齢級に於ける配偶關係の割合を異にするは、惟ふに其の初婚年齢、生存年數、死別或は離別後の再婚の能否特に朝鮮に於ては寡婦の再婚を禁ずる風習等の存在するに因るものなるべし。

年齢	各年齢階級人口千中(男)				各年齢階級人口千中(女)			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
總數	一四五	七四六	八五	二四	四二	七九八	一五五	五
一五―一九	六四六	三四三	三	八	二四三	七五〇	三	五
二〇―二四	二二一	七三七	一二	三〇	一九	九六八	八	五
二五―二九	五一	八八八	二五	三六	三	九七五	一八	四
三〇―三四	一六	九一五	三五	三四	二	九五九	三六	三
三五―三九	一一	九〇一	五五	三三	一	九三一	六四	四
四〇―四四	七	八八二	八二	二九	一	八七六	一一九	四
四五―四九	四	八五五	一一五	二六	一	七九八	一九五	六
五〇―五四	三	八二六	一五三	一八	一	六九三	三〇一	
五五―五九	四	七八五	一九四	一七	一	五七六	四一八	
六〇―六四	四	七二一	二六三	一二	二	四二九	五六五	四
六五―六九	二	六一八	三七〇	一〇	一	二九二	七〇三	四
七〇―七四	一	五一六	四七七	六	〇	一七九	八一九	二

七五――七九	一	三九六	五九九	五五	一	一〇三	八九六	一
八〇以上	一	二九七	六九二	一〇	一	三二	九四七	一

常住人口　本道の現在人口より一時現在者を除き之に一時不在者を加へたる所謂常住人口は九六〇、八一〇人にして現在人口に比し一、三二〇人多く、現在人口百に付常住人口一〇〇・一四に該る。之卽ち道內常住者にして他道內に一時現在したる者比較的多數なりしを示すものなり。更に常住人口を男女に分てば男四九二、七七九人、女四六八、〇三一人にして女百に付男一〇五・二九に該り、現在人口に於ける男超過の割合に比し其の率稍高し。翻つて常住人口と現在人口との差を男女別に觀るに、男は一、五五七人の常住人口の超過なるも、女は反對に二三七人の現在人口の超過を示せり。之を要するに本道常住人口の現在人口に超過する所以は男の他道に往住せる一時不在者多きに基因するものなるべし。

	常住人口	現在人口	一時現在者	一時不在者	現在人口に對する常住人口の超過（△は常住人口の減）	現在人口百に付常住人口
總數	九六〇、八一〇	九五九、四九〇	一六、三八五	一七、七〇五	一、三二〇	一〇〇・一四
男	四九二、七七九	四九一、二二二	一〇、八九〇	一二、四四七	一、五五七	一〇〇・三二
女	四六八、〇三一	四六八、二六八	五、四九五	五、二五八	△二三七	九九・九五
女百に付男	一〇五・二九	一〇四・九〇	一九八・一八	二三六・七三	一	一

次に常住人口を郡別に觀察するに、人口多寡の順位は現在人口の夫れと略相等しく、又常住人口を現在人口に比較すれば永同・陰城・丹陽の各郡は現在人口の超過にして、其の他の諸郡は孰れも常住人口の超過を示せり。而して常住人口の超過に在りては淸州の較差人員五二八人特に著しく、之に亞で槐山の三九六人、忠州の

三二五人、沃川の三〇四人を比較的多きものとし、現在人口の超過に在りては永同の三四八人最も多く、丹陽の二六四人、陰城の一三一人順次之に亞ぐ。之を要するに清州・槐山・忠州・沃川の諸郡に於ては一時不在者特に多く、永同・丹陽・陰城の各郡に於ては反對に一時現在者の多かりしを示すものなり。更に男女の權衡を觀るに、現在人口に於けると同樣各郡孰れも男の超過を示せり。常住人口に於ける男の超過を現在人口の夫れに比較せば現在人口の超過せる永同・陰城・丹陽の各郡に在りては男超過の度合低く、爾餘の常住人口の超過せる諸郡に在りては孰れも其の度合高し。

郡	常住人口	現在人口	現在人口に對する常住人口の超過(△は常住人口の減)	現在人口百に付常住人口	女百に付男	
					常住人口	現在人口
全管	九六〇、八二〇	九五九、四九〇	一、三三〇	一〇〇・一四	一〇五・二九	一〇四・九〇
清州郡	一九七、七八六	一九七、二五八	五二八	一〇〇・二七	一〇四・八一	一〇四・四九
報恩郡	七五、〇二六	七五、〇二〇	六	一〇〇・〇一	一〇三・〇三	一〇三・三一
沃川郡	八〇、七六六	八〇、四六二	三〇四	一〇〇・三八	一〇二・四七	一〇一・七七
永同郡	九二、一七五	九二、五二三	△三四八	九九・六二	一〇三・〇四	一〇三・四六
鎭川郡	四九、〇一五	四八、七七七	二三八	一〇〇・四九	一〇六・〇〇	一〇五・二〇
槐山郡	一二九、三二五	一二八、九二九	三九六	一〇〇・三一	一〇五・五四	一〇五・〇四
陰城郡	八二、四一〇	八二、五四一	△一三一	九九・八四	一〇七・一九	一〇七・三一
忠州郡	一三六、八三二	一三六、五〇七	三二五	一〇〇・二六	一〇七・七七	一〇七・一〇
堤川郡	八八、六八一	八八、四一五	二六六	一〇〇・三〇	一〇六・三四	一〇五・六四
丹陽郡	四八、八〇四	四九、〇六八	△二六四	九九・四六	一〇七・〇三	一〇七・二七

常住人口に於ける五歳階級別年齢構成を觀るに、現在人口に於けると同樣年齢級の上昇に伴ひ其の人員を遞減せり。而して各年齢級の人員を現在人口の夫れに比較すれば〇――四歳、一〇――一四歳、六〇――六四歳及六五――六九歳の各階級に現在人口の超過を見るの外、他は孰れも常住人口の超過を示せり。而して常住人口の超過に在りては一五――一九歳（較差人員一三四人）、二〇――二四歳（同三五一人）、二五――二九歳（同二五七人）、三〇――三四歳（同二三二人）の各階級に於て著しきものあり、現在人口の超過に在りては其の較差人員概して少く一〇――一四歳級の六三人を最も多きものとす。之を要するに十四、五歳より三十三、四歳に至る青壯年階級に於ては一時不在者特に多かりしを物語るものなるべし。更に男女の權衡を檢するに、大體現在人口に於けると同樣の傾向を示せるも、一〇――一四歳級の同率、五――九歳級及八〇歳以上の老年階級に於ける例外を除き、他は孰れも現在人口に比し男の割合高し。

年齢	常住人口	現在人口	現在人口に對する常住人口の超過（△は常住人口の減）	現在人口百に付常住人口	總數千中 常住人口	總數千中 現在人口	女百に付男 常住人口	女百に付男 現在人口
總數	九六〇、八一〇	九五九、四九〇	一、三二〇	一〇〇・一四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇五・二九	一〇四・九〇
〇――四	一五八、五七一	一五八、五九〇	△一九	九九・九九	一六六	一六五	一〇三・七二	一〇三・七〇
五――九	一三三、六一四	一三三、五八九	二五	一〇〇・〇二	一三九	一三九	一〇六・一三	一〇六・一五
一〇――一四	一〇五、七五一	一〇五、八一四	△六三	九九・九四	一一〇	一一〇	一〇八・〇七	一〇八・〇七
一五――一九	九一、〇五一	九〇、九一七	一三四	一〇〇・一五	九五	九五	一〇五・〇一	一〇四・六三
二〇――二四	八三、〇六一	八二、七一〇	三五一	一〇〇・四三	八六	八六	一〇四・三〇	一〇三・四一

二五――二九	七一、〇〇五	七〇、七四八	二五七	一〇〇・三六	七四	七四	一〇三・四五	一〇三・七三
三〇――三四	五六、〇九六	五五、八六四	二三二	一〇〇・四二	五八	五八	一〇六・七一	一〇五・九〇
三五――三九	五三、二九三	五三、二〇〇	九三	一〇〇・一七	五五	五五	一〇九・二〇	一〇八・六八
四〇――四四	四七、八六九	四七、七三二	一三七	一〇〇・二九	五〇	五〇	一一四・一一	一一三・三四
四五――四九	四五、三五〇	四五、二一〇	一四〇	一〇〇・三一	四七	四七	一一四・一五	一一三・一三
五〇――五四	三七、〇〇六	三六、九四八	五八	一〇〇・一六	三九	三九	一〇八・一三	一〇七・六七
五五――五九	三〇、二七七	三〇、二六九	八	一〇〇・〇三	三二	三二	一〇一・一四	一〇〇・八〇
六〇――六四	二四、〇九一	二四、一〇四	△一三	九九・九五	二五	二五	一〇三・〇五	一〇一・三九
六五――六九	一六、八〇六	一六、八三一	△二五	九九・八五	一七	一八	九〇・〇三	八九・五〇
七〇――七四	一〇、〇〇一	一〇、〇〇一	〇	一〇〇・〇〇	一〇	一〇	八一・八四	八一・四七
七五――七九	五、〇一三	五、〇〇九	四	一〇〇・〇八	五	五	六九・六四	六九・三九
八〇以上	一、九五五	一、九五四	一	一〇〇・〇五	二	二	五九・四六	五九・七七

民籍國籍

總人口九五九、四九〇人を民籍國籍に依り大別すれば、内地人八、六五三人、朝鮮人九五〇、二〇七人、臺灣人一人、滿洲國人一七人、中華民國人六〇〇人、其の他の外國人一二人となる。而して之が男女の權衡を檢するに、左表の如く孰れも男の超過を示し、就中滿洲國人及中華民國人の超過割合特に著しきは其の大部分が男の出稼者なるに因るものなるべし。

民籍國籍	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	各人口千中 男	各人口千中 女
總數	九五九、四九〇	四九一、二二二	四六八、二六八	一〇四・九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

內地人	八、六五三	四、五二二	四、一三一	一〇九・四七	九	九	九
朝鮮人	九五〇、二〇七	四八六、一五九	四六四、〇四八	一〇四・七六	九九〇	九九〇	九九一
臺灣人・樺太人南洋人	一	一	—	—	〇	〇	—
滿洲國人	一七	一五	二	七五〇・〇〇	〇	〇	〇
中華民國人	六〇〇	五一七	八三	六二三・八九	一	一	〇
其の他の外國人	一二	八	四	二〇〇・〇〇	〇	〇	〇

民籍國籍別人口の消長を既往に就て觀るに、昭和五年乃至昭和十年の五年間に於て內地人は六二三人（七・八%）、朝鮮人は五九、三三〇人（六・七%）の增加を示し、內地人は大正十四年乃至昭和五年に於ける增加九二八人（一三・一%）に比すれば人員、割合共に減少し、朝鮮人は之に反し同期間に於ける增加五一、四五五人（六・一%）に比し相當增加したり。中華民國人は前期に於て三六三人（三八・九%）を增加したるも、後期に於ては六九五人（五三・七%）の激減を來したるは主として滿洲事變の影響に基くものなるべし。而して其の他外國人は昭和五年に於て僅少の增加を示したるも、昭和十年に於ては約半減したり。

民籍國籍	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	人口の增減（△は減）自昭和五年至昭和十年 人員	割合%	自大正十四年至昭和五年 人員	割合%
總數	九五九、四九〇	九〇〇、二二六	八四七、四七六	五九、二六四	六・六	五二、七五〇	六・二
內地人	八、六五三	八、〇三〇	七、一〇二	六二三	七・八	九二八	一三・一
朝鮮人	九五〇、二〇七	八九〇、八七七	八三九、四二二	五九、三三〇	六・七	五一、四五五	六・一
臺灣人・樺太人南洋人	一	二	—	△一	△五〇・〇〇	二	—

滿洲國人	一七	一	一	一七	一	一	一
中華民國人	六〇〇	一、二九五	九三三	△六九五	△五三七	三六三	三八九
其の他の外國人	三	三	二〇	△一〇	△四五五	二	一〇〇

次に民籍國籍別人口を幼年、生産年齢及老年の三階級に區分して其の年齢構成を觀るに、內地人は幼年者三六・三％、生産年齢者六一・一％、老年者二・六％にして、總數の場合に比し生産年齢者の割合高く、幼年者及老年者の割合低し。朝鮮人は總人口の大部分(九九・〇％)を占むる關係上大體總數の場合と同一傾向に在るも、總數の場合に比し幼年者及老年者の割合幾分高く、生産年齢者の割合は之に反して低し。而して其の他は中華民國人を始め孰れも生産年齢者の割合が幼年者及老年者の割合に比し著しく高きは移住者の性質上當然のことゝ謂ふべし。

民籍國籍	總數	〇―一四	一五―五九	六〇以上	民籍國籍別人口千中 〇―一四	一五―五九	六〇以上
總數	九五九、四九〇	三八七、九九三	五一三、五九八	五七、八九九	四〇四	五三六	六〇
內地人	八、六五三	三、一三七	五、二八七	二三九	三六三	六一一	二六
朝鮮人	九五〇、二〇七	三八四、七七二	五〇七、七七二	五七、六六三	四〇五	五三四	六一
臺灣人・樺太人南洋人	一	一	一	一	一	一、〇〇〇	一
滿洲國人	一七	二	一五	一	一一八	八八二	一
中華民國人	六〇〇	八〇	五一七	三	一三三	八六二	五
其の他の外國人	一二	二	六	四	一六七	五〇〇	三三三

更に民籍國籍別人口の配偶關係を觀察するに、內地人は男女を通じ未婚の割合最も高く孰れも四九％以上を占め、有配偶、死別及離別順次之に亞ぐも女の死別は男に比し著しく高し。之を總數の場合に比すれば男に在りては未婚及有配偶の割合高く死別及離別の割合低し、然るに女に在りては未婚及離別の割合高く有配偶及死別の割合低し。朝鮮人は殆んど總數の場合と同一傾向を示し、男に在りては未婚の四八・九％最も高く有配偶の四四・五％之に亞ぎ、女に在りては有配偶の四八・六％最も高く未婚の四一・八％之に亞ぐ、而して死別は女に著しきも離別は其の割合男に高し。滿洲國人及中華民國人は男に在りては有配偶の割合著しく高く孰れも六六％以上を占め、未婚は二七％以下に過ぎざるも、女に在りては未婚及有配偶の割合略相等しく、孰れも五〇％內外を占む。最後に其の他の外國人は男に在りては未婚の割合六二・五％にして有配偶の三七・五％に比し著しく高く、女に在りては未婚及有配偶共に五〇％を示せり。

民籍國籍	民籍國籍別人口千中（男）				民籍國籍別人口千中（女）			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
總數	四九〇	四四五	五一	一四	四一九	四八五	九三	三
內地人	五二九	四四八	一九	四	四九六	四四九	五一	四
朝鮮人	四八九	四四五	五一	一五	四一八	四八六	九三	三
臺灣人・樺太人・南洋人	—	—	一,〇〇〇	—	—	—	—	—
滿洲國人	二六七	六六六	六七	—	五〇〇	五〇〇	—	—
中華民國人	二六九	六九八	二九	四	五〇六	四七〇	二四	—
其の他の外國人	六二五	三七五	—	—	五〇〇	五〇〇	—	—

世帯　世帯總數一七五、二八一を普通世帯及準世帯に分てば普通世帯一七四、二七六、之に所屬する人員九五三、四九一人、準世帯一、〇〇五、同所屬人員五、九九九人となり、其の割合は普通世帯及同所屬人員共に九九・四%にして其の大部分を占む、而して普通世帯に於ける一世帯平均人員は五・四七人に該る。

世帯	世帯數	所屬人員	世帯數千中	所屬人員千中	一世帯平均人員
總數	一七五、二八一	九五九、四九〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—
普通世帯	一七四、二七六	九五三、四九一	九九四	九九四	五・四七
準世帯	一、〇〇五	五、九九九	六	六	—

普通世帯を昭和五年と比較するに、世帯數八、一八一、同所屬人員五七、九一八人の増加を示し、之を大正十四年乃至昭和五年に於ける増加數に比すれば世帯、人員共に増加したり。而して一世帯平均人員は昭和五年の五・三九人及大正十四年の五・三〇人に比し稍増加の傾向に在り。

普通世帯	昭和十年	昭和五年	大正十四年	増加數 自昭和五年至昭和十年	増加數 自大正十四年至昭和五年
世帯數	一七四、二七六	一六六、〇九五	一五九、三二五	八、一八一	六、七七〇
所屬人員	九五三、四九一	八九五、五七三	八四三、七八三	五七、九一八	五一、七九〇
一世帯平均人員	五・四七	五・三九	五・三〇	〇・〇八	〇・〇九

普通世帯の一世帯平均人員を各郡別に觀るに、沃川の五・六五人、清州の五・五九人、報恩の五・五五人、陰城の五・五四人、鎭川の五・五一人、槐山の五・四八人等を比較的多きものとす。

郡	普通世帶數	所屬人員	全管世帶數千中	全管所屬人員千中	總人口千中普通世帶人員の割合	一世帶平均人員
全管	一七四、二七六	九五三、四九一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九九四	五・四七
清州郡	三四、九五八	一九五、五八四	一九九	二〇六	九九二	五・五九
報恩郡	一三、四四二	七四、六二八	七七	七八	九九五	五・五五
沃川郡	一四、二二六	八〇、二八六	八二	八四	九九八	五・六五
永同郡	一七、三六一	九一、七〇七	一〇〇	九六	九九一	五・二八
鎭川郡	八、八〇七	四八、五三一	五一	五一	九九五	五・五一
槐山郡	二一、五七五	一一八、二四一	一二四	一二四	九九四	五・四八
陰城郡	一四、八三七	八二、一五七	八五	八六	九九五	五・五四
忠州郡	二三、八五八	一三五、七六四	一三二	一三三	九九四	五・五〇
堤川郡	一六、八七七	八七、九五六	九七	九二	九九五	五・二一
丹陽郡	九、三四五	四八、六四七	五四	五一	九九一	五・二一

新刊紹介

「李朝時代の財政」
―李朝財政史の一節―

本書は本府財務當局の編纂にかゝるものである。それは正に朝鮮財政史の最初の著作である。しかし我々は本書の學問的價値如何を云々するよりはむしろ朝鮮の財政研究のための一つのよき資料として本書を得たことを喜ばねばならない。此處にその內容を簡單に紹介することゝする。

第一章總說に於て、「李朝の財政は新羅朝の傳統を受け唐制の形式に準據して組織せられ、必要に應じて多少の更改を加へたる外は國初以來五百年間殆ど一貫して其體系を持續し、開國五百三年（明治二十七年）に至り始めて舊制を一變して近代的組織に改められたるものなり」（一頁）と述べ、李朝の財政史の區分を高麗制の踏襲時代、財源缺乏に伴ふ稅制の改正時代、近代制度の樹立時代の三期に分け、此の各々について概說を試みてゐる。此によると第一期には卽ち「國初以來二百年間の財政基礎は宣祖二十四年の田稅收入推算額以下に在りしものゝ如く、之れに貢賦二稅の收入を加へたるを全收入となし、支出は固より收入の範圍を出でなかつたであらう」（六頁）と述べてゐる。所が第二期に入ると、卽ち文祿の役の後軍備の擴張及社會の進展に伴ふ諸經費の膨脹にも拘らず、田園は荒廢に歸せしため收入の增加意の如くならざるため早くも李朝の財政は此の時から窮乏への第一步を踏出し、以後約三百年間歷代の徹底的對策は講ぜられなかつたが、佛國軍艦の江華島砲擊事件の突發するに及んで財政に苦しむ當局は貨幣の改鑄をなし、荷稅を課したゞ目前の彌縫にのみ沒頭して民力は漸次沽渴してしまつたので、政府も遂に意を決し大改革を斷行するに至つた。時明治二十七年（李朝開國五百三年）であつた。此の改革に於て主な役割を演じたのは井上公使であつた。彼の意見により「租稅は度支衙門をして統一せしめ、且つ人民に課する租稅は一定の率を以てする外何等の名義方法に係らず之れを徵收すべからず。王室及各衙門の費用を豫定せざるべからず」（十頁）の二原則が確立された。しかして此の改革は大成功を收めた。卽ち「稅制整理の實を擧げて歲入を增加したると、新制度の整備に伴ふ經費の增加を示したるものにして、財政の偉大なる發達とも云ふべく、斯くして日露戰役後僅々六年を出でずして、國初以來五百年の財政窮乏の迹を一掃し、以て今日の基礎を確立するを得た」（十四頁）のであつたと簡單ながら、李朝五百餘年間の財政狀態の概說をなしてゐる。

第二章の「財務機關」に於ては、李朝時代の財政の最高機關たる戶曹の說明をなしてゐる。卽ち戶曹の所管事務、戶曹と賑恤施設、戶曹內の事務分掌に關してのべ、更に徵稅機關にふれ、最後に明治二十七年の改革により作られた度支部の內容及びその組織の併合に至る迄の變遷過程に及んでゐる。第三章は當時の租稅收入の大宗である田租に關聯して朝鮮の土地制度の歷史的敍述をなしてゐるが、李朝時代より日韓併合直前に至る迄が最も詳細であるは云ふ迄もないが、とにかく本書の約五分の一をさいて土地制度の說明により當時田租の重要さを知ると共に、我々は更に僅かながらも當時の土地制度を理解することが可能なのである。第四章は「租稅制度」であ

つて、第一に地税の説明であるが、その種類課税の方法、免税、その附加税及び耕地面積と税額、第二に軍保布（兵役に在りて現役に服せざるものに對して服役の代償として課するもの）、奴婢貢（賤役に服せざる賤民に納布の義務を賦課したもの）、戸税（各道郡の民戸に課せられたもの）、家屋税（市街地の家屋に對して課したもの）等、第三には水産税（鹽税・漁税・海税）第四には關税、第五には鑛税、第六には人蔘税、第七に船税、第八に包肆税（屠場税）、典當舗税（質屋税）、第九に酒税、煙草税、第十に工匠税、行商税市場税等について、その主なものゝ課税の沿革、課税の方法、課税額等について簡單に説明してゐるが、之が約百五十頁に及んでゐる。第五章は「還穀」であつて義倉、常平倉社倉等についてのべ、最初は「官有穀物を民間に貸出して、生産資本に供し、初め窮民救濟の目的を以て生産資本の貸付及物價調節を行ひたる社會的施設たりしも、後は純然たる政府及各官廳の營利事業とな（三二一頁）つたものであるが、その過程が説明されてゐる。第六章は「貨幣制度」であつて、先づ李朝以前の貨幣制度の説明をなし、次で李朝初期の紙幣及箭幣（硬貨の一種）、唐錢の輸入、財政窮乏に伴ふ惡貨の鑄造、更に近代的幣制の制定及その後の貨幣整理、その後李朝末期の銀行券の發行等に及び「是に於て數百年來さしも紊亂に紊亂を累ねたる幣制は根柢より革正せられ、統一したる貨幣によりて、物價を平準適正に維持するを得る（三九八頁）に至つたと云つてゐる。第七章は「金融機關」の説明であるが、最初に我が財政顧問就任前の金融狀況を略述し、次で明治三十八年末政府の特別監督の下設立した漢城共同倉庫會社商人の取引の安全のため作られ、手形組合等を説明し、更に當時の普通銀行である天一銀行、漢城銀行、韓一銀行に對する政府の助成亦今日の殖産銀行の前身である各地の農工銀行の設立及營業狀況、地方小農民の金融機關としての金融組合の組織、中央銀行たる韓國銀行の設立及日本の銀行の支店等について叙述してゐる。第八章の「金庫の設置」に於て最初第一銀行京城支店が國庫の出納を取扱ふてゐたが、それが韓國銀行の設立と共にそこに移管された事がのべられ、第九章は「國債」で國債の種類、使途、利率及び國債のための特別會計を説明し、第十章の歳計の項に於ては第一に物納時代のそれを取扱ふてゐるが、支出と收入との關係は不明である。金納時代即ち明治二十七年以後年々豫算も編成されたが、歳入歳出はその通りには實行されなかつた。だが豫算によれば財政の基礎は租税收入にあり、地税が大宗であつたことが判る。だが明治二十九年である建陽元年の收支をみるに歳出に於て百五十萬元の超過を示してゐる。從つて以後も漸次歳出過大の傾向にあつたことは想像されるとのべてゐる。のみならず財政顧問就任後も常に歳入不足であつて、その不足額は日本政府の借入金に依つて充塡してゐたから李朝末期の財政の窮乏がうかゞはれると結んでゐる。

以上が本書の全貌である。菊版約五百頁に亙つて李朝時代の財政全般の説明をなし、とにかくあらゆる方面を網羅せんとする努力は十分認められる。しかしそのために土地制度と租税制度が稍々詳細に説かれてゐるが、他の部分をあまりに簡單に取扱ふてゐることは本書の缺點の一つであらうし、亦引用の文獻の誤植が相當あるのも缺點の一つであらう。しかし更に進んで李朝時代の財政を攻究せんとする者にとつて最も手輕な入門書と云へるであらう。尚附錄として參考文獻の解題が簡單になされてゐる。（陸生）

（菊版四九九頁非賣品　朝鮮總督府發行）

◇朝鮮教育令改正に伴ふ關係官打合會

朝鮮教育令改正に伴ひ普通學校規程、高等普通學校規程、女子高等普通學校規程は廢止され、小學校、中學校、高等女學校規程等は併せて內容の全面的改正をなし、均しく四月一日より施行されるものであるが、本府に於ては此の朝鮮教育令改正に伴ふ諸打合會を大體左の通開催し、法令に對する根本的打合を爲し、教育令改正に關する大精神の徹底を期するところあつた。

三月十六日

各道內務部長打合會

陸軍特別志願兵令の施行竝に朝鮮教育令の改正に關する諸般の打合の爲、本日午前九時半より本府第一會議室に各道內務部長會議を開催、各道學務課長、視學官を傍聽せしめ、總督より訓示ありそれ〲協議するところあつた。

三月十七日

各道學務課長・視學官打合會

午前十時より學務局長統裁の下に本府第四會議室に於て開催、本府學務課長より、改正諸學校規程の取扱、教授要旨、其の他實施に當り留意すべき諸事項に就き說明あり、細部の打合を行ふた。

三月十九日

公立中等學校長會議

全鮮公立中等學校長會議は本日午前十時から本府第一會議室で南總督臨席、鹽原學務局長統裁、中學校長十六名、高等普通學校長十六名、女學校長二十九名、女子高等普通學校長十一名、計七十二名に各師範學校長六名が傍聽、各關係官列席の下に開催、劈頭南總督は中堅國民の養成上萬遺憾なきを期せられ度き旨の訓示を行ひ、次いで鹽原學務局長の演示があつて議事に入り、朝鮮教育令の全面的改正に伴ふ各種法令に對し、高尾學務課長から說明注意があり、質疑應答があつて正午散會した。

◇時局對策委員會今後の方針

時局對策準備委員會庶務部發表による時局對策準備委員會の現在に於ける活動と今後の進行方針は次の如くである。

去る二月八日準備委員會成立以來、南總督の激勵、指導に基き示された項目に就いて主査その審議方法及各分科會所屬の委員、幹事その他職員を定め委員長大野政務總監に對し承認の申請をなすと同時に夫々研究立案に着手した。而して各分科會共に熱心且つ急速なる具體案を作成して精進し各分科會は頻繁に會議が開催されたゝめ會合が重複した形になつたので委員、幹事の出席に支障を來し或は會議室を求め得なかつた等の事情から同委員會庶務部はこれが整理をなして圓滑な進行を計ることゝなつた。現在では既に大體の審議を終了し主査より委員長にその結果を報告する運びに至つたもの尠くなくその他の項目に就いても主査の東上不在などのため止むを得ず

遲延してゐるもの丶外は何れも着々進捗し一方研究の具體化に從つて必要なる外部の官廳及民間側委員の詮衡範圍も自ら明となるので各主査をしてこれ等委員の推薦をなさしめ既に大部分は内申を見た。尙ほ時局對策追加豫算は政務總監財務局長などの援衞によつて本府の方針は大體中央の容認を得、十三年度追加豫算とし目下議會に提出中のみならず時局對策諸施策實現の必要な各方面に對しては秘書官御用掛などをして時々交渉の結果大體諒解を得たので今後は更に多少の準備を整へ近く本委員會を成立することゝなつた。目下同委員會で研究審議中のものは實に三十數項目に亙つてゐるがその一部は次の通り。

（括弧内は主査）

審議諸項目

▲内鮮一體强化徹底（内務）▲國民精神總動員の强調（學務）▲國民體位の向上（同上）▲社會施設の擴充强化（内務）▲農山漁村振興運動の强化徹底（農林）▲物資、物價需給調整（警務）▲交通、通信の整備（遞信、鐵道）▲防共運動の强化（警務）▲行政機構に對する檢討（審議）▲鮮内防空施設の擴充强化（警務）▲軍需工業の擴充（殖産）▲在支朝鮮人の指導（外務）▲對外（對滿、對支を主として）貿易の振興（殖産、外務）▲海運事業の擴充（遞信）▲支那經濟開發への協力（農林）

◇北支開發工作に本格的に協力

支那事變を契機として北支と朝鮮とは益々密接な關係を有する事となり總督府に於ても既に治安工作治水工作に對し人的援助をなす傍ら北支貿易振興に全力を傾注しつゝあるが更に時局對策委員會事項として

一、在支朝鮮人の指導及保護

一、對支貿易の振興

一、海運の擴充

一、支那經濟開發に對する協力

等につき本格的研究を開始して居り、將來は支那資源開發と朝鮮との關係をはじめとして水產開發等につきなほ研究すべき餘地多々あり、加ふるに北支開發に關する人的援助は相當大々的に要望されるものと見られるので、これ等の現況に卽應し北支根本對策を確立するには先づ本府首腦者に北支を知らしめるにあるので、今後あらゆる機會を作り北支方面認識のための適宜の施策を講ずることゝなつた。

◇通州事件遭難者に對し粢祭料御下賜に當り總督・謹話

客年七月二十九日冀東防共自治政府所在地通州に於て勃發したる所謂通州事件は第二の尼港事件として全國を震駭し國民を激昂せしめたるは今尙吾人の記憶に新たなるものがある。今回畏くも　天皇、皇后兩陛下に於かせられては之等遭難者に對し祭粢料を御下賜相成り本日之が傳達を受けたのであるが、斯く一視同仁の御仁慈を垂れさせ給ふ廣大無邊の聖恩を拜し洵に恐懼感激の極みである。

今回朝鮮に御下賜相成りたるは内地人一名朝鮮人五十名であるが之等祭粢料は直に當該道知事に傳達の上所轄道知事をして遺族に對し直接傳達せしむる豫定である。

此の有難き　聖恩を拜受したる遺族は勿論一般國民も等しく事件當時の思を新にして、多數同胞の尊き犧牲をして有意義ならしむるやう互に感奮精勵、時艱突破に邁進し、以て皇恩の萬分の一に對へ奉らむことを期すべきである。

（三月八日）

◇朝鮮總督府鐵鋼統制協議會

總督府では朝鮮に於ける鐵鋼需給の統制を圖る目的から右に關する重要事項の調査審議の機關を設置すべくかねて立案中のところ、この程その成案を得たので、不日訓令として公布することに決定したが、右機關は朝鮮總督府鐵鋼協議會と稱し、委員長一名、委員若干名、幹事若干名、書記等を以て構成するのであるが、委員長は總督府殖産局長を以て之に充て、委員は總督府部內高等官及學識經驗者竝に鐵鋼の生産又は販賣業者、鐵鋼需要業者の中より朝鮮總督これを任命又は囑託し、更に特別の事項を調査審議する必要ある場合は朝鮮總督は臨時委員を任命又は囑託しこれに當らせることに規程せられて居るが、尙ほ右協議會中には分科會を設置して鐵鋼需給上萬全を期することになつてゐる。

◇綿製品ステープルファイバー等混用に關し殖産局長談

時局下、我國輸入品の大宗たる棉花については其の輸入の多寡は直ちに國際收支の適合に大なる影響を及ぼすので之が輸入には許可制を採り來るところ、今般棉花の消費節約竝に代替品として綿製品ステープルファイバーの混用に關する規則が府令第二十二號を以て發布せられ、四月一日から施行されることゝなり穗積殖産局長は左の如き談話を發表。

× × ×

綿製品にステープルファイバー等の混用に關する規則が三月一日附府令第二十二號を以て發布せられ、四月一日から施行されることゝなりましたが、些かこれが制定の趣旨及內容に關しお話して置きたいと思ひます。

御承知の通現下の重大時局に對處して國際收支の均衡を保持し緊要なる物資の輸入力を確保することは喫緊の要務でありまして之が爲には輸出の進展を圖ると共に不要不急品は勿論必要品と雖も忍び得る限りは此の際輸入を抑制することを必要とするのでありますが就中棉花の輸入は年額八億圓を超へ我國に於ける最大輸入品でありまして、之が輸入の多寡は國際收支の適合に頗る大なる影響を及ぼすのであります。之が爲本府に於ては客年十月十一日附府令第一五三號を以て發布された輸出入品の許可に關する規則に依り棉花の輸入は許可を要することゝし相當の抑制手段を採つて來たのでありますが、何分綿製品は生活必需品である關係上之が消費は或る限度以上には切詰めることが出來ないのでありまして棉花の輸入を抑制する以上之に代るべき何等かの物資を以て代替する必要を生ずるのであります。此の點に鑑み棉花の代替品としてステープルファイバーを以て當てることゝし、之を綿絲、綿織物及綿莫大小には手紡製品、滿洲國及關東州向以外の輸出品竝に漁網絲、縫絲、タイヤコード、ガーゼ、軍需品等の特殊用途に充てるもので道知事の許可を受けたものを除き三割以上の混用を要することと規定された次第であります。

從來ステープルファイバー混用製品は純綿製品に比して甚だしく使用上の耐久力が劣る樣に考へられて居たのでありますが、本府中央試驗所に於て三分の一ステープルファイバーを混紡せる綿布と純綿布とに付て十數回に亘り朝鮮在來式の洗濯を爲した後强力を比較した結果は大なる差異を認め得なかつたのでありまして、從つて本令に基きステープルファイバーを三割以上混用した綿製品も實用上大なる支障はないのであります。

綿花の消費節約を圖る以上ステープルファイバーを以て其の一部を代替することは寔に止むを得ない次第でありまして、此の際生産者消費者共多少の不利不便を蒙ることは忍ばなければならないのであります。又綿製品全般に亘りましても一層各自の自制に依り極力節約せられんことを切望致す次第であります

× × ×

なほス、フ混用に關する府令運用につき本府に於ては三月三日次の通各道知事に通牒を發した。

一、左の各號の一に該當せる場合は府令第一條第一項但書の規定に依り許可すること

イ、本令施行の際仕掛中（混棉工程以後の工程にあるもの）のもの

ロ、縫絲、漁網絲、電線被覆用絲ロープ用絲、花莚用經絲又は二のハ及ホに揭げたる製品の原料又は材料たること明瞭なる絲の製造を爲さんとするとき

ハ、軍需に係るもの丶製造を爲さんとするとき

尙前記例示以外の製品に付許可せんとするときは豫め本府に經伺のこと

二、左の各號の一に該當する場合は第二條第一項但書の規定に依り許可すること

イ、本令施行の際仕掛中（綿織物に在りては整經工程、綿莫大小に在りては編成用原絲の卷返工程以後の工程にあるもの）のもの

ロ、本令發布の日以前に注文を受けたるもの丶製造を爲さんとするとき

ハ、帆布、タイヤコード、針布用基布、毛織物仕上用ラッピングクロス、捺染用アンダークロス、捺染用マッキントッシュ用布、飛行機用翼布、ベルト用布、疊緣ガーゼ、傘濾布、雨洋傘用布絕緣用布及ホース用布並にテープ等の細幅織物（幅五糎以下のもの）を製造せんとするとき

ニ、軍需に係るもの丶製造を爲さんとするとき

ホ、落綿、再生綿又は再生綿絲を重量割合に於て七割以上使用して綿織物を製造せんとするとき尙前記例示以外の製品に付許可せんとするときは豫め本府に經伺すること

三、第三條の規定に依る許可は原則として之を爲さゞること、特別の事情に因り許可せんとするときは豫め本府に經伺すること

四、輸出品製造の際に於ては絲に在りては其の數量の一分、加工せざる綿織物及綿莫大小に在りては其の數量の三分、捺染綿織物及捺染せざる綿ネルに在りては其の數量の九分（織三分、加工六分）、捺染綿ネルに在りては其の數量の一割二分（織三分、加工九分）、捺染せざる綿天鵞絨に在りては其の數量の一割八分、（織三分、輪奈切及剪毛一割二分、其の他の加工三分）、捺染綿天鵞絨に在りては其の數量の二割一分（織三分輪奈切及び剪毛一割二分、其の他の加工六分）、其の他の加工綿織物に在りては其の數量の六分（織三分、加工三分）に該當する數量を輸出不適品として輸出品中に包含せしめ差支なきこと

右割合は輸出不適品として國內に自由に販賣し得る數量の最大限度を示したるものにして輸出不適品に非ざるものも當然右割合迄は自由に販賣し得るとの意に非ず

五、附則第二項の規定に依る許可は原則として之を爲さゞること

◇未成年者喫煙、飲酒の禁止

未成年者の喫煙及飲酒は其の健全なる精神

及身體の發達に障害あるのみならず、朝鮮古來の醇風美俗を破壊し又之に依て遊惰放縦に流るゝの悪風を馴致し青年子弟をして將來を誤らしむる等風教衞生其の他に及ぼす弊害尠からざるべきに鑑み、今回未成年者喫煙禁止法及未成年者飲酒禁止法の制定を見たるが、同法を朝鮮に施行するの件は三月二十六日附勅令第百四十五號を以て公布せられ、四月一日より施行せらるゝこととなつた。

農村振興映畫脚本懸賞募集　要項

一、型　式

「サイレント、シナリオ型」、又は「ストーリー型」

何れに依るも差支なく記述は國語を用ふること

一、内　容

朝鮮農山漁村大衆に對し現下の時局に處すべき農山漁村振興運動の眞精神を諒得せしめ皇國臣民たるの自覺に基く發奮興起を促し生業報國、修身齊家の要諦に徹せしめ得る成るべく平易簡明なる内容を有ずるものなること

一、枚　數

四百字詰原稿用紙五十枚程度

但し二枚以内の梗概を添附すること

一、締　切

昭和十三年六月末日

一、送付先

朝鮮總督府農林局農村振興課内　脚本懸賞募集係宛

一、審査及發表

審査員は朝鮮總督府内關係課長に依囑し其の結果は本年八月末日迄に朝鮮總督府發行の自力更生彙報其の他新聞紙上に於て發表す

一、賞　金

一　席	二〇〇圓	一　人
二　席	一〇〇圓	二　人
三　席	五〇圓	若干人

一、其　他

（イ）原稿は一切返却せず

（ロ）飜案、剽作等の事實判明の上は當選を取消すことあるべし

（ハ）原稿には必ず作者の現住所、職業、姓名を明記すること

【日】【誌】

（自昭和十三年二月十六日 至同 三月十五日）

二月二十日 京畿道民並に京城府民有志獻納の愛國機七機の命名式京城飛行場にて行はる。

二月二十一日 營林署長會議開かる。

二月二十二日 勅令第五十號を以て資源調査令中改正公布。獨逸國政府の滿洲國承認につき總督談話を發表。

二月二十三日 府令第二十號を以て朝鮮學校費令施行規則中改正。

二月二十四日 勅令第八十七號を以て朝鮮道立醫院官制中改正公布。

二月二十五日 府令第二十一號を以て道制施行規則中改正

二月二十六日 勅令第九十五號を以て陸軍特別志願兵令公布。

三月一日 府令第二十二號を以て昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に依る綿製品ステープルファイバー等混用に關する件發布。

三月三日 各道小作官會議。

三月四日 勅令第百三號を以て朝鮮教育令改正の件公布。南總督諭告を發す。

三月八日 門司寄港のうらる丸船內に於て赴任途上の北支經濟開發最高顧問平生釟三郎氏と近藤秘書官會談。

三月九日 條約第一號を以て帝國遞信大臣が昭和十二年十一月八日東京に於て、香港郵政長官が千九百三十七年十二月八日香港に於て署名したる日本國遞信省及香港郵政廳間小包郵便約定修正の追加條款公布。

昭和十三年三月二十五日印刷
昭和十三年四月一日發行

發行人 朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所 朝鮮總督府
印刷所 京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地 朝鮮印刷株式會社

京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
一手賣捌所 朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇番

朝鮮

五月號

明治四十四年六月二十日第
昭和十三年五月一日發行

朝鮮　五月號　目次　第二百七十六號

口繪

銃後報國强調週間

（京城）

イタリー使節の總督訪問

記念植樹（京城市外牛耳洞）

東久邇中將宮殿下龍山衛戍病院御成り

李王垠・同妃兩殿下御歸城

時局認識宣傳用紙芝居舞臺

農村に於ける紙芝居の實演光景

（本文——「朝鮮に於ける紙芝居の實際」——參照）

朝鮮

五月號

第二百七十六號

事變後の中北支經濟と朝鮮貿易の將來

——（事變後の中北支視察の感想）——

工藤三次郎

目次

一、はしがき

我が朝鮮貿易協會は、總督府の厚き御援助の下に本年度より機構を擴充し、その使命の發揮と任務の遂行に邁進することになり、新な施設として近く上海・青島・天津・北京・牡丹江・淸津に支部又は出張所を增設することになつてゐる、申までもなく當協會は朝鮮の對外貿易の伸展に寄與貢獻することを使命とし、昭和八年創設以來聊微力を盡し來たつたのであるが、從來當協會の主力を注いで來たのは滿洲であつた、之は鮮滿一如の精神に稽へ當然なことである、然るに今や明朗新支那は我國協助の下に再生再建の途を辿り、永く理想とせられてゐた日・滿・支の緊密なるブロック體制が實現せんとしつゝあるの際なれば、之に對し朝鮮の負荷する使命達成の見地より、我が協會が卒先して彼我流通經濟の緊密化に努力するの要あるを痛感し、今後滿洲同樣支那に對しても大いに働きかけんとするものである。尤も當協會は支那事變勃發直後、天津に事務所を設け軍を首め各方面に物資の供給に努むる所あり、以て大陸兵站基地としての朝鮮の眞價を發揮する機會を造つた次第である。而して我が忠勇武烈なる將兵の神速果敢なる行動は、北支五省の平定と江南の天地を掌中に歸する偉大なる戰果を收め、その結果として北支

には支那臨時政府樹立せられ、爾來その施政見るべきものあり、新支那の將來を豫示して餘りある、他面、江南の地に於ても中華民國維新政府の成立を見、斯くて既に一地方政權化した蔣介石政權の自滅は目捷に迫つた感があり、日支の間禍福轉換を讃ふべき時運の切なるを覺へるのである。されば當協會としては、懸案の在支事務所の擴充を斷行する絶好の機會なるを自覺し、今回上海及青島その他に事務所を新設することゝなり、之が打合せ旁此度の中支及北支の視察旅行をすることゝなつたのである。

中支の旅行は今回が初めてであつた、朝鮮よりの直通航路がない爲め、時間的に最も近い長崎經由を選び、二月十三日京城出發十五日長崎出帆、十六日上海着、滯滬中南京(二泊)杭州(一泊)を視察し、次で海路青島に赴き滯在を二日にして膠濟鐵道に依り濟南(三泊)に出で天津(三泊)を經て三月十日歸任したのである。是等の視察地は後方作戰地と化したるも、今猶戰鬪區域と看做すべき態勢下に在り、皇軍の武威と水も洩さぬ警備とは、大體に於て治安を確保してゐるが、諸般の施設は戰線的にして、例へば鐵道の如きも、京滬(上海・南京間)滬杭(上海・杭州間)膠濟(青島・濟南間)各鐵路は軍事運轉を爲すに止り、之が便乘は特別の許可に依り無償便乘の狀態にあつた。從つて今回の旅行に於て津浦及北寧線を除き陸路は軍用貨車であつて、宿泊も亦軍の便宜を得たのであり、平時の旅行とは全く趣きを異にし相當の苦勞もしたが戰線の勇士の事を想へば苦痛を感ずることなく、又とない有益な視察を爲すことが出來た。斯かる關係上、平時的經濟視察の上に於ては不充分であつたが、大體旅行の目的を達することを得たことを喜びとする。歸任後相當時日を經過せるも多忙の爲め未だ資料の整理も出來ず纒つた感想なきも、茲に偶感の一端を述べることゝする。

此の機會に戰線勇士の武運長久を祈ると共に種々御厚配を賜つた軍部當局竝各方面に謹みて感謝を捧ぐる次第である。

二、上海の將來

先づ中支の視察感を述べることゝする。時が時とて長江の偉大さを味ふ暇もなく心は上海に馳せたのであつた。船が黃浦江の濁流を蹴つて溯航するに連れ、戰禍の慘狀は眼前に物凄く展開された、卽ち右手(左岸)の方向呉淞鎭・殷行鎭・引翔鎭・楊樹浦一帶、左方(右岸)浦東方面は焦土の一語に盡

き、想像以上の慘狀であつた。上海上陸以來事變で有名な市政府方面或は三義里、閘北に或は北站に或は南市に戰跡を訪ひ、何れも皇軍奮鬪の跡を偲び、是等の感想は餘りに深刻にして、只々感激と感謝の念を有つ以外に表現の辭を知らなかつた。

　上海は長江の咽喉を扼し謂はゞ支那の經濟的心臟部に當る、平時に於ける人口は約四百萬人と稱せられるが、季節的に又奧地狀況により可成增減がある。最近事變後の人口は約二百二三十萬人と謂はれるが（正確な數を知ること困難なり）その大部分卽ち約二百萬人は蘇洲河以南の共同租界竝佛租界に住み（事變の爲め避難民の入込みたるもの多きによる）他は蘇洲河以東の虹口、其他の破壞を免れたる家屋に居住し居るも事變前最も人口の調密だつた南市方面は五分一程度に減少したと謂れてゐる。人口の大部分は勿論支那人であつて、外國人は六萬人程度と稱せられたが、その內大半は日本人でその數三萬餘を算せるも、一時引揚げに依り三千人程度に激減し、最近は一萬五六千人に復活し每船每に續々歸還してゐる。邦人以外の外人中避難引揚げだ者もあつたがその數多からず、從つて在滬（滬と云ふは上海の別名）外人は四萬五千內外と目せられ、その國籍は四十數ケ國の多きに上り宛然人種展覽會の觀を呈しつゝあるは依然たるものである。

　邦人の居住地は大銀行會社は蘇洲河以南の舊英租界に在るも大部分は蘇洲河以北虹口方面を主とし、事實上日本街を形成してゐる。此の方面の犧牲も少くないが、邦人は何れも復興の意氣に燃えてゐる。虹口方面は人口構成より謂へば事變前は支那人が多かつたが、戰爭に依り支那人は全部引揚げその影を絕つた。

　最近復歸許可を徐々に行ひつゝあるので漸次增加し、虹口は完全に日本街と化して終つた。共同租界の蘇洲河以南―舊英租界は多數の避難民が溢れ、その多くは貧困者にして乞食の群を爲してゐる狀況は支那の戰爭風景を如實に表現してゐた。又、虹口方面は未だ依然戰時態勢にあるも、舊英租界は文字通り戰爭を對岸の火災視し、歡樂の世界と英米の支那侵略の策源地たる感を懷かせ、租界の性質を遺憾なく物語つてゐた。佛租界は上海の高級住宅地帶として著名であるが成程あの近代的美麗な住宅の林立と、整然たる都市施設とはその

感を深くせるも、此の方面にも避難民は溢れて居り、從來より魔都的な實態を有つてゐたと謂はれたるが、最近は抗日支那人の根據地として明朗を缺いてゐる。南市は大上海の胃腸に當るべき部分であるが、今は全く癈墟否殘骸の野原と謂ふべきである、浦東は大上海の臺所且つ物置的存在にありしも、南市同樣悲運にある樣に思はれた。

大上海の行政狀況は周知のことゝ思ふも、「租界」は極東の新秩序を樹立する上に於て、根本的な障碍物なることを痛感した。元來上海の共同租界は、國際法上の所謂租界と云ふ法的根據に乏しいと謂れるが、それにも不拘列强が恰も領土主權を有するが如く振舞ひつゝあるは注意を要することである。歷史的慣行と國際儀禮とが、租界の中立性を今日迄維持して來たのであるが、それは支那の軍閥及政治家の暴擧に對し、上海の平和を確保する一點に於て是認せられたのであつて、日本の行動に對して領土的中立性を主張すべき性質を有たぬと思ふ。何分江海關を首め舊國民政府の機關は舊英租界に所在し、爲めに種々デリケートな問題を發生し、以つて中支の政治經濟工作を北支の如くあらしむること困難なるは遺憾であつた。然し列强が租界の特殊性を固執する限り、將來その繁榮を新地域に奪はれ、上海の心臟的地位は昔日の夢と化するであらう。蓋し租界の現體制を認め上海の復興を圖ることは英米資本主義の利益獨占を助成する以外に何物も意味しないからである、從つて上海の復興は租界に代置する地域の建設を促さずに措かぬと見るべきである。上海の被害は物的のみで大きく見る人は三・四十億元、小さく見る人は七・八億元と謂ふが、此の直接損害よりも、上海の生命たる商工業の機能を根底より破壞し、支那の心臟的機能を一時的なりとも停止することに因る損害はより大であると思ふ、例へば上海に於ける約五千二百餘を算する工場が其の八割近く破壞され其の復興の困難より生ずる、生産の減退と失業者の大量發生並貿易の中絕に因る關稅收入の大減收等が其の尤なるものと見らるゝ。從つて上海の將來を悲觀視する向もあるが、勿論、事變前の面目に取戾すには短日月には不可能ならん。然しそのことからして上海の悲觀論は成立ぬ、長江の河流が劇的に變化せざる限り、上海は依然支那の心臟の地位にあると觀ることが正當であると信ずる。現在の上海は奧地との交

通遮斷に依り、その機能を全く停止しそれ自體の生産と消費を爲してゐるに過ぎない。上海の眞價は事變前四百萬人と謂はれた人口都市にあるのではなく、そのヒンターランド、詰りヤンツエン、ヴアレーと呼ばれ、長江流域と稱ぶ沿岸二億五千萬の住民の生産、消費物資の呑吐市場として、世界稀有の經濟都市として立つにある。今後長江を狹んで幾多鐵道も施設せられ、奧地交通は大に發達すべきも、長江の交通動脈的價値は絶對的であつて、儼として流域經濟を支配することは疑はぬところである、故に長江の咽喉を扼する上海は、支那最大の港として將來共に君臨すると信ずる。

斯くて現在は如何あらうとも、又、政治形態は如何あらうとも、上海を我勢力下に編入することは絶對必要にして、此の方針を不退轉として今後の工作を爲すべきは勿論、民間も政府に呼應して確乎不拔の地位を築くべきであると思ふ。

現在の上海貿易は事變前に比し全く比較にならぬ程減少し、軍需貿易が僅に見らるゝ狀態であり、而かも關稅其他に於てアブノーマルな現象にあるので、朝鮮の對上海貿易は急激な増加は期待困難なるも、今日に於て將來の地盤を造る意味に於ける市場開拓が必要であり、此の見地より當協會も盡力する方針である。

三、江南の天地と長江經濟

江南の風光に接した者は、誰しも『江浙稔つて八省飢ゑず』の古語が眞理なることに氣付くであらう。地味豐饒、氣候温暖、勞力及物資豐富等、あらゆる産業經濟條件の完備してゐる地域は、支那に於ては江南を措いて他に求め難い、他國に於ても斯樣な所は見出し難いと思ふ。私は上海・南京間及上海・杭州間を貨物列車の上より眺めたのに過ぎないが、田畑の整然たる耕作の有樣は、學者の誰やらが謂つた『餘りに園藝的な支那の農業』の感が深かつた。而かも支那では水災・旱災・蝗災及兵災の四大天災人禍があり、是等の内その何れかゞ連年支那の何處かに見受けられるのであるが、江南の平野は曾て二千年來大なる水害を蒙らず、旱害もなしとせざるも他に比し甚だしからず、蝗災又その被害に乏しく、兵災は近年之を蒙らず、斯くて厚き天惠はその住民の勤勉と相俟つて、富裕なる農村と逐年發達せる工業都市の出現を導いたの

である。此の點支那の他地に到底見得られぬ白壁に廻られた立派な農家の數多きことや、上海は勿論、無錫や蘇洲其他多數の近代工業都市の簇生繁榮し來つたことに依り證明せられる。江南は一般に江蘇省南部と浙江省北部を指稱し、その風土的特徴から云へば長江の北岸も之に含まるべきである。所謂揚子江三角洲と稱してゐる地域である。

此のヤンツエン、デルタは集約的農業と農産物の多種多様、卽ち、産物は米・麥・小麥・豆・胡麻・麻・棉花・繭・卵・菜種等に亙り、支那の主要食糧並重要輸出品の産地であり、又工業原料品の主産地としても著名である。而も首都南京を首め上海・蘇洲・無錫・杭州・鎭江等支那の代表的な歴史及近代都市を包擁し、從つて人口の集中激しく、その密度一平方哩一千二百人に及ぶと謂ふ。然るに此の田園と都市とは今次の無暴なる抗日戰の犧牲に供せられ、家は燒かれ、青年は徵發せられ、家畜水牛は軍用に供せられ、永年に亙つて蓄積されたる富と生産力とは一朝にして霧消し去つたのである。而して皇軍一度此の地を占據するや、宣撫工作は漸次其の功を奏し農民の復歸するもの多く、漸くその土地と民とは本來の姿を回復しつゝある。殊に貨車上より皇軍の警備を眺めつゝあるとき、農民は平靜の如く二毛作の麥や野菜の手入等春の仕事にいそしんでゐる狀況を目撃し、皇軍の眞の姿を體得すると共に、支那農民の民族性を見せつけられ、之を以てせば人禍の回復はよし其の犧牲大なりと雖、案外速かなるものあるを思はしめた。

斯樣に私は江南の地に魅惑を感じ期待を繫ぐものであるが、一度眼界を廣く長江流域に及ぼすならば、一望千里の江南の大平野とて僅々五萬平方哩に過ぎず、之を長江流域の七十五萬平方哩に比すれば一割にも足らず、如何に支那が地大否長江の偉大であるかに驚嘆せずには居られないのである。

長江はその源を西藏に發し本流の長に於て世界第五位にして三千二百哩の巨河である、流域は所謂本流々域のみで五十三萬六千平方哩、その人口は二億三百萬人、主たる支流々域を合すれば七十五萬平方哩二億五千萬人の人口を包擁すると謂はれる。卽ち本流々域に天府の稱ある四川省（二一八千平方哩、五千二百萬人）を首め、湖北（七一千平方哩、二千八百萬人）湖南（八三千平方哩、四千餘萬人）江西（六九千平

方哩、二千七百萬人）安徽（五四千平方哩、二千餘萬人）江蘇（三八千平方哩、三千四百萬人）の六省あり、面積及人口共に我全版圖の二位以上に當る地域である。長江流域六省に浙江省を加へ一般に之を中支と謂ひ、北支・南支に相對する地域を劃してゐるが、寧ろ七省を長江流域と呼ぶことによりその特色が鮮明となり、斯くて經濟には中支の語を以てするよりは長江と呼ぶことが妥當と思ふ。此の長江流域は、主たる產業を農業に置くは當然なるも、鑛工業として見るべきものなしとせない。農業は北支の乾燥農業を主とするに反し水田を主とし、產物は米・麥・高粱・豆類・胡麻・菜種等の食糧及種子類、工業原料としては棉花・麻・苧麻・牛皮・繭等であり、其他煙草、或は茶等を產し、その何れも國內及國際主要商品の供給地である。工業は上海・無錫・漢口及重慶等に紡績・製粉・生絲・製油等近代經營工業が發達し、その製品中輸出するものさへ生產するに至り各國の脅威と化するに至つた。然し近代工業の發達は部分的にして、古來の土着工業の多種多樣、且つその各地に發達せるものに比すれば、未だ近代工業はその勃興期にあると見做し得る程度である。鑛業は北支の如く資源が賦存集中することなきも各種資源あり、大冶（湖北省）桃沖（安徽省）の鐵鑛、萍鄕（江西省）の石炭、湖南省のアンチモニー等は、支那鑛業不振なる間に稼行せられ來つたものである。

如斯產業狀勢は舟運の便と相俟つて流域に大都市を造り、上海、漢口、南京等の國際都市、浦口・蕪湖・九江・武昌・重慶・長沙等の地方都市は古來より商工業の旺盛を齎し現在に及んでゐるのである。長江は本流に於ける舟運の便は素より、主なる支流四十餘を數へ、之に大小のクリークあり以て「南船」の古語の如く河船交通の發達は世界著名である。長江本流の流水量は之亦世界有數にして、江上流六百哩の漢口迄一萬噸級の外洋船が遡航し得る。此の點は、黃河が單に洪水に依り沃土を運ぶ作用を爲すに止まり、舟運の便なきのみか殆んど每年沿岸に水害を起すのに比し、長江は時に中流に水害を招くことあるも、支那大陸の交通動脈及灌水作用上甚だ意義大なるものがあり、產業經濟價値に於て雲泥の相違がある。從つて黃河を過去支那文明の發祥地とするならば、長江は近代支那產業の溫床と看做すべく、又、過去に於ては黃

河を制したるもの克く支那を支配すと謂はれたるも、現在に於ては長江の制覇こそ支那のヘゲモニーを把持すると觀るべきである。又そのことは、北支に於ては黃河の治水が一大事業であつて、その適切なる施設が人心を收攬することを語るものと思ふが、中支に於ては灌漑と云ふ積極施設に依り農民の幸福を增進する必要を暗示し、そこに今後の政治工作上の北支と中支の差異を發見し興味を感ずる。事變前、蔣介石政權が統一の霸權を正に完成せんとせるは、歸する所此の長江流域を確實に政治經濟地盤とせるにあるは周知の事實であり、その大半を喪失したる現今に於ては、漢口政府は僭稱政權と云ふべきであつて、その沒落は自然の數なること、今更ながら長江の認識を深くするに從ひ當然の歸結なりと感ずる。

長江は我軍の作戰上航行遮斷を餘儀なくせられ、その本來の交通價値は全く停止し、爲に徒に濁流を滔々と流してゐるに過ぎず、物資の移動は全くなく流域經濟は全滅を來してゐる、從つて之に依りて苦痛を蒙るものは二億の民衆であり、生產力の破壞である。故に現狀を放置することは支那民衆の自滅を意味することになるを以て、軈て民衆が蔣介石に刃を向けることもあり得ると思ふ。我國としては占據地帶には宣撫工作を進め、生產力の回復と購買力の增進に意を注ぐことが肝要である。而して蔣介石政權及之を支援する英國等は、長江下流が我が國の支配する所となるに及び、小癪にも粤漢鐵道を利用し長江流域物資の廣東集中と、廣東より奥地への物資吸引を策しつゝあるも、武器彈藥輸送には粤漢鐵道の利用を以て足りるやも知れざるも、長江流域經濟はその中心を粤漢鐵道利用に依り上海より廣東に移るものでは決してない。

斯くて長江流域經濟、卽ち現代支那の河川文明が維持せらるゝ限り、それは上海とリンクして明白に將來を繫がしむるものと思ふ。

茲に着眼するに於ては中支の工作と實踐とは自ら判然し得ると信ずる。

四、青島、濟南と北支南部經濟

青島には大連汽船上海航路が復活して居たので之を利用し

て上陸した。青島港は市長沈鴻烈が自國艦船を自沈し封鎖したるも、我軍占據後、啓開作業に掛り、當時漸くその三分一を解除してゐた。從つて未だ青島港は本來の面目を發揮するに至らず、即ち港口の障碍に依り二千屯以上の船舶は入港不能にして沖合積取の已むなきにあり港内の大港、小港の立派な岸壁も利用價値を發揮し得ない狀態にあつた。封鎖解除工事は近く完成するであらうが（此の項を書く頃には啓開作業も大部分完了し大型船も岸壁に横付し得るに至つたとの報あり）青島の復活、否山東の更生には之が第一の要件であることは云ふ迄もない。青島は上海の混亂に比し全く平靜そのものであり、私は青島に上陸して内地にでも歸つた樣な和やかな氣分に打れた。何分此の街は獨逸が建設し日本が經營せる歴史あり、而も支那當局も街の特色を維持するに努め來つたので、都市計畫が立派に行はれ又洋式建築物の整然たる有樣は、東洋に於ける模範都市の感を抱かしむるに充分であつた。

青島の人口は事變前約五十萬人、その中、邦人居住者一萬五千人と謂はれてゐる、現地保護主義が急に引揚主義に轉換したる爲、邦人は涙を奮つて引揚げたのは昨年八月末、そして本年一月十日忠勇なる帝國海軍陸戰隊の上陸以來再び此地に歸ることゝなつたのである。歸還者は當時邦人は約七千、支那人は十六七萬と謂はれてゐたが、邦人家屋は相當掠奪に會つてゐるので、邦人商工業者の復興は相當努力を要すると思ふ。それに增して根本問題は邦人紡績工場の徹底的に爆破されてゐたことで、現狀を一見して實に上手に爆破したものだとの感を深めざるを得なかつた。

青島は邦人にとり、支那に於ける最安全地帶とされて來た土地である、之は歴史的由緒及日本々土より最も近距離に位置する爲である。此の特殊地位に着眼し邦人紡績工場は最近大々的に擴張を見、既設工場のみでも五十三萬錘、增錘計畫六十萬錘であつたのである。之が一朝にして無慘にも破壞され、その直接損害一億五千萬圓にも上ることは周知の通りである。而して紡績工場は青島の生命とせられ、就中邦人は直接、間接之に依存する所が大きかつたことは、市政を日本が支配してゐた當時は邦人が三萬餘に上つたが還付後漸減し一時は邦人勢力の衰退を見せたものなるも、紡績工業の發展に伴ひ邦人は人口も漸增し隱然たる勢力を再び把持するに至つ

たことに徴すれば明かである。從つて紡績工場の復活は邦人としては當然希求する所であるが、經營者としては企業條件に於て濟南との比較に於て、兩地何れに復活するやを決するであらうか、一方爲替管理の見地からも統制を受けて業者及青島在留邦人の希望通りには行かないと思ふ。最近、當局は青島に第一次三十萬錘の復活を許可したと新聞は報じてゐる、從つて或程度青島は事變前に復興し得る基礎を得た事となる。

青島は港灣設備及港灣利用面積に於ては東洋一の稱あり、天津と並び北支の二大港たる地位にあるも、その對外貿易は過去の實績に徴すれば大體支那對外貿易總額の六分內外を占めてゐる。卽ち、ノーマルな一九三六年に於て輸入五千四百餘萬元(總額に對し五分八厘)輸出五千百餘萬元(七分三厘)にして、之を天津の同年輸入七千二百餘萬元(七分七厘輸出一億一千七百餘萬元(一割六分七厘)に比し港の良い割合に貿易地位は低いのである。然しその地位は天津に次ぎ第三位に在り、而も將來發展餘地を含む點に於て有望である。青島が港灣設備に於て天津に比し雲泥の相違あるに拘らず、貿易實勢に於て一籌を輸するは所詮背後地關係に外ならぬ、それとても交通殊に鐵道關係が與つて力あることは言を俟たぬ所である。卽ち、膠濟線が濟南を終點とする現狀は、青島のヒンターランドを山東の一圓に局限せしめ以つて青島港をして北支全體の港灣たらしめず單なる地方港に止めしむる結果となつてゐる。故に青島港の機能活用、卽ち青島商圏の擴大策として膠濟線の延長が地元に於て永年懸案として叫ばれてゐるのである。膠濟鐵道は我國の借款鐵道にしてその粁數四百四十六粁、收支の良好なること支那國有鐵道隨一であり、毎年五百餘萬元の純益を生じてゐた、之に依り支那は對日借款四千萬圓を期間通り返濟し、以て日本の合辦權を回收せんとしてゐたのである、而して在留邦人としては合辦權の保留と、日本の既得權益たる膠濟鐵道の延長を主張し、支那側が借款返濟目的の爲めに純益の積立を行ふことを不當とし、之を延長工事に流用すべきことを力說し來たるも支那側は頑として之に耳を藉さず前述の如き策に出てゐたのが事變前の實狀であつた。膠濟鐵道は獨逸の建設に成るので獨逸的な感じが殘つてゐる。沿線各驛に於ける花園とか枕木ならずして枕鐵の

部分もある所等はその例である。一時我國に於て經營されたことのある此の鐵道が再び我國の手中に歸したことは喜びに堪えない、私が行つた當時は軍の管理に屬してゐたが最近は滿鐵に依り假營業せらるゝことゝなりし由、軈て北支鐵道會社に統合せられ昔日の如く山東唯一の交通機關として活用せらるゝことゝ思ふ。それと共に豫て懸案たるその延長線卽ち京漢線との連絡も實現すべく、そのコースは所謂濟順鐵道又は京漢支線道口鎭への延長線の敷設となることゝ思ふ。その曉は膠濟線は山東の地方鐵道たる地位より北支に於ける南部ルートの重要鐵道たる地位に向上し同時に靑島が名實共に北支の雄港と化するに至るものと信ずる。

北支經濟開發に關聯し靑島中心論を强調するもの少しとせない、成程その主張も首肯され、濟順線實現の上は自然靑島の地位が向上することは前述の通りである。然しそれだけで所謂靑島中心論は成立たぬ。元來所謂北支と謂ふ尨大なる地域に對し、或一地點を基點とし求心設備を爲すべきではなく、地勢及交通關係に應じ經濟分野を分割すべきものである、卽ち北支經濟は北支北部地帶と北支南部地帶とに分割せられ、その中心據點は北支北部は天津である、北支南部は靑島である、而もそれに依り兩地は對立すべき何等の理由なく、各その特色を發揮して北支の經濟開發に寄與し、且つそれ自體の發展を齎すことゝ思ふ。斯樣な觀點より、所謂靑島中心論には左袒し得ざるも、靑島をより重視する必要あることは既述の通りである。

次に濟南であるが、私は軍用貨車に便乘して十四時間を要して濟南に着いた。膠濟沿線は中支方面と異なり殆んど破壞の跡もなく、戰禍のあつたとも思はれない、又河北省の樣な水災も殆んど見られず、此點山東の人民は幸福であることを思はしめた。

濟南の邦人は靑島以上に家屋の放火、破壞又は掠奪を受けた樣に見えた、事變前在留邦人約二千人と謂れてゐたが最近歸還せるもの約一千五百人となり毎日の如く入込んでゐる狀態なれば近く事變前の數に復するものと思ふ、又事變前在住の邦人は生業に從事してゐた人が少かつたとの事である。之は邦人經營に見るべき工業がなかつたことがその主因と見るべく、今後は復興と共に經濟基礎の確立が最も緊要なること

を痛感された。それには先づ濟南を曾ての青島同様に邦人の工業都市たらしむることが肝要と思ふ。此の見地より棉花の集散地、綿布の消費地として著名な此の地は北支に於ける邦人紡績工業の有望地であり、又、北支には珍らしい良水の豊富な關係上、染織業が盛んであり、所謂山東牛の主産地なるが故に皮革工業等も有望である點から、邦人の奮起を期待して已まないのである。關係方面では既に遠大なる都市計畫を樹立しつゝあると聞くが喜ばしいことである。濟南は北支産業開發上北支の東部に於ける據點として、青島と提携して重大なる役割を有つに至るべきは明かである。

斯くて青島及濟南の兩地は、山東經濟の呑吐港又は集散地都市としての地位に停まることなく、河南省及山西省をヒンターランドと化し北支南部經濟の中心地として、今後躍進的發展を見ると信ずる。故に、青島・濟南に就て視察する場合は、從來の如く山東省面積五萬五千平方哩、人口三千七百萬人と云ふが如き、所謂山東經濟のみに着眼することなく、北支の寶庫山西省、農業及鑛業資源地としての河南省をも視野に入れる必要があり、之を一括して北支南部經濟として認識せなくてはならぬ。然るときは、此地一帶が、北支乾燥農業の中心地又は各種資源地たることにより、原料生産地又は購買力の市場として重大な價値を有つに至ることを認識するに至るのである。

次に濟南、天津間は今次旅行に於て初めて普通營業列車に乘ることを得たのであるが、此の間に於て痛感せるは、黃河大鐵橋は敵の自爆に依り完全に破壞されて居り、普通の常識を以てしては、泥土の深度限りなしと謂はれる黃河の假橋は、到底列車を通すことが不可能と考へられるものを、まのあたり吾々數百人の乘客と、數百噸の貨物を乘せて悠々通過したことである、之こそ我が鐵道隊の涙ぐましき努力と、我が國の世界に誇る優秀なる技術の賜のであることを思ひ、感謝と感激を禁じ得ぬものがあつた。又津浦線馬廠驛から天津郊外に亙り未だ昨年來の浸水が海の如く廣大な地域に亙つて見られる。之れは支那軍の堤防破壞に因るものと謂れるが、今次事變中被害の最たるものであると考へられる。

而し此の沿線には各驛に棉花が續々集りつゝあるのが見られ、牛馬・緬羊の群を追ふ風景も見られ、驛々には梨・菓子・

卵等の物賣り等も押寄せ、又難を避けたであらう人々の歸還する者の多い事などは、中支方面に見られぬ風景で、北支は既に平和に復したことを思はしむるに充分であつた。

天津の事情に付ては既に多くの人に依り論ぜられ、又私も昨年視察の際報告しあるを以て、此處に之を省略することゝする。

五、支那經濟と我が國の對策

經濟が政治に制約指導される今日に於ては、支那に於てもその產業經濟の將來は政治動向に支配されざるを得ない。而して支那臨時政府が正統中央政府として漸次名實共に具備する段階に入り、我國亦之を絕對協助する方針にある現狀としては、今後支那の國家指導原理は臨時政府宣言にもあるが如く、親日、防共を基本とせざるを得ない、從つて此のことは、支那の產業經濟が我國と密接なる連繫卽ち日・滿・支經濟ブロックの建設を方向としその發展の線に沿ふことに依り、自ら新しき將來ある運命を展開するものと思はれる。支那は地大物博にして過去政治の運用宜しきを得たならば、今日の米國經濟の立場をも凌駕する世界の指導的產業國家として君臨し得たことゝ信ずるが、王朝時代に於ては徒に老大國として遂に永遠に眠れる獅子の汚名下にあつた。

辛亥革命に依り共和國となつて以來は浪費的な軍閥戰に終始し、蔣政權となるに及んでは以夷制夷、否排抗日を以てする政治的統一に狂奔し、遂に日支事變の勃發となり自滅するに至つたのであるが、今や親日政府が樹立しその政治軌道に復しつゝあるを以て、玆に支那は空前の史的轉換を以て現代的國家として新に登場し、地大物博の本性を有効に發揮せんとしてゐるのである。

斯くて何時の日かは知らないが支那は現在米國が占めてゐる以上の世界經濟に於ける優越的地位に就くことゝ思ふ、之は前述した如く日・滿・支經濟ブロックの一環として初めて可能である。卽ち、日本の優秀なる技術と效率を擧ぐる資本とが、支那の地大物博、勤勉なる大衆と結び付くことに依り、支那の產業經濟は躍進的に發展し得るのであつて、單獨自力では如何に力むるも百年河淸を待つに等しいのである。彼我の識者は之を理解自覺することが第一である。資本技術と云

ふ産業開發上の重大要素を提供することに依り支那の經濟の將來が期待せらるゝとするならば、それに關し日本が指導的立場に立つは當然であつて怪しむに足らない。從つて、支那の産業經濟の死活を決する鍵は日本の掌中にあり、而も我國としては東洋永遠平和確立の見地より支那を協助する方針の下に堅い自信と確固たる抱負とを以て支那に臨むべきである。

　私は江南の野に立ち、又山東の地に歩を印したるとき、平素に似合ず如斯今日の政治的常識を痛切に感じ、又日本人として之を實行せしめなくてはならぬとの責任をも自覺したのであつた。

　然らば日本として如何なる支那産業開發方針を以て臨むべきか。之は純經濟的問題に非らず多分に政治論の性質を帶びるを以て詳論を避くるも、當面北支を主とし中支を從とすべきかの點を決することが先決要件である。

　而して諸種の情勢に照應するに、北支は積極的開發、中支は復興程度を目標とすべきではないかと思ふ。此の點は、現地の狀況に稽へ妥當であると共に、元來支那は經濟的には統一的に規律し得ざるが當然であると信ずる。支那は三つの河川文明國家にして、政治的には兎に角として經濟的には一應三個の經濟單位に分割し得る。斯く經濟對策施設を考慮する場合は分別して考ふるを適當と思ふ。即ち、一、長江流域（面積七十五萬平方哩人口二億五千萬人、水田農業）、二、黃河流域（六十萬平方哩、一億人、乾燥農業）三、珠江流域（三十九萬平方哩、六千萬人、水田農業）が支那の經濟を形成し、それ〴〵統一的に規律し難い性質を持つて居る。從つて三單位の個性に應ずる施設を爲すべきである。況や諸種の事情を考慮に入れるならば、自ら北支と中支とは方法に異るものがなければならぬ。之を一言にして言へば、北支は資源地として重視するに反し、中支は貿易市場として考慮すべきであると思ふ。

　既に北支は日本と密接な關係下に編入されたる地域にして、單なる貿易市場ではなく、經濟的には我國産業經濟に對し資源の供給地として、軍事的には戰略及戰術の主要地と化したのである。從つて經濟工作は資源の開發を主なる目標とすべきである。而も北支大衆の購買力は疲弊し居るを以て、

資源の開發、我國投資に依り購買力を附與する必要がある。其の結果として自然貿易市場價値も高まり彼我の貿易は期せずして增大する。即ち北支は資源開發を主とし貿易を從とすべきも、結果に於ては我國よりの建設財、生産財、生活需要品の輸入增加を必至とし、輸出は工業原料品の對日向が增大すべきは疑はざるところである。然るに中支は政治經濟的に北支の如く看做し得ないと同時に、民族産業資本並列國資本が相當に活動して居り、産業開發を目的とする我國資本の介入餘地に乏しい、加之、中支の産業は水田農業を主とし之に對しては施肥の奬勵とか耕作技術の改良等以外、大局的な我國の國策的施設を必要としない。即ち中支にあつては、現在の農業生産を振興しその販賣の合理化を圖り、農村生活の向上を期する宣撫工作を以て足り、而もそれが成果を擧げんか、彼我有無相通の貿易は自ら發展すると思ふ。此の點は北支は購買力の減殺に依り貿易不振の已むなきにあつたのとは趣きを異にし、中支に於ては排抗日—日貨ボイコットが對日貿易の不振を齎してゐる事實に徵し首肯し得ると思ふ。

斯くて北支に於ては積極的開發、中支に於ては復興が、對支産業方針の方法的差異として之を認識し、對處宜しきを得るに努力せねばならぬ。而して日・滿・支經濟ブロックに於ける支那の地位を如何にするやに付、素朴的な原料地論を以て律するは斷じて不可にして、適地適應主義方針として臨み、三國の産業條件を比較檢討し支那に於ける起業有利なりとせば、積極的に工業と雖もその勃興に努めなければならぬ。然し事の緩急と着手實行の先後を愼重に考慮するを要する、殊に三國ブロックに於ける他地域の産業利害の較量は最大切にして、而も我國が世界有數の工業國として位置し居る現狀に稽ふるときは、支那が原料を多量に産するを理由に、直に原料地起業論を以て支那の工業振興を急務とし難い。

是等の事業は如何にして三國ブロックを完整するかの見地より、抽象論を避けて具體的に考究すべきものであると思ふも、素朴な支那原料地論を排斥すると共に、急進的な支那現地工業振興論も感服し難い、要はブロック地域内の諸般の産業情勢と照合して、三國の調整的發展を期すべきであると信ずる。而してその何れにあるも、ブロックとしての完整は彼我の流通經濟、即ち三國貿易の發展を必至とするは言を俟だ

ざるところである。

六、支那對外貿易の變遷

支那は國際貿易上最無防備國家とされ、列强商品のタンピング市場と化して銀價低落に拘らず輸入貿易は增大の一途を辿り此の貿易逆調の增大が延て對外貿易全般の發展を齎す奇現象を呈し來つた。然るに一九二九年關稅自主權恢復以來、國內產業保護の名目の下に數回に亙り關稅改正を爲し、輸入の抑止に努むることゝなつた。銀價低落はメタル、インフレーションを招き輸入貿易は倍發展し、國民政府の豫期に反し萬年入超國の名實を激化するのみであつた。今滿洲國分離後の對外貿易は國民政府發表の統計に依りて觀るに次の通りである。

支那の對外貿易 (單位千元)

	輸入	輸出	入超
一九三二年	一、六五五、五五八	七六八、〇七七	八八七、四八一
一九三三年	一、三五八、九七八	六一二、二九三	七四六、六八五
一九三四年	一、〇三八、九七九	五三五、七三三	五〇三、二四六
一九三五年	九二四、六九五	五七六、二九八	三四八、三九六
一九三六年	九四四、五二三	七〇六、七九一	二三七、七三二
一九三七年	九五六、二三四	八三八、七七〇	一一七、四六四

右の貿易統計は信じ難い支那の統計に於て比較的信頼し得るものであるが、廣東方面に於ける例年の大々的密貿易、沿岸各地に於ける密貿易及北支特殊貿易は全々除外されて居るを以て、右統計のみに依つて支那對外貿易の動向を判斷し難い、然し他に依存すべき貿易統計なきを以て之に依り檢討する外ない。然るときは幣制改革を轉機として對外貿易に變化が起つたことが見出される。即ち、異常なる輸出貿易の伸展之である。此の原因は世界の再軍備時代の波に乘り、軍需原料の輸出が激增するに至つたのと、世界農產物需給の好轉に依り農產品輸出が好轉し、而も打續く長江一帶の農作と、價格昂騰があつたことに基く、殊に昨年の如きは北支に於ては七月以來、上海に於ては八月以來貿易は激減の已むなきにあつたに拘らず、輸出は前年に比し一割八分餘の增進を爲したのであつた、若し事變なかりせば萬年入超は昨年劃期的に出超に轉じたかも知れない。

今上海商工會議所の調査に依る、昨年度の全支及上海の對　　である。
外國別貿易額を大體事變前と事變後の状態を示せば次の通り

全支對外貿易額（單位千銀弗）

		自一月至六月 輸入	輸出	合計	自七月至十二月 輸入	輸出	合計
日本	本年	一一九、三八五	七〇、八五三	一九〇、二三三	三六、九七七	二四、〇一〇	六〇、九八七
	前年	七三、三四七	五〇、〇二三	一二三、三七〇	八六、四二一	六六、九五二	一五三、三七三
英國	本年	六八、八一一	三六、一五六	一〇四、九六七	四二、八八四	四四、二二四	八七、一〇八
	前年	五四、三三六	二七、二三二	八一、〇六八	五六、一六一	三七、六五二	九三、八一三
米國	本年	一一五、三八六	一五五、六〇一	二七〇、九八七	七三、四七三	七五、八四八	一四九、三二一
	前年	八一、九二五	一〇〇、三七七	一八二、八〇二	一〇三、五八七	八五、九四四	二八九、五三一
獨乙	本年	九〇、三八五	四三、九三一	一三四、三一四	五六、〇九一	二八、五四六	八四、六三七
	前年	七九、三九二	二一、四八七	一〇〇、八七九	七〇、八三六	一七、六八七	八八、五二三
其の他	本年	二一三、〇五六	一七六、四七三	三八九、五二八	一三九、八八八	一七三、一二七	三一三、〇一五
	前年	一七一、一三八	一三三、九五〇	三〇五、〇八二	一六七、三七〇	一六五、五八七	三三二、九五七
總計	本年	六〇七、三二一	四八三、〇一四	一、〇九〇、三三五	三四六、一六五	三五五、七六六	七〇一、九三一
	前年	四六〇・六三八	三三三、三六九	七九四、二〇七	四八三、八八五	五〇五、四〇一	九八九、二八六

上海對外貿易額（單位千銀弗）

		自一月至六月 輸入	輸出	合計	自七月至十二月 輸入	輸出	合計
日本	本年	六二、二八四	二八、二三三	九〇、五一七	一四、二九〇	六、六三三	二二、九二三
	前年	三五、一七〇	一九、七三四	五四、九〇四	三九、三九九	三〇、六一五	七〇、〇一四
英國	本年	四七、四九七	二四、二三六	七一、七三五	二一、三五六	二三、四三七	四四、七九一
	前年	三二、一六四	一八、二三〇	五〇、二九四	三三、三六七	一九、三四九	五二、七一六
米國	本年	八二、〇九七	九六、六〇二	一七八、六九九	三四、三八三	四八、四八〇	八二、八六三
	前年	六〇、五八九	六七、〇一〇	一二七、五九九	七四、四五五	五二、五五一	一二七、〇〇六
獨乙	本年	五九、二〇四	二五、一五九	八四、三六三	二三、九七二	一一、四三三	三五・三九五
	前年	五八、四五二	二二、五二〇	七〇、九七二	四八、九三五	九、五二九	五八、四六四
其他	本年	一二二、七三八	七四、八五七	一八七、五九五	五二、九九〇	六三、六一三	一一六、六〇三
	前年	九一、一四八	五七、〇七九	一四八、二二七	八一、五〇七	七五、七五七	一五七、二六四
總計	本年	三六三、八二〇	二四九、〇八九	六一二、九〇九	一四六、九九一	一五五、五八四	三〇二、五七五
	前年	二七七、五二三	一七四、四七三	四五一、九九六	二七七、六六〇	一七七、八〇一	四五五、四六一

註 日本には朝鮮・臺灣を含む。

支那に於ても貿易貸借の改善は重大な關心事とせられ、就中一九三五年の弊制改革以來、その確保安定の爲にも萬年入超の改善は深刻な問題と化してゐたのである。されば國民政府は經濟建設四ケ年計畫を樹立し、近代産業の建設に努力し、**根本的に産業方面より貿易改善、即ち輸入の抑止、**振興に努めてゐる。その効果が漸々擧り近代産業國家として發達の一歩をスタートしたとき、自業自得的な排抗日の結果否日本に對する挑戰の當然の歸結として國民政府は目滅するに至つたのである。今後の支那對外貿易は、政治的新事態の**發生、尠くとも國民政府瓦壞に依る産業政策の轉換に依り、**

從來とは趣を異にする發達を見せると思はれるが、支那の産業根幹を爲す農業經濟は急激に變化を見ず、又、或程度過去の採り來つた産業建設方針は日・滿・支三國經濟ブロック方針に抵觸せざる限り踏襲せらるべきを以て、貿易構成に於ては激變を豫期し得ない。此の觀點より支那對外貿易商品の内容を一瞥し今後の參考に供するに、主要輸出入品の推移は左の通りである。

支那主要輸出品（千元）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年
鐵銅	七四、三四七	九二、四五六	一〇八、五三九
礦油	八三、一六四	八六、六三七	九九、一一六
機械	六五、八五三	五九、九八一	六五、〇六三
化學製品	三七、四四三	五一、八四〇	六一、二八二
紙類	三八、七七二	三八、三三一	四七、二四九
米穀	八九、五六三	二六、七三六	四〇、七八一
染料、塗料、顏料	三七、六一二	四一、一九三	三七、一〇五
木材	三四、七六八	二八、九一一	二三、二三九
煙草	一一、三〇一	一七、三八九	二一、八七四
羊毛	五、五九一	一六、一八〇	二一、六五四
砂糖	二六、五二八	一九、七七三	二一、一二五
棉花	四〇、九一三	三六、一四七	一六、〇〇五
鐵道材料	九、七一七	二九、八九三	一三、九四五

支那主要輸出品（千元）

	一九三五年	一九三六年	一九三七年
桐油	四一、五八三	七三三七九	八九、八四六
皮革	二三、六二九	四〇、五〇二	五三、七八五
卵	三三、〇六九	四一、八〇二	五二、八一三
生糸	三五、六七九	三六、七一三	四五、八六六
タングステン鑛	六、六九八	九、三四二	四〇、七五九
錫	二〇、三八一	二六、七六九	三九、七一七
刺繡及レース	一五、一四九	二九、二〇四	三三、三九五
棉花	二一、七三二	二八、一九八	三一、三〇一
茶	二九、六二四	三〇、六六二	三〇、七八七
豚毛	一六、二二五	二五、三〇四	二七、九二一
羊毛	一四、二四六	一五、四四四	一九、四二七
落花生油	一〇、六六〇	一一、〇一二	一七、三三二
胡麻子	一六、五七八	一八、五六〇	一四、四九七
石炭	六、五九八	一一、〇二五	一三、五三三
綿糸	一九、二一三	二三、三九八	四、八四五

右の如く最近支那主要輸入品は建設財、生産財を主とし、所謂重工業製品輸入品と化し輕工業輸入は昔日の物語りとなつたのである。此の傾向は國民政府成立以來逐年發展したものにして、之に依り支那産業經濟は漸次近代化に向つてゐたことが窺はれ、輸入市場の名に囚はれ慢然と總ゆる物資の輸入増大が行れてゐたと觀てはならない。輸入構成品の質的向上が支那輸入貿易の方向であつたことに充分注意を拂ひ、三國貿易の發展に努めねばならぬ。輸出にありては、原料的農業品が多いが鑛業品も僅少ならざることに留意を要する、而もその商品の性質が歐米向を主とせざるを得ないものが多い。從つて今後は斯かる商品の我國に於ける利用を考慮し、以てブロック貿易の實を擧ぐることに努めなければならぬ。

如斯貿易商品構成は、國民政府の歐米依存、排抗日政策乃至排日關税と相俟つて、支那對外貿易の國別を規定した。今之を觀るに次の通りである。

支那對外輸入貿易國別推移 (單位千元)

	一九三五年	%	一九三六年	%	一九三七年	%
米國	一七四、九三〇	一八・九	一八五、五三三	一九・六	一八八、八五九	一九・八
日本(內地)	一三九、五九三	一五・一	一五三、五七七	一六・三	一五〇、四三二	一五・七
獨乙	一〇三、三八五	一一・二	一五〇、二三八	一五・九	一四六、三七四	一五・三
英國	九八、二三三	一〇・六	一一〇、四九七	一一・七	一一一、六九五	一一・七
蘭印	五八、三五六	六・三	七四、三九七	七・九	八〇、七一八	八・四
佛印	五九、九七三	六・五	一八、〇四八	一・九	二九、九九一	三・一

支那對外輸出貿易國別推移 (單位千元)

	一九三五年	%	一九三六年	%	一九三七年	%
米國	一三六、四一〇	二三・七	一八六、三二一	二六・四	二三一、四四九	二七・六
香港	九四、八九三	一六・五	一〇六、五四七	一五・一	一六二、九〇四	一九・四
日本	八二、〇五九	一四・二	一〇三、三六七	一四・五	八四、三〇六	一〇・一
英國	四九、四六三	八・六	六四、八八四	九・二	八〇、三八〇	九・六
獨乙	二八、九二六	五・〇	三九、一七四	五・五	七二、四七七	八・六
佛國	二九、二四五	五・一	三〇、三八九	四・三	三二、六四三	三・九

右の如く國別的には輸出入共米國は第一位に在る、之は米國が支那の農産品を輸入し、重工業品を輸出し得る産業狀態、換言せば米支間には有無相通の産業構成が見られるからであり、それ程に米國産業と支那産業とは其内容及發達の程度が異るのである。米國に次ぐものは(香港は中繼地なれば之を除外す)日本である。我國は歐洲大戰前後に於ては第一

位にありしか除々に低下し、一時は英國の下風に立ち第三位となつたこともある、然し輸出に於ける第三位の獨逸とは接近して居り、貿易に關する限り支那に於ては日・獨の角逐か火花を散らしてゐる。獨逸は輸出は第三位、輸入は第四位にあるが、その伸展率は蓋し驚異とするに足る。英國は輸出第四位、輸入第三位にあるも、日・獨の挾擊に遇ひ現勢の維持に吸々たる有樣である。而して支那對外貿易は之等四國が大半を左右し、從つて其處に互に王座を狙ふ、卽ち對支貿易の獨占を期して居り、その實現の爲めに借欵其他援蔣政策を採り之が國民政府の歐米依存主義とも合致し、以つて愈々排日政策に拍車を入れたのであつた。產業及地理的狀勢よりして支那と我國との貿易はヨリ密接であらねばならなかつた、之が不滿の狀態にあつたことは一九三一年以來數回に亙る排日目的の高關稅政策に基因する。是等は根本的に是正せらるべきにより、共存共榮の三國ブロック化の進行に伴ひ、今後支那對外貿易の國別狀勢は大變化を見ること丶思はれる、又、我國の立場よりして變化せしめねばならぬと思ふ。

支那對外貿易の地方的分布を觀るに、長江流域が壓倒的に多額を占むるは怪しむに足ない、卽ち地方別貿易狀勢は次の通りである。

支那對外貿易の地方的分布

輸　入（單位千元）

	一九三五年	%	一九三六年	%	一九三七年	%
天津	八五、一六〇	九・二	七三、六四七	七・七	八四、〇六一	八・八
青島	五一、二三六	五・五	五四、七五三	五・八	四九、八一三	五・二
其他	一三、七三七	一・五	一三、五〇四	一・四	一一、九一六	一・三
北支合計	一五〇、一三三	一六・二	一〇四、九〇三	一四・九	一四五、七九〇	一五・三
上海	五〇七、六九五	五四・九	五五五、一八三	五八・八	五一〇、八二一	五三・四
漢口	三三、二二六	三・六	三三、八七五	三・五	三三、四一三	三・五
南京	一三、八六九	一・四	一七、四〇六	一・八	八、六八一	〇・九
其の他	三三、四七一	三・六	三一、二三三	三・四	三九、〇四〇	四・一
中支合計	五八七、二五一	六三・五	六三七、六九七	六七・四	五九一、九四四	六一・九
廣東	三三、七六一	三・六	三〇、九〇五	六・一	八二、七一九	四・七
九龍	七〇、三七〇	七・六	五七、五五〇	三・三	四五、一六六	八・七
汕頭	二八、四六二	三・一	二九、六二一	三・一	三六、二九七	三・七
厦門	一四、六九一	一・六	一三、二九六	一・四	一三、〇一七	一・四
其の他	四〇、〇三六	四・三	三四、五五一	三・七	四一、三〇一	四・三
南支合計	一八七、三一一	二〇・三	一六五、九二三	一七・六	二二八、五〇〇	二三・八

輸出（單位千元）

	一九三五年	%	一九三六年	%	一九三七年	%
天津	九一、二〇二	一五・八	一二七、八二七	一六・七	一三八、八七二	一五・四
青島	四八、五五五	八・四	五一、五三三	七・三	五八、〇三九	六・九
煙台	七、八三二	一・四	九、七三八	一・四	一三、三一五	一・五
秦皇島	五、八五七	一・〇	七、〇六六	一・〇	一一、四〇四	一・四
其他	六、一七九	一・一	四、九四八	〇・七	五、一一一	〇・六
北支合計	一五九、六四五	二七・七	一九一、一一二	二七・〇	二二五、七四一	二五・七
上海	二八八、九七四	五〇・一	三六二、二七四	五一・三	四〇四、六七二	四八・三
漢口	一二、五九九	二・二	一三、五五九	一・九	九、〇一一	一・一
其他	三、四五三	〇・六	四、八〇七	〇・七	三、三四二	〇・四
中支合計	三〇五、〇二六	五三・六	三八〇、六四〇	五三・九	四一七、〇二五	四九・七
廣東	三九、九三六	六・九	四二、四八七	六・〇	六三、四八六	七・六
蒙自	一六、九四六	二・九	二三、六六三	三・四	三四、一七九	四・一
汕頭	一七、二二八	三・〇	二三、二三四	三・三	三三、五一五	四・〇
梧州	八、九〇六	一・五	一三、八六一	二・〇	二六、四一六	三・二
其他	二八、六二一	五・〇	三一、八〇四	四・五	四八、〇四八	五・七
南支合計	一一一、六三七	一九・四	一三五、〇三九	一九・一	二〇六、〇〇四	二四・六

右の如く中支の貿易の地位は重要にして、輸入に於ては六割餘、輸出に於ては五割內外を占めてゐる、之は明かに長江流域經濟の重大性を語るに外ならぬ。北支は輸出に於て南支に勝るも輸入に於ては劣り、その各々の比率は伯仲する狀態なるが、昨年に於ては南支が俄然擡頭し來り、事變影響を如實に反映してゐる。而して中・南支は輸入超過地域なるに反し北支は出超地である、此の點、中南支が富裕にして輸入貿易市場價値大なるを示し、北支は購買力の疲弊を暗示する感があり、而も北支は國民政府にとり植民地的意義も爲してゐたことが判明すると同時に、今後北支の諸工作に當り考慮すべきその貿易貸借が極めて順調であつたことが心强さを感ずる。

右の貿易分布は、蔣政權の長期抗戰、長江經濟の停止、江南の復興及北支の開發等に依り、今後相當の變革を齎すことを豫知し得るが、過去の實績は之を參考とせねばならぬは勿論であらう。

七、朝鮮の對支貿易發展策

朝鮮と支那との關係は古來より密接にして、過去朝鮮は支那の政治及文化の影響を多分に受けた。從つて此の歷史及思想文化の交流のあつたことを現代に於て活用し、以て兩地の

提携を期するが肝要であるが、是等は姑く措き今後如何にして兩地の經濟提携を圖るべきかに付一言する。

支那は生產の發展段階及樣式から觀るならば、未だ原始農業國の域を脫しない、之に對するに朝鮮は最近工業發展著しきものあるも、對外的には工業地として誇示し得る實態を有たない。而も兩地は產業上相似性あるのみならず、資本の不足に反し勞力過剩と云ふ點に共通性があり、金融上相互依存は稀薄であり、又彼我人口の移動を促すべき事情に置かれてゐない。日・滿・支經濟ブロックは、企業・貿易・資本の自由なる交流を前提とし、而も相互に長短相補ふ特性が存在しなくてはその意義を盡し得ない。此の觀點よりせば、內地と支那との間には相互依存の發展的要素多分にあるも、朝鮮と支那との間は相互依存が濃厚なるべき要素に乏しい。例へば支那所在資源を利用する鮮內企業の可能性はあるも、之が企業上の資本乃至技術は內地に俟たねばならず、企業提携があり得るとするも內地と支那との關係とは內容が異なる。斯樣な意味の鮮支企業提携とても實現を促進すべきは勿論なるも、當面有無相通ずる貿易の發展を畫することが肝要である。鮮支貿易は兩地の產業現狀に稽へ急激なる伸展は望み得ないが、朝鮮の對支輸出貿易は產業の根本事情如何に拘らず、施設如何に依り十分發展し得る。蓋し、中・北支に生產力の破壞があり、然るに災區の民衆とて食は攝らねばならぬとせば、それ相應の必需品の需要はある。加之、建設、復興需要が鮮產物資の需要を喚起すべく、又、皇軍に對し物資の供給を豐富ならしむべく鮮產品の對支輸出の增進を期せなくてはならぬ。是等對支輸出の增大見込は、或は恒久性なしとの感あるも、斯くして一度販路を獲得したる曉は、自然に地盤を建設し又商品は新たな商品を呼ぶことゝて將來樂觀し得るとも決して悲觀すべきではないと思ふ。

過去に於ける鮮支貿易を一應統計的に觀察するに、先づ此の場合朝鮮の計數と支那の計數とを對比して觀る。と次の樣である。

朝鮮の對支輸出（千圓）

（%ハ對外總輸出ニ對スル割合）

		%
昭和十年	三、三一二	五・一
同十一年	三、七〇二	四・〇

昭和十二年	四、八四二	四・二

支那の對鮮輸入（千元）

年	金額	%
昭和十年	二、七四三	〇・三
昭和十一年	二、九四〇	〇・三
昭和十二年	二、三四六	〇・三

朝鮮の對支輸入（千圓）

年	金額	%
昭和十年	一六、四四八	一六・三
同 十一年	一五、一四八	一三・二
同 十二年	一〇、三六七	八・〇

支那の對鮮輸出（千元）

年	金額	%
昭和十年	一一、五六八	二・〇
同 十一年	九、七六二	一・四
同 十二年	七、七一二	〇・九

右の如く輸出入共に兩地統計に二割内外の喰違ひがあり。圓と元との爲替差は三分程度なれば玆に相當の所謂誤差が發見せられ而も支那統計の不備が窺知せられる。是等の事柄は姑く措くも、朝鮮の對支輸出は增加しつゝあるに反し、對支輸入は漸減してゐる。尤も支那側の計數に依れば輸出入共に漸減してゐる。尤も朝鮮の對支貿易は大連中繼にて行はれ、之は統計上對支貿易となつてゐないことも考慮を要する。又一昨年以來冀東特殊貿易も行はれた關係もあり、右の貿易計數は實際と一致しないことは注意を要する。

對支輸出重要品―昨十二年、十萬圓以上の商品は、精米・小麥粉・紅蔘・人絹織物・黑鉛・原木・製材にして、此の十二年中金額二百三十三萬圓、對支輸出總額の五割に當り輸入重要品は、栗・小豆・綠豆・胡麻子・蕃椒・天日鹽・葉煙草・繰綿・麻布・石炭にして此昨年金額は八百三十一萬圓、對支輸入總額の八割に當る。此の實蹟に依れば、相互に農產・工產及鑛產品を交易し、必ずしも兩地が農業地たる現狀の本質か貿易發展を躓さずと云ふ原則か、事實に於ては然らざるを覺へしむると思ふ。而して對支輸出は、比較的少額の雜商品多きことゝて、目立たずして今後相當增加し得ると思はるゝ、輸入は爲替管理の關係上相當抑止される商品あらんも、原材料輸入の增加が豫想されるを以て、斯くて彼我の貿易は輸出入共に期待すべきものがあると思ふ。同時に朝鮮の對支貿易

は入超なれば、國際貸借改善の見地からも、輸出貿易は伸展せしむる必要がある。斯様に根本的産業構成に促されることなく對支貿易の將來に期待を繋ぐものであるが、朝鮮の地理的優越性を活用し內地品の對支中繼地、卽ち大陸に於ける配給基地として發展を圖るならば、之に附隨便乘して鮮産品輸出の振興を期し得るを以て、前途は括目するに足ると思ふ。

勿論、慢然として期待するは、單なる希望に過ぎない故に、之に對應する十分なる施設を怠つてはならない。之に關しては詳述の餘日を有たぬが、定期及不定期航路の充實、卽ち朝鮮を據點とする黃海及渤海の湖水化を實現せしめ、地理的有利な立場を活用するは素より、貿易資金の低利且つ豐富なる供給、港灣設備の充實、集荷方法の合理化、輸出好望品の生産增進等の徹底を期し、併せて現地の需要商品の調査研究、關稅々率の合理的低減要望等を爲す必要がある。

斯かる際なれば、本協會の任務は倍重きを加へたことを痛感し大方の期待に副ふべく、使命の遂行に勇往邁進してゐることを附言したい。他に種々と記述したき事項あるも紙面に限りあるを以て不取敢視察感の一端を述べた次第である。

（昭和十三年四月三日）

伊太利使節と一學生

世紀の使節、盟邦伊太利のパウリッチ侯一行が歡呼の嵐の裡に半島の首都京城を訪れ、僅か二日間の滯在ながらも疆內を擧げて旗の波、歡迎の暴風の坩堝と化せしめ京城をして防共一色に塗りつぶした記事は本號彙報にもこれを詳細にしたが、以下は又街頭での一學生と同侯との爆笑的交歡朗景!!

卽ち同侯一行が入城第一夜を李王殿下の御招宴に臨むべく自動車を連ねて折しも萬開の櫻花夜粧を競ふ昌慶苑に進む途中、われ等が使節を歡迎し一目せんと犇めき合ふ沿道は人、人、學生、生徒、灯の海で車の輪も遲々として進まなかつたものだ。一行がある街角にかゝり一寸車が停つた時であつた。灯燈を振りつゝ萬歲を叫んでゐた學生團の中から突然一人の學生がパ侯の車へ躍り出て右手を指し伸べたのであつた。幌を除けた車の中に立ち上つて終始ファッシストの擧禮で歡呼に答へてゐた同侯はこれを見て破顔、呵々大笑の中に同學生の手を確り握り暫し我を忘れて交歡、傍で見てゐた彼我の人達も哄笑！拍手！　萬歲！　の聲を送りヴイヴア・リタリア!!日本帝國萬歲!!　一場のシチユエーションに蕩然としたのであつた。

鮮産煙草海外進出の將來性

木下麟太郎

昨夏日支事變の勃發以來我國經濟界の動向は、軍需の圓滑なる調辨と言ふ時局下の財政經濟乃至産業貿易を貫く大原則の下に急速度の轉回を見るに至り、從つて吾が專賣事業の分野に於ても各方面に亙り從來の施設なり方針に重大なる改變を加へなければならぬ境地に立つたのであるが、就中最も大きな影響を受け時變下經濟界の一翼を分擔する專賣事業の轉移として特に目立つた問題として顯はれた事項は、葉煙草の海外よりの輸入防遏に刺戟せられた鮮內生産の增加に依る原料の自給自足、更に進んでは從來未開拓の海外市場に對する鮮産煙草の進出と言ふ事と、各種の工業特に軍需工業方面に必要不可缺の原料たる鹽の國內生産を最大限度に確保する爲に、朝鮮が帝國領域及び所謂近海を一圜とする鹽の供出圈の一部に位して將來如何なる役割を分任するかと言ふ二つの問題であつた。第二の鹽の問題に就ては暫く之に觸るゝ事を止め、第一の煙草の問題特に其の海外進出の現況及び將來の見透に就き、以下稍々詳細なる檢討を加へるであらう。

朝鮮に於ける煙草産業は、之を沿革的に見て其の歷史極めて古く、朝鮮人の煙草に對する普遍的嗜好に對應し古來各道に普く栽培せられ、大正十年度專賣制創始當時既に其の作付面積朝鮮種（朝鮮の在來葉煙草）八、三〇〇町步、內地種一、九〇〇町步、米國種一、一〇〇町步、土耳古種五〇町步、計一一、三五〇町步に上り、葉煙草收納數量に於て朝鮮種五九三萬瓩、內地種一五二萬瓩、米國種一五六萬瓩、土耳古種二萬瓩、計九〇三萬瓩を算して居たのであるが、當時は産地各所に散在して收納取締等に幾多の不便ありしのみならず、其の耕作技術も未だ極めて幼稚の域を脫せず、品質粗惡産額僅少にして幾多改善の餘地があつたので、專賣實施以來或は産地の集約擴張に或は耕作技術の改善指導に依る反當收量の增

加品質の向上等に凡有努力を拂ひ今日に及んだのであるが、先輩諸氏の倦まざる努力と歴代首腦者の適正なる施策經營の力は酬ひられ、專賣創業以來年を閲すること十有七年の今日に於ては、作付面積に於て朝鮮種一五、一〇〇町步、內地種一、〇〇〇町步、米國種二、六〇〇町步、計一八、七〇〇町步（對大正十年度增六割四分强）收納數量に於て、朝鮮種二、〇七七萬瓩、內地種一七八萬瓩、米國種四一四萬瓩、計二、六六九萬瓩（對大正十年度增十九割五分）を算する實績を示すに至つたのである。更に進んで之を內容的に見るとき、反當收量の如き大正十年度に於て朝鮮種七一瓩六、內地種八一瓩四、米國種一三六瓩九であつたものが、今日に於ては朝鮮種一三七瓩五、內地種一九一瓩八、米國種一五七瓩と何れも飛躍的の增加を示し、反當賠償金に於て大正十年度の朝鮮種二十圓六十一錢、內地種四十五圓四十一錢、米國種七十四圓二十二錢が、今日に於ては朝鮮種四十九圓、內地種八十圓七十二錢、米國種百十二圓三十五錢と、之亦非常なる增額を見るに至つて居り、煙草產業全般を通觀して、其の間の進步發達の狀況は、正に刮目して見るべきものがあるのである。

×

朝鮮の煙草產業は、上に示すが如き顯著なる發達を遂げて今日に及んだのであるが、一面鮮內に於ける一般的文化の向上乃至人口の自然增加等は、必然的に急激なる需要の增加を伴ひ、葉煙草の生產增加は之を原料とする製造煙草の賣行增嵩に併行し得ない結果となり、一面技術的に見て上級品の製造に當つては、尙相當數量の品質優良なる外國葉の使用の已むなき關係等もあり、今日迄年々相當數量の外國葉煙草を購入して、辛うじて原料の需給調整を圖り來つた次第であるが今之を數字の上より見ると最近數年間に於て年々外國葉の購入は數量に於て六〇〇萬乃至八〇〇萬瓩に上り、金額にして四〇〇萬圓乃至五〇〇萬圓の多額に上り、之が爲國幣を海外に流出し國際貸借の改善上面白からざる事態を見つゝあつたので、既に當局としては夙に之が改善に着目し、諸般の施策を忘らなかつたのであるが、昨夏事變の勃發と共に嚴格なる爲替管理の實行を見るに至り、原料葉煙草の購入に就ても、外國よりの購入を極度に制限せらるゝに至つたので、鮮內の葉煙草增產の問題は愈々切實の必要に迫らるゝに至り、今日

に於ては其の要否は既に論議の餘地なく、只之を如何にして急速に且つ圓滑に實施するかの問題が殘されて居るのみである。

×

朝鮮は由來其の氣候風土煙草の生産に最も適し、特に上級製造煙草の原料として必要不可缺にして將來益々其の需要を增加すべき米國種の生産に就ては、其の朝鮮に於ける中心産地たる忠清北道忠州地方は恰も本種の原産地たる北米「バアジニア」地方と氣候狀態酷似し、土質は煙草耕作に最も適合せる花崗岩系及古生層系比較的多く、且つ内地等に比較し耕地面積中畑の占むる割合及び農家一戸當畑面積斷然多く、今後尙他作物の栽培と倂行して煙草耕作を積極化し得べき餘裕多きこと（總耕地面積中畑の占むる割合は、内地の〇、四七一に對し朝鮮は〇、六二八、農家一戸當畑面積は、内地の五反一に對し朝鮮は九反四）更に現に煙草耕作を爲しつゝある地方に於ける煙草耕作面積の畑面積に對する割合は、朝鮮は内地の二分の一に過ぎず、若し内地と同程度に迄煙草耕作を普及せしむるときは、現在の耕作地域内に於て尙且現在耕作面積の二倍に達せしめ得べきこと、朝鮮の農業は内地に比し其の經營形態單純にして將來之が多角化を圖り農民の經濟的更生を圖るの要喫緊なる所、煙草耕作は他の對抗作物に比し採算上極めて有利にして、特に現金收入少き一般農家に比較的多額の現金收入を齎し、農家の更生上極めて有意義なること等幾多の理由に依り、朝鮮に於ける煙草産業の將來に就ては實に洋々たる望を囑し得べく、恐らくは帝國全版圖中我が朝鮮に優る煙草の耕作適地なしと言ふも過言ではないのであつて、上來述べ來つた原料需給對策の解決も、今後の適正なる施策に依り十分に其の成果を期待し得るのみならず、此の增産機運に乘じて更に進んでは鮮産煙草の海外進出をも企圖し、一面に於ては朝鮮の煙草産地としての名聲を海外に發揚すると共に、他面國策の一班を分擔して鮮産物質の海外進出促進に資することも極めて意義ある企と考へらるゝ所である。

×

飜つて鮮産煙草の海外進出の從來の經緯を一瞥するに、葉煙草に在りては既に述べた如く鮮内の製造煙草原料に於て概

ね不足勝の狀況であつたので、海外に迄多量の原料葉煙草を輸出することは事實上不可能の狀態であつたのであるが、種々の經緯もあつて、內地種に在りては年々三十萬乃至六十萬瓩の相當數量を主として埃及に輸出し居り、米國種に付ては一時瑞西に對し少量の輸出を爲した外、昨年迄は殆んど其の海外輸出は見られなかつたのであるが、昨年獨乙に對し十三萬瓩の輸出を見たのを手始めとし、支那・滿洲に對し約六萬瓩の輸出あり、朝鮮種に就ても特定の品種のものは兩切煙草の原料として海外に進出の可能性あり、昨年滿洲國に對し極めて少量の試驗的輸出を見た次第である。製造煙草の輸出は從來殆んど其の實績を見ず、僅かに南洋方面に對し內地商人の手を經て年々少量の「メープル」を輸出し來つた狀態であるが、昨夏事變の勃發以來戰地に於ける軍用煙草の需要及び軍隊向慰問煙草の需要極めて多きに加え、煙草消費市場として占むる北支の地位の認識深めらるゝに及び、昨年末より彼地に對し軍用煙草及び慰問煙草として特製せる「かちどき」其の他數種の新製品の輸出を見るに至り「かちどき」の如きは、昨年末より本年初にかけ、當局に於て募集せるものゝ輸出のみに就て見るも三八〇萬個の多數に及びたる實狀である。

×

從來海外に對する鮮產煙草の輸出は、上述の如く多年に亙り微々として振はず、特に製造煙草の如き殆んど實績の見るべきものなき狀況であつたのであるが、上來述べ來つた通り朝鮮の氣候風土が煙草產業に最も適合し、將來增產の餘裕極めて大なること、時變を契機とする國際情勢の變化は、隣接滿洲國・北中支は勿論、遠く歐洲方面に對しても、將來相當數量の鮮產煙草の輸出の可能性を招來して居ること等の情勢に鑑み、葉煙草に於ては、將來の計畫として年々米國種歐州向四〇萬瓩、支那向一三五萬瓩、滿洲向九八〇萬瓩、計一、一五五萬瓩、內地種埃及向七五萬瓩を目標に增產を進めてゐる。

×

北支方面に對する製造煙草の輸出に付ても、多大の期待を有す。卽ち朝鮮に於ける葉煙草の生產が農家經濟の充實乃至農業經營合理化の上より見て極めて剴切にして、その大增產

を企圖することは最も適切なる農村振興施策の一と云ふべく、その生産葉は獨り之を鮮内需要に充つるに止まらず、大いに國外に輸出するの方策を取らんとすること叙上の如くなるも之を一方葉煙草として其の儘輸出すると共に、煙草製品として進出せしむることは、五大政綱の一たる農工駢進の根本方針にも最も克く合致するところなるを以て、此際北支の新市場に之が進出を企圖せる次第である。

已に充分現地の需要狀況をも調査し、專ら北支向輸出用として「マイペット」、「スカイラーク」、「サウザンクロス」の三製品を新たに發賣し、現在專ら販路開拓に努力中にして、已に十二年度中に於ても相當數量の製品を輸出し得た。鮮産煙草の輸出が北支に於ける我が半島物産進出、販路開拓の嚮導者たらんことは吾人の切に念願する所である。

十三年度に於ても相當多量の輸出見込を以て計畫著々進行中なるが、北支に於ては現在にすら年約二〇〇億本、金額にして八千萬圓乃至一億圓の煙草消費を推定せらるゝを以て、情勢の如何に依りては當面の輸出目標計畫本數は更に數倍乃至十倍に增加し得る時期到來すべく豫想し得らる。

本號の減頁に就て

時局恒久化の事態に對處する堅忍持久の精神を強化し、非常時財政經濟に對する國民協力要綱中の重要事項たる消費節約並に貯蓄奬勵運動を通じて時局を再認識せしむる目的の下に、朝鮮中央情報委員會は四月二十六日より向ふ一週間を國民精神總動員「銃後報國强調週間」と定めて全鮮の官民に呼びかけ、民衆の日常生活に最も深き關係を有する紙・木綿及燃料の節約並に貯蓄を奬勵することゝなつた。

是に於て本誌もこの運動に順應し、別項通諜の意を體して、本號の減頁を實施したが、その內容實質に於ては些の遜色なく、以て本運動の眞精神に添はむことを期した次第である。

國民精神總動員「銃後報國强調週間」實施ニ關スル件

（四月十三日、情報委員會幹事長通諜）

來ル四月二十六日ヨリ向フ一週間別紙實施要項ニ依リ官公署ハ勿論民間方面ノ協力ヲ得テ全鮮一齊ニ之ガ實行ヲ期スベク計畫中ノ處本運動ノ重要性ニ鑑ミ貴雜誌ノ御協力ヲ得テ一層之ガ徹底ヲ企リタキニ付本趣旨ニ關スル記事掲載セラルルハ勿論本週間ニ最近シテ發行スル號ニ在リテハ特ニ全頁ノ二分ノ一乃至三分ノ一ノ減頁ヲ實施シ之ガ實績擧揚上特段ノ御配慮相成度依賴ス

大覺國師義天と高麗佛教

高橋亨

一、序言

高麗朝の佛教は大覺國師義天が天台宗を開立するに至りて第二期に入るのである。其れには二つの理由が存在する。卽ち、此れ以前の高麗佛教は大體に於て猶新羅佛教教派の餘流と視做すべきで、華嚴・律・密教・法相乃至禪宗の名匠達は何づれも新羅時代の法系を引いてゐる者である。但し禪の內の法眼宗だけは高麗光宗に至りて始めて三十六人の麗僧が之を永明寺の延壽禪師に承けて將來し大いに高麗に流行したのであるが、惜い哉其の傳統は今判然しない。從て世は高麗朝と移り換つても其の佛教は實は新羅佛教の延長に外ならない。大覺國師天台宗の開立を見て始めて前朝に未だなかつた宗旨が成立したのである。是れ理由の一である。第二の理由には、麗初にありては羅末佛教宗派の形勢を其儘繼承し、且つ又太祖王建其人の個人的信仰の爲に全教界を禪と教の二宗に縱斷して禪宗特に教勢盛であつた。禪林の新に創めらるゝもの數百寺、法鏡大師慶猷、眞澈大師利嚴、眞空大師忠湛の三王師は皆本宗であつた。光宗に至つて華嚴宗の坦文が王師に封せられ。穆宗・顯宗となりて王室の嚴宗歸依愈々篤く。文宗の王子たる大覺國師が嚴宗の景德王師爛圓の弟子となりて出家し、後天台宗を開立するに至りて禪宗の俊髦多く天台宗に轉じ。此に大覺國師の唱道する教觀並修の思想全佛教界を風靡し、高麗禪宗も殆ど教理的に嚴宗台宗に攝收せられ教勢頓に凋落の觀あるに至つた。後熙宗朝に至り禪宗の大匠普照國師智訥が六祖壇經より悟入して大覺國師の思想の影響の許に禪の立場から大覺國師の唱ふる教觀並修と同じ思想を定慧

變修の標語を以て唱道して大に禪宗を復興し特色ある高麗禪曹溪宗を打立て禪宗を以て教宗を攝收せんとしたのである。即ち大覺國師の出現に依りて從來高麗佛教界に於ける禪と教との對立的抗爭は轉して或は教により或は禪に依る高飛車的習合の思想及實踐となつたのである。

大覺國師が高麗天台宗を開立したと稱するのは、高麗の國家が國師の主張に聽いて天台宗が他の華嚴宗や禪宗や法相宗や密教や小乘有部宗等の如く一宗派として成立して、僧侶國家試驗の豫備試驗たる僧選を自宗に於て施行することを公認したる謂ひであつて、其の教義の如きは既に遠く新羅時代に於て將來せられてあつたのである。即ち台宗の所依經法華經は元曉和尚の著した法華經宗要一卷・同方便品料簡一卷のあることが新編教藏總錄に載つてあるし。又元曉の後新羅の僧朗智・緣會、百濟の僧惠現は常に法華經を持誦して居つた。又唐の玄宗頃の天台第六祖荊溪湛然の弟子に新羅人法融・理應・純英の三人あり。又羅末の崔致遠は天復四年甲子（孝恭王七年）に唐大薦福寺主飜經大德法藏和尚傳を撰し其の内に天台宗の慧文・慧思・智顗三師の傳及藏通別圓の四教判を述べてゐる。此れも既に天台教義が新羅に入つた證據である。佛祖統記第四二法運通塞志第一七の九に淸泰二年に四明の僧子麟は高麗・百濟・日本に遊びて天台教法を傳へ、高麗の太祖の十八年に支那に還るに當り太祖は特に李仁日を遣して之を送らしめたとある。此によりて高麗の初期に既に天台教法の此國に影を印した事を知ることが出來る。

但し新羅末にありては所謂教宗の中華嚴宗が獨り盛で同じく圓教最乘宗たる天台宗は猶未だ此と對等の位置を與へられるには至らなかつたやうである。高麗大藏經補遺に收むる所の祖堂集に新羅末憲康王の時の禪宗の大匠順之禪師（仰山の嗣にして五冠山瑞雲寺和尚）の項に禪教の判教を載せてゐるが、彼は全佛教を判して(一)頓教(二)頓圓教(三)圓教(四)三乘と分ち禪宗を最乘頓教となし、華嚴宗を其次位頓圓教に宛て天台宗を以て第三位圓教と斷じてゐる。當時朝鮮禪宗の嚴台二宗に對する教理批判を見るべきである。斯くて天台宗は禪嚴兩面から壓され羅末麗初にありては尚一宗として公認せ

られて開立するには至らなかつたのである。高麗忠肅王頃の文臣閔漬の撰せる國淸寺金堂主佛釋迦如來舍利靈異記に據れば高麗太祖刱業の時行軍福田四大法師能兢等上書して會三歸一・一心三觀を敎義とする天台宗を此國に開立せば其の功德に由りて新羅・後百濟・高麗の三韓を合して一國と成すべしと勸めたことを述べてゐる。是時太祖は之を聽かなかつたが併し其後台學高麗に行はれた事は高宗朝の文臣にして天台宗の居士である崔滋の撰した萬德山白蓮社圓妙國師碑銘に高麗の天台宗の來歷を略叙して高麗天台宗師を歷擧し

本朝有玄光・義通・諦觀・德善・智宗・義天之徒。航海問道、得天台三觀之旨。流傳此土。奉福我國家、其來實尙矣。

と云つてゐる六人の内玄光は百濟の持法華經僧。義通は螺溪義寂の嫡嗣支那天台宗第十六祖である。諦觀は有名なる天台四敎儀の著者である。智宗は支那國淸寺淨光大師から大定慧論と天台敎義とを傳へた圓空國師である（碑銘今傳はる）。德善については今攷がない。義通・諦觀二大師は今高麗僧史に其の事蹟を傳へてはゐないか、能く是等二宗師を高麗僧中より出したのは卽ち當時高麗佛敎界に天台宗學を講ぜる者の存在を證するものである。佛祖統記諦觀傳に、宋の吳越王錢弘俶が天台敎義を第十五祖義寂に向つて尋ねて、其の到底中國では求むべからざることを知り、使を高麗に遣し天台に關する文獻を求めたのは此の間の消息を語るものである。之に加ふるに穆宗・安宗・顯宗・文宗の諸王が相揃つて法華經を尊崇して大乘第一經典と奉するもありて、高麗敎界の形勢は既に漸く天台宗開立の素地の熟するものがあつた。是時我が大覺國師義天が出世したのである。

二、事蹟

大覺國師の事蹟は佛祖統記・佛祖通載・釋門正統・稽古錄・西湖志・宋史高麗傳・東坡集・高麗史列傳・長湍五冠山靈通寺にある金富軾撰華嚴宗大覺國師碑銘・仁同南嵩山僊鳳寺にある林存撰海東天台始祖大覺國師碑銘・朴浩撰開城興王寺

大覺國師墓誌銘等に出で、いと詳細に之を知ることが出來る。師諱は煦、字は義天。宋の哲宗の諱を犯すを以て後世專ら字を以て稱せられてゐる。文宗大王の第四子で文宗九年九月生れた。文宗の子は十三人あつて皆才質あり義天を以て白眉となしてゐる。文宗及王后ともに深い佛教信者である。其の十九年文宗は一日諸王子を召して誰か僧となつて王室の爲に福田を修せんかと問はれた所が、義天于時十一歳直ちに起ちて出家を請ひ、王之を許し華嚴宗の大匠景德王師爛圓の弟子となした。文宗二十一年丁未僧統を授け法號を佑世と賜うた。彼は當時の佛學に於て究めざる所なく兼て儒老百家の書に及んだ。斯くて彼は夙に宗門の玄義に就いて疑を起し之を名師に質さんと欲し。又高麗には未だ佛典が不備なるが故に宋に赴きて道を問ひ又教乘を廣搜せんといふ志を起した。嘗て時に宋の江南餘杭に法幢を樹てゝ大名大宋を傾けし華嚴の老宿晋水淨源に書を致して嚴學の疑義を問ふた所が、淨源之に答へ又親しく見て以て心符を傳へんと言つて來た。

彼は宣宗元年より既に渡宋の爲に諸般の準備をなし、二年正月入內して懇請したが群臣等の金枝玉葉の身を以て斯かる險を冒すべからずといふ俗論の爲に遮られて許可を得る能はず。已むを得ず明年四月王及王太后に留書し弟子曇眞等十一人を引き具して竊に王京を逃れ出て貞州より商船に托して渡宋せんとした。宣宗遂に其の志の抑ふべからざるを知りて別に隨身として弟子樂眞・慧宣・道隣等を遣した。一行は一路平安板橋鎭に到著し此より北宋都汴京に向ふや歷道の地方官款待到らざるなく朝廷も接伴官を派して之を迎へ汴京に達し哲宗皇帝の優遇を受け、勅許を蒙りて到處中國高名佛匠に就きて問道する事を得ることゝなり接伴官楊傑と共に南下した。楊傑は無爲子と號し有名なる奉佛文士で蘇東坡と心交あり當時東坡は詩を作りて此行を送つた。古來屬國の緇流帝者の優遇を受ける彼の如きは未だ聞かざる所と言はれる。

義天はまづ餘杭の慧因院に晋水老師を訪問して弟子の禮を執りて華嚴宗に關する年來の疑問を呈して其の解釋を受けた。于時淨源七十五歳、義天三十歳であつた。佛祖統記に曰はく

至慧因持華嚴疏鈔咨決所疑。閱歲而畢。於是華嚴一宗文義逸而復傳。

餘杭は江南佛教の淵藪で華嚴大匠の外諸宗の大德の嘉遯する者極めて多い。彼は此等に就いて諸宗學を修め又文獻を廣蒐し、實に有意義の月日を送り其の樂窮まりなきものがあつた。然るに翌年に至り本國王が哲宗皇帝に上表して母王太后の彼に對する倚閭の情切なるを述べて早く彼を還國せしめられんことを乞うた。是に於て彼も已むを得ず再度汴京に向つて旅立ち道に錢塘を過ぎて曩にも道を問ひしことある天台宗の大匠後に上天竺寺に出世した慈辯大師從諫に謁して法を問ひ審かに天台宗義に通するを得た。この時從諫詩一首を贈り又手爐と如意とを付與して傳心の意を表した。天祐二年二月帝京に著しまた帝及皇后の優遇を蒙り種々下賜品を受け淹留五日にして退京し歸路再度晋水淨源に謁した。老師一日爲に香を焚き香爐及拂子を付與して付法の信となし、歸國後燈々相繼いで敢て消するなからんことを懇囑した。彼は轉して道を天台山に取りて智者大師の塔を拜し大師親筆願文を覽、自ら亦本國に於て台宗開立の誓願を立てた。又明州育王寺の雲門第五世大覺禪師懷璉に謁して禪要を聽聞し、又靈芝の大智を訪うて戒法を聽き、かくて五月二十日本國朝賀使と共に一帆恙なく其の二十九日禮成江に歸著した。宋に在ること前後十四箇月、帝京より江南に亙りて名師を訪ふこと五十餘人、華嚴・天台・律・法相・禪・戒律及梵文を網羅してゐる。宋國の僧侶及地方官に託して蒐集した佛典亡慮四千餘卷に上つた。

彼歸國するや宣宗の禮遇最も渥く華嚴宗の大刹開城の興王寺に住せしめ教界の俊髦を擢きて彼に從學せしめた。彼は又建議して興王寺内に高麗教藏都監を置いて更に廣く宋遼及日本に亙りて教藏を求め、又朝鮮佛教の淵藪三南の舊刹に就きて元曉祖師を始め羅代名匠の遺著を拾集し亦亡慮四千餘卷を得た。當時の學僧をして校正の任に膺らしめ逐次之を刊行した。彼の編纂した新編諸宗教藏總錄は實に書を集むること五千四十卷に上り、其の序文に據れば是書の成るは宣宗八年であつて教乘の蒐集に實に二十載を費してゐる。然らば則ち彼は文宗十九年出家祝髮後幾くもなく本事業に著手したのである。然るに此頃宋の禮部尚書蘇東坡は上書して書籍の高麗輸出に反對し令を以て之を禁するに至つた。此の外東坡は頗る

高麗を嫌惡し常に不可信國となしてゐた。高麗人は非常に東坡を崇拜し文臣學士爭うて東坡の詩文を模範とし科擧及第者を艷稱して東坡と謂ひ此度の科擧には東坡幾名を出したと言つた程であつたのに、東坡の高麗を好まざる是の如きは亦奇因緣と謂はねばならぬ。

宣宗の十一年華嚴宗の麗刹弘圓寺成りて此に移り弟子益進むに至つたが、其の夏五月時勢に慨する所ありて突如都門を辭して伽倻山海印寺に退居し崔致遠の蹤を追うて一入不出の意を示した。此の原因は政治的宗派的色々複雜のものがあつたやうである。然るに肅宗二年彼の渡宋前よりの宿志である天台宗の本山として構へられた國淸寺が落成したので王の懇請に應じ山を出で國淸寺第一世となつた。佛祖統記によれば彼は其の天台宗學の師上天竺寺慈辯從諫を以て國淸寺の名譽開山となしたと云はれてゐる。斯くて高麗に於て始めて天台宗が一宗として開立を公認せられ翌々四年己卯の式年に第一回の天台宗の僧選を行つた。高麗の僧科は國家公認の各宗に於て豫備選拔談法會を設けて妙才を取り此を開城に送りて本試驗に應ぜしむるのである。本試驗に當りては僧侶の試官の外宮中及朝廷より立會官吏の臨席する制度である。三年一度の施行も文科に準じ之に合格して初めて僧侶の布衣を脫して法階を給はり住持の資格を與へられる。而して法階に禪と敎の二種あつたことを以て觀れば試驗にも禪宗學と敎宗學の二種あつたものであらう。

斯くて首尾よく天台宗開立し、彼は國淸寺にありて肅宗の熱心なる外護を受けて天台宗學を講ずるや一代の佛徒靡然として之に響應し其の舊學を棄てゝ來り就學する者殆んど一千人と稱せられる。前引閔漬の撰せる國淸寺主佛釋迦如來舍利靈驗記によれば台宗の寺刹は本山國淸寺の外猶六山あつた。妙蓮寺第三世台宗中興天台無畏國師事蹟によれば六山の内五臺・水巖・槽淵・安樂・瑪瑙の五山たることは疑なく此の外大覺國師碑の建てられた僊鳳寺が若し其の一であれば合せて六山となる。但し猶確證を缺くを遺憾とする。彼が台宗を開立してから法譽愈々益々內外に洽聞し、宋土の大德は勿論遼國の皇帝も亦遙に書を寄せて敬意を表し大藏經及諸宗疏鈔六千九百餘卷を贈來り。高昌國の沙門も存問し、日本の僧侶と

も書信を通した。

肅宗六年八月彼疾を得、其の革なるや肅宗親臨問病其の言はんと欲する所を問はれたに彼答へて

所願重興正道而病奪其志。伏望至誠外護以副如來遺敎則死且不朽。

と云ひ五日右脇して遷化した。享年四十七僧臈三十六。大覺國師集によれば彼の編述書は新集圓宗文類・新編諸宗敎藏總錄・釋苑詞林・成唯識論單科・八師經直釋・消災經直釋があり。外に又朝鮮の方言を以て經文を解釋したものに華嚴經百八十卷・涅槃經三十六卷其の他合計三百餘卷に上りてゐる。但し今傳はるはたゞ圓宗文類の若干編、釋苑詞林の若干編、敎藏總錄全編、及落帙大覺國師集あるのみである。誠に惜むべきの限である。

三、義天の宗門

大覺國師が高麗思想史に於て重要なる位置を占めてゐるのは其の天台宗開立の大事業を成したにあるもので、而して其の台宗開立は彼の全佛敎々理に對する卓越せる綜合觀と高麗佛敎界の形勢に對する高遠雄大なる識見と計畫とに出でたものである。

彼の屬する宗門は一體何宗であるか。華嚴宗であるか。天台宗であるか。是は從來朝鮮佛敎史の一大疑問とされてゐて從來朝鮮の佛學者も此について明確なる解答を與へた事を知らない。

先づ彼と華嚴宗との關係を繹ねて見ると。彼は實に初に靈通寺の景德王師爛圓に就いて祝髮し、高麗華嚴宗の傳統より言へば彼は正に爛圓の法孫である。されば彼の景德王師を祭るや

某賴夙緣叨蒙餘潤。我謂師爲祖。聖師謂我爲孫。

と云つてゐる。其の後渡宋して華嚴の晋水淨源に謁するや淨源は彼を海東華嚴の宗師と祀做し、實に其の入室法孫中の顏

回曾参と思つてゐた。されば其の頽老して餘命少なきを覺るや遙に書を飛して悃切遺囑する所あり、其の意全く賢首適々大華嚴宗の嫡孫を以て彼を期待してゐる。淨源行年七十八寂年に彼に寄せる書に、

興祖門之烈生賢首之光焰。非吾子而誰。

と彼を推奬し最後に訣別の辭を述べて

吾子願世齡遠大、光闡吾宗、佛日光輝天下、幸甚。汝熹諸學者不一々同列名。幸同善攝无怠至道。永期華嚴道中俱成上乘。含毫訣別。

と言つてゐる。淨源老師は死するまで師を以て純華嚴宗師と信じ切つてゐたのである。此れに對して彼も亦辜負する所はない。今傳はる所の大覺國師集の各文各詞皆彼の華嚴宗たることを表白したもの丶みで天台宗徒たることを謂つたものを載せてはゐない。殊に示新參學徒慧修、及び示新參學徒緇秀には彼が晋水淨源に參じて其の適傳を得たることを述べて、斯宗の振作宣布に盡瘁すべきを宣言して

予雖不敏幸於晋水覺儼門下得蒙傳授微領大綱。平生所遇更無過。

と言つてゐる。彼は歸國後も歲每に淨源を禮問し。又金書華嚴經三譯を贈つた。淨源は大に悅び華嚴大閣を建て丶之を藏した。此の經及閣は後に有名になつて宋の寧宗皇帝は爲に華嚴經閣の四字を書し、理宗皇帝も亦た爲に易庵の二字を書した。元の世となつて高麗の忠宣王が延祐四年詔を奉じて江南に進香した時此閣を拜して金書華嚴經を繙閱した。元の至正の末年燒け明初に重葺した。俗に西湖の高麗寺と稱するものである。併し今は墟となつた。

更に奇妙に感ぜらる丶のは彼が肅宗の悃命に應じて海印寺の退居を出で丶國淸寺に晋山してから後の彼の諸什にありても亦依然華嚴宗を以て標榜し且又彼の墓誌銘及南嵩山僊鳳寺海東天台始祖大覺國師碑銘に據れば彼は愈々國淸寺第一世住持となるに至りても依然華嚴宗興王寺住持の方を本職にして國淸寺の方を反りて兼任となしたのである。即ち墓誌銘には

昔者太后以盛域本無天台性宗、啓願創立國淸寺、將欲興行其法、始拓基址而今上告成。丁丑歲五月詔國師兼持。

とあり碑銘には

太后尋奮大願欲起伽藍弘揚宗敎、定其號日國淸。大願未集僊駕上天。肅祖繼而經營功既畢。詔師兼住。

とあり。且又國淸寺住持となれる翌年戊寅四月肅宗が第五子澄儼を彼の弟子となすや、彼は手づから其髮を落して而して澄儼を華嚴宗籍に編入した。彼の示寂するや其骨を靈通寺東山石室におき仁宗三年金富軾に命して撰文せしめ此に高麗國五冠山大華嚴靈通寺贈諡大覺國師の豐碑を竪てたのであつた。

翻りて彼と天台宗との關係を繹ぬるに、之を初にしては渡宋當時の華嚴天台兩宗の判敎並に敎理の異同に對する疑問。乃至墓誌及林存撰碑銘に依りて傳へらるゝ彼が蚤年生母仁睿王后及肅宗に向て天台三觀は最上眞乘である、此土に未だ斯宗開立せられず甚だ惜むべし。余竊に此に志ありと語れる。之を終りにしては慈辯從諫に天台敎を承け智者大師の塔下に立ちて誓願を發して他日國に還らば身命を竭して斯宗を宣揚して以て大師に答へまつらんと云ひしもの。又從諫より手爐と拂子如意を授けられて付法を證し海東に宣法を付託せられたる。又從諫が其師辯才の推擧によりて名刹上天竺寺の法炤大師の法席を襲つた翌年、彼が永嘉集中の天台敎相の義について問へるに答ふる書に

伏聞興闡法席振擧台宗。況吾祖囑寄傳通委在今日。苟非偉人存心曷能振揚於已廢之地耶。更冀戮力宣布使吾敎廓如。是所禱也。

と云ひし等誠に前後一貫して彼が天台宗を奉ずる人であつて其の一生の本願も天台宗の開立宣布にあつたことが疑ないのである。仁宗十年林存に撰文を命して仁同の僊鳳寺に天台始祖大覺國師の碑を立てたのは天台宗側の彼の法孫等の請に依つたのである。

斯くの如く彼が華嚴天台兩宗に對する曖昧模糊たる態度は彼の宗門卽ち眞實內證を尋ぬるに當り頗る奇異の感に打たれ

ざるを得ない。されば林存の碑文も師は嚴台兩宗に於て不偏なりと述べて

其於諸宗之學靡不刳心。而自許以爲己任者在於賢首天台兩宗耆。

と云つてゐる。併し一人の身を以て賢首天台兩宗の領袖となり。半面華嚴宗の爲に華嚴第一の講義をなし、他の半面天台宗の爲に天台第一の說敎をなすといふのは佛敎の判敎及兩宗歷史の上から觀て論理的に成立し難い所である。殊に義天の天台宗系統は慈辯從諫を師となして專ら從諫の敎觀に據りて台宗々義を修めたのであるが、從諫大師の法系は佛祖統記に據ると

四明――南昇――從諫――義天

とせられ、同時に又從諫は辯才にも從學して其の學系をも繼ぎ辯才の薦によりて上天竺寺に出世したのである。從て彼の法系は又別に

天竺式――辯才淨――從諫――義天

とも序することが出來る。而して何れにもせよ從諫大師は台學の系統に於ては山家の正系であつて毫も山外の浸染を受けてゐないのである。天台宗に於ける山家山外宗學の相違は種々あるが其の最要點と目すべきもの﹅一は山外は觀法の意義及方法と一心の解釋に於て大に華嚴の敎義に化せられて天台の本義と齟齬を來した所に在ると謂はれて居る。されば若し師の台學系統が山外よりして承け來りしならば極めて善く華嚴宗と調和して或は華嚴宗に在りて華嚴敎理として說きし所のものを略ぼ大同小異に天台宗に在りて天台敎理として說くことも出來得るであらうが、山家の台學としては是は不可能であらう。若し天台宗を以て敎宗の第一宗と立てるならば少なくとも華嚴宗を以て敎宗の第二位宗旨と判斷せなければならない。從て大覺國師が華嚴宗大本山興王寺住職を以て天台宗大本山國淸寺住持を兼ねて高麗天台宗を開立するといふのは眞に不可解の事實と謂はねばならぬ。從て彼の奉する所の眞宗門が果して何れであるか。華嚴であるか天台であるかは

彼自身の外當時の人々も亦恐らく之を知ることを得なかつたであらう。

されども姑らく彼の眞宗門彼の内證の問題を離れて彼の事功の上からして觀れば、華嚴宗師としての彼の事業は著述出版文獻蒐集等色々あるけれども畢竟新羅以來の歴史的宗旨の繼承の外に出でないのに、天台始祖たる彼は新宗門の開立者であつて、而して彼の此開立は李朝世宗朝七宗旨を禪敎二宗に減して天台も禪宗に併合せられしまでの間三百二十年連綿として存續して而かも王師國師輩出し相當昌え續けた所の朝鮮天台宗の基礎を置いたものなるが故に。冷靜に考へて華嚴宗の彼に比し天台宗の彼は遙に事功上偉大なりと謂はざるを得ない。朝鮮佛敎史上一大明星として永久に燦爛として輝く彼は華嚴宗師たるが故には非ずして天台始祖たるの故に在るのである。

四、天台宗開立の眞意義

大覺國師の宗門の問題を解決するに當り先づ彼の天台宗開立の眞意義を討ねて見たいと思ふ。林存の碑文には彼か壯時生母仁睿王后に謁して台宗開立の宿志を述べしを記して

天台最上眞乘。此土宗門未立甚可惜也。臣竊有志焉。

と云ひ。又彼の天台塔下親參發願疏には台宗が其の妙理圓滿高遠なること彼の如くにして既に支那にありては其の盛大を致せるに、朝鮮には元曉・諦觀等の精微なる研究あるに拘らず挽近廢絕せるは朝鮮佛敎の一大缺典なりとし誓を發して曰はく

竊念本國昔有人師厥名諦觀。講演大師敎觀流通海外。傳習或墜今也即无。某發憤忘身尋師問道。今已錢塘慈辯大師講下承禀敎觀、粗知大略。他日還鄕盡命弘揚以報大師爲物設敎劬勞之德。此其誓也。

是れ疑もなく彼の台宗開立の一理由である。即ち高麗は常に支那を以て文化的宗主國と立てゝ居るが故に、現に支那に

存在し繁昌してゐる文化は悉く此を吾國に將來し移植して斯くて始めて滿足するのである。故に天台宗學が華嚴宗學に比較して一層精微なり深遠なりと云ふ宗派の學問的吟味は姑くおき、單に其が支那に於て現に榮えつゝある宗派なるが故に之をも將來せざるべからずと云ふ考へは高麗人殊に其の先覺者として其の文化を進むるに熱心なる彼としては洵に當然の事と謂はなければならぬ。因みに天台宗開立までの高麗國家公認の宗派は何々であつたか。今存する金石文竝に東文選に收むる官誥によりて調査すれば禪宗・華嚴宗・律宗・法相宗・密教・小乘有部宗の六宗派あつた事は確かであり。又當時佛學者の學修する所の教學は大覺國師墓誌銘によれば

當世之學佛者有戒律宗・法相宗・涅槃宗・法性宗・圓融宗・禪寂宗。師於六宗竝究至極。

とある。涅槃宗は涅槃經に依りて法性常住の義を明す宗旨で後に支那にありては天台宗に攝合せられた。法性宗といふのは新羅時代には崔致遠の撰した迦耶山海印寺善安住院壁記にある如く毘婆沙と稱したるが如きも、大覺國師集によれば攝論・起信論を主として眞如法性が諸法を緣起するを說く宗學の樣である。

然し私は一個の私見として彼の生涯中最光輝ある台宗開立の事業は單に此の文化的流行を追ふ所のインテリ的意識の外に台宗教理の深き内容に於て彼が此宗を高麗に於て開立せざるべからずとなす理由の存するのではないかと思ふのである。是は勿論本の私見であつて未だ前人の言はぬ所である。

前述の如く新羅中世禪宗の將來があつて漸く代を歷るに從つて王室の歸依を博するに至り、遂に羅末の教界は恰も支那唐以後の教界が禪教二宗に縱斷せられしが如き情況を呈し、同時に禪徒と教徒とは教理に就いて相角立して相抗爭し教界常に波瀾收まらない事になつた。例へば新羅第四十六代文聖王朝の國師無染禪師の述ぶる所に無舌土論がある（高麗大藏經補遺祖堂集及高麗内願堂主呆庵編禪門寶藏錄）。禪師は佛教に於て佛の教へと祖師の教へとを峻別し、佛の教へを以て應機門・言說門・淨穢門となし。祖師の教へを以て正傳門・無說門・不淨不穢門となし。又教と禪とを別ちて教を以て例へ

ば百官に比し、禪を以て例へば帝王に比してゐる。又崔致遠の新羅壽昌郡護國城八角燈樓記（東文選）には當時の僧侶の法階たる大德に禪大德と大德との區別の存在せることを示し。後高麗光宗が僧科を制定して出身僧侶の位階を定むるや矢張亦禪宗と敎宗とに從て各別に制定し。又高麗の王師國師の制度に於ても今傳はる諸高僧の事蹟に徵すれば略ぼ歷代禪宗敎宗に各一人づゝ之をおきて以て禪敎の權衡を取つたやうである。

•高麗光宗の頃江南に於て文益の法眼宗が盛であつて、宗鏡錄の著者杭州永明寺の延壽も亦此派の老宿である。高麗の禪人多く來りて彼の會下に參し其數三十六人と傳へられてゐる。彼等は業成りて故國に還り各一方にありて宗風を宣揚したであらう。惜矣哉是派の系脈は今尋ねることが出來ないがたゞ佛祖通載永明知覺禪師の條に

師著宗鏡錄一百卷。高麗國王覽師言敎遣使賫書叙弟子禮、奉金縷袈裟紫晶數珠金澡罐等。彼國僧三十六人親承印記歸國各化一方。

とあつて麗初俄然延壽の法眼宗盛況を極めた如くである。而して延壽の敎學は禪を以て而かも敎を捨てず、巧に華嚴の理事無碍觀と禪の色空賓主の證悟とを融合して天然の儘に眞性を認めて迷はざるを主旨と立てゝゐる。されば斯宗の流行は幾許か禪敎の角爭を緩和するに力ありと謂ふことを得るであらう。然し兩宗對立の大勢は依然として續き、太祖の頃は太祖自身の信仰と怪禪僧如哲の勢力によりて禪門勢大に振ひ。顯宗以後に至りては華嚴法相等敎宗の勢漸く禪宗に拮抗した如くである。就中顯宗は法相宗を喜び文宗は深く華嚴宗に歸依した。是の如くであるから高麗の佛敎界も平靖なりといふことが出來ず、佛徒の修行も自ら禪か敎かの一方に偏し各々自ら以て佛意を得たりとなして他を排せんとする。僧人の修行の一方に偏するといふのは何か。大覺國師集講圓覺經發辭第二に

世寡全才難具美。故使學敎之者多棄內而外求。習禪之人好忘緣而內照。並爲偏執、俱滯一邊。

と謂つたもの卽ち是である。敎派の人の外求は之を亦單に敎とも謂ひ、禪派の人の內照を亦單に觀とも謂ふ。卽ち當時の

高麗教學界では禪宗と教宗との對立の結果各々教か禪かの一方に偏して修行の圓滿を得なかつたのである。而して義天が天台華嚴兩宗を通して認め得たる所の綜合的佛教觀に在りては、この教と觀とを兼ね修め並び行つて始めて佛教修行の正路を得たもので、若したゞ教を修めて觀を廢し、たゞ觀を行して教を棄つるが如きは共に偏執に陷れるものと斷するのである。教觀といふ語其物も本と天台から出て明の智旭の著にも教觀綱宗がありて其の中に喝破して

佛祖之要教觀而已矣

と謂つてゐる。教とは教理の研究を謂ひ、觀とは觀行を謂ふ。現象即實相、眞如即萬法と立する所の佛教宇宙觀の原理に於て現象の解釋は即緣起論であつて之は辯證に依りて理解することが出來るが、眞如實相の證悟は辯證を超越して實證即直觀體認に依らなければならない。觀心內照等の所謂觀法こそ即是である。教と觀と並び修め進みて始めて能く佛祖の說かれし眞義に達して之を體得することが出來る。是の意味に於て彼は當時の教宗の徒が多くたゞ教理の講究に偏して內觀を修めざるを戒め。又修禪の徒が只管內觀に專にして緣起の眞理を教理に就いて究むることを忘るゝをも取らない。是の彼の高麗佛教に對する最根本的主張は大覺國師集中處々に見ることが出來る。中にも示新參學徒緇秀、示新參學徒智雄、示新參學徒慧修等の書にいと明白に示されてある。彼は教禪兩徒に對して其の修行の偏頗に遺憾の意を懷いてはゐるが殊に禪人の偏執に對しては最も之を排して今の禪人は古祖師の醇風を既に蕩失してゐるものと視做してゐる。釋門正統第八飛山戒珠の別傳議に義天は跋を撰し內に曰はく

甚矣、古禪之與今禪名實相遼也。古之所謂禪者藉教習禪者也。今之所謂禪者離教說禪者也。說禪者執其名而遺其實。習禪者因其詮而得其旨。救今人矯詐之弊、復古聖精醇之道、珠公論辨斯其至焉。

相當の激語を放ちて居る。

義天の是の禪教觀、根本佛教觀は實は華嚴第五祖圭峯宗密の思想に淵源するものであつて、圭峯は華嚴を以て習禪を捨

てず、巧に華嚴教義の裡に禪理を取入れて特に觀法を重んじ。華嚴一乘の教に由りて一心即佛、萬行本淸淨の理をあきらめ、翻りて之を心内に觀照して本心を體認悟領することが卽ち教禪を問はず佛徒の進むべき眞路となすのである。圭峯の此の思想は其の名著禪源都序に詳說せられてあり實に朝鮮佛教を治むる者の必讀の書である。故に義天は華嚴宗學に於ては全く圭峯を取りて居る。圭峯の贊を作りて千古の一人と絕讚してゐるのである。

是の如き義天の佛教觀に依れば當時の高麗教界に於ける禪教の相抗相爭の如きは全く偏執に基因し猶未だ共に佛教の綜合觀圓融觀に到達せざる者なるに外ならない。是に於て彼は其の主宰する所の教宗中第一優勢宗派たる華嚴宗内の學徒に向つては常に口に筆に又行に教觀並修を垂示して修行の圓路を指示しておかない。終に高麗華嚴宗學をして圭峯に歸一せしめたるが如くである。高麗忠肅王頃の華嚴學者體元法師は種々の著述を遺してゐるが、例へば其の内、華嚴經觀自在菩薩所說法門別行疏（澄觀疏）略解には初に宗密の鈔を引きて而後に自說を述ぶる體裁を取り、畢竟教禪兼修を高唱して殆んど禪と教との區別をも認めざらんとするが如くである。今體元の事蹟は湮沒して攷ふるに由なきも彼が義天國師の華嚴學の系統を承けた華嚴宗師たることは疑なく、而して又一時の斯宗の權威者であつたのであらう。體元の遺著によりても義天の高麗華嚴宗學統制の遺烈を想見することが出來る。

然れども翻りて相手方の禪宗側に對しては其れが本と他宗であるが故に、華嚴の圭峯の說を傳へて此によりて從來の偏執を罷めて教禪相和し互に手を携へて佛化を是土に顯揚するに至らしめんことは至難である。然るに此に天台宗は華嚴宗と同じく教宗に屬し彼は三諦を立て此は四法界を立てるが元曉の所謂大同にして小異である。但し天台宗は本と三論宗から發達し來りたる宗旨で華嚴宗に比して一層實體論的方面を重注し從つて尤も觀法坐禪を要行となしてゐる。天台智者大師は法華立義と並びて摩訶止觀を著して止觀の一門は天台大師の最上實踐法門である。

實に修禪は始より斯宗不可缺の修行で教觀並修は天台宗旨の骨髓教觀の術語さへ本と本宗に濫觴すること前述の如くで

ある。從つて古來禪家にありても殊に天台宗に親みを有し之を敎宗中第一宗、謂はゞ敎と禪との橋梁的位置、朝廷に譬ふれば帝王と百官との間にある三公の位置を許してゐる。我が朝曹洞宗開祖永平道元禪師の寶慶記にも當時(南宋理宗朝入宋)天下の寺院を分ちて禪院・敎院・律院・徒弟院となし敎院は卽是天台敎觀修行所なりとし天台宗をば

道元偏觀經論師之見解、解了一代之經律論者獨智者禪師最勝。可謂光前絕後。

とまで讃してゐる。されば諸敎宗中に最禪宗と靈犀一點相照らして觀行を重注するは天台宗である。義天は夙に此に着眼して本國に在りて既に台宗敎義に就いて研鑽を累ね殊に嚴台二宗判敎の異同に工夫を致し。後渡宋して慈辯從諫に受敎するに及びて更に證得する所あり。玆に於て彼の最後の高麗佛敎改造意見が確立するに到つたのである。卽ち、高麗佛敎の過去現在に於ける禪敎角立の傳統的弊習を打破し全佛敎の綜合觀に立ちて敎觀並修を以て敎學を統一して以て平地に起れる波瀾を鎭靖せんには、華嚴の圭峰の學を以て華嚴宗學を統一する外、新に天台一宗を開立し此の新宗門に禪敎の秀才俊英殊に禪門の新進を招集し、圭峰を祖述する華嚴宗徒と相呼應して以て高麗佛敎敎學の根本を一定するに若かずと觀破するに至つたのである。是が卽ち義天が一生の努力を傾注して高麗に天台宗を開立せる眞の意義である。

五、天台宗の開立及其の結果

義天の天台宗開立は決して一朝一夕の業ではなかつた。勿論第一次の準備は彼自身の天台敎學研究である。所謂法の準備であつて、彼が從諫大師からの受敎によりて敎法の深奧を窮むるを得て之を了したのであつた。第二は伽藍の準備であつて松都に本山國淸寺、地方に六山を興した。國淸寺は宏莊奇麗を極め高麗圖經の記すが如く長廊廣廈喬松恠石相映帶し景物淸秀であつた。但し國淸寺の工事は必ずしも一氣に順調には運ばず屢々休みて又繼續した如くである。義天の海印寺退居も此が一つの原因ではなかつたかとも思はれる節もある。第三に人の準備を爲さなければならぬ。此は本事業の最重

要處所謂畫龍の點睛で、又同時に義天の經綸の才思の充分に働いた處であつた。彼は新宗門天台宗の基本的構成分子たる台宗僧侶をば禪學人の淵叢なる禪宗九山の壯年雋英禪僧から取り來つたのである。(九山の何々なるか今確實にし難いが、但だ李朝僧侶の編纂に係かる禪門禮懺儀文によれば長興の迦智山・高城の闍掘山・原州の獅子山・保寧の聖住山・昌原の鳳林山・聞慶の曦陽山・谷城の桐裏山・南原の實相山・海州の須彌山となし、各山其の傳統祖師を遠く新羅に序でて居る。恐らく此は高麗以來の傳承に據る說であらうが全部については猶攷證を要する)。是は當時高麗禪宗の生命元氣の歸宿する有力有望細胞を天台宗に奪取りて以て此に彼の主義即ち教觀並修の第一原理を植ゑ付けたのである。在來禪宗其の儘に向て彼の主義主張に同化せしむることは不可能であるが故に、現在の禪宗から要人を奪つて以て新に台宗を組織構成し以て高麗禪宗をも其の思想に融化する結果を收めんとしたのである。皐統二年(高麗仁宗二十年)撰文せられし長湍郡華藏寺東若頭山の卒國淸寺住持了說演妙弘眞慧鑑妙應大禪師墓誌銘に曰はく

會大覺國師肇立台宗。募集達磨九山門高行釋流。方且弘揚教觀、開一佛乘最上法門。宗禪師(翼宗)樂聞其教遂就學焉。師亦從之。

此の墓誌の主妙應大禪師は即ち教雄であつて義天台宗門徒中の翹楚、能く彼の眞意を諒解してゐた者である。毅宗元年丁卯に建てられしと推定せらるゝ禪宗の大匠淸道の雲門寺圓應國師碑文に曰はく

大覺國師西遊於宋傳華嚴義學。兼學天台教觀。以哲宗元祐元年丙寅創崇智者別立宗。于時叢林衲子傾屬台宗者十六七。師哀祖道凋落介然孤立以身任之。大覺使人頻諭而卒不受命。

此を教雄の墓誌錄と對照すると實にまざ〳〵と當時の禪宗と台宗との情勢が觀取せられるのである。即ち台宗側は盛に積極的に勸說の高手段を用ひて禪門九山の優越壯僧を誘ひ。之に對して多くの有望なる禪僧等は勢に附きて招きに應じ終に其の十の六七は相率ゐて宗門を變して義天の新宗門に赴いた。纔に圓應國師其人の如き守る所ある禪人が屹然として岳

立して殘基を守つたのである。是時義天は如何なる手段を圓應國師に向ひて用ひたるか。碑文は又曰く

我肅王四年宋紹聖五年戊寅、大覺於弘圓寺置圓覺會、以師爲副講。師辭曰、禪講交濫不敢當之。但參口口講而已。

肅宗の戊寅と云へば愈々台宗が國家より開立を公認せられ明年は其の第一回の試選を施行するといふ台宗の勢炎烈々たる時である。義天は弘圓寺に圓覺經講會を大開し特に圓應國師を其の副講師にと誘ふたのである。講師は勿論義天自身である。然るに國師は猶教禪の濫交を言立てゝ之を敢辭して了つたのである。此の一事大抵義天の禪僧を招誘する手段を知るべく、從て所謂名利僧等は滔々として相率ゐて義天の傘下に奔りた。此の結果さしも國初以來昌えた高麗禪宗一時頓に衰微凋零するに至つた。圓應國師碑の銘に曰はく

偉我大士。出于東國。歷訪叢林。飽參本國。五家之學。了然胸臆。機敏語奇。箭鋒相直。五十載前。祖燈將匿。匿而再明、維師之德。

五十載前は恰も肅宗の治世にあたり、義天の天台宗開立の當時である。祖燈將に匿れんとすといふは禪宗の如何に失勢せるかを判然物語るものである。

義天は斯くの如く多く禪宗から新人を取り來りて以て台宗を開立し。恐らく其の胸底には年所を歷るに從て漸く全禪宗の人と法を擧げて台宗に攝收併合せんといふ深き計畫を藏して居たのであらう。彼は台宗の僧階の名稱を定めるに當りて教宗に循らないで禪宗に從ふことゝし、卽ち禪師・大禪師の僧階を與へる事にしたのである。是れは支那天台の法式もあるが、又是等投來禪僧等が其の從前有せる僧階を其の儘繼續して用ゐる便利があるので、優秀なる禪僧を招くに好便なるが爲であらう。

六、結　論

結論として此に義天の屬する所の眞宗門は果して何かの問題に答へんとする。私は上來說述し來れる一箇の私見に基いて彼の宗門は華嚴にもあらず天台にもあらず、實に華嚴の圭峰天台の智者の敎義の骨髓たる敎觀並修宗旨其物である。更に言を進むれば、彼に取りては敎宗と禪宗との區別さへも實は無用であつて、彼の理想としては高麗佛敎の全宗旨をば此の敎觀並修の新宗門に攝收融會して以て三百年未了の敎界の角立諍論をを根絕し斯くて自ら統一せる高麗敎界の法王たらんと志した者と觀るのである。惜矣哉夏天壽を假さず纔に不惑を越ゆる七年で遷化し、唯だ其の大理想の片鱗を現して止んだ。私は若し彼がせめて高僧の中壽六十歲まで生存したならば高麗佛敎に如何なる變化を起したであらうかと想ひやるだに胸おどるを禁じ得ないものである。金富軾撰靈通寺大覺國師碑に彼が示寂の年八月疾を示せる狀態を記して曰く

秋八月遘疾隱几而坐。或觀心或持經。不以疲憊自止。門人請修佛事。曰事佛久矣。

是は觀心持經即ち觀敎並修の實踐が佛祖の眞實法門の端的の勤行であるが故に是れ以上何等別に佛事を修めて功德を希求するには及ばないといふ意味であつて、由りて以て彼の日常の生活威儀を見るべくして彼の眞宗門を證して餘りあると思はれる。

彼の禪敎融合の大理想によりて宗學としては天台華嚴兩宗を統制し又禪門にも大影響を與へたけれども、其の事業は纔に始められて未だ幾くならざる彼の卽世と共に成就するに至らずして挫折し。禪宗に在りては彼の寂後名匠輩出し再度其の敎勢を恢復せるのみならず、後熙宗頃に朝鮮禪宗空前絕後の巨匠普照國師智訥の出現するや、全く彼と同一原理を禪の側からして定慧並修の語を以て之を標榜し主張して逆に禪を以て敎を攝收せんとし。後武臣專權の世となるや特別庇護を禪門に與へ爲に禪の宗勢飛躍的に揚がるに至り義天が禪を天台に攝收せんの計畫は一場の夢と化した。又他方彼の敎界統一の高飛車的策略は其の反動として禪宗と天台宗との間に劇しき爭鬪を惹起する源を作り、利源の競爭甚しく大寺富刹を相爭奪して已まず以て高麗末にまで至つた。其の最も著しき例は熙宗七年辛未には台宗本山國淸寺をば禪宗に移籍して禪

宗の領袖王師靜覺國師志謙を以て其の住持に任命したのであつた。但し後また台宗に取返した。（靜覺國師碑銘。龍岩寺重刱記）又水原の萬義寺も幾度か兩宗の間に爭奪を演じた。（水原萬義寺華嚴法華會衆日記）且又義天歿後宗門内にありて天台宗義の研鑽の進むに從て、あまりに華嚴宗學と大同小異に又あまりに禪と接近したる彼の天台宗學に慊らざる徒も出づるありてか遂に高麗台宗に別派の生ずるを見るに至つたかの樣にも思はれる節がある。李朝太宗六年國内寺刹土田減獲の減額公收の時、實錄に書き載せられたる天台宗に天台疏事宗と天台法事宗との二宗名がある。大覺國師の台宗開立當時には決して斯くの如き二宗併立の事あるべき筈がないから、必ず彼の歿後宗内に於ける宗學の分裂の結果に依るものであらう。但し惜矣哉這間の消息については今日全く茫洋として何等尋ぬべき索線だにないのである。兎に角大覺國師といふ身分・才識・學力三者兼備の大器によりて作出されたる時勢が其の意想外の早逝によりて未だ熟するに至らずして復た變轉を見るに至るのも蓋し數の免れざる所である。而して此に益々彼の朝鮮僧徒中超群の偉大さを見る事が出來る。（完）

（本小篇は昭和十三年四月八日夜京城府釋尊降誕記念講演會に於ける講演を補足して布衍したものである）。

「阮堂集」及び「阮堂先生全集」に誤入せる清儒の名文

藤塚鄰

阮堂集五卷五冊は、宜寧の南相吉（初の名は秉吉）と、驪興の閔奎鎬とが、共同して編定し、李太王五年（明治元年同治七年）に、晩香齋（南相吉の齋號）の活字で印行したものであり、阮堂先生全集十卷五冊は、阮堂の季弟琴眉名は相喜の女孫たる金翊煥氏の編纂、洪命憙氏の校正、昭和九年五月に出版したものである。然るに、此の兩書とも、其の編纂者が、清朝學に精通して居られなかつたものと見え、頗る杜撰で、阮堂が單に筆錄して置いたでもあらう清儒所作の堂々たる名文をば、阮堂の自作なりと早合點し、漫然集中に誤入して、毫も怪む所がなかつた。例へば

（一）阮堂集卷一に、「經解答金甑山問」と題する文章は、阮堂の作にあらず。前半は、清の阮元の作、後半は、清の汪喜孫の作である。兩儒の自筆儼存し、京城の李秉直氏之を藏す。

（二）同書卷二に、「太極即北極辨」と題する文章は、阮元の作で、其の著揅經室一集卷二に、「太極乾坤説」と題して收めてある。

（三）同書卷二に、「書派辨」と題する文章は、同じく阮元の作で、揅經室三集卷一に、「南北書派論」と題して收めてある。

（四）同書卷二に、「漢儒家法説」と題する文章は、清の胡縉の作で、詁經精舍文集卷十一に、「兩漢經師家法攷」と題

して收めてある。

(五) 同書卷二に、「題張稷若儀禮鄭注句讀卷頭」と題する文章は、清の四庫全書總目提要卷二十、經部禮類二に見え、紀昀等の撰に係る。

以上の五篇は、阮堂先生全集にも、そのまゝ收載して、清儒の文章であることには、一向氣が附かない。

(六) 阮堂先生全集卷一の「辨」に、「學術辨」と題する文章は、清の淩廷堪の作で、其の著校禮堂文集卷二十三に、「與胡敬仲書癸丑夏」と題して收めてある。

(七) 同書卷一の「辨」に、「格物辨」と題する文章は、阮元の作で、揅經室一集卷二に、「大學格物說」と題して收めてある。

(八) 同書卷七の「頌」に、「漢十四經師頌並序」と題する文章は、淩廷堪の作で、校禮堂文集卷十の「頌」に收めてある。

(九) 同書卷八の「雜識」に、蘭亭帖を論じた文章は、阮元の作で、其の著石渠隨筆卷一に收めてある。

(十) 同書卷八の「雜識」に、「開皇蘭亭詩序墨搨卷」を論じた文章は、矢張り阮元の作で、石渠隨筆卷一に收めてある。

以上十篇の誤入に就ては、先年「阮堂集及び阮堂先生全集の檢討」と題し、靑丘學叢第二十一號に詳述して置いた。當時發見した誤入文は、以上の十篇であつたが、尙ほ其の外にも、阮堂の自作らしからざる文章の見ゆるを覺えたが、其の後調査の結果、矢張り清儒の作品であることが分かつた。阮堂に取つては、誠に迷惑千萬であり、讀者を誤る愈ゝ大であるから、玆に再び筆を執つて、其の誤入文であることを明かにして置く。

【第一】 阮堂集卷二、及び阮堂先生全集卷一に、「禮堂說」と題する文が載せてある。即ち左の如し。

禮堂說

聖人之道、至平且易也、論語記孔子之言備矣、但恒言禮、未嘗一言及理也、記曰、道之不行也、我知之矣、知者過之愚者不及也、道之不明也、我知之矣、賢者過之、不肖者不及也、彼釋氏者流、言心言性、極於幽深微眇、適成其爲賢知之過、聖人之道、不如是也、其所以節心者禮焉爾、不遠尋夫天地之先也、其所以節性者亦禮焉爾、不侈談夫理氣之辨也、是故冠昏飲射、有事可循也、揖讓升降、有儀可按也、豆籩鼎俎、有物可稽也、使天下之人、少而習焉、長而安焉、其秀者、有所憑而入於善、頑者、有所檢束而不敢爲惡、上者、陶淑而底於成、下者、亦漸漬而可以勉而至焉、聖人之道、所以萬世不易者、此也、聖人之道、所以別於異端者、亦此也、後儒熟聞夫釋氏之言心言性、極其幽深微眇也、往往怖之、愧聖人之道、以爲弗如、於是竊取其說而小變之、以繫聖人之遺言曰、吾聖人固已有此幽深微眇之一境也、復從而闢之曰、彼之以心爲性、不如我之以理爲性也、嗚呼、以是爲尊聖人之道、而不知適所以小聖人也、以是爲闢異端、而不知陰入於異端也、誠如是也、吾聖人之於彼教、僅如彼教、性相之不同而已矣、烏足大異乎彼教哉、儒釋之互援、實始於此矣、詩曰、鳶飛戾天、魚躍于淵、說者以爲、喩惡人遠去、民得其所、即中庸引而伸之、亦不過謂聖人之德、明著於天地而已、子在川上曰、逝者如斯夫、不舍晝夜、說者以爲、感嘆時往不可復追、即孟子推而極之、亦不過謂放乎四海、有本者如是而已、蓋聖人之言、淺求之、其義顯然、此所以無過不及、爲萬世不易之經也、深求之、流入於幽深微眇、則爲賢知之過、以爭勝於異端而已矣、何也、聖人之道、本乎禮而言者也、實有所見也、異端之道、外乎禮而言者也、空無所依也、子所雅言、詩書執禮、顏淵問仁、子曰、克己復禮爲仁、請問其目、曰、非禮勿視、非禮勿聽、非禮勿言、非禮勿動、顏淵曰、夫子循循然善誘人、博我以文、約我以禮、聖人舍禮無以爲教也、賢人舍禮無以爲學也詩書博文也、執禮約禮也、孔子所雅言者也、仁者行之盛也、孔子所罕言者也、顏淵大賢、具體而微、其問仁、與孔子告之爲仁者、惟禮焉爾、仁不能舍禮但求諸理也、子貢曰、夫子之文章、可得而聞也、夫子之言性與天道、不可得而聞也、文章、詩書執禮也、性與天道、非不可得而聞、即具於詩書執禮之中、不能託諸空言也、夫仁根於性、而視聽言動、

則生於情者也、聖人不求諸理、而求諸禮、蓋求諸理、必至於師心、求諸禮、始可以復性也、顏淵見道之高堅前後、幾於杳渺而不可憑、迨至博文約禮、然後曰、如有所立卓爾、卽立於禮之立也、故曰、不學禮、無以立、又曰、不知禮、無以立也、其言之明顯如此、後儒不察、乃舍禮而論立、縱極幽深微眇、皆釋氏之學、非聖學也、顏子由學禮而後有所立、於是馴而致之、其心三月不違仁、其所以不違者、復其性也、其所以復性者、復於禮也、故曰、一日克己復禮、天下歸仁焉、夫論語聖人之遺書也、說聖人之遺書、必欲舍其所恒言之禮、而事事附會於其所未言之理、是果聖人之意耶、後儒之學、或出釋氏、故謂、其言之彌近理、而大亂眞、不然、聖學禮也、不云理也、其道正相反、何近而亂眞之有哉、

此の文章は、阮堂の作ではなくて、實に**淩廷堪**の撰に係り、其の著校禮堂文集卷四の雜著に、「復禮下」と題して收めてある。淩廷堪は、翁方綱(號覃溪)の弟子、阮元(號芸臺)の友人で、經學者として嘉慶間の學壇に著聞し、特に禮學に精通し、其の作禮經釋例は、淸朝經學史上の名著で、阮堂の最も愛讀したものであつた。校禮堂文集は、稀覯本であつたが、阮堂は、幸にも阮元の子の福から贈られて、帳中の祕として耽讀して居た。淩廷堪の「復禮」論は、上中下の三篇より成り、論語の「克己復禮」に就いての朱子の解說に反對して、古禮の眞義を發揚闡明したもので、阮堂は、歎服の餘り、三篇とも筆錄して硏究に資したものであり、其の筆錄の內、上中二篇が散佚し、下篇だけが殘存してあつたのを、編纂者が見出して、阮堂の自筆なるが故に自作なりと早合點し、論題も勝手に「禮堂說」などと名づけて、妄りに集中に編入したのであらう。校禮堂文集を見ることの出來なかつた、といふよりは寧ろ其の存在をさへ知らなかつたであらう編纂者にあつては、致し方がなかつたかも知れないが、何がさて淩廷堪の名論ともいふべき、堂々たる「復禮下」が、阮堂集の中に、淩氏の他の名作、「漢十四經師頌」や「學術辨」と共に、「禮堂說」として、竄入されてあるといふことは、如何にも編纂上の醜態と謂はざるを得ない。

尙ほ阮堂が筆錄したと想はるゝ復禮上中二篇も、今後或は何處からか出現するかも知れないし、殊に下篇とも密接の關

係があるから、念の爲め、左に掲げて置かう。

復禮　上

夫人之所受於天者性也、性之所固有者善也、所以復其善者學也、所以質其學者禮也、是故聖人之道、一禮而已矣、孟子曰、契爲司徒、敎以人倫、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、此五者、皆吾性之所固有者也、聖人知其然也、因父子之道、而制爲士冠之禮、因君臣之道、而制爲聘覲之禮、因夫婦之道、而制爲士昏之禮、因長幼之道、而制爲鄕飮酒之禮、因朋友之道、而制爲士相見之禮、自元子以至於庶人、少而習焉、長而安焉、禮之外、別無所謂學也、夫性具於生初、而情則緣性而有者也、性本至中、而情則不能無過不及之偏、非禮以節之、則何以復其性焉父子當親也、君臣當義也、夫婦當別也、長幼當序也、朋友當信也、五者根於性者也、所謂人倫也、而其所以親之・義之・別之・序之・信之、則必由乎情以達焉者也、非禮以節之、則過者或溢於情、而不及者則漠焉遇之、故曰、喜怒哀樂之未發、謂之中、發而皆中節、謂之和、其中節也、非自能中節也、必有禮以節之、故曰、非禮何以復其性焉、是故知父子之當親也、則爲醴醮祝字之文以達焉、其禮非士冠可賅也、而於士冠焉始之、知君臣之當義也、則爲堂廉拜稽之文以達焉、其禮非聘覲可賅也、而於聘覲焉始之、知夫婦之當別也、則爲笄次帨鞶之文以達焉、其禮非士昏可賅也、而於士昏焉始之、知長幼之當序也、則爲盥洗酬酢之文以達焉、其禮非鄕飮酒可賅也、而於鄕飮酒焉始之、知朋友之當信也、則爲雉腒奠授之文以達焉、其禮非士相見可賅也、而於士相見焉始之、記曰、禮儀三百、威儀三千、其事蓋不僅父子・君臣・夫婦・長幼・朋友也、即其大者而推之、而百行舉不外乎是矣、其篇亦不僅士冠・聘覲・士昏・鄕飮酒・士相見也、即其存者而推之、而五禮舉不外乎是矣、良金之在丱也、非築氏之鎔鑄、不能爲削焉、非㮚氏之模範、不能爲量焉、良材之在山也、非輪人之規矩、不能爲轂焉、非輈人之繩墨、不能爲輹焉、禮之於性也、亦猶是而已矣、如曰舍禮而可以復性也、是金之爲削爲量、不必待鎔鑄模範也、材之爲轂爲輹、不必待規矩繩墨也、如曰舍禮而可以復性也

必如釋氏之幽深微眇而後可、若猶是聖人之道也、則舍禮奚由哉、蓋性至隱也、而禮則見焉者也、性至微也、而禮則顯焉者也、故曰、莫見乎隱、莫顯乎微、故君子愼其獨也、三代盛王之時、上以禮爲敎也、下以禮爲學也、君子學士冠之禮、自三加以至於受醴、而父子之親油然矣、學聘覲之禮、自受玉以至於親勞、而君臣之義秩然矣、學士昏之禮、自親迎以至於徹饌成禮、而夫婦之別判然矣、學鄕飲酒之禮、自始獻以至於無算爵、而長幼之序井然矣、學士相見之禮、自初見執贄以至於既見還贄、而朋友之信昭然矣、蓋至天下無一人不囿於禮、無一事不依於禮、循循焉日以復其性於禮、而不自知也、劉康公曰、民受天地之中以生、所謂命也、是以有動作禮義威儀之則、以定命也、故曰、天命之謂性、率性之謂道、修道之謂敎、夫其所謂敎者禮也、卽父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、是也、故曰、學則三代共之、皆所以明人倫也、

復禮中

記曰、仁者人也、親親爲大、義者宜也、尊賢爲大、親親之殺、尊賢之等、禮所生也、此仁與義、不易之解也、又曰、君臣也、父子也、夫婦也、昆弟也、朋友之交也、五者天下之達道也、知仁勇三者天下之達德也、此道與德、不易之解也、不必舍此而別求新說也、夫人之所以爲人者、仁而已矣、凡天屬之親則親之、從其本也、故曰、仁者人也、親親爲大、亦有非天屬之親、而其人爲賢者則尊之、從其宜也、故曰、義者宜也、尊賢爲大、以喪服之制論之、昆弟親也、從父昆弟則次之、從祖昆弟又次之、故昆弟之服、則疏衰裳齊期、從父昆弟之服、則大功布衰裳九月、從祖昆弟之服、則小功布衰裳五月、所謂親親之殺也、以鄕飲酒之制論之、其賓賢也、其介則次之、其衆賓又次之、故獻賓則分階、其俎用肩、獻介則共階、其俎用肫胳、獻衆賓則其長升受、有薦而無俎、所謂尊賢之等也、皆聖人所制之禮也、故曰、親親之殺、尊賢之等、禮所生也、親親之殺、仁中之義也、尊賢之等、義中之義也、是故義因仁而後生、禮因義而後生、故曰、君子義以爲質、禮以行之、孫以出之、信以成之、禮運曰、禮也者義之實也、協諸義而協、則禮雖先王未之有、可

以義起也、郊特牲曰、父子親、然後義生、義生、然後禮作、董子曰、漸民以仁、摩民以義、節民以禮、然則禮也者、所以制仁義之中也、故至親可以揜義、而大義亦可以滅親、後儒不知、往往於仁外求義、復於義外求禮、是不識仁、且不識義矣、烏覩先王制禮之大原哉、是故以昆弟之服、服從父昆弟從祖昆弟、以獻賓之禮、獻介獻衆賓、則謂之過、以從祖昆弟從父昆弟之服、服昆弟、以獻介獻衆賓之禮獻賓、則謂之不及、蓋聖人制之、而執其中、君子行之、而協于中、庶幾無過不及之差焉、夫聖人之制禮也、本於君臣・父子・夫婦・昆弟・朋友、五者皆爲斯人所共由、故曰、道者所由、適於治之路也、天下達道是也、若舍禮而別求所謂道者、則杳渺而不可憑矣、而君子之行禮也、本之知仁勇、三者皆爲斯人所同得、故曰、德者得也、天下之達德是也、若舍禮而別求所謂德者、則虛懸而無所薄矣、蓋道無跡也、必緣禮而著見、而制禮者以之、德無象也、必藉禮爲依歸、而行禮者以之、故曰、苟不至德、至道不凝焉、是故禮也者、不獨大經大法、悉本夫天命民彝而出之、卽一器數之微、一儀節之細、莫不各有精義、彌綸於其間、所謂物有本末、事有終始、是也、格物者格此也、禮器一篇、皆格物之學也、若泛指天下之物、有終身不能盡識者矣、蓋必先習其器數儀節、然後知禮之原於性、所謂致知也、知其原於性、然後行之出於誠、所謂誠意也、若舍禮而言誠意、則正心不當在誠意之後矣、記曰、自天子以至於庶人、壹是皆以脩身爲本、又曰、非禮不動、所以脩身也、又曰、脩身以道、脩道以仁、卽就仁義而申言之曰、禮所生也、是道實禮也、然則脩身爲本者禮而已矣、蓋脩身爲平天下之本、而禮又爲脩身之本也、後儒置子思之言不問、乃別求所謂仁義道德者、於禮則視爲末務、而臨時以一理衡量之、則所言所行、不失其中者鮮矣、曲禮曰、道德仁義、非禮不成、此之謂也、是故君子尊德性而道問學、致廣大而盡精微、極高明而道中庸、溫故而知新、敦厚以崇禮、

此の上中二篇は、下篇と共に、禮學者としての淩廷堪の本領を發揮したものである。淩氏の友阮元が、淸儒の經解一百八十餘種を集め、皇淸經解（別名學海堂經解）として、凡べて一千四百卷を編刊するや、其の中に、淩氏の著禮經釋例全部と校禮

堂文集中の一部分とを收錄し、而して「復禮」論は、上中二篇だけに止め、下篇は缺いてある、阮堂は、阮元から、此の浩瀚なる皇淸經解を、出版後間もなく贈られて、珍藏して居た。皇淸經解の始めて日本に渡つて、邦儒驚歎の寶書となつたのは、それから數年後のことであつたから、阮堂は、邦儒に先だつて快覩の學福を得、硏經の津梁を獲たのであつた。

【第二】 阮堂先生全集卷一に、「私蔽辨」と題する文章がある、卽ち左の如し。

私　蔽　辨

道釋自貴其神識、而儒者在善治事情、凡人之患二、曰私、曰蔽、私生於欲之失、而蔽生於知之失、異氏尙無欲、君子尙無蔽、異氏之學、生(主)靜以爲至、君子、强恕以去私、而問學以去蔽、主以忠信、而止于明善、凡生於其心、必發於其事、私者、逞己以縱欲、無良而僭不畏明、無私矣、尙不能無蔽、蔽者、不求諸事情、以其意見、信爲義理、(補)公而不能明、廉潔而流于刻、記曰、夫民有血氣心知之性、而無喜怒哀樂之常、應感起物而動、然後心術形焉、凡有血氣心知、於是乎有欲、性之徵於欲、聲色臭味、而愛畏分、既有欲矣、於是乎有情、性之徵於情、喜怒哀樂、而慘舒分、既有欲有情矣、於是乎有巧與智、性之徵於巧智、美惡是非、而好惡分、生養之道、存乎欲者也、感通之道、存乎情者也、二者自然之符、天下之事舉矣、盡美惡之極致、存乎巧者也、宰御之方、由斯而出、盡是非之極致、存乎智者也、賢聖之德、由斯而備、二者亦自然之符、精之以底於必然、天下之能舉矣、君子之治天下也、使人各得其情、各遂其欲、勿悖於道義、君子之自治也、情與欲、使一於道義、夫過欲之害、甚於防川、絕情去智、充塞仁義、人之飮食也、養其血氣、而其問學也、養其心知、是以貴乎自得、(補)血氣得其養、雖弱必强、心知得其養、雖愚必明、是以貴乎擴充、君子獨居思仁、公言思義、動止應禮、竭所能之謂忠、履所明之謂信、平所施之謂恕、馴而致之、仁且智、不私不蔽者也、君子之未應事也、敬而不肆、以虞其疏、事至而動、正而無邪、以虞其僞、必敬必正、而要於致中和、以虞其偏與謬、戒疏在於戒懼、去僞在乎愼獨、致中和、在乎達禮精義、至仁盡倫、天下之人同然而歸之善、可謂至善矣、夫以理爲學、以道爲統、

以心爲宗、探之茫茫、索之冥冥、不若反求諸六經、

此の文は、阮堂の自作ではなくて、清の洪榜の撰した「戴先生行狀」中の一節で、其の著初堂遺藁に載せてある。戴先生、名は震、字は東原。安徽省休寧縣の人。雍正元年十二月二十四日生る。乾隆二十七年、鄕試に擧げられ、三十八年、四庫全書館纂修官に充てられ、四十年、翰林院庶吉士を授けらる。四十二年五月卒す。年五十五。少くして江永に從つて學び、禮經制度名物、及び推步天象地理に至るまで、皆原本に洞徹す。既にして漢儒の傳注、及び說文諸書を精究し、聲音文字よりして訓詁を求め、訓詁よりして以て義理を尋ね、實事求是、一家を主とせず。淸朝經學正統派の代表的學者である。其の著原善・孟子字義疏證は、漢學の性理に本づいて、宋學の空言を排し、理欲の眞を詮明し、淸朝經學史上に於ける劃期的名作で、戴東原集十二卷、亦學術的價値に富んだ名著である。

洪榜、字は汝登、一の字は初堂。安徽省歙縣の人。乾隆二十三年、鄕試に擧げられ、四十一年、內閣中書を授けらる。少くして戴震・金榜と交はり、經學に深かつた。卒年三十五。其の著に、周易古義錄・書經釋典・詩經古義錄・詩經釋典・儀禮十七篇書後・春秋公羊傳例・論語古義錄・初堂讀書記・初堂隨筆・許氏經義の諸書がある。戴震の孟子字義疏證を作るや、當時の讀者、其の指に通ずることが出來なかつたが、洪榜獨り大に其の價値を認め、「六經孔孟の言に功ある甚だ大に、後の學者をして、心を高妙に馳することなからしめ、而して人倫を明察せしむ。」と稱して居る。彼が「戴先生行狀」を撰するに當り、戴震の著原善を推賞し、原善中の文辭を摭集して作りあげたのが卽ち前記の一節で、「先生以爲、道釋自貴其神識、而儒者在善治事情、云々」と筆を起し、「此原善之書、所以作也、」と結んで居る。

阮堂は、夙に淸儒李璋煜(號月汀)から、戴東原集の贈を受け、深く戴震の學に契する所あり、更に洪榜の初堂遺藁を手に入れて、戴先生行狀を讀み、其の一節に至つて、感歎措く能はず、自ら筆錄して置いたのであらう。因みに、本書は洪榜の兄朴の著伯初文存・詩鈔と共に、二洪遺稿と題して、嘉慶間に印刻されたが、傳本極めて稀である。近年北京琉璃廠通

學齋主人孫殿起氏、偶〻之を上海に獲、影印に附して學界に提供し、余も亦其の贈本に接して居るが、阮堂が早く既に先覩の快を喫した學福を欽せずには居られない。

【第三】 阮堂先生全集卷七に、「性銘」と題する文あり。即ち左の如し。

性銘

周初召誥、肇言節性、周末孟子、互言性命、性善之說、秉彝可證、命哲命吉、初生即定、終命彌性、求之各正、邁勉其德、品節丌行、復性說興、流爲主靜、由莊而釋、見性如鏡、考之姫孟、寔相逕庭、若合古訓、尙曰居敬、

此の銘は、阮堂の作ではなくて、阮元の撰する所、其の著揅經室續集卷四に、「節性齋銘」と題して收めてある。阮元は、唐の李翺や、宋の朱子の、性に對する見解を以て、老釋思想に出でたものとなし、之を排して、夙に「性命古訓」てふ一論文を著し、(揅經室一集卷十)其の後、雲貴總督として雲南に在任した時、尙書召誥篇中の「節性」の二字を取つて、自己の書齋に命名し、其の銘を作つたのが即ち「節性齋銘」で、性命古訓の眞義を、簡潔に表現して居る。阮堂は、此の銘を讀んで景仰の念禁じ難く、自ら筆錄して座右に備へて置いたのであらう。然るに、何も知らぬ編纂者は、阮堂の自筆なるが故に阮堂の自作なりと早合點し、漫然編入したらしい。

阮堂は、痛く此の「節性齋銘」を喜び、又別に「節性」の二大字を横書し、其の後に、左の文を題した。

莊周以後、見性如鏡、淪入禪理、芸臺拈此召誥字、如日中天、　阮堂

此の自筆扁額は、前開城府尹權重植氏の藏する所、內地の某旅館に於て獲たりと云ふ。亦學壇の一奇事である。

【第四】 覃揅齋詩藁卷四、及び阮堂先生全集卷九に、左の七律二首を、「失題」として收めてある。

失題

今春寄我自題詩　黃鐘大呂中和律　碧樹珊瑚錯落枝
闒霅文章老更奇

小別桑田如昨日　重逢飯顆定何時　故人衰謝年年甚　面皺鷄皮鬢鷺絲

萬里論交事亦奇　廿年離緒數行詩　書從落鴈天邊寄　夢繞扶桑萬里枝

文字古來通遠域　身名老去負清時　弓衣傳唱知多少　肯爲都官理繡絲

覃揅齋詩藁は、阮堂の門人南秉吉が、阮堂の詩を彙集し、李太王四年に發刊したもので、七巻二冊より成る。さて以上の二首は、果して阮堂の自作であらうか。第一首の起句、「蘭雪文章老更奇」の「蘭雪」とは、云ふまでもなく淸の吳蘭雪のことである。吳蘭雪と阮堂とはどんな關係を持つて居たか。

吳蘭雪、名は嵩梁、蘭雪は其の字、又澈翁と字した。江西省東鄕の人。乾隆三十一年三月二十五日に生る。(阮堂より長ずること二十歳)嘉慶五年の擧人。國子博士・內閣中書と成る。聲名燕都に振ひ、翁覃溪・王述庵・秦小峴・吳穀人・法梧門等相推重し、篇什は遠く海外にまで流播した。其の詩、體は六朝に沿ひ、規格は唐の溫・李に似、其の淸婉の處は、又長慶に近く卓然傑出、當代の巨匠黃仲則(名景仁)と並稱された。道光十四年卒す。年六十九。其の著、香蘇山館古體詩鈔十七巻・近體詩鈔十九巻・文集二巻等、世に行はれて居る。蘭雪は、初め蔣心餘(名士銓)に就いて詩を學び、後翁覃溪の門に入り、其の愛弟子として、仰慕敬事、終身渝はることがなかつた。

阮堂の入燕した時は、遂に蘭雪と面交することか出來なかつたが、覃溪の緣につながつて、歸國後、神交を結ぶに至り殊に阮堂の父酉堂(名魯敬)及び弟山泉(名命喜)が、道光二年に入燕して親しく蘭雪と面契し得てから、蘭雪と阮堂との神交は愈〻濃かになつて、詩札の往來絶ゆる間もなき程であつた。かやうに兩者の神交は、益〻密にはなつたが、燕京に於ける面交は、一度もなかつたのであつた。然るに以上の二首を觀ると、第一首には、「小別桑田如昨日、重逢飯顆定何時」の句があり、第二首には、「廿年離緒數行詩」の句があつて、恰も阮堂と蘭雪とが、廿年前會合したことになつて來る。是

れが第一の疑問である。次に、第二首に、「夢繞扶桑萬里枝」の句があるが、扶桑と呼ばれる朝鮮に居住する阮堂が、自ら「夢は繞る扶桑萬里の枝」と歌ふ筈がない。此の句は、寧ろ淸人が、遙に朝鮮に居る知人に思を寄せたものと解さなくてはならぬ。是れが第二の疑問である。又此の二首を對照して見ると、同一人の作ではなくて、兩人唱和の作のやうに思はれる。是れが第三の疑問である。以上三つの疑問を懷いて、更に眺めると、第二首の方は、蘭雪其の人の作のやうに思はれるので、試みに彼の香蘇山館今體詩鈔を閲みすると、果して其の卷十三に、「次韻答趙經畹進士」と題して、此の七律を載せてある。卽ち蘭雪が、趙經畹に和した作であつたのである。然らば其の趙經畹とは何人であるか。

趙經畹、名は秀三、字は芝園、秋齋と號し、一名は景游、一字は子龔、一に經畹と號した。經畹とは、「吾當以九經作良疇」の意であると自ら言うて居る。（經畹先生自傳）漢陽の人。英祖三十八年生る。（阮堂より長ずること二十四歲）經畹風姿美にして烟霞の氣あり、文詞弘博で、最も詩に長じ、阮堂の老友であつた。六たび燕京に遊び、吳蘭雪・丁卯橋・劉燕庭・朱白泉・姚雪逸馬研珊・葉東卿等諸名士と交契した。卒年八十八歲。著す所、秋齋詩稿七冊・文選一冊あり。淸の朱文翰・江漣兩氏之に序す。

今經畹の秋齋詩稿を檢するに、果して「寄吳蘭雪嵩梁」と題して、右の第一首が載せてある。して見ると、經畹が、燕都に於ける蘭雪との舊會を懷ひ、先づ此の七律を賦して蘭雪に寄せ、蘭雪亦二十年前の離緖を偲び、次韻して答へたのであつた。かくて始めてすべての疑が氷釋した。阮堂は、經畹・蘭雪兩友唱和の詩を見せられて、興趣禁じ難く、自ら筆を執つて兩詩を並書して置いたのであらう。それをば、覃揅齋詩藁の編纂者たる南秉吉が、例によつて阮堂の自作であると誤信し、漫然編入したのであらう。併しながら、其の後編纂した阮堂集には、此の兩詩の載つて居ないのを以て觀ると、自ら氣が附いたか、或は他人から注意されて、删去したのであらう。然るに、近年金翊煥氏が、阮堂先生全集を編纂するに當つて、一旦删去された件の兩詩をば、それとも氣が附かずに、又々覃揅齋詩藁から拾ひ來つて收載し、前人の誤りを

繰り返してしまつた。如何にも殘念なことである。

阮堂集及び阮堂先生全集に誤入された淸儒の文章は、以上の如く、頗る多數に上つて居るので、之を全部删去して、新に阮堂集を精選しなくてはならない。而かも是れ等の文章は、いづれも堂々たる名文であるだけに、之を除いてしまへば急に寂しくなるやうな氣もするが、併しながら、阮堂の自ら作つた文章で、散佚して居るものが、中々多い筈であり、殊に淸儒數十人に、永年に亘つて、遠寄した手札や論文は、驚くべき數に達して居るから、今後、朝鮮に於て、將た民國に於て、次第に發見され、阮堂集新纂の上に、有力なる資料を提供し得ることゝなるであらう。今此の種の一佚文を左に揭げて、吉光の片羽を示して置かう。

顧・江以來、音韻之學、夐越千古、前世無比、始以段氏十七部爲論定、更無遺蘊、及見王懷祖先生書、又見江氏書、段之十七部、尙有未定、而王先生之廿一部、又與江氏之廿一部大異、段・王之於江書、皆所深許、今當以江氏書爲歸歟、江書之唐韻再正、曾所暫閱、如詩韻等書、尙未獲讀、且如王先生書、祇見其擧例一篇、但於入聲攷正段說而已、無另有著爲一部全書、如顧之五書、江之標準歟、段書不存去聲、而王先生又存去聲、不止於入聲攷正而已、如有全書可以卒業歟、江氏全書、亦皆刊行歟、

天文算術、爲今日急務、乾隆初、修定憲書、今已近百年、如黃白・大距、已多差忒、尤合及今改測、此是　中朝大人之責、在小邦、惟欽遵而已、諸公之卑近而忽之、誠未敢曉也、大槪古人、似於日月交食、五星遲疾、不以測候、至如近世沈果堂、堅守此論、果堂亦非無據、如以木星之紀歲、恐爲測候之一證矣、又如火星之無定、雖西士之精於推步、尙未歸正中國之以火星爲熒惑者、究其命名之義、又安知非熒惑而不可測度、仍以熒惑名星耶、此中測之更精於西、而亦測火之一證、未知爲何、東人擧皆僻陋、於天文算術、尤爲疎甚、如羅茗香・徐君青・沈狹(俠)侯之精深孤詣、夙所竊想、

諸公所著述、俱未東來、是可歎也、
尙書之學、每以今古硬定、恐未然、孔壁之書、亦有古文、亦有今字、伏壁之書、亦有今字、亦有古文、治尙書者、以古文爲僞、今文爲眞、似不精核、今日現在通行之書、非古文、又非今文、卽僞古文之亦非舊本、而卽衞包改字之本、如段先生之書、標以古文、卽統括古今之卓見也、如魏默深・柳翼南之治今文者、另有發明於後案・疏證・撰異等書之外者否、
魏默深治三家詩、東人亦所欽聞、如詩古微、或有流傳者、大概默深之學、於近日漢學門戶、又進一格、以西京今文之遺法、直接七十字遺言微義、亦修學好古、實事求是者也、
至以爲十四博士家法、因鄭學而盡亡云云、立論恐太峻、如近日專門之張皐文・劉禮部兩經師、虞易與公羊春秋、寔啓絕學於數千載之後、可謂日月不刊也、雖惠氏周易述・易漢學、博取廣蒐、而至若經師家法、恐爲後生之畏、孔氏公羊通義、亦爲專門、非何邵公遺法、當遜一籌於劉氏、以是推之、顧今不絕如綫之鄭學、卽將因此數公亦亡矣、可乎、說經者、立言尤愼、未知如何、如柳君書、全未得見、陳碩甫・劉寶楠・胡墨莊、亦東人之所習聞、胡竹邨・朱武曹之書、亦有流傳東國者、李申耆先生、是又弊友金秋史所嘗深慕者、其所見、爲零星文字而已、全部著述、日夕頂祝者也、
鄧頑伯先生篆隸、天下奉以爲圭臬、殆無異辭、東方亦或有墨搨、至於眞跡不易得、不獨篆隸、其楷艸又甚奇崛、可與金冬心・鄭板橋相上下、張皐聞兄弟、得其篆隸眞髓、亦東人之所深慕、今見張氏家一門、篆勢隸法、皆不墜先緒、不勝欽誦、楊蓮卿、是楊道生之近親歟、其篆勢、與張氏家學、同出於鄧法、又何異也、
廣州經解、略觀其大意、存錄取舍、實有良工苦心處、不如通志堂經解之隨見隨有而蒐刻者、如閻之古文尙書疏證、是尙書家之蓽路藍縷、後來爲尙書學者、未嘗非以此爲開山第一、然寔有商量處、究不如四書釋地等書之更加精核、如胡朏明之易圖明辨亦然、其不錄此兩書、恐不必爲全璧之大瑕、且學經集中說經文字、當錄而不錄者亦多、此非爲不錄而

然、亦見良工苦心處、

至如羅茗香春秋朔閏表等書、或於彙刻之時、未及收到、如朱武曹・劉州倅・王進士之書、未免其後得追刻而附之下段、卽或未及見於刻書之時、亦無恠也、愚見則更輯補遺一書、雖未及刻、先擧一目例、以貽來學、且及於遠邦、俾廣見聞另有心心視視、幸亟圖之、春秋朔閏、前人之考辨、不勝指摟、卽此羅說、必有益加發明者、在此等處、後出者、更爲精好矣、

近如顧棟高大事表之朔閏一書、亦頗核、又如姚尙書文田所著朔閏表、皆有可觀、經解中、無一收存、此亦有微意之可見、近來言天文算學者、殆無不於春秋朔閏致力焉、然此寔有愼言闕疑者、恐無以繫繫推步、如今日時憲術也、雖以今日時憲法言之、考成後編、已與前編大異、非徒大異而已、前編則以地心爲靜體、後編則戴之立法、以太陽爲靜體之新術、而藏頭截尾、只從橢圓一說發明之、若使後人看之、必有不詳於本面之慮、今之顓頊歷・魯歷等書、設有全書、實難其歷々遠溯五千年以前之日至也、今欲盡究其說、無以一一更僕、無所主定之淺見、敢此呈露於君子之前、亦不敢自阻耳、

翁先生與凌中子論文、斷至六朝者、是凌說、非翁先生之義也、翁先生不主駢儷、凌說之以文選爲古文正宗者、似大駭於俗見、亦不爲無據、蓋選理非才力兼至、無以下手、非謂近日抽對黃白、飣餖古今、妖冶綺麗、雜然並陳也、韓文公所云、惟古于詞必己出者、是眞選理、空疏淺近、何以措一字於其閒耶、今乃反是選體、殆家家抱玉、人人懷珠、至於唐宋八家之法、作者甚鮮、方望溪・姚惜抱・朱梅厓・張皐文・惲子居若干人外、並非正脈、何其甚難々於選家歟、芸臺先生所云、昌黎是矯文選之遺弊者、是堂堂卓見正論、與凌說有表裏相合、又其考證文筆等說、無非脩明古學之一段、奧義妙旨、此凌說之不爲無據也、以爲如何、

校讐之學、已爲斷航絕港、鄭漁仲通志諸略中、特著校讐之一門、是另具隻眼者、元明以來、未聞此學、近日如錢竹汀・

王禮堂、皆其選也、盧學士・王高郵之書、亦有東來、至於十三經挍勘記、是又集大成也、今欲讀經、舍此何以哉、陳太史壽祺、曾以挍勘記及段氏漢讀考中數三段、反覆商論、與翁先生、抵書相難、頗欠厚風、陳亦爲師門明其是非、辭語之間、似不得裁抑矣、今以二三條設有未盡、未可爲全璧之累、康成大儒、駁正許氏五經異義、而無少毫損於許氏耳、書法之分爲南北兩派、亦不可誣也、此是南北之各尊一師、互相門戶而已、若叩之鍾・王、便各一笑者也、唐太宗是南派、遂以右軍爲宗、北派雖不振、然歐褚之自北派來者、源流甚明、虞則南派、與唐宗相同矣、歐褚之浸淫於右軍法門、即如孔穎達之於經學、未盡南學、而爲時勢所屈也、至以右軍爲無篆隸遺、則大不可、禊帖之永字・趣字、有篆勢隸勢之確證者耳、

張亨甫論詩、是說詩極軌、以此益知亨甫詩大有本原、尤所欽誦、婁光詩藁、更增幾卷耶、尙在京耶、每見其嶔崎歷落、奇氣千丈、有不掩於詠歎之際、何不少令含蓄藏器待時耶、士之不遇、自昔伊然、坎止流行、隨處皆亨、爲此公所望甚厚、如是貢愚耳、

石研齋藏之燬於火、又一書家大厄、宋槧善本、有影翻刊行者、此則流傳世間者、似不少矣、玉笙近在何處、弊友有與玉笙親好者、貪緣聞之熟耳、擘經室[堂]集、暨經說一則、奉以爲金科玉條、得此一語、尤是續經之津筏、非賢兄苦心、何以賤名達之文選樓中、有是隆貺、頂戴々々、不知攸謝、倘友記補成、日以望之、汪雙池・江愼修・朱止泉・王白田之於朱門、大有功、亦東人之所知、王白田尤是闡發朱學之至者、雖當日黃・楊諸門弟、恐未必如此、白田艸堂集、雖零甚、淺見、當在三魚集上也、潘司馬文苑・循吏傳、如已刊、何不以一本遠寄、心禱々々。

以上は、疑もなく阮堂の自作する所、其の自筆草本を、先年發見して入手した。それは、四行づヽの罫を引いた粗末な小箋四十三枚に書いたもので、甚しく塗抹改竄されてある。此の箋紙と同樣なものは、阮堂の詩稿などにも、往々見受けるから、彼の用箋であつたらう。時候の挨拶もなければ、署名も宛名も書いてない。全く中實だけの草本である。今其の

内容を概觀すると、音韻學・天文算術・尙書古今文・三家詩・古文正宗論・校讐之學・南北書派論等々、各種の問題が提起されてあり、皇淸經解・古文尙書疏證・四書釋地・易圖明辨・揅經室集・春秋朔閏表・春秋大事表・十三經注疏挍勘記周禮漢讀考・婁光詩稿・尙友記等の書籍に關する所見を陳べ、秦恩復の石研齋藏書の災厄を惜み、顧炎武・江永・閻若璩胡渭・顧棟高・惠棟・沈彤・錢大昕・王鳴盛・盧文弨・王念孫・王引之・翁方綱・淩廷堪・阮元・段玉裁・江有誥・姚文田・陳壽祺・汪紱・朱澤澐・王懋竑・方苞・姚鼐・張惠言・朱仕琇・惲敬等諸名儒の述作を論騭し、其の所長を宣揚し、稀に其の態度を批判し、朱彬・李兆洛・鄧石如・金農・鄭燮、さては新進學士の羅士琳・徐有壬・沈狹（俠）侯・劉逢祿・魏源柳榮宗・劉寶楠・胡承珙・胡培翬・張際亮・楊淞等に言及し、樣々な角度から、諸名流の姿を眺めて居る。その中、翁方綱と阮元とにだけは、特に「翁先生」「芸臺先生」の敬稱を用ひたのは、阮堂が嘗て入燕して親しく師事したからで、そこに彼の用意の存することを認める。淸朝學に對する、これだけの理解と造詣と識見を持ち、これだけの文を作り得る人は、當時の朝鮮に於て、阮堂以外に、斷じて一人もなかつた。邦儒と雖も、當時に於ては、幾人あつたであらうか。

併しながら、玆に一つの疑問がある。それは、文中に見ゆる。

是又弊友金秋史所嘗深慕者

の一句である。秋史は固より阮堂其の人であるから、阮堂が、自分自身を弊友と云ふ筈がない。是れは一體どうした譯であらうか。實は、そこに面白い場面が展開して居たのであつた。

阮堂の親友に權敦仁と稱する一名家が居た。彼は、字を景羲、號を彝齋と云ひ、安東の人である。純祖十三年、文科に及第、憲宗八年、入りて相となり、領議政に至る。事を以て連山に謫せられて死んだ。敦仁、經を講じ、書を能くし、最も金石刻印を嗜み、阮堂の談敵として意氣投合、終始渝はる所がなかつた。阮堂の彼に寄せた手札數十通、眞蹟儼存し、具に兩者の交契を物語つて居る。敦仁が、憲宗二年に（道光十六年）、進賀兼謝恩正使として入燕した時、阮堂は、かねて神交

を結んで居る幾多の清儒に紹介したが、其の中に、汪喜孫なる名儒があつた。喜孫、字は孟慈。江蘇省揚州甘泉の人。乾隆の學壇に、絶群の雄姿を以て獨往した碩儒容甫の子である。嘉慶十三年北京に入り、屢、禮部の試に應じたが、中らず。十九年、内閣中書となり、戸部員外郎に昇つた。其の後地方官に歴任し、懷慶府知府として治績大に擧がり、民人仰慕、令名嘖々たるものがあつた。道光二十七年八月三日、積勞の結果、職に殉じた。享年六十有二。喜孫人と爲り嚴正方直、惡を疾むこと甚しく、官を治むる廉にして且つ敏、其の交はる所は、皆當世の名賢碩學で、隱然重きをなして居た。其の學、禮經に根柢し、漢・宋を融會し、力めて門戸の見を除き、董廣川の大業、鄭高密の傳經、洛閩程朱の道學、皆其の尊崇する所、要は通經致用を以て歸となした。其の編著する所、國朝名臣言行錄・經師言行錄・尚友記・從政錄・孤兒編・且住菴詩文稾・汪氏學行記等がある。

汪喜孫は、阮堂とは面契こそなけれ、最も深き神交を結び、書札の往復連年絶ゆることなく、儼存するもの少からず、余の藏するものも數十通に達して居る。敦仁は阮堂の紹介によつて、喜孫と面契交款し、其の六月に歸東した。翌道光十七年に、喜孫は、入燕中の李尚迪（號は藕船阮堂門人）に、清朝經學界の消息並びに批評を具述した手札を寄せ、之を阮堂に示すべく依賴し（原札家藏す）、同時に同じ内容の手札をば、敦仁にも寄せたのであつた。朝鮮に於て、喜孫の兩手札を接讀した阮堂と敦仁の兩友は、欣快に堪へず、何とか、一言之に酬いる所がなければならなかつた。而かも内容が内容だけに、敦仁は阮堂に讓り、阮堂代はつて椽大の筆を揮ひ、滔々數千言の名文を草して敦仁に渡し、敦仁、多少之を修補し、敦仁の名を以て喜孫に答贈したのであつた。時に道光十八年八月二十日であつた。喜孫は、接誦して稱歎措く能はず、遂に之を一冊子に裝訂して、「海外墨緣」と命名し、知友の間に回示して、其の題跋を求めた。劉毓崧（文淇の子）の如きは、其の求められた一人で、喜んで冊後に跋を書いた。文は收めて其の著通義堂文集卷十二にある。李祖望の如きは、或る人から此の冊子の批評を乞はれ、其の全文を十六則に截分し、一々之に詳細な批評と解答を與へて居る。時に道光二十五年五月であつ

た。李の著與不舍齋文集巻三に「汪孟慈先生海外墨緣冊子答問十六則」として收めてある。彼は、敦仁を稱へ「其の人溫文爾雅、儒者の風あり。云々。知識見聞、當に山井鼎・物觀諸人の下に在らざるべし」と云つて居る。かくて、敦仁の投じた一石は、やがて揚州の學壇に、大波洪濤を疊んで、「東國權彝齋」の名聲は、到る處で喧傳され、傑出せる海東の績學の士として、崇敬の標的となつた。焉ぞ知らん、作者は敦仁其の人ではなくて、吾が阮堂が、黑幕として、此の芝居を打つたのであつた。かうした內幕は、余の發見した阮堂自筆草本によつて始めて明かになつたのである。それだけ此の草本は、珍中の珍と謂はねばならない。

之を要するに、既刊の阮堂集及び阮堂先生全集から、攙入してある十數篇の淸儒の文詩を删去し、散佚せる阮堂のそれを極力蒐羅して、精善完璧の阮堂集を新纂し、阮堂の眞面目を十分に發揚したいと思ふ。（完）

朝鮮に於ける紙芝居の實際

古田才

今次支那事變發生以來本府に於ては、半島民衆に我が國策に基く確乎不動の方針を了解せしめ、國論の統一を圖ると共に、時局の重大性に對する自覺を促し、帝國々是の進展の爲、半島民衆をして擧國一致以て時艱克服に邁進せしむべく全報道、宣傳機關を總動員して所有手段方法を講じ半島民衆の時局認識に、國民精神の昂揚に、銃後の結束に大童の狀態であります。

宣傳の方法は多岐多様に亙つて居りますが、現在東京を初め内地各地方の街頭に於て壓倒的人氣を集めて居る紙芝居の持つ大衆性と簡易さから時局宣傳と農村娯樂を兼ねしむるべくこゝに紙芝居が採用せらるゝに至つたのであります。

昨年十一月「支那事變と銃後の半島」と題する紙芝居がデビウーして以來回を重ねること五回に亙り今では全鮮各道郡島に配付せられ、この外遞信局や慶尙北道に於ても獨自の立場から時局認識宣傳用紙芝居を作られ夫々の系統に配付せられた由であります。從來街の人氣物として近代風景の一とな

つて居た紙芝居も鮮内津々浦々を賑はし日を逐ふてたかまり行く半島民衆の時局認識に拍車を加へ眞に内鮮一體となり銃後の支援に邁進しつゝあるは誠に喜びに堪へない次第であります。

一、紙芝居の由來

紙芝居は、何時頃から始まつたものであらうかといふことに就てその由來を明確にし、どんな變遷を經て來つたものであらうかと言ふことは可成り困難な事柄であると言はねばなりません。それは「紙芝居」が極く最近に於て一時に急激な發達を來しましたがそれ以前のことに就ては、これに關した文獻と言ふものが全然見當らないといふのが、關係業者の一致した意見であります。

その上紙芝居のやうな簡易な構造のものは、發達の過程が極めて短く一寸した思ひつきに依る場合が多分にあると思はれるからであります。

紙芝居の由來が文獻的に不詳である以上は今日の紙芝居の濫觴と言ふやうなものは明瞭を缺いてゐると言はねばなりません。併しながら紙芝居が現在の様に内地各地方の街頭は勿論朝鮮にまで街頭藝術から大衆教育宣傳方面に發展利用せらるゝ迄には多少なりとも由來といふものが存在するのではないかと思はれます。

凡そ紙芝居の前身とも見らるべきものは「覗きからくり」から「寫し繪」等であらうと言はれてゐます。

「覗きからくり」は江戸時代によく流行したものであつて、「覗き」といふのは、レンズの下に繪を置いて覗かせて見せる仕掛で「からくり」は機構であつて繪を四十五度の角度で一應鏡に反射させて、次ぎ〳〵に繪を繰展げそれをレンズを通して立體的に見せる仕掛であります。明治時代に入り硝子が自由に製造される様になつてから大いに發達した。祭や緣日には組立式の大型なものを据へつけて、多數の人に一錢二錢の「覗き料」で見せたやうであります。說明は總て物語り歌であつて說明者は、竹ぎれをタタキながら調子をとり節面白く演じたものです。朝鮮に於ても盆、正月、市日など人だかりする所に四、五の「覗き穴」を設備した小規模なものを偶々見掛けることがあります。かなり人氣もある様ですが、

あまり「セリフ」はやらない樣です。

寫し繪とは幻燈と思へば大體間違なく硝子に繪を描いてこれに光線を當てるものと、鏡の反射に依り寫すものとがあり「セリフ」の代りに說經淨瑠璃が用ひられたものゝやうであります。

以上簡單に紙芝居の遠い前身とも見らるゝ「覗きからくり」と「寫し繪」に就て申述べましたが、要するに繪を見せて「セリフ」を演ずるところに今日の紙芝居が「ヒント」を得たものであることだけは明瞭でありませう。

「寫し繪」も漸次改良されて明治の中頃東京で行はれたのは影繪ともいひ平凡社發行大百科辭典に依れば「寫し繪」を簡單にして照明を必要とせず、白晝も演じ得るもの三四尺の間口、一尺五寸、二尺程の高さの眞黑な舞臺を作り、黑い紙の裏表に人物を描き竹の串に貼附け、舞臺に刺して、前後を返しつゝ「セリフ」を言ひ、或は串を手に持つて動かす、全體が黑くて人物のみが浮き出すやうに描いてゐるのが、寫し繪のゆきかたである、この舞臺を載せた屋臺を引いて、銅鑼や太鼓、拍子木を打つて町の辻々を廻り、子供相手に商賣する、乃至は小さい小屋掛でやり、竹串を操る者が自身で「セリフ」を言ふ。題材は歌舞伎の世話物、または西遊記が多い。

一種の人形芝居で、三十分程づゝ演じては入場料を取つた。また希望者にはこの種の人形を描いた紙を賣つた、この人形も特殊の仕掛があり、單に平面的な人の姿を描く以外に極く簡單なカラクリがある。要するに子供相手の大道藝である。

昭和の初め全盛を極めたと言はれる立繪紙芝居

(表)　(裏)

最近は紙芝居といひ出し手車や自轉車に舞臺を載せて運び、人形を立てず下に並べて、鏡の反射で立てたと同じ效力を出す、東京市内外の辻々に行き、三十分程演じては一錢二錢の飴を賣る。西遊記、國定忠次、猿飛佐助、鬼熊の如き芝居が多く、「セリフ」だけで演ずるのと、映畫の說明式にしやべつて演ずるのと二通ある。」

以上は影繪から立繪迄の經路でありますが、要するに「覗きからくり」や「寫し繪」の中の人物が取出され切拔人形と變つたのか、立繪卽ち初期の紙芝居であります。立繪の紙芝居も漸次精巧なものとなり專業者もボツ〳〵と現はれ一時は相當大かゝりな小屋掛も出て人氣を博した模樣であり昭和四五年頃は現今最も流行してゐる繪噺式紙芝居と半々のやうな形であつたのが、繪噺式に壓倒されてか漸次凋落の一途を辿り今日では殆んど其の影を沒したかのやうであります。繪噺式紙芝居は極く最近に於て急激な勢を以て發達し街の人氣ものとなつて仕舞つたのであります。立繪時代から現在の繪噺紙芝居に改革されるに至つた其の間の實情に就て今井よね氏著「紙芝居の實際」に面白く述べられてゐます。

明治三十五、六年頃麻布に久兵衛さん（氏名不詳）といふ「チンドン屋」さんがあつて、此の人が始めて緣日の紙芝居を街頭に持出して、流し乍ら見せて歩いたさうだが、それから次第に街頭に行はれるやうになり自然子供相手を本位にするやうになつたものらしい。ところがさうなると「興業類似の行爲」としてそろ〳〵警察が干涉し出して來た。然るに今より四、五年前に（昭和二、三年頃ならん）通稱「豚吉」といふ紙芝居屋さんが居つて、どうも紙芝居をやつて居ると興行類似のかどで警察官におとがめを戴くが紙の人形でなしに、いつそのこと繪を畫いて、之を見せてお話するのであれば、繪噺しだから「興行類似」だとて警察官にとがめられることはあるまい、のみならず萬一とがめられた場合に紙の切拔人形を串にさしたものを澤山持つて居たのでは、逃げるのに甚だ不便である、繪だけなら警察官に見つかつたら、さつさと取揃へて逃げるのに大變便利であるといふので營業上の切實なる要求よりして紙の切拔人形を繪に變へてしまつた、此の「豚吉」さん最初は墨繪を自分で畫いて、これを街頭に持出して子供を集めて飴を賣つたものらしく、これが時代に投合

したものと見え、非常な勢で急激に街頭に流行し出して、今では到る處の路次や空地には、其の姿を見ざる所なき盛況を呈し從つて、「寫し繪會」だの「繪話會」だの「教話會」など色々な組合が次から次へと出來上つて來たのである」と。

二、紙芝居とはどんなものか

次いで紙芝居の形態に就て敷衍しどんなものであるかと云ふ觀念を述べて見たいと存じます。紙芝居の由來の所で、申述べましたやうに立繪は現在其の陰を潜めたのでありますが、紙芝居と云へば、やはり立繪と繪噺とに區別して之を說明すべきものと考へます

(1) 立繪紙芝居

立繪紙芝居に對する輪廓に就ては既述の通であつて再說を要しないが、立繪時代の繪は大ざつぱな草双紙風なもので、見得を切つたやうな大人向きの繪が多く物語も外題も芝居臭いのが隨分あつた、立繪は切拔人形を拵へて、これを舞臺の上で繰りながら面白可笑しい「セリフ」で演ずるのであるから、これが實際の紙芝居と名附くべきであるかも知れません。

(2) 繪噺紙芝居

現在巷間に於いて、最も歡迎され寵愛を得てゐるものは、繪噺紙芝居でありまして、本府に於いて時局宣傳用として製作せられたのは十六枚乃至二十八枚一組の繪噺紙芝居に外なりません。繪噺紙芝居は朝鮮語では畵劇（그림연극）と稱すべきでありませう。

繪噺紙芝居は極く簡單な舞臺裝置であつて、その中に一組の繪を入れ、之れを順次取出し其の移り變る繪に從つて、抑揚をつけて面白く「セリフ」をやる仕組であります。元々繪の解說であるから、紙芝居と云ふより繪噺などと云ふのが至當でありませうが、其の繪の解說なり「セリフ」などが、繪を話すと云ふよりか芝居もどきで一種の人形芝居の樣な感じを與へる所から、斯の樣な名稱が生れたものと思はれます。

繪噺紙芝居も漸次改善發達の一路を辿つて居りますが、最近に於ては幼稚なものではありますが、現代科學の應用に依り舞臺に豆電球を裝置したもの、ラウドスピーカーを備へつけて大衆に呼びかけてゐるもの、又はトーキー映畫に刺激さ

れてか、斯界の最先端を行くトーキー版紙芝居が出現し發賣されたものもあるやうである。尤もトーキー版と言つても紙芝居の「セリフ」をレコードに吹込んだものである。これは仕入に比較的經費を要すること、紙芝居の外に蓄音器やレコード等を常に携行せねばならぬ不便あること、演者の身振り等からくる質感が伴はない等と言ふ非難はあるが、誰でも何處でども自由に演じ得る普及性があり將來はトーキー映畫のやうな全盛時代が或は來るのではないかと豫想されます。

(3) 舞臺と紙芝居の內容

次いで繪噺紙芝居を構成してゐる舞臺と紙芝居の內容に就て、少し述べて見たいと思ふ。

(イ) 舞　臺

內地に於ける紙芝居業者の自轉車荷臺に載せた舞臺と小箱
（小箱の抽出の中には繪やら營業用の飴が入つてゐます）

繪噺紙芝居の舞臺の體裁は極く簡單な額椽應用のものから、數百圓もする屋臺形をした大形の隨分立派なものまで、種々雜多であります。之は各人の趣味に依り又は營業上の商策に依つて色々と差異がつけられるのでありますが、通常用ひられてゐる舞臺の型は大體一定して居り其の種類は餘り多くはありません。內地で營業用に用ひられてゐる型は四六倍版の大きさの繪を收容する程度の舞臺が最も普通であります。（菊倍版及地券版全紙四分の一の繪を製作してゐる所も多い樣であります）この舞臺と抽出のついた小箱とを自轉車の荷臺の上に取付けて居り走るときは、舞臺を小箱の上に倒して行動に便ならしめてゐます、これは極く少數ですが肩に舞臺と臺をかけ歩行するもの、又は小車やリヤカー等を利用して之に巧妙なる

舞臺を仕掛けたものなどあるやうであります。

本府で採用した舞臺は極く簡單な構造のものであつて、縦一尺三寸二分(五一・五糎)横一尺七寸(三九・五糎)幅二寸七分(七・五糎)、舞臺面縦一尺二寸七分（三八・二糎）横九寸(二七糎)で即ち四六全紙の八分の一の繪を收容するもので、内地の營業用舞臺より型は幾分大きく頑丈に出來て居ります。表面には申譯的な單調な彩色が施してあり裏面内側中央には繪を安定せしむる鋼鐵製バネが取付けられ、又上演者の便宜を考慮し舞臺の右側に繪を拔差し出來るやうな仕掛けがしてあります。兎も角舞臺の有無は紙芝居の興行價値に大なる影響を及ぼすものであるから是非なくてはならない、その主なる理由を例示すれば次の通であります。

○繪の携帶運搬に便利なこと。

○上演に際し繪を手で持ち添へる面倒のないこと。

○舞臺を用ひない繪は掛圖と同様な氣分を抱かせ、芝居じみた實感に乏しいこと。

○多くの舞臺は奥行があつて、深味がつけられてあるから視點を集中させるに有效であり又終幕に近ついても其の感じを與へず興味を殺がないこと。

(ロ) 繪の内容と構圖の變化

紙芝居の繪を畫くには一種獨特の「コツ」があつて、その色彩は手に取つて見て、美術的で上品なものであるより、粗野で濃厚な原色に近い色を用ひて強い線で多少毒々しい感興をもよほすやうに畫かれた繪が、舞臺に入れて見ると、廣い所で遠くから見てもはつきり良く寫ります。この點美しい上品な貴婦人と厚化粧した暗の女を聯想されますが、要するに纖細なる美術畫であるよりか、印象的で明確であることが肝要であります。そこで紙芝居を繪畫藝術作品として鑑賞することなく、芝居として即ち畫面の中の人物は芝居の俳優として見るやうにせねばならぬと思ひます。然しながらそれは程度の問題であるから、努めて俗惡なる色調を排して、藝術的なものとし、紙芝居から受ける直觀的影響を明朗ならしむると言ふ事を常に念頭に置き製作に工夫せねばならないと考へます。

同じ繪を多量に製作する場合印刷にしたら一枚一枚畫くより經費と時間の經濟になるではないかとの意見もあるが色刷

はやはり肉筆のやうな實感が伴はない嫌があるから一般に行はれてゐないやうであります。又挿繪などは文が主體で一つの所をピックアップして畫けばよいが、紙芝居は繪が主體で終りまでが繪であるから、次々の繪が有機的に相互連絡して次の場面へ何等かの期待を待たせるやうにしなくてはなりません。

繪の型に就ては舞臺のところで、述べて置きました。先づ出來上りの繪は厚紙に貼りつけそれに日本紙で縁を取り、一枚毎にニスを塗つて居ります。これは多くの人の手に渡る爲に損傷しやすい畫面と縁とを保護する爲でありまして、尚ニスを塗ることによつて、繪は光澤を増し一層はえて美しくなります。

ストーリーは多くは貸元が原作するのであつて大體の筋を作り、それを各場面々々についてシナリオ式な說明を與へて畫工に畫かすのであります。本府採用の繪は先づストーリーを詳細に脚色した臺本を作り、各場面々々を指定して畫工に畫かせて居り出來上りの繪は厚紙に貼付けるだけで縁を取つたり、ニスを塗つたりはして居りません。

構圖に變化あらしめるといふことは紙芝居に限らず映畫や此等に類した興行物でも同様であつて、最も重要な問題であります、同じ大きさの人物や景色が幾度も連續して現はれるやうな仕組であると、倦怠を感ぜしめ興味を殺ぎます。山川草木等適宜に盛り込み、人物も半身のもの、全身のもの、時には顏だけの（大寫しのもの大體クライマックスの場面に使はれる）等觀衆に一枚々々視點を集中させる樣畫面の變化に注意せねばなりませ

自轉車荷臺に載せた朝鮮に於ける官廳用紙芝居
（繪の畫き方が不味く斜になつてゐますが自轉車と直角に後向に立てるべきです）

ん。尚彩色の方法に就ても同樣でありまして、同じ色が連續することは面白くありません。要するに大きくしたり小さくしたり、或は強い線を表現したり、色の濃淡配合を鹽梅したりして變化あらしめ、單調なる場面の進行は出來得る限り避けねばなりません。併しながら畫面や色彩の變化にのみ重點を置き、紙芝居の中心となるべき人物の顏色や衣服などを畫面每に變化あらしめるのは、折角觀衆の腦裏に刻まれた影像を次々にくつがへし戶惑ひさせる嫌があるから此の點注意すべきであります。

構圖や色彩の變化に就ては參考迄に本府採用の生業報國を掲出した寫眞に依り簡單に説明して見ます。

三、紙芝居の現狀

(1) 內地に於ける現狀

紙芝居業者の熱演に魅せられて行く子供達（龍山にて）

內地に於ける紙芝居はキリスト教や佛教等の傳道や各種の宣傳にも漸次普及利用されつゝありますが殆んど大部分は紙芝居業者によつて占められてゐるのであります。紙芝居業者と言へば、通例紙芝居を自轉車に乘せて街頭に現はれるもの所謂賣子を指稱するのであるが、これ等のものに紙芝居を貸す配給元即ち貸元と紙芝居の繪を描く畫工とそれに飴を供給する飴屋等を包含して紙芝居業者と名附くるのが至當でありませう。

(イ) 賣　子

現在では大抵會員制度となつて居り、賣子は貸元の會員となつて每日新しい紙芝居を一日何程かで貸出を受け街頭に現はれて營業をするのであります。其の際紙芝居の原稿やストーリー等が別にないのでありますから大體の筋だけ

の說明を聞き、その後は自分の腕前によつて各巧みな話術で活かして行くのであります、そこで腕前の如何は人氣の有無となり、生活への問題ともなるのであります。賣子には夫々大體の繩張りが定つてゐて、その場所へ現はれる時刻が決つてゐます。そこで、その附近の子供は何時頃誰が何處に來るかを良く知つて居り、拍子木や鐵板の音色で何んであるかを聞き別けるやうであります。賣子の數は東京だけで二千四五百人、全國を通ずると四五萬人に上るさうで驚くべき數字であります。一人前の賣子になるには人にもよりますが普通一般に一月を必要とするやうでありその賣子の純收入は平均一月四、五十圓程度ださうであります。

(ロ) 貸　元

貸元は畫工を雇つて毎日新しい繪を次々に製作し、之を賣子に順々に持廻らせ使ひ盡して仕舞へば他に融通したも貸元によつては地方に支部を持つて使用させてゐる、賃貸は貸元本部では一日三組で二十五錢內外であるが、地方支部では其の半額程度で貸出してゐるやうであります。

(ハ) 畫　工

畫工には貸元に專屬のものと然らざるものとがあり又專業とするもの、內職とするもの等があります。其の製作工程は繪の種類、大きさ、又は人により差異がある樣であつて、大體一日に一卷(十枚から二十枚迄)程度多くて二卷位を描くさうであります。畫工料は一卷で一圓から二圓位までゞあるから、普通に描いて居たのでは一月三十圓程度の收入にしかなりません。そこで收入を增す爲には氣分の如何に關せず純然たる機械仕掛のやうに次から次へと描き續けなければならず相當の忍耐と努力とがいる樣であります。本府では朝鮮啓發協會に之を請負してゐますが、內地のやうに毎日違つたものを製作する要はなく同じものを多量に製作するのであるから、繪の基本畫を印刷しそれに彩色を施して居りますので、極めて能率的で內地の倍以上の實績を擧げてゐます。

(ニ) 飴　屋

紙芝居を見せて大多數の賣子は飴を賣つてゐます。飴は貸元で取扱つてゐるのと專門に賣つてゐる商店があり一つ一錢で賣つてゐる飴は二厘五毛位で仕入れてゐるやうです。

以上大體紙芝居業者の現狀に就て述べました。

(2) 社會問題と當業者の苦心

紙芝居が昭和四、五年頃から物凄い勢で普及しだした。その頃から識者間に一つの社會問題となり一時は業者の教養が低級なこと、又繪の内容が俗悪であるといふ教育的立場から紙芝居の兒童へ及ぼす弊害を考慮し各方面に非難が起り東京市内の小學校では見ることを禁止された所もあつたやうであります。紙芝居は一つの營業であつて兒童教育に對する知識や經驗のない業者が生活の方便として、ストーリーや繪を描き實演するのであるから中には教育上から見て適當でないものが包含せられるのは已むを得ないことで又假に教育と言ふことを考慮したにしても、教育的見地の下に止まつて仕舞つては子供に興味を感ぜしめないものになり易く、從つて商賣の方に影響すると言ふジレンマに陷るのであります。卽ち理論と實際とは併行し難い實情にありますが、現在では紙芝居業者の自覺により紙芝居の内容の改善を企て、業者の素質の向上に努力して居り又一方社會や學校に於ても紙芝居を見ることを禁止するよりか、これを教育的に内容を改善し、充分その機能を發揮せしむべしとする論も相次いで出るやうになり、漸次世上の認識も革りつゝある傾向にあるのであります。紙芝居の内容の改善と紙芝居業者の品性を高めその社會的地位の向上を目的として會員の研究や修養や會員互助の機關として業者を打つて一丸とする日本畫劇協會が安藤正純氏を盟主として創立されてから一層紙芝居業界が覺醒されて來たやうであります。

去る四月七日夜のラヂオニユース報道に依りますと街頭教育者として重要な使命を持つ紙芝居業者の素質向上の意味に於て日本文化協會主催の下に内務省・警視廳・小學校の御歴々を審査員として第一回コンクールが東京に於て近く開催せられ優秀者には文化賞が交附される模樣であります。

これは一面紙芝居が一般社會に理解と後援とを得たものとも考へられ、今後業界の刷新上喜ぶべき現象であると言はねばなりません。

(3) 紙芝居の取締制度

内地に於ける現在の紙芝居は一種の失業者救濟といふ意味も大いに加味されてか、之が成行などゝいふことは自然の趨勢に委ねられ又營業に關しても何等の制限規定もなく全くの

自由營業であります。又紙芝居の檢閲は屢々問題になる樣でありますが、一軒の配給元でも毎日三卷乃至六卷を製作するのであるからそれを毎日檢閲するのは、大變な煩勞であり又繪や筋のみ檢閲をしても、賣子がその通りやつてゐるかどうかを確めることは、到底困難な問題でありまして、結局檢閲制度は實施せられて居られないやうであります。又業者に對する直接の取締法規はなく街頭に於て實演する場合は治安警察法、警察犯處罰令、交通取締規則等の一般法規が適用せらるゝに過ぎないのであります。

(4) 朝鮮に於ける現狀

(イ) 紙芝居業者の現狀

朝鮮に於ける紙芝居業者の現狀は全くの草分時代であります。昨年二月頃京城に一人の賣子が現はれたのであるが、どうしたものかさつぱり人氣がなく遂に生活難に陷り擧句の果、自分の金入齒迄拔いて食ひ繋いでゐたらしいが成功せず何れかへ姿を消して仕舞つた。其の後六月を經て島某外四、五名の賣子が入込んで來ましたがどうやらその基礎を築いたものらしく、裏町の路次や空地等にお目見えして人氣を得てゐます。又釜山や大邱等の都市でも時々見掛けられますが、然し全鮮を通じて十名内外に過ぎない狀態であり、紙芝居は東京の貸元から殆んど大部分の供給を受けて居り時偶官廳向紙芝居製作所である朝鮮啓發協會（現在貸元ではない）より時局物を借受けて利用して居る模樣であります。

佛敎傳導用紙芝居（場面は蓮如さま）、舞臺はなく册子式であつて、畫面の三人の信者が立體的に浮出した樣に仕掛がしてある。
（東本願寺京城別院傳導用紙芝居）

傳導方面では東本願寺京城別院外一二ヶ所で昭和十一年秋頃から傳導用に紙芝居をとり入れ各々其の信徒方面から漸次一般へと熱心に呼びかけて居りま

す。この紙芝居は冊子式で一枚づゝ前へ倒すやうになつてゐて舞臺を必要としないところに特長があり又繪は立體的で各場面の主要人物が畫面から四、五分離れて浮出すやうに簡單な仕掛がしてあります。

(ロ) 官廳紙芝居の出現

昭和十一年九月頃紙芝居の持つ大衆性に着眼せられ遞信局に於て簡易保險事業の周知宣傳の爲乘出されたのを以て朝鮮に於ける嚆矢とし、次いで慶尙北道に於て農村振興運動方面に之を利用されたのでありますが、其の頃は未だ一部の地方に限られ試驗的な域を脱せぬ感があつたのであります。今次事變勃發により半島農山漁村大衆に對する時局認識宣傳の一手段として紙芝居が採用され、昨年十一月頃から本府文書課に於て大々的に製作に着手されるに至り著しく各方面に普及され愈々本格的登場となつたのであります。極く最近に至つて以上の官廳の外本府税務課に於て納税觀念の涵養に又朝鮮金融組合聯合會に於て金融組合事業の宣傳を目的として次ぎ次ぎに製作されるに至りました。

尙朝鮮軍司令部に於ても本年四月軍事思想普及を目的として紙芝居の製作に着手せられた模樣であります。

朝鮮に於ける紙芝居の發展過程が内地のそれと著しく趣を異にした所以のものは

○紙芝居業者方面は極めて微々たる存在であるに對し、民衆の指導的立場にある官廳方面の積極的乘出しにより紙芝居界が漸次開拓せられつゝあること。

○子供相手の紙芝居に主力を置かず淳朴な農村の大人大衆に呼びかけ、各種の宣傳と農村娯樂慰安とを兼ねたものであること。

○社會教育宣傳に主眼を置き興行的な營利を目的としてゐないこと。

次に紙芝居を取扱はれつゝある官廳及團體別にその内容を簡單に述べまして御參考に供したいと存じます。

○總督官房文書課

全鮮各道郡島に左の通製作配付された、紙芝居の内容は農山漁村大衆の時局認識宣傳物ばかりである。尙現在郡島に於て取扱はれつゝある之が實演の方法は郡島職員のみで行ふもの、面職員を指導し之に全權を委ねたもの、郡面協同

實施のもの等があるが最も實績の擧つてゐるのは、面職員を主體とし郡島職員が之に應援する方法を採用せられた向であります。

配付年月	種類	本府製作總數	配付内譯	摘要
昭和十二年十一月	支那事變と銃後の半島	二八枚組 二三四組	道郡島各一組	舞臺添付
昭和十二年十二月	生業報國	一六枚組 一二七組	道一組二郡島一組の割	
	金少佐の奮戰	一五枚組 一二七組	同	
昭和十三年一月	愛國少年	一六枚組 一二八組	同	
昭和十三年三月	樂土半島	一六枚組 一二七組	同	
昭和十三年四月	金兄弟の忠誠	一六枚組 一二七組	同	近日中配付せらるゝ豫定

以上の通り製作夫々配付せられたのでありますが、紙芝居が如何に農村大衆の心理をしつかりと把握し、樂しみの中に時局を明確に認識させるものとして、簡便で而も時局宣傳に適したものであるかと言ふことは、本府に於て製作配付せられたる後、次の通追加購入申込のあつたことによつて、充分に察知することが出來ると思ひます。

時局認識宣傳紙芝居別購入先調表（本府製作配付の分を除く、製作所調査に依る）昭和十三年四月二十日現在

購入先＼種類	支那事變と銃後の半島	金少佐の奮戰	生業報國	愛國少年	樂土半島	金兄弟の忠誠	計	摘要
京畿道	—組	三組	—組	四組	—組	—組	七組	郡より申込の分を含む
忠清北道	七	七	七	三	—	—	二四	〃
忠清南道	二七	二九	二五	二	—	—	八三	〃
全羅北道	二六	二九	三〇	一一	七	—	一〇三	〃
全羅南道	三〇	三一	三二	一五	—	—	一〇八	〃
慶尚北道	四	三	二	二	五	—	一六	〃
慶尚南道	八	八	九	三	—	—	二八	〃

黃海道	｜	二八	一三	一四	｜	｜	五五	〃
平安南道	八	七	七	｜	｜	｜	二二	〃
平安北道	九	九	八	四	｜	｜	三〇	〃
江原道	三	｜	三	｜	｜	｜	六	〃
咸鏡南道	四	五	五	｜	｜	｜	一四	〃
咸鏡北道	｜	一〇	九	｜	｜	｜	一九	〃
道及郡軍事後援聯盟	八	六	｜	｜	｜	｜	一四	江原道軍事後援聯盟 忠北、郡軍事後援聯盟
警察部	一五	一五	一三	一〇	一〇	｜	六三	忠南
警察署	三四	三四	二九	二一	六	｜	一二四	慶北、慶南、全南 忠北、平南の警察署
普通學校	一九	一六	｜	四	｜	｜	三九	主として慶北 平北、平南
水利組合	三	｜	二	｜	｜	｜	五	慶南
金融組合	｜	二一	｜	｜	｜	｜	二一	黃海道
漁業組合	二	｜	三	｜	｜	｜	五	江原道
鮮內教化及宗教團體	五	四	｜	三	｜	｜	一二	
計	二一二	二六五	一九七	九六	二八	｜	七九八	

備考　右調表中「樂土半島」の部數少きは三月中旬配付せられたばかりで未だ行渡つて居らない關係であり又「金兄弟の忠誠」は未だ配付せられて居りません。

○軍部紙芝居

過般紙芝居に依る北支派遣部隊慰問團來城の際朝鮮軍司令部に於て紙芝居を試演されました所紙芝居が簡易で而も面白くものを理解せしむることが出來ると言ふ點を御認めになり、其の後朝鮮啓發協會代表者を御招きになり色々と御研究になつた由であります。其の結果我が半島大衆に對する軍事思想普及を目的とした紙芝居を採用され四月上旬「銃後の國防」と題する紙芝居を試作せられ愈々積極的に乘り出される模樣であります、之が實演は今の所如何なる方法を講ぜらるゝか判明致しませんが、兎も角近日中には

都市の街頭は勿論農山漁村の各部落に颯爽として登場し大衆の腦裏に軍事思想を笑の中に植付て行くやうになるのであらうと思ひます。

○財務局稅務課

本年二月時局認識宣傳と納稅觀念の涵養を目的として、ストーリーを懸賞募集し、當選作「納稅優勝旗」一組二十一枚組五十組及「光ある道」一組十三枚組五十組を製作各稅務監督局に送付され次いで第一線の稅務署に配付されたやうであります。從來一般に好感を持たれなかつた納稅觀念を是正し漸次明朗化して進んで笑つて納める樣に啓發せられることでありませう。

○遞信局

當初は簡易生命保險の事業周知宣傳を目的とし製作せられたが、支那事變勃發以來本府の計畫に順應し簡易保險の色彩を多少取入れた時局物が製作されるに至つた、紙芝居の利用系統は遞信局に於て製作地方分掌局に配付され、一定の期限付で第一線の郵便局所に巡回貸付せられてゐます。遞信局は朝鮮紙芝居界の皮切りだけあつて、各地に於て多大の效果を收め保險契約の申込や豫約は勿論失效解約の防止保險團體の結成促進、收穫期特別募集期間に於ける準備工作公職者等地方有志との連絡提携實現に寄與し、其の他各方面に亘り簡易保險事業の圓滑なる進捗を見つゝある模樣であります。紙芝居の製作內容は

種類	遞信局製作數	摘要
明暗	一三枚組三一組	簡保事業周知宣傳物
二つの村	一四枚組二五組	同
興市傳	一三枚組一三組	同
更生	一四枚組五六組	同
復興の扉は開く	一四枚組四六組	同
半島青年の忠誠	一四枚組二三組	時局物
護國の二柱	一四枚組二五組	同

この外京城遞信分掌局に於て地方色を取入れた時局認識と簡保事業の周知宣傳を兼ねた「赤誠」が製作された模樣であります。

○慶尙北道

昭和十一年秋、上瀧知事閣下が農山漁村振興運動には、講演會や座談會其の他色々の方法もあるが、農山漁家にはそれ等のものを通じて指導するのもよい、然し笑の內に自奮

自立の精神を涵養し之が更生を計るのが最も卑近で效果的であると言ふ見地から發案せられ紙芝居の出現を見るに至つたやうであります。そこで道農村振興委員會の一部門として娯樂敎化委員會が設置されて紙芝居に關し鋭意工夫研究を重ねられた結果試驗的に三種のストーリーを作り市内の看板屋さんに描かして、農村で試演會を開催した所素晴しい反響を得たので道に紙芝居專任の職員を採用され、いよ／＼本格的に紙芝居が農振運動に登場したのであります。今では各郡にも同様な委員會が組織され一郡五六名の解說者が選ばれて、道で製作された紙芝居を購入利用する外積極的に郡の實態に卽したものを製作せらるゝ機運にあります。

娯樂敎化委員會の內容に就て簡單に述べて參考に供したいと存じます。

趣旨　都邑、農山漁村の通俗敎化、民衆娯樂に關する研究調査、施設指導を行ふ爲。

機構　道に於ては道農村振興委員會中の一部門として、道娯樂敎化委員會を置き委員長(李産業課長)委員(農村振興關係各課の屬其の他の係員)若干名を以て組織す。

郡に於ては郡內務係主任を委員長に關係職員を委員とす。委員中適當なる者を講師に委囑し紙芝居の巡回實演を行はしむ。

事業　隨時委員會を開催し前記趣旨に基き之が具體的方策を決定實施す。

慶北に於ける紙芝居の製作內容は

題名	組成	備考
桃花洞	一七枚組五〇組	
自力	一七枚組五〇組	
更生	一三枚組三〇組	
蠶の神秘	三六枚組二五組	
蠶の漫畫	一二枚組一組	
若人よ斯くあれ	一二枚組一組	
更生の道	一五枚組一組	
支那事變と聖戰喇叭	一七枚組三〇組	時局物

朝鮮金融組合聯合會

金融組合事業宣傳の爲、早くから紙芝居に着目され色々と工夫研究を加へられた模樣でありますが、愈々本年三月具體

的に之が實現の便に至り「婦人の力」「甦へるもの」「明るい村」各十四枚組三編が製作され全鮮各金融組合に配付又は夫々各自に購入利用せしめられることゝなつたのでありま す。

この外現在研究中の向は相當多數にのぼる見込でありますが、目下判明して居るものは本府農村振興課、本府衛生課及鮮滿拓殖株式會社等で近く具體化されるものと豫想されます。

四、紙芝居の實演に就て

紙芝居が「芝居もどきである」と言ふことは既に述べたのであるが、要するに紙芝居の對象である無智な大衆と子供に對し、その目前にある美しい面白い繪を巧みなる解說や「セリフ」なりにより一層強く興味心を煽つて行く、その有樣が宛然芝居を打つてゐるやうな感じが出なければならない。その爲には「ストーリー」や繪が非常に重要な役割を持つことは勿論であるが、舞臺に嵌めた繪を一枚々々繰り乍ら進行して行く場合、何と言つても「ストーリー」と繪とを活かす話術卽ち笑はせ方、泣かせ方、聽かせ方等が巧妙に加へられなければ、如何に「ストーリー」や繪が立派に出來て居ても單なる繪噺となり、紙芝居本來の機能を充分に發揮したとは言はれません、どんなつまらぬ紙芝居であつても、話術の如何では娛樂の殿堂ともなり又寄席にも變るのであります。此の點紙芝居業者が之を以て生活の糧とするだけあつて、日々話術を硏究し、獨特の洗練された腕前を持ち、本當に子供の胸に落ちる話を巧妙な話術でやり彼等の掌中に子供の心を握つて仕舞ふのであります。

朝鮮に於ける紙芝居は官廳や團體に於て、製作實施せられて居ります關係上之が實演も第一線の官廳や團體の職員によつて行はれてゐるのであります。

由來官廳や團體等でやる宣傳物は差當つて之が說明者に困難を感ずるのでありますが、紙芝居に限つて、その解說なり「セリフ」なりが極く簡單であつて、常業者のやうな眞似は出來難いかもしれぬが、誰でも平易にやれる。殊に一寸話術の上手な人又は多少共芝居氣のある人であれば數回の練習で容易にやりこなすことが出來ます。先般地方に出張致しました際第一線の郡や面の職員の方が部落で實演して居られる狀

景を數回拜見致しましたが、從來紙芝居に對しては餘り體驗のない方々が、どうしてあれ程流暢にしかも巧みに少しのぎこちなさもなくやれるのだらうと、只驚嘆致しました次第であります。これは郡面の職員の方々の熱と意氣に因ること勿論ですが、紙芝居が誰にも出來ると言ふ普及性を裏書するものであると存じます。

紙芝居の內容的效果を充分に發揮せしむる爲めには紙芝居の種類によつて、その解說の方法を幾分加減すべきで、卽ち活劇物は活辯式に悲劇物は新派の「セリフ」口調を取り入れ、漫畫物は漫談的にやることが內地に於ける一般的情勢で、最近紙芝居の敎育化が叫ばれる樣になつて、これ等のものは漸次童話的に日一日と進歩する傾向にあるやうであります。

朝鮮は紙芝居の對象が子供ばかりではなく農山漁村の無智は大人大衆である點に於て、內地と實情を異にしますから、活辯式や童話式では「ぴつたり」と來ない所があります、そこで色々研究して見た結果、朝鮮在來の新派口調に依り解說するのが最も平易で氣分が出るやうであります。

(1) 舞臺裝置の場所

學校の敎室や部落集合所等家の內でやるときは、舞臺を置く手頃な臺が必要であり、其の臺の高さは觀衆が腰掛けてゐるときと、座してゐるときとが想像せられますが、何れの場合に於ても觀衆の注視を集中せしむる爲め目の高さ以上で而も實演者の動作に便なる程度であることが必要です。又市日や部落の廣場等戶外でやるときは臺があれば結構ですが、自轉車の荷臺を利用するときは、觀衆が子供であるか、大人であるかによつて、其の儘でやつたり又は小高い所を選定したりすべきであります。

(2) 實演前の準備

(イ) 凡そ紙芝居は、實演者の話術如何に依つて其の興味を決定的なものたらしめるものであることは既述の通であるから、添付臺本を反覆熟讀し、「字句」の上ばかりでなく其の筋書の內容に深く入つて、充分氣分を出す樣事前に努力せねばならない。

(ロ) 映畫、芝居其の他の興行物は殆んど總てが觀衆の興奮劑として色々な樂器を伴奏に用ひて居り紙芝居業者も子供に對する呼出合圖と伴奏を兼ね必ず拍子木を持ち尙鐵板、銅

鑼、大鼓、蓄音機其の他色々な樂器を以て興を添へるものが多い、慶尙北道では朝鮮在來の樂器である錚(꽹거리)や鉦(징)や銅拍子(제금)を使用して居られます。

(ハ) 観衆の數は繪畵の大きさから言つて、せいぐ〵百人から最高百五十人程度を限度とすべきである。

(ニ) 官廳物は主として時局認識や官廳事業等の周知宣傳が目的で、而も紙芝居の內容でもあるのであるから極く簡單にその目的に關する講話をなし豫備智識を與へること。

(ホ) 観衆の年齢、智識の程度等を先づ見定め之に應じて多少解説なり「セリフ」なり(以下單に解説と稱す)の方法を加減せねばならない。

(ヘ) 夜間實演の場合は舞臺に照明装置を施し成るべく観衆席を暗くすること。

戸外に於ける實演方法
(舞臺の高さ、演者の位置等注意のこと)

(3) 説明の仕方

(イ) 實演せんとする一組の紙芝居を差違ひのない様先づ以て順序良く取揃へ舞臺に入れ、先づ最初に現はれるテーマ(表題)を讀上ぐること。

(ロ) 實演者は繪を抜差しする方に起立し(座つてゐてはいけない)畫面に注意を集めたり観衆の方を見たりして解説に當るべきです。舞臺の後に立つたりあらぬ方を見つめてやつたりすると如何に熱心であつても眞の迫力が出ないと思ふ。

(ハ) 解説は必らずしも臺本にのみ捉はれる要はない、地方の實情により、観衆の如何によつては、畫面に相應した時事ニュースや、その地方の適切なる事例などを折込み適宜鹽梅變更する方が、便宜であるばかりではなく効果

の多い場合があるが、特に注意すべきは餘りに脱線せぬ様心掛くべきであります。

(ニ) 幾度も演つて馴れて來ると、話に熱が入り過ぎ觀衆を見廻してばかりゐて、畫面を見ない場合があつたり又は初心者等は偶々繪の順序を誤つたり、飛ばしたり、解説の終らぬ前に周章て、次の畫面に移つたりすることがあるから注意すべきであります。

(ホ) 解説には色々抑揚のついた聲色や簡單な所作が自然的に現はれることは望ましく是非必要であるが、取つてつけた樣な節があつてはならぬ。又官廳事業であることを常に念頭に置き品位を失はないやうに、心掛けなければならない。

(ヘ) 解説は畫の如何によつて、殆んど瞬間的のものと割合内容が多く詳解を要し暇どるものとがあるから、充分繪の本質を確めて置く必要があります。

(ト) 繪一枚の解説時間は繪の内容と一組の繪の枚數の如何にもよるが一分から最大限二分以內たらしめねばならない。

(チ) 解説は簡明で而も餘裕綽々たる所があらねばならぬ、一本調子や早口は勿論漫然と同じ繪にこだかわるのは最も面白くないことである。

(リ) 繪の拔替は必ずしも臺本の各節の終りにする必要はない場合に依つては、一節の途中で拔替へる必要さへ認めることが出來る。「繪の拔替と說明とが間髮を容れず偕調を保つて行はれること」は、實演效果の大半を占める重大事項でありませう。

(4) 實演後の措置

(イ) 實演後は觀衆の認識を一層深からしむる爲簡明に結論的な講話を爲すこと。

(ロ) 紙芝居や事業の內容又は時局の動向等に付觀衆側に質疑があつても逡巡し意思を發表し得ない場合がありますから、成るべく此方から働きかけ誘導すること、又解答は親切丁寧なることを要します。

(ハ) 適宜觀衆の紙芝居に對する感想や覺悟等を聽取し紙芝居の一般的效果如何を又將來紙芝居を改善する場合の資料たらしむるやう心掛くべきであります。

五、紙芝居の普及性と宣傳價値

最近の子供達は實に豐富な娯樂機關に惠まれ、その生活内容を益々潤澤ならしめて居りまして、紙芝居よりもつと面白く、魅力があり、高尙な娯樂と言ふものは外に澤山あるのでありますが、今日の如く紙芝居が非常に發達し而も朝鮮の現狀に於けるが如く農村大衆敎育に迄進出するに至りました所以のものは、特に紙芝居のみが持つ特色卽ちその普及性と宣傳力が頗る大であると言ふ點にあると思ひます。

(1) 紙芝居の製法や實演の容易なこと

何故かと言へば他の娯樂や宣傳もの、例へば映畫について考へれば一本の映畫を作製するには相當の月日や經費を要するのであるが、紙芝居は「ストーリー」さへ出來れば一巻位僅かの經費で而も其の日の中にも描かせて直ちに間に合はせることが可能であります。そして紙芝居の實演には映畫のやうに色々な準備や設備等を必要としないのみならず觀衆を集合せしむるのに、一定の時間や場所の制限がなく、晝夜を分たず如何なる場所でも僅かの時間を利用して適宜に演じ得る特長があります。又紙芝居は其の内容が極めて單純であつて少しの度胸さへあれば、誰でも容易に實演者となり得る、之が宣傳上の大なる武器であり萬人向のする所以であります。特殊の專門的技術を要するものは大衆的な普及化は望めるものではありません。

(2) 紙芝居の對象たる觀衆の立場から觀て

紙芝居の對象である觀衆にとり物質的にも時間的にも經濟的であり、最も簡易に卑近に求め得られ而も視覺と聽覺とに訴へる娯樂物である。又紙芝居はこれを觀賞する爲にも何等の豫備知識を必要としません。映畫や芝居は質的に色々な階級があり且各人夫々な好みと言ふものがありますが、紙芝居は一本調子であつて質的な限界はなく、子供や無智な大衆を對象としてゐます。假に高級な映畫や歌舞伎芝居などを子供に觀せた所で到底眞からの魅力や興味心を湧かすことは望めないことであつて、ましてや淳朴で判斷力に乏しい朝鮮農村大衆が之をよく玩味して關心を抱くなどゝ言ふやうなことは、想像し得られないことであります。從つて、これ等の各階層に對しては、夫々それに適應した對策を講じ、娯樂や宣

傳の手段としての價値をより一層效果的ならしむることが肝要であります。

（3）宣傳力效果方面から觀て

我が國現下の非常時局を國民一般に認識せしむる爲には、どうしても此の觀衆を沒却しては如何なる施措も徹底を期し難いものと思ひます。そこで今日の時局を新聞やラヂオ等の文化的設備を有せない、朝鮮農村大衆に認識せしむることは仲々容易なことではありません。殊に國語を知らないものや、全鮮農山漁村を通じ人口の五割を超ゆる文盲者に對して迄もと言へば、諺文パンフレット、時事ニュース寫眞、映畫講演會、座談會等に依る宣傳方法も考へられますが、何れの場合も「ぴつたり」と大衆の腦裏に刻みつけることは簡單に出來るものではないのであります。然るに效果的に見て現在一般に最も歡迎せられて居る人氣者は、何と言ふても紙芝居であつて、最も强力な宣傳物であります、それは既に各項に亙つて詳述致しました通宣傳のみに主眼を置かず娯樂機關に乏しい農村大衆に娯樂と慰安を與へる爲であり、知らず〲の間に時局の認識を植付けて行くからであります。（以上は時局宣傳を引例しましたが官廳物はすべてに之に當嵌るものと存じます）

紙芝居に併行して、現在時局認識方面に相當な成果を擧げてゐるものに警察官駐在所を中心とする時局座談會がありますが、此の方面にも漸次紙芝居の宣傳力を認められ積極的に座談會の一つの行事として取扱はれる向が最近頓に多くなり座談會は紙芝居の出現によつて一層有意義なものとなりつゝあることは喜ばしい限りであります。

六、紙芝居の教育的應用

當初は紙芝居業者の生業として、單に興行的意味に於てのみ行はれ教育的には考慮を拂はれてゐなかつたやうであるが、社會の要求に基き漸次「ストーリー」の内容や繪の描き方や又解説の仕方も研究改良され、更に紙芝居業者の自覺と相俟つて、次第に進步し教育的内容も大いに加味せらるゝやうになり、從つて子供に及ぼす好影響も自然に現はれるに至つたのであります。そこで學校方面に於ても從來校外教育としての見地から紙芝居の具有性に重大關心を拂つて居つたの

であるが、漸次紙芝居の卑俗性とその風教上面白からずと言ふ先入觀が次第に薄らぎ愉快な而も兒童にふさはしい情操敎育的なものとして又兒童の環境の一として認識せられ、中には積極的に之を科外敎辨物として取り入れ、利用される向が多くなつて來ました、これは考へ樣によつては紙芝居業者に厭倒された形でありますが、事實は無邪氣で感受性に强い兒童に直接紙芝居の及ぼす影響が如何に重大であるかと言ふ點に着眼され、紙芝居の持つ簡易さと感化力を敎育的に研究された結果自然に斯の樣な機運を釀成したものではないかと思はれます。

慶北の初等學校中には兒童に「ストーリー」を考案させ、繪を描かし、これを學藝會で兒童自身に實演させてゐる所があります。これは兒童の創造力や發表欲を養成し、從來往々にして、詰込敎育、卽ち敎育が與へることのみに捉はれ勝ちであつた點を補ふと言ふ意味に於いて、誠に結構なことであると思ひます。學校紙芝居の分野は極めて廣範圍であり、題材なども容易に而も手近に求められます。修身や國語や國史其の他各敎科目などの敎材として、紙芝居を用ひるときは、面白く愉快に內容を明確に理解せしむることが出來て最も效果的ではないかと考へられます。

七、紙芝居利用に依る施政宣傳の實際と吾人の覺悟

內地に於ては最近識者間に紙芝居の效果が漸く認められて、各方面に相當活用されるやうになつた、內務省では純眞な子供を通じて母へ、母と子供から父へと言ふ行き方で選擧肅正運動に、或は敎化方面や衞生思想普及に利用され、殊に陸軍省では之を重大視して、軍事思想普及方面に積極的に乘り出して居られるやうであり、滿鐵では之に依つて滿洲を子供に正しく認識させようと「曠野の赤場」と題する紙芝居五卷六十枚が製作された模樣であります。然し此等の官廳物は總て紙芝居業者を通じての宣傳でありますが、我が半島に於ては既述の通官廳又は團體等が夫々直接間接の系統に於ける第一線機關の職員を動員して、その衞に當らしめ半島施政の周知宣傳を主眼として大衆に呼びかけて居るのであります。

全鮮を通じ時局物や事業の周知宣傳物が既に二千組以上製作されて、各面各部落の至る所に進出して、部落民に見參し

非常な熱心さと感激とを持つて迎へられて居りまして、宣傳の精神が具體的に紙芝居を通じて、民衆に植付けられ、その感化影響たるや實に偉大なるものがあると信ずるのであります。

第一線の職員の方々は、管内隅なく普遍的に行き渉しめ一人でも多く之が感激と興奮に浸らせたいと言ふ希望から種々工夫研究され、夫々非常な苦心と努力に依り實施されて居られるやうでありますが中には、内心官廳又は團體職員として民衆に對し優越感を持ち、體面や體裁を考へて、藝人のやうに子供や大衆を相手にあゝした下品な而もあんな聲色なんか出來るものかと云ふもの、或は紙芝居なんか子供を欺瞞するに過ぎない、大人に對して關心を持たせ興味や、感激を湧かすなどゝ言ふことはあり得ない、全く馬鹿げた眞似だ等と云ふ誤つた考へを持つものがないでもないやうであります。然しものは考へやうで如何樣にも解釋することが出來ますが、一昔の役人ならばいざ知らず、我が帝國は今日古今未曾有の非常時局に際會し、吾々職を官に奉ずる者は其の階級と所屬の如何に拘らず一切を超越して、上下一致となり飽くまで實踐躬行以て民衆を率ひ、官民一體となつて時艱の克服、國難打開に邁進しなければならぬ秋でありまして、くだらぬ體裁や時代後れの思想などにこだわるのは以ての外のことであると言はねばなりません。

朝鮮に於ける紙芝居は最近著しい發展を遂げたとは言へ、未だ／＼前途遼遠たるものがありますから此の際紙芝居の持つ使命に就て、充分認識すると共に大乘的見地の下に之を立派に守り育てゝ行きたいものと存じます。そこで現在時局認識宣傳や事業内容の周知宣傳の爲配付され、貸付された紙芝居を極力部落の隅々まで萬遍なく活用せらるゝと共に、夫々各道各郡島其の他第一線機關の自主的發動に依り地方色豐かな紙芝居をどし／＼と製作され、益々新鋭なる偉力を發揮するは勿論紙芝居業者厥起の素地を開拓せられると共に之を指導統制し、相互に提携して以て施政の方針や社會教育宣傳の手段として、將又半島農山漁村大衆の娯樂慰安の寵兒として、我が半島に益々擴充强化さるゝやう一層の努力と研究あらんことを念願致します。

以上紙芝居に就て、まとまりもなく述べましたが、職務

に逐はれ深く研究する機會もなく、やつと原稿締切日に間に合せました關係上、實際と相違したところも相當あるのではないかと思ひます。此の點御諒察賜り幸ひに各位の御教示を得ば欣快これに過ぎるものはありません。

(紙芝居)生業報國

イ、解説臺本概梗

ロ、構圖の變化

表紙

第一景

イ、我が帝國未曾有の非常時局を認識した部落民は夫々の生業に懸命にいそしんでゐる際全君は毎日酒色に耽り遊んでばかり居た。これを眺めた友人韓青年は眉をひそめずには居られなかつた。

ロ、酒をのむ全君を見る韓青年、バック酒場、中景(上半身を描いたもの)

第二景

イ、ある日韓青年は酒店から出て來る全君とバッタリ出會つた

全「やあ、今日は韓さん、仲々御精が出ますね」

韓「全さん支那事變が起つてから部落の人達は安閑として居ては申譯ないと大いに働いて居る今日君は何故酒にひたつて仕事をしないのか」

全「生業報國だ國防獻金だ慰問金だと言ふて、働いて出せとやられちや浮ばれない、それより酒でものんだが面白い」

韓「それは大變な考へ違ひだ」

と次のやうに語つた。

ロ、韓青年全君の對面　バック　田園　中景

表紙　一景　二景　三景

第三景

イ、南總督閣下を初め全鮮の郡守さん達が朝鮮神宮で半島同胞の生業報國をお誓ひになつた、非常時に吾々國民が一層働かねばならぬ理由と言へば、

ロ、朝鮮神宮に於ける生業報國宣誓式　バック朝鮮神宮　極小景（群衆を描いたもの）

第四景

イ、暴戻支那軍を撃滅するには食糧、武器、彈藥其の他色々莫大な費用を必要とします、帝國は常時充分な準備があり心配することはないが油斷は大敵です。

ロ、皇軍の武器　バック海と青空　小景（全身を描いたもの）

第五景

イ、皇軍の向ふ處敵なく連戰連勝して居るが、何分廣大な領土の支那であり、又野心を持つ尼押の國があるから、東洋永遠の平和を確立する爲には徹底的膺懲が必要だ。隨つて事變も益々擴大し長期に亘るものと覺悟せねばならない。

ロ、赤魔の取付いた支那軍を刺す。バック無地　中景

第六景

イ、如何に長期持久戰となつても、日本と支那とが手を握り合ふ朗らかな支那となる迄あくまで戰ひ拔く準備が必要だ。その準備は國民が節約することも大切だが生産を増し富を殖すことだ、從つて國民は自分の仕事に一層勵まねばならぬ。

ロ、朗らかに手を握る皇軍と支那人バック日滿支地圖　小景

四景　五景　六景　七景

第七景

イ、即ち吾々農業者は、例へ一合の米、一斤の綿花、一匁の繭でも多くとる樣努めねばならない。

ロ、一家總動員の農家刈入　バック田園　中景

第八景

イ、又山國や鑛山方面に働く人は一俵の木炭一貫目の石炭でも多く取るやう働かねばならぬ。

ロ、炭鑛夫の採掘と運搬　バック坑口　中景

第九景

イ、一方漁業者は一尾の鰮でも多く漁獲し食糧、油、肥料とし又一個の罐詰でも澤山作るやうに心掛けが必要です。

ロ、漁網の引上げ　バック海岸　極小景

第十景

イ、こうした農山漁村の働きに依り食糧や色々な工業原料が豊富になり工業は勿論商業も益々隆盛となるのであります。

ロ、織物工業と女工　バック工場内部　小景

第十一景

イ、そして生産した多くの物資は輸入を減じ、かへつて外國に輸出される様になり國富は次第に增して行きます。

ロ、汽船に荷積み　バック海と汽船　中景

八景　九景　十景　十一景

第十二景

イ、皇軍は世界無敵であり、國力が充實すれば如何なる長期抗戰も問題ではない。反對に支那の國民は政府の言ふことを聽かず又政府は次第に軍資金はなくなり、兵隊は逃出す有様であるから最早や戰の結果は明瞭で支那全土の山野に日章旗が飜り東洋に平和が訪れて來ます。

ロ、萬歳を叫ぶ兵士と日章旗　バック曠野と城壁　中景

第十三景

イ、國民が一致團體して働いた結果は東洋平和を確立し又國民各自の所得であり財産だ、愛國の發露として獻金するのは各自の自由だが日本政府は支那のやうに國民の財産を勝手に取り上げることは絶對にしないのだ。

ロ、貯金通帳を見る部落民　バック野原　極小景

第十四景

イ、韓青年の話を聞いた全君はハラ〳〵と涙を流し。

全「韓さん私はなんといふ馬鹿ものでせう。當局の方の御

苦心も知らず遊び暮した自分の考へ違ひが恥しい。吾々國民が大いに働くことは帝國の爲であり又自分の爲であることが良く判つた」

翌日から更生を誓つた全君の希望に滿ちた姿が現はれた。

ロ、希望に滿ちた全君　バック農村　大景(顔だけの大寫し)

生業報國中、クライマックスの場面で希望に滿ち滿ちた所を表現する爲特に強い線を用ひる。

第十五景

イ、諸君、吾々の働きは戰地の皇軍を元氣づけるばかりでなく、自分の所得であり財産である。國民各自の財産は一丸となつて帝國の富となり、その富の増大は如何なる大敵にも撃ち勝つ原動力となるのである。

畏れ多くも　明治天皇の御製に

國をおもふみちにふたつはなかりけり

軍の場にたつもたゝぬも

とおふせ遊ばされ吾々銃後國民の進むべき道を御示し賜ふたのであります。

吾々は戰地の兵隊さんの苦勞を思ひ大いに働きませう。

ロ、御製謹書　バック戰地の皇軍と銃後國民の活躍　小景

(終)

十二景　十三景　十四景　十五景

參考

講圖は朝鮮啓發協會に於て繪を描くに當り考慮せられたもので一組一五枚で、その中大景一、中景七、小景三、極小景四であるが、出來得れば各景の數は餘りに差異のないやうにしたいと思ふ。

之が解説の總時間は十五分から二十分以内に於て適宜伸縮すべきであります。

○――――

農村振興上指導者としての自覺と信念

增田收作

朝鮮に於ける農村窮乏の原因は、各種の方面から見て、多々數へ擧げることが出來るが、其の根本的なものは、何と言つても「農村人の無自覺」と云ふことにあると思ふ。之は識者の論ずるばかりでなく、朝鮮の農村を語る程の人ならば、誰もがよく言つて居て異論のない所である。故に總督府を始め各道に於ては、之が對策を講ずることの、農村振興上最先の急務なることを稽へ、農村中堅青年養成の施設をなし、或は各種の講習會を開催する等、方法を究め手段を盡して、一意農村人の自覺心の喚起に、信念ある農村人の育成指導に、格段の努力を拂つて居るのである。げにや農村人をして自覺ある樣導くことは、農村指導の究極の目的であり、又其の出發點でなくてはならぬのである。

然るに朝鮮現在の農村人に、農人としての自覺を與へ、農民としての信念を把持せしめんとすることは、極めて困難なことであつて、之が爲めには色々の方法を必要とするであらうが、指導の母體とも云ふべき指導者自らが、自分は農村指

導者であると言ふ固き信念と強き自覺とを持つことは、其の最先であり、先決の問題であると思ふ。

「他を燃さんとするものは、自ら燃え得るものならざるべからず」とは、常に眞理である。自らは氷の如き冷さで他を燃さんとするが如きは、絶對に不可能であると同樣、自分には指導者としての、自覺もなく信念もなきものが、農人に對して其の自覺を求め、信念を望まんとするが如きは、恰も木によりて魚を求めんとするものと、其の類を等しくするものである。然らば農村振興上指導者として如何なる自覺が必要であり、如何なる信念を持つべきか、以下少しく之れを述べて見たいと思ふ。

一、農村は強しとの信念

皇軍の往く所敵なく、戰へば必ず勝ち、攻むれば必ず取るの有樣は其の敵手の何國たるを問はぬのである。之は 皇室の御稜威によるは勿論、我が軍の兵器兵略の優れたる點もあらうが、我が忠勇なる將士の間に「日本軍は強きものなりとの必勝の信念」が、傳統的に漲つて居ることが、最大の原因をなして居るのである。之と同樣に「農村は強きものなり」との堅き信念を指導者が持ち、農村人が自覺する時、農村は眞に強く立ち行き得るものであることを信ずる。然るに動もすれば、指導者自身に於て「農村は引き合はぬものであり」「農業は立ち行き難きものである」と農村を悲觀した弱々しい考へを持つものもあるが、之は大なる間違ひである。

引き合はぬもの、立ち行き難きものと云ふことは、言ひ換ふれば指導に可能性のないことを卿つものである。指導者が斯かる氣持では、農家の更生は得て望むべからずである。故に農村の指導者としては、斯くの如き弱々しき考へを絶對に排擊し、農業は引き合ふものであり、有利なものであるとの確固不拔なる信念の下に立つて指導をなすことが必要である。夫には農業が其の本質に於て強く有利なることを明かにする爲「斯くすれば斯くなるものなり」との事例を作り上ぐることに努力しなければならぬのである。

之につきて朝鮮には非常によい事例がある。即ち各道に於ける從來の普通學校の卒業生指導施設が夫である。現に全鮮一千の指導學校は、萬餘の指導生の一人々々をよく見守りて

之に對して其の更生に必要なる調査をなし、計畫を樹立して農人としての教養に營農の改善に力强き指導を加へ、堅實なる一家の更生に專念して居るのであるが、其の結果若冠二十歲前後の青年が、多額の親の負債を償還し、更に一家を更生の域にまで進めたる實際を見るに至つた。此の事實を體驗せる學校長始め職員は、益々指導信念を堅くし、指導生亦先輩の實績を範として一層の努力を續け、斯くして教師も指導生も一體となりて、斯くすれば更生し得るものなりとの强き信念を持ち、農業の强きを理解し、農を樂しみ農村に安住するの事例を、幾らも見得る樣になつた。

又農村振興に於ても、指導者の不撓不屈の努力は、農家をして更生計畫の實行に邁進せしめ、遂に之を達成して異常なる實績を擧揚し、永年苦しみたる負債の重壓は淸算せられ、食糧の問題は解決して春窮の惱みは霧消し、生活は安定して更に向上の一路を辿らんとする農家を隨所に見得るに至り、計畫の功德を如實に顯現する樣になつた。此の事實を體得せる指導者は、農家更生計畫の遂行によりて、始めて農家は更生して强く、農村は振興して明朗となることを確信し、一層之が實行に努力精進して、益々其の効果を擧げつゝあるの有樣であつて、實に悅ばしき限りである。

然るに多くの指導者の中には、未だに農家を更生せしめたる體驗を有せざる爲、此の更生計畫が果して豫定通り遂行し得らるゝものなりやとの疑ひを持つものも尠くないのである。之等の人は勢ひ其の指導に熱意を缺ぎ、努力の減退しつつあるの實情であつて實に遺憾の極みである。

故に此の際指導の任にあるものは、一人も殘らず、一日も早く農家を指導して其の計畫を遂行し、農家更生の事例を作り上げ、眞に農村は强きものなりとの指導信念を固くして之に臨み、本運動をして益々成果あらしむる樣にしなければならぬ。

二、朝鮮に於ける農村指導者は其の環境に惠まれて居るとの自覺

朝鮮に於ける農村指導者が、如何に其の環境に惠まれて居るか、試みに之を內地の農村指導者と比較して見る。

內地の農村は農家自體が、技術的にも經營法にも非常に進

んで居るから、指導者としての活動の範圍が大いに狹められて居る、內地の農村の一部には、農村の有力なる指導機關である農會ですら、一時は其の必要なしとして、不要論や廢止論さへ唱へられて居た所もあつたと聞く、之は農村に於ては最早技術者の指導は必要がないと云ふのである。自分は曾て某縣の農事試驗場の技師の談を聞いたことがあるが「此の地方では、學說や理論に互ることは兎に角として、實際のことになると農民の方が詳しくて、之れを說明したり指導したりすることに非常な困難を感ずる」との事であつた。堂々たる技師にして尙然りである。之によりて見るも、內地に於ては、一般に技術者が其の指導に苦心しつゝある樣が想像出來るのである。技術者にして斯くの如しである、況や町村職員、學校敎師、駐在所の警察官等にて、技術上の指導をなすが如きは夢想だに出來ない事である。

飜つて朝鮮の現狀を見るに、農人が知識に於ても技術に於ても未だ幼稚であり、從つて營農法にも生產の增加にも、生活の改善にも、指導の餘地が幾らも取り殘されてある。而も指導の對象である農民は極めて淳朴であり、從順である。故に面の職員にも、初等學校の先生にも、乃至は金融組合の職員にも、警察官にも、等しく指導の第一線に立つことが出來其の爲すこと、行ふことは、皆改善であり進步となるのである。

指導者としては、自分の爲すべき仕事の多いと云ふ事程愉快なものはなく、指導の効果が如實に現はれると云ふ事程、指導甲斐のあるものはない。之を思ふと朝鮮の指導者は、實に惠まれたる環境に置かれてあると言はねばならず、此の環境に惠まれたることを自覺しなければならぬ。而して自己が惠まれたる環境にあることを自覺したならば、此の幼稚なる農家を指導するには、如何にすべきかと云ふことに深く思を凝らさねばならぬ。

「離泥中無蓮華、離煩惱無菩提、離凡愚無敎化。」と佛者は敎へて居る。吾々の指導對象は、卽ち此の凡愚である、故に指導者はよく之を認識して指導にかゝらねばならぬ。

能く聞くことであるが「內地ならば文章を以て通達して置けば、必ず其の通りに處理して吳れるが、朝鮮では何度足を運び、手を取つて敎へても理解が出來ず、實行をしない、實

に面倒であり、厄介である」と、特に農家更生計畫の如きは幾ら叮寧に說示しても、何度言ひ聞かせても分らない、と面倒がつて居る人が多い。然るに實は此の理解が出來ず、面倒だ、厄介だ、と云ふ點に指導者としては惠まれて居る所があるのである。相手が愚なれば愚なる程、敎化が必要であり、指導の位置にあるものゝ重要性が認めらるゝものである。故に指導の任にあるものは、深く玆に思ひを致し、相手が凡愚なれば凡愚なる丈け、之に向つて、敎へて厭かず導いて倦まざる底の信念を堅くし、愛と熱とを基調として之を指導し、親切を運んで其の蒙を啓く樣に努めねばならぬ。

三、指導者としての體驗を獲得し更に其の體驗を移すの信念

農村の指導は、凡てが實地についての指導であり、手足を動かしての指導であるから、其の指導が常に自己の體驗を通し、體驗を基調として居なければならぬことは云ふまでもないことである。

私は農村指導の要諦は、「自己の體驗を以て彼の體驗に導く」ものでなくてはならぬと、堅く信ずるものである。自己に體驗なくして他を導かんとすることの少しも力なく、頗る困難なることは、何れの指導につきても同樣であるが、農村の指導は特に然りである。故に指導者としては、指導に對する體驗を得ると共に、更に其の體驗を移して之を導くと云ふ固き信念を持たなければならぬ。

實際に於て凡ての指導に要する體驗を獲得することは、容易ならぬ事であるが、一層むづかしいのは、其の體驗を以て之を導く、卽ち體驗を移すの作用である。農村の指導には體驗の豐富なる人を必要とするが、其の體驗を移すに吝ならぬ人は、更に之を必要とするのである。今此の體驗を移しての指導が、如何に力强く、如何に効果的であるかと云ふことを事例につきて述べる。

私は曾て全羅南道順天郡松光面を視察したことがある。其の際面長と共に金有卜と云ふ篤農青年の稻作の狀況を見に行つた。其の道すがら、面長の曰く「私の面では本年は稗拔を督勵して、一本も稗を見ない樣にしたいと思ふ」と、然るに金有卜の模範畓の中央に未だ穗の出ない稗があつたから、私

は之を指摘すると、面長は直ちに靴を脱ぎ、畓に入りて其の稗を抜き取り、序に他の雜草をも抜き取つて來られた。私は之を見て、實は稻と稗とを見分くる體驗さへなき人のあるのに、自らの體驗を活かして、一本の稗も見逃さず之を除却すると云ふ、其の眞摯な行動には自ら頭が下つて、指導者の態度は實に斯くありたきものであると深く感じた。而して此の指導振りならば、必ず徹底した指導が出來るに違ひないと思つたので、私は「面長さん松光面には、本年は稗が一本もなくなりませう」と言つて別れたが、果せるかな、松光面は其の年、全羅南道にて稗抜きに、抜群の成績を擧げ得たのである。

近來農村振興運動が徹底するにつれて、此の種の指導者が日に多きを加ふる樣になつたことは、實によろこばしきことである。指導者が體驗を獲得し、其の體驗を移すの指導をなすことによりて、初めて農業を理解し、農業に同情を持つた、實踐的指導信念による、力强き指導をなすことが出來ると思ふ。

四、指導者としての矜恃心の把握

農村人に自己の職務に對する矜りを持たしむることは、自己を向上し、農村の安住性を高むる爲に、極めて大切なことである。

而して農人をして、正しき矜りを持つ樣に導く爲には、色々の手段があるが、指導者が「自分は農村の指導者である」と云ふことを明瞭に自覺し、且つ之れに對する矜恃心を持つことは其の最たるものである。農村人は純眞であり淳朴である。故に自分が平素景慕して居る人達が、此の信念に燃えて指導する時、其の反映も亦强いものがある。例へば「面長さんが田植ゑをされる」「校長さんが堆肥を積まれる」「郡守さんが田圃に入つて草を取られた」等々の事實を見た時、成る程自分達の仕事も決して卑しいものではない、との感じを持つであらう。此の感じこそは、自己の職務に對する矜りの芽生えであり、軈ては農人をして自重せしむる本ともなるべきものである。

故に農村の指導者としては、假令平素身に作業服を纏ひ、

肌は日に燒け、日曜も尚營々として勤務し、時に農夫と異らざる作業に從事して居ても、其の內面には、今日の勞苦は他日農村を光明に導き、農村第一主義の重大なる國策の遂行にあたつて居るものであるとの、輝かしき矜りを持つことを忘れてはならぬ。此の信念こそは、指導に對する一切の勞苦を超越し、農村愛の源泉となり、農村指導の越味となり、根幹となるものである。

五、事務的觀念より脫して信念へ

朝鮮の農村振興運動は、昭和十年之が全面的擴充計畫の決定實施以來、更生指導部落の數は、逐年累加せるに、之に要する人員と經費とは之に隨伴する能はず、從つて多くの人手と經費の不足を訴へて、指導上尠からざる困難を感じて居るのである、然れども一面農村の現狀は、窮迫日に甚だしきを加へつゝあるの有樣で、暫くも之れを座視するを許さず、一日も早く此の施設の全面的擴充の遂行を計らねばならぬ實情にあるから、今後の指導には一層の困難を來すものと覺悟せねばならぬ。此の時に當つて之が遂行には、指導者が常に此の施設が農村非常時の對策であり、朝鮮更生の大事業であることとを深く認識し、最大の能力を發揮して、倍舊の努力をなすことを望むより外に途がないのである。現在が既に非常に困つて居るのに、此の上の努力は無理の樣に考へるが、之を貫くに自己の堅き信念を以てしたならば、出來ないことはなからうと思ふ。若し此の仕事を一片の事務的なものと考へたならば、一戶の農家の調査計畫に多くの日子と、不休の努力を要し、而も其の指導は永續的に、手を緩めずに行かねばならぬから、實に煩はしくて堪へ難き感じがするであらう。併し觀點を改めて、之に依つて貧困で荒みきつた農家が、精神的にも物質的にも、立派に更生することが出來るとしたならば、夫こそ費されたる努力は、意義あり甲斐ある努力であり之れに要したる日子は、短き日數であつたと言つてもよいのである。

故に此の運動には、指導者が信念に生きる事が極めて必要である。若し指導者が總督閣下の訓示せられたる「聖業」に參劃するの矜りを持ち、眞に農村愛に燃えて居るならば、普通に人の苦痛とする所も苦しみでなく、指導に越味を體得す

るならば、常人の堪へ難き所も尙押し切つて行くことが出來るであらう。

或る非常な熱心な郡守の話であるが、

「自分は農家の更生指導に趣味を有して居るのであるから、どんなに面倒でも亦忙しくても、少しも之を苦にすることはなく、日を逐ふて農民達が働く樣になり、月を重ぬるにつれて、農村が明るくなる樣な氣がして之が嬉しくてたまらぬ」と何と言ふ貴い而も美しい話であらう。

此の如き熱心は、必ずやすさんだ農村を燒き盡して更生に導かずには置かず、暗く沈んだ農村をも明るく朗らかにせずには居ないと思ふ。

農村の非常時に直面せる指導者は、常に斯くの如き熱と愛卽ち總督閣下の言はるゝ「勇猛心と親切心と慈悲心」とを基調としたる、强き信念を持つことが何よりも必要である。

要するに本施設の遂行に當りては、之を事務的に終始することなく、更に一歩を進めて、農村愛の熱意による堅き信念を以て指導することが肝要である。

六、人の和

最後に特に强調すべきは人の和である。

孫氏の兵法の中には、戰爭に必勝の條件として、天の時、地の利、人の和が說かれてあり、此の三者が保持された時、必ず戰に勝つものと言つて居るが、之は單に戰爭ばかりでなく、如何なる事業に對しても、其の遂行には絕對に必要であり、此の三者の中一を缺いでも、其の成就は困難なものである。農村振興の如きは、此の三位一體の姿となりたる時、初めて萬全の効果を顯現するものであつて、特に其の重要なることを信ずるものである。

今や朝鮮の農村振興運動は、年を閱すること玆に五年、半島の全土を擧げて氣運頗る高潮し、官民は擧つて農家更生の重要性を認識し、上は總督より下は農山漁村の部落の一人々々に至るまで、其の必要を叫び實行に努力して居るの有樣で運動創始以來、年と共に其の熾烈を加へ、全鮮總立の姿となりて白熱化し、未曾有の盛觀を呈せる現狀は、正に「天の時」を得たるものと言はねばならぬ。

又朝鮮の位置、氣候、風土、土質並に各種の經營法等には農産、水産、鑛産、林業共に改良開拓の餘地極めて多く、其の增産亦期して待つべきものがある。又地理的には、內地と亞細亞大陸との懸橋となり、鎹（カスガヒ）となりて、隣邦滿洲國の進展と共に、萬事につきて常に優越の地位を占め、更に今次の支那事變を契機として、北支に對する各種政策の基地に立ち得る等、實に「地の利」に惠まれて居るのである。

今や天は農村振興、自力更生の好機を與へ、地亦開拓增殖の餘地を示して居る。玆に於て此の運動に殘されたるものは、唯「人の和」であり、其の成否の鍵を握るものは「人の和」である。

「和は力なり」とか、「和は達道なり」とか謂つて、古來何事にも和の必要なることを訓へて居る。又「和は文化の母なり」として、宇宙凡ての生成育化は、和に出發し和に歸着すると說いて居る人もある。

孫氏も亦「天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かず」とて、人の和の最大切なることを說いて居るが、農村振興に於ては特に人の和を必要とするものである。然らば其の和とは何であるか、之を文字の成立から見ると、和は「禾（イネ）」と「口（クチ）」との會意である。禾は穀類であり食物であるから、和は食物と口との關係を表現した文字であつて、之程不離の間柄にあるものはなく、之程仲のよいものはないとの意を示して居るのである。

此の意味に於て、全家が勤勞して生産を增し、生活を安定して日々を樂しく朗らかに送り、農業を悅び農村に安住するは一家の和である。

隣保相助、共存共勵の實を擧げて、其の振興を圖るは部落の和である。

互に連絡を密にし、協調を保ち、統制ある指導を行ふて、一絲亂れざるは指導者の和である。

指導者は導いて倦まず、敎へて厭がざる底の、熱と愛と親切と努力とを以て之を導き、農人は指導者を尊敬し、其の指導に從順なるは指導者と農人との和である。

同じ土地により、同じ生産を得て、同じ幸福を亨受するの故を以て、地主は小作人を恤み、小作人は地主を敬ひ、地主は小作人の爲に、小作人は地主の爲にとの、互讓溫情の精神

によりて行動するは、地主と小作人との和である。

斯く總てのものが和合して、農村振興に一路邁進する時、如何なる困難も之を排除して、其の効を收め得ることを信じて疑はない。故に本運動に於いては、總督治下にある總ての爲政者、教育者、技術者、金融機關、各種の指導團體、先覺者、地主、小作人等がよく和衷協力し、文字通り打つて一丸となるの姿となりて、總親和、總努力をなすことが必要である。特に指導者にありては、常に農家の更生を見守りて、之が達成に指導力を綜合歸一し、或時は乃公出でざればとの自負を以て磐石の礎石となりて、進んで更生の大任を擔當し、或時は土臺下の栗石となり、捨石となりて其の基礎を固くし或は責任を一身に負ひて其の所在を明かにし、或は「椽の下の力持ち」に甘んじて此の運動を助成し、農家の更生の爲めには、互に自我を超越して功名を爭はず、自己を沒しても尙之が爲に盡すの心懸けが肝要である。

斯く上下相携へて實行の功徳を積み、信念を一にして農家の更生に精進したならば、必ずや其の成功の美果を收め、民衆生活の安定より向上へと進展し、更に朝鮮統治の完成へとの理想を、力強く實現することが出來るであらうと思ふ。

以上縷々愚見を述べたが、之を要するに、本運動が多數民衆の困窮に對する心からなる同情であり、農山漁民大衆の爲の樂園建設の慈悲であり、朝鮮更生の大業であり、朝鮮統治完成の大理想であることを指導者が能く認識し、確固たる信念と強き自覺とを持して奮起し、暗く沈み勝ちなる農村に向つて、振興の喇叭を調子高く吹き鳴らす時、夫れは恰も黎明の鐘の如く、農村に響き渡りて之を覺醒し、やがては此の不況を轉廻して、光明に導くであらうと信ずるのである。

多彩なる四月の朝鮮

昭和十三年度の第一月たる四月の朝鮮の回顧は、從來のそれにも增して一入意義深きを感ぜしめるものがある。即ち月初早々一日には、內鮮一體教育の實現たる改正朝鮮教育令の實施を見、その翌々日の神武天皇祭の佳日に際りては、半島施政以來空前の制度たる陸軍特別志願兵令の實施成り、更に同日は、曩に實施を見たる改正朝鮮教育令並に該特別志願兵令兩制度實施記念祝賀行事が、二千三百萬半島同胞の歡喜の坩堝の中に全鮮一齊に擧行せられた。十日の朝鮮總督府陸軍兵訓練所生徒募集締切日には、本年度募集人員四百名の約六倍に垂んとする二千五百名の烈々燃ゆる意氣を現した應募者の數を算へた。降つて十八日には　李王垠殿下　同妃方子殿下の御來鮮を拜し、翌十九日から二十三日までの五日間には、事變下異常の緊張裡に、昭和十三年度定例道知事會議が開催せられ、櫻下爛漫の二十三日には、月餘に亘り、內地各方面と種々交驩を遂げ躍進日本の相容を目の邊り視察して來た伊太利使節團一行の訪鮮あり、二十六日の靖國神社臨時大祭には、南總督以下全鮮官民は、遙拜式を擧行し純忠義烈の英靈に對し一分間の默禱を捧げて奉賽の誠を致し、二十九日の天長の佳節には、半島官民一同　聖壽の無窮を御壽ぎ奉り、併せて堅忍持久、國艱を克服し、國是遂行に一層邁進すべきを堅く誓つた。尙ほ二十六日から五月二日までの間、天長節を中心に前後一週間、內地その他に魁け、消費節約、貯蓄奬勵の大旆の下に半島二千三百萬民衆を總動員しての國民精神總動員銃後報國强調の國民的一大運動が一齊に擧行されるなど、百花姸を競ふこゝ朝鮮の四月は、新年度の門出に相應しい彩りを見せてゐる。

◇兩制度實施記念祝賀會

神武天皇祭の佳節――四月三日、半島二千三百萬同胞の沸き返る歡喜の裡に、朝鮮統治史上、一大エポックを劃する改正朝鮮教育令並に陸軍特別志願兵令兩制度實施記念祝賀會は、全鮮一齊に擧行された。

この日半島の主都京城では、陽春碧空の下、朝鮮神宮大前に於て、該兩制度實施奉告祭を執行した。この意義深き祝賀式典には、南總督、小磯軍司令官、甘蔗京畿道知事、佐伯京城府尹、朝鮮貴族等を首め、軍官代表、各種團體一千數百名參列、阿知和宮司奉司の下に行はれ、南總督は左の奉告文を奏して兩制度の實施を神前に奉告してこの盛典を終了し、引續き神宮奉賛殿に於て喜びの祝宴を張つたが、一方京城市は初・中等學校生徒及市民參加の旗行列が行はれ、意義深きこの佳節を歡喜と感激の裡に了つた。

南總督奉告文

伏シテ惟ルニ明德昭々六合ニ遍ク神光赫々斯土ニ光被シ給ヒ和風順雨萬物生々トシテ清明ノ氣大イニ漲ル施政爲ニ伸暢シ內鮮一體ノ治績亦頓ニ擧リ今ヤ志願兵制度ノ實施教學刷新ノ大業成リ相互一體ノ根基愈鞏キヲ加フルニ至レルハ衷心感激ニ禁ヘズ斯土

ヲ擧ゲテ歡喜忭舞等シク匪躬ノ臣節ヲ完クセンコトヲ誓フ眞ニ 聖代ノ盛事ト謂フベク聖慮深遠神德廣大伏シテ恩頼ノ厚キヲ思フ乃チ茲ニ事ノ由ヲ大前ニ奉告シ些カ幣饌ヲ供シテ禮典ヲ捧ゲ和協一體以テ上 聖明ニ對ヘ奉リ併セテ神慮ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス

仰ギ冀クバ神垣ノ園ノ彌榮エニ榮エ給ヒ千古不滅ノ聖業ヲバ彌進メニ進メ給ヒテ斯土萬生ノ上ニ永ク久シク高ク尊キみたまのふゆヲ蒙ラシメ給ハンコトヲ謹ミテ曰ス

昭和十三年四月三日

朝鮮總督 從二位勳一等功四級 南　次郎

◇李王垠、同妃兩殿下御來鮮

李王垠 同妃方子兩殿下には、櫻花將に綻びんとする四月十八日約五年振りに御來鮮遊ばされた。この日京城驛には南總督を初め大野政務總監、篠田李王職長官その他總督府各局部長、軍部各將星、朝鮮貴族代表、愛國・國防兩婦人會有志、府內各公職者代表者約三百名御出迎へ申上げたが、兩殿下には御在鮮前後八日間、二十五日御機嫌麗しく御退城遊ばされた。

◇事變下定例道知事會議

昭和十三年度定例道知事會議は、櫻花爛漫の四月十九日から二十三日まで五日間、全鮮十三道知事出席、南總督、大野政務總監以下本府各局部長竝に關係各課長列席、オブザバーとして、拓務省より書記官副島勝、滿洲國側より間島省長李範益、安東省次長別宮秀夫滿洲國內務局參事官秦學文、軍部より朝鮮憲兵司令官二宮普一、朝鮮軍參謀長北野憲造の諸氏ら參席し、大野政務總監統裁の下に、左の日程に依り、毎日午前九時半より午後四時まで熱心に開催された。

四月十九日（火曜）總督訓示、政務總監訓示、總督指示

二十日（水曜）總督指示、朝鮮軍希望事項諮問答申

二十一日（木曜）諮問答申、意見陳述

二十二日（金曜）意見陳述、協議

二十三日（土曜）協議、打合

會議第一日たる十九日は、定刻午前九時半大野政務總監先づ開會を宣し、續いて南總督より本號卷頭所揭の如き重要訓示あり、終つて、大野政務總監より總督訓示を敷衍して左の如き訓示を與へた。

政務總監訓示要旨

總督御訓示の施政方針に關聯致しまして當面の要務に付き所懷を申述べます。

一、軍事援護事業に就て

軍事援護の重要なることは玆に改めて申すまでもありませぬが、特に我が 皇室に於かせられましても數々の御仁慈の程を拜し誠に恐懼に堪へざる所でありまして、我々は今後益々軍事援護の徹底に最善の努力を致さねばなりませぬ。總督府に於ても曩に關係職員の充實を圖ると共に軍事扶助を擴充し、傷痍軍人竝に軍人遺家族に對する保護の施措を講じ、更に除隊將兵の職業斡旋にも一段の力を用ゆること〻致しました。各位は能く此の趣旨を體して援護の萬全を期せられたいのであります。

一、本年度豫算に就て

總督府の本年度新豫算は資源開發、生産增强、教育擴充其他時局柄朝鮮の負荷する特殊使命に卽して緊急施設すべき事項頗る多く、編成上相當の苦心を要したのでありま

す。幸にして一般經濟界の好調と之に伴ふ各種租税及官業の自然增收に併せて中央政府の方針に副ふ一部の增税等、歲入の增加を豫定し得ましたので、概ね必要なる經費の計上を見る事が出來たのであります。而して本年度總豫算額は追加豫算を含めて約五億一千九百萬圓に達し、前年度豫算に比し、九千三百八十萬圓弱の增加と相成つたのであります。

此の未曾有の額に達した本豫算の完全なる遂行に關しましては、吾人に於て充分なる覺悟、周到なる用意が無ければなりませぬ。卽ち之を執行するに當りては、國民の期待に反せざる樣節約を旨として、非常時財政下に在る國費をして厘毫の冗費なからしむるやう深甚なる配慮を望むものである。尙本豫算の及ぼす影響、效果等細密なる點に深く留意し、特に物價關係等に及ぼす影響に就ては周密なる注意を爲す必要を見るのであります。

一、在滿、在北支朝鮮人の處遇に就て

滿洲國に於ける治外法權撤廢後は總督府從來の諸施設を逐次同國に移管し、在滿の鮮人又大勢に順應して自彊、協調の美風を起し、滿鮮相互の融和の度を促進するに至りましたことは、喜びに堪へない所であります。

本府當局と致しましては、今後と雖、滿洲國政府と協力して朝鮮人の福利增進を意圖する方針であります。又、北支在住朝鮮人に付きましては由來兎角の批判があつたのでありますが、之は既往の環境が然らしめたと認めらるゝ點もあり同情に値するものがあるのであります。然るに事變勃發するや俄然日本人としての誇に目覺め戰線に、銃後に目覺しき活躍を示し幾多の美談を生じたのであります。此の機會に於きまして一層眞に日本人たるの實を擧げしむるやう指導誘掖することは極めて緊切でありますので、之が根本指導方策を樹立し、現地關係機關と協力致しまして其の保護指導に努め、眞に日本臣民たるの自覺を一層深刻に促さむとしつゝあるのであります。

一、國民精神總動員に就て

現下の時局が非常重大なる事、之に對處する國民の覺悟亦聊かの弛緩を許さゞるは論無き所であります。本府に於きましては內地と呼應し各位と共に國民精神總動員運動を繰返し、國體觀念の明徵、內鮮一體、生業報國等の命題下に擧國一致の態勢を整ふる努力を續け來つたのでありますが、今後一層の用意の下に之が强化を期せねばなりませぬ。

總督は時局對策遂行に關聯する重要時務として、國家の意圖目的に副ふべき國民的活動に對して更に組織と體系とを與ふべき必要に付き强調されたのでありますが、蓋し今後の國民精神總動員運動は單に抽象的な修身講話的啓蒙手段のみを以て足れりとせず、純一なる精神の下に團結する集團の行動、訓練を以て之が本體となし、且つ之等集團の縱と橫との聯絡、統制を圖つて國家意思の體行に當るべき要を痛感致すのであります。之を行ふには從來獨自の沿革と目的の下に存在し來つた多數各樣の既設團體の職能的使命を勘案して其の刷新改善を圖る外、彼此連絡協調を密にすることによつて國家意思が如何なる末梢、細胞に至るまでも一定秩序の下に生々躍動すると云ふ狀態を實現すべきであります。

本事項に付きましては總督の御訓示を體し

本府と地方廳との協力に依り半島に於ける國民的態勢の萬全を期したいと存ずるのであります。

一、非常時財政經濟への國民的協力に就て

時局下に於ける國民として政府の財政經濟方針に順應し、進んで之に協力をなすことは國民精神總動員運動に於ける重大部門の一でありまして、昨秋來政府に依つて此の點が大に强調せられ來つたことは御承知の通であります。本府に於ても政府の方針を體し、既に屢々通牒を發し注意を促したのでありますが、今や長期戰を見透して此の問題は愈々重大となり、國民何人もが眞劍に此の意義を了解し、相率ひて其の强化徹底に遺憾無きを期せねばなりませぬ。

非常時財政經濟に對する國民的協力の要項として擧ぐべきは、重要物資の節約、資源の愛護、廢品の回收、海外拂の節約、國產品の愛用、貯蓄の勵行、賣惜み買占めの自制等廣汎なる事項に及んで居ります。而も此等各項悉く國民大衆の理解と協力無くしては當局の方針は實現することが出來ぬのであります。

朝鮮に於ては昨年來重要物資の節約運動に手をつけ、其の趣旨の徹底を圖り來つたのであるが、今回更に貯蓄の奬勵を倂せ行ひ以て通貨の膨脹に因る物價騰貴を防ぐと共に國民貯蓄の集積を以て公債消化の圓滑を期することが必要となつたのであります。之に關しては郵便貯金其の他各種預金、簡易生命保險等零細貯蓄の奬勵に協力して意を用ひられんことを望みます。

如上節約、貯蓄等消極的事項の外、更に生產を旺盛ならしむる積極方面の存ずることは無論であります。殊に輸入品及輸入品を原料とする製品の使用を可及的に避けて國產品使用の奬勵に努め以て國內產業の振興を促し、進んで輸出產業を助長して國際收支の適合に寄與するが如き、其の緊要なるを感ずるのであります。

朝鮮貿易は昨年十五億四千九百餘萬圓と云ふ未曾有の數字を示し、對外貿易は二億四千百餘萬圓中、輸出一億一千三百萬圓にして施政以來の進展を遂げ且輸出品中純朝鮮產品に屬するものも漸次增加しつゝあるは意を强うする所でありますが、今後益々之が振興を策する爲貿易斡旋機關の擴充、滿洲・北支及中支に於ける綜合的見本市の開催、北支航路の統制充實、健全なる出荷團體の創設等積極的施設を講じ以て支那經濟開發に對する協力の趣旨を含む貿易の伸長を企圖致すことゝなつたのであります。之亦關係方面に對する適切なる指導を加へらるゝやう希望致すのであります。

海外拂の節約に關しては從來屢々要望したる所にして未だ徹底せざる憾みがあります。之が節約は消費を警むるは固より海外旅行の如きも國費のみに限らず、管內公私人に在りても差控ふるの要あり、猶ほ新年度豫算執行に當りましては、年度當初に各關係經費の細目に付檢討し極力海外拂の節約を圖るやう措置ありたいと存ずるのであります。

一、物資需給及物價調整に就て

前段申述べたる所に依り非常時財政經濟に於ける最大重點が物資需給の圓滑と物價の調整を期して惡性インフレーションを防止するに在ることは自ら明かであります。

事變以來引續き直接・間接軍用に供せらるゝ軍需物資の數量は尨大なるものであつて今後聖戰の持續上益々之が必要なるは言を

要しませぬ。斯かる軍需の調辨を圓滑にし他方之が爲制限を受けたる民需の範圍内に於て可及的に之が配給を圓滑にするため必要なる統制を行ふは已むを得ざる措置であります。申す迄もなく持久戰に移行したる今日、軍需物資は勿論、民需物資の生產增强並に之が配給の統制を適切ならしむることが政治及行政の重大目標となるものであり「物の經濟」「物の豫算」等の言葉は此の意味を現はすものであります。

本年度に於ける軍要物資の需給狀態を窺ふに、軍需の圓滑を圖つて而も國際收支の均衡を保持せんには勢ひ一般民需に對して相當の統制を爲さゞるを得ざる狀況にあり、之が爲に商工業者及消費者方面に多少の不利不便を免れざることが豫察さるゝのであります。各位は幾多の戰時立法及之に基く通牒等の趣旨に付、能く民衆の間に徹底を圖り、其の自發的協力を促されたいのであります。

物價對策は物資需給統制と密接不離の關係に於て行はるべきは無論でありますが、猶之には思惑に基く不健全なる經濟心理が働いて物價騰貴の人爲的動機を爲す場合が尠くないのであります。斯の如き現象に對しては機に應じ法令に基いて嚴重取締る餘地が存するのでありますから、各位は民衆の日常生活品等に關しても市價の變動に對して注意を怠らず、不自然にして作爲的なる物價現象を警められたいのであります。

物資及物價對策に付ては、政府に於ても緊要性を認め適當の機關を設けて措置の剴切を期すべく取運び中でありまして、本府亦內地と呼應して必要適切の方法を講ずることゝなつたのであります。各位は此等の事項が本年度に於ける施政上の重要なる命題たることを御了解の上、充分なる研究と用意の下に本府の方針に協力せられんことを期待致すのであります。

一、勞務の需給調整に就て

最近半島の產業及工事界は年を逐うて躍進を續けて參つたのでありますが、殊に今次事變を契機として其の地理的並に經濟的條件が廣義國防の上に著しく重要性を加へたる結果、幾多國策的工事の急施を見るに至り、又產金其の他重要鑛物の增產を始め各種重要企業の勃興に伴ひまして所要勞働者の數は未曾有の激增を來し、一日平均八十萬人を突破する狀況にありまして、此の需要を充すことは相當難事と考へらるゝのであります。

若しも之が調整の圓滑を缺くが如きことがありましては、啻に勞働者の爭奪、賃銀の暴騰を招いて事業の進捗を妨げ延ては國策の遂行に支障を來す惧がありますので、本府に於きましても新に豫算を計上して之が調整に力を用ふることゝ致した次第であります。之が實施に就きましては特に各位の御盡力を煩はしたいのであります。

一、地下資源の增產計畫に就て

半島に於ける鑛業は最近頓に活況を呈するに至りましたが、此等第一次資源を確保することは現下の國情に於て極めて喫緊の事に屬しますので、政府は多額の經費を捻出して之が助長奬勵の策を講ずるに至つた次第であります。殊に朝鮮の金鑛業は政府の金增產政策に呼應しまして、本年を以て第一初年とする產金五箇年計畫の樹立を見まして、昭和十七年に於ける產金七十五噸を目標に一路邁進しつゝあるのであります。又鐵に付きましては當面の時局の影響を受け急速に戰時體制を整ふべき必要に迫られ

國を擧げて之が資源の確保に努めつゝある次第でありまして、朝鮮に對する期待は金同様特に大なるものがありますので、茂山鐵山の開發に力を注ぐと共に、未開發鐵鑛區の開發助長に努めて居る有様であります。石炭は輓近半島工業の勃興に因由しまして今尚不足を訴へつゝありますので、今後一層炭田の開發に力を致すことになつたのであります。

其の他所謂重要鑛物に對しましても其の増産乃至開發を鑛業者の自由意思のみに委すことなく、國策的大局より積極的に増産又は開發を强制することゝなりました。是畢竟國家必須の資源を地下深く眠らすことは今日の時勢に於て許されざるがために、斯くは强力なる國家權力の下に開發を急ぐことになつたのであります。各位は深く思を此に致し地下資源開發に伴ふ諸般行政に一段の工夫研究を加へられると共に、鑛業者の發奮興起を促し以て國策の遂行に寄與せられたいのであります。

一、電力資源の増强及
　　利用に就て

近時半島に於ける工・鑛業其の他各種産業は著しく發達し、朝鮮の賦有する各種資源の開發又頗る活潑に行はるゝに至りまして新興朝鮮の姿を如實に示して居るのであります。而して斯かる各種生産業に於て電力が一つの極めて重要なる基礎條件をなして居る事は周知の通りでありまして、豐富低廉なる電力の供給が國策的事項として重要性を帶びて居る事は、近時の電力問題に依て充分窺はれる所であります。而して時局下の半島は、所謂帝國の前進兵站基地として各種生産力の擴充竝に資源の急速開發の必要を大いに増大したのでありまして、斯かる事態に即應す可く、電力資源の増强が頗る緊要になつて來たのであります。半島に於ける發電力は七十七萬「キロワット」でありまして、電燈竝に動力の供給をなす外電氣化學工業の鮮內興隆の原動力をなして居るのであります。而して今後益々電氣化學工業發展の有望なる展望と、時局下生産力の擴充の要請は、電力資源の積極的開發竝に之が適切なる利用を必要とすべく、此の意味に於て現在開發中に屬する電力資源の急速且圓滑なる開發を期待して居るわけであります。現在開發中のものは、鮮滿一如の具現化の一として計畫せられた鴨綠江本流水力を首めとし、江界水力、虛川江水力等を其の主なるものとするのであつて、此等水力發電所完成の曉には、半島諸産業の發展と生産力の擴充に寄與する所甚大なるものありと期待して居る次第であります。此の種大電力の開發は獨り事業者自身の力のみにては到底圓滑に遂行する事は困難でありますから、各自に於かれても本府の方針に順應して協力善處せられたいのであります。

次に電力資源の利用に關して今一つ申上げて置き度いのは、産金奬勵計畫に基く金山送電用國有送電設備の建設に關する事柄であります。これは先に述べました産金七十五瓲増産計畫遂行の爲の重要施設でありまして、積極的に金山の電化を圖る爲、送電設備を國費を以て整備し、業者に貸付するものであります。此の送電設備は全鮮金山地帶に三十系統、延長七千二百粁の送電線を建設せんとするものであつて、之が經費は三千六百萬圓に昇り、本年度以降三箇年間に建設を完了するもので、正に劃期的の大事業であります。本事業は內地にも未だ

例を見ざるものであつて、本施設の圓滿なる遂行は産金增産計畫遂行上極めて重要なる關係があり、又一方本施設遂行に當りては民有地の立入、使用及收用又は樹木伐採等地方廳を煩はすが如き事も當然伴つて參るので、特に各位の充分なる協力を望みます。

一、時局下の農林政策に就て

農林水産の部門が國民の食糧及工業原料の生産者として極めて重要なる役割を荷へることは、時局下の事實が雄辯に物語る所でありまして、朝鮮に於ける農工併進政策の一翼として益々其の發達を策すべきことは申す迄もありませぬ。輓近工・鑛業の勃興に伴ひ木材の需要頓に喚起せられ、國・民有林よりの出材量は比年累增の趨勢にありますが、一方林力の現狀に思を致すとき、林木の伐採量及其の方法に付て格別留意を要する所多く、殊に蓄積貧弱なる民有林に於きまして從來落葉、下草の濫採禁止、速成燃料林の造成、農用林地の設定等鋭意林力の涵養に努めて來たのでありますが、當面の急需に應ずる爲、動もすれば過伐、濫伐に陷る傾向を見るのであります。此の際各位は伐採指導の適正を期すると共に、森林更新方法の改善、人工造林の積極的助長に努め、以て將來木材の保續的供給に遺憾無きを期せられたいのであります。

米穀の生産改良增殖に關する施設は着々實效を收め、昨年産米は空前の大豐作を惠まれましたに拘らず、米價は適當に維持され農村經濟の安定を見て居りますことは慶賀に堪へざる所であります。今後共米穀生産者は勿論、一般取引業者の自省自戒を促し米穀政策の遂行に支障を生ずるが如きことなからしむるやう一段の指導誘掖に當られたいのであります。

麥類の增産は畑作改良增殖計畫實施以來未だ豫期の成績に達せず、今次事變に於て體驗致しました如く有事の際を考慮すれば、少く共疆內自給の域に達せしむるの要あり且小麥は北支の安定に伴ひ製粉原料として需要激增の趨勢に在りますから、計畫の擴充又は繰上等に依り之に對應し增産を企てられたいのであります。

其の他棉花の增産は國際收支適合に資する一面朝鮮の經驗を以て滿洲及北支方面の開發に寄與する點に於て畜牛の增殖は內地及滿洲の需要に應じ、馬産の振興は國防及産業の兩觀點に於て、水産の助長は漁村經濟の向上を圖り、併せて軍需資源の確保を期する點に於て、夫々重要なる意義を帶ぶることは申すまでもありませぬ。

工業部門が概して巨資を擁して自ら進路を開拓し得るに反し、農林水産部門の多數は其の企業單位及經營能力の小なるに徴して官の指導、助長が必要でありますから、各位は宜しく國策の重點に隨ひ、緩急に應じて施措の適切を期せられんことを望むのであります。

一、農山漁村振興運動に就て

農山漁村振興運動に依り、過去數年間に亙つて啓培せられ來つた一般大衆の振興氣運と國民的自覺に依つて涵養せられ來つた犧牲奉公の精神が、今次の事變に際會して澎然たる生業報國の赤誠の導因となり、隨所に幾多の美談佳話を生み、擧國一致の實を擧げつゝありますことは洵に同慶に堪へない所であります。

申す迄もなく、生業報國は農山漁村に於ては卽ち其の振興運動であり、全く表裏一體の關係に在るのでありまして、特に半島農

山漁民に對する銃後奉公の指導は畢竟生產の改良增殖に精勵せしむる一面、生活の合理化、消費の節約に努めしめ、更生向上の途に精進せしむるを以て、第一義と爲すべきでありますから、其の運營に當る農山漁村振興運動の擴充强化に、更に一段の努力を致すのは正に緊要事に屬するのであります。

各位は曩に屢々通牒せる所に依り苟くも從前の成果を空しく、既往の狀態に還元せしむるが如きことなからしむるは勿論、益々之が成果を助長伸展せしむるやう特に適切なる指導協力を加へ、以て運動終局の目的達成に萬遺漏なきを期せられたいのであります。

一、治安の確保に就て

疆內治安の狀況を通觀致しまするに、事變勃發以來民心の趨向自ら定まり、概ね靜穩にして就中這間に於ける動員徵發事務を首め軍事輸送警戒・防空・防諜・防疫・言論の指導等時局に應ずる重要事務が豫期以上に圓滑適切に遂行せられ、銃後朝鮮の强靱安固を內外に示しつゝありますことは寔に御同慶に堪へぬ次第であります。

然しながら尙仔細に觀察致しますれば一部少數の者の中には未だ今次聖戰の眞意を解せず、非國民的行爲を敢てせんとする者絕無ならざるが如き甚だ遺憾でありまして、之が根絕掃蕩は刻下喫緊の要事と申さねばなりませぬ。

惟ふに眞の治安は鞏固にして組織的なる警備力に依る外、民衆の信倚協力に俟つて初めて其の完璧を期し得るのであります。這般陸軍特別志願兵令及教育令改正の二大新制が實現せられ、內鮮一體の觀念が益々濃度を加へ、東亞に於ける日本國民の使命が彌々明瞭に意識せらるゝ今日の如き、警察官が他の行政當局と共に民衆の啓導に任じ民衆の心奧に觸れて了解を深め合ふに正しく絕好の機であります。各位は警察活動の本領、要諦とする所を深く認取せられ、此の際實情に適應する諸般の改善刷新を斷行し、事變の永續に備ふる警察の戰時體制を整へ、內鮮一體の精神を基調として警民協力の實を擧げて其の重責を全うするやう克く部下を指導訓督せられたいのであります。

以上、多岐複雜に亘る施政の諸事項を簡約し大體に付て申述べたのでありまして、更に細密の點に付ては別途指示せらるゝ筈であります。

蛇足を添ふるまでもなく時局は極めて重大職に國家機關に携はり、時務に當る者に於て責務の重きことを痛感致すのであります。各位と共に茲に決意を新にし相携へて一意奉公の誠を效し、以て施政に遺漏無きを期したいと存ずる次第であります。

昭和十三年四月十九日

朝鮮總督府政務總監　大野綠一郎

尙ほ道知事會議に於ける總督諮問事項並に指示事項は左の通りである。

資源課主管

一、防空ニ關スル件

內務局主管

二、神宮大麻頒布普及ニ關スル件

三、地方選擧事務ニ關スル件

四、道罹災救助基金設置ニ關スル件

五、軍事援護ニ關スル件

六、勞務ノ需給調整ニ關スル件

七、道路令發布ニ關スル件

財務、遞信局共管

八、貯蓄獎勵ニ關スル件

殖産局主管

九、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律施行ノ件
一〇、軍需資材及輸入品ノ消費節約ニ關スル件
一一、朝鮮臨時肥料配給統制令ノ施行ニ關スル件
一二、産金ノ増産ニ關スル件
一三、重要鑛物資源ノ開發促進ニ關スル件
一四、水難漁船救濟事業實施ニ關スル件
一五、漁業經營費低減施設實施ニ關スル件

農林局主管

一六、朝鮮牛増殖計畫ノ實施ニ關スル件
一七、畜産ノ奬勵强化ニ關スル件
一八、農業倉庫業務改善ニ關スル件
一九、民有林野ノ伐採等指導ニ關スル件

學務局主管

二〇、職員ノ教養ト校紀ノ肅正ニ關スル件
二一、私立學校ノ改善刷新ニ關スル件
二二、國民精神總動員運動ニ關スル件
二三、青年團ノ指導助成ニ關スル件
二四、青年訓練所ノ普及發達ニ關スル件
二五、良妻賢母主義ノ指導ニ關スル件
二六、國語ノ普及ニ關スル件
二七、生活合理化ノ徹底ニ關スル件
二八、國民體育ノ振興ニ關スル件

專賣局主管

二九、葉煙草増産計畫ニ關スル件

◇伊太利使節團の來鮮

伊太利政府派遣日伊親善使節團々長パウルッチ侯爵以下二十二名（隨員四名）の一行は月餘に亙る内地各方面との交驩視察を了へて四月二十三日、櫻花爛漫の京城を訪れた。同一行は翌二十四日夕刻京義線を經て滿洲國へ向け北上したが、この前後二日間、半島民衆の熱狂的歡迎の裡に昌德宮伺候、南總督、小磯軍司令官らを初め在城官民有力者と種々交驩し、又躍動する朝鮮の諸事情を見聞した。

二十三日午後總督府第一會議室に於て、南總督とパウルッチ團長との間に交換せられた交驩挨拶要旨は左の如くである。

總督歡迎の挨拶

閣下竝に諸君今般盟邦イタリアの親善使節團の團長ギヤコモ・パウルッチ・デ・カルボ侯爵を首め御一行が日本内地の御訪問を終られ、更に滿洲國及び北支にその御旅程を伸べらるゝに際し、我が朝鮮を通過せられ親しく御訪問を頂き御一行の御壯容に接するを得ましたことは洵に欣快とする所でありまして、我等朝鮮半島の官民は滿腔の熱意を以て歡迎の意を表明致します。承る所によりますればパウルッチ侯爵はその御尊父が駐日大使を勤められた御縁故と共に、また侯爵御自身も嘗つて外交官として我國に駐在せられた關係から我が國情につき深き御理解を有せられ、更にまた一行の各位は興隆イタリアの總ての部門を代表せられる方々でありますことは貴國政府が如何に最深の用意を以て適格者を選ばれたるかに想ひ到り、貴國政府及び國民の示されたる熱き友情の表現に對して敬意と感謝とを新にするものであります。

對支事變激發以來貴國政府及び貴國民が我が帝國に示されたる絶大なる御好意と御支持とに對しては、我が國民は朝野擧げて感激して居ります。殊に貴國が我が帝國及びドイツと同理想、同信念の下に防共の盟を約され、更に進んでは盟邦滿洲國を承認せられたことは我が國民の永久に忘れ得ざる所でありまして、貴國が大戰後ムッソリー

ニ首相指導下に於てあらゆる難局を克服されたる驚嘆すべき偉業と共に深甚なる感銘を覺える次第であります。京城御滯在は僅か一日に過ぎず、從つて諸事進展を見つゝある半島の現狀視察を願ふこと並に御旅情を慰むべき何等の風情もありませぬが、此處に特に全十三道の知事を會同し、全鮮を擧げて歡迎の意を表すると共に、曩に御覽に入れました映畫及び鐵道沿線の展望車等を併せて朝鮮事情の全貌を御諒解下さる様切望致します、なほこの機會に於て朝鮮統治の目標とその現過程につき御參考のため一言申上げやうと思ひます。

日本內地のやまと民族と半島の朝鮮民族との間には古來深き血緣的、且つ文化的の密接なる繫がりがありましたが、その後の歷史の經過により相互に言語風俗を異にし異民族なる觀を呈し今日に至つたのであります、故に二十八年前の韓國併合は兩民族の關係を古へに復するの意味を有し、隨つて我國皇室の半島新附同胞を見らるゝこと內地國民と異らず、唯だ民度、習慣等の差により制度施設の上において全く平等たるを得なかつたのであります。

然るに　天皇陛下の一視同仁の聖旨に出づる道義的政治原理により半島同胞をして速かに內地國民の文化水準にまで引上げ同様の福祉を頒たざればやまぬといふ精神と目標の下に拂はれ來りました過去四半世紀餘の施政の努力は、漸次半島同胞の理解する所となり、殊に今次事變に於ける如き內地國民に劣らざる愛國心及び愛國行動が普遍的に發現致し、國民意識は民族意識を超えて日本國民たるの名に歸一したのであります。この度朝鮮に陸軍特別志願兵制度が布かれましたところ、全朝鮮人は歡呼の聲を揚げ、愛國の意氣に燃ゆる半島青年の採用志願が續々引きもきらぬ狀況を示してをりますことはこの間の消息を物語る事實の顯著なる一例であります。他面朝鮮は近年地下資源、電力資源を初め農林・水產などに亙り躍進的なる開發の機運を生じ、それ等の近代產業勃興の姿は主として鐵道幹線に面しない東海岸及び奧地帶に展開致してをるのでありまして、半島民の富力が極めて好調に增進致してをりますことを御喜び願ひたいのであります。各位はなほこれより大陸地方に足を伸ばさるゝに及び、東亞に於ける文明の擁護平和と福祉の建設に任じつゝある日本帝國の眞使命、新興東洋のまさに躍動せんとする實相につき充分に御視察を賜はりまして、特に精神的方面の御研究に留意せられて、日伊兩國民の親善增進に資せらるゝやう希望致すのであります。玆に盃を擧げて使節團各位の御健康と、貴國々運の隆昌とを祝したいと思ひます。

總督歡迎の辭に對する答辭

ヂヤコモ・パウルッチ・デイ
カルボリ・バロネ

閣下並びに各位

朝鮮官民を代表して只今御懇篤なる御祝辭を戴きましたことは私並びにファシスト國民使節團一行衷心より欣快至極に存じます次第でありますと同時に、本日此處に十三地方の知事を集合し其の地方に於ける市民の伊太利に對する敬意と日本人民との融合及び正しく確定せる其の幸福の平和とを知らしめむと御企圖下さいました御配慮に衷心より謝意を表する次第であります。

貴國強大なる政府の指導の下に朝鮮の政治經濟は急速なる進展をなし、日本人との血

波と文化の結合は永き歴史に渉り物質的にも精神的にも昇騰し増加しつゝあります。日本帝國の重大要素即ち地理的に重要なる朝鮮は日本と合したと同時に、此の完全なる内鮮民の融合は亞細亞大陸の永遠の平和を約束つけるものであります。又錦上更に華を添へるものは去年の三國防共協定締結であります。

然して此の協定は國際聯盟の理想境よりも遙かに勝り進歩せしめるものであります。閣下若も其の高遠なる目的に向ひ爍やく指導の下にある此の土地に、我々使節團一行が長期の滯在を爲し視察し得るならば如何に幸福ならむかと推察申上げる次第であります。

我々使節團一行は、此の喜悦溢るゝ記憶の數々を故國に持ち歸り、日本帝國の榮光ある指導の下に朝鮮が現在如何に發展しつゝあるかを語り得るのは、我々の衷心より欣快とする處であります。盃を擧げて朝鮮の人々の御多幸と御盛運とを此處に祈ります次第であります。

◇靖國神社臨時大祭遙拜式

暴支膺懲の聖戰に殉忠護國の華と散つた英靈四千五百餘柱が合祀される靖國神社臨時大祭は、若葉薫る四月二十四日より二十八日まで前後五日間いと莊嚴に執行せられたが、畏くも　天皇陛下御親拜の二十六日には、全鮮各官公署竝に學校一齊に遙拜式を擧行、御親拜の御時刻午前十時十五分を期し、半島全民衆擧つて一分間の默禱を捧げ、これら殉國の英靈に對し、敬虔なる感謝と哀悼の意を表し奉賽の誠を致した。

◇天　長　節

事變下に迎へ奉つた四月二十九日の天長の佳節には、本府に於ては南總督以下高官全員參席の下に、第一會議室に於て御眞影奉拜式を擧行した。全鮮各官衙、諸學校にても御眞影奉拜式又は宮城遙拜式を擧行、更に一般市民は神社參拜宮城遙拜等を行ひ、天壤無窮の聖壽を壽ぎ奉ると共に、長期對戰の下、堅忍持久、國是遂行に精進せんことを誓つた。

尙ほ當日恒例の總督夫妻主催の祝賀宴は時局の故に取止めとなつた。

◇銃後報國强調週間

時局恒久化に對處すべく、堅忍持久の精神をますます强化し、長期戰中、稍々弛緩し勝ちなる人心に對し時局を再認識せしむると共に、財政經濟の趨向に鑑み、國民として、刻下必須の時務たる消費節約、貯蓄奬勵の運動に官民一致邁進すべく、總督府では、民間側より、金融機關、産業・經濟・敎化・婦人・在鄕軍人・青年・宗敎・新聞・通信・興業等各種團體代表五十名、これに軍部及び本府の朝鮮中央情報委員會幹事、京畿道、京城府等より、それぞれ關係官が出席し、四月一日、本府第一會堂に於て右に關する打合會を開催し、種々協議の結果、左の項目については、實行委員を選出して、同實行委員會にて具體的方策を決定することになつた。仍て、本府では更に同月六日、右實行委員會を開催して

一、趣　旨
二、名　稱
三、期　間
四、指導方針
五、實施機關
六、實施方法

等を議題に供して、熱心に協議の結果、玆に成案を得たので、直に、該案を以て實行に移すことゝなつた。

而して、右成案は、總督府に於ては、同九日付の朝鮮總督府官報にて、官通牒を以て政務總監の名に於て本府各局部長、官房課長竝に所屬官署の長宛通牒し、同時に一般民衆に發表公示した。

●官通牒第十一號

昭和十三年四月九日

政　務　總　監

本府各局部長、官房課長
所屬官署の長　宛

國民精神總動員銃後報國强調週間實施に關する件

國民精神總動員運動に關しては事變發生以來種々實施中の處事態の恒久化に伴ひ時局の重大性に付更に認識を新たにせしむると共に非常時財政經濟に對する國民協力の最大限を實現する爲此の際大運動を起すの緊要なるを認むる處諸般の情勢は今日之を行ふに最も好機なりと思考せらるゝに付ては啓發宣傳の方法に一段の工夫を加へ各種團體、組合會社、工場、商店等凡ゆる民間方面の協力を得て啓發宣傳の徹底を有すると共に、官公署職員は固より此等協力機關所屬員は共に之が實行者と爲り其の效果の擧揚に付特段なる努力を爲す樣措置相成度之が具體的實施方法としては左記に依り週間を設け此の週間行事に對し全鮮二千三百萬民衆一致し夫々の立場に於て各自定むる所の實施項目に從ひ全力を傾倒して之が實行上遺憾無きを期し以て此の運動を通じて第二段階に入りたる時局に對し正しき認識を把握し以て帝國不動の大方針たる聖戰の目的貫徹上遺憾なからしむる樣措置相成度

記

國民精神總動員
銃後報國强調週間

一、趣旨

時局恒久化の事態に對處する堅忍持久の精神を益强化し長期戰中稍弛み勝なる民心に對し此の際時局を再認識せしむるを以て目的とす

次に從來の時局宣傳が專ら官廳乃至其の系統に屬する宣傳たりしに鑑み此の際各種機關、各種團體を聯絡し宣傳を行ひ之に依て民衆宣傳網の樹立並に綜合宣傳效果を擧げ爾後の宣傳機構の基礎たらしめんとす

右二目的を實現する宣傳は單に抽象的標語を以てするは足らざるべきに付非常時財政經濟に對する國民協力要綱中の重要事項たる消費節約並に貯蓄奬勵運動を通じて時局を認識せしむるを適當とす、而して時局に鑑み特に消費節約を爲すべき重要物資は二十種目以上に及ぶも此等の全部に亙り一時に之を宣傳するは其の效果薄きを以て民衆の日常生活上最も深き關係を有する紙及木綿並に燃料の三種目を選び特に節約を宣傳すると共に極力貯蓄を奬勵し持久戰に對處する正しき認識を與へしむるに在り然れども本運動の目的とする所は單に紙、木綿及燃料の節約並に貯蓄の勵行を企圖するのみに止らず右三種目の節約並に貯蓄の勵行を通じて非常時に於ける節約並に貯蓄の眞の意義を徹底せしめんとす

二、名稱　國民精神總動員
銃後報國强調週間
（單に銃後報國强調週間と略稱するも可）

三、期間　昭和十三年四月二十六日より五月二日に至る一週間

四、指導方針

1　持久戰に對する心構へを重要物資の節約並に貯蓄の勵行を通じて作らしむること

2　各種機關及各種團體を總動員し所謂民衆宣傳網の樹立を計り綜合宣傳效果の最大限を發揮せしむること

3　民衆に重要物資の節約、廢品の回收資源愛護並に貯蓄の勵行等非常時に於ける國民として協力すべき事項を徹底せしむること

4　紙及木綿並に燃料節約の有する意義を徹底せしむること

5　官公署・學校・各種團體及各機關に於て適切なる實行項目を定め實施すること

五、實施機關

朝鮮中央情報委員會及各道情報委員會が計畫し官公署・學校・會社・銀行・工場商店・各種社會敎化團體・各種組合等各種團體の協力を得て之を行ふ

尙ほ、國民精神總動員銃後報國强調週間は朝鮮を除く内地には未だ實施を見ず、我が國に於ては初めての企圖であり、然も、半島二千三百萬同胞を總動員したる空前の國家的大運動であるだけに、その成果に對しては各方面より多大の關心を有たれてゐる。

（該銃後報國强調週間實施の實績については、本誌六月號を以て詳報す。（記者））

（自三月十六日 至四月十五日）

三月十六日 本府第一會議室に於て各道內務部長會議開かる。

三月二十四日 府令第二十八號を以て昭和十二年朝鮮總督府令第百五十三號（昭和十三年法律第九十二號輸出入品等に關する臨時措置に關する法律第一條に依る命令）中改正發布。

三月二十五日 府令第二十九號を以て昭和七年朝鮮總督府令第十八號（上海及揚子江方面と朝鮮との間に發着する軍事郵便物の取扱に關する件）改正發布。

府令第三十號を以て昭和十二年朝鮮總督府令第九十九號（朝鮮と北支方面との間に發着する軍事郵便物の取扱に關する件）中改正發布。

三月二十八日 府令第三十一號を以て朝鮮總督府令第二號（輸入貨物代金の決濟及外國爲替銀行の海外指圖に依る支拂の制限に關する外國爲替管理法に基く命令の件）改正發布。

三月三十一日 府令第五十號を以て朝鮮總督府令第四十九號（官立及公立學校の囑託教員及講師に關する件）中改正發布。

府令第五十一號を以て私立學校教員の資格及員數に關する規定中改正發布。

府令第五十二號を以て小學校及普通學校教員試驗規則中改正發布。

府令第五十三號を以て郵便貯金規則改正發布。

府令第五十四號を以て青年訓練所規程改正發布。

府令第五十五號を以て朝鮮所得稅令施行規則中改正發布。

府令第五十六號を以て朝鮮相續稅令施行規則中改正發布。

府令第五十七號を以て朝鮮支那事變特別稅令施行規則發布。

府令第五十八號を以て朝鮮臨時租稅措置令施行規則發布。

府令第五十九號を以て朝鮮臨時利得稅令施行規則中改正發布。

四月一日 府令第六十號を以て金融組合業務監督規則中改正發布。

府令第六十一號を以て大正十三年朝鮮總督府令第八十六號（奏任及判任待遇朝鮮總督府監獄職員定員）中改正發布。

府令第六十二號を以て京城法學專門學校規程中改正發布

府令第六十三號を以て水原高等農林學校規程中改正發布。

府令第六十四號を以て京城高等商業學校規程中改正發布。

府令第六十五號を以て水原高等農林學校附置農業教員養成所規程中改正發布、

府令第六十六號を以て實業學校規程中改正發布。

府令第六十七號を以て實業補習學校規程中改正發布。

本府第一食堂に於て重大時局再認識の綜合宣傳週間（假稱）打合會開かる。

四月二日 府令第六十八號を以て京城醫學專門學校規程中改正發布。

府令第六十九號を以て京城高等工業學校規程中改正發布。

府令第七十號を以て朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所規程制定發布。

府令第七十一號を以て朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒採用規則制定發布。

府令第七十二號を以て水產製品檢查規則中

改正發布。

府令第七十三號を以て水産製品檢査規則第十八條の規定の特例に關する件制定發布。

府令第七十四號を以て朝鮮蠶業令施行規則中改正發布。

四月三日 朝鮮神宮大前に於て志願兵制度改正教育令實施奉告祭執行、次いで同奉賛殿廣場で京城府主催の大祝賀式擧行せらる。

第二十八回の恒例記念植樹、京城郊外牛耳里に於て總督府及び京畿道主催の下に行はる。

勅令第百五十六號を以て朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所官制公布。

勅令第百三十四號を以て昭和十二年法律第七十九號は昭和十三年三月二十八日より施行の件公布。

勅令第百三十五號を以て船員法施行令公布。

四月四日 勅令第百四十九號を以て朝鮮公立學校官制中改正公布。

勅令第百五十號を以て朝鮮臺灣關東州及南洋群島官公立小學校長等優遇令中改正公布。

勅令第百五十五號を以て朝鮮總督府感化院官制中改正公布。

中華民國臨時政府特派の赴日觀光視察と文化親善の使命を帶びた一行十七名の視察團入城。

四月五日 南總督本日より四日間の豫定で京畿道内巡視。

本日より志願兵令事務開始

四月十二日 東上中の大野政務總監歸任。

四月十三日 陸軍航空本部長東久邇中將宮殿下空路京城飛行場に御安着

勅令第二百一號大正十年勅令第二百三十八號中改正公布

四月十四日 府令第七十五號を以て朝鮮總督府看守給與品及貸與品規則中改正發布。

府令第七十六號を以て朝鮮總督府中央試驗所工業技術職員派遣規則制定發布。

府令第七十七號を以て國幣社祭式中改正發布。

昭和十三年四月二十五日印刷
昭和十三年五月一日發行

發行人　朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所　朝鮮總督府
京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
印刷所　朝鮮印刷株式會社

京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
一手賣捌所　朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇番

朝鮮

六月號

明治四十四年六月二十日第
昭和十三年六月一日發行
朝鮮 第二百七十七號 六月號

朝鮮 六月號 目次

第二百七十七號

口繪

徐州陷落!!

⇦ 祝賀提灯行列に對ふる南總督

⇨ 京城府各町團及一般朝鮮神宮報告參拜

↑京畿道民報國號四機獻納式
—五月二十一日、京城飛行場—

↑赴戰高原
—赤木線寫眞—

朝鮮

六月號

第二百七十七號

內地在住半島人と協和事業

武田行雄

まえがき

內地當局は、昭和十一年度から、內地に在住する半島人の、內地への同化を目標として、其の保護善導と、內地人の半島人に對する認識促進に着手した。

名付けて協和事業と云ふ。

朝鮮當局は、南總督閣下御統率の下に、一昨年頃より內鮮一體の運動を、活潑に實施せられ、時の利も之れに合流して、既に目覺ましき實績を收められつゝある。

洵に、御同慶之れに過ぎたるは無い。

玆に、殆んど時を同ふして、內地は協和事業を、朝鮮は內鮮一體の運動を、開始したのであるが、何れも、その目的とする處は、內地人と、半島人とを、日本人の名の下に、更らに親密に、共に皇國臣民として融合合體し、互に心の底より相許す境地へ、速かに誘導せんとするに在る。

從つて、彼此の間、その手段方法に於いても、亦相近似すべきであらうと思ふ。

多少でも、本質的な點に於いて、相違する所があつたならば、互に議して、宜しきに就き、共に步調、氣脈を通じて、前進すべきは當然であらう。

斯様な意味から、内地在住半島人の現況を紹介し、併せて、協和事業の概況をも詳述し、朝鮮側各位の、御高覧に供すると同時に、其の御協助を仰ぐ次第である。

冀くは、用語、文字の末節に拘泥する所無く、寛容の襟度を以つて、本文の意圖する所を、御諒察賜らんことを。

第一　半島人内地渡航の沿革

一、併合以前の沿革

内地と朝鮮とは古來特別密接な關係に在つたと云はれる。地理の上からも、又人類學の上からも密接不可分の間柄であつたことが、學者の考證に依つて明瞭にされて居る所である。三浦周行博士は「歴史地理」の朝鮮語に於いて「太古に於いて日鮮兩國の地續であつたことは、地理學者、地質學者に依つて證明せられ、又兩國の言語、遺物の同一系統に在ることも言語學者、人類學者、考古學者等の考證で稍明瞭になつた。吾國の神話を見ても、彼の出雲風土記の有名な國引條の文(筆者註　八束水臣津野命が出雲國の不足を對岸の朝鮮半島より綱をつけ、引寄せて補ひ合はせられたと云ふ傳說)など、日韓がもと地理的に、同域であつたことを傳へたものと思はれる。

殊に素戔嗚尊、五十猛命御父子を始め、彼我の往來が夙に頻繁であつて、少く共南鮮地方が、我領有に歸して居つたことは疑ふまでもない。唯惜しいことには、我國の神話も、其の邊の消息を詳しく傳へるものとしては稍不充分の嫌ある上に、朝鮮側には殆んど古い史誌が缺けて居るので、斯る重大問題の解決に少からず遺憾の點はあるが、種々なる點より推して歴史以前の日鮮兩國の間柄は、意外に親密のものであつたと思はれる」と述べられて居る。

斯様な事情に在つたので、古來朝鮮より内地に渡來して歸化した者の數は、夥しい數に上つて居るのである。

例へば阿直岐は應神天皇十四年(紀元九四四)に來朝し百濟王の使として來朝し良馬を獻じた。(阿直岐は經典に精通して居たので太子菟道稚子、後の仁德天皇之れに就きて學ばれた。此時まで我國には文字なく口傳であつたが、是れより次第に漢字を以つて記すこと丶なつた。阿直岐の子孫は朝廷に仕へて記錄を掌つた)其の翌年には應神天皇の召により、王仁(阿直岐の推薦によつて博士王仁も亦百濟より來朝し、論

語十巻千字文一巻を獻じた。稚郎子之を師として學ばれた。王仁の子孫は河内に居住して西文氏(カフチノフミウヂ)と稱し代々文筆を以つて朝廷に仕へた。「難波津に、さくやこの花冬ごもり、今をはるべとさくやこの花」の古歌は王仁の作である。)が來朝してゐる。此の他、來朝歸化するものは多かつたが、國史上其の顯著なるものは、先づ三韓時代と其の來朝頃の歸化であらう。

文獻に現れた著明な事例を掲ぐれば次の如きものがある。

天智天皇(三八代紀元一、三二八―一、三三〇年)の御代は百濟、高句麗の二國が唐、新羅の聯合軍の爲に滅亡された頃であつて、其の結果吾國へ渡來歸化する者多く、天智天皇はその四年に百濟よりの新渡來者男女四百餘名を近江國神前郡に移され、同五年には百濟の二千餘名を東國へ移され又同八年には同じく百濟の男女七百名を近江國蒲生郡に置かれ、而も三年間の食料を給つた。

天武天皇(四〇代紀元一、三三三―一、三四九年)は十三年五月に百濟の僧尼及俗人男女二十三名を武總に置かれた。

持統天皇(四一代)の時に太宰府から送つて來た新羅の歸化人二十三名を亦同國に置かれた。

孝謙天皇(四六代)の時には新羅の僧尼百六十五名を武總に置かれ、更に新羅の歸化人百九十三名を美濃・遠江・駿河陸奥の諸國に於かれた。

淳仁天皇(四七代)の御代には新羅人の我國に歸化する者相續いたが之等は凡て武總に置かれた。

この他多數の渡來者があつたことが窺はれるが、之等歸化人の吾國に於ける分布狀況は、百濟人の最も多いのは五幾内で、殊に河内・和泉・大和・攝津に多く、この他關東の武總方面にも相當住んで居たのである。併しこれ等の地方には單に百濟人許りでなく、新羅人、高麗人も多かつたと云ふことである。

武藏國には高麗人が特に多かつたが、これは元正天皇(四四代)の御代、駿河以東七箇國に散在して居た高麗人をこの地方に集めて新に高麗郡を設けられたからである。其の後明治二十九年に高麗郡は埼玉縣入間郡に併合されたが、今も尙高麗村があつて、その墓や、高麗川、高麗峠の名稱、高麗神社高麗始の名家又は高麗僧の開いた寺等がある。

尙武藏には新羅人も居たので淳仁天皇(四七代)の御代新

羅郡を置かれたが、今日では足立郡となつて居る(日笠護氏著「日鮮關係の史的考察と其の研究」參照)

次に國史上渡來者を多く見るのは、今より約三百四十年前の文祿、慶長年間の秀吉の朝鮮役後のことであらう。

之れは多く此の役に出征した諸將が、朝鮮の陶工其の他の者を伴れ歸つたものであつて、其の中著明なものとしては薩摩の島津義弘父子がある。即ち朝鮮人男女八十餘名を連れて歸り薩摩の苗代川村(今の伊集院村)に居住せしめて陶窯を開かせた。之れが今日の薩摩燒であると傳へられて居る。佐賀の鍋島直茂も同樣に陶工を伴れ歸つて、磁器製造を創始した。これが有田燒である。この他、筑前の高取燒、小倉の上野燒、平戸燒、萩の萩燒等何れも朝鮮人の手に依つて創始せられたものである。

尙有名な曲眞瀨養安院と云ふ醫者及び活字工の渡來もこの頃のことで、日本では朝鮮活字を手本として、始めて日本の活字を造つたのであつた。

德川時代となつて鎖國方針を採つた結果、朝鮮との關係は漸次疎くなつた。文化八年將軍德川家齊(紀元二、四四七―二、四九六年)の嗣職來賀を最後として聘禮の儀は全く止むことゝなり、從つて渡來歸化のことも中絶し、其の儘明治末葉まで時代は流れたのであつた。

以上略記する如く、古來朝鮮より我國へ渡來歸化した者の數は夥しいものであるが、何れも全く内地人の中に融け込んで、生粹の日本になり切り今日其の痕跡を留めざるに至つて居るのである。又斯樣に朝鮮より我國へ多數渡來歸化した一方、又我國より朝鮮へ渡つて彼の地に歸化した者が夥しい數に上つてゐることも歴史上明かにされてゐる。

この樣に頗る親しい血の繋りがあると云ふ事實は、今日の半島人問題を取扱ふに際して留意すべき事柄であらう。斯樣な次第であるから本稿に於いて半島人と云ふのは併合以後に内地へ渡來した者を指稱するものである。

二、併合以後の沿革

明治四十三年八月二十九日、日韓併合の結果、明治三十三年以來施行せられて居た外國人勞働者入國制限法は半島人には適用されぬことゝなり、自由に内地に渡航して、一視同仁の仁政の下に内地人と同樣に、各般の職業に就き得ることゝ

なつたのである。併し此の頃は內地に渡航する者は極めて少く、僅かに行商又は土工作業等に從事するものがあるに過ぎなかつた。

然る所企業家方面に於いては、半島人勞働者にいち早く着眼して、積極的にその募集に努力したのであつた。吉阪俊藏氏の研究によれば大阪府の攝津紡績株式會社が明治四十四年より半島人勞働者を使用して、その草分けをしてゐるが募集によつて半島人を使用する樣になつたのは、兵庫縣の同社明石工場であつて大正二年五月のことであつたと云ふことである。第一回の應募者は僅々十六名であつたが、爾來大正六年十一月に至る五箇年間に十一回の募集を行ひ、應募人員二百八名を得たと云ふ。內地の狀況が半島人に判明しなかつた爲に、斯樣に募集に困難したものであらう。

次に當時半島人勞働者を使用した工場と、其の使用開始の年月を、參考の爲に揭げやう。

大阪府

工場	使用開始
攝津紡績木津川工場	明治四十四年
東洋紡績三軒屋工場	大正三年
住友鑄鋼所	大正五年三月
尼績津守工場	大正六年六月
新田造船所	大正六年六月
攝津紡績平野工場	大正六年七月
藤永田造船所	大正六年七月
吉備造船所	大正六年九月

兵庫縣

工場	使用開始
攝津紡績明石工場	明治四十五年六月
川崎造船所	大正三年四月
神戸製鋼所	大正五年六月
福島紡績飾磨工場	大正六年五月
川崎造船所分工場	大正六年
三菱神戸造船所	大正六年五月
岸本製釘所	大正六年八月
播磨造船所	大正六年八月

和歌山縣

工場	使用開始
朝日化學工業株式會社	大正五年一月
內海紡績工場	大正五年十月
和歌山紡績工場	大正五年十一月
紀陽織布工場	大正五年十一月
由良染料工場	大正六年八月

日出紡績工場	大正六年九月
三重縣	
三重木材乾溜工場	大正五年一月
吉製綿工場	大正六年一月
東洋紡績津工場	大正六年七月
平毛織工場	大正六年七月
大橋鑄物工場	大正六年十月
岡山縣	
東洋館燐寸工場	大正二年十一月
倉紡萬壽工場	大正六年七月
吉備織物工場	大正六年九月
倉紡玉島工場	大正六年十一月
石井織物工場	大正六年十一月

農商務省工場監督官吉阪俊藏氏調査報告書（大正六年十一月）に依る。

その後漸次內地の事情が半島人に判明するに從つて渡航希望者も急激に增加し、大正六年末には約一萬四千人の來往者があつた。

この頃になつて半島人勞働者が漸次增加するに至つた原因は、使つて見た結果之等半島人勞働者は頗る從順であるし、又比較的眞面目であり且つ賃金が高くないと云ふ本質的長所があつたことゝ、他方當時內地の工業隆昌の結果、勞働者が拂底して補充に困難し且つ賃金も騰貴したことに在ると云はれて居る。

尙又一方半島人側に於ても、內地渡航者の中の、一二の成功者の噂が、針小棒大に流布されて、內地へ行けば黃金が拾はれる樣な話が半島農村に橫行したので自ら進んで、又募集勸誘に應じて簇々來航するに至つたものであると云はれて居る。

其の後益々來住者は增加して、大正八年には二萬六千人となつたが、同年半島內に獨立騷擾事件が突發した爲に內地渡航に制限を附したので一時渡航者は減少した。併し間もなく治安が恢復すると共にこの制限が撤廢せられたので渡航者は再び增加して、大正十二年には八萬人の多きに達した。この夥しい半島人の增加が漸く社會の注目を惹くに至つた折も折關東の大震災が突發し例の不祥事件が起つたのである。この結果一時朝鮮人保護の立場から、內地渡航は停止されたのであるが、間もなく事態の落着と共にこの停止は撤廢された。

併し內地に於ける事業勃興の爲に多數の勞働者が需要されたのと、渡航停止の反動も手傳つて渡航者は俄然增加して、大正十四年には約十三萬人に激增したのであつた。
　然るにその頃より內地に於ける財界の不況は、漸次深刻となつて、失業者は勞働市場に溢れる景況を呈するに至つた。
　半島人勞働者の增加は勿論內地人勞働者を相當壓迫して失業者激增の一因を爲したが、その弊害よりも、先づ半島人勞働者自身に重大なる被害を與へた。卽ち半島人勞働者は槪して筋肉勞働者である爲に、職場に一定の限度があり、又新規渡來者は企業家に好まれるが、渡來後數年を經過した所謂內地ずれした半島人勞働者は敬遠される傾向があるので新規渡來者が先住半島人を失業に追ひ込むからである。この頃失業者の大部分が半島人を以つて占められる狀況を呈し其の結果內鮮融和を阻害するが如き事象頗る多くなつたので、世人は漸く半島人對策の急務を痛感するに至つた。
　大正十四年に至つて、遂に渡航に條件を附することゝなり就職先の確定した者は差支へないが、其他のものが漫然と「何かうまい仕事」を當にして內地へ渡航することは諭止さるゝことゝなつたのである。
　その後この條件の內容に若干の改變はあつたが、內地に先住する半島人の生活を保護し、渡航者自身の不幸を未前に妨いで、內鮮一體の實現を促進する爲に漫然渡航の諭止は今日も尙實施されて居るのである。
　併し現在の條件の下に於いても在住者は年々七萬八萬と增加する一方である。今日の諸般の情勢を以つてすれば在住半島人の增加は必然的性質を持つて居ると思はれる。

第二　內地渡航の原因

一、併合以前の渡航原因

　朝鮮半島より內地へは、前述する通り往時に於いて多數の渡來者があつた。又今日も夥しい渡來者を見つゝあるのであるが、之等の人々はどんな事情から祖先墳墓の地を捨て、鄉黨に情別して玄海を押渡るに至つたものであらうか。
　其の原因を究むることは半島人對策を考究するに當つて、必要なことであらうと思ふので、多少の煩瑣を忍んで貰うことにしやう。

先づ今日の事情を述ぶる前に、往時のそれを考察して參考に供へやう。

三浦周行博士は往時に於ける半島人の渡航原因、即ち三韓の歸化民の種類を三つに分類して居られる。

第一は我招聘に應じて來た者である。

これは古代から行はれたことであつて、この類に屬する來航者は、その社會的地位が高かつた事情から、後世にその名を傳へる者も多い。百濟の王族辰孫王が來朝したのは、應神天皇が上毛野代の先祖荒田別を百濟に派遣して職者を求められた爲で、國王貴須王が、其の宗族中から辰孫王を以つて其の聘に應じたのであつた。それが皇太子御教育の師匠になり書籍を傳へ儒教を弘めたと云はれる。雄略　天皇の時には、高麗の醫師德來が我招聘に應じて來朝して居る。是等の例は一々枚擧に遑がない程である。

第二は皇化を慕つて來たと云つて居るものであるが、その一は本國の虐政、別して租税の誅求に堪へない爲に渡來して來たものらしい。奈良朝の孝謙天皇の時には、來朝する者が特に多かつたが、それ等は皆本國の租税負擔が過重であるので、それを免れる爲であつた。

他は本國が滅亡した爲であつた。之等は「遠く聖朝を慕ひ海に航して本朝に歸化す云々」と申して居るが其の數は相當多いのである。

第三は捕虜となつて來たものも少くないことである。往時に於いて朝鮮は吾が國に對して、反覆常なかつたので、半島平和の爲に兵を用ひたことも、一再ではなかつた。其の都度捕虜を出したのである。而し之等も亦歸化民の中に加へられて、相當の待遇を受けることになつた。天智天皇の時には舊百濟の歸化民に三年間も食糧を給されて居り、天武天皇の時には田園を授け、糧食を賜はつて、十年間の課役を免除されて居る。元正天皇の時には、更に高麗、百濟の歸化人には終身課役を免除され、桓武天皇の延略十六年には、歸化の百濟の子孫に課役を永久に免除された。(三浦博士著　日本史の研究)

右に依つて知らるゝ樣に往時の渡航原因は、政治的又は社會的なものであつたと云ふことが出來る。即ち我が招聘に應じて學者が來朝したり、戰爭の結果捕虜となつて來たものは政治的原因に基くものと云ふことが出來やうし、皇化を慕つ

て來たと稱する者は、主として社會的原因に基くものであらう。

併し原因の何れにあるを問はず、我が朝庭に於かれても、又一般國民も、之等歸化民を頗る優遇し、且つ親交したことは、注目を要する所であらう。

二、併合以後の渡航原因

併合以後、殊に近時に於ける渡航原因は、往時のそれとは些か趣を異にして居るのであつて、概括的に云へば、經濟的原因がその主因であると云ふことが出來やうと思ふ。無論民族の異動には各般の條件が競合するものであつて、經濟と云ふ單一原因にのみ起因するものではない。

例へば、內鮮人相互に繋がる血緣の親しみも、これを意識するとせざるとに拘らず、確かに其の一因であるに相違あるまい。即ち歷史的に見れば、內地と朝鮮とは密接不離の關係に在つて、兩者の間には早くから平和的交遇が行はれた許りでなく、古くは日本と半島とは宗屬の關係を有し、又血族的混和を生じて居るので、內地に渡ることは其の本人が明瞭に意識しない迄も、恰も本家に赴く分家の子女の如き親しみを、潛在的に有するであらうことが擧げられる。今日に於いて、半島人の移住先は內地及び滿洲國以外の地には、殆んど見るべきものが無いことなぞ、一應この證左として、擧げ得るであらう。

次には社會的事情も亦一つの原因として擧げねばならないであらう。併合前の半島には西班・中人・常民・財民の四階級があつた。又同一階級に於ても職業に依つて、著しい高下があつたし、又年齡の長幼に依つても嚴格なる差別があつたこの社會的風習は、今日も尙特に農村に於いては嚴守勵行されて居るのである。然るに一歩足を內地に印すれば、高度文化の恩惠に浴する許りでなく階級の貴賤から受ける從前の因襲的取扱からは解放せられ、選擧權、被選擧權は新たに生ずるのであつて、代議士にもなれるし、能力に應じては社會的にも經濟的にも進出する機會は多いのであるから、自然多少覇氣ある青年を、誘引する原因ともならうと思はれるのである。

併し上述する樣な事情は、概括的に見れば頗る微弱な原因であつて主要なものではない。今日に於ける渡航の原因は、

殆んど懸つて經濟的事情に在る、と云つても必ずしも過言ではあるまい。

即ち半島内に於ける生活が、安樂でないので、其の經濟的安住の地を、内地に求むるものであると云ひ得るであらう。

然らば半島内に於ける經濟生活の有樣はどうであるか。經濟生活不如意の原因は何處に在るであらうかと云ふに、先づ半島内に於ける經濟生活不如意の根本原因は生活資源と人口との不調和、耕地の過少と農民の過多に在るのである。

朝鮮の人口は李王朝の下に於いては、極めて遲々たる增加を示し、屢々減少した場合さえあつたのである。この傾向は我國德川末期に於いても、其の事例を見たことであるが、朝鮮に於いては特に顯著であつた。

純祖七年（皇紀二、三五七年）には七百五十六萬人であつたものが、約五十年後の哲祖三年（皇紀二、四〇二年）には六百八十一萬人に減じ、更に五十年後の光武八年（皇紀二、四五四年）には五百九十二萬人に減少して居る。

然る所併合以後我國が鋭意朝鮮統治に努力した結果、明治四十三年に於いて千三百萬人であつたものが、昭和九年末には二千百萬人に增加し、二十四年間に八百萬人の激增を示してゐるのである。

その相對的增加率は一五人强で、内地の一四人强に比して一人强の高率を示す有樣である。從つて其の人口密度も年々增加して、昭和八年末に於いては、内地の東北地方に略匹適する一方粁に付九四人强を示すに至つたのである。

然るに一方朝鮮の農耕地は、全土の二割に過ぎないので、農家の平均耕作反別は、水畓合計一町五反二である。併し渡航者の大部分を出す南鮮各道の狀況は次の如く内地の一町一反に及ばない。（昭和九年調べによる）

	畓（田）	田（畑）	計
慶尙南道	〇・六二	〇・三五	〇・九七
慶尙北道	〇・五五	〇・五三	一・〇八
全羅南道	〇・五六	〇・五六	一・一二
全羅北道	〇・七七	〇・三〇	一・〇七

斯くの如く耕作反別が少ない上に、小作が八割を占め、且つ地味及び農耕方法が劣惡である現狀を考へ併すれば、朝鮮農民の實狀の凡そは想像が付くであらう。これが朝鮮農民の

經濟不如意の、根本的原因を爲すのである。

これに對して朝鮮總督府當局は、始政以來半島人口の約八割を占むる農民の生活向上と安定を、半島施政の重大問題として、深甚なる考慮と、最善の努力とを費して來たのである。

近年の農村振興運動の如き、洵に顯著なる實績を收めつゝあることは、萬人の等しく認める所である。又この一、二年來の鑛山業及び工業界の活況に伴ふ一般大衆の經濟的向上も亦著しいものがあるのである。

さり乍ら多年に亙つて、秕政の下に喘かねばならなかつた朝鮮農民の、慘憺たる、心物共に疲弊し切つた生活が、一朝一夕に脱却し得られないことは極めて當然のことである。

この苦しい生活から逃れる爲に、內地の親戚知已が自己の體面を良くする爲に寄した、誇大な便りも輕率に信用し、又人夫募集人の甘言も直ちに信じて、安住の地を內地に空想しつゝ、渡航を決行するのである。これ等の人々の心情を想えば洵に同情に堪えないものがある。

併し前述の如く朝鮮の經濟事情は漸次好轉しつゝある處であり、又文北も段々向上してゐるから、內地への渡航者は將來は必ず減少するであらうが、現在では未だ、今日の生活資源と人口との調和及び文化程度の相違の狀況から推して玆當分內地渡航の現象は、續くであらうと思はれる。

いま參考の爲に、內地に現住する半島人が、內地渡航を決意するに至つた事情を直接調査した結果を掲げやう。

京都市が、昭和十年に同市居住の勞働者、八、一五四人に就いて、個別的に聽取した所に依れば

朝鮮にて生活困難の爲	二、七七八人	三四・一%
求職出稼の爲	二、五四七人	三一・二%
金儲の爲	一、一四九人	一四・一%

等であつて、求職出稼、金儲等の用語を以つて、言表しては居るものもあるが內容は何れも鄕里に於ける生活困難と見るべきであるので、之等を總計すれば七九・四%が經濟的理由によつて故鄕を離れた者であると、見ることが出來るこの他に

內地に憧れて	七四六人	九・一%
生活向上の爲	三九〇人	四・八%

呼寄（家族、親戚、友人、主人等）　三九九人　四・九%

其の他であるが、右の中、內地に憧れて又は生活向上の爲、と云ふのは高度文化の內地へ移ることか、直接の動因とも見られるが、根本的には矢張り、經濟的理由に基くものと見ても誤りないであらう。

兵庫縣に於いて、昭和十二年に勞働者世帶主四、二七八人に就き調査した所は

生活困難の爲	三、二三六人	七五・六五%
求職出稼の爲	五六五人	一三・二〇%

であつて、總數の八八・八五% は明かに經濟的原因に基くものである。單身者に就いて調査した結果も、大體同樣の結果であつた。

大阪府に於いて、昭和七年一一、八三九人の勞働者に就いて調査した結果は、約八割八分が鄕里に於ける、生活困難に基くものであつた。

この他東京府の調査の結果も、大體同樣の結果を示して居る。

右に依つて知らるゝ如く、併合後今日迄に至る間の、渡航者の大部分は、經濟的原因に基いて、內地へ來たものであつた。

併し、飜つて之れを考ふれば、進展して止まる處を知らない內地の經濟界が半島人勞働者を、需要し之れを吸收したことも、亦半島人渡航の半面の原因を爲すものであらう。殊に最近に至つては、現行の渡航の條件やら、其の他諸般の事情から推して、之れが相當强力な原因となつて居ることは否めないであらう。

第三　內地在住半島人の居住狀況

一、增加趨勢

明治四十三年日韓併合の結果、內鮮間の往來は全く自由となつたが、その頃朝鮮より渡來する者の數は極めて少なかつた。大正三年末に於ける在住者の數は、僅かに三千人餘りであつた。然るに其の後漸次增加して、大正十年に三萬八千人となり十年後の昭和六年には三十一萬人、昭和九年には五十三萬人となり昭和十二年六月に於ては七十三萬人に達する有樣である。殊に茲數年間の、增加の趨勢は驚くべきもので年

々七、八萬人に達する狀況である。

從來一時出稼の傾向が濃厚であつて金が儲かつたら鄕里へ歸らうと云ふ氣分の者が多かつたが、近年漸次內地に定着居住する樣子が窺はれる樣になつた。その例證としては、戶數、の增加と男女數の比率の接近によつて知ることが出來やう。

卽ち昭和元年には、人口十四萬人、戶數一萬三千戶であつたが昭和九年には人口五十三萬人で八萬九千戶となつた。卽ち人口に於いて四倍强の增加であるのに比して、戶數に於いては七倍弱の增加である。又大正十年には、女一〇〇人に對して男六〇〇人であつたものが、昭和六年には女一〇〇人に對して男二五〇人となり、昭和九年には、女一〇〇人に對して男一八三人、昭和十二年六月には女一〇〇人に對して男一五六人と云つた具合に漸次男女の比率は接近して來たのである。

二、分布狀況

之等多數の朝鮮人は、內地全部の各府縣に散在して居るが特に產業の發達した地方に多く居住して居る。昭和十二年六月に於ける狀況は次の通である。

大阪府	二十三萬一千人	兵庫縣	六萬三千人
愛知縣	五萬九千人	廣島縣	二萬人
東京府	五萬九千人	神奈川縣	一萬四千人
京都府	五萬人	北海道	一萬二千人
福岡縣	四萬八千人	岐阜縣	一萬一千人
山口縣	三萬三千人		

卽ち大阪が最も多く、全國の約三分の一を占め、次に兵庫・愛知・東京・京都・福岡の各府縣に各約五、六萬人の居住者が在り、次に山口・廣島等に相當の居住者を見るのである。

之等の各府縣內に於ても、神奈川・北海道・岐阜特に產業殷賑な都市の中に、一箇所又は數箇所に其の大部分が、密集居住してゐる。而も言語、風俗、生活樣式等朝鮮のそれを、其の儘持續してゐる爲に、その部落は朝鮮內の部落を見ると殆んど變りない異觀を呈して居る有樣である。

これは居住者の大部分が、農村出身者であつて、敎養極めて低く、且つ渡來後も主として筋肉勞働に從事して、下級の生活を營んで居る者が多い爲に、自然類を以つて集るに至つたものであらう。半島人部落、卽ち不良住宅地區と云ふのが今日の常識となつてゐる觀があるが、文化都市の中に、この樣な異樣な現象を見ることは風紀衞生上からは勿論、其の他

の意味からも、考慮を要する所である。

三、職業狀況

次に職業狀況を見るに、在住半島人の約六割は、無學文盲であり、又特殊技能を有する者が少い爲に、一般に筋肉勞働に從事する者が多い。其の結果職場にも、自然一定の限界が生ずるに至つて、近年に於ては半島人の勞働市場は、大體飽和狀態に陷り、新規渡來者が增加すれば、增加する程、先住者は企業家に敬遠されて、失業の危險に晒らされ、屑屋其の他低級な自由勞働者に轉落する者が可なり多い、今日一般に失業者減少の傾向に在るに拘らず、半島人失業者は、左程減少して居ない。卽ち總失業者に對する、半島人失業者の割合は、昭和二年に於て七・二%であつたが、昭和十二年六月には一五・九%に增大して居るのは、此の間の消息を物語るものと思ふ。

昭和十二年六月に於ける、有業者三十九萬人の內容を見るに、有識的職業千六百人、商業四萬九千人、勞働者三十一萬人、其の他の有業者二萬人等である。勞働者三十一萬人の約三割に當る九萬人は土建勞働者であつて、其の他は一般使用人二萬八千人、工業勞働者一萬三千人、鑛山勞働者一萬三千人、仲仕一萬一千人等である。

右によつて知る如く、有業者の八割を勞働者が占むることは、注目に値する點であらう。

四、生活狀況

小數の例外はあるが、一般在住半島人の生活は其の外觀に依つても知られる如く洵に慘めなものである。土幕又は堀立小屋等を不法に占據した道路敷の上や他人の土地の上に自ら構築して居住する者も尠くない。然らざる者も不健康なゴミゴミした長屋等に密住する者が多く、不良住宅地區の擴大に力を致して居ることは前述したが、斯の樣に悲慘な生活を營まねばならない主なる原因は從來の慣習もあるが、根本的理由は其の收入が極めて僅少であることに在ると思はれる。卽ち實地に就いて調査した所に依れば東京府の昭和九年に於ける一世帶の一ヶ月の平均收入は二十七圓〇三錢である。

京都市の昭和十年に於いては四十六圓二十一錢大阪府の昭和七年に於いては四十六圓三十五錢、神戸市の昭和十年に於いては五十六圓五十五錢となつて居る。東京府の平均收入が

格段に小額であるのは土木建築勞働者及人夫が大多數であつて、前者の平均月收が二十圓七十八錢で、後者は十九圓六十錢に過ぎない狀況であるから平均額が少いのである。

何れにしても收入が槪して僅少である爲に、其の生活も頗る低級であるのを免れない、併し次に示す如く何れも多少の餘裕を示して居るが、之れは彼等が如何に儉約に努めて低度の生活に甘んじて居るかを示すものである。卽ち東京府に於ける一世帶の一ケ月平均支出額は二十五圓八十八錢であつて、一世帶に就いて月平均一圓十五錢の餘裕を示して居る。

京都市は四十圓六錢の平均支出額であつて、六圓十五錢の剩餘であり、大阪府は三十九圓八十四錢の平均支出額で六圓六十一錢の剩餘、神戶市は五十三圓三十七錢の平均支出額で三圓十八錢の剩餘となつて居る。

而して之等の剩餘金の處分狀況に就いて、京都市の調查したる處に依れば、貯金した者が四割七分で國元送金が四割三分となつて居る。貯金は彼等に恒心が出來た證據であらう又國元送金は彼等が國元に扶養すべき者を多々殘して居る爲であると思はれるのである。

五、敎育狀況

敎育程度は槪して低く、其の大半は文盲者である。昭和十一年末の狀況を見るに、總數六十九萬人の中から、學齡未滿の小兒を除いた殘の六十二萬人の五割六分に當る三十四萬人は、全くの文盲者で、他の大部分が小學校程度の敎育ある者である。中等程度以上の敎養ある者は約一萬一千人であつて比較的少ない。昭和十一年末に於ける小學兒童は五萬五千人であつて、學齡兒童の約六割に當る就學率である。これは「內地在住半島人は就學の義務あり」との文部省の見解に基き地方廳に於いて就學が奬勵せられた結果である。朝鮮內の昭和十年に於ける就學率二割五分に對比すれば其の實績は優良であるとは云ひ得るが、半島人問題解決の基礎が敎育に在ることを思ふ時未だ及ばずとの感が深い。次に中等學校・高等專門學校・大學に在學する半島人學生々徒の數は昭和十二年六月に於いて九千八百人で年々增加する一方である。

昭和十三年三月に內地の專門學校及び大學等の卒業見込の半島人學生々徒數は約七百三十名であるが、朝鮮內の同級學校を卒業する學生々徒は約五百五十名と云はれて居る。

內地の學校を卒業する者の數が遙かに多く而も之等學生々徒の大部分は法科系の卒業者であり又殆んど朝鮮に歸鄕する者である爲に希望する職業を得られぬ者も多數生じ其の中には遂いに思想運動に投ずるに至る者も無いではない現況である。

六、犯罪狀況

斯樣な事情から、內鮮人間の紛爭議、或は半島人の窃盜、詐欺等の犯罪は夥しい數字を示して居る。今一般犯罪に就いて見るに、其の犯罪率は、昭和九年に於て內地人が二・二％であるのに比して、內地在住半島人は四・八％の高率である。朝鮮內に於ける半島人の犯罪率が、一％であるのに對比して考察するに、內地に在住する半島人の素質が、槪して低い點を考慮に入れるとしても、出稼氣質とでも云ふのか、その環境の影響が多大であるのに一驚する次第である。

半島人一般の思想傾向は、今次事變以後急角度に好轉しては居るが尙考慮を要するものが多い。民族的偏見を基調として、各種の主義運動に、沒頭する者も從來無いてはなかつた。殊に中等學校以上に在學する多數の半島人學生々徒の思想傾向に就いては特に留意して十分なる方策を講ずる必要が多いであらう。

七、內地化狀況

半島人が來住して旣に相當の年月を經過した者も多いが、之等の人々は極めて微々たる速度ではあるが漸次內地化の傾向に在る。殊に近年當局に於て積極的に內地化運動を奬勵するに至つて自ら努めて內地化しやうとする傾向が顯著になつて來た。勿論內地化の眞意義は日本人意識を明確に把握することに在るのであつて、言葉、衣服等の末節に拘りない所ではあるが、玆には方便上外形に現れた事象を記述して其の傾向の一班を窺ふことゝする。

先づ國語の點を見るに近年國語を解する者は增加して昭和十一年末に於ては十八萬七千人に達し總數の約三割である。多少解する者は二十三萬三千人で三割七分であつて殘りの二十三萬三千人は全々解せない者である。國語の解不解は社會生活を圓滿にするか否かの重要なる鍵となるものであるから特に留意を要する問題であらう。

次に內地名を併用する者が漸次多くなつたことである。昭

和十年の京都市の調査に依れば内地名併用者が四割五分であつた。其の他の地方も大體同樣であつて今日では内地名を併用するのが一般の傾向になつてゐる。これは職業等の關係から内地名を用ひた方が好都合だからである。斯樣な事情から出生兒には、始めから内地風の名を附することを希望する者が漸次多くなつたので、當局は他の一般情勢をも查察した上昭和十二年末より出生兒に内地名を付けることは差支へないことゝしたのであつた。

次に内鮮融和の一例證である通婚の狀況も近時遲々たる速度ではあるが增加の傾向に在る。

昭和十年の京都市調查に依れば九十四組で大阪府では昭和七年に八十五組、神戶市では昭和十年に七十八組であつた他は調查がないので判然しないが各地共若干名の通婚者がある。この傾向は今後相互の理解が深まるにつれて漸次增加するであらう。

第四　内地在住半島人問題の重要性

内地在住半島人の生活狀況は、大樣上述の通りであるが、之を現狀の儘放任したならば、將來如何なる結果を招來するであらうか。

云ふ迄もなく現狀の儘推移したならば内鮮人間の融和は到底望むべくもなく、半島出身者の眞の幸福を招來することは愈々困難となつて、遂には内地の社會生活から全く遊離した存在となるであらう。その結果、國民總員の一致團結は著しく阻害されて、國運進展に影響する所大なるものがあらう。

斯樣に考へ來れば内地在住半島人問題は、半島人の福祉增進と、國家の繁榮と云ふ二つの觀點より重大なる意義を含むものである。

一、内地在住半島人の福祉增進上の重要性

曩に仰せ出された「一視同仁」の聖旨が普く新附同胞の上に具體的に實現されて、其の福祉が增進され、内鮮人共に相親和して渾然一體となつて國運進展の爲に協力することは、國民の等しく念願する所である。

然るに前述する如く、年々夥しく增加する半島出身者は内地の各地に密集居住して、朝鮮内に於ける生活環境を其の儘持續して居る爲に、内地の生活に融合する所極めて尠いので

ある。國民の幸福が、心の底より日本人であることに依つて始めて招來されるものであることは云ふ迄もない、斯樣な狀勢を以つて推移したならば半島人部落が各地に出現して、彼等は遂に日本人になり切る機會を逸して眞の幸福を享受することは困難となるであらう。

現在の實情を見れば、這般の事情は自ら明白であらう。彼等の多くが國語竝に内地風習を解せず又技能も有しない爲に勢い其の職業の範圍にも限界を生じ、比較的僅少の賃銀に甘んぜねばならない。其の結果、生活の向上改善も出來ず不幸な生活を送らねばならない者が多い有樣である。

これは彼等自身の不幸許りでなく、其の子孫の不幸であり惹いては國家の損失であると思ふ。心ある半島人は、疾くに此の點に着眼して自發的に内地化を唱導してゐる處であるが一般の多くは之を認識しないのである。これは彼等が國語を解せず諺文も讀めない程に教養が低い結果であるから國民協力の下に誠心を以つて、懇ろに彼等を導き漸次に内地化せしむる必要である。

斯樣な意味から内地在住半島人問題は半島人の福祉增進の爲に考究せねばならぬ問題であると云ふことが出來る、又之を適當に解決することは、併合詔書に「民衆ハ直接朕カ愛撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ增進スヘク」と仰せられた聖旨に奉答するものである。

二、國運進展上の重要性

内地在住半島人問題は、其の數が增加するに從つて、國運の消長にも關する重要なる意義を帶びるに至つた。

先づ半島人は國家の構成員として擧國一致體勢の强化上重要なる地位に置かれてゐる。第二には在住者の多くが勞働者である事情より内地に於ける重要な勞働資源としての役割を負擔してゐる。第三には其の動向が朝鮮統治と微妙なる關係に在る點に於て意義があり。第四には日本民族發展の試金石として意義を有するのである。

(1) 擧國一致體勢强化上ノ重要性

前述する樣に居住者數は增加の一途を辿り、今日既に七十萬人を超過して居るのであつて、内地人口の一%を、占めて居るのであるが、昨今の增加趨勢を以てしたならば、其の數百五十萬人に達して二%を占むるに至る日は、今後

十年を出でないであらうと思はれる。今日に於て、大阪府の如きは既に、其の居住人口の五％强は朝鮮人居住者である。併し乍ら此の數の點のみを考ふれば、單に半島出身者たる日本人が、增加するに過ぎないのであるから、勿論一般人口問題上からは考慮すべき幾多の意義を含んで居るが半島人問題の見地よりすれば何等驚くべきではなく又頭痛に病む要は無い。問題の重要性は、半島人の多くが言語、風俗、習慣、文化の程度等を內地のそれと著しく異にしてゐる點にあるのである。

內地在住半島人の多くは、極めて敎養の低い勞働者である爲に、流言に附和蠢動し易く、又事に臨んでは、不軌不逞の行爲に出づるが如き者も絕無とは云ひ難いであらう。

明治天皇御製

千萬の民の心のそろうこそ

國のさかゆくもとゐなりけり

洵に一國繁榮の基礎は、民草の完全なる一致結束に在るのである。現狀の如く七十數萬人にも達する多數の同胞が內地に在つて而も內地の生活に遊離して存在する狀態は、健全なる社會狀態とは言ひ難いであらう。

殊に今日の非常時局に當つて、特に此の點が痛感されて居るのである。在住半島人の中には國防に協力し、銃後の護りに努力して居る者も、相當多いことは慶びに堪へない所であるが、更に之を强化して、半島人の一人々々が心より日本人になり切る樣に仕向けることこそ今日最も緊急となる事柄である。

(2)　勞働資源としての重要性

前述する樣に七十數萬人に達する內地在住半島人の約五割五分に當る三十九萬人が有業者で、有業者中の八割に直當する三十一萬人（昭和十二年六月末）は勞働者である。國勢調查の最近の（昭和五年）數に依れば內地に於ける工業・鑛業・交通業等に從事する勞働者總數は七百〇五萬人であるので、假りに之と對比すれば內地勞働者中の四・五％が半島人勞働者である。大阪府の如きは其の一七％が半島人である。之の狀況を見ても內地勞働界に於ける半島人勞働者の地位が相當重要なものであることが窺れるであらう。之等の勞働者は主として土木建築事業、纖維工業、金

屬工業、化學工業等に從事して居る處であるが、彼等の多くは、從順にして勞働力旺盛であり、且つ比較的低廉なる勞賃を以つて就勞する爲に、企業家に歡迎せられ、今日に於ては、大阪市其の他重要產業都市に於て、必要缺くべからざる勞働資源となつて居るのである。吾國近時の產業界の發展上、彼等の效績が多大であることは、充分認めねばならぬと思ふ。

併し乍ら彼等の中には教養低く且つ職業技能を修得しない者が多い爲に、不熟練勞働に就勞する者が相當多いことは今後勞働者自身の幸福の爲にも、又吾國產業界進展の爲にも考慮を要する所であらう。

今後事變の進展に伴つて、半島人勞働者の內地產業界に於ける役割が、漸次重要性を增大してゐることは歷然たるものがあるが、現在の實情より見れば企業家は彼等の全部でなく共、大部分に對して全幅の信賴をその技能其の他に懸け得ない有樣であつて、洵に寒心に堪えないものがある。之等の點より內地在住半島人問題に、緊急にして且つ重大なる意義が存することを知るのである。

(3) 日本民族發展の試金石としての重要性

第三に在住半島人問題は、日本民族が將來東洋に盟主として進展する試金石として重要性がある。民族が發展して行く上に於て最も必要なることは、其の民族が異民族を抱擁する大度量を持つてゐることである。卽ち內地在住の七十數萬人の半島人を、抱擁同化することは、半島內二千三百餘萬人の新附同胞の、抱擁を約束するものであり、更に數億の東洋人を抱擁し得る可能性を示すものである。昭和十二年七月蘆溝橋に於ける一發の銃聲を轉機として、今やアジアの情勢は一變し、世界は日本國民によつて其の民族的感激の中に、將に變革されんとしてゐるのである。此の國民的偉業を達成する爲には、先づ內地在住半島人問題解決が、先行的條件であらう。安きに成らずして、難きに成る道理はない。斯くの如く考へ來れば、本問題は日本民族發展の試金石として、頗る重要なる意義を含むのである。

(4) 朝鮮統治上の重要性

最後に內地在住半島人問題が、朝鮮統治に相當重大なる影響を及ぼしつゝあることを考へねばならぬ。これは半島

人の内鮮間の往來が、例年十數萬人に上つてゐること、及び在住半島人と其の郷里の親戚、知友との間に密接なる聯絡があること、多數學生の往來が頻繁であること、其の他の原因等に基くものであると考へられるが、内地在住半島人に關する諸問題の取扱如何は直ちに半島居住者の人心を刺戟して、朝鮮統治の根本策にまで、疑心を抱かしめる傾向が無いではない。朝鮮半島に於ては、歴代總督の努力に依つて、着々統治の實が收められて居ることは、同慶の至りであるが、半島内の統治のみに專心し以つて足れりとすることが出來ないことは幾多の事實の示す所である。内地在住者を從來の如く、其の成り行きの儘に放任しては、折角の朝鮮統治上の努力も、絕えず内地の一角より脅されて到底、窮極の成功を收めることは困難となるであらう。

朝鮮統治とは朝鮮民族の統治のことである。内鮮同一指導精神の下に、步調を揃へて半島人の福祉增進の爲に努力することが必要である。

（以下次號）

思想轉向の中堅青年

お伊勢詣り

咸北道では本年度豫算に計上して道内有力青年に伊勢神宮、明治神宮、宮城遙拜をなさしめいはゆる百聞は一見にしかず身をもつて皇國臣民の有難さを體驗させるといふ見地からその實行方法を練つてゐたが、半島内の涯とまでいはれながら今日では他道に誇るべき思想淨化地帶となり明朗農山漁村を形づくつた南三郡（吉州、明川、城津の三郡）のかつては赤い思想の鬪士であつたが、帝國臣民として目覺めて以來思想淨化運動に協力功績のあつた中堅青年を各郡より六名づゝ選拔、二十四日城津發、龍原駐在所首席高村警部補と部長三名の引率で陸路まづ伊勢神宮に參拜のうへ上京、明治神宮參拜、宮城を拜し歸路模範農村を見學六月五日淸津に入港の滿洲丸で新潟より歸着する豫定でその成果は非常に期待されてゐる。

銃後報國强調週間實施狀況概要

總督官房文書課

一、趣　旨

時局恒久化の事態に對處する堅忍持久の精神を益强化し長期戰中稍弛み勝なる民心に對し此の際時局を再認識せしむるを以て目的とす。

次に從來の時局宣傳が專ら官廳乃至其の系統に屬する宣傳たりしに鑑み、此の際各種機關各種團體を聯絡し宣傳を行ひ、之に依て民衆宣傳網の樹立竝に綜合宣傳效果を擧げ爾後の宣傳機構の基礎たらしめんとす。

右二目的を實現する宣傳は單に抽象的標語を以てするは足らざるべきに付、非常時財政經濟に對する國民協力要綱中の重要事項たる消費節約竝に貯蓄奬勵運動を通じて時局を認識せしむるを適當とす。而して時局に鑑み特に消費節約を爲すべき重要物資は二十種目以上に及ぶも、此等の全部に亘り一時に之を宣傳するは其の效果薄きを以て民衆の日常生活上最も深き關係を有する紙及木綿竝に燃料の三種目を選び、特に節約を宣傳すると共に極力貯蓄を奬勵し、持久戰に對處する正しき認識を與へしむるに在り、然れども本運動の目的とする所は單に紙・木綿及燃料の節約竝に貯蓄の勵行を企圖するのみならず、右三種目の節約竝に貯蓄の勵行を通じて非常時に於ける節約竝に貯蓄の眞の意義を徹底せしめんとす。

二、名　稱

國民精神總動員

銃後報國强調週間（單に銃後報國强調週間と略稱するも可）

三、期　間

昭和十三年四月二十六日より五月二日に至る一週間

四、指導方針

1. 持久戰に對する心構へを重要物資の節約竝に貯蓄の勵行を通じて作らしむること。

2. 各種機關及各種團體を總動員し所謂民衆宣傳網の樹立を計り綜合宣傳效果の最大限を發揮せしむること。

3. 民衆に重要物資の節約、廢品の回收、資源愛護竝に貯蓄の勵行等非常時に於ける國民として協力すべき事項を徹底せしむること。

4. 紙及木綿竝に燃料節約の有する意義を徹底せしむること。

5. 官公署、學校、各團體に於て適切なる實行項目を定め率先實施すること。

五、實施機關

朝鮮中央情報委員會及各道情報委員會が計畫し官公署、學校、會社、銀行、工場、商店、各種社會教化團體、各種組合等、各種團體等の協力を得て之を行ふ。

六、本週間の特色

本週間は從來實施せる週間と異り次の特色を有せり。

1. 從來の啓發宣傳が官廳乃至其の系統に偏したる嫌あり一般民衆に呼掛る力足らざりしが如き點ありしを改め民衆自身の運動たらしむるやう配慮せり。

2. 從來の啓發宣傳は多く宣傳機關のみの宣傳に終り易く之を實踐する實行機關に於て足らざりし點ありたるが如く認められ之を改め宣傳網と實踐網の確立一致を計りたり。

3. 從來國民精神總動員運動が抽象的なる精神運動に偏し過ぎ民衆の日常生活を通じての目標稍不明確なりし點に鑑み消費節約竝に勤勞、貯蓄の如き具體的目標を示し時局下國民としての非常時財政經濟に協力せしむることに依り時局再認識を徹底せしめたり。

4. 官公署は勿論各種機關、各種團體を總動員し夫々適切なる實行項目を定め互に相競ひて實踐せしめたり。

以上の四點は本週間を以て從來足らざりし民衆宣傳網と實踐網との確立を圖り、同時に國民運動の礎石たらしめん

とする意圖を示すものなり、此の如く本週間は其の規模に於ても其の實施方法に於ても非常なる特色を有するものにて劃期的行事たり。

七、參加人員

本週間に參加率先實踐したる機關及團體等の主なるもの及其の概數次の如し、

1.	官公署職員	約　二〇〇、〇〇〇人
2.	農山漁民(特に農山漁民勤勞日に出動せる者) (最低一家一人とせる故最少限度の數を擧げたるも實際は五百萬人を遙かに超越せり)	約三、六〇〇、〇〇〇人
3.	學校生徒	約一、二一二、〇〇〇人
4.	愛國婦人	約　二〇、〇〇〇人
5.	國防婦人	約　一二、〇〇〇人
6.	鑛業關係	約　一三九、〇〇〇人
7.	商工關係	約　四四、〇〇〇人
8.	宗教關係	約一、〇七〇、〇〇〇人
9.	其の他	約　三二三、〇〇〇人
	計	約六、四二〇、〇〇〇人

八、計畫樹立並に進捗狀況

本週間は軍官民一致の全鮮的大運動にして而かも民間諸團體諸機關の積極的參加實行に俟つにあらざれば効果擧がらざるべく、之が爲には軍部は新聞通信關係を始め有力なる各民間團體及機關等の各方面に對し充分なる連絡協調を遂げ本運動に對する理解と熱意を持たしむる要あり、右に鑑み本週間の計畫樹立並に進捗上次の如き方法を採りたり

(一)　情報委員會幹事會に於ける協議並に研究

本週間の重要性並に其の大規模運動なるに鑑み、情報委員會幹事會に於て、本週間の根本趣旨、期間、指導方針實行要領等に付愼重に協議研究を遂げたり、卽ち本運動を初めて情報委員會幹事會の議題に採り上げたる本年一月十三日の幹事會以來數回(一月二十七日、三月二十四日、二十八日、三十一日の各幹事會)に亘り此の問題を協議研究せり。

(二)　民間各種團體各種機關首腦者との會同協議

四月一日朝鮮中央情報委員會幹事會と有力なる各種團體

各種機關五十數團體の首腦者と會同の上本週間の根本趣旨其の他に關し情報委員會幹事會に於て決定したる所を基礎とし協議し、此等諸團體諸機關の積極的參加實行を要請したり。

更に四月六日第一回會同に於て選出せられたる民間側實行委員十八名と、情報幹事會幹事中の實行委員との會合打合せを行ひ、本週間實施に關する具體的計畫を決定したり。

地方に於ても右に準じ各道情報委員會中心となり、民間諸團體諸機關首腦者との會同協議を行ひたり。

以上の如き會同に依り本週間に於ける民間團體及機關の主動的役割を大いに促進するを得たり。

(三) 軍部との連絡協調

軍司令部師團司令部と協定を遂げ、本運動を全鮮的國民運動たらしめんが爲、在鄕軍人、國防婦人會の參加を求めたり。

尙時局再認識運動に付ては軍報道班と密接なる連絡を採りたり。

(四) 新聞、通信、雜誌及ラヂオ方面との連絡

本週間の大衆性に鑑み新聞、通信、雜誌及放送方面の協力を必要とするを以て之と充分なる連絡打合を遂げたる結果之が全面的支持を得たり。

九、宣傳實施

1. 新聞並に通信

本週間開始前より引續き週間に掛け、全鮮日刊紙三十五社の積極的贊成に依り、新聞通信機關の總動員を以て週間趣旨、目的其の他に關する記事並に時局認識に必要なる標語等を每日提載したる結果一般に大いに周知徹底を見たり。

2. 雜誌

全鮮的五百雜誌の自發的協力に依り本週間に最近して發行する四月號又は五月號に本件週間に關する記事並に本府に於て編纂配付せる銃後强調資料を登載せり。

3. ラヂオ

本週間中左記編成に依り時局再認識並に節約貯蓄等銃後報國の眞意義を全鮮に放送せり。

第一放送（國語）

四月二十五日 講演 銃後報國强調週間に就て 井坂文書課長
同 二十六日 婦人の時間 銃後報國と婦人 津田節子
同 講演 戰局の大觀と今後の展望 北野參謀長
同 二十七日 家庭講座 廢品回收運動に就て 庄司廢品回收報國會理事長
同 講演 廢物利用の意義と紙並に木綿の廢品利用更生に就て 賀田商工會議所會頭
同 二十八日 講演 貯蓄の獎勵に就て 水田財務局長
同 二十九日 婦人の時間 婦人の銃後の努め 南總督夫人
同 講演 銃後國民の大任 大野政務總監
同 三十日 家庭講座 非常時と家庭經濟の一端 石村キクミ
同 講演 農山漁民報國の要諦 湯村農林局長
五月一日 講演 燃料節約に就ての銃後の護り 福島商工會議所副會頭
同 二日 講演 時局と消費節約 穗積殖産局長
同 三日 廢物更生資源愛護展覽會見學 京城商工獎勵館より中繼

第二放送（朝鮮語）

四月二十五日 講演 銃後報國强調週間に當つて 金社會敎育課長
同 二十六日 銃後報國メモ（銃後報國强調週間資料中より拔萃） 北野參謀長
同 講演 戰局の大觀と今後の展望 北野參謀長 飜譯 沈友燮
同 二十七日 講演 纖維類の節約とその對應 朴璋烈
同 二十八日 銃後報國メモ
同 講演 貯蓄獎勵に就て 水田財務局長 飜譯 李昌燮
同 二十九日 講演 婦人の銃後のつとめ 南總督夫人 飜譯 孫貞圭
同 講演 銃後國民の大任 大野政務總監 同時放送田中本府通譯官飜譯
同 三十日 講演 農山漁民の報國の要諦 湯村農林局長 飜譯 沈友燮
五月一日 講演 燃料節約の意義と其の方法 安東赫高工教授
同 二日 講演 消費節約に就て 金活蘭梨專副校長

4. 映畫

本週間中官公署始め各種團體機關に於て映寫機を有する向を總動員し、時局認識に關する映畫を映寫せしめ

たり、

尚本府作製の時局映畫「銃後の朝鮮」トーキー版を複製各道に配布映寫せしむ。

一方業者に於ても興業倶樂部の申合せに依り常設館に於ては本週間中は可成時局物を上映することに決定實行したり。

5. 銃後報國强調資料

週間行事及時局認識資料としてパンフレット「銃後報國强調資料」及「時局は何故永びくか」を各三千部印刷し、各官公署、協力機關に配付各自の立場に於て之を利用適當なる印刷物、講演、講話等の資料たらしめたり。

6. ポスター

銃後報國消費節約勤勞貯蓄を表示せるポスターの內容は全鮮的に統一をとる爲、一種類として一括作成經費は本府、道、各協力機關及團體に於て夫々負擔六萬一千餘枚を印刷官公署を始め、各協力機關團體等に於て宣傳上最も有效なる方法に依り全鮮に掲出せり。

7. ビラ

短冊型標語ビラ二十萬枚を本府に於て印刷各方面に配付柱・壁・硝子戶・裝飾窓等に適宜張出さしむ。

8. セロハン標識

丸型セロハン標識一萬二千枚を印刷、主として自動車の前硝子に張出さしむ。

9. 飾物

官公署、各百貨店、貯蓄銀行、煙草小賣店等に於て裝飾窓に本週間關係の飾付を爲す外懸垂幕、立看板等に依り趣旨の徹底を期せり。

10 催物

講演會、講話、座談會、廢品回收展示會等、各地各所に於て催されたるが、京城に於ては京城府及朝鮮商工會議所、廢品利用更生報國會の共同主催にて四月三十日より十日間豫算四千五百圓を以て、廢品更生資源愛護展覽會を開催し、資源の展示竝に廢品の更生順序方

法等を一般に周知せしめたり。

一〇、實踐事項

皇居遙拜、皇軍の武運長久祈願、國旗尊重其の他精神的の訓練は各機關を通じて行はれたるが、尚各機關に於て行はれたる實踐事項に付一二の例示を爲すときは次の如し、

（イ）官公署

虚禮に亙る挨拶狀、案内狀の廢止竝に封筒の使用節減
古封筒、古通信の利用
諸用紙、簿冊類の餘白利用、小型使用、品質低下
古圖書、古簿冊、古書類の再製回付
ガソリン、電氣、薪炭等の使用節減
規約貯金の勵行又は愛國貯金の開始

（ロ）農山漁民

五月一日を農山漁民勤勞日とし神社、神祠等に於ける報國式實施後營農漁、勞働等の作業を爲し當日の收得金品を可成貯蓄せしめたり。

（ハ）學校

講話、父兄會、母姉會等の開催に依り趣旨の徹底に努めたる外實踐事項に付例を見るに習字用紙に新聞紙利用、古ノートの餘白利用、資源統計グラフの作製、廢品回收の實行、勤勞及貯蓄の實行、徒歩通學、色服着用等生徒を通じ家庭への徹底を計りたり。

（ニ）愛國婦人會及國防婦人會

時局恒久化の事態に對處する堅忍持久の精神の强化徹底は家庭よりとて紙・綿・毛・石油・薪炭類の消費節約を爲すは勿論紙屑・綿屑・拔毛・鐵屑等の廢品回收賣却及勤勞能率の增進に全力を傾注し、之が收益を愛國貯金と爲せり。

（ホ）宗教團體

宗教團體に於ては近時非常に時局に目覺め種々民衆敎化に貢獻しつゝあるが、本週間に當りても皇居遙拜、神社參拜、武運長久祈願等を始め講演會の實施、雜誌減頁の遂行「勿體なし」の觀念培養、節米貯金、廢品回收等に努めたるが、中には「國民精神總動員銃後報國强調週間

實行團體」等の肩書を以て、熱心に活動せるもの等ありたり

(へ) 新聞及雜誌

日刊紙三十五社を始め各新聞通信及約五百の雜誌は本件週間設置の趣旨に贊同し、日刊紙は連日に亘り大々的に本件關係記事を連載し、標語を大書揭載せる外十頁以上の十二社に於ては初日及最終日を八頁として夫以上を減頁せるが、之が用紙は約六百連六十萬枚に達し、百頁の敎科書十萬冊に當り雜誌の節約紙面は大方全頁の三分の一を減頁せるを以て約一千連百萬枚に達し、百頁敎科書十七萬二千冊程度の見込なり。

二、效　果

本運動の第一の效果は軍官民一致の時局再認識運動に依り時局の現段階に對する一般の認識を新にし、民心を緊張せしめたる點に在り。

次に本運動の最も顯著なる效果と認めらるべき點は實踐綱の確立と各種團體諸機關の直接參加に依る實行の徹底にあり。

從來の國民精神總動員運動が抽象的にして宣傳機關のみ之を行ひ居たるに比し、本運動が其の目的上生活の實態に觸れ、具體的卑近なる實行項目を擧げて實踐せると敎化團體以外の各種團體諸機關の參加に依り、此等參加團體諸機關員の一人々々が親しく實踐に當りたる所に著しき效果を擧げ得たるものにして、紙及木綿の利用更生、燃料の節約竝に國策的貯蓄の必要なる點等に付き、正しき認識を大多數の者が知得し、時局下の覺悟を新たにしたるは勿論、此の實踐綱の創設は將來に於ける國民精神總動員諸運動の宣傳竝に實踐綱として大なる期待を持つに至れり。

尚本週間に於て得たる效果は本週間を契機に今後も持續せしむ可く適當措置せり。

(昭和十三年五月十日)

工業資源としての朝鮮特用作物

千田貞雄

一、**工業資源と**しての朝鮮の特用作物を論ずる場合、工業の範圍と特用作物の定義を如何に定めるかに依つて、内容が大分變つて來る。工業と云つても家庭手工業から企業的工業に至る迄、其の手段功程によつて趣を異にして居る。こゝでは工業とは主として企業的工業或は工場組織による工業といふ事に範圍を定め、又特用作物の定義、特に工業資源と云ふ立場から言ふと、朝鮮では米でも、麥でも、大豆でもあらゆるものが工業資源たり得るのであつて、同じ作物でも見方によつては食糧作物ともなり、特用作物とも考へることが出來るが、茲では特用作物とは普通食糧に供せざる所謂食糧作物に非ずと、常識的に概念づけられるものを指すことにする。

一、**抑も朝鮮**の土地は南は濟州島から北は蘇滿の國境接續地たる咸北の北部地方に至る間、北緯三十三度六分から四十三度に及んでゐるので、氣象條件は緯度によつて大いに相違し、其の上同じ緯度でも海岸地方は比較的温和であるに反し内陸地方は大陸的性質を帶び從つて寒暑の差が比較的甚しい。更に北鮮の高地帶の如く、土地の高度に依る特殊的氣象條件下に在る處もある。從つて特用作物の栽培も地方的にその種類を異にし、地方的氣象の狀態に好適する種類を、各地方々々に取入れるに於ては、可成り多種類に亙り得るので、此點は朝鮮は大いに惠まれて居ると言つて宜からう。現在栽培されて居るもの中で最も著しい例を取ると、南鮮地方を主要産地とする棉はその原産を熱帶地方とするものであり、北鮮高地帶に最近栽培される樣になつた亞麻、然も其の將來性を大いに期待し得る亞麻は北歐地方に於てのみ栽培生産さ

れる作物である。

南鮮地方は九州か中國地方の氣候であり、北鮮地方は北海道の氣候であると一口に言ふことが出來るのである。

一、氣象の狀態が地方的に異り、栽培される作物も地方的に大いに趣を異にする朝鮮に於ては、各種の特用作物があるが就中最も主要なるものは纖維作物である。其の中でも最も重要なるものは棉花である。

棉花は日本に於ける工業の大宗たる紡績の原料であり、然も之の給源を海外に仰ぎ、年々繰綿十五億斤を輸入し、六億――八億の巨費を流出して居る事は衆知の事實であり、從つてこれが國内の生産增加は目下の急務である事も、國民の等しく痛感して居るところである。然し内地及臺灣に於ける棉花の生産は、殆ど見るべきものなく、最近大いに奬勵に力を入れて居るが、内地の氣象狀態は到底大なる期待を持つ譯に行かず、臺灣は氣象狀態は棉の栽培が可能であるとは云へ殘念乍ら棉花栽培の餘地が少い。

内地臺灣が餘り期待出來ない現狀にある今日に於て、朝鮮の棉花は現在面積二十二萬餘町步、生産實棉二億四千餘萬斤に達し、日本の棉花消費量から見ると、假令九牛の一毛に過ぎないにしても、版圖内唯一の生産地たる榮譽を有し、且つ其の將來の增産に就いて責任を負つて居るのである。朝鮮の棉花は始めて栽培されてから六百年の歷史を有し、其の栽培も可成り廣く普及されて居るので、朝鮮の農家は大體棉花栽培の素地を有して居ると言ひ得るのである。

明治三十七年に陸地棉の試作を行つた其の結果良好なるに刺戟されて、朝鮮の棉花栽培が日本の有識者間に大いに問題となり、更に總督府始政以來、大正元年に南鮮地方に陸地棉普及計畫が樹立されるに及んで、飛躍的に陸地棉が增加して來たが、更に大正八年棉花增産計畫が樹立實施されて、朝鮮の棉花增産に一段の拍車が掛けられてからは、陸地棉在來棉共に著しく增産される樣になつたのである。昭和八年棉花增産計畫を新に樹立して、過去の實績に徵し積極的增産に着手して以來既に五箇年を經過し、現在は前に記した如く、二十二萬餘町步の面積と實棉生産二億四千萬斤といふ成績を擧げてゐるが、現行計畫は昭和十七年迄に面積を三十五萬町步に擴充し實棉の生産を四億三千七百五十萬斤に高めんとするも

のであつて、現在の實績から見て目標の完徹は充分期待し得るのみならず、現行計畫達成後更に大擴充計畫を豫想して居るものである。即ち未開墾地の利用增進、品種の改良等が豫期の通り進捗し技術の向上が之れに伴ふに於ては、朝鮮に於ける棉花の生產は面積を六十五萬町步生產實棉を九億七千萬斤程度、繰綿に換算して約三億斤、日本の現在消費量の二割を朝鮮から供給する事は敢て難事ではない。

現在朝鮮に於て栽培されて居る棉花は大別すると在來棉と陸地棉であるが、在來棉は六百年前から栽培されたものであつて、廣く南は全南から北は咸南平北に及んで居たのであるが、明治三十七年に陸地棉が入つてからは、南鮮地方は全く陸地棉に變り、現在では西北鮮に其の區域を縮少されて居る。

即ち農事試驗場に於て陸地棉の品種改良に努めた結果、早熟性品種の選出に成功し、陸地棉の栽培可能區域を著しく增加し、現在では京畿道以南は全く陸地棉となつたばかりでなく、江原道に於ては特殊地方を除き殆ど陸地棉に變りつゝあり、更に黃海道及び平安南道に於ても、陸地棉の栽培を爲す者が激增する傾向にある。陸地棉は在來棉に比較すると反收が多いのみならず可紡的價値に於ても格段の差異があり、從つて價格も亦高いので、之が普及されることは、增產上、並に品質改善上慶賀すべき事であり、棉花耕作者にとつても大いに利益を齎すものである。

朝鮮の棉花栽培區域は、現在咸鏡南北兩道を除き、十一箇道に亙つて居るが、咸鏡南道に於ても棉花の試作を行ふことになり、二三年前から着手して居るが、指導圃の反收は二、三百斤を擧げて居る點よりして、土地の選定と技術の研究により、栽培可能の見込があり、本年度より更に積極的試作計畫を實行する事となつた。

現在非常時局に際會し、朝鮮の棉花が今日着々其の生產を增加しつゝあることは、國防上、或は貿易改善上誠に喜ぶべきことであり、將來の發展に就きては期して俟つべきものがある。最近北支棉花の增產に依り、朝鮮の棉花不必要論を唱へる者があるが、斯の如きは棉花の日本に於ける國防上、貿易上の重要性と、棉花の本質と、北支の實狀とに甚しく認識を缺けるものゝ論であり、官民更に朝鮮棉花の增產に力を致

すは、眞に銃後の御奉公であり當然の責務であると思ふ。

最近五ケ年間の棉花の生産狀態を數字的に表示すると次の通りである。

年次	作付反別			生産高（實棉）		
	陸地棉	在來棉	計	陸地棉	在來棉	計
昭和八年	一一七、三三〇・八町	五九、三三八・二町	一七六、六五九・〇町	一一四、三一三、四七八斤	四五、一〇二、〇九六斤	一五九、四一五、五七四斤
同九年	一三三、三六七・四	六〇、一四七・四	一九三、五一四・八	一三〇、七七三、八八九	二四、二六一、一八五	一五五、〇三五、〇七四
同十年	一四七、六四三・七	六一、九二四・二	二〇九、五六七・九	一六九、九四八、八一八	四三、八〇〇、一四九	二一三、七四八、九六七
同十一年	一六四、二三五・五	六四、三五一・〇	二二八、五八六・五	八九、三九二、四七四	四七、九八二、七三八	一三七、三七五、二一二
同十二年	一七五、〇五九・九	四八、一一一・四	二二三、一七一・三	二〇〇、四二〇、二九二	三九、八六八、一七二	二四〇、二八八、四六四

一、棉以外の纖維物としては麻類であるが、朝鮮の麻類の中、工業資源として重要なのは亞麻と苧麻である。

亞麻は軍需品として、棉花と同樣不可缺のものであつて國防上甚だ重要なる資源であるが、本邦に於ては北海道と朝鮮に於て其の生産を見るのみである。

亞麻は其の固有の性質上夏季比較的冷涼なるを要し北鮮高地帶に於ける氣象狀態は、之が栽培に好適して居るといふ事と、北鮮高地帶は氣象農業に惠まれず、特に現金收得の途に乏しいので、亞麻を農業組織に織り込む事は、彼地方の農家經濟向上の點よりしても、頗る絶好なものであるので、昭和六年北鮮支場に於て亞麻の試作を行つたが、果して結果は相當見るべきものがあつたので、七年、八年と試作を續け愈々技術的に可能の確信が出來たので、昭和九年から奬勵に移つたのである。

何分亞麻栽培は全然始めての事ではあり、殊に人智の特に進まざる北鮮高地帶の農民相手なので、反當收量は豫期の成績を擧げ得ないが、然し中には反當千斤を超ゆるもの少くなく、年々面積の擴張も順調に進み、反當收量も年を追ふて增加の趨勢にある。而も栽培區域は大體標高八〇〇米から一、〇〇〇米と考へられて居たものが、一、〇〇〇米以上の處に

も、又三〇〇米位の處に於ても、研究の結果栽培可能となり年々擴張されて來て居る。本年面積約三千六百町歩に達する見込であるが、昭和十二年度に於ては、作付面積二千四百十八町歩、生産高五百五十四萬斤（六十六萬四千餘貫）に達して居る。

昭和九年の計畫は十箇年間に六千町歩、生産高二千四百萬斤を目標として進んで來たが、本年より更に之を擴充し昭和二十二年に、面積一萬二千町歩生産高四千八百萬斤に目標を改め、更に一段と之が増産に力を致すことゝなつた。

苧麻は 朝鮮在來種と普通に「ラミー」と云はれて居る支那種の二種類がある。在來種は主として家庭工業の原料として消費され、有名な韓山苧麻の原料は在來種である。支那種は栽培の歴史は比較的新しく、現在全南北及び忠南に栽培されて居るが、其の面積は未だ大ならず、生産高も微々たるものであるが、然しこれが將來性に就いては、大いに期待し得るものがあり、耕作農家の選定、耕作地の選定及び耕作技術の習得に力を注いだならば、面積六千町歩、反當收量三十貫として、百八十萬貫の支那苧麻の生産を得ることは困難な事でない。百八十萬貫と言ふと從來支那より朝鮮に輸入して居た麻布及び麻纖維の充足は勿論内地輸入の麻纖維の約二割を朝鮮から供給し得ることになる。

苧麻は亞麻同樣重要なものであり、現在日本の現狀から見ると、亞麻が軍需品方面に於て不可缺のものである一方、苧麻は一般の需要大なるものがあつて、現在各種用途に使用せられる狀態から見て、更に一層の生産増加に力を入れる事は最も緊要な事である。

最近に於ける 苧麻の生産狀況は次表の通りである。

年次	作付面積（町）	生産高（斤）
昭和八年	一、五二四・九	一四五、二二七
同九年	一、四四三・六	一三九、〇八八
同十年	一、七六一・六	一五一、〇八三
同十一年	一、四三七・二	一一六、五四六
同十二年	一、三八八・二	一三九、五四一

大麻は 從來地方的需要に充當され、所謂工業原料としての價値は餘り認め得なかつたのである。最近麻類原料の不足により、大麻の工業的利用増加され、朝鮮の大麻を紡績原料に利用せんと企圖せんとする者續出し、漸く重要なる資源と

なりつゝある。大麻布は朝鮮の大衆的のものである關係上、相當栽培されては居るが、近年比較的廉價なる而も外觀の良い擬麻布、支那麻布等が輸入されるに及んで、多少減少する傾向を辿りつゝあるが、然し工業資源としての需要が確實になつて來れば、多少の增加は考へられる事であり、且つ大麻は朝鮮各道に栽培されて居る關係上、資源の供給も比較的容易である。

之が作付面積 及生產高は左の通りである。

年次	作付面積	生產高
昭和八年	二七、二七九・〇町	五、二六七、三八九貫
同九年	二六、七六六・一	四、八二七、五〇六
同十年	二六、七三九・一	五、〇七四、六二六
同十一年	二六、四六一・九	四、七九四、五三一
同十二年	二五、五五六・〇	四、八一〇、三五二

前記以外の麻類としては、滿洲で栽培されて居る「**ケナフ**」が朝鮮に於ても、將來資源として考へ得るものと思はれる。現在は試作程度であるが、栽培は充分可能である事は成績より見て明らかであるが、纖維は餘り上等ではない。

一、他の纖維作物 としては楮がある。楮の生產は左表に示す如く、現在面積七千五百八十六町步、生產高百九十五萬六千餘貫に及んで居るが殆んど地方的小規模の製紙原料として消費されて居る。

年次	作付面積	生產高
昭和八年	七、一一一・一町	一、七九七、四二二貫
同九年	七、三一八・一	一、八二一、三二八
同十年	七、三九四・二	一、八四八、二二九
同十一年	七、二〇七・五	一、八四〇、八三七
同十二年	七、五八六・〇	一、九五六、六八五

一、油脂原料としては蓖麻、胡麻及び荏等があるが、工業資源として重要なるは棉實である。

棉實は 棉花の增產に伴ひ增產されつゝあつて、現在播種用以外のものは、大部分油脂工業資源として利用されて居る。之が生產は資源として確實なる數字を摑み得ないが、大略搾油に利用されるものは八千四、五百萬斤程度と想像され得るのであつて、油脂原料としては相當重要視すべきものである。殊に將來年々之の生產が增加される點よりして、油脂原料の給源としての朝鮮の地位も亦重要性を增して來た譯である。

蓖麻は 現在は全く自家用として、主として婦人の頭髪用に利用されて居るが、これは全く從來工業上に利用されなかつた結果であつて、而も他に廉價で手に入る油脂が出來て、年々面積が減少しつゝあるが、栽培は全道到る處に亙つて居る關係上、購入方法を考ふれば相當集荷も出來且つ將來增加の可能性もある。特に蓖麻は耕地の空閑地を利用するか、耕地の周圍に栽培して居るので、之が增産に就いては土地利用にさして困難を來たさない現狀にある。

胡麻、荏は 自家用にも消費し、且つ各都市に小規模の搾油工場があつて、奥地商人の手を經て買集めて搾油して居る。然し工業資源としての期待は望み薄である。

最近に於ける 此等の生産狀況は左表の通である。

(イ) 蓖麻

年次	作付面積	生産高
昭和八年	二、二二四・五町	一二、六六七石
同九年	二、二三四・一	一二、二一八
同十年	二、二二七・八	一二、六七五
同十一年	二、二〇七・九	一一、八四二
同十二年	一、九五六・六	一〇、四二一

(ロ) 胡麻

年次	作付面積	生産高
昭和八年	一〇、〇四一・六町	三九、〇七三石
同九年	一〇、〇七八・〇	三七、四七六
同十年	一〇、一三八・四	三九、二七〇
同十一年	一〇、〇七四・五	三五、三五三
同十二年	一〇、〇五六・九	三八、九四六

(ハ) 荏

年次	作付面積	生産高
昭和八年	一三、五二九・〇町	五四、六八七石
同九年	一三、一五七・三	四九、八二三
同十年	一二、八九七・三	五八、七三一
同十一年	一二、八二四・一	四六、九一八
同十二年	一二、四二八・五	四九、二七五

一、他の工業資源 の作物としては薄荷、除蟲菊、「**ホップ**」が主なるものである。**薄荷は** 最近頓に生産が增加し、昭和元年十九町歩のものが、昭和十二年に於ては千四百町歩に擴充されて居て、增加率で薄荷に比肩するものは他にない。

主として全南に栽培され、全北・忠南・黄海・京畿道等にも其の生産を見る。殊に一昨年全南に薄荷の精製工場が出來てからは、彼地方に於て薄荷栽培上非常な刺戟になつて居る。朝鮮は北海道に比し反當收量、約倍、腦分含有十%以上優り、將來に於ては日本の主要生産地たり得る可能性がある。栽培技術不熟練の關係上、生産は全南の一部に於ては反當十二、三斤を擧げて居るところもあるが、平均すれば六斤か七斤程度に過ぎない。然し農家の現金收入上頗る歡迎されて居るのと、氣候上から見て朝鮮に於ける作付面積三千町歩、三十萬斤の薄荷生産は遠からざる中に實現し得る可能性あり、殊に全南北に於ては道當局の積極的增産方針により、其の將來を大いに期待されて居る。

除蟲菊は全南濟州島が主要産地であり、一時年々面積が減少しつゝあつたが、最近は昭和七年八町歩のものが、同十一年には二百七十町歩に增加し二萬八千貫の生産を擧げて居る。

「ホップ」は本府に於て增産計畫を樹立し、昭和十一年より十箇年間に六百町歩約九萬貫の乾花を得るを目標とし、現在擴張增産に力を入れて居るが吸枝供給の關係其他で思ふ樣に面積も增加しないが、北鮮高地帶に於ける「ホップ」の成績は誠に良好なる數字を納め、其の品質も內地品を凌駕し既に一部「ビール」原料として利用してゐる。朝鮮に於ける「ホップ」の栽培は全くビール釀造原料として計畫されて居るが、釀造上の成績も頗る賞讃を博して居る。

一、以上の外 特用作物として**人參、煙草、甜菜、菜種、罌粟等**を擧げ得るのであるが、煙草及び人參は專賣法により一般の工業資源たり得ざるも、最近「ニコチン」採取用煙草の栽培が目論見られてゐる事は注目すべき事である。

甜菜は往年增産計畫を樹立し、西鮮地方に奬勵した事があつたが、褐斑病發生により成績芳しからず、計畫中止の止むなきに至つたが、北鮮高地帶の氣候はよく之が栽培に適し反當生産量と言ひ、含糖量と言ひ申分ないが、未だ試驗作以外に出でず將來を俟つものである。

菜種は南鮮地方の畓裏作物として注意すべきものであり、更に北鮮地方では春播として栽培可能であるが、現在其の栽培は南鮮地方特に全南に於て、裏作として一部に栽培される

外、試驗以外他には殆んど栽培されて居ない。

一、以上大體 現在の工業資源特用作物を略記したが、朝鮮の農業は大體その營農組織が單純であるのと、換金作物の栽培が少い關係上、農家經濟の向上、農業の多角形化といふ見地よりすれば、更に特用作物の積極的擴張を計ることは現下の急務であり、殊に國策的見地よりして、一層其の重要性を認められるのであるが、特用作物は概して自家消費としての使用價値が少いものが多いので、之が生産過剩或は販路の縮少、或は又價格の暴落等に遭遇すると、耕作者の蒙る不利益は甚大なるものがあるので、栽培奬勵に就いては、愼重なる研究と調査を必要とする。卽ち販路の確實不變なること、需要の不變なること、價格の變動比較的少きものたること、取引先の確實なるもの、農家の技術に好適せるもの、栽培資金が少額で足りるものたること等の諸條件を充足する作物である事が望ましいので、本府に於ても此の觀點に於て將來奬勵特用作物の取捨選擇をなす方針である。

朝鮮基督教聯合會の誕生

疆内に約四十萬の信徒を有する二千數百の半島キリスト教會は時局の重大性を熟視した結果、さる四月二十五日京城で開かれた牧師親睦會の席上朝鮮基督教聯合會の設立が議せられ、卽時組織に取り掛つてゐたが、愈よ五月八日京城府民館で發會式を擧行することゝなつた。

委員長丹羽淸次郎氏、副委員長鄭春洙氏（監理派）同秋月致氏（長老派）で、式次は君が代合唱、皇居遙拜、皇國臣民の誓詞、讃美歌、聖書朗讀、祈禱、合唱、發會式辭、宣言朗讀、祝辭、學務局長、京畿道知事、京城府尹、尹致昊氏、松本正寛氏、アンダーウード氏となつてゐる。

同聯合會設立の主旨は傳道は勿論北支山東省方面に目下行はれつゝある宣撫工作に協力する他靑年會館の建設、國體觀念の涵養など國策線に宗教を參加さす諸般の社會事業となつてゐる。

朝鮮林産の特色

林學博士　鏑木徳二

曩に本誌第二百四十八號に『朝鮮の林産資源』の題目で稍詳細に半島に於ける主要林産資源に就いて解說したのであるが、本文では朝鮮に於ける特色ある林産物の數項に關して記述しやうと思ふ。獨逸の戰爭經濟の記載中には戰爭に必要なる材料として十九種を列擧し、內獨逸國內で完全に自給自足し得るものは纔二種に過ぎないと記されて有る。歐洲大戰に於ける同國の慘敗の主因は食糧の缺乏であつたことは世論の一致する所であるが、武器彈藥食糧の次に木材を戰爭必需品に數へて林産資源の充足に總動員の活躍を續けたことを思ふ時、木材が化學工業の資源として多方面に然も大量に軍需並に國民生活に需要せられること往時と全く面目を一新せる現在の我國非常時に於ては、木材並に各種林産物の徹底的充實を圖ることが聖戰の目的達成の爲絕對要件であつて、食糧潤澤にして如何なる長期戰をも敢て辭せぬ我國情から觀て、林産自給自足に對する國民總動員への要望は到底往年の獨逸國の匹儔ではないと信ずるものである。

筆者は既記『朝鮮の林産資源』に於て現存林の利用概況、農用林産、纖維原料、特用樹種及自生藥草木及食用植物其他の五項に就て記述し、朝鮮に於ける主要林産の全貌を精粗の差は兎に角一應の說明は試みた心算であるが、玆には林産自給自足の非常時對策の觀點から、朝鮮林野の擔當すべき特異の資源に關し略說しやう。

纖維原料　纖維原料木材の需要は近年異常の累進率を現し、之が自給の爲には殆んど現在に倍加する資材を要するのである。而して新原料資源案出に關し幾多の試驗研究が强行され來つたとは雖も、生産經濟並量的産額に於て木材を凌駕

し、之に代り得る資源は到底見出し得ない様である。然に我版圖内最大資源林を包藏する樺太は過去既に最大限度の斫伐を敢行し來り最早增伐の餘力を持たない。又北海道其他に於ても大なる期待を懸け難い現狀に於ては、縱へ濶葉材利用の前途に光明を認め得ると豫定しても、パルプ供用林の造成は官民有林を問はず均しく國策的事業として必死の努力を拂はねばならないのである。而して人工造林に對し植栽地域最廣汎に造林容易且資源速成の見込確實なる適樹種として松及落葉松を列擧し得るが、朝鮮林野の大部は現に松林に依て占領され、假りに今直に松政に對する史的因襲を放擲するとしても生產技術の立場から赤松と絕緣し難い林面が頗る多い。加之施業改善地力昂進に伴ひ倍々蓄積を增加するを以て、建築土工燃料等用途廣く需要夥しい材ではあるけれども、速成パルプ資源地として恐く將來朝鮮の右に出る處はあるまい。次に落葉松は西北鮮高地帶には在來種適し、全鮮低地帶には專ら內地種植栽せらるゝが、內地種二十年生位迄の生長量驚可く大にて原產地、奧羽及北海道の孰れよりも著しく優り、地位七級別二十年生林一等地一町步の材積收穫七百八十石三等地五百六十石五等地三百五十石と云ふ異數の好績を認める。勿論同樹の特性として比較的早時に生長減退すべく且四、五十年生林の材積は原產地其他に劣る可きことは豫定せざるを得ないけれども、落葉松は赤松と共に二、三十年生以下の幼齡樹が良質且步留り良き纖維を保有すること杉松類と全然趣を異にする特性に鑑み、鮮內造林可能地域の廣いことゝ共に、落葉松のパルプ資源增殖は半島林業の一大特色たるを失はないのである。

纖維原料需要の前途觀からすれば資材生產の目標は其質よりも寧ろ量に對する要望が優るやの感がある。良質材多產の造林法は現在の重要研究問題であること勿論であるが、是と同時に多產系適樹種の增殖に專念することが急務であると信ずる。而して生長旺盛にして製紙用材に最適當なる濶葉樹はヤマナラシ、ドロ屬であるが、殆んど全鮮が同屬の鄕土に屬し且到處に其造林適地を求めることが出來る。朝鮮では「白楊性剛。最中。用」と唱へて古來之を賞用して居る。近年米國及英國にて交配せる優良新種は一年に一・八乃至二・二米と云ふ驚くべき伸長力を示し、獨逸にて創造せる新種も亦略同似の

生長度を有し、造林界に一新紀元を劃せんとして居る。されば各國共本樹の研究熱高潮し伊國では最近ヤマナラシの研究及造林の爲に試驗場を特設した位である。白楊類は上等印刷紙筆記用紙の混合又は補助原料であることは衆知のことであるが、最近露人コマロフ氏は同材の亞硫酸處理法に成功し、纖維五三乃至五五％の歩留りであつたと報じて居るから、白楊類造林の前途は實に輝しいものであることは些の疑ない所である。西北鮮には白楊類の廣大なる適地があり、又中南鮮にも砂防造林の進捗に伴つて尠からぬ造林地を設定し得るを思へば、白楊類を半島林産の特色として謳歌せざるを得ない。

特用材　朝鮮は暖帶圏至つて狹隘で溫帶及寒帶林が主であるため、自然樹種少く特用材の種數は內地に較べて遙に劣るのである。然し反面に於て氣候風土の特性から內地では望むことの出來ない寒溫帶特有の用材を生産し得る。樺類は取分け其著しいものであると思ふ。オノオレカンバ通稱檀木は各道に分布し、利用可能の蓄積約百萬尺締と推定され、平北江原兩道に特に多く蓄積の大半を包有して居る。材は質緻密堅固にして古來樫材と類似の用途に供せられ、恐く特用材中代表的のものであらう。今日此樹を檀木と稱へるは詩經に「檀車煌々」とか「伐檀將以爲車而行陸也」と記し、又後漢書に「耳不聞檀車之聲」とあり、古來朝鮮では此材から轂を造作せる爲、漢書に則り檀木と名附したと見るのが穩當で、三國遺事及輿地勝覽等に基き檀君出生の故事に據ると爲すは適當でない樣に想ふ。檀木は尙車輛の外水車舟楫之材に供せられ、現今右の外砧・櫛・櫓櫂・軍用材等用途汎く優秀なる硬木として珍重せられて居る。本樹の植樹造林は尙成功の域に達せぬれけども、天然更新林の撫育に依て增殖の見込確實であるから、縱令生長比較的遲緩であつても其分布地域が廣い爲、相當量の供給を保續し得るであらう。

樺類には種類多いが白樺、テウセンミネバリは就中其蓄積が豐富である。建築材に不向なため現在僅利用され居るに過ぎぬけれども、可成の大徑木を生産し得る故、將來楢材と相竝んでベニヤ資材としての需要を喚起するに至るべく、又防腐處理に依り劇增する枕木の需要を充す最有望なる資源となるであらう。樹皮は燃力に富み世宗實錄には「野人依樺皮

船渡江」の記事があり、遠く樂浪の出土品から所謂北道の樺皮として弓等の武具製作による軍需品とし又藥劑とされた過程は頗る古いが、鞣皮用及タール製出に適し、魚網塗料用として大なる期待が懸けられて居る。此樹は高齡林乏く六十年生内外で生長を停止するも、壯齡期の生長頗る旺盛に且造林至極簡易であるから、國境國有林濶葉樹の王座を占めながら殆ど死藏情態に放棄せられて居るだけ、其有望なる前途を豫定し得る譯である。

前述せるヤマナラシのパルプ用途は單に利用の一面であつて、材は白色艶麗通直粘靭工作容易に且比較的廉價なるため、從來燐寸の軸木として最賞用されることは衆知の所であるが、近年各國に於て著く需要高まりベニヤ・靴底・包裝用及箱材等漸次用途廣まり、ルーマニヤ國では着色佳良價格低廉なため帽子原料として麥稈を驅逐し、消費量漸增すると謂ひ、樹皮の厚いものは網浮、救命器用には吸水量少い點遙にコルクに優り且單寧材料の價値も見逃せない。米國では濶葉材需要增加に連れ約二十五倍の消費量激增を公表して居る。我國では白楊材利用の工業尙頗る幼稚であるが、原料資源の乏しい結果であつて資材の充實と相俟つて必然に活況を呈するに違いない。

其他楢・胡桃・鹽地・樺・栓等幾多の特用材存じ既に利用竝增殖計畫に着手して居るけれども、是等は暫く一般用材中に組入れ玆には論及せないことにしやう。

特用林産物　戰時自給經濟確立の爲極力增産を圖り又は代用品を創案すべき特用林産物は決して少くない。右の内朝鮮林野の擔當すべき主要品の數種に就て略記しやうと思ふ。

松脂は製紙・塗料・藥品等年額五萬噸弱を需要するが、國産至て微量で殆ど全部を輸入品に迎ぐ有樣である。然に目下輸入防過及統制の必要から極端なる原料難に逢着し、有ゆる手段方法を講じて需要を充足せなければならぬ時機である。爲之製紙廢液の利用及合成樹脂の研究が要望され、新設の科學審議會化學品類委員會は之を討議研究する樣であるが、林業者側の對策は立木よりの採脂普及竝採脂增收法の研究で無くてはならぬ。内地に於ては既に採脂普及に乘出し遠らずして年産五・六百噸餘採集の計畫を聽く。朝鮮では古來松脂を藥用に供し「松脂恐塞實腸胃」不」可單服」」の記事を見るも

その量少く採取法甚幼稚であつたが、近時改良法の宣傳に仍り採脂の利益を諭り各所採脂熱昂り、既に五噸乃至二十噸の採脂に着手せる者あり意外に急速なる普及を遂げつゝある。尙確實なる産額見込を得ないけれども年五百噸位の採脂は左程困難ではあるまい。加之赤松林面廣大にして勞銀低廉且婦女子の勞力潤澤なる特徴を考へる時、林相の整備改善に伴ひ指導宜しきを得れば本邦最大の松脂産地たり得る素地を有すと謂ひ度い。

　コルクの需要近年頓に嵩み昨年度の消費量六百五十萬貫に達し、內輸入品二百五十萬貫價格三百六十萬圓、國産アベマキコルク四百萬貫にして內地産百五十萬貫鮮産二百五十萬貫の割合である。コルク工業中壜栓等素材の儘加工するものには輸入品を充當せなければならぬけれども、粒狀壓搾板には專らアベマキコルクを供用する。而して壓搾コルクは纖維工場、冷凍及暖房裝置、建築等に多量に需要され、最近特に同工業の躍進顯著なる趨勢にあり、日滿支産業進展の將來に鑑み國産品需要量の急增が豫想せられる。然るに內地は蓄積漸減し、且其分布地域本洲の南半に限られて居るが、朝鮮は西北鮮高原を除き殆ど全道に沍り廣く分布し、現存蓄積概算二百萬尺締と唱へられるけれども、玆數年來天然生樹のコルク粗皮を採集利用し始めた許りで未だ人工撫育に依る林分を認めない現狀であるから、施業の改善・增殖奬勵及利用の統制に依り本邦最大の資源地たり得るは絮說する迄もない。鮮産は內地産に較べ幾分樹脂含有量劣るは事實であるが、彈性乏しく鬼皮多く利用率低い等の悪評は一部奸商の宣傳に過ぎぬ。寧ろ內地に於て屢々耳にする粗悪皮及剝皮不能などの缺點は全く無いやうに思はれる。目下歐洲産コルク樫の挿木增殖熱熾であるけれども氣候關係上、朝鮮に於ては國産種に專念する方が賢明の策である。アベマキ以外キハダ・アンズ及前記ヤマナラシの樹皮コルクが考られぬ譯ではないが、寧ろ從屬的のものと見做して差支あるまい。

　單寧原料槲樹皮に關しては嘗て記載せる如く全鮮各地に分布し、現在黃海道が特産地の觀あるも各道增殖の餘地頗る廣いのである。然し槲は材部の生長楢櫟に比べ甚く劣るが故に剝皮林の增設には經濟上可成難色あるを以て、現存樹中鞣皮適種を物色しモンゴリナラの適當なることを確め得た。而し

てモンゴリナラは全鮮に播布し、其蓄積濶葉樹林中首位を占める許りでなく、生長強勢造林容易に用材及薪炭材共將來最需要の多い樹種であるから、隨處廉價に大量の樹皮を蒐集し易いは勿論、萠芽に依る剝皮林經營に依る增產に何等の掣肘をも受けないのが特色である。皮革工業年々盛となり單用皮革には植物性單寧が絕對要素であつて、年額七百萬圓以上の各種單寧劑を輸入し單寧エキスの製產自給が叫ばれて居るが之が國產原料としては恐く檞類が重要資源となるのではないかと想ふ。因に五倍子の增殖に關しては旣に瘿蟲の飼育・人工接種等に成功し、栽培普及に着手せることを附記するに止める。

右の外油桐の造林面積は全羅南道にて既に七百餘町歩を算し、更に一萬町歩增殖計畫を樹て銳意實施中なるを以て、近き將來に於て支那系優良桐油の特產地を現出するであらう。

以上朝鮮の特有林產の主なるものに就て略說したのであるが、林地の價額低くして內地の十分の一に過ぎず、又勞銀は幾分昂騰したとは雖も尙低廉にして潤澤なる地元勞力を利用することが容易であるから、地勢緩にして交通便利なること及部落の普遍的分布等林野の特異性と併せ考へる時は、既記特產物の利用竝に增殖に對し惠まれたる環境に在ることを首肯し得るのである。

國語朝鮮語數詞同一論

西村眞太郎

兩語數詞の對當は從來難澁に逢着し失敗に終り、内外の諸學者は概ね兩語數詞同源ならずと悲觀説を發表し、從つて兩語の同源を根柢から否認する人が多いのは、斯道の爲に一大痛恨事である。

説を爲す學者の多くは、朝鮮語數詞と中央亞細亞地方の諸民族の數詞との接近對當を主張し、以つて國語朝鮮語の數詞の同源を無視するのであるが、吾人は乏しきを顧みず凡そ左の通り其の同一を主張する次第である。當れりや否や、之を吾人が斷定する前に、先づ否認論者に一應之を提供し、且つ獨り毅然として年來兩語數詞の根本觀念の同源を創説せられたる恩師金澤庄三郎博士に、深甚なる敬意を奉る。

言語對當の根本たる數詞が國語と朝鮮語と符節を合して相等しい場合に、吾人は内鮮一體の萬般の事象に對し强烈無比の推進力を獲得し得たりと云ふべく、否認者流の說くが如く、對當不能不可であり、延いては兩語の同源を根本から覆へし、之を中央亞細亞語族の一方に置き換へんとするが如きことがあつては、其の惡影響は蓋し測り知る能はざるものがあり、自ら戰慄を禁じ得ないものがある。

眞理を政治的に解決するのではなく、眞理の結果が政治に合致する場合に、吾人は之を天道として尊崇する。兩語の根源が天山に發し、東進して數語族を培養したであらうが、國語琉球語朝鮮語の數詞は全く同一なる場合、其を棄てゝ徒らに天山南路北路を云々するは、本末を正さんとして却つて本末を裏返した事となる。

吾人は兩語數詞の完全一致を立證し、次にそれを掲げて

女眞、蒙古等の諸語との對比に向ふべきであると信ずる。

(壹) 國語端、初、端、初、果は尖端の意で、放す、離る、果つ、削る、始じむ等と活用する。

端、果は朝鮮語끝(端)と對當である。n音とt音とs音とは夫々相通であるから端、初、端、果つ、削つる等、此のブロック內の語は끝と對當となる。

一はヒ、ヒト、ヒトツ等唱へる。ヒトはヒタ(純、直、大)と變音する。ヒトシ(等)ヒタスラ(只管)等はヒトの派生語である。

さて、朝鮮語一は하나、한等であるが、古語は하단(河屯)で、別に올と云ふのがあるが之は順序數詞ではなく、單に「單獨」の意を有つ語で、之も數多の對當語を國語內に有つて居る。

하단(河屯)のt音はn音に變はると하나となる。此の變化は國語端が端と變化したのと、さも似寄つて居る。然し之を直ちに對比せしめないでもよい。

金澤文學博士著『吏讀雜考』中に二中曆に一を「カタナ」と訓ずとある。高麗語カタナは하단とは音韻の一致を見る。

カタナと하단とが一致するのと同一の理由で、하단と끝とが一致する。

國語ハタ(端)ハナ(端)の母音を少し變更すると「ヒト」となる。ヒト(一)の意とハタ(端)等の一切のブロック內の語との脉絡關係は、今更玆で述べる必要がない。

ヒト(一)は끝(端)を介して하단(河屯)하나(一)と音韻、語義兩ら一致する。

(貳) 二は朝鮮語두で國語はフ、フタ、フタツ等である。두の派生語に左の諸語がある。

(A) 두에 (蓋)

底がなければフタ(蓋)が出來ない。뚜에は底の上を蓋ふ。之に두の意が自ら含んで居る。

(B) 뒤 (後)

前のない後はない。뒤を解剖すると두に還元する。뒤は두の派生語である。

(C) 其の他多數にあるが省略する。

さてフタ(蓋)アト(後)の「フ」「ア」を省くと「タ」「ト」

となり朝鮮語뚜에、뒤に自然に意義と音聲とが合致する。뚜에の硬音は一音省略の符號であり、アト(後)の「ア」は冠語で、其の用例はアツカフ(扱)アコガル(焦)等の「ア」と同じい。

國語二をフタと云ひ、朝鮮語二を두と云ひ、國語蓋を二の意でフタと云ひ、朝鮮語蓋を두の意で뚜에と云ふ。

國語フタ(二)は直接朝鮮語두(二)と聲音、語義が全く相等しい。

フタ(二)の上略「タ」下略「フ」等の派生語もあり、두の上略下略の派生語も數多あるが、それが悉く相等しく「アタカモ」は똑(恰も)と聲音其の儘相等しい等の立證は實に無數であるが他日に讓る。

(參)三は朝鮮語서で國語はミである。

三國史記地理、四、三峴縣、一云密波兮。とあり、朝鮮古語に三を밀と稱へた事は明瞭であるが、今日は死語となつて居るから擧論しない。

菱は말(字會)で、語義は稜のある穀粒の意である。

ソバ(蕎麥)は三稜の穀粒である。バは말に對當する。それは모밀(蕎麥)밀(小麥)보리(麥)말(菱)等が皆同一ブロツク内の語である事から、ソバのバは말としてよい。ソは三の義である事は爭ふ餘地もない。其の傍證はソヤ(征矢)でヤ(矢)の三羽なるに限りてソヤ(征矢)と云ふから此の「ソ」も三の意である。故に國語三の古訓は「ソ」であると斷定しなければならぬ。遂に「ソ」と서とは一致し、三の兩語數詞も完全に符節を合する。若しそれ之が女眞語から端を發して居る等と證明するのは次回に述ぶべき事に屬する。

(肆) 四は朝鮮語너、너히等で、國語はヨである。

柶は爻で四木が皆仰天すると爻(四向上)と稱へる。此の爻を六木として占ふ場合もあり、八木として卜するのを所謂八卦と稱する。

片木を仰臥交叉せしめる占法は、亞細亞大陸の何れの民族もが行つたもので、內地に此の法があるかないかも民俗學上面白い考證があると思ふ。

四木の占法爻が너、네等に變化し、之がn音を失つて「ヨ」となつたと想像するが、果してどうか、之には多少

の餘地が殘る。

（伍）五は朝鮮語닷で國語イツである。イツの下略は「イ」であるが、之が五の正音では決してない。イツのイは冠語で普通所謂發語等と稱し、ツに冠した語で之を省いた「ツ」は닷に對當する。

（陸）六は엿でムと殆んど關係がない。初め엿と稱へて居つたが、後ムベ（宣）ムマ（馬）等の如くmを挿入したとも思へるが、遺憾ながら說を成さない。

（漆）七は朝鮮語닐곱で、國語はナナである。

三國史記地理四に七重城、一曰難隱別、一曰重城。とあり又、輿地勝覽京畿篇に積城郡郡名、七重城、重城、乃別とある。

難隱は난은で、ナナに對當し、乃も내でナに對當し之等を漢譯して七を重ねる意で七重城と譯したのを見ると、七の朝鮮古語は「나」であつた事が判明し、玆にナナと對當となる。

나、내の古語が니と變化し、니름（牛馬七歲）となり、遂に닐곱と稱へるに至つた事は、火を見るよりも明かに認められる處であり、結局ナナは닐곱と對當となる。

（捌）八は國語ヤで、朝鮮語여듧である。ヤと여とは對當であるが、듧が如何なる意味かは今俄かに判斷し難い。닐곱、여듧、아홉の「곱」の類は上部の基本語に附隨した補足語であらう。

（玖）ココノツ（九）はココ、コ等と下略する。朝鮮語は아홉である。아홉はg又はK音でコに通じ、홉もK音コに通じ、아홉とはココプと訓むに等しい。

（拾）十は朝鮮語열で國語トチである。

十を十進法中の最大數と認め、여러なる派生語を生じ、此の여러（衆）は順序數詞ではないが、ヨロヅ（萬）ヨロ（丁）に對當し、共に「多數」の語義を有つて居る事は、已に世人の熟知して居る處である。

さて三國史記谷山郡誌に、十谷城縣、一云德頓忽。とある。德は十に對し、頓は谷に對する。玆に朝鮮語十の古語が덕であつた事が判明し、トチと덕とは聲音學上の一致を見る。

國語古語ツヅ（十）も「トチ」の派生語であり、덕又は

다물(牛馬十歳)と、t音が互に相應じて居る。

ソ(十)はㅏ(十)の變音であらう。

스믈(廿)마흔(四十)쉰(五十)は如何にしても語義が不明である。

百は온であるが、果して順序數詞かどうか不明である。온の對當語は「ホ」で「ホ」と「온」とは聲音學上一致する。モモは別に硏究せねばならぬ。

즈믄は千の古語で「チ」と對當である。

萬の朝鮮語はなく、國語ヨロヅ(萬)は여러(衆)と對當である事は已に述べた。

次に明治年代に某學者に依つて發表せられた數詞の母音の倍加で、增數するとの說は、兩語數詞の對當の發表に依つて、反古に歸する。

兩語數詞の根本觀念が略一致して居るのみならず、數詞に關聯する諸語が互に相等しい事も推知し得られる處である。

カタ(片)は從來一方の方から生れた語とされて居るが、方は個體の半分を意味する語であるから片から漢字「方」を充當すべき方角、位置に就ての方が生れたもので明白に主格が顚倒して居る。カタ(片)は가닭(分派)と聲音語義兩ら相等しく、가닭は中央亞細亞語にも其の對當がある。片は半分で「分派」の意であり「一方」を意味する。下駄片足の如きでが之で、片々は半分宛である。數詞は重用に依つて「多數」を意味し、複數となる。가닭가닭はバラ〳〵チリ〴〵の意で、其の重用法は互に一致して居る。

マタ(又)は二を意味し、朝鮮語또(又)と對當である。複音はX音で國語mとなつて顯はれたものである。

マタ(又)はマタシ(全)となる。가닭(分派)も、갓(丁度)한갓(一途に)等の派生語があり、갓다(如し)の形容詞があり、「二者相等し」の意となる。コドシ(如)と갓다とは言ふ迄もなく相同じい。ヨス(加)も寄る集る意から派生して加へる意となつて居る。之も여러(衆)と對當であり、撚る等も之と相關聯して「數」に關係のある語と言へやう。

ヘス(減)ヘル(減)も數に關係があり、之が朝鮮語では빼다(拔き取る)と對當となつて居る。意外と叫ばずして何んと叫べばよいのであらうか。

以上兩語順序數詞のエッセンス丈を書いたのであるが、之を以つてしても、言語學上兩語對照の根本たる數詞が全く相等しい事が判り、それが根本となつて續いて兩語の動詞、形容詞が符節を合して相等しくなるのであるから、玆に吾人は兩語の同一を更めて强調する次第である。

朝鮮佛教青年運動の回顧

江田俊雄

序

朝鮮佛教の經驗した近代的佛教青年運動の歴程を回顧することは、とりも直さず、近世の朝鮮佛教史の歩みを明かにすることにもなる。朝鮮佛教の青年運動が勃興したのは此の國に於ける諸般の文化に夫々劃期的一大轉換を契機した我が國による韓國併合の一大政治的變革に初まることは餘他の事象に於けるが如くである。

李朝五百年の久しきに亙つて行はれた執拗苛酷、無謀非理なる排佛運動のために困憊萎頽を極めた朝鮮佛教が一度聖代の餘澤に浴し、更始一新の治下に立つや、信仰の自由は保證され、寺僧の地位は確認され、朝鮮佛教は始めて、自由發展への道程に解放されたのである。此の餘りにも急激な境遇の變化に驚覺すると共に歡喜した朝鮮僧徒は一時自ら何を爲すべきかを知らず、何處へ向つて進むべきかに迷ひさへしたほどであつた。彼等に取つては先づ何よりも自らの教團を復興整理することよりも急務なるはなかつた。宜なる哉、今日に至るまでの彼等の活動は凡て自利自行に屬すべきもので、利他行化の宗教的活動とは凡そ緣遠いものであつたといつてよい。而もそれも内外諸種の、例へば自らの奮起の力の弱少とか社會の僧侶輕賤とか等の事情のために、決して順調なる進歩を續けて來たとは云ひ得ないものである。斯くの如くであつたから、新政以來といへども、朝鮮佛教の空には明朗の光がさゝず、常に陰欝な雲が混沌として低迷してゐた感がある。從つて、斯かる朝鮮佛教を母胎として生れ出でた青年運動にも其の間何等の潑溂性と明朗性のあらう筈もなく、加ふ

るに、動もすれば、青年運動に對する確たる自覺と指導精神の缺如の故に、又事大思想と黨派心の妄動の故に統一的佛教青年運動を妨げ、幷を著しく低調變態なものとしたことは爭へない事實である。之は過渡期的現象として又止むを得ない點があるにしても、當事者の再考三思すべき點でなくてはならぬ。

今茲に過去の朝鮮佛教青年運動を概觀せんとするに際し、試みに第一勃興期、第二活動期、第三停滯期の三期に分けて述べて見やうと思ふ。

第一　勃興期（明治四十三年—大正八年）

未だ團體的訓練と統制を持つた運動としてではなかつたが、朝鮮佛教の一部の情熱的青年が隨處に蹶起して其の活動力を始めて示したのは朝鮮佛教と曹洞宗との連合運動の行はれた際であつた。明治四十三年八月併合が行はるゝや、時勢を解した朝鮮佛教圓宗宗務院の代表者前海印寺住持李晦光等は朝鮮佛教の將來も日本佛教と提携するに非ざれば其の存榮を圖り難しと考へ、明治四十三年十月東京に於て曹洞宗代表弘津說三と兩佛教の連合條約七條を締結して歸鮮すると、南鮮寺刹の朴漢永・陳震應・韓龍雲等は之に對して猛烈に反對し、多くの青年僧徒も附和して、或は飛檄し、或は遊說し、或は會議し、更に朝鮮佛教を圓宗（參禪・念佛・看經・密呪等を凡て圓修するの意）と稱するの不當を鳴し、元來、朝鮮佛教は禪宗として見れば、高麗太古國師以來臨濟宗に屬してゐると主張し、圓宗宗務院に對して別に臨濟宗務院を全南松廣寺（後に慶南梵魚寺に移す）に置いた。爰に於いて、朝鮮佛教は南北の二派に分れ、互ひに圓宗又は臨濟宗を固執し、宗論囂々として喧しく、內鮮佛教連合のことも沙汰止みとならざるを得なかつた。然るに、翌四十四年六月、朝鮮總督府は朝鮮佛教をして獨自の發展をなさしめんとし、寺刹令を發布して、朝鮮佛教は禪敎兼修の一宗たることを規定し、新たに三十本山（後一寺を增す）を定め、其の下に全鮮一千三百の寺刹を末寺として分屬せしめ、京城に圓宗宗務院の代りに、三十本山會議所を設けしめたので、從來の圓宗と臨濟宗の爭ひも自然に解消するに至つた。斯くて各本山は新法令に準じて熾んに布教興學に力を致し、京城に專門程度の中央學林、

地方に中等程度の十餘の地方學林と初等程度の普通學林四十餘が建設され、別天地に眠れるが如き青年僧徒も新時代の敎育を受け、新思潮の波に洗はれることになつた。乃で是等の學林に學ぶ誇りに滿ちた青年の間には力と和合を表象するかの如くに、陸續として佛敎青年の團體が結成され始め、慶南梵魚寺等十餘箇所に上つた。併し初期の青年團體は其の熱と意氣との旺んなものがあつたとしても、未だ團體としての組織と訓練とに於いて缺くるものゝあることは免れなかつた。此の朝鮮の佛敎青年運動を醞釀せしめたかの觀ある寺刹令は一方に於いては之を制壓する結果をも齎したことは豫期しないことであつた。併し此の事は法令制度の責といふよりは寧ろ之が發動を惡用したかに見へた寺刹の住持の罪であつたとも見られる。といふのは、此の法令によつて一片の官の認可書を手にした無知恣意の住持は其の任期三年間に、從來は一山大衆の合議制によつて比較的圓滿妥當に處理された寺務を動もすれば小數の役僧と利己的に獨斷專行する風を生じ、之によつて住持と一般僧侶、殊に血氣の青年僧との間に確執抗爭が行はれ、其の結果として常に背景と根柢を有せざる青年側の敗北に歸し、有爲なる氣慨に滿ちた青年僧徒は或は罰せられ、或は寺を逐はれ、甚しきは青年の團體の解散までをも餘儀なくせられるといふ風であつた。之は新舊思想の衝突の現はれでもあつて、老僧側の青年に對する白眼視は大正三年、京城に開かれた第三回朝鮮三十本山住持總會以後殊に甚しくなり、其の反目と紛糾とは各處に展開されたが、强化された住持權の前には青年の意氣も如何ともする事なく、折角、芽生へた青年運動は早くも中途挫折するの止むなきに至つた。

然るに、世界大戰の勃發と共に半島には洪水の如くに青年運動が氾濫し、佛敎青年運動も亦頓に活氣を呈することゝなつた。そして之は遂に民族自決の風潮に乘じ、朝鮮の獨立を計らんとした三一運動（大正八年三月一日）又は萬歲騷ぎにまで蠢動したが、結局失敗に歸し、民族思想に燃えて、敢然と之に參加した佛敎青年も、多くは獄に投ぜられ、或は海外に亡命するといふ風で、又しても佛敎青年は指導者級を失ひ、更に官よりは團體結社の自由を制限せられることゝなつたのは是非もなき次第であつた。

第二　活動期（大正九年―昭和六年）

政治運動に脱線し、或は其の餘波を受けて崩壞に瀕した佛教青年の團體が自らの軌道を確認した時に、彼等は先づ自らの再組織と再統制の運動に邁進した。朝鮮に於ける民族運動に敗れた男子の一派が新幹會を組織し、女子の一派が槿友會の名の下に隱れた時、其の一翼の如くに大正九年六月に「朝鮮佛敎靑年會」が組織され、其の本部を京城に、支部を地方各寺刹内に置いた。中央の本部は始め崇一洞の中央學林内に置かれたが、後に仁寺洞の中央禪宗布教堂に移され、其の年の十月には地方巡回講演團を出して、地方の靑年に遊說すると共に、會館建築の計劃をも進め、一方當時の靑年の間に流行した蹴球試合に選手を出して、之に優勝したりして一般の社會に伍することに努めたりした。所が此の靑年運動は又も政治的な敎團の革新運動に轉向し、大正九年には朝鮮佛敎維新といふことを標榜して、三十本山聯合事務所に衆議公論を尊重せしむるといふ建前から四部長八部員の新制を設け、之に靑年を參加させて、敎政に當らせたが、其の結果は住持老僧側からは靑年も別に大したことはないといふやうな批評を發せしむるに過ぎなかつた。併し靑年僧徒の革新的機運は内地留學の靑年僧（東京には常に二三十名の靑年僧が留學し、雜誌金剛杵を出し、朝鮮佛敎靑年運動の母胎の役割をなしてゐる）の間にも高まり、彼等は之が爲めに東京にて二三次の會合を開き、終に在鮮靑年僧を皷發して、大正十年の冬「朝鮮佛敎維新會」を創立せしむるに至つた。此の會は朝鮮佛敎の革新發展のために「財政の統一、人法の融通、寺法の撤廢等」の四大綱領を揭げ、全鮮僧侶千數百人の署名捺印をした建白書を朝鮮總督に提出したりしたが、此の運動の底に流れる寺刹令を嫌忌し、完全なる朝鮮佛敎の自治を獲得せんとするが如き自由主義的思想は一部住持連の疾視反感を買ひ、又官の干涉する所となつて、失敗に歸した。當時、住持側にも總本山制を主張して、朝鮮佛敎の統一を圖らんとした李晦光派と三十本山聯合事務所制を支持した姜大蓮（水原龍珠寺）派とが對立して爭つたが、理想主義的靑年は殆ど前者に贊し、爰に又靑年派と住持側の對立が激化され、終に翌大正十一年に、靑年側は京城覺皇寺に住持聲討講演會を開き、其の餘勢

は住持側の大立物某を拉して、太鼓を負はしめ、京城市中を引き廻すといふ鳴鼓事件なる珍事をも惹起し、其のために多くの青年が拘禁せられるといふことが起つた。是より先、維新會の流を引いた全鮮僧侶大會の決議によつて、朝鮮佛敎の統一機關として覺皇寺内に「朝鮮佛敎中央總務院」なるものが出來たが、之に反對する北方の住持派を中心に「朝鮮佛敎中央敎務院」が組織され、やはり、覺皇寺内に事務所を設け、こゝに同一趣旨の主義相反する二團體が同一場所に對立爭鬪するといふ奇現象を呈するに至つた。併し是等の兩院も大正十一年、妥協合一し、爰に現在の財團法人「朝鮮佛敎中央敎務院」が正式に成立した。之は一見、朝鮮佛敎の中央機關の如くであるが、實際は單なる財團の事務所に過ぎず、何等一般の寺刹を統轄すべき法理的根據も實際的能力も有するものではない。斯くの如き狀態にあつては所詮敎勢の發展を期し難いので、往年の朝鮮佛敎青年會が再起し、當時海外の留學より歸つて來た新知識の白性郁(獨逸哲學博士)金法麟(佛國文學士)都鎭鎬(日本大學出)等が前年創立された佛敎專門學校學生等と談つて、朝鮮佛敎の眞の統一團結を圖らんとして昭和四年春、覺皇寺に於て「朝鮮佛敎禪敎兩宗僧侶大會」を開催するに至つた。之には百數十名の青年僧が出席し、嚴肅壯重なる宣誓式が行はれ、朝鮮佛敎の具體的宗名を禪敎兩宗と決定し、其の理想的統一機關の設置が約束された。併し之は未だ實行に移されてゐない。斯くて朝鮮佛敎の統一運動に華々しき產婆役を勤め上げ、自らも清新の意氣を盛返した青年會は翌五年七月、布哇に於いて第一回汎太平洋佛敎青年大會が開催されるや、都鎭鎬を代表として派遣し、英文パンフレットを配布して、大いに朝鮮佛敎の紹介に努めた。斯くて都鎭鎬の歸國を迎へた幹部の間には青年運動の實質的向上と統一强化が議せられ、翌六年三月、京城に於いて開かれた「朝鮮佛敎青年大會」の席上「佛陀精神の體驗、合理宗政の確立、大衆佛敎の實現」の三大綱目が揭げられて「朝鮮佛敎青年總同盟」が結成され、地方には二十五の支同盟が組織化されるに至つた。そして機關誌「佛敎運動」が發刊された。此の時、既に昭和四年に金一葉(梨花女專出)朴德純(京都保育出)金漢得(京城保育出)等二十餘人の佛敎女性の發企によつて出來てゐた朝鮮佛敎女子青年會も總同盟に加

入し、教務院内の明星女學校に立籠つて女子青年運動に活動した。斯くて總同盟の會員數は七百に上り、其の潑剌たる躍進振りは正に明日の朝鮮佛敎の隆盛を物語るかの如き賴母しさを示した。

第三　停滯期　（昭和七年—現今）

「朝鮮佛敎青年總同盟」は創立の當初は破竹の勢を以て躍進したが、理想に急にして一時に氣勢を上げ過ぎた觀があり、加ふるに幹部間に細胞團體を造つて、全敎團内に勢力を張らんとする策謀が行はれたために、、會員の分裂を來し、住持老僧側の顰蹙を買ひ、其の壓迫を受けることゝなつた。斯くて總同盟は全體として信用と勢力を失墜し、今や、僅かに有名無實の如き有耶無耶の存在を續けてゐるに過ぎない。されば、昭和九年夏、東京に於いて第二回汎太平洋佛敎青年大會が催され、太平洋沿岸の十三箇國の佛敎青年一千五百名の會同せる際にも一人の代表を派遣することもせず、僅かに中央佛敎專門學校學生會宗敎部より二名の學生代表を派遣せんとせしことさへて、或る故障の下に阻まれるといふ爲體に化し了つた。斯く今や朝鮮佛敎の青年運動はも秋風落莫の沈滯狀態を續けてゐる。假令、佛敎專門學校の學生が每年の花祭りに奉讃會を催し、時局への注目と官の暗示とによつて、數名の青年僧が「朝鮮佛敎北支皇軍慰問團」を組織して一箇月の旅程を果して歸つて來たにしても、其等は佛敎青年運動とは本質的に何の關はりもないといはなければならぬ。今や世界は新興の若い國が活躍し、社會では純眞なる熱と力との故に青年の動向が注意せられる時、此の朝鮮佛敎の青年運動の停滯は實に朝鮮佛敎そのものの停滯沈湎を物語るものに外ならぬ。青年運動の母胎としての朝鮮佛敎は今や京城に總本山を建立して敎團の統一團結を圖らんとしてゐる。此の事は青年運動に如何に響くであらうか。一體朝鮮佛敎の青年運動は何處へ行くのか。

（昭十三、五、十六）

朝鮮文樣雜記

山形靜智

と一先づ題したもの丶、實は中々廣範な話で、何處から、何から手をつけていゝやら、扨てとなつて困つて了つた。まあせめて雜記と附けて置いたのが、何がしかの、辨疏けの呪いにならんか知らん。平素甚だ熱心とは言ひ難い乍ら、道樂の一つとする、朝鮮文樣についての管見を、貧乏暇なく、なかなかに、徒然なるまゝに、などと申す可き境界では無いが、さる法師の顰みに倣ふて、あれこれ書き列ねて、以て編輯室M學兄の御好意に對する舊約延引の申譯とし度い心算。

朝鮮文樣····こいつあ、矢張り、題が大きすぎた、何處から、取つ付こうか。

さうだな、先づ之を分類でもして見ることゝせう。としても之亦、いろんな分け方があるであらうが、平凡な處で

年代別、表現手法たる材料、や用途、それにモチーフの種類等々。

一、年代別

二、工藝技法別

三、題材資料別
四、用途別

一、年　代　別

之は他の諸文化、美術と興亡、盛衰を共にする處で、關野貞先生に依れば

發生時代　古朝鮮時代
　　　　　樂浪郡時代
　　　　　三國時代
極盛時代　新羅統一時代
餘盛時代　高麗時代
衰頽時代　李朝時代

と云ふ風に別けられて居る。

三國、樂浪のものは、詢に生眞面目な、然し花ならば蕾か、床しき點多く感ぜられる。

新羅統一時代は手法自由自在、雄麗豐美、高麗に至つては、前代盛時の餘映によるとも云へるが、文樣には中々見る可きものが多い、過飾期とも謂ふ可き時代である位だから。

前代、新羅は立體的彫刻裝飾文樣に秀で、此の高麗は寧ろ平面的模樣美術に優れて居ると思ふ、彼れは豐麗な唐の影響がうかゞはれ、是れは一面、宋の反映と見る可き雅趣、雅致と云ふ方のものも現れた。

李朝は、衰頽期と稱せられるが、それは實際、前代、前々代等のものに比するとき、眞にさう云ふ事になるとも言へるのであるが、然し考へ樣によれば、李朝以前は概して、支那の影響が可成り大きい効果を齎ら

して居ると見る可く。樂浪は卽ち漢。三國は南北朝。新羅統一時代は唐、高麗は宋、如何も所謂立派なものは多く支那の反映と見られる、而して李朝こそ最も朝鮮特有の色彩を味ふ事が出來るのではないか、其處に深い親しみが殊更に感ぜられる。

二、工藝的技法別

文様の美しさは、文様丈け取り離して見るとき、其の價値は甚だしく弱いものになる。材料なり、技法なりに結びついてこそ、其の眞價を發輝する。であるから、例へば螺鈿の文様は、あの貝殼の堅い性質、工作の不便な堅さ、から來るつゝましやかな、落ち付き、又あの漆の黑の深さと、貝の強いきらびやかな光澤から生れる、他の材料の企て及ばざる、又反面、他の材料、技法を倣ふ可からざる、獨特の美しさがあり、美しさを保つ可きでもある、斯う自分は思う。解り切つた樣な此の事が、實際は忘れられ勝ちである。話は聊か岐路に入るが、今は故人となられた小川三知氏と云ふステインド・グラス(嵌色硝子工藝)の名匠が大正年代にあつた。幸ひ其の人を生前、病床に見舞ふ機を得た事であつたが、其の砌、氏は切々たる聲で、然し實に嚴肅なる語調で、ステインド・グラスなるものは、唯だ繪畫や文様やを色硝子に置き換へたものではない。硝子特有獨自の行き方、此の材料固有の行き方、美の世界があるんだ、自分は是非それを殘して死に度い、と云ふ意味の事を語られた。之はステインド・グラスに就いての氏の眞劍な考へを言ひ表はしたものであるが。と同時に文様を本筋に立ち歸らして與れる言葉でもあると、自分は深い感激を肝に銘じた。然るに何んぞや、紙の上でのみ仕事をする自分は兎もすれば、此の事を忘れ勝ちで困る。

閑話休題、話を本に戻さねばならん、自分は今「朝鮮」の文様の事を語らんとして居るのであるから。

各時代を通じて色んな工藝技法があつた。遺物が、其の材質の非耐久的なる爲めに、殘存せない物も必ず

や、あつたに相違ない。

古い物は、多く石材・瓦・金屬等、所謂金石と稱せられるものが主であるが、別に樂浪には漆工品が異色ある趣きを示して呉れる。新羅の瓦當、高麗の陶磁・象嵌・李朝の木工・華角工、等々。

文樣に關係ある工藝材料、技法の主なるもの

塼　瓦——各代それ〴〵乍ら、新羅最も美し

金　工——裝身具、青銅鏡、鐘、鐘は新羅、高麗、鏡は樂浪の漢式、新羅の唐式、而して高麗最も變化に富む、李朝の鍮器、銀象嵌鐵器

漆　工——彩畫は樂浪、螺鈿は高麗、李朝

陶　磁——特に高麗青磁、陰刻、陽刻、象嵌、搔落し、李朝染付

石　工——石壇、塔、燈籠、碑、小具、石工は內地よりも技優れたり

木竹工——李朝家具、文房具

華角工——朝鮮特有

布帛加工——安州繡、官繡、版木染

壁　畫——主として高句麗

等々。

三、題材資料別分類

創造的｛幾何學文樣／文字｝

性質
- 寫生的
  - 動物（理想的のものも含む）
  - 植物　同右
  - 天象　同右
- 器物

用途
- 構造に起因するもの
- 審美的意圖を專らにするもの
- 象徴的なるもの

題材資料から見れば、斯んな風にも分けられる。而して一般に傳統を重んずる風ある歴史的文樣は非常にうまく便化されたものが多い、そこに時代的なるも、地方的なものを見る事が出來る。

さて今、自分は規矩整然とした、筋道に依つて記して居る暇もなく、勿論、用意も持つて居ないので、即ち、表題本來の振れ出しに基ずき、いさゝか巷間に拾つた材料を陳べ樣。此處に擧げんとするものは、李朝末期に都合では、今でも用ひられる、婦人、子供の身裝用の文樣である。孰れも緣起のいゝ意味を持つた、所謂象徴的文樣である、風俗服裝の變遷によつて、だが近來又襟飾りや、バンドに見る事もあるが、いづれは次第に少くなるのではないか。

―第一圖―

第一圖は少女のリボンで、材質は羽二重、或は紋紗の樣な地で、色は黑・海老茶・赤等に文樣を金箔で押したもの、銀のもある、近來は普通金粉、銀粉で質が墜ちた。文字が左前になつて居るのは、拓本のせいで本當は、當り前に讀めるのは申す迄もない。朝鮮語ではタンギと云ふさうである。

周圍に用ひられた枠は、漢文、或は丁型模樣と稱せられるもの、之は建築裝飾・陶磁器・敷物、何によらず、よく周邊を飾るに用ひられて、之は隨分古くから用ひられ、希臘、埃及等にもある。

上の方に打違ひになつたものは、犀角杯と云つて寶物飾りである。八寶の一つで、富を表はすのであらう。輪廓內に入り、文字富貴、之は壽福康寧多男子などと共に好んで用ひられる。序いでに下の字は富の字である。

次は形の示す如く柘榴であつて、屢々桃並に佛手柑等と共に「三多」と云つて、一組にして用ひられる。北史卷五十六、魏收傳に「收曰石榴房中多子、王新婚妃母欲其子孫衆多」云々の故事から子福者、子孫を寓意して居り、又柘榴は漢朝の張騫が安石國から輸入した樹木である爲め、安石榴とも書かれる由。兎も角も男系の子孫が澤山に生れ、子孫繁昌すると云ふ意味である。「百子同室」などとも云ふ。

桃は多汁にして其の音、多壽に通じ、且つ桃は生命の果實であり、又八仙の食物であると、看做され、長

壽を表象す、王母蟠桃三千年結子、故以祝壽などとあつて、目出度いと云ふ。

佛手柑は形が財寶卽ち福を握つた手の形と云ふ意であるとぞ。

三多文の內、柘榴が最も多く用ひられる樣である。山上憶良の歌も思はれて喜し。柘榴は形としても亦、面白いからでもあらう。

其の下の花の形は恐らく、蓮花から來たものであらうか、蓮花は古く三國時代から用ひられる。佛說に「出五濁世無染著」と云ふ樣な譯で、八吉祥の一つとされる、一つには形が都合宜しいからでもあらう。

其の下は靈芝である。「王者德仁なれば生ず」となし、又元來仙品なれば形色變幻端倪すべからざるものありとするより、靈芝の稱がある。之を食べば長壽を保ち羽化登仙するなどゝ頗る吉祥の植物とされて居る。

鹿の口に喰へられ又如意が靈芝の形に象られて居るのは皆人のよく知る所である。

最下部、三角形のスペースにあるは、蝙蝠である、丁度其の場所に形が都合よく、嵌るから用ひたのでもあるが、斯樣なのを形の適合性などと云ふ。蝙蝠の形は又兩翼が延びて、物に引懸る性質から、屢々、家具などの引出しの、引手にも用ひられるを見る。

蝙蝠の圖はよく、文樣に使ふ處であるが、吾々は、如何も此の蝙蝠と云ふ奴、人によつては氣味の惡い動物の樣にも思はれる。西洋では惡魔の使に見立てる事もある。フアースト物語に出て來る惡魔メフイスト・フエレスも繪では蝙蝠の羽翼をつけてあるなど。色も黑くて、暗い時刻に出て來るし。

然るに支那・朝鮮では好んで、此の形が用ひられるのは、蝙蝠其れ自體が好まれるのでなく、之れ、其の字音の福に通ずると云ふ、廻りくどい處から、である。然し、形は面白く、場所によつて、使ひ勝手のいゝものである。

第二圖の方も大體、同巧異曲であるが、喜の字が二つ並んで、用ひられ、呼んで淨双喜又は双喜と云ふ。之には蝴蝶が用ひられて居る。蝴蝶は形もよく、又陽春夏時共に百花に伴ふ情景でもあり、好んで屢々用ひられるが、一つには、其の蝶（チオ）の字の音が、長命を意味して居る耋（チオ）と同音の爲め古時より長命を意味して使用される。耋は禮記に「七十日耄、八十日耋、百年日期頤」とある、長壽の意である。八吉の一つ。童形並

—第二圖—

—第三圖—

立の文樣は、之亦屢々見受ける所であるが、之については、筆者實は尙ほ未だ、其の意を確にせず、思ふに文字でも、文樣でもよく並列さして用ふるの例により多男子の意味にてもあらんか、他日を期す。

第三圖は、風呂敷の染型である。內地では型紙捺染(ステンシル)が多く行はれた反し、朝鮮では版型捺染(ブロック)で行はれたのは、變つて居る。此の型は所謂、二重模樣と云ふ手である。卽ち地文樣と上文樣とよりなり、兩者は別に意味に於ては何等の關係なく、唯だ、賑かな効果を計つたものである。爲めに多く、地文は幾何學的な文樣が多い。是は紗綾型(サヤガタ)と稱せられるもので、建築物の壁などにも用ひられる。中央上下に圓廓をとり、中に花鳥を描く、上のは天に因みて枝と鳥、下は地に象りて蓮池水禽、意匠の妙、興趣津々たり、大きな蛙の居るのも面白い。周圍の空間に例の寶飾を配す、色は多く黃地に黑刷り又白地に赤刷りのもの等。

—第四圖—

第四圖は文字を文樣に用ふる例である。

壽福康寧多男子、壽福の崩し方は千變萬化で、長壽の祝に贈る屛風に百壽百福屛風などと各字を一つ、一つ變つた崩し方にした巧妙な文字の便化がある。圖形が直線的に作り得られるので煉瓦積の壁等にも用ひられ金屬・石器・螺鈿・木竹等の硬質物の象嵌工に用ひられる。

又忠信孝悌義禮廉恥と云ふ様な道徳的なものや、龍鳳麟龜などの瑞獸を示す文字も用ひられる。

聊か以て龍頭蛇尾の嫌、否、其の尾の結も何もなき、尻切れの儘乍ら、さりとて暇なき身の何日迄、しだり尾の長びく譯にも、と一先づ筆を擱く。明日は締切の日に當れば。

北鮮旅泊より

井澤巨明

櫻枝に夜半をすぎんとする月か　（月井里）

砂の上のみやこはかなき春の灯よ　（羅津）

指さして露領の山も春らしき　（訓戎）

夜明けつゝにはかに白し花李　（龍井）

白楊のならび夕水はこびをり　（同）

こゝも護るつはもの花にいとまあり　（會寧）

またゝくま海霧につゝまれ花と我と　（城津）

金剛山の一夏

上野直昭

I兄

例によつてお互に御無沙汰をして居る。忙しいから手紙を吳れるなといふ君の要求を徹底させて、君の原稿請求の手紙を握りつぶしてから、もう四箇月にもなるだらう。併し金剛山には是非行きたいといふ君の希望を知つてゐるから、去年の秋Aと此の山に來る時にもハガキで知らせたし今年の夏は此の山中に暮すことにきめたので、君が例年の内地の山々を步く時と興味とを、此方面に誘つて見たが、これにも返事がなかつた。若しやと思つて居る內に吾々の此地を去るべき時が近づいた。もう此夏は此地で君を迎へる時はあるまい。君の生活がこんな遠くまで來ることの困難の地位にあることはよく知つて居る。併しそれにも拘はらず、家のヹランダから松や樅の林を通して遠い近い山々や、碧色の濃い空を望むとき、濶葉樹の森を步き乍ら秋の光景をまで思ひ浮べるとき、花崗岩の塊の間を縫ふ透通つた水の上を石づたひにわたつてゆくとき、或は木の根や岩角をさがしながら汗びつしよりになつて漸く休息所を見つけ、冷やりとした山の空氣に蘇生した氣持になるとき、常に君の居ないのを遺憾とした。あと二日を殘すに過ぎない此山中生活の思ひ出をかいて、君に送るのも一夏の自分の記錄を殘すといふことゝ、將來君と此山中に送るときのあるのを期するの前提としたいからである。

僕が初めて金剛山を知つたのは前にも書いたが去年の秋Aと此地に遊んだ時に始まるといつていゝ。前からも話は聞いて居なかつたのではない。アメリカから歸る船中での活動寫眞で此山の光景を見せられたこともあつた。併し使ひ古したフィルムは雨と雲とに被はれ過ぎた金剛山を現出して、只朦朧たるものとしてのみ殘つて居る。

Aと一緒に京城を出たのは十月の初めであつた。京城生活の内で休日を利用して郊外を歩いたり、古都を訪ふたりするときは大抵Aと共にする。北漢山にも上つた。開城も二度訪ふた。光陵にある林業試驗場の演習林に一夜を送つたのもAと共にしたのであつた。金剛山行きも、どちらからともなく、二人で相談が出來上つて了つたのであつた。

◇

金剛山は中央部の高處を東西に分けて內外とする。特に海に突き出した部分を海金剛といひ、中央部に新金剛といふ名もできてゐるが、名などはどうでもいゝ。只便宜のために其名を借りるとすれば、去年の秋は外金剛のみを一通り見たことになる。これも少閑を利用しての旅であるし、元來人跡の至らざる處を發見するなどゝいふ功名心のない連中だから、普通人の行く萬物相と九龍淵とに行つたに過ぎなかつた。併し此二つ共に、紅葉黃葉に飾られた溪谷を行くので、共に一日の行程として、急がずに、ゆる〳〵見て步けるといふ丁度手頃の遠足區域である。花崗岩の塊の間を清い水が流れる。山の高所は大抵、風化されて殘つた花崗岩が樣々の形をして居る。萬物相などゝいふ名もそれからつけたのであらう。步くに從つて枯葉の上をかさ〳〵と音たてゝ栗鼠が走つて行く。或は道の中央に出て食をあさる。少しも人を怖れない。これも忘れ難き記憶である。

外金剛の宿は溫井里にある。名の示すが如く、此處には溫泉が湧く。鐵道局經營のホテルもあるし、日本風の旅館もある。吾々は此時は日本風の宿に泊つたが、溫泉の具合といひ、食事其他、內地の溫泉場にゐるのと少しも違はなかつた。殊に此處は海に近いので、新鮮な魚が食膳に上るし、種類も多かつた。其時も京城を出る迄君が來るかと待つて居た。或は溫井里で落ち合ふかも知れないとも考へたのであつた。溫井里から內金剛の入口である長安寺迄は中

心を拔ける途もあるし、外廻りで入る途もあるが、中心を拔けるにはどうしても楡岾寺に一泊する必要がある。楡岾寺は金剛山の中心にあつて、古い佛像などもあるので、京城を出る前に、關野博士から金剛山へ行くなら是非楡岾寺へ行けといはれて居たので、これを割愛するのは惜しかつたが、溫井里の滯在が豫定より一日延びたために、外廻りをして、夕方早く長安寺に着いた。

松並木の間を走つて自動車がホテルに着く。赤松も少くないが、殊に目を惹くのは朝鮮五葉松である。針葉の內部が白線になつて居て、外部の綠も濃く、赤松と比して全部の感じに重味がある。例の食用にする松實は、此樹に生ずる巨大なる松かさにできるのである。

ホテルは道傍の松林中にあつて、白木の平家造の簡素な建物で、如何にもかゝる地にふさわしい。鐵道局の經營で勿論營利勘定には合はない。朝鮮鐵道がまだ滿鐵の經營に屬して居た頃に出來たものと聞いて居るが、鐵道自身とはかなりかけ離れた斯かる山中に、ホテルを經營することは少くとも近い將來に對する計算を離れての仕事であらう。若し又かゝるホテルが無く、朝鮮鐵道局の宣傳がなかつたならば、此山もまだ長く多くの人に知られずに止まつたであらう。もう再來年は近處の末輝里まで電車が通じるさうだ。然うなれば、人の出入りも多くなるであらうし、ホテル經營を提唱した先覺者の意志も報ひられることになる。

着いた翌日は雨が降つた。靴の上に朝鮮草鞋といふいでたちで、出かけては見たが、長安寺――此寺の故に地名が出來て居る――迄行くと烈しくなつて來たので引き返し、一日休養して、翌日京城へ歸ることにきめる。久しぶりでホテルの一室に、窓から流れ込む松の綠や其間に點ずる秋に充ちた草木を眺めたり、ぶら〳〵と廊下を歩いたりしてのんびりとした氣持ちになつた。而してこんな處で夏を送つて見たいなと思つた。

ホテルは五月に開いて、十月に閉ぢる。ホテルの本建築の外に、小さな、これも白木のバンガローが建つて居て、貸すことになつて居る。恰度借手のないバンガローの一室に吾々は寢たのであつた。

京城へ歸つてから、鐵道局に話して、遂に希望を達して

此夏を此處で送ることになつたのだ。

此夏の吾々の生活を君に知らせんとしてとつた筆が、意外に前置きに長くかゝつて了つた。面倒くさくなつたら讀まんでもいゝ。

◇

今年借りた別莊は、去年とまつたのとは異ふ。ホテルでは前の分は別途に用ひることにして、今年は二三丁はなれた、山の裾の斜面に五軒のバンガローを新築した。吾々の家は最も高い處に建つて居る。日光の湯元の森林に見る樣な――十何年か前に君とあの邊を歩いたことを思ひ出す――大きな切石の散つてる上に長い年數の結果であらう、松や樅が森林をなして居て、下には倭小な雜木が生へて居る。時々牛が仔を伴れて遊びに來る。此間に小さな、九尺二間でもないが、寢室二つに居間食堂兼用の土間と、臺所とのついた、外側は、松の皮をむいた荒木造りの、屋根は天然石の薄板の不定形なのを並べた家が散在して居る。此内の一つに吾々は四週の日を送つたわけだ。

家は小さいけれど、便利に出來て居る。電燈はあるし――十時になると消えるので、それからは蠟燭を用ひなければならぬ――水は使用水は川から、飮料水はホテルの井戸から、毎日供給してくれるし、米やパンや薪其他の必要品はホテルから屆けて與れる。鷄・玉子・玉蜀黍・甜瓜の類は附近の人が賣りに來るし、持つて來た罐詰と一緒にして、贅澤こそ出來ないが、一通りの生活は充分できる。

室內での寒暖計の示すところでは、今迄のところで、最高が八十六度、最低が六十七度を示してゐるが、これは共に一日丈けで、八十度を越える日は少く、七十度を下るときも稀れだ。

雨は朝鮮一般に旱魃といふことであるが、一日降り込められた日は、八月四日以來たゞ一日で、最近に烈しい夕立があり、今日も亦朝目が覺めると雨が降つてゐたが、もう止んだ。天氣都合は申分ないといふていゝ。これで歸る日に降らなければと祈つてゐる。

夏の氣候としては申分がない。從つて夏に暇がある外國人の來遊客が多い。ホテルは一時殆ど全部ドイツ人ばかりであつた。別莊の方も日本人は吾々一家のみで、他は四軒

共にイギリス系の人々である。第一號は馬山にゐるといふイギリスの宣教師の一家で、夫人は日本語を流暢に話し、吾々より先きに來て居て、吾々が着くと直ぐに挨拶に來て與れた。もう長安寺も三度目であり、夫婦共に登山家で内地のアルプスもあちこち登つてゐる。家の近い關係もあつて何かと世話になつてゐる。第二號は吾々一家、第三號は朝鮮の某地から來てゐるイギリス人の家族である。此處の子供が時々家へ遊びに來る外は、交渉が多くない。第四號は神戸から來てゐる女達四人、五人居たのを、吾々が來て間もなく、一人は崖から落ちて足を痛め、京城の病院へ入つた。こんな時に凡て世話をするのは第一號の主人である。あちこちの別荘の住人が、よくこの家に相談に來るのを見かける。第四號の四人は、二人づゝ代り合つて炊事に從ふことになつて居るのだそうだ。其内の二人が若くて元氣がよく、歩くことにかけてはアムビシアスで、水にもよく入つてゐる。ある時、第一號の夫人を伴れて僕の處へ、楡岾寺へ行く途をきゝに來た。それは最近に僕の通つた途で地圖をたよりに外霧在嶺を越えて楡岾寺に一泊し、内霧在嶺を越えて歸つたことがある。此方が逆の道を通るより、勾配の急緩の關係で樂である。行程約八里であるがかなりの急坂を上下しなければならぬ。それを一日に片づけて了はふといふのだ。其時も第一號の主人は、事があつては却つて面倒だといふので同伴し、朝早く出て夕方歸つて來た。

金剛山長安寺

内金剛から楡岾寺に行くには此二途よりない。大低は途

中の景色を見ながら、内霧在嶺を越えて行く。而して楡岾寺から百川橋へ出て、外金剛へと廻るのである。楡岾寺から内金剛へ出るのも、此途を逆に來る。從つて外霧在嶺の道はあまり顧みられない。併し長安寺から出て、元へ歸るものにとつては、此道をとる方が遙かに樂である。外霧在嶺は東方が急で、内霧在嶺は西方が峻しい。長安寺は海拔約五百米、外霧在嶺は一一九七米、内霧在嶺は一二七五米楡岾寺は六〇〇米（?）として八里の途をこれ丈上下することは當時の疲れた僕には不可能に見えたから、楡岾寺に一泊することにしたのであつた。此無視せられた途は一部分はやゝ退屈であるが、外霧在嶺の頂點から下りの途は、内霧在嶺の森林よりも大きい氣がする。檜の古樹が多く、其間に針葉樹や白樺や秋には美しかろうと思はれる楓の類が多く茂つて居て、あちこちで、氷の様な冷たい水が流れてゐるのを渡る。

楡岾寺の宿は朝鮮宿で、溫突であるが、粗製なベットが置いてある。これは西洋人の客が比較的多いことを語るものである。まだ新しくて、硝子戸には硝子がはまつて居ない。而も青ペンキが塗つてある。室も天井だけ壁紙をはり他は白紙張りの内に繪が二枚張つてある不思議なものである。久しぶりでランプは珍らしかつたが、夜も翌朝も殆んど全く同一の副食物には驚いた。朝鮮宿は一般にさうだといふことは後に聞いた。これは長く滯在することに、準備なしには不可能といはなければならぬ。此處まで來る内地人は極めて少いと見えて、宿帳にとまつてゐる名は甚だ少く、大部分は朝鮮人とかなり多くの横文字である。どーツや西洋人蔘を植えた小さな畑すら見へた。

楡岾寺は流石に大きな寺である。傳說にいふ五十三佛は今其幾分を失つてゐるが、夫々古い形をしたよいものだ。只金網で張はれた上に、高い處に置かれてゐるために、見るのには甚だ具合がよくない。

◇

僕の家の周圍を語りつゝ話が遠方に飛んで了つた。もう少し話を前にもどそう。第五號には二組の老人夫婦が住んでゐる。往來で遇ふと挨拶する外に交涉を持たない。犬を伴れて歩いてゐるこの老人は丁寧な挨拶をする人だ。犬が

また中々立派な犬だ。ある時雞を追ひかけたと見える。雞は高いところに上つてゐる。老人は犬を引きすえて、雞を見せながら、ノーノーといひつゝ犬を打つて居た。

これだけが吾々の斜面に建つたバンガロー村の住人である。而してお互に英語で意志を疏通してゐる。此間を國語も英語も知らぬ朝鮮人の男女が物賣りに來る。十五六羽も入つた四角な雞の籠を脊負ふて、生きた儘の雞や玉子を賣りに來る。木をくりぬいた大きな鉢を頭に乘せて、野イチゴや玉蜀黍などを賣る女が來る。チゲと稱する荷負器に甜瓜をのせて賣りに來る。これ等との應對は中々面白い。此方が分ると否とに拘はらず、向ふは勝手にしやべり立てる、朝鮮語會話の本をさがしても見あたらず、愈々困ればお隣りへ行つて話しをつけて貰ふ。兎に角、日本語のあんまり役にたゝない村である。おまけにホテルへ行けば多くドイツ語をきく。

イギリス人達が歩くために歩くのに對して、ドイツ人達は甚だ研究的だ。ある夜ホテルで上海から來てゐるドイツ人と語つた。彼は自然科學者であつたが、專門外の山の形成を說き、內地の山川を說き、僕がドイツの景色と比すれば、其異るところを指した。而して植物の專門家がゐるといゝがと歎じ、道路の岩石があちこちかいてあるのは誰れか地質學者が來て居るのだらうといふて居た。東京から來てゐるドイツ人のRは、京城で、人の紹介で電話をかけて來たので遇つて見れば、已に東京で見たこともあり、滿更知らぬ間柄でもなかつた。此男は此處へ來てからも一向出歩かない。而して五時の茶を必ずホテルの玄關前の椅子でのんでゐる。風呂に入りにホテルへ行くと恰度其時刻に遇ふことになる。風呂の歸りにも矢張り依然として座つてゐる。時々子供達にからかふ。ある時風呂の歸りにRを見たA子曰く「Rさんはいつでもよく北斗七星が見えるでせうね」と。

かくの如きものが、僕等の人間的の環境である。朝鮮語の知識は殆ど皆無である。接する朝鮮人は內地語を全く知らないか、不完全である。外國人にして內地語を解するものは第一號の夫人のみである。僕のドイツ語にしても英語にしても、元より不完全は當然だから、誰れと意志を疏通

するにしても、何れか一方が不完全な語を用ふることになる。若しホテルの幹部が内地人で無かつたならば、完全に日本ばなれのした、どこの國ともつかない山の中に吾々は住んで居ることになるであらう。

此夏の主要目的は第一に疲れた身心の改造であつた。昨冬以來、疲勞が重つてゐて、一時は自分の身を持てあますこともあつたが、比較的長い休暇の貰へる身を幸に、持ち直して見ようと思つたのであつた。第二には少しづゝ本もよんで秋の準備もしたいと思つた。勿論家族達の身心も考慮に入れなかつたのではない。幸にして子供等は此處へ來てから、一度も病氣をせず、元氣がいゝ、よく食ひよく睡り又よく歩く。僕自身にかへつて見れば、幸にして第一の目的は略達したらしい。だるく疲れることが、此頃は殆んど無くなつた。先頃バンガロー村の十人餘りと毘盧峰へ上つたけれど、さして疲れもしなかつた。此分ならば秋には少しは仕事が出來るかも知れない。去年の冬は、晴れた朝鮮の空を讃美しながら半病人で過ぎた。今年は元氣よく暮したいと思ふ。併し第二の目的は達せられたとは云へない。持つて來た儘で開かれぬ本もある。うまく行つたら片づけて了はふと思つて居た仕事も手をつけないうちに歸る時が來て了つた。

◇

長安寺を足場として、日歸りに、或は半日の行樂に、河中の石を傳ひながら、或はこれに沿ふ小徑を通つて、或は森の中を通つて、行きかへりの出來る場所が澤山ある。最高の毘盧峰が漸く一六三八・二米だから、所謂山岳家には物足らぬかも知れない。併し古來萬二千峰と稱せらるゝ群峰の多くは、其險峻の故に足跡の至らぬ所も少くないといふ。

僕はよくドイツのザクセンとチエコスロヴァカイの國境にあるザクセンの瑞西を歩いたことを想ひ出す。彼は砂岩でこれは花崗岩だから、此處に居るドイツ人がいふた樣に、類似は單に外見上かも知れないが、奇形の岩石が聳立してゐるのは類似に違ひない。只此方が遙かに大規模であるが孤立してたつてゐるのは彼の方が、これに過ぎるかも知れない。

一九二五年の秋、Kと共に伯林からドレスデンに赴き、美術館を一通り見ると直ぐに又汽車に乘り、エルベ河畔で車を下ると、二人で代る〲リユツクサツクを負ふて、黄ばんだ河沿ひの山道を歩いた。もう旅行期節を外れて居るので、旅する人には全く遇はぬ。小さな村に入つて宿を求めたが、旅人なき宿には人も居ないと見えて返事すらない。漸く其前の居酒屋兼業の宿に入つた。あの靜かな吾々二人きりの宿は常に忘れ難い記憶となつて居る。翌日は二人で山の中を歩いた。途中Kはライプチツヒに去り、僕一人で歩き廻り、夜に入つて川船を捨てゝ暗い道をたどりながら宿屋をさがした時は稍心細い氣さへした。彼處の山は歩いて見て廻るにはさして困難な處はなかつた。併し突たつて居る、一つ〲に上ることは特別の準備と多少の冒險なしには出來ないことである。それにも拘はらず、これらの峰々は悉く(?)登山家の足跡を止めて居る。金剛山の峰々が平凡にして登山家の興味を惹かないのか、それとも急峻にして及び難きものか、登山家ならぬ僕には分らない。只一つ確かなことは、今尚人に知られない溪谷や峰に路を發見することによつて此山の內包が深められ得ることである。僕は內地の登山家が來て、もつと路を開いてくれたらばと思ふ。少くともザクセンの瑞西に比して遙かに登山家のアムビシヨンを滿足せしめるだらうと思ふ。――僅かに二三日しか步かないザクセンの瑞西と比べることは間違がないとは云へない。誤つたら鄕土愛に富んだドイツ人にあやまるだけだ。

話は橫へそれた。只金剛山の道路が不當によくないことをいふのだ。少し雨が多ければ、河を渡るための置石が沈んで了ふ。畑の畔を通つて漸く先の道につゞく處もある。金剛山保勝會によつて立てられた道しるべが彼處此處にあるが充分ではない。五萬分の一の地圖も不完全だ。新しく路を開くことゝ、よき地圖を作ることによつて金剛山はどの位光を增すか分らない。

◇

山中には寺と稱し、庵と稱するものが、かなり多い。これも昔時の盛大なる時期に比すれば、比較にもならぬ位のものであらう。建物が無くて痕跡のみの處もあるし、建物

のみあつて不住のものもある。人が住んでも僧とも俗とも區別のつかぬ處もある。それでも朝鮮現代の佛敎の狀態に比べれば、大きな山林を所有して居る丈生活に窮することはなく、漸次門戸を張つて行くことも出來るであらう。只これ等の庵や寺を訪ねて行くと、必ず其處は形勝の地を占めて居ることである。これは密敎の寺々の多くが內地に於て山を開いたのも同じ心持ちからであらう。奥まつた山の形勝の地で、飲料水の得られる處に、先づ庵室が建てられる。寺がたつ。

初めて金剛山を選んだ佛徒の誰であつたか、僕は知らない。兎に角偉人であつたに違ひない。それがどの寺であつたかも知らぬ。兎に角、此中心に集まつた修道僧が、暇に歩いては探しあてた形勝の地に、庵を建て道が開け、次第に增して行つたのであらう。かゝる形勝の地を選んだ動機の如何を、先夜訪ねて來たイギリス人のB夫婦が、道々二人でやつた議論の審判を求めながら質問した。僕が歐洲の中世の僧侶の生活を引合に出すと、彼は歐洲の自然に對する愛の初まつたのは遙かに遲いから、山水の美を愛した爲ではないといふて居た。佛徒が山水形勝の地を求めた直接の理由は、其方の知識の皆無な僕にはわからぬ。只かゝる地を選んだことは、修道上に影響を與へたに違ひないと思ふ。而してそれは汎神論的の傾向を養ふたであらうと思ふ。結果としてどう現はれて居るかは知らないけれど。

森を拔け、石傳ひに河を渡つて行くと、ふと畑があつたりする。くづれ落ちた急傾斜を上りつめると、急に開けた處に出る。細い道が大きな岩に沿ふて下る、樹林を通して遙か下に河が見える。濃い綠色の水をたゝへた潭が見える。此道を少し下ると開けた土地に安養庵といふのが建つてゐる。人が居るのか居ないのか何の音もしない。ゴムの朝鮮靴が脫ぎ捨てゝあるのは住む人のある證である。庭の隅をやゝ下つて淸水が湧いてゐる。リユツクサツクから甜瓜をだして其中へ入れる。

長安寺を流れる河について溯る道がある。內金剛に遊ぶものゝ本道である。岩を傳ひ、丸木の橋を渡つて行くと、開けた土地が出來て、畑があり二三の家さへ建つてゐる。此奥に表訓寺がある。此背後の急坂を七八丁上ると正陽寺

がある。此邊は土質がやゝ他と異つてゐると見えて、石が少く、足あたりも柔かで、木賊が茂つてゐる。

◇

正陽寺は大抵の足弱な人にでも來られる。而して此位展望のよくきくところは他にないかと思ふ。内金剛の全山が殆ど皆双眸の内に收まる。歇性樓と稱する建物は特に展望の爲めに設けたものらしい。指峰臺といふのがあつて、大小圓錐體を置き山の名が書いてある。縱に引いた針金がある。これと圓錐形とを一線上に置いて、向ふに見える山の名が其圓錐體に書いてある。多少は狂ひが生じてゐる樣であるが、深切な、氣のきいた方法だと思ふ。北漢山の上には鐵棒が立てゝそれで見える山の方向を示してあつたが、僕の登つたときは、此棒がくら／＼になつて居て、置場所さへ轉換されたものもあつて、何にもならなかつた。斯かる方法は瑞西では行屆いて居たと記憶するが、日本では近頃は登山も盛んなことだから、あちこちに出來て居ることゝ思ふ。

正陽寺には二度行つた。一度は京城から來て居る若い人と話しをした。老僧と一緒に豆の皮をむいて居るのを見て居る内に、面白さうに見えたので、遂に手傳ひはじめた。隱元の樣であつて、もつと美しい班がある。老僧年八十、山にあること已に六十四年だといふ。楡岾寺は三千年前からあるのだと信じてゐるらしい。此處の佛像は土中から生れたものだとも語つた。或は今迄に遇つた最高齡者は幾つだつたかなどゝ質問する。これは凡て前記の若い人の通譯によつたのであるが、尙此人の話に、此處に來て居る一人の老婆は、一握の生米と水のみで其日を送つてゐる。信仰の爲めで、夢にあらはれた諸葛孔明と李太王と閔妃と李王との命によるのだそうだ。それで元氣は少しも衰へないといふ。此邊には屢々虎を見るし、最近にも夜見た人があるなどゝいふて居た。

正陽寺で見遁してはならないのは、此寺にある古塔である。金剛山には古塔が三つしか殘つて居ない。其一つが今尙此處に遺つて居る。朝鮮古藝術の貧しい遺品の内で、古塔は殊に異彩を放つて居る。極めて簡素な形ではあるが、味は中々深い。三つの一つは外金剛の神溪寺に、一つは長

安寺外の塔巨里に立つて居る。塔巨里といふ名は恐らく此塔より得たる名であらうか。然りとすれば寺は古く失はれたのであらう。今は煙草を植えた畑中に寂しげに立つて、長安寺に入る人の先づ目を惹く。

正陽寺の塔の傍に、これも古びた燈籠がある。傍の八角堂には石の佛像が一軀ある。これが所謂土中から生れたもので、古く形も整つてゐるが、何處も同じく、此處でも新しい粉飾で、生々しく痛められてゐる。反之塔と燈籠とは長い年月が與へた自然の加工で、人間ばなれのしたものになつて行く。

再び表訓寺へ下つて、河に沿ふて一里餘り上ると摩訶衍に達する。道は河を渡り、石を傳つて上る。水は幾度か小さな瀑布となり、潭を作つて下る。萬瀑洞といひ八潭と稱するのは此故である。此邊は古くから人の來たところと見えて、石面に大小樣々の彫刻が施してある。多いのは遊客の名であるが、巨大な文字で、法起菩薩と彫つたのもあるし、棋盤の目もあつた。これらが悉く彫法の巧みな點から見て、専門家を要するものであるし、又相當の日時がかゝるものと見なければならぬ。雅客一時の座興といふわけには行かぬ。思ふに昔は、かゝる景勝の地には石工が客を待つこと今日の寫眞師の如く、相當の賃金を受けて、遊客の名を彫りつけたものではあるまいか。今はかゝる石工の客を待つものもないから、物好きな人はペンキで名を署して行く。

摩訶衍の周圍にはいろ〳〵の探勝地への道がある。毘盧峰へ上るには、内霧在嶺に向ふ道を途中で横に分れるのであるし、白雲臺と稱する近い展望場もあるし、燭臺峰を廻つて内圓通庵から表訓寺の近くへ下る途も面白さうだ。僕は此内で毘盧峰に上つたのみであるから、其話を書いて見よう。

◇

毘盧峰は金剛山中の最高峰である。といつても漸く五千四百尺ばかりであるから、登山としては大したことではない。然し長安寺からは相當距離がある。從つて摩訶衍に一泊するか、長安寺から日歸りでやるかは誰れでも先づ考へる。僕もそれを考へた。

初めホテルに住む若いドイツ人と話してゐる内に、一緒に行かうといふことになつた。するともう一人のこれもドイツの自然科學者が入れてくれと云ふて來た。此時は大體摩訶衍で一泊する方が安全だらうといふことになつてゐた。僕が二三日天氣模樣を見て決斷せず、ホテルにも行かない内に、前記の二人は日歸りで毘盧峰へ行つて了つた。僕を誘ひに來た時は、恰度家中散步に出てゐて遇へなかつたといふ。相手を失つた僕は毘盧峰行きは今年は止めかなと思つた。其處へ別の相談がもち上つた。

第一號を先達としてバンガロー村の一同が毘盧峰に上るといふ計畫が初まつた。其内には足弱な婦人もあれば子供も多い。相談の結果は大部分は摩訶衍に一泊して、翌日毘盧峰に上つて長安寺に引返すといふことになつた。僕は無論相談に加はりもせず行くつもりもなかつたが、第一號に誘はれて見ると、もうかなり步ける自信もついたし、又體力の試驗にもなるので、同行して見ようかと思つた。併し一所に摩訶衍に泊ることは面倒だから、朝早く長安寺を出て摩訶衍で追ひつき、其處から同行することにした。

第一號と第四號とは前日に出發した。第三號は未定であつたが、男の子一人は翌朝僕と同行することになつた。

暗い内に起き出て仕度をすまし、約束の六時半に誘ひにゆくと、未だ食事して居る。十分ばかり待つて出て來たのは、主人子供二人及び鮮人の召使といふ大勢であつた。一時間半ばかりで摩訶衍につくと、其處の連中はまだ仕度が出來て居ない。二十分ばかり待つて出かける。此處から頂上迄往復が普通七時間といふ事になつて居る。道しるべに里程を示したものと時間を記したものとあるが、妙なことにはより多く普遍性を持つてゐる筈の里程表よりも、時間を示したものゝ方が確實に近い。

いろ〳〵の人の集つた十數人の團體は思ひ〳〵の風をして居る。第一號の主人は大和脚絆に日本の草鞋をはいた純日本風である。僕が靴の上に朝鮮わらじをはいてゐるのを見て、逆だといふて笑つてゐる。夫人は膝から下は何にもはかないで草鞋はき、其子達も同樣である。第三號は主人が長ズボン、子供達は半ズボンで何れも運動靴である。第四號の女達の内元氣な二人は半ズボンで靴下なしに靴をは

いてゐる。他の二人はこれも半ズボンであるが、一人は丈の高い、美しい形をした足の持主であるが、靴下はきで靴をはいてゐる。他の一人は編上げの長い靴をはいて居る。朝鮮人は人夫共二人、何れも白衣で朝鮮草鞋である。こんな一組が山の中を歩き廻るのはやゝ百鬼夜行に類するが、輕々と石の上でも、坂道でも平氣で飛んで行く子供達の後を追ふて行くことは、あんまり樂ではない。僕は默々として歩く。

屢々草の中を行く。石の上で滑らぬとは限らぬ。婦人や子供が何故脛を保護する準備をしないのかは不思議に思はれる。一人の婦人などは、何處かで引かいたと見えて血をたらして居る。藥をやらうかといへば、「ぢきに閉ぢる」といふて濟して居る。もう一人の婦人は摩訶衍に下つてから、態々靴下をはいて長安寺へ歸つて行つた。

毘盧峰は道は長いが、最後の切石の急傾斜を一時間あまり上る外に、困難な處も苦しい處もない。約三時間にして頂上に達した。南方はやゝ急斜面になつてゐるが、北方は倭小な樺の林に被れた緩斜面になつてゐる。最高點は露出した花崗岩で、それが梁となつて南へ下るものと、西へ流れるものと、北へ向ふものとに分れる。此處から金剛連峰のみでなく、日本海方面への展望は壯觀ときいて居る。今朝出る時は一點の雲も見なかつた空も、今は東方の半面は濃霧の爲に全く見えぬ。西方は遙かに遠くまで、晴れ亙つて、上つたときは高いと思つた望軍臺などは遙かに下に、正陽寺は僅かに開けた土地に一點としか見えぬ。濃い日光を受けて、岩の間からマーガレットや野菊が鮮かに咲く。

歸りは摩訶衍で團體は解散し、思ひ〳〵に歸路についた。僕も豫想した程疲れずにすんだが、流石に翌日は一日歩く氣がしなかつた。

僕の近狀を報ぜんとして、屢々横道へ外れ思はず長くなつた。それよりも君に知らせたいのは、金剛山の自然である。併しこれは僕の筆の能くするところではない。何人かこれを寫し得やう。日本の畫家も幾人か來たらしい。併し誰れがこの山の美を如實に傳へ得たらう。所詮來て見なくては駄目だ。僕は此處で筆を擱く、昭和三年八月二十八日

九日

以上の雜文を書いてから十年の日月が流れた。其後私は昭和四、七、八の三夏を、同じバンガローの一つに暮した。而して其間に此地の事情も變つたし、其後の數年間には更に著しく發展したらしい。長安寺の近くまで電車が通じたのも、長安寺の近くに、華嚴寺の塔に倣つた塔が發堀されたのも見たが、毘盧峰にいゝ登攀路ができたり、山中にヒユッテが出來たことは話だけにきいて、まだ見る機會を得ない。Iも去年の秋、遂に來り、金剛山を絶賞して歸つた。

從つてこの雜文も甚だ時後れの感がないでもないが、今日尙通用する部分もあると思ふし、少くともある側面から見た金剛山の紹介にはなるであらうと此處に載せて貰ふことにした。而して最後に私は本文にも書いたことではあるが、一つの事を强調したい。それは、よき道と、正しい道しるべとは已に幾分出來てゐるとはきいたが、これを徹底させると共にこれに應じて、小徑をも記入した精確な地圖を作ることである——これも已にできてゐるのかも知れないが——。これも本文に書いたが、ドイツのザクセン瑞西で、ドレスデンで買つた地圖一つをたよりに、落葉にかくれた道さへ誤らずに、歩き廻つたことがあつた。自動車道を作るのも結構であるし、ケーブルカーの如き施設も惡くはあるまい。併し極少の費用と些少の親切氣とがあれば容易に出來る。地圖の樣なものは、金剛山に限らず、如何なる觀光地にも是非あつて欲しいと思ふ。一勝地に最も淸く親しみ、それを最も深く味はふものは、先づ地圖をたよりに而して更にこれを超越する歩行家であらうから。

（昭和十三年五月）

隨筆

京城風景

佐藤九二男

連翹が黄色い花を附け初める頃から、京城の春は開く、梅桃櫻梨ライラック牡丹と競つて花は咲く、白い雲をぼんやり空に浮かして葉櫻が京風を送る初夏まで、全く樂土である。すばらしい美くしさである。

澄みきつた遠い碧い空、心持銀に觸るやうなひやゝかな肌ざわりを覺えるころの、錦繡の秋と、共々美くしい双幅であらう。

京城は李朝の都であつたゞけに、空も碧く澄んで、街を圍む連峰も美くしい、その自然に好く調和して建つ李朝の殘こした建築物も、なだらかな孤線を屋根に描いてゐる。京の都に、尙ほ淸水寺があり金閣があり、東山が霞んで、加茂川の流れに靑空を飛ぶ雲をうつしてゐるやうに。

×　×

景觀的にみて京城は、札幌にも似てゐる。ポプラがある。アカシヤがある。ライラックがある、鈴蘭がある、そして綠の木の葉は靑七分黄三分の冷たい靑さである，そして空が瑠璃のやうに澄明で深い、只札幌には崇禮門も慶會樓も景福宮も、古の文化の跡を持たないことだけが異つてゐる。

×　×

嘗つて、宇治に鳳凰堂を觀、宇治川のほとりにあそんだことがある。

百日紅が濃い桃色に咲いてゐた。黄味勝ちな綠の葉と、淡紫に包はれた森の蔭、京の舞妓を乗せた屋形船が川を上つてゐた。

どことなく焦點のやわらかな景色である、京の近くは水蒸氣の多いせいであらうが、大同江（平壤）に浮かべる船とは異ふ、牡丹臺の綠とも異つてゐた、これは優劣ではない、特質の差異である。その特質が、ローカルカラーと呼ばれるのであらう。

×　×

朝鮮は確かに朝鮮なるが故に、味ひ得る色がある。容がある。觸感がある。

併し海峽を渡つて内地から旅してくる人が此處で昔乍らの感傷の夢に醉ふ心持を抱いて來るとしたならば――未だ知らぬ新らしい昂奮と刺戟を求めて、李朝の夢、高麗の夢、新羅の夢をさがそうとするならば、をそらく失望するであらう。

今の東京に、鐘一つ賣れぬ日はないと云つた頃の江戸を求めることの不可能に似てゐる。江戸趣味の殘骸を僅かばかし、傳統を玉條とする花柳の巷に求めて、自慰する以外、今の東京には江戸は存在してゐない。又それすらも消え去らうとしてゐるのである。

×　×

景福宮、慶會樓、南大門、光化門、城壁溫突、妓生——名所繪葉書とガイドブックは、旅情をそゝるであらう。不知不識の間に、朝鮮と云ふ甘い感能に浸る心を持つであらう。無理はない、しかし京城の空高く『ジエニーの家』そんなアドバルーンが上つてゐやうとは思ひもよらないであらう。

増してアスフアルトのペーブメント、そんなものゝ存在すら考慮の中には入れてゐまい。その上、パーマネントした朝鮮の娘達が、颯爽として、青春のほこりをハイヒールに乗せて活歩する姿など、夢にすら思つてゐないかもしれない。

アリランの唄だけが朝鮮の歌ではない、リストもショパンもベートベンも、皆彼等の仲好しである。

歐羅巴人が嘗つては日本を、富士と藝者と吉原と人力の世界に考へたやうに、それに似た觀點を朝鮮に向けられてゐるとしたら大變な誤診である。

若葉が日一日と伸びてゆくやうに、朝鮮の文化は健やかに伸びつゝあるのである。科學の文化にしても、藝術の文化にしても。

× ×

歐羅巴人が東京驛に着いて、これが日本かと聞いたと言ふ。ロテイのお菊さんによつて、日本を夢みてゐた人の嘆きであつたであらう。

京城驛に降りて、朝鮮に失望する人の聲も聞いた。宿鷺荷花湖十里、微風踈雨數漁舟、そんな詩を思ひ、荷池近く白いもすそを引いた白鷺のやうに清楚な佳人が、愁心の歌でも唄つてゐる京城を幻に描いてゐたのであらう。

× ×

感傷のるつぼの中に朝鮮を封じ、ロマンチックな朝鮮を幻想して來た旅人は、恐らく失望するであらう。

潑剌とした氣魄に燃えてゐる新興朝鮮の姿を感じた時、をそらくそれは驚異であるだらう。

今後の朝鮮は、増々文化と共に、のびてゆくであらう。ひたむきに明朗な潑剌とした文化への行進が續けられるであらう。

—(完)—

金剛山集仙峯

從來各觀光地には其の土地を紹介する最も一般的なものとして名勝繪葉書なるものが存在してゐる。然しその大部分のものが、その地の優れた風光を損じない迄も、それによつてその地に旅情をそゝられる程のものは殆んど見當らないと云つてもよいだらう。

稀には相當價値あるものもないではないが、先づ曉天の星にも等しい位で實に心細い現狀である

これは觀光事業の途上にある半島の關係業者の間に、もう少し何とか考へられて然るべき問題だと思ふ。

一概に風景紹介の寫眞だから記錄的で事足ると云つて仕舞へばそれまでだが、それでは單にそうした土地があると云ふ存在を知らしめる程度で、觀光事業の見地として少しでも一般旅客を吸引する意圖には合しない譯である。

同じ風景でもより以上にその土地を美化し、旅情を誘致する程度の寫眞に成功させてこそ觀光宣傳の目的は達せられるのである。

× × ×

現今の旅客は從來の樣な單なる繪葉書乃至は繪葉書式風景寫眞を以てしては最早や滿足しなくなつた、少なくともその寫眞にアトラクテイーブな要素を具備したものでなければ顧みなくなつた。

こゝに從來の風景寫眞に對しての新しい境地が要求される譯である。然らば如何なる方法によつて、その風景地を表現すべきかと云ふ

問題に到達するが、これこそ吾々現在眞摯となつて攻究開拓せんとしつゝある境地である。

先づ作畫に當つては少なくとも、その撮影せんとする風景に直面した時、如何なる部分が最もその特徴を示し、其處の全景美もより良く表現するかを各自の審美眼によつて構成し、現在の如何なる科學的寫眞技法を用ふればこれを强調し得るかと云ふことを先づ決定すべきである。一つの目的物に對してそれがたとへ平凡な風景であつても光の扱ひによつては非常に効果的の寫眞を得られることがある。又その反對に、如何に優れて目に映じた景觀であつても、光の適當な角度を得られなければ寫眞的には不成功となる場合もある。

× × ×

同じ風景に對しても、かゝる時間的の相違は勿論、季節的の相違を作者はよく念頭に置くべきで、光と共に一つの物象に對しては一般的の見方ではなく、寫眞のみに許されたあらゆる角度によつての最上の効果的感覺觀點をも見究むべきである。

又ある風景に於ては地方的特異の風景を要求する場合もあらう雰圍氣の描出も充分に考慮すべきである。

通常寫眞の感光材料は先づ目に映じたものよりかなり減殺されたものが再現せられるが、特殊レンズの性能と、感光材の特性によつては眼に感知出來得ない範圍までも描寫することが出來る。

光陵へのハイキング（京城郊外）

三防峽溪流のやまめ釣

例へば廣角、望遠レンズによる撮影或は赤末線寫眞の如きもので、これ等を常に顧慮して各々の場合の最も効果的表現を企圖すべきである。目的によつては觀光寫眞だからと云つて一から十までリアルである必要はない。要は觀者に對し最も効果的にアッピールすればよいのである。

最近大いにその利用價値を增して來た赤末線寫眞に於ては、時に靑空の眞黑に落ち、綠樹の純白に仕上つたものをよく見受ける。

凡そ現實と緣遠い表現ではあるが、そこにこの目的に合した主觀の强調が現はれて居れば、たとへ現實主義屋が何と云はうと觀光寫眞としての目的は達せられるのである。

最近風景寫眞の行詰り等のことをよく耳にするが、決して行詰つてゐるとは云へない。

それは風景の作畵形式の變化から來る錯覺だと思ふ。何時の世から か物象に對する端的な表現を尊ぶ新即物主義が勃興して、寫眞に於ても、この主義に則つた新興寫眞が從來の繪畵追從の模倣的藝術寫眞を淸算した結果による偏見と云へよう。

風景は風景として寫眞化學の進展に伴ひ、新興寫眞の如き革期的な驚異作品は出ないにしても、時代に伴つて前進を續けてゐる事は事實である。卽ち特殊な線や角度の着眼、或は赤外寫眞によるまだ〳〵新しい表現方法が吾々の前に投げかけられてゐる筈である。

× × ×

朝鮮の博物館と陳列館（其一）

編輯部

本府は施政二十五年記念事業の一として綜合博物館の建設を計畫し、博物本館・科學館・美術館合計五千餘坪總工事費二百餘萬圓を以て現に工事を急ぎつゝあり、昭和十五年度に於て之が完成の曉は朝鮮文化の絢爛たる一大美觀を現出するであらうが、現在に於ける此種機關に如何なるものがあるか、その主なるものにつきこゝに紹介することゝした。（カットは朝鮮總督府博物館本館正面）

李王家博物館（京城・昌慶苑內）

一、沿　革

李王家博物館は明治四十年十一月故李王殿下が德壽宮より新に昌德宮に移居さるゝに當り、時の總理大臣故李完用侯並に宮內府大臣李允用男の發議に基き殿下の御慰樂に供する趣旨を以て動植物園と共に昌德宮の東部昌慶宮趾（現今の昌慶苑面積約五萬五千坪）に設置せられたが、其の完成を告ぐるや故李王殿下の特別なる思召に依り明治四十二年十一月一日より一般市民の爲に公開せられたものである。

所藏品は明治四十一年以降の蒐集に係り天產物を除き三國新羅・高麗並に李朝初期に於ける墳墓內の發見品、三國・新羅時代以降の佛像、李朝の繪畫、工藝品、土俗品及小數の支那、日本の製作品等であり、各部類に亘り豐富にして幾多の名品優作を藏する點は朝鮮關係の同施設中比類なきものである。

一、各部門の簡單なる解說

イ、佛像類

三國・新羅・高麗・朝鮮各時代の作品は青銅製を主とし李朝時代の木彫石刻之に次ぎ、何れも所々の寺院に傳來せるもので、全作品を通じ能く佛教渡來當初の遒健端麗なる手法より高麗・李朝時代の纖弱なる作風に移り行く變遷の狀況を窺ひ得る。

ロ、繪 畫 類

高麗時代の畫は一二の佛畫並に其の末期に屬する傳恭愍王作と稱する小品以外には一片の傳來なく全然其の畫風を知ることが出來ぬが、之に次ぐ李朝時代五百年間の繪畫は其の初期に屬するものを除きては作品の傳來明かなるものが多い。然し同期間のものは諸美術の衰頽と共に漸く低替せし恨がある。卽ち其の初期に於ては尙宋、元時代の畫風を傳へ相當見るべきものもあるが中葉より末期に至りては往々粗笨稚拙に陷ら風韻の存するもの極めて稀である。

ハ、美術工藝品

朝鮮出土三國・新羅・高麗時代の美術工藝品は其の數最も多く何れも絢爛たる各時代の技巧を窺ふに充分であり就中高麗時代の陶磁器にありては優秀なるものを豐富に蒐集して居る。而して朝鮮時代の美術工藝品は他の彫刻繪畫等と共に低下の一路を辿りたるも其の初期にありては簡朴の内に一種の趣致を存じ玩味措く能はざるものがある、殊に陶磁器類にありては茶趣に合致せるもの多く古來内地に傳來せる名器に比し遜色なきものが尠くない。

一、出 版 物

一、李王家博物館所藏品寫眞帖

李王家博物館所藏品中優秀なるものを廣く世に紹介し斯道研究及鑑賞に資する爲陶磁器之部・佛像之部・繪畫之部・朝鮮古墳壁畫集等の圖錄を出版した。

一、所藏品の出陳

博物館事業の一部として明治四十四年以降各地の博覽會・展覽會等の開催に當り出品方懇請の向に對し差支なき範圍に於ては應諸出陳して居る。

一、觀 覽 料

(一)李王家博物館觀覽料は動植物園と共通に左記昌慶苑觀覽料を徴する。

大人　十錢　小人五　錢　團體（二十人以上）大人　五錢　小人　二錢

・但し博物本館は貴重品の陳列館にして混雜を防止する爲別に大人十錢、學生團體一人五錢の入場料を徵し觀覽を許す。

一、開館日數

李王家博物館は動植物園と共に年末年始の六日を除き年中無休とし左記の通り開館す。

自四月一日至九月末日　午前八時より午後五時まで

自十月一日至翌三月末日　午前九時半より午後四時まで

一、所藏品類別目錄

李王家博物館所藏品

時代	部類	個數
石器時代	石器類	四〇三
同	土器類	一三
新羅王國 樂浪時代	同	九四一
同	金屬類	二〇一
同	玉器類	一一六
高麗時代	陶器類	二、九〇二
同	金屬器類	一、八四七
同	玉石器類	三三一
同	木竹器類	四七
李朝時代	陶器類	七六七
同	金屬器類	四二〇
同	玉石器類	一四八
同	木竹器類	二八七
同	土俗器類	一五四
同	繪畫題	一、九七三
三國時代より李朝に至る	佛像類	三九一
李朝時代	天產物類	三、七三一
同	參考品類	一三六
同	其他	三、八六九
計		一八、六八〇

李王家德壽宮美術館（京城太平通德壽宮內）

德壽宮は今を距ること四百五十六十年前李朝第九代成宗の兄月山大君の私邸であつたが其の創設の年月は不詳である。爾來屢王宮たりし由緒ある宮殿なるを以て　李王殿下の思召に基き一般民衆の爲昭和八年十月一日より之を公開して觀覽を許されたのである。この宮內唯一の洋館たる石造殿は近時の造營に係る石造「ルネツサンス」式建築で結構、壯麗、規模、

宏大なるを以て保存の目的に反せざる程度に内部を改修し、主として日本近代大家の作品に係る絢爛たる美術品を陳列し一は以て斯る最高藝術品に接する機會の乏しき半島在住者の鑑賞に供し、一は以て半島に於ける斯道の啓發師表たらしめんことを期せられた。これが所謂德壽宮美術館である。而して其陳列品の撰定は東京帝國大學教授黑板勝美、帝室博物館總長杉榮三郎、前東京美術學校長和田英作、前帝國美術院長正木直彦、宮内省御用掛工藤壯平の五氏を委員に囑託して文展・院展等に出品せる優秀なる作品を購入し又其他二科展・春陽會・國畫會・私立美術協會等各派代表者の贊助を得て明治・大正以來現代に至る名作品を所藏せらるゝ諸家並作家に出品を請ひ日本畫・洋畫・彫刻・工藝の各部門に涉り傑作品のみを蒐めて常時陳列し且つ時々陳列替を爲し以て研究鑑賞に資して居る。

尙ほ各部門に就き簡單なる解說を試みれば

日本畫は大體每月掛替を行ひ既に三十七回の陳列替を爲し其の總點數三百六十五點の多きに達した。其内特筆すべきものは明治畫壇の巨擘たる故狩野芳崖の龍虎の圖、御物橋本雅邦の瀟湘八景を始め横山大觀の秩父靈峰（秩父宮家御所藏）其他各派領袖の傑作所謂門外不出の秘寶を陳列して半島美術界に未だ觀ざるの偉觀を呈せしめたことである。

洋畫は每年十月を期し陳列替を行ひつゝあり、今日迄の總出品數は百五十一點に及ぶ。就中特筆すべきものは日本洋畫界の泰斗たりし故子爵黑田淸輝、前東京美術學校長和田英作氏等の洋行中巴里の「サロン」に出品し好評を博したる名畫を始め岡田三郎助・藤島武二等各派代表者の優秀作品を階上四室及廊下に陳列して所謂宮殿陳列の粹を發揮した。

彫刻は石造殿中央の舊謁見室に其の華麗なる室内裝飾を利用し適當に彫刻品を陳列し電氣照明を以て觀覽に便ならして居る。今日迄出陳せる重なるものを揭ぐれば、帝室技藝員高村光雲作團扇に小猫、故北村四海作「イブ」の如き斯界に著名なるものを始めとして總數七十六點に及んだ。

工藝は階上廣間に「ケース」を適當に配置し陳列してあるが、東京・京都・靜岡・金澤等に於ける現代工藝大家より擧つて出品せられ、日本現代工藝美術品を一堂に蒐むる觀

がある。今日迄出陳せる點數は百五十三點の多きに達す。

建造物以外の設備としては建築物に適應せる造庭園を築造し風致樹及各種の花卉類を植栽し又花壇池沼を設け四季逍遙の樂園とせんが爲め公開以來年々造庭を續行しつゝあり、又盆栽・菊花・牡丹等を培養し時期に應じ咸寧殿廊廓に陳列し一般觀覽に供する。又咸寧殿前に約千三百餘坪の大芝生を設け運動散策に便し尙石造殿後庭には內地より運動器具十種餘り取寄せ兒童運動場を設けである。

德壽宮を一般に公開せる以上は無料觀覽を理想とするも悪童浮浪者の亂入を防ぐ爲めに左の如く觀覽料金を徵收す。

美術館觀覽料

大　人	一人	金二十錢
小　人（五歲以上十歲未滿）	一人	金十錢

但し學生團體（二十人以上）に對しては左記の通減額す。

中等學校程度以上の學生	一人	金十錢
小學校程度以下の學生	一人	金五錢

德壽宮苑內觀覽料

大小人共（五歲未滿無料）	一人	金五錢

但し學生團體（二十人以上）に對しては前項料金の半額とす

右の外貴重なる美術品を蒐集したる記念として各關係者及出品者に贈呈する爲め圖錄を作成し、希望者には美術館に於て之を賣却し、又繪ハガキは陳列品中貴重なるもの五枚を一組となし五種類及德壽宮苑內風景五枚一組等を苑內賣店に於て發賣して居る。

尙本石造殿に隣接して昭和十一年度に於て近代式石造建築を以て約一千餘坪の陳列館建築に着手し、昭和十二年度竣工せるを以て昭和十三年度設備完成の上は從來李王家博物館に出陳せし李王家所藏の朝鮮古代美術品を擧げて之に移し日本近代美術と併せて朝鮮古美術の觀覽に供し以て李王家美術館としての施設完備を期しつゝある。

總督府博物館（京城光化門總督府構內）

一、沿革

本府博物館は大正四年十二月施政五年記念物產共進會終了と共に右共進會の美術館として新築せる洋館二階建一棟及元韓國時代の宮闕であつた景福宮の殿廊を陳列室として使用し開館せるもので、主として朝鮮古來の歷史・文藝・宗敎・美術・工藝等の參考品並先史時代の遺物を陳列し、之が比較研究の資料として支那、印度及內地の物品を附加して一般の觀覽に供して居る。

一、陳列の方法及陳列品

陳列の方法は之を時代別及種類別とし尙參照のため地圖・寫眞・實測圖等を添附し、以て各時代の特徴を示すと共にその變遷發達の跡を明かにするを以て主眼とする。

從つて當博物館の陳列品は本府の古蹟調査に依りて蒐集した確實なる遺物を根幹とし、尙之に書畫・文書等の購入品及埋藏物にして國庫に歸屬したるもの、並個人又は社寺等より寄託を受けたるものを加へたもので、昭和十年末に於ける陳列品は一萬三千七百五十二點に上つて居る。

純金製寶冠　一三國時代新羅一

(慶尙北道慶州郡慶州瑞鳳塚出土)

以上の陳列品中西鮮地方に於ける樂浪郡帶方郡等の遺物は支那漢代及三國の藝術を知り、文化の變遷を繹ぬべき唯一無二の的確なる史料として歐米人の夙に垂涎する所である。新羅・百濟・任那地方の遺物は、南鮮地方と內地方面との古代に於け

甕棺　一三國時代一

(全羅北道羅州郡潘南面出土)

る密接なる關係を知るべき貴重の資料であり、又高句麗及百濟の古墳内に有する東洋最古の彩筆、繪畫たる壁畫は之を模寫して陳列し、尚高麗李朝兩時代に於ける各種陶磁器、漆器等は朝鮮の美術工藝の侮るべからざるものたることを示して居る。特に修政殿に陳列せる大谷光瑞師西域探險隊の齎らせる蒐集品は世界的に知られたる貴重なる學術研究資料である。

一、觀覽人

觀覽人は年々增加の趨勢にあり、昭和十一年中に於ける觀覽者は六萬三千一百十一人、内外國人一千八百九十二人を算した。

一、慶州分館（慶尚北道慶州）

白銅製尙方神人畫像鏡 ―樂浪郡時代―
（平安南道大同郡大同江面出土）

新羅の舊都たる慶州は朝鮮に於ける奈良とも稱すべく、山河到る所總て遺物遺蹟たるの感ある土地であり、新羅藝術品の淵藪とも云はれる。之を以て大正十五年六月慶州古蹟保存會の經營に係る陳列館を基礎とし、本府博物館慶州分館を設置し、主として同地に於て發掘せる純金製寶冠・黃金帶・金具等の珍寶を始とし新羅時代の土陶器・石物等を陳列し一般の觀覽に供して居る。昭和十一年中の觀覽者は三萬六千二百六十五人であつた。

一、陳列品

陳列品は次の如くである。

本館階下
- 第一室　佛像類
- 第二室　三國時代新羅統一時代物
- 第三室　高麗時代・朝鮮時代物

階上
- 第四室　樂浪帶方時代物
- 第五室　特別陳列品
- 第六室　繪畫書蹟類

修政殿　中央アジア蒐集品

第一室には三國時代及び新羅最盛時の佛像を陳列してあるが、三國時代のものは支那六朝期の特色風韻を窺ふべく新羅佛は佛教藝術の最高潮時代物の傑作であつて、その主なるものは石造藥師如來坐像・金銅彌勒菩薩半跏像・石造彌勒菩薩立像・石造阿彌陀如來立像・金銅阿彌陀佛座像等である。

第二室には三國時代新羅統一時代の古墳出土品及遺物を陳列して居る。その主なるものは、金銀珠玉の裝身具・古墳出土の金製寶冠・木棺・陶製甕棺・武器類・陶器・壁畫模寫等である。

第三室には高麗時代の陶磁器・佛像・佛具・裝身具・什器類と朝鮮時代の陶器・漆器・木造品等が陳列されて居るがその主なるものは、高麗白磁・象嵌青磁・繪高麗・金銅佛・銀器・青銅品・三島手・螺鈿漆器等である。

第四室には樂浪帶方時代の遺物で平安道舊樂浪郡を中心とした地方から出土したもので漢文化を如實に示す逸品が陳列してある。主なるものは無浪太守章の封泥・多種の漢鏡・鏤金細工の武具類・銅器・陶器・漆器等である。

第五室は古來の石器・銅器或は工藝器を陳列して居る。例へば石器時代の石器・骨角器・土器・銅劍・鉾・鏡の各種各種活字（木活字・陶活字・銅活字・鐵活字）等である。

第六室には各時代の繪畫や書蹟類を陳列する。即ち壁畫の模寫・模様・風俗畫・山水・花鳥・肖像畫等の外優れたる書蹟等も少くない。

修政殿に陳列するものは大谷氏が前後三回に亘り、支那甘肅・新疆省探險の際蒐集したもので、中央アジアの文化を窺ふ爲に貴重な參考資料たる壁畫・佛像・土偶・古碑祭器・木伊乃等三百七十餘點に上つて居る。

猶ほ博物館の南方に壯大華麗の結構を誇る李朝の宮殿たる景福宮・勤政殿、龍宮の如く地上の浮ぶ四十八石柱建の慶會樓、東方に聳立する三闕重層の光化門等は李朝建築の萃

として看過すべからず、またその附近一帶に保存されて居る十數箇の塔碑も考古の資料として重要なものである。

慶州分館に於ける主要陳列器は次の如くである。

a. 溫古閣第一室　こゝには石器時代・金石併用時代・古新羅時代の遺品を陳列するがその主要なるものは、石器類・土器類・石劍類・銅劍銅鉾類・漢式鏡・土偶・鐵製器・土器等。

同　第二室　こゝは新羅統一時代の遺品を陳列する。主なるものは、各種甎・各種瓦・銅佛・石神像・其他の金銀珠玉製器具等である。

同　第三室は新羅統一時代の遺品を陳列するが、その主なるものは、陶器類・組合式石棺・金銅製佛像・石碑斷片等である。

同　第四室は高麗時代・李朝時代の遺品を陳列する。高麗時代の遺品としては當時代の名に負ふ高麗燒の外靑銅製品鏡鑑・銀製佛像等がある。李朝時代のものには府尹が練兵に着用した戎服等がある。

b. 金冠庫　こゝには慶州附近の各古墳から出土した金玉製の遺物が陳列してある。中にも黃金製の寶冠は燦然として目を奪ふものがあり、その他金製身飾・釧・指鐶・腰佩・帶金具・金銅透彫輪鐙及び瑪瑙・碧玉・水晶・玻璃器・玉笛などいづれも文化參考上の逸品揃である。

c. 集古觀陳列室には石佛類を陳列するが、彌勒菩薩の半跏像はその手法我飛鳥時代のものと通ずるものあり、如來立像は印度佛に類似し、釋迦如來座像は支那南北朝の面影をとゞめ、異次頓供養六面石幢はその浮彫に依つて新羅時代の服裝を窺知し得べく、その他數種皆貴重なるものである。

猶ほ境內には有名な奉德寺の鍾（聖德王神鍾）などの遺物が少くない。

開城府立博物館（京畿道開城府）

一、沿　革

本館は開城が高麗王朝約五百年の舊都であるところから、高麗時代の遺跡遺物を保存し並にその藝術文化を蒐集して研究展觀の機關たらしむべく官民協力の結果三井物産を始

めとして府内有志等の義捐に依り昭和六年十一月一日落成開館したものである。

二、陳列品の概要

本館は元來高麗の舊都に建てられた一鄕土博物館であるから、その陳列品も主として高麗朝の遺物であるが比較研究に必要なる程度に於て他時代の遺品も多少陳列して居る。唯高麗時代の遺物として現在完全に近々殘つてゐるものは陶磁器に限るから自から陶磁器が陳列品の中心をして居る觀がある。以下その主なる陳列品は次の如くである。

(一)佛　像　類

高麗では佛敎を學び三室に散事したので、多くの佛像・佛畫・佛塔を造つた。後には天竺西域風を入れ又喇嘛樣式を模したりして寫實的に流れたが、初期のものには新羅形式を傳へて傑作が少くない。本館に蒐めたものは多くその初期に屬するものである。

石造彌勒立像・鐵製釋迦如來座像・青銅渡金阿彌陀如來座像・青銅阿彌陀如來座像。

(二)金屬器類

高麗圖經（支那使臣の著書）に『高麗工技至巧』とあるだけ優作品が多かつたが就中金銀の錯嵌鏤刻には驚くべき進歩を示し當代獨特の美技を殘して居る。主なる陳列品は

青銅製銀象嵌蒲柳水禽文淨瓶・銅製小鍾・青銅製小塔鐵製兜等である。

(三)陶磁器類

高麗窯の名を得たるだけに最も優秀な作技を示し何れも高麗文化の特色を發揮して居る。その主なるものは

素燒酒瓮・青瓷・繪高麗・白磁・天目・三島手・染付等である。

(四)書　畫　類

鄭夢周肖像及吉再・成三問筆蹟

(五)瓦　塼　甓

(六)鏡　鑑　類

(七)石　　棺

(八)石　　塔

三、觀覽其他

毎週月曜日及び公休日以外は毎日開館し、觀覽料は一人に付き五錢、十人以上の團體、學生軍人及少年は一人につき二錢である。尙ほ主なる陳列品は逐年繪葉書、その他の刊行物を以て一般觀覽者の便に供してゐる。

平壤府立博物館（平安南道平壤府）

一、沿革

昭和三年八月の創設に係り、半島に於ける鄕土博物館としては比較的新しい。最初は現在の府立圖書館の三階全部を博物館陳列室に當て居たが兩館の入場者が頓に增加し、一方發堀其の他に依る遺物の激增は漸く陳列室の狹隘を告げるに至つたので箕氏朝鮮以來の古都平壤に相應しい博物館を設置すべしとの聲が高まり、終に平壤名所舊蹟保存會が中心となつて昭和七年七月牡丹臺公園乙密臺の南方の地に新館の起工に着手することゝなつた。新館建設の經費は保存會財產に各方面の寄附及道・府の補助金を合して約七萬圓を要し昭和八年九月八日竣工と同時に之れを府に寄贈し平壤府立博物館として開館したものである。

二、本館・古墳館及附屬建物

本館の總坪數二百三十二坪、鐵筋コンクリート瓦葺の平家で內部には陳列室の外に事務室・硏究室・化粧室が含まれ陳列室には境壁なく鍵手のぶつ通しで中央部の廣間を以て左右に分ち、更らに左右の室には一つの翼室を接續せしめて大體七室に區別してある。尙本館右手一段底い空地には別項所載の彩篋塚木槨館及塼槨墳があり、更らに本館事務室の後方に接近する一棟の煉瓦造朝鮮様式家屋があり、倉庫宿直室及看視室に當てゝ居る。

三、陳列室

陳列室は大體左の順序に從つて編年的の陳列法を執り、一巡すれば上は有史以前石器使用の原始狀態から大陸文化の南漸に依つて金屬文化の階悌に進み、更らに漢樂浪郡の漢代文化發展の時代、次で高句麗王朝の盛時、尙又新羅・高麗・李朝時代に及ぶ大同江畔を舞臺とする文化の進展民族興亡の歷史を觀者に會得せしむべく配列して居る。

第一室　玄關廣間休憩場及平壤市街古地圖陳列

第二室（西壁）

有史以前　石器・土器・石劍

樂浪郡前期　明刀錢・布泉・細形銅劍・銅鉾・同鎔范・細線鋸齒文鏡・銅鎔范・銅鐸・同鎔范・車輿金具等

第二室（北壁）

樂浪郡時代　樂浪郡治址・土城出土各種遺物・同寫眞・土器・銅鐵鏃・秥蟬碑模造等

第二室（東側中央）

樂浪郡時代　大正三年發掘丙墳出土各種記年銘漆器・各種靑銅器・記年銘銅戈・銅劍・各種鐵器・各種濟鏡等

第三室

樂浪郡時代　彩篋塚出土・各種貴重なる漆器・王肝墓模型及出土漆器

第四室

樂浪郡時代　各種土器・有銘瓦塼・明器・將進里三〇號墳出土木棺・彩篋塚出土遺物

第五室（東壁中央）

樂浪郡時代　弩・銅劍・各種鐵器・鳩杖頭・熊脚・各種金銅裝飾品・各種裝身具・玉類・鏡・絹綿・絹布及擴大寫眞・石巖里二一二號墳出土木棺內部

第五室（南壁）

高勾麗時代　好太王碑拓本・輯安縣出土瓦塼・漢城城壁石刻文

第五室（西壁）

高勾麗時代　平壤附近出土瓦當・佛像・各種鐵器・土器等

新羅・高麗・李朝時代　瓦當、佛像・陶器其の他

第六室（高勾麗室）

高勾麗時代　江西古墳模型・同古墳壁畫模寫

第七室（日淸戰役記念室）

廣島大本營御寫眞・玄武門懸額・日淸役平壤附近戰鬪に於ける各種寫眞・錦繪・當時の新聞・砲彈・小銃彈等

四、古墳館

彩篋塚木槨館は昭和六年秋朝鮮古蹟研究會の發掘調査に係る南井里第一一六號墳の一大木槨を移建したもので內壁には發掘當時の寫眞や、此の古墳が彩篋塚の名を冠される動機となつた彩文漆篋其の他主要副葬品の原色版や寫眞を揭げて發掘當時の狀態を示して居る。更に昭和九年秋發掘の將進里第四〇號墳の大小三室連續の塼槨を木槨墳に接續して移建し一般の觀覽に供して居る。

猶ほ博物敎化の事業として活動寫眞・幻燈其の他を設備し府內各學校と連絡して歷史上の特殊講義を行ふと共に學校其の他の觀光團に對し朝鮮文化史の講演の求めに應ずる外每週日曜日に定期講演並びに講習會等を開催する。

朝鮮昭和十年國勢調査結果の概要（咸鏡北道）

國勢調査課

人口　昭和十年十月一日現在に於ける本道の總人口は八五二、八二四人にして、全鮮總人口二二、八九九、〇三八人の三・七二%に該り、十三道中最下位を占む。然るに之を既往に就て觀れば、大正十四年は三・二一%、昭和五年は三・五四%にして、其の割合は各調査を通じ漸增の趨勢に在り。總人口を昭和五年の七四五、一二四人に比すれば一〇七、七〇〇人（一四・五%）の增加を示し、其の增加割合は全鮮人口の增加割合八・七%に比し著しく高く、十三道中第一位に在り。然れ共之を大正十四年乃至昭和五年の五年間に於ける增加一一八、八七八人（一九・〇%）に比するときは人員、割合共に之を減少したり。尙大正十四年乃至昭和五年に於ける本道の自然增加は五九、五八五人、昭和五年乃至昭和十年に於ける夫れは三六、三〇一人なるに對し、兩期共實人口增加の遙に之を凌駕せるは人口の社會的移動に於ける來住超過を示すものなり。

年次	人口增加數	同增加割合	出生數	死亡數	死亡に對する出生の超過	往住に對する來住の超過
自大正十四年至昭和五年	一一八、八七八	一九・八‰	一三七、五九九	七八、〇一四	五九、五八五	五九、二九三
自昭和五年至昭和十年	一〇七、七〇〇	一四・五	一二一、三六五	八五、〇六四	三六、三〇一	七一、三九九

道人口の府郡別分布狀態を觀るに、清津府は五五、五三〇人（六・五％）にして、郡部に在りては鏡城の一三三、八七三人最も多く道人口の一五・七％を占め、明川の一二二、八八〇人（一四・四％）之に亞ぎ其の他慶興・城津・吉州・茂山・會寧の諸郡は五萬以上十萬未滿の間に在り、富寧・鍾城・慶源・穩城の各郡は孰れも五萬に滿たず。次に各府郡の人口增減を檢するに、昭和五年乃至昭和十年に於て明川郡に人口の減少ありたる外、他は孰れも其の人口を增加したり。而して最近五年間に於て清津府は一八、三八七人を增加し、郡部に於ける增加數の最も多きは慶興の三〇、八〇〇人にして、茂山の一六、三九〇人、鏡城の一一、二六九人、會寧の一〇、九五四人等順次之に亞ぎ、又增加割合より觀るときは清津府四九・五％にして著しく高く、郡部に在りては慶興の五〇・一％例外的に高く、之に亞で茂山の三一・六％、會寧の二二・六％、穩城の一三・三％、富寧の一一・六％を比較的著しきものとす。尙明川郡は獨り一、六三三人（一・三％）の人口減少を示せり。（註一、二）

府郡	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	全管人口千中 昭和十年	全管人口千中 昭和五年	全管人口千中 大正十四年	人口の增減（△は減）自昭和五年至昭和十年 人員	自昭和五年至昭和十年 割合	自大正十四年至昭和五年 人員	自大正十四年至昭和五年 割合
全管	852,824	735,234	626,246	1,000	1,000	1,000	117,600	160‰	108,988	174‰
清津府	55,530	37,143	20,649	65	50	33	18,387	495	—	—
鏡城郡	133,873	122,604	107,542	157	167	172	11,269	92	—	—
明川郡	122,880	124,513	115,497	144	169	184	△1,633	△13	9,016	78
吉州郡	86,079	80,259	79,970	101	109	128	5,820	73	289	4
城津郡	87,890	86,098	80,432	103	117	128	1,792	21	5,666	70

富寧郡	四六、四三二	四一、六〇三	三五、一五〇	五四	五六	五六	四、八二九	一二六	—	—
茂山郡	六六、六〇八	五〇、三二八	三九、一七二	七八	六七	六三	一六、三九〇	三三六	一二、〇四七	二八三
會寧郡	五九、三四四	四八、三九〇	三六、一四八	七〇	六五	六一	一〇、九五四	二三六	一〇、二四二	二六八
鍾城郡	三六、三六九	三三、四二五	二七、四三七	四三	四五	四四	二、九四四	八八	五、九八八	二一八
穩城郡	三〇、四〇九	二六、八四二	一八、二六三	三六	三六	二九	三、五六七	一三三	八、五七九	四七〇
慶源郡	三五、一一三	三一、五三三	二六、三五二	四一	四四	四二	二、五八一	七九	六、一八〇	二三五
慶興郡	九二、二九七	六一、四九七	三七、六六五	一〇八	八三	六〇	三〇、八〇〇	五〇一	二三、八四二	六三三

（註一）清津府は昭和九年四月鏡城郡龍城面及富寧郡青岩面區域の一部を編入せられたるも、之等大正十四年の人口は今分割整理するに由なきを以て、清津府・鏡城郡及富寧郡大正十四年人口は各其の調査當時の區域に依ることゝし、大正十四年乃至昭和五年に於ける人口の增減及割合の算出は之を省略したり。尙後述體性に於ける男女別人口表の當該大正十四年人口も同樣の取扱ひに依りたり。

（註二）前述の如き清津府及慶興・茂山兩郡に於ける最近五年間の顯著なる人口增加竝明川郡の人口減少は大體左の如き理由に基くものなるべし。

清津府 滿洲事變以來北鮮方面に於ける交通運輸の便急激に開け、而して本府は內鮮滿聯絡の要衝となり又逐年躍進の一途を辿れる北鮮地方に於ける產業、經濟の一中心として港灣修築、漁港の新設、其の他諸會社工場の出現等各種事業の勃興に伴ひ必然的に人口の膨脹を來したるものとす。

慶興郡 滿洲事變は北鮮方面に於ける交通運輸系統に一大變化を齎し、殊に清津以北に於ける鐵道の滿鐵移管と羅津港修築大事業の着手及羅津市街建設計畫の進捗に依り嘗て一寒村に過ぎざりし羅津は一躍雄基と共に北鮮の經濟中心地として一大都市を形成するに到りたる結果必然的に人口の移住激增したるに因る。卽ち同邑の昭和五年人口五、九六六人は昭和十年に於て三〇、九一

八人に膨脹し、其の增加數實に二四、九五二人を示せり。

茂山郡 本郡は廣大なる面積を有し且管内に無盡藏の大自然林及豐富なる鑛物資源を擁し、所謂北鮮開拓事業の捗進するに伴ひ木材の伐採及流筏事業等著しく活氣を呈し、他方に於て茂山大鐵鑛の採掘着手竝製鐵事業の計畫せらるゝに及び他地方よりの轉入者逐年激增せる結果なり。

明川郡 本郡は殆んど其の全地域が山間部に屬し、加ふるに昭和六年以來數次の冷害、凶作 遭果 管内住民の生活は著しく窮迫し、之が爲漸次出稼勞働者として間島、羅津方面に移住する者多く、又近年本郡常住者にして每年冬期間茂山郡及甲山郡等に材伐夫として出稼する者多き爲前掲の如き人口減少を來したるものとす。

人口密度 本道の總面積二〇、三四六・七七方粁に對する人口密度は一方粁四二人にして、全鮮平均一〇四人に比し遙に低く、十三道中最下位に在り。然れ共之を昭和五年の人口密度三七人に比較するときは一方粁五人、大正十四年の三一人に比すれば一方粁一一人の增加なり。次に各府郡の人口密度を觀察するに、本道は朝鮮の東北端に位し、管内の大部分が山岳地帶に屬するのみならず、寒氣酷烈なる爲從來交通產業の發達遲々たるものあり、從つて其の人口密度も各郡を通じ一般に低く孰れも全鮮平均に達せざるも、滿洲事變を一契機として北鮮に於ける海陸交通の便急激に開け、又所謂北鮮開拓事業の進捗に伴ひ各種企業の勃興を見るに及び、其の人口は逐年增加の一途を辿り、之が爲人口密度も一部の府郡例せば淸津府及慶興・穩城・會寧・吉州・茂山の諸郡に在りては漸次增加の傾向に在り。而して淸津府の一方粁 一、四七一人は之を例外とし、各郡中密度の最も高きは城津の一方粁九三人にして、慶興の同八〇人、穩城の同七一人之に亞ぎ、其の也吉州・明川・會

寧・鏡城の各郡は孰れも道平均（一方粁四二人）以上に在るも、爾餘の諸郡は道平均以下に在り、就中茂山の一方粁一一人は其の特に低きものとす。

府郡	面積(方粁)	人口	一方粁に付人口	府郡	面積(方粁)	人口	一方粁に付人口
全管	二〇、二四六・七	八五二、八二四	四二	茂山郡	六、一六五・三〇	六六、六〇八	一一
清津府	二二・四七	五五、五三〇	二、四七一	會寧郡	一、二五五・四三	五九、三四四	四七
鏡城郡	三、〇五九・二八	一三三、八七三	四四	鍾城郡	一、一二二・二三	三六、三六九	三二
明川郡	二、〇七九・五八	一二二、八八〇	五九	穩城郡	四二九・六五	三〇、四〇九	七一
吉州郡	一、三七五・六二	八六、〇七九	六三	慶源郡	八五六・七一	三五、一一三	四一
城津郡	九四〇・七一	八七、八九〇	九三	慶興郡	一、一四六・五五	九二、二九七	八〇
富寧郡	一、八九三・一五	四六、四三二	二五				

人口階級別府邑面數及人口　調査當時に於ける本道の府邑面總數は一府、五邑、七六面にして、之を人口階級別に分つときは五萬以上一、三萬以上一、二萬以上七、一萬以上二〇、五千以上三三、一千以上二〇にして、府邑面數の六割五分は一萬未滿の階級に屬す。然るに其の所屬人員の總人口に對する割合は一萬以上六割二分、一萬未滿三割八分にして、之を府邑面數の割合と比較するに兩者に著しき懸隔あるは人口の都市集中に依る當然の結果なるべし。更に之を既往に就て觀るに、昭和五年に於て一萬未滿の府邑面數及人員を稍減少し、一萬以上の夫れを增加したるも、昭和十年に於ては府邑面數及人員共に殆んど之が變化を認めず。

人口階級	昭和十年 府邑面數	昭和十年 人口	昭和十年 人口千中	昭和五年 府面數	昭和五年 人口	昭和五年 人口千中	大正十四年 府面數	大正十四年 人口	大正十四年 人口千中
總數	八二	八五二、八二四	一、〇〇〇	八二	七四五、一二四	一、〇〇〇	八二	六三六、二四六	一、〇〇〇
一、〇〇〇未滿	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一、〇〇〇以上	二〇	七五、〇一八	八八	二四	八七、七八七	一一八	三五	一一四、八〇九	一八四
一、〇〇〇以上	一	一、八三三	二	—	—	—	二	三、六四九	六
二、〇〇〇以上	二	五、七六一	七	六	一六、二四七	二二	一一	二八、六二〇	四六
三、〇〇〇以上	一〇	三五、七八七	四二	八	二七、七三九	三七	一五	五一、八〇五	八三
四、〇〇〇以上	七	三一、六三八	三七	一〇	四三、八〇一	五九	七	三〇、七三五	四九
五、〇〇〇以上	三三	二五〇、六一九	二九四	二九	二〇〇、一一四	二六九	二二	一五三、五六〇	二四五
五、〇〇〇以上	五	二七、六六一	三二	一一	六〇、二一六	八一	一一	六一、七九三	九九
六、〇〇〇以上	六	三七、九八六	四五	七	四六、二四七	六二	一	六、四四〇	一〇
七、〇〇〇以上	八	五八、九三二	六九	四	三〇、六〇八	四一	三	二三、六一七	三六
八、〇〇〇以上	八	六八、一八一	八〇	三	二五、九五七	三五	四	三四、八五五	五六
九、〇〇〇以上	六	五七、八七〇	六八	四	三七、〇八六	五〇	三	二七、八五五	四四
一〇、〇〇〇以上	二八	四七一、六五七	五五三	二九	四五七、二二三	六一三	二五	三五七、八七七	五七一
一〇、〇〇〇以上	二〇	二七三、七三五	三二一	二六	三七四、二四一	五〇二	二三	三一六、八二六	五〇五
二〇、〇〇〇以上	七	一六七、〇二四	一九六	二	四七、〇五七	六三	二	四一、〇五一	六六
三〇、〇〇〇以上	一	三〇、九一八	三六	一	三五、九二五	四八	—	—	—
四〇、〇〇〇以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—

五〇、〇〇〇以上	一	五五、五三〇	六五	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇、〇〇〇以上	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

體性　總人口八五二、八二四人を男女に分つときは男四四五、二六六人、女四〇七、五五八人にして女百に付男一〇九・二五に該り、男の超過割合著しく高し。之を既往に就て觀るに、大正十四年は女百に付男一〇八・二五、昭和五年は同一一〇・一一にして、昭和五年に於て男の超過割合を高めたるも、昭和十年に於ては幾分之を減じたり。

年次	男	女	男の超過	女百に付男
昭和十年	四四五、二六六	四〇七、五五八	三七、七〇八	一〇九・二五
昭和五年	三九〇、四八七	三五四、六三七	三五、八五〇	一一〇・一一
大正十四年	三二五、五二六	三〇〇、七二〇	二四、八〇六	一〇八・二五

而して男女の增加數は大正十四年乃至昭和五年に於て男六四、九六一人、女五三、九一七人、昭和五年乃至昭和十年に於て男五四、七七九人、女五二、九二一人にして、兩期を通じ男の增加多く特に前期に於て著しきものあり。之を同期間に於ける死亡に對する出生の超過卽ち自然增加に比較するときは、前期に於て男三三、八二二人、女二五、四七一人、後期に於て男三六、七三七人、女三四、六六二人の實增加の超過なり。之卽ち人口の社會的移動に於て兩期共來住の超過を示すものなり。

年次	増加數 男	増加數 女	出生 男	出生 女	死亡 男	死亡 女	死亡に對する出生の超過 男	死亡に對する出生の超過 女	往住に對する來住の超過 男	往住に對する來住の超過 女
自大正十四年至昭和五年	六四、九六一	五三、九一七	七三、九七九	六四、六二〇	四一、八四〇	三六、一七四	三二、一三九	二八、四四六	三三、八二三	二五、四七一
自昭和五年至昭和十年	五四、七七九	五三、九三二	六四、一三四	五七、二三一	四六、〇九二	三八、九七二	一八、〇四二	一八、二五九	三六、七三七	三四、六六二

府郡に於ける男女の權衡を觀るに、明川・吉州・城津・鍾城の各郡に女の超過を觀るの外、他は孰れも男の超過を示し、男の割合特に多きは清津の女百に付男一二七・五三、會寧の同一二〇・〇一、鏡城の同一一九・三九、慶興の同一一七・六一にして、女の超過に在りては吉州の女百に付男九七・九〇を最も著しきものとす。

府郡	昭和十年 男	昭和十年 女	昭和十年 女百に付男	昭和五年 男	昭和五年 女	昭和五年 女百に付男	大正十四年 男	大正十四年 女	大正十四年 女百に付男
全管	四四五、二六六	四〇七、五五八	一〇九・二五	三九〇、四八七	三五四、六三七	一一〇・一一	三三五、五三六	三〇〇、七三〇	一〇八・二五
清津府	三一、一三四	二四、四〇六	一二七・五三	二一、四四八	一五、六九五	一三六・六五	一一、七三四	八、九一五	一三一・六二
鏡城郡	七三、八五三	六一、〇三〇	一一九・三九	六六、〇二三	五六、五九一	一一六・六五	五七、七五九	四九、七八三	一一六・〇二
明川郡	六一、一六七	六一、七一三	九九・一三	六二、六五七	六一、八五六	一〇一・二九	五八、四七一	五七、〇三六	一〇二・五三
吉州郡	四二、五八二	四三、四九七	九七・九〇	三九、五七四	四〇、六八五	九七・二七	三九、六九三	四〇、二七七	九八・五五
城津郡	四三、八〇四	四四、〇八六	九九・三六	四三、三三五	四二、七六三	一〇一・三四	四〇、五八〇	三九、八三三	一〇一・八八
富寧郡	二四、五三〇	二一、九一三	一一一・九〇	二三、〇一八	一九、五八五	一一三・四二	一八、六〇二	一六、五四八	一一三・四一
茂山郡	三五、一九二	三一、四一六	一一二・〇三	二六、二九〇	二三、九二八	一〇九・八七	二〇、五一八	一八、六五三	一一〇・〇〇
會寧郡	三二、三七一	二六、九七三	一二〇・〇一	二六、二九四	二二、〇九六	一一九・〇〇	二〇、九二三	一七、二三五	一二一・四七
鍾城郡	一八、一四三	一八、二三六	九九・五四	一七、〇五九	一六、三六六	一〇四・二三	一三、九五〇	一三、四八七	一〇三・四三

穩城郡	一五、五一三	一四、八九七	一〇四・一三	一四、五五二	一二、二九〇	一一八・四一	九、二四七	九、〇一六	一〇二・五六
慶源郡	一八、一一四	一六、九九九	一〇六・五六	一七、〇四四	一五、四八八	一一〇・〇五	一三、六三七	一二、七一五	一〇七・二五
慶興郡	四九、八八四	四二、四一三	一一七・六一	三四、二〇三	二七、二九四	一二五・三一	二〇、四一三	一七、二四三	一一八・三六

年齢 總人口八五二、八二四人を年齢に依り幼年、生産年齢及老年の三階級に區分すれば、一四歳以下の幼年者三三六、七九〇人(三九・五%)、一五―五九歳の生産年齢者四七〇・二九八人(五五・一%)、六〇歳以上の老年者四五、七三六人(五・四%)となる。之を男女別に觀るに、男は女に比し生産年齢者の割合高く、幼年者及老年者の割合低し。而して各年齢級に於ける男女の權衡は幼年級に於て女百に付男一〇二・七九、生産年齢級に於て同一一五・六六にして共に男の超過を示し、殊に生産年齢級に於て其の超過著しきも、老年級に於ては女百に付男九五・四二にして反對に女の超過を示せり。

年齢	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	男	女
總數	八五二、八二四	四四五、二六六	四〇七、五五八	一〇九・二五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇――一四	三三六、七九〇	一七〇、七二一	一六六、〇六九	一〇二・七九	三九五	三八三	四〇七
一五――五九	四七〇、二九八	二五二、二二三	二一八、〇七五	一一五・六六	五五一	五六七	五三五
六〇以上	四五、七三六	二二、三四二	二三、四一四	九五・四二	五四	五〇	五七

年齢三階級別割合を前二回の調査と比較するに、男女を通じ幼年者は昭和五年に於て其の割合を稍減じたるも、昭和十年に於ては殆んど增減なく、生産年齢者は各調査を通じ其の割合を增し特に其の增加は昭和五年に於て著しく、老年者は之と反對に漸減の傾向に在り。

年齢	昭和十年				昭和五年				大正十四年			
	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男
總數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇九・二五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一一〇・一一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇八・二五
〇—一四	三九五	三八三	四〇七	一〇三・七九	三九五	三八二	四〇九	一〇三・七六	四〇三	三九三	四一四	一〇二・八七
一五—五九	五五一	五六七	五三六	一一五・六六	五五〇	五六六	五三三	一一七・〇九	五三一	五四四	五一七	一一三・九一
六〇以上	五四	五〇	五七	九五・四二	五五	五二	五九	九八・三	六六	六三	六九	九八・三

更に之を五歳階級別に區分して其の割合を觀るに、二〇—二四歳級に稍例外を見るの外、低年齢より高年齢に進むに從ひ其の人員を遞減し、大體に於て正常なる年齢構成を示せり。之を男女に就て觀れば男は總數の場合と同樣二〇—二四歳級に於て稍膨脹せるも、女は例外なく其の人員を減少せり。而して各年齢級に於ける男女の權衡は五五—五九歳級迄は孰れも男の超過にして、〇—四歳級より二〇—二四歳級に於ては年齢の進むに從ひ男の超過割合を增加し、又二〇—二四歳乃至四五—四九歳の各階級は男の超過割合比較的高く、就中二〇—二四歳級の女百に付男一二四・七六及三五—三九歳級の同一二一・五四は其の特に著しきものとす。然るに六〇—六四歳級を境として女の超過に轉じ、年齢の進むに從ひ大體に於て女の超過割合を增大する傾向に在るも、七〇—七四歳級及九五—九九歳級に至り遂に其の割合を減じ、一〇〇歳以上に在りては全く均衡の狀態を示せり。

年齢	總數	男	女	女百に付男	各人口千中		
					總數	男	女
總數	八五二、八二四	四四五、二六六	四〇七、五五八	一〇九・二五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
〇—四	一三五、七一七	六八、五〇七	六七、二一〇	一〇一・九三	一五八	一五四	一六六

五—九	一〇八、四三四	五四、九八七	五三、四四七	一〇二・八八	一二七	一一三	一三一
一〇—一四	九三、六三九	四七、二一七	四五、四二三	一〇三・九五	一〇九	一〇六	一一一
一五—一九	八三、二六三	四三、三五〇	三九、九一三	一〇六・一一	九六	九五	九八
二〇—二四	八六、五四三	四八、〇三九	三八、五〇四	一三四・七六	一〇一	一〇八	九四
二五—二九	六九、六一三	三七、五四三	三三、〇七〇	一一七・〇七	八三	八四	七九
三〇—三四	五五、〇一三	二九、八六二	二五、一五一	一一八・七三	六五	六七	六三
三五—三九	五〇、八六三	二七、九〇四	二三、九五九	一二一・五四	六〇	六三	五六
四〇—四四	四一、七九〇	二三、四七九	一九、三二一	一二一・四一	四九	五〇	四七
四五—四九	三二、九二六	一七、七四〇	一五、一八六	一一六・八二	三九	四〇	三七
五〇—五四	二七、九六三	一四、五九五	一三、三六八	一〇九・一八	三三	三三	三三
五五—五九	二三、三三四	一二、七一一	一〇、六二三	一〇〇・八四	二七	二六	二六
六〇—六四	一六、七四八	八、二三九	八、五〇九	九六・八三	二〇	一九	二一
六五—六九	一〇、〇〇七	四、七八八	五、二一九	九一・七四	一二	一一	一三
七〇—七四	九、〇五六	四、五一八	四、五三八	九九・五六	一一	一〇	一一
七五—七九	六、一七四	三、〇二三	三、一五三	九五・八八	七	七	八
八〇—八四	二、七八三	一、三三四	一、四四八	九二・一三	三	三	四
八五—八九	七九一	三七〇	四二一	八七・八九	一	一	一
九〇—九四	一四〇	四五	九五	四七・三七	〇	〇	〇
九五—九九	三四	一四	二〇	七〇・〇〇	〇	〇	〇
一〇〇以上	四	二	二	一〇〇・〇〇	〇	〇	〇

配偶關係　總人口八五二、八二四人を配偶關係別に觀れば、未婚の四一九、一三四人最も多く總人口の四九・一%を占め、有配偶の三七七、五〇二人(四四・三%)之に亞ぎ、死別は五二、七三〇人(六・二%)、離別は三、四五八人(〇・四%)に過ぎず。之を男女別に觀るに男は女に比し未婚及離別の割合高く、有配偶及死別の割合低し。而して離別に於ける男の超過及死別に於ける女の超過は共に著しく孰れも他方の約二倍を示せり。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中		
					總數	男	女
總數	八五二、八二四	四四五、二六六	四〇七、五五八	一〇九・二五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
未婚	四一九、一三四	二三〇、六六七	一八八、四六七	一二二・三六	四九一	五一七	四六二
有配偶	三七七、五〇二	一九二、二六二	一八五、二四〇	一〇三・七九	四四三	四三二	四五五
死別	五二、七三〇	二〇、二七一	三二、四五九	六二・四五	六二	四六	八〇
離別	三、四五八	二、〇七六	一、三八二	一五〇・二二	四	五	三

次に十五歳以上の所謂可婚年齢者に就て其の配偶關係を觀るに、有配偶最も多く總數の七二・八%を占め、未婚の一六・三%、死別の一〇・二%之に亞ぎ、離別は〇・七%に過ぎず。之を男女別に觀るに男は女に比し未婚の割合遙に高く、有配偶の割合稍低し、而して死別及離別は總數に於けると同樣死別は女に、離別は男に其の割合著しく高し。

配偶關係	總數	男	女	女百に付男	各人口千中		
					總數	男	女
總數	五一六、〇二四	二六四、五五五	二五一、四六九	一〇五・二〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

未婚	八四、〇九二	六〇、六六七	二三、四二五	三六八・九八	一六三	三三一	九七
有配偶	三七五、七六八	一九一、五四七	一八四、二二一	一〇三・九八	七二八	六九七	七六三
死別	五二、七二〇	二〇、二七六	三二、四四四	六二・四五	一〇二	七四	一三四
離別	三、四五四	二、〇七五	一、三七九	一五〇・四七	七	八	六

配偶關係別人口の割合を十五歳以上の可婚年齡者及十五歳未滿の幼年者に分ちて前二回の調査と比較するに、十五歳以上に在りては男女を通じ未婚は昭和五年に於て其の割合を幾分減じたるも、昭和十年に於ては之を増し、有配偶は未婚と全く反對の傾向を示し、死別は調査每に漸減し、離別は略同率を保てり。尙可婚年齡者に於ける有配偶の割合が各調査を通じ男の夫れを凌駕せるは主として男子有配偶者にして道外出稼者の多き結果に因るものなるべきも、一面朝鮮特有の蓄妾の慣習未だ衰へざるに基因するものなるべし。次に十五歳未滿の幼年者に就て之を觀るに、男女共に未婚は調査每に幾分增加し、有配偶は之に反し減少の傾向に在り。惟ふに之は近時漸く早婚の弊風を認識したる朝鮮人が漸次結婚年齡を高めつゝある證左にして誠に慶ぶべき現象と謂ふべきなり。

十五歳以上

配偶關係	昭和十年				昭和五年				大正十四年			
	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男
總數	1,000	1,000	1,000	一一三・七〇	1,000	1,000	1,000	一一五・二〇	1,000	1,000	1,000	一一三・〇五
未婚	一六三	三三一	九七	三六八・九八	一四九	二〇五	八六	二七五・三八	一五一	二〇七	八九	二六一・八七
有配偶	七二八	六九七	七六三	一〇三・九八	七三六	七〇一	七七四	一〇四・二五	七三四	六九三	七五八	一〇三・四三

死別	一〇三	七四	一二四	六三・四五	一〇九	八六	一三六	七三・二六	一一九	九三	一四八	七〇・五七
離別	七	八	六	一五〇・四七	六	八	四	二四四・〇五	六	七	五	一四三・五六

十五歲未滿

配偶關係	昭和十年				昭和五年				大正十四年			
	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男	總數	男	女	女百に付男
總數	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇三・九〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇三・七六	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇三・八七
未婚	九九五	九九六	九九四	一〇三・九九	九九二	九九二	九九二	一〇三・七六	九九一	九九〇	九九一	一〇三・六九
有配偶	五	四	六	七〇・一七	八	八	八	一〇三・七六	九	一〇	九	一二四・三九
死別	〇	〇	〇	一〇〇・〇〇	〇	〇	〇	一二五・〇〇	〇	〇	〇	八一・二五
離別	〇	〇	〇	三三・三三	〇	〇	〇	二〇〇・〇〇	〇	〇	〇	三三・三三

更に可婚年齢者に就き五歳階級別に其の割合を觀察するに、未婚は男に在りては七五―七九歳級に例外を見るの外、年齢の上昇に伴ひ其の割合を遞減し、女に在りては五〇―五四歳級に至る迄其の割合を遞減するも、五五―五九歳級以上に於ては七〇―七四歳級及七五―七九歳級の例外を除き幾分增加の傾向を示せり。而して男は一五―一九歳級に於て七三・六%、二〇―二四歳級に於て四二・六%を示し、二五―二九歳級に至り漸く一三・三%に減ずるに對し、女は一五―一九歳級に於て五一・二%を示すも、二〇―二四歳級に於て五・九%、二五―二九歳級に於て一・一%に激減す。有配偶は男に在りては三〇―三四歳級、女に在りては二五―二九歳級に至る迄其の割合を漸增し爾後漸減に轉ず。死別は男女共に年齢の進むに從ひ其の割合を增加するも、男の五〇%以上を占むるは七五―七九歳級以上なるに對し、女は六五―六九歳級に於て既に五七・七%を示せり。離別は

年齢に依る著しき差異を認めざるも、大體靑壯年階級に於て其の割合比較的高く、又一五―一九歳級、二〇―二四歳級及八〇歳以上の例外を除き各階級を通じ男に其の割合高し。斯の如く男女に依り各年齢級に於ける配偶關係の割合を異にするは、惟ふに其の初婚年齢、生存年數、死別或は離別後の再婚の能否、特に朝鮮に於ては寡婦の再婚を禁ずる風習等の存在するに因るものなるべし。

年齢	各年齢階級人口千中（男）				各年齢階級人口千中（女）			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
總數	二二一	六九七	七四	八	九七	七六三	一三四	六
一五―一九	七三六	二五九	三	二	五一二	四八〇	四	四
二〇―二四	四二六	五五九	一〇	五	五九	九一九	一五	七
二五―二九	一三三	八三六	二二	九	一一	九五〇	三三	六
三〇―三四	五二	九〇三	二四	二一	四	九三五	五五	六
三五―三九	三五	九〇一	五三	一一	三	九〇〇	九〇	七
四〇―四四	二四	八八三	八一	一二	二	八五七	一三四	七
四五―四九	二三	八六三	一〇五	九	一	八〇〇	一九二	七
五〇―五四	一六	八三〇	一四五	九	一	七一七	二五六	六
五五―五九	一二	七九五	一八六	七	二	六三一	三六一	六
六〇―六四	八	七四四	二四二	六	二	五三九	四五五	四
六五―六九	六	六五二	三三八	四	三	四一八	五七七	二
七〇―七四	三	五七一	四二一	五	一	三二二	六七五	二

七五―七九	六	・	四一	五五〇	三	一	三四	七六四	一
八〇以上	三		二九〇	七〇七	一.	二	一三五	八〇三	一

常住人口 本道の現在人口より一時現在者を除き之に一時不在者を加へたる所謂常住人口は八四三、三三六人にして現在人口に比し九、四八八人少く、現在人口百に付常住人口九八・八九に該る。之即ち本道外に常住地を有する者にして一時現在せる者比較的多數なりしを示すものなり。更に常住人口を男女に分てば男四三六、五〇九人、女四〇六、八二七人にして女百に付男一〇七・三〇に該り、現在人口に於ける男超過の割合に比し其の率低し。翻つて現在人口の超過を男女別に觀るに、男は八、七五七人の超過なるも女は七三一人の超過に過ぎず。之を要するに現在人口の常住人口に超過する所以は主として、男の道外よりの一時來住者多きに基因するものなるべし。

	常住人口	現在人口	一時現在者	一時不在者	常住人口に對する現在人口の超過	現在人口百に付常住人口
總數	八四三、三三六	八五二、八二四	二〇、九三二	一一、四四四	九、四八八	九八・八九
男	四三六、五〇九	四四五、二六六	一六、八七七	八、一二〇	八、七五七	九八・〇三
女	四〇六、八二七	四〇七、五五八	四、〇五五	三、三二四	七三一	九九・八二
女百に付男	一〇七・三〇	一〇九・二五	四一六・二〇	二四四・六	―	―

次に常住人口を府郡別に觀察するに、人口多寡の順位は現在人口の夫れと全く相等しく、又常住人口を現在人口に比較すれば悉く現在人口の超過を示せり。而して其の較差人員は鏡城の二、九三八人最も多く、之に亞で清津の二、五七五人、富寧の一、九二〇人を比較的著しきものとし其の他茂山・會寧・城津・穩城の各郡順次之

に亙ぐも、其の較差人員は孰れも四〇〇人以下に過ぎず。之を要するに清津・鏡城・富寧の各府郡に於ては一時現在者特に多かりしものとす。更に男女の權衡を觀るに、現在人口に於けると同樣明川・吉州・城津・鍾城の各郡に女超過を見るの外、他は孰れも男の超過を示せり。常住人口に於ける男の超過を現在人口の夫れに比較せば各府郡共其の度合低し。

府郡	常住人口	現在人口	常住人口に對する現在人口の超過	現在人口百に付常住人口	女百に付男	
					常住人口	現在人口
全管	八四三、三三六	八五三、八二四	九、四八八	九八・八九	一〇七・三〇	一〇九・二五
清津府	五二、九五五	五五、五三〇	二、五七五	九五・三六	一二七・三五	一三七・五三
鏡城郡	一三〇、九三五	一三三、八七三	二、九三八	九七・八一	一一四・八一	一一九・三九
明川郡	一二二、八四五	一二二、八八〇	三五	九九・九七	九九・二七	九九・一三
吉州郡	八六、〇三五	八六、〇七九	四四	九九・九五	九七・五六	九七・九〇
城津郡	八七、五三七	八七、八九〇	三五三	九九・六〇	九八・四二	九九・三六
富寧郡	四四、五一二	四六、四三二	一、九二〇	九五・八六	一〇七・六二	一一一・九〇
茂山郡	六六、二一三	六六、六〇八	三九五	九九・四一	一一一・二七	一一三・〇三
會寧郡	五八、九八四	五九、三四四	三六〇	九九・三九	一一八・六三	一二〇・〇一
鍾城郡	三六、二一三	三六、三六九	一五六	九九・五七	九九・四四	九九・五四
穩城郡	三〇、〇八四	三〇、四〇九	三二五	九八・九三	一〇三・二七	一〇四・一三
慶源郡	三四、九八五	三五、一一三	一二八	九九・六四	一〇六・〇六	一〇六・五六
慶興郡	九二、〇三八	九二、二九七	二五九	九九・七二	一一六・五三	一一七・六一

常住人口に於ける五歳階級別年齢構成を觀るに、現在人口に於けると同樣二〇―二四歳級に例外を見るの外、年齢級の上昇に伴ひ其の人員を遞減せり。而して各年齢級の人員を現在人口の夫れに比較すれば悉く現在人口の超過にして、特に二〇―二四歳（較差人員一、九四三人）、二五―二九歳（同一、七七九人）、三〇―三四歳（同一、四五八人）、三五―三九歳（同一、〇二五人）の各階級に於て著しきものあり。之即ち二十一、二歳より三十八、九歳に至る青壯年者に一時現在者の特に多かりしを物語るものなるべし。更に男女の權衡を觀るに大體現在人口に於けると同樣の傾向を示せるも、五―九歳級及七〇―七四歳級の例外を除き孰れも現在人口に比し男の割合低く、特に二〇―二四歳級乃至四〇―四四歳級に於て其の差著しきは此の階級に於ける一時現在者は男に多數なりしを證するものと謂ふべし。

年齢	常住人口	現在人口	常住人口に對する現在人口の超過	現在人口百に付常住人口	總數千中 常住人口	總數千中 現在人口	女百に付男 常住人口	女百に付男 現在人口
總數	八四三、三三六	八五二、八二四	九、四八八	九八・八九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇七・三〇	一〇九・二五
〇―四	一三五、五九三	一三五、七二七	一三四	九九・九一	一六一	一五八	一〇一・九二	一〇一・九三
五―九	一〇八、三三〇	一〇八、四三四	一〇四	九九・九〇	一二八	一二七	一〇三・九一	一〇三・八八
一〇―一四	九二、四六六	九二、六三九	一七三	九九・八一	一一〇	一〇九	一〇三・九一	一〇三・九五
一五―一九	八一、四〇四	八二、二六三	八五九	九八・九六	九七	九六	一〇四・三四	一〇六・一一
二〇―二四	八四、六〇〇	八六、五四三	一、九四三	九七・七五	一〇〇	一〇一	一二〇・二三	一三四・七六
二五―二九	六七、八三四	六九、六一三	一、七七九	九七・四四	八〇	八二	一一一・九三	一一七・〇七
三〇―三四	五三、五五五	五五、〇一三	一、四五八	九七・三五	六四	六五	一一三・三七	一一八・七三

三五――三九	四九、八三八	五〇、八六三	一、〇二五	九七・九八	五九	六〇	一一七・五四	一二一・五四
四〇――四四	四一、〇〇四	四一、七九〇	七八六	九八・一三	四九	四九	一一三・八二	一一六・四一
四五――四九	三二、三七九	三二、九二六	五四七	九八・三四	三八	三九	一一三・八二	一一六・八二
五〇――五四	二七、六四一	二七、九六三	三二二	九八・八五	三三	三三	一〇七・一七	一〇九・一八
五五――五九	二三、一三四	二三、三二四	一九〇	九九・一九	二七	二七	九九・七二	一〇〇・八四
六〇――六四	一六、六七二	一六、七四八	七六	九九・五五	二〇	二〇	九六・四九	九六・八三
六五――六九	九、九四九	一〇、〇〇七	五八	九九・四二	一三	一三	九一・五一	九一・七四
七〇――七四	九、〇三六	九、〇五六	二〇	九九・六七	一一	一一	九九・六〇	九九・五六
七五――七九	六、一六四	六、一七四	一〇	九九・八四	七	七	九五・六八	九五・八八
八〇以上	三、七四七	三、七五一	四	九九・八九	四	四	八八・七七	八八・八七

民籍國籍　總人口八五二、八二四人を民籍國籍に依り大別すれば內地人五三、八一二人（六・三％）、朝鮮人七九二、一九五人（九二・九％）、臺灣人七人、樺太人一三七人、滿洲國人七七三人、中華民國人五、七八六人、其の他の外國人一一四人となる。而して之が男女の權衡を檢するに、左表の如く悉く男の超過を示し、就中滿洲國人及中華民國人の超過割合特に著しきは其の大部分が男の出稼者なるに因るものなるべし。

民籍國籍	總數	男	女	女百に付男	各人口千中 總數	各人口千中 男	各人口千中 女
總數	八五二、八二四	四四五、二六六	四〇七、五五八	一〇九・二五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
內地人	五三、八一二	三三、〇五八	二〇、七五四	一五九・二八	六三	七四	五一
朝鮮人	七九二、一九五	四〇六、五五五	三八五、六四〇	一〇五・四二	九二九	九一三	九四七

臺灣人、樺太人、南洋人	一四四	七九	六五	二二一・五四	〇	〇	〇
滿洲國人	七七三	六九六	七七	一〇〇三・九〇	一	二	〇
中華民國人	五、七八六	四、八一八	九六八	五九七・七三	七	二	二
其の他の外國人	一一四	六〇	五四	二一一・一	〇	〇	〇

民籍國籍別人口の消長を既往に就て觀るに、昭和五年乃至昭和十年の五年間に於て內地人は一八、五三三人(五二・五%)、朝鮮人は九〇・三五一人(一二・九%)の增加を示し、內地人は大正十四年乃至昭和五年に於ける增加七・六五六人(二七・七%)に比し二倍以上の激增にして、朝鮮人は同期間に於ける增加一〇九、〇九六人(一八・四%)に比すれば人員、割合共に之を減じたり。臺灣人、樺太人及南洋人は大正十四年に於て僅に二人に過ぎず、昭和五年に於て絕無なりしも、昭和十年に於ては一四四人(大部分は樺太人)の激增を來したるは注目すべき現象なり。中華民國人は前期に於て二、一一七人(三六・五%)を增加したるも、後期に於ては之に反し二、一七〇人(二七・三%)の激減を來したるは主として滿洲事變の影響に基くものなるべし。最後に其の他外國人は前期に於ては殆んど增減なきに對し、後期に於ては二倍以上の增加を示せり。

民籍國籍	昭和十年人口	昭和五年人口	大正十四年人口	人口の增減(△は減) 自昭和五年至昭和十年 人員	割合	自大正十四年至昭和五年 人員	割合
總數	八五二、八三四	七四五、一三四	六三六、二四六	一〇七、七〇〇	一四五‰	一〇八、八八八	一七〇‰
內地人	五三、八二二	三五、二八九	二七、六三三	一八、五三三	五二五	七、六五六	二七七
朝鮮人	七九二、一九五	七〇一、八四四	五九二、七四八	九〇、三五一	一二九	一〇九、〇九六	一八四

臺灣人、樺太人、南洋人	一四四	｜	二	一四四	｜	△二	△一,〇〇〇
滿洲國人	七三	｜	｜	七三	｜	｜	｜
中華民國人	五,七八六	七,九五六	五,八二九	△二,一七〇	△二七三	二,一二七	三六五
其の他の外國人	一二四	四五	四四	六九	一,五三三	一	三三

次に民籍國籍別人口を幼年、生產年齡及老年の三階級に區分して其の年齡構成を觀るに、內地人は幼年者二七・六%、生產年齡者七〇・八%、老年者一・六%にして、總數若は朝鮮人の場合に比し生產年齡者の割合高く、幼年者及老年者の割合低し。朝鮮人は總人口の大部分(九二・九%)を占むる關係上大體總數の場合と同一傾向に在るも、總數の場合に比し幼年者及老年者の割合幾分高く、生產年齡者の割合低し。而して其の他は滿洲國人を始め孰れも生產年齡者の割合が、幼年者及老年者に比し著しく高きは移住者の性質上當然のことゝ謂ふべし。

民籍國籍	總數	〇—一四	一五—五九	六〇以上	民籍國籍別人口千中 〇—一四	一五—五九	六〇以上
總數	八五二,八二四	三三六,七九〇	四七〇,二九八	四五,七三六	三九五	五五一	五四
內地人	五三,八二三	一四,八六七	三八,〇八七	八五八	二七六	七〇八	一六
朝鮮人	七九二,一九五	三二〇,九六一	四二六,四九三	四四,七四一	四〇五	五三九	五六
臺灣人、樺太人、南洋人	一四四	四七	九〇	七	三二六	六二五	四九
滿洲國人	七三	五四	七〇四	一五	七〇	九一一	一九
中華民國人	五,七八六	八四六	四,八三一	一〇九	一四六	八三五	一九
其の他の外國人	一二四	一五	九三	六	一三二	八一五	五三

更に民籍國籍別人口の配偶關係を觀察するに、內地人は男に在りては未婚六一・〇%、有配偶三七・〇%にして未婚の割合著しく高きも、女に在りては未婚四八・九%、有配偶四六・二%にして略均衡を保ち、又女の死別は男に比し著しく高し。之を總數若は朝鮮人の場合に比すれば男女を通じ未婚の割合高く、死別の割合低し、而して男の有配偶は其の割合稍低く、離別は同率なるも、女の有配偶及離別は其の割合高し。朝鮮人は殆んど總數の場合と同一傾向を示し、男女共に未婚の割合四六%以上にして最も高く、有配偶、死別及離別順次之に亞ぎ、死別は女に著しきも離別は其の割合男に高し。臺灣人、樺太人及南洋人も男女を通じ未婚の割合最も高く、有配偶之に亞ぎ、死別及離別は女に著しく高し。滿洲國人は男に在りては未婚の割合七〇・〇%にして有配偶の二四・四%に比し著しく高きも、女に在りては未婚四九・三%、有配偶四五・五%にして其の割合略均衡せり。中華民國人も未婚及有配偶は大體滿洲國人の場合と同樣の傾向を示せるも、死別及離別は共に男に著しく高し。最後に其の他の外國人は男女を通じ有配偶の割合最も高く孰れも五一%以上を占め、未婚の三七%以上之に亞ぎ、死別及離別は總數の場合と同じく死別は女に、離別は男に著しく高し。

民籍國籍	民籍國籍別人口千中(男)				民籍國籍別人口千中(女)			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
總數	五一七	四三三	四六	五	四六二	四五五	八〇	三
內地人	六一〇	三七〇	一五	五	四八九	四六二	四三	六
朝鮮人	五〇九	四三八	四八	五	四六一	四五四	八二	三
臺灣人、樺太人、南洋人	五四五	四三〇	二五	—	四六二	四四六	七七	一五

滿洲國人	七〇〇	二四四	四七	九	四九三	四五五	五三	—
中華民國人	五三六	三八一	六六	一七	四五二	五一九	二七	二
其の他の外國人	四〇〇	五三四	三三	三三	三七〇	五一九	一二	—

世帶 世帶總數一五五、五〇七を普通世帶及準世帶に分てば、普通世帶一五二、一〇七、之に所屬する人員八二〇、三二九人、準世帶三、四〇〇、同所屬人員三一、四九五人となり、其の割合は普通世帶九七・八%、同所屬人員九六・二%にして其の大部分を占む。而して普通世帶に於ける一世帶平均人員は五・三九人に該る。

世帶	世帶數	所屬人員	世帶數千中	所屬人員千中	一世帶平均人員
總數	一五五、五〇七	八三二、八二四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—
普通世帶	一五二、一〇七	八二〇、三二九	九七八	九六二	五・三九
準世帶	三、四〇〇	三一、四九五	二二	三八	—

普通世帶を昭和五年と比較するに、世帶數二五、五九三、同所屬人員九七、四二〇人の増加にして、之を大正十四年乃至昭和五年に於ける増加世帶數の二一、一七六、同所屬人員一一一、〇三四人に比すれば世帶數に於て増加したるも、人員に於ては反對に減少したり。而して一世帶平均人員は左表の如く調査毎に減少し特に昭和十年に於て著しきものあり。

普通世帶	昭和十年	昭和五年	大正十四年	増減數(△は減) 自昭和五年至昭和十年	増減數(△は減) 自大正十四年至昭和五年
世帶數	一五二、一〇七	一二六、五一四	一〇五、三三八	二五、五九三	二一、一七六
所屬人員	八二〇、三二九	七二三、九〇九	六一一、八七五	九七、四二〇	一一一、〇三四

一世帶平均人員　五・三九　五・七一　五・八一　△　〇・三二　△　〇・一〇

普通世帶の一世帶平均人員を各府郡別に觀るに、清津の四・五五人及慶興の四・八五人を除き他は孰れも五人以上を示し、其の最も多きは慶源の五・八一人にして、其の他明川の五・七五人、鍾城の五・七〇人、富寧の五・六九人、吉州の五・六〇人、茂山の五・五一人等を比較的多きものとす。

府郡	普通世帶數	所屬人員	全管世帶數千中	全管所屬人員千中	總人口千中普通世帶人員の割合	一世帶平均人員
全管	一五二、一〇七	八二〇、三三九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	九六二	五・三九
清津府	一一、二五七	五一、一九三	七四	六二	九二一	四・五五
鏡城郡	二二、三六一	一二三、七〇八	一四七	一五〇	九一七	五・四九
明川郡	二一、一三九	一二一、四四四	一三九	一四八	九八八	五・七五
吉州郡	一五、二一八	八五、二六九	一〇〇	一〇四	九九一	五・六〇
城津郡	一五、七九一	八六、一一七	一〇四	一〇五	九八一	五・四六
富寧郡	七、八六二	四四、七七三	五二	五五	九六四	五・六九
茂山郡	一一、七七九	六四、八四六	七七	七九	九七四	五・五一
會寧郡	一〇、五九一	五四、九八八	七〇	六七	九二七	五・一九
鍾城郡	六、三五〇	三六、一八四	四二	四四	九九五	五・七〇
穩城郡	五、六六九	三〇、一三八	三七	三七	九九一	五・三一
慶源郡	五、九四三	三四、五三五	三九	四二	九八三	五・八一
慶興郡	一八、一四七	八八、〇九五	一一九	一〇七	九五四	四・八五

彙報

◇定例警察部長會議開催

事變下の半島治安確立强化を主題とする定例各道警察部長會議は、三橋本府警務局長が統裁、五月二日から三日間本府第一會議室で南總督臨席のもとに會議關係者五十四名が出席開會された、會議第一日は二日午前九時から開會、開會劈頭先づ南總督は力强き語調で、半島情勢より世界の現況を說き起し、さらに一歩進めて

一、長期戰認識の徹底
一、思想戰の本質の把握
一、警民の提携一致

の三項目に分けて約一時間に亙りて銃後半島の治安第一線を護る二萬警察官の非常時局に處する態度と覺悟を積極的に明示し、事變下最初の警察部長會議に相應しい激勵的訓示を使ひ、統裁官を始め各警察部長その他內地、滿洲より臨席したオブザーバーに多大の感銘を與へた、續いて增永高等法院檢事長より、非常時局に於ける司法警察事務の强立强化に對して約三十分に亙り訓示があつた、終つた統裁官三橋本府警務局長は約一時間半に亙つて銃後半島の完全なる治安工作は軍警一致にありと諄々と說き、さらに二萬警察官は一致結果、自ら進んで半島民衆の羅針盤となつて長期戰に於ける半島の治安を確保し、警察精神の發揚に全力を打ち込むことを强調して演示を終つた。

本會議に於ける警務局提出の指示注意事項は左の如くである。

指示注意事項

警務課主管

一、陸軍特別志願兵制度實施に關する件
二、兵事事務に關する件
三、總動員警備に關する件
四、警察官の應召に伴ふ對策に關する件
五、市街地建築物の指導取締に關する件
六、銃砲火藥類引火質物其の他危險物の取締に關する件
七、警察費豫算の運營に關する件

衞生課主管

八、醫業類似行爲の取締に關する件
九、痲藥類並に痲藥類中毒者の取締に關する件
一〇、結核豫防に關する件
一一、傳染病の豫防に關する件
一二、隔離病舍の普及に關する件
一三、家畜傳染病豫防に關する件
一四、移出牛檢疫期間短縮に關する件

◇貯蓄奬勵方針決定

本府に設けられた貯蓄奬勵委員會は其の初顏合せを五月二日午後一時半から本府第二會議室に開催、銃後國民精神總動員運動の經濟的樞軸をなす國民貯蓄奬勵の根本的大方針が決定、これに基いて全鮮二千三百萬民は各自が齊しく愛國貯蓄報國に邁進して、長期抗戰の目的を充分に達することになつた、會議は大野政務總監が委員長となり、委員二十一名（三橋、谷、池田の三委員缺席）全幹事出席し、先づ大野委員長は貯蓄の必要に關して挨拶を述べ、次いで議事規則及び左の根本方針を審議決定し、半島に於ける貯蓄奬勵の力强

い第一歩を踏み出し、決定事項は直に各道知事に示達し全鮮一丸となつて非常時銃後報國の一大運動を捲起すことになり、同委員會は適時開催して具體的事項を審議する筈である。

第一、方　針

(イ)時局に依る巨額なる國費の撒布、時局關係產業の殷盛は國民所得を增加せしめ、之等增加所得者が之を物の消費に充てるに於ては物資に對する需要の激增を來し、物の不足、物價の騰貴を招來し、國民經濟の運行を阻害するを以て之等增加所得は總て之を貯蓄に向はしめ惡性インフレの弊を防ぐこと

(ロ)國民精神總動員運動の徹底理解に依り軍需物資、輸入物資、輸入品の原料、材料とする物資等の消費節約を實行し、之が節約に依つて生じた餘裕を貯蓄せしめること

(ハ)農村振興運動等と併行して勤勞に依る生產又は所得增加を計らしめ、之が增加所得を貯蓄せしめること

(ニ)貯蓄の實行は確實な方法ならば郵便貯金、銀行、金融組合預金(金錢信託、無盡を始め國債買入等如何なる方法でも可なること

(ホ)以上は國民の正しき時局認識と出征將兵の辛苦を偲ぶ銃後報國の忍苦と、生業報國の念に基く勤勞に依つて初めて所期の目的を達し得べきものに付、之が徹底に努め國民の心よりの理解に基く協力を促進すること

第二、方　策

一、貯蓄奬勵の實行に當りては中央地方を通じ、統一ある組織の下に全鮮に亙り一大國民運動として之を行ふに依り始めて其の實効を期待し得べきものと認めらるゝので差當り左記施設の警備乃至利用を計ること。

(イ)貯蓄奬勵委員會及貯蓄奬勵道委員會の設置

(ロ)貯蓄奬勵及宣傳機關
國民精神總動員及關係金融機關を以て之に充つること

(ハ)貯蓄の實行機關として貯蓄組合の設置、官公署・銀行・會社・工場・町會・商工業者・團體・部落等に貯蓄組合を組織せしめ、或は既存類似の組合・契等を利用し貯蓄の實行を圖ること

(ニ)一般金融機關に於ける預金吸收の積極化

(ホ)生命保險及簡易生命保險の積極的奬勵

(ヘ)貯蓄制度の改定

(ト)小額殖產債券の發行問題等を始め、現在の貯蓄制度に付再検討を爲し貯蓄增進上必要ある場合には法令の改正をも考慮すること

二、宣傳方法

(イ)ポスター標語等の募集及配付
(ロ)新聞、雜誌等に依る宣傳
(ハ)パンフレットの發行
(ニ)貯金週間又は貯金デー設置
(ホ)ラヂオに依る宣傳
(ヘ)映畫又は紙芝居に依る宣傳
(ト)レコードに依る宣傳
(チ)學校に於ける宣傳
(リ)博覽會、展覽會に於ける宣傳
(ヌ)講演會の開催
(ル)貯蓄奬勵功績者の表彰

第三、貯蓄總額の目標

昭和十三年度中に於て各種預金金錢信託、無盡掛金、生命保險及簡易生命保險掛金、

國債其の他有價證券への投資額總計約二億圓の增加貯蓄をなすを以て目標とすること

◇總動員法施行について
大野政務總監談發表

戰時體制下に開かれた第七十三議會に於いて、政府より提出された國家總動員法案は愼重な討論の結果、滿場一致承認を得たが、いよ〱五月五日から內地、朝鮮、臺灣を通じて、新法律が施行されることになつたが、右に就いて大野政務總監は五日次のやうな談話を發表し、新法律と國民の心構へに就いて强調した。

政務總監談

先般の帝國議會で承認を得た國家總動員法は愈よ本日より日本內外地を通じて一齊に施行せられる事になつたのでありますが、惟ひますに近代に於ける戰爭の特色はそれがあらゆる國力總和の爭覇であること、即ち國家の有する人的及び物的資源を總動員して戰はなければならない所にあるのでありまして、戰爭目的を達成する爲には陸海軍の奮鬪は勿論それと相俟つて銃後に於ける國家總動員體制の完備が絕對に必要な事は申す迄もないのであります。

國家總動員法はかうした現代戰の特質に應じ所謂廣義國防の法律を以て書き表はしたものでありまして之によつて戰時に際して國家が所要の措置を敏速に講じ得るための準則が明確となり、又國民に對してもその向ふところを知らしめその綜合的協力を求める事が出來る樣になつたのであります。

この樣な國家總動員に關する法律は大戰以來世界各國が其の制定を競つて居る所でありますが今回我國に於きましても多年の懸案が茲に解決せられて總動員法の制定及び施行を見るに至りましたことは誠に慶賀に堪へない處でありまして今後之が圓滑なる運用に付ては國民各位の理解と協力とを望んで止まない次第であります。

この國家總動員法は大別して戰時規定と戰時に對する平時の準備規定とに分れるのでありますが之等は全て所謂基準的な規定でありまして總動員法中の個々の條文を實際に發動する場合には一條每に細則的な施行勅令を要するのであり本日より本法が施行せられると云つても差當つて適用のあるのは此の法律の施行と同時に從來ありました軍需工業動員法が重複するものとして廢止せられます關係上軍需動員法によつて現に實施しつゝある工場事業場管理の根據となる條項卽ち第十三條の一部のみが發動せらるゝのであり現在の所では特に從來と變つたことはないのであります。

唯國民としては此の法律の施行によつて今後の戰爭に際し國家の非常的容態とそれに關して國民の協力すべき事項とを知り得るのでありまして平素よりこの法律を規範としてさうした事態に對處する準備を常に心掛けておく必要があると思ふのであります。

◇銅並に銑鐵の使用制限改正に就て

殖産局長談

事變勃發以來銅の需要は急激に增加致しましたが國內の自給力は極めて貧弱なる爲、勢ひ輸入の增大に依存せねばならなかつたので、昨年十一月朝鮮總督府令第百八十號を以て銅の使用制限に關する件を發布し、建築物の屋根、庇、化粧張、煙突又は排氣筒に銅を

使用することを原則として禁止し極力消費の節約に努めて來ましたが、最近益々銅の需要は増加し銅飢饉の聲を聞く樣になりました爲本月六日附府令第九十三號を以て前記府令を改正し更に使用制限の徹底强化を計り、之が需給の調整を計らんとするものであります、右改正内容の大略を説明すれば

一、使用制限は銅竝に銅合金に及び銅合金とは黄銅(眞鍮)、青銅砲金、洋銀(洋白)赤銅をいふ。

二、建築物の粹、扉、窓格子、手摺、階段滑止又は日除金具として銅又は銅合金を使用せんとする者は道知事の許可を要す。

三、百瓩未滿の銅を庇及び之れに附屬する樋に使用する場合は許可を要せざりしが今回其の制限を廢止す。

四、飲食用器具、厨房用器具、衣類用の器具家具什器、美術裝飾品、被服附屬金具、喫煙用器具、身廻用品、裝身具、文房具、建築用附屬金具、玩具、扇風機、ストーブ、シャンデリヤ、電氣スタンド、金庫、書類箱、冷藏庫、看板、ネームプレート、廣告用文字其の他一般家庭用金物及雜貨又は其の部分品の製造に銅又は銅合金を使用する場合は道知事の許可を受くることを要す。

五、前項に揭ぐる物品又は其の部分品にして輸出品又は其の部分品に非ざるもの丶原料又は材料を製造する場合に於て銅又は銅合金を使用する場合は道知事の許可を必要とす。

六、四項に揭ぐる物品が輸出品なる時は其の製造に道知事の許可を要せざるも豫め一定事項を道知事に屆出づることを要す、而して輸出用として製造したる物品は之を製造せる者は勿論之を讓受けたるものも原則として之を國内消費向に販賣することを得ず。

尙銑鐵に付きましても軍需に對する供給を確保する必要がありますのと、軍需關係産業の生産力を擴充致します爲に機械用鑄物の需要が著しく增加の情勢にありますので一般日用品類の鑄物を極力節約致しまして、前記の需要に支障なからしむる必要がありまして、今般銑鐵鑄物の製造制限に關する府令が發布せられ五月十五日から施行せらる丶ことになつたのであります、軍需品、輸出品其の他特別の事情に依つて已むを得ないものは道知事の許可を受けて製造することが出來るのでありますが、鑄物製造者は勿論一般需要者に於かれましても克く制限の趣旨を了得せられまして國策の遂行に協力せられたいのであります。

右府令に依り今回製造を制限せられました物品は左の四十七品種であります。

文鎭、鉛筆削、インキ壺、ホチキス、貯金箱、火鉢、茶道用風呂釜、天水鉢、扇風機(工鑛業用のものを除く)

◇昭和十三年度歲出豫算の實行に關し

財務局長通牒

豫算の實行に當り海外拂の節約に關しては屢々財務局長から各官廳へ通牒が發せられたが、このほど更に具體的諸項目を擧げて之れが勵行徹底に關し次の通り通牒が發せられた、即ち

(イ)輸入品が國産に比し廉價なる場合といへども、會計法規に反せざる限り極力國産品を使用すること。

(ロ)使用を制限若は廢止し又は國産品若は代用品を使用すべき主なる品目は

▲自動車、礦油、醫療器械、理化學機械、

計算器、タイプライター、金屬製品、書籍、制服地、アルパカ、其他輸入裏地、制帽地、麻紐等

(ハ)皮革製品其他輸入品使用製品の規格を引下げること。

(ニ)紙類、綿布、その他輸入原料使用に付極力消費の節約を圖ること

(ホ)官吏等の海外旅行、留學生の派遣等を極力制限す、外國船舶の使用、外國保險會社との契約を避ける、海外電報は極力無線電信を使用す。

(ヘ)金の節約、例へば帳簿類等の金文字各種記念品として金杯、金メダルの類の製造配付は嚴に差控へること。

(ト)鐵その他金屬、石炭、石油等の燃料其他差當り我國に於て不足してゐる物資については相當程度の苦痛を忍ぶも極力之が消費を制限節約す。

◇重要鑛物增産令に就て殖産局長談發表

中央政府に於ては這般第七十三議會に重要鑛物增産法を提出し其の協贊を經て之が公布を見たが朝鮮に於ても之と略同一內容の法令公布(制令第二十號)を見るに至り五月十一殖産局長は左の如き談話を發表した。

時局の進展に伴れ重要鑛物の增産確保は喫緊の要務となりたるを以て、中央政府は此の目的の爲に這般開會の第七十三議會に重要鑛物增産法を提出し其の協贊を經て之を公布せられたのであるが、朝鮮に於ては其の特殊事情を考慮し、內地重要鑛物增産法と略同一內容の朝鮮重要鑛物增産令を公布せらるゝことゝなり本日制令第二十號を以て公布を見たる次第である。由來朝鮮に賦存せる鑛物は多種多樣にして、之を內地に比するに兩者地質的に相違せるを以て賦存鑛物亦之を異にし、內地に缺乏せる鑛物の內鐵鑛、タングステン鑛、水鉛鑛、黑鉛、雲母明礬石、重晶石、螢石、マグネサイト等の重要鑛物は朝鮮に於ては豐富に賦存し朝鮮に俟つの外なきものも尠からず、時局の長期に亙らんとするの時朝鮮鑛業の責務たるや誠に重且大にして斯業關係官民の一致協力鑛業報國の誠を致すべきの秋である。

而して本令は專ら重要鑛物の增産確保を目的とせるものにして、之が增産の爲必要あるときは鑛業權者に對し事業設備の新設、擴張、改良を命じ、或は作業方法に關し必要なる事項を命ずるの外徒に權利の上に眠れる者即ち所謂睡眠鑛區の積極的開發を企圖し、必要あるとき具體的の開發に着手すべきことを命じ、或は之が增産の爲適當なる者に對し鑛業權讓渡に關する協議を爲すべき旨を命じ、協議調はざるときは朝鮮總督に於て讓渡價格等に關し必要なる事項を決定し、一方鑛業權者間に於ても自發的に斯種鑛業權の讓渡に關する協議を容易ならしめ、協議不調なるとき朝鮮總督に裁定を申請し得ることゝなつて居るのである。

本令は一見業者の負擔を過重ならしむるが如きも本令の意圖するところは時局に鑑み、飽く迄重要鑛物の增産を確保せんとするものにして、之を現行鑛業令の規定を活用する場合に比するも、必ずしも業者に負擔を過重するものには非ず、尙別途奬勵金交付の途も講せらるゝ筈なるを以て業者は須らく現下時局に於ける朝鮮鑛業の重責を認識せられ、官の命令を俟たずして積極的に之が增産確保に邁進せられ、以て銃後報國の端を盡されんことを特に切望する次第である。

◇税務監督局長會議開催

全鮮税務監督局長は五月十二日から三日間本府第一會議室に於て南總督・大野政務總監臨席、水田財務局長統裁の下に各監督局長の外內地及滿洲國から關係官出席の下に開催された、劈頭南總督は税制運用の滿を期し、特に臨時增税の趣旨理解に努むると共に節約、貯蓄を奬勵すべき旨の懇篤なる訓示があつた。

◇五月一日現在米穀現在高

五月一日現在鮮內殘存米高の各道別內譯は次の通り（單位石）

二、地方別

地方	石
京畿	一、〇四六、七五六
忠北	一七九、四二五
忠南	六四二、三二八
全北	一、〇三二、一六六
全南	九二二、三七〇
慶北	六〇七、五三九
慶南	七五二、〇一五
黃海	四九三、一六四
平南	六六四、一六五
平北	三三九、〇八二
江原	二八一、八二九
咸南	二六六、〇五四
咸北	七九、一三八
鐵道局	九、八四九
北鮮鐵道事務所	二〇四
合計	七、三一六、〇八四

◇志願兵の各道詮衡試驗

陸軍兵志願者訓練所入所志願者の各道詮衡試驗は愈々開始されることゝなつたが、この試驗のため本府から試驗官を派遣して萬全を期することゝなり朝鮮軍でも幕僚を夫々試驗地に派遣されることゝなつたが右に就いて本府は左の如く發表した。

朝鮮總督府發表

陸軍兵志願者訓練所の生徒志願者は三千名を突破して銃後半島の意氣と熱意を示し內地は勿論遠く臺灣、滿洲國、在外より志願の申出あり四月十日願書受付締切後も願書受理歎願書が本府並に朝鮮軍司令部等に殺到したる有樣で、中には期限に間に合はず受驗準備の爲貯蓄したる金をせめてもの微意として訓練所建設費として獻金し來る者もあつて其の赤誠を強く係官を感動せしむるものがあつた、本年度は出願期限其の他の都合で出願要領等不徹底の憾があつた爲多數の志願者で手續に及ばなかつた者も相當あつたのであるが、明年からは更に激增するであらうと當局では多大の期待を置いて居る、本府では各道推薦者の割當も終つたので來る二十日から二十五日迄の間に全鮮一齊に施行せらるゝ各道志願者詮衡試驗には各關係局課長及關係官が臨席し劃期的制度に對する半島民衆の熱意に應へると共に道關係官を指導督勵して詮衡上遺漏なきを期することゝなつた、なほ朝鮮軍に於ても幕僚を夫々試驗地に派遣し實施方法或は詮衡事務の視察を爲す筈である。

◇徐州陷落

徐州陷落の快報一度び半島の天地に傳へられるや萬歲の聲は和して天地に響き今や半島は歡喜の一色に塗り潰された、この歡喜の中に南總督は二十日午後一時小磯軍司令官は同五時次の如き談話をなした。

南總督談

私は實は本月初め徐州陷落は各方面の情報を綜合して二十日と思つてゐたが、それより一日早く徐州の正門は占領され本日徐州が完全に占領されて欣快にたへない、その快報に接したのは中樞院會議の最中で議長は直ちに議場に諮り軍部その他關係方面に祝意と感謝の意を表する祝電文を披露した處、滿場一致可決して直ちにその手續きを執つた、これに就いて面白い場面があつたから紹介しておく、議員全部は昨日朝鮮神宮に參拜して戰勝祈願、武運長久の祈願をなしその足で龍山陸軍病院に戰傷病兵を見舞つたが。この議員達の精神的働きがあつた。その翌日然も會議中にこの快報に接したのであるから、議場は思はざる感激の歡喜のどよめきであつた。

隴海線は申すまでもなく蔣介石が賴みとする抗日軍が全力を盡して永久的堅固なる陣地によつて必死の防戰をした處である、それは徐州そのもの〻地形が戰略上、戰術上、政略上、經濟、交通上に具備してゐる處で從つて蔣介石は中華民國で力强いと云はれる李宗仁を總指揮として抗戰の嚴命の下に抵抗を試みた、この徐州攻略戰は今次事變中上海、南京より以上なものでその多數に於ては日露戰爭當時奉天會戰以上のものである、皇軍の徐州占領によつて隴海線、津浦線、海州灣の各線は完全に開通される、その結果として北京、南京政府の連絡が完備し、南北政策合流政策に寄與するに至り、民衆の幸福は勿論今後の治安好果を齎すものである、然し國民はこれによつて平和が來るとか、又一段落ついたものであるとか、樂觀的態度があることは絶對に許されぬ、なぜなれば蔣介石政權の撲滅は我等の眼中になく今日本の執つてゐる聖戰は將來に來るべきより大なる時局の準備體勢なるが故に、本時局の恒久性に覺悟を致さねばならぬ。

小磯軍司令官談

今次徐州會戰は蔣介石が乾坤一擲從來の頽勢を挽回せんとして企圖したる一六勝負にして、實に七年の日子を費して構築したる徐州附近の堅固なる設堡陣を樞軸として、四十數師の兵力を集結して內線作戰を實施したるに止まらず、本作戰を容易ならしむる爲、全軍を動員して各方面に於て牽制脅威を試みた今次支那事變最大の會戰である。

之に對し皇軍は極めて寡少なる兵力を以て南北兩方面より分進合擊、良く統帥の妙を發揮して外線作戰の陷り易き弊害を見事に排除し、果敢斷行作戰開始以來僅に三旬、頑敵を殲滅して堅陣を屠り皇軍の威武を中外に宣揚した、是れ固より大御稜威の然らしむる所、又以て皇軍の統帥指揮の卓越、訓練の精到、第一線將兵の不眠不休、盡忠報國の赤誠に基く奮戰力鬪と、銃後國民の熱烈なる後援の賜にして、誠に感謝感激に堪へざると共に、不幸戰陣に斃れ又は鋒鏑に傷きたる幾多將兵に對しては滿腔の敬意と同情の念禁ずる能はざるものがある。

抑々本會戰は、其規模構想に於て奉天會戰を凌ぎ、政戰兩略上重大なる意義を有することに於て南京攻略に勝るものである、即ち戰勝の結果敵野戰軍の精銳を粉碎して其再建を困難ならしめ、以て國民政府の運命を愈々窘縮せしむるに至つたことは勿論北支、中支を地理的に接續せしめて帝國の國策たる兩政權の完全なる提携を促進したると同時に、隴海、津浦の兩鐵道を掌握して皇軍の戰略的運用を便にし、政戰兩略の一致を實現し得たること

は寔に慶賀に堪へざる所である。然れども之を以て對支作戰の終局を見たりと爲すは大なる早計にして、今次征戰の目的を達するには前途尚幾多戰策の實行を要すべきのみならず、國際情勢の變轉亦豫斷を許さず、國民は更に一段の緊張を以て國力就中戰力の培養に努め、最後的勝利把握に備ふると共に、續て來らんとする新事態に即應するの覺悟と準備とを怠つてはならぬ。玆に徐州會戰の大勝に方り一言所懷を披瀝して大方の參考に資する次第である。

京城府の祝賀行事

聖戰に勇む皇軍戰士の軍靴はいま徐州を蹂躪世界戰史に轟く戰果を收め戰線も銃後もこの壯擧に感激の渦捲を描いてゐる、徐州陷落を祝賀する京城府では左記の如く祝賀行事を行ひ皇軍の奮戰に感謝すると共に精神的團結を鞏固にし更に今後聖戰遂行に銃後の固めを護ることゝなつた。

◇朝鮮神宮で盛大なる戰捷奉告祭を執行（大體祝賀當日午前十一時頃の豫定）

◇祝賀會（京城府、京城商工會議所共同主催）朝鮮神宮奉賛殿廣場で軍官民約三千名參列冷酒を汲んで皇軍の戰果を壽ぐ。

◇默禱戰友勇士の英靈に對し敬虔な衷情の至情を表し正午を期し『默禱の時間』と定め全鮮を擧げて一分間默禱祈念し忠勇なる遺烈を偲び冥福を祈る。

◇戰死者遺族慰問府內居住三十三名の戰死者遺族に對し金一封を贈つて慰問

◇傷病兵慰問龍山病院に各種鄭重な慰問を行ふ。

◇旗行列と提灯行列は先頭に『祝徐州陷落』『皇軍萬歲』の大旆高張提灯を押立て勇壯な軍歌を合唱日の丸の手旗を振つて全市を行進するなほ京城神社の皇軍大捷奉祝式は祝賀當日午前九時から執行された。

◇中樞院會議開催

時局下に於ける中樞院會議は五月二十日午前八時半から本府第一會議室に於て南總督臨席、議長大野政務總監統裁、三顧問、五十五參議出席、本府各局長列席の下に開會された。劈頭南總督內鮮一體の深化、時局對策への協力に就き意義深き訓示あり、これに引つゞき大野議長の挨拶があり、更に各局長の演示に入り正午休憩、午後一時半再開、午前に引つゞき各局長の演示があつて午後二時半より左記の本府諮問答申に入つた。

一、時局の重大性に鑑み農山漁村振興運動の擴充强化を圖るに最も適切なる方策如何。

二、內鮮一體精神を一般國民の日常生活に實踐具現せしむる方策如何。

三、隱居の制度を設くるの要なきや。

尙ほ會議第二日目の二十一日は諮問答申を行ふ。

日誌

（自四月十六日 至五月十五日）

四月十六日　府令第七十八號を以て臨時資金調整法第十六條の規定に依り國際收支調査規則制定發布。

四月十八日　李王殿下竝同妃殿下御着城。

府令第七十九號を以て稅關棧橋、繫船壁及船渠使用規則中改正。

府令第八十號を以て保稅倉庫法施行規則中改正。

府令第八十一號を以て保稅工場法施行規則中改正。

府令第八十二號を以て移出牛檢疫規則中改正。

四月十九日　各道知事會議開催（本府第一會議室に於て向ふ五日間）。

府令第八十三號を以て臨時恩賜金管理規則中改正。

府令第八十四號を以て京城帝國大學豫科規程中改正。

四月二十日　勅令第二百五十號を以て京城帝國大學官制中改正公布。

勅令第二百五十一號を以て大正十三年勅令第百四號改正公布。

府令第八十五號を以て昭和六年法律第四十號施行に關する件改正發布。

四月二十三日　伊太利政府派遣日伊親善使節團パウリッチ侯爵以下二十二名入城、午後本府第一會議室に於て南總督と交驩。

四月二十五日　李王殿下竝同妃殿下御退鮮。

府令第八十六號を以て郵便規則制定發布。

府令第八十七號を以て朝鮮と內地、臺灣、樺太、南洋群島及關東州間郵便規則制定發布。

四月二十六日　靖國神社臨時大祭、全鮮官公署竝に學校一齊に遙拜式擧行。

本日より向ふ一週間國民精神總動員銃後報國强調週間。

四月二十七日　勅令第二百六十七號を以て朝鮮總督府濟生院官制中改正公布。

四月二十九日　天長節、本府第一會議室に於て御眞影奉拜式擧行。

四月三十日　府令第八十八號を以て郵便切手類及收入印紙賣捌規則中改正。

府令第八十九號を以て郵便爲替規則中改正。

府令第九十號を以て郵便爲替貯金規則中改正。

府令第九十一號を以て集金郵便振替金拂込規則中改正。

五月一日　本府勤政殿に於て殉職警察官消防職員招魂祭執行。

五月二日　勅令第二百八十六號を以て高等官官等俸給令改正公布。

勅令第二百九十五號を以て昭和十三年法律第三十八號は昭和十三年五月七日より之を施行の件公布。

府令第九十二號を以て昭和四年朝鮮總督府

令第十九號(府尹の交際費に關する件)中改正。

各道警察部長會議開催(本府第一會議室)。

五月五日　勅令第三百五號を以て恩給金庫法は昭和十三年五月二日より之を施行するの件公布。勅令第三百六號を以て恩給金庫の設立に關し公布。

本日より向ふ一週間兒童愛護週間。

五月六日　府令第九十三號を以て昭和十三年朝鮮總督府令第八十號（昭和十三年法律第九十二號第二條の規定に依る銅の使用制限に關する件）中改正。

府令第九十四號を以て昭和十二年法律第九十二號第二條の規定に依る銑鐵鑄物製造制限に關する件制定發布。

五月十日　勅令第三百十五號を以て國家總動員法は昭和十三年五月五日より之を施行するの件公布。

勅令第三百十六號を以て國家總動員法は之を朝鮮、臺灣、樺太に施行するの件公布。

府令第九十五號を以て擔保附社債信託法施行規則中改正。

五月十一日　府令第九十六號を以て朝鮮漁業經營費低減施設補助規則中改正。

五月十二日　稅務監督局長會議開催（本府會議室に於て向ふ三日間）

府令第九十七號を以て朝鮮鑛夫勞務扶助規則制定發布。

五月十四日　府令第九十八號を以て大正十一年朝鮮總督府令第百三十二號（朝鮮地方待遇職員の加俸及定員に關する件）中改正。

編輯後記

◉徐州城頭遂に日章旗がへんぽんとひらめき始めた、この日章旗こそわが養正八紘の御稜威にあこがれる北支、中支の民衆がつどひ集まる目標である。徐州の戰捷は元兇蔣の抗日氣勢に、決定的打擊を與へたことよりも、中北兩政權が堅く手を握り合ひ東半支那に甦生の樂土建設を着々進め得る情勢が作られた事である。

◉蔣のなすなきことが明白となつた今日、その黑幕に絲を引いた者共は、元も子も無くする如き蔣への加勢を止めるであらう。假令長期に亙つて蔣の尻押をしたればとて、それはどこまでも容共抗日の蔣を援けるのであつて塗炭に苦しむ支那民衆を救ふものでは斷じてない。この可憐な民衆を救ふ者は誰か、東洋の盟主我が日本皇國を措きて何處にその救濟者を求むべきか、こゝに我が大陸政策養正八紘の國是が輝いて來る。

◉我が皇國の活躍、今こそ最もその著しき發動が期待せられる。この皇國々是の發動、養正八紘の大陸政策遂行に當つて、從來自他ともに、氣のつかなかつたのは朝鮮である。朝鮮の地位だ、朝鮮の力だ。滿支は朝鮮よりも大きい、眼につき易い。しかし如何に大きく眼につくからと云つても、朝鮮の價値を看逃してはならない。幹を離れた切花はその美を永久ならしむることが出來ない。

◉本誌は常に日本の國是國策に順應し、光輝ある大陸政策の伸展に缺くべからざる朝鮮の重要性を中外に宣揚して來た。本號も亦此主旨に添ふて幾多の貴重なる報道資料を蒐め得たるを喜ぶものである。武田氏の「內地在住半島人と協和事業」は內鮮一體化促進の叫ばるゝ今日、極めて貴重な論文であり、「銃後報國强調週間の概要」は朝鮮が如何に本來の價値を發揮するかの一端を如實に示すものである。

◉千田技師、鏑木所長の指摘する所はよく朝鮮資源の重要性を突き、西村通譯官の所論は內、鮮文化の交渉を明にし、江田教授の批判は朝鮮宗教運動の一面を如實に物語るものである。山形教授の文樣雜記は朝鮮の視覺文化開拓に大きな鍬を打込んだもの、上野氏、佐藤氏、飯山氏の紀行、風景、觀光何れも朝鮮の奧ゆかしさを傳へるもの「朝鮮の博物館と陳列館」また朝鮮古文化への本道をなすもの、孰れも讀者をして朝鮮趣味の麗はしさに興味を喚起せしめずに措かぬであらう。

昭和十三年五月二十五日印刷
昭和十三年六月　一　日發行

發行人　朝鮮總督府總督官房文書課長
發行所　朝鮮總督府
京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
印刷所　朝鮮印刷株式會社

京城府蓬萊町三ノ六二・六三番地
一手賣捌所　朝鮮印刷株式會社
振替口座京城四〇番

京城府蓬萊町三丁目 六二 六三 番地

朝鮮印刷株式會社

電話本局② 〇二三〇番
五五三一番
五五三二番

振替口座京城四〇番